

会計検査院は、日本国憲法第 90 条の規定により、国の収入支出の決算を検査し、会計検査院法第 29 条の規定に基づいて平成 16 年度決算検査報告を作成し、平成 17 年 11 月 8 日、これを内閣に送付した。

この検査報告には、歳入歳出の決算に関する事項、法律、政令若しくは予算に違反し又は不当と認めた事項、意見を表示し又は処置を要求した事項、会計事務職員に対する検定等について記載した。

また、国有財産、物品等国の財産等に関する検査事項及び会計検査院法その他の法律の規定により検査をしている政府関係機関等の会計に関する事項についても記載した。

なお、会計検査院は、平成 17 年 9 月 6 日、内閣から平成 16 年度歳入歳出決算の送付を受け、その検査を終えて平成 17 年 11 月 8 日内閣に回付した。

平成 16 年度決算検査報告 目次

目
次

(不当事項の件名の後に付けてある()内)
の数字は不当事項の一連番号を示す。

ページ

第 1 章	検査の概要	1
第 1 節	検査活動の概況	1
第 1	検査の方針	1
第 2	検査の実施	3
第 2 節	検査結果の大要	5
第 1	事項等別の検査結果	5
1	事項等別の概要	5
2	第 3 章の「個別の検査結果」の概要	7
3	第 4 章の「国会からの検査要請事項及び特定検査対象に関する検査状況」の概要	34
第 2	観点別の検査結果	44
第 2 章	決算の確認	49
第 1 節	国の決算の確認	49
第 1	一般会計	49
第 2	特別会計	49
第 2 節	国税収納金整理資金受払計算書の検査完了	51
第 3 節	政府関係機関の決算の検査完了	51
第 4 節	国の決算金額と日本銀行の提出した計算書の金額との対照	52
第 1	一般会計	52
第 2	特別会計	52
第 5 節	国会の承諾を受ける手続を採っていない予備費の支出	52
第 3 章	個別の検査結果	53
第 1 節	省庁別の検査結果	53
第 1	国会	53
	(衆議院)	53
	本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項	53
	電話関係業務に係る契約について、契約事務を適正に実施する体制を整備したり、予定価格の積算手順を整備したりするなどして契約事務を適切に実施するよう改善させたもの	53
第 2	裁判所	57
	本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項	57

	常勤医師の研修等に係る勤務時間の管理を適切に行うことにより家庭裁判所における 給与の支払を適正に行うよう改善させたもの	57
目 次	第3 内閣府	61
	(内閣府本府)	61
	本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項	61
	磁気探査のため、水上において設置・撤去する仮設足場に係る費用の積算を施工の実 態に適合するよう改善させたもの	61
	(防衛庁)	64
	不当事項	64
	不正行為	64
	職員の不正行為による損害が生じたもの[陸上自衛隊特殊作戦群、海上自衛隊横須賀 地方隊第41掃海隊、航空自衛隊航空総隊北部航空方面隊第2航空団基地業務群会計 隊(要求元 航空支援集団特別航空輸送隊)、自衛隊神奈川地方連絡部](1)-(4)	64
	本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項	65
	(1) 公務災害補償に係る治癒の認定手続を適切に行うことにより、療養補償が適正な ものとなるよう改善させたもの	65
	(2) 護衛艦における主発電機用原動機的气タービンパワーセクション予備機の調達 に当たり、艦艇製造請負契約とは別途に調達することにより、経済的な調達を 図るよう改善させたもの	69
	(3) 駐留軍等労働者に対する定期健康診断を委託により実施するに当たり、契約単価 の設定を診療報酬点数表によることなく市場価格等を考慮することにより、委託 費の節減を図るよう改善させたもの	72
	第4 総務省	73
	不当事項	73
	補助金	73
	電気通信格差是正事業費補助金等の経理が不当と認められるもの[総務本省](5)-(9)	73
	本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項	77
	(1) 新世代地域ケーブルテレビ施設整備事業における光ケーブルの敷設に係る補助対 象経費を適切に算定するよう改善させたもの	77
	(2) 地上デジタルテレビジョン放送の開始に伴うアナログ周波数変更対策業務につい て、調査業務及び受信対策の労務単価の算定を適切なものとするよう改善させ たもの	80
	第5 外務省	85
不当事項	85	
不正行為	85	
職員の不正行為による損害が生じたもの[在ウィーン国際機関日本政府代表部](10)	85	

本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項	85	
日本人学校の校舎等の建設等に対する援助について、援助額の算定を適切に行うとともに、交付を運営主体の金融機関への償還の状況に即して適切に行うよう改善させたもの	85	目次
平成 15 年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項に対する処置状況	90	
在外公館における出納事務の執行について	90	
第 6 財 務 省	93	
不 当 事 項	93	
予 算 経 理	93	
航空機を利用した出張等に係る旅費の支給が過大となっているもの〔函館税関、沖縄地区税関〕(11)(12)	93	
租 税	95	
租税の徴収に当たり、徴収額に過不足があったもの〔札幌北税務署ほか101税務署〕(13)	95	
本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項	105	
(1) 貸付財産に係る国有資産等所在市町村交付金の交付について、その交付事務を適切に行うよう改善させたもの	105	
(2) 給与所得に係る源泉徴収義務者に対する納付指導を効率的に行うことなどにより、源泉徴収制度が適切に実施されるよう改善させたもの	110	
(3) 確定申告説明会に係る謝金の支払が業務の実態等に適合したものとなるよう改善させたもの	115	
第 7 文 部 科 学 省	118	
不 当 事 項	118	
補 助 金	118	
私立高等学校等経常費助成費補助金の経理が不当と認められるもの〔北海道ほか 3 県〕(14)–(17)	118	
科学研究費補助金の経理が不当と認められるもの〔文部科学本省〕(18)–(21)	121	
不正行為	124	
職員の不正行為による損害が生じたもの〔奈良教育大学〕(22)	124	
意見を表示し又は処置を要求した事項	125	
国立大学法人の賃借物品等及び診療報酬債権に係る会計経理について、統一的な取扱いが行われるよう改善の意見を表示したもの	125	
本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項	131	
(1) 私立の高等学校等及び専修学校における私立学校施設整備事業等が適切に執行等されるよう改善させたもの	131	

	(2) 国宝重要文化財等保存整備費補助金の交付を受けて実施した発掘調査事業により 発掘された埋蔵文化財の保存に係る取扱いを適切に行うとともに、当該補助事業 を適正に執行するよう改善させたもの	136
	(3) 国立大学法人に帰属する承継財産の数量及び価額を適正なものに是正させたもの	141
目次	第8 厚生労働省	147
	不当事項	147
	予算経理	147
	航空機を利用した出張に係る旅費の支給が過大となっているもの[北海道労働局ほか 6労働局] (23)-(29)	147
	物品の購入等に係る庁費や謝金、旅費等を不正に支出し、これを別途に経理して職員 等が業務の目的外に使用するなどしていたもの[兵庫労働局] (30)	149
	予算経理・不正行為	158
	関係書類を偽造するなどして庁費、謝金、旅費等を不正に支出し、これを業務の目的 外の用途に使用したり、職員が国庫金を領得したりなどしていたもの[北海道労働局 ほか5労働局] (31)-(36)	158
	役 務	163
	研究調査事業に係る委託費の支払に当たり、当該事業に要した経費に架空の消耗品費 が含まれていたため、支払額が過大となっているもの[国立感染症研究所] (37)	163
	保 険 料	164
	健康保険及び厚生年金保険の保険料の徴収に当たり、徴収額が不足していたもの[北 海道社会保険事務局ほか28社会保険事務局(182社会保険事務所及び21社会保険事 務局事務所)] (38)	164
	労働保険の保険料の徴収に当たり、徴収額に過不足があったもの[北海道労働局ほか 19労働局] (39)	168
	保 険 給 付	170
	厚生年金保険の老齢厚生年金及び国民年金の老齢基礎年金の支給が適正でなかったも の[社会保険庁] (40)	170
	雇用保険の失業等給付金の支給が適正でなかったもの[厚生労働本省、北海道労働局 ほか12労働局、札幌公共職業安定所ほか164公共職業安定所] (41)	173
	雇用保険の特定求職者雇用開発助成金の支給が適正でなかったもの[岩手労働局ほか 14労働局] (42)	177
	医 療 費	179
	医療費に係る国の負担が不当と認められるもの[社会保険庁、北海道ほか28都府 県] (43)	179
	労働者災害補償保険の療養の給付に要する診療費の支払が適正でなかったもの[厚生 労働本省、北海道労働局ほか10労働局] (44)	192

補助金	194	
厚生労働科学研究費補助金の経理が不当と認められるもの[厚生労働本省](45)-(47)	194	
医療施設運営費等補助金の経理において、補助対象事業費の精算が過大となっているもの[茨城県ほか2県](48)-(50)	197	目次
保健事業費等負担金の経理において、健康診査の単価の適用を誤るなどしたため負担金が過大に交付されているもの[東京都ほか2県](51)-(53)	199	
医療施設等施設整備費補助金等の経理において、仕入税額控除した消費税額に係る補助金を返還していないもの[北海道ほか3県](54)-(57)	201	
緊急雇用創出特別基金事業における新規・成長分野雇用創出特別奨励金の支給が不当と認められるもの[厚生労働本省](58)	204	
早期再就職者支援基金事業における早期再就職者支援金の支給が不当と認められるもの[厚生労働本省](59)	206	
緊急地域雇用創出特別基金事業の実施が不当と認められるもの[厚生労働本省](60)-(62)	208	
在宅福祉事業費補助金が過大に交付されているもの[北海道ほか11府県](63)-(78)	210	
社会福祉施設等施設整備費補助金等が過大に交付されているもの[北海道ほか5県](79)-(86)	214	
児童保護費等負担金の経理が不当と認められるもの[岩手県ほか17都府県](87)-(127)	217	
生活保護費負担金の経理が不当と認められるもの[山形県ほか9都府県](128)-(140)	221	
精神保健対策費補助金の経理において、補助対象事業費の精算が過大となっているもの[広島県](141)	223	
介護保険事業費補助金が過大に交付されているもの[厚生労働本省](142)	224	
介護保険事務費交付金が過大に交付されているもの[厚生労働本省、奈良県](143)	225	
介護保険の普通調整交付金の交付が不当と認められるもの[厚生労働本省、岩手県](144)(145)	227	
国民健康保険の療養給付費補助金の交付が不当と認められるもの[厚生労働本省、埼玉県、大阪府](146)(147)	229	
国民健康保険の療養給付費負担金の交付が不当と認められるもの[厚生労働本省、青森県ほか11都府県](148)-(163)	231	
国民健康保険の財政調整交付金の交付が不当と認められるもの[厚生労働本省、北海道ほか18都府県](164)-(201)	233	
不正行為	239	
職員の不正行為による損害が生じたもの[飯田橋公共職業安定所](202)	239	
その他	240	
介護給付費に係る国の負担が不当と認められるもの[岩手県ほか3県](203)	240	

	意見を表示し又は処置を要求した事項	243
目	(1) データ通信サービス契約に係るソフトウェア使用料のうちの利子相当額の算出が 適正なものとなるよう是正改善の処置を要求したもの	243
	(2) 健康保険の適用資格のある国民健康保険組合の組合員について、健康保険の適用 を受けないこととするなどの手続を適切に行わせることにより、療養給付費補助 金の算定を適切なものとするよう改善の処置を要求したもの	247
次	本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項	251
	(1) 医療施設等施設整備費補助金等に係る消費税の取扱いを適切に行うよう改善させ たもの	251
	(2) 国庫負担金等の交付の趣旨に沿った保育士の配置によって、保育が適切に行われ るよう改善させたもの	255
	(3) 生活保護費に係る返還金等の調定額の算出を適切に行わせることなどにより、生 活保護費国庫負担金の算定が適正なものとなるよう改善させたもの	260
	(4) 国民健康保険における退職被保険者の適用の適正化を図るよう改善させたもの	264
	(5) 適切な職業相談を十分行うなどして求職者に対する公共職業訓練等の受講指示を 行うことにより、訓練延長給付の支給を適切なものとするよう改善させたもの	268
	平成 11 年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項に対する 処置状況	272
	国民年金の第 3 号被保険者に係る種別変更の届出の適正化について	272
第 9	農 林 水 産 省	274
	不 当 事 項	274
	役 務	274
	鰻ふ化仔魚育成技術の開発等に係る委託事業の実施に当たり、委託事業の経費に架空 の出張旅費を含めるなどしていたため、委託費の支払額が過大となっているもの [水産庁] (204)	274
	補 助 金	276
	地域防災対策総合治山事業の実施に当たり、治山事業において補助の対象とならない 既存歩道の改修に係る工事費を補助の対象としていたもの[林野庁] (205)	277
	耕畜連携・資源循環総合対策事業の実施に当たり、たい肥舎の床コンクリートの設計 及び施工が適切でなかったため、補助の目的を達していないもの[関東農政局] (206)	278
	卸売市場施設整備事業の実施に当たり、仕入税額控除した消費税額に係る補助金を返 還していないもの[関東農政局] (207)	279
	トレーサビリティシステム導入促進対策事業で構築したシステムが稼動しておらず、 補助の目的を達していないもの[関東農政局] (208)	281
	広域営農団地農道整備事業の実施に当たり、設計が適切でなかったため、橋脚等の所 要の安全度が確保されていない状態になっているもの[中国四国農政局] (209)	282

農村振興総合整備統合補助事業の実施に当たり、設計が適切でなかったため、コンクリート擁壁の所要の安全度が確保されていない状態になっているもの[中国四国農政局](210) ……………	284	目 次
農業用施設災害復旧事業の実施に当たり、頭首工の設計が適切でなかったため、工事の目的を達していないもの[九州農政局](211) ……………	286	
意見を表示し又は処置を要求した事項 ……………	289	
沖縄の復帰に伴う国有林野に係る国有財産台帳の整備を早急に行うよう是正改善の処置を要求したもの ……………	289	
本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項 ……………	294	
(1) 施設の整備事業を系統施行により実施するに当たり、透明性及び公正性を確保するなどのため、製造請負管理料を契約書等に明示するなどの改善をさせたもの ……	294	
(2) 新山村振興等農林漁業特別対策事業等により整備した直売所等の施設について、適切な事業評価を実施するとともに、事業効果の発現状況を継続的に把握できる体制を整備することにより、事業効果の十分な発現を図るよう改善させたもの ……	298	
(3) 農業集落排水事業により整備した肥料化施設等において、施設を適切に利用し、汚泥を農地に還元することにより、事業効果の発現を図るよう改善させたもの ……	306	
(4) 築いそ整備事業の計画策定に当たり、過去に整備した築いその実績漁獲量を把握するなどして、費用対効果分析を適切に実施することにより、事業の採択等が的確に行われるよう改善させたもの ……………	310	
(5) 配合飼料用米穀の販売に当たり、政府売渡価格から控除する飼料用米販売経費を実態に合わせて算定することなどにより、経費の節減を図るよう改善させたもの ……	316	
(6) 牛に係る家畜共済事業の運営において、牛個体識別台帳に記録されている情報を利用するなどして、牛の異動情報を適切に把握することにより、共済金の算定を適正に行うよう改善させたもの ……………	319	
平成14年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項に対する処置状況 ……………	324	
(1) 一般国道の道路敷となっている国有林野の取扱いについて ……………	324	
(2) 卸売市場施設整備事業の実施について ……………	325	
第10 経 済 産 業 省 ……………	328	
不 当 事 項 ……………	328	
役 務 ……………	328	
調査委託契約に係る委託費の支払に当たり、他の業務に従事していた日数等を含めて人件費を算定していたため、支払額が過大となっているもの[経済産業本省](212) ……	328	
補 助 金 ……………	330	
新事業支援施設整備事業の実施に当たり、仕入税額控除した消費税額に係る補助金を返還していないもの[九州経済産業局](213) ……………	330	

	中小企業経営革新支援対策費補助金等の経理が不当と認められるもの〔北海道、東北、関東、近畿、中国、九州各経済産業局〕(214)–(224) ……………	331
目	中心市街地等商店街・商業集積活性化施設整備事業の実施に当たり、仕入税額控除した消費税額に係る補助金の返還額を過小にしていたもの〔中部経済産業局〕(225) ……………	338
次	原子力災害対策施設整備事業の実施に当たり、設計及び施工が著しく適切でなかったため、無停電電源装置等の地震時の機能の維持が確保されていない状態になっているもの〔原子力安全・保安院〕(226) ……………	339
	電源立地促進対策事業の実施に当たり、施工が設計と著しく相違していたため、無停電電源装置の地震時の機能の維持が確保されていない状態になっているもの〔関東経済産業局〕(227) ……………	343
	エネルギー使用合理化技術開発事業の実施に当たり、仕入税額控除した消費税額に係る補助金を返還していないもの〔経済産業本省〕(228) (229) ……………	344
	本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項 ……………	347
	(1) 博覧会事業の実施に当たり、実績報告を年度ごとの実際の事業費に基づき適切に行うよう、また、概算額に基づいて算出した負担金の精算を適切に行うよう改善させたもの ……………	347
	(2) 省エネルギー設備等導入促進情報公開対策等事業における総合エネルギー展の開催経費の取扱いを適切なものとするよう改善させたもの ……………	350
第11	国 土 交 通 省 ……………	353
不 当 事 項	……………	353
役 務	……………	353
	海上交通情報処理システムの保守委託契約において、対象となっていない機器に係る保守作業費を含めて予定価格を積算したため、契約額が割高になっているもの〔第三管区海上保安本部〕(230) ……………	353
補 助 金	……………	354
	通常砂防事業の実施に当たり、鉄線籠型多段積護岸の基礎部の保護工の設計及び施工が適切でなかったため、工事の目的を達していないもの〔宮城県〕(231) ……………	355
	公共下水道事業の実施に当たり、設計が適切でなかったため、水管橋の橋台等の所要の安全度が確保されていない状態になっているもの〔山形県〕(232) ……………	357
	公営住宅家賃対策補助金の経理が不当と認められるもの〔福島県ほか3府県〕(233)–(236) ……………	358
	都市公園事業の実施に当たり、設計が適切でなかったため、排水管等の所要の安全度が確保されていない状態になっているもの〔栃木県〕(237) ……………	361
	港湾環境整備事業の実施に当たり、転落防止柵等の防錆・防食処理の設計及び施工が適切でなかったため、工事の目的を達していないもの〔関東地方整備局〕(238) ……………	363
	道路整備事業の実施に当たり、近傍の取引事例との比較考量を十分に行わないまま土地を取得したため、用地費が過大となっているもの〔神奈川県〕(239) ……………	365

公営住宅家賃収入補助金の経理において、収入超過者入居戸数を誤ったため、補助金が過大に交付されているもの[滋賀県](240)(241).....	366	
道路改築事業の実施に当たり、損失の補償の対象とならない消費税額を補償費に計上していたため、補償費が過大となっているもの[大阪府](242).....	368	目
街路事業の実施に当たり、設計が適切でなかったため、橋台等の所要の安全度が確保されていない状態になっているもの[兵庫県](243).....	369	次
流域下水道事業の実施に当たり、設計及び施工が適切でなかったため、放流渠の所要の安全度が確保されていない状態になっているもの[奈良県](244).....	372	
緊急地方道路整備事業の実施に当たり、吹付法枠工費等の積算を誤ったため、工事費が割高となっているもの[島根県](245).....	376	
道路改築事業の実施に当たり、私道を宅地として評価して土地を取得したため、用地費が過大となっているもの[長崎県](246).....	377	
本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項.....	379	
(1) 民間事業者等が事業主体として実施している市街地整備の促進や高齢者向けの賃貸住宅の供給等を目的とした補助事業における消費税の取扱いを適切に行うよう改善させたもの.....	379	
(2) 同一日に複数の会議に出席するなどした委員の勤務日数を適切に管理することにより、委員手当の支給を適切なものとするよう改善させたもの.....	383	
(3) プログラム改修に係る委託に当たり、コンサルティング業務の内容を明確にするなどして委託費の積算を適切なものとするよう改善させたもの.....	385	
(4) 国庫補助事業で実施する鋼橋製作・架設工事における工事費の積算に当たり、ゴム製支承の材料費を架設工事原価の間接工事費の算定対象額に含めない取扱いとするよう改善させたもの.....	387	
(5) 国庫補助事業で実施する橋りょう上部工工事において使用するゴム製支承の材料費の積算を市場価格調査を行うなどして適切なものとするよう改善させたもの.....	390	
(6) 浚渫等工事の積算に当たり、高精度の測位システムを利用することなどにより施工精度等が向上した工事について、検測待ちの拘束費を計上しないよう改善させたもの.....	394	
(7) 港湾 EDI システム等について、利活用の促進を図るよう改善させたもの.....	397	
(8) 委託契約によって購入された研究用機器について、研究終了後に国の物品として適正に管理し、有効活用を図るよう改善させたもの.....	402	
(9) 独立行政法人水資源機構が建設したダム等を利用して流水をかんがいの用に供する者の受益者負担金について、かんがい工事の実施状況を適切に把握することにより完了時期等に合わせ徴収を開始するよう改善させたもの.....	405	
(10) 延長工事等を行った滑走路に係る国有財産台帳の価格改定を延長部分等の耐用年数満了時までで行うことにより、台帳価格を適正なものとし、国有資産等所在市町村交付金の交付額を適切なものとするよう改善させたもの.....	409	

第2節	団体別の検査結果	414
第1	国民生活金融公庫	414
目次	本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項	414
	小企業等経営改善資金の貸付けに当たり、初回借入申込者に対する企業実在の確認に関する審査が適切に行われるよう改善させたもの	414
第2	日本道路公団	418
	本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項	418
	(1) 未納通行料金等の金額を適切に把握するとともに、不正通行に関する記録を有効活用することなどにより、未納通行料金等及び不正通行に係る通行料金等の適切な管理及び徴収の確保を図るよう改善させたもの	418
	(2) 雪氷対策作業に係る巡回車に乗務する者の職種の組合せ及び労務費の積算を作業の実態に適合するよう改善させたもの	424
第3	阪神高速道路公団	428
	本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項	428
	貸与した建物施設等に係る光熱水費を利用等の実態に応じて適切に負担させることにより、光熱水費支払額の節減を図るよう改善させたもの	428
第4	日本原子力研究所	431
	本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項	431
	燃料試験施設を外部利用させるに当たり、作業の実態を適切に反映した料金単価とするよう改善させたもの	431
第5	日本郵政公社	434
	不当事項	434
	物件	434
	販売終了が予定されていたゆうパック包装用品の調達に当たり、郵便局等に販売期間分に相当する在庫があるのに、これを考慮しなかったため購入数量が過大となっているもの[近畿支社](247)	434
	不正行為	436
	職員の不正行為による損害が生じたもの[北海道支社管内白石中央通郵便局ほか39郵便局](248)-(284)	436
	本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項	441
	郵便局で使用するオートバイ等の郵便用車両について、集配業務の作業の実態に応じて適切に配備するとともに効率的に運用するよう改善させたもの	441
第6	独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構、第7 独立行政法人農業生物資源研究所	444

本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項	444	
(1)(2) 研究用機器の購入契約に当たり、公正性及び競争性の確保を図るため、競争に 付するなど契約事務を適切に実施するよう改善させたもの	444	目次
(第7 独立行政法人農業生物資源研究所)	448	
不当事項	448	
工事	448	
埋設温水管改修工事の実施に当たり、監督が十分でなかったなどのため山留工が施工 されていないもの[独立行政法人農業生物資源研究所] (285)	448	
第8 独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構	450	
本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項	450	
駐留軍等労働者に対する定期健康診断を委託により実施するに当たり、契約単価の設 定を診療報酬点数表によることなく市場価格等を考慮することにより、委託費の節減 を図るよう改善させたもの	450	
第9 独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構	453	
不当事項	453	
補助金	453	
地域新エネルギー導入事業等の実施に当たり、仕入税額控除した消費税額に係る補助 金を返還していないもの[新エネルギー・産業技術総合開発機構本部] (286)	453	
第10 独立行政法人科学技術振興機構	455	
平成15年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項に対する 処置状況	455	
文献情報提供事業について	455	
第11 独立行政法人日本学術振興会	457	
不当事項	457	
補助金	457	
科学研究費補助金の経理において、架空の取引により大学に購入代金を支払わせてい たため、補助金が過大に交付されているもの[独立行政法人日本学術振興会] (287)	457	
第12 独立行政法人日本スポーツ振興センター	459	
本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項	459	
スポーツ振興投票に係る財政状態及び運営状況を適切に開示するために財務諸表を正 確かつ明瞭な表示に改めるよう改善させたもの	459	
第13 独立行政法人雇用・能力開発機構	465	
本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項	465	
滞納の防止やその早期解消に向けた対応策を執ることなどにより、技能者育成資金の 回収業務を適切に行うよう改善させたもの	465	

第14 独立行政法人国立病院機構	470
不当事項	470
不正行為	470
職員の不正行為による損害が生じたもの[独立行政法人国立病院機構釜石病院] (288)	470
第15 独立行政法人中小企業基盤整備機構	471
不当事項	471
貸付金	471
中小企業高度化事業に係る資金の貸付けが不当と認められるもの[中小企業事業団] (289)	471
第16 独立行政法人都市再生機構	473
不当事項	473
工事	473
総合スポーツ公園の整備工事の施行に当たり、波付硬質樹脂管の布設工費の積算を誤ったため、契約額が割高になっているもの[独立行政法人都市再生機構東日本支社] (290)	473
第17 国立大学法人秋田大学、第18 国立大学法人筑波大学、第19 国立大学法人千葉大学、第20 国立大学法人福井大学、第21 国立大学法人山梨大学、第22 国立大学法人広島大学、第23 国立大学法人佐賀大学	475
本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項	475
(1)-(7) 診療報酬に係る会計経理について、資産及び収益の認識・計上処理を適切に行い、正確な財務諸表等の作成を行うよう改善させたもの	475
(第22 国立大学法人広島大学、第23 国立大学法人佐賀大学)	481
不当事項	481
予算経理	481
医薬品、診療材料等の購入などに当たり、当該年度の予算の額を超えて購入等を行い、翌年度等において事実と異なる不適正な会計経理を行って代金を支払っているもの[広島大学、佐賀大学] (291) (292)	481
第24 国立大学法人北海道大学、第25 国立大学法人群馬大学、第26 国立大学法人東京大学、第27 国立大学法人東京工業大学、第28 国立大学法人新潟大学、第29 国立大学法人浜松医科大学、第30 国立大学法人京都大学、第31 国立大学法人大阪大学、第32 国立大学法人熊本大学	485
平成15年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項に対する処置状況	485
教員等個人あて寄附金の経理について	485

第33 日本放送協会	487	
不当事項	487	
不正行為	487	目
職員の不正行為による損害が生じたもの[日本放送協会本部、大阪放送局ほか1放送局](293)-(296)	487	次
第34 東日本電信電話株式会社、第35 西日本電信電話株式会社	489	
本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項	489	
(1)(2) 加入者収容モジュールに搭載されている基板収容ユニットの転用を促進し、購入費の節減を図るよう改善させたもの	489	
(3)(4) ビルの清掃作業について、作業員の移動の実態等に基づいて移動費を適切に算定することなどにより、委託費の節減を図るよう改善させたもの	493	
第3節 特に掲記を要すると認めた事項	497	
第1 中堅事業者に係る破綻金融機関等関連特別保険等の利用が低調となっているため、制度の在り方について検討することが必要な事態について	497	
第2 地震災害時に防災拠点となる官庁施設の耐震化対策が重点的、効率的に実施されていない事態について	508	
第3 電線共同溝整備事業の実施における占用予定者の入溝が計画的になっていなかったり、管理が十分行われていなかったりなどしている事態について	525	
第4 中小企業高度化事業における不良債権が多額に上っていて、その解消を図るため、より一層の債権管理態勢を整備することが必要な事態について	534	
第5 賃貸住宅建替事業において、事業着手後長期化していたり、事業着手までに長期間を要したりしている事態について	548	
第4章 国会からの検査要請事項及び特定検査対象に関する検査状況	557	
第1節 国会からの検査要請事項に関する検査状況	557	
第1 国が公益法人等に補助金等を交付して設置造成させている資金等に関する会計検査の結果について	557	
第2 独立行政法人の業務運営等の状況に関する会計検査の結果について	579	
第2節 特定検査対象に関する検査状況	592	
第1 都道府県警察における捜査費及び活動旅費の経理の状況について	592	
第2 装備品等の技術研究開発の実施状況について	615	
第3 株式会社日本長期信用銀行及び株式会社日本債券信用銀行に係る特別公的管理の終了に伴い実施された措置及び預金保険機構の財務の状況について	628	
第4 政府開発援助の状況について	647	
第5 技術協力プロジェクトにおける事業実施前の調査の状況について	655	
第6 租税特別措置(肉用牛売却所得の課税の特例及び農地等についての相続税の納税猶予の特例)の実施状況について	664	

第7	市町村におけるレセプト点検の実施状況について	680
第8	都道府県労働局の会計経理の状況について	693
第9	健康保険、厚生年金保険の適用促進の実施状況について	711
第10	社会保険オンラインシステムに係る契約金額の算定方法等の状況について	723
第11	農業経営基盤強化措置特別会計における決算剰余金等の状況について	734
第12	牛肉等に係る関税収入を特定財源とする肉用子牛等対策の実施状況について	757
第13	電源開発促進対策特別会計における剰余金の状況について	770
第14	海岸事業における津波・高潮対策の実施状況について	788
第15	国の事業許可を受け貸付金等により整備した地方道路公社の有料道路事業の状況について	812
第16	住宅金融公庫における延滞債権の実態及びその管理状況について	831
第17	第3セクターに対する社会資本整備促進融資の状況について	850
第18	郵便局における資金の保有及び受払いの状況について	865
第19	日本放送協会における放送受信料の契約・収納状況について	871
第20	国の広報業務の実施状況について	885
第5章	会計事務職員に対する検定	913
第1節	国の現金出納職員に対する検定	913
第2節	国の物品管理職員に対する検定	914
第3節	国の予算執行職員に対する検定	915
第4節	特定の事案に関する検討状況	915
第6章	歳入歳出決算その他検査対象の概要	917
第1節	国の財政等の概況	917
第1	国の会計	917
1	概況	917
2	一般会計の歳入及び歳出	917
3	特別会計の損益等	918
4	一般会計及び特別会計の債務	919
5	今後一般会計からの繰入れを要する措置	920
第2	国が資本金の2分の1以上を出資している法人	920
1	資産、負債及び資本の状況	920
2	損益の状況	922
3	国からの補助金等、受託収入及び政府出資額の状況	922
第3	財政投融资等	923
1	財政投融资の概要	923
2	財政投融资の原資	923

3	財政投融资計画の実績	923	
4	財投機関債の発行状況	925	
5	財政融資資金の財政投融资計画以外の運用	925	目
第4	個別の決算等	926	次
1	国の社会保障に関する経費の状況	926	
2	国債管理の状況	945	
第2節	歳入歳出決算等検査対象別の概要	965	
第1	歳入歳出決算	965	
1	一般会計	965	
2	特別会計(目次16ページ参照)	968	
第2	国税収納金整理資金の受払	1016	
第3	法律により設置されているその他の資金の受払	1017	
1	決算調整資金	1017	
2	貨幣回収準備資金	1017	
3	農業近代化助成資金	1018	
第4	債権及び債務	1018	
1	債権	1018	
2	債務	1019	
第5	国庫金、国有財産及び物品	1020	
1	国庫金	1020	
2	国有財産	1020	
3	物品	1021	
第6	財政融資資金等の長期運用	1022	
第7	政府関係機関及びその他の団体	1022	
1	概況	1022	
2	国が資本金の2分の1以上を出資している法人の決算(目次16ページ参照)	1028	
3	日本放送協会の決算	1148	
4	その他の団体の決算(目次17ページ参照)	1150	

備考

- ・平成13年1月に省庁再編が行われたが、本報告書の記述における取扱いとしては、掲記事項の対象年度や内容等に応じて適宜、再編前又は再編後の組織名によった。
- ・この決算検査報告中に表示されている金額の中には、単位未満を切り捨てているものがあるので各項の金額を集計しても計欄の金額と一致しないことがある。

特別会計、国が資本金の2分の1以上を出資している法人等の決算記述

目

次 【特別会計】

	ページ
1 交付税及び譲与税配付金特別会計	968
2 登記特別会計	970
3 財政融資資金特別会計	970
4 国債整理基金特別会計	971
5 外国為替資金特別会計	972
6 産業投資特別会計	973
7 地震再保険特別会計	975
8 電源開発促進対策特別会計	975
9 石油及びエネルギー需給構造高度化 対策特別会計	977
10 特定国有財産整備特別会計	978
11 厚生保険特別会計	978
12 船員保険特別会計	982
13 国立高度専門医療センター特別会計	983
14 国民年金特別会計	983
15 労働保険特別会計	986
16 食糧管理特別会計	988
17 農業共済再保険特別会計	992
18 森林保険特別会計	996
19 漁船再保険及漁業共済保険特別会計	997
20 農業経営基盤強化措置特別会計	1000
21 国有林野事業特別会計	1001
22 国営土地改良事業特別会計	1003
23 貿易再保険特別会計	1004
24 特許特別会計	1004
25 自動車損害賠償保障事業特別会計	1005
26 道路整備特別会計	1008
27 治水特別会計	1009
28 港湾整備特別会計	1011
29 自動車検査登録特別会計	1012
30 都市開発資金通特別会計	1012
31 空港整備特別会計	1014

【国が資本金の2分の1以上を出資している法人】

[政府関係機関]

1 国民生活金融公庫	1028
2 住宅金融公庫	1029
3 農林漁業金融公庫	1031
4 中小企業金融公庫	1032

ページ

5 公営企業金融公庫	1034
6 沖縄振興開発金融公庫	1035
7 日本政策投資銀行	1036
8 国際協力銀行	1038

[公団、事業団等]

(公 団)

1 日本道路公団	1041
2 首都高速道路公団	1042
3 阪神高速道路公団	1043
4 石油公団	1044
5 本州四国連絡橋公団	1045

(事 業 団)

日本私立学校振興・共済事業団	1047
----------------	------

(そ の 他)

1 日本銀行	1052
2 日本中央競馬会	1053
3 日本原子力研究所	1055
4 核燃料サイクル開発機構	1056
5 関西国際空港株式会社	1057
6 日本たばこ産業株式会社	1058
7 預金保険機構	1059
8 年金資金運用基金	1065
9 日本郵政公社	1068
10 成田国際空港株式会社	1071

[独立行政法人]

1 農業・生物系特定産業技術研究機構	1073
2 農業生物資源研究所	1076
3 日本貿易保険	1077
4 産業技術総合研究所	1078
5 駐留軍等労働者労務管理機構	1079
6 造幣局	1080
7 国立印刷局	1081
8 農畜産業振興機構	1082
9 緑資源機構	1087
10 国際協力機構	1088
11 新エネルギー・産業技術総合開発機 構	1089
12 科学技術振興機構	1098
13 日本学術振興会	1100

	ページ
14 理化学研究所	1101
15 宇宙航空研究開発機構	1102
16 日本スポーツ振興センター	1103
17 福祉医療機構	1106
18 鉄道建設・運輸施設整備支援機構	1112
19 水資源機構	1117
20 石油天然ガス・金属鉱物資源機構	1117
21 雇用・能力開発機構	1122
22 労働者健康福祉機構	1126
23 国立病院機構	1127
24 環境再生保全機構	1128
25 中小企業基盤整備機構	1131
26 都市再生機構	1139
(注) 団体名中「独立行政法人」は記載を省略した。	

	ページ	
[国立大学法人]		
1 東京大学	1142	目次
2 京都大学	1143	
3 広島大学	1144	
4 佐賀大学	1146	
(注) 団体名中「国立大学法人」は記載を省略した。		
【その他の団体】		
1 日本電信電話株式会社	1150	
2 北海道旅客鉄道株式会社	1151	
3 東海旅客鉄道株式会社	1151	
4 四国旅客鉄道株式会社	1151	
5 九州旅客鉄道株式会社	1151	
6 日本貨物鉄道株式会社	1151	
7 東日本電信電話株式会社	1155	
8 西日本電信電話株式会社	1155	

第1章 検査の概要

第1節 検査活動の概況

第1 検査の方針

会計検査院は、平成17年次の検査に当たって、会計検査の基本方針を次のとおり定めた。

平成17年次会計検査の基本方針

(平成16年9月16日策定)

1 会計検査院の使命

会計検査院には、内閣から独立した憲法上の機関として、国の収入支出の決算の検査を行うほか、法律に定める会計の検査を行い、これを常時実施することにより、会計経理を監督し、その適正を期し、かつ、是正を図るとともに、検査の結果により、国の収入支出の決算を確認し、検査報告を作成して内閣を通じて国会に報告するという使命が課されている。

2 社会経済の動向等と会計検査院をめぐる状況

(1) 我が国の社会経済の動向と財政の現状

近年、我が国の社会経済は、少子・高齢化の急速な進展、グローバル化、情報通信技術の革新とその普及、環境問題による制約などにより大きく変容してきている。そして、今まで我が国の社会経済を支えてきた行政等のシステムにもこうした変化への対応が求められている。

我が国の財政をみると、連年の公債発行により公債残高は年々増加の一途をたどり、平成16年度末には約482兆円に達すると見込まれており、公債償還等に要する国債費は16年度予算で約17兆5千億円と、一般会計歳出の約2割を占めていて、財政の健全化が課題となっている。

また、政府は、経済・財政、行政等の各分野における構造改革を推進することとしている。

(2) 会計検査院をめぐる状況

14年4月に「行政機関が行う政策の評価に関する法律」が施行され、国の行政機関は同法に基づく政策評価を実施しており、また独立行政法人についても独立行政法人通則法に基づく業務の実績の評価が実施されている。さらに、近年、国の財政状況などをより明らかにするため、財政制度等審議会等において企業会計の考え方を導入した財務書類の作成等種々の検討が行われるなど、行政の説明責任が一層重視されている。

そして、行政の説明責任に関連して、上記の各評価の導入の発端となった行政改革会議の報告において、評価は政府部内のそれとともに政府の部外からもなされることが重要であるとして、会計検査院による評価に対して期待が表明されている。

一方、会計検査院の検査結果は、従来から国会における決算審査等に活用されているところであるが、15年6月の参議院決算委員会の決議において、内閣に対し、決算を予算に反映させることの意義を踏まえ決算の国会への早期提出を図ること、会計検査院の検査機能の強化のため所要の措置を講ずることなどが要請された。こうした状況を受けて、会

計検査院では16年次の検査から検査報告の一段の早期提出を図ることとしており、これにより国会における決算審査の早期化に資することとなった。

このように会計検査院の役割及び機能は重要であり、国民の期待も大きくなっている。

3 会計検査の基本方針

会計検査院は、従来から社会経済の動向などを踏まえて国民の期待に応える検査に努めてきたところであるが、以上のような状況の下で今後ともその使命を的確に果たすため、国民の関心の所在や国会における審議の状況に常に注意を払い、厳正かつ公正な職務の執行に努めるとともに、次に掲げる方針で検査に取り組む。

ア 我が国の社会経済の動向や財政の現状を十分踏まえ、主として次に掲げる施策の分野に重点を置いて検査を行う。

- (ア) 社会保障
- (イ) 公共事業
- (ウ) 教育及び科学技術
- (エ) 防衛
- (オ) 農林水産業
- (カ) 経済協力
- (キ) 中小企業
- (ク) 環境保全
- (ケ) 情報通信(IT)

イ 不正不当な事態に対する検査を行うことはもとより、業績の評価を指向した検査を行っていく。そして、必要な場合には、制度そのものの要否も視野に入れて検査を行っていく。

すなわち、これまで会計検査院は、主として次のような観点から検査を行ってきた。

- (ア) 検査対象機関の決算の表示が予算執行の状況を正確に表現しているかという正確性の観点
- (イ) 検査対象機関の会計経理が予算や法律、政令等に従って適正に処理されているかという合规性の観点
- (ウ) 検査対象機関における事務・事業の遂行及び予算の執行が、より少ない費用で実施できないか、あるいは同じ費用でより大きな成果が得られないかという経済性・効率性の観点
- (エ) 検査対象機関における事務・事業の遂行及び予算の執行の結果が、所期の目的を達成しているか、また、効果を上げているかという有効性の観点

今後も、正確性や合规性の観点からの検査を十分行い、その際には、近年一部の府省において不正不当な事態が相次いだことも踏まえて、特に基本的な会計経理について重点的に検査を行う。さらに、近年の厳しい経済財政状況にもかんがみ、経済性・効率性及び有効性の観点からの検査を重視し、特に有効性の観点から、事務・事業及び予算執行の効果について積極的に取り上げるよう努める。そして、事務・事業の遂行及び予算の執行に問題がある場合には、原因の究明を徹底して行い、その改善の方策について検討する。

検査に当たっては、検査対象機関の内部牽制や内部監査の状況に留意するとともに、必要に応じてこれらが十分機能し実効あるものとなっているかについても検査する。

複数の府省等により横断的に実施されている施策、あるいは複数の府省等に共通又は関連する事項に対して、横断的な検査の充実を図る。また、国会からの検査要請や社会的関心の高い事項については必要に応じて機動的な検査を行うなど、適時適切に対応する。

また、行政の透明性、説明責任の向上や事業運営の改善に資するなどのため、国等の検査対象機関に係る決算の分析やその評価を指向した検査を行っていくとともに、特別会計、独立行政法人等についてはその財務状況の検査の充実を図る。さらに、検査対象機関が自ら行う政策評価などの状況についても留意して検査を行う。

そして、検査の成果が、予算の編成・執行や事業運営等に的確に反映され、実効あるものとなるよう、その後の対応状況等を適時適切に検査するなどしてフォローアップを行う。

ウ 社会経済の複雑化とそれに対応した行政活動の変化に伴い、新しい検査手法の開拓を行うなどして検査を行っていく。

すなわち、検査手法や検査領域を多様化するための調査研究、専門分野の検査に対応できる人材の育成や拡充、コンピュータ等の情報機器や検査用機器の活用などを行い、会計経理はもとよりそれに関連するあらゆる事務・事業について検査を行う。

4 的確な検査計画の策定

本基本方針に基づき、会計検査院に課された使命を効率的、効果的に達成するため、的確な検査計画を策定し、これにより計画的に検査を行う。

検査計画には、検査対象機関並びに施策及び事務・事業の予算等の規模や内容、内部牽制や内部監査の状況、過去の検査の状況や結果などを十分勘案して、検査に当たって重点的に取り組むべき事項を検査上の重要項目として設定する。

第2 検査の実施

(検査の対象)

会計検査院は、国の一般会計及び特別会計の収入支出をはじめ、国の所有する現金、物品、国有財産、国の債権、債務等すべての分野の国の会計を検査の対象としている。

また、会計検査院は、次の会計を検査の対象としている。

- ① 国が資本金の2分の1以上を出資している法人の会計
- ② 法律により特に会計検査院の検査に付するものと定められた会計

平成17年次の検査(検査実施期間 平成16年10月～17年9月)において検査の対象となったものは、国の会計のほか、①として政府関係機関、公団、事業団、独立行政法人等232法人の会計、②として日本放送協会の会計である。

このほか、会計検査院は、次の会計についても必要に応じて検査することができることになっている。

- ① 国が資本金の一部を出資しているものの会計
 - ② 国が資本金を出資したものが更に出資しているものの会計
 - ③ 国が補助金その他の財政援助を与えた都道府県、市町村、各種組合、学校法人等の会計
- 平成17年次の検査において検査の対象としたものは、①として2法人の会計、②として15法人の会計、③として5,403の団体等の会計である。

上記の検査の対象のうち主なものの平成16年度決算等の概要は、第6章の「歳入歳出決算

その他検査対象の概要」に記載したとおりである。

(書面検査及び実地検査)

検査対象機関に対する検査の主な方法は、書面検査及び実地検査である。

書面検査は、検査対象となる会計を取り扱う機関から、会計検査院の定める計算証明規則により、当該機関で行った会計経理の実績を計数的に表示した計算書、及びその裏付けとなる各種の契約書、請求書、領収証書等の証拠書類等を提出させ、これらの書類について在庁して行う検査である。

また、実地検査は、検査対象機関である省庁等の官署、事務所等に職員を派遣して、実際に、関係帳簿や事務・事業の実態を調査したり、関係者から説明を聴取したりなどして行う検査である。

これらの方法により、会計検査院が平成17年次に実施した検査の実績は、次のとおりである。

- (ア) 書面検査については、平成16年度分の計算書18万余冊及びその証拠書類5316万余枚を対象に実施した。
- (イ) 実地検査については、次表のとおり、検査対象機関である省庁等の官署、事務所等3万3千4百余箇所のうち、2千7百余箇所について実施したほか、国が補助金その他の財政援助を与えた前記5,403の団体等について実施した。これらの実地検査に要した人日数は、4万2千百余人日となっている。

検査対象機関である省庁等の官署、事務所等	左の箇所数 (A)	左のうち検査を実施した箇所数 (B)	検査実施率 (%) (B/A)
本省、本庁、本社等	4,438	1,963	44.2
都道府県単位の地方 出先機関等	8,161	706	8.6
小計	12,599	2,669	21.1
駅、特定郵便局等	20,874	97	0.0
計	33,473	2,766	8.2

検査の進行に伴い、検査上疑義のある事態について、疑問点を質したり、見解を求めたりなどするために、関係者に対して書面をもって質問を発しているが、平成17年次の検査において発した質問は7百余事項となっている。

第2節 検査結果の概要

平成17年次の検査の結果については、「第2章 決算の確認」並びに「第3章 個別の検査結果」、「第4章 国会からの検査要請事項及び特定検査対象に関する検査状況」及び「第5章 会計事務職員に対する検定」に記載したとおりであり、このうち第3章及び第4章に掲記した事項等の概要は次のとおりである。

第1 事項等別の検査結果

1 事項等別の概要

検査の結果、第3章及び第4章に掲記した事項等には、次のものがある。

ア 第3章の「個別の検査結果」に掲記した事項

- (ア) 「不当事項」(検査の結果、法律、政令若しくは予算に違反し又は不当と認めた事項)
- (イ) 「意見を表示し又は処置を要求した事項」(会計検査院法第34条又は第36条^(注)の規定により関係大臣等に対して意見を表示し又は処置を要求した事項)
- (ウ) 「本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項」(本院が検査において指摘したところ当局において改善の処置を講じた事項)
- (エ) 「特に掲記を要すると認めた事項」(検査の結果、特に検査報告に掲記して問題を提起することが必要であると認めた事項)

イ 第4章の「国会からの検査要請事項及び特定検査対象に関する検査状況」に掲記した事項

- (ア) 「国会からの検査要請事項に関する検査状況」(国会法第105条の規定による会計検査の要請を受けて検査した事項についての検査の状況)
- (イ) 「特定検査対象に関する検査状況」(本院の検査業務のうち、検査報告に掲記する必要があると認めた特定の検査対象に関する検査の状況)

(注) 会計検査院法

第34条 会計検査院は、検査の進行に伴い、会計経理に関し法令に違反し又は不当であると認める事項がある場合には、直ちに、本属長官又は関係者に対し当該会計経理について意見を表示し又は適宜の処置を要求し及びその後の経理については是正改善の処置をさせることができる。

第36条 会計検査院は、検査の結果法令、制度又は行政に関し改善を必要とする事項があると認めるときは、主務官庁その他の責任者に意見を表示し又は改善の処置を要求することができる。

これらの事項等の件数、金額は、次表のとおりである。

事 項 等	件 数	指 摘 金 額 (背 景 金 額) ^(注1)
不 当 事 項	296 件	97 億 5257 万円
意見を表示し又は処置を要求した事項	第34条 2件	35 億 8363 万円
	第36条 2件	5901 万円 (1193 億 0685 万円)

事 項 等	件 数	指 摘 金 額 (背 景 金 額) ^(注1)
本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項	(注2) 59 件	<47 件分> 802 億 6245 万円 〔 3 億 9270 万円〕 5085 万円 10 億 0496 万円 49 億 3730 万円 143 億 4222 万円 6 億 3019 万円 13 億 9229 万円 39 億 9011 万円 6 億 5410 万円 22 億 4172 万円 4 億 8380 万円 54 億 5551 万円 11 億 1774 万円 1 億 8934 万円 7753 万円 8 億 6238 万円〕
特に掲記を要すると認めた事項	5 件	〔 798 億円〕 423 億円 1706 億円 1286 億円 385 億円〕
事 項 計	364 件	<346 件分> ^(注3) 936 億 5724 万円
国会からの検査要請事項に関する検査状況	2 件	—
特定検査対象に関する検査状況	20 件	—
総 計	386 件	<346 件分> ^(注3) 936 億 5724 万円

(注1) 指摘金額・背景金額 指摘金額とは、租税や社会保険料等の徴収不足額、工事や物品調達等に係る過大な支出額、補助金の過大交付額、計算書や財務諸表等に適切に表示されていなかった資産等の額などである。

背景金額とは、会計経理に関し不適切、不合理な事態が生じている原因が「法令」、「制度」あるいは「行政」にあるような場合や、政策上の問題等から事業が進ちよくせず投資効果が発現していない事態について問題を提起する場合などの、その事態に関する支出額や投資額等である。このような事態における支出等の額は、直ちに不適切な会計経理の額とは言い切れないため、「背景金額」として「指摘金額」と区別している。なお、背景金額は個別の事案ごとにその捉え方が異なるため、金額の合計はしていない。

(注2) 「本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項」には、指摘金額と背景金額の両方あるものが4件ある。

(注3) 「不当事項」と「本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項」の両方で取り上げているものがあり、その金額の重複分を控除しているので、各事項の金額を集計しても計欄の金額とは一致しない。

2 第3章の「個別の検査結果」の概要

第3章の「個別の検査結果」に掲記した各事項のうち、特に掲記を要すると認めた事項を除く不当事項等について、省庁等別にその件数、金額を示すと次表のとおりである。

事項 省庁又は団体名	不当事項		意見を表示し又は処置を要求した事項 (注1)		本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項		計 (注2)	
	件		件		件		件	
国会 (衆議院)					(注3) 1	1807万円 (3億9270万円)	1	1807万円 (3億9270万円)
裁判所					1	1835万円	1	1835万円
内閣府 (内閣府)					1	5340万円	1	5340万円
(防衛庁)	4	880万円			(注4) 3	(注4) 9430万円 (5085万円)	7	1億0310万円 (5085万円)
総務省	5	4020万円			2	1億1080万円	7	1億5100万円
外務省	1	330万円			1	16億0500万円	2	16億0830万円
財務省	3	6億3342万円			3	2億6220万円 (10億0496万円)	6	8億9562万円 (10億0496万円)
文部科学省	9	2億4554万円	③⑥ 1	(1193億0685万円)	(注3) 3	410億1282万円 (49億3730万円) (143億4222万円)	13	412億5836万円 (1193億0685万円) (49億3730万円) (143億4222万円)
厚生労働省	181	57億2288万円	③④ 1 ③⑥ 1	33億9594万円 5901万円	(注3) 5	36億4338万円 (6億3019万円) (13億9229万円)	188	(注5) 128億2079万円 (6億3019万円) (13億9229万円)
農林水産省	8	1億6683万円	③④ 1	1億8769万円	6	32億7460万円 (39億9011万円)	15	36億2912万円 (39億9011万円)
経済産業省	18	1億6270万円			2	4億9137万円	20	6億5407万円
国土交通省	17	1億7657万円			10	109億8167万円 (6億5410万円) (22億4172万円) (4億8380万円) (54億5551万円)	27	111億5824万円 (6億5410万円) (22億4172万円) (4億8380万円) (54億5551万円)
国民生活 金融公庫					1	4700万円	1	4700万円
日本道路公団					2	5340万円 (11億1774万円)	2	5340万円 (11億1774万円)
阪神高速 道路公団					1	2820万円	1	2820万円
日本原子力 研究所					1	4100万円	1	4100万円
日本郵政公社	38	16億0824万円			1	4億0630万円	39	20億1454万円
独立行政法人 農業・生物系 特定産業技術 研究機構					1	(1億8934万円)	1	(1億8934万円)
独立行政法人 農業生物 資源研究所	1	534万円			1	(7753万円)	2	534万円 (7753万円)

第1章 第2節 第1 事項等別の検査結果

事項 省庁又は団体名	不当事項		意見を表示し又は処置を要求した事項 (注1)		本院の指摘に基づき 当局において改善の 処置を講じた事項		計 (注2)	
	件		件		件		件	
独立行政法人 駐留軍等 労働者労働 管理機構					(注4) 1	(注4) 6480万円	1	6480万円
独立行政法人 新工ネ ギ一・産業 技術総合 開発機構	1	357万円					1	357万円
独立行政法人 日本学術 振興会	1	499万円					1	499万円
独立行政法人 日本スポーツ 振興センター					1	154億0547万円	1	154億0547万円
独立行政法人 雇用・能力 開発機構					1	(8億6238万円)	1	(8億6238万円)
独立行政法人 国立病院機構	1	194万円					1	194万円
独立行政法人 中小企業基盤 整備機構	1	648万円					1	648万円
独立行政法人 都市再生機構	1	2510万円					1	2510万円
国立大学法人 秋田大学					1	5046万円	1	5046万円
国立大学法人 筑波大学					1	4億4923万円	1	4億4923万円
国立大学法人 千葉大学					1	7億2359万円	1	7億2359万円
国立大学法人 福井大学					1	5020万円	1	5020万円
国立大学法人 山梨大学					1	3億2066万円	1	3億2066万円
国立大学法人 広島大学	1	6億8991万円			1	5億0873万円	2	11億9864万円
国立大学法人 佐賀大学	1	8181万円			1	2億6385万円	2	3億4566万円
日本放送協会	4	1億6489万円					4	1億6489万円
東日本電信 電話株式会社					2	1億7610万円	2	1億7610万円
西日本電信 電話株式会社					2	1億7230万円	2	1億7230万円
合計	296	97億5257万円	4	36億4264万円	(注4) 59	(注4) 802億6245万円	359	(注5) 936億5724万円

(注1) 「意見を表示し又は処置を要求した事項」の件数欄の㉔は会計検査院法第34条によるもの、㉕は会計検査院法第36条によるものを示している。

(注2) ()内の金額は背景金額であり、個別の事案ごとにその捉え方が異なるため金額の合計はしていない。

(注3) 「本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項」には、指摘金額と背景金額の両

方あるものが4件ある。

(注4) 内閣府(防衛庁)のうち1件及び独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構の1件は、内閣府(防衛庁)及び独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構に係るものであり、件数及び金額の合計に当たっては、その重複分を控除している。

(注5) 「不当事項」と「本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項」の両方で取り上げているものがあり(児童保護費等負担金に関するもの(217ページ及び255ページ参照))、その金額の重複分を控除しているため、各事項の金額を集計しても計欄の金額とは一致しない。

また、特に掲記を要すると認めた事項は、5件(背景金額798億円、423億円、1706億円、1286億円、385億円)である。

以上の各事項計364件について、その概要を示すと次のとおりである。

(不当事項)

検査の結果、「不当事項」として計296件掲記した。これを収入、支出等の別に分類し、態様別に説明すると、次のとおりである。

1 収入に関するもの (計5件 35億6958万余円)

省庁又は団体名	租 税	保 険 料	不正行為	計
財 務 省	1 <small>件</small>			1 <small>件</small>
厚 生 労 働 省		2	1	3
独 立 行 政 法 人 国 立 病 院 機 構			1	1
計	1	2	2	5

(1) 租 税 1件 6億2776万余円

＜租税の徴収が適正でなかったもの＞

○財 務 省

- ・租税の徴収に当たり、納税者が申告書等において所得金額や税額等を誤るなどしているのに、課税資料の収集・活用が的確でなかったり、これを見過ごしたりなどしていたため、納税者199人からの徴収額に過不足があったもの(1件 6億2776万余円)

(95ページ記載)

(2) 保 険 料 2件 29億3619万余円

＜保険料の徴収が適正でなかったもの＞

○厚生労働省

- ・健康保険及び厚生年金保険の保険料の徴収に当たり、パートタイム労働者等の短時間就労者を多数使用しているなどの事業主が、常用的に使用している短時間就労者について被保険者資格取得届の提出を怠るなどしていたのに、これに対する調査確認及び指導が十分でなかったため、1,141事業主からの徴収額が不足していたもの(1件 26億4099万余円)

(164ページ記載)

- ・労働保険の保険料の徴収に当たり、事業主からの申告書における賃金総額の記載が事実と相違するなどしていたのに、これに対する調査確認が十分でなかったため、486事業主からの徴収額に過不足があったもの(1件 2億9519万余円)

(168ページ記載)

(3) 不正行為

2件 562万余円

<現金が領得されたもの>

○厚生労働省

- ・公共職業安定所の職員が、雇用保険の雇用継続給付に係る回収等の事務に従事中、事業主から預かった過誤払回収金を出納員に引き継がずに領得したもの(1件 367万余円)

(239 ページ記載)

○独立行政法人国立病院機構

- ・病院の職員が、収納金現金の受領及び預金口座への預入れ事務に従事中、収納担当者から受領した入院料等の収納金現金の一部を預金口座へ預け入れずに領得したもの(1件 194万余円)

(470 ページ記載)

2 支出に関するもの (計 250件 45億 8811万余円)

省庁又は団体名	予算経理	不正行為	工	事	物	件	役	務	保	給	除	付	医療費	補助金	貸付金	不正	行為	その他	計
	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件
内閣府(防衛庁)																1			1
総務省														5					5
外務省																	1		1
財務省	2																		2
文部科学省														8					8
厚生労働省	8	6					1	3	2	157								1	178
農林水産省							1			7									8
経済産業省							1			17									18
国土交通省							1			16									17
日本郵政公社						1													1
独立行政法人 農業生物資源研究所				1															1
独立行政法人 新エネルギー・ 産業技術総合 開発機構										1									1
独立行政法人 日本学術振興会										1									1
独立行政法人 中小企業基盤 整備機構															1				1
独立行政法人 都市再生機構				1															1
国立大学法人 広島大学	1																		1
国立大学法人 佐賀大学	1																		1
日本放送協会																	4		4
計	12	6	2	1	4	3	2	212	1	6	1								250

(1) 予算経理

12件 13億9051万余円

<会計経理が適正を欠いているもの>

○財務省

- ・旅費請求者が、実際には割引運賃の航空券を購入して出張等しているのに、その支払額よりも高額の航空賃の領収証を請求書に添付して旅費を請求するなどして、旅費が過大に支給されているもの(2件 565万余円) (93ページ記載)

○厚生労働省

- ・旅費請求者が、実際には航空賃と宿泊料がセットになったパック料金で出張しているのに、往復の航空賃に相当する金額の領収証を旅費の精算のために提出するなどして、旅費が過大に支給されているもの(7件 1560万余円) (147ページ記載)
- ・労働局において、関係書類を偽造するなどして物品の購入等に係る庁費や謝金、旅費等を不正に支出し、これを別途に経理して職員等が業務の目的外に使用するなどして、会計経理が会計法令等に違背し、著しく不当と認められるもの(1件 5億9753万余円) (149ページ記載)

○国立大学法人広島大学、国立大学法人佐賀大学

- ・医薬品、診療材料等の購入などに当たり、予算額を超えて購入等を行い、当該年度に行うべき会計事務処理を行わず、日付欄が空白の請求書を業者に提出させ、これに適当な日付を記入するなどして翌年度等の予算から代金を支払っていて、会計経理が法令や予算に違背し適正を欠いているもの(2件 7億7172万余円) (481ページ記載)

(2) 予算経理・不正行為

6件 7807万余円

<会計経理が適正を欠いているもの及び現金が領得されたもの>

○厚生労働省

- ・労働局において、関係書類を偽造するなどして物品の購入に係る庁費や謝金、旅費等を不正に支出し、これを業務の目的外に使用したり、職員が国庫金を領得したり、物品を亡失したりなどして、会計経理が会計法令等に違背し、著しく不当と認められるもの(6件 7807万余円) (158ページ記載)

(3) 工事

2件 3044万余円

<積算が過大となっているもの>

○独立行政法人都市再生機構

- ・総合スポーツ公園の整備工事の施行に当たり、通信ケーブル防護用の波付硬質樹脂管の布設工費を積算する際、電気設備工事積算要領に規定する職種及び歩掛かりを適用すべきであったのに、誤って、造園工事積算要領における給水用硬質塩化ビニール管を布設する場合の職種及び歩掛かりを適用するなどしたため、契約額が割高になっているもの(1件 2510万円) (473ページ記載)

<監督及び検査が適切でなかったもの>

○独立行政法人農業生物資源研究所

- ・埋設温水管改修工事の実施に当たり、カルバート等を設置する際、安全な施工を確保するために義務付けられた山留工が施工されていなかったもの(1件 534万余円)

(448ページ記載)

(4) 物 件 1 件 3373 万余円

<購入数量が過大となっているもの>

○日本郵政公社

- ・販売終了が予定されていたゆうパック包装用品の調達に当たり、郵便局等に販売期間分に相当する在庫があるのに、これを考慮しなかったため購入数量が過大となっているもの(1件 3373 万余円) (434 ページ記載)

(5) 役 務 4 件 4862 万余円

<委託費の積算が過大となっているもの>

○国土交通省

- ・海上交通情報処理システムの保守委託契約に当たり、保守作業の対象となっていない機器に係る保守作業費を含めて予定価格を積算したため、契約額が割高になっているもの(1件 359 万余円) (353 ページ記載)

<委託費の支払が過大となっているもの>

○厚生労働省

- ・研究調査事業に係る委託費の支払に当たり、委託先の研究担当者が、業者に虚偽の納品書、請求書等を作成させ委託先に支払わせていた購入代金が委託事業に要した経費に含まれていたため、支払額が過大となっているもの(1件 585 万余円) (163 ページ記載)

○農林水産省

- ・鰻ふ化仔魚育成技術の開発等に係る委託事業の実施に当たり、架空の名目により出張報告書等の関係書類を作成するなどして支出されていた出張旅費や、事業の目的とは関係のない出張に支出されていた出張旅費を事業の経費に含めていたため、委託費の支払額が過大となっているもの(1件 518 万余円) (274 ページ記載)

○経済産業省

- ・調査委託契約に係る委託費の支払に当たり、調査員が他の業務に従事していた日数等を含めて人件費を算定していたため、支払額が過大となっているもの(1件 3398 万余円) (328 ページ記載)

(6) 保 険 給 付 3 件 4 億 3888 万余円

<保険の給付が適正でなかったもの>

○厚生労働省

- ・厚生年金保険の老齢厚生年金及び国民年金の老齢基礎年金の支給に当たり、受給権者が事業所に常用的に使用されていて、年金の一部又は全部の支給を停止すべきであったのに、被保険者資格取得届が提出されず、これに対する調査確認及び指導が十分でなかったため、635 人に対して支給停止の手続が執られず支給が適正でなかったもの(1件 2 億 9496 万余円) (170 ページ記載)
- ・雇用保険の失業等給付金の支給決定に当たり、受給者が再就職していながらその事実を申告書に記載していなかったり、事実と相違する雇入年月日を記載したりなどしていたのに、これに対する調査確認が十分でなかったため、510 人に対する支給が適正でなかったもの(1件 1 億 2175 万余円) (173 ページ記載)
- ・雇用保険の特定求職者雇用開発助成金のうち特定就職困難者雇用開発助成金の支給決定に当たり、事業主が申請書等において既に雇い入れている者を新たに雇い入れたことと

しているなど、その記載内容が事実と相違していたのに、これに対する調査確認が十分でなかったため、40事業主に対する支給が適正でなかったもの(1件 2217万余円)

(177 ページ記載)

(7) 医療費 2件 9億6569万余円

<医療費の支払が適切でなかったもの>

○厚生労働省

- ・老人保健等における医療費の支払に当たり、医療機関及び薬局から入院基本料、入院基本料等加算、在宅医療料等の診療報酬及び調剤報酬の不適正な請求があったのに、これに対する審査点検が十分でなかったなどのため、235医療機関及び45薬局に対する支払が適切でなく、これに係る国の負担が不当と認められるもの(1件 9億2779万余円)

(179 ページ記載)

- ・労働者災害補償保険の療養の給付に要する診療費の支払に当たり、医療機関が手術料、入院料、指導管理料等を誤って算定し請求していたのに、これに対する審査が十分でなかったため、267医療機関に対する支払が適正でなかったもの(1件 3789万余円)

(192 ページ記載)

(8) 補助金 212件 13億9310万余円

<補助事業の実施及び経理が不当なもの>

○総務省

- ・電気通信格差是正事業費補助金等の経理において、補助の対象とはならない、情報端末等の機器が設置されていない施設に係る工事費やリースで設置しているのに購入して設置したとする設備費等を補助対象事業費に含めるなどしていたため、補助金が過大に交付されているもの(5件 4020万余円)

(73 ページ記載)

○文部科学省

- ・私立高等学校等経常費助成費補助金の経理において、道県が私立学校に対する特別な助成をしていなかったり、私立学校が特定の事由に該当する施策を行っていなかったりして、加算単価の対象とならない私立学校であるのに、これらの私立学校の生徒等数を含めるなどして加算単価を算定していたため、補助金が過大に交付されているもの(4件 1億7265万円)

(118 ページ記載)

- ・科学研究費補助金の経理において、研究者が業者に虚偽の納品書、請求書等を作成させ、これにより補助金の管理を行う大学に購入代金を支払わせていたため、補助金が過大に交付されているもの(4件 5789万余円)

(121 ページ記載)

○厚生労働省

- ・厚生労働科学研究費補助金の経理において、研究者が業者に虚偽の納品書、請求書等を作成させ、これにより補助金を管理している大学に購入代金を支払わせていたため、補助金が過大に交付されているもの(3件 2618万余円)
- ・医療施設運営費等補助金の経理において、薬品費等のあん分計算を誤って過大に総事業費に計上していたり、看護師等から徴収した宿舍費を収入額に計上していなかったりなどしていたため、補助対象事業費が過大に精算されているもの(3件 1756万円)

(197 ページ記載)

- ・保健事業費等負担金の算定において、基本健康診査の受診人員数に負担金の対象とならない40歳未満の者を含めたり、基本健康診査が集団検診の方法で実施されているのに、医療機関で実施された場合の基準単価を適用したりなどしていたため、負担金が過大に交付されているもの(3件 1640万余円) (199ページ記載)
- ・医療施設等施設整備費補助金等の経理において、消費税の申告により補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合、その金額を返還しなければならないのに返還していないもの(4件 813万余円) (201ページ記載)
- ・緊急雇用創出特別基金事業における新規・成長分野雇用奨励金の支給決定に当たり、事業主が既に事実上雇入れが決定している者に形式的に公共職業安定所の紹介を受けさせ、申請書等においてその紹介により雇い入れたこととしているなど、その記載内容が事実と相違していたのに、これに対する調査確認が十分でなかったため、4事業主に対する支給が適正でなかったもの(1件 350万円) (204ページ記載)
- ・早期再就職者支援基金事業における早期再就職者支援金の支給決定に当たり、受給者が申請書に事実と相違した雇入年月日を記載するなどしていたのに、これに対する調査確認が十分でなかったため、57人に対する支給が適正でなかったもの(1件 2294万余円) (206ページ記載)
- ・緊急地域雇用創出特別基金事業の実施に当たり、建設・土木事業でないことなどの基金事業としての要件に反するなどして、基金事業の対象とは認められないもの(3件 1339万余円) (208ページ記載)
- ・在宅福祉事業費補助金の算定において、一般財源により措置されている補助事業に従事する者の給料や手当等の人件費を補助対象経費の実支出額に含めるなどしていたため、補助金が過大に交付されているもの(16件 5140万円) (210ページ記載)
- ・社会福祉施設等施設整備費補助金等の算定において、特別養護老人ホーム等の施設本体とは別の地域交流スペースの電気設備等の工事費を本体工事費等に計上して補助対象事業費を算出したなどのため、補助金等が過大に交付されているもの(8件 3667万余円) (214ページ記載)
- ・児童保護費等負担金の経理において、児童の扶養義務者の所得税額等を誤認するなどして徴収金の額を過小に算定したり、保育単価の適用を誤るなどして費用の額を過大に算定したりしていたため、国庫負担対象事業費が過大に精算されているもの(41件 4473万余円) (217ページ記載)
- ・生活保護費負担金の算定において、保護を受ける世帯における就労収入等の額を過小に認定するなどして保護費の額を決定していたため、負担金が過大に交付されているもの(13件 7811万余円) (221ページ記載)
- ・精神保健対策費補助金の経理において、入所者から徴収していた居室利用料等の収入を計上していなかったなどのため、補助対象事業費が過大に精算されているもの(1件 355万余円) (223ページ記載)
- ・介護保険事業費補助金の算定において、補助対象とならない後年度のシステムの保守経費を含めていたため、補助金が過大に交付されているもの(1件 220万余円) (224ページ記載)

- ・介護保険事務費交付金の算定において、要介護認定等事務処理に要する費用に要介護状態等の審査判定を行う広域連合に対する負担金を計上していたが、この負担金には費用に計上できない市町から派遣された正規職員の人件費相当額が含まれており、交付金が過大に交付されているもの(1件 245 万余円) (225 ページ記載)
- ・介護保険の普通調整交付金の算定において、介護給付費等の額に誤って利用者負担額を含めるなどして調整基準標準給付費額を算出していたため、交付金が過大に交付されているもの(2件 1334 万余円) (227 ページ記載)
- ・国民健康保険の療養給付費補助金の交付に当たり、国民健康保険組合において、組合員の家族分の高額療養費を過大に計上するなどしていたため、補助金が過大に交付されているもの(2件 973 万余円) (229 ページ記載)
- ・国民健康保険の療養給付費負担金の交付額の算定に当たり、市町において、遡及して退職被保険者等となった者に係る医療給付費を一般被保険者に係る医療給付費から控除していなかったため、負担金が過大に交付されているもの(16件 1 億 0490 万余円) (231 ページ記載)
- ・国民健康保険の財政調整交付金の交付に当たり、市町村において、調整対象需要額を過大に算定したり調整対象収入額を過小に算定したりなどしていたため、交付金が過大に交付されているもの(38件 1 億 9521 万余円) (233 ページ記載)

○農林水産省

- ・地域防災対策総合治山事業の実施に当たり、既存の歩道を工事用仮設道として利用した後、再び歩道として利用できるよう復旧するための改修において、仮設道として利用していない部分の改修や、復旧の範囲を超えた工事など、補助の対象とならない改修に係る工事費を補助の対象としていたもの(1件 775 万余円) (277 ページ記載)
- ・耕畜連携・資源循環総合対策事業の実施に当たり、たい肥舎の床コンクリートを設計する際、ひび割れ対策を講じておらず、また、施工する際、湿潤養生を行っておらず、設計及び施工が適切でなかったため、床コンクリートに多数の亀裂が生じていて、家畜排泄物からの汚水が地下に浸透する状態となっており、補助の目的を達していないもの(1件 1576 万余円) (278 ページ記載)
- ・卸売市場施設整備事業の実施に当たり、消費税の申告により補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合、その金額を返還しなければならないのに返還していないもの(1件 3142 万余円) (279 ページ記載)
- ・トレーサビリティシステム導入促進対策事業において、事業主体が補助金を他の用途に使用し、機器等の導入に係る代金を支払っていないため、システムが稼動しないまま、導入した機器等が撤去されていて、補助の目的を達していないもの(1件 2537 万円) (281 ページ記載)
- ・広域営農団地農道整備事業の実施に当たり、橋りょうを設計する際、設計振動単位を橋台とは別に上部構造と橋脚とを一つの単位とする一基下部方式として慣性力を算定すべきであるのに、誤って、橋台を含めた橋りょう全体を一つの単位ととらえる三基下部方式とするなどして、設計が適切でなかったため、橋脚等の所要の安全度が確保されていない状態になっているもの(1件 6675 万余円) (282 ページ記載)

・農村振興総合整備統合補助事業の実施に当たり、擁壁を設計する際、底版のつま先部を削除したり、擁壁天端に直壁を設けたりしていたのに、これらに関する安定計算を行っておらず、設計が適切でなかったため、擁壁の所要の安全度が確保されていない状態になっているもの(1件 413 万余円) (284 ページ記載)

・農業用施設災害復旧事業の実施に当たり、頭首工を設計する際、河床の洗掘を防止するため護床工を設ける必要があったのに、誤って、護床工を設けないこととしていて、設計が適切でなかったため、今後、河床の洗掘が進行して頭首工が転倒するなど頭首工の機能が確保できなくなるおそれがあり、工事の目的を達していないもの(1件 1044 万余円) (286 ページ記載)

○経済産業省

・新事業支援施設整備事業の実施に当たり、消費税の申告により補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合、その金額を返還しなければならないのに返還していないもの(1件 895 万余円) (330 ページ記載)

・中小企業経営革新支援対策費補助金等の経理において、支払の実績がない委託費等を補助対象事業費に含めていたり、補助事業により取得した機械装置等を無断で売却したりなどしていたため、補助対象事業費が過大に精算されるなどしているもの(11件 6037 万余円) (331 ページ記載)

・中心市街地等商店街・商業集積活性化施設整備事業の実施に当たり、消費税の申告により補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合、その全額を返還しなければならないのに、計算を誤って、返還額を過小にしていたもの(1件 383 万余円) (338 ページ記載)

・原子力災害対策施設整備事業の実施に当たり、緊急事態応急対策拠点施設の各種システム等に電気を供給する無停電電源装置等を設置する際、アンカーボルトに作用する引抜き力等の検討において架台の重量等を考慮しておらず、また、アンカーボルトの床コンクリートへの埋込長さが不足しているなど、設計及び施工が適切でなかったため、同装置等の地震時の機能の維持が確保されていない状態になっているもの(1件 4815 万余円) (339 ページ記載)

・電源立地促進対策事業の実施に当たり、消防緊急通信指令施設に電気を供給する無停電電源装置を設置する際、仕様書で指示する耐震工事を行っておらず、施工が設計と相違していたため、同装置の地震時の機能の維持が確保されていない状態になっているもの(1件 194 万余円) (343 ページ記載)

・エネルギー使用合理化技術開発事業の実施に当たり、消費税の申告により補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合、その金額を返還しなければならないのに返還していないもの(2件 545 万余円) (344 ページ記載)

○国土交通省

・通常砂防事業の実施に当たり、鉄線籠型多段積護岸の基礎部の保護工を設計及び施工する際、設計図書に鉄線籠と多段積護岸本体を分離して設けるべき旨を明確に記載しておらず、請負業者も両者をコイルで連結しており、設計及び施工が適切でなかったため、多段積護岸の安定が損なわれるおそれがあり、工事の目的を達していないもの(1件 520 万余円) (355 ページ記載)

- ・ 公共下水道事業の実施に当たり、水管橋の橋台の配筋図を作成する際、誤って、つま先版の下面側に配置する主鉄筋について設計計算で安全とされていた間隔の2倍の間隔で配置することとしていて、設計が適切でなかったため、橋台等の所要の安全度が確保されていない状態になっているもの(1件 2640 万余円) (357 ページ記載)
- ・ 公営住宅家賃対策補助金の経理において、補助基本額の算定基礎となる近傍住宅家賃を過大に算定していたり、補助基本額の減額要素となる入居者負担基準額を過小に算定していたりしたため、補助金が過大に交付されているもの(4件 4331 万余円) (358 ページ記載)
- ・ 都市公園事業の実施に当たり、排水管の種類及び基礎形式について誤った選定図を適用して、設計が適切でなかったため、排水管等の所要の安全度が確保されていない状態になっているもの(1件 162 万余円) (361 ページ記載)
- ・ 港湾環境整備事業の実施に当たり、転落防止柵等の防錆・防食処理を設計及び施工する際、設計図書等に塗膜厚の仕様を明示するなどしておらず、また、製作者も塗膜厚を満たす塗装をするなどしておらず、設計及び施工が適切でなかったため、錆が発生したり塗装ははく離したりしており、防錆・防食処理が工事の目的を達していないもの(1件 1580 万余円) (363 ページ記載)
- ・ 道路整備事業の実施に当たり、用地費を算定する際、固定資産評価に係る土地単価が隣地を下回っているなどしているのに、近傍の取引事例との比較考量を十分に行わないまま隣地と同じ単価を採用したため、用地費が過大となっているもの(1件 191 万余円) (365 ページ記載)
- ・ 公営住宅家賃収入補助金の経理において、収入超過者の基準額を誤り、収入超過者入居戸数を過小に算出していたため、補助金が過大に交付されているもの(2件 1914 万余円) (366 ページ記載)
- ・ 道路改築事業の実施に当たり、水道施設の移設に係る補償金を算定する際、仕入税額控除により実質的に負担しないこととなる消費税は積算上考慮しないこととされているのに、消費税額を加算していたため、補償費が過大となっているもの(1件 484 万余円) (368 ページ記載)
- ・ 街路事業の実施に当たり、橋りょうの支承部の設計図面を作成する際、下部工工事では設計変更に伴って固定支承を可動支承に変更しているのに、上部工工事では当初設計図面のままこれを変更しておらず、設計が適切でなかったため、橋台等の所要の安全度が確保されていない状態になっているもの(1件 4458 万余円) (369 ページ記載)
- ・ 流域下水道事業の実施に当たり、放流渠の頂版下面側の主鉄筋について配筋図に一部の鉄筋を書き入れないなどしたり、底版端部の斜引張鉄筋について配筋図より広い間隔で配置したりして、設計及び施工が適切でなかったため、放流渠の所要の安全度が確保されていない状態になっているもの(1件 469 万余円) (372 ページ記載)
- ・ 緊急地方道路整備事業の実施に当たり、吹付法枠工費を積算する際、工事全体の法枠総延長が一定以上であることから標準施工単価を適用すべきであるのに、誤って、施工規模が小さい場合に適用される加算を行った施工単価を適用するなどしたため、工事費が割高となっているもの(1件 432 万余円) (376 ページ記載)

- ・道路改築事業の実施に当たり、用地費を算定する際、利用実態等からみて共用私道に該当する土地を誤って宅地として評価したため、用地費が過大となっているもの(1件 111 万余円) (377 ページ記載)

○独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構

- ・地域新エネルギー導入事業等の実施に当たり、消費税の申告により補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合、その金額を返還しなければならないのに返還していないもの(1件 357 万余円) (453 ページ記載)

○独立行政法人日本学術振興会

- ・科学研究費補助金の経理において、研究者が業者に虚偽の納品書、請求書等を作成させ、これにより補助金の管理を行う大学に購入代金を支払わせていたため、補助金が過大に交付されているもの(1件 499 万余円) (457 ページ記載)

(9) 貸付金 1件 648 万余円

＜貸付金の経理が不当なもの＞

○独立行政法人中小企業基盤整備機構

- ・中小企業高度化事業に係る資金の貸付けにおいて、借主が借地に整備した貸付対象のアスファルト舗装等について、これを無断で譲渡するなどして、当該舗装等に係る貸付金相当額が貸付けの目的に沿わない結果となっているもの(1件 648 万余円) (471 ページ記載)

(10) 不正行為 6件 1億 7163 万余円

＜現金が領得されたもの＞

○内閣府(防衛庁)

- ・航空自衛隊の職員が、教材用機内食等の調達要求等の事務に従事中、業者に数量及び単価を水増しさせるなどして代金を会計隊に請求させ、水増し分等を領得したもの(1件 344 万余円) (65 ページ記載)

○外務省

- ・在外公館の職員が、契約等の事務に従事中、職員宿舎に使用する建物を借り上げるに当たり、家主との間で借料を水増しした契約を締結して、水増しした借料と実際の借料との差額の払戻しを受け、これを領得していたもの(1件 330 万余円) (85 ページ記載)

○日本放送協会

- ・職員が、本部及び放送局において、番組制作費の支払決定等に関する事務に従事中、知人と共謀し知人の銀行口座に番組制作費を振り込ませるなどして領得したもの(4件 1億 6489 万余円) (487 ページ記載)

(11) その他 1件 3090 万余円

＜介護給付費の支払が適切でなかったもの＞

○厚生労働省

- ・介護保険における介護給付費の支払に当たり、個室又は2人部屋の提供により要介護者から特別料金を徴収している場合の減算をして算定していないなど不適正な請求があったのに、これに対する審査点検が十分でなかったなどのため、15事業者に対する支払が適切でなく、これに係る国の負担が不当と認められるもの(1件 3090 万余円) (240 ページ記載)

3 収入支出以外のもの (計 41 件 15 億 9486 万余円)

省庁又は団体名	不正行為
内閣府(防衛庁)	3 ^件
文部科学省	1
日本郵政公社	37
計	41

不正行為

41 件 15 億 9486 万余円

<現金等が領得されたもの>

○内閣府(防衛庁)

- ・陸上自衛隊等の職員が、有料道路通行回数券等の出納及び保管の事務に従事中、その保管に係る同回数券等を領得したり、海上自衛隊の職員が、物品の供用事務に従事中、掃海艇用として払出しを受けたパーソナルコンピュータ等を領得したりしたもの(3 件 535 万余円) (64 ページ記載)

○文部科学省

- ・国立大学の職員が、委任経理金の出納保管事務に従事中、出納官吏名義の定期預金を不正に解約して払出しを受け領得したもの(1 件 1500 万余円) (124 ページ記載)

○日本郵政公社

- ・郵便局の職員が、差出人から受領した郵便料金、郵便局で保管していた資金、預金者から預かった貯金証書を使用して払戻しの手続を行い交付を受けた定額郵便貯金払戻金等を領得したもの(37 件 15 億 7451 万余円) (436 ページ記載)

(意見を表示し又は処置を要求した事項)

「意見を表示し又は処置を要求した事項」として計 4 件掲記した。

ア 会計検査院法第 34 条の規定により是正改善の処置を要求した事項

2 件

○厚生労働省

- ・データ通信サービス契約に係るソフトウェア使用料のうちの利子相当額について
 社会保険庁では、社会保険オンラインシステムについてのデータ通信サービス契約に係るソフトウェア使用料の毎月の支払額を算出するに当たり、元金と利子がそれぞれ一定の額となるアドオン方式を採用しており、また、ソフトウェア使用料のうちの利子相当額を算出する率として長期プライムレートの平均値を採用している。アドオン方式を採用した場合、借入利率と同一の率を用いて利子を計算すると、元利均等返済等の方式に比べて利子負担が割高となるため、借入利率を一定の算式により変換して算出した率を用いる必要があるが、同庁では、その率を用いることなく長期プライムレートの平均値をそのまま採用して利子相当額を算出していて、適切を欠く事態となっている。したがって、同庁において、アドオン方式による場合の率を適切に設定するなどして、ソフトウェア使用料における利子相当額を適正に算出する必要がある。

(指摘金額 33 億 9594 万円)

(243 ページ記載)

○農林水産省

・沖縄の復帰に伴う国有林野に係る国有財産台帳の整備について

林野庁では、国有財産である国有林野を適正に管理及び処分するため、各森林管理局に国有財産台帳を備えているが、沖縄の国有林野については、沖縄が復帰してから現在に至るまで長期にわたり国有財産台帳が適正に整備されていない。このため、これを基に毎年度作成される国有財産増減及び現在額報告書等が現況を正しく反映したものとなっていなかったり、普通財産について、有効活用を十分に図ることができないこととなっていたり、適正な額による国有資産所在市町村交付金の交付ができないこととなっていたり、誤って国以外の者から第三者に売り払われているものがあったりなどしている事態が見受けられた。したがって、林野庁において、国有財産台帳が正当な権利関係や現況の面積等に基づく適正なものとなるよう、沖縄における特殊性を考慮しつつ関係機関と十分調整して、普通財産について、実態調査における調査事項等を具体的に定めた国有財産台帳の整備方針を策定し、これに基づく実態調査を促進して、同台帳の整備を図るなどの処置を講ずる必要がある。

(指摘金額 1億8769万円)

(289ページ記載)

イ 会計検査院法第36条の規定により改善の意見を表示し又は改善の処置を要求した事項

2件

(ア) 改善の意見を表示したもの

○文部科学省

・国立大学法人の賃借物品等及び診療報酬債権に係る会計経理について

国立大学法人が法人化に伴って国から承継した各種の権利及び義務が財務諸表等に資産、負債、資本等として適正に計上されているか、法人化後、初年度の期中における会計経理が適正なものとなっているかなどに着眼して検査した。その結果、同種、同様の賃貸借契約によって調達された教育研究用等のコンピュータ機器の資産への計上、利用目的が同じ教育研究用のソフトウェアの資産への計上、同種の債権である未請求の診療報酬債権の資産及び収益への計上について、それぞれ計上している国立大学法人がある一方、計上していない法人もあり、会計経理が統一的な取扱いとなっていない状況が見受けられ、国立大学法人会計基準等が求めている各国立大学法人間における会計情報の比較可能性が十分に確保されていないと認められる。したがって、文部科学省において、指針等の整備を行うことも含め、統一的な取扱い及び適切な処理を行うための情報提供を積極的に行うなどして、今後の国立大学法人の適正かつ健全な会計経理を一層推進する必要がある。

〔背景金額 1193億0685万円〕
 (財務諸表等における会計経理が統一的な取扱いとなっていなかった資産等の額)

(125ページ記載)

(イ) 改善の処置を要求したもの

○厚生労働省

・国民健康保険組合の組合員の被保険者資格手続の適正化について

政府管掌健康保険の適用を受けることとなる事業所に使用される者が国民健康保険組合の被保険者になるためには、社会保険事務所等から政府管掌健康保険の適用除外の承認

を受けなければならないこととされ、また、適用除外の承認を受けた者に係る療養給付費補助金は、一般の被保険者よりも低い補助率により算定することとされている。しかし、36 国民健康保険組合では、適用除外の承認を受けないまま国民健康保険組合の被保険者となっている事態が見受けられ、これに係る療養給付費補助金が一般の被保険者に係る補助率により算定されている。したがって、厚生労働省において、本制度の周知徹底を図るとともに、国民健康保険組合に対し、適用除外承認を受ける必要のある事業所であるか否かの状況を的確に把握させたり、適用除外の承認を受けていない事業所の組合員に対して所要の手続を勧奨させたりするなどの処置を講ずる要がある。

(指摘金額 5901 万円)

(247 ページ記載)

(本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項)

「本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項」として計 59 件掲記した。

○国会(衆議院)

・電話関係業務に係る契約事務について

電話関係業務に係る契約について、契約事務を所掌する会計課による審査が十分に行える体制になっていなかったり、予定価格の積算手順が整備されていなかったりなどして、競争に付するべきものを随意契約としていたり、予定価格の積算を誤り契約額が割高となっていたりするなどして、契約事務が適切なものとなっていなかった。

(指摘金額 1807 万円)

背景金額	3 億 9270 万円
(一般競争等に付することが適切であると)	
認められた契約金額	

(53 ページ記載)

○裁判所

・家庭裁判所における常勤医師の外部研修に係る給与の支払について

家庭裁判所の常勤医師に外部の医療機関等で勤務時間中に研修を行わせるに当たり、必要な基準等を定めていなかったなどのため、研修に係る勤務の実態の把握が十分でなく勤務時間の管理が適切に行われておらず、そのため、医療機関等から報酬を得ていたり兼業の許可を与えていたりしていた一部の常勤医師について給与の減額措置を執っていなかった。

(指摘金額 1835 万円)

(57 ページ記載)

○内閣府(内閣府本府)

・水上において設置・撤去する仮設足場に係る費用の積算について

水上において設置・撤去する大規模で連続した仮設足場に係る費用の積算に当たり、施工の実態を検討しないで、設置面積が比較的小さい仮設足場を対象としている市場単価を適用していたため、1 日当たりの施工量及び作業員の職種が施工の実態に適合しておらず、仮設足場費の積算額が過大となっていた。

(指摘金額 5340 万円)

(61 ページ記載)

○内閣府(防衛庁)

・公務災害補償に係る治癒の認定手続について

公務災害補償に係る傷病について、療養の現状報告書に記載されている医師の証明の中に傷病の状態が既に治癒に該当していることを示唆する記述のあるものが多数見受けられるのに、これに対する調査確認が十分でなかったなどのため、治癒の認定手続が開始されないまま、長期にわたりこれらに係る診療費等を対象として公務災害補償費を支出して、療養補償が適正に行われていなかった。

背景金額	5085 万円
(治癒の認定手続を開始する必要がある療 養補償に係る支出額)	

(65 ページ記載)

・護衛艦における主発電機用原動機の高タービンパワーセクション予備機の調達について

護衛艦における主発電機用原動機の高タービンパワーセクション予備機の調達に当たり、作業の実態等からみて原動機の製造メーカーから別途に調達することができたのに、その調達方法についての検討が十分でなかったため、艦艇製造請負契約に含めて造船会社から調達して、経済的な調達が行われていなかった。

(指摘金額 2950 万円)

(69 ページ記載)

○内閣府(防衛庁)及び独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構

・駐留軍等労働者に対する定期健康診断の委託について

駐留軍等労働者に対する定期健康診断を委託により実施するに当たり、医療機関が健康保険法等に基づき医療給付を行った場合の報酬を算定するために定められた診療報酬点数表の点数を、医療給付の対象とならない定期健康診断において適用して契約単価を設定して市場価格が考慮されていなかったため、委託費が不経済となっていた。

(指摘金額 6480 万円)

(72、450 ページ記載)

○総務省

・光ケーブルの敷設に係る補助対象経費の算定について

新世代地域ケーブルテレビ施設整備事業における光ケーブルの敷設に係る補助対象経費の算定において、補助の対象とならない増心敷設を併せて実施した場合の補助対象経費の算定方法を規定していなかったり、交付申請書、実績報告書等に増心敷設の内容等を記載させることとしていなかったりなどしたため、光ケーブルの敷設に係る補助対象経費が過大に算定されていた。

(指摘金額 4420 万円)

(77 ページ記載)

・アナログ周波数変更対策業務の実施について

アナログ周波数変更対策業務の実施に当たり、受信者の受信状況等を調査する業務やテレビ、ビデオデッキ等のチャンネルプリセットの変更などを行う受信対策に係る労務単価の算定に用いる歩掛かりについて、作業の実態を調査するなどして、これを適切に見直していなかったため、調査業務に係る支払額及び受信対策に係る支給額が過大となっていた。

(指摘金額 6660 万円)

(80 ページ記載)

○外務省

・日本人学校の校舎等の建設等に対する援助について

日本人学校の校舎等の建設又は購入に対する援助に当たり、援助額の算定の基礎となる援助基礎額の算出手順が明確なものとなっていなかったなどのため、援助基礎額に開差が生じていたり、援助金と金融機関への償還金とのかい離の状況を把握していなかったなどのため、交付した援助金の総額が償還金の総額を上回っていて援助金が過大に交付されていたりしており、援助額の算定及び援助金の交付が適切なものとなっていなかった。

(指摘金額 16億0500万円)

(85ページ記載)

○財務省

・貸付財産に係る国有資産等所在市町村交付金の交付について

貸付財産に係る国有資産等所在市町村交付金の交付に当たり、合同宿舍で廃止決定され居住者の退去が完了しており交付金の対象から除外すべきものや交付金の対象とならない無料宿舍部分を交付金の対象としていたり、物納財産の引受け等により管理している住宅用地等について軽減措置が適切に適用されていないものが多数見受けられたりして、交付金が適切に交付されていないものがあった。

(指摘金額 2億5324万円)

(105ページ記載)

・源泉所得税の徴収義務者に対する納付指導等について

給与所得に係る源泉所得税の徴収義務者に対する納付指導等に当たり、源泉所得税額が長期にわたって未納となっているのに、未納の源泉所得税額の把握に長期間を要するなど効率的な納付指導を行っていなかったり、給与等の支払金額、源泉所得税額などに関するデータが納付指導に十分活用されていなかったり、納期の特例の承認の見直しが十分行われていなかったりしていた。

背景金額	10億0496万円
(未納の徴収義務者685人に係る推計未納)	
税額	

(110ページ記載)

・確定申告説明会に係る謝金の支払について

確定申告説明会における指導業務に従事した税理士に対する謝金の支払について、単価の適用条件の検討及び申告説明会業務以外の業務等に係る謝金との比較検討を十分行っていないことなどのため、業務の実態等に適合した支払がなされていないものがあった。

(指摘金額 896万円)

(115ページ記載)

○文部科学省

・私立学校施設整備事業等の執行等について

私立の高等学校等及び専修学校における私立学校施設整備事業等の実施に当たり、学校法人において認識が十分でなかったなどのため、整備された施設又は設備を文部科学大臣の承認を受けずに処分するなど、補助事業が適切に執行されていなかったり、文部科学省において、補助事業を適切に執行する認識が欠けていたため、当該会計年度内に事業に着手していれば内定通知前に学校法人が既に自力で事業完了等したものについても補助の対象としていて、国庫補助金の交付決定等の手続が適切に行われていなかったりしていた。

(指摘金額 5億6071万円)

〔背景金額 49億3730万円〕
〔（交付決定等の手続が適切に行われてい
な）
（かった国庫補助金交付額）〕

(131 ページ記載)

・埋蔵文化財の保存に係る取扱い及び補助事業の執行について

埋蔵文化財の発掘調査事業の実施に当たり、事業主体において認識が十分でなかったことなどのため、出土品について整理作業が行われていないなど、埋蔵文化財の保存に係る取扱いが適切に行われておらず、ひいては埋蔵文化財の活用が図られなくなるおそれがあったり、実績報告書で作成したとしていた発掘調査報告書が実際には作成されていないなど、補助事業が適正に執行されていなかったりしていた。

(指摘金額 3252万円)

〔背景金額 143億4222万円〕
〔（埋蔵文化財の保存に係る取扱いを適切に
行っていない事業主体に係る国庫補
助金交付額）〕

(136 ページ記載)

・国立大学法人に帰属する承継財産の数量及び価額について

国立大学法人の成立の際に政府から国立大学法人に出資があったものとされる承継財産について、これに該当する建物、工作物、物品等が計上漏れとなっていたり、価額が過小又は過大となっていたりして、承継財産の数量及び価額が適正なものとなっていなかった。

(指摘金額 404億1959万円)

(141 ページ記載)

○厚生労働省

・医療施設等施設整備事業等における消費税の取扱いについて

医療施設等施設整備事業等の実施に当たり、事業主体である公益法人等の支部で消費税の取扱いについての理解、認識が十分でなかったこと、補助金の交付要綱が全国的に支部等を有している公益法人等の状況を考慮したものとなっていなかったことなどのため、補助金に係る消費税仕入控除税額を厚生労働省又は府県に報告し当該金額を返還する取扱いがなされておらず、その国庫補助金が交付されたままとなっていた。

(指摘金額 4342万円)

(251 ページ記載)

・保育所における保育士の配置について

市町村は、必要な保育士数に応じた国庫負担金等の交付を受けているのに、延長保育等の特別保育事業を実施する場合に必要な保育士数や非常勤保育士を配置した場合の常勤保育士数への換算方法が明確に規定されていなかったり、保育士の配置状況を確認する方法が整っていなかったりしたなどのため、市町村の委託等を受けた民間保育所において必要となる保育士数を確保することなく保育を実施していた。

(指摘金額 11億2638万円)

(255 ページ記載)

・生活保護費に係る負担金の算定について

生活保護費に係る負担金の算定に当たり、事業主体において、返還金等の算出方法等の理解が十分でなく、また、返還金等の管理の事務処理体制が十分に整っていなかったことなどのため、返還金等のうち当該年度に納入が可能な額についてのみ調定しこれを費

用の額から控除して負担金を過大に算定していたり、不納欠損処理を行うまでの返還金等の管理を十分に行っていなかったりなどして、負担金の算定が適正に行われていなかった。

(指摘金額 9億7107万円)

背景金額	6億3019万円
(生活保護費の返還金等の管理が十分でない事業主体における不納欠損額に係る国庫負担金相当額)	

(260ページ記載)

・国民健康保険における退職被保険者の適用の適正化について

国民健康保険の療養給付費負担金の交付に当たり、退職被保険者の資格取得の届出を省略した適用の具体的な方法について明確に示していなかったことなどのため、保険者である市において、届出を省略した適用を行っておらず、一般被保険者から退職被保険者への資格異動が行われていない被保険者が多数に上っていて、負担金が過大に交付される結果となっていた。

(指摘金額 15億0251万円)

(264ページ記載)

・職業訓練等に係る訓練延長給付の支給について

失業等給付金の基本手当の受給資格者に対して訓練延長給付の支給を伴う公共職業訓練等の受講指示を行うに当たり、公共職業安定所において訓練の必要性を判断するために必要な職業相談を十分行わないまま受講指示を行うなどして、訓練延長給付の支給がその趣旨に沿った適切なものとなっていなかった。

背景金額	13億9229万円
(受講指示が適切に行われたとは認められない受給資格者に対する訓練延長給付の支給額)	

(268ページ記載)

○農林水産省

・系統施行による施設の整備事業の実施について

全国農業協同組合連合会等が事業主体に代わって施設整備に係る事務を行う系統施行により生産振興総合対策事業等を実施するに当たり、連合会等において業務の対価であり補助の対象となる製造請負管理料の額を事業主体に明示することの重要性について認識が十分でなかったことなどのため、同管理料の額が明示されず事業主体がその妥当性を検討できなかったり、所定の上限額を超えて支払っていたり、系統施行による施設整備を条件に連合会等から奨励金が支払われていたりなどしていた。

背景金額	39億9011万円
(事業主体に明示していないなどしていた製造請負管理料等に対する国庫補助金相当額)	

(294ページ記載)

・新山村振興等農林漁業特別対策事業等の実施について

新山村振興等農林漁業特別対策事業等により整備した直売所等の施設について、適切な評価指標等を含めて事業効果を評価していなかったり、事業効果の発現状況を継続して把握できる仕組みが構築されていなかったりしていたなどのため、施設の利用実績が計

画目標を超えていても、所得の向上、雇用の創出等の事業効果が十分に発現していないなどしていた。

(指摘金額 14 億 7796 万円)

(298 ページ記載)

・農業集落排水事業により整備した肥料化施設等の利用について

農業集落排水事業により整備した肥料化施設等について、臭気対策などの所要の対策を実施したり、製造した肥料の受け入れ先を確保したりするなど汚泥の循環利用に対する取組等が十分でなかったなどのため、肥料化施設等が稼働していなかったり、汚泥の農地還元が計画どおり実施されていなかったりなどして、補助事業の効果が十分発現していなかった。

(指摘金額 10 億 2713 万円)

(306 ページ記載)

・築いそ整備事業の計画策定における費用対効果分析について

築いそ整備事業の計画策定に当たり、過去に整備した築いその実績漁獲量が把握できたのに、実績を反映していない漁獲増加見込量により計画漁獲量を算定するなどしていたため、事業による便益が過大に算定されていて、費用対効果分析が適切に実施されていなかった。

(指摘金額 6 億 0580 万円)

(310 ページ記載)

・配合飼料用米穀の販売における経費の算定等について

配合飼料用米穀の販売に当たり、政府売渡価格から控除する販売経費の算定において、包装容器の種類について実態を調査せずすべて割高な紙袋として入庫料及び荷役料を算定したり、売買契約の締結において運送経費等が経済的となる中継基地を選定していなかったりして、販売経費等が不経済なものとなっていた。

(指摘金額 3613 万円)

(316 ページ記載)

・牛に係る家畜共済事業の運営について

牛に係る家畜共済事業の運営に当たり、共済に加入した農業者が飼養する共済対象の牛は、すべて共済に付されることになっているが、農業共済組合等において、共済対象の牛の頭数確認等が十分でなかったため、引受頭数が実際の飼養頭数とかい離して、共済金が過大又は過小に支払われていた。

(指摘金額 1 億 2758 万円)

(319 ページ記載)

○経済産業省

・博覧会の開催に係る補助事業の実績報告について

博覧会開催に係る会場建設事業等の補助事業のうち、事業主体が地方公共団体等に負担金を支払って実施する事業について、経済産業省において負担金の精算方法等を取扱要領等で明確に示していなかったなどのため、事業主体において各年度ごとの実際の事業費の確認をしていなかったり、概算額の事業費を基に支払った負担金について実際の事業費に基づいた精算をしていなかったりして、実績報告が適切に行われていなかった。

(指摘金額 4 億 5769 万円)

(347 ページ記載)

・総合エネルギー展の開催経費の取扱いについて

省エネルギー設備等導入促進情報公開対策等事業における総合エネルギー展の開催経費のうち会場設営費について、その取扱いに係る明確な方針を定めるなどの措置を執って

いなかったなどのため、事業主体が出展者から徴収して事業主体には費用負担が生じていない出展者コーナーに係る会場設営費を補助対象経費としていて、補助金の交付額が過大となっていた。

(指摘金額 3368 万円)

(350 ページ記載)

○国土交通省

- ・民間事業者等が事業主体として実施している補助事業における消費税の取扱いについて

民間事業者等が事業主体である補助事業の実施に当たり、消費税の確定申告により補助の対象となった建物等の取得に係る消費税額のうち仕入税額控除できる額が確定した場合、事業主体がこの額を実質的に負担しないこととなるのに、補助要領等において消費税の取扱いを明確にしていなかったことなどのため、仕入税額控除した消費税額に係る国庫補助金が事業主体に交付されたままとなっていた。

(指摘金額 2 億 4076 万円)

(379 ページ記載)

- ・委員手当の支給について

船員労働委員会における委員手当の支給に当たり、同一の委員が同一日に複数の会議に出席したり関連業務に従事したりした場合において、それぞれ独立した別の職務に従事したものと解釈して委員の勤務日数を管理していたため、一日の勤務に対して出席した会議の数と関連業務に従事した数に応じた日数分の手当が支給される状況となっていて、勤務日数の管理及びこれに伴う委員手当の支給が適切に行われていなかった。

(指摘金額 1 億 3613 万円)

(383 ページ記載)

- ・プログラム改修に係る委託費の積算について

プログラム改修に係る委託費の積算に当たり、コンサルティング業務の内容を明確にした積算基準等を策定していなかったため、委託業務にコンサルティング業務が含まれていないにもかかわらず含まれているとして積算して、委託費の積算額が過大となっていた。

(指摘金額 3290 万円)

(385 ページ記載)

- ・鋼橋製作・架設工事の間接工事費の積算におけるゴム製支承の材料費の取扱いについて

国庫補助事業で実施する鋼橋製作・架設工事における架設工事原価の間接工事費の積算に当たり、国土交通省における取扱いを確認した上で積算すべきであったのに、事業主体である都県において、これを確認しないままゴム製支承の材料費を架設工事原価の間接工事費の算定対象額に含めて積算していたため、架設工事原価の間接工事費の積算額が過大となっていた。

(指摘金額 6940 万円)

(387 ページ記載)

- ・橋りょう上部工工事に於いて使用するゴム製支承の材料費の積算について

橋りょう上部工工事に於けるゴム製支承の材料費の積算に当たり、特別調査を行って単価を決定すれば市場価格をよりの確に把握できるのに、事業主体である府県において、支承メーカーからの見積りだけによって単価を決定して、特別調査等による市場価格の把握、検討が十分でなかったため、ゴム製支承の材料費の積算額が経済的なものとなっていなかった。

〔背景金額 6億5410万円〕
 (見積単価で積算していたゴム製支承のうち、特別調査単価を仮定することができたものについて推計した支承材料費の開
 差額に係る国庫補助金相当額)

(390 ページ記載)

・浚渫等工事における検測待ちの拘束費の積算について

浚渫等工事の積算に当たり、高精度の測位システムの利用などにより工事の施工精度等が向上し、検測後に請負業者が再浚渫等を行っている実態がほとんどないのに、これを積算に反映させていなかったため、作業船団の待機のための費用として検測待ちの拘束費を工事費に計上して、積算額が過大となっていた。(指摘金額 4350万円)

(394 ページ記載)

・港湾 EDI システム等の利活用の促進について

港湾諸手続を電子申請化するための港湾 EDI システム等について、船舶代理店等の要望等に対応した改善に対する取組や港湾管理者、船舶代理店等に対する電子申請化の重要性及び港湾 EDI システム等の利便性についての周知徹底が十分でなかったなどのため、重要港湾の港湾管理者が加入していなかったり、重要港湾及び特定港において利用されていなかったりなどして、利用率が低い状況となっていた。

〔背景金額 22億4172万円〕
 (港湾 EDI システム等の開発、改修等及び管理・運営、保守等に係る経費)

(397 ページ記載)

・委託契約によって購入された研究用機器の管理について

委託先の独立行政法人との委託契約によって購入された研究用機器について、委託業務終了後に返還することとされているのに返還されず、引き続き委託先で管理されていて、国の物品として管理されておらず、また、これらが返還された後の取扱方法や手続も定められていないため、研究用機器の有効活用が図られる体制となっていなかった。

〔背景金額 4億8380万円〕
 (平成16年度末までに終了している委託研究に係る研究用機器(取得価格50万円以上のもの)の取得価格総額)

(402 ページ記載)

・ダム等の建設に伴う受益者負担金の徴収について

独立行政法人水資源機構が建設したダム等を利用して流水をかんがい用に供する者に係る受益者負担金について、かんがい工事の実施状況を十分把握していなかったことなどのため、工事の完了時期等に合わせて徴収を開始していなかった。

〔背景金額 54億5551万円〕
 (徴収を開始することとした受益者負担金)

(405 ページ記載)

・滑走路に係る国有財産台帳の価格改定等について

滑走路に係る国有財産台帳の価格改定に当たり、延長部分等は既設の滑走路の耐用年数の経過状況に関係なく価格改定を行うべきであるのに、既設の滑走路の耐用年数が満了している場合は、価格改定を行わないこととするなどしていたため、台帳価格が過大に

計上されていて、また、これを基に算定される国有資産等所在市町村交付金も過大に交付されていた。

(指摘金額 104億5898万円)

(409ページ記載)

○国民生活金融公庫

・小企業等経営改善資金の貸付けの審査について

小企業等経営改善資金の貸付けに当たり、初回借入申込者に対する企業実在の確認に関する審査の具体的な方法が明確にされていなかったなどのため、審査が十分でないまま、企業実体のない借入申込者に対して貸付けが行われていた。

(指摘金額 4700万円)

(414ページ記載)

○日本道路公団

・高速道路等の未納通行料金等及び不正通行に係る通行料金等の管理及び徴収の確保について

高速道路等の未納通行料金等及び不正通行に係る通行料金等について、未納通行料金等の金額を適切に把握していなかったり、未納通行料金等の督促等を適切に行っていなかったり、また、不正通行者を特定するために設置したビデオカメラ設備の撮影記録等を有効に活用していなかったりなどして、管理及び徴収の確保が適切に図られていなかった。

背景金額	11億1774万円
(平成16年度末の適切な未納通行料金等の残高)	

(418ページ記載)

・雪氷対策作業に係る巡回車に乗務する者の職種の組合せ及び労務費の積算について

雪氷対策作業に係る巡回車に乗務する者の職種の組合せ及び労務費の積算に当たり、作業の実態等を積算に適切に反映させるための検討が十分でなかったなどのため、乗務する者2名のうち1名の職種を自動車運転手としていなかったり、自動車運転手の拘束時間を作業時間と待機時間に区分していなかったりして、労務費の積算額が過大となっていた。

(指摘金額 5340万円)

(424ページ記載)

○阪神高速道路公団

・貸与した建物施設等に係る光熱水費負担額の算定について

公団所有の建物施設等を受託業者等へ貸与した場合の受託業者等が負担すべき光熱水費の算定に当たり、負担方法を内部規程として定めていなかったり、施設の用途や利用実態等を十分に反映していなかったりして、公団の専用面積を過大に算定していたため、公団の光熱水費の負担額が過大となっていた。

(指摘金額 2820万円)

(428ページ記載)

○日本原子力研究所

・燃料試験施設の利用料金の徴収について

燃料試験施設を外部利用させた場合の利用料金の徴収に当たり、点検作業中は試験を実施できないという当該施設の作業の実態を適切に料金単価に反映させていなかったため、利用料金の徴収額が不足していた。

(指摘金額 4100万円)

(431ページ記載)

○日本郵政公社

・郵便局で使用する郵便用車両の配備・運用について

郵便局で使用する郵便用車両について、車両の稼働状況の把握が十分でなく、配備に当たって、職員の勤務体制、作業の実態を考慮した必要台数の算定を行っていなかったことなどのため、車両の配備台数が必要とする台数を上回るなどして、過大に配備されている一方で、新たな車両を購入したり、これに係る保守管理費等の負担が生じたりしていた。

(指摘金額 4億0630万円)

(441 ページ記載)

○独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構、独立行政法人農業生物資源研究所

・研究用機器の購入契約における契約事務について

研究用機器の購入契約に当たり、納入が可能な製造メーカーの販売代理店等が県内に複数社あるか又は県外にもあるかについての調査や公正性及び競争性の確保についての検討が十分でなかったなどのため、競争契約に付することが可能なのに随意契約によっていたり、1社からしか見積書を徴取していなかったりして、契約事務が適切なものとなっていなかった。

〔背景金額 1億8934万円及び7753万円〕
 (適切な契約事務を実施する要があると認められた契約金額)

(444 ページ記載)

○独立行政法人日本スポーツ振興センター

・スポーツ振興投票に係る財務諸表の表示について

スポーツ振興投票に係る財務諸表の作成に当たり、各事業年度に発生した業務委託料は、その全額を当該事業年度に費用及び負債として計上するのが適正であるのに、運営費の限度額に関する法令の趣旨を十分理解していなかったなどのため、運営費の限度額を超えたことにより支払を翌事業年度以降に繰り延べた額を費用及び負債に計上しておらず、多額の欠損金が財務諸表上明らかになっていなかった。

(指摘金額 154億0547万円)

(459 ページ記載)

○独立行政法人雇用・能力開発機構

・技能者育成資金の回収業務について

技能者育成資金の貸付事業において、回収すべき貸付金に多額の滞納が生じているのに、具体的な事務手続を定めたマニュアル等が作成されていなかったことなどのため、借受者全体の要回収額の把握や督促、居所調査等の回収業務が十分に行われておらず、債権管理が適切なものとなっていなかった。

〔背景金額 8億6238万円〕
 (平成16年度末における滞納額)

(465 ページ記載)

○国立大学法人秋田大学、国立大学法人筑波大学、国立大学法人千葉大学、国立大学法人山梨大学、国立大学法人福井大学、国立大学法人広島大学、国立大学法人佐賀大学

・診療報酬債権に係る会計経理について

作成等に時間を要することから審査支払機関への送付を保留しているレセプト等に係る診療報酬債権を資産及び収益に計上するに当たり、保険者等に診療報酬を請求する事務

の実態等を踏まえた会計経理についての認識・理解が十分でなかったため、会計経理が適切に行われずに重複計上や未計上となっていて、資産及び収益が過大又は過小に計上されていた。

(指摘金額 計 23 億 6672 万円)

(475 ページ記載)

○東日本電信電話株式会社、西日本電信電話株式会社

・加入者収容モジュールに搭載する基板収容ユニットの購入について

新型交換機システムの加入者収容モジュールに搭載する基板収容ユニットの購入に当たり、利用されていない基板収容ユニット等の所在情報の把握についての認識が十分でなかったなどのため、これを転用しておらず、基板収容ユニットの購入費が不経済となっていた。

(指摘金額 計 1 億 1190 万円)

(489 ページ記載)

・ビルの清掃作業の委託費の算定について

ビルの清掃作業の委託費を算定するに当たり、作業員の移動の実態等を十分に把握していなかったなどのため、作業員が自宅から無人ビルに直接出向いて清掃作業を行っているのに移動費を計上するなどしていたり、作業員が経済的、効率的にビル間を移動している実態等に基づかずに移動費を算定していたりして、委託費が不経済となっていた。

(指摘金額 計 2 億 3650 万円)

(493 ページ記載)

(特に掲記を要すると認めた事項)

「特に掲記を要すると認めた事項」として 5 件掲記した。

(1) 中堅事業者に係る破綻金融機関等関連特別保険等の利用が低調となっているため、制度の在り方について検討することが必要な事態について

破綻金融機関等関連特別保険等は、破綻金融機関の融資先である中堅事業者(資本の額又は出資の総額が 5 億円未満で中小企業信用保険の対象とならない会社)に対する事業資金の融通を円滑にするため、平成 10 年 12 月に創設されたが、その後、金融機関の不良債権問題の解決に向けた「金融再生プログラム」等による取組などが行われ、また、中小企業者の定義が拡大され中堅事業者の範囲が縮小されていて、制度創設当時とは状況が大きく異なってきている。検査したところ、保険引受額が極めて低調な状況となっていることなどから、中小企業金融公庫における保険金の支払額や全国信用保証協会連合会における出えんが少なく、制度を運営するために公庫及び連合会に設置された基金(出資等の計 800 億円)は、そのほとんどが使用されないままとなっている。また、金融機関の破綻は、15 年 11 月以降発生しておらず、主要行における不良債権処理が 16 年度末にその目標を達成するとともに、中小・地域金融機関における不良債権問題についても解決に向け進みつつある状況となっている。このため、金融機関が破綻するおそれは、今後の経済動向にもよるが、本件特別保険制度が創設された当時に比べ少なくなると認められる。しかも、中堅事業者の範囲が縮小していることもあって、本件特別保険等の対象となる中堅事業者は、制度創設当時に比べ相当程度少なくなっていると認められる。したがって、今後、本件特別保険等に係る公庫の保険引受額はもとより、保険金支払額や連合会からの出えんが大幅に増加するとは認められない。については、経済産業省において、今後の経済情勢や中小・地域金融機関の動向、中堅事業者に対する支援の必要性、

関係者の意見等を総合的に勘案しつつ、両基金の縮小等も含め、本制度の在り方について適切な対応を図るよう検討することが必要である。

背景金額	798 億円
(平成 16 年度末破綻金融機関等関連特別 保険等準備基金残高及び 16 年度末特定 中堅企業金融円滑化特別基金残高の合計)	

(497 ページ記載)

- (2) 地震災害時に防災拠点となる官庁施設の耐震化対策が重点的、効率的に実施されていない事態について

国土交通省では、災害を防除し、公衆の利便と公務の能率増進とを図るための官庁営繕事業を実施しており、その一環として、既存の官庁施設の耐震化対策を実施している。地震災害時に防災拠点となる官庁施設については、施設の重要度を考慮し、大地震動に対してもその機能が確保できるように、耐震性能に余裕を持たせることとされており、国土交通省においても、重要度、緊急度等を考慮して耐震化対策を実施することとしている。検査したところ、耐震診断については、構造体はほぼ終了しているが、建築非構造部材及び建築設備には未診断の施設が相当数見受けられた。そして、診断の結果、耐震改修が必要とされた施設の耐震改修状況は、大規模な地震による著しい災害が想定されている強化地域及び推進地域において、防災拠点官庁施設の中でも地震災害時に災害対策の指揮及び情報伝達の中核的な機能を担う I 類施設における改修率が II 類施設よりも低く、緊急度の高い施設の耐震改修が優先されていない事態が見受けられた。また、耐震改修を実施した施設において、所要の耐震性能が確保されていない施設が約 3 分の 1 あり、さらに未改修施設においては I 類施設の約半数は緊急度が高い状況となっていた。これらの結果、構造体、建築非構造部材及び建築設備の耐震性能が総合的に確保されている施設が防災拠点官庁施設の 32% となっており、地震災害時において、災害対策の指揮及び情報伝達等の災害応急対策活動に対応できないおそれがあると認められる。したがって、国土交通省において、防災拠点官庁施設の耐震化対策について具体的な中長期計画を定め、特に強化地域、推進地域でより重要度が高い I 類施設及び I 類施設で緊急度の高い施設の耐震化対策を実施するとともに、各省各庁及び管理官署等においては、耐震化対策の必要性を今まで以上に強く認識するなどして、防災拠点官庁施設としての耐震性能を確保するための耐震化対策を確実に推進することが肝要である。

背景金額	423 億円
(防災拠点官庁施設の平成 7 年度から 16 年度までの耐震改修に係る事業費)	

(508 ページ記載)

- (3) 電線共同溝整備事業の実施における占用予定者の入溝が計画的になっていなかったり、管理が十分行われていなかったりなどしている事態について

国土交通省では、安全で快適な通行空間の確保、都市災害の防止、情報通信ネットワークの信頼性の向上等を目的として、道路の無電柱化の推進を図るため電線共同溝整備事業を実施している。そして、国土交通省防災業務計画等の各種防災計画においては、災害発生時におけるライフライン確保の重要性から計画的かつ重点的な電線共同溝の整備を推進することとし、道路管理者は電線共同溝整備計画に基づき電線共同溝の整備を行っている。そこで、電線共同溝の入溝状況及び管理状況等进行检查したところ、電線共同溝の整備箇所における電力事業者、通信事業者等の占用予定者に対する計画的な入溝

の促進や電線共同溝を適正かつ円滑に管理するための管理台帳の整備等が十分とはいえない状況となっており、電線共同溝整備の効果が早期に発現しないおそれがあると認められた。したがって、国土交通省において、無電柱化推進検討会議や電線類地中化協議会を活用するなどし、適時、適切な整備計画の策定に一層努めるとともに、占用予定者等の入溝状況等を正確に把握するよう、管理台帳等の整備を行い、整備した電線共同溝の利用が計画的に促進されるよう一層努めることが望まれる。

背景金額	1706 億円
（検査した 21 事務所及び 29 都府県等の平成 7 年度から 16 年度までの電線共同溝の整備に係る国費の額	

(525 ページ記載)

- (4) 中小企業高度化事業における不良債権が多額に上っていて、その解消を図るため、より一層の債権管理態勢を整備することが必要な事態について

高度化事業の貸付けは、中小企業者が組合等を設立して工場団地、ショッピングセンター等を建設する事業等に対し、中小企業基盤整備機構と都道府県が協力して長期・低利(特別の場合は無利子)の融資を行うものである。検査したところ、延滞債権の管理期間が長期化していて、その保全も十分とはいえない状況になっていた。加えて、後年延滞債権となる可能性が高い条件変更債権も増加傾向にある。都道府県の債権管理の体制は、十分な経験や知識を有する職員が充てられておらず、少人数で増加する一方の業務を処理している状況であり、貸付先の経営状況等についての把握や機構に対する報告が不十分であるなどの例もあった。一方、機構の債権管理の体制は、必ずしも都道府県との連携が十分に図られていない状況であり、また、機構が定める対応基準の内容やその運用等に関し、都道府県に対する周知徹底が十分でない状況である。したがって、機構においては、より一層態勢を整備し、不良債権の解消を図っていくことが必要である。また、都道府県においても、貸付先や保証人等に関する必要な情報を十分に把握したり、対応基準に則った回収措置を講じたりするとともに、機構の支援や助言を受けるなどして、適切な債権の管理・回収を行うことのできる態勢の充実を図ることが肝要である。

背景金額	1286 億円
（検査した 18 都道府県に対する平成 16 年度末貸付金残高のうち不良債権となっている債権残高合計	

(534 ページ記載)

- (5) 賃貸住宅建替事業において、事業着手後長期化していたり、事業着手までに長期間を要したりしている事態について

独立行政法人都市再生機構が施行している住宅建設事業については、政府の特殊法人等整理合理化に関する方針に伴い、分譲住宅及び新規賃貸住宅の供給は行わないこととされるなど事業の絞り込みが行われているとともに、賃貸住宅の建替事業及び建替調査の実施に当たっては、効率的実施が求められているところである。そこで、建替事業実施団地 37 地区及び建替調査団地 25 地区について検査したところ、建替事業実施団地の中には事業着手後相当長期化しているものが、建替調査団地の中には空家住宅の補充停止の開始以降、長期間経過しても事業着手に至っていないものがある。そして、事業着手していないものの中には、賃貸住宅需要の低迷から当該団地の整備や土地利用等の方針等を定める個別基本方針の作成が著しく遅延しているものもある。このような状況が継

続すると、事業効果の発現が遅延するばかりではなく、投資額に係る間接経費等の経費負担を年々増加させることとなる。したがって、機構において、建替事業の実施に当たっては、早期の事業完了に努めることはもとより、建替調査団地について、①個別基本方針の作成及び補充停止の開始時期の決定については、当該地区及びその周辺の立地状況に応じて、同一地域に所在する複数の地区を一体的に捉えての計画について検討すること、②個別基本方針の作成が遅延している地区については、部分的な補充停止の解除を含め、既存の賃貸住宅を活用することについて検討するとともに、上記と同様に同一地域に所在する複数の地区を一体的に捉えての計画についても検討すること、③補充停止をしている区域については、需要動向、収支計画等を勘案した上で可能な限り定期借家契約の導入促進を図ることなどにより効率的な実施を図り、もって賃貸住宅事業を改善させることが望まれる。

背景金額	385 億円
(指摘の背景となった建替事業実施団地 17 地区における平成 16 年度末の建設仮 勘定の額、建替調査団地 13 地区の補充 停止住宅に係る固定資産の額及び補充停 止による保守、管理等費用の合計額)	

(548 ページ記載)

3 第4章の「国会からの検査要請事項及び特定検査対象に関する検査状況」の概要

第4章の「国会からの検査要請事項及び特定検査対象に関する検査状況」に掲記したものは次の22件である。

(国会からの検査要請事項に関する検査状況)

国会から検査の要請を受けて検査を実施しその結果を報告したものは2件である。

(1) 国が公益法人等に補助金等を交付して設置造成させている資金等に関する会計検査の結果について

本院は、参議院からの検査要請を受け、国が公益法人等に補助金等を交付して設置造成させている資金等に関し、①資金の設置、保有の状況、②「平成12年度決算検査報告」で検査対象とした資金の見直しの状況、③②以外のもも含めた各資金の運営の状況、④資金の制度の見直し体制の整備状況について検査を実施した。検査したところ、平成12年度決算検査報告で検査対象とした94資金については、多くの資金において何らかの見直しが行なわれ、事業を終了したり、余剰資金を国に返納したり、事業の運営状況を好転させたりしている資金も見受けられる一方、見直しを行ったとしているものの依然として事態が好転していないものも見受けられた。そして、16年度末現在において設置されている116資金(保有額1兆5409億円)をみると、資金事業の内容、実績、資金の保有量及び管理に関して、検討すべき事態が見受けられたものが33資金あり、また、見直しの時期の設定、目的達成度を測るための基準の策定、サンセット方式の導入等見直し体制の整備に対する取組などが十分でない状況も見受けられた。

したがって、今後の資金事業の実施に当たっては、資金事業として実施することの必要性の検討、受益者のニーズに即した事業内容等の検討、資金需要に対応した資金規模の検討等を行い、必要に応じて資金事業の終了も含めた所要の措置を積極的に講ずるほか、資金設置の趣旨に沿った資金管理に留意するとともに、定期的な見直し時期の設定や目的達成度を測るための基準の策定等見直し体制を整備し、さらに、より効果的なディスクロージャーや審査、検査による透明性の向上を図ることが重要と考えられる。

(557 ページ記載)

(2) 独立行政法人の業務運営等の状況に関する会計検査の結果について

本院は、参議院からの検査要請を受け、独立行政法人の業務運営等に関し、①組織運営の状況、②財務の状況、③業務実績の状況、④情報の公表状況について、45 独立行政法人を対象に検査を実施した。検査したところ、①組織運営の状況については、多くの法人において、役職員の報酬・給与の支給額等は国家公務員に準拠したものとなっていて、業績等の給与への反映も限られた状況となっている。②財務の状況については、運営費交付金の算定の際に自己収入を控除している法人がある一方で、同種の自己収入を控除していない法人が見受けられたり、控除した自己収入の額が実績額とかい離している法人が見受けられたりしている。運営費交付金債務の収益化の方法として大部分の法人は費用進行基準を採用しており、運営費交付金を効率的に使用した場合、節減分は運営費交付金債務に残され、各年度の財務諸表には利益として計上されない状況にある。また、会計処理において自己収入の全額を費用に充てたこととした場合には、自己収入からも利益が計上されないこととなり、法人の経営努力の成果が表示されない状況となっている。そして、運営費交付金債務に占める「効率化により生じた額」をみても少額にとどまっている。③業務実績の状況については、試験研究法人では、人件費の伸び率に比して発表論文数の伸び率が低くなっている法人が見受けられ、学校施設法人では、既に民間、国立大学法人等において同様の業務が実施されているものもあり、研修施設法人では、ナショナルセンター等としての役割を担っているが、法人の目的には直接関係がないと思料される利用者が多い法人も見受けられる。また、業務運営の効率化に関して定められた目標に対する実績値の算出方法が区々となっていて、各法人の効率化の状況をそのまま比較することができない状況となっている。④情報の公表状況については、法律等により公表することとされている情報について公表していない法人が見受けられる。

については、①中期計画に定める人件費総額に留意しつつ、一層、自主的かつ機動的な組織運営に努めること、②運営費交付金の算定に当たり、自己収入の控除の適否について自己収入の種類等を勘案して十分に検討するとともに、適切な自己収入の額を設定するよう努めること、また、法人経営の効率化の成果をより明確化する方策がないか検討すること、③試験研究法人では研究の質を一層高めることに努めること、学校施設法人では社会的なニーズや同種学校の状況等を十分考慮すること、研修施設法人ではナショナルセンター等としての役割を果たすよう努めること、また、業務運営の効率化に関する目標の達成度について、法人間の比較が可能となるような方策を検討すること、④業務の透明性を一層高めるため、情報の公表を適切に行うことが望まれる。

(579 ページ記載)

(特定検査対象に関する検査状況)

特定検査対象に関する検査状況として 20 件掲記した。

(1) 都道府県警察における捜査費及び活動旅費の経理の状況について

捜査費及び活動旅費の経理について、不適正経理事案に関する警察当局の最終的な調査結果が報告された北海道警察及び福岡県警察を含む 9 道県警察を対象として検査を実施した。このうち北海道警察及び福岡県警察を除く 7 県警察においては、捜査員等の関係者から聴き取りを行ったり、利用したとされる店舗等の施設を確認したりするなどして検査した。その結果、本院が検査した範囲では、特に問題と認められる事態は見受けられなかった。また、北海道警察及び福岡県警察においては、捜査費等に関する不適正な経理が組織的、慣行的に行われてきたことが内部調査によって判明しており、この警察当局の調査結果の内容を検証した。その結果、客観的な資料がないなどのため、関係者からの聴き取りによらざるを得ないなどの状況の下で本院が検査した範囲では、当局の調査結果と異なる事態は認められなかった。

上記のように、一部の道県警察において、会計経理の基本原則が長年にわたり軽視されていたことは、極めて遺憾な事態である。今後このような事態が再発しないよう、警察庁においては、関係者の再認識を促すとともに、改善策の実効性を高めるために内部監査の充実を図るなど、より一層の努力が求められる。また、今後新たに同種の事態が発覚した場合には、徹底的な調査及び速やかな対処が行えるような体制の構築も肝要である。

本院としては、事態の重大性及び都道府県警察における制度の共通性にかんがみ、改善策が確実に実施されているか引き続き確認していくとともに、今後とも捜査費等の検査を厳正に実施していく。
(592 ページ記載)

(2) 装備品等の技術研究開発の実施状況について

防衛庁では、昭和 60 年度から平成 16 年度までの 20 年間に 2 兆 2510 億円の研究開発費を投じ、自衛隊等が使用する 109 品目の装備品等の自主開発、国産化を行っている。検査したところ、防衛庁技術研究本部が取り組んだ研究開発は、一部に装備化に向けての歩みが停滞しているものがあるものの、基礎的な研究で取得した技術上の知識が装備品等の開発に利用され、おおむね装備化につながる結果となっていると史料される。ただ、装備化に至ったものについては、見積量産単価及び調達単価並びに見積量産単価前提数量及び調達数量の間にかい離が生じているものが多数見受けられる状況となっている。防衛庁では、かい離が生じていることについて、装備化後の装備品等の仕様変更や中期防衛力整備計画の見直しなどが原因となって生じ得るものであるとしているが、見積量産単価は、研究開発を実施するか否かの判断を行う重要な要素の一つであるから、その算出や前提となる数量の算出は、実際の装備化を十分考慮して行われる必要があると認められる。また、見積量産単価前提数量と実際の調達数量のかい離が大きくなると、研究開発と装備品等の調達に一貫性がもたらされないこととなることから、かい離が生じた原因を十分分析し、今後の研究開発の見直しに反映させる必要があると認められる。

したがって、防衛庁においては、厳しい財政状況の下、計画的な防衛力整備を行うため、実際の装備化を十分考慮した上で集中すべき研究開発項目の選択を行い、今後の技術研究開発のより一層の効果的かつ効率的な実施に努めることが望まれる。
(615 ページ記載)

(3) 株式会社日本長期信用銀行及び株式会社日本債券信用銀行に係る特別公的管理の終了に伴い実施された措置及び預金保険機構の財務の状況について

日本長期信用銀行及び日本債券信用銀行の破綻処理については、両銀行の特別公的管理期間中のみならず特別公的管理終了後、現在に至るまでの間に多額の公的資金(12 兆 6670 億円)が投入され、瑕疵担保条項に基づく貸出関連資産の引取り及び特別公的管理銀行保有株式の買取り等が行われた。そして、これらの措置により預金保険機構の金融再生勘定には多額の欠損金(16 年度末現在 8496 億円)が生じており、今後、同勘定で経理されている瑕疵担保資産の回収並びに特別公的管理銀行保有株式及び既存優先株式の処分等が当該欠損金の状況に影響を与えることとなる。

瑕疵担保資産については、回収額が支払額を上回することは困難な状況となっており、預金保険機構では、回収方針を策定し回収を実施することとしているが、各債務者の状況に応じて回収の極大化を図るよう債務者の分類及び回収方針を見直す必要がある。また、経済合理性の観点から整理回収機構が自ら回収に努めるよりも有利と認められる場合等には、一括売却等回収方法の多様化にも取り組んでいく必要がある。特別公的管理銀行保有株式及び既存優先株式については、国民負担の極小化の観点から適切に処分し、金融再生勘定の有利子負債の削減及び欠損金の縮小に努めることが肝要である。
(628 ページ記載)

(4) 政府開発援助の状況について

政府開発援助について、外務省等の援助実施機関に対して検査を行うとともに、12箇国の106事業について現地調査を実施した。その結果、草の根・人間の安全保障無償資金協力において機材が計画どおり調達されていなかったり、施設が完成していなかったり、また、技術協力プロジェクトにおいて移転された技術が十分活用されておらず、最終の目標達成の目途が立っていなかったりして、援助の効果が十分発現していないと認められるものがあった。

草の根・人間の安全保障無償資金協力については、在外公館において、事業を実施する団体側の事業実施能力の有無等についての検討や贈与契約の内容、援助の趣旨の周知等をより一層行ったり、技術協力プロジェクトについては、機構において、最終の目標を達成するための検討を十分に行ったりする必要がある。(647 ページ記載)

(5) 技術協力プロジェクトにおける事業実施前の調査の状況について

独立行政法人国際協力機構は、「技術研修員受入」、「専門家派遣」、「機材供与」を組み合わせた技術協力プロジェクトを実施している。この技術協力プロジェクトの終了後は、相手国が、移転された技術を自力で継続的に活用し、事業を実施することにより、効果が持続的に発現することが求められる。技術協力プロジェクトについて、特に、プロジェクトの効果発現を確保するために留意すべき点はないかなどに着眼して検査したところ、効果発現のための前提となる外部条件が満たされておらず援助の効果が十分発現していないものが4事業あり、これらに係る同機構の事前の調査において、上記の外部条件が将来満たされるかなどについて、十分な調査が行われたかどうか確認できなかった。その後機構は、事前の調査に関し制度の改善を図っているが、事前の調査を適切に行っていくことが必要である。(655 ページ記載)

(6) 租税特別措置(肉用牛売却所得の課税の特例及び農地等についての相続税の納税猶予の特例)の実施状況について

租税特別措置は、特定の政策目的の実現のための政策手段として、公平・中立・簡素という税制の基本理念の例外措置として設けられているものであり、また、厳しい財政状況の下で減収をもたらすものである。そこで、肉用牛売却所得の課税の特例(平成16年分免税金額96億円)及び農地等についての相続税の納税猶予の特例(15年分納税猶予税額1107億円)について、その適用状況、検証状況などについて検査したところ、①適用状況については、肉用牛の特例において、農業所得金額が300万円未満の者が37.3%となっているなど、効率的かつ安定的な農業経営にはなっていないような適用者が見受けられた。そして、特例所得金額が1000万円以上の者が6.2%となっているなど、高額な適用者も見受けられた。また、納税猶予の特例において、農業所得金額が100万円未満の者が80%強となっているなど、効率的かつ安定的な農業経営にはなっていないような適用者が見受けられた。②検証状況については、税制改正の要望の際の検証では、肉用牛の特例について、他の政策の効果と区分して評価することは困難であるとして同特例のみの効果の分析を行っていないなどの課題等が見受けられた。また、政策評価による検証では、肉用牛の特例、納税猶予の特例のいずれも政策評価体系上の政策手段としておらず、検証を行っていなかった。農林水産省においては、両特例の検証について、その内容をより一層充実することにより、政策の実効性を高めていくことが望まれる。財務省においては、関係省庁に対して要望書における検証等について指導するなどとともに、特別措置について今後とも十分に検証していくことが望まれる。③課税の執行状況については、確定申告書等における特例適用牛に係る経費の配

賦方法等が適切とは認められない適用者がいる状況となっていることから、国税庁においては、特別措置に係る課税の執行について、より適正に行うことが望まれる。(664 ページ記載)

(7) 市町村におけるレセプト点検の実施状況について

保険者等が行う診療報酬明細書等の審査、点検業務(レセプト点検)は、国民医療費が増加傾向にあり、これに係る国の負担額も多額に上っている状況の中で、適正な診療報酬等の請求・支払に寄与し、医療費の適正化に直接つながるものとしてその重要性が高まっている。そこで、国民健康保険の保険者で、かつ、老人医療の実施者である市町村において、レセプト点検が的確に、また、効果的に実施されているかなどに着眼して検査した。その結果、レセプト点検のうち内容点検について、相当数の市区町において、委託業者に点検を任せきりにしていたり、介護保険との給付調整等に関し保険者等の保有する情報を活用して行う点検が十分に実施されていなかったり、都道府県等との連携による点検結果の活用がほとんど行われていなかったりしていた。

したがって、厚生労働省においては、レセプト点検の実施について都道府県や市町村に指導等を行うに当たり、①市町村は委託業者による点検の実施状況を十分に把握し、必要に応じて指示を行うことなどにより、的確で効果的な点検を実施するよう努めること、②保険者等の保有する情報を活用して点検を的確に実施するため、情報の提供について市町村の関係部局や都道府県等相互の連携体制を整備するよう努めること、③点検結果に基づく情報が市町村から医療機関等の指導・監査を行う都道府県等に報告される体制を整備するとともに、都道府県等においてそれらの情報を指導・監査に活用することに留意することが望まれる。(680 ページ記載)

(8) 都道府県労働局の会計経理の状況について

本院では、広島、兵庫両労働局の不正経理を念頭に置き、都道府県労働局の会計経理について重点的な検査を行った。その結果、物品の購入等に係る経理について、意図的に関係書類を偽造するなどして国庫金を不正に支出し目的外に使用していたものが見受けられたほか、架空の取引により支出を行い業者に預け金を積み立てているなどの事態が多数見受けられた。これらは契約、検収事務等の会計経理が著しくびん乱していたこと及び会計経理に関する労働局の内部統制が機能していなかったことによる。謝金等及び旅費に係る経理について、労働局管下の公共職業安定所において組織的な不正経理の事実が多数認められた。その主な目的は公共職業安定所における別途経理金のねん出であり、長年行われてきた不適切な慣習行為によるものと思料される。労働局における会計経理の適正化はもちろんであるが、労働局の公共職業安定所等に対する内部監査の徹底と会計法令の遵守についての一層の指導強化が必要と認められる。

本院としては、厚生労働省及び労働局による上記事態に対する再発防止策の実効性について総合的な評価を行うとともに、本年次の検査において発見された事態について、更に詳細な検討を行うなどして発生原因等の一層の解明を行うこととする。また、都道府県労働局に対し、引き続き不正経理の有無を念頭に置いた検査を実施し、全国の労働局の会計経理の状況について改めて総合的な検証を行うこととする。(693 ページ記載)

(9) 健康保険、厚生年金保険の適用促進の実施状況について

近年、年金に対する関心が高まる中で、健康保険、厚生年金保険の新規適用届を提出していないことなどによる未適用事業所が数多くあるとの指摘がなされており、また、未適用事業所を少なくすることが、被保険者等となるべき者に対する医療保障や年金受給権の確保、事業主間の公

平性の確保及び制度の信頼性の確保のために重要と考えられることなどから、両保険の適用促進の実施状況について検査した。その結果、①社会保険事務所等の中には、適用促進への取組が十分でないものなどがある、②各省庁との連携強化が図られているのは、貨物自動車運送事業者の未適用情報提供のみである、③雇用保険と厚生年金保険の各適用事業所データを突合したリストを活用した適用促進を行っていなかった社会保険事務所が見受けられるなど社会保険庁の指導内容が必ずしも統一的に実施されていない、④制度の周知による勧奨のみでは適用に至る可能性は低いと考えられる、⑤平成16年度から適用実績等を把握していたが、その評価や活用の方法は明確とはなっていない状況となっていた。

したがって、社会保険庁において、今後、両保険事業の健全な運営を図るため、①各社会保険事務所等において適用促進に積極的に取り組むよう努めるなどする、②各省庁等との協力連携を十分に図り、適用促進の推進体制の拡充強化を図る、③リストの活用について、社会保険事務所等の中で取扱いに差異が生じないように指導するとともに、これまでのリストの活用の実態について再検討した上で今後の改善策を検討する、④職権適用の積極的な実施を前提に、適用促進対象事業所に対する重点的加入指導の一層の強化を図る、⑤適用実績等を十分に把握・分析し、今後の実施方法の選択、評価等に活用するなどの点を検討するなどして、適切な実施を図ることが必要であると考えられる。

(711 ページ記載)

(10) 社会保険オンラインシステムに係る契約金額の算定方法等の状況について

社会保険庁では、年金、健康保険等の業務を迅速かつ正確に処理し、膨大な記録を長期にわたり管理するため、社会保険オンラインシステムを運用しており、平成16年度の運用経費(支払額)は約1108億円と巨額なものとなっている。そこで、社会保険オンラインシステムに係る契約金額の算定方法等や刷新可能性調査におけるシステム費用の妥当性についての記述内容などについて検査した。その結果、ソフトウェア使用料等の算定において、ソースプログラムや開発に従事した技術者の作業日報等の提出を受けていないため、開発規模、開発効率、人件費単価等の妥当性について事後の検証が行われていないなどの事態が見受けられ、また、刷新可能性調査において、受託業者は、システム費用はおおむね妥当であるとの結果が得られたとしているが、その内容についてみると、システム費用のすべてについて検証したものではないなど、受託業者として実施可能な範囲で行われた概括的な調査となっているなどしていた。

したがって、社会保険庁では、①ソフトウェア使用料等の算定に当たり、開発規模の事前及び事後の検証に努めるとともに、ソフトウェア開発に係る稼働人数等の的確な把握と検証に努め、適切な人件費単価及び経費等を設定することによって経済的・効率的な調達を行うこと、②ハードウェア使用料については、市場の動向等も踏まえ、更に経済的・効率的な調達となるよう努めること、なお、いわゆる契約外のハードウェアについては、有償無償を問わず契約に含めることにより、システム全体として管理すること、③刷新可能性調査は概括的なものとなっていることを踏まえ、今後ともソフトウェア使用料、ハードウェア使用料等を含めたシステム費用全体の節減を図るよう努めることに留意する必要があると考えられる。

(723 ページ記載)

(11) 農業経営基盤強化措置特別会計における決算剰余金等の状況について

農業経営基盤強化措置特別会計は、農地保有合理化措置、農業改良資金の貸付け及び就農支援資金の貸付けに関する経理を行っている。検査したところ、近年、農業改良資金貸付金の貸付実績が著しく低調となってきていて、その歳出予算額と決算額が著しくかい離していることなどから、毎年度多額の決算剰余金が発生し、平成16年度には807億円に上り、貴重な財政資金が効

果を発現することなく滞留している事態となっている。この決算剰余金は、13年度から16年度までの間に計423億円減少しているが、その主な要因はこの間に全国農地保有合理化協会に対し、都道府県公社が農用地等を買入れる際に必要な資金の一部を貸し付けるための基金の造成に要する経費等を対象として交付している補助金の額が、13年度の52億円から16年度の238億円へと大幅に増加していることなどによる。しかし、交付先である同協会において多額の資金を保有する事態となっていて、基金における預金及び債券の保有額は16年度末で494億円となっている。

については、同特別会計における各事業の運営状況、同協会における資金の保有状況等を的確に把握した上で、資金規模の縮小も含め、同特別会計における資金の効率的活用を図るための方策を検討する必要があると考えられる。
(734 ページ記載)

(12) 牛肉等に係る関税収入を特定財源とする肉用子牛等対策の実施状況について

農林水産省では、牛肉の輸入自由化が肉用子牛の価格等に及ぼす影響に対処するため、牛肉等に係る関税収入(牛関収入)を特定財源として、多額の経費を投じて肉用子牛生産者補給金制度を中心とする肉用子牛等対策を実施(平成3年度～16年度計1兆6675億円)している。しかし、牛関収入は減少傾向にあり、消費者の食品に対する価値観が安全・安心面を重視したものになるなど、畜産をめぐる情勢が変化している。そこで、肉用子牛等対策が肉用子牛生産の安定等を図るという目的を達成しているかなどに着眼して検査した。その結果、肉用子牛等対策は生産対策に重点を置いて実施されてきており、生産費の低減には一定の効果が認められたが、安価な輸入牛肉に価格面で対抗できる状況とはなっていなかった。また、売買価格が高値で安定している黒毛和種においては国からの助成金を受けて積み立てられている生産者積立金が生産者に補給金として交付された実績がない一方で、乳用種においては毎年度交付される補給金が品質向上努力を阻害している面も懸念される状況となっていた。そして、牛関収入額は米国でのBSEの発生により米国産牛肉の輸入が停止されていることなどから、先行きが不透明となっている。

したがって、農林水産省において、①生産対策を継続しつつ、輸入牛肉との差別化を図るため、品質の向上や生産履歴情報の提供に一層努めるなど、流通・消費を含めた各段階が連携した総合的な施策を展開すること、②黒毛和種に係る生産者積立金の積立額を見直すなど運用方法を検討し、また、乳用種の保証基準価格の算定方法を適時適切に見直すなどにより、補給金の効果をより高めること、③特定財源の減少により、継続的な事業の効果が損なわれないよう、実施すべき事業をより一層精査し、また、消費者に対して、肉用子牛等対策の事業内容等について積極的な情報開示を行うことが望まれる。
(757 ページ記載)

(13) 電源開発促進対策特別会計における剰余金の状況について

電源開発促進対策特別会計電源立地勘定及び電源利用勘定では、電源開発促進税を財源として、電源立地対策及び電源利用対策に関する経理を行っている。また、法改正により平成15年10月1日以降、電源立地勘定に原子力発電施設等の立地に伴う将来の財政需要に対応し得よう周辺地域整備資金が新たに設置されるなどしている。両勘定における剰余金の状況について検査したところ、電源立地勘定における剰余金は16年度で979億円と依然として多額に上っている。その主な要因は、電源立地地域対策交付金等において、相当部分が執行されず、歳出予算現額と支出済歳出額等との間に大幅なかい離が生じ、減少しつつもなお、多額の不用額が生じる事態が依然として継続していることによるものであった。また、原子力発電施設等の立地について

は、必ずしも順調に進んでいるとはいえない状況になっており、今後とも厳しい状況が継続するものと思料され、周辺地域整備資金に積み立てられた資金について使用の目途が立たない事態に至るものが生じれば、同資金に積み立てられた当該資金は剰余金と同様のものとなるおそれがある。電源利用勘定における剰余金は、電源開発促進税の組入額が減少しているにもかかわらず増加傾向にあり、16年度で893億円に上っている。その主な要因は、地域エネルギー補助金等の相当部分が執行されずに不用額となっていることによるものであった。

このようなことなどから、両勘定における剰余金について、今後どのように対処していくこととするか、不用額の発生に対する歳入歳出両面を視野に入れた幅広い観点からの方策の検討を行い、上記の事態を本質的に解決するための方策の構築に努めることが望まれる。

(770 ページ記載)

(14) 海岸事業における津波・高潮対策の実施状況について

国土交通、農林水産両省及び都道府県知事等の海岸管理者においては、従来から多額の事業費を投入して津波・高潮等による被害から海岸を防護することなどを目的に海岸事業を実施している。そこで、津波・高潮対策の実施状況について検査したところ、想定される津波の高さに対し堤防・護岸等の高さは75%が整備されているものの、このうち耐震性が確保されているものは24%となっており、さらに耐震性の調査が行われていないものが68%に上っていた。また、高潮等の高さに対応している堤防・護岸等は74%となっていた。そして、ハザードマップについては、市町村により作成・公表がされていないものが80%（津波）、97%（高潮）と多数見受けられ、このうち東海地震等に係る強化地域等において、堤防・護岸等の高さや耐震性の確保が十分ではないにもかかわらず、ハザードマップを作成していない市町村がなお多く見受けられた。また、海岸保全区域の状況等を把握するための海岸台帳の整備や海岸保全施設の開口部に整備した陸閘等を閉鎖する体制等は、必ずしも適切なものとはなっていなかった。

したがって、海岸保全施設の整備には今後長期間及び多額の事業費を要することが見込まれることから、これらの制約の下で、両省において、被害の軽減等のため均衡あるハード対策及びソフト対策等により、海岸事業の効果を早期かつ最大限に発現させ、減災に資するよう、海岸管理者に助言するなどして、①海岸保全施設の耐震性調査を進めるなどして、より計画的、重点的な対策を着実に実施すること、②浸水予測区域図を作成するよう都道府県を支援し、市町村がハザードマップを作成できるようにすること、また、海岸利用者に対する防災情報の提供について対策を講ずること、③海岸台帳の整備を適切に行い計画的な海岸事業の実施に資するようにすること、また、陸閘等については緊急時に迅速、確実に閉鎖するための体制を整備することなどについて対策を実施することが望まれる。

(788 ページ記載)

(15) 国の事業許可を受け貸付金等により整備した地方道路公社の有料道路事業の状況について

有料道路事業は、無料で公開すべき道路について緊急に整備するために採用されている特別の措置であり、道路関係四公団民営化の議論もあって、その利用状況、採算性や財務情報に対する関心が大きく高まっている。そこで、国の無利子貸付金の貸付けを受けて整備した指定都市高速道路4道路及び一般有料道路80道路(16年度末の国の貸付金残高8340億円)を対象として、交通量、建設費の償還状況、決算表示の状況に着眼して検査した。その結果、①指定都市高速道路については、実績交通量が計画交通量に比べて低くなっているものや、建設中で建設費がどのくら

いになるのか不透明であるものがあり、建設費の償還が計画された料金徴収期間内に終了するか予測することは困難である。②一般有料道路については、多くの道路で交通量の実績が計画を下回っていることから、料金収入の実績も計画を下回っており、その状態が将来にわたって継続することが予測されていて、このような道路について当初計画のままで事業を継続することは適切とはいえない。また、決算表示については、建設費償還状況の計画対比が明示されていない部分や各道路公社において統一がとれていない部分があり、国民にとって理解しやすいものとなっていない。

したがって、各道路公社において、経営改善や計画修正、理解しやすい決算表示を行うほか、国において、経営改善や計画修正についての指導・啓発を積極的に行い地方における議論を活性化させること、会計基準改善に向けた検討を行うなどして有料道路事業の決算状況について明瞭な表示に寄与することが重要である。

(812 ページ記載)

(16) 住宅金融公庫における延滞債権の実態及びその管理状況について

住宅金融公庫の個人融資(貸付累計額 161 兆 1955 億円)は、ほとんどが財団法人公庫住宅融資保証協会が連帯保証人となっていて、平成 19 年 4 月に独立行政法人住宅金融支援機構が設立される際に、保証協会の権利及び義務は新機構に承継されることとなっている。そして、昨今、償還の継続が困難な状況に至った貸付債権が急増し、保証協会の代位弁済が多額となり、保証協会の財務内容が悪化している。そこで、その要因等について検査及び調査したところ、ゆとり償還や 8 割超融資は公庫の融資戸数の拡大等に寄与したと思料されるが、延滞債権の増加との相関も見られた。そして、公庫では、従来自然人が保証している債権のみを償却処理の対象としていたが、保証協会の保証料収入及び求償権の回収が減少しているなどして財務内容が悪化していることから、協会保証の債権に係る任意売却後の回収が見込めない部分について償却を行うため、17 年度予算において貸倒引当金を 358 億円積み増しており、これは国からの補給金の算定要因として初めて計上したものである。また、受託金融機関等では、返済困難者対策として、返済方法の変更や任意売却等を働きかけているが、返済相談ができなかったり、面談や現地調査に至っていないものもあった。

については、公庫は、新機構移行後においても、その経営の安定や債務者の居住の安定を図る上で、債権の不良化を抑制することが重要であることから、適切な償還計画が立てられるよう住宅資金の借入者への償還方法、償還額等に関する情報提供の充実を図り、返済困難者への返済条件の変更についての周知徹底等、きめ細やかな対応を行うとともに、債権の回収業務等債権管理については、公庫で定めた延滞債権に対する督促基準等に沿って早期の面談や現地調査等を適時適切に実施するとともに、延滞状況を適宜的確に見極めた上、任意売却を活用するなどの回収の取組をより積極的に行うことに留意していく必要がある。

(831 ページ記載)

(17) 第 3 セクターに対する社会資本整備促進融資の状況について

日本政策投資銀行が昭和 62 年度から行っている社会資本整備促進融資は、第 3 セクターが行う施設整備事業のうち周辺の相当程度広範囲の地域に対して適切な経済的効果を及ぼすと認められるものなどに対して無利子融資及び低利子融資を行うものである。また、日本政策投資銀行は、社会資本整備促進融資を補完するために併せて有利子融資を行っているほか、一部の第 3 セクターに対して出資を行っている。これらの貸付金等の実績は、平成 16 年度末までの累計で、無利子融資 7301 億円、低利子融資 49 億円、社会資本整備促進融資計 7351 億円、有利子融資 7114 億円、合計 1 兆 4465 億円、出資 269 億円となっている。そして、社会資本整備促進融資に

については、16年度末現在計画されている案件が終了した時点で廃止されることとなった。そこで、社会資本整備促進融資等の償還状況及び日本政策投資銀行の財務に与える影響について、平成11年度決算検査報告の掲記後の状況を含めて総括的に検査した。検査したところ、日本政策投資銀行が償却を行った貸付金377億円(うち社会資本整備促進融資31億円)及び出資金5億円は、日本政策投資銀行の財務に影響を与えている。また、返済に延滞を生じているものに対する貸付金810億円(うち社会資本整備促進融資209億円)、貸付条件を緩和しているものに対する貸付金1460億円(うち社会資本整備促進融資400億円)及び投資価値が著しく下落した出資金の含み損99億円があり、今後、償却に至った場合には日本政策投資銀行の財務に影響を与えることとなる。また、約定どおりの返済を行っている第3セクターの中には、直近の償還原資により計算したところ約定最終期限までには日本政策投資銀行に対して計算上債務の償還が終わらないものも見受けられた。

については、日本政策投資銀行においては、更に一層適切な債権管理を行うとともに、社会資本整備促進融資と対象が同様な同融資以外の第3セクターに対する有利子の融資制度について、社会資本整備促進融資の経験を踏まえることが肝要である。(850ページ記載)

(18) 郵便局における資金の保有及び受払いの状況について

日本郵政公社では、窓口での郵便貯金の払戻し、簡易保険の支払等に充てるため、全国の郵便局において現金を保有(平成16年度末保有高2兆2237億円)している。そこで、金融機関としての公社の運営にとって重要である資金管理が適切に行われているかという点に着眼して、資金の保有状況、現金の受払状況等について検査した。その結果、定められた基準高や実際の現金の払出高を大きく上回る支払準備現金を保有している郵便局が多数に上っている事態が見受けられた。公社においてもこのような状況を認識し、郵便局の保有する資金を一元的に管理するシステムを17年6月から運用している。しかし、同システムにおいても、現金の基準高は、窓口における現金の受払いを伴わない取引を含めた額を基として算出されることとなっていることから、各郵便局の保有高を決定する際に必要な補正を行うこととしているが、この取引の正確な把握は今後の課題となっている。

したがって、民営化・分社化を控えた公社においては、資金管理システムの運用に当たり、当面、必要となる補正を確実に実施するとともに、今後、現金の正確な把握を可能とするオートキャッシャーの配備等の郵便局の窓口における事務処理システムの進展をみながら、より実態に合った効率的な資金管理を実現することが望まれる。(865ページ記載)

(19) 日本放送協会における放送受信料の契約・収納状況について

日本放送協会の放送受信料については、平成16年7月に協会職員による番組制作費の着服が発覚して以来、この不祥事を理由とした受信料の支払拒否・保留が発生するとともに、受信契約を締結していない者及び以前からの受信料未払者が多数に上っていることが明らかとなり、国民の受信料に対する不公平感が拡大してきている。このため、17年度の受信料収入が大幅に減少することが見込まれ、今後、協会が公共放送の使命を果たしていく上で支障を来す事態も予想される。このようなことから、受信料の徴収は効率的かつ公平に行われているかについて検査した。その結果、協会では、契約促進に努めているものの、契約対象者が不在であったり、事業所が明らかに事実と異なる設置状況を報告するなど未契約者の把握が困難な状況となっていた。また、協会では信頼回復活動等を行ってきているが、支払拒否・保留の増加は続いており、その効果は現状では必ずしも十分なものとなっていなかった。このため、協会において、更に一層の不祥事

の再発防止の徹底や経費の削減を図るとともに、受信料負担に対する国民の不公平感を払拭していくことが肝要であり、受信料制度の趣旨について国民に更なる周知を図っていくとともに、①未契約者について、その実態を効率的に把握する方策を検討すること、②未払者について、更に効果的に受信料を収納する方策を検討すること、③事業所について、受信機の設置状況の的確な把握に引き続き努めること、④このほか、真に止むを得ない場合は、最後の手段として法的措置の検討も視野に入れることなどの取組を進めていく必要がある。(871 ページ記載)

(20) 国の広報業務の実施状況について

国が、各種の施策等を推進していくためには、行政の透明性を高め、国民の理解と協力を得ることが極めて重要であり、広報業務の役割の重要性も高まっている。そこで、国の広報業務の実施状況について、各省庁を横断的に検査したところ、契約方式については、競争契約の割合及び随意契約の中で企画競争を実施している契約の割合がともに低く、また、企画競争において公平性、透明性が十分に確保されていないものがあった。予定価格の算定については、単一の資料のみに基づいて積算を行っているものも少なくなかった。効果的な広報への取組については、印刷広報において配布先の利用状況の把握をしていないものや、ホームページにおいて利便性の向上について十分な取組を行っていないものなどがあり、また、広報業務の検証については、半数以上において実施していなかった。

したがって、各省庁においては、①「契約の性質又は目的が競争を許さない」ことを理由として随意契約を締結してきた契約については、随意契約によらざるを得ない理由の妥当性を再検討して競争契約の拡大を図り、また、随意契約によらざるを得ない場合には、企画競争の可能性を検討し、企画競争を実施する場合には、恣意的な業者選定を行うおそれがないような実施方法を採用すること、②予定価格の算定に当たっては、できるだけ複数の者から参考見積書を徴するとともに、公表資料との比較検討を行って、積算の合理性の向上に努めること、③印刷広報について配布先ごとの配布部数を見直したり、ホームページについて利便性の一層の向上を図ったりするなど効果的な広報を実施するための取組を進めるとともに、実効性のある検証を行うことなどに留意することが望まれる。(885 ページ記載)

第2 観点別の検査結果

会計検査院は、前節に記載した「平成17年次会計検査の基本方針」のとおり、正確性の観点、合規性の観点、経済性・効率性の観点、有効性の観点といった多角的な観点から検査を実施した。その結果は「第1 事項等別の検査結果」で述べたとおりであるが、このうち「第3章 個別の検査結果」に掲記した事項について、検査の観点に即して事例を挙げると次のとおりである。

1 主に予算執行や財産管理の状況が計算書や財務諸表に正確に表示されているかに着眼したもの

検査対象機関は、その執行した予算や管理する財産について、法令や各種会計基準に従って、適正に経理処理を行うとともに、その状況を適切に計算書や財務諸表に表示しなければならない。この経理処理が適正に行われ、予算執行や財産管理の状況が計算書や財務諸表に適切に表示されているかに着眼した検査の結果として次のようなものがある。

- (ア) 国の所有する財産は国有財産台帳に適切に計上されているかを検査した。その結果、「延長工事等を行った滑走路に係る国有財産台帳の価格改定を延長部分等の耐用年数満了時まで行うことにより、台帳価格を適正なものとし、国有資産等所在市町村交付金の交付額を適切なものとするよう改善させたもの」(409 ページ参照)を掲記し、「沖縄の復帰に伴う国有林野に係る国有財産台帳の整備について」(289 ページ参照)として是正改善の処置を要求した。
- (イ) 国の出資法人において、発生した費用の損益計算書への計上や所有する資産又は負債の貸借対照表への計上が適切に行われ、その現況が適切に表示されているかを検査した。その結果、「国立大学法人に帰属する承継財産の数量及び価額を適正なものに是正させたもの」(141 ページ参照)や「スポーツ振興投票に係る財政状態及び運営状況を適切に開示するために財務諸表を正確かつ明瞭な表示に改めるよう改善させたもの」(459 ページ参照)を掲記した。
- 2 主に業務が予算、法令等に従って適正に実施されているかに着眼したもの
- 検査対象機関は、予算、法令等に従って適正に業務を実施しなければならない。この業務の執行に際し、予算、法令等が守られているか、さらには予算、法令等の趣旨に適合した制度の運用が行われているかに着眼した検査の結果として次のようなものがある。
- (ア) 会計に関する事務を処理する職員は、予算や会計法令等の定めるところに従って、収入金の受入、支出金の支払、契約手続等の事務を適正に行うとともに、その経理処理を確実に行うべきものであるため、これらが予算や会計法令等に従って適正確実に実行されているか、また、適正確実に実行するような事務処理体制が執られているかを検査した。その結果、「航空機を利用した出張等に係る旅費の支給が過大となっているもの」(93 ページ参照)や「関係書類を偽造するなどして庁費、謝金、旅費等を不正に支出し、これを業務の目的外の用途に使用したり、職員が国庫金を領得したりなどしていたもの」(158 ページ参照)、「同一日に複数の会議に出席するなどした委員の勤務日数を適切に管理することにより、委員手当の支給を適切なものとするよう改善させたもの」(383 ページ参照)、「医薬品、診療材料等の購入などに当たり、当該年度の予算の額を超えて購入等を行い、翌年度等において事実と異なる不適正な会計経理を行って代金を支払っているもの」(481 ページ参照)を掲記した。
- (イ) 租税及び保険料は法令等に従って適正に徴収すべきものであるため、個々の徴収額に過不足がないかを検査した。その結果、「租税の徴収に当たり、徴収額に過不足があったもの」(95 ページ参照)や「健康保険及び厚生年金保険の保険料の徴収に当たり、徴収額が不足していたもの」(164 ページ参照)及び「労働保険の保険料の徴収に当たり、徴収額に過不足があったもの」(168 ページ参照)を掲記した。
- (ウ) 老齢厚生年金等の支給は適正なものとなっているかを検査した。その結果、「厚生年金保険の老齢厚生年金及び国民年金の老齢基礎年金の支給が適正でなかったもの」(170 ページ参照)を掲記した。
- (エ) 雇用対策のための給付金や助成金の支給が適正なものとなっているかを検査した。その結果、「雇用保険の失業等給付金の支給が適正でなかったもの」(173 ページ参照)や「雇用保険の特定求職者雇用開発助成金の支給が適正でなかったもの」(177 ページ参照)を掲記した。
- (オ) 医療機関からの診療報酬や労災診療費の請求に対する支払が適正かを検査した。その結

果、「医療費に係る国の負担が不当と認められるもの」(179 ページ参照)、「労働者災害補償保険の療養の給付に要する診療費の支払が適正でなかったもの」(192 ページ参照)を掲記した。

- (カ) 介護サービスを提供する事業者からの介護給付費の請求に対する支払が適正かを検査した。その結果、「介護給付費に係る国の負担が不当と認められるもの」(240 ページ参照)を掲記した。
- (キ) 物品、役務の調達に当たり、支払額が適正なものとなっているか、また、公正性、競争性が確保されるよう契約事務が適切に行われているかを検査した。その結果、「研究調査事業に係る委託費の支払に当たり、当該事業に要した経費に架空の消耗品費が含まれていたため、支払額が過大となっているもの」(163 ページ参照)や「鰻ふ化仔魚育成技術の開発等に係る委託事業の実施に当たり、委託事業の経費に架空の出張旅費を含めるなどしていたため、委託費の支払額が過大となっているもの」(274 ページ参照)、「研究用機器の購入契約に当たり、公正性及び競争性の確保を図るため、競争に付するなど契約事務を適切に実施するよう改善させたもの」(444 ページ参照)を掲記した。
- (ク) 補助金の交付申請や実績報告に係る経理が適正に行われているか、また、補助事業が適正に実施されているかを検査した。その結果、「科学研究費補助金の経理が不当と認められるもの」(121 ページ参照)や「国民健康保険の財政調整交付金の交付が不当と認められるもの」(233 ページ参照)、「生活保護費に係る返還金等の調定額の算出を適切に行わせることなどにより、生活保護費国庫負担金の算定が適正なものとなるよう改善させたもの」(260 ページ参照)、「中小企業経営革新支援対策費補助金等の経理が不当と認められるもの」(331 ページ参照)、「公営住宅家賃対策補助金の経理が不当と認められるもの」(358 ページ参照)、「民間事業者等が事業主体として実施している市街地整備の促進や高齢者向けの賃貸住宅の供給等を目的とした補助事業における消費税の取扱いを適切に行うよう改善させたもの」(379 ページ参照)を掲記した。
- (ケ) 貸付金が貸付目的に従って適正に使用されているかを検査した。その結果、「中小企業高度化事業に係る資金の貸付けが不当と認められるもの」(471 ページ参照)を掲記した。

3 主に業務が経済的・効率的に実施されているかに着眼したもの

検査対象機関の業務は、その事業目的を達成する上で、経済的・効率的に実施されなければならない。すなわち、経費は節減できないか、同じ費用でより大きな成果が得られないかという観点であるが、この点に着眼した検査の結果として次のようなものがある。

- (ア) 多額かつ長期にわたりソフトウェア使用料を支払っている社会保険オンラインシステムのデータ通信サービス契約について、ソフトウェア使用料に係る利子相当額が適正に算出されているかに着眼して検査した。その結果、「データ通信サービス契約に係るソフトウェア使用料のうちの利子相当額について」(243 ページ参照)として是正改善の処置を要求した。
- (イ) 工事費の積算は経済的なものとなっているかに着眼して検査した。その結果、「磁気探査のため、水上において設置・撤去する仮設足場に係る費用の積算を施工の実態に適合するよう改善させたもの」(61 ページ参照)や「浚渫等工事の積算に当たり、高精度の測位システムを利用することなどにより施工精度等が向上した工事について、検測待ちの拘束費を計上しないよう改善させたもの」(394 ページ参照)を掲記した。

- (ウ) 物件の調達に経済的・効率的なものとなっているかに着目して検査した。その結果、「護衛艦における主発電機用原動機のガスタービンパワーセクション予備機の調達に当たり、艦艇製造請負契約とは別途に調達することにより、経済的な調達を図るよう改善させたもの」(69 ページ参照)や「郵便局で使用するオートバイ等の郵便車両について、集配業務の作業の実態に応じて適切に配備するとともに効率的に運用するよう改善させたもの」(441 ページ参照)、「加入者収容モジュールに搭載されている基板収容ユニットの転用を促進し、購入費の節減を図るよう改善させたもの」(489 ページ参照)を掲記した。
- (エ) 役務の仕様や積算は経済的・効率的なものとなっているかに着目して検査した。その結果、「プログラム改修に係る委託に当たり、コンサルティング業務の内容を明確にするなどして委託費の積算を適切なものとするよう改善させたもの」(385 ページ参照)や「駐留軍等労働者に対する定期健康診断を委託により実施するに当たり、契約単価の設定を診療報酬点数表によることなく市場価格等を考慮することにより、委託費の節減を図るよう改善させたもの」(72、450 ページ参照)、「ビルの清掃作業について、作業員の移動の実態等に基づいて移動費を適切に算定することなどにより、委託費の節減を図るよう改善させたもの」(493 ページ参照)を掲記した。
- (オ) 国等からの補助金や助成金等が合理的に算定されているか、事務・事業の実施に対して必要以上に交付されることとなっていないかに着目して検査した。その結果、「地上デジタルテレビジョン放送の開始に伴うアナログ周波数変更対策業務について、調査業務及び受信対策の労務単価の算定を適切なものとするよう改善させたもの」(80 ページ参照)や「国民健康保険における退職被保険者の適用の適正化を図るよう改善させたもの」(264 ページ参照)を掲記した。
- (カ) 謝金の支払が業務の実態に適合したものとなっているかに着目して検査した。その結果、「確定申告説明会に係る謝金の支払が業務の実態等に適合したものとなるよう改善させたもの」(115 ページ参照)を掲記した。
- (キ) 国の出資法人の施設の利用料が適切に徴収されているかに着目して検査した。その結果、「燃料試験施設を外部利用させるに当たり、作業の実態を適切に反映した料金単価とするよう改善させたもの」(431 ページ参照)を掲記した。
- (ク) 給与所得に係る源泉所得税が未納となっている徴収義務者に対する納付指導が効率的に行われているかに着目して検査した。その結果、「給与所得に係る源泉徴収義務者に対する納付指導を効率的に行うことなどにより、源泉徴収制度が適切に実施されるよう改善させたもの」(110 ページ参照)を掲記した。
- 4 主に事業が所期の目的を達成しているか、また、効果を上げているかなどに着目したもの
検査対象機関の事業の中には、一定の目的の下に、社会資本を整備したり、財政援助・助成措置を講じたり、財産を保有・活用したりなどしているものがあるが、これらが所期の目的を達成しているか、また、効果を上げているかなどに着目した検査の結果として次のようなものがある。
- (ア) 地震時に防災拠点となる官庁施設の耐震化が、施設の重要度、緊急度等を考慮し計画的に実施されているかに着目して検査した。その結果、「地震災害時に防災拠点となる官庁施設の耐震化対策が重点的、効率的に実施されていない事態について」(508 ページ参照)を掲

記した。

- (イ) 近年の雇用情勢の悪化に伴い雇用保険財政がひっ迫する中、手厚い給付が行われている雇用保険の訓練延長給付について、職業訓練に係る受講指示が適切になされているかなどに着眼して検査した。その結果、「適切な職業相談を十分行うなどして求職者に対する公共職業訓練等の受講指示を行うことにより、訓練延長給付の支給を適切なものとするよう改善させたもの」(268 ページ参照)を掲記した。
- (ウ) 中小企業高度化事業において、近年延滞債権や条件変更債権が増加傾向にある中、債権の管理が適時適切に行われているかなどに着眼して検査した。その結果、「中小企業高度化事業における不良債権が多額に上っていて、その解消を図るため、より一層の債権管理態勢を整備することが必要な事態について」(534 ページ参照)を掲記した。
- (エ) 金融システム不安に対し政府が累次にわたる対策を講じてきた中、破綻金融機関との金融取引を行っていた中堅事業者を対象とする破綻金融機関等関連特別保険等の実施状況やそのために出資等された資金の利用状況に着眼して検査した。その結果、「中堅事業者に係る破綻金融機関等関連特別保険等の利用が低調となっているため、制度の在り方について検討することが必要な事態について」(497 ページ参照)を掲記した。
- (オ) 国の補助事業の採択に当たり、費用便益比率の算定が適切に行われているかなどに着眼して検査した。その結果、「築いそ整備事業の計画策定に当たり、過去に整備した築いその実績漁獲量を把握するなどして、費用対効果分析を適切に実施することにより、事業の採択等が的確に行われるよう改善させたもの」(310 ページ参照)を掲記した。
- (カ) 国の補助事業について、適切な事業評価が行われ、事業効果が的確に把握されているかに着眼して検査した。その結果、「新山村振興等農林漁業特別対策事業等により整備した直売所等の施設について、適切な事業評価を実施するとともに、事業効果の発現状況を継続的に把握できる体制を整備することにより、事業効果の十分な発現を図るよう改善させたもの」(298 ページ参照)を掲記した。
- (キ) 国の直轄事業又は補助事業若しくは出資法人の事業による整備事業が計画どおり進ちよくしているか、また、整備した施設や設備が適切に管理され、計画に沿って利用されているかなどに着眼して検査した。その結果、「農業集落排水事業により整備した肥料化施設等において、施設を適切に利用し、汚泥を農地に還元することにより、事業効果の発現を図るよう改善させたもの」(306 ページ参照)、「港湾 EDI システム等について、利活用の促進を図るよう改善させたもの」(397 ページ参照)や「電線共同溝整備事業の実施における占用予定者の入溝が計画的になっていなかったり、管理が十分行われていなかったりなどしている事態について」(525 ページ参照)、「賃貸住宅建替事業において、事業着手後長期化していたり、事業着手までに長期間を要したりしている事態について」(548 ページ参照)を掲記した。

なお、上記のほか、第4章の「国会からの検査要請事項及び特定検査対象に関する検査状況」においても、有効性の観点から検査を実施しその状況を掲記したのものがある。

第2章 決算の確認

会計検査院は、国の収入支出の決算等を検査した。その結果、決算を確認したものなどは次のとおりである。

第1節 国の決算の確認

第1 一般会計

会計検査院は、下記の決算額を確認した。

		円			
歳	入		88,897,515,027,571		
歳	出		84,896,776,304,483		

第2 特別会計

会計検査院は、下記の特別会計の決算額を確認した。

所管及び会計名	歳	入 円	歳	出 円	
内閣府、総務省及び財務省					特別会計
交付税及び譲与税配付金					
交付税及び譲与税配付金勘定	69,784,190,562,448		68,028,816,816,834		
交通安全対策特別交付金勘定	90,960,220,327		79,553,189,244		
法務省					
登記	190,544,377,032		168,618,549,404		
財務省					
財政融資資金	60,461,346,338,178		56,783,268,646,215		
国債整理基金	193,631,883,296,976		164,200,157,954,554		
外国為替資金	2,252,745,936,562		27,238,665,021		
産業投資					
産業投資勘定	369,790,551,674		45,287,939,299		
社会資本整備勘定	1,574,853,462,221		1,530,849,142,453		
地震再保険	53,872,400,001		109,588,091		
財務省、文部科学省及び経済産業省					
電源開発促進対策					
電源立地勘定	317,912,129,744		214,911,198,050		
電源利用勘定	330,054,923,619		210,293,909,869		
財務省、経済産業省及び環境省					
石油及びエネルギー需給構造高度化対策					
石油及びエネルギー需給構造高度化勘定	2,182,342,263,330		1,751,079,438,280		
石炭勘定	128,701,781,193		54,077,417,106		

所管及び会計名	歳入 円	歳出 円
財務省及び国土交通省		
特定国有財産整備	244,082,020,472	195,162,648,430
厚生労働省		
厚生保険		
健康勘定	8,831,534,452,943	8,731,692,444,097
年金勘定	32,847,701,975,815	32,611,812,555,180
児童手当勘定	432,197,197,989	425,280,617,169
業務勘定	539,802,386,012	508,538,601,464
船員保険	72,478,894,744	66,850,491,841
国立高度専門医療センター	149,633,773,034	147,797,214,636
国民年金		
基礎年金勘定	17,557,477,711,063	16,008,558,685,215
国民年金勘定	5,570,879,859,799	5,741,559,772,340
福祉年金勘定	28,460,838,821	22,442,776,926
業務勘定	155,886,422,262	144,618,990,924
労働保険		
労災勘定	1,407,910,992,028	1,126,437,273,890
雇用勘定	3,057,093,507,948	1,985,513,984,779
徴収勘定	3,704,579,099,909	3,696,740,070,603
農林水産省		
食糧管理		
国内米管理勘定	488,296,284,783	488,194,913,429
国内麦管理勘定	105,701,423,356	105,701,418,817
輸入食糧管理勘定	375,270,308,491	362,925,676,267
農産物等安定勘定	0	0
輸入飼料勘定	30,801,575,982	30,383,544,402
業務勘定	135,265,970,234	134,912,441,215
調整勘定	1,355,084,500,573	1,355,084,500,573
農業共済再保険		
再保険金支払基金勘定	19,832,605,238	8,169,705,293
農業勘定	35,291,077,737	34,847,486,258
家畜勘定	44,106,579,019	32,077,397,399
果樹勘定	10,559,220,249	7,534,132,990
園芸施設勘定	4,610,424,736	4,150,240,638
業務勘定	1,169,502,354	1,159,274,219
森林保険	15,279,590,607	2,349,721,093
漁船再保険及漁業共済保険		
漁船普通保険勘定	7,878,169,022	8,554,267,119
漁船特殊保険勘定	12,304,840	1,520,000
漁船乗組員給与保険勘定	1,682,304	0
漁業共済保険勘定	8,394,913,219	7,405,553,240
業務勘定	1,116,774,429	1,116,773,553
農業経営基盤強化措置	124,034,215,437	43,277,732,879
国有林野事業		
国有林野事業勘定	346,330,133,985	344,817,146,603
治山勘定	189,028,823,523	185,626,980,460
国营土地改良事業	529,852,555,011	511,547,195,561

所管及び会計名	歳入 円	歳出 円
経済産業省		
貿易再保険	364,793,363,240	24,427,349,011
特許	213,317,168,970	130,634,329,473
国土交通省		
自動車損害賠償保障事業		
保障勘定	76,846,094,719	7,868,566,634
自動車事故対策勘定	17,204,847,264	16,426,604,404
保険料等充当交付金勘定	449,726,250,445	449,629,911,856
道路整備	5,459,136,613,656	4,701,980,681,464
治水		
治水勘定	1,567,868,758,397	1,331,065,418,341
特定多目的ダム建設工事勘定	248,115,848,219	209,989,275,556
港湾整備		
港湾整備勘定	416,421,865,716	399,808,973,681
特定港湾施設工事勘定	9,084,814,997	8,791,764,000
自動車検査登録	60,993,384,477	46,255,370,866
都市開発資金融通	92,259,001,509	68,355,831,030
空港整備	527,811,321,307	460,588,896,430
計	419,300,415,344,189	376,032,929,176,668

第2章 第2節 国税収納金整理資金受払計算書の検査完了 第3節 政府関係機関の決算の検査完了

第2節 国税収納金整理資金受払計算書の検査完了

会計検査院は、下記の受払額を検査完了した。

		円
受入	収納済額	55,773,166,618,579
支払	支払命令済額	7,859,032,430,837
	歳入組入額	47,254,937,786,973

第3節 政府関係機関の決算の検査完了

会計検査院は、下記の政府関係機関の決算額を検査完了した。

政府関係機関名	収入 円	支出 円
国民生活金融公庫	191,166,799,841	142,084,240,588
住宅金融公庫	2,254,681,902,586	2,241,919,349,945
農林漁業金融公庫	142,243,728,262	122,441,508,062
中小企業金融公庫	453,944,850,323	587,608,883,108
公営企業金融公庫	824,716,348,647	491,574,095,568
沖縄振興開発金融公庫	44,574,095,897	40,014,303,533
中小企業総合事業団信用保険部門	92,073,316,361	171,695,346,237
日本政策投資銀行	442,455,468,062	368,677,282,695
国際協力銀行	620,450,791,747	396,942,586,923
計	5,066,307,301,726	4,562,957,596,659

第4節 国の決算金額と日本銀行の提出した計算書の金額との対照

第1 一般会計

会計検査院が一般会計歳入歳出決算の金額と日本銀行の提出した計算書の金額を対照したところ符合していた。

第2 特別会計

会計検査院が特別会計歳入歳出決算の金額と日本銀行の提出した計算書の金額を対照したところ符合していた。

第5節 国会の承諾を受ける手続を採っていない予備費の支出

平成16年度における予備費使用決定額については、すべて国会の承諾を受ける手続を了している。また、17年度における予備費使用決定額で国会の承諾を受ける手続を採っていないものは、17年10月26日現在で次表のとおりである。

			平成17年度分	
1 一般会計			2 特別会計	
所管		使用決定額 千円		
内閣府		4,819,940	(該当なし)	
総務省		79,205,929		
法務省		966,504		
国土交通省		2,500,755		
計		87,493,128		

第3章 個別の検査結果

第1節 省庁別の検査結果

第1 国 会

(衆 議 院)

本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項

電話関係業務に係る契約について、契約事務を適正に実施する体制を整備したり、予定価格の積算手順を整備したりするなどして契約事務を適切に実施するよう改善させたもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)衆議院 (項)衆議院 (項)衆議院施設費	
部局等の名称	衆議院	
契 約 名	本館電話中継端子装置改修工事ほか 149 件	
契 約 の 概 要	電話機の購入、電話交換機の改修や保守・点検、通信ケーブルの更新等	
上記に係る契約 件数及び金額	150 件	9 億 4059 万余円(平成 13 年度～15 年度)
一般競争等に付 することが適切 であると認めら れた契約件数及 び金額	26 件	3 億 9270 万円
割高となってい た契約件数及び 金額	14 件	1807 万円

1 契約等の概要

(契約の概要)

衆議院では、国会の衆議院内で使用する電話通信設備を整備するため、毎年度、電話機の購入・移設、電話交換機の改修や保守・点検、通信ケーブルの更新等(以下、これらを「電話関係業務」という。)に係る契約を多数実施している。

(契約方式)

上記の契約に係る事務の実施に当たっては、会計法(昭和 22 年法律第 35 号)、予算決算及び会計令(昭和 22 年勅令第 165 号)等(以下「会計法令等」という。)に基づき行うこととされている。このうち契約方式については、公正性、競争性、経済性等の面から、原則として一般競争に付することとされている。ただし、契約の性質又は目的により競争に加わるべき者が少数で一般競争に付する必要がないなどの場合には指名競争に付するものとされ、また、緊急の必要により競争に付することができないなどの場合には随意契約によるものとされ、契約

に係る予定価格が少額である場合には随意契約等によることができることとされている。

そして、国の物品の購入等の契約に係る一般競争又は指名競争に参加する場合については、国の事務効率化、競争参加者の負担軽減等のため、衆議院も含めた各省各庁に共通の統一参加資格が定められており、この資格を有する者の名簿(以下「統一資格名簿」という。)が作られている。

(契約事務手続)

衆議院では、電話関係業務については庶務部電気施設課が所掌し、これに係る契約事務については同部会計課が所掌することとしているが、実際には、電話関係業務に係る契約事務については専門的な知識が必要であるとして、電気施設課が契約方式、予定価格等について決定し、見積り徴取の相手方を選定し、見積りの徴取等を行い、そのまま会計課長(支出負担行為担当官)等の決裁を得るなどして、実質上、電気施設課が契約事務も行っている。

また、本件契約に係る予定価格の積算に当たっては、工種については「公共建築工事積算基準」(国土交通省大臣官房官庁営繕部監修。以下「積算基準」という。)に、労務単価については「公共工事設計労務単価」(農林水産省及び国土交通省決定。以下「二省単価」という。)によることとしている。そして、これらに掲載されていない工種や労務単価については、刊行されている積算参考資料や業者からの見積りなどを参考にして積算することとしている。

2 検査の結果

(検査の対象及び着眼点)

平成13年度から15年度までの間に締結された電話関係業務に係る契約件数及び金額は、150件、9億4059万余円に上っており、このうち147件が随意契約となっている。

そこで、これら150件を対象として、契約方式は、公正性、競争性、経済性等を確保したものであるか、予定価格の積算は適切に行われているかなどに着眼して検査した。

(検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

(1) 契約方式について

前記150件のうち、契約に係る予定価格が少額であるため随意契約としていたもの109件及び衆議院議員総選挙のため緊急に契約を締結する必要があることから随意契約としていたもの4件を除くと、指名競争に付したものが3件、随意契約としていたものが34件、計37件となっていた。そして、これらについて、当該契約方式とした理由をみると、次のとおりであった。

ア 指名競争に付していたもの 3件

これらは一般に市販されている電話機の購入に係るものである。この契約は予算の執行状況を勘案して年度末に行うこととしていることから、一般競争に付するための期間を確保できないとして指名競争に付していた。

しかし、計画的に電話機の購入・設置を行えば、一般競争に付する期間は十分確保できることから、上記の契約3件(契約金額1549万余円)は、指名競争ではなく一般競争によるべきであったと認められた。

なお、このうち2件については、電気施設課が、統一資格名簿に記載されておらず指名競争に参加できない業者を含めて競争参加者を選定し、その業者が落札していた。

イ 随意契約としていたもの 34 件

これらは電話機の移設、通信ケーブルの更新等に係るものである。そして、次のことを理由として随意契約としていた(各項目の件数には重複しているものがある。)

- ① 通信の秘密の確保が必要であるとしていたもの 30 件
- ② 特殊な仕様や技術のため、他に契約できる業者がないとしていたもの 9 件
- ③ 既設の設備と一体不可分でこれらを調整する必要があるとしていたもの 14 件
- ④ 既設の設備の状況等に精通しているため、作業が効率的にできるとしていたもの 30 件

しかし、施工箇所の状況や電話機の仕様等について検査したところ、次のような状況となっていた。

- (ア) ①の30件のうち21件については、院内通信網の全体が把握されることのない電話機の移設や通信ケーブルの更新等であって、職員の立会を条件とするなどすれば、他の業者でも施工できるものであった。
- (イ) ②の9件のうち1件については、一般に市販されている電話機等と一部特殊な仕様の製品とを併せて購入するものであるが、電話機等については他の業者から購入できるものであった。
- (ウ) ③の14件は、いずれも通信設備の端子盤の改修工事等に熟練した業者であれば施工できるものであった。
- (エ) ④の30件は、いずれも必要な仕様を書類や図面で示せば他の業者でも施工できるものであった。

したがって、上記契約34件のうち23件(契約金額3億7721万余円)は、随意契約ではなく競争契約によるべきであったと認められた。

上記ア及びイの本件契約計26件(契約金額3億9270万余円)は契約方式が適切でないとして認められた。

(2) 予定価格の積算について

契約に当たって、指名競争に付する場合及び随意契約で予定価格が100万円を超える場合には予定価格調書を作成することとされている。そして、前記契約150件のうち、予定価格調書を作成することとされているものは55件であり、このうち資料が保存されていない11件を除く44件についてみると、次のような状況であった。

ア 労務費について

上記44件のうち13件(契約金額1億7520万余円)については、労務費の積算に当たり、電話通信設備の改修等であることを理由に、積算参考資料の「通信工事技術者」の単価を参考にするなどして、1人1日当たりの労務単価を20,410円から31,950円と積算していた。

しかし、これらの作業内容は、通信ケーブルの敷設、端子盤の設置工事等となっており、二省単価において、配線器具、盤類、電線等の取付け、撤去等を行うこととされている「電工」の作業に該当すると認められた。したがって、この二省単価を適用すると、1人1日当たりの労務単価は17,900円から18,100円となる。

また、上記13件のうち2件(契約金額9019万余円)には、成端処理が作業内容に含まれており、これに係る労務費の積算に当たっては、既存の端子盤には通信ケーブルが接続されていて新設の通信ケーブルを接続するには接続箇所の確認を行う必要があるとし

(注)

て、業者から見積りを徴するなどして成端処理1対当たりの労務単価を560円又は640円として積算していた。

しかし、この成端処理には、既に接続されている通信ケーブルを確認して施工する必要がある端子盤への接続18,166対のほか、そのような確認の必要がない新設の端子盤等への接続17,190対が含まれており、これらの新設の端子盤等への接続は、積算基準にある「端子接続」を適用でき、これによると成端処理1対当たりの労務単価は156.44円から543.26円となる。

(注) 成端処理 通信ケーブル先端のビニル被覆をはいで、束になった電線をほぐし、ばらばらになった心線を1対ずつに整理して端子盤へ接続する作業

イ 材料費について

前記44件のうち1件(契約金額1億1760万円)は、老朽化した蓄電池をMSE-4000規格の蓄電池に取り替えるものである。この材料費の積算に当たり、当該規格の蓄電池が積算参考資料に掲載されていない特殊な仕様であるとし、業者から同蓄電池25個の価格の見積りを徴するなどして2696万余円と積算していた。

しかし、設計図の蓄電池の仕様では「MSE-4000(2V2000Ah電池25個2組)」とされており、MSE-4000規格の蓄電池は、2000Ah電池であるMSE-2000規格の蓄電池2個分に相当することから、これは積算参考資料の「MSE-2000」50個と同じものであり、これによると材料費は2300万円となる。

上記の14件に係る予定価格を修正計算すると、計2億7472万余円となり、契約金額計2億9280万余円はこれに比べて1807万余円割高となっていると認められた。

(発生原因)

このような事態が生じていたのは、衆議院において、次のことなどによると認められた。

- ア 電話関係業務に係る契約事務の執行に当たって、会計法令等に対する理解が十分でなかったり、電気施設課が実質的に契約事務を行っていたり、会計課による審査が十分に行える体制になっていなかったりなどして、契約事務の適正な執行を確保する態勢が整っていなかったこと
 - イ 指名競争に付すること又は随意契約とすることの検討や競争参加者の資格の有無についての確認が十分でなかったこと
 - ウ 電話関係業務に係る予定価格の積算に当たり、積算基準や二省単価を適用する手順が整備されていなかったこと
- 3 当局が講じた改善の処置
- 上記についての本院の指摘に基づき、衆議院では、17年9月に、電話関係業務を行う課長等に通知を発し、電話関係業務等に係る契約事務の執行に当たっては会計法令等をより十分理解して行うよう、関係職員に対して周知徹底を図るなどするとともに、次のような処置を講じた。
- ア 契約事務が適正に行われるよう、契約事務に係る権限を明確にし、また、審査体制を強化するための職員を配置するなどした。
 - イ 公正性、競争性、経済性等を一層確保するために、契約方式や競争参加者が適切かなどを調査、審議するための委員会を設置した。
 - ウ 電話関係業務に係る予定価格の積算について、労務費、材料費の積算手順を整備するなどした。

第2 裁 判 所

本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項

常勤医師の研修等に係る勤務時間の管理を適切に行うことにより家庭裁判所における
給与の支払を適正に行うよう改善させたもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)裁判所 (項)下級裁判所
部局等の名称	東京家庭裁判所ほか 24 家庭裁判所
常勤医師の研修の概要	勤務時間中に外部の施設等で診療行為等に携わらせることにより、精神医学や臨床医学などの医学知識や医療技術等を維持向上させるもの
常勤医師に対して支出した給与の合計額	16 億 9045 万余円(平成 12 年度～16 年度)
上記に係る常勤医師の人数	57 人
兼業により割かれた勤務時間等に対する給与相当額	1835 万円(平成 12 年度～16 年度)
上記に係る常勤医師の人数	16 人

1 常勤医師の勤務の概要

(家庭裁判所における常勤医師の研修の概要)

家庭裁判所では、家事審判法(昭和 22 年法律第 152 号)で定める家庭に関する事件の審判及び調停等、少年法(昭和 23 年法律第 168 号)で定める少年の保護事件の審判等を行っており、全国に 50 家庭裁判所が設置されている。そして、家庭裁判所には、上記の審判、調停等の際、医学的な診断や家庭裁判所調査官の調査に対する協力等を行うため、家庭裁判所特有の専門職員として裁判所技官である常勤医師及び非常勤医師が配置されている。

このうち常勤医師については、最高裁判所では、従前から無報酬である場合に限り、本来の職務に支障を来さない範囲内で勤務時間中に医療機関や大学等の裁判所外の施設又は自宅等において診療行為等に携わらせることにより、精神医学や臨床医学などの医学知識や医療技術等を維持向上させるための研修を行わせるものとしている(以下、このような研修を「外部研修」という)。そして、この外部研修については、裁判所職員に関する臨時措置規則(昭和 27 年最高裁判所規則第 1 号)により準用される人事院規則 10-3 (職員の研修)において、職務を離れての研修の実施に関して必要な基準を最高裁判所が定めて行うべきものとされている。

(常勤医師の給与)

上記の常勤医師には、裁判所職員臨時措置法(昭和 26 年法律第 299 号)等に基づき、国家公務員法(昭和 22 年法律第 120 号)、一般職の職員の給与に関する法律(昭和 25 年法律第 95 号。以下「給与法」という。)等の法令が準用されることとなっている。その勤務時間は、休憩時間を

除き、1日当たり8時間で1週間に40時間であり、各家庭裁判所において勤務時間の管理等が行われ、これにより所定の給与が支払われることとなっている。

また、給与法では、国家公務員である職員が正規の勤務時間に勤務しないときは、休日である場合その他その勤務しないことにつき特に承認があった場合を除き、給与を減額して支給することとされている。

(兼業の許可の手続)

国家公務員法により、国家公務員である職員の兼業は制限されており、報酬を得て職務以外の事業や事務に従事する場合には所属庁の長の許可を受けなければならないこととされている。

最高裁判所では、兼業の許可の手続について、「裁判官及び裁判官の秘書官以外の裁判所職員の兼業の許可等について」(平成4年人能A第17号。以下「兼業に関する通達」という。)を定めている。これによれば、兼業の許可を受けようとする職員は、兼業許可申請書を所属庁の長に提出することとされ、また、最高裁判所の許可を必要とする場合は、各裁判所を監督する高等裁判所を通じて兼業の許可を受けることとされている。そして、特に無許可兼業の禁止については、各裁判所を監督する高等裁判所を通じて一定の指導を行っている。

また、兼業の許可が与えられたときは、人事院規則14-8(営利企業の役員等との兼業)の規定の準用により、兼業のために割いた勤務時間は給与が減額されることとなっている。

2 検査の結果

(検査の着眼点及び対象)

家庭裁判所では、常勤医師に対し、外部研修を恒常的に行わせていたり、一部の常勤医師に兼業の許可を与えたりしていることから、常勤医師の外部研修に係る勤務の実態を、平成16年度に東京家庭裁判所ほか23家庭裁判所^(注1)に在籍した常勤医師33人(給与支給総額3億2202万余円)について検査した。また、兼業については、給与の支払の事実が確認できる12年度から16年度までの間に東京家庭裁判所ほか24家庭裁判所^(注2)において勤務していた常勤医師57人(上記の33人を含む。給与支給総額16億9045万余円)を対象として、兼業の許可が関係法令に照らし適切なものになっているか、特に勤務時間を把握し、給与の減額措置が適切に行われているかなどを職員別給与簿及び兼業台帳等を基に検査した。

(検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

最高裁判所では、常勤医師の外部研修について、前記の必要な基準等を定めないまま、各家庭裁判所の判断の下に週1.5日程度行わせていた。

また、前記の24家庭裁判所における33人の常勤医師の外部研修に係る勤務の実態についてみると、うち4人は外部研修を行っていないとしており、それ以外の29人については、13人が勤務官署を離れて医療機関等の他の施設で、6人が自宅等で、10人が医療機関等の他の施設及び自宅等で、それぞれ外部研修を行ったとしていたが、その研修先や研修内容等の把握を十分行っていない状況であった。そして、そのような管理状況にもかかわらず、外部研修を行かせたとする日のすべてを、当該常勤医師が勤務官署に登庁して所定の勤務時間のすべてを勤務したものとして取り扱い、関係書類を整理するなどしていた。

さらに、前記の25家庭裁判所における57人の常勤医師に係る兼業の許可等の状況は、次のとおりとなっていた。

ア 8家庭裁判所の常勤医師11人(12年度から16年度までの給与支給総額3億9132万余円)は外部研修として診療行為等を行っていないながら、実際は医療機関等から報酬を得ていた。前記のとおり外部研修は無報酬の場合に限り行われるものであるから、これらの11人は外部研修を行っていたとは認められず、勤務を要すべき時間計4,775時間について勤務を欠いていたもので、給与の減額をしていたとすればその額は1714万余円になると認められた。

イ 4家庭裁判所の常勤医師5人(12年度から16年度までの給与支給総額1億4204万余円)は兼業の許可を受けて研修先から報酬を得ていたが、兼業のために割いた勤務時間をその都度確認することとされていなかったことなどから、その時間計318時間について給与の減額措置が執られていなかった。これについて給与の減額をしていたとすればその額は120万余円になると認められた。

このように各家庭裁判所では、常勤医師の外部研修に係る勤務の実態の把握が十分ではないため勤務時間の管理が適切に行われておらず、一部の家庭裁判所において、診療行為等について報酬を得ていながら外部研修を行っているとしていたり、給与の支払に当たり必要な減額措置が執られていなかったりしていた事態は適切とは認められず、改善を図る必要があると認められた。

(発生原因)

このような事態が生じていたのは、主として、次のようなことなどによると認められた。

ア 最高裁判所において、

(ア) 常勤医師に勤務時間中に行わせる外部研修についての基準等や勤務時間の管理の体制を明確に定めていなかったこと

(イ) 兼業の許可の手続等を定めた兼業に関する通達では、兼業のために割く勤務時間について、その都度確認を行うことになっていなかったこと

イ 各高等裁判所において、管内各家庭裁判所に対する指導や実態の把握が十分ではなかったこと

ウ 各家庭裁判所において、

(ア) 常勤医師に対する外部研修の取扱いに関する指導や管理が十分でなかったこと

(イ) 常勤医師に対して、兼業の許可の手続を遵守するよう十分な指導を行っていなかったこと

3 当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、最高裁判所では、各家庭裁判所において、常勤医師16人の勤務を欠いていたなどの時間に対する給与相当額1835万余円の返還の措置を執らせるとともに、17年9月に通達等を発し、常勤医師に外部研修を行わせる際の基準等を明確に定め、これに基づいて勤務時間の管理が適切に行われるよう処置を講じた。また、兼業についても、その実態の把握及び適切な指導が行えるよう同年9月に兼業に関する通達を改正して、実際に兼業のため勤務時間を割く場合にはその都度承認を得ることとするなど、所要の処置を講じた。

- (注1) 東京家庭裁判所ほか23家庭裁判所 東京、横浜、さいたま、千葉、静岡、長野、新潟、大阪、京都、神戸、名古屋、津、岐阜、福井、金沢、富山、広島、岡山、福岡、熊本、仙台、福島、札幌、高松各家庭裁判所
- (注2) 東京家庭裁判所ほか24家庭裁判所 東京、横浜、さいたま、千葉、静岡、長野、新潟、大阪、京都、神戸、名古屋、津、岐阜、福井、金沢、富山、広島、岡山、福岡、長崎、熊本、仙台、福島、札幌、高松各家庭裁判所

第3 内 閣 府

(内閣府本府)

本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項

磁気探査のため、水上において設置・撤去する仮設足場に係る費用の積算を施工の実態に適合するよう改善させたもの

会計名及び科目	道路整備特別会計 (項) 沖縄道路事業費
部局等の名称	沖縄総合事務局
工 事 名	与根高架橋下部工(上りP17、P18)工事ほか5工事
工 事 の 概 要	高架橋等を築造するため、海上又は河口部において地盤の掘削、杭の打設などを行うもの
工 事 費	23億3730万円(平成15、16両年度)
請 負 人	株式会社大寛組ほか5社
契 約	平成15年7月～16年9月 公募型指名競争契約
仮設足場費の積算額	1億0835万余円
低減できた仮設足場費の積算額	5340万円

1 工事の概要

(工事の概要)

内閣府沖縄総合事務局(以下「事務局」という。)では、観光の支援、地域の活性化等に資するために、沖縄県読谷村から糸満市までの海岸付近に地域高規格道路として沖縄西海岸道路(延長約50km)を建設する事業を実施しており、平成16年度末において3.2kmを暫定供用している。そして、この事業の一環として、15、16両年度に与根高架橋下部工(上りP17、P18)工事ほか5工事(工事費総額23億3730万円)を施行している。

これらの工事は、海上又は河口部に高架橋等を築造するため、地盤を掘削したり、杭を打設したりするなどの工事である。そして、本件各工事の実施に当たっては、施工に先立って、海底又は河口部に埋没している不発弾の有無等を確認するための磁気探査を行っており、その費用は、元請業者が地質調査業者に委託することを前提に業務委託料として、本件各工事の工事費に計上されている。

(磁気探査の方法)

上記磁気探査は、ボーリングマシンにより直径66mm程度の探査孔を工事の施工箇所ほぼ全面に連続して多数削孔し、その孔内に計測装置等を挿入して地中に埋没している磁性体の有無を検知することにより、不発弾の有無、埋没位置等を確認するものである。このため、施工箇所が水上である本件各工事においては、その作業床として工事ごとに940㎡から1,668㎡(6工事、計7,634㎡)と大規模で連続した仮設足場を組み立て、この上から磁気探査を行うこととしている。

(仮設足場費の積算)

事務局では、本件各工事に係る仮設足場の設置・撤去に係る費用(以下「仮設足場費」という。)の積算に当たり、14年度までは事務局が定めた地質調査標準歩掛を、また、15年度以降は刊行物である積算参考資料に掲載されている地質調査市場単価を適用していた。

この地質調査市場単価における仮設足場に係る単価(以下「市場単価」という。)で対象としている仮設足場は、標準貫入試験などの地質調査を行う場合のボーリングマシンの作業床で、削孔の本数が1、2本程度と少ないことから、1箇所当たりの設置面積も比較的小さいものである。

また、市場単価は、仮設足場を設置する場所により湿地足場、水上足場等の種別ごとに区分され、それぞれ仮設足場1箇所当たりの単価として設定されているものの、その標準となる設置面積については明記されていない。そこで、事務局では、市場単価を適用して本件各工事における仮設足場費を積算するに当たり、次のような算定を行っていた。

- ① 市場単価における仮設足場1箇所当たりの標準的な設置面積については、前記地質調査標準歩掛を参考にして20㎡とする。
- ② 本件各工事における仮設足場の設置面積をこの20㎡で除し、湿地足場、水上足場等の種別ごとに定めている市場単価をそれぞれ乗ずる。

そして、湿地足場については、各工事ごとの設置面積(計2,626㎡)を20㎡で除し、1箇所当たりの市場単価107,500円を、水上足場については、各工事ごとの設置面積(計5,008㎡)を20㎡で除し、1箇所当たりの市場単価377,000円又は375,500円をそれぞれ乗ずるなどして、仮設足場費を計1億0835万余円と算定していた。

2 検査の結果

(検査の着眼点)

本件各工事における仮設足場は、前記のように施工箇所のほぼ全面に連続して削孔を行うため、大規模で連続したものになっているのに対し、事務局が仮設足場の費用の積算に当たり適用した市場単価は、地質調査のためのボーリングマシンの作業床に用いるため、設置面積が比較的小さい仮設足場を対象としており、施工の実態が相当程度異なるものと思料されることから、本件仮設足場費の積算に当たり、市場単価を適用していることが適切かどうかに着眼して検査した。

(検査の結果)

検査したところ、次のように市場単価が想定している作業と本件各工事の施工の実態が相違していた。

(1) 仮設足場の1日当たりの施工量について

市場単価の適用に当たっての留意事項などを定めた国土交通省監修の「設計業務等標準積算基準書」によると、市場単価の想定している仮設足場の1日当たりの施工量は、湿地足場については1箇所、水上足場については0.5箇所となっている。そして、前記のとおり、事務局では市場単価の適用に当たって、仮設足場1箇所当たりの標準的な設置面積を20㎡と想定したことから、仮設足場の1日当たりの施工量は湿地足場で20㎡、水上足場で10㎡として算定したこととなる。

しかし、工事の作業内容等を記録した工事週報により本件各工事における仮設足場の1日当たりの施工量を検査したところ、水深が深くなるに従い作業効率が低下したり、作業船が必要となったりするなど施工条件は異なるものの、平均で60㎡程度となっていて、

上記市場単価を適用した場合の1日当たりの施工量 10m²又は 20m²程度を大幅に上回る状況となっていた。

(2) 仮設足場の設置・撤去に従事する作業員の職種について

市場単価は、物価調査機関において、地質調査業者が仮設足場の設置・撤去を下請コンサルタント業者に発注する際の価格について調査しているものであることから、仮設足場の設置・撤去には主として下請コンサルタント業者の地質調査員等が従事していると想定される。

しかし、本件各工事における仮設足場の設置・撤去に従事する下請業者の状況を施工体制台帳等により検査したところ、下請コンサルタント業者ではなく、その多くが一般土木業を専門とする業者であり、主な職種は、地質調査員等ではなく、通常の工事用作業足場に従事する普通作業員等が作業を実施していると認められた。

したがって、本件各工事のように大規模で連続した仮設足場費の積算に当たっては、設置面積が比較的小さい仮設足場を対象とし、また、想定される作業員の職種の異なる市場単価を適用するのではなく、施工の実態に適合した適切な積算を行う要があると認められた。

(低減できた仮設足場費)

上記により、本件各工事における仮設足場費について、作業の実態調査により、水深2m未満と作業船が必要となる水深2m以上5m未満に区分するなどして修正計算すると、計5492万余円となり、前記の積算額1億0835万余円を約5340万円低減できたと認められた。

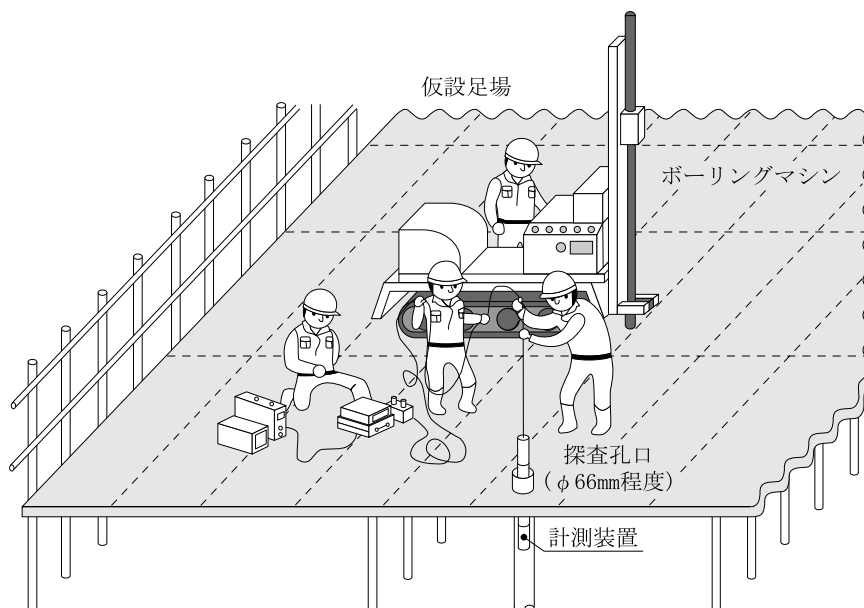
(発生原因)

このような事態が生じていたのは、事務局において、本件各工事のように大規模で連続した仮設足場費の積算に当たり、施工の実態を検討しないで、設置面積が比較的小さい仮設足場を対象としている市場単価を適用していたことなどによると認められた。

3 当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、事務局では、17年8月に磁気探査のため水上において設置・撤去する仮設足場費について施工の実態に適合した適切なものとなるよう、新たに仮設足場費に係る歩掛かりを制定し、同年9月以降積算する工事から適用する処置を講じた。

(参 考 図) 仮設足場上から行う磁気探査の概念図



(防 衛 庁)

不 当 事 項

不 正 行 為

- (1) 職員の不正行為による損害が生じたもの
 (4)

会計名及び科目	一般会計 (組織)防衛本庁 (項)防衛本庁
部局等の名称	陸上自衛隊特殊作戦群、海上自衛隊横須賀地方隊第41掃海隊、航空自衛隊航空総隊北部航空方面隊第2航空団基地業務群会計隊(要求元 航空支援集団特別航空輸送隊)、自衛隊神奈川地方連絡部
不正行為期間	平成11年7月～16年10月
損害金の種類及び損害物品の種類	前渡資金、有料道路通行回数券6,873枚、ハイウェイカード5枚、パーソナルコンピュータ、ワードプロセッサ等計11点
損 害 額	8,800,153円

陸上自衛隊特殊作戦群ほか3部隊等において、関係職員の不正行為による損害が生じたものが4件、損害額で8,800,153円ある。このうち平成17年9月末現在で損害の補てんが終わっていないものが2件、損害額で3,817,657円、損害額のすべてが補てん済みとなっているものが2件、損害額で4,982,496円となっている。

上記の4件を補てんが終わっていないものと補てん済みとなっているものとに分けて示すと、次のとおりである。

部局等の名称	不正行為期間 年 月	損 害 額 円
ア 平成17年9月末現在で損害の補てんが終わっていないもの		
(1) 陸上自衛隊特殊作戦群	16.5から 16.8まで	1,879,000
<p>本件は、上記の部局において、同群本部第4科の自衛官久米某が、分任物品管理官の補助者として有料道路通行回数券の出納及び保管の事務に従事中、その保管に係る有料道路通行回数券3,640枚(購入価格相当額1,879,000円)を領得したものである。</p> <p>なお、本件損害額については、平成17年9月末までに有料道路通行回数券18枚(購入価格相当額4,434円)が同人から返納されている。</p>		
(2) 海上自衛隊横須賀地方隊第41掃海隊	11.7から 14.11まで	1,938,657

本件は、上記の部局において、同隊所属の掃海艇「さくしま」補給科の自衛官北畠某が、物品供用官の補助者として物品の供用事務に従事中、同艇用として払出しを受けたパーソナルコンピュータ、ワードプロセッサ等計11点(評価額1,938,657円)を、同艇の用に供することなく領得したものである。

部局等の名称	不正行為期間 年月	損 害 額 円
--------	--------------	------------

なお、本件損害額は、平成17年9月末現在で補てんが全くされていない。

(注) 平成16年3月24日付で大湊地方隊函館基地隊第45掃海隊へ転籍

(1)(2)の計	2件	3,817,657
----------	----	-----------

イ 平成17年9月末現在で損害額のすべてが補てん済みとなっているもの

(3) 航空自衛隊航空総隊 北部航空方面隊第2 航空団基地業務群会 計隊 (要求元 航空支援 集団特別航空輸送 隊)	13.6から 15.1まで	3,444,903
------------------------------------------------------------------------------	------------------	-----------

本件は、上記の要求元部局において、同特別航空輸送隊の第701飛行隊第2飛行班教育訓練係長である自衛官が、政府専用機における客室業務訓練に使用する教材用機内食等の調達要求の事務や契約担当官の補助者としての受領検査の事務に従事中、契約相手方である民間業者に教材用機内食の数量及び単価を水増しさせるとともに、自らは虚偽の検査書を作成するなどして、上記の会計隊に代金を請求させ、このうち水増し分等計3,444,903円を領得したものである。

なお、本件損害額については、平成17年6月までに全額が同人から返納されている。

(4) 自衛隊神奈川地方連絡部	15.8から 16.10まで	1,537,593
-----------------	-------------------	-----------

本件は、上記の部局において、総務課管理班の自衛官が、分任物品管理官の補助者として有料道路通行回数券等の出納及び保管の事務に従事中、その保管に係る有料道路通行回数券3,233枚及びハイウェイカード5枚(購入価格相当額計1,537,593円)を領得したものである。

なお、本件損害額については、平成17年1月に全額が同人の家族から返納されている。

(3)(4)の計	2件	4,982,496
----------	----	-----------

ア、イの計	4件	8,800,153
-------	----	-----------

本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項

- (1) 公務災害補償に係る治癒の認定手続を適切に行うことにより、療養補償が適正なものとなるよう改善させたもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)防衛本庁 (項)防衛本庁
部局等の名称	航空幕僚監部
公務災害補償の概要	職員が公務上の又は通勤による災害を受けた場合に、その補償等を行うもの
療養補償に係る支出額	2億2169万余円(平成15、16両年度)

上記のうち治癒
の認定手続を開
始する必要がある
ものに係る支
出額

5085 万円

1 公務災害補償について

(公務災害補償制度の概要)

防衛庁の職員が公務上の災害又は通勤による災害(以下「公務災害」という。)を受けた場合の補償等については、「防衛庁の職員の給与等に関する法律」(昭和 27 年法律第 266 号)に基づき、国家公務員災害補償法(昭和 26 年法律第 191 号。以下「補償法」という。)の規定を準用することとされている。

そして、補償法は、職員が公務災害を受けた場合に、国は療養補償として必要な療養を行い、又は必要な療養の費用を支給することとしており、この療養補償は公務上の傷病が治癒するまで行われることとなっている。

すなわち、療養補償は、公務上の傷病が完全に治って治癒の認定が行われるまで、又は、症状が残っていても、医学上一般に承認された治療方法によっては傷病に対する医療効果はもはや期待できず、残存する症状が固定したとして治癒の認定が行われるまで、実施されることとなっている。

(療養補償の治癒の認定手続)

航空自衛隊では、療養補償における治癒の認定手続について、航空自衛隊災害補償実施細則(昭和 42 年航空自衛隊達第 12 号。以下「実施細則」という。)により次のように定めている。

被災隊員の所属する部隊等の長は、当該被災隊員が治癒したと認められる場合には基地業務担当部隊等の長に通知し、基地業務担当部隊等の長は、被災隊員の傷病の症状が次のような状態にあると認められるときは、災害補償治癒報告書に診断書を添付して航空方面隊司令官等に治癒の報告等を行う。

- ① 切創等の場合は、創面が癒着し薬剤を使用しなくなったとき
- ② 打撲症の場合は、発赤腫張等の急性症状が消退し湿布等の処置を必要としなくなったとき
- ③ 骨折の場合は、骨が癒合し外科的な処置を必要としなくなったとき
- ④ 疾病の場合は、急性症状が消退し、慢性症状が持続していてもそれ以上の医療効果を期待し得なくなったとき

そして、航空方面隊司令官等は、速やかにこれを審査し、治癒したときは治癒の認定を行い、治癒認定通知書により、基地業務担当部隊等の長及び部隊等の長を経て、被災隊員に通知する。

なお、治癒の認定を行った後においても、当該被災隊員に一定の程度以上の障害が残った場合には障害補償や介護補償を行うほか、被災隊員の円滑な社会復帰を促進するために外科後処置やリハビリテーションを実施したり、療養生活や介護等の援護を図るために必要な資金等を支給したり、また、治癒した傷病が再発した場合には再発認定を行うなどの制度が設けられている。

(現状報告)

航空自衛隊では、療養補償を受けている被災隊員の療養の現状を把握するため、実施細則に基づき、負傷又は疾病に係る公務災害の発生日から 1 年 6 月を経過した日後 1 月以内に、

また、毎年2月1日現在において2年以上経過している場合には毎年2月末日までに、療養の現状報告書(以下「現状報告書」という。)を、被災隊員から所属する部隊等の長及び基地業務担当部隊等の長を経て、航空方面隊司令官等に提出させている。この現状報告書には、傷病の経過及び治療方法の概要、傷病の現状、今後の見込みなどについて医師の証明を記載することになっている。

2 検査の結果

(検査の着眼点及び対象)

航空自衛隊では、訓練中等に隊員が負傷することが相当数に上り、また、数年間にわたり継続して療養補償を受けている者も多くなっていて、療養補償に係る支出額は、平成15年度1億1635万余円、16年度1億0533万余円、計2億2169万余円となっている。

そこで、療養補償に係る治癒の認定手続が適切に行われているかなどに着眼して検査を実施した。

(検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

航空自衛隊が16年度末において療養補償を実施していて、引き続き17年度へ継続しているもの計324件について、療養補償の実施期間別にみると、表1のとおりとなっている。

表1 平成16年度末の療養補償継続者に係る補償実施期間

療養補償の実施期間	1年未満	1年～2年	2年～3年	3年～5年	5年～10年	10年～20年	20年以上
件数(件)	75	44	16	15	42	68	64

このうち、療養補償を2年以上の長期間にわたり継続して行っているものは205件であり、このうち64件は20年以上のものとなっている。

これら205件について、現状報告書により傷病の現状等を確認したところ、公務災害に係る傷病について、既にその症状が固定し、もはや医療効果が期待できない状態になっていることを示唆する医師の証明が記載されるなどして、治癒の認定手続を開始する必要があると認められるものが184件見受けられた。

上記の184件について、現状報告書の傷病の現状別に分類し、これらに係る療養補償の支出額を示すと、表2のとおり、15年度2614万余円、16年度2470万余円、計5085万余円となっている。

表2 現状報告書の傷病の現状別分類

傷病の現状	件数(件)	15年度支出額(円)	16年度支出額(円)
1 傷病の症状が固定している状態等にあるもの(他に分類されるものを除く。)	29	16,055,019	17,201,269
2 リハビリテーション又は予防的な医療を行っているなどの記載があるもの	34	8,466,747	6,109,140
3 改善が見られないなどの記載があるもの	18	1,223,506	1,055,277
4 経過観察や定期的な検査等の記載があるもの	29	386,290	305,216
5 治癒の認定事務に携わる者が行う治癒の説明に応じないもの	2	18,090	36,228
6 現状報告書の提出がないもの	72	0	0
計	184	26,149,652	24,707,130

その具体的事例を示すと、次のとおりである。

＜事例＞

航空自衛隊では、昭和43年7月に内務指導の教育中に発生した災害により受傷した航空自衛官(当時33歳)に対し、同年9月に傷病名「腰部打撲症」を公務災害として認定し、以後療養補償を実施していた。

同人の平成9年2月の現状報告書によると、今後の見込みについて、「国家公務員災害補償法における症状固定に該当するが、腰部、両下肢の愁訴を強く訴えられるので、継続加療を必要とします。」との担当医師の証明がなされている。そして、航空自衛隊では、継続加療を必要とする旨の担当医師の証明があることなどから療養の継続が必要であるとして、災害発生から30年以上経過した会計実地検査時においても療養補償を継続していた。

しかし、上記のとおり、現状報告書には症状固定との医師の証明が記載されていることから、治癒の認定手続を開始する必要があると認められる。

なお、現状報告書に症状固定との記載のあった9年2月以降17年4月までの療養補償に係る支出額は3,266千円となっている。

上記のように、現状報告書に記載されている医師の証明の中に傷病の状態が既に治癒に該当していることを示唆する記述のあるものが多数見受けられるのに、これに対する調査確認が十分行われず、実施細則に基づく治癒の認定手続が開始されないまま、長期にわたりこれらに係る診療費等を対象として公務災害補償費を支出しているのは適切とは認められず、是正改善の要があると認められた。

(発生原因)

このような事態が生じていたのは、次のようなことなどによると認められた。

- ア 被災隊員の所属する部隊等の長、基地業務担当部隊等の長及び航空方面隊司令官等において、治癒の認定手続についての認識が十分でなく、また、現状報告書の内容の確認や被災隊員の治癒の状況等に係る調査が十分でないこと
 - イ 航空幕僚監部において、基地業務担当部隊等の公務災害業務担当者等に対する公務災害補償制度の適正な運用についての指導監督が十分でないこと
- 3 当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、航空幕僚監部では、17年9月に各航空方面隊司令官等に対して通知を発し、治癒の認定手続を行う被災隊員の所属する部隊等の長、基地業務担当部隊等の長及び航空方面隊司令官等に対し、治癒の認定手続について周知徹底するとともに、現状報告書の内容の確認や被災隊員の治癒の状況に係る調査等を十分に行い、治癒の認定手続を開始する必要があるものについては早急に認定手続を開始することとした。また、基地業務担当部隊等の公務災害業務担当者等に対し、公務災害補償制度の適正な運用を図るための教育を行うとともに、毎年度末、療養補償を2年以上継続して行っているものの状況を把握するなどの処置を講じた。

そして、航空自衛隊では、本院の指摘に基づき、前記の184件について、現状報告書の内容の確認や被災隊員の治癒の状況に係る調査等を開始しており、このうち、17年9月20日現在で、31件については治癒の認定を完了し、51件については治癒の認定手続中である。

(2) 護衛艦における主発電機用原動機の高タービンパワーセクション予備機の調達に当たり、艦艇製造請負契約とは別途に調達することにより、経済的な調達を図るよう改善させたもの

会計名及び科目	一般会計 平成10年度継続費 (組織)防衛本庁 (項)平成10年度甲型警備艦建造費
部局等の名称	海上幕僚監部(要求部局) 契約本部(契約部局)(平成13年1月5日以前は調達実施本部)
契約名	護衛艦(2239)製造請負契約ほか1契約
契約の概要	護衛艦「たかなみ」及び「おおなみ」を製造するもの
契約の相手方	株式会社マリンユナイテッド(平成14年10月1日以降は株式会社アイ・エイチ・アイ マリンユナイテッド)ほか1社
契約	平成11年3月 随意契約
契約金額	548億3360万余円(当初契約金額533億8200万円)
高タービンパワーセクション予備機の価格	2億7200万円(4台)
低減できた総利益相当額	2950万円

1 主発電機用原動機の高タービンパワーセクション予備機の調達等の概要

(艦艇製造請負契約の概要)

海上幕僚監部では、平成10年度に「たかなみ」型護衛艦2隻(以下「10年度護衛艦」という。)を継続費により契約本部(13年1月5日以前は「調達実施本部」)に対し調達要求している。これを受け契約本部では、11年3月に株式会社マリンユナイテッド(14年10月1日以降は株式会社アイ・エイチ・アイ マリンユナイテッド)ほか1造船会社とそれぞれ艦艇製造請負契約を締結している。

これらの契約は、各造船会社が艦艇製造に必要な原材料を購入して加工したり、機器等を他の会社から購入したりするなどして造船所において艦艇を製造するものである。そして、艦艇に必要な電力を供給するための装置である主発電装置の購入もこれらの契約に含まれている。一方、艦艇に搭載する機器等のうち航行用の主機関や武器等については、契約本部が別途に調達して造船会社に支給する方式によっている。

(高タービンパワーセクション)

上記の主発電装置は、高タービン機関である主発電機用原動機(以下「原動機」という。)と主発電機から構成されており、造船会社が他の会社から購入して艦艇1隻当たり3台搭載されている。このうち、原動機の出力発生部である高タービンパワーセクション(以下「パワーセクション」という。)は、圧縮した空気中に燃料を噴射し燃焼させ、それにより発生したガスでタービンを回転させて出力を得る構造となっている。このパワーセクションは、原動機内にボルトで固定されていて着脱可能な構造となっており、あらかじめ定められた主発電装置の運転時間等が一定の基準に達した場合等には予備のパワーセクション(以下「予備

機」という。)との換装を行っている。そして、原動機から取り外されたパワーセクションは、分解検査及び組立復旧等を行うオーバーホールを実施した後は、次回の換装用の予備機となり、以後繰り返し使用されていくものである。

また、パワーセクションを含む原動機は、艦内に電力を供給する重要な装置である主発電装置の主要構成部品であり、その信頼性を確保することが重要である。このため原動機は、その製造メーカー及び仕様についてあらかじめ契約本部の承認を受けなければならない指定品とされており、造船会社は製造メーカーから購入する前に契約本部へ指定品承認申請書を提出し承認を受けることとなっている。その際には、造船会社は必要に応じ、主な性能等を記載した要目表、主発電装置の組立図、パワーセクションの図面などの製品の詳細を示す図書を製造メーカーから取り寄せ、併せて提出することとなっている。

（予備機の調達）

パワーセクションは、前記のように換装を繰り返して使用されていくものであることから、稼動する艦艇数に対してあらかじめ一定数の予備機が必要である。そこで、海上幕僚監部では、新たな艦艇の就役等により予備機の数に不足が生じることとなる場合には、予備機を艦艇製造請負契約に含めて造船会社から調達（以下、このような調達方法を「造船会社調達」という。）するよう契約本部に対し要求している。

そして、これら予備機の調達状況についてみると、3年度に契約した護衛艦（以下「3年度護衛艦」という。）以降の10年度護衛艦を含む計14艦はいずれも同じ型式の原動機を継続して使用しており、これらに対する予備機の調達台数は累計で12台となっている。

（予定価格の算定及び契約）

艦艇製造請負契約の予定価格の算定に当たっては、「調達物品等の予定価格の算定基準に関する訓令」（昭和37年防衛庁訓令第35号）に基づき原価計算方式を適用することとし、造船会社が費消した直接材料費、加工費、直接経費の製造原価に、総利益（一般管理及び販売費、支払利子並びに利益をいう。以下同じ。）等を加算する方法により計算価格を算定し、これを基に予定価格を決定している。また、予備機は艦艇製造請負契約に含めて造船会社が調達する機器であるので、造船会社が購入する費用に相当する額が直接材料費として計上されていて、これに造船会社の総利益等が加算されている。

そして、10年度護衛艦の契約については、製造原価を計464億2000万円と計算し、これに総利益計51億6000万円を加算するなどして計算価格を計548億9400万円と算定し、これに基づき予定価格を決定していて、11年3月に契約金額計533億8200万円（最終変更後の契約金額計548億3360万余円）で前記の2造船会社とそれぞれ艦艇製造請負契約を締結している。

上記の各契約において、造船会社調達した予備機は計4台であり、各造船会社から提出された生産明細書^(注)における価格は計2億7200万円（消費税を除く。）となっている。

（注） 生産明細書 物品と国有財産の区分を明らかにするなどの目的で作成された艦艇製造の完了時における価格等の明細書

2 検査の結果

（検査の着眼点）

前記のとおり、海上幕僚監部では、調達要求に当たり、予備機を造船会社調達することとしているが、一方、別途に調達して造船会社に支給することとしている機器等もある。

そこで、予備機は調達当初は艦艇に搭載されないで陸上保管となる物品であり、また、その価格も高額であることから、予備機を造船会社調達としていることは経済的な調達となっているか否かに着目して検査した。

(検査の結果)

検査したところ、予備機については、製造メーカーの工場内で製造メーカーが性能試験を行い、これを契約本部の検査官が確認したのち、製造メーカーが同工場内において専用のコンテナに納め防錆等のために密閉措置を施した上で、造船所へ搬入されていた。そして、造船所へ搬入されたコンテナについては、造船会社は特段の作業を行わずに開封しないまま造船所内の倉庫で保管され、艦艇の納入に合わせて艦艇の配属地区内の造修補給所へ陸上保管物品として納入されていた。

また、10年度護衛艦における原動機の指定品承認申請書の内容についてみたところ、当時既に使用実績がありパワーセクションのオーバーホールの実績もある3年度護衛艦の原動機と型式等に変更がなく、同一の製造メーカーの同一製品を使用する旨が記載されていて、必要に応じ提出することとなっている要目表や組立図等の図書も提出されていない状況となっていた。

したがって、造船会社調達とした予備機については、造船会社は特段の作業を行っておらず、また、10年度護衛艦の艦艇製造請負契約においては、使用実績があり信頼性の確保されている原動機を調達しているのであるから、予備機を造船会社調達とする必要はなく、製造メーカーから別途に調達することができたと認められた。

(低減できた総利益相当額)

10年度の艦艇製造請負契約における予備機について、製造メーカーから別途に調達することとした場合、当該艦艇製造請負契約の計算価格における予備機単独の価格が不明であったことから、仮に前記の生産明細書の価格を基に計算価格に含まれる総利益相当額を修正計算すると、これを約2950万円低減でき、造船会社調達に比べて経済的に調達できたと認められた。

(発生原因)

このような事態が生じていたのは、海上幕僚監部において、契約本部への調達要求に当たり、予備機を造船会社調達とするか製造メーカーから別途に調達するかについて、経済性等の観点からの検討が十分でなかったことによると認められた。

3 当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、海上幕僚監部では、17年9月に艦艇製造における予備機の調達方針を定め、今後の艦艇製造において、過去の使用実績等から当該原動機の信頼性が確保されている場合には、その予備機については製造メーカーから別途に調達することとする処置を講じた。

- (3) 駐留軍等労働者に対する定期健康診断を委託により実施するに当たり、契約単価の設定を診療報酬点数表によることなく市場価格等を考慮することにより、委託費の節減を図るよう改善させたもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)防衛施設庁 (項)調達労務管理費
部局等の名称	防衛施設庁
委託先	独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構
委託契約名	駐留軍等労働者の福利厚生業務委託
契約の概要	駐留軍等労働者に対する定期健康診断等の福利厚生業務を独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構に委託するもの
上記に係る委託費	3億8281万余円(平成16年度)
上記のうち定期健康診断の委託費	1億8981万余円
節減できた定期健康診断の委託費	6480万円

(450 ページの独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構の項に掲記)

第4 総務省

不当事項

補助金

- (5) 電気通信格差是正事業費補助金等の経理が不当と認められるもの
 (9)

会計名及び科目	財務省所管 産業投資特別会計(社会資本整備勘定)
	(項)改革推進公共投資電気 通信格差是正施設整備 資金貸付金 (項)改革推進公共投資情報 通信格差是正事業資金 貸付金
部局等の名称	総務本省
補助の根拠	予算補助
補助事業	電気通信格差是正 (1) 新世代地域ケーブルテレビ施設整備 情報通信格差是正 (2) 地域イントラネット基盤施設整備
補助事業の概要	地域における高度情報化社会の均衡ある発展を図るため、高度情報通信ネットワーク等先導的な情報通信基盤の施設等を設置するもの
補助事業者	(1) 府1、県2 (2) 市1、町1、計2事業主体
間接補助事業者	(1) 市2
間接補助事業者(事業主体)	(1) 一部事務組合1、第三セクター2
事業費の合計	5,638,209,600円(平成14年度)
上記に対する国庫補助金交付額の合計	1,691,298,000円
不当と認める事業費	140,383,113円(平成14年度)
不当と認める国庫補助金交付額	40,204,000円(平成14年度)

1 補助金の概要

総務省では、地域における情報基盤を整備し高度情報化社会の均衡ある発展を図るため、電気通信格差是正事業等の一環として、次のような新世代地域ケーブルテレビ施設整備事業等を行う都道府県等に対し、その事業に要する経費の一部として電気通信格差是正事業費補

(注)
助金等を交付し又は無利子貸付金を貸し付けている。

(1) 新世代地域ケーブルテレビ施設整備事業

新世代地域ケーブルテレビ施設整備事業は、市町村(一部事務組合を含む。以下同じ。)又は第三セクターが地域住民に映像情報等を提供するケーブルテレビの施設及び設備を整備するものであり、その補助対象事業費は、当該事業に必要なセンター施設、光ファイバケーブル(以下「光ケーブル」という。)等からなる線路設備、インターネット設備等の整備に要する経費等とされている。そして、補助金の交付については、当該事業を市町村が行う場合は補助対象事業費の3分の1に相当する額を都道府県を通じて、また、第三セクターが行う場合は施設を整備する地域の区分に応じて同事業費の4分の1、6分の1又は8分の1に相当する額を都道府県、市町村を通じて交付することとなっている。

(2) 地域イントラネット基盤施設整備事業

地域イントラネット基盤施設整備事業は、都道府県、市町村等が地域におけるLAN(地域イントラネット)等の施設及び設備を整備するものであり、その補助対象事業費は、当該事業に必要なセンター施設、伝送施設、送受信装置等の設備の整備に要する経費等とされている。このうち、センター施設については、送受信装置等を設置する機械室、及び機械室と一体的に整備され、機械室と接続している情報端末等の機器が設置されたホール等の整備に係る経費が補助対象事業費とされている。そして、補助金の交付については、当該事業を市町村が行う場合は補助対象事業費の3分の1に相当する額を当該市町村に交付することとなっている。

そして、事業主体は、事業完了後に実績報告書を都道府県、市町村を通じて又は直接に総務省に提出し、都道府県等及び同省は、その内容の審査を行うとともに必要に応じて現地調査等を行うこととなっている。

(注) 無利子貸付金 日本電信電話株式会社の株式の売払収入を財源とする財務省所管産業投資特別会計社会資本整備勘定からの無利子貸付金。この無利子貸付金については、その償還時に償還額に相当する額の国の補助金が交付されることになっていることから、補助金と同様に扱われている。

2 検査の結果

北海道ほか12府県において、道府県、市町村、第三セクター等の計236事業主体について検査した結果、5事業主体が実施した5件の補助事業(補助対象事業費計5,638,209,600円)において、事業主体が、補助対象事業費に補助の対象とはならない、情報端末等の機器が設置されていない施設に係る工事費、リースで設置しているのに購入して設置したとする設備費、ソフトウェアの購入費、申請書の作成費等を含めるなどしていた。このため、補助対象事業費140,383,113円が過大になっていて、これに係る国庫補助金相当額40,204,000円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、事業主体において補助事業の適正な実施に対する認識が十分でなかったこと、府県、市及び総務省において事業主体から提出された実績報告書の審査、確認が十分でなかったことなどによると認められる。

これを事業主体の所在する府県別に示すと次のとおりである。

府 県 名	事業主体	補助事業	年 度	事業費 (補助対象事業費) 千円	左に対する 国庫補助金 千円	不当と認める補助 対象事業費 千円	不当と認める国庫 補助金 千円	摘 要
(5) 富 山 県	(注) 婦負郡八尾町	地域インターネット基盤施設整備	14	532,875 (532,875)	177,625	59,487	19,830	補助の対象外

この補助事業は、上記の事業主体が、婦負郡八尾町内において、マルチメディアを活用して、観光情報を観光客に提供したり、コミュニケーションと学習の場を町民に提供したりなどするため、サーバ等を設置したセンター施設(鉄筋コンクリート造り2階建て、延べ床面積1,103.2㎡)を整備するとともに、情報端末等の機器を町内の公民館等の公共施設に設置し、これらの施設とセンター施設とを光ケーブルで接続するネットワークを整備したものである。事業主体は、本件事業費を532,875,000円(補助対象事業費同額)とし、国庫補助金177,625,000円の交付を受けていた。

しかし、事業主体は、センター施設のうち、情報端末等の機器が設置されていないため、補助の対象とはならない図書館の図書コーナー及び書庫(延べ床面積125.1㎡)の整備等に係る経費59,487,516円を上記の補助対象事業費に含めていた。

したがって、適正な補助対象事業費は473,387,484円となり、前記の補助対象事業費532,875,000円との差額59,487,516円に係る国庫補助金相当額19,830,000円が過大に交付されていた。

(注) 平成17年4月以降は富山市

(6) 富 山 県	(注) 新川広域圏事務組合	新世代地域ケーブルテレビ施設整備	14	3,858,447 (3,858,447)	1,286,149	11,971	3,991	補助の対象外
-----------	------------------	------------------	----	--------------------------	-----------	--------	-------	--------

この補助事業は、上記の事業主体が、黒部市及び宇奈月、入善、朝日各町内において、ケーブルテレビのネットワークを活用したケーブルテレビ放送サービス等を住民に提供するため、センター施設、線路設備、スタジオ施設等を整備したものである。事業主体は、本件事業費を3,858,447,000円(補助対象事業費同額)とし、国庫補助金1,286,149,000円の交付を受けていた。

しかし、事業主体は、補助の対象とはならない電柱に線路設備を敷設する際の添架申請書の作成等に係る経費11,971,497円を上記の補助対象事業費に含めていた。

したがって、適正な補助対象事業費は3,846,475,503円となり、前記の補助対象事業費3,858,447,000円との差額11,971,497円に係る国庫補助金相当額3,991,000円が過大に交付されていた。

(注) 魚津、黒部両市及び宇奈月、入善、朝日各町から構成される一部事務組合

(7) 大 阪 府	(注) 大阪セントラルケーブルネットワーク株式会社	新世代地域ケーブルテレビ施設整備	14	900,922 (858,021)	107,252	15,243	1,905	補助金の過大交付
-----------	------------------------------	------------------	----	----------------------	---------	--------	-------	----------

この補助事業は、上記の事業主体が、大阪市内において、公共情報に係る映像情報等の通信基盤を高度化するため、同軸ケーブル、増幅器等を設置する工事(以下「新設工事」という。)と既設伝送路の増幅器等の機器のみを交換する改修工事を実施

府 県 名	事業主体	補助事業	年 度	事業費 (補助対 象事業 費) 千円	左に対す る国庫補 助金 千円	不当と認 める補助 対象事業 費 千円	不当と認 める国庫 補助金 千円	摘 要
-------	------	------	-----	--------------------------------	--------------------------	---------------------------------	---------------------------	-----

したものである。事業主体は、設置した増幅器のうち双方向分岐増幅器の1台当たり単価を、施工業者の請求書の明細どおり、新設工事では195,000円、改修工事では295,000円として、本件事業費を900,922,050円(補助対象事業費858,021,000円)とし、国庫補助金107,252,000円の交付を受けていた。

しかし、事業主体は、補助対象事業費の算出に当たり、改修工事で設置した双方向分岐増幅器の単価について、当該増幅器が新設工事で設置した双方向分岐増幅器と同型であるため、これと同額の195,000円とすべきところ、施工業者の請求書に誤って記載された単価295,000円としていた。

したがって、適正な補助対象事業費は842,778,000円となり、前記の補助対象事業費858,021,000円との差額15,243,000円に係る国庫補助金相当額1,905,000円が過大に交付されていた。

(注) 平成16年12月以降は、ケーブルウエスト株式会社大阪セントラル社

(8)	大阪府	阪南市	地域イン トラネッ ト基盤施 設整備	14	276,666 (276,666)	92,222	12,686	4,229	補助の対 象外
-----	-----	-----	-----------------------------	----	----------------------	--------	--------	-------	------------

この補助事業は、上記の事業主体が、阪南市内において、行政情報を市民に提供し、市民からの意見・質問を受け付けるなどのため、各種サーバ等を設置してセンター施設を整備するとともに、情報端末等の機器を市内の小・中学校、公民館等の公共施設に設置し、これらの施設とセンター施設とを既存の光ケーブル網を借用して接続するネットワークを整備したものである。事業主体は、本件事業費を276,666,600円(補助対象事業費同額)とし、国庫補助金92,222,000円の交付を受けていた。

しかし、事業主体は、補助の対象とはならないソフトウェアの購入、サーバの設定マニュアルの作成等に係る経費12,686,100円を上記の補助対象事業費に含めていた。

したがって、適正な補助対象事業費は263,980,500円となり、前記の補助対象事業費276,666,600円との差額12,686,100円に係る国庫補助金相当額4,229,000円が過大に交付されていた。

(9)	大分県	(注) 大分ケー ブルテレ コム株式 会社	新世代地 域ケーブ ルテレビ 施設整備	14	117,810 (112,200)	28,050	40,995	10,249	補助の対 象外
-----	-----	-----------------------------------	------------------------------	----	----------------------	--------	--------	--------	------------

この補助事業は、上記の事業主体が、大分市内において、ケーブルテレビのネットワークを活用して行政情報等を提供するなどのインターネットサービス事業を行うため、インターネット設備、線路設備等を整備したものである。事業主体は、本件事業費を117,810,000円(補助対象事業費112,200,000円)とし、国庫補助金28,050,000円の交付を受けていた。

しかし、事業主体は、上記のインターネット設備について、いったん購入した

府 県 名	事業主体	補助事業	年 度	事業費 (補助対 象事業 費) 千円	左に対す る国庫補 助金 千円	不当と認 める補助 対象事業 費 千円	不当と認 める国庫 補助金 千円	摘 要
-------	------	------	-----	--------------------------------	--------------------------	---------------------------------	---------------------------	-----

後、国庫補助金の額の確定前にリース会社に売却して同社から補助の対象とはならないリース契約(リース期間 60 箇月)により借り受けていたのに、同設備を購入した際の経費 40,995,000 円を上記の補助対象事業費に含めていた。

したがって、適正な補助対象事業費は 71,205,000 円となり、前記の補助対象事業費 112,200,000 円との差額 40,995,000 円に係る国庫補助金相当額 10,249,000 円が過大に交付されていた。

(注) 平成 14 年 6 月以前は、大分ケーブルテレビ放送株式会社

(5)-(9)の計	5,686,720 (5,638,209)	1,691,298	140,383	40,204
-----------	--------------------------	-----------	---------	--------

本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項

(1) 新世代地域ケーブルテレビ施設整備事業における光ケーブルの敷設に係る補助対象経費を適切に算定するよう改善させたもの

会計名及び科目	総務省所管 一般会計 (組織)総務本省 (項)総務本省 財務省所管 産業投資特別会計(社会資本整備勘定) (項)改革推進公共投資電気 通信格差是正施設整備 資金貸付金
部局等の名称	総務本省
補助の根拠	予算補助
補助事業者	北海道ほか7県
間接補助事業者	市11、町7、村1(うち事業主体、町2) 第三セクター15(事業主体)
補助事業	電気通信格差是正
補助事業の概要	地域における情報基盤を整備し高度情報化社会の均衡ある発展を図るため、地域住民のニーズに即した映像情報等を提供するためのケーブルテレビの施設及び設備を設置するもの
事業費の合計	62億2087万余円(平成13年度～15年度)
上記に対する国庫補助金交付額	16億3583万余円
節減できた事業費	1億7699万円(平成13年度～15年度)
上記に対する国庫補助金交付額	4420万円

1 事業の概要

(新世代地域ケーブルテレビ施設整備事業の概要)

総務省では、地域における情報基盤を整備し高度情報化社会の均衡ある発展を図るため、電気通信格差是正事業の一環として、地域住民に映像情報等を提供するための施設及び設備を整備する新世代地域ケーブルテレビ施設整備事業(以下「CATV 施設整備事業」という。)を行う市町村又は第三セクター(以下「事業主体」という。)に対し、都道府県等を通じて、その事業に要する経費の一部として電気通信格差是正事業費補助金を交付し又は無利子貸付金^(注1)を貸し付けている。

そして、事業主体は、総務省所管補助金等交付規則(平成12年総理府・郵政省・自治省令第6号)のほか、電気通信格差是正事業費補助金交付要綱(以下「交付要綱」という。)等に従ってCATV 施設整備事業を実施することとなっている。

(補助金の審査)

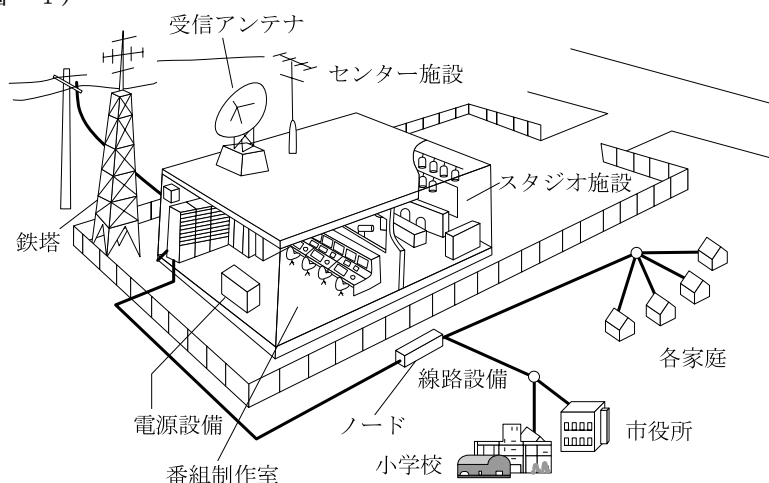
総務省及び都道府県等では、交付決定及び額の確定に当たり、事業主体から提出された交付申請書、実績報告書及びその添付書類等により必要な審査を行っている。

(補助対象の施設及び設備)

交付要綱等によると、CATV 施設整備事業においては、スタジオ、番組制作室等を備えたセンター施設、線路設備、インターネット設備等の整備に要する経費等が補助の対象とされている。

そして、線路設備は、センター施設と各家庭等との間を結ぶ光ファイバケーブル(以下「光ケーブル」という。)及び同軸ケーブル、これらのケーブルを接続して光ケーブルの光信号と同軸ケーブルの電気信号を相互に変換するノードなどで構成され、その敷設に要する費用が補助対象経費となる(参考図1参照)。

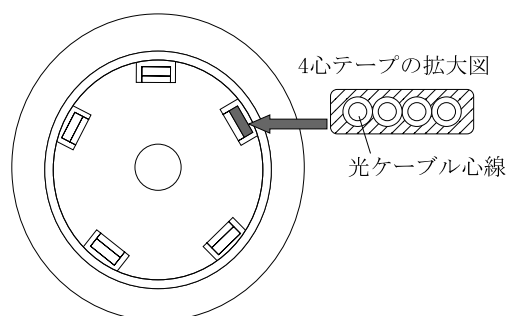
(参 考 図 1)



また、補助の対象となる光ケーブルの心数(参考図2参照)は、原則として1ノード当たり必要最小限の4心とされていることから、これにノードの設置数を乗じて算出した心数が、CATV 施設整備事業で整備する光ケーブルの心数となる。しかし、光ケーブルの敷設費等は、心数が増えてもさほど増加しないことから、事業主体では、将来、より高品質なサービス等を独自に提供するためにあらかじめ整備する心数(以下「独自整備心数」という。)

CATV 施設整備事業で整備する心数(以下「補助整備心数」という。)を合わせた心数の光ケーブルを敷設することがある(以下、このような敷設のうち独自整備心数に係る部分を「増心敷設」という。)

(参 考 図 2) 多心タイプの光ケーブル(40心の例)
断 面 図 4心×2×5=40心



2 検査の結果

(検査の着眼点及び対象)

北海道ほか11府県において、平成13年度から16年度までの間に、73事業主体が実施したCATV施設整備事業130事業、補助対象事業費493億0415万余円(国庫補助金133億0755万円)を対象として、光ケーブル敷設費に係る補助対象経費は適切に算定されているかなどに着眼して検査した。

(検査の結果)

検査したところ、北海道ほか7県において、17事業主体が増心敷設を行った23事業、補助対象事業費62億2087万余円(国庫補助金16億3583万余円)について、次のような事態が見受けられた。

すなわち、増心敷設における光ケーブル敷設費のうち資材費については、22事業では、実際の資材費を補助整備心数と独自整備心数の割合であん分して補助対象経費を算定していたが、1事業では、あん分せずに算定していた。

また、労務費、雑材料費及び諸経費については、23事業のすべてにおいて、補助整備心数と独自整備心数の割合であん分することなく、その全額を補助対象経費としていた。

しかし、上記のようにあん分することなく補助対象経費を算定した場合、結果的に、補助対象外の増心敷設部分に係る経費についても国庫補助金を交付したこととなるので適切とは認められず、改善の要があると認められた。

現に、総務省では、CATV施設整備事業とほぼ同様の線路設備の整備を行う地域イントラネット基盤施設整備事業における光ケーブル敷設費について、補助整備心数と独自整備心数の割合等であん分して補助対象経費を算定することとしていた。

(節減できた敷設費)

前記の23事業について、実際の敷設費を補助整備心数と独自整備心数の割合等であん分して補助対象事業費を算定し国庫補助金を交付したとすれば、国庫補助金交付額16億3583万余円は15億9163万余円となり、4420万余円が節減できたと認められた。

(発生原因)

このような事態が生じていたのは、次のことなどによると認められた。

ア 総務省及び都道府県等において

(ア) 交付要綱等において増心敷設を併せて実施した場合の補助対象経費の算定方法を規定していなかったこと

(イ) 交付申請書、実績報告書及びその添付書類において、増心敷設の内容等について記載することとせず、その結果、十分に審査を行えなかったこと

イ 事業主体において、本件補助事業の趣旨を十分に理解していなかったこと

3 当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、総務省では、17年9月に管下の各総合通信局等に対して通知を発し、補助対象事業費を適切に算定するよう、次のような処置を講じた。

ア 増心敷設を併せて実施した場合の補助対象経費の算定方法を明確に定め、事業主体にその旨を周知徹底することとした。

イ 交付申請書及び実績報告書に、増心敷設を含めた線路設備等の整備の全体を把握できる書類を添付させることとして、光ケーブルの敷設費を適切にあん分して補助対象経費を算定しているかについて、十分に審査を行えるようにした。

(注1) 無利子貸付金 日本電信電話株式会社の株式の売払収入を財源とする財務省所管産業投資特別会計社会資本整備勘定からの無利子貸付金。この無利子貸付金については、その償還時に償還額に相当する額の国の補助金が交付されることになっていることから、補助金と同様に取り扱われている。

(注2) 北海道ほか11府県 北海道、大阪府、青森、山形、栃木、富山、長野、岐阜、三重、兵庫、広島、大分各県

(注3) 北海道ほか7県 北海道、山形、栃木、長野、岐阜、三重、兵庫、広島各県

(2) 地上デジタルテレビジョン放送の開始に伴うアナログ周波数変更対策業務について、調査業務及び受信対策の労務単価の算定を適切なものとするよう改善させたもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)総務本省 (項)電波利用料財源電波監視等実施費
部局等の名称	総務本省
補助の根拠	電波法(昭和25年法律第131号)
補助事業者	社団法人電波産業会
間接補助事業者	一般受信者等
補助事業	特定周波数変更対策
特定周波数対策 交付金の概要	(1) 調査業務 受信者の受信先に赴いて受信状況等を調査する業務 (2) 受信対策 一般受信者等が、対象チャンネルを受信するために、テレビ、ビデオデッキ等のチャンネルプリセットの変更をしたり、アンテナ及びブースターの交換等を行う工事等

調査業務に係る 支払額	(1)	8億6333万余円(平成16年度)
受信対策のうち チャンネルプリ セットの変更に 係る給付金の支 給額	(2)	7億8246万余円(平成16年度)
検査対象とした 事業所等目視調 査の支払額	(1)	1億2100万余円(平成16年度)
検査対象とした チャンネルプリ セットの変更に 係る給付金の支 給額	(2)	4988万余円(平成16年度)
節減できた事業 所等目視調査の 支払額	(1)	5370万円
節減できたチャ ンネルプリセッ トの変更に係る 給付金の支給額	(2)	1290万円

1 制度の概要

(アナログ周波数変更対策業務)

総務省では、平成15年12月より、関東、中京及び近畿の三大広域圏からそれ以外の地域へ段階的に進められている地上デジタルテレビジョン放送(以下「地上デジタル放送」という。)の開始に当たり、13年8月に電波法(昭和25年法律第131号)に基づき、社団法人電波産業会(以下「電波産業会」という。)を指定周波数変更対策機関に指定し、特定周波数変更対策業務(以下「アナログ周波数変更対策業務」という。)を行わせている。

このアナログ周波数変更対策業務は、地上デジタル放送に使用する周波数(チャンネル)を確保するため、既にアナログテレビジョン放送に割り当てられている周波数の変更をするものであり、①放送事業者等が行う送信周波数の変更等の対策(以下「送信対策」という。)と、②受信世帯及び学校、病院等の一般受信者等が行うテレビやビデオデッキ等のチャンネルプリセットの変更やアンテナの交換等の対策(以下「受信対策」という。)とがある。また、このほかに受信対策に付随する業務として、受信者のテレビジョン放送の受信状況等を調査する業務(以下「調査業務」という。)等がある。

(国の費用負担とその方法)

総務省では、上記のアナログ周波数変更対策に要する費用を約1800億円と見込んで国が全額負担することとし、電波利用料をこれらの費用に充てることとしている。

そして、電波産業会に対し、アナログ周波数変更対策業務の実施に要する費用として、特定周波数対策交付金(以下「交付金」という。)を交付し、電波産業会では、この交付金を財源として、送信対策にあつては放送用機器の工事が必要な放送事業者等に、受信対策にあつてはチャンネルプリセットの変更等が必要な一般受信者等に対し、アナログ周波数変更対策給付金(以下「給付金」という。)を支給することとしている。

(調査業務及び受信対策)

電波産業会では、受信対策の実施に当たり、おおむね各県単位に地域受信対策センターを設置し、公募により各センターごとに調査業務等の受託者(以下「調査業務受託者」という。)と受信対策を統括する工事統括者を選定し、各業務を委託するなどしている。

調査業務には、①事業所・集合住宅等の名称、住所、受信アンテナの種類、受信中継局名等を調査業務受託者から派遣された調査員が目視で行う調査(以下「事業所等目視調査」という。)と、②戸建住宅等の居住者の氏名、住所、受信アンテナの種類、受信中継局名等を同調査員が目視で行う調査がある。これらの調査業務に係る16年度の支払額は8億6333万余円となっている。

そして、その調査結果に基づき、受信対策として工事統括者が一般受信者等に工事予約申込書等の必要書類を送付し、その後一般受信者等からの申込みに基づき、工事統括者から派遣された電気工事が一般受信者の住宅等を訪問して、テレビ、ビデオデッキ等のチャンネルプリセットを変更したり、UHF用アンテナ及びブースターの交換を行ったりすることとなっている。

また、給付金は、上記の受信対策を実施した一般受信者等から実績報告書が工事統括者を通じて電波産業会に提出され、それらを集計して一括して工事統括者に支給することとなっている。この給付金のうちチャンネルプリセットの変更に係る16年度の支給額は7億8246万余円となっている。

(調査業務及び受信対策の労務単価の算定)

(1) 調査業務の労務単価について

電波産業会では、調査業務のうち事業所等目視調査に係る建物1棟当たりの労務単価については、①建物が比較的集積していて調査効率の良い市街地(以下「住居表示地区」という。)と、②建物の集積度が低く住居表示地区よりも調査効率が劣る地域(以下「地番整理地区」という。)とに区分して算定している。

この労務単価の算定に当たって、1日当たり①では50棟、②では35棟の調査が可能であると想定して、調査業務受託者が提出した見積り資料等の賃金、日当等の額に、①の歩掛かり0.0200人日/棟、②の歩掛かり0.0285人日/棟をそれぞれ乗じ、これに一般管理費等を加え、1棟当たりの労務単価をそれぞれ①では598円、②では861円と算定していた。

(2) 受信対策の労務単価について

電波産業会では、受信対策におけるチャンネルプリセットの変更に係る1箇所当たりの労務単価については、刊行物である積算参考資料に掲載された通信工の賃金及び日当を基に算出した額に、1日当たり6箇所の対策作業が可能であると想定して①東北地域受信対策センターでは、歩掛かり0.34人日/箇所、②静岡地域受信対策センターでは、歩掛かり0.36人日/箇所をそれぞれ乗じ、これに一般管理費等を加え、1箇所当たりの労務単価をそれぞれ①では5,930円、②では6,870円と算定していた。

2 検査の結果

(検査の着眼点)

アナログ周波数変更対策業務は、地上デジタル放送の全国への展開に合わせて14年度から19年度までの短期間に集中的に実施しなければならず、また、その事業費も多額に上る

ことが見込まれている。

また、電波産業会では、16年4月に調査方法の見直しに伴い、調査業務に係る労務単価を改定し、17年2月に一部歩掛かりの見直しを行い、受信対策におけるチャンネルプリセットの変更に係る労務単価を改定している。

しかし、調査業務のうち事業所等目視調査及びチャンネルプリセットの変更に係る労務単価の算定に用いる歩掛かりが、当初一定の想定に基づいて決められていることから、単価改定後の労務単価が作業の実態に即して適切なものとなっているかなどに着眼して検査した。

(検査の対象)

調査業務については、東北、静岡、岡山及び熊本の4地域受信対策センターの調査業務受託者と契約して調査を実施した事業所等目視調査149,768棟に係る支払額1億2100万余円を対象として検査した。

また、受信対策については、東北、静岡両地域受信対策センターにおいて、工事統括者が実施した受信対策のうちチャンネルプリセットの変更8,117件に係る支給額4988万余円を対象として検査した。

(検査の結果)

検査したところ、次のとおり適切とは認められない事態が見受けられた。

(1) 調査業務について

調査業務受託者から調査終了後に電波産業会に提出された報告書等により、前記の①、②の両地区において実際に調査が可能な1日当たり平均調査棟数を求め、これに調査開始前の準備作業時間及び調査実施後の取りまとめ時間を考慮するなどして算出したところ、1日当たり①では75棟、②では66棟の調査を行うことが可能であった。

したがって、電波産業会が事業所等目視調査に適用している労務単価は、実態と比べ割高なものとなっており、実態に見合った単価に改定する必要があると認められた。

(2) 受信対策について

工事統括者から作業終了後に電波産業会に提出された工事概要書により、実際に1箇所当たりに要する平均作業時間を求め、これに作業開始前の準備作業時間及び作業終了後の取りまとめ時間を考慮するなどして算出したところ、1日当たり8箇所の作業を行うことが可能であった。

したがって、電波産業会がチャンネルプリセットの変更に適用している労務単価は、実態と比べ割高なものとなっており、実態に見合った単価に改定する必要があると認められた。

(節減できた支給額等)

(1) 調査業務について

検査を実施した4地域受信対策センターにおける事業所等目視調査に係る労務単価について、①住居表示地区では1日当たり75棟、②地番整理地区では1日当たり66棟の調査を行うこととして、単価を算出すると、①では407円、②では460円となり、これらを基に適正な支払額を計算すると、6729万余円となり、前記の1億2100万余円を約5370万円節減できたと認められた。

(2) 受信対策について

検査を実施した2地域受信対策センターにおけるチャンネルプリセットの変更に係る労

務単価について、1日当たり8箇所で作業を行うこととして単価を算出すると、①東北地域受信対策センターでは4,366円、②静岡地域受信対策センターでは5,159円となり、これらを基に適正な支給額を計算すると、3692万余円となり、前記の4988万余円を約1290万円節減できたと認められた。

(発生原因)

このような事態が生じていたのは、調査業務のうち事業所等目視調査及び受信対策におけるチャンネルプリセットの変更に係る労務単価の改定に当たり、作業の実態を調査するなどして、これを適切に見直していなかったことによるものと認められた。

3 当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、総務省では、17年9月に電波産業会に対し通知文書を発し、調査業務のうち事業所等目視調査及び受信対策におけるチャンネルプリセットの変更に係る労務単価について、業務の実態を考慮して見直しを行うことを指示し、これを受けて電波産業会ではこれらについて実態を反映した単価に改定するなどの処置を講じた。

第5 外 務 省

不 当 事 項

不 正 行 為

(10) 職員の不正行為による損害が生じたもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)在外公館 (項)在外公館
部局等の名称	在ウィーン国際機関日本政府代表部
不正行為期間	平成9年1月～2月
損害金の種類	前渡資金
損 害 額	3,302,880 円 (336,000 オーストリアシリング)

本件は、在ウィーン国際機関日本政府代表部において、次席職員が、契約担当官及び資金前渡官吏として、契約等の事務に従事中、平成9年1月から2月までの間に、次のようにして職員宿舍の家主から払戻しを受けた借料を領得し、国に3,302,880円の損害を与えたものである。

すなわち、同代表部において職員宿舍に使用する建物(アパート)を借り上げるに当たり、同人は、契約担当官として、家主との間で、同年1月に借料を水増しした契約を締結し、同年2月に、資金前渡官吏として本省から水増しした借料と同額の送金を受けて家主に支払った後、実際の借料との差額336,000オーストリアシリング(邦貨換算額3,302,880円)の払戻しを受けていたものである。

なお、本件損害額については、16年12月に全額が同人から返納されている。

本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項

日本人学校の校舎等の建設等に対する援助について、援助額の算定を適切に行うとともに、交付を運営主体の金融機関への償還の状況に即して適切に行うよう改善させたもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)在外公館 (項)在外公館
部局等の名称	外務本省
援 助 の 概 要	海外において、我が国の教育関係法令に準拠して本邦の小学校又は中学校が行っている教育に相当する教育を行うことを目的とする全日制の日本人学校の校舎等の建設等に要する費用の一部を負担するもの

平成11年度から16年度までに終了した援助及び16年度末現在において継続している援助に係る援助基礎額	27校 32援助 85億1556万余円 (うち交付済額 54億3413万余円)
上記のうち援助基礎額の算出が適切と認められないもの	12校 12援助 交付済額 10億2277万円
平成11年度から16年度までに終了した援助に係る交付済援助金総額	12校 13援助 36億9046万余円(援助開始から平成16年度まで)
上記のうち償還総額に対し援助金の総額が過大に交付されたもの	5校 6援助 5億8223万円

1 事態の概要

(日本人学校に対する援助)

外務省では、日本人学校等の在外教育施設は、現地在留邦人によって設立、管理・運営されるもので、その経費も基本的には自助努力によって賄われるべきであるが、特に義務教育段階の海外子女教育に対しては、保護者の負担を軽減すべきであるとの観点から、校舎等の建設等の経費、現地採用講師の謝金等の一部を負担(以下「援助」という。)している。

在外教育施設のうち、教育関係法令に準拠し、本邦の小学校及び中学校が行っている教育と同等の教育を行うことを目的とする全日制の日本人学校は、日本人会等の在留邦人団体によって構成された日本人学校運営委員会等(以下「運営主体」という。)によって、平成16年4月15日現在で、47箇国1地域において、82校設置されている。

日本人学校に対する援助については、運営主体が校舎等を家主から借り上げる場合の借料のほか、校舎等を建設し、又は購入する場合等の経費に対する援助などが行われている。

(校舎等の建設又は購入に対する援助)

外務本省では、校舎等を建設し、又は購入する場合等については、運営主体から、大使館又は総領事館(以下「在外公館」という。)を通じて援助の要請書の提出を受け、その必要性、緊急性等を勘案するなどして採否を決定することとしている。そして、運営主体では、外務本省から援助を行う旨の通知を受けた後、校舎等を建設し、又は購入することとしており、16年度の交付済援助額は7億9040万余円(邦貨換算額。以下、外国通貨の場合、同じ。)となっている。

この援助の取扱いについては、「^(注)日本人学校校舎の新・増築及び購入に際しての「シドニー方式」による政府援助について」(外務省領事移住部領事移住政策課制定。以下「取扱要領」という。)に定められている。すなわち、取扱要領においては在外公館が毎年度運営主体から日本人学校の用途に供するために校舎等を借り上げることとし、在外公館が運営主体に借料を支払うことによって援助することとしている。そして、借料として支払う援助額の算定方法を定め、これにより算定した額を運営主体に毎年度交付することとしている。

(注) 昭和46年にシドニー日本人学校の建設に対して援助するに当たって当該方式が、初めて採用されたことから「シドニー方式」と称している。

(援助額の算定方法)

運営主体が校舎等の建設又は購入に要する経費のうち、援助の対象とする経費(以下「援助対象経費」という。)の算出については、本邦の小学校又は中学校の校舎等を建設する際の文部科学省の公立義務教育諸学校校舎建設国庫補助(以下「校舎建設補助」という。)の例に準ずることとしている。援助の対象項目は校舎、体育館及びプールの建設費又は購入費並びに土地のリース料としている。

そして、校舎等の建設又は購入に対する援助に当たっては、校舎等のすべての面積を対象とするのではなく、小学部及び中学部の別に建設等の前年度の児童生徒数を基に、同学年の児童生徒数40人で1学級を編成することとして学級数を算出し、この学級数に応じて定められた所定の区分ごとに算出した必要面積の範囲内で行うことなどとし、この面積を超える部分は援助の対象としないこととしている。また、児童生徒数の急増が見込まれる場合には、効率的に校舎等を建設し、又は購入するなどの理由から、本邦の校舎建設補助の例に準じ、3年先の児童生徒数の見込数を基準にすることができることとしている。

そして、援助額の算定は以下のように行い、毎年度予算の範囲内で交付することとしている。

- ① 校舎等の建設又は購入に必要な経費に、建設又は購入する校舎等の面積に占める必要面積の割合を乗ずるなどして援助対象経費を算出する。
- ② 援助対象経費に2分の1の援助率を乗ずるなどして算出した額(以下「援助基礎額」という。)と、この額を運営主体が金融機関から固定金利により融資を受けると想定した場合に生ずる利息の合計額を算出する。
- ③ ①及び②の計算について、建設計画時の予定経費を基に算出した場合と建設完了時の実際の経費を基に算出した場合を比較し、いずれか低い方の額を援助の総額とする。
- ④ この援助の総額をおおむね5年から25年までの間に設定した償還期間にわたり、援助することとして、均等割にした額を毎年度の援助額とする。

(外務本省が徴する書類)

外務本省では、運営主体から、援助の要請時に建設計画書を、また、工事が完了した後には、工事完了報告書をそれぞれ提出させることとしている。そして、これらの書類には、児童生徒の実績数及び見込数、校舎等の面積、校舎等の建設又は購入に要する経費等を記載させることとしている。また、運営主体から毎年度、「銀行借入及び銀行返済状況報告書」(以下「返済状況報告書」という。)を提出させることとしている。そして、これには、当該援助に係る金融機関からの借入金の返済状況等を把握するために、元本及びこれに係る利息等を記載させることとしている。

2 検査の結果

(検査の着眼点)

日本人学校は、海外における在留邦人の子女に対する教育の機会を確保するための施設として重要な役割を担っている。そして、校舎等の建設又は購入に対する援助は、継続的に長期間にわたり、毎年度交付されている。

そこで、援助額の算定が適切に行われているか、交付された援助金は、実際の償還の状況

に即して適切なものとなっているかなどに着眼して検査を実施した。

(検査の対象)

11年度から16年度までに援助が終了した日本人学校12校における13援助及び16年度末現在で援助が継続して実施されている日本人学校20校における22援助、計27校(重複5校を含む。)における35援助(これに係る交付済援助総額104億3033万余円。邦貨換算は援助期間中の毎年度の支出官レート。以下同じ。)を対象として、検査を実施した。このうち、6校における11援助については現地調査を実施した。

(検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

(1) 援助基礎額の算出について

ア 校舎等の必要面積を算出していなかったなどしていたもの

検査した27校35援助のうち建設計画書等の書類の確認ができた27校32援助(これに係る援助基礎額85億1556万余円。うち16年度末までの交付済額54億3413万余円。以下、交付済額は16年度末までの額をいう。)においては、児童生徒数に基づく学級数に応じた必要面積を算出しておらず、建設する校舎の全面積を援助の対象としていたり、建設する校舎の教室数をそのまま学級数とみなして必要面積を算出していたりするなどしていた。

したがって、これら27校32援助について、建設計画書等に記載されている3年先の児童生徒数の見込数に基づく学級数に応じた必要面積を算出したとすると、11校11援助については援助の対象とした面積が当該必要面積を超過することとなり、これに係る援助基礎額に12億9861万余円(うち交付済額8億8632万余円)の開差が生ずることとなる。

イ 小学部と中学部の共用する部分について校舎等の必要面積を控除して算出していなかったもの

日本人学校の小学部及び中学部の校舎等を一体として建設又は購入して共用する場合(以下「校舎共用の場合」という。)における必要面積の算出方法については取扱要領に明記されていない。

必要面積は、当該学校の学級数に応じ、小学部及び中学部ごとに校舎又は体育館のそれぞれについて、教育を行うのに必要な最低限度の面積として定められているものである。小学部又は中学部の必要面積の算出式には、校舎においては普通教室、校長室、保健衛生室等の管理関係室、物置等の附属室、及び玄関、階段等の通路部分等の面積が、体育館においては主室等の面積が、含まれている。

このことから、校舎共用の場合の日本人学校において、小学部及び中学部の必要面積をそれぞれ別個に算出した後にそれらを合算すると、校舎については、校長室、保健衛生室、物置、玄関、階段等の面積が、体育館については、全面積が重複して計算されることとなり、合理的ではない。

そこで、本邦の中高一貫教育を行っている学校に対する補助の取扱いについてみると、中学校と高等学校の校舎等を一体として建設して共用する場合の必要面積の算出については、中学校の生徒数を高等学校の生徒数とみなす算出方法が示されていることから、この例にならひ、小学部の児童数を中学部の生徒数とみなして、これに基づく学級

数に応じた必要面積を算出すべきであると認められる。

したがって、上記の方法により必要面積を算出すると、前記の27校32援助のうち10校10援助については援助の対象とした面積が当該必要面積を超過することとなり、これに係る援助基礎額に1億7252万余円(うち交付済額1億3644万余円)の開差が生ずることとなる。

前記ア及びイのとおり、必要面積の算出が適切と認められないため、12校12援助(重複9校9援助を含む。)に係る援助基礎額に計14億7114万余円(うち交付済額10億2277万余円)の開差が生ずることとなる。

(2) 交付した援助金の総額について

既に援助が終了した12校13援助(これに係る交付済援助総額36億9046万余円)についてみると、5校6援助については、運営主体が金融機関から受けた融資に係る支払金利が、援助額を算定した際に想定した固定金利よりも実際には低率で推移したなどのために、交付した援助金の総額が、金融機関への償還金の総額(以下「償還総額」という。)を5億8223万余円(邦貨換算は援助終了年度の支出官レート)上回っていて、援助金が過大に交付されていると認められた。

なお、現在援助を継続して実施しているもののうち11校12援助については、16年度末現在までの援助金の総額が償還総額に対し1904万余円(邦貨換算は16年度の支出官レート)過大となっており、このまま推移すると、援助期間終了時には前記と同様に援助金の総額が償還総額を上回ることとなり、援助金が3億9380万余円(邦貨換算は16年度の支出官レート)過大に交付される計算となる。

以上のように、援助基礎額の算出について、所定の算出方法によっていなかったり、校舎等の使用の実態に即した算出方法を定めていなかったりしており、また、交付した援助金の総額が償還総額を上回っていて、援助金が過大に交付されており、適切を欠く事態となっていると認められた。

(発生原因)

このような事態が生じていたのは、外務本省において、次のことなどによると認められた。

(1) 援助基礎額の算出について

- ア 援助基礎額の算出手順が明確なものとなっていなかったこと
- イ 必要面積の算出に必要な児童生徒数及び学級数を把握することができる書式を定めていなかったこと
- ウ 校舎共用の場合の必要面積の算出方法を定めていなかったこと

(2) 援助金の交付について

- ア 毎年度の運営主体の金融機関への償還の状況を把握するため、返済状況報告書の提出を受けることとしているが、この書式の内容が金融機関への償還の状況と援助金の状況とを対比する様式となっていなかったことなどから、援助金と償還金とのかい離の状況を把握していなかったこと
- イ 援助金の総額が償還総額を超過している場合の取扱いを定めていなかったこと

3 当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、外務省では、17年10月に、取扱要領を改正して、日本人学校の校舎等の建設又は購入に対する援助が適切なものとなるよう、次のような処置

を講じた。

ア 援助基礎額の算出手順を明確化したほか、必要面積の算出に必要な児童生徒数及び学級数を把握するための書式を定めるとともに、校舎共用の場合についても共用する部分が重複しないよう必要面積の算出方法を定めた。

イ 援助金の交付については、返済状況報告書の書式を改め、毎年度の運営主体の金融機関への償還の状況を十分把握し、これを踏まえた援助金の交付を行うとともに、援助金の総額が償還総額を超過している場合には援助金を減額調整する取扱いなどについて定めた。

平成 15 年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項に対する処置状況

在外公館における出納事務の執行について

(平成 15 年度決算検査報告 114 ページ参照)

1 本院が要求した是正改善の処置

(検査結果の概要)

外務省の大使館、政府代表部及び総領事館(以下「在外公館」という。)における会計機関については、原則として、歳入徴収官には在外公館の長(以下「館長」という。)がなり、また、出納官吏には、大使館及び政府代表部では館長の代理となる者が、総領事館では館長が、それぞれなっている。

館長は、在外公館会計規程(昭和 27 年決定)に基づき歳入徴収官や出納官吏等の事務を分掌又は補助させるため、会計担当者を 1 人又は複数定めることとなっていて、会計担当者は、歳入徴収官及び出納官吏の事務について、収納及び支払に係る関係書類の調査、現金及び預金の出納保管、帳簿への登記、証拠書類の整理並びに各種報告書の作成などの事務を担当している。そして、在外公館には、会計事務等を担当する官房班があり、官房班に属する現地採用職員等もこれらの会計事務を補助している(以下、この会計事務を補助する職員を「補助職員」という。)

また、毎年 3 月 31 日に出納官吏の帳簿金庫の検査を行う検査員には、上記の規程により、原則として出納官吏の次席の者が任命されている。

この在外公館における出納事務の執行状況について検査したところ、歳入徴収官、資金前渡官吏及び検査員が自ら行うべき事務が当該者により行われていなかったり、補助職員の範囲及びその事務の範囲が明確でないまま公金を取り扱われていたり、会計法令等に従った会計事務の処理が行われていなかったりして、出納事務の執行において必要不可欠な内部統制や相互牽制が十分機能していない状況が見受けられた。

このような事態が生じているのは、外国において我が国と商慣習が異なることなどの事情はあるものの、外務省において、在外公館の出納事務に関する規定を十分整備していないこと、在外公館において、指揮命令系統としての内部統制及び出納官吏と検査員との相互牽制が十分機能するよう出納事務の執行体制を整備していないこと、また、外務省において、出納事務の執行に当たり、会計法令等の理解及び遵守に対する認識が十分でなく、在外公館に対する指導監督が十分でないことなどによると認められた。

(検査結果により要求した是正改善の処置)

外務省において、在外公館における出納事務の執行について、内部統制、相互牽制を十分機能させ、会計法令等に従って適切及び適正に出納事務を執行するよう、次のとおり、外務大臣に対し平成16年10月に、会計検査院法第34条の規定により是正改善の処置を要求した。

- (1) 在外公館における歳入徴収官、資金前渡官吏及び検査員が自ら行うべき事務の範囲を明確にして徹底を図ること、及び、代理官制度の運用を図るため、代理官の任命に関する運用細則等を定め、その徹底を図ること
- (2) 補助職員の範囲及びその事務の範囲を明確にして、この徹底を図り、館長及び出納官吏が会計事務について適時、適切に指揮、監督を行うよう体制を整備すること
- (3) 外務省において、在外公館の出納事務に関する規定の見直しをするなどの整備を行うなどして、在外公館において適正に会計法令に従って出納事務を行えるよう適切に指導監督すること
- (4) 歳入徴収官、弁償責任を負っている出納官吏、及び会計担当者等における会計法令等の理解及び遵守に対する認識の向上を図るため、外務省の指導、出納官吏及び会計担当者等への研修の実施等の措置を更に充実させ、会計法令等を遵守して、出納事務を適切及び適正に執行するよう周知徹底させること、また、査察時に、出納事務の執行状況をより詳細に把握して、改善を要する事項について提言、勧告するとともに、改善状況の事後確認を十分行い、その徹底をより一層図ること

2 当局の処置状況

外務省では、本院指摘の趣旨に沿い、次のような処置を執り、又はその検討を行っている。

(1)について

ア 歳入徴収官が自ら行うべき事務については、17年8月に外務大臣名で各館長あてに「在外経理(在外公館出納事務の改善策：訓令)」を発し、徴収決議書の書式を定めて、歳入徴収官が徴収決議書を用いた歳入徴収の意思決定ができるようにし、歳入徴収官の不在時には歳入徴収官代理がこの事務を行うよう代理官制度の運用を図ることとした。また、歳入徴収官の代行機関を設けて、領事手数料等の徴収決定の事務は代行機関が行うこととした。

イ 資金前渡官吏が自ら行うべき事務については、上記の訓令をもって、資金前渡官吏の不在時には、資金前渡官吏代理が支払の決定を行うよう代理官制度の運用を図ることとした。また、小切手の署名については、資金前渡官吏又は資金前渡官吏代理が自ら行うこととし、それが厳格に運用されるよう具体的な取扱いについて引き続き検討を行っていくこととしている。

ウ 検査員が自ら行う事務については、17年3月に外務大臣名で各館長あてに「在外経理(帳簿金庫検査の徹底(実施要領の送付))」(訓令)を発し、帳簿金庫の検査に当たっては、検査員が自ら検査を行うことを周知徹底した。

(2)について

ア 補助職員の範囲及びその事務の範囲の明確化については、在外公館における出納事務の実態を踏まえ、引き続き検討を行っていくこととしている。

イ 銀行からの預金の引出し等にして公金の取扱いが適切でない事態については、16年12月に外務大臣名で各館長あてに「在外経理(在外公館出納事務の改善策：訓令)」を発し、銀行からの現金の引出しは、原則として、会計担当者が行うか、現地職員に行わせる場合は会計担当者が同行するよう周知徹底した。また、任地の治安状況等を考慮して公金の取扱いに関する現行規定の見直しについて引き続き検討を行っていくこととしている。

(3)について

ア 歳入金を一時業者等への支払に充てている事態については、上記16年12月の訓令をもって、収入金を直ちに支払に充てることのないよう周知徹底した。

イ 前渡資金と報償費の経費区分が徹底されていない事態については、上記16年12月の訓令をもって経費を区分するよう周知徹底した。

ウ 在外公館の公金以外の資金の出納保管をしている事態については、16年3月に外務大臣名で各館長あてに「在外経理(会計経理事務の改善等)」(訓令)を発し、公金以外の資金の整理、縮小を図った。また、公金以外の資金の具体的な取扱方法について引き続き検討を行っていくこととしている。

エ 前渡資金の経費科目以外の経費を支払い、又は科目残高を超えて支払っている事態については、17年5月に外務大臣名で各館長あてに「会議費(会議費(庁費B及びD)のりん請手続きの簡素化)」(訓令)を発し、前渡資金の送金を迅速化するとともに、17年6月に外務大臣名で各館長あてに「在外経理(在外公館出納事務の改善策：訓令)」を発し、前渡資金の経費科目以外の経費を前渡資金で一時的に立て替えて支払ったり、前渡資金の科目残高を超えて支払ったりしないよう周知徹底した。

オ 実際の現金の出納と現金出納簿への登記とが相違している事態のうち、旅費の一部を概算払しているのに全額精算払したこととしているものについては、前記16年12月の訓令をもって、旅費を旅行前に支払った場合は、概算払として処理をするよう周知徹底した。また、前渡資金で支払っているのに私金で立替払したこととしているなどのものについては、改善策について引き続き検討を行っていくこととしている。さらに、現金出納簿について、前記17年6月の訓令をもって、任意の書式で現金出納補助簿を備えて記帳するよう周知徹底した。また、現金出納簿の書式の見直しについて引き続き検討を行っていくこととしている。

カ 小切手振出しの帳簿が整理されていない事態については、前記17年6月の訓令をもって、小切手等の適切な管理、保管について周知徹底した。また、小切手振出しの帳簿の導入について引き続き検討を行っていくこととしている。

(4)について

ア 研修については、歳入徴収官、出納官吏及び会計担当者の会計法令等の理解及び遵守に対する認識の向上を図るため、研修対象者の拡充、研修回数の増加、会計担当者のための相談窓口の充実などの措置を講じた。

イ 査察については、17年6月以降、査察実施前に会計担当者への質問票による調査を実施したり、査察実施時のチェック項目に出納事務に関するより詳細かつ具体的な項目を設けたりなどして出納事務の執行状況を把握することとし、また、査察実施後のフォローアップの状況を本省に報告させることとした。

第6 財 務 省

不 当 事 項

予 算 経 理

- (11) 航空機を利用した出張等に係る旅費の支給が過大となっているもの
 (12)

会計名及び科目	一般会計 (組織)財務本省 (項)財務本省
	〔平成 12 年度は、 (組織)財務本省 (項)財務本省 (項)大蔵本省〕 (組織)税関 (項)税関
部局等の名称	(1) 函館税関 (2) 沖縄地区税関
旅 費 の 概 要	輸出入される貨物の通関、関税等の徴収、密輸等の取締り、保税地域の管理などの税関業務のための旅費
航空機を利用した旅費の合計額	(1) 85,584,189 円(平成 12 年度～16 年度) (2) 193,603,877 円(平成 12 年度～16 年度) 計 279,188,066 円
上記のうち支給が過大となっていた旅費の合計額	(1) 2,137,390 円(平成 12 年度～16 年度) (2) 3,518,555 円(平成 12 年度～16 年度) 計 5,655,945 円

1 旅費支給の概要

(旅費支給の概要)

税関及び地区税関(以下「税関等」という。)では、輸出入される貨物の通関、関税等の徴収、密輸等の取締り、保税地域の管理などの税関業務を行っている。そして、税関等では、これらの業務に従事する職員等に対して、国家公務員等の旅費に関する法律(昭和 25 年法律第 114 号。以下「旅費法」という。)の規定により、旅費を支給している。

(旅費の計算)

旅費は、旅費法の規定により、最も経済的な通常の経路及び方法により計算することとされ、その内訳は鉄道賃、航空賃、日当、宿泊料等とされている。そして、内国旅行の航空賃については、現に支払った旅客運賃によることとなっており、また、宿泊料については、宿泊先の地域区分等に応じた定額によることとなっている。

(航空賃の割引運賃及び搭乗券)

国内線の航空賃には、普通運賃と割引運賃があり、さらに割引運賃には、同一区間を往復することを条件とした往復運賃のほか、特定の便を利用することなどを条件とした特定便運賃、利用する一定期間前(例えば、21 日前)までに航空券を予約することなどを条件とした事前購入運賃、旅行サービス(主に宿泊)とセットにすることなどを条件とした包括旅行運賃

(通常は航空賃と宿泊代がセットになったパック料金で販売されるもの)及びその他各種の割引運賃がある。そして、通常は、このような航空賃の種別に応じた記号(以下「運賃種別の記号」という。)が、搭乗の際、航空券から切り離される搭乗券に印字されている。

(旅費の請求手続)

旅費法の規定により、旅費(概算払に係る旅費を含む。)の支給を受けようとする旅行者及び概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者でその精算をしようとする者(以下、これらの者を「旅費請求者」という。)は、所定の請求書に必要な資料を添えて、これを当該旅費の支出又は支払をする者に提出しなければならないこととなっている。

そして、内国旅行の航空賃については、上記の必要な資料として平成12年4月以降、国家公務員等の旅費支給規程(昭和25年大蔵省令第45号)により、その支払を証明するに足る資料を添付することとなっている。そして、この資料は具体的には航空賃を支払ったことを証明する領収証(航空券の写しでも可)及び搭乗券とされている。

2 検査の結果

(検査の対象及び方法)

函館税関及び沖縄地区税関が12年度から16年度までの間に支給した航空機を利用した旅費計279,188,066円(函館税関85,584,189円、沖縄地区税関193,603,877円)を対象として、その支給及び精算が適切に行われているか検査した。検査に当たっては、請求された航空賃と、搭乗券に印字された運賃種別の記号から推定される航空賃とを突合し、これらが合致しないなど過大に支給されているおそれのあるものについては、当該税関等の協力を得て、旅行業者等に販売価額を問い合わせたり、旅費請求者に購入価額等の事実関係を聴取したりするなどの確認を行った。

(検査の結果)

検査したところ、12年度から16年度までの間において、函館税関で99件(これに係る旅費支給額8,973,940円)、沖縄地区税関で194件(同17,426,954円)、計293件(同26,400,894円)について、旅費が計5,655,945円(函館税関2,137,390円、沖縄地区税関3,518,555円)過大に支給されていた。これらの過大に支給されていた額等を態様別・税関等別に示すと、次のとおりである。

ア 実際に支払った航空賃より高額な航空賃を請求していたもの

税関等	件数	旅費支給額	左のうち過大に支給されていた額
	件	円	円
函館税関	52	4,147,280	414,450
沖縄地区税関	177	16,138,014	3,279,365
計	229	20,285,294	3,693,815

これらにおいては、旅費請求者が、実際には割引運賃の航空券を購入して出張等しているのに、その支払額よりも高額な航空賃の領収証を旅行業者等から入手し、これを所定の請求書に添付するなどして過大に請求していた。

イ 実際に支払ったパック料金以上の航空賃を請求していたものなど

税関等	件数	旅費支給額	左のうち過大に支給されていた額
	件	円	円
函館税関	47	4,826,660	1,722,940
沖縄地区税関	17	1,288,940	239,190
計	64	6,115,600	1,962,130

これらにおいては、旅費請求者が、実際には宿泊代が含まれたパック料金で航空券を購入して出張しているのに、その金額と同一又はそれより高額な航空賃の領収証を旅行業者等から入手し、これを所定の請求書に添付するなどして過大に請求していた。

このような事態が生じていたのは、旅費請求者において旅費の請求を適正に行うという認識が著しく欠けていたことにもよるが、上記の税関等において旅費の支給及び精算に当たり審査が十分でなかったことなどによると認められる。

なお、上記の過大に支給されていた旅費の金額については、17年10月に全額国庫に返納等された。

租 税

(13) 租税の徴収に当たり、徴収額に過不足があったもの

会計名及び科目	一般会計	国税収納金整理資金	(款)歳入組入資金受入 (項)各税受入金
部局等の名称	札幌北税務署ほか 101 税務署		
納 税 者	199 人		
徴収過不足額	徴収不足額	593,582,214 円(平成 11 年度～16 年度)	
	徴収過大額	34,183,600 円(平成 14 年度～16 年度)	

1 租税の概要

源泉所得税、申告所得税、法人税、相続税・贈与税、消費税等の国税については、法律により、納税者の定義、納税義務の成立の時期、課税する所得の範囲、税額の計算方法、申告・納付の手続などが定められている。

平成 16 年度国税収納金整理資金の各税受入金の徴収決定済額は 56 兆 2692 億余円となっている。このうち源泉所得税は 14 兆 0001 億余円、申告所得税は 2 兆 8317 億余円、法人税は 12 兆 4884 億余円、相続税・贈与税は 1 兆 5926 億余円、消費税及地方消費税は 15 兆 6022 億余円となっていて、これら各税の合計額は 46 兆 5152 億余円となり、全体の 82.6% を占めている。

2 検査の結果

(徴収過不足の事態)

上記の各税に重点をおいて、課税が法令等に基づき適正に行われているかなどに着眼して、札幌北税務署ほか 183 税務署を検査したところ、札幌北税務署ほか 101 税務署において、納税者 199 人から租税を徴収するに当たり、徴収額が不足していたものが 185 事項 593,582,214 円(11 年度～16 年度)、徴収額が過大になっていたものが 14 事項 34,183,600 円(14 年度～16 年度)あった。

これを、税目別にみると次表のとおりである。

税 目	徴収不足の事項数 徴収過大の事項数	徴収不足額 徴収過大額 (△)
源泉所得税	7 —	円 65,895,214 —
申告所得税	66 4	129,412,600 △ 6,353,500
法人税	68 3	230,074,800 △ 6,563,200
相続税・贈与税	19 7	78,655,700 △ 21,266,900
消費税	25 —	89,543,900 —
計	185 14	593,582,214 △ 34,183,600

なお、これらの徴収不足額及び徴収過大額については、本院の指摘により、すべて徴収決定又は支払決定の処置が執られた。

(発生原因)

このような事態が生じていたのは、前記の 102 税務署において、納税者が申告書等において所得金額や税額等を誤るなどしているのに、課税資料の収集・活用が的確でなかったり、法令等の適用の検討が十分でなかったり、これを見過ごしたりしたため、誤ったままにしていたことなどによるものである。

(税目ごとの態様)

この 199 事項について、源泉所得税、申告所得税、法人税、相続税・贈与税及び消費税の別に、その主な態様を示すと次のとおりである。

(1) 源泉所得税に関するもの

源泉所得税では徴収不足になっていたものが 7 事項あった。これらは、退職手当及び配当に関するものである。

退職手当及び配当の支払者は、支払の際に、所定の方法により計算した源泉所得税を徴収し、徴収の日の属する月の翌月 10 日までに国に納付しなければならないこととなっている。また、法人が、自己株式の取得(市場取引による取得等を除く。)に際し、株主に対し金銭等を交付した場合、当該株式に対応する資本等の金額を超える部分の金額は、利益の配当とみなされ、源泉所得税を徴収して、上記の法定納期限までに国に納付しなければならないこととなっている。そして、この法定納期限までに納付がない場合には、支払者に対して、納税の告知をしなければならないこととなっている。

この退職手当及び配当に関し、徴収不足になっている事態が 7 事項 65,895,214 円あった。その主な内容は、退職手当に対する税額の計算に当たり勤続年数に誤りがあり税額が過小のままとなっていたり、自己株式の取得による配当とみなされる金額について、法定納期限を経過した後も長期間にわたって源泉所得税が納付されていなかったりしているのに、課税資料の収集・活用が的確でなかったり、これを見過ごしたりしたため、納税の告知をしていなかったものである。

(事例 1 97 ページ参照)

源泉所得税に関する徴収不足の事例を示すと次のとおりである。

＜事例1＞ 配当に関する源泉所得税について納税の告知をしていなかったもの

A会社は、平成13年12月に株主5名から市場取引等によらないで自己株式11,969株を取得し、総額149,971,570円を支払っていたが、これに対する源泉所得税を納付していなかった。

しかし、同会社の1株当たりの資本金の額は500円であり、これに取得株数11,969株を乗じた金額は5,984,500円となることから、支払金額のうちこれを超える部分の金額143,987,070円は配当の額とみなされる。そして、この金額は同年12月に支払われているので、これに対する源泉所得税が14年1月10日までに納付されていなければならないのに、この事実を把握していなかったため、納税の告知をしておらず、源泉所得税額28,797,414円が徴収不足になっていた。

(2) 申告所得税に関するもの

申告所得税では徴収不足又は徴収過大になっていたものが70事項あった。この内訳は、不動産所得に関するもの25事項、事業所得に関するもの14事項、譲渡所得に関するもの13事項及びその他に関するもの18事項である。

ア 不動産所得に関するもの

個人が不動産を貸し付けた場合には、その総収入金額から必要経費を差し引いた金額を不動産所得として、他の各種所得と総合して課税することとなっている。

そして、個人が有する減価償却資産につきその償却費として不動産所得の金額の計算上必要経費に算入する金額は、その者が当該資産について定められた償却の方法に基づいて計算した金額とすることとなっている。また、不動産の貸付けについて、収入、経費の各項目の金額に消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)を含めて経理している場合には、経費に係る消費税等の額が収入に係る消費税等の額を超えるとときに生ずる消費税等の還付金は、不動産所得の計算上、総収入金額に算入することとなっている。

この不動産所得に関し、徴収不足になっている事態が25事項51,796,300円あった。その主な内容は次のとおりである。

- (ア) 総収入金額から差し引く減価償却費等の必要経費の額を誤って過大としているのに、これを見過ごしたため、不動産所得の金額を過小のままとしていた。
 - (イ) 収入及び経費に消費税等を含めて経理している場合の消費税等の還付金が総収入金額に算入されていないのに、これを見過ごしたため、不動産所得の金額を過小のままとしていた。
- (事例2 98ページ参照)

イ 事業所得に関するもの

個人が事業を営む場合には、その総収入金額から必要経費を差し引いた金額を事業所得として、他の各種所得と総合して課税することとなっている。そして、事業所得の計算上、個人の消費生活上の支出である家事上の経費は、必要経費に算入しないこととなっている。

この事業所得に関し、徴収不足になっている事態が14事項26,272,200円あった。そ

の主な内容は、必要経費に算入していた損害保険料に家事上の経費に該当するものが含まれていたり、減価償却費の額を誤ったりしているなど総収入金額から差し引く必要経費の額を過大としているのに、これを見過ごしたため、事業所得の金額を過小のままとしていたものである。(事例3参照)

ウ 譲渡所得に関するもの

個人が資産を譲渡した場合には、その総収入金額から譲渡した資産の取得費や譲渡に要した費用の額などを差し引いた金額を譲渡所得として、他の各種所得と総合して課税することとなっている。ただし、土地建物等の譲渡による所得については、他の所得と分離して課税することとなっている。

そして、公共事業施行者から買取り等の申出を受けた日から6箇月以内に収用交換等により資産を譲渡した場合等には、譲渡所得の計算上、所定の金額と当該譲渡した資産に係る譲渡利益金額とのいずれか低い金額を特別控除額として譲渡利益金額から控除できることとなっている。また、相続又は遺贈により取得した資産を相続税の納付のために物納した場合には、納付すべき相続税額を限度として譲渡がなかったものとみなし、課税しないこととなっている。ただし、物納財産の収納価額が相続税額を超えるときに還付される金額は譲渡所得の計算上総収入金額に算入し課税することとなっている。

この譲渡所得に関し、徴収不足になっている事態が11事項13,959,500円、徴収過大になっている事態が2事項2,642,600円あった。その主な内容は次のとおりである。

- (ア) 買取り等の申出を受けた日から6箇月を経過した後に行われた収用交換等による資産の譲渡等について誤って特別控除額の控除をしているのに、これを見過ごしたため、譲渡所得の金額を過小のままとしていた。
- (イ) 物納財産の収納価額が相続税額を超えていて譲渡所得があるのに、これに係る課税資料の収集・活用が的確でなかったため、課税していなかった。

エ その他に関するもの

上記アからウのほか、雑所得等に関し、徴収不足になっている事態が16事項37,384,600円、徴収過大になっている事態が2事項3,710,900円あった。

申告所得税に関する徴収不足の事例を示すと次のとおりである。

<事例2> 不動産所得の総収入金額を過小としていたもの

納税者Bは、平成14年分の申告に当たり、不動産所得の総収入金額を391,986,445円とし、この金額のうちに消費税等の還付金はないとしていた。そして、この金額から必要経費等を差し引き不動産所得の金額を84,372,487円としていた。

しかし、同人は不動産の貸付けに係る収入及び経費にそれぞれ消費税等を含めて経理しており、また、14年5月に同人に対して消費税等の還付金16,514,640円が支払われている。したがって、消費税等の還付金を不動産所得の総収入金額に算入するなどすると、不動産所得の金額は100,968,791円となるのに、これを見過ごしたなどのため、申告所得税額6,213,400円が徴収不足になっていた。

<事例3> 事業所得の必要経費を過大としていたもの

納税者Cは、平成15年分の申告に当たり、事業所得の計算において、損害保険料

10,556,740 円を必要経費に算入し、必要経費の額を 914,662,399 円としていた。そして、総収入金額からこの必要経費の額を差し引き、事業所得の金額を 34,091,030 円としていた。

しかし、上記の損害保険料のうち 9,676,130 円は年金払積立傷害保険の保険料であり、必要経費とは認められない同人の家事上の経費に該当するものであることから、必要経費に算入することはできない。したがって、これにより計算すると、事業所得の金額は 43,767,160 円となるのに、これを見過ごしたため、申告所得税額 3,580,100 円が徴収不足になっていた。

(3) 法人税に関するもの

法人税では徴収不足又は徴収過大になっていたものが 71 事項あった。この内訳は、同族会社の留保金に関するもの 21 事項、減価償却費の計算に関するもの 12 事項及びその他に関するもの 38 事項である。

ア 同族会社の留保金に関するもの

3 人以下の株主等(株主等に同族会社でない法人がある場合はその法人を除く。)並びにこれらと特殊の関係にある個人及び法人が発行済株式の総数又は出資金額の 100 分の 50 を超える株式の数又は出資の金額^(注1)を有している同族会社(以下「特定の同族会社」という。)については、通常の法人税のほか、利益のうち社内に留保した金額が一定の金額を超える場合には、その超える部分の金額(以下「課税留保金額」という。)に対し特別税率^(注2)の法人税を課することとなっている。

この同族会社の留保金に関し、徴収不足になっている事態が 20 事項 101,748,500 円、徴収過大になっている事態が 1 事項 691,300 円あった。その主な内容は、特定の同族会社に該当し課税留保金額が算出されるのに、法令等の適用の検討が十分でなかったり、これを見過ごしたりしたため、特別税率の法人税を課していなかったものである。

(事例 4 100 ページ参照)

(注 1) 100 分の 50 を超える株式の数又は出資の金額 平成 15 年 4 月 1 日前開始事業年度分については、100 分の 50 以上の株式の数又は出資の金額

(注 2) 特別税率 課税留保金額が年 3000 万円以下の部分については 100 分の 10、年 3000 万円を超え 1 億円以下の部分については 100 分の 15、年 1 億円を超える部分については 100 分の 20

イ 減価償却費の計算に関するもの

法人がその有する減価償却資産につき償却費として損金経理をした金額のうち、その法人が当該資産について定められた償却の方法に基づき当該資産の耐用年数等に応じて計算した金額に達するまでの金額は、所得の金額の計算上、損金の額に算入されることとなっている。そして、10 年 4 月 1 日以後に取得した建物等についての償却の方法は定額法で行うこととなっている。

この減価償却費の計算に関し、徴収不足になっている事態が 12 事項 39,224,700 円あった。その主な内容は、償却の方法を誤り、償却費を過大に計上しているのに、これを見過ごしたため、損金算入額を過大のままとしていたものである。

(事例 5 100 ページ参照)

ウ その他に関するもの

上記ア、イのほか、役員賞与の損金不算入、受取配当等の益金不算入等に関し、徴収不足になっている事態が36事項89,101,600円、徴収過大になっている事態が2事項5,871,900円あった。

法人税に関する徴収不足の事例を示すと次のとおりである。

<事例4> 同族会社の課税留保金額に対して特別税率の法人税を課していなかったもの

D会社は、平成14年5月から16年4月までの2事業年度分の申告に当たり、上位1人の株主及び同人の親族が発行済株式の総数の100分の44を所有し、第2順位及び第3順位の株主は同族会社でない法人等であることから、特定の同族会社には該当しないとして、利益のうち社内に留保した金額に対し特別税率の規定による税額計算をしていなかった。

しかし、申告書等によれば、同会社は同族会社でない法人等を除いた上位3人の株主及びこれらの親族が発行済株式の総数の100分の51.9を所有する特定の同族会社である。そして、所定の計算をすれば、課税留保金額が28,889,000円及び103,752,000円算出されるのに、これを見過ごしたため、特別税率の法人税を課しておらず、法人税額2,888,900円及び14,250,400円、計17,139,300円が徴収不足になっていた。

<事例5> 建物の減価償却費の計算において償却の方法を誤っていたもの

E医療法人は、平成13年4月から15年3月までの2事業年度分の申告に当たり、事業の用に供している建物について、定率法に基づき計算した減価償却費56,342,906円及び54,262,306円を損金に算入していた。

しかし、申告書等によれば、当該建物は13年3月及び9月に取得したものであり、減価償却費の計算は定額法に基づき行わなければならない。したがって、取得直後の償却費が定率法に比べ少額となる定額法により計算すると減価償却費は23,571,260円及び24,273,918円となり、損金に算入した額が32,771,646円及び29,988,388円過大となっているのに、これを見過ごしたなどのため、法人税額9,585,600円及び8,105,100円、計17,690,700円が徴収不足になっていた。

(4) 相続税・贈与税に関するもの

相続税では徴収不足又は徴収過大になっていたものが26事項あった。この内訳は、有価証券の価額に関するもの14事項、土地建物等の価額に関するもの7事項及びその他に関するもの5事項である。

ア 有価証券の価額に関するもの

個人が相続又は遺贈により財産を取得した場合には、その取得した財産に対し相続税を課することとなっている。そして、取得した財産の価額は、相続又は遺贈により取得したときの時価とされており、有価証券のうち取引相場のない株式又は出資の価額については、株式を発行した会社等の各資産の価額の合計額から各負債の金額の合計額を差し引いた純資産価額等を基にして計算することとなっている。

この有価証券の価額に関し、徴収不足になっている事態が9事項9,908,300円、徴収過大になっている事態が5事項9,820,500円あった。その内容は、取引相場のない株式

等の価額の計算を誤っているのに、これを見過ごしたため、株式等の価額を過小又は過大のままとしていたものである。

イ 土地建物等の価額に関するもの

個人が相続又は遺贈により取得した土地建物等の価額については、路線価、固定資産税評価額等を基にして計算することとなっている。そして、路線価を基とする場合、その土地の形状等に応じた奥行価格補正率等を乗ずることとなっている。また、被相続人又は被相続人と生計を一にしていた親族が事業又は居住の用に供していた宅地等のうち用途区分に応じて所定の方法により計算した一定の面積までの部分については、小規模宅地等として、次に掲げる区分に応じ、土地等の価額にその割合を乗じた額を減額できることとなっている。

- | | |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------|
| ① 被相続人又は被相続人と生計を一にしていた親族が発行済株式の総数又は出資金額の10分の5以上を有する法人の事業(不動産貸付業等は除く。)の用に供していた宅地等で、その宅地等を相続又は遺贈により取得した者のうちに、一定の要件に該当する親族がいる場合の宅地等(以下「特定同族会社事業用宅地等」という。)などに該当するもの | 100分の80 |
| ② 上記以外のもの | 100分の50 |

この土地建物等の価額に関し、徴収不足になっている事態が7事項62,509,600円あった。その主な内容は、次のとおりである。

- (ア) 路線価を基とした土地の価額の計算に当たり、奥行価格補正率を誤るなどしているのに、これを見過ごしたため、土地の価額を過小のままとしていた。
- (イ) 土地の価額の計算において、特定同族会社事業用宅地等などに該当しない小規模宅地等について、これに該当するとして減額の計算をしているのに、法令等の適用の検討が十分でなかったり、これを見過ごしたりしたため、土地の価額を過小のままとしていた。(事例6参照)

ウ その他に関するもの

上記ア、イのほか、相次相続控除等に関し、徴収不足になっている事態が3事項6,237,800円、徴収過大になっている事態が2事項11,446,400円あった。

相続税・贈与税に関する徴収不足の事例を示すと次のとおりである。

<事例6> 小規模宅地等の特例の適用を誤っていたもの

納税者Fは、平成14年3月相続分の申告に当たり、相続により取得した土地のうち、所定の方法により計算した特定同族会社事業用宅地等150.2㎡などについて小規模宅地等の特例を適用し、その土地の価額から100分の80に相当する金額460,863,300円を減額していた。

しかし、申告書等によれば、特定同族会社事業用宅地等としていた150.2㎡のうち134.3㎡は、不動産貸付業の用に供されているため特定同族会社事業用宅地等に該当しない。したがって、これにより計算すると、減額される金額は379,375,763円となるのに、法令等の適用の検討が十分でなかったため、相続税額30,744,100円が徴収不足になっていた。

(5) 消費税に関するもの

消費税では徴収不足になっていたものが25事項あった。この内訳は、課税仕入れに係る消費税額の控除に関するもの12事項、納税義務の免除に関するもの9事項及びその他に関するもの4事項である。

ア 課税仕入れに係る消費税額の控除に関するもの

事業者は、課税期間(納付する消費税額の計算の基礎となる期間で、個人事業者は暦年、法人は事業年度)における課税売上高に対する消費税額から課税仕入れに係る消費税額^(注3)を控除した額を消費税として納付し、また、課税仕入れに係る消費税額が課税売上高に対する消費税額を上回る場合には控除不足税額の還付を受けることができることとなっている。この課税仕入れに係る消費税額の控除額は、課税期間における課税売上割合(課税売上高を総売上高で除した割合)が100分の95以上のときは、課税仕入れに係る消費税額の全額、100分の95未満のときは課税売上高に対応する部分の金額となっている。

(注3) 課税仕入れに係る消費税額 課税仕入れに係る支払対価の額(税込み)は、消費税額(税率100分の4)と地方消費税額(消費税額の100分の25。消費税率換算で100分の1)に相当する額を含んだ額とすることとされているので、課税仕入れに係る消費税額は、課税仕入れに係る支払対価の額(税込み)に105分の4を乗ずることとなる。

この課税仕入れに係る消費税額の控除に関し、徴収不足になっている事態が12事項47,611,200円あった。その主な内容は、課税売上割合の計算を誤り、同割合が100分の95未満であるにもかかわらず、建物の取得等に係る消費税額の全額を控除額としたり、課税売上高に対応する課税仕入れに係る消費税額の金額を過大に計算して控除額としたりしているのに、これを見過ごしたため、消費税額を過小のままとしていたものである。

イ 納税義務の免除に関するもの

基準期間(個人事業者は課税期間の前々年、法人は課税期間の前々事業年度)における課税売上高が3000万円^(注4)以下の事業者(以下「免税事業者」という。)は、課税期間の課税売上げについて納税義務が免除されることとなっている。そして、免税事業者は還付を受けるための申告はできないこととなっている。また、免税事業者が納税義務の免除の規定の適用を受けない旨を記載した届出書(以下「消費税課税事業者選択届出書」という。)を提出した場合には、当該届出書を提出した日の属する課税期間の翌課税期間(ただし、当該提出をした日の属する課税期間が事業を開始した日の属する課税期間である場合等には、当該課税期間)から課税事業者となることとなっている。

(注4) 3000万円以下 平成16年4月1日以後に開始した課税期間については、納税義務が免除される基準期間における課税売上高は1000万円以下となっている。

この納税義務の免除に関し、徴収不足になっている事態が9事項37,608,000円あった。その内容は次のとおりである。

(ア) 基準期間の課税売上高が3000万円を超えていて納税義務が免除されないのに、当該課税期間の申告がされていないことを見過ごしたため、消費税を課していなかった。

(イ) 消費税課税事業者選択届出書を所定の期日までに提出していない免税事業者が還付申告をしているのに、これを見過ごしたため、消費税を還付していた。

(事例7参照)

ウ その他に関するもの

上記ア、イのほか、課税売上高の計上等に関し、徴収不足になっている事態が4事項4,324,700円あった。

消費税に関する徴収不足の事例を示すと次のとおりである。

<事例7> 免税事業者が消費税の還付を受けていたもの

免税事業者Gは、平成13年12月に消費税課税事業者選択届出書を提出し、課税事業者であるとして、同年1月から12月までの課税期間分の申告を行い、課税売上高11,073,180円に対する消費税額442,920円と課税仕入れに係る消費税額の控除額13,300,922円との差額12,858,002円の還付を受けていた。

しかし、同人の申告所得税の申告書に添付された書類等によれば、同人は12年以前から継続して事業を行っていることから、同人が当該課税期間において課税事業者となるためには、12年12月末日までに消費税課税事業者選択届出書を提出しなければならない。したがって、当該課税期間においては免税事業者であることから、上記還付を受けることはできないのに、これを見過ごしたため、消費税額12,858,000円が還付されていた。

(国税局等別の徴収過不足額)

これらの徴収不足額及び徴収過大額を国税局等別に示すと次のとおりである。

第3章 第1節 第6 財務省

国税局等	税務署	源泉所得税		申告所得税		法人税		相続 与 税		消費税		計	
		事項 数	徴収不足 徴収過大 (△) 千円	事項 数	徴収不足 徴収過大 (△) 千円	事項 数	徴収不足 徴収過大 (△) 千円	事項 数	徴収不足 徴収過大 (△) 千円	事項 数	徴収不足 徴収過大 (△) 千円	事項 数	徴収不足 徴収過大 (△) 千円
札幌国税局	札幌北 ほか5			4	6,907	3	5,540			1	514	8	12,961
仙台国税局	盛岡 ほか5			5	17,152	2	2,959	1 1	1,245 △ 6,091	2	17,555	10 1	38,912 △ 6,091
関東信 越国税 局	太田 ほか10			8 2	13,017 △ 2,841	5	33,139	3	△ 5,033	1	1,014	14 5	47,170 △ 7,875
東京国 税局	千葉東 ほか42	5	61,957	35 2	65,731 △ 3,512	35 1	101,394 △ 1,929	7 3	65,200 △ 10,142	15	47,841	97 6	342,125 △ 15,584
金沢国 税局	魚津 ほか4					6 1	56,765 △ 691	3	3,859	2	16,077	11 1	76,702 △ 691
名古屋 国税局	清水 ほか4			6	11,923	2 1	1,515 △ 3,942	3	4,105	1	767	12 1	18,311 △ 3,942
大阪国 税局	旭 ほか5			1	3,580	3	4,294	3	2,735	1	1,078	8	11,688
広島国 税局	岡山東 ほか2	1	647			2	6,366					3	7,013
高松国 税局	高松 ほか1			2	2,875							2	2,875
福岡国 税局	八幡 ほか8	1	3,290	4	6,664	7	11,365	2	1,510			14	22,830
熊本国 税局	別府 ほか3			1	1,560	2	1,666			1	2,372	4	5,599
沖縄国 税事務 所	石垣 ほか1					1	5,068			1	2,322	2	7,391
計	102 税務署	7	65,895	66 4	129,412 △ 6,353	68 3	230,074 △ 6,563	19 7	78,655 △ 21,266	25	89,543	185 14	593,582 △ 34,183

本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項

(1) 貸付財産に係る国有資産等所在市町村交付金の交付について、その交付事務を適切に行うよう改善させたもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)財務局 (項)財務局
部局等の名称	北海道財務局ほか 8 財務(支)局
交付の根拠	国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律(昭和 31 年法律第 82 号)
貸付財産に係る国有資産等所在市町村交付金の概要	国が所有する固定資産で国以外の者が使用するものについて、固定資産税に代わるものとして、当該固定資産が所在する市町村等に交付するもの
廃止決定された合同宿舎で居住者の退去が完了したものに交付金を交付していたもの及びこれに係る交付金額	44 箇所 244 棟 9754 万円(平成 15、16 両年度)
合同宿舎で無料宿舎とされているものに交付金を交付していたもの及びこれに係る交付金額	12 箇所 3967 万円(平成 15、16 両年度)
物納財産の引受け等により管理している住宅用地等に係る軽減措置の適用が適切に行われず過大又は過小となっていた交付金額	過大となっていた交付金額 1 億 0232 万円(平成 16 年度 643 件) 過小となっていた交付金額 1371 万円(平成 16 年度 53 件)

1 制度の概要

(国有資産等所在市町村交付金の概要)

財務省では、国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律(昭和 31 年法律第 82 号。以下「交付金法」という。)に基づき、国が所有する固定資産で国以外の者が使用している土地、建物等(以下「貸付財産」という。)について、原則として国有資産等所在市町村交付金(以下「交付金」という。)を貸付財産が所在する市町村等に対し、毎年度交付している。交付金は、地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)において固定資産税を課することができないとされている国の所有する固定資産のうち、使用の実態及び所在市町村等との受益関係が固定資産税の課税対象となっている固定資産と同様の土地、建物等について、負担の衡平及び地方財源の充実の見地から、固定資産税に代わるものとして交付している。財務省が所管する貸付財産には、国家公務員宿舎法(昭和 24 年法律第 117 号。以下「宿舎法」という。)に基づき国が国

家公務員等に貸与する宿舍(以下「国家公務員宿舍」という。)、物納財産の引受け等により管理している財産がある。

そして、各財務(支)局等では、交付金の対象となる貸付財産が所在する市町村等に対し、交付年度の初日の属する年の前年の3月31日(以下「基準日」という。)現在における当該財産の国有財産台帳価格(所定の場合には修正を行う。以下、修正された場合も含めて「台帳価格」という。)及び異動状況等を通知することとなっている。通知を受けた市町村等では、原則として各財産の台帳価格の合計額を交付金算定標準額とし、この合計額に1.4%を乗じて得た額を交付金の額とする交付金交付請求書を各財務(支)局等に送付することとなっており、各財務(支)局等ではこれを確認の上、交付金を交付している。

(廃止決定された合同宿舍)

国家公務員宿舍のうち、2以上の府省等の職員に貸与する目的で設置され、各財務(支)局等が管理している宿舍(以下「合同宿舍」という。)を建替整備等のために廃止するに当たっては、当該宿舍について廃止することを決定し、新規の入居を停止するとともに、おおむね2～3年後の期日を退去期限日として、当該宿舍の居住者に対してその期日までに退去するよう要請するなどしている。

(無料宿舍)

国家公務員宿舍のうち宿舍法第12条の無料宿舍は、本来の職務に伴って、通常の勤務時間外において、国民の生命、財産を保護するための非常勤務などに従事するため、その勤務する官署等の構内又はこれらに近接する場所に居住する必要がある者などに無料で貸与する宿舍である。交付金法第2条第3項では、無料宿舍の用に供する固定資産については、貸付財産であっても交付金を交付しないと規定している。

そして、各財務(支)局等が管理している合同宿舍の中には、1棟内に無料宿舍と有料宿舍が混在しているものがある。また、平成11年12月に、都心における災害時等の危機管理対応のための職員が無料宿舍の貸与を受ける者に追加されている(以下、この職員用の宿舍を「危機管理職員用宿舍」という。)

(物納財産の引受けにより管理している財産)

相続税法(昭和25年法律第73号)に基づき国に納付された土地等の財産は、各財務(支)局、財務事務所等が引き受けて管理を行っている。物納された財産の中には、借地権等の権利の目的となっているものがあり、各財務(支)局、財務事務所等では、このような権利付物納財産を借地権者等に貸し付けている。

(住宅用地等に係る交付金算定標準額の特例)

交付金の対象となる財産のうち、住宅及び住宅の用に供する土地(以下「住宅用地等」という。)については、台帳価格に所定の率を乗じて交付金算定標準額とする特例(以下「軽減措置」という。)が定められている。その主なものは次のとおりとなっている。

- ア 専ら人の居住の用に供する家屋及びその家屋の用に供する土地については、交付金算定標準額を台帳価格の5分の2とする。
- イ アに定める土地のうち、家屋の床面積の10倍の面積までの土地については、アの定めにかかわらず交付金算定標準額を台帳価格の3分の1とする。
- ウ イに定める土地のうち、住居数に200㎡を乗じた面積までの土地については、イの定めにかかわらず交付金算定標準額を台帳価格の6分の1とする。

(客体台帳の作成及び点検)

各財務(支)局、財務事務所等では、新規に交付金の対象となる財産を登録する際には、その用途、面積、住居数等、交付金算定に必要なデータを新規登録票に記入し、また、登録済みの財産に変動があった際には、その状況について変動連絡票を起票する。そして、それらを交付金に係る電算システムの運用に関し財務本省から事務委任を受けた関東財務局に送付する。関東財務局では、電算システムにこれらのデータを入力し、対象となる財産1件ごとに交付金額を算出し、これらのデータ及び交付金額が記載された市町村交付金客体資産台帳(以下「客体台帳」という。)を作成している。各財務(支)局、財務事務所等では、作成された客体台帳の点検を行うことになっている。

2 検査の結果

(検査の着眼点)

財務省では、15年度及び16年度にそれぞれ89億9356万余円、91億8538万余円(各財務(支)局交付分)と多額の交付金を交付しており、今後とも引き続き多額の交付金を交付することとなると見込まれている。

そして、合同宿舎についてみると、昭和40年代に建設されたものが大きな割合を占めており、今後10年間で総戸数の4割以上が建替えの対象となり得ると見込まれていて、合同宿舎の廃止が増加すると予想されている。また、新たに危機管理職員用宿舎が設置されており、合同宿舎に有料宿舎と無料宿舎が混在している場合も見受けられる。

さらに、各財務(支)局、財務事務所等では、物納財産の引受け等によって管理している住宅用地等を借地権者等に多数貸し付けているなどのため、交付金に関して毎年大量の事務を処理している状況になっている。

そこで、交付金の交付に当たり、合同宿舎のうち廃止決定されたもの及び無料宿舎を有しているものの取扱いは適切か、また、住宅用地等に係る軽減措置の適用は適切に行われているかなどに着眼して検査した。

(検査の対象)

廃止決定された合同宿舎については、北海道財務局ほか7財務(支)局管内における合同宿舎で、宿舎の全部又は一部が廃止決定され、平成15、16両年度交付金の各基準日現在で1棟内のすべての居住者が退去している宿舎54箇所290棟に係る交付金の取扱いについて検査した。そして、合同宿舎で無料宿舎とされているものについては、北海道財務局ほか7財務(支)局管内における無料宿舎を有している合同宿舎15箇所に係る15、16両年度交付金の取扱いについて検査した。

また、住宅用地等に係る軽減措置については、北海道財務局ほか7財務(支)局における15、16両年度交付金に係る軽減措置の適用状況について検査した。

(検査の結果)

検査したところ、以下のような事態がみられた。

(1) 合同宿舎に係る交付金の取扱いについて

ア 廃止決定された合同宿舎

関東財務局ほか3財務局における合同宿舎12箇所46棟については、すべての居住者が退去した後の最初の基準日現在で交付金の対象から除外されていた。これに対し、北海道財務局ほか5財務(支)局における合同宿舎44箇所244棟については、基準日現在

ですべての居住者が退去しているのに、宿舍の建物を取り壊すまでの間、居住者の退去期限日が到来するまでの間などは交付金の対象としていた。その結果、すべての居住者が退去しているにもかかわらず、その後の基準日においても、引き続き当該宿舍を交付金の対象となる財産として所在市町村等に通知し、これに係る交付金を交付していた。

しかし、廃止決定され、基準日現在ですべての居住者が退去しているような宿舍については、使用の実態がなく、その後も使用されないことから、貸付財産には該当しないと認められる。したがって、上記の合同宿舍 44 箇所 244 棟について、交付金 15 年度分 4320 万余円、16 年度分 5434 万余円、計 9754 万余円が交付されている事態は適切ではなく、改善の要があると認められた。

イ 無料宿舍を有している合同宿舍

関東財務局では、14 年 2 月に新設され全戸が無料宿舍の危機管理職員用宿舍である合同宿舍 1 箇所について、15、16 両年度において土地又は建物等に係る台帳価格を所在市町村等に通知し、これに係る交付金を交付していた。

北海道財務局ほか 6 財務(支)^(注 6)局の無料宿舍と有料宿舍が混在している合同宿舍 11 箇所については、台帳価格の全額を所在市町村等に通知し、これに係る交付金を交付していた。

しかし、前記のとおり、無料宿舍については、貸付財産であっても交付金を交付しないとされているのであるから、無料宿舍に係る交付金 15 年度分 2919 万余円、16 年度分 1048 万余円、計 3967 万余円が交付されている事態は適切ではなく、改善の要があると認められた。

(2) 物納財産の引受け等により管理している住宅用地等に係る軽減措置の適用について

北海道財務局ほか 7 財務(支)^(注 3)局及び管内の財務事務所等では、物納財産の引受け等によって管理している財産について、新規登録票を貸付関係書類に基づいたデータにより記入していなかったり、登録済みの財産に変動があったにもかかわらず変動連絡票を起票していなかったりしており、その後の点検も十分でなかった。そのため、財産の用途が住宅用地等であるにもかかわらず住宅用地等とされていなかったり、集合住宅の住居数を誤ったりなどして住宅用地等に係る軽減措置が適切に適用されていないものが多数見受けられた。そして、16 年度交付金について対象となる財産 1 件当たりの交付金額が 10 万円以上のものに限って抽出してみても、住宅用地等に係る軽減措置の適用が適切でなく、交付金が過大となっているものが計 643 件、1 億 0232 万余円、過小となっているものが計 53 件、1371 万余円認められた。

このように、客体台帳の作成及び点検が適切に行われておらず、住宅用地等に係る交付金額が過大又は過小となっているものが多数生じている事態は適切ではなく、改善の要があると認められた。

(発生原因)

このような事態が生じていたのは、次のことなどによると認められた。

(1) 合同宿舍について

ア 廃止決定された合同宿舍については、財務本省において、廃止決定され基準日現在で居住者の退去が完了している合同宿舍に係る交付金の取扱いが各財務(支)局で区々となっていることを把握しておらず、交付金の対象から除外する具体的な時期等を示して

いなかったこと

イ 無料宿舎を有している合同宿舎については、前記の危機管理職員用宿舎の全戸が無料宿舎であり交付金の対象とはならないことを十分に認識していなかったこと、また、交付金法では、1棟内に無料宿舎と有料宿舎が混在している場合、台帳価格から無料宿舎部分に相当する額を控除する方法について具体的な定めがないことから、各財務(支)局において、台帳価格の全額を通知していたこと

(2) 物納財産の引受け等により管理している住宅用地等に係る軽減措置について

各財務(支)局、財務事務所等において、住宅用地等に係る軽減措置に対する認識が十分でなかったこと、また、対象となる財産の現況に変更があった際の交付金事務と貸付事務との連携が十分でないなど、財産の現況を交付金の算定に反映させるために必要な新規登録票の記入、変動連絡票の起票及び客体台帳の点検を確実に実施する体制が整っていなかったこと

3 当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、財務省では、17年9月に各財務(支)局等に対して事務連絡を発し、次のような処置を講じた。

(1) 合同宿舎について

ア 廃止決定され1棟内のすべての居住者が退去している場合には、その後の最初の基準日で交付金の対象から除外することとするなどの取扱いを明確にし、これを各財務(支)局等へ周知するなどした。

イ 無料宿舎は交付金の対象とはならないこと及び無料宿舎に係る台帳価格をあん分計算して無料宿舎部分に相当する額を控除する方法を各財務(支)局等へ周知するなどした。

(2) 物納財産の引受け等により管理している住宅用地等に係る軽減措置について

各財務(支)局、財務事務所等に、住宅用地等に係る軽減措置に対する認識と理解を高めさせるとともに、新たに市町村交付金関係確認表の様式を定めるなどして、これにより各財務(支)局、財務事務所等で、新規に登録する財産に係る入力データの確認、現況に変更のあった財産に係る貸付事務と交付金事務の連携及び客体台帳の点検が確実にできるような体制を整備するなどした。

(注1) 北海道財務局ほか7財務(支)局 北海道、東北、関東、東海、近畿、中国、九州各財務局、福岡財務支局

(注2) 北海道財務局ほか7財務(支)局 北海道、東北、関東、東海、近畿、四国、九州各財務局、福岡財務支局

(注3) 北海道財務局ほか7財務(支)局 北海道、東北、関東、東海、近畿、中国、九州各財務局、福岡財務支局

(注4) 関東財務局ほか3財務局 関東、東海、近畿、九州各財務局

(注5) 北海道財務局ほか5財務(支)局 北海道、東北、関東、近畿、中国各財務局、福岡財務支局

(注6) 北海道財務局ほか6財務(支)局 北海道、東北、東海、近畿、四国、九州各財務局、福岡財務支局

(2) 給与所得に係る源泉徴収義務者に対する納付指導を効率的に行うことなどにより、源泉徴収制度が適切に実施されるよう改善させたもの

会計名及び科目	一般会計 国税収納金整理資金 (款)歳入組入資金受入 (項)各税受入金
部局等の名称	国税庁
検査した税務署	札幌北税務署ほか 95 税務署
96 税務署の未納者リストに記載された源泉徴収義務者	113,184 人
上記の源泉徴収義務者のうち抽出して検査した源泉徴収義務者	685 人
上記の検査した源泉徴収義務者に係る推計未納税額	10 億 0496 万円

1 事態の概要

(給与所得に係る源泉徴収制度)

国税庁では、給与所得、配当所得等に係る源泉所得税など国税の賦課及び徴収等の事務を行っている。そして、源泉所得税のうち、給与所得に係るものは、毎月給与等を支払う者が、その支払の際、給与等の支払を受ける者(以下「受給者」という。)から支給金額等を基に計算した所得税額を徴収し、国に納付することとなっている。この所得税額を徴収し国に納付しなければならない源泉徴収義務者(以下「徴収義務者」という。)は、平成 17 年 6 月末現在で約 386 万人となっている。

(徴収義務者の事務)

徴収義務者は徴収して納付すべき所得税額がある場合、給与等の支払年月、人員、支給額、税額等を記載した「納付書兼給与所得・退職所得等の所得税徴収高計算書」(以下「納付書」という。)を添えて、徴収した所得税額を法定納期限までに国に納付することとなっている。また、徴収して納付すべき所得税額がない場合、徴収義務者は税額欄にゼロである旨を記載した納付書(以下「税額零納付書」という。)を法定納期限までに税務署へ提出することとなっている。

そして、徴収義務者は、一定の金額を超える受給者がいる場合には、その受給者に係る源泉徴収票と受給者全員の支払金額の合計額などを記載した「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」(以下「合計表」という。)を翌年 1 月 31 日までに税務署に提出することとなっている。

(源泉所得税の納期の特例)

徴収義務者が徴収した所得税額は、原則として、徴収した日の属する月の翌月 10 日までに国に納付することとなっている。ただし、受給者が常時 10 人未満である徴収義務者については、事務手続を簡素化するため「源泉所得税の納期の特例の承認に関する申請書」を税務

署長に提出し、承認を受けた場合には徴収した所得税額を年2回(1月から6月までの分は7月、7月から12月までの分は翌年1月)にまとめて納付することができる(以下「納期の特例」という。)こととなっていて、17年6月末現在、徴収義務者約386万人のうち約288万人が承認を受けている。

そして、上記の承認を受けた徴収義務者は、受給者が常時10人未満でなくなった場合には、遅滞なく「源泉所得税の納期の特例の要件に該当しなくなったことの届出書」(以下「特例非該当届出書」という。)を税務署長に提出しなければならないこととなっている。

また、税務署長は、納期の特例の承認を受けた徴収義務者において次のいずれかに該当する事実が生じたと認められるときは、その承認を取り消すことができることとなっている。

- ① 受給者が常時10人未満であると認められないこと
- ② 徴収義務者につき現に国税の滞納があり、かつ、その滞納税額の徴収が著しく困難であること、その他所得税の納付に支障が生ずるおそれがあると認められる相当の理由があること

(納付指導)

税務署の源泉所得税担当は、徴収義務者ごとに源泉所得税額の納付の有無を管理している。そして、納付すべき源泉所得税額があるのに法定納期限内に納付がない場合(以下「未納」という。)や税額零納付書の提出がないため納付税額がゼロであることが確認できない場合(以下「形式的な未納」という。)には、次のような納付指導を行うこととなっている。

- ① 国税総合管理システム^(注1)(以下「KSKシステム」という。)により、納付指導を行う対象となる徴収義務者の名簿(以下「未納者リスト」という。)を作成する。
- ② 未納者リストに記載されている徴収義務者に対し、電話による照会をしたり、納付照会はがき(以下「照会はがき」という。)を送付したりして自主納付や税額零納付書の提出を求める。
- ③ 自主納付しない徴収義務者の未納となっている源泉所得税額を把握した場合には、税務署長が徴収義務者に対して納付を命ずる納税の告知を行う。

(注1) 国税総合管理システム 全国の国税局及び税務署等を一元的なコンピュータのネットワークで結んで、各種事務を総合的に処理するシステム

(徴収義務者の未納状況)

徴収義務者の未納状況についてみると、17年6月末現在、徴収義務者約386万人のうち、未納がある徴収義務者は約10万人となっていて、さらに、そのうち前年以前分についても未納がある徴収義務者は、約4万人に上っている。

(未納と滞納)

前記のとおり、徴収義務者が納付すべき源泉所得税額を法定納期限までに国に納付していない場合、源泉所得税担当は未納となっている源泉所得税額を把握し、徴収義務者に対し納期限を指定した納税の告知を行うこととなっている。そして、指定した納期限までに徴収した所得税額を徴収義務者が納付しない場合には滞納となり、督促状を発した後、徴収担当は滞納処分の手続を開始することとなっている。

2 検査の結果

(検査の着眼点)

給与所得に係る源泉徴収制度は、給与等を支払う者が、受給者から徴収した所得税額を国

に納付する制度であるから、未納となっている源泉所得税額を早期に納付させるよう、適正で効率的な事務処理が強く求められている。

そこで、税務署において、未納のある徴収義務者に対する納付指導が効率的に行われているか、また、源泉所得税の納期の特例の運用は適切なものとなっているかなどに着眼して検査した。

(検査の対象)

(注2)

札幌北税務署ほか95税務署(管内の徴収義務者971,646人)が、16年5月から17年5月までの間に作成した未納者リストに記載された113,184人のうち、15年分以前の給与所得に係る源泉所得税について未納があり、しかも、未納となる直前の年間の源泉所得税額が10万円以上で、法人税等の確定申告書が提出されていて事業を行っていると思われる685人を抽出するなどして検査した。

そして、これら685人について、未納となる直前に納付した1箇月分の税額又は納税の告知を受けた1箇月分の税額に未納となっている期間の月数を乗じて算出した推計未納税額は10億0496万余円(16年12月10日現在)となる。

(注2) 札幌北税務署ほか95税務署 札幌北、札幌南、旭川東、青森、十和田、一関、二戸、能代、横手、米沢、鶴岡、福島、郡山、下館、太田、栃木、桐生、浦和、大宮、本庄、長野、松本、飯田、千葉東、千葉西、麴町、神田、日本橋、京橋、芝、麻布、四谷、新宿、小石川、東京上野、浅草、本所、向島、目黒、蒲田、玉川、渋谷、王子、武蔵府中、町田、横浜中、横浜南、戸塚、横須賀、平塚、藤沢、小田原、相模原、厚木、大和、高岡、武生、岐阜北、岐阜南、静岡、清水、浜松西、沼津、三島、島田、藤枝、大津、福知山、旭、灘、明石、加古川、三木、粉河、倉吉、広島東、竹原、山口、阿南、高松、観音寺、松山、高知、飯塚、佐賀、伊万里、武雄、平戸、熊本西、熊本東、菊池、都城、小林、指宿、大隈、平良の各税務署

(検査の結果)

(1) 未納者リストに記載された徴収義務者に対する納付指導の状況

ア 照会はがきによる納付指導の状況

前記96税務署のうち、照会はがきの発送枚数が確認できた82税務署における照会はがきによる納付指導の状況について検査した。

その結果、徴収義務者に郵送した照会はがき95,776枚のうち、税額の有無等について回答があったのは27,280枚にとどまっていた。そして、未回答の65,429枚や所在不明等のため返戻された3,067枚に係る徴収義務者に対して、源泉所得税担当は改めて電話による照会を行ったり、所在地を再確認したりするなどして日時を要している状況であった。

イ 税額零納付書の提出状況

前記のとおり、徴収義務者は、徴収して納付すべき源泉所得税額がない場合、税額零納付書を税務署へ提出することとなっている。

そこで、未納者リストに記載された113,184人のうちの20,377人を抽出して、過去の税額零納付書の提出状況について検査した。

その結果、過去の納付指導において、納付すべき源泉所得税額がないため税額零納付

書を税務署に提出させるなどしていた徴収義務者が4,630人見受けられ、このうちには、今回も納付すべき源泉所得税額がないものの、税額零納付書を提出していない徴収義務者が含まれていると思料された。

このように、納付指導の対象となる未納者リストのなかには形式的な未納である徴収義務者が含まれていて、その確認等に手間取っていることは、効率的な事務処理の支障になっていると認められた。

ウ 納税の告知の状況

前記のとおり、税務署では、源泉所得税額を法定納期限までに納付しない徴収義務者に対して納税の告知を行っている。

そこで、未納者リストに記載された113,184人のうち、未納となる直前の年間税額が原則として10万円以上であるなどの932人を抽出して、これら徴収義務者に係る納税の告知6,654件について、法定納期限経過後、納税の告知までに要した期間を検査した。

その結果、6箇月以内に納税の告知を行ったものは3,149件(47.3%)であったが、1年を超え2年以内のものが1,356件(20.4%)あり、さらには2年を超えていたものも219件(3.2%)ある状況となっていた。

このように納税の告知までに長期間を要しているのは、源泉所得税担当者からの聞き取り調査によると、未納となっている源泉所得税額や形式的な未納を把握するためには電話や照会をはがきによる照会を繰り返し行わなければならないからであるとのことであった。

(2) 納付指導における合計表のデータの活用状況

前記のとおり、徴収義務者は、一定の金額を超える受給者がいる場合には合計表を税務署に提出することとなっている。

合計表には、年間の給与等の支払金額、源泉所得税額などが記載されていることから、源泉所得税担当が納付指導を行う場合に有効な資料となるものである。そのため、徴収義務者から提出された合計表のデータは、活用が図られるようKSKシステムに入力することとなっている。

しかし、源泉所得税担当においては、入力されたデータを自己の端末機で直接確認できるシステムとなっていないため、納付指導に合計表のデータを十分に活用できない状況となっていた。

(3) 納期の特例の運用状況

前記のとおり、納期の特例の承認を受けた徴収義務者は、受給者が常時10人未満でなくなった場合に、特例非該当届出書を税務署長に提出しなければならないこととなっている。また、税務署長は、承認を受けた徴収義務者について、受給者が常時10人未満でなくなったり、国税の滞納税額がありその徴収が著しく困難であったりなどするときには、承認を取り消して毎月納付とさせることができることとなっている。そこで、源泉所得税額の未納がある前記685人のうち、納期の特例の承認を受けている498人について受給者の数などを検査した。

その結果、徴収義務者ごとに源泉所得税額の納付の有無を管理している資料に受給者の数が10人以上と記載されている徴収義務者が59人見受けられた。また、国税の滞納税額

がある徴収義務者が373人見受けられた。

そして、前記の96税務署における、13年から15年までの3年間の納期の特例の承認の見直し状況についてみると、徴収義務者から特例非該当届出書が提出されていたものが90税務署において14,824人あった。一方、受給者が常時10人以上になったことなどにより、税務署長が承認を取り消したものは5税務署、22人にすぎない状況となっていた。

以上のとおり、源泉所得税額が長期にわたって未納となっているのに、未納の源泉所得税額の把握に長期間を要するなど効率的な納付指導を行っていなかったり、合計表のデータが納付指導に十分活用されていなかったり、納期の特例の承認の見直しが十分行われていなかったりする事態が見受けられた。

(発生原因)

このような事態が生じていたのは、徴収義務者において、源泉徴収制度に関する理解が十分でないことにもよるが、次のことなどによると認められた。

- ア 照会のはがきの回答状況が低調であったり、税額零納付書が提出されないため形式的な未納となっている徴収義務者の確認等に手間取ったりして、長期にわたって未納となっている徴収義務者に対する納付指導が効率的に行われていなかったこと
- イ KSKシステムに入力された合計表のデータについて、源泉所得税担当が自己の端末機で確認できるシステムになっていないため、納付指導に十分活用されていなかったこと
- ウ 納期の特例の承認を受けている徴収義務者について、受給者が10人以上となっていたり、国税の滞納税額があたりしているのに、滞納等の状況を把握している徴収担当から情報を得るなどして納期の特例の承認の見直しを十分行っていなかったこと

3 当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、国税庁では、17年9月、各国税局等に通知を発するなどし、源泉所得税の納付指導の効率化等を図ることにより、源泉所得税の未納の早期処理に努めるよう、次のような処置を講じた。

- ア 照会のはがきの未回答者への回答確認や税額零納付書を提出する要のある徴収義務者への提出確認等の反復的な事務処理について、事務の集中化や外部委託化等を通じて納付指導の効率化等を図ることにより、長期にわたって未納となっている徴収義務者に優先的に接触するなどして、未納が長期間滞留することのないよう、未納の早期処理に努めることとした。
- イ KSKシステムに入力された合計表のデータを有効に活用することにより納付指導の効率化を図るため、17年8月、源泉所得税担当の端末機で合計表のデータを確認できるシステムとした。
- ウ 納期の特例の承認を受けている徴収義務者のうち、前年以前分から未納があり、かつ、国税の滞納税額のある者については、徴収担当から滞納等に関する情報を得るなどして、定期的に納期の特例の承認の見直しをすることとした。

(3) 確定申告説明会に係る謝金の支払が業務の実態等に適合したものとなるよう改善させたもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)国税庁 (項)税務官署
部局等の名称	金沢国税局、富山税務署ほか 13 税務署
謝金の概要	納税者による自発的かつ適正な申告の定着を図るための説明会において、確定申告書の作成指導を依頼した税理士に支払うもの
謝金の支払額	1800 万余円(平成 14、15 両年度)
節減できた謝金の額	896 万円(平成 14、15 両年度)

1 確定申告説明会に係る謝金の概要

(確定申告説明会)

金沢国税局(以下「金沢局」という。)管内の富山税務署ほか 13 税務署^(注)(以下「各署」という。)では、納税者自身による自発的かつ適正な申告の定着を図るため、毎年 1 月下旬から 3 月上旬にかけて、確定申告相談業務の一環として、納税者に対する確定申告説明会を開催している。

この説明会は、住宅借入金等特別控除適用者、公的年金受給者等の納税者を対象として、税務当局が作成し一般に配布している手引書等の資料に基づき確定申告書の作成方法を説明するとともに、納税者の質問に答えるなどして、確定申告書の作成指導を行い、併せて確定申告書の收受を行うもので、午前又は午後の半日を単位として行われている。

そして、各署では、確定申告期の納税者の相談機会を拡大し効率的に実施するため、北陸税理士会の各支部に所属する税理士に、確定申告説明会における確定申告書の作成指導の業務(以下「申告説明会業務」という。)を依頼している。

(謝金の支払)

各署は、申告説明会業務に従事した税理士に対して謝金を支払っている。この謝金の額については、金沢局が単価を設定し、文書により各署に通知しており、その謝金単価は 1 人 1 日(1 回)当たり平成 14 年度 17,940 円、15 年度 17,580 円となっている。

そして、各署の申告説明会業務に従事した税理士に対する謝金の支払額は、14 年度 898 万余円、15 年度 901 万余円、計 1800 万余円となっている。

2 検査の結果

(検査の着眼点)

金沢局管内の各署における申告説明会業務に係る謝金の支払は、業務の実態等に適合したものとなっているかに着眼して検査した。

(検査の結果)

検査したところ、金沢局は、国税庁が定めた謝金の額に基づいて、申告説明会業務に係る謝金単価を設定しているが、その謝金単価の設定及び謝金の支払が次のように同庁の想定と異なるものとなっていた。

すなわち、同庁では、個人事業者を対象として記帳方法の指導を行う記帳指導業務を税理士に依頼する場合の謝金について、1人1日当たりの単価(14年度は17,940円、15年度は17,580円)を定め、各国税局等に指示文書をもって通知している。また、申告説明会業務等の確定申告相談業務に従事した税理士に対して謝金を支払う場合にも、この単価(以下「国税庁指示単価」という。)に準じる取扱いとすることにしてきた。そして、国税庁指示単価は、税理士が午前・午後を通して1日業務に従事することを想定して定めているものであり、上記の指示文書では「1人1日当たり」の単価として各国税局等に示されていた。

しかし、金沢局では、確定申告相談業務の謝金単価を設定する際に、金額は同額としながら、その適用条件について「1人1日(1回)当たり」として、管内の各税務署に示していた。そして、各署では、開催単位が午前又は午後の半日となっている申告説明会業務において、半日の業務1回に対して1日当たりの国税庁指示単価と同額で設定されている前記の謝金単価の額を支払っていた。

そして、金沢局管内の他の業務及び金沢局以外の国税局等管内の申告説明会業務についてみると、金沢局管内の各署では、申告説明会業務以外に記帳指導業務の一環として開催している記帳指導説明会における指導業務も税理士に依頼していて、当該業務の実施方法や従事時間は申告説明会業務と同様であるが、金沢局では、0.5日当たりの単価として国税庁指示単価の半額の謝金単価を設定しており、半日の業務1回に対して当該0.5日当たりの単価により謝金が支払われていた。また、金沢局以外の国税局等管内における申告説明会業務においては、業務内容や従事時間は金沢局管内と同じであるが、その謝金については、国税庁指示単価と同額の1日当たりの単価と国税庁指示単価の半額の半日当たりの単価を設定するなどしており、半日の業務に対しては国税庁指示単価の半額の謝金が支払われていた。

以上のことから、金沢局における申告説明会業務に係る謝金の支払について、業務の実態や他の業務等に係る謝金の額を考慮し、これらと適合したものとする要があると認められた。

(節減できた謝金の額)

金沢局管内の各署における申告説明会業務に係る謝金を、半日の業務につき同局設定の謝金単価の半額として算定すると、14年度451万余円、15年度452万余円、計903万余円となり、前記支払額との差額14年度447万余円、15年度449万余円、計896万余円節減できたと認められた。

(発生原因)

このような事態が生じていたのは、金沢局において、国税庁指示単価の検討及び申告説明会業務以外の業務等に係る謝金との比較検討を十分行っていなかったこと、また、国税庁指示単価が午前・午後を通して1日業務に従事した場合を想定した単価であるとの趣旨が国税庁の指示文書の上で必ずしも明確でなく、金沢局にその趣旨が徹底していなかったことなどによると認められた。

3 当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、金沢局では、16年度(17年1月～3月)の申告説明会業務について、半日の業務につき謝金単価の設定額の半額を支払うこととするともに、17年9月に、税理士依頼業務の謝金について、1日又は半日(0.5日)当たりの謝金単価を設定し、業務従事時間を基本として支払を行うなどとする事務処理要領を定め、管内の各税務

署に通知し、業務の実態等に適合した謝金の支払を行う処置を講じた。また、国税庁では、同月、各国税局等に対して上記要領と同様の内容の通知を発して、謝金単価の取扱いについて周知徹底する処置を講じた。

(注) 富山税務署ほか13税務署 富山、高岡、魚津、砺波、金沢、小松、輪島、松任、福井、敦賀、武生、小浜、大野、三国各税務署

第7 文部科学省

不 当 事 項

補 助 金 (14)-(21)

- (14) 私立高等学校等経常費助成費補助金の経理が不当と認められるもの
 (17)

会計名及び科目	一般会計 (組織)文部科学本省 (項)私立学校助成費
部局等の名称	北海道ほか3県
補助の根拠	私立学校振興助成法(昭和50年法律第61号)
補助事業者 (事業主体)	北海道ほか3県
補助事業	私立高等学校等経常費助成費補助
補助事業の概要	私立の小学校、中学校、高等学校等の専任教職員給与費等の経常的経費を補助する都道府県に対し、その一部を国が補助するもの
上記に対する国庫補助金交付額の合計	10,084,894,000円(平成14、15両年度)
不当と認める国庫補助金交付額	172,650,000円(平成14、15両年度)

1 補助金の概要

(補助金交付の目的)

私立高等学校等経常費助成費補助金(以下「補助金」という。)は、私立学校振興助成法(昭和50年法律第61号)に基づき、都道府県が、私立の小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び幼稚園(以下「私立学校」という。)の専任教職員給与費等の経常的経費を補助する場合に、その一部を国が補助するものである。この補助金は、私立学校の教育条件の維持及び向上並びに私立学校に在学する児童、生徒又は幼児(以下「生徒等」という。)に係る修学上の経済的負担の軽減を図るとともに私立学校の経営の健全性を高めることを目的として交付されるものである。

(補助金の額の算定方法)

補助金の額は、私立高等学校等経常費助成費補助金(一般補助)交付要綱(昭和51年文部大臣裁定。以下「交付要綱」という。)等に基づき、各都道府県において、小学校、中学校等の学校の区分及び全日制・定時制等の課程の区分(以下「学校等の区分」という。)ごとに次の算式により算定した額の合計額となっている。

$$\boxed{\text{生徒等1人当たりの国庫補助単価}} \times \boxed{\text{学校等の区分ごとの各学校の定員内実員(注)の合計数}} = \boxed{\text{交 付 額}}$$

上記算式の「生徒等1人当たりの国庫補助単価」は、次のア及びイを合算したものである。

ア 学校等の区分ごとの生徒等1人当たりの都道府県の助成額を基に算定した都道府県ごとの生徒等1人当たりの補助単価(以下「基本国庫補助単価」という。)

イ 情報教育の推進を図るなど交付要綱に定められた特定の事由に該当する施策を行っている私立学校に対して都道府県が特別な助成をしている場合に、基本国庫補助単価に加算される、学校等の区分別、特定の事由別に算定した額(以下「加算単価」という。)の合計そして、加算単価の対象となる特定の事由の主なもの、次のとおりとなっている。

- ① 情報教育の推進を図るため、教育用コンピュータ等をレンタル又はリース方式により整備するもの(以下「レンタル又はリース方式による教育用コンピュータ等整備の推進」という。)
- ② 教員の能力開発及び資質向上の促進を図るため、研修等への派遣などを行うもの(以下「教員の能力開発及び資質向上の促進」という。)
- ③ 少人数教育等きめ細かな学習指導の推進を図るため、私立学校(ただし幼稚園を除く。)が教職員を配置するもの(以下「少人数教育等の推進」という。)

(加算単価の算定方法)

この加算単価は、文部科学省が、学校等の区分別、加算単価の対象となる特定の事由別に、年度ごとに定めた全国一律の生徒等1人当たりの配分単価を基に、各都道府県ごとに次のとおり算定することとなっている。

$$\frac{\text{配分単価} \times \text{学校等の区分ごとの加算単価の対象となる生徒等数}}{\text{学校等の区分ごとの各学校の定員内実員の合計数}} = \text{加算単価}$$

そして、上記算式における「学校等の区分ごとの加算単価の対象となる生徒等数」は、加算単価の対象となる特定の事由に該当する施策を行っている私立学校に対し、都道府県が特別な助成をしている場合の当該私立学校の生徒等数とされている。

(注) 定員内実員 学則で定められた収容定員と当該年度の5月1日現在の生徒等の実員(ただし、幼稚園については、当該年度中に満3歳に達し5月2日以降に入園するなどの園児数を含んだ数)のうちいずれか少ない数をいう。

2 検査の結果

北海道ほか10府県について検査したところ、北海道ほか3県では、加算単価の算定において、道県が私立学校に対する特別な助成をしていなかったり、私立学校が加算単価の対象となる特定の事由に該当する施策を行っていなかったりして、加算単価の対象とならない私立学校であるのに、これらの私立学校の生徒等数を含めるなどしていた。このため、国庫補助金172,650,000円が過大に交付されていると認められる。

このような事態が生じていたのは、上記の4道県において、補助金の交付申請に当たり加算単価の対象となる学校の確認及び本件補助制度に対する理解が十分でなかったことによると認められる。

これを道県別に示すと次のとおりである。

道 県 名	年 度	国庫補助金交付額 千円	不当と認める国庫補助金 千円
(14) 北 海 道	14	3,664,395	160,649

北海道は、平成14年度の教員の能力開発及び資質向上の促進分に係る加算単価の対象を幼稚園473園の園児数64,474人、高等学校(全日制・定時制課程)26校の生徒数20,396人と算定し、この人数等に基づき、補助金3,664,395,000円の交付を受けていた。

道 県 名	年 度	国庫補助金交付額 千円	不当と認める国庫補助金 千円
<p>しかし、上記幼稚園及び高等学校のうち幼稚園 375 園の園児数 50,501 人、高等学校 1 校の生徒数 925 人計 51,426 人については、同道が教員の能力開発及び資質向上の促進分に係る特別な助成をしていないため加算単価の対象とはならない。</p> <p>したがって、上記の生徒等数 51,426 人を除外して加算単価を算定すると本件加算単価が減少し、生徒等 1 人当たりの国庫補助単価も減少するので、適正な国庫補助金は 3,503,746,000 円となり、160,649,000 円が過大に交付されていた。</p>			
(15) 埼 玉 県	14	4,482,993	1,433
<p>埼玉県は、平成 14 年度の少人数教育等の推進分に係る加算単価の対象を高等学校(全日制・定時制課程)33 校の生徒数 37,370 人と算定し、この人数等に基づき、補助金 4,482,993,000 円の交付を受けていた。</p> <p>しかし、上記高等学校のうち、少人数教育等の推進分に係る高等学校 1 校の生徒数 900 人については、少人数教育等のための教職員の配置が行われていないため加算単価の対象とはならない。</p> <p>したがって、上記の生徒数 900 人を除外して加算単価を算定すると本件加算単価が減少し、生徒等 1 人当たりの国庫補助単価も減少するので、適正な国庫補助金は 4,481,560,000 円となり、1,433,000 円が過大に交付されていた。</p>			
(16) 岡 山 県	15	1,081,915	6,695
<p>岡山県は、平成 15 年度の教員の能力開発及び資質向上の促進分、少人数教育等の推進分等に係る加算単価の対象を高等学校(全日制・定時制課程) 9 校、中学校 3 校、小学校 2 校、計 14 校の生徒等数 9,308 人と算定し、この人数等に基づき、補助金 1,081,915,000 円の交付を受けていた。</p> <p>しかし、上記のうち、教員の能力開発及び資質向上の促進分、少人数教育等の推進分等に係る高等学校 3 校、中学校 2 校、小学校 2 校、計 7 校の生徒等数 3,592 人については、同県が特別な助成をしていないため加算単価の対象とはならない。</p> <p>したがって、上記の生徒等数 3,592 人を除外して加算単価を算定すると本件加算単価が減少し、生徒等 1 人当たりの国庫補助単価も減少するので、適正な国庫補助金は 1,075,220,000 円となり、6,695,000 円が過大に交付されていた。</p>			
(17) 愛 媛 県	14	855,591	3,873
<p>愛媛県は、平成 14 年度のレンタル又はリース方式による教育用コンピュータ等整備の推進分に係る加算単価の対象を高等学校(全日制・定時制課程) 4 校の生徒数 6,296 人と算定し、この人数等に基づき、補助金 855,591,000 円の交付を受けていた。</p> <p>しかし、上記高等学校のうち 1 校の生徒数 1,006 人については、レンタル又はリース方式による教育用コンピュータ等の整備が行われていないため加算単価の対象とはならない。</p> <p>したがって、上記の生徒数 1,006 人を除外して加算単価を算定すると本件加算単価が減少し、生徒等 1 人当たりの国庫補助単価も減少するので、適正な国庫補助金は 851,718,000 円となり、3,873,000 円が過大に交付されていた。</p>			
(14) - (17) の計		10,084,894	172,650

(18) 科学研究費補助金の経理が不当と認められるもの
(21)

会計名及び科目	一般会計 (組織)文部科学本省 (項)科学技術振興費
部局等の名称	文部科学本省
補助の根拠	予算補助
補助金の交付先	3 大学長、3 研究代表者
補助事業の概要	我が国の学術を振興するため、あらゆる分野における優れた独創的・先駆的な学術研究を行うもの
上記に対する国庫補助金交付額の合計	593,000,000 円(平成 13 年度～16 年度)
不当と認める国庫補助金交付額	57,892,724 円(平成 13 年度～16 年度)

1 補助金の概要

(科学研究費補助金の概要)

文部科学省は、我が国の学術を振興するため、人文・社会科学から自然科学まであらゆる分野における優れた独創的・先駆的な研究を格段に発展させることを目的とする研究助成費として科学研究費補助金(以下「補助金」という。)を交付している。

この補助金には、優れた研究分野の研究を推進する上で、特に重要な研究課題を選定し、創造性豊かな学術研究の一層の推進を図ることを目的とする学術創成研究費や特定領域研究などの研究種目等がある。

(研究組織)

文部科学省が毎年度定める補助金の公募要領によると、補助金による研究は、研究計画の遂行に関してすべての責任を持つ研究代表者により実施されるが、研究代表者は、必要があれば、研究代表者と共同して研究計画の遂行に中心的役割を果たす研究分担者とともに研究組織を構成することができることとされている。

(補助金の交付先)

科学研究費補助金取扱規程(昭和 40 年文部省告示第 110 号。以下「取扱規程」という。)等によると、補助金の交付先は、研究組織の形態により、①研究機関に所属する研究者が一人で行う研究にあつては研究機関の代表者、②研究機関に所属する複数の研究者が共同して行う研究にあつては研究代表者又は研究代表者の所属する研究機関の代表者(平成 16 年度からは、①、②いずれの場合も研究代表者)とされている。

そして、「科学研究費補助金(科学研究費及び学術創成研究費)の取扱いについて」(平成 15 年文科振第 92 号文部科学省研究振興局長通知。以下「局長通知」という。)等によると、交付された補助金の一部を研究分担者に配分することは原則としてできないこととされている。

(補助金の管理等)

局長通知等によると、交付を受けた補助金の管理は研究代表者の所属する研究機関が行うこととされている。

そして、補助金の管理を行う研究機関では次のことなどを行うこととされている。

- ① 研究代表者と連絡を密にし、補助金の適正な執行の確保に努めること
- ② 設備備品、消耗品等を購入する場合には、見積書、納品書、請求書、領収書を徴取することとするが、契約金額が150万円を超えないもので、見積書、納品書、請求書を徴取することが困難な場合には、これらの書類を省略することができること
- ③ 設備備品等の納品、検査等の手続についても適切に行うこと

(補助事業の実施期間等)

局長通知等によると、研究の実施期間は研究実態に応じて1年から6年とされているが、補助金の交付は単年度ごととされていることから、補助事業の実施期間は補助金の交付対象年度の4月1日から翌年の3月31日までとなり、この期間内に研究代表者は交付申請書に記載された研究計画を実施するとともに、購入した設備備品、消耗品等を研究計画を実施するために使用することとされている。

(補助金の使用制限)

取扱規程によると、補助金の交付を受けた者は、補助金を補助の対象となった科学研究等の実施に必要な経費にのみ使用しなければならないこととされている。

また、局長通知等によると、補助金の申請は一定の研究組織及び研究用施設・設備等の基盤的研究条件が最低限確保されている研究機関の研究者が行うことができることとされていることから、建物等施設に関する経費等を支出することはできないこととされている。

2 検査の結果

国立大学法人北海道大学(16年3月31日以前は北海道大学)ほか34大学の131研究課題を対象として検査したところ、3大学の4研究課題で研究者が業者に架空の取引を指示して虚偽の納品書、請求書等を作成させ、これにより架空の取引に係る購入代金を支払わせ、その全額を業者に預けて別途に経理するなどしていた。このため、補助金が過大に交付されていて、補助金57,892,724円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、研究者において、補助金が公金であることについての意識が著しく欠如していて、事実に基づく適正な経理を行うという基本認識が欠けていたり、補助制度を十分に理解していなかったりしていたこと、大学において、物品等の納品検査等が十分でなかったことなどによると認められる。

これを、交付先(大学)別に示すと次のとおりである。

	交付先 (大学名)	研究者 (大学名)	研究種目等	年度	補助金交付額 千円	不当と認め る補助金額 千円
(18)	大学長又は 研究代表者 (国立大学 法人東京工 業大学)	研究代表者 (国立大学 法人東京工 業大学)	学術創成研 究費	14~16	240,000	8,635

この補助金は、国立大学法人東京工業大学(平成16年3月31日以前は東京工業大学)大学院教授を研究代表者とする研究課題を対象として、14年度から16年度までの間に、計240,000,000円が交付されたもので、補助金の管理は国立大学法人東京工業大学が行っている。同大学では、14年度から16年度までの間に、研究代表者から研究用消耗品を8,821,214円で購入したとする納品書、請求書等の提出を受け、その購入代金を業者に支払っていた。

	交付先 (大学名)	研究者 (大学名)	研究種目等	年度	補助金交付額 千円	不当と認め る補助金額 千円
	<p>しかし、実際に研究用消耗品を購入した額は185,334円にすぎず、差額の8,635,880円については、研究代表者が、業者に架空の取引を指示するなどして虚偽の納品書、請求書等を作成させ、これにより同大学に架空の取引に係る購入代金を支払わせていたものである。そして、研究代表者は8,635,880円全額を、納品書、請求書等に記載された内容とは異なる機器の購入費等に充てていたり、業者に預けて別途に経理したりしていた。</p> <p>したがって、本件補助金は計8,635,880円が過大に交付されていた。</p>					
(19)	大学長(国立大学法人千葉大学)	研究分担者(慶應義塾大学)	特定領域研究	13	27,000	4,120
	<p>この補助金は、国立大学法人千葉大学(平成16年3月31日以前は千葉大学)大学院教授を研究代表者及び慶應義塾大学医学部教授を研究分担者とする研究課題を対象として、13年度に、27,000,000円が交付されたもので、補助金の管理は国立大学法人千葉大学が行っている。同大学では、研究分担者から実験用マウス等を4,514,304円で購入したとする納品書、請求書等の提出を受け、その購入代金を業者に支払っていた。</p> <p>しかし、実際にマウス等を購入した額は393,603円にすぎず、差額の4,120,701円については、研究分担者が業者に架空の取引を指示して虚偽の納品書、請求書等を作成させ、これにより同大学に架空の取引に係る購入代金を支払わせていたものである。そして、研究分担者は、4,120,701円全額を業者に預けて別途に経理し、研究代表者が作成することとされている研究計画調書に記載されていないマウスの系統維持業務を当該業者に委託し、その委託費等の支払に充てていた。</p> <p>したがって、本件補助金は4,120,701円が過大に交付されていた。</p>					
(20)	大学長又は研究代表者(慶應義塾大学)	研究代表者(慶應義塾大学)	学術創成研究費	13~16	304,000	43,473
(21)	研究代表者(慶應義塾大学)	研究代表者(慶應義塾大学)	特定領域研究	16	22,000	1,662
	小計				326,000	45,136

これらの補助金は、慶應義塾大学医学部教授を研究代表者とする研究課題を対象として、平成13年度から16年度までの間に、計326,000,000円が交付されたもので、補助金の管理は慶應義塾大学が行っている。

(1) 学術創成研究費について

補助金を管理している慶應義塾大学では、13年度から16年度までの間に、研究代表者から実験用マウス等を44,996,219円で購入したとする納品書、請求書等の提出を受け、その購入代金を業者に支払っていた。

しかし、実際にマウス等を購入した額は1,522,909円にすぎず、差額の43,473,310円については、研究代表者が業者に架空の取引を指示して虚偽の納品書、請求書等を作成させ、これにより同大学に架空の取引に係る購入代金を支払わせていたものであり、研究代表者は43,473,310円全額を業者に預けて別途に経理していた。

交付先 (大学名)	研究者 (大学名)	研究種目等	年度	補助金交付額 千円	不当と認め る補助金額 千円
(2) 特定領域研究について					
補助金を管理している慶應義塾大学は、16年度に、研究代表者から実験用マウス等を1,681,418円で購入したとする納品書、請求書等の提出を受け、その購入代金を業者に支払っていた。					
しかし、実際にマウス等を購入した額は18,585円にすぎず、差額の1,662,833円については、研究代表者が業者に架空の取引を指示して虚偽の納品書、請求書等を作成させ、これにより同大学に架空の取引に係る購入代金を支払わせていたものであり、研究代表者は1,662,833円全額を業者に預けて別途に経理していた。					
そして、上記(1)及び(2)の別途に経理した補助金45,136,143円については、研究代表者は補助対象とならない実験動物用飼育施設を当該業者に整備させ、その整備費等の支払に充てていた。					
したがって、(1)については補助金43,473,310円、(2)については補助金1,662,833円、計45,136,143円が過大に交付されていた。					
(18)-(21)の計				593,000	57,892

不正行為

(22) 職員の不正行為による損害が生じたもの

部局等の名称	奈良教育大学(平成16年4月1日以降は国立大学法人奈良教育大学)
不正行為期間	平成14年12月～15年9月
損害金の種類	委任経理金
損害額	15,001,615円

本件は、奈良教育大学(平成16年4月1日以降は国立大学法人奈良教育大学)において、会計課出納係長田中某が、歳入歳出外現金出納官吏として委任経理金(国立学校の長が文部科学大臣から経理を委任された奨学寄附金相当額の現金)の出納保管事務に従事中、14年12月から15年9月までの間に、同出納官吏名義の定期預金を不正に解約して払出しを受け、委任経理金計15,001,615円を領得したものである。

なお、本件損害額は、17年9月末現在で補てんが全くされていない。

意見を表示し又は処置を要求した事項

国立大学法人の賃借物品等及び診療報酬債権に係る会計経理について、統一的な取扱いが行われるよう改善の意見を表示したもの

部局等の名称	文部科学本省	
検査の対象	文部科学本省 国立大学法人北海道大学ほか 41 法人	
財務諸表作成の根拠	国立大学法人法(平成 15 年法律第 112 号)	
統一的な取扱いになっていなかった資産等の額	(1) 賃借物品に係るもの	1067 億 9833 万円
	(2) ソフトウェアに係るもの	8 億 8093 万円
	(3) 診療報酬債権に係るもの	116 億 2759 万円

【改善の意見表示の全文】

国立大学法人の賃借物品等及び診療報酬債権に係る会計経理について

(平成 17 年 10 月 25 日付け 文部科学大臣あて)

標記について、会計検査院法第 36 条の規定により、下記のとおり改善の意見を表示する。

記

1 国立大学法人における会計経理の概要

(国立大学法人の設立)

国立大学法人法(平成 15 年法律第 112 号)に基づき、平成 16 年 4 月 1 日、大学の教育研究に対する国民の要請にこたえとともに、我が国の高等教育及び学術研究の水準の向上と均衡ある発展を図るため、国立大学を設置して教育研究を行う国立大学法人北海道大学ほか 88 国立大学法人が設立された。

これに伴い、同日、国立学校設置法(昭和 24 年法律第 150 号)が廃止され、これまでは同法の定めるところにより文部科学省の施設等機関として設置されていた国立大学は、国立大学法人が設置する国立大学となった。

(国立大学法人の会計及び決算)

国立大学法人の会計は、原則として企業会計原則によることとなっている。そして、文部科学大臣は、国立大学法人会計基準(平成 16 年文部科学省告示第 37 号。以下「会計基準」という。)を定めて公示しているが、この会計基準は一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に優先して適用されることとなっている。

そして、国立大学法人の会計は会計基準等により、国立大学法人の業務運営については、その自律性及び自発性の発揮の観点から、国による事前統制を極力排除し、事後チェックに重点を置くこととされているが、適切に事後チェックを行うためには、業績評価が適正に行わなければならない、その財政状態及び運営状況に関して、真実な報告を提供しなければならないとされている。

また、国立大学法人は、毎事業年度、賃借対照表、損益計算書、利益の処分又は損失の処理に関する書類、キャッシュ・フロー計算書、国立大学法人等業務実施コスト計算書及びこれらの附属明細書(以下「財務諸表」という。)を作成し、当該事業年度の終了後 3 月以内に主

務大臣に提出し、その承認を受けなければならないこととされている。そして、財務諸表のうち、貸借対照表は、国立大学法人の財政状態を明らかにするため、貸借対照表日におけるすべての資産、負債及び資本を記載し、国民その他の利害関係者にこれを正しく表示するものでなければならないとされており、損益計算書は、国立大学法人の運営状況を明らかにするため、一会計期間に属する国立大学法人のすべての費用とこれに対応するすべての収益とを記載して当期純利益を表示しなければならないなどとされている。

(権利義務の承継)

国立大学の法人化の際、現に国が有する権利及び義務のうち、各国立大学法人が行う国立大学を設置しこれを運営するなどの所定の業務に関するものは、当該国立大学法人が承継するとされている。

2 本院の検査結果

(検査の着眼点及び対象)

各国立大学法人は、上記のとおり、法人化に伴って国の会計制度から企業会計原則による会計制度に移行するとともに、その設立時に国から各種の権利及び義務を承継している。

そして、国立大学法人は、前記のように、事後チェックに重点を置くこととされているが、適切にこれを行うためには、業績評価が適正に行わなければならないとされている。この点からも、国立大学法人の会計は、その財政状態及び運営状況に関して、真実な報告を提供するものでなければならない。

また、会計基準では、国立大学法人の会計においては、その処理の原則及び手続を每期継続して適用し、みだりにこれを変更してはならないとされており、正当な理由により変更を行う場合を除き、初年度の会計経理が将来においても適用されることになる。そこで、貴省のほか、国立大学法人北海道大学ほか^(注1)41法人を対象として、国立大学法人が国から承継した各種の権利及び義務が財務諸表等に資産、負債、資本等として適正に計上されているか、法人化後、初年度の期中における会計経理が適正なものとなっているかなどに着眼して検査した。

特に、国の会計制度の下では会計経理上、認識する要のなかった国から承継した貸借物品及びソフトウェア、債権として認識されていなかった未請求の診療報酬債権の資産計上等に重点をおいて、各国立大学法人間で統一的な取扱いが行われているかなどに留意した。これは、国立大学法人は、多数の法人が同種の業務を行うため、当該法人間における会計情報の比較可能性の確保を強く要請されることから、一定の事項については個々に判断するのではなく統一的な取扱いをする必要があるとされているためである。

(検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

(1) 貸借物品について

ア 会計基準等における取扱い

リース取引に係る会計基準については、会計基準により、リース取引をファイナンス・リース取引^(注2)とオペレーティング・リース取引^(注3)の2種類に分け、ファイナンス・リース取引については、通常の売買取引に係る方法に準じて会計処理を行い、オペレーティング・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行うなどとされている。すなわち、ファイナンス・リース取引に該当する場合は、借り手は物

件の取得価額相当額を資産として計上し、賃借料の残存支払額から利息相当額を控除するなどして求めたリース債務を負債として計上することとなり、オペレーティング・リース取引に該当する場合は、賃借料を費用として処理することとなる。

そして、会計基準及び国立大学法人会計基準注解に関する実務指針(平成15年7月国立大学法人会計基準等検討会議。以下「実務指針」という。)によれば、民間企業で実施されているファイナンス・リース契約と実質的に同様のリース契約(例えばコンピュータ機器の契約)が、国の機関等では、単年度契約方式をとっているケースが多くあり、かつ契約解除等の制約条項も記載されていないが、仮にこのような契約が国立大学法人等移行後もとられた場合においては、ファイナンス・リース取引の要件に該当するリース取引か否かで判断して、それに該当すればファイナンス・リース契約として処理することとされている。

イ 国立大学法人における状況

国立大学法人において使用している物品のうち賃借料の大部分を占め、法人化前に同種、同様の賃貸借契約によって調達された、教育研究用、事務用、病院の情報システム等のコンピュータ機器(以下「賃借物品」という。)の資産計上について検査した。

検査の結果、会計実地検査時点において、1年間の賃貸借契約を締結している国立大学法人北海道大学ほか^(注4)40法人がこの契約により使用している賃借物品(16年4月1日現在の残存支払予定額計1067億9833万余円)のうち、これらを資産として計上している国立大学法人が18法人(同514億7630万余円)、計上していない国立大学法人が23法人(同553億2203万余円)見受けられた。その後、取扱いを変更している国立大学法人があり、16事業年度決算において資産として計上している国立大学法人が21法人(同600億5750万余円)、計上していない国立大学法人が19法人(同452億6400万余円)、賃借物品ごとに資産として計上するかを個別に判断した国立大学法人が1法人(同14億7682万余円)となっている。

これらの賃借物品は、入札希望業者が大学の提示した仕様書等を基に技術提案を行い、契約後、数ヶ月にわたってシステムを構築した専用システムであり、すべて新品の機器が納品されていた。また、契約は、すべて単年度契約であるものの、契約の延長が可能なものとなっており、いずれも翌年度以降は初年度の契約を延長することにより継続して物品を賃借しており、契約の方法及び内容もほぼ同様のものではあった。そして、契約解除等の制約条項の有無については、資産として計上するかの判断に関連性は見られなかった。

このように賃借物品を資産として計上している国立大学法人がある一方、計上していない法人も多数見受けられ、会計経理の取扱いが国立大学法人ごとに区々となっているのは、それぞれの国立大学法人において資産計上の実質的な判断が異なっているためであった。

しかし、同種、同様の契約による賃借物品であるのに、会計経理が統一的な取扱いとなっていない状況は、貸借対照表における資産及び負債の計上について国立大学法人間における会計情報の比較可能性が確保されていないものと認められる。

(2) ソフトウェアについて

ア 会計基準等における取扱い

ソフトウェアの資産計上の取扱いについては、国立大学法人会計基準注解(平成15年3月国立大学法人会計基準等検討会議)により、完成品を購入した場合のように、その利用により将来の収益獲得又は費用削減が確実であると認められる場合には、当該ソフトウェアの取得に要した費用に相当する額を無形固定資産として計上しなければならないなどとされている。

イ 国立大学法人における状況

国立大学法人で利用されているソフトウェアには、法人の効率的な運営等に資する目的で利用される事務用ソフトウェアと教育・研究の質的向上等を目的に利用されている教育・研究用ソフトウェアがある。

そこで、法人化前に事務局、附属病院等で使用されていて継続的に国立大学法人の運営に供されている事務用ソフトウェア及び学部、専攻科等で使用されていて教育・研究のための目的に供されている教育・研究用ソフトウェアの資産計上について検査した。

検査の結果、事務用及び教育・研究用ソフトウェアを承継していた国立大学法人北海道大学ほか19法人^(注5)において、事務用ソフトウェアについてはすべての国立大学法人がそのほとんどを資産として計上していたが、教育・研究用ソフトウェア(16年4月現在の承継価額計8億8093万余円)については、そのすべてを資産として計上している国立大学法人が10法人(同7億3292万余円)、一部計上している1法人を含め計上していない国立大学法人が10法人(同1億4801万余円)見受けられた。その後、取扱いを変更している国立大学法人があり、16事業年度決算において教育・研究用ソフトウェアを資産として計上している国立大学法人が4法人(同2074万余円)、一部計上している2法人を含め計上していない国立大学法人が16法人(同8億6019万余円)となっている。

このように教育・研究用ソフトウェアを資産として計上している国立大学法人がある一方、計上していない法人も見受けられ、利用目的が同じ教育・研究用のソフトウェアであるのに、会計経理が統一的な取扱いとなっていない状況は、貸借対照表における資産の計上について国立大学法人間における会計情報の比較可能性が確保されていないものと認められる。

(3) 診療報酬債権について

ア 未請求の診療報酬債権

国立大学法人は、その設置する大学の附属病院において、臨床医学の教育・研究を行うほか、保険医療機関として患者の診療を行っている。保険医療機関は、診療報酬として医療に要する費用を算定し、患者負担分を除き、医療保険制度に係るものは保険者に、老人保健制度に係るものは市町村に、公費負担医療制度に係るものは都道府県又は市町村に、それぞれ請求することとなっている。

このうち保険者等に対する請求は、診療報酬の明細を明らかにした診療報酬明細書(以下「レセプト」という。)を診療報酬請求書に添付して、社会保険診療報酬支払基金又は国民健康保険団体連合会(以下「審査支払機関」という。)に毎月1回、患者を診療した日の属する月(以下「診療月」という。)の翌月10日までに送付することによって行われる。その後、審査支払機関及び保険者等はレセプト等に基づき請求内容を審査点検し、

その結果を保険医療機関に診療月の翌々月までに通知し、保険医療機関は認容されたものについて審査支払機関から支払を受ける。

しかし、診療報酬の額は確定したものの、レセプトの作成等に時間を要するなどして、審査支払機関にレセプトを送付することを保留する場合(以下、送付を保留したレセプトを「保留レセプト」という。)があり、これらは、後日、審査支払機関に送付される。

また、審査支払機関にレセプト等を送付したものの、審査支払機関や保険者等の審査点検によって、レセプトの内容に不備があるなどの事態が判明して、送付済みのレセプトが保険医療機関に返戻される場合がある。この返戻されたレセプトは、内容の不備等を調査修正して、後日、審査支払機関に再度送付されるが、調査修正に時間を要するなどして、返戻された月の翌月 10 日までに再度送付することを保留する場合(以下、送付を保留した返戻レセプトを「返戻保留レセプト」という。)がある。

イ 国立大学法人における状況

法人化前の国立大学においては、診療報酬債権については審査支払機関からの支払決定額をもって債権として計上していたため、保留レセプト及び返戻保留レセプト(以下「保留レセプト等」という。)に係る診療報酬債権は国の債権として認識されていなかった。しかし、国立大学法人においては、診療報酬債権について、実務指針により実現主義の原則から診療行為を行った時に認識することとされているため、保留レセプト等に係る診療報酬債権も資産(未収金)及び収益(病院収益)として計上することになる。そこで、このような未請求の診療報酬債権の資産及び収益(以下「資産等」という。)への計上について検査した。

検査の結果、附属病院を設置している国立大学法人北海道大学ほか^(注6)29 法人における未請求の診療報酬債権の資産等への計上は次のような状況となっていた。

(ア) 計上していないもの

返戻保留レセプトに係る診療報酬債権を資産等として計上していない国立大学法人が5 法人見受けられた。このうち4 法人において16 事業年度末に計上されていない返戻保留レセプトに係る診療報酬債権は計4 億4861 万余円となっており、1 法人は16 事業年度末における返戻保留レセプトに係る診療報酬債権の金額が不明となっている。

(イ) 計上しているもの

保留レセプト等に係る診療報酬債権を資産等として16 事業年度末に計上している国立大学法人のうち、期末にしか計上していないものが保留レセプトについては12 法人、返戻保留レセプトについては16 法人見受けられた。これらの法人における16 事業年度末の保留レセプト等に係る診療報酬債権は計41 億3047 万余円となっている。

そして、期中から毎月計上している国立大学法人が保留レセプトについては5 法人、返戻保留レセプトについては1 法人見受けられた。これらの法人における16 事業年度末の保留レセプト等に係る診療報酬債権は計24 億0798 万余円となっている。

また、期首から毎月計上している国立大学法人が保留レセプトについては13 法

人、返戻保留レセプトについては8法人見受けられた。これらの法人における16事業年度末の保留レセプト等に係る診療報酬債権は計46億4052万余円となっている。

このように、国立大学法人北海道大学ほか29法人において、未請求の診療報酬債権を資産等に計上している国立大学法人がある一方、計上していない法人も見受けられ、会計経理の取扱いが国立大学法人ごとに区々となっている16事業年度末の診療報酬債権は合計116億2759万余円に上っている。

しかし、計上すべき債権であるのに計上しておらず、会計経理が統一的な取扱いとなっていない状況は、貸借対照表における資産及び損益計算書における収益の計上について国立大学法人間における会計情報の比較可能性が確保されていないものと認められる。

また、資産等を計上する時期についても、診療自体が既に行われており、回収の確実性が明らかである保留レセプト等に係る診療報酬債権は、実現主義の原則に基づけば診療時点の資産等として毎月計上することになるが、前記のとおり、国立大学法人ごとに区々となっていた。

(改善を必要とする事態)

上記(1)から(3)のように、国立大学法人ごとに財務諸表等の資産計上等の会計経理の取扱いが区々となっていたり、計上すべきものが計上していなかったりしている事態が見受けられ、会計基準等が求めている会計情報の比較可能性が十分に確保されていないなどの状況は改善の要があると認められる。

(発生原因)

このような事態が生じているのは、貴省において、一定の事項については、会計情報の比較可能性の確保という視点から、各国立大学法人が会計経理を行うに際して統一的な取扱いを行うための指針等の整備及び企業会計原則等の理解の促進のための情報提供が必要であるのに、これらを十分に行っていなかったことなどによると認められる。

3 本院が表示する改善の意見

国立大学法人は、大学の教育研究に対する国民の要請にこたえとともに、我が国の高等教育及び学術研究の水準の向上と均衡ある発展を図るため、国立大学を設置して教育研究を行うことを目的として設立されたものであり、その目的に資しているかの説明責任を国民及び社会に果たし、同時に業務実績の適正な評価を得るため、正確な財務情報を開示することが求められている。上記の目的を達成するため、今後は各国立大学法人において多種多様な運営が行われることが考えられるが、これに伴い、従来とは異なる新たな会計経理も必要になるものと思料されることから、一定の事項については必要に応じて統一的な取扱いが行われ会計情報の比較可能性が確保されるよう、関係機関の調整をするとともに、適切な会計経理が行われるよう貴省による取組がより一層重要になると認められる。

については、会計経理に相違が生じることのないよう、貴省において、実務指針をより明確なものとするよう国立大学法人会計基準等検討会議に諮るなど指針等の整備を行うことも含め、統一的な取扱い及び適切な処理を行うための情報提供を積極的に行うなどして、今後の国立大学法人の適正かつ健全な会計経理を一層推進する必要があると認められる。

(注1) 国立大学法人北海道大学ほか41法人 北海道、北海道教育、旭川医科、弘前、東北、宮城教育、秋田、筑波、千葉、東京、東京医科歯科、東京外国語、東京農工、

東京工業、電気通信、横浜国立、金沢、福井、山梨、岐阜、静岡、名古屋、愛知教育、名古屋工業、京都、大阪、神戸、奈良教育、奈良女子、鳥取、広島、山口、徳島、香川、高知、九州、佐賀、長崎、熊本、宮崎、鹿児島、琉球各大学の各国立大学法人

- (注2) ファイナンス・リース取引 リース契約に基づくリース期間の中途において当該契約を解除することができないリース取引又はこれに準ずるリース取引で、借り手が、当該契約に基づき使用する物件(以下「リース物件」という。)からもたらされる経済的便益を実質的に享受することができ、かつ、当該リース物件の使用に伴って生じるコストを実質的に負担することとなるリース取引をいう。
- (注3) オペレーティング・リース取引 ファイナンス・リース取引以外のリース取引をいう。
- (注4) 国立大学法人北海道大学ほか40法人 北海道、北海道教育、旭川医科、弘前、東北、宮城教育、秋田、筑波、千葉、東京、東京医科歯科、東京外国語、東京農工、東京工業、電気通信、横浜国立、金沢、福井、山梨、岐阜、静岡、名古屋、愛知教育、名古屋工業、京都、大阪、神戸、奈良女子、鳥取、広島、山口、徳島、香川、高知、九州、佐賀、長崎、熊本、宮崎、鹿児島、琉球各大学の各国立大学法人
- (注5) 国立大学法人北海道大学ほか19法人 北海道、旭川医科、秋田、千葉、東京工業、電気通信、金沢、静岡、大阪、神戸、奈良教育、奈良女子、鳥取、広島、山口、香川、高知、長崎、熊本、宮崎各大学の各国立大学法人
- (注6) 国立大学法人北海道大学ほか29法人 北海道、旭川医科、弘前、東北、秋田、筑波、千葉、東京、東京医科歯科、金沢、福井、山梨、岐阜、名古屋、京都、大阪、神戸、鳥取、広島、山口、徳島、香川、高知、九州、佐賀、長崎、熊本、宮崎、鹿児島、琉球各大学の各国立大学法人

本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項

- (1) 私立の高等学校等及び専修学校における私立学校施設整備事業等が適切に執行等されるよう改善させたもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)文部科学本省 (項)私立学校助成費 〔平成12年度以前は、 (組織)文部本省 (項)私立学校助成費〕
部局等の名称	文部科学本省(平成13年1月5日以前は文部本省)、北海道ほか23都府県
補助の根拠	予算補助
補助事業	私立学校施設整備事業等
補助事業の概要	私立の高等学校等又は専修学校を設置する学校法人が施設の高機能化等整備事業又は設備の整備事業を実施する場合に、当該学校法人に対して、その経費の一部を補助するもの

補助事業者 (事業主体)	(1) 補助事業が適切に執行されていなかった学校法人数	21 学校法人(平成 11 年度～16 年度)
	(2) 文部科学省において国庫補助金の交付決定等の手続が適切に行われていなかった学校法人数	198 学校法人(平成 11 年度～16 年度)
上記に係る施設 又は設備整備の 事業費	(1) 12 億 2057 万円	
	(2) 123 億 3203 万円	
上記に対する国 庫補助金	(1) 5 億 6071 万円	
	(2) 49 億 3730 万円	

1 制度の概要

(補助事業の概要)

文部科学省は、我が国の学校教育において重要な役割を果たしている私立学校の振興の一環として、高等学校等又は専修学校^(注1)(専門課程に限る。以下同じ。)を設置する学校法人又は準学校法人(以下、これらを併せて「学校法人」という。)が施設の高機能化等整備事業又は IT 教育設備若しくは情報処理関係設備等の整備事業を実施する場合に、当該学校法人に対し、その事業に必要な経費について都道府県が支出に関する事務を行って、私立学校施設整備費補助金又は私立大学等研究設備整備費等補助金(以下、これらを併せて「国庫補助金」という。)を交付している。

このうち、私立学校施設整備費補助金は、「私立学校施設整備費補助金(私立学校教育研究装置等施設整備費(私立高等学校等施設高機能化整備費))交付要綱」(平成 13 年文部科学大臣裁定)等に基づき、高等学校等又は専修学校の教育の充実と質的向上を図ることなどを目的として、教育内容・方法の改善のために行う多目的室等の施設(以下「施設」という。)の高機能化等整備事業に要する経費の一部について国が補助するものである。そして、文部科学省は、この事業を実施する学校法人に対し、平成 11 年度から 16 年度までに 143 億 4402 万余円の国庫補助金を交付している。

また、私立大学等研究設備整備費等補助金は、「私立大学等研究設備整備費等補助金(私立高等学校等 IT 教育設備整備推進事業費)交付要綱」(平成 14 年文部科学大臣決定)等に基づき、高等学校等又は専修学校の IT 教育の充実を図ることなどを目的として、教育用コンピュータ等の設備(以下「設備」という。)の購入に要する経費の一部について国が補助するものである。そして、文部科学省は、この事業を実施する学校法人に対し、11 年度から 16 年度までに 152 億 8300 万余円の国庫補助金を交付している。

上記の各交付要綱等において、補助事業の対象は、設備の購入に要する経費であること、当該会計年度内に契約締結のうえ納入が完了されるものであることなどとされている。

(施設及び設備の財産処分の手続、管理等)

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和 30 年法律第 179 号)において、補助事業者等は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した政令で定める財産を各省各庁の長の承認を受けないで、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならないとされている。そして、前記の各交付要綱において、補助

事業者である学校法人は、補助事業により取得し又は効用の増加した財産(以下「取得財産等」という。)を処分を制限された期間内に処分しようとするときは、あらかじめ文部科学大臣の承認を受けなければならないとされている。

また、前記の各交付要綱において、学校法人は、取得財産等を、補助事業の完了後においても善良なる管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従ってその効率的運用を図らなければならないとされている。

(注1) 専修学校 学校教育法(昭和22年法律第26号)において、職業若しくは実際生活に必要な能力を育成し又は教養の向上を図ることを目的として組織的な教育を行う施設である。専門課程は、高等学校を卒業した者等に対して高等学校における教育の基礎の上に教育を行うものとするとしている。

2 検査の結果

(検査の着眼点)

前記のとおり、文部科学省は、私立の高等学校等又は専修学校の施設又は設備の整備を行う学校法人に対し、都道府県が支出に関する事務を行って、毎年度多額の国庫補助金を交付している。

そこで、このような学校法人が実施した本件補助事業が適切に執行されているかなどに着眼して検査した。

(検査の対象)

(注2) 北海道ほか23都府県の215学校法人271校において、11年度から16年度までに本件補助事業により整備された施設又は設備(補助対象事業費134億1582万余円、国庫補助金54億4523万余円)を対象として検査した。

(検査の結果)

検査したところ、補助事業が適切に執行されていなかった事態が、北海道ほか23都府県の121学校法人139校(補助対象事業費12億2057万余円、国庫補助金5億6071万余円)で、また、文部科学省において国庫補助金の交付決定等の手続が適切に行われていなかった事態が、北海道ほか22都府県(注3)の198学校法人248校(補助対象事業費123億3203万余円、国庫補助金49億3730万余円)で、それぞれ見受けられた。

これらを態様別に示すと次のとおりである((1)、(2)の態様には事態が重複しているものがある。)

(1) 補助事業が適切に執行されていなかったもの(ア、ウ、エの態様には事態が重複しているものがある。)

24 都道府県	121 学校法人(139 校)	〔補助対象事業費 12 億 2057 万余円〕 〔国庫補助金 5 億 6071 万余円〕

ア 補助の対象とならない事業等を補助の対象としていたもの

23 都道府県	62 学校法人(73 校)	〔補助対象事業費 3 億 9878 万余円〕 〔国庫補助金 1 億 9073 万余円〕

これらは、学校法人において、補助事業年度の前年度に既に自力により事業を完了していたり、購入に当たらないリース契約等によりパーソナルコンピュータ(以下「パソコン」という。)等の設備を整備していたりなどして、補助の対象とならないのに国庫補助金の交付を受けていたものである。

<事例1>

A学校法人は、平成14年度にパソコン等の整備事業を補助対象事業費1455万余円(国庫補助金727万余円)で実施しており、14年4月に販売業者と契約を締結して納品を受け、検収を行い事業が完了した後、同月に支払を行ったとして実績報告書を提出し、これにより国庫補助金の交付を受けていた。

しかし、実際は、同学校法人は、上記事業のうちパソコン本体等(補助対象事業費相当額1437万余円(国庫補助金相当額718万余円))について、補助事業年度の前年度である13年12月に契約を締結し、同月及び14年1月に納品を受け、同年2月及び3月に支払を行っていて、既に自力により事業を完了していた。

- イ 実績報告書の内容が実際に実施された事業の内容と異なっていて国庫補助金が過大に交付されていたもの

10 道県	12 学校法人(12校)	補助対象事業費	1699 万余円
		国庫補助金	782 万余円

これらは、学校法人において、実際には購入していない設備の経費を実績報告書に計上していたり、実績報告書に計上した補助対象事業費よりも実際には低額で事業を実施していたりしていたのに、これを補助対象事業費に含めていたため、国庫補助金が過大に交付されていたものである。

- ウ 整備された施設又は設備が文部科学大臣の承認を受けずに処分されるなどしていたもの

13 都道府県	49 学校法人(52校)	補助対象事業費	5 億 3127 万余円
		国庫補助金	2 億 3859 万余円

これらは、学校法人において、補助事業で整備した施設又は設備を財産の処分制限期間経過前であるにもかかわらず、文部科学大臣の承認を受けずに貸し付けたり、目的外に使用したり、廃棄したりするなどしていたものである。

<事例2>

B学校法人は、平成11年度から14年度までにパソコン等の整備事業を補助対象事業費計7662万余円(国庫補助金計3831万余円)で実施していた。

しかし、同学校法人は、文部科学大臣の承認を受けずに、パソコン95台等を15年4月から逐次地方公共団体の一般事務用等として貸し付けたり、パソコン2台等を16年4月から専ら職員の一般事務用として目的外に使用したりしていた(補助対象事業費相当額1265万余円(国庫補助金相当額632万余円))。

- エ 整備された施設又は設備が利用されていなかったもの

15 都道府県	49 学校法人(56校)	補助対象事業費	2 億 9105 万余円
		国庫補助金	1 億 3218 万余円

これらは、学校法人において、補助事業で整備した空調機、パソコン等を、当初から利用していなかったり、授業で利用しなくなったため倉庫等に保管したまま利用していなかったりして有効活用していなかったものである。

- (2) 文部科学省において国庫補助金の交付決定等の手続が適切に行われていなかったもの

23 都道府県	198 学校法人(248校)	補助対象事業費	123 億 3203 万余円
		国庫補助金	49 億 3730 万余円

これらは、文部科学省において、補助事業に係る内定通知の多くを補助事業年度末である2月又は3月に行っており、また、学校法人が内定通知に先立って事業を実施した場合にはその内容について同省の監督が及ばないのに、当該会計年度内に事業に着手していれば内定通知前に自力により事業完了等したのものについても補助の対象として交付決定を行っていたものである。

<事例3>

C学校法人において、平成15年度にパソコン等の整備事業を実施しており、これに係る契約の締結を15年7月1日、パソコン等の納入を同月31日、検収を同年8月5日に行っていて既に自力により事業を完了していたのに、文部科学省において、本件事業を国庫補助事業として採択することとし、内定通知を16年3月24日に行い、交付決定通知を同月30日に行っていた。

(発生原因)

このような事態が生じていたのは、次のことによると認められた。

- (1) 補助事業が適切に執行されていなかったものについて
 - ア 学校法人において、各交付要綱等に定められた補助の対象となる事業の範囲、整備された施設又は設備の適切な管理、有効活用及び財産処分の手続についての認識が十分でなかったこと
 - イ 都道府県において、学校法人から提出された実績報告書の審査、現地調査等が十分でなかったこと
 - ウ 文部科学省において、①学校法人に対し、各交付要綱等において補助の対象となる事業の範囲を示していたものの、その内容が必ずしも明確でなかったり、整備された施設又は設備の適切な管理、有効活用及び財産処分の手続についての指導が十分でなかったりしたこと、②都道府県に対し、実績報告書の審査、現地調査等を徹底するよう十分指導していなかったこと
- (2) 文部科学省において国庫補助金の交付決定等の手続が適切に行われていなかったものについて

文部科学省において、補助事業を適切に執行する認識が欠けていたため、国庫補助金の交付決定等の手続に当たり、長年にわたって不適切な取扱いを続けていたこと

3 当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、文部科学省では、補助事業が適切に行われていなかった事態について国庫補助金の返還措置等を講ずるとともに、17年9月に都道府県に対し通知を発し、同年10月に同省主催の会議を開催するなどして同通知の周知徹底を図ることとし、もって補助事業が適切に執行等されるよう次のような処置を講じた。

- (1) 補助事業が適切に執行されていなかったものについて
 - ア 学校法人に対し、補助の対象となる事業の範囲を明確に示すとともに、補助事業により整備された施設又は設備については、善良な管理者の注意をもって適切に管理し、補助金交付の目的に従って有効活用を図り、また、これらの財産の処分を行う際には、あらかじめ文部科学大臣の承認が必要であることなどについて指導を行い、あわせて、これらの有効活用及び財産処分に係る具体的な事例を示した。
 - イ 都道府県に対し、実績報告書の審査、現地調査等を行う場合に必要となる確認事項を

示すとともに、実際の補助事業の内容に基づいて実績報告が行われているかを十分確認するよう指導した。

- (2) 文部科学省において国庫補助金の交付決定等の手続が適切に行われていなかったものについて

文部科学省において、前記のとおり補助事業年度末の2月又は3月に多く行っていた内定通知を7月下旬を目途に早めるとともに、学校法人が内定通知前に自力により事業に着手している場合には、原則として国庫補助事業として採択しないこととした。

(注2) 北海道ほか23都府県 東京都、北海道、京都、大阪両府、埼玉、千葉、長野、静岡、愛知、奈良、岡山、広島、徳島、香川、愛媛、高知、福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄各県

(注3) 北海道ほか22都府県 東京都、北海道、京都、大阪両府、埼玉、千葉、長野、静岡、愛知、奈良、岡山、広島、香川、愛媛、高知、福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄各県

- (2) 国宝重要文化財等保存整備費補助金の交付を受けて実施した発掘調査事業により発掘された埋蔵文化財の保存に係る取扱いを適切に行うとともに、当該補助事業を適正に執行するよう改善させたもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)文化庁 (項)文化財保存事業費
部局等の名称	文化庁
補助の根拠	文化財保護法(昭和25年法律第214号)
補助事業の概要	埋蔵文化財の発掘調査を行う事業主体に対してその経費の一部を補助するもの
検査の対象とした事業主体	都、道、府2、県18、市278、特別区15、町370、村51、事務組合 1、計737事業主体
埋蔵文化財の保存に係る取扱いが適切に行われていなかった事業主体数及び補助事業が適正に執行されていない事業主体数	(1) 埋蔵文化財の保存に係る取扱いが適切に行われていなかったもの 624事業主体(平成元年度～15年度) (2) 補助事業が適正に執行されていないもの 46事業主体(平成元年度～16年度)
上記に係る発掘調査の事業費	(1) 282億1200万円 (2) 5899万円
上記に対する国庫補助金	(1) 143億4222万円 (2) 3252万円

1 制度の概要

(埋蔵文化財の発掘調査)

文化庁は、文化財保護法(昭和25年法律第214号。以下「法」という。)に基づき、文化財を保存し、かつ、その活用を図り、もって国民の文化的向上に資することなどを目的として諸施策を講じている。

そして、この文化財の中には土地に埋蔵されている文化財(以下「埋蔵文化財」という。)がある。埋蔵文化財は、貝づか、古墳、住居跡等の遺跡及びこれら遺跡から発見される土器、石器、陶磁器等であるとされている。

埋蔵文化財は発掘調査により初めてその有無及び価値が判明するものであり、地方公共団体は、埋蔵文化財について調査する必要があると認めるときは、埋蔵文化財を包蔵すると認められる土地の発掘調査を行うことができるとされている。発掘調査には、試掘調査、確認調査及び本発掘調査がある。このうち、試掘調査は埋蔵文化財の有無を確認するために行う部分的な発掘調査であり、確認調査は埋蔵文化財を包蔵する土地の範囲、内容等を把握するために行う部分的な発掘調査である。そして、本発掘調査は、現状のまま保存することができなくなった埋蔵文化財についてその記録を作成するために行う発掘調査であり、本発掘調査を行う場合は試掘調査又は確認調査により遺跡の内容等を十分に把握した上で行う必要があるとされている。

(国庫補助金の概要)

文化庁は、法の規定及び「埋蔵文化財緊急調査費国庫補助要項」(昭和54年文化庁長官裁定)等に基づき、埋蔵文化財の実態を把握し適切な保存を行うことを目的として、発掘調査を行う地方公共団体(以下「事業主体」という。)に対して、これに要する経費の一部として国宝重要文化財等保存整備費補助金(以下「国庫補助金」という。)を交付している。

国庫補助金の補助対象経費は、発掘調査の各作業のうち、①現地における発掘調査作業に要する経費、②土器、石器、陶磁器等の出土品の洗浄、復元等の整理作業に要する経費、③発掘調査の成果を記録した発掘調査報告書(発掘調査報告書に先立って作成される概要報告書を含む。以下同じ。)の作成に要する経費等とされている。

また、補助事業の対象となる発掘調査の範囲は、発掘調査のうち試掘調査又は確認調査とされている。一方、本発掘調査については、原則として埋蔵文化財の現状保存を不可能とした原因者がその経費を負担することとされているが、個人住宅の建設等その原因者に経費負担を求めることが困難な場合には補助事業の対象とするとされている。

そして、上記の補助事業に係る平成元年度から16年度までの予算額は総額469億1243万余円となっている。

(埋蔵文化財の保存に係る取扱い)

発掘調査で発見された出土品については、法及び遺失物法(明治32年法律第87号)において、これを発見した地方公共団体が警察署長に当該出土品又は発見届を提出し、警察署長は出土品が文化財と認められるときは直ちにこれを都道府県等の教育委員会に提出しなければならないなどとされている。都道府県等の教育委員会は、これが文化財であるかどうかを鑑査し、歴史上又は学術上価値の高いものなどである場合、当該出土品は文化財であると認定されることとなる。

また、文化庁は、地方公共団体に対し、埋蔵文化財の保存に係る取扱いを適切に行って出土品の公開・展示等の活用に向けた取組を行うよう、次のような指導助言を行っている。

ア 出土品の整理作業については、出土品の形状、歴史的価値等を把握したり、その活用の必要の有無を区分したりするため、発掘調査作業終了後、早期に洗浄を行うなどすること、また、出土品の名称、数量、出土遺跡、保管場所等に関する記録(以下、これらを記録した台帳を「管理台帳」という。)を作成すること

イ 発掘調査報告書の作成については、発掘調査のうち特に、本発掘調査、重要遺跡の確認調査、学術目的で行う確認調査等は、その内容を後世に残すために同報告書を作成する必要があること、また、発掘調査作業終了後は、その成果を国民が共有し活用できるように同報告書の早期作成とその配付に努めること

(発掘調査の体制等)

全国の発掘調査に係る費用は、元年度に約 720 億円であったものが、9 年度には約 1320 億円とピークに達した後、15 年度は約 960 億円と大きく減少している。一方、発掘調査に携わる地方公共団体等の専門職員数は、元年度に約 4,000 名であったものが、9 年度には約 6,480 名、15 年度は約 7,070 名と増加しており、発掘調査体制の充実が図られている。

このように近年、発掘調査費用の減少に比べて発掘調査に携わる専門職員数が増加している状況は、地方公共団体におけるこれまでの発掘調査作業を中心とする体制から埋蔵文化財の適切な保存及び活用を図る体制へ移行する機会であるとされている。

2 検査の結果

(検査の着眼点)

近年における上記のような状況は、これまでの発掘調査作業を中心とする体制から埋蔵文化財の適切な保存及び活用を図る体制へ移行する機会であるとされていることから、毎年度国庫補助金の交付を受けて実施している発掘調査事業について、事業主体において、補助事業により発掘された埋蔵文化財の保存に係る取扱いが適切に行われその活用に向けた取組がなされているか、また、発掘調査に係る補助事業が適正に執行されているかに着眼して検査した。

(検査の対象)

北海道ほか 21 都府県 737 事業主体において、元年度から 16 年度までに国庫補助金の交付を受けて実施した発掘調査事業(補助対象事業費 412 億 7933 万余円、国庫補助金 208 億 3634 万余円)を対象として検査した。

(検査の結果)

検査したところ、事業主体が発掘した埋蔵文化財の全部又は一部についてその保存に係る取扱いが適切に行われていなかった事態が、北海道ほか 21 都府県 624 事業主体(補助対象事業費 282 億 1200 万余円、国庫補助金 143 億 4222 万余円)で、また、補助事業が適正に執行されていなかった事態が、埼玉県ほか 13 府県 46 事業主体(補助対象事業費 5899 万余円、国庫補助金 3252 万余円)で、それぞれ見受けられた。

これらを態様別に示すと次のとおりである((1)、(2)の態様には事態が重複しているものがある。)

(1) 埋蔵文化財の保存に係る取扱いが適切に行われていなかったもの

22 都道府県	624 事業主体	〔補助対象事業費 282 億 1200 万余円〕 〔国庫補助金 143 億 4222 万余円〕
---------	----------	----------------------------------------------------

これらは、出土品について文化財の認定を受けていなかったり、整理作業が行われていなかったり、発掘調査報告書が発掘調査作業終了後速やかに作成されていなかったりなどして、埋蔵文化財の保存に係る取扱いが適切に行われていないものであり、ひいては埋蔵文化財の活用が図られなくなるおそれがあるものである。

ア 出土品に係る文化財の認定を受けていないままとなっていたもの

22 都道府県 450 事業主体

これらは、事業主体が、発掘調査事業において出土品を発見したにもかかわらず、長期間にわたりその発見届を警察署長に提出していなかったことなどから、出土品が文化財の認定を受けていないままとなっていたものである。

イ 出土品について整理作業が行われていなかったもの

21 都道府県 462 事業主体

これらは、発掘調査事業において発見された出土品について、長期間にわたり、その整理作業のうち、洗浄すら行われていなかったもの又は管理台帳が作成されていなかったものなどである。このうち特に18事業主体では、管理台帳が作成されていなかったなどのため、会計実地検査時において出土品の検索が不可能であった。

ウ 発掘調査報告書が発掘調査作業終了後速やかに作成されていなかったり、発掘調査報告書を作成したのに配付していなかったりなどしていたもの

22 都道府県 295 事業主体

これらは、205事業主体において下表のとおり発掘調査事業のうち発掘調査報告書の作成が必要とされている本発掘調査、重要遺跡の確認調査、学術目的で行う確認調査等で発掘調査作業終了後速やかに発掘調査報告書を作成していなかったものであり、また、81事業主体において発掘調査事業で作成した発掘調査報告書を1年以上配付していなかったものなどであり、この中には10年以上配付していなかったものも見受けられた。

表 発掘調査報告書が作成されていなかった期間

発掘調査報告書の未作成期間	14 } 16	13 } 14	12 } 13	11 } 12	10 } 11	9 } 10	8 } 9	7 } 8	6 } 7	5 } 6	4 } 5	3年以上 4年未満
事業主体数	46	8	9	11	14	12	10	15	13	24	22	21
計	205											

(注) 「事業主体数」欄は、当該事業主体において、発掘調査報告書を作成していないものが複数ある場合があるが、この場合は最長のもので記載した。

(2) 補助事業が適正に執行されていなかったもの

14 府県 46 事業主体

補助対象事業費	5899 万余円
国庫補助金	3252 万余円

ア 実績報告書で作成したとしていた発掘調査報告書が実際には作成されていなかったり、補助事業年度内に作成が完了していなかったりしていたもの

11 府県 33 事業主体

これらは、事業主体において、実際には作成していなかった発掘調査報告書を印刷・製本したとしてこれに要する経費を実績報告書に計上し、これに係る国庫補助金が過大に交付されていたり、発掘調査報告書の作成が補助事業年度内には完了していなかったのに実績報告書では年度内に完了したとしていたりしていたものである。

イ 補助事業の対象にならないものを補助事業の対象としていたもの

7 県 13 事業主体

これらは、本発掘調査の原因者にその経費負担を求めることが適切であったのに、これについての事業主体の理解が不足していたり、文化庁における交付決定の際又は都道

府県における実績報告書の審査が十分でなかったりしていたため、事業主体において補助事業として実施し、これに係る国庫補助金が過大に交付されていたものなどである。

このように、事業主体において、埋蔵文化財の保存に係る取扱いが適切に行われておらず、ひいては埋蔵文化財の活用が図られなくなるおそれがあったり、補助事業が適正に執行されていなかったりしている事態は適切とは認められず、改善の要があると認められた。

(発生原因)

このような事態が生じていたのは、次のことによると認められた。

ア 事業主体において、埋蔵文化財の保存に係る取扱い及びその活用に向けた取組についての認識が十分でなかったり、埋蔵文化財の保存・活用に係る具体的な事例等の情報の把握に努めていなかったり、補助事業を適正に執行することについての認識が十分でなかったりしていたこと

イ 都道府県において、事業主体から提出された実績報告書の審査が十分でなかったこと

ウ 文化庁において、埋蔵文化財の保存に係る取扱いを適切に行ってその活用に向けた取組を図るよう事業主体に対し指導助言してはいたものの、事業主体に対する意識の喚起や具体的な事例の紹介等による情報の提供が十分でなかったこと。また、事業主体が補助事業を適正に執行することについての指導助言及び周知徹底が十分でなかったり、都道府県に対し実績報告書の審査を徹底するよう十分指導助言していなかったり、交付決定に際しての審査が十分でなかったりしていたこと

3 当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、文化庁では、補助事業が適正に執行されていなかったものについて事業主体から国庫補助金を返還させるなどするとともに、事業主体における埋蔵文化財の保存に係る取扱いが適切に行われ、補助事業の適正な執行が図られるよう、次のような処置を講じた。

ア 17年9月に各都道府県に対し次の内容の通知を発するとともに、同庁主催の全国会議等においてその周知徹底を図ることとした。

(ア) 事業主体に対し、埋蔵文化財の保存に係る取扱い及びその活用に向けた取組についての意識を喚起させるとともに、十分な情報提供を行うこととし埋蔵文化財の保存・活用に係る具体的な事例集を作成して配付した。

(イ) 事業主体に対し、埋蔵文化財の保存・活用を図るための補助事業を積極的に活用し、出土品の整理作業及び出土品の活用を促進するよう指導助言した。

(ウ) 事業主体に対し、補助事業を適正に執行するよう指導助言するとともに周知徹底を図り、また、都道府県に対し実績報告書の審査を適切に行うよう指導助言した。

イ 国庫補助金の交付決定に際し補助事業の対象となるかの審査を十分に行うこととした。

(注1) 北海道ほか21都府県 東京都、北海道、京都、大阪両府、埼玉、千葉、長野、静岡、愛知、滋賀、奈良、岡山、徳島、香川、愛媛、高知、福岡、佐賀、長崎、熊本、宮崎、沖縄各県

(注2) 埼玉県ほか13府県 大阪府、埼玉、長野、静岡、愛知、滋賀、奈良、高知、福岡、佐賀、長崎、熊本、宮崎、沖縄各県

(3) 国立大学法人に帰属する承継財産の数量及び価額を適正なものに是正させたもの

会 計 名	国立学校特別会計
部局等の名称	文部科学本省
承継財産の概要	国立大学法人の成立の際現に国が有する権利及び義務で国立大学法人が承継した権利及び義務のうち、権利及び義務の承継の際出資があったものとされる財産
承継財産の価額が過小になっていた件数及び金額	17,711 件 237 億 5726 万円 (28 国立大学法人に帰属する承継財産)
承継財産の価額が過大になっていた件数及び金額	6,858 件 166 億 6233 万円 (27 国立大学法人に帰属する承継財産)

1 制度の概要

(国立大学法人の設立)

国立大学法人法(平成 15 年法律第 112 号。以下「法人法」という。)に基づき、平成 16 年 4 月 1 日、大学の教育研究に対する国民の要請にこたえとともに、我が国の高等教育及び学術研究の水準の向上と均衡ある発展を図るため、国立大学を設置して教育研究を行う国立大学法人北海道大学ほか 88 国立大学法人(以下「89 国立大学法人」という。)が設立された。

これに伴い、同日、国立学校設置法(昭和 24 年法律第 150 号)が廃止され、これまでは同法の定めるところにより文部科学省の施設等機関として設置されてきた国立大学(以下「法人化前の国立大学」という。)は、国立大学法人が設置する国立大学となった。

(権利義務の承継等)

(1) 国が有する権利義務の承継

国立大学法人の成立の際現に国が有する権利及び義務のうち、各国立大学法人が行う国立大学の設置、運営等の所定の業務に関するものは、当該国立大学法人が承継するとされている。

そして、各国立大学法人は、法人法附則第 9 条第 1 項及び国立大学法人法施行令(平成 15 年政令第 478 号。以下「施行令」という。)附則第 3 条の規定に基づき、次のような権利及び義務を承継した。

- ① 法人化前の国立大学に所属する土地、建物、立木竹、工作物、船舶及び航空機(以下「土地・建物等」という。)のうち、文部科学大臣が財務大臣に協議して各国立大学法人ごとに指定するものに関する権利及び義務
- ② 国立大学法人の成立の際現に法人化前の国立大学に使用されている物品のうち、文部科学大臣が指定するものに関する権利及び義務
- ③ 国立大学法人の業務に関し国が有する権利及び義務のうち①及び②に掲げるもの以外のものであって、文部科学大臣が指定するもの以外のもの

(2) 出資の対象

各国立大学法人が上記の権利及び義務を承継したときは、当該国立大学法人に承継され

る権利に係る財産で施行令で定めるもの(以下「承継財産」という。)の価額の合計額から、承継される義務に係る負債で法人法及び施行令で定めるもの(以下「承継負債」という。)の価額の合計額を差し引いた額に相当する金額は、政府から当該国立大学法人に対し出資されたものとするとしている。

そして、承継財産及び承継負債については、次のように定められている。

ア 承継財産について

- ① 土地・建物等のうち、文部科学大臣が財務大臣に協議して各国立大学法人ごとに指定するもの
- ② 法人化前の国立大学に所属する地上権、地役権及び鉱業権(以下「地上権等」という。)
- ③ 国立大学法人の設立に伴い廃止される前の国立学校特別会計法(昭和39年法律第55号)第7条の規定による財政融資資金借入金、及び日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法(昭和62年法律第86号)第7条第6項の規定による産業投資特別会計社会資本整備勘定(以下「社会資本整備勘定」という。)から旧国立学校特別会計(以下「旧特別会計」という。)への繰入金(以下「NTT無利子貸付金」という。)を財源として整備した物品(以下「出資物品」という。)

イ 承継負債について

- ① 独立行政法人国立大学財務・経営センター(以下「センター」という。)が承継した旧特別会計の財政融資資金借入金債務のうち、国立大学法人がセンターに対して負担することとされる、当該国立大学法人の附属病院に係る施設及び設備の整備に要した部分として文部科学大臣が定める債務に相当する額の債務
- ② 社会資本整備勘定から旧特別会計へのNTT無利子貸付金の繰入れに伴って、旧特別会計から社会資本整備勘定に繰り入れるものとされた繰入金に係る負債

(承継財産の特定等に係る事務)

(1) 承継財産の特定

文部科学省は、各国立大学法人の設立に際して、当該国立大学法人へ承継する財産の特定等の事務を行うため、法人化前の国立大学に対して、①国立大学法人等に対する国有財産の承継及び現物出資要領(平成15年事務連絡)、②財政融資資金を取得財源とした附属病院に係る物品目録の作成について(照会)(平成16年事務連絡)、③改革推進公共投資施設整備費により取得した物品に係る物品目録の作成について(依頼)(平成16年事務連絡)等(以下、これらを「事務連絡等」という。)を発した。

上記の事務連絡等を受けて、法人化前の国立大学は、土地・建物等及び地上権等については国有財産台帳と突合するなどして、また、出資物品については物品管理簿等と突合するなどして、それぞれ承継財産を特定した。そして、土地・建物等及び地上権等については承継予定財産リスト等を、また、出資物品については財政融資資金を取得財源とした附属病院に係る物品目録及び改革推進公共投資施設整備費により取得した物品に係る物品目録(以下、両者を併せて「物品目録」という。)を、それぞれ作成して文部科学省に提出した。

文部科学大臣は上記の承継予定財産リスト等及び物品目録に登載された承継財産を各国

立大学法人への承継財産として指定し、当該国立大学法人がこれらの財産を承継した。

(2) 承継財産の価額の算定

承継財産の価額は、国立大学法人の成立の日現在における時価を基準として、文部科学大臣が承継財産の価額を評価するために国立大学法人ごとに任命した評価委員が評価した価額とするとされている。この評価委員による評価のため、文部科学省は、前記の事務連絡等により、15年度において法人化前の国立大学に承継財産の時価を算定させており、その算定方法等は次のとおりとなっている。

ア 土地・建物等及び地上権等について

法人化前の国立大学は、前記の事務連絡等により、土地・建物等及び地上権等の16年4月1日現在における時価評価を不動産鑑定士等の民間精通者に委託して行った。

不動産鑑定士等による時価評価は、法人化前の国立大学が提供した国有財産台帳に登録されている土地・建物等及び地上権等の取得、修繕等に要した費用に基づいた価格(以下「台帳登録価格」という。)等のデータを基に、物価変動率等を用いて時点修正を行って再調達原価を求めこれを経過年数等により減価修正するなどして行われた。

そして、法人化前の国立大学は、原則として不動産鑑定士等が鑑定した時価評価額を当該土地・建物等及び地上権等の時価とした。

イ 出資物品について

法人化前の国立大学は、前記の事務連絡等により、物品管理簿に登録されている出資物品の、取得年月日、数量、取得価格等のデータを基にするなどして、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定める減価償却資産の耐用年数(以下「法定耐用年数」という。)を適用した定額法により、それぞれの出資物品について、その取得時点から承継時点までの減価償却計算を行い、減価償却後の価額をそれぞれの出資物品の時価とした。

そして、文部科学省は、国立大学法人の設立後、承継財産の価額について評価委員の評価を受けるため、法人化前の国立大学が算定した承継財産の時価を基に、各国立大学法人ごとに承継財産の数量、価額等を記載した評価調書を作成した。

各国立大学法人の評価委員は、上記の評価調書等に基づいて評価を行い、承継財産の価額を評価調書のとおり金額とする評価を行った。

この評価によると、89国立大学法人の承継財産の価額の合計額は7兆2097億8156万余円、承継負債の価額の合計額は1兆3482億1010万余円で、承継財産の価額の合計額から承継負債の価額の合計額を差し引いた額に相当する金額(以下「政府出資金の額」という。)は5兆8615億7145万余円となっている。

そして、各国立大学法人の資本金は政府出資金の額とするとされていることから、各国立大学法人は、当該国立大学法人に対する政府出資金の額を資本金の額として登記した。

2 検査の結果

(検査の着眼点)

各国立大学法人は、その設立時に国から各種の権利及び義務を承継している。このうち政府からの承継財産は、国立大学法人の業務を確実に実施するために必要な資本金その他の財産的基礎となるものである。

そこで、89 国立大学法人が国から権利の承継を受けるに当たって、承継財産に該当する土地・建物等、地上権等及び出資物品の特定は適正なものとなっているか、承継財産の価額は適正に算定されたものとなっているかなどに着眼して検査した。

(検査の対象及び方法)

文部科学省及び国立大学法人北海道大学ほか 41 国立大学法人^(注1)において、文部科学省及び法人化前の国立大学が行った承継財産を特定する事務について事情を聴取するとともに、承継予定財産リスト等や物品目録、並びに国有財産台帳、物品管理簿等の法定帳簿等と国立大学法人が実際に承継した土地・建物等、地上権等及び出資物品とを対照するなどして検査した。

(検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

(1) 土地・建物等のうち建物、工作物等について

ア 価額が過小になっているもの

承継財産に該当する建物、工作物等を承継予定財産リスト等に記載していなかったり、また、修繕、模様替等に要した建築費及び製造費(以下「建築費等」という。)に応じて建物、工作物等の台帳登録価格を増額しなければならないのに、全く増額していなかったり、増額すべき金額を過小にしていたりなどしたため、これらに係る台帳登録価格が過小になっていた。

上記について、適正な台帳登録価格を基に時価評価を再度行うなどして時価を修正したところ、国立大学法人北海道大学ほか 18 国立大学法人^(注2)において、建物、工作物等の価額が 37 億 9486 万余円から 675 万余円過小になっており、その件数及び金額を合計すると計 4,215 件、167 億 5874 万余円になっていると認められた。

イ 価額が過大になっているもの

修繕、模様替等に要した建築費等に応じて建物及び工作物の台帳登録価格を増額する際、建築費等とは認められない経費を含めるなどしたため、これらに係る台帳登録価格が過大になっていた。また、承継予定財産リスト等に同一財産を重複して記載するなどしたため、当該財産の時価評価額が過大になっていた。

上記について、適正な台帳登録価格を基に時価評価を再度行うなどして時価を修正したところ、国立大学法人北海道大学ほか 16 国立大学法人^(注3)において、建物及び工作物の価額が 54 億 8882 万余円から 17 万余円過大になっており、その件数及び金額を合計すると計 1,858 件、123 億 3837 万余円になっていると認められた。

(2) 出資物品について

ア 価額が過小になっているもの

出資物品に該当するものを物品目録に記載していなかったり、誤った法定耐用年数を適用して減価償却計算を行って時価を算定していたりなどしたため、出資物品の価額が過小になっていた。

上記について、取得価格を基に新たに減価償却計算を行うなどして時価を修正したところ、国立大学法人弘前大学ほか 17 国立大学法人^(注4)において、出資物品の価額が 20 億 9630 万余円から 130 万余円過小になっており、その件数及び金額を合計すると計 13,496 件、69 億 9852 万余円になっていると認められた。

イ 価額が過大になっているもの

出資物品に該当しないものを物品目録に記載していたり、取得年月日を取得後の他の年月日と取り違えて減価償却計算を行って時価を算定していたりなどしたため、出資物品の価額が過大になっていた。

上記について、正しい取得年月日を基に新たに減価償却計算を行うなどして時価を修正したところ、国立大学法人弘前大学ほか 20 国立大学法人において、出資物品の価額が 12 億 0777 万余円から 5 万余円過大になっており、その件数及び金額を合計すると計 5,000 件、43 億 2395 万余円になっていると認められた。

上記(1)及び(2)の事態は、承継財産の計上漏れの有無についての検証や承継財産の時価の算定に当たっての台帳登録価格等の調査・確認が十分でなかったことなどによるもので、このため、国立大学法人北海道大学ほか 27 国立大学法人において承継財産の価額が計 17,711 件、237 億 5726 万余円過小に、また、国立大学法人北海道大学ほか 26 国立大学法人において承継財産の価額が計 6,858 件、166 億 6233 万余円過大になっていた。

なお、本院の検査において判明した上記のような指摘の事態を踏まえ、文部科学省は 89 国立大学法人すべてについて承継予定財産リスト等及び物品目録の再確認(17 年 1 月実施)を行い、更にその徹底を期すため再々確認(17 年 4 月実施。以下、両者を併せて「当局の見直し」という。)を行っており、当局の見直しにより判明した過小金額 5,784 件、158 億 0086 万余円及び過大金額 4,785 件、144 億 2583 万余円は、上記の過小金額及び過大金額に含まれている。

上記のように、国立大学法人に帰属する承継財産に、該当する建物、工作物、出資物品等が含まれていなかったり、承継財産の時価が過小又は過大となっていたりしていたため、承継財産の数量及び価額が適正となっていない事態が見受けられた。このような事態は、各国立大学法人に対する政府出資金の額が適正なものとなっていない結果となっているほか、各国立大学法人の財務諸表等において承継財産の価額及び資本金の額が正しく表示されず、ひいては当該国立大学法人の財政状況が国民等に正確に報告されないことになるので、是正の要があると認められた。

3 当局が講じた是正の処置

上記についての本院の指摘に基づき、文部科学省では、次のような処置を講じた。

ア 本院の検査における指摘を踏まえ、前記のように当局の見直しを行った。

その結果、本院の指摘以外の誤りも判明しており、これと前記の本院の指摘により判明した誤りとの件数及び金額を合計すると、国立大学法人北海道大学ほか 83 国立大学法人(以下「84 国立大学法人」という。)において、承継財産の価額が計 38,968 件、434 億 5530 万余円過小に、また、計 15,299 件、263 億 0275 万余円過大になっていて、これらの承継財産の数量及び価額に係る誤りを修正して適正なものとした。

イ アの修正した数量及び価額を基に評価調書を作成し、17 年 6 月、各国立大学法人の評価委員により当該国立大学法人に帰属する承継財産の価額を評価調書のとおりの金額とする再評価を受けた。

ウ イの各国立大学法人の評価委員により再評価を受けた承継財産の価額及びこれに基づき修正した政府出資金の額を、当該国立大学法人に通知した。

なお、84 国立大学法人は、上記の通知を受け、承継財産に係る資産計上額及び資本金

の額を適正な額に修正して財務諸表等において表示するとともに資本金の更正登記を行った。

- (注1) 国立大学法人北海道大学ほか 41 国立大学法人 北海道、北海道教育、旭川医科、弘前、東北、宮城教育、秋田、筑波、千葉、東京、東京医科歯科、東京外国語、東京農工、東京工業、電気通信、横浜国立、金沢、福井、山梨、岐阜、静岡、名古屋、愛知教育、名古屋工業、京都、大阪、神戸、奈良教育、奈良女子、鳥取、広島、山口、徳島、香川、高知、九州、佐賀、長崎、熊本、宮崎、鹿児島、琉球各大学の各国立大学法人
- (注2) 国立大学法人北海道大学ほか 18 国立大学法人 北海道、北海道教育、弘前、筑波、千葉、東京、東京外国語、東京工業、金沢、山梨、京都、奈良教育、鳥取、香川、高知、九州、佐賀、熊本、宮崎各大学の各国立大学法人
- (注3) 国立大学法人北海道大学ほか 16 国立大学法人 北海道、北海道教育、弘前、筑波、千葉、東京、東京外国語、金沢、山梨、京都、奈良教育、香川、高知、九州、佐賀、熊本、宮崎各大学の各国立大学法人
- (注4) 国立大学法人弘前大学ほか 17 国立大学法人 弘前、東北、筑波、東京、東京農工、金沢、福井、山梨、名古屋、名古屋工業、京都、大阪、神戸、広島、九州、佐賀、長崎、熊本各大学の各国立大学法人
- (注5) 国立大学法人弘前大学ほか 20 国立大学法人 弘前、東北、筑波、東京、東京農工、金沢、福井、山梨、名古屋、名古屋工業、京都、大阪、神戸、鳥取、広島、香川、高知、九州、佐賀、長崎、熊本各大学の各国立大学法人
- (注6) 国立大学法人北海道大学ほか 27 国立大学法人 北海道、北海道教育、弘前、東北、筑波、千葉、東京、東京外国語、東京農工、東京工業、金沢、福井、山梨、名古屋、名古屋工業、京都、大阪、神戸、奈良教育、鳥取、広島、香川、高知、九州、佐賀、長崎、熊本、宮崎各大学の各国立大学法人
- (注7) 国立大学法人北海道大学ほか 26 国立大学法人 北海道、北海道教育、弘前、東北、筑波、千葉、東京、東京外国語、東京農工、金沢、福井、山梨、名古屋、名古屋工業、京都、大阪、神戸、奈良教育、鳥取、広島、香川、高知、九州、佐賀、長崎、熊本、宮崎各大学の各国立大学法人
- (注8) 国立大学法人北海道大学ほか 83 国立大学法人 北海道、北海道教育、室蘭工業、小樽商科、帯広畜産、旭川医科、北見工業、弘前、岩手、東北、宮城教育、秋田、山形、福島、茨城、筑波、宇都宮、群馬、埼玉、千葉、東京、東京医科歯科、東京外国語、東京学芸、東京農工、東京芸術、東京工業、東京海洋、お茶の水女子、電気通信、一橋、横浜国立、新潟、長岡技術科学、富山、富山医科薬科、金沢、福井、山梨、信州、岐阜、静岡、浜松医科、名古屋、愛知教育、名古屋工業、豊橋技術科学、三重、滋賀、滋賀医科、京都、京都教育、京都工芸繊維、大阪、大阪教育、兵庫教育、神戸、奈良教育、奈良女子、和歌山、鳥取、島根、岡山、広島、山口、徳島、香川、愛媛、高知、福岡教育、九州、九州工業、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、鹿屋体育、琉球、北陸先端科学技術大学院、奈良先端科学技術大学院、筑波技術短期、高岡短期各大学の各国立大学法人

第8 厚生労働省

不当事項

予算経理 (23)-(30)

- (23) 航空機を利用した出張に係る旅費の支給が過大となっているもの
 (29)

会計名及び科目	一般会計 (組織)都道府県労働局 (項)都道府県労働局 〔平成12年度は、 (組織)都道府県労働局 (項)都道府県労働局 (項)労働官署〕 労働保険特別会計(労災勘定) (項)業務取扱費 (項)労働福祉事業費 (雇用勘定) (項)業務取扱費 (項)施設整備費 (徴収勘定) (項)雇用安定等事業費 (項)業務取扱費
部局等の名称	北海道労働局ほか6労働局
旅費の概要	事業場に対する監督指導、職業紹介、職業訓練、高年齢者の雇用の確保等の業務のための旅費
航空機を利用した旅費の合計額	1,357,615,796円(平成12年度～16年度)
上記のうち支給が過大となっていた旅費の合計額	15,609,356円

1 旅費支給の概要

(旅費支給の概要)

都道府県労働局並びに管下の労働基準監督署及び公共職業安定所(以下、これらを「労働局」という。)では、事業場に対する監督指導、職業紹介、職業訓練、高年齢者の雇用の確保等の業務を行っている。そして、労働局では、これらの業務に従事する職員等に対して、国家公務員等の旅費に関する法律(昭和25年法律第114号。以下「旅費法」という。)の規定により、旅費を支給している。

(旅費の計算)

旅費は、旅費法の規定により、最も経済的な通常の経路及び方法により計算することとされ、その内訳は鉄道賃、航空賃、日当、宿泊料等とされている。そして、内国旅行の航空賃については、現に支払った旅客運賃によることとなっており、また、宿泊料については、宿泊先の地域区分等に応じた定額によることとなっている。

(航空賃の割引運賃及び搭乗券)

国内線の航空賃には、普通運賃と割引運賃があり、さらに割引運賃には、同一区間を往復することを条件とした往復運賃のほか、旅行サービス(主に宿泊)とセットにすることなどを条件とした包括旅行運賃(通常は航空賃と宿泊代がセットになったパック料金で販売されるもの)及びその他各種の割引運賃がある。そして、通常は、このような航空賃の種別に応じた記号(以下「運賃種別の記号」という。)が、搭乗の際、航空券から切り離される搭乗券に印字されている。

(旅費の請求手続及び航空賃の精算)

旅費法の規定により、旅費(概算払に係る旅費を含む。)の支給を受けようとする旅行者及び概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者でその精算をしようとする者(以下、これらの者を「旅費請求者」という。)は、所定の請求書に必要な資料を添えて、これを当該旅費の支出又は支払をする者に提出しなければならないこととなっている。

そして、内国旅行の航空賃については、上記の必要な資料として平成12年4月以降、国家公務員等の旅費支給規程(昭和25年大蔵省令第45号)により、その支払を証明するに足る資料を添付することとなったことなどに伴い、厚生労働本省(13年1月5日以前は労働本省)では、航空機を利用した場合の旅費の精算について、同年6月に都道府県労働局に対し、事務連絡を発するなどして、次のとおり取り扱うこととしている。

- ① 12年4月1日以降の実施分から内国旅行において航空機を利用した場合には、旅費の精算に際し航空券購入に係る領収書及び航空券の半券(搭乗券)を添付すること
- ② パック料金(航空賃と宿泊料がセットになった商品)を使用した場合には、往復割引航空賃に旅費法に定める宿泊料を加えた金額から、パック料金を差し引いて旅費を精算(回収)すること(下図参照)

(図) パック料金を使用した場合の旅費の精算

その他 (鉄道賃等)	宿泊料 (定額)	航空賃 (往復割引航空賃)	差額
その他 (同上)	パック料金 (宿泊料+航空賃)		精算 (回収)

2 検査の結果

(検査の対象及び方法)

北海道労働局ほか6労働局が12年度から16年度までの間に支給した航空機を利用した旅費計1,357,615,796円を対象として、その支給及び精算が適切に行われているか検査した。検査に当たっては、搭乗券に印字された運賃種別の記号からパック料金と推定されたものについて、パック料金で請求されているか確認し、パック料金で請求されていないなど過大に支給されているおそれのあるものについては、当該労働局の協力を得て、旅行業者等に販売価額を問い合わせたり、旅費請求者に購入価額等の事実関係を聴取したりするなどの確認を行った。

(検査の結果)

検査したところ、12年度から16年度までの間において、計984件(これに係る旅費支給

額 72,348,782 円)について、実際には旅費請求者がパック料金で出張していて、支給した旅費と差額が生じているにもかかわらず、旅行業者等から往復の航空賃に相当する金額を航空賃として支払った旨の領収証を受領し、それを旅費の精算のために提出するなどして、旅費が計 15,609,356 円過大に支給されていた。

このような事態が生じていたのは、旅費請求者において旅費の請求を適正に行うという認識が著しく欠けていたことにもよるが、前記の7労働局において旅費の支給及び精算に当たり審査が十分でなかったことなどによると認められる。

これらの過大に支給されていた額等を労働局別に示すと次のとおりである。

労働局名	件数	旅費支給額	左のうち過大に支給されていた額
	件	円	円
(23) 北海道労働局	179	12,890,430	2,112,460
(24) 東京労働局	73	4,769,570	1,116,760
(25) 福岡労働局	183	10,862,910	1,378,720
(26) 長崎労働局	84	7,208,280	2,055,900
(27) 熊本労働局	93	7,493,065	2,013,010
(28) 宮崎労働局	235	18,829,087	4,674,380
(29) 沖縄労働局	137	10,295,440	2,258,126
(23)-(29)の計	984	72,348,782	15,609,356

(30) 物品の購入等に係る庁費や謝金、旅費等を不正に支出し、これを別途に経理して職員等が業務の目的外に使用するなどしていたもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)厚生労働本省	(項)職業転換対策事業費
	(組織)都道府県労働局	(項)都道府県労働局
	平成11年度以前は、	
	(組織)労働本省	(項)職業転換対策事業費
	(組織)労働保護官署	(項)労働保護官署
	(組織)職業安定官署	(項)職業安定官署
		(項)施設整備費
	平成12年度は、	
	(組織)都道府県労働局	(項)都道府県労働局
		(項)労働官署
		(項)労働官署施設費
	労働保険特別会計(労災勘定)	(項)業務取扱費
	(雇用勘定)	(項)業務取扱費
		(項)施設整備費
		(項)雇用安定等事業費
	(徴収勘定)	(項)業務取扱費
部局等の名称	兵庫労働局(平成11年度以前は兵庫県、兵庫労働基準局及び兵庫女性少年室)	

不正に支出された経費等の概要	(1) 物品の購入等に係る庁費等
	(2) 相談員等に対する謝金等
	(3) 職員等に対する旅費
	(4) 職員に対する超過勤務手当
	(5) 協議会に対する委託費
不正に支出された金額	(1) 422,093,274 円(平成 11 年度～16 年度)
	(2) 85,747,950 円(平成 11 年度～15 年度)
	(3) 41,587,419 円(平成 11 年度～16 年度)
	(4) 20,383,106 円(平成 11 年度～16 年度)
	(5) 27,720,268 円(平成 11、12 両年度)
	計 597,532,017 円

1 兵庫労働局の業務の概要及び不正経理事案に係る厚生労働本省の調査等

(業務の概要)

兵庫労働局(平成 11 年度以前は兵庫県、兵庫労働基準局及び兵庫女性少年室。以下「兵庫局」という。)は、労働者の働く環境の整備及び職業の確保を図ることなどを任務としており、その一環として事業場に対する監督指導、職業紹介、職業訓練、高齢者の雇用の確保、地域雇用開発等の業務を行っている。そして、これらの業務の実施に当たり、一般会計及び労働保険特別会計において毎年度多額の予算を執行している。

(厚生労働本省による調査結果の概要)

厚生労働本省(13 年 1 月 5 日以前は労働本省。以下「本省」という。)では、広島労働局の不正経理を受け、他の労働局においても不正経理がないかを点検するため、16 年 4 月から同年 8 月までの間、広島労働局を除く全国の 46 労働局に対し特定監査を実施した。

そして、本省が行った兵庫局の特定監査において、旅費に係る 11 年度の支出に不正が認められたほか本省の委託事業である緊急地域就職促進プロジェクト^(注1)に係る 12 年度の支出等にも不正があり計 30,609,988 円が不正に支出されていたことが判明した。本省及び兵庫局では 16 年 8 月にこの結果を公表するとともに、関係者の処分を行い、不正支出額については延滞利息を付して約 4005 万円を国庫に返還した。

しかし、その後の兵庫県警察本部の捜査により、兵庫局職員が収賄等の容疑で逮捕されるとともに、本省及び兵庫局が明らかにした上記の調査結果以外にも多額の不正経理が行われていたこと及び職員による個人着服等があったことが判明した。

本省では、前回の調査が不十分であったとの反省の下、16 年 10 月、「兵庫労働局不正問題調査班」を設置し、11 年度以降の関係書類を調査確認するとともに関係者から事情聴取を行い、17 年 7 月及び 8 月に、その調査結果を公表した。それによると、兵庫局の不正経理は、表 1 のとおり、11 年度から 16 年度までの間に、物品の購入等、施設整備、職業相談員等の非常勤職員(以下「相談員等」という。)に対する謝金・賃金(以下「謝金等」という。)、旅費及び超過勤務手当において不正又は不適正な支出が行われていて、その総額は、16 年 8 月に公表した 30,609,988 円と合わせ、計 589,927,779 円であったとしている。

表1 本省が公表した兵庫局の不正又は不適正な支出額(平成16年8月公表分を含む)

(単位:円)

年度	物品の購入等及び施設整備に係る不正支出額	謝金等に係る不正支出額	旅費に係る不正支出額	超過勤務手当に係る不適正支出額	協議会の委託費に係る不正支出額	合計
11	22,111,099	31,105,201	9,036,946	3,270,282	3,410	65,526,938
12	138,020,122 (10,000,000)	34,126,970	12,308,582	3,319,449	27,716,858	215,491,981 (10,000,000)
13	162,144,019	15,416,148	9,341,528	3,753,343	0	190,655,038
14	60,039,726	3,570,271	2,545,473	4,366,763	0	70,522,233
15	37,823,298	1,134,592	1,165,740	4,556,207	0	44,679,837
16	1,955,010	0	33,400	1,063,342	0	3,051,752
合計	422,093,274 (10,000,000)	85,353,182	34,431,669	20,329,386	27,720,268	589,927,779 (10,000,000)

(注) ()内は労働局職員が業者Fから1000万円相当の商品券を受領したものであり外書き

2 検査の結果

(検査の対象及び着眼点)

本院では、兵庫局が11年度から16年度までの間に支出した物品の購入等に係る庁費等、相談員等に対する謝金等、旅費及び超過勤務手当並びに本省が11、12両年度に委託事業として支出した緊急地域就職促進プロジェクト等の委託費を対象に、兵庫局の関係職員から事実関係を聴取したほか関係書類に基づき本省が調査した内容を確認するなどして、本省の調査結果は適正であったかなどを検査した。

また、本省の調査は、兵庫局の総務部、職業安定部及び管下の公共職業安定所(以下「安定所」という。)に係る支出を中心としていたが、本院はこのほか兵庫局の他の部局(労働基準部)及び管下の労働基準監督署(以下「監督署」という。)においても同様の不正経理が行われていないか検査した。

なお、今回の会計実地検査時点では、兵庫局が保管していた物品取得伺、見積書等が司法当局に押収されていたため、これに代わるものとして兵庫局が保有していた関係書類の写し及び本省の調査の際に業者等から徴取していた資料等により確認した。

(検査の結果)

検査したところ、不正又は不適正な支出の各項目について次のような事態となっていた。

(1) 物品の購入等及び施設整備に係る不正支出

本省では、兵庫局の物品の購入等に係る庁費等、施設整備に係る施設費等の支出について、業者及び関係者から事実関係を聴取したほか関係書類により調査を行い、その結果、11年度から16年度までの間に計422,093,274円が不正に支出されたとしている。また、これらの不正経理に関与した業者が県内の事務機器販売業者等6社あったとしている。

ア 物品の購入等及び施設整備に係る不正支出の方法

兵庫局では、兵庫局職業安定部職業安定課(11年度以前は兵庫県労働部職業安定課、以下「職業安定課」という。)等の職員が直接業者から見積書を徴するなどして実質的な契約を行い、関係書類を偽造するなどして不正な支出を行っていた。

そして、不正支出のうち物品の購入等に係るものについては、業者に①実際に購入する物品の数量よりも多い数量を購入することとして代金を請求(水増取引)させたり、②実際には購入しない物品を購入することとして代金を請求(架空取引)させたりしていた。

また、施設整備に係るものについては、業者に①実際に要する経費よりも多額な経費で工事を施工することとして代金を請求(水増取引)させたり、②実際には施工しない工事を施工することとして代金を請求(架空取引)させたりしていた。

イ 物品の購入等及び施設整備に係る不正支出の態様

兵庫局では、上記により庁費等を不正に支出し、それを職員等が着服したり目的外に使用したりなどしていたが、その内容を具体的に示すと次のとおりである。

兵庫局では、業者A、B、C、D及びEの5社から物品を購入するなどの際に、水増し又は架空取引のための請求書を提出させるなどして不正に支出し、その水増し分等に相当する額を業者に預け金として積み立てていた。そして、当該預け金から現金、商品券等により計276,251,682円を労働局職員に返金させるなどして職員が着服したり目的外に使用したりしていたほか、業者も計145,841,592円を着服するなどしていた。これらによる不正支出額の業者別の内訳は、表2のとおりであり、11年度から16年度まで計422,093,274円となっている。

上記の不正支出額について、本省の調査結果では、業者の関係帳簿、関係者の供述に係る資料よりその額を確定しており、本院もそれら関係資料によりその内容が事実であることを確認した。

なお、12年度に兵庫局職員が業者Fから1000万円相当の商品券を受領しているが、本省の業者Fに対する聴取書等により確認したところ、本件について兵庫局の業者Fに対する支出との関連性を確認することはできなかった。

表2 5業者に係る不正支出額の内訳

(単位：円)

年 度 等		業者A	業者B	業者C	業者D	業者E	合 計
11	不正支出額	3,600,000	792,544	15,000,000	776,055	0	20,168,599
	職員着服等	3,600,000	792,544	6,000,000	776,055	0	11,168,599
	業者着服	0	0	9,000,000	0	0	9,000,000
12	不正支出額	66,926,237	19,234,445	19,000,000	7,231,250	5,623,065	118,014,997
	職員着服等	40,302,542	16,835,247	7,600,000	4,606,250	5,623,065	74,967,104
	業者着服	26,623,695	2,399,198	11,400,000	2,625,000	0	43,047,893
13	不正支出額	61,718,656	62,456,478	16,125,000	10,719,870	26,278,140	177,298,144
	職員着服等	37,089,914	46,833,790	6,450,000	10,719,870	26,278,140	127,371,714
	業者着服	24,628,742	15,622,688	9,675,000	0	0	49,926,430
14	不正支出額	8,632,744	32,531,767	15,125,000	2,310,255	8,233,460	66,833,226
	職員着服等	5,209,006	19,019,767	6,050,000	630,315	8,233,460	39,142,548
	業者着服	3,423,738	13,512,000	9,075,000	1,679,940	0	27,690,678
15	不正支出額	3,722,752	24,086,306	9,375,000	0	639,240	37,823,298
	職員着服等	2,263,011	15,088,956	3,750,000	0	639,240	21,741,207
	業者着服	1,459,741	8,997,350	5,625,000	0	0	16,082,091
16	不正支出額	0	1,955,010	0	0	0	1,955,010
	職員着服等	0	1,860,510	0	0	0	1,860,510
	業者着服	0	94,500	0	0	0	94,500
合 計	不正支出額	144,600,389	141,056,550	74,625,000	21,037,430	40,773,905	422,093,274
	職員着服等	88,464,473	100,430,814	29,850,000	16,732,490	40,773,905	276,251,682
	業者着服	56,135,916	40,625,736	44,775,000	4,304,940	0	145,841,592

(注) 業者Dの着服分は、預け金の形で業者Dの手元に残っていたものなどである。

水増し及び架空取引による上記5業者に対する支出額及びこれを利用して職員等が着服したなどの不正支出額を年度別会計別に示すと表3のとおりである。

表3 物品の購入等及び施設整備に係る不正支出の内訳

(単位：件、円)

年度	水増し及び架空取引による5業者に対する支出額										労働局職員及び業者の着服額等 (不正支出額)
	一般会計		労働保険特別会計						合計		
			労災勘定		雇用勘定		徴収勘定				
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	
11	8	3,031,836	0	0	130	71,520,507	15	3,085,869	153	77,638,212	20,168,599
12	103	176,016,828	3	159,660	144	206,732,281	44	10,585,381	294	393,494,150	118,014,997
13	59	24,675,146	0	0	148	462,360,519	23	5,857,108	230	492,892,773	177,298,144
14	38	52,624,015	0	0	64	62,200,542	12	3,533,638	114	118,358,195	66,833,226
15	15	6,998,740	0	0	52	70,203,086	9	2,776,187	76	79,978,013	37,823,298
16	0	0	0	0	1	453,264	0	0	1	453,264	1,955,010
合計	223	263,346,565	3	159,660	539	873,470,199	103	25,838,183	868	1,162,814,607	422,093,274

(注) 不正支出額は業者が労働局に現金等により返金したとする日をもって年度区分している。

(2) 謝金等に係る不正支出

(注2)

本省では、兵庫局内各課室及び管下の神戸安定所ほか16安定所における相談員等に関する雇用の実態について、当時の関係者から聞き取り調査を行い、不正な謝金等の支払が認められた安定所に相談員等としての登録があった者について書面調査により本人確認等を行った。

その結果、上記17安定所において、相談員等としての雇用の事実がないのに雇用したこととして謝金等を不正に支払っていたものが、11年度から15年度までの間に計1,056件、85,353,182円あったとしている。

これらは、相談員等に係る履歴書等の関係書類を偽造するなどの方法により、雇用した事実がないのに雇用したこととして不正に謝金等を支払っていたものである。

本院では、上記の謝金等に係る不正支出について、本省が調査した関係資料や関係者からの聞き取りにより確認したところ、集計に誤り等があったことから、表4のとおり修正した。その結果、謝金等に係る不正支出額は本省の調査結果よりも394,768円多くなっている。

表4 謝金等に係る不正支出の内訳

(単位：件、円)

年度	一般会計		労働保険特別会計雇用勘定		合計	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
11	151	10,735,500	219	20,483,200	370	31,218,700
12	107	7,116,000	294	27,109,800	401	34,225,800
13	58	2,653,500	145	12,852,400	203	15,505,900
14	33	1,509,750	24	2,099,400	57	3,609,150
15	24	1,076,400	1	112,000	25	1,188,400
合計	373	23,091,150	683	62,656,800	1,056	85,747,950

(3) 旅費に係る不正支出

本省では、架空出張等により旅費を不正に支払っていないかなどについて、兵庫局内各課室の旅費担当者に対して聞き取り調査を行い、不正な旅費の支払が認められた課室に在籍していた職員に対して個人面談により出張の事実確認等を行った。また、前記17安定所の職員に対しても書面調査等により出張の事実確認等を行った。

その結果、兵庫局内各課室及び前記17安定所において、出張の事実がないにもかかわらず出張したこととして旅費を不正に支払っていたものが、11年度から16年度までの間に兵庫局内各課室で1,071件、26,046,489円、17安定所で1,842件、8,385,180円、計2,913件、34,431,669円あったとしている。

本院では、上記の旅費に係る不正支出について、本省が調査した関係資料等によりその内容が事実であることを確認した。

また、本省の調査結果以外にも旅費の不正な支払がないかなどを検査したところ、宿泊せずに日帰りで出張していたにもかかわらず、宿泊付の旅費を支払っているなどの事象が、11年度から15年度までの間で計624件、7,155,750円見受けられた。

以上の結果、本院の検査で判明した事象と本省の調査結果を合計すると、旅費に係る不正支出の件数及び金額は、表5のとおり、11年度から16年度までの間で計3,537件、41,587,419円となる。

表5 旅費に係る不正支出の内訳

(単位：件、円)

年度	一般会計		労働保険特別会計						合計	
			労災勘定		雇用勘定		徴収勘定			
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
11	224	3,341,524	0	0	304	5,796,442	183	1,770,680	711	10,908,646
12	139	1,406,800	15	262,900	669	11,102,153	273	2,008,229	1,096	14,780,082
13	113	1,933,505	1	13,100	444	7,389,629	331	1,991,994	889	11,328,228
14	69	690,356	0	0	213	1,720,623	161	682,244	443	3,093,223
15	43	133,950	0	0	255	833,235	67	476,655	365	1,443,840
16	0	0	0	0	33	33,400	0	0	33	33,400
合計	588	7,506,135	16	276,000	1,918	26,875,482	1,015	6,929,802	3,537	41,587,419

(4) 謝金等及び旅費に係る不正支出によりねん出した資金のその後の状況

兵庫局内各課室及び前記17安定所において謝金等及び旅費を不正に支払ってねん出した資金のその後の状況について検査したところ、上記17安定所では、謝金等の不正な支払によりねん出した8535万余円(表4の不正支出額の合計8574万余円から源泉徴収等相当額39万余円を控除したもの)のうち3848万余円を兵庫局に移管し、残額4686万余円と旅費に係る不正支出額838万余円との合計額5525万余円を別途に経理していた。

なお、前記17安定所のうち、西宮安定所ほか^(注3)7安定所では、10年度以前にねん出した別途経理資金の11年度当初における残額が1561万余円あったことが判明したが、兵庫局内各課室や他の安定所については、10年度以前にねん出した別途経理資金を11年度に繰

り越している事実を関係者の説明から確認したものの、裏付けとなる資料が十分に整って
いなかったため事態を具体的に特定するに至らなかった。

(5) 超過勤務手当に係る不正支出

兵庫局では、本省の指示を受け、11年度以降の兵庫局内各課室、管下の11監督署及び
17安定所に在籍した職員計1,103人について、個別面談により超過勤務の実績を確認し
た。

その結果、兵庫局内各課室、管下の8監督署及び15安定所^(注4)において、残業の事実がな
いのに残業したこととして超過勤務手当を不正に支給していたものが、11年度から16年
度までの間に計185件、20,329,386円あったとしている。

本院では、上記の超過勤務手当に係る不正支出について、兵庫局が調査した関係資料に
より内容を確認したところ、集計に誤りがあったため、表6のとおり修正した。その結
果、超過勤務手当に係る不正支出額は、兵庫局の調査結果よりも53,720円多くなってい
る。

表6 超過勤務手当に係る不正支出の内訳

(単位：件、円)

年度	一般会計		労働保険特別会計						合計	
			労災勘定		雇用勘定		徴収勘定			
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
11	11	1,195,543	3	177,929	7	1,049,124	6	844,885	27	3,267,481
12	17	1,589,435	4	449,982	5	945,899	3	247,668	29	3,232,984
13	16	1,913,878	6	514,552	6	785,957	3	538,956	31	3,753,343
14	18	2,555,335	6	461,095	9	1,271,623	1	187,145	34	4,475,198
15	22	2,305,302	7	847,524	10	1,197,192	2	240,740	41	4,590,758
16	13	637,169	0	0	8	243,125	2	183,048	23	1,063,342
合計	97	10,196,662	26	2,451,082	45	5,492,920	17	2,242,442	185	20,383,106

(6) 協議会の委託費に係る不正支出

本省では、緊急地域就職促進プロジェクト等の委託事業を兵庫県地域雇用開発協議会に
委託していたが、同協議会の事務局の職員はすべて職業安定課(12年度は職業安定部)の
職員が兼務していた。

本省では、上記の委託事業に係る経理関係書類がすべて廃棄されていたことから、協議
会事務局における委託事業の経理事務について、残された関係書類や当時の関係者から聞
取り調査を行った。

その結果、協議会事務局の職員が委託事業に係る経理事務を行うに当たり、協議会名義
の預金口座に振り込まれた委託費から不正に現金を引き出しているものなどが、11、12
両年度で計33件、27,720,268円あったとしている。

本院では、上記の委託費に係る不正支出について、本省が調査した関係資料や関係者か
らの聞き取り等により、その内容が事実であることを確認した。

上記(1)~(6)について検査した結果、兵庫局における不正支出額の総額は表7のとおりと
なった。

表7 兵庫局における不正支出額

(単位：円)

年度	物品の購入等及び施設整備に係る不正支出額	謝金等に係る不正支出額	旅費に係る不正支出額	超過勤務手当に係る不正支出額	協議会の委託費に係る不正支出額	合計
11	20,168,599	31,218,700	10,908,646	3,267,481	3,410	65,566,836
12	118,014,997	34,225,800	14,780,082	3,232,984	27,716,858	197,970,721
13	177,298,144	15,505,900	11,328,228	3,753,343	0	207,885,615
14	66,833,226	3,609,150	3,093,223	4,475,198	0	78,010,797
15	37,823,298	1,188,400	1,443,840	4,590,758	0	45,046,296
16	1,955,010	0	33,400	1,063,342	0	3,051,752
合計	422,093,274	85,747,950	41,587,419	20,383,106	27,720,268	597,532,017

(7) ねん出した資金の使途

17年7月及び8月に公表した本省の調査結果によると、不正な経理処理等によりねん出した資金5億7959万^(注5)余円の使途については、約2億1331万円相当が職員により着服されていたと考えられるほか、業者が着服したものなどが約1億4584万円あったとしている。また、残りの約2億2044万円は不正経理を行った上司等にいったん渡された上、プール金として組織で保管し、職員間の懇親費用、夜食代、慶弔費等正規に支出できないものの費用に充てていたとしている。しかし、これらについての詳細は出納に係る帳簿等が残存していなかったことなどから本院としては調査・確認することはできなかった。

上記のように、物品の購入等に係る庁費等、謝金等、旅費等を不正に支出し、これを別途に経理して職員等が着服したり目的外の用途に使用したりなどしている事態は、会計法令等に違背し、著しく不当であると認められる。

このような事態が生じていたのは、次のことなどによると認められる。

ア 本省において

労働局職員等に対する会計経理の適正化、公務員倫理の徹底及び綱紀の肅正保持についての指導監督が著しく欠如していたこと

イ 兵庫局において

(ア) 労働局内のみならず管下の安定所等を含めた労働局全体として、会計法令等に関する遵守の意識及び公金に対する認識が著しく欠如していたこと、また、公務員としての倫理感を著しく喪失していたこと

(イ) 労働局移行後も職業安定部の中だけで実質的な経理事務が行えるような組織体制となっていたため、会計経理についての相互牽制が全く機能していなかったこと

(ウ) 物品の購入、施設整備等に係る検査事務が事実上行われていなかったこと

(注1) 緊急地域就職促進プロジェクト 特に就職が困難な中高年の離職者等に対して職場体験講習等を実施することにより早期の就職促進を図ることを目的として、平成10年度から12年度までの間に、各都道府県に設置されていた雇用安定・創出対策協議会等に委託して実施された事業

(注2) 神戸安定所ほか16安定所 神戸、灘、尼崎、西宮、姫路、加古川、伊丹、明石、豊岡、西脇、洲本、柏原、龍野、相生、八鹿、姫路南、西神各公共職業安定所

(注3) 西宮安定所ほか7安定所 西宮、加古川、伊丹、明石、西脇、龍野、相生、八鹿各公共職業安定所

(注4) 8監督署及び15安定所 神戸東、神戸西、尼崎、西宮、加古川、西脇、相生、淡路各労働基準監督署及び神戸、灘、尼崎、西宮、姫路、加古川、伊丹、明石、豊岡、西脇、洲本、柏原、龍野、八鹿、姫路南各公共職業安定所

(注5) 5億7959万余円 表1の本省が公表した不正支出額計589,927,779円から超過勤務手当に係る不適正支出額20,329,386円を除き、業者Fから受領した1000万円相当の商品券を加えた額

予算経理・不正行為

- (31) 関係書類を偽造するなどして庁費、謝金、旅費等を不正に支出し、これを業務の目的
 (36) 外の用途に使用したり、職員が国庫金を領得したりなどしていたもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)都道府県労働局 (項)都道府県労働局
	〔平成11年度以前は、
	(組織)職業安定官署 (項)職業安定官署
	(組織)労働保護官署 (項)労働保護官署
	平成12年度は、
	(組織)都道府県労働局 (項)都道府県労働局
	(項)労働官署
	労働保険特別会計(労災勘定) (項)業務取扱費
	(項)労働福祉事業費
	(雇用勘定) (項)業務取扱費
	(項)雇用安定等事業費
	(項)雑収入
	(徴収勘定) (項)業務取扱費
部局等の名称	北海道労働局ほか5労働局(平成11年度以前は都道府県、都道府県労働基準局)
不正に支出された経費の概要	(1) 物品の購入に係る庁費等 (2) 相談員等に対する謝金等、職員等に対する旅費
不正行為による損害金の種類	(3) 前渡資金、雇用保険の失業等給付金の不正受給に係る返納金等
亡失した物品の概要	(4) 公共職業安定所で使用するパーソナルコンピュータ等
不当と認められる金額	(1) 物品の購入に係る庁費等の不正支出額 14,127,843円(平成11、12、15各年度)

(2) 謝金等及び旅費の不正支払額	
	60,032,717 円(平成 11 年度～15 年度)
(3) 国庫金の領得による損害額	
	1,799,470 円(平成 10、11、17 各年度)
(4) 物品の亡失額	
	2,114,965 円
計	78,074,995 円

1 業務の概要

(都道府県労働局の概要)

都道府県労働局(平成 11 年度以前は都道府県、都道府県労働基準局。以下「労働局」という。)は、労働者の働く環境の整備及び職業の確保を図ることなどを任務としており、その一環として、事業場に対する監督指導、職業紹介、職業訓練、高年齢者の雇用の確保等の業務を行っている。そして、所掌事務の一部については管下の公共職業安定所及び労働基準監督署に行わせている。

(労働局における支出等)

労働局では、上記業務の実施に当たり、一般会計並びに労働保険特別会計の労災勘定、雇用勘定及び徴収勘定において毎年度多額の予算を執行している。このうち、物品の購入に係る経費については、庁費等の予算科目から支出している。また、職業相談員等の非常勤職員(以下「相談員等」という。)に対して支払う謝金・賃金(以下「謝金等」という。)については諸謝金等、職員・相談員等の出張に係る経費については職員旅費等の予算科目からそれぞれ支出している。

労働局管下の公共職業安定所等では、労働局から前渡資金の交付を受け、庁費、謝金、旅費等の支払を行っている。

2 検査の結果

(検査の対象及び方法)

本院では、北海道労働局ほか 24 労働局(管下の公共職業安定所等を含む。)が 11 年度から 16 年度までの間に支出した物品の購入に係る庁費等、相談員等に対する謝金等、職員・相談員等に対する旅費を対象に、計算証明規則(昭和 27 年会計検査院規則第 3 号)に基づいて提出された証拠書類等により在庁時に書面検査を実施したほか、上記の 25 労働局に対し会計実地検査を実施した。

(本件の検査の背景等については別掲特定検査対象に関する検査状況 693 ページ参照)

(検査の結果)

検査したところ、北海道労働局ほか 5 労働局(管下の公共職業安定所を含む。)において、①物品の購入に係る庁費等を不正に支出していたり、②謝金等及び旅費を不正に支払っていたり、③職員が国庫金を領得していたり、④物品を亡失していたりして、会計法令等に違背し、著しく不当であると認められる事態が、次表のとおり見受けられた。

(単位：円)

労働局名	事態の態様 物品の購入に係る庁費等の不正支出	謝金等及び旅費の不正支払	職員による国庫金の領得(不正行為)	物品の亡失	合計
(31) 北海道労働局	2,139,375	—	1,799,470 (4,065,550)	2,114,965	6,053,810 (4,065,550)
(32) 青森労働局	—	31,783,390	—	—	31,783,390
(33) 茨城労働局	467,610	—	—	—	467,610
(34) 東京労働局	11,270,858	—	—	—	11,270,858
(35) 京都労働局	—	28,249,327	—	—	28,249,327
(36) 徳島労働局	250,000	—	—	—	250,000
合計	14,127,843	60,032,717	1,799,470 (4,065,550)	2,114,965	78,074,995 (4,065,550)

(注) 下段()書きは発覚前に補てんしたもので、外書きである。

このような事態が生じていたのは、厚生労働本省(13年1月5日以前は労働本省)の各労働局に対する会計経理の適正化、倫理の徹底及び綱紀の肅正についての指導監督が著しく欠如していたこと、また、上記の労働局において会計法令等を遵守するよう職員に対して徹底していないなどのため、労働局職員の公金に対する認識が著しく欠如していたこと、公共職業安定所に対する労働局の統制が十分に機能していなかったことなどによると認められる。

これを労働局ごとに示すと次のとおりである。

(1) 北海道労働局

ア 物品の購入に係る庁費等の不正支出

北海道労働局では、事務用品販売業者であるA社及びB社からリサイクルトナー等の消耗品を購入し、納入された物品を検査(以下「検収」という。)したとして、16年4月に8件、計2,139,375円を支出していた。

しかし、これらは、同労働局において、A社及びB社に架空取引のための虚偽の見積書を作成させ、上記の契約物品が実際には納入されていないにもかかわらず納入されたこととして関係書類を偽造するなどして支出したものであった。

そして、上記の8件のうち、A社への支出2件、計753,375円は、実際は同労働局職員の引越に伴う職員宿舍用のカーペットや暖房器具等の購入費用等に充てられており、また、B社への支出6件、計1,386,000円は、実際は国が負担する必要のない印刷機のリース契約に係る中途解約精算金に充てられていた。

イ 職員が国庫金を領得していたもの

同労働局管下の札幌東公共職業安定所(以下「東所」という。)では、12年3月27日に事務用品販売業者であるC社から上質紙を購入したとして、その代金499,800円を同社の預金口座あてに振り込んでいるとしていたが、同社の関係帳簿では入金の実事が確認できなかった。

そのため、東所が保管している10年度以降の国庫金振込明細票の控えと、これに対応する日本銀行の代理店が保管している国庫金振込明細票を突合したところ、同社に対する上記の支払を含め、10業者に対する支払16件、計5,769,280円(10年度10件3,212,194円、11年度6件2,557,086円)は、東所において当時経理係主任であった中村

某名義の預金口座に振り込まれていた。

これらは、同人が取引先業者あての国庫金振込明細票を破棄し、自ら不正に作成した同人名義の預金口座あての国庫金振込明細票と差し替えて上記の代理店に持ち込み、当該預金口座に振り込ませていたものであり、同人は、上記16件のうち、発覚前に補てんしていた13件、計4,065,550円を除く、3件、計1,703,730円(10年度1件639,450円、11年度2件1,064,280円)を領得していた。

また、同人は、17年7月25日、14年度以降在籍している同労働局管下の札幌公共職業安定所(以下「札幌所」という。)において、金庫の施錠が徹底されていなかったことから、雇用保険の失業等給付金の不正受給に係る返納金等95,740円を領得していた。

ウ 物品の亡失

上記の事態が判明したことから、同人が庶務係長として物品の管理等を行っている札幌所において、物品管理簿等に記載されている物品が現存しているかについて現物確認を行ったところ、物品管理簿等と現物の照合確認が形式的なものとなっているなど購入後の管理が不徹底であったため、15年度に購入又は管理換を受けたパーソナルコンピュータ計62台のうち、11台(購入価格相当額1,924,965円)を亡失していた。

なお、札幌所内の同人の机の中から亡失したパーソナルコンピュータの物品表示票等が見つかるが、17年9月末現在において亡失に至った経緯の詳細は確認できていない。

また、14年度から会計実地検査当時(17年9月)までの間に札幌市内の交通機関で使用できるプリペイドカード19枚(購入価格相当額190,000円)を亡失していた。

(2) 青森労働局

(注1)
青森労働局及び管下の7公共職業安定所^(注1)では、相談員等を雇用したり、出張させたりしたとして、謝金支給調書、旅費請求書等に基づき、11年度から15年度までの間に、謝金等分計380件、30,498,105円、旅費分計643件、1,285,285円、合計31,783,390円を支払っていた。

しかし、これらは、同労働局及び管下の7公共職業安定所において、謝金支給調書、旅費請求書等の関係書類を偽造するなどの方法により、相談員等を雇用した事実がないのに雇用したこととしたり、雇用していない相談員等を出張させたこととしたりして不正に支払ったものであった。

そして、同労働局及び管下の7公共職業安定所では、上記の31,783,390円のうち、謝金等に係る源泉徴収額分等605,186円を除く31,178,204円を別途に経理していた。

このほかに、10年度以前から同様の方法により謝金等や旅費から不正に支払い、別途経理していた資金の残額が11年度当初で14,938,218円あったことが判明している。この結果、別途経理資金に係る預金利息15,586円と合わせ、計46,132,008円を別途に経理していた。このうち、36,377,745円を業務の目的外の用途に使用し、会計実地検査当時(17年5月及び8月)、残額計9,754,263円を銀行預金や現金等で保有していた。

(注1) 管下の7公共職業安定所 青森、八戸、弘前、むつ、野辺地、五所川原、三沢各公共職業安定所

(3) 茨城労働局

茨城労働局では、D組合からコピー用紙を購入し、検収したとして、11年8月から12

年3月までの間に計4件、510,930円を支出していた。

しかし、これらは、同労働局において、あらかじめ同組合から受領していた組合印等の押印された白紙の見積書、請求書等に品名、金額を記入し、上記のコピー用紙が実際には納入されていないにもかかわらず納入されたこととして関係書類を偽造するなどして支出したものであった。

そして、本件支出のうち467,610円が、実際は嗜好飲料等の購入や歓迎会の費用等に充てられていた。

(4) 東京労働局

東京労働局では、事務用品販売業者であるE社からトナーカートリッジ、ファイル等の物品を購入し、検収したとして、11、12両年度に計65件、12,221,841円を支出していた。

しかし、これらは、同労働局において、同社に別の物品を納入させるために虚偽の見積書を作成させ、契約した物品が実際には納入されていないにもかかわらず納入されたこととして関係書類を偽造するなどして支出したものであった。

そして、本件支出のうち11,144,026円が、実際は上記の契約物品とは異なるパーソナルコンピュータ及びその周辺機器等の購入に充てられていた。

これらの物品のうちパーソナルコンピュータ等(購入価格相当額10,175,037円)については、同労働局が使用している機種ではなく、また、髭剃り、電動歯ブラシ等(購入価格相当額968,989円)については、同労働局の業務では使用しないものであった。そして、これらは17年9月末現在、その所在が確認できていない。

このほか、本件支出計12,221,841円に対し、実際に納入された物品の価額は上記のパーソナルコンピュータ等を含め計12,095,009円となっているが、差額126,832円は用途等が不明となっている。

(5) 京都労働局

京都労働局及び管下の8公共職業安定所^(注2)では、職員・相談員等を出張させたり、また、相談員等を雇用したりしたとして、旅費請求書、謝金支給調書等に基づき、11年度から15年度までの間に、旅費分計2,050件、26,587,027円、謝金分計90件、1,662,300円、合計28,249,327円を支払っていた。

しかし、これらは、同労働局及び管下の8公共職業安定所において、旅費請求書、謝金支給調書等の関係書類を偽造するなどの方法により、出張の事実がないにもかかわらず出張させたこととしたり、相談員等の勤務時間数を水増ししたりなどして不正に支払ったものであった。

そして、同労働局及び管下の8公共職業安定所では、上記の28,249,327円を別途に経理していた。

このほかに、10年度以前から同様の方法により旅費や謝金から不正に支払い、別途に経理していた資金の残額が11年度当初で25,350,000円あったことが判明している。この結果、別途経理資金に係る預金利息3,909円と合わせ、計53,603,236円を別途に経理していた。このうち、36,347,015円を業務の目的外に使用し、会計実地検査当時(17年7月及び8月)、残額計17,256,221円を現金や銀行預金で保有していた。

(注2) 管下の8公共職業安定所 京都西陣、京都七条、伏見、宇治、京都田辺、福知山、舞鶴、峰山各公共職業安定所

(6) 徳島労働局

徳島労働局では、事務用品販売業者であるF社からチューブファイル等の消耗品を購入し、検収したとして、12年4月に3件、計304,500円を支出していた。

しかし、これらは、同労働局において、同社に架空取引のための虚偽の見積書を作成させ、上記のチューブファイル等の契約物品が実際には納入されていないにもかかわらず納入されたこととして関係書類を偽造するなどして支出したものであった。

そして、本件支出のうち250,000円が、現金で同労働局に返金され、同労働局職員の懇親会の費用に充てられていた。

役 務

(37) 研究調査事業に係る委託費の支払に当たり、当該事業に要した経費に架空の消耗品費が含まれていたため、支払額が過大となっているもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)厚生労働本省試験研究機関 (項)科学技術振興調整費
部局等の名称	国立感染症研究所
委託契約の概要	免疫担当細胞の腸管粘膜内発達分化機構の解明とその制御技術を開発するもの
契約の相手方	学校法人慶應義塾
契 約	平成14年11月
支 払	平成15年4月
支 払 額	8,492,000円
過大になっている支払額	5,857,376円

1 委託契約の概要

(委託契約の概要)

国立感染症研究所(以下「感染研」という。)では、人の腸管に進入した病原微生物等を防御している腸管免疫組織の特殊性について分子・遺伝子レベルでの解明を行い、腸管粘膜免疫予防の制御に向けた技術の開発を行うことを目的として、平成14年11月に、「免疫担当細胞の腸管粘膜内発達分化機構の解明とその制御技術の開発」を課題とした研究調査事業に係る委託契約を、学校法人慶應義塾(以下「受託者」という。)との間で締結している。

(委託事業の実施)

上記の委託契約においては、受託者は、事業計画書及び委託費所要額調書を感染研に提出し、事業計画に従って事業を行うこととされている。そして、受託者が提出した事業計画書等によると、委託事業の実施に要する経費の内訳は、実験動物等の消耗品費5,317,000円、賃金2,139,000円、一般管理費等1,036,000円、計8,492,000円となっている。

(委託費の支払)

本件委託契約においては、委託費の支払額は、契約に定められた 8,492,000 円の範囲内で、委託事業の実施に要した経費の額とすることとなっている。そして、受託者は委託事業の終了後に、実績報告書、請求書及び請求内訳書を感染研に提出することとされている。

感染研では、15 年 4 月に、受託者から本件委託事業の実施に要した経費の額を 8,492,000 円とする実績報告書等の提出を受け、これに基づき委託費として同額を支払っていた。

2 検査の結果

検査したところ、受託者は、感染研に提出した委託事業の実績報告書等において、実験用マウス等を消耗品費 6,019,000 円で購入したとしていた。

しかし、実際に消耗品を購入した額は 161,624 円にすぎず、差額の 5,857,376 円については、慶應義塾大学医学部教授である本件委託事業の研究担当者が、業者に架空の取引を指示して虚偽の納品書、請求書等を作成させ、これにより受託者に架空の取引に係る購入代金を支払わせていたものである。そして、同研究担当者は、上記の架空の取引に係る消耗品費 5,857,379 円全額を業者に預けて別途に経理し、事業計画書等に記載されていない実験動物用飼育施設の整備費等の支払に充てていた。

したがって、実績報告書等に計上されていた額のうち上記の 5,857,376 円は委託事業に要した経費とは認められず、本件委託事業に係る委託費 5,857,376 円が過大に支払われていて、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、受託者において研究担当者から提出された納品書、請求書等の検査及び確認が十分でなかったことなどにもよるが、感染研において、受託者から提出された事実と相違した実績報告書等についての検査及び確認が十分でなかったことによると認められる。

保 険 料 (38) (39)

(38) 健康保険及び厚生年金保険の保険料の徴収に当たり、徴収額が不足していたもの

会計名及び科目	厚生保険特別会計(健康勘定)	(款)保険収入	(項)保険料収入
	(年金勘定)	(款)保険収入	(項)保険料収入
部局等の名称	北海道社会保険事務局ほか 28 社会保険事務局(182 社会保険事務所及び 21 社会保険事務局事務所)		
保険料納付義務者	1,141 事業主		
徴収不足額	健康保険保険料	739,824,406 円	(平成 14 年度～17 年度)
	厚生年金保険保険料	1,901,175,209 円	(平成 14 年度～17 年度)
	計	2,640,999,615 円	

1 保険料の概要

(健康保険、厚生年金保険)

健康保険は、常時従業員を使用する事業所の従業員を被保険者として、業務外の疾病、負

傷、出産等に関し医療、療養費、傷病手当金、出産手当金等の給付を行う保険である。また、厚生年金保険は、常時従業員を使用する事業所の70歳未満の従業員を被保険者として、老齢、死亡等に関し年金等の給付を行う保険である。

そして、事業所に使用される従業員のうち、いわゆるパートタイム労働者等の短時間就労者については、労働時間、労働日数等からみて当該事業所に常用的に使用されている場合には被保険者としてとされている。

(保険料の徴収)

保険料は、被保険者と事業所の事業主とが折半して負担し、事業主が納付することとなっている。

そして、これらの事業主は、地方社会保険事務局の社会保険事務所等に対し、健康保険及び厚生年金保険に係る次の届け書を提出することとなっている。

- ① 新たに従業員を使用したときには、資格取得年月日、報酬月額等を記載した被保険者資格取得届
- ② 被保険者が退職等により資格を喪失したときには、資格喪失年月日等を記載した被保険者資格喪失届
- ③ 毎年7月(平成14年度までは8月)には、同月1日現在において使用している被保険者の報酬月額等を記載した被保険者報酬月額算定基礎届
- ④ 被保険者の報酬月額が所定の範囲以上に増減したときには、変更後の報酬月額等を記載した被保険者報酬月額変更届
- ⑤ 賞与を支給したときには、被保険者の賞与額等を記載した被保険者賞与支払届

これらの届け書の提出を受けた社会保険事務所等は、その記載内容を審査するとともに、届け書に記載された被保険者の報酬月額に基づいて標準報酬月額を、また、被保険者の賞与額に基づいて標準賞与額を、それぞれ決定しこれらに保険料率を乗じて得た額を保険料として徴収している(15年3月31日以前は、事業主が支給した被保険者の賞与総額に特別保険料率を乗じて得た額を賞与に係る保険料として徴収している。)

保険料の16年度の収納済額は、健康保険保険料6兆4665億余円、厚生年金保険保険料19兆4536億余円、計25兆9202億余円に上っている。

(注1) 標準報酬月額 健康保険では第1級98,000円から第39級980,000円まで、厚生年金保険では第1級98,000円から第30級620,000円までの等級にそれぞれ区分されている。被保険者の標準報酬月額は、実際に支給される報酬月額をこの等級のいずれかに当てはめて決定される。

(注2) 標準賞与額 各被保険者の賞与額から千円未満の端数を切り捨てた額で、健康保険では200万円、厚生年金保険では150万円が上限とされている。

2 検査の結果

(検査の着眼点及び対象)

本院では、毎年度の決算検査報告において、短時間就労者を使用している事業主や特別支給の老齢厚生年金の裁定を受け年金の額の全部を支給されている受給権者(後掲170ページの「厚生年金保険の老齢厚生年金及び国民年金の老齢基礎年金の支給が適正でなかったもの」参照)を使用している事業主が届出を適正に行っていないなどのため多額の保険料が徴収不足となっている事態を掲記している。

そして、短時間就労者が増加傾向にあることから、検査に当たっては、北海道社会保険事務局ほか 28 社会保険事務局の 208 社会保険事務所等管内の事業主のうち、短時間就労者を多数使用している事業主を中心に選定し、特別支給の老齢厚生年金の裁定を受け年金の額の全部を支給されている受給権者を使用している事業主なども含めた 2,703 事業主について、社会保険事務所等における 14 年度から 17 年度までの間の保険料の徴収の適否を検査した。

(注 3) 特別支給の老齢厚生年金 厚生年金保険において行う保険給付であり、厚生年金保険の被保険者期間が 1 年以上あって老齢基礎年金に係る保険料納付済期間が 25 年以上ある者などに 60 歳以上 65 歳に達するまでの間支給される。そして、受給権者が厚生年金保険の適用事業所に使用され被保険者である間は、その者の標準報酬月額等に応じて年金の額の一部又は全部の支給が停止される。

(徴収不足の事態)

検査したところ、上記 29 社会保険事務局の 203 社会保険事務所等管内における短時間就労者又は特別支給の老齢厚生年金の受給権者を使用しているなどの 2,682 事業主のうち 1,141 事業主について、徴収額が 2,640,999,615 円(健康保険保険料 739,824,406 円、厚生年金保険保険料 1,901,175,209 円)不足していた。

このような事態が生じていたのは、事業主が次のように届出を適正に行っていなかったのに、上記の 203 社会保険事務所等において、これに対する調査確認及び指導が十分でなかったことによると認められる。

(1) 被保険者資格取得届の提出を怠っていたもの

958 事業主 徴収不足額 2,348,165,186 円

(2) 資格取得年月日の記載が事実と相違していたもの

151 事業主 徴収不足額 268,932,494 円

(3) 被保険者資格喪失届を誤って提出していたものなど

32 事業主 徴収不足額 23,901,935 円

このように事業主が届出を適正に行っていなかったのは、制度を十分に理解していなかったり、従業員が受給している特別支給の老齢厚生年金が支給停止となる事態を避けようとしていたりしていたことなどによる。

なお、これらの徴収不足額については、本院の指摘により、すべて徴収決定の処置が執られた。

徴収不足額の大部分を占める被保険者資格取得届の提出を怠っていた事態についての事例を示すと次のとおりである。

<事例 1> 短時間就労者を使用している事業主が被保険者資格取得届の提出を怠っていたもの

A 会社は、物品の販売等の業務に従事する従業員 5,499 人を使用していた。同会社は、これら従業員のうち 4,529 人については、勤務時間が短く常用的な使用でないなどとして、社会保険事務所に対して被保険者資格取得届を提出していなかった。

しかし、上記の 4,529 人について賃金台帳、雇用契約書等により調査したところ、同会社はこのうち 210 人を常用的に使用しており、被保険者資格取得届を提出すべきであった。

このため、健康保険保険料 17,792,762 円、厚生年金保険保険料 29,227,654 円、計 47,020,416 円が徴収不足になっていた。

＜事例 2＞ 特別支給の老齢厚生年金の受給権者を使用している事業主が被保険者資格取得届の提出を忘れていたもの

B 会社は、建設等の業務に従事する従業員 25 人を使用していた。同会社は、これら従業員のうち 8 人については、年金の受給権者である従業員から被保険者資格取得届が提出されると受給している特別支給の老齢厚生年金が支給停止になるとの申出を受けるなどしたため、社会保険事務所に対して被保険者資格取得届を提出していなかった。

しかし、上記の 8 人について賃金台帳、雇用契約書等により調査したところ、同会社はこれら 8 人を常用的に使用しており、被保険者資格取得届を提出すべきであった。

このため、健康保険保険料 1,397,442 円、厚生年金保険保険料 2,122,819 円、計 3,520,261 円が徴収不足になっていた。

(地方社会保険事務局ごとの徴収不足額)

これらの徴収不足額を地方社会保険事務局ごとに示すと次のとおりである。

地方社会 保険事務 局名	社会保険事務所 等	本院が調 査した事 業主数	徴収不足 があった 事業主数	徴 収 不 足 額		計	
				健 康 保 険 保 険 料 千円	厚 生 年 金 保 険 保 険 料 千円		
北 海 道	札 幌 東ほか	8	101	40	20,281	32,505	52,786
岩 手	盛 岡ほか	3	66	21	12,218	18,359	30,577
山 形	山 形ほか	4	89	29	13,394	20,684	34,078
福 島	郡 山		2	2	3,760	5,114	8,874
茨 城	水 戸 南ほか	4	106	55	31,765	53,702	85,467
群 馬	前 橋ほか	4	79	34	12,395	18,276	30,671
埼 玉	浦 和ほか	6	126	69	55,408	128,837	184,246
千 葉	千 葉ほか	5	104	35	22,330	62,552	84,882
東 京	麴 町ほか	27	221	127	134,133	759,736	893,869
神 奈 川	鶴 見ほか	12	119	51	34,779	64,086	98,866
富 山	富 山ほか	3	74	17	6,344	9,574	15,918
山 梨	甲 府ほか	2	82	51	31,931	47,035	78,966
長 野	長 野 南ほか	6	99	52	18,567	41,876	60,444
岐 阜	岐 阜 南ほか	5	84	32	31,504	51,468	82,972
愛 知	大 曾 根ほか	14	178	64	29,923	59,761	89,684
三 重	津 ほか	3	89	39	16,144	24,846	40,991
滋 賀	大 津ほか	2	61	11	9,441	22,179	31,621
京 都	上 京ほか	5	86	37	22,627	33,253	55,880
大 阪	天 満ほか	17	114	47	45,594	129,468	175,063
兵 庫	三 宮ほか	8	108	48	27,504	63,150	90,655
奈 良	奈 良ほか	2	69	20	5,786	8,731	14,517
広 島	広 島 東ほか	7	119	48	23,184	33,977	57,161
香 川	高 松 東ほか	2	59	17	7,007	10,668	17,676
愛 媛	松 山 東ほか	4	72	25	9,977	17,936	27,914
高 知	高 知 東ほか	2	68	22	5,469	8,185	13,654

地方社会 保険事務 局名	社会保険事務所 等	本院が調 査した事 業主数	徴収不足 があった 事業主数	徴 収 不 足 額			
				健 康 保 険 料 千円	厚 生 年 金 保 険 料 千円	計 千円	
福 岡	東 福 岡	ほか 9	102	61	42,517	72,119	114,636
大 分	大 分	ほか 3	51	15	9,139	14,356	23,496
宮 崎	宮 崎	ほか 3	78	30	10,366	15,288	25,654
沖 縄	那 覇	ほか 4	76	42	46,325	73,441	119,766
計		203箇所	2,682	1,141	739,824	1,901,175	2,640,999

(39) 労働保険の保険料の徴収に当たり、徴収額に過不足があったもの

会計名及び科目	労働保険特別会計(徴収勘定)	(款) 保険収入	(項) 保険料収入
部局等の名称	北海道労働局ほか 19 労働局		
保険料納付義務者	徴収不足があった事業主数	319 事業主	
	徴収過大があった事業主数	167 事業主	
徴収過不足額	徴収不足額	227,365,305 円(平成 14 年度～17 年度)	
	徴収過大額	67,832,218 円(平成 14 年度～17 年度)	

1 保険料の概要

(労働保険)

労働保険は、労働者災害補償保険(以下「労災保険」という。)及び雇用保険を総称するものである。このうち、①労災保険は、労働者の業務上の事由又は通勤による負傷、疾病等に対する療養補償給付等を行う保険であり、原則として、事業所に使用されるすべての労働者が対象となる。また、②雇用保険は、労働者の失業等に対する失業等給付、雇用安定事業等を行う保険であり、常時雇用される一般労働者のほか、事業所で雇用されるいわゆるパートタイム労働者等のうち1週間の所定労働時間が20時間以上で引き続き1年以上雇用されることが見込まれるなどの要件を満たす労働者などが被保険者となる。

(保険料の徴収)

保険料は、①労災保険分については事業主が負担し、②雇用保険分については、失業等給付に充てる部分を労働者と事業主とが折半して負担し、雇用安定事業等に充てる部分を事業主が負担して、①と②のいずれも事業主が納付することとなっている。

保険料の納付は、原則として次のとおり行われることとなっている。

ア 毎年度の初めに、事業主は、都道府県労働局に対し、その年度の労働者に支払う賃金総額の見込額に保険料率^(注)を乗じて算定した概算保険料を申告し、納付する。

イ 次の年度の初めに、事業主は、都道府県労働局に対し、前年度に実際に支払った賃金総額に基づいて計算した確定保険料申告書を提出する。

ウ 都道府県労働局は、この申告書の記載内容を審査し、その結果に基づき保険料の過不足分が精算される。

この労働保険の保険料の平成16年度の収納済額は3兆6052億余円に上っている。

(注) 保険料率 労災保険率と雇用保険率に分かれており、それぞれ次のとおりである。

- ① 労災保険率は、労災保険の適用を受けるすべての事業の過去3年間の業務災害及び通勤災害に係る災害率等を考慮して定められており、事業の種類ごとに平成16年度の場合は最低1000分の5から最高1000分の129となっている。
- ② 雇用保険率は、失業等給付、雇用安定事業等に要する費用を考慮して定められており、16年度の場合は1000分の17.5(ただし、農林、水産等の事業は1000分の19.5、建設の事業は1000分の20.5)となっている。

2 検査の結果

(検査の対象)

近年、事業所で雇用されるいわゆるパートタイム労働者等が増加していることから、北海道労働局ほか19労働局管内の事業主のうち、これらの労働者を雇用している割合の高い事業主等724事業主を選定して、14年度から17年度までの間における保険料の徴収の適否を検査した。

(徴収過不足の事態)

検査したところ、上記の724事業主のうち、319事業主について徴収額が227,365,305円不足しており、167事業主について徴収額が67,832,218円過大となっていた。

このような事態が生じていたのは、事業主が確定保険料申告書を提出するに当たり、制度を十分理解していなかったり、計算誤りをしたりなどして、賃金総額の記載が次のように事実と相違しているなどしていたのに、前記の20労働局において、これに対する調査確認が十分でなかったことによると認められる。

ア 雇用保険分の保険料の算定において、同保険の加入要件を満たすパートタイム労働者等を保険加入させていなかったため、その賃金が算入漏れとなっていた。

イ 労災保険分の保険料の算定において、出向労働者に支払われた賃金は出向先の賃金総額に含めて保険料を算定すべきところ、出向先においてその賃金が算入漏れとなっていた。

なお、これらの徴収不足額及び徴収過大額については、本院の指摘により、すべて徴収決定又は還付決定の処置が執られた。

これらの徴収不足額及び徴収過大額を都道府県労働局ごとに示すと次のとおりである。

労働局名	本院が調査した 事業主数	徴収不足があっ た事業主数 徴収過大があっ た事業主数	徴収不足額 徴収過大額(△)
北海道労働局	62	18 14	千円 5,031 △ 2,758
岩手労働局	19	13 4	7,712 △ 1,529
秋田労働局	20	2 2	875 △ 216
福島労働局	37	18 8	5,484 △ 955
茨城労働局	27	18 7	24,141 △ 2,218
埼玉労働局	42	24 5	25,731 △ 2,242
千葉労働局	52	22 8	18,834 △ 3,249

労働局名	本院が調査した 事業主数	徴収不足があっ た事業主数 徴収過大があっ た事業主数	徴収不足額 徴収過大額(△) 千円
東京労働局	125	81 32	82,907 △ 21,859
神奈川労働局	38	15 9	8,517 △ 3,386
富山労働局	27	10 7	2,910 △ 1,058
福井労働局	24	6 3	695 △ 3,026
長野労働局	27	13 7	8,160 △ 2,130
静岡労働局	21	5 8	1,924 △ 2,390
愛知労働局	26	12 10	4,818 △ 3,853
滋賀労働局	29	11 11	3,816 △ 3,033
大阪労働局	44	16 11	14,696 △ 7,751
岡山労働局	17	7 2	932 △ 540
広島労働局	17	3 3	2,803 △ 85
徳島労働局	32	7 8	3,016 △ 2,619
福岡労働局	38	18 8	4,351 △ 2,925
計 20 労働局	724	319 167	227,365 △ 67,832

保 険 給 付 (40)-(42)

(40) 厚生年金保険の老齢厚生年金及び国民年金の老齢基礎年金の支給が適正でなかったもの

会計名及び科目	厚生保険特別会計(年金勘定)	(項) 保険給付費
	国民年金特別会計(基礎年金勘定)	(項) 基礎年金給付費
部局等の名称	社会保険庁	
支給の相手方	(1) 厚生年金保険	631 人
	(2) 国民年金	4 人
	計	635 人
老齢厚生年金等の 支給額の合計	(1) 厚生年金保険	760,087,882 円(平成 14 年度～17 年度)
	(2) 国民年金	1,963,019 円(平成 14 年度～17 年度)
	計	762,050,901 円
不適正支給額	(1) 厚生年金保険	292,998,786 円(平成 14 年度～17 年度)

(2) 国民年金	1,963,019 円(平成 14 年度～17 年度)
計	294,961,805 円

1 保険給付の概要

(厚生年金保険及び国民年金の給付)

厚生年金保険(前掲 164 ページの「健康保険及び厚生年金保険の保険料の徴収に当たり、徴収額が不足していたもの」参照)において行う給付には、老齢厚生年金などがある。また、国民年金は、日本国内に住所を有する 20 歳以上 60 歳未満の者等を被保険者として、老齢、死亡等に関し年金等の給付を行うものであり、この給付には、老齢基礎年金などがある。

(厚生年金保険の老齢厚生年金)

ア 老齢厚生年金の支給の原則

老齢厚生年金では、厚生年金保険法(昭和 29 年法律第 115 号)により、厚生年金保険の適用事業所に使用された期間(以下「被保険者期間」という。)を 1 月以上有し、老齢基礎年金に係る保険料納付済期間が 25 年以上ある者などが 65 歳以上である場合に受給権者となる。

イ 特別支給の老齢厚生年金

特別支給の老齢厚生年金は、当分の間の特例として 65 歳未満であっても 60 歳(坑内員及び船員については 56 歳から 60 歳までの一定の年齢)以上で被保険者期間を 1 年以上有し、老齢基礎年金に係る保険料納付済期間が 25 年以上ある者などが受給権者となっている。

ウ 特別支給の老齢厚生年金の給付額

特別支給の老齢厚生年金の給付額は、①受給権者の被保険者期間及びその期間における報酬を基に算定される額(以下「基本年金額」という。)と②配偶者等について加算される額との合計額となっている。

なお、基本年金額は定額部分及び報酬比例部分からなっており、定額部分及び上記②の加算額の支給開始年齢は平成 13 年度から 25 年度(女子は 18 年度から 30 年度)にかけて 3 年ごとに 1 歳ずつ 60 歳から 65 歳に引き上げられることとなっている。

エ 特別支給の老齢厚生年金の支給の停止

(ア) 特別支給の老齢厚生年金の受給権者が、厚生年金保険の適用事業所に新たに使用されて被保険者となったときなどには、次のとおり、年金の支給を停止することとなっている。

a 17 年 4 月以降の支給の停止

(注)
総報酬月額相当額と基本月額(基本年金額を 12 で除して得た額)との合計額が 280,000 円を超えるときは、総報酬月額相当額と基本月額とを用いて、一定の方式により算定した額に応じ、基本年金額の一部又は年金の額の全部の支給停止

b 17 年 3 月以前の支給の停止

① 総報酬月額相当額(16 年 3 月までは標準報酬月額。以下同じ。)と基本月額(基本年金額の 100 分の 80 に相当する額を 12 で除して得た額。以下同じ。)との合計額が

280,000円(16年3月までは220,000円)以下のときは基本年金額の100分の20に相当する額の支給停止

- ② 上記の合計額が280,000円(16年3月までは220,000円)を超えるときは、総報酬月額相当額と基本月額とを用いて、一定の方式により算定した額に応じ、基本年金額の一部又は年金の額の全部の支給停止

(注) 総報酬月額相当額 標準報酬月額と、受給権者が被保険者である日の属する月以前1年間の標準賞与額(総額)を12で除して得た額との合算額

(イ) この場合の支給停止の手続は次のとおりである。

- ① 厚生年金保険の適用事業所の事業主は、新たに使用した者などが受給権者であるときは、その者の生年月日、基礎年金番号、資格取得年月日、報酬月額などを記載した被保険者資格取得届に、その者から提出を受けた年金手帳を添えて地方社会保険事務局の社会保険事務所等に提出する。
- ② 社会保険事務所等は、これを調査確認の上、届出内容を社会保険庁にオンラインで伝送し、同庁は、これに基づいて受給権者に係る年金の支給停止額を算定の上、支給額を決定する。

なお、14年4月から、被保険者資格の年齢上限が70歳未満に引き上げられるとともに、65歳以上70歳未満の老齢厚生年金にも支給停止の制度が導入されている。

(国民年金の老齢基礎年金)

老齢基礎年金では、保険料納付済期間が25年以上ある者などが65歳に達したとき、又は65歳に達する前に繰上げ支給の請求をしたときは、そのときから受給権者となる。そして、繰上げ支給の請求をした者(昭和16年4月1日以前に生まれた者に限る。)が、その後、厚生年金保険の被保険者となったときは、年金の額の全部が支給停止されることとなっていて、その手続は特別支給の老齢厚生年金の場合とほぼ同様である。

2 検査の結果

(検査の対象)

北海道社会保険事務局ほか26社会保険事務局の203社会保険事務所等管内において、平成14年に特別支給の老齢厚生年金の裁定を受け年金の額の全部を支給されている受給権者等587,119人のうち、厚生年金保険の適用事業所からの給与収入が確認され調査の要があると認められた者が2,040人見受けられた。そこで、上記の203社会保険事務所等において、これらの受給権者等を使用している1,134事業所について、厚生年金保険の被保険者資格取得届等の提出の必要性の有無に着眼して14年度から17年度までの間における特別支給の老齢厚生年金、老齢基礎年金等の支給の適否を検査した。

(不適正支給の事態)

検査したところ、上記27社会保険事務局の172社会保険事務所等管内における433事業所の635人については当該事業所において常用的に使用されていて、年金の額の一部又は全部の支給を停止すべきであったのに被保険者資格取得届が提出されなかったなどのため、年金の支給停止の手続が執られていなかった。このため、特別支給の老齢厚生年金等の受給権者631人に対する支給(支給額760,087,882円)について292,998,786円、老齢基礎年金の受給権者4人に対する支給(支給額1,963,019円)について1,963,019円、計294,961,805円が適正に支給されていなかった。

このような事態が生じていたのは、受給権者又は事業主が制度を十分理解していなかった

り、誠実でなかったりして、事業主が前記の届出を怠るなどしていたのに、上記の社会保険事務所等において、これに対する調査確認及び指導が十分でなかったことによると認められる。

なお、これらの不適正支給額については、本院の指摘により、すべて返還の処置が執られた。

これらの不適正支給額を地方社会保険事務所ごとに示すと次のとおりである。

地方社会保険事務所名	社会保険事務所等	本院が調査した受給権者等数	不適正受給権者数	左の受給権者に支給した年金の額	左のうち不適正支給額	
		人	人	千円	千円	
北海道	札幌東ほか	8	78	18	32,373	9,773
岩手	盛岡ほか	2	43	14	7,804	1,676
山形	山形ほか	3	16	10	7,796	1,655
茨城	水戸南ほか	4	109	39	45,665	13,588
群馬	前橋ほか	2	68	25	25,622	7,874
埼玉	浦和ほか	6	98	69	79,735	34,710
千葉	千葉ほか	4	69	25	35,750	12,149
東京	麹町ほか	22	344	92	129,616	67,030
神奈川	鶴見ほか	8	70	32	43,413	17,947
富山	富山ほか	3	27	8	7,553	2,095
山梨	甲府ほか	2	89	25	37,085	13,042
長野	長野南ほか	6	80	30	23,457	7,203
岐阜	岐阜南ほか	5	56	19	22,218	9,179
愛知	大曾根ほか	12	72	29	44,966	14,858
三重	津ほか	3	40	13	16,090	3,549
滋賀	大津ほか	2	32	7	9,896	3,086
京都	上京ほか	5	57	18	20,900	7,623
大阪	天満ほか	15	162	29	29,996	13,234
兵庫	須磨ほか	6	63	26	34,680	16,164
奈良	奈良ほか	2	28	12	19,096	8,753
広島	広島東ほか	5	52	16	12,488	2,861
香川	高松東ほか	2	24	5	6,384	3,823
愛媛	松山東ほか	2	35	8	7,379	2,267
福岡	東福岡ほか	8	78	30	41,396	14,833
大分	大分ほか	3	43	12	5,233	1,878
宮崎	宮崎ほか	3	43	14	8,384	2,187
沖縄	那覇ほか	2	61	10	7,063	1,911
計	172箇所		1,937	635	762,050	294,961

(41) 雇用保険の失業等給付金の支給が適正でなかったもの

会計名及び科目	労働保険特別会計(雇用勘定) (項)失業等給付費
部局等の名称	厚生労働本省(平成15年度以降の支給庁) 北海道労働局ほか12労働局(平成14年度以前の支給庁) 札幌公共職業安定所ほか164公共職業安定所(支給決定庁)

支給の相手方	510人	
失業等給付金の 支給額の合計	求職者給付	367,610,078円(平成14年度～17年度)
	就職促進給付	5,548,364円(平成15、16両年度)
	計	373,158,442円
不適正支給額	求職者給付	116,202,911円(平成14年度～17年度)
	就職促進給付	5,548,364円(平成15、16両年度)
	計	121,751,275円

1 保険給付の概要

(雇用保険)

雇用保険は、常時雇用される労働者等を被保険者とし、被保険者が失業した場合及び被保険者について雇用の継続が困難となる事由が生じた場合などに、その生活及び雇用の安定を図るなどのため失業等給付金の支給を行うほか、雇用安定事業、能力開発事業及び雇用福祉事業を行う保険である。

(失業等給付金の種類)

失業等給付金には、次の求職者給付及び就職促進給付のほか、教育訓練給付及び雇用継続給付の4種がある。

ア 求職者給付には7種の手当等があり、このうち、

(ア) 基本手当は、失業等給付金の支給額の大半を占めかつ失業者の生活の安定を図る上で基本的な役割を担うもので、^(注1)受給資格者が失業している日について所定給付日数を限度として支給される。

(イ) 特例一時金は、被保険者であって季節的に雇用される者等が失業した場合に支給される。

イ 就職促進給付には5種の手当等があり、このうち再就職手当は、受給資格者が基本手当を受給できる日数を所定給付日数の3分の1以上かつ45日以上残して安定した職業に就いた場合^(注2)に支給される。

(注1) 受給資格者 被保険者が、離職し労働の意思及び能力を有するにもかかわらず職業に就くことができない状態にあり、離職日以前1年間に被保険者期間が通算して6箇月以上あることの要件を満たして、公共職業安定所において基本手当を受給する資格があると決定された者

(注2) 平成15年3月1日から17年3月31日までの間に所定給付日数の3分の2以上残して再就職した場合には、再就職手当に代えて財団法人高齢者雇用開発協会から早期再就職支援金(206ページの「早期再就職者支援基金事業における早期再就職者支援金の支給が不当と認められるもの」参照)が支給される。

(失業等給付金の支給)

上記の手当等は、公共職業安定所が次のように支給を決定し、これに基づいて厚生労働本省(平成14年度以前は都道府県労働局)が支給することとなっている。

ア 基本手当及び特例一時金については、受給資格者等から提出された失業認定申告書等に記載されている就職又は就労(臨時的に短期間仕事に就くこと)の有無等の事実について確認の上、失業の認定を行って支給を決定する。

イ 再就職手当については、受給資格者から提出された再就職手当支給申請書に記載されている雇入年月日等について調査確認を行って支給を決定する。

2 検査の結果

(検査の対象)

北海道労働局ほか 28 労働局の札幌公共職業安定所ほか 274 公共職業安定所管内において、12 年度から 17 年度までに失業等給付金の支給を受けた者のうち 15,632 人について、公共職業安定所における失業等給付金の支給決定の適否を検査した。

(不適正支給の事態)

検査したところ、北海道労働局ほか 26 労働局の札幌公共職業安定所ほか 164 公共職業安定所管内において、14 年度から 17 年度までに支給を受けた 510 人に対する失業等給付金(支給額 373,158,442 円)について、121,751,275 円が適正に支給されていなかった。これを給付の種別に示すと次のとおりである。

ア 求職者給付

札幌公共職業安定所ほか 164 公共職業安定所管内の 509 人に対する基本手当及び特例一時金(支給額 367,610,078 円)について、116,202,911 円(基本手当 115,530,911 円、特例一時金 672,000 円)が適正に支給されていなかった。

このような事態が生じていたのは、受給者が誠実でなく、再就職していながらその事実を失業認定申告書等に記載していないなどのため、同申告書等の内容が事実と相違していたのに、上記の 165 公共職業安定所において、これに対する調査確認が十分でないまま支給の決定を行っていたことによると認められる。

イ 就職促進給付

苫小牧公共職業安定所ほか 35 公共職業安定所管内の 38 人に対する再就職手当について、支給額 5,548,364 円全額が適正に支給されていなかった。

このような事態が生じていたのは、受給者が誠実でなく、再就職手当支給申請書に事実と相違した雇入年月日を記載するなどしていたのに、上記の 36 公共職業安定所において、これに対する調査確認が十分でないまま支給の決定を行っていたことによると認められる。

なお、これらの不適正支給額については、本院の指摘により、すべて返還の処置が執られた。

これらの不適正支給額を都道府県労働局ごとに示すと次のとおりである。

労働局名	公共職業安定所	本院が調査した受給者数	不適正受給者数	左の受給者に支給した失業等給付金		
				千円	千円	
北海道	札幌ほか	7	598	23	16,414	5,123
	苫小牧		12	1	134	134
	小計				16,548	5,258
岩手	盛岡ほか	1	175	3	1,891	1,024
	小計				1,891	1,024
秋田	秋田ほか	5	332	9	6,960	989
	小計				6,960	989
福島	福島ほか	1	169	11	6,818	5,053
	小計				6,818	5,053

労働局名	公共職業安定所	本院が調査した受給者数	不適正受給者数	左の受給者に支給した失業等給付金	左のうち不適正失業等給付金
		人	人	千円	千円
茨城	水戸ほか	5	281	8,340	2,177
	水戸ほか	3	57	479	479
	小計			8,820	2,657
埼玉	川口ほか	6	554	12,706	8,926
	所沢		25	218	218
	小計			12,925	9,145
千葉	千葉ほか	3	362	5,349	3,178
	小計			5,349	3,178
東京	上野ほか	12	853	25,957	8,286
	上野ほか	6	124	1,471	1,471
	小計			27,428	9,757
神奈川	横浜ほか	7	425	19,605	10,594
	和		7	82	82
	小計			19,687	10,677
富山	富山ほか	4	274	17,036	4,556
	小計			17,036	4,556
福井	福井ほか	3	300	2,812	673
	小計			2,812	673
山梨	甲府ほか	2	236	8,671	1,875
	甲府		26	237	237
	小計			8,909	2,112
長野	松本ほか	9	406	28,474	4,569
	上田ほか	3	27	528	528
	小計			29,003	5,097
愛知	名古屋中ほか	4	207	10,323	1,246
	名古屋北ほか	1	18	239	239
	小計			10,562	1,485
三重	四日市ほか	6	461	19,008	5,341
	津		18	83	83
	小計			19,092	5,424
滋賀	大津ほか	1	170	7,394	1,839
	小計			7,394	1,839
京都	京都西陣ほか	6	444	13,050	4,466
	福知山		10	88	88
	小計			13,139	4,555
大阪	大阪東ほか	11	797	23,420	6,330
	小計			23,420	6,330
兵庫	神戸ほか	10	698	33,056	10,109
	神戸ほか	1	30	374	374
	小計			33,430	10,483
奈良	奈良ほか	4	359	5,113	2,012
	小計			5,113	2,012
鳥取	鳥取ほか	4	389	10,575	5,093
	米子ほか	2	60	465	465
	小計			11,040	5,558
岡山	岡山ほか	3	334	9,674	1,706
	倉敷中央		7	92	92
	小計			9,766	1,799
広島	呉ほか	2	90	5,761	1,041
	小計			5,761	1,041
愛媛	松山ほか	6	511	14,746	3,661
	松山ほか	2	48	438	438
	小計			15,184	4,100

労働局名	公共職業安定所	本院が調査した受給者数	不適正受給者数	左の受給者に支給した失業等給付金	左のうち不適正失業等給付金
		人	人	千円	千円
熊 本	熊本ほか 阿蘇計	5	30	16,170	3,620
		14	1	86	86
				16,257	3,706
大 分	大分ほか 小計	6	19	10,130	3,397
				10,130	3,397
宮 崎	宮崎ほか 宮崎小計	5	45	28,145	9,306
		2	3	527	527
				28,672	9,833
求職者給付計	165箇所	11,055	509	367,610	116,202
就職促進給付計	36箇所	528	38	5,548	5,548
合 計				373,158	121,751

注(1) 上段は求職者給付に係る分、下段は就職促進給付に係る分である。

注(2) 公共職業安定所数及び不適正受給者数については、各給付間で重複しているものがあり、実数はそれぞれ165箇所、510人である。

(42) 雇用保険の特定求職者雇用開発助成金の支給が適正でなかったもの

会計名及び科目	労働保険特別会計(雇用勘定) (項)雇用安定等事業費
部局等の名称	岩手労働局ほか 14 労働局
支給の相手方	40 事業主
不適正な支給となっていた特定求職者雇用開発助成金	特定就職困難者雇用開発助成金
特定就職困難者雇用開発助成金の支給額の合計	37,217,750 円(平成 15、16 両年度)
不適正支給額	22,171,090 円(平成 15、16 両年度)

1 保険給付の概要

(特定求職者雇用開発助成金)

特定求職者雇用開発助成金は、雇用保険(前掲 173 ページの「雇用保険の失業等給付金の支給が適正でなかったもの」参照)で行う事業のうちの雇用安定事業の一環として、特定求職者(60 歳以上 65 歳未満の高年齢者など就職が特に困難な者(以下「就職困難者」という。))及び雇用に関する状況が全国的に悪化した場合等に就職支援が必要な者の雇用機会の増大を図るため、特定求職者を雇い入れた事業主に対して、当該雇用労働者の賃金の一部を助成するので、特定就職困難者雇用開発助成金(以下「就職困難者助成金」という。))及び緊急就職支援者雇用開発助成金の 2 つがある。

(就職困難者助成金の支給)

就職困難者助成金は、事業主が就職困難者を公共職業安定所等の紹介により新たに常用労働者として雇い入れたことなどが支給要件となっている。そして、支給額は、支給対象期間(雇入れ後 1 年、重度身体障害者等については 1 年 6 箇月)内に当該雇用労働者に支払った賃

金に相当するものとして厚生労働大臣が定める方法により算定した額^(注1)に所定の支給率^(注2)を乗じて得た額となっている。

就職困難者助成金の支給を受けようとする事業主は、当該助成金に係る支給申請書を公共職業安定所を通じて都道府県労働局に、また、当該雇用労働者に係る出勤簿等の添付書類を公共職業安定所に提出することとなっている。そして、公共職業安定所は支給申請書等に記載されている当該雇用労働者の氏名、生年月日、雇用年月日、支払賃金額等を審査する。さらに、都道府県労働局は、不正支給を行った事業主でないことなどを審査した上支給を決定し、これに基づいて就職困難者助成金を支給することとなっている。

(注1) 厚生労働大臣が定める方法により算定した額 当該事業主に係る労働保険の確定保険料算定の基礎となった賃金総額から計算される年間一人当たりの平均賃金額などから算定される額

(注2) 所定の支給率 支給率は、次表のとおりである。

区分	企業区分	中小企業事業主以外の事業主	中小企業事業主
60歳以上65歳未満の高年齢者等		1 / 4	1 / 3
重度身体障害者等		1 / 3	1 / 2

2 検査の結果

(検査の対象)

北海道労働局ほか 28 労働局の札幌公共職業安定所ほか 248 公共職業安定所管内において、平成 15、16 両年度に就職困難者助成金の支給を受けた事業主のうち 1,717 事業主について、支給申請書等の記載内容が事実でかつ支給要件に合致するかに着目して、上記の 29 労働局における支給決定の適否を検査した。

(不適正支給の事態)

検査したところ、岩手労働局ほか 14 労働局の盛岡公共職業安定所ほか 36 公共職業安定所管内の 40 事業主に対する就職困難者助成金の支給(支給額 37,217,750 円)について 22,171,090 円が適正に支給されていなかった。

上記の不適正支給となっていたものの主な態様は、既に雇い入れている者又は事実上雇入れが決定している者に形式的に公共職業安定所の紹介を受けさせ、その紹介により雇い入れたこととして申請した事業主に対して支給していたものである。

このような事態が生じていたのは、事業主が誠実でなかったなどのため支給申請書等の記載内容が事実と相違していたのに、前記の 37 公共職業安定所において、これに対する調査確認が十分でないまま、前記の 15 労働局において支給の決定を行っていたことによると認められる。

なお、これらの不適正支給額については、本院の指摘により、すべて返還の処置が執られた。

これらの不適正支給額を都道府県労働局ごとに示すと次のとおりである。

労働局名	公共職業安定所	本院が調査した事業主数	不適正受給事業主数	左の事業主に支給した就職困難者助成金	左のうち不適正就職困難者助成金
				千円	千円
岩手労働局	盛岡ほか 2	23	4	3,054	2,310
埼玉労働局	所 沢	12	1	666	666
千葉労働局	佐原ほか 1	20	2	1,029	707
東京労働局	上野ほか 4	37	5	6,710	3,601
神奈川労働局	横浜ほか 2	22	3	4,701	2,804
長野労働局	大町ほか 1	7	2	1,089	652
静岡労働局	静岡ほか 1	10	2	1,071	1,071
愛知労働局	名古屋南ほか 2	10	3	1,892	1,445
三重労働局	鈴 鹿	8	2	2,733	1,479
京都労働局	京都西陣ほか 4	61	5	5,507	1,888
大阪労働局	大阪東ほか 1	16	2	1,223	758
兵庫労働局	神戸ほか 1	22	3	3,863	1,805
奈良労働局	奈 良	15	1	926	926
岡山労働局	西 大 寺	5	1	890	643
愛媛労働局	今治ほか 3	32	4	1,856	1,410
計	37箇所	300	40	37,217	22,171

第3章 第1節 第8 厚生労働省

医 療 費 (43)(44)

(43) 医療費に係る国の負担が不当と認められるもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)厚生労働本省	(項)精神保健費
		(項)生活保護費
		(項)身体障害者保護費
		(項)老人医療・介護保険給付諸費
		(項)児童保護費
		(項)国民健康保険助成費
	厚生保険特別会計(健康勘定)	(項)保険給付費
		(項)老人保健拠出金
		(項)退職者給付拠出金
	船員保険特別会計	(項)保険給付費
		(項)老人保健拠出金
		(項)退職者給付拠出金
部局等の名称	社会保険庁、北海道ほか 28 都府県	

国の負担の根拠	健康保険法(大正11年法律第70号)、船員保険法(昭和14年法律第73号)、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)、老人保健法(昭和57年法律第80号)、生活保護法(昭和25年法律第144号)、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)、児童福祉法(昭和22年法律第164号)等
医療給付の種類	健康保険法、船員保険法、国民健康保険法、老人保健法、生活保護法、身体障害者福祉法、児童福祉法等に基づく医療
実施主体	国、都道府県32、市525、特別区23、町830、村114、国民健康保険組合90、計1,615実施主体
医療機関及び薬局	医療機関235、薬局45
不適切に支払われた医療費に係る診療報酬等	入院基本料、入院基本料等加算(平成14年3月までは入院基本料加算)、調剤報酬等
不適切に支払われた医療費の件数	465,074件(平成13年度～17年度)
不適切に支払われた医療費の額	1,702,540,793円(平成13年度～17年度)
不当と認める国の負担額	927,798,223円(平成13年度～17年度)

1 医療給付の概要

(医療給付の種類)

厚生労働省の医療保障制度には、老人保健制度、医療保険制度及び公費負担医療制度があり、これらの制度により次の医療給付が行われている。

ア 老人保健制度の一環として、市町村(特別区を含む。以下同じ。)が老人保健法に基づき、健康保険法、船員保険法、国民健康保険法等(以下「医療保険各法」という。)による被保険者(被扶養者を含む。以下同じ。)のうち、当該市町村の区域内に居住する老人(75歳以上^(注1)の者又は65歳以上75歳未満の者で一定の障害の状態にある者をいう。以下同じ。)に対して行う医療

イ 医療保険制度の一環として、医療保険各法に規定する保険者が、医療保険各法に基づき被保険者(老人を除く。)に対して行う医療

ウ 公費負担医療制度の一環として、都道府県、市町村が、生活保護法に基づき要保護者に対して行う医療、身体障害者福祉法に基づき身体障害者に対して行う医療、児童福祉法に基づき身体に障害のある児童に対して行う医療等

(注1) 75歳以上の者 老人保健制度の対象年齢は、平成14年10月の老人保健法の改正により、原則として70歳以上から75歳以上に引き上げられたが、14年9月30日の時点において70歳以上である者については、その者が75歳以上の者に該当するに至った日の属する月の末日までの間は、その者を75歳以上の者とみなすこととされている。

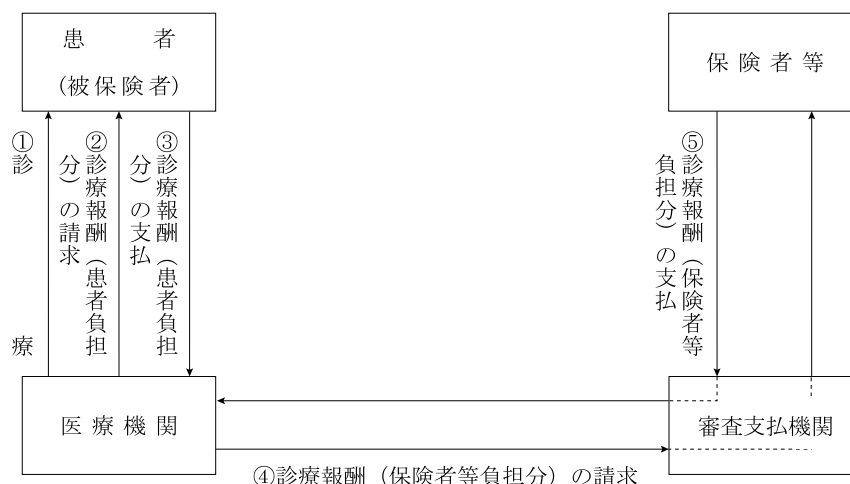
(診療報酬又は調剤報酬)

これらの医療給付においては、被保険者(上記ウの要保護者、身体障害者、身体に障害の

ある児童等を含む。以下同じ。)が医療機関で診察、治療等の診療を受け又は薬局で薬剤の支給等を受けた場合、市町村、保険者又は都道府県(以下「保険者等」という。)及び患者がこれらの費用を医療機関又は薬局(以下「医療機関等」という。)に診療報酬又は調剤報酬(以下「診療報酬等」という。)として支払う。

診療報酬の支払の手続は、図1のとおりとなっている。

図1 診療報酬の支払の手続



(注) 調剤報酬の支払の手続についても同様となっている。

ア 診療等を担当した医療機関等は、診療報酬等として医療に要する費用を所定の診療点数に単価(10円)を乗じるなどして算定する。

イ 医療機関等は、上記診療報酬等のうち、患者負担分を患者に請求し、残りの診療報酬等(以下「医療費」という。)については、老人保健に係るものは市町村に、医療保険各法に係るものは各保険者に、また、公費負担医療制度に係るものは都道府県又は市町村に請求する。

このうち、保険者等に対する医療費の請求は、次のように行われている。

(ア) 医療機関等は、診療報酬請求書又は調剤報酬請求書(以下「請求書」という。)に診療報酬等の明細を明らかにした診療報酬明細書又は調剤報酬明細書(以下「レセプト」という。)を添付して、これらを、国民健康保険団体連合会又は社会保険診療報酬支払基金(以下「審査支払機関」と総称する。)に毎月1回送付する。

(イ) 審査支払機関は、請求書及びレセプトに基づき請求内容を審査点検した後、医療機関等ごと、保険者等ごとの請求額を算定し、その後、請求額を記載した書類と請求書及びレセプトを各保険者等に送付する。

ウ 請求を受けた保険者等は、それぞれの立場から医療費についての審査点検を行って金額等を確認の上、審査支払機関を通じて医療機関等に医療費を支払う。

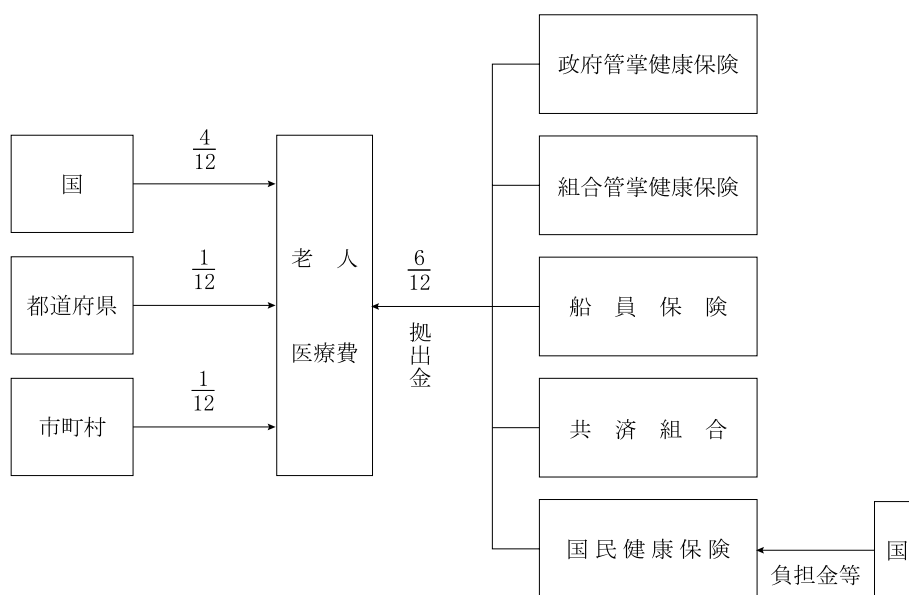
(国の負担)

保険者等が支払う医療費の負担は次のようになっている。

ア 老人保健法に係る医療費(以下「老人医療費」という。)については、老人の居住する市町村が審査支払機関を通じて支払うものであるが、この費用は国、都道府県、市町村及び保険者が以下のように負担している(図2参照)。

- (ア) 老人保健法により、老人医療費については、原則として、国は12分の4を、都道府県及び市町村は、それぞれ12分の1ずつを^(注2)負担することになっており、残りの12分の6については各保険者が拠出する老人医療費拠出金が財源となっている。
- (イ) 国民健康保険法により国は市町村等が保険者として拠出する老人医療費拠出金の納付に要する費用の額の一部を負担している。
- (ウ) 健康保険法等により国は政府管掌健康保険等の保険者として老人医療費拠出金を納付している。
- (注2) 平成14年10月の老人保健法の改正に伴う経過措置として、老人医療費について国、都道府県及び市町村が負担する割合の合計が3割から5割へ段階的に引き上げられることになっており、それぞれの負担割合となるのは18年10月1日からとなっている。

図2 老人医療費の負担



- イ 医療保険各法に係る医療費については、国は、患者が、①政府管掌健康保険等の被保険者である場合の医療費は保険者としてその全額を、②市町村が行う国民健康保険の一般被保険者である場合の医療費は市町村が支払った額の45%を、③国民健康保険組合が行う国民健康保険の被保険者である場合の医療費は国民健康保険組合が支払った額の47%を、それぞれ負担している。
- ウ 生活保護法、身体障害者福祉法、児童福祉法等に係る医療費については、国は都道府県又は市町村が支払った医療費の4分の3又は2分の1を負担している。

(注3) 平成17年4月の国民健康保険法の改正により、市町村が行う国民健康保険に係る医療費について国が負担する割合は、16年度までの50%から17年度は45%に引き下げられ、18年度以降は更に43%に引き下げられることとなっている。

2 検査結果の概要

(検査の着眼点)

国民医療費は11年度以降毎年30兆円を超えており、このうち老人医療費は15年度では約37%を占め、高齢化が急速に進展する中でその占める割合は高くなっている。このような状況の中で医療費に対する国の負担も多額なものとなっていることから、本院では従来か

ら老人医療費を中心に診療報酬の請求が適正に行われているかに着目して検査を行っている。

そして、近年では医療機関において、医師、看護師等の医療従事者が不足していて要件を満たしていなかったり、必要な各種届出を行っていなかったりしているのにこれらを満たすことが要件とされている診療報酬を請求したり、診療報酬を画一的に算定して請求したりしている不適正と認められる事態が多く見受けられる。また、昨今の医薬分業の進展に伴い増加傾向にある調剤報酬についても、算定要件を満たしていないのに請求しているなど不適正と認められる事態が多く見受けられる。そこで、本年の検査に当たっても、これらの点を中心に検査した。

(不適切な支払の事態)

社会保険庁の29社会保険事務局及び29都道府県^(注4)において検査したところ、1,615実施主体が235医療機関及び45薬局^(注5)に対して行った13年度から17年度までの間における医療費の支払について、465,074件、1,702,540,793円が適切でなく、これに対する国の負担額927,798,223円が不当と認められる。

(注4) 29社会保険事務局 北海道、青森、宮城、秋田、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、富山、石川、長野、岐阜、愛知、京都、大阪、兵庫、奈良、岡山、広島、山口、徳島、香川、愛媛、高知、福岡、佐賀、長崎、熊本各社会保険事務局

(注5) 29都道府県 東京都、北海道、京都、大阪両府、青森、宮城、秋田、群馬、埼玉、千葉、神奈川、富山、石川、長野、岐阜、愛知、兵庫、奈良、岡山、広島、山口、徳島、香川、愛媛、高知、福岡、佐賀、長崎、熊本各県

これを診療報酬等の別に整理して示すと、次のとおりである。

診療報酬等	実施主体 (医療機関等数)	不適切に支払	不適切に支払	不当と認める
		われた医療費 の件数	われた医療費 千円	国の負担額 千円
①入院基本料	千歳市ほか517 市区町村等 ⁽⁵⁷⁾	45,820	518,760	293,197
②入院基本料等加算	北見市ほか606 市区町村等 ⁽⁴³⁾	37,178	384,835	198,146
③在宅医療料	千歳市ほか156 市区町村等 ⁽⁵²⁾	12,948	162,760	83,728
④特定入院料	仙台市ほか191 市区町村等 ⁽⁴⁾	7,321	155,474	79,675
⑤初診料・再診料	札幌市ほか264 市区町村等 ⁽³³⁾	30,478	129,401	73,206
⑥指導管理料	帯広市ほか75 市区町村等 ⁽¹⁶⁾	13,526	62,644	34,099
⑦入院時食事療養費	さいたま市ほか83 市区町村等 ⁽³⁾	4,136	39,741	22,322
⑧手術料	北佐久郡望月 町ほか80市町 村等 ⁽⁶⁾	241	35,454	21,167
⑨処置料	三郷市ほか108 市区町村等 ⁽⁹⁾	4,227	23,900	11,335
⑩検査料等	流山市ほか534 市区町村等 ⁽¹²⁾	64,026	43,990	24,472
①-⑩の計	1,434実施主体 (235)	219,901	1,556,964	841,351

診療報酬等	実施主体 (医療機関等数)	不適切に支払 われた医療費 の件数	不適切に支払 われた医療費	不当と認める 国の負担額
		件	千円	千円
⑪調剤報酬	帯広市ほか440 市区町村等 ⁽⁴⁵⁾	245,173	145,576	86,446
①—⑪の計	1,615実施主体 (280)	465,074	1,702,540	927,798

注(1) 複数の診療報酬について不適正と認められる請求があった医療機関については、最も多い診療報酬で整理した。

注(2) 計欄の実施主体数は、各診療報酬等の中で実施主体が重複することがあるため、各診療報酬等の実施主体数を合計したものとは符合しない。

(発生原因)

このような事態が生じていたのは、次のことなどによると認められる。

ア 医療機関等から不適正と認められる診療報酬等の請求があったのに、これに対する実施主体及び審査支払機関の審査点検が十分でなかったこと

特に、診療報酬請求上の各種届出についての確認が必ずしも十分でなかったこと

イ 地方社会保険事務局及び都道府県において、医療機関の医療従事者が不足していることを把握する資料があるにもかかわらずその活用が必ずしも十分でなかったこと

ウ 地方社会保険事務局及び都道府県における医療機関等に対する指導が十分でなかったこと

3 検査結果の詳細

上記医療費の支払が適切でない事態について、診療報酬等の別に、その算定方法及び検査の結果の詳細を示すと次のとおりである。

① 入院基本料

(入院基本料の算定方法)

入院基本料は、患者が入院した場合に1日につき所定の点数が定められている。この入院基本料は、看護師及び准看護師(以下「看護職員」という。)の数並びに看護補助者の数が入院患者数に対して所定の割合以上であること、看護職員の数に占める看護師の数が所定の割合以上であることなどの厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方社会保険事務局長に届け出た医療機関において、その基準に掲げる区分に従い所定の点数を算定することとされている。

そして、看護職員の数に占める看護師の数が所定の割合以上であることの要件を満たしていない場合であっても、別に厚生労働大臣が定めるより低い所定の割合以上である場合には所定の点数を減算して入院基本料を算定することとされている。

また、医療機関において、医師の数が医療法(昭和23年法律第205号)に定める標準となる数(以下「標準人員」という。)に100分の60を乗じて得た数以下である場合(以下「著しい医師不足」という。)の入院基本料については、所定の減額をして算定することとされている。

さらに、療養病棟に入院している患者の身体障害の状態等が厚生労働大臣の定める基準に適合している場合に算定する日常生活障害加算等は、患者の身体障害の状態等を評価し、これを定期的に見直すことが算定要件とされている。

(検査の結果)

検査の結果、千歳市ほか44市町に所在する57医療機関において、入院基本料等の請求

が不適正と認められるものが45,820件あった。その主な態様は次のとおりである。

ア 患者の身体障害の状態等の評価について定期的に見直し等を行っていないのに、日常生活障害加算等を算定していた。

イ 入院患者数に対する看護職員等の数又は看護職員の数に占める看護師の数が所定の割合以上であることの要件を満たしていないのに、高い点数の区分の入院基本料の点数を算定していた。

ウ 看護職員の数に占める看護師の数が所定の割合以上であることの要件を満たしていないのに、入院基本料の点数から所定の点数を減算することなく入院基本料を算定していた。

エ 著しい医師不足であるのに、入院基本料について所定の減額をしないで算定していた。

このため、上記45,820件の請求に対し千歳市ほか517市区町村等が支払った医療費について518,760,676円の支払が適切でなく、これに対する国の負担額293,197,842円は負担の要がなかったものである。

② 入院基本料等加算

(入院基本料等加算の算定方法)

入院基本料等加算には、療養病棟療養環境加算、超重症児(者)入院診療加算、看護補助加算等がありそれぞれ所定の点数が定められている。

そして、厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方社会保険事務局長に届け出た医療機関において、それぞれの届出に係る所定の点数を算定することとされている。ただし、これらの加算の多くは、医師等の数が標準人員を満たしていないなどの場合には算定できないこととされている。

また、超重症児(者)入院診療加算等は、厚生労働大臣が定める超重症等の状態にある患者に対して算定することとされている。ただし、この加算は、一般病棟等に入院している老人の患者に対しては、算定できないこととされている。

さらに、看護補助加算は、看護補助者の数が入院患者数に対して所定の割合以上であることなどの要件を満たす旨の地方社会保険事務局長への届出を行った場合、入院基本料の区分と看護補助者の数に応じて所定の点数を算定することとされている。

このほか、療養病棟療養環境加算は、患者の選定に係る特別の病室に入院していて、特別の料金を徴収している患者に対しては算定できないこととされている。

(検査の結果)

検査の結果、北見市ほか35市区町に所在する43医療機関において、入院基本料等加算等の請求が不適正と認められるものが37,178件あった。その主な態様は次のとおりである。

ア 医師の数が標準人員を満たしていないのに、療養病棟療養環境加算等を算定していた。

イ 一般病棟等に入院している老人の患者に対して、超重症児(者)入院診療加算等を算定していた。

ウ 看護補助者の数が入院患者数に対して所定の割合以上であることの要件を満たしていないのに、看護補助加算を算定していた。

エ 地方社会保険事務局長への届出を行っていないのに、療養病棟療養環境加算等を算定していた。

オ 患者の選定に係る特別の病室に入院していて、特別の料金を徴収している患者に対して、療養病棟療養環境加算を算定していた。

このため、上記37,178件の請求に対し北見市ほか606市区町村等が支払った医療費について384,835,432円の支払が適切でなく、これに対する国の負担額198,146,600円は負担の要がなかったものである。

③ 在宅医療料

(在宅医療料の算定方法)

在宅医療料のうち在宅患者訪問看護・指導料等は、医療機関が、居宅において療養を行っている患者であって通院が困難なものに対して、看護師等を訪問させて看護又は療養上必要な指導を行った場合等に算定することとされている。また、歯科診療の訪問歯科衛生指導料は、訪問歯科診療を行った患者等に対して、歯科衛生士等が療養上必要な実地指導を行った場合に算定することとされている。ただし、介護保険の要介護被保険者等である患者に対しては、これらは算定できないこととされている。

また、往診料及び在宅患者訪問診療料は、同一の患家で2人以上の患者を診療した場合、2人目以降の患者については算定できないこととされている。

そして、寝たきり老人在宅総合診療料の24時間連携体制加算は、厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た医療機関において所定の点数を算定することとされている。

(検査の結果)

検査の結果、千歳市ほか39市町村に所在する52医療機関において、在宅医療料等の請求が不適正と認められるものが12,948件あった。その主な態様は次のとおりである。

ア 介護保険の要介護被保険者等である患者に対して在宅患者訪問看護・指導料又は訪問歯科衛生指導料等を算定していた。

イ 同一患家で診療した2人目以降の患者について往診料又は在宅患者訪問診療料を算定していた。

ウ 都道府県知事への届出を行っていないのに、24時間連携体制加算を算定していた。

このため、上記12,948件の請求に対し千歳市ほか156市区町村等が支払った医療費について162,760,467円の支払が適切でなく、これに対する国の負担額83,728,309円は負担の要がなかったものである。

④ 特定入院料

(特定入院料の算定方法)

特定入院料には、精神療養病棟入院料、回復期リハビリテーション病棟入院料等があり、厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方社会保険事務局長に届け出た医療機関において、その基準に定める区分に従い所定の点数を算定することとされている。

そして、精神療養病棟入院料等は、医師等の数が標準人員を満たしていない場合には、算定できないこととされている。

また、回復期リハビリテーション病棟入院料等は、入院患者数に対する看護補助者の数

が所定の割合以上であることの要件を満たしていない場合には、算定できないこととされている。

(検査の結果)

検査の結果、仙台市ほか3市に所在する4医療機関において、特定入院料等の請求が不適正と認められるものが7,321件あった。その態様は次のとおりである。

ア 医師の数が標準人員を満たしていないのに、精神療養病棟入院料等を算定していた。

イ 入院患者数に対する看護補助者の数が所定の割合以上であることの要件を満たしていないのに、回復期リハビリテーション病棟入院料を算定していた。

このため、上記7,321件の請求に対し仙台市ほか191市区町村等が支払った医療費について155,474,100円の支払が適切でなく、これに対する国の負担額79,675,677円は負担の要がなかったものである。

⑤ 初診料・再診料

(初診料・再診料の算定方法)

初診料は、患者の傷病について医学的に初診といわれる医師の診療行為があった場合に、再診料はその後の診療行為の都度それぞれ算定することとされている。

ただし、特別養護老人ホームほか^(注6)9施設(以下「老人ホーム等」という。)に配置されている医師(以下「配置医師」という。)がこれら施設の入所者に対して行っている診療については、その診療が別途介護保険制度の介護給付等として行われているものであることから、初診料、再診料は算定できないこととされている。

また、医療機関に老人ホーム等が併設されている場合、当該医療機関の医師が当該老人ホーム等の入所者に対して行っている診療についても、初診料、再診料は算定できないこととされている。

(注6) 特別養護老人ホームほか9施設 特別養護老人ホーム、養護老人ホーム(定員111名以上の場合)、指定短期入所生活介護事業所、身体障害者更生施設(旧重度身体障害者更生援護施設)、身体障害者療護施設、救護施設(定員111名以上の場合)、知的障害者入所更生施設(定員150名以上の場合)、知的障害者入所授産施設(定員150名以上の場合)、乳児院(定員100名以上の場合)及び情緒障害児短期治療施設

(検査の結果)

検査の結果、札幌市ほか30市町に所在する33医療機関において、初診料、再診料等の請求が不適正と認められるものが30,478件あった。その主な態様は次のとおりである。

ア 配置医師が特別養護老人ホーム等の入所者に対して行った診療について、初診料、再診料を算定していた。

イ 医療機関の医師が当該医療機関に併設されている特別養護老人ホームの入所者に対して行った診療について、初診料、再診料を算定していた。

このため、上記30,478件の請求に対し札幌市ほか264市区町村等が支払った医療費について129,401,834円の支払が適切でなく、これに対する国の負担額73,206,138円は負担の要がなかったものである。

⑥ 指導管理料

(指導管理料の算定方法)

指導管理料のうち老人慢性疾患生活指導料等は、配置医師が老人ホーム等の入所者に対

して行っている診療の場合、前記⑤(187 ページ参照)のとおり、その診療が別途介護保険制度の介護給付等として行われているものであることから算定できないこととされている。

また、歯科診療の老人訪問口腔指導管理料は、居宅等において療養を行っている患者であって通院が困難なものに対して訪問歯科診療を行い、かつ、当該訪問歯科診療に際して、療養上必要な指導を行った場合に算定することとされている。ただし、介護保険の要介護被保険者等である患者に対しては算定できないこととされている。

(検査の結果)

検査の結果、帯広市ほか 15 市に所在する 16 医療機関において、指導管理料等の請求が不適正と認められるものが 13,526 件あった。その主な態様は次のとおりである。

ア 配置医師が特別養護老人ホームの入所者に対して行った診療について、老人慢性疾患生活指導料等を算定していた。

イ 介護保険の要介護被保険者等である患者に対して老人訪問口腔指導管理料を算定していた。

このため、上記 13,526 件の請求に対し帯広市ほか 75 市区町村等が支払った医療費について 62,644,836 円の支払が適切でなく、これに対する国の負担額 34,099,611 円は負担の要がなかったものである。

⑦ 入院時食事療養費

(入院時食事療養費の算定方法)

入院時食事療養費のうち入院時食事療養(I)は、厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして地方社会保険事務局長に届け出た医療機関において、食事療養を行った場合に算定することとされている。

(検査の結果)

検査の結果、さいたま市ほか 2 市に所在する 3 医療機関において、入院時食事療養費の請求が不適正と認められるものが 4,136 件あった。その主な態様は、地方社会保険事務局長への届出を行っていないのに、入院時食事療養(I)を算定していたものである。

このため、上記 4,136 件の請求に対しさいたま市ほか 83 市区町村等が支払った医療費について 39,741,850 円の支払が適切でなく、これに対する国の負担額 22,322,967 円は負担の要がなかったものである。

⑧ 手術料

(手術料の算定方法)

手術料のうち体外循環を要する手術等は、厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方社会保険事務局長に届け出た医療機関以外の医療機関において行った場合、所定の減額をして算定することとされている。

(検査の結果)

検査の結果、小諸市ほか 5 市町に所在する 6 医療機関において、手術料等の請求が不適正と認められるものが 241 件あった。その主な態様は、地方社会保険事務局長への届出を行っていないのに、体外循環を要する手術等について所定の減額をしないで算定していたものである。

このため、上記 241 件の請求に対し北佐久郡望月町ほか 80 市町村等が支払った医療費

について35,454,289円の支払が適切でなく、これに対する国の負担額21,167,307円は負担の要がなかったものである。

⑨ 処置料

(処置料の算定方法)

処置料には、一般処置料、皮膚科処置料等があり、それぞれの処置ごとに所定の点数が定められている。そして、老人ホーム等の職員が入所者に対して行った処置は、処置料として算定できないこととされている。

また、処置に当たって薬剤を使用した場合は、薬剤の実際の使用量に基づき、その購入価格を10円で除するなどした薬剤料の点数を合算して算定することとされている。

(検査の結果)

検査の結果、三郷市ほか8市町に所在する9医療機関において、処置料等の請求が不適正と認められるものが4,227件あった。その主な態様は次のとおりである。

ア 特別養護老人ホームの職員が入所者に対して行った皮膚科軟膏処置等を処置料として算定していた。

イ 人工腎臓の処置に使用される薬剤について、実際よりも多い使用量により薬剤料を算定していた。

このため、上記4,227件の請求に対し三郷市ほか108市区町村等が支払った医療費について23,900,679円の支払が適切でなく、これに対する国の負担額11,335,203円は負担の要がなかったものである。

⑩ 検査料等

(検査料等の算定方法)

検査料のうち検体検査料には、検体検査実施料及び検体検査判断料があり、それぞれの検査の種類ごとに所定の点数が定められている。そして、厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方社会保険事務局長に届け出た医療機関において、患者に対して検体検査を実施し検体検査判断料を算定した場合、所定の点数に検体検査管理加算を算定することとされている。

画像診断料には、エックス線診断料、コンピューター断層撮影診断料等があり、それぞれの種類ごとに所定の点数が定められている。そして、厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方社会保険事務局長に届け出た医療機関において、画像診断を専ら担当する常勤の医師が画像診断を行い、その結果を文書により主治医に報告した場合、所定の点数に画像診断管理加算を算定することとされている。

注射料は、点滴注射等の注射の種類ごとに所定の点数が定められている。そして、老人ホーム等の職員が入所者に対して行った注射は、注射料として算定できないこととされている。

(検査の結果)

検査の結果、流山市ほか11市町に所在する12医療機関において、検査料等の請求が不適正と認められるものが64,026件あった。その主な態様は次のとおりである。

ア 地方社会保険事務局長への届出を行っていないのに、検体検査管理加算又は画像診断管理加算を算定していた。

イ 特別養護老人ホームの職員が入所者に対して行った点滴注射等を注射料として算定していた。

このため、上記 64,026 件の請求に対し流山市ほか 534 市区町村等が支払った医療費について 43,990,482 円の支払が適切でなく、これに対する国の負担額 24,472,324 円は負担の要がなかったものである。

⑪ 調剤報酬

(調剤報酬の算定方法)

調剤報酬のうち薬剤服用歴管理・指導料の特別指導加算は、処方された薬剤について、直接患者又はその家族等から服薬状況等の情報を収集して薬剤服用歴に記録し、これに基づき薬剤の服用等に関し必要な指導を行った場合に算定することとされている。

また、在宅患者訪問薬剤管理指導料は、薬局において、居宅で療養を行っている患者に対して、医師の指示に基づき、薬剤師が患家を訪問して薬学的管理指導を行った場合に算定することとされている。ただし、介護保険の要介護被保険者等である患者に対しては算定できないこととされている。

(検査の結果)

検査の結果、帯広市ほか 34 市区町に所在する 45 薬局において、調剤報酬の請求が不適正と認められるものが 245,173 件あった。その主な態様は次のとおりである。

ア 薬剤服用歴の記録に基づき薬剤の服用等に関し必要な指導を行うことなどの算定要件を満たしていないのに、特別指導加算を算定していた。

イ 介護保険の要介護被保険者等である患者に対して在宅患者訪問薬剤管理指導料を算定していた。

このため、上記 245,173 件の請求に対し帯広市ほか 440 市区町村等が支払った医療費について 145,576,148 円の支払が適切でなく、これに対する国の負担額 86,446,245 円は負担の要がなかったものである。

以上を医療機関等の所在する都道府県別に示すと次のとおりである。

都道府県名	実施主体 (医療機関等 数)	不適切に支払 われた医療費 の件数	不適切に支払 われた医療費 千円	不当と認める 国の負担額 千円	摘 要
北海道	帯広市ほか 115市区町村 等 ⁽¹⁶⁾	44,575	52,528	29,362	①②③⑤⑥⑪
青森県	弘前市ほか30 市町村等 ⁽⁴⁾	1,091	8,482	4,558	②③⑥
宮城県	仙台市ほか93 市区町村等 ⁽⁶⁾	32,497	55,498	31,418	①④⑩⑪
秋田県	大館市ほか10 市町等 ⁽²⁾	4,249	5,684	4,345	⑪
群馬県	沼田市ほか 123市区町村 等 ⁽³⁾	6,335	117,067	57,697	②④
埼玉県	本庄市ほか 256市区町村 等 ⁽³⁰⁾	29,187	353,272	168,454	①②③④⑤⑥⑦⑨⑪
千葉県	千葉市ほか 246市区町村 等 ⁽¹¹⁾	55,760	49,185	23,027	①②③⑤⑩⑪
東京都	足立区ほか34 市区町等 ⁽⁴⁾	1,582	14,255	9,037	②⑨⑪

都道府県名	実施主体 (医療機関等 数)	不適切に支払 われた医療費 の件数	不適切に支払 われた医療費 の千円	不当と認める 国の負担額 の千円	摘 要
神奈川県	茅ヶ崎市ほか 23市区町等 ⁽¹⁰⁾	4,727	35,897	15,052	③⑥⑪
富山県	富山市ほか77 市区町村等 ⁽¹¹⁾	56,881	54,797	34,230	①⑤⑥⑩⑪
石川県	金沢市ほか22 市町等 ⁽³⁾	2,666	16,690	9,169	①⑤⑨
長野県	長野市ほか21 市町村等 ⁽⁶⁾	1,165	10,557	5,874	③⑥⑧⑩
岐阜県	各務原市ほか 52市町等 ⁽¹⁴⁾	54,975	63,132	37,182	①②③⑥⑪
愛知県	知立市ほか 149市町村等 ⁽¹³⁾	13,416	90,961	50,064	①②③⑤⑦⑨
京都府	京都市ほか 8 市町 ⁽⁸⁾	1,636	23,296	14,211	②③⑤⑥
大阪府	大阪市ほか75 市区町村等 ⁽¹⁸⁾	14,828	111,001	60,802	①②③⑤⑨
兵庫県	川西市ほか92 市町村等 ⁽¹⁹⁾	17,940	106,370	59,728	①③⑤⑥⑨⑪
奈良県	生駒市ほか 100市区町村 等 ⁽¹³⁾	25,281	45,553	27,068	①②③⑤⑪
岡山県	新見市ほか43 市町村等 ⁽⁶⁾	16,389	24,529	15,437	①②③⑪
広島県	佐伯郡大柿町 ほか45市町村 等 ⁽³⁾	2,002	33,703	19,561	②
山口県	熊毛郡田布施 町ほか14市町 等 ⁽²⁾	850	2,129	1,158	⑤
徳島県	徳島市ほか41 市町村等 ⁽¹¹⁾	6,048	51,579	35,218	①②③⑤⑧⑪
香川県	さぬき市ほか 45市町等 ⁽⁷⁾	2,135	30,018	18,754	②③④⑤⑧
愛媛県	今治市ほか41 市町村等 ⁽⁷⁾	2,981	23,409	10,584	②③⑤⑩
高知県	中村市ほか54 市町村等 ⁽⁷⁾	5,116	25,552	13,672	①②⑤⑪
福岡県	北九州市ほか 301市区町村 等 ⁽²⁵⁾	44,914	204,162	116,459	①②③⑤⑥⑩
佐賀県	小城市ほか 8 市町 ⁽²⁾	277	4,805	2,726	③⑩
長崎県	西彼杵郡外海 町ほか78市町 等 ⁽¹³⁾	11,981	73,641	44,410	①②③⑤⑧⑩⑪
熊本県	熊本市ほか61 市町村等 ⁽⁶⁾	3,590	14,777	8,526	②⑤⑨⑩
計	1,615市区町村 等 ⁽²⁸⁰⁾	465,074	1,702,540	927,798	

注(1) 計欄の実施主体数は、都道府県の間で実施主体が重複することがあるため、各都道府県の実施主体数を合計したものと符合しない。

注(2) 摘要欄の①～⑪は、本文(183、184ページ)の不適切な支払の事態の診療報酬等の別に対応している。

(44) 労働者災害補償保険の療養の給付に要する診療費の支払が適正でなかったもの

会計名及び科目	労働保険特別会計(労災勘定) (項) 保険給付費
部局等の名称	厚生労働本省(支出庁) 北海道労働局ほか 10 労働局(審査庁)
支払の相手方	267 医療機関
不適正な支払となっていた労災診療費	手術料、入院料、指導管理料等
不適正支払額	37,896,690 円(平成 15、16 両年度)

1 保険給付の概要

(労働者災害補償保険)

労働者災害補償保険は、労働者の業務上の事由又は通勤による負傷、疾病等に対し療養の給付等の保険給付を行うほか、労働福祉事業を行う保険である。

(療養の給付に要する診療費の支払)

療養の給付は、保険給付の一環として、負傷又は発病した労働者(以下「傷病労働者」という。)の請求に基づき、都道府県労働局長の指定する病院若しくは診療所又は労働福祉事業で設置された病院において、診察、処置、手術等(以下「診療」という。)を行うものである。そして、診療を行ったこれらの医療機関は、都道府県労働局に対して診療に要した費用(以下「労災診療費」という。)を請求することとなっており、都道府県労働局で請求の内容を審査し、その結果に基づき、厚生労働本省において労災診療費を支払うこととなっている。

労災診療費は、「労災診療費算定基準について」(昭和 51 年基発第 72 号労働省労働基準局長通達)に基づき算定することとなっている。この算定基準によれば、労災診療費は、労災診療の特殊性などを考慮して、①健康保険法(大正 11 年法律第 70 号)に基づく診療報酬点数表の点数(以下「健保点数」という。)に 12 円(法人税等が非課税となっている公立病院等については 11 円 50 銭)を乗じて算定すること、②初診料、再診料等特定の診療項目については、健保点数とは異なる点数又は金額を別に定め、これにより算定することとなっている。

2 検査の結果

(検査の対象)

労災診療費のうち手術料、入院料等に着眼して、北海道労働局ほか 11 労働局の審査に係る平成 15、16 両年度の労災診療費の支払についてその適否を検査した。

(不適正支払の事態)

検査したところ、北海道労働局ほか 10 労働局の審査に係る労災診療費のうち、手術料、入院料、指導管理料、投薬料、麻酔料等が適正に支払われていなかったものが、267 医療機関について 37,896,690 円あった。

これらの事態について、その主なものを示すと次のとおりである。

(1) 手術料に関するもの

手術料は、創傷処理、植皮術等の区分ごとに、算定できる要件を満たす場合に、当該区分の所定点数により算定することとなっている。

しかし、北海道労働局ほか10労働局管内の206医療機関では、本来算定すべき区分の所定点数によらず、異なる区分のより高い所定点数により手術料を算定したり、算定できる要件を満たしていないのに手術料を算定したりなどしていた。このため、手術料314件、28,458,377円が適正に支払われていなかった。

(2) 入院料に関するもの

入院料のうち入院室料加算は、傷病労働者が医師又は看護師の常時監視を要する症状であるなどの要件に該当する場合に算定できることとなっている。

しかし、北海道労働局ほか7労働局管内の43医療機関では、傷病労働者が医師又は看護師の常時監視を要する症状でないなど入院室料加算を算定できる要件に該当しないのに、入院室料加算を算定するなどしていた。このため、入院料118件、4,757,299円が適正に支払われていなかった。

(3) 指導管理料に関するもの

指導管理料のうち手術後医学管理料は、病院又は診療所に入院している患者について、入院の日から起算して10日以内に行われたマスク又は気管内挿管による閉鎖循環式全身^(注)麻酔を伴う手術の後に必要な医学管理を行った場合に当該手術日の翌日から起算して3日に限り算定することとなっている。

しかし、北海道労働局ほか9労働局管内の32医療機関では、入院の日から起算して10日を超えた期間に行われた手術の後に行った医学管理について手術後医学管理料を算定するなどしていた。このため、指導管理料75件、1,536,776円が適正に支払われていなかった。

(注) 閉鎖循環式全身麻酔 閉鎖循環式全身麻酔器を用いて、患者の呼気中の炭酸ガスを除去しながら、麻酔ガスと酸素を補給する吸入麻酔法

このような事態が生じていたのは、医療機関が労災診療費を誤って算定し請求していたのに、前記の11労働局において、これに対する審査が十分でないまま支払額を決定していたことによると認められる。

上記の適正に支払われていなかった労災診療費の額を労働局別に示すと次のとおりである。

労働局名	医療機関数	不適正支払件数	不適正支払額
		件	千円
北海道労働局	25	36	3,716
青森労働局	7	25	1,653
宮城労働局	14	26	2,295
秋田労働局	10	10	1,014
千葉労働局	23	88	2,361
東京労働局	57	213	7,667
神奈川労働局	51	134	7,787
石川労働局	25	74	3,719
大阪労働局	39	183	5,653
島根労働局	11	54	1,486
福岡労働局	5	7	540
計	267	850	37,896

補助金 (45)-(201)

第3章
第1節
第8
厚生労働省

(45) 厚生労働科学研究費補助金の経理が不当と認められるもの
(47)

会計名及び科目	一般会計 (組織)厚生労働本省 (項)科学研究費
部局等の名称	厚生労働本省
補助の根拠	予算補助
補助金の交付先	3 主任研究者
補助事業の概要	厚生労働科学研究の振興を促し、もって、国民の保健医療、福祉、生活衛生、労働安全衛生等に関し、行政施策の科学的な推進を確保し、技術水準の向上を図ることを目的とする研究事業を行うもの
上記に対する国庫補助金交付額の合計	244,200,000 円(平成 14 年度～16 年度)
不当と認める国庫補助金交付額	26,184,000 円(平成 14 年度～16 年度)

1 補助金の概要

(厚生労働科学研究費補助金の概要)

厚生労働省は、厚生労働科学研究の振興を促し、もって、国民の保健医療、福祉、生活衛生、労働安全衛生等に関し、行政施策の科学的な推進を確保し、技術水準の向上を図ることを目的とする研究事業を行う研究者等に厚生労働科学研究費補助金(以下「補助金」という。)を交付している。そして、補助金の交付対象となる研究事業には、化学物質リスク研究事業や免疫アレルギー疾患予防・治療研究事業、難治性疾患克服研究事業などがある。

(研究組織)

厚生労働科学研究費補助金取扱細則(平成 10 年厚科第 256 号厚生科学課長決定)等によると、研究計画の遂行に関してすべての責任を負う主任研究者が当該研究を複数の者と共同で実施する場合は、主任研究者と研究項目を分担して研究を実施する分担研究者等により研究組織を構成するものとされている。

(補助金の交付対象者等)

厚生労働科学研究費補助金取扱規程(平成 10 年厚生省告示第 130 号。以下「取扱規程」という。)等によると、補助金は、厚生労働省の所管に属する事務を遂行するために必要と認める研究事業を行う一定の要件を満たした個人又は法人に交付することとされており、この個人に該当する者が主任研究者とされている。

また、補助金の交付を受けた主任研究者は、交付された補助金の一部を分担研究者に配分することができることになっている。

(補助金の管理等)

「厚生労働科学研究費補助金における事務委任について」(平成 13 年厚科第 332 号厚生科学課長決定)等によると、主任研究者及び分担研究者の補助金の管理及び経理の事務に係る負担を軽減するとともに、補助金の経理の透明化や早期執行を図る観点から、原則としてこれら

の事務を主任研究者等の所属機関の長に委任し、委任された所属機関の長は、補助金の管理及び経理事務を適正に執行することなどとされている。

(補助事業の実施期間等)

研究期間は研究事業により複数年度にわたる場合がある。しかし、補助金の交付は単年度ごととなっていることから、各年度の補助事業の実施期間は補助金交付の内定通知を研究者が受領した日から翌年の3月31日までとなり、この期間中に当該研究事業に支出した経費が補助の対象になることとされている。

(補助金の使用制限)

取扱規程等によると、交付を受けた補助金は、その交付対象となる事業に必要な経費にのみ使用することとされており、また、当該研究計画を遂行する上で必要な一定の研究組織、研究用施設及び設備等の基盤的研究条件が最低限確保されている研究機関の研究者等を交付対象としていることから、建物等施設に関する経費等に充てることはできないこととされている。

2 検査の結果

国立大学法人北海道大学(平成16年3月31日以前は北海道大学)ほか23大学の27研究事業を対象として検査したところ、2大学の3研究事業で研究者が業者に架空の取引を指示して虚偽の納品書、請求書等を作成させ、これにより架空の取引に係る購入代金を支払わせ、その全額を業者に預けて別途に経理するなどしていた。このため、補助金が過大に交付されていて、補助金26,184,000円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、研究者において、補助金が公金であることについての意識が著しく欠如していて、事実に基づく適正な経理を行うという基本認識が欠けていたり、補助制度を十分に理解していなかったりしていたこと、大学において、物品等の納品検査等が十分でなかったことなどによると認められる。

これを、交付先(大学)別に示すと次のとおりである。

	交付先 (大学名)	研究者 (大学名)	研究事業	年 度	補助金交付	不当と認める
					額	補助金額
					千円	千円
(45)	主任研究者 (国立大学 法人北海道 大学)	主任研究者 (国立大学 法人北海道 大学)	化学物質リ スク	15、16	141,200	14,278

この補助金は、国立大学法人北海道大学大学院教授を主任研究者とする上記の研究事業を対象として、平成15、16両年度に計141,200,000円が交付されたもので、当該補助金の管理は国立大学法人北海道大学に委任されている。そして、同大学では、主任研究者から、15、16両年度に、同人が総額14,280,000円で実施するよう業者に委託した血液中のダイオキシン濃度の測定業務に係る納品書、請求書等の提出を受け、その委託料を業者に支払っていた。

しかし、主任研究者は、業者に委託した上記の測定業務が当該測定に必要な検体数が確保できていないことから実施されていないのに、業者から納品書、請求書の提出を求め、同大学にこれらを提出し測定業務に係る経費を支払わせていた。

なお、上記の測定については17年6月の会計実地検査時においても行われていなかった。

交付先 (大学名)	研究者 (大学名)	研究事業	年 度	補助金交付 額 千円	不当と認める 補助金額 千円
--------------	--------------	------	-----	------------------	----------------------

したがって、適正な補助対象経費に基づいて補助金の交付額を算定すると126,922,000円となり、交付額との差額計14,278,000円が過大に交付されていた。

(46)	主任研究者 (国立大学 法人東京医 科歯科大学)	分担研究者 (慶應義塾 大学)	免疫アレルギー疾患 予防・治療	14	28,000	6,000
(47)	主任研究者 (国立大学 法人東京医 科歯科大学)	分担研究者 (慶應義塾 大学)	難治性疾患 克服	15	75,000	5,906
小 計					103,000	11,906

この補助金は、国立大学法人東京医科歯科大学(平成16年3月31日以前は東京医科歯科大学)大学院教授を主任研究者とする上記の両研究事業を対象として、14、15両年度に、計103,000,000円が交付されたものである。そして、両研究事業の分担研究者である慶應義塾大学医学部教授は、上記の補助金から、14、15両年度にそれぞれ6,000,000円の配分を受け、その管理を慶應義塾大学に委任している。

(1) 免疫アレルギー疾患予防・治療研究事業について

補助金を管理している慶應義塾大学では、分担研究者から実験用マウス等を6,000,000円で購入したとする業者からの納品書、請求書等の提出を受け、その購入代金を業者に支払っていた。

しかし、分担研究者が実験用マウス等を購入した事実はなく、実際は、分担研究者が、業者に架空の取引を指示して虚偽の納品書、請求書等を作成させ、これにより同大学に架空の取引に係る購入代金を支払わせていたものであり、分担研究者は6,000,000円全額を業者に預けて別途に経理していた。

(2) 難治性疾患克服研究事業

補助金を管理している慶應義塾大学では、分担研究者から実験用マウス等を6,000,000円で購入したとする業者からの納品書、請求書等の提出を受け、その購入代金を業者に支払っていた。

しかし、実際に実験用マウス等を購入した額は94,185円にすぎず、差額の5,905,815円については、分担研究者が業者に架空の取引を指示して虚偽の納品書、請求書等を作成させ、これにより同大学に架空の取引に係る購入代金を支払わせていたものであり、分担研究者は5,905,815円全額を業者に預けて別途に経理していた。

そして、上記(1)及び(2)の別途に経理した補助金計11,905,815円については、分担研究者が、補助対象とならない実験動物用飼育施設を当該業者に整備させ、その整備費等の支払に充てていた。

したがって、適正な補助対象経費に基づいて補助金の額を算定すると、(1)については22,000,000円、(2)については69,094,000円となり、その結果、交付額との差額(1)については6,000,000円、(2)については5,906,000円、計11,906,000円が過大に交付されていた。

(48) 医療施設運営費等補助金の経理において、補助対象事業費の精算が過大となっている
 (50) もの

会計名及び科目	一般会計 (組織)厚生労働本省 (項)保健衛生諸費
部局等の名称	茨城県ほか2県
補助の根拠	予算補助
補助事業者	茨城県ほか1県 鳥取県(事業主体)
間接補助事業者 (事業主体)	財団法人1、一部事務組合1、計2事業主体
補助事業	救命救急センター運営事業、病院群輪番制病院等運営事業
補助事業の概要	地域住民の救急医療の確保を図るため、救命救急センター及び病院群 輪番制病院を運営するもの
上記に対する国 庫補助金交付額	177,098,000円(平成13年度～15年度)
不当と認める国 庫補助金交付額	17,560,000円(平成13年度～15年度)

1 補助金の概要

(1) 医療施設運営費等補助金(救命救急センター運営事業分)

医療施設運営費等補助金(救命救急センター運営事業分)は、地域住民の救急医療の確保を目的として、都道府県が救命救急センターを整備し、初期救急医療施設、第2次救急医療施設及び救急患者の搬送機関との円滑な連絡体制のもとに、重篤救急患者の医療を確保するため、救命救急センターの運営事業に対して以下の費用の一部を国が補助するものである。

ア 都道府県が救命救急センターを運営する場合に要する経費

イ 都道府県知事の要請を受けた病院の開設者が行う救命救急センターの運営事業に対して都道府県が補助する場合に要する経費

この補助金の交付額は、次のように算定することとなっている。

ア 都道府県が事業を行う場合

① 所定の基準額(以下「基準額」という。)と対象経費の実支出額(以下「実支出額」という。)とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。

② ①により選定された額(以下「選定額」という。)と総事業費から診療収入額及び寄附金その他の収入額(以下「収入額」という。)を控除した額(以下「差引額」という。)とを比較して少ない方の額を補助対象事業費とし、これに補助率3分の1を乗じて得た額を交付額とする。

イ 都道府県の要請を受けた病院の開設者が行う事業に対して都道府県が補助する場合

上記アと同様に、選定額と差引額とを比較して少ない方の額に3分の2を乗じて得た額と都道府県が補助した額とを比較して少ない方の額を補助対象事業費とし、これに補助率2分の1を乗じて得た額を交付額とする。

上記の総事業費及び実支出額の対象となる経費は、給与、退職金等の人件費、薬品費、診療材料費等の医療経費、消耗品費、福利厚生費等の運営経費など救命救急センターの運営実態を反映する経費となっている。また、総事業費から控除する収入額は、この救命救急センターの運営に係る経費に対応するすべての収入等となっている。

なお、これらの救命救急センターに係る経費及び収入額が明確に算出できない場合は、救命救急センターの診療収入を病院全体の診療収入で除して得た割合などを用いて、あん分計算により算出することとなっている。

(2) 医療施設運営費等補助金(病院群輪番制病院等運営事業分)

医療施設運営費等補助金(病院群輪番制病院等運営事業分)は、地域住民の救急医療の確保を目的として、複数の病院が共同して当番を分担し、休日及び夜間における入院治療を必要とする重症救急患者に対して行う医療を確保するため、市町村等が行う病院群輪番制病院の運営事業に対して都道府県が補助する場合などに、その費用の一部を国が補助するものである。

この補助金の交付額は、基準額と補助の対象となる人件費の額とを比較して少ない方の額を選定し、この額に3分の2を乗じて得た額などと都道府県が補助した額とを比較して少ない方の額を補助対象事業費とし、これに補助率2分の1を乗じて得た額となっている。

2 検査の結果

茨城県ほか8府県の13事業主体について検査した結果、茨城県ほか2県の3事業主体が実施した救命救急センター運営事業及び病院群輪番制病院等運営事業に係る補助対象事業費が過大に精算されていて国庫補助金計17,560,000円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、事業主体において補助制度の内容についての理解が十分でなかったこと、厚生労働省又は茨城県及び香川県において、事業主体から提出された実績報告書の審査、確認が十分でなかったことなどによると認められる。

これを事業主体別に示すと次のとおりである。

県名	事業主体(所在地)	補助事業	年度	補助対象事業費	左に対する国庫補助金	不当と認める補助対象事業費	不当と認める国庫補助金	摘要
				千円	千円	千円	千円	
(48) 茨城県	財団法人筑波メディカルセンター(つくば市)	救命救急センター運営	14, 15	166,612	83,306	7,301	3,651	精算過大

上記の財団法人では、平成14、15両年度に、県の要請を受けて筑波メディカルセンター病院が実施した救命救急センターの運営事業における差引額の算定に当たり、総事業費に看護師寮に係る賃借料を運営経費として計上しているのに、看護師等から徴収した宿舍費を収入額に計上していなかったため、両年度における差引額が過大となっていた。

したがって、適正な差引額を基に補助対象事業費を算定すると、計159,311,000円となり、補助対象事業費が過大に精算されていた。そして、適正な補助対象事業費に基づき国庫補助金を算定すると計79,655,000円となり、交付額との差額計3,651,000円が過大となっていた。

県名	事業主体 (所在地)	補助事業	年度	補助対象 事業費	左に對する 国庫補助 金	不当と認 める補助 対象事業 費	不当と認 める国庫 補助金	摘要
(49) 鳥取県	鳥取県	救命救急 センター 運営	14、15	千円 204,723	千円 68,241	千円 32,843	千円 10,948	精算過大

上記の県では、平成14、15両年度に、鳥取県立中央病院が実施した救命救急センターの運営事業における差引額の算定に当たり、あん分計算を誤って総事業費に薬品費等や看護師等の給与を過大に計上していたり、収入額に手術料、麻酔料等の診療収入を計上していなかったりなどしていたため、両年度における差引額が過大となっていた。

したがって、適正な差引額を基に補助対象事業費を算定すると、計171,879,668円となり、補助対象事業費が過大に精算されていた。そして、適正な補助対象事業費に基づき国庫補助金を算定すると計57,293,000円となり、交付額との差額計10,948,000円が過大となっていた。

(50) 香川県	小豆地区 広域行政 事務組合 (小豆郡 土庄町)	病院群輪 番制病院 等運営	13~15	51,105	25,551	5,923	2,961	精算過大
----------	--------------------------------------	---------------------	-------	--------	--------	-------	-------	------

上記の事務組合では、平成13年度から15年度までに、香川県小豆地区の2病院が実施した病院群輪番制病院等運営事業における実支出額の算定に当たり、2病院のうち1病院の医師の待機費を過大に計上していたため、各年度における実支出額が過大となっていた。

したがって、適正な実支出額を基に補助対象事業費を算定すると、計45,181,284円となり、補助対象事業費が過大に精算されていた。そして、適正な補助対象事業費に基づき国庫補助金を算定すると計22,590,000円となり、交付額との差額計2,961,000円が過大となっていた。

(48)-(50)の計				422,440	177,098	46,067	17,560	
-------------	--	--	--	---------	---------	--------	--------	--

- (51) 保健事業費等負担金の経理において、健康診査の単価の適用を誤るなどしたため負担
(53) 金が過大に交付されているもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)厚生労働本省 (項)保健衛生諸費
部局等の名称	東京都ほか2県
国庫負担の根拠	老人保健法(昭和57年法律第80号)
補助事業者 (事業主体)	青梅市ほか2市
国庫負担対象事業	保健事業(健康診査)
国庫負担対象事業の概要	壮年期からの健康についての認識と自覚の高揚を図るため、住民に対し基本健康診査等の診査及び診査に基づく指導を行うもの
上記に対する国庫負担金交付額	301,505,343円(平成14、15両年度)
不当と認める国庫負担金交付額	16,400,816円(平成14、15両年度)

1 負担金の概要

保健事業費等負担金(健康診査費分)(以下「負担金」という。)は、老人保健法(昭和57年法律第80号)に基づき、壮年期からの健康についての認識と自覚の高揚を図ることを目的に、市町村(特別区を含む。以下同じ。)が、その区域内に居住地を有する40歳以上の者に対し、基本健康診査や歯周疾患検診等の診査及び当該診査に基づく指導を行う健康診査の実施に要する経費の一部を、国が負担するものである。

この負担金の交付額は、交付要綱に基づき、次のとおり算定することとなっている。

- ① 診査の種類ごとに定められている基準単価(基本健康診査については、更に集団検診、医療機関一括方式、医療機関個別方式等の実施方法ごとに定められている。)から、受診者等から徴収する額について診査の種類ごとに定められている徴収基準額(基本健康診査については、更に実施方法ごとに定められている。)を控除した額に、それぞれの受診人員数を乗じて得た額の合計額を基準額とする。
- ② ①により算出された基準額、補助対象経費の実支出額及び総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額を比較して最も少ない額に3分の1を乗じて得た額を交付額とする。

そして、基本健康診査の実施方法のうち、集団検診は、市町村が医師等を雇い上げるなどして、市町村保健センターや公民館等の施設で基本健康診査を実施するものとされ、医療機関一括方式は、医療機関に委託して、その医療機関の施設において、期日、時間を定めて、その間専ら基本健康診査を実施するものとされている。また、医療機関に委託している場合であっても、基本健康診査の実施場所がその医療機関の施設でない場合には、集団検診に該当することとされている。

2 検査の結果

北海道ほか19都府県の185市町について検査したところ、東京都ほか2県の3市において、40歳未満の住民に対して実施した基本健康診査の受診人員数を負担金算定の対象に含めたり、基本健康診査の実施方法が集団検診に該当するのに、集団検診の基準単価ではなく医療機関一括方式の基準単価を適用したりなどして、負担金の交付額を算定していたため、負担金交付額計301,505,343円のうち計16,400,816円が過大に交付されていて、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、3市において交付要綱等を十分に理解していなかったこと、3都県において実績報告書の審査、確認が十分でなかったことなどによると認められる。

これを事業主体別に示すと次のとおりである。

都 県 名	事業主体	年 度	国庫負担対象 事業費	左に対する国 庫負担金交付 額	不当と認める 国庫負担対象 事業費	不当と認める 国庫負担金交 付額
			千円	千円	千円	千円
(51) 長野県	松本市	14、15	450,011	150,003	23,715	7,905

松本市では、負担金の交付額の算定に当たり、平成14、15両年度において、40歳未満の住民に対して実施した基本健康診査の受診人員数を負担金算定の対象に含めたり、14年度において、医療機関に委託して市の出張所等を診査会場として実施した基本健康診査について、医療機関一括方式の基準単価(8,058円)を適用したりなどしていた。

都 県 名	事業主体	年 度	国庫負担対象 事業費 千円	左に対する国 庫負担金交付 額 千円	不当と認める 国庫負担対象 事業費 千円	不当と認める 国庫負担金交 付額 千円
-------	------	-----	---------------------	-----------------------------	-------------------------------	------------------------------

しかし、40歳未満の住民に対する基本健康診査は、負担金算定の対象とすることはできない。また、医療機関に委託して市の出張所等を診査会場としていた同市の基本健康診査の実施方法は、実施場所が委託先の医療機関の施設ではないことから、医療機関一括方式ではなく、集団検診に該当し、集団検診の基準単価(4,306円)を適用すべきであったと認められる。

したがって、40歳未満の受診人員数を除外し、医療機関に委託して市の出張所等で実施した基本健康診査については集団検診の基準単価を適用するなどして14、15両年度の適正な負担金の交付額を算定すると計142,098,472円となり、交付額との差額計7,905,326円が過大に交付されていた。

(52)	東京都	青梅市	14、15	258,677	86,225	6,308	2,102
(53)	愛知県	安城市	14、15	195,826	65,275	19,177	6,392

上記の2市では、負担金の交付額の算定に当たり、平成14、15両年度において、医療機関に委託して市の健康センターや保健センターを診査会場として実施した基本健康診査について、医療機関一括方式の基準単価(14年度8,058円、15年度7,933円)を適用していた。

しかし、上記の基本健康診査の実施方法は、実施場所が委託先の医療機関の施設ではないことから、医療機関一括方式ではなく、集団検診に該当し、集団検診の基準単価(14年度4,306円、15年度4,267円)を適用すべきであったと認められる。

したがって、医療機関に委託して市の健康センター等で実施した基本健康診査については集団検診の基準単価を適用して14、15両年度の適正な負担金の交付額を算定すると、青梅市については計84,123,046円、安城市については計58,883,009円となり、交付額との差額、それぞれ計2,102,887円、計6,392,603円が過大に交付されていた。

(51)-(53)の計				904,516	301,505	49,202	16,400
-------------	--	--	--	---------	---------	--------	--------

- (54) 医療施設等施設整備費補助金等の経理において、仕入税額控除した消費税額に係る補助金を返還していないもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)厚生労働本省 (項)保健衛生施設整備費 (項)保健衛生諸費
部局等の名称	北海道ほか3県
補助の根拠	予算補助
補助事業者	北海道ほか3県
間接補助事業者 (事業主体)	厚生農業協同組合連合会2、財団法人1、医療法人1、計4事業主体
補助事業	医療施設等施設整備事業、医療施設等設備整備事業

補助事業の概要	医療従事者の養成力の充実、患者の療養環境及び医療従事者の職場環境の改善等を図るため、医療施設等の施設や設備の整備を行うもの
国庫補助基本額	5,533,279,880 円(平成 12 年度～15 年度)
上記に対する国庫補助金交付額	2,096,945,000 円
国庫補助基本額のうち仕入税額控除した消費税の額	20,211,957 円(平成 12 年度～15 年度)
不当と認める国庫補助金交付額	8,130,111 円(平成 12 年度～15 年度)

1 補助金の概要

(医療施設等施設整備費補助金等)

医療施設等施設整備費補助金及び医療施設等設備整備費補助金は、医療従事者の養成力の充実、患者の療養環境及び医療従事者の職場環境の改善等を図ることを目的として、市町村、公益法人、医療法人等が事業主体となって施設や設備を整備する事業に対して、都道府県が補助する場合などに、その費用の一部を国が補助するものである。

これらの補助金の交付額は、医療施設等施設整備費補助金交付要綱(昭和 54 年厚生省発医第 137 号)及び医療施設等設備整備費補助金交付要綱(昭和 54 年厚生省発医第 117 号)(以下、これらを「交付要綱」という。)により、次のように算定することとなっている。

- (1) 工事費(又は工事請負費)、備品購入費等を対象経費として、所定の基準額、対象経費の実支出額及び総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額などのうち最も少ない額を国庫補助基本額とする。
- (2) (1)により選定した国庫補助基本額に、補助事業の区分ごとに補助率を乗じて得た額等を交付額とする。

(補助事業における消費税の取扱い)

消費税(地方消費税を含む。以下同じ。)は、事業者が課税対象となる取引を行った場合に納税義務が生じるが、生産、流通の各段階で重ねて課税されないように、確定申告において、課税売上高に対する消費税額から課税仕入れに係る消費税額を控除(以下、この控除を「仕入税額控除」といい、控除する額を「消費税仕入控除税額」という。)する仕組みが採られている。

そして、補助事業の事業主体が補助対象の施設や設備を取得することも課税仕入れに該当し、上記の仕組みにより確定申告の際に課税仕入れに係る消費税額を仕入税額控除した場合には、事業主体は補助事業で取得した施設等に係る消費税額を実質的に負担していないことになる。

また、事業主体が財団法人等の公益法人、厚生農業協同組合連合会等である場合は、消費税の確定申告において、補助金収入など売上以外の収入(以下「特定収入」という。)の額を売上高と特定収入の合計額で除した割合(以下「特定収入割合」という。)が 100 分の 5 以下の場合、特定収入により賄われる消費税額は、課税仕入れに係る消費税額として仕入税額控除できることとなっている。そして、この場合、上記と同様に事業主体は特定収入により賄われ

る消費税額を実質的に負担していないことになる。

このため、これら補助事業の事業主体は、交付要綱により、補助事業完了後に、消費税の申告により課税売上高に対する消費税額から補助事業に係る消費税額を課税仕入れに係るものとして控除し、補助金に係る消費税仕入控除税額(国庫補助金相当額)が確定したときには、その金額を速やかに厚生労働省に報告するとともに、当該金額を返還することとなっている。

2 検査の結果

北海道ほか9都府県の12事業主体について検査した結果、北海道ほか3県の4事業主体において、平成12年度から15年度までの各年度の消費税の確定申告に当たり、医療法人である1事業主体は、国庫補助基本額に含まれる消費税額4,757,511円を課税仕入れに係るものとして控除していた。また、公益法人等である3事業主体は、各年度の特定収入割合がいずれも100分の5以下であったことから、上記と同様に国庫補助基本額に含まれる消費税額計15,454,446円を課税仕入れに係るものとして控除していた。

しかし、これらの4事業主体では、上記の消費税仕入控除税額計20,211,957円のうち本件補助金に係る額計8,130,111円(医療施設等施設整備費補助金分計6,866,489円、医療施設等設備整備費補助金分1,263,622円)を厚生労働省に報告して返還する措置を執っておらず、不当と認められる。

上記の事態について一例を示すと次のとおりである。

<事例>

愛知県愛知郡長久手町に所在する愛知県厚生農業協同組合連合会(以下「愛知県厚生連」という。)では、愛知県厚生連尾西病院及び安城更生病院の医療施設近代化施設整備事業について、平成12、13両年度に、消費税を含めて国庫補助基本額を計3,205,692,828円と算定して、各年度の補助事業の完了後に実績報告書を提出し、国庫補助金計1,068,563,000円の交付を受けていた。

そして、愛知県厚生連では14年5月及び15年5月の消費税の確定申告において、特定収入割合がいずれも100分の5以下であったため、国庫補助基本額に含まれる消費税額10,888,492円を課税仕入れに係る消費税額として課税売上高に対する消費税額から控除していた。

しかし、愛知県厚生連では、上記の消費税仕入控除税額10,888,492円のうち本件補助金に係る額3,629,491円を厚生労働省に報告して返還する措置を執っていない。

このような事態が生じていたのは、事業主体において、補助事業における消費税の取扱いに対する認識が十分でなかったこと、道県において事業主体に対する指導や確認が十分でなかったことなどによると認められる。

これを、道県別・事業主体別に示すと次のとおりである。

道 県 名	事業主体 (所在地)	補助事業	年 度	国庫補助 基本額 (うち消 費税の 額)	左に対する 国庫補助金	消費税仕入 控除税額	不当と認め る国庫補助 金相当額
				千円	千円	千円	千円
(54) 北 海 道	北海道厚生農業協同組合連合会 (札幌市)	看護師等養成所施設整備	15	691,124 (3,302)	345,562	3,302	1,651

道 県 名	事業主体 (所在地)	補助事業	年 度	国庫補助 基本額 (うち消 費税の 額)	左に対する 国庫補助金	消費税仕入 控除税額	不当と認め る国庫補助 金相当額
				千円	千円	千円	千円
(55) 茨 城 県	財団法人 筑波メ ディカル センター (つくば 市)	電子カル テ・レセ プト電算 処理シス テム導入	15	206,000 (1,263)	206,000	1,263	1,263
(56) 愛 知 県	愛知県厚 生農業協 同組合連 合会 (愛知郡 長久手 町)	医療施設 近代化施 設整備	12、13	3,205,692 (10,888)	1,068,563	10,888	3,629
(57) 鳥 取 県	医療法人 同愛会 (米子市)	医療施設 近代化施 設整備	13、14	1,430,462 (4,757)	476,820	4,757	1,585
(54)-(57) の計				5,533,279 (20,211)	2,096,945	20,211	8,130

(58) 緊急雇用創出特別基金事業における新規・成長分野雇用創出特別奨励金の支給が不当と認められるもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)厚生労働本省 (項)職業転換対策事業費
部局等の名称	厚生労働本省
補助の根拠	予算補助
補助事業者 (事業主体)	財団法人高年齢者雇用開発協会
事業	緊急雇用創出特別基金事業
事業の概要	国の補助金により造成した基金から、非自発的失業者等を雇い入れた新規・成長分野の事業を行う事業主等に対し新規・成長分野雇用創出特別奨励金の支給等を行うもの
不適正な支給となっていた新規・成長分野雇用創出特別奨励金	新規・成長分野雇用奨励金
支給の相手方	4 事業主
上記の事業主に対する新規・成長分野雇用奨励金の支給額の合計	6,300,000 円(平成 15 年度)
上記に対する国庫補助金相当額	6,300,000 円
不適正支給額	3,500,000 円(平成 15 年度)
不当と認める国庫補助金相当額	3,500,000 円(平成 15 年度)

1 事業の概要

(緊急雇用創出特別基金事業の概要)

厚生労働省では、緊急雇用対策の一環として、緊急雇用創出特別基金事業実施要領(平成11年労働省発職第1号事務次官通達)に基づき、新規・成長分野における雇用機会の創出を図るなどの緊急雇用創出特別基金事業を実施する財団法人高齢者雇用開発協会(以下「協会」という。)に対し、緊急雇用創出特別基金補助金(以下「補助金」という。)を交付している。協会では、この補助金を財源として緊急雇用創出特別基金を造成し、新たな雇用機会の創出を期待できる新規・成長15分野^(注1)の事業を行う事業主等に対し新規・成長分野雇用創出特別奨励金を支給するなどしている。

この新規・成長分野雇用創出特別奨励金には、解雇、倒産等非自発的な理由で失業を余儀なくされた中高年齢者等を雇入れ時期を前倒しして雇用した事業主に支給される新規・成長分野雇用奨励金(以下「奨励金」という。)と職業能力開発を行う事業主等に支給される新規・成長分野能力開発奨励金がある。

協会では、新規・成長分野雇用創出特別奨励金に係る業務の一部を都道府県高齢者雇用開発協会^(注2)(以下「都道府県協会」という。)に委託しており、また、支給要件の確認事務の一部については、都道府県労働局(以下「労働局」という。)等と連携して行うこととしている。

(奨励金の支給要件及び支給額)

奨励金は、事業主の都合により離職した者等で、30歳以上60歳未満の者(以下「対象労働者」という。)を、公共職業安定所等の紹介により、新たに常用労働者として雇い入れることなどが支給要件となっている。

そして、支給額は対象労働者1人につき70万円となっている。

(奨励金の支給手続)

奨励金の支給を受けようとする事業主は、対象労働者の氏名、生年月日、雇入年月日などを記載した支給申請書等を、対象労働者の雇入れ日から起算して3箇月を経過する日から1箇月以内に都道府県協会を経由して協会に提出することとなっている。

また、都道府県協会では、協会から委託された業務のうち、支給申請書等の記載事項の確認を行うに当たっては、雇入年月日などについて労働局に照会することとなっており、労働局では、雇用保険被保険者データによりこれを確認することとなっている。そして、都道府県協会は奨励金の支給要件を満たしていると認めるときは、支給申請書等を協会に送付することとなっている。

協会では、送付された支給申請書等の内容を審査し、支給を決定し、これに基づいて奨励金を支給することとなっている。

(注1) 新規・成長15分野の事業 平成9年5月16日閣議決定された「経済構造の変革と創造のための行動計画」において示された医療・福祉、情報通信などに関連する分野の事業等

(注2) 都道府県高齢者雇用開発協会 高齢者等の雇用の安定等を図ることを目的として各都道府県に設立された社団法人又は財団法人

2 検査の結果

(検査の対象)

平成15、16両年度に奨励金の支給を受けた事業主のうち139事業主について、支給申請書等の記載内容が事実でかつ支給要件に合致しているかに着目して検査した。

(不適正支給の事態)

検査したところ、15年度に4事業主に対して支給した奨励金6,300,000円(国庫補助金相当額同額)のうち、3,500,000円(国庫補助金相当額同額)が適正に支給されていなかった。したがって、これに係る国庫補助金相当額3,500,000円が不当と認められる。

上記の不適正支給となっていたものの主な態様は、既に事実上雇入れが決定している者に形式的に公共職業安定所の紹介を受けさせ、その紹介により雇い入れたこととして申請した事業主に対して支給していたものである。

このような事態が生じていたのは、事業主が誠実でなかったため支給申請書等の記載内容が事実と相違していたのに、協会及び労働局において、これに対する調査確認が十分でないまま、協会において支給の決定を行っていたことなどによると認められる。

なお、これらの不適正支給額については、本院の指摘により、すべて返還の処置が執られた。

(59) 早期再就職者支援基金事業における早期再就職者支援金の支給が不当と認められるもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)厚生労働本省 (項)職業転換対策事業費
部局等の名称	厚生労働本省
補助の根拠	予算補助
補助事業者等	財団法人高年齢者雇用開発協会 (支給要件確認庁 水戸公共職業安定所ほか 41 公共職業安定所)
事業	早期再就職者支援基金事業
事業の概要	失業者の早期再就職を促すため、早期再就職者支援金の支給を行うもの
不適正な支給となっていた早期再就職者支援金	早期再就職支援金
支給の相手方	57人
上記の相手方に対する早期再就職支援金の支給額の合計	22,941,514円(平成15、16両年度)
上記に対する国庫補助金相当額	22,941,514円
不適正支給額	22,941,514円(平成15、16両年度)
不当と認める国庫補助金相当額	22,941,514円(平成15、16両年度)

1 事業の概要

(早期再就職者支援基金事業の概要)

厚生労働省では、緊急雇用対策の一環として、緊急雇用創出特別基金事業実施要領(平成11年労働省発職第1号事務次官通達)に基づき、緊急雇用創出特別基金事業を実施する財団法

人高年齢者雇用開発協会(以下「協会」という。)に対し、緊急雇用創出特別基金補助金(以下「補助金」という。)を交付している。

協会では、補助金を財源として緊急雇用創出特別基金を造成しているが、平成14年度からは大量の失業が発生する場合に備えるため基金を拡充し、上記事業の一環として、早期再就職者支援基金事業実施要領(平成15年厚生労働省発職第0227001号事務次官通達)に基づき、失業者の早期再就職を促すための早期再就職者支援金を支給する早期再就職者支援基金事業を、16年度までの時限事業として実施している。

(早期再就職支援金の支給要件及び支給額)

上記の早期再就職者支援金には、早期再就職支援金と早期就業支援金がある。このうち早期再就職支援金(以下「支援金」という。)は、雇用保険の基本手当の受給資格者(173ページの「雇用保険の失業等給付金の支給が適正でなかったもの」参照)が基本手当を受給できる日数を所定給付日数の3分の1以上かつ45日以上残して安定した職業に就くことなどの再就職手当の支給要件を満たす場合において、15年3月1日から17年3月31日までの間にこの基本手当の支給残日数を所定給付日数の3分の2以上残して再就職した場合に、上記再就職手当に代えて支給するものである。

支給額は、次により算定することとなっていて、再就職手当の支給額が基本手当日額に支給残日数を乗じて得た額の3割相当額であるのに比べ、支援金の支給額は4割相当額と多くなっている。

$$\boxed{\text{支給額}} = \boxed{\text{基本手当日額}} \times \boxed{\text{基本手当の支給残日数に相当する日数}} \times 4/10$$

(支援金の支給手続)

支援金の支給を受けようとする受給資格者は、就職日の翌日から起算して1箇月以内に、雇入年月日等を記載した早期再就職支援金支給申請書(以下「支給申請書」という。)を住居所を管轄する公共職業安定所に提出することとなっている。

公共職業安定所では、提出された支給申請書等について支給要件を満たしているかなどの調査確認を行い、協会ではこの結果を基に支給決定及び支給を行うこととなっている。

2 検査の結果

(検査の対象)

15、16両年度に支援金の支給を受けた者のうち3,634人について、これらの者の住居所を管轄する北海道労働局ほか28労働局の札幌公共職業安定所ほか254公共職業安定所における支援金の支給要件の調査確認の適否及び協会における支援金の支給決定の適否を検査した。

(不適正支給の事態)

検査したところ、茨城労働局ほか19労働局の水戸公共職業安定所ほか41公共職業安定所管内において、15、16両年度に支給を受けた57人に対する支援金22,941,514円(国庫補助金相当額同額)が適正に支給されていなかった。したがって、これに係る国庫補助金相当額22,941,514円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、受給者が誠実でなく、支給申請書に事実と相違した雇入年月日を記載するなどしていたのに、協会の支給決定に先立ち上記の42公共職業安定所が行ったこれに対する調査確認が十分でなかったことによると認められる。

なお、これらの不適正支給額については、本院の指摘により、すべて返還の処置が執られた。

(注) 水戸公共職業安定所ほか 41 公共職業安定所 水戸、大宮、川越、銚子、大森、足立、木場、八王子、厚木、富山、武生、三国、富士吉田、松本、佐久、津、鈴鹿、伏見、宇治、堺、神戸、尼崎、西脇、奈良、桜井、下市、郡家、松山、八幡浜、四国中央、福岡東、熊本、八代、球磨、阿蘇、水俣、大分、臼杵、宮崎、日向、都城、高鍋各公共職業安定所

(60) 緊急地域雇用創出特別基金事業の実施が不当と認められるもの
(62)

会計名及び科目	一般会計 (組織)厚生労働本省 (項)職業転換対策事業費
部局等の名称	厚生労働本省
補助の根拠	予算補助
補助事業者 (事業主体)	東京都ほか 2 府県
事業	緊急地域雇用創出特別基金事業
事業の概要	国の交付金により造成した基金を活用して、緊急かつ臨時的な雇用・就業機会の創出を図る事業を実施する市区町村に対し補助金の交付を行うもの
都府県補助金の 交付先	3 市区町
上記交付先の事業費の合計	30,640,196 円(平成 14、15 両年度)
上記に対する国庫補助金相当額	30,640,196 円
不当と認める事業費	13,390,790 円(平成 14、15 両年度)
不当と認める国庫補助金相当額	13,390,790 円(平成 14、15 両年度)

1 事業の概要

厚生労働省では、総合雇用対策の一環として、厳しい雇用失業情勢にかんがみ、平成 16 年度までの事業として緊急かつ臨時的な雇用・就業機会の創出を図る緊急地域雇用創出特別基金事業(以下「基金事業」という。)を実施する都道府県に対し、緊急地域雇用創出特別交付金(以下「国庫補助金」という。)を交付している。そして、都道府県では、この国庫補助金を財源として基金を造成し、この基金を活用することにより緊急地域雇用創出特別基金事業実施要領(平成 13 年厚生労働省発職第 252 号厚生労働事務次官通知。以下「実施要領」という。)等に基づいて、自ら基金事業を実施するなどのほか、市区町村が委託先に委託するなどして行う基金事業に対して、事業費全額の補助金を交付している。

そして、厚生労働省では、臨時的な雇用創出効果を高めるなどのため、実施要領において、事業で新規に雇用する労働者の雇用・就業期間が 6 箇月未満であることや、建設・土木事業でないことなどの要件を満たしているものを基金事業として認めることとしている。ま

た、基金事業の実施により取得が認められるものは、取得価格等が50万円未満の財産とされている。

2 検査の結果

東京都ほか8府県が補助金を交付した42市区町村の実施する基金事業について検査したところ、東京都ほか2府県の3市区町において、基金事業としての要件に反するなどして、事業費計30,640,196円(国庫補助金相当額同額)のうち計13,390,790円が基金事業の対象とは認められなかった。したがって、これに係る国庫補助金相当額計13,390,790円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、都府県において、市区町から提出された実績報告書等に対する調査、確認及び市区町に対する指導が十分でなかったことなどによると認められる。

これを事業主体別に示すと次のとおりである。

事業主体	年 度	事業費の合計	左に対する 国庫補助金 相当額	不当と認め る事業費	不当と認める 国庫補助金相 当額
		千円	千円	千円	千円
(60) 東京都	14、15	6,490	6,490	3,537	3,537
<p>東京都では、練馬区が基金事業として実施した都立公園の街路等特別清掃業務の委託事業に対し、補助金計6,490,396円を交付している。</p> <p>しかし、この清掃業務に就業した労働者は、いずれも実施要領で認められた6箇月未満とする雇用・就業期間を超えて就業していた。</p> <p>したがって、これらの労働者に係る人件費のうち6箇月以上の就業期間に係る人件費計3,537,051円は、基金事業の対象とは認められず、これに係る国庫補助金相当額計3,537,051円が不当と認められる。</p>					
(61) 三重県	14、15	18,400	18,400	4,561	4,561
<p>三重県では、いなべ市が基金事業として実施した林内歩道の除草など森林整備を行う自然環境体験拠点整備業務の委託事業に対し、補助金計18,400,000円を交付している。</p> <p>しかし、この委託事業の中には受託者が再委託した業務があり、この業務は、労働者による除草などを行う本件基金事業とは関係のない専門家による登山道選定の指導業務等であった。</p> <p>したがって、この再委託した業務に係る事業費計4,561,200円は、基金事業の対象とは認められず、これに係る国庫補助金相当額計4,561,200円が不当と認められる。</p>					
(62) 京都府	14	5,749	5,749	5,292	5,292
<p>京都府では、船井郡八木町が基金事業として実施した同町所有施設の液肥利用調査等を行う微生物等利用調査業務の委託事業に対し、補助金5,749,800円を交付している。</p> <p>しかし、この委託事業において、建設・土木事業である温熱水槽設備工事等を実施したり、取得価格50万円以上のビニールハウスを設置したりなどしているものがあった。</p> <p>したがって、これらの温熱水槽設備工事等に係る事業費5,292,539円は、基金事業の対象とは認められず、これに係る国庫補助金相当額5,292,539円が不当と認められる。</p>					
(60)-(62)の計		30,640	30,640	13,390	13,390

(63) 在宅福祉事業費補助金が過大に交付されているもの
 (78)

第3章 第1節 第8 厚生労働省

会計名及び科目	一般会計 (組織)厚生労働本省 (項)社会福祉諸費
部局等の名称	北海道ほか 11 府県
補助の根拠	予算補助
補助事業者	道、県 8、計 9 補助事業者 府 1、県 2、市 2、計 5 補助事業者(事業主体)
間接補助事業者 (事業主体)	市 7、町 4、計 11 間接補助事業者
補助事業	在宅福祉事業(在宅介護支援センター運営事業及び介護予防・地域支え合い事業)
補助事業の概要	在宅の老人等の福祉の向上を図るため、在宅介護等に関する総合的な相談に応じるなどの業務を行う在宅介護支援センターを運営するもの及び要介護状態にならないための介護予防や生活支援等のサービスを提供したり、生きがい活動の普及啓発等を行ったりするもの
上記に対する国庫補助金交付額	696,750,000 円(平成 14、15 両年度)
不当と認める国庫補助金交付額	51,400,000 円(平成 14、15 両年度)

1 補助金の概要

在宅福祉事業費補助金(以下「補助金」という。)は、在宅の老人等の福祉の向上を図ることを目的として、市町村(特別区を含む。以下同じ。)が行う在宅介護支援センター運営事業又は介護予防・地域支え合い事業(平成 14 年度は介護予防・生活支援事業。以下同じ。)に対して都道府県が補助する場合に要する費用、都道府県、政令指定都市及び中核市が行う介護予防・地域支え合い事業に要する費用等について、その一部を国が補助するものである。

この補助金の交付額の算定等を上記各事業ごとに示すと以下のとおりである。

(1) 在宅介護支援センター運営事業

この事業は、市町村が、在宅の要援護高齢者等に対し、在宅介護等に関する総合的な相談に応じるなどの業務を行う在宅介護支援センターを運営する事業である。

そして、この事業に係る補助金の交付額は、次のとおり算定することとされている。

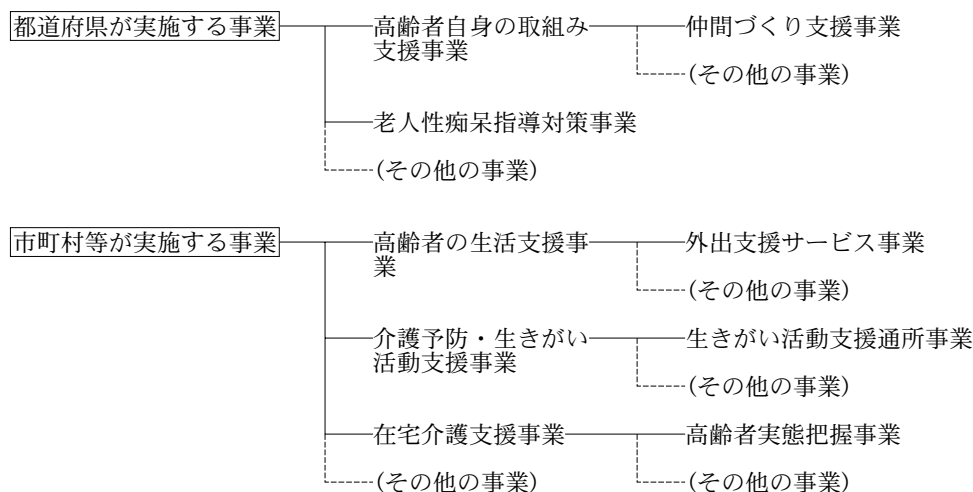
① 運営費の上限額として定められている基準額と補助の対象とされている経費(以下「対象経費」という。)の実支出額とを基幹型在宅介護支援センター(以下「基幹型センター」という。)、小規模基幹型在宅介護支援センター(以下「小規模基幹型センター」という。)及び地域型在宅介護支援センター(以下、これらを「センター」という。)の各箇所ごとに比較し、各箇所における少ない方の額を算定上の基準額(以下「算定基準額」という。)として選定する。

② ①により選定した算定基準額の合計額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額(以下「差引額」という。)とを比較して少ない方の額に 4 分の 3 を乗じて得た額を都道府県が補助した額と比較し、少ない方の額を補助対象事業費として、この額に 3 分の

2 を乗じて得た額を補助金の交付額とする。

(2) 介護予防・地域支え合い事業

この事業は、都道府県又は市町村等(政令指定都市、中核市及び市町村。以下同じ。)が、要援護高齢者等に対し、要介護状態にならないための介護予防や生活支援等のサービスを提供するもので、以下のような事業が実施されている。



そして、この事業に係る補助金の交付額は、次のとおり算定することとされている。

ア 都道府県、政令指定都市又は中核市が行うものについて補助する場合

所定の基準額と対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を差引額と比較し、少ない方の額を補助対象事業費として、この額に2分の1を乗じて得た額を補助金の交付額とする。

イ 市町村が行うものについて補助する場合

所定の基準額と対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を差引額と比較し、少ない方の額に4分の3を乗じて得た額と都道府県が補助した額とを比較して少ない方の額を補助対象事業費として、この額に3分の2を乗じて得た額を補助金の交付額とする。

2 検査の結果

北海道ほか16府県及び北海道ほか23都府県の289市町村等について検査した結果、北海道ほか8県及び1府2県2市の16事業主体において、次のとおり補助金の交付額の算定を誤ったため、補助金交付額計696,750,000円のうち計51,400,000円が過大に交付されていて、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、事業主体において補助金の交付額の算定方法等を十分理解していなかったこと、道県において実績報告書の審査、確認が十分でなかったことなどによると認められる。

これを事業別・事業主体別に示すと次のとおりである。

道府県名	事業主体	年度	補助対象事業費 千円	左に対する国庫補助金 千円	不当と認める補助対象事業費 千円	不当と認める国庫補助金 千円
(1) 在宅介護支援センター運営事業						
(63)	茨城県 土浦市	15	25,434	16,956	1,501	1,001
(64)	埼玉県 北本市	14	22,281	14,854	1,674	1,117

	道府県名	事業主体	年 度	補助対象事業費	左に対する国庫補助金	不当と認める補助対象事業費	不当と認める国庫補助金
				千円	千円	千円	千円
(65)	埼玉県	北足立郡伊奈町	14, 15	23,827	15,884	3,365	2,244
(66)	長野県	諏訪市	14, 15	33,588	22,391	2,189	1,460

上記の3市1町では、補助金の交付額の算定に当たり、センターの各箇所ごとに基準額と対象経費の実支出額を比較して少ない方の額を各箇所ごとの算定基準額として選定した上で、算定基準額の合計額を算出するべきであるのに、センターの各箇所の基準額の合計額と各箇所の対象経費の実支出額の合計額とを比較するなどして算定基準額の合計額を算出していた。このため、補助対象事業費が計8,730,845円過大に算出されていた。

したがって、適正な算定基準額の合計額に基づいて補助金の交付額を算定すると、3市1町で計64,263,000円となり、計5,822,000円が過大に交付されていた。

(67)	宮城県	刈田郡七ヶ宿町	14, 15	18,942	12,628	3,742	2,496
(68)	宮崎県	小林市	14, 15	36,594	24,395	4,898	3,266

基幹型センターには、社会福祉士等又は保健師のいずれかの資格を有する職員と、看護師又は介護福祉士のいずれかの資格を有する職員を、また、小規模基幹型センターには社会福祉士等又は保健師のいずれかの資格を有する職員を、それぞれ配置することとされている。そして、資格を有しない職員の人件費は、対象経費の実支出額に含めることができないこととされている。

しかし、上記の1市1町では、補助金の交付額の算定に当たり、上記の資格を有しない者の人件費を対象経費の実支出額に含めていたため、補助対象事業費が計8,640,742円過大に算出されていた。

したがって、適正な対象経費の実支出額に基づいて補助金の交付額を算定すると、1市1町で計31,261,000円となり、計5,762,000円が過大に交付されていた。

(69)	長崎県	島原市	14, 15	41,451	27,634	3,229	2,154
------	-----	-----	--------	--------	--------	-------	-------

在宅介護支援センター運営事業に係る補助金の交付額の算定に当たっては、租税公課等は対象経費の実支出額に計上できないこととされている。

しかし、島原市では、補助金の交付額の算定に当たり、基幹型センターの運営を委託している法人との委託契約額の全額を対象経費の実支出額に計上していたが、この中には、対象経費とされていない租税公課等が含まれていたため、補助対象事業費が計3,229,927円過大に算出されていた。

したがって、適正な対象経費の実支出額に基づいて補助金の交付額を算定すると、計25,480,000円となり、計2,154,000円が過大に交付されていた。

(1)の計				202,117	134,742	20,601	13,738
(2) 介護予防・地域支え合い事業							
(70)	岩手県	岩手県	14, 15	24,170	12,084	7,530	3,765
(71)	山形県	東村山郡山辺町	15	9,193	6,129	3,092	2,062
(72)	富山県	富山県	14, 15	99,195	49,597	8,000	4,000
(73)	同	富山市	15	230,885	115,442	9,801	4,900
(74)	京都府	京都府	14, 15	22,156	11,078	6,361	3,182

道府県名	事業主体	年 度	補助対象事業費 千円	左に対する国庫補助金 千円	不当と認める補助対象事業費 千円	不当と認める国庫補助金 千円
------	------	-----	---------------	------------------	---------------------	-------------------

仲間づくり支援事業及び老人性痴呆指導対策事業並びに生きがい活動支援通所事業(平成15年度実施分のみ)に係る補助金の交付額の算定に当たっては、事業に従事する者の給料や手当等の人件費(以下「給料等人件費」という。)は、都道府県又は市町村等が一般財源により措置すべきものであるため、対象経費の実支出額に計上できないこととされている。

しかし、上記の1府2県1市1町では、補助金の交付額の算定に当たり、上記3事業のそれぞれの対象経費の実支出額に、給料等人件費を計上していたため、補助対象事業費が計34,785,884円過大に算出されていた。

したがって、適正な対象経費の実支出額に基づいて補助金の交付額を算定すると、1府2県1市1町で計176,421,000円となり、計17,909,000円が過大に交付されていた。

(75) 群馬県 太田市 14, 15 136,200 90,800 9,072 6,050

外出支援サービス事業は、要援護高齢者の居宅と在宅福祉サービス等を提供する施設等との間を送迎する事業であり、施設における入浴サービスは本件事業の対象とはされていない。

しかし、太田市では、補助金の交付額の算定に当たり、外出支援サービス事業の対象経費の実支出額に、施設における入浴サービスの提供に要した費用等を計上したり、生きがい活動支援通所事業(平成15年度実施分のみ)の対象経費の実支出額に、給料等人件費を計上したりなどしていたため、補助対象事業費が計9,072,125円過大に算出されていた。

したがって、適正な対象経費の実支出額に基づいて補助金の交付額を算定すると、計84,750,000円となり、計6,050,000円が過大に交付されていた。

(76) 宮崎県 西臼杵郡 高千穂町 15 20,658 13,772 2,839 1,893

生きがい活動支援通所事業に係る補助金の交付額の算定に当たっては、利用者から徴収する利用料の総額を対象経費の実支出額から控除することとされている。

しかし、高千穂町では、補助金の交付額の算定に当たり、対象経費の実支出額に給料等人件費を計上したり、利用者から徴収した利用料の総額を対象経費の実支出額から控除していなかったりなどしていたため、補助対象事業費が2,839,255円過大に算出されていた。

したがって、適正な対象経費の実支出額に基づいて補助金の交付額を算定すると11,879,000円となり、1,893,000円が過大に交付されていた。

(77) 北海道 札幌市 15 273,600 136,800 6,386 3,193

生きがい活動支援通所事業に係る補助金の交付額の算定に当たっては、市町村等以外の団体が実施する事業に対して市町村等が補助している場合には、当該補助事業は市町村等の実施事業とは認められないため、当該補助金を対象経費の実支出額に計上できないこととされている。

しかし、札幌市では、補助金の交付額の算定に当たり、対象経費の実支出額に、

道府県名	事業主体	年度	補助対象事業費 千円	左に対する国庫補助金 千円	不当と認める補助対象事業費 千円	不当と認める国庫補助金 千円
------	------	----	---------------	------------------	---------------------	-------------------

団体が実施した事業に対する補助金を計上していたため、補助対象事業費が6,386,000円過大に算出されていた。

したがって、適正な対象経費の実支出額に基づいて補助金の交付額を算定すると133,607,000円となり、3,193,000円が過大に交付されていた。

(78)	北海道	函館市	15	189,459	126,306	12,925	8,617
------	-----	-----	----	---------	---------	--------	-------

高齢者実態把握事業に係る補助金の交付額の算定に当たっては、対象経費の実支出額には、実態把握対象者への訪問調査の回数を実態把握の件数とし、これに実態把握1件当たりの費用の額を乗じて得た額を計上することとされている。

しかし、函館市では、補助金の交付額の算定に当たり、対象経費の実支出額に、実態把握対象者への訪問調査の回数21,585件ではなく、対象者ごとの実態把握の情報項目数27,972件を用いて計算した額を計上していたため、補助対象事業費が12,925,875円過大に算出されていた。

したがって、適正な対象経費の実支出額に基づいて補助金の交付額を算定すると117,689,000円となり、8,617,000円が過大に交付されていた。

(2)の計			1,005,519	562,008	66,009	37,662
(1)、(2)の計			1,207,636	696,750	86,610	51,400

(79) 社会福祉施設等施設整備費補助金等が過大に交付されているもの
(86)

所管、会計名及び科目	厚生労働省所管 一般会計 (組織)厚生労働本省 (項)社会福祉施設整備費 財務省所管 産業投資特別会計(社会資本整備勘定) (項)改革推進公共投資社会福祉施設整備資金貸付金
部局等の名称	北海道ほか5県
補助の根拠	老人福祉法(昭和38年法律第133号)
補助事業者	道、県4、市1、計6補助事業者
間接補助事業者(事業主体)	8社会福祉法人
補助事業	社会福祉施設等施設整備事業
補助事業の概要	特別養護老人ホーム等の施設の整備を行うもの
上記に対する国庫補助金交付額の合計(社会福祉施設整備資金貸付金を含む。)	3,121,973,000円(平成13、14両年度)
不当と認める国庫補助金交付額(社会福祉施設整備資金貸付金を含む。)	36,672,000円(平成13、14両年度)

1 補助金等の概要

社会福祉施設等施設整備費補助金及び社会福祉施設等施設整備資金貸付金^(注)(以下、これらを「補助金」という。)は、施設入所者等の福祉の向上を図るため、社会福祉法人等が行う特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム(ケアハウス)等の施設整備事業に対し、都道府県、政令指定都市及び中核市(以下「県等」という。)が補助する場合にその費用の一部について国が補助又は貸付け(以下、これらを「交付」という。)をするものである。

そして、その交付額は、施設ごとの本体工事費、暖房設備工事費、冷暖房設備工事費、浄化槽設備工事費、スプリンクラー設備工事費、介護用リフト等特殊附帯工事費等の経費の種目ごとに、所定の基準額と補助対象となる経費の実支出額(以下「実支出額」という。)とを比較して少ない方の額を選定し、これらを合算するなどして得た額に県等が補助する場合の補助率4分の3を乗じ、これを基に算定した補助対象事業費に国庫補助率3分の2を乗じて得た額の範囲内となっている。

上記の基準額は、1㎡当たりの基準単価と実支出額をその整備面積で除して得た実施単価とを比較して少ない方の単価に、所定の基準面積と実整備面積とを比較して少ない方の面積を乗じて算出するなどして得た額となっている。

(注) 社会福祉施設等施設整備資金貸付金 この貸付金は、平成13年度第2次補正予算に、社会福祉施設等施設整備費補助金と同じ目的で計上され、日本電信電話株式会社の株式の売払収入を貸付原資として、老人福祉法により国が補助金を交付することができる特別養護老人ホーム等の施設整備事業について、その補助金相当額を県等に無利子で貸し付けるもので、償還の際、県等に償還額に相当する額の補助金が交付されることとされている。

2 検査の結果

北海道ほか21都府県及び11市が補助した86社会福祉法人等について検査した結果、北海道ほか4県及び1市の8社会福祉法人が実施した特別養護老人ホーム等の施設整備の8事業に係る補助対象事業費が過大に算定されていて補助金計36,672,000円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、事業主体において補助制度の内容についての理解が十分でなかったこと、道県市において事業主体から提出された実績報告書の審査、確認が十分でなかったことなどによると認められる。

これを道県市別に示すと次のとおりである。

道県市名	事業主体 (所在地)	補助事業	年 度	補助対象 事業費	左に対する 国庫補助 金	不当と認 める補助 対象事業 費	不当と認 める国庫 補助金	摘 要
				千円	千円	千円	千円	
(79) 北海道	社会福祉 法人彩咲 会 (登別市)	ケアハウ ス等施設 整備	14	384,518	256,345	8,606	5,737	補助金の 過大交付
(80) 岩手県	社会福祉 法人土淵 朗親会 (盛岡市)	ケアハウ ス等施設 整備	13	501,489	334,326	2,841	1,895	補助金の 過大交付

上記の2社会福祉法人では、当該施設のうちケアハウスの施設整備に係る実支出額を算出する際、暖房設備工事費として計上すべきパネルヒーター等の経費計65,686,960円を基準単価の高い冷暖房設備工事費に計上していたなどのため、補助対象事業費が計11,447,647円過大に算定されていた。

道県市名	事業主体 (所在地)	補助事業	年度	補助対象 事業費	左に対す る国庫補 助金	不当と認 める補助 対象事業 費	不当と認 める国庫 補助金	摘 要
				千円	千円	千円	千円	

したがって、暖房設備工事費、冷暖房設備工事費等に係る適正な実支出額に基づいて補助金を算定すると計 583,039,000 円となり、計 7,632,000 円が過大に交付されていた。

(81)	岩手県	社会福祉法人希望会 (盛岡市)	特別養護老人ホーム等施設整備	13	434,932	289,954	1,754	1,170	補助金の過大交付
------	-----	--------------------	----------------	----	---------	---------	-------	-------	----------

上記の社会福祉法人では、当該施設のうち特別養護老人ホームの施設整備に係る実支出額を算出する際、本件補助事業の対象経費とはならない特殊浴槽の経費 2,853,504 円を介護用リフト等特殊付帯工事費に計上していたため、補助対象事業費が 1,754,253 円過大に算定されていた。

したがって、介護用リフト等特殊付帯工事費に係る適正な実支出額に基づいて補助金を算定すると 288,784,000 円となり、1,170,000 円が過大に交付されていた。

(82)	同	社会福祉法人とおの松寿会 (遠野市)	特別養護老人ホーム等施設整備	13	844,433	571,287	28,073	18,715	補助金の過大交付
------	---	-----------------------	----------------	----	---------	---------	--------	--------	----------

上記の社会福祉法人では、当該施設の施設整備に係る実支出額を算出する際、施設本体とは別の地域交流スペースに計上すべき電気設備等の経費 22,030,450 円及び本件補助事業の対象経費とはならない特殊浴槽等の経費 10,653,933 円を本体工事費、冷暖房設備工事費等に計上していたり、ヘルパーステーションを実際には整備していなかったりなどしていたため、補助対象事業費が 28,073,851 円過大に算定されていた。

したがって、本体工事費、冷暖房設備工事費等に係る適正な実支出額に基づいて補助金を算定すると 552,572,000 円となり、18,715,000 円が過大に交付されていた。

(83)	山形県	社会福祉法人悠愛会 (東村山郡山辺町)	特別養護老人ホーム等施設整備	13、14	657,547	438,364	2,637	1,758	補助金の過大交付
------	-----	------------------------	----------------	-------	---------	---------	-------	-------	----------

上記の社会福祉法人では、当該施設のうち特別養護老人ホームの施設整備に係る実支出額を算出する際、冷房設備工事費として計上すべき冷房専用の空調機等の経費 4,306,133 円を冷暖房設備工事費に含めて実施単価を算出していたため、補助対象事業費が 2,637,000 円過大に算定されていた。

したがって、冷房設備工事費及び冷暖房設備工事費に係る適正な実支出額に基づいて補助金を算定すると 436,606,000 円となり、1,758,000 円が過大に交付されていた。

(84)	茨城県	社会福祉法人健誠会 (つくば市)	特別養護老人ホーム等施設整備	13	440,541	302,027	3,575	2,383	補助金の過大交付
------	-----	---------------------	----------------	----	---------	---------	-------	-------	----------

上記の社会福祉法人では、当該施設のうち特別養護老人ホームの施設整備に係る実支出額を算出する際、冷暖房設備と同一箇所に整備されていないことから、本体工事費として計上すべき換気設備及び排煙設備の経費 5,674,627 円を冷暖房設備工

道県市名	事業主体 (所在地)	補助事業	年 度	補助対象 事業費	左に対す る国庫補 助金	不当と認 める補助 対象事業 費	不当と認 める国庫 補助金	摘 要
				千円	千円	千円	千円	

事費に計上していたため、補助対象事業費が3,575,000円過大に算定されていた。

したがって、冷暖房設備工事費に係る適正な実支出額に基づいて補助金を算定すると299,644,000円となり、2,383,000円が過大に交付されていた。

(85)	群馬県	社会福祉法人おおぎだ (伊勢崎市)	特別養護老人ホーム等施設整備	13、14	610,973	407,313	2,930	1,954	補助金の過大交付及び補助の対象外
------	-----	----------------------	----------------	-------	---------	---------	-------	-------	------------------

上記の社会福祉法人では、当該施設整備に係る実支出額を算出する際、本体工事費として計上すべき生ごみ処理槽等の経費5,895,411円を浄化槽設備工事費に計上していたり、本件事業の対象とはならない構外の市道排水設備の経費2,459,946円を本体工事費に計上していたりしたため、補助対象事業費が2,930,000円過大に算定されていた。

したがって、本体工事費及び浄化槽設備工事費に係る適正な実支出額に基づいて補助金を算定すると405,359,000円となり、1,954,000円が過大に交付されていた。

(86)	名古屋市	社会福祉法人紫水会 (名古屋市)	特別養護老人ホーム等施設整備	13、14	783,538	522,357	4,589	3,060	補助金の過大交付
------	------	---------------------	----------------	-------	---------	---------	-------	-------	----------

上記の社会福祉法人では、当該施設のうち特別養護老人ホームのスプリンクラー設備工事費に係る基準額を算出する際、実施単価が基準単価を下回ったことから、実施単価を適用すべきであったのに、基準単価を適用したため、補助対象事業費が4,589,000円過大に算定されていた。

したがって、スプリンクラー設備工事費に係る適正な基準額に基づいて補助金を算定すると519,297,000円となり、3,060,000円が過大に交付されていた。

(79)-(86)の計					4,657,973	3,121,973	55,006	36,672	
-------------	--	--	--	--	-----------	-----------	--------	--------	--

(87) 児童保護費等負担金の経理が不当と認められるもの
(127)

会計名及び科目	一般会計 (組織)厚生労働本省 (項)児童保護費
部局等の名称	岩手県ほか17都府県
国庫負担の根拠	児童福祉法(昭和22年法律第164号)
補助事業者 (事業主体)	市26、特別区1、町13、村1、計41市区町村
国庫負担対象事業	保育所運営事業
国庫負担対象事業の概要	保護者の労働や疾病等により保育に欠ける児童を保育所において保育するもの
上記に対する国庫負担金交付額の合計	18,660,934,282円(平成14、15両年度)
不当と認める国庫負担金交付額	44,735,850円(平成14、15両年度)

1 負担金の概要

児童保護費等負担金(保育所運営費国庫負担金に係る分)は、市町村(特別区を含む。以下同じ。)が、保護者の労働又は疾病等の事由により保育に欠ける児童を保育所において保育する場合に、その費用の一部を国が負担するものである。

そして、この負担金の交付額は、次のとおり算定することとなっている。

$$\begin{array}{c} \boxed{\text{費用の額}} - \boxed{\text{徴収金の額}} = \boxed{\text{国庫負担対象事業費}} \\ \boxed{\text{国庫負担対象事業費}} \times 1/2 = \boxed{\text{交付額}} \end{array}$$

この費用の額及び徴収金の額は、次のとおり算定することとなっている。

ア 費用の額は、①保育所の所在地域、入所定員、児童の年齢等の別に児童1人当たり月額で定められている保育単価により算出した年間の額と、②市町村が実際に児童の保育に要した額から寄附金を控除して得た額とを比較して少ない方の額による。

なお、社会福祉法人等が設置する保育所に市町村が保育の実施を委託した場合の保育単価については、民間施設給与等改善費として、当該年度の4月1日現在において当該保育所に勤務するすべての常勤職員を対象として算出した職員1人当たりの平均勤続年数^(注)に応じて定められる次表の加算率の区分ごとに別途設定される額を加算する。

職員1人当たりの平均勤続年数	加算率の区分
10年以上	12%
7年以上10年未満	10%
4年以上7年未満	8%
4年未満	4%

(注) 職員1人当たりの平均勤続年数 個々の常勤職員の勤続年数(他の社会福祉施設における通算勤続年数がある場合には、その年数を合算した勤続年数)について、全常勤職員分を合計(以下「合算総勤続年数」という。)し、これを常勤職員数で除して得た年数(6月以上の端数は1年とし、6月未満の端数は切り捨てる。)

イ 徴収金の額は、児童の扶養義務者の前年分の所得税額又は前年度分の市町村民税の課税の有無等に応じて階層別に児童1人当たり月額で定められている徴収金基準額などから算出した年間の額による。

2 検査の結果

北海道ほか23都府県の135事業主体において、平成14、15両年度に交付されたこの負担金について検査したところ、岩手県ほか17都府県の41事業主体では、児童の扶養義務者の所得税額等を誤認するなどして徴収金の額を過小に算定していたり、保育単価の適用を誤るなどして費用の額を過大に算定していたりしていた。

このため国庫負担対象事業費が過大に精算されていて、国庫負担金44,735,850円が不当と認められる。

上記の徴収金の額を過小に算定していた事態及び費用の額を過大に算定していた事態について、それぞれ一例を示すと次のとおりである。

＜事例1＞ 扶養義務者の所得税額等を誤認していたもの

A事業主体では、平成15年度に、児童B(4歳)及び児童C(2歳)について、その扶養義務者である父母の14年分の所得税額及び14年度分の市町村民税額はないとし、徴収金の額を計126,000円と算定していた。しかし、実際は、父母に14年分の所得税額が計254,500円あり、これにより計算すると徴収金の額は計910,980円となり、徴収金の額が784,980円過小となっていた。

そして、A事業主体ではこのように扶養義務者の所得税額等を誤認していた事態が上記を含め、児童7人について見受けられ、徴収金の額が1,534,490円過小となっていた。

＜事例2＞ 民間施設給与等改善費の加算を誤っていたもの

D事業主体では、平成15年度に、社会福祉法人Eが設置するF保育園に係る保育単価について、同園の常勤職員数が19人、合算総勤続年数が124年10月、平均勤続年数が7年となっていることから、前記の表の加算率の区分10%に該当するとして、この区分に該当する額を民間施設給与等改善費として加算し、同園に係る費用の額を85,962,040円と算定していた。

しかし、実際は、同園の15年4月1日現在における常勤職員は、上記19人のほかに2人おり、常勤職員数は21人、合算総勤続年数は131年1月であった。そして、この常勤職員数、合算総勤続年数により平均勤続年数を算出すると6年となることから、これに応じた加算率の区分は8%となり、この区分に該当する民間施設給与等改善費の額により計算すると、費用の額は84,585,050円となり、費用の額が1,376,990円過大となっていた。

このような事態が生じていたのは、事業主体において、徴収金の額及び費用の額の算定に当たっての調査確認が十分でなかったこと、また、都府県において適正な事務処理の執行についての指導が十分でなかったことなどによると認められる。

これを都府県別・事業主体別に示すと次のとおりである。

都府県名	事業主体	年 度	国庫負担 対象事業 費	左に対す る国庫負 担金	不当と認 める国庫 負担対象 事業費	不当と認 める国庫 負担金	摘 要
			千円	千円	千円	千円	
(87) 岩 手 県	花 巻 市	15	755,719	377,859	2,629	1,314	扶養義務者の所得税額等を誤認していたもの
(88) 同	遠 野 市	15	473,714	236,857	2,400	1,200	扶養義務者の所得税額等を誤認していたものなど
(89) 同	岩 手 郡 雫 石 町	15	227,943	113,971	1,690	845	扶養義務者の所得税額等を誤認していたもの
(90) 同	岩 手 郡 滝 沢 村	15	600,299	300,149	9,507	4,753	扶養義務者の所得税額等を誤認していたもの
(91) 宮 城 県	白 石 市	15	192,085	96,042	1,209	604	扶養義務者の所得税額等を誤認していたものなど
(92) 茨 城 県	結 城 市	15	393,475	196,737	1,928	964	扶養義務者の所得税額等を誤認していたもの
(93) 同	東茨城郡 茨 城 町	15	186,312	93,156	1,509	754	保育単価の適用を誤っていたものなど
(94) 同	鹿 島 郡 鉾 田 町	15	210,610	105,305	1,355	677	扶養義務者の所得税額等を誤認していたもの
(95) 群 馬 県	新 田 郡 笠 懸 町	15	242,369	121,184	1,856	928	保育単価の適用を誤っていたもの

	都府県名	事業主体	年 度	国庫負担 対象事業 費	左に對す る国庫負 担金	不当と認 める国庫 負担対象 事業費	不当と認 める国庫 負担金	摘 要	
				千円	千円	千円	千円		
第3章 第1節 第8 厚生労働省	(96)	埼玉県	加須市	15	445,935	222,967	1,371	685	扶養義務者の所得税額等を誤認していたもの
	(97)	同	越谷市	15	843,933	421,966	4,396	2,198	保育単価の適用を誤っていたものなど
	(98)	同	鳩ヶ谷市	15	182,346	91,173	3,494	1,747	扶養義務者の所得税額等を誤認していたものなど
	(99)	同	桶川市	14	196,975	98,487	3,105	1,552	同
	(100)	東京都	葛飾区	15	3,291,183	1,645,591	1,119	559	保育単価の適用を誤っていたもの
	(101)	同	青梅市	15	1,395,866	697,933	1,414	707	同
	(102)	同	町田市	15	1,921,392	960,696	1,427	713	同
	(103)	山梨県	(注1) 北巨摩郡 須玉町	15	55,049	27,524	3,565	1,782	扶養義務者の所得税額等を誤認していたものなど
	(104)	同	(注2) 北都留郡 上野原町	15	108,734	54,367	2,237	1,118	扶養義務者の所得税額等を誤認していたものなど
	(105)	愛知県	稲沢市	15	615,659	307,829	1,587	793	扶養義務者の所得税額等を誤認していたもの
	(106)	三重県	津市	15	1,321,644	660,822	2,566	1,283	同
	(107)	同	松阪市	15	993,200	496,600	1,002	501	扶養義務者の所得税額等を誤認していたもの
	(108)	同	(注3) 上野市	14、15	1,344,865	672,432	4,116	2,058	保育単価の適用を誤っていたもの
	(109)	同	度会郡 小俣町	15	122,091	61,045	2,639	1,319	扶養義務者の所得税額等を誤認していたものなど
	(110)	京都府	宇治市	15	1,265,388	632,694	2,423	1,211	扶養義務者の所得税額等を誤認していたもの
	(111)	同	綴喜郡 井手町	15	94,515	47,257	2,254	1,127	扶養義務者の所得税額等を誤認していたものなど
	(112)	同	相楽郡 加茂町	15	87,888	43,944	1,044	522	扶養義務者の所得税額等を誤認していたものなど
	(113)	大阪府	吹田市	14	1,796,996	898,498	1,895	947	保育単価の適用を誤っていたもの
	(114)	同	高槻市	15	1,913,004	956,502	1,622	811	同
	(115)	同	寝屋川市	15	2,145,136	1,072,568	1,332	666	同
	(116)	鳥取県	鳥取市	15	1,473,520	736,760	1,522	761	扶養義務者の所得税額等を誤認していたものなど
	(117)	同	米子市	15	1,493,114	746,557	2,459	1,229	同
	(118)	同	境港市	15	424,677	212,338	1,625	812	同
(119)	広島県	三次市	15	390,232	195,116	2,709	1,354	扶養義務者の所得税額等を誤認していたもの	
(120)	香川県	仲多度郡 多度津町	15	328,673	164,336	1,024	512	同	
(121)	福岡県	糟屋郡 粕屋町	15	217,825	108,912	2,373	1,186	扶養義務者の所得税額等を誤認していたものなど	
(122)	長崎県	西彼杵郡 長与町	15	406,610	203,305	2,121	1,060	扶養義務者の所得税額等を誤認していたもの	
(123)	同	西彼杵郡 時津町	15	355,100	177,550	1,095	547	同	

都府県名	事業主体	年 度	国庫負担 対象事業 費	左に対す る国庫負 担金	不当と認 める国庫 負担対象 事業費	不当と認 める国庫 負担金	摘 要	
			千円	千円	千円	千円		
(124) 宮 崎 県	宮 崎 市	15	4,411,243	2,205,621	1,513	756	保育単価の適用を誤っていたもの	第3章
(125) 同	延 岡 市	14	1,540,334	770,167	1,672	836	同	
(126) 沖 縄 県	浦 添 市	15	1,104,364	552,182	1,599	799	扶養義務者の所得税額等を誤認していたものなど	第1節
(127) 同	沖 縄 市	15	1,751,830	875,915	1,051	525	扶養義務者の所得税額等を誤認していたものなど	第8
(87)-(127)の計			37,321,868	18,660,934	89,471	44,735		厚生労働省
(注1) 平成16年11月1日以降は、北杜市								
(注2) 平成17年2月13日以降は、上野原市								
(注3) 平成16年11月1日以降は、伊賀市								

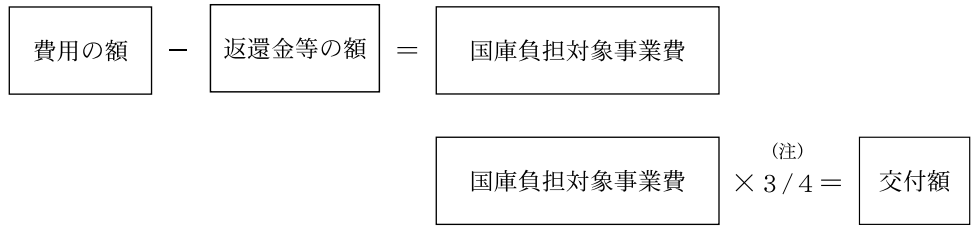
(128) 生活保護費負担金の経理が不当と認められるもの
(140)

会計名及び科目	一般会計 (組織)厚生労働本省 (項)生活保護費 〔平成11年度以前は、 (組織)厚生本省 (項)生活保護費〕
部局等の名称	山形県ほか9都府県
国庫負担の根拠	生活保護法(昭和25年法律第144号)
補助事業者 (事業主体)	市11、特別区2、計13市区
国庫負担対象事業	生活保護事業
国庫負担対象事業の概要	生活に困窮する者に対し最低限度の生活を保障するため、その困窮の程度に応じて必要な保護を行うもの
上記のうち指摘対象被保護世帯に対する国庫負担金交付額の合計	212,580,928円
不当と認める国庫負担金交付額	78,117,691円

1 負担金の概要

生活保護費負担金(昭和61年度以前は「生活保護費補助金」)は、都道府県又は市町村(特別区を含む。)が、生活に困窮する者に対し、最低限度の生活を保障するため、その困窮の程度に応じて必要な保護を行う場合に、その費用の一部を国が負担するものである。この保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産や能力等あらゆるものを活用することを要件としている。

そして、この負担金の各事業主体に対する交付額は、次により算定することとなっている。



(注) 国庫負担率であり、昭和59年度以前は10分の8、60年度から63年度までは10分の7、平成元年度以降は4分の3となっている。

この費用の額及び返還金等の額は、それぞれ次により算定することとなっている。

ア 費用の額は、次の①及び②に③を加えて算定する。

- ① 保護を受ける世帯(以下「被保護世帯」という。)を単位として、その所在地域、構成員の数、年齢等の別に応じて算定される生活費の額から、被保護世帯における就労収入、年金受給額等を基に収入として認定される額を控除して決定された保護費の額の合計額
- ② 被保護者が医療機関で診察、治療等の診療を受けるなどの場合の費用(診療報酬等)について、その全額又は一部を事業主体が負担するものとして決定された保護費の額の合計額
- ③ 事業主体の事務経費

イ 返還金等の額は、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず保護を受けた者が、資産を売却するなどして収入を得たときに返還した保護費の額等の合計額とする。

2 検査の結果

生活保護は、生活に困窮するすべての者に対しひとしく最低限度の生活を保障する制度であり、公正な運営が強く求められていることから、事業主体において、収入の認定等が適切に行われ保護が適正なものとなっているかに着目して、北海道ほか27都府県の148事業主体について検査した。

検査したところ、山形県ほか9都府県の天童市ほか12事業主体では、次のとおり、保護費の支給が適正でなかったため、国庫負担金78,117,691円が過大に交付されていて不当と認められる。

上記の13事業主体では、被保護者が就労して収入を得ていたり、年金を受給していたり、一時金収入を得ていたりしているのに、被保護世帯から事実と相違した届出がなされ、これにより収入を実際の額より過小に認定するなどして保護費の額を決定していた。

このような事態が生じていたのは、被保護世帯において事実と相違した届出を行っているのに事業主体において収入の認定等に当たっての調査確認が十分でなかったこと、都府県において適正な生活保護の実施に関する指導が十分でなかったことなどによると認められる。

これを都府県別・事業主体別に示すと次のとおりである。

都府県名	事業主体	年 度	国庫負担対象事業費	左に対する国庫負担金	不当と認める国庫負担対象事業費	不当と認める国庫負担金	摘 要
			千円	千円	千円	千円	
(128) 山形県	天童市	平成11～16	28,559	21,419	10,254	7,690	年金収入を認定していなかったものなど
(129) 栃木県	矢板市	平成10～15	45,505	34,129	9,523	7,142	就労収入を過小に認定していたものなど
(130) 群馬県	渋川市	平成12～16	11,164	8,373	4,627	3,470	年金収入を認定していなかったもの
(131) 埼玉県	川口市	平成5～16	49,896	37,422	8,273	6,204	就労収入を過小に認定していたものなど

都府県名	事業主体	年 度	国庫負担 対象事業 費	左に対す る国庫負 担金	不当と認 める国庫 負担対象 事業費	不当と認 める国庫 負担金	摘 要
			千円	千円	千円	千円	
(132) 埼 玉 県	和 光 市	平成11 ～16	25,045	18,783	6,873	5,155	一時金収入を認定していなかったものなど
(133) 東 京 都	墨 田 区	平成12 ～16	16,932	12,699	10,084	7,563	就労収入を認定していなかったものなど
(134) 同	練 馬 区	平成11 ～15	5,602	4,201	3,194	2,395	就労収入を過小に認定していたものなど
(135) 同	東村山市	平成12 ～16	6,794	5,096	3,313	2,484	就労収入を認定していなかったもの
(136) 神奈川県	相模原市	平成13 ～15	5,932	4,449	4,790	3,592	就労収入を過小に認定していたもの
(137) 大 阪 府	羽 曳 野 市	平成11 ～16	32,224	24,168	9,223	6,917	就労収入を認定していなかったもの
(138) 鳥 取 県	鳥 取 市	昭和48 ～平成16	25,059	18,916	14,064	10,599	年金収入を過小に認定していたものなど
(139) 山 口 県	山 口 市	平成8 ～16	26,460	19,845	16,532	12,399	年金収入を認定していなかったものなど
(140) 高 知 県	室 戸 市	平成13 ～15	4,101	3,075	3,334	2,500	就労収入を認定していなかったもの
(128)～(140)の計			283,278	212,580	104,088	78,117	

第3章
第1節
第8
厚生労働省

(141) 精神保健対策費補助金の経理において、補助対象事業費の精算が過大となっているもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)厚生労働本省 (項)精神保健費
部局等の名称	広島県
補助の根拠	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)
補助事業者	広島市
間接補助事業者(事業主体)	医療法人比治山病院
補助事業	精神障害者社会復帰施設運営事業
補助事業の概要	精神障害者の社会復帰の促進及び自立と社会経済活動への参加の促進を図るため、精神障害者社会復帰施設を運営するもの
上記に対する国庫補助金交付額	33,047,000円(平成14、15両年度)
不当と認める国庫補助金交付額	3,553,000円(平成14、15両年度)

1 補助金の概要

精神保健対策費補助金(精神障害者社会復帰施設運営事業分)は、精神障害者の社会復帰の促進及び自立と社会経済活動への参加の促進を図るため、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)等に基づき、市町村、社会福祉法人等が行う精神障害者生活訓練施設等の精神障害者社会復帰施設の運営事業に対し、都道府県又は政令指定都市(以下「県等」という。)が補助する場合などに、その費用の一部を国が補助するものである。

そして、その交付額は、所定の月額単価を用いるなどして算出される基準額、補助対象経費の実支出額(以下「実支出額」という。)及び総事業費から寄附金その他の収入額を控除した

額(以下「差引額」という。)とを比較して最も少ない額を選定し、これと県等が補助した額とを比較して少ない方の額を補助対象事業費とし、これに補助率2分の1を乗じて得た額とすることとなっている。

広島市に所在する医療法人比治山病院では、平成14、15両年度に実施した精神障害者生活訓練施設の運営事業について、基準額、実支出額及び差引額を比較して、両年度とも差引額が最も少ない額であるとして、広島市から補助金を受け、同市に実績報告書を提出していた。そして、同市では、補助対象事業費を差引額と同額の14年度31,908,000円、15年度34,186,000円とし、国庫補助金14年度15,954,000円、15年度17,093,000円、計33,047,000円の交付を受けていた。

2 検査の結果

検査したところ、同法人では、上記差引額の算定に当たり、寄附金その他の収入額に、入所者から徴収していた居室利用料等の収入を計上していなかったなどのため、両年度における差引額が過大となっていた。

したがって、適正な差引額を基に補助対象事業費を算定すると、14年度27,058,269円、15年度31,930,743円となり、補助対象事業費が過大に精算されていた。そして、適正な補助対象事業費に基づき国庫補助金を算定すると、14年度13,529,000円、15年度15,965,000円となり、交付額との差額、14年度2,425,000円、15年度1,128,000円、計3,553,000円が過大となっていて、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、同法人において補助制度の内容についての理解が十分でなかったこと、同市において同法人から提出された実績報告書の審査、確認が十分でなかったことなどによると認められる。

(142) 介護保険事業費補助金が過大に交付されているもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)厚生労働本省 (項)介護保険推進費
部局等の名称	厚生労働本省
補助の根拠	予算補助
補助事業者 (事業主体)	社団法人国民健康保険中央会
補助事業	保険者機能強化特別対策事業
補助事業の概要	介護サービスの適正な提供・利用のための指導等を行う市町村等の保険者等に対して介護費用適正化特別対策給付金の交付などを行うもの
上記に対する国庫補助金交付額	9,221,593,000円(平成15年度)
不当と認める国庫補助金交付額	2,205,000円(平成15年度)

1 補助金の概要

介護保険事業費補助金(以下「国庫補助金」という。)は、介護保険制度の円滑な施行に資することを目的として、社団法人国民健康保険中央会(以下「中央会」という。)が行う介護保険事業関係業務に要する費用を国が補助するものである。

中央会では、介護保険事業関係業務のうち介護サービスの適正な提供・利用のための指導等を行う市町村等の保険者等に対して必要な経費を補助するなどのために、保険者機能強化特別対策事業(以下「特別対策事業」という。)を行っている。この特別対策事業に係る国庫補助金の交付額は、厚生労働大臣が必要と認めた額である基準額と補助対象となっている経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定し、この額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額とすることとなっている。そして、中央会では、平成15年度に特別対策事業を9,221,593,657円で実施したとして、この額と基準額9,221,593,000円を比較するなどして、国から国庫補助金9,221,593,000円の交付を受けている。

特別対策事業には、市町村等の保険者等が行う介護費用適正化特別対策事業(以下「適正化事業」という。)に対して給付金を交付する介護費用適正化特別対策給付金交付事業があり、この交付額は、1保険者等ごとの基準額(10,000,000円)と当該事業を実施するために必要な経費(以下「給付対象経費」という。)とを比較して少ない方の額を選定することにより算定することとなっている。ただし、給付対象経費が基準額を超える場合は、予算の範囲内で給付対象経費以内の額とすることができることとなっている。

そして、中央会では、沖縄県糸満市が15年度に適正化事業として実施した介護保険給付適正化対策事業システムの購入経費5,775,000円、その保守経費2,205,000円等の計13,008,000円に対して、同額の給付金を交付している。

2 検査の結果

検査したところ、同市では、上記システムの保守契約について、その保守期間を16年3月16日から21年3月31日まで(支払対象期間は16年4月から21年3月まで)としていた。

しかし、本件特別対策事業は15年度の国庫補助事業であることから、上記の保守契約に基づく16年度から20年度までの5年分の保守経費2,205,000円は補助の対象とはならないものである。

したがって、国庫補助金の交付の対象とするべき適正な給付金の額は10,803,000円となつて、これを基に中央会に対する適正な国庫補助金額を算定すると9,219,388,000円となり、交付額9,221,593,000円との差額2,205,000円が過大となつていて、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、中央会において糸満市から提出された事業実施報告書の審査が十分でなかったことなどによると認められる。

(143) 介護保険事務費交付金が過大に交付されているもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)厚生労働本省 (項)介護保険推進費
部局等の名称	厚生労働本省(交付決定庁) 奈良県(支出庁)
交付の根拠	介護保険法(平成9年法律第123号)
交付先	奈良県五條市
介護保険事務費交付金の概要	介護保険制度の円滑な運営を図るため、市町村等が行う要介護認定等に係る事務処理に要する費用の一部を交付するもの

上記に対する交付金交付額	25,445,450 円(平成 14、15 両年度)
不当と認める交付金交付額	2,453,344 円(平成 14、15 両年度)

1 交付金の概要

介護保険事務費交付金(以下「交付金」という。)は、介護保険法(平成9年法律第123号)に基づき、介護保険制度の円滑な運営を図ることを目的に、市町村等が、被保険者について行う要介護認定等に係る事務処理(以下「要介護認定等事務処理」という。)に要する費用の一部を、国が交付するものである。この交付金の交付額は、要介護認定等申請者1人当たりの事務処理に要する費用の額として定められている額に要介護認定等申請者数を乗じて得た額に2分の1を乗じて得た基準額と、要介護認定等事務処理に要する費用の額から寄付金その他の収入額を控除した額(以下「差引額」という。)に2分の1を乗じて得た額とを比較して少ない方の額となっている。

そして、上記の要介護認定等事務処理に要する費用には、市町村が一般財源により措置すべきものである正規職員に係る人件費は計上できないこととされており、また、市町村が要介護認定等事務処理の一部を広域連合において行うため、広域連合を構成する市町村から派遣されている正規職員の人件費について、負担金等の費目で負担している場合も、同様に計上できないこととされている。

五條市では、平成14、15両年度の交付金の額の算定に当たり、基準額と差引額に2分の1を乗じて得た額とを比較して、両年度とも基準額が少ないことから、基準額と同額の交付金14年度12,489,050円、15年度12,956,400円、計25,445,450円の交付を受けていた。

2 検査の結果

検査したところ、同市では、要介護認定等事務処理に要する費用の中に、被保険者の要介護状態等の審査判定を行う南和広域連合に対する負担金14年度9,170,000円、15年度6,190,000円を計上していた。

この負担金は、同広域連合が審査判定を行うために要した事務局職員3名の人件費等の費用について同広域連合を構成する14市町村が負担することとされているもので、このうちの同市負担分である。

しかし、この事務局職員3名は上記14市町村のうちの1市2町から派遣されている各市町の正規職員であることから、上記の負担金のうち人件費に係る分14年度3,378,000円、15年度3,366,000円は要介護認定等事務処理に要する費用には計上できないものである。

したがって、上記の負担金のうちの人件費に係る分を除いた要介護認定等事務処理に要する費用の額に基づき交付金の交付額を算定すると、両年度とも、差引額に2分の1を乗じて得た額14年度11,696,718円、15年度11,295,388円が適正な交付額となり、交付金交付額との差額14年度792,332円、15年度1,661,012円、計2,453,344円が過大に交付されていて、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、同市において交付金の算定の対象について理解が十分でなかったこと、奈良県において同市から提出された実績報告書の審査、確認が十分でなかったことなどによると認められる。

(144) 介護保険の普通調整交付金の交付が不当と認められるもの
 (145)

会計名及び科目	一般会計 (組織)厚生労働本省 (項)老人医療・介護保険給付諸費
部局等の名称	厚生労働本省(交付決定庁) 岩手県(支出庁)
交付の根拠	介護保険法(平成9年法律第123号)
交付先 (保険者)	(1) 岩手県盛岡市 (2) 同 二戸地区広域行政事務組合
普通調整交付金の概要	65歳以上の者に占める75歳以上の者の割合等の市町村間における格差による介護保険財政の不均衡を是正するため、市町村に交付するもの
上記に対する交付金交付額の合計	(1) 292,230,000円(平成14年度) (2) 295,913,000円(平成15年度) 計 588,143,000円
不当と認める交付金交付額	(1) 3,030,000円(平成14年度) (2) 10,319,000円(平成15年度) 計 13,349,000円

1 交付金の概要

(介護保険の財政調整交付金)

介護保険は、介護保険法(平成9年法律第123号)に基づき、市町村(特別区、一部事務組合及び広域連合を含む。以下同じ。)が保険者となって、市町村の区域内に住所を有する65歳以上の者(以下「第1号被保険者」という。)等を被保険者として、加齢による疾病等の要介護状態などに関し、保健医療サービス及び福祉サービスの給付を行う保険である。

介護保険については各種の国庫助成が行われており、その一つとして、財政調整交付金が交付されている。財政調整交付金は、市町村が行う介護保険財政が安定的に運営され、もって介護保険制度の円滑な施行に資することを目的として、各市町村における介護給付等に要する費用の総額の5%に相当する額を国が負担し、それを各市町村に交付するもので、普通調整交付金と特別調整交付金とがある。

(普通調整交付金の概要)

普通調整交付金(以下「交付金」という。)は、市町村における第1号被保険者の総数に占める75歳以上の者の割合(以下「後期高齢者加入割合」という。)及び所得段階の区分ごとの第1号被保険者の分布状況(以下「所得段階別加入割合」という。)が、市町村間で格差があることによって生じる介護保険財政の不均衡を是正するために交付するものである。

(交付金の算定方法)

交付金の交付額は、次により算定することとなっている。

$$\boxed{\text{調整基準標準給付費額}} \times \boxed{\begin{array}{c} \text{市町村ごとの普通調整交付金} \\ \text{(注1)} \\ \text{交付割合} \end{array}} \times \boxed{\begin{array}{c} \text{(注2)} \\ \text{調整率} \end{array}} = \boxed{\text{交付額}}$$

(注1) 交付割合 当該市町村における後期高齢者加入割合を国から示されるすべての市町村における後期高齢者加入割合と比較した係数と当該市町村における所得段階別加入割合を国から示されるすべての市町村における所得段階別加入割合と比較した係数を用いるなどして算出した割合

(注2) 調整率 当該年度に交付する普通調整交付金の総額と市町村ごとに算定した普通調整交付金の総額とのかい離を調整する割合

上記のうち、調整基準標準給付費額は、当該市町村における前年度の1月から当該年度の12月までにおける居宅介護サービス費、施設介護サービス費等の支給を行う介護給付に要した費用及び居宅支援サービス費等の支給を行う予防給付に要した費用(以下、これらの費用を「介護給付費等」という。)などの合計額とされており、利用者負担額は含まないものである。

(交付手続)

交付金の交付を受けようとする市町村は都道府県に交付申請書及び実績報告書を提出し、これを受理した都道府県は、その内容を添付書類により、また、必要に応じて現地調査を行うことにより審査の上、これを厚生労働省に提出し、厚生労働省はこれに基づき交付決定及び交付額の確定を行うこととなっている。

2 検査の結果

北海道ほか23都府県の304市町村において、平成14、15両年度に交付された交付金について検査した結果、岩手県の盛岡市及び二戸地区広域行政事務組合において、交付金交付額計588,143,000円のうち計13,349,000円が過大に交付されていて、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、同市及び同組合において制度を十分に理解していなかったこと、同県において実績報告書の審査、確認が十分でなかったことなどによると認められる。

これを交付先(保険者)別に示すと次のとおりである。

県名	交付先(保険者)	年度	交付金交付額	左のうち不当と認める額
			千円	千円
(144) 岩手県	盛岡市	14	292,230	3,030

盛岡市では、調整基準標準給付費額の算出に当たり、介護給付費等の額に誤って利用者負担額を含めるなどしていたため、調整基準標準給付費額が過大に算出されていた。

したがって、適正な調整基準標準給付費額に基づいて交付金の交付額を算定すると289,200,000円となり、3,030,000円が過大に交付されていた。

(145) 同	二戸地区広域行政事務組合	15	295,913	10,319
---------	--------------	----	---------	--------

二戸地区広域行政事務組合では、調整基準標準給付費額の算出に当たり、介護給付費等の額が、毎月厚生労働省に報告する介護保険事業状況報告(当該市町村における第1号被保険者数や介護給付費等の支給状況等に関する報告)に記載されていることから、この額を基に算出していた。

県名	交付先 (保険者)	年度	交付金交付額 千円	左のうち不当と認める額 千円
(144)	(145)の計		588,143	13,349

(146) 国民健康保険の療養給付費補助金の交付が不当と認められるもの
(147)

会計名及び科目	一般会計 (組織)厚生労働本省 (項)国民健康保険助成費
部局等の名称	厚生労働本省(交付決定庁) (1) 埼玉県(支出庁) (2) 大阪府(支出庁)
補助の根拠	国民健康保険法(昭和33年法律第192号)
補助事業者 (事業主体)	(1) 埼玉県建設国民健康保険組合(保険者) (2) 近畿税理士国民健康保険組合(保険者)
療養給付費補助 金の概要	国民健康保険組合が行う国民健康保険事業の運営の安定化を図るため に交付するもの
上記に対する国 庫補助金交付額	(1) 1,644,440,369 円(平成15年度) (2) 2,025,449,572 円(平成14、15両年度) 計 3,669,889,941 円
不当と認める国 庫補助金交付額	(1) 6,075,374 円(平成15年度) (2) 3,663,909 円(平成14、15両年度) 計 9,739,283 円

1 補助金の概要

(国民健康保険組合に対して交付される療養給付費補助金)

国民健康保険は、市町村(特別区を含む。以下同じ。)又は国民健康保険組合(以下「国保組合」という。)が保険者となって、被用者保険の被保険者及びその被扶養者等を除き、当該市町村の区域内に住所を有する者等を被保険者として、その疾病、負傷、出産又は死亡に関し、療養の給付、出産育児一時金の支給、葬祭費の支給等の給付を行う保険である。

国民健康保険については各種の国庫助成が行われており、その一つとして、国保組合が行う国民健康保険事業運営の安定化を図るため、療養給付費補助金(以下「国庫補助金」という。)が交付されている。

国保組合は、同種の事業又は業務に従事する者で当該組合の地区内に住所を有する者を組合員として組織することとなっており、国保組合が行う国民健康保険の被保険者は、これらの組合員及び組合員の世帯に属する者(以下「家族」という。)となっている。

(国庫補助金の算定方法)

国庫補助金の交付額は、「国民健康保険の国庫負担金及び被用者保険等保険者拠出金等の算定等に関する政令」(昭和34年政令第41号)等により、被保険者に係る医療給付費^(注)を国庫補助対象費用額とし、このうち①平成9年9月以降国保組合の組合員となった者のうち健康保険の適用除外承認を受けた者及びその家族の医療給付費(以下「特定分の医療給付費」という。)については補助率100分の13.7、②これ以外の被保険者の医療給付費(以下「一般分の医療給付費」という。)については補助率100分の32をそれぞれ乗じて得た額の合算額とすることとなっている。

(注) 医療給付費 療養の給付に要する費用の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額及び入院時食事療養費、高額療養費等の支給に要する費用の額の合算額

(交付手続)

国庫補助金の交付手続は、①交付を受けようとする国保組合は都道府県に交付申請書を提出し、②これを受理した都道府県は、その内容を添付書類により、また、必要に応じて現地調査を行うことにより審査の上、厚生労働省に提出し、③厚生労働省はこれに基づき交付決定を行い国庫補助金を交付することとなっている。

そして、④当該年度の終了後に、国保組合は都道府県に事業実績報告書を提出し、⑤これを受理した都道府県は、その内容を審査の上、厚生労働省に提出し、⑥厚生労働省はこれに基づき交付額の確定を行うこととなっている。

2 検査の結果

北海道ほか24都府県の107国保組合において、国庫補助金の交付について検査した結果、埼玉県建設国民健康保険組合及び近畿税理士国民健康保険組合において、次のとおり交付額の算定を誤ったため、国庫補助金交付額計3,669,889,941円のうち計9,739,283円が過大に交付されていて不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、上記の2国保組合において制度の理解が十分でなかったり事務処理が適切でなかったりしたため、適正な交付申請及び事業実績報告を行っていなかったこと、また、これに対する埼玉県及び大阪府の審査が十分でなかったことによると認められる。

これを国保組合別に示すと次のとおりである。

府 県 名	事業主体	年 度	国庫補助対象費用額	左に対する国庫補助金	不当と認める国庫補助対象費用額	不当と認める国庫補助金
			千円	千円	千円	千円
(146) 埼 玉 県	埼玉県建設国民健康保険組合	15	5,303,991	1,644,440	18,985	6,075

上記の国保組合では、組合員の家族分の高額療養費を誤って過大に計上していたため、国庫補助対象費用額が過大に算定されていた。

したがって、適正な国庫補助対象費用額に基づいて国庫補助金を算定すると1,638,364,995円となり、6,075,374円が過大に交付されていた。

(147) 大 阪 府	近畿税理士国民健康保険組合	14、15	6,332,712	2,025,449	20,021	3,663
-------------	---------------	-------	-----------	-----------	--------	-------

上記の国保組合では、平成14、15両年度において、特定分の医療給付費の一部を一般分の医療給付費に含めて高い補助率(100分の32)により国庫補助金を算定していた。

府 県 名	事業主体	年 度	国庫補助対象 費用額	左に対する国 庫補助金	不当と認める 国庫補助対象 費用額	不当と認める 国庫補助金
			千円	千円	千円	千円
したがって、適正な補助率に基づいて国庫補助金を算定すると計 2,021,785,663 円となり、3,663,909 円が過大に交付されていた。						
(146)	(147)	の計	11,636,704	3,669,889	39,006	9,739

(148) 国民健康保険の療養給付費負担金の交付が不当と認められるもの
(163)

会計名及び科目	一般会計 (組織)厚生労働本省 (項)国民健康保険助成費
部局等の名称	厚生労働本省(交付決定庁) 青森県ほか 11 都府県(支出庁)
交付の根拠	国民健康保険法(昭和 33 年法律第 192 号)
交付先	市 11、町 5、計 16 市町(保険者)
療養給付費負担金の概要	市町村の国民健康保険事業運営の安定化を図るために交付するもの
上記に対する国庫負担金交付額の合計	47,188,928,756 円(平成 13 年度～15 年度)
不当と認める国庫負担金交付額	104,904,236 円(平成 13 年度～15 年度)

1 負担金の概要

(国民健康保険の療養給付費負担金)

国民健康保険(前掲 229 ページの「国民健康保険の療養給付費補助金の交付が不当と認められるもの」参照)については各種の国庫助成が行われており、その一つとして、市町村が行う国民健康保険事業運営の安定化を図るため、療養給付費負担金(以下「国庫負担金」という。)が交付されている。

(国庫負担金の交付対象)

市町村の国民健康保険の被保険者は、一般被保険者と退職被保険者及びその被扶養者(以下「退職被保険者等」という。)とに区分されている。

このうち、退職被保険者は、被用者保険の被保険者であった者で、退職して国民健康保険の被保険者となり、かつ、厚生年金等の受給権を取得した場合に老人保健法(昭和 57 年法律第 80 号)による医療を受けるまでの間において適用される資格を有する者である。

そして、一般被保険者に係る医療費については、老人保健法による医療を受けることができる者に係る医療費(被用者保険の保険者等が拠出する老人保健医療費拠出金等で負担)を除き、国庫負担金の交付の対象とされているが、退職被保険者等に係る医療費については、国庫負担金の交付の対象とはせず、被用者保険の保険者が拠出する療養給付費交付金等で負担されている。

(退職被保険者等の資格取得の時期)

国民健康保険の被保険者の資格を取得している者が、退職被保険者となるのは、当該被保

険者の年金受給権を取得した日(ただし、年金受給権の取得年月日が国民健康保険の資格取得年月日以前の場合は国民健康保険の資格取得年月日。以下「退職者該当年月日」という。)とされている。そして、退職被保険者等となったときは、年金証書等が到達した日の翌日から起算して14日以内(年金受給権を有している者等が退職被保険者等となったときは、退職者該当年月日から14日以内)に、市町村に届出をすることとなっている。

(国庫負担金の算定方法)

毎年度の国庫負担金の交付額は、「国民健康保険の国庫負担金及び被用者保険等保険者拠出金等の算定等に関する政令」(昭和34年政令第41号)等により、次により算定することとなっている。

$$\begin{array}{c}
 \boxed{\text{一般被保険者に係る医療給付費}} - \boxed{\text{保険基盤安定繰入金(注)の1/2}} = \boxed{\text{国庫負担対象費用額}} \\
 \\
 \boxed{\text{国庫負担対象費用額}} \times 40/100 = \boxed{\text{交付額}}
 \end{array}$$

(注) 保険基盤安定繰入金 市町村が一般被保険者の属する世帯のうち、低所得者層の負担の軽減を図るため減額した保険料又は保険税の総額について当該市町村の一般会計から国民健康保険に関する特別会計に繰り入れた額

このうち一般被保険者に係る医療給付費は、療養の給付に要する費用の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額及び入院時食事療養費、高額療養費等の支給に要する費用の額の合算額とされている。

ただし、届出が遅れるなどしたために退職被保険者等の資格が遡って確認された場合は、一般被保険者に係る医療給付費から、退職者該当年月日以降に一般被保険者に係るものとして支払った医療給付費を控除することとなっている。

(交付手続)

国庫負担金の交付手続については、①交付を受けようとする市町村は都道府県に交付申請書を提出し、②これを受理した都道府県は、その内容を添付書類により、また必要に応じて現地調査を行うことにより審査の上、厚生労働省に提出し、③厚生労働省はこれに基づき交付決定を行い国庫負担金を交付することとなっている。

そして、④当該年度の終了後に、市町村は都道府県に実績報告書を提出し、⑤これを受理した都道府県は、その内容を審査の上、厚生労働省に提出し、⑥厚生労働省はこれに基づき交付額の確定を行うこととなっている。

2 検査の結果

北海道ほか29都府県の304市区町村において、国庫負担金の交付について検査した結果、青森県ほか11都府県の16市町では、国庫負担金の交付申請等に当たり、一般被保険者に係る医療給付費の算定において、遡及して退職被保険者等の資格を取得した者について、退職者該当年月日以降に一般被保険者に係るものとして支払った医療給付費の一部又は全部を控除しておらず、国庫負担対象費用額が過大に算定されていた。

したがって、適正な国庫負担対象費用額に基づいて国庫負担金の交付額を算定すると、計47,084,024,520円となり、国庫負担金交付額計47,188,928,756円のうち計104,904,236円が過大に交付されていて不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、前記の16市町において制度の理解が十分でなかったり事務処理が適切でなかったりしたため、適正な交付申請及び実績報告を行っていなかったこと、また、これに対する前記の12都府県の審査が十分でなかったことによると認められる。

これを都府県別・交付先(保険者)別に示すと次のとおりである。

都府県名	交付先 (保険者)	年 度	国庫負担対象 費用額	左に対する国 庫負担金	不当と認める 国庫負担対象 費用額	不当と認める 国庫負担金
			千円	千円	千円	千円
(148)	青森県 南津軽郡 大鰐町	15	637,635	255,054	3,358	1,343
(149)	宮城県 栗原郡 志波姫町	15	287,904	115,161	6,570	2,628
(150)	茨城県 新治郡 千代田町	14	772,900	309,160	22,867	9,146
(151)	栃木県 大田原市	15	1,927,785	771,114	6,323	2,529
(152)	埼玉県 川口市	15	16,146,626	6,458,650	9,188	3,675
(153)	同 狭山市	15	4,005,057	1,602,022	10,993	4,397
(154)	同 新座市	15	4,482,822	1,793,128	3,078	1,231
(155)	同 児玉郡 上里町	15	932,423	372,969	31,898	12,759
(156)	千葉県 成田市	15	2,553,551	1,021,420	21,952	8,781
(157)	東京都 府中市	15	7,026,848	2,810,739	32,616	13,046
(158)	神奈川県 小田原市	15	6,659,852	2,663,941	51,039	20,415
(159)	富山県 富山市	15	8,587,196	3,434,878	14,921	5,968
(160)	京都府 船井郡 八木町	14	301,536	120,614	3,158	1,263
(161)	福岡県 福岡市	15	43,024,044	17,209,617	32,694	13,077
(162)	同 久留米市	13	9,102,008	3,640,803	8,261	3,304
(163)	大分県 大分市	15	11,524,126	4,609,650	3,339	1,335
(148)-(163)の計			117,972,321	47,188,928	262,260	104,904

(注1) 平成17年4月1日以降は栗原市

(注2) 平成17年3月28日以降はかずみがうら市

(164) 国民健康保険の財政調整交付金の交付が不当と認められるもの
(201)

会計名及び科目	一般会計 (組織)厚生労働本省 (項)国民健康保険助成費
部局等の名称	厚生労働本省(交付決定庁)(平成13年1月5日以前は厚生本省) 北海道ほか18都府県(支出庁)
交付の根拠	国民健康保険法(昭和33年法律第192号)
交付先	市25、町12、村1、計38市町村(保険者)
財政調整交付金の概要	市町村の国民健康保険に係る財政力の不均衡を調整するために交付するもので、一定の基準により財政力を測定してその程度に応じて交付する普通調整交付金と、特別の事情を考慮して交付する特別調整交付金がある。
上記に対する交付金交付額の合計	20,920,761,000円(平成12年度～16年度)

不当と認める交付金交付額

195,213,000 円(平成 12 年度～16 年度)

1 交付金の概要

(国民健康保険の財政調整交付金)

国民健康保険(前掲 229 ページの「国民健康保険の療養給付費補助金の交付が不当と認められるもの」参照)については各種の国庫助成が行われており、その一つとして、市町村が行う国民健康保険について財政調整交付金が交付されている。財政調整交付金は、市町村間で医療費の水準や住民の所得水準の差異により生じている国民健康保険の財政力の不均衡を調整するため、国民健康保険法(昭和 33 年法律第 192 号)に基づいて交付するもので、普通調整交付金と特別調整交付金がある。

(普通調整交付金)

普通調整交付金は、被保険者の所得等から一定の基準により算定される収入額(調整対象収入額)が、医療費、保健事業費等から一定の基準により算定される支出額(調整対象需要額)に満たない市町村に対し、その不足を公平に補うことを目途として交付するものである。そして、平成 12 年度からは、介護保険制度の導入に伴い、医療費等に係るもの(医療分)に介護納付金に係るもの(介護分)を加えて交付されている。

普通調整交付金の交付額は、当該市町村の調整対象需要額から当該市町村の調整対象収入額を控除した額に基づいて算定することとなっている。

そして、調整対象需要額及び調整対象収入額の算定は、次により行うこととなっている。

(1) 調整対象需要額

調整対象需要額は、本来保険料で賄うべきとされている額であり、医療分と介護分に係る需要額は次のとおりとなっている。

- (ア) 医療分に係る需要額は、一般被保険者(退職被保険者及びその被扶養者以外の被保険者^(注1)をいう。以下同じ。)に係る医療給付費、老人保健医療費拠出金及び保健事業費の合計額から療養給付費等負担金等の国庫補助金等を控除した額となっている。

このうち、保健事業費は、健康相談、保健施設の運営等被保険者の健康の保持増進のために必要な事業(以下「保健事業」という。)に係る費用である。そして、その額は、①年間の保健事業費支出額から保健事業に係る国庫補助金、保健施設に係る利用料等の収入額を控除した額(以下「保健事業費対象額」という。)と、②当該市町村の年間平均被保険者数に 700 円を乗じて得た額(以下「保健事業費基準額」という。)のうちいずれか少ない方の額とすることとなっている。また、14 年度からは、上記の保健事業のうち健康診査事業に係る経費は保健事業費支出額から除くこととなっている。

- (イ) 介護分に係る需要額は、介護納付金賦課被保険者(当該市町村の国民健康保険の被保険者のうち 40 歳以上 65 歳未満の被保険者をいう。以下同じ。)に係る介護納付金から介護納付金負担金等の国庫補助金等を控除した額となっている。

(注 1) 医療給付費 療養の給付に要する費用の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額及び入院時食事療養費、高額療養費等の支給に要する費用の額の合算額

(2) 調整対象収入額

調整対象収入額は、医療分及び介護分それぞれについて、一般被保険者又は介護納付金賦課被保険者の数を基に算定される応益保険料額と、一般被保険者又は介護納付金賦課被保険者の所得を基に算定される応能保険料額とを合計した額となっており、本来徴収すべきとされている保険料の額である。

このうち、医療分の応能保険料額は、一般被保険者の所得(以下「算定基礎所得金額」という。)に一定の方法により計算された率を乗じて算定される。

そして、算定基礎所得金額は、保険料の賦課期日現在一般被保険者である者の前年における所得金額の合計額とすることとなっているが、同一世帯に属する被保険者の所得金額の合計額が別に計算される金額(以下「所得限度額」という。)を超えて高額である世帯(以下「所得限度額超過世帯」という。)がある場合には、当該世帯の所得金額のうち所得限度額を超える部分の額に一定の方法により計算した率を乗じて得た額を、上記一般被保険者の所得金額の合計額から控除して、算定基礎所得金額を算定することとなっている。

そして、介護分の応能保険料額は、介護納付金賦課被保険者について、医療分と同様の方法で算定することとなっている。

(特別調整交付金)

特別調整交付金は、市町村について特別の事情がある場合に、その事情を考慮して交付するものであり、次のような種類の交付金がある。

(1) 医療費通知特別交付金

この交付金は、国民健康保健事業に対する経営努力が顕著であるなど事業の適正な運営に積極的に取り組んでいる市町村において、1月から12月までの間に、請求月ごとのレセプトの全数について6回以上医療費通知を実施したなどの場合に交付するものである。

そして、この交付額は、①医療費通知を実施した世帯数に50円又は55円を乗じて得た額及び②減額通知(被保険者の一部負担金等の過払い額を付記した医療費通知をいう。)の通知世帯数に60円を乗じて得た額の合算額(以下「医療費通知の調整基準額」という。)となっている。

(2) 保健事業費多額特別交付金

この交付金は、保健事業費対象額が保健事業費基準額を超える場合に交付するものである。

そして、この交付額は、保健事業費対象額から保健事業費基準額を控除して得た額の4分の1(16年度は2分の1)の額となっている。

(3) 医療費適正化特別対策事業特別交付金

この交付金は、国民健康保険の運営のために実施する通例の事業に加えて、より一層の医療費適正化事業(以下「医療費適正化特別対策事業」という。)に取り組んだ場合に交付するものである。

そして、この交付額は、市町村の被保険者規模に応じて定められている交付上限額を限度として、他の特別調整交付金で助成を受ける分を除いた対象経費に所定の率を乗じて算定することとなっている。

(交付手続)

財政調整交付金の交付を受けようとする市町村は都道府県に交付申請書及び実績報告書を

提出し、これを受理した都道府県は、その内容を添付書類により、また、必要に応じて現地調査を行うことにより審査の上、これを厚生労働省に提出し、厚生労働省はこれに基づき交付決定及び交付額の確定を行うこととなっている。

2 検査の結果

(検査の着眼点及び対象)

財政調整交付金の制度は、前記のように複雑であり、同交付金の交付申請額等の計算に当たってはその正確な事務処理が不可欠である。

そこで、普通調整交付金については調整対象需要額の医療給付費、保健事業費及び調整対象収入額の算定基礎所得金額の計算は適正か、また、特別調整交付金については交付の対象とならないものを含めていないかなどに着眼して、北海道ほか 29 都府県の 304 市区町村における財政調整交付金の交付の適否を検査した。

(検査の結果)

検査の結果、北海道ほか 18 都府県の 38 市町村において、交付金交付額計 20,920,761,000 円のうち計 195,213,000 円が過大に交付されていたり交付の要がなかったりして不当と認められる。

これを態様別に示すと次のとおりである。

- | | | |
|-----------------------------------|--------|---------------|
| (1) 調整対象需要額を過大に算定しているもの | (注2) | |
| | 25 市町村 | 116,368,000 円 |
| (2) 調整対象収入額を過小に算定しているもの | | |
| | 1 市 | 3,868,000 円 |
| (3) 医療費通知の調整基準額を過大に算定しているもの | | |
| | 2 市町 | 9,516,000 円 |
| (4) 保健事業費対象額を過大に算定しているもの | | |
| | (注2) | |
| | 11 市町村 | 58,523,000 円 |
| (5) 医療費適正化特別対策事業の対象経費を過大に算定しているもの | | |
| | (注2) | |
| | 1 市 | 6,938,000 円 |

(注2) (1)のうちの1村と(4)のうちの1村、及び、(1)のうちの1市と(5)の1市は重複している。

このような事態が生じていたのは、上記の 38 市町村において制度の理解が十分でなかったり、事務処理が適切でなかったりなどしたため適正な交付申請等を行っていなかったこと、また、これに対する北海道ほか 18 都府県の審査が十分でなかったことによると認められる。

前記の事態を都道府県別・交付先(保険者)別に示すと次のとおりである。

	都道府県名	交付先(保険者)	年 度	交付金交付額 千円	左のうち不当と認める額 千円	摘 要
(1)						
(164)	北海道	岩見沢市	16	678,315	3,780	保健事業費を過大にしていたもの
(165)	同	根室市	15、16	906,004	2,307	同
(166)	同	恵庭市	15	384,429	2,208	同
(167)	千葉県	千葉市	15	2,002,224	6,581	医療給付費を過大にしていたもの
(168)	同	君津市	14	305,042	1,780	保健事業費を過大にしていたもの

	都道府県名	交付先(保険者)	年 度	交付金交付額	左のうち不当と認める額	摘 要
				千円	千円	
(169)	東京都	西東京市	14、15	248,236	6,382	保健事業費を過大にしていたもの
(170)	神奈川県	相模原市	15	301,855	2,289	同
(171)	富山県	高岡市	14、15	1,885,853	7,345	同
(172)	愛知県	西尾市	15	130,661	3,073	同
(173)	同	海部郡 甚目寺町	14、15	188,385	2,693	同
(174)	同	幡豆郡 一色町	15、16	106,855	3,331	同
(175)	三重県	四日市市	14	763,861	2,099	同
(176)	同	鈴鹿市	14	499,754	11,576	同
(177)	同	(注3) 上野市	14	347,091	4,680	同
(178)	大阪府	岸和田市	14	1,528,525	2,667	同
(179)	兵庫県	明石市	14	1,447,036	3,594	同
(180)	同	三田市	15、16	655,309	5,105	同
(181)	鳥取県	米子市	15	645,725	5,402	同
(182)	広島県	三原市	15	455,153	1,669	同
(183)	山口県	防府市	15	514,801	19,855	医療給付費を過大にしていたもの
(184)	福岡県	(注4) 浮羽郡 田主丸町	12~14	798,303	3,042	保健事業費を過大にしていたもの
(185)	同	筑紫野市	14	369,585	1,158	同
(186)	大分県	佐伯市	14、15	965,493	2,227	同
(187)	沖縄県	名護市	15	927,086	1,851	同
(188)	同	中頭郡 読谷村	12~16	2,677,241	9,674	同
	(1)の計			19,732,822	116,368	

(注3) 平成16年11月1日以降は伊賀市

(注4) 平成17年2月5日以降は久留米市

上記の25市町村では、普通調整交付金の交付申請等に当たり、保健事業費を過大に算定したり、医療給付費を過大に算定したりしていたため、調整対象需要額が過大に算定されていた。

上記の事態について一例を示すと次のとおりである。

<事例> 保健事業費を過大にしていたもの

鈴鹿市では、普通調整交付金の交付申請等に当たり、保健事業費対象額が保健事業費基準額より少ないことから、保健事業費対象額を保健事業費として調整対象需要額に算入していた。

しかし、同市では、保健事業費対象額の算定に当たり、平成14年度からは、保健事業費支出額から除くこととなっている健康診査事業に係る経費を含めていたため、保健事業費対象額を過大に算定していた。

したがって、適正な保健事業費及びこれを基に算出した調整対象需要額に基づいて普通調整交付金の交付額を算定すると、488,178,000円となり、11,576,000円が過大に交付されていた。

(2) 調整対象収入額を過小に算定しているもの

(189)	京都府	八幡市	13~15	1,055,812	3,868	所得金額の計算上控除される金額を過大にしていたもの
-------	-----	-----	-------	-----------	-------	---------------------------

都道府県名	交付先(保険者)	年 度	交付金交付額 千円	左のうち不当と認める額 千円	摘 要
-------	----------	-----	--------------	-------------------	-----

八幡市では、普通調整交付金の交付申請等に当たり、所得限度額超過世帯の所得金額のうち所得限度額を超える部分の額を過大に算定していた。その結果、算定基礎所得金額が過小に算定されていた。

したがって、適正な算定基礎所得金額及びこれを基に算出した調整対象収入額に基づいて普通調整交付金の交付額を算定すると、計 1,051,944,000 円となり、計 3,868,000 円が過大に交付されていた。

(3) 医療費通知の調整基準額を過大に算定しているもの

(190)	北海道	紋別郡 遠軽町	12~16	7,720	4,966	レセプトの全数を通知していなかったもの
(191)	埼玉県	鳩ヶ谷市	14, 15	14,539	4,550	減額通知の通知世帯数を誤っていたもの
(3)の計				22,259	9,516	

上記の2市町では、医療費通知特別交付金の交付申請等に当たり、減額通知の通知世帯数を誤るなどして、医療費通知の調整基準額が過大に算定されていた。

上記の事態について一例を示すと次のとおりである。

<事例> 減額通知の通知世帯数を誤っていたもの

鳩ヶ谷市では、医療費通知の調整基準額の算定に当たり、60 円に、減額通知を実施した世帯数ではなく医療費通知に係るレセプトの総数を乗じていたため、医療費通知の調整基準額が過大に算定されていた。

したがって、減額通知の通知世帯数に基づいて医療費通知特別交付金の交付額を算定すると、計 4,341,000 円となり、これに伴って調整対象需要額が増額となることによる普通調整交付金の増額分を考慮しても、計 4,550,000 円が過大に交付されていた。

(4) 保健事業費対象額を過大に算定しているもの

(192)	北海道	上磯郡 木古内町	14~16	15,102	15,102	保健事業費支出額を過大にしていたもの
(193)	青森県	南津軽郡 大鰐町	15	3,077	2,064	同
(194)	同	三戸郡 三戸町	15	6,114	6,114	同
(195)	千葉県	長生郡 長南町	15	1,654	1,188	同
(196)	三重県	鳥羽市	14	2,654	2,323	同
(197)	鳥取県	八頭郡 八頭町	15, 16	5,271	3,264	同
(198)	同	西南郡 南部町	12~16	17,307	2,419	同
(199)	佐賀県	杵島郡 白石町	14, 15	14,526	8,521	同
(200)	大分県	津久見市	14, 15	12,792	11,043	同
(201)	同	玖珠郡 九重町	14, 15	4,231	2,128	同
(188)	沖縄県	中頭郡 読谷村	12~15	4,357	4,357	同
(4)の計				87,085	58,523	

上記の11市町村では、保健事業費多額特別交付金の交付申請等に当たり、保健事業費支出額から除くこととなっている健康診査事業に係る経費を含めるなどして

都道府県名	交付先(保険者)	年 度	交付金交付額 千円	左のうち不当と認める額 千円	摘 要
-------	----------	-----	--------------	-------------------	-----

いたため、保健事業費対象額が過大に算定されていた。

上記の事態について一例を示すと次のとおりである。

<事例> 健康診査事業に係る経費を含めていたもの

津久見市では、保健事業費対象額の算定に当たり、健康診査事業に係る経費を保健事業費支出額に含めていたなどのため、保健事業費対象額を過大に算定していた。

したがって、適正な保健事業費対象額に基づき保健事業費多額特別交付金の交付額を算定すると、計 1,749,000 円となり、計 11,043,000 円が過大に交付されていた。

(5) 医療費適正化特別対策事業の対象経費を過大に算定しているもの

(185)	福 岡 県	筑紫野市	14～16	22,783	6,938	対象経費を過大にしていたもの
-------	-------	------	-------	--------	-------	----------------

筑紫野市では、医療費適正化特別対策事業特別交付金の交付申請等に当たり、別途交付を受けている他の特別調整交付金の助成対象となっている被保険者指導に係る経費を除かなかつたため、医療費適正化特別対策事業の対象経費が過大に算定されていた。

したがって、適正な医療費適正化特別対策事業の対象経費に基づいて医療費適正化特別対策事業特別交付金の交付額を算定すると、計 15,845,000 円となり、計 6,938,000 円が過大に交付されていた。

(1)～(5)の合計				20,920,761	195,213	
------------	--	--	--	------------	---------	--

不正行為

(202) 職員の不正行為による損害が生じたもの

会計名及び科目	労働保険特別会計(雇用勘定)	(款) 雑収入 (項) 雑収入 (項) 失業等給付費
部局等の名称	飯田橋公共職業安定所	
不正行為期間	平成 15 年 3 月～16 年 3 月	
損害金の種類	雇用保険の雇用継続給付過誤払回収金	
損 害 額	3,679,186 円	

本件は、飯田橋公共職業安定所において、厚生労働事務官相馬某が、雇用継続課雇用継続第二係長として雇用保険の雇用継続給付に係る回収等の事務に従事中、平成 15 年 3 月から

16年3月までの間に、事業主から現金で預かった雇用継続給付に係る過誤払回収金計3,679,186円を分任収入官吏所属の出納員である庶務課職員(15年3月31日以前は資金前渡官吏所属の出納員である庶務課長)に引き継がずに領得したものである。

なお、本件損害額については、17年9月末までに3,000円が同人から返納されている。

そ の 他

(203) 介護給付費に係る国の負担が不当と認められるもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)厚生労働本省 (項)老人医療・介護保険給付諸費 (項)国民健康保険助成費 (項)社会保険国庫負担金
部局等の名称	岩手県ほか3県
国の負担の根拠	介護保険法(平成9年法律第123号)、健康保険法(大正11年法律第70号)、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)
実施主体 事業者	市19、特別区2、町10、村1、一部事務組合1、計33実施主体 指定介護療養型医療施設7、指定介護老人福祉施設8、計15事業者 介護療養施設サービス、介護福祉施設サービス等
不適切に支払われた介護給付費に係る介護サービスの種類	
不適切に支払われた介護給付費の件数	3,265件(平成12年度～17年度)
不適切に支払われた介護給付費の額	96,194,774円(平成12年度～17年度)
不当と認める国の負担額	30,904,387円(平成12年度～17年度)

1 介護給付の概要

(介護保険)

介護保険は、市町村(特別区、一部事務組合及び広域連合を含む。以下同じ。)が保険者となって、市町村の区域内に住所を有する65歳以上の者及び40歳以上65歳未満の医療保険加入者を被保険者として、被保険者の要介護状態などに関し、必要な保険給付を行う保険である。

(介護サービス)

被保険者が、介護保険法(平成9年法律第123号)に基づく居宅サービス及び施設サービス(以下、これらを「介護サービス」という。)を受けようとする場合の手続については、次のとおりとなっている。

ア 要介護者又は要支援者(以下「要介護者等」という。)に該当すること及びその該当する要介護状態区分等について、市町村の認定を受ける。

イ 介護支援専門員等に依頼するなどして、介護サービス計画を作成する。

ウ 介護サービス計画に基づいて、都道府県知事の指定等を受けた指定居宅サービス事業者又は介護保険施設(以下、これらを「事業者」という。)において介護サービスを受ける。

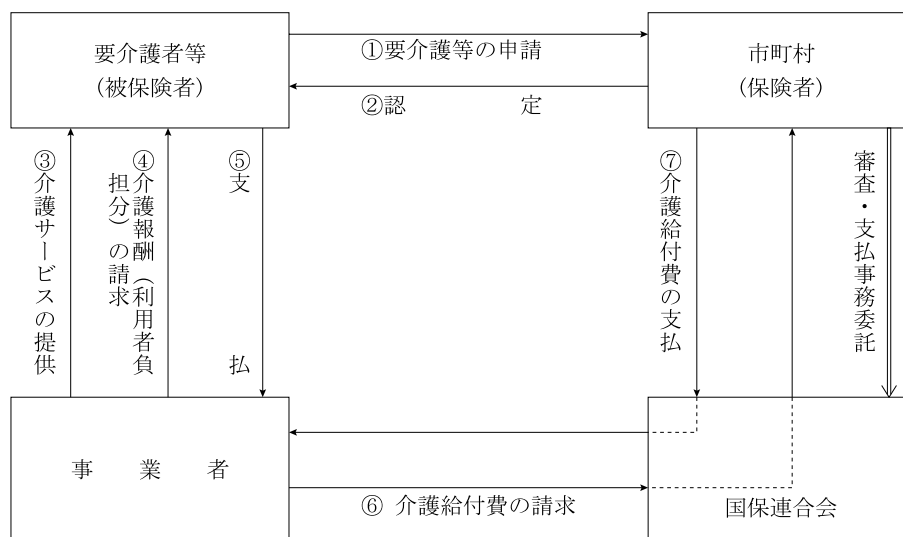
(介護報酬の算定)

事業者が介護サービスを提供して請求することができる報酬の額(以下「介護報酬」という。)は、「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準」(平成12年厚生省告示第19号)及び「指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準」(平成12年厚生省告示第21号)(以下、これらを「算定基準」という。)等に基づき、介護サービスの種類ごとに定められた所定単位数に単価(10円～10.72円)を乗するなどして算定することとなっている。ただし、介護報酬のうち、介護保険施設の入所者における食事の提供に要する費用(以下「基本食事サービス費」という。)は、算定基準により定められた額(1日につき2,120円)となっている。

(介護給付費)

市町村は、要介護者等が事業者から介護サービスの提供を受けたときは、当該事業者に対して基本食事サービス費を除いた介護報酬の100分の90に相当する額及び基本食事サービス費から当該要介護者等の属する世帯の所得等に応じて定められた標準負担額を除いた額(以下、これらの額を「介護給付費」という。)を支払うこととなっている。

介護給付費の支払手続は、次のとおりとなっている(次図参照)。



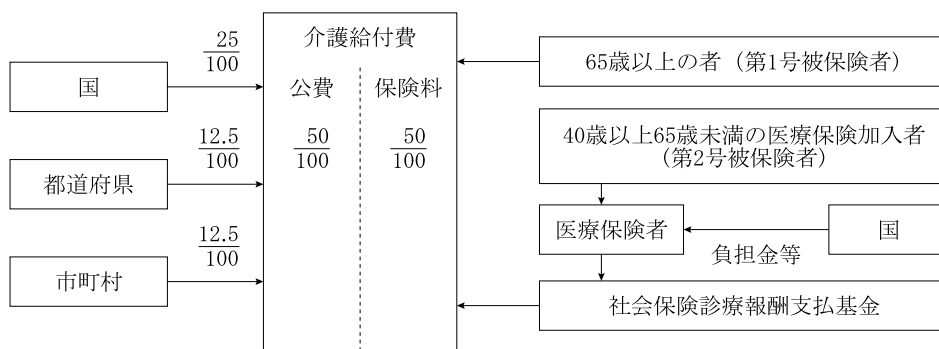
ア 介護サービスの提供を行った事業者は、介護給付費等を記載した介護給付費請求書等(以下「請求書等」という。)を、市町村から介護給付費に係る審査及び支払に関する事務の委託を受けた国民健康保険団体連合会(以下「国保連合会」という。)に送付する。

イ 国保連合会は、事業者から送付された請求書等の審査点検を行い、介護給付費を市町村に請求する。

ウ 請求を受けた市町村は、金額等を確認の上、国保連合会を通じて事業者に介護給付費を支払う。

(国の負担)

介護給付費は、100分の50を公費で、100分の50を被保険者の保険料でそれぞれ負担することとなっている(次図参照)。



そして、公費負担については、介護保険法に基づき、国が100分の25を、都道府県及び市町村がそれぞれ100分の12.5を負担している。

また、国は、健康保険法及び国民健康保険法に基づき、医療保険者が社会保険診療報酬支払基金に納付する介護給付費納付金に要する費用の額の^(注1)一部を負担している。

(注1) 医療保険者 医療保険各法の規定により医療に関する給付を行う国、市町村、国民健康保険組合等

2 検査の結果

(不適切な支払の事態)

北海道ほか23都府県において検査したところ、岩手県ほか6都県の33市町村が、岩手県ほか3県に所在する15事業者に対して行った平成12年度から17年度までの間における介護給付費の支払について、3,265件、96,194,774円が適切でなく、これに対する国の負担額30,904,387円が不当と認められる。

これらの事態について、介護サービスの種類ごとに示すと次のとおりである。

(1) 介護療養施設サービス及び短期入所療養介護

指定介護療養型医療施設(療養病床を有する病院又は診療所)において要介護者等に介護療養施設サービス及び短期入所療養介護を提供する際、算定基準等によると、^(注2)個室又は2人部屋の提供により、^(注3)要介護者等から特別料金を徴収している場合には、当該病室の提供を受けている要介護者等について1日当たりの所定単位数から105単位又は90単位を減算して介護報酬を算定することとなっている。

しかし、7事業者では、要介護者等から上記の特別料金を徴収しているのに、上記の減算をして算定していなかった。このため、介護給付費2,325件、60,621,644円の支払が適切でなく、これに対する国の負担額18,890,996円が過大となっていた。

(2) 介護福祉施設サービス

指定介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)において要介護者に介護福祉施設サービス^(注4)を提供する際、算定基準等によると、経管栄養として提供される濃厚流動食が薬価基準に収載されている場合には、当該施設の協力医療機関において医療保険における薬剤費等を算定できることから、当該施設においては基本食事サービス費を算定できないこととなっている。

しかし、8事業者では、薬価基準に収載された濃厚流動食を提供している要介護者につ

いて基本食事サービス費を算定していた。このため、介護給付費 940 件、35,573,130 円の支払が適切でなく、これに対する国の負担額 12,013,391 円が過大となっていた。

(注 2) 介護療養施設サービス 指定介護療養型医療施設の療養病床等に入院する要介護者に対する療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護その他の世話及び機能訓練その他必要な医療

(注 3) 短期入所療養介護 要介護者等を指定介護療養型医療施設等に短期間入所させて行う看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話

(注 4) 介護福祉施設サービス 指定介護老人福祉施設に入所する要介護者に対する入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話

(発生原因)

このような事態が生じていたのは、事業者において算定基準等に対する認識が十分でなかったこと、市町村等の審査点検が十分でなかったこと、県において事業者に対する指導が十分でなかったことなどによると認められる。

これを県別に示すと次のとおりである。

県名	実施主体 (事業者数)	年度	不適切に支払われた介護給付費の 件数	不適切に支払われた介護給付費 千円	不当と認める国の負担額 千円	摘要
岩手県	盛岡市ほか 9 市町村等(3)	12～17	756	17,674	5,713	(1)、(2)
神奈川県	横浜市ほか 11 市区町(5)	12～16	1,822	44,545	13,679	(1)
鳥取県	倉吉市ほか 3 町(1)	12～17	173	9,249	3,217	(2)
広島県	広島市ほか 7 市町(6)	12～16	514	24,725	8,293	(2)
計	33市町村等(15)		3,265	96,194	30,904	

注(1) 計欄の実施主体数は、県の間で実施主体が重複することがあるため、各県の実施主体数を合計したものとは符合しない。

注(2) 摘要欄の(1)、(2)は、本文の不適切な支払の事態の介護サービスの種類に対応している。

意見を表示し又は処置を要求した事項

- (1) データ通信サービス契約に係るソフトウェア使用料のうちの利子相当額の算出が適正なものとなるよう是正改善の処置を要求したもの

会計名及び科目	厚生保険特別会計(業務勘定)	(項)業務取扱費
		(項)保健事業費
		(項)福祉施設事業費
	国民年金特別会計(業務勘定)	(項)業務取扱費
		(項)福祉施設費

部局等の名称	社会保険庁
契約名	データ通信サービス契約
契約の概要	社会保険オンラインシステムにおけるハードウェア、ソフトウェア、通信回線等の各種システムサービスの提供を受けるもの
契約の相手方	株式会社エヌ・ティ・ティ・データ
上記契約に係るソフトウェア使用料のうちの利子相当額	86億2392万余円(平成15、16両年度)
低減できた利子相当額	33億9594万円(平成15、16両年度)

【是正改善の処置要求の全文】

データ通信サービス契約に係るソフトウェア使用料のうちの利子相当額について

(平成17年10月26日付け 社会保険庁長官あて)

標記について、会計検査院法第34条の規定により、下記のとおり是正改善の処置を要求する。

記

1 データ通信サービス契約の概要

(社会保険オンラインシステムの概要)

貴庁では、国民年金、厚生年金保険、政府管掌健康保険及び船員保険の適用、保険料の徴収、年金の裁定及び給付、年金相談等の業務を行っている。

そして、上記の業務を迅速かつ正確に処理し、膨大な記録を長期にわたり管理するため、貴庁の社会保険業務センターに設置されたホストコンピュータ等と各社会保険事務所等に設置された専用端末機を専用の通信回線で接続したシステム(以下、このシステムを「社会保険オンラインシステム」という。)を運用している。

社会保険オンラインシステムは、被保険者の資格や保険料の納付状況等の履歴を管理する「記録管理システム」、受給権者の年金の裁定と給付等を行う「年金給付システム」及び基礎年金番号の付番・管理、適用勸奨のための情報管理を行う「基礎年金番号管理システム」の3つのシステムから構成されている。

このうち、「記録管理システム」及び「基礎年金番号管理システム」については、貴庁と株式会社エヌ・ティ・ティ・データ(以下「NTT データ」という。)との間で締結されたデータ通信サービス契約に基づき運用されている。

(データ通信サービス契約の概要)

データ通信サービス契約は、NTT データが定めた「データ通信サービス契約約款」に基づき、貴庁が、ハードウェア、ソフトウェア、通信回線、端末設備等の各種システムサービスを利用し、その対価として使用料をNTT データに支払うことを内容とするものであり、当該契約は会計法(昭和22年法律第35号)第29条の12等の規定により、翌年度以降にわたり役務の提供を受ける長期継続契約としている。

(使用料の決定)

各種システムサービスの使用料は前記の契約約款に基づき毎月支払うこととされており、

その内訳は、①センター設備使用料(ハードウェア使用料、ソフトウェア使用料、電力設備使用料、建物使用料)、②事務処理機器使用料、③通信関係設備使用料、及び④通信回線使用料となっている。

貴庁では、前記の両システムに係る契約について、毎年度、NTT データと協議の上、使用料算定の基礎となる人件費単価などの基本的な事項(以下「基本的事項」という。)を定めている。そして、ハードウェアの変更や新たなソフトウェアの開発などがある場合には、その都度、データ通信サービス契約における使用料の変更を行っており、使用料の契約変更に当たっては、NTT データから提出させた見積書の金額について、基本的事項及び見積額の根拠資料に基づき確認した上、妥当と判断した場合には、見積額と同額をもって使用料の増減を行っている。

(ソフトウェア使用料の算出方法)

使用料のうち、前記①のソフトウェア使用料の平成 15、16 両年度における支払額の総額は 582 億 5148 万余円となっている。そして、ソフトウェア使用料の毎月の支払額(月額使用料)は、ソフトウェア(その費用を 1 回で支払うこととしたものを除く。)の開発に係る人件費などの費用(以下「ソフトウェア開発費」という。)に年経費率を乗じて得た額を 12 で除して算出される額となっている。

上記の年経費率は、ソフトウェア開発費を 10 年間の分割払で支払うこととなるよう、NTT データと協議の上、基本的事項として毎年度決定されており、減価償却費率、維持運営費率、公正報酬率、及び利子相当額率から構成されている。このうち、利子相当額率については、ソフトウェア使用料の額を算定する際にソフトウェア開発費を 10 年間の分割払で支払うことに伴って生じる利子負担に相当する額を算出するためのものとして設定されており、長期プライムレートの直近 2 年分の加重平均値(以下「長期プライムレート平均値」という。)が用いられている。そして、年経費率及びこれを構成する利子相当額率の 12 年度から 16 年度までの推移は、表 1 のとおりとなっている。

表 1 年経費率及び利子相当額率の推移

区 分	12 年度	13 年度	14 年度	15 年度	16 年度
年 経 費 率	0.1414	0.1404	0.1383	0.1363	0.1352
うち利子相当額率	0.023	0.022	0.0199	0.0179	0.0168

2 本院の検査結果

(検査の着眼点)

データ通信サービス契約に係るソフトウェア使用料は、前記のように支払総額が 15、16 両年度で約 582 億円と巨額になっており、このうちの利子相当額も多額に上っている。そこで、ソフトウェア使用料における利子相当額が適正に算出されているかに着眼して検査した。

(検査の結果)

検査したところ、ソフトウェア使用料の算出における利子相当額率の設定について、次のような事態が見受けられた。

貴庁では、ソフトウェア使用料の算出に当たって、その月額使用料を一定額とするため、月額使用料における元金と利子がそれぞれ一定の額になるアドオン方式を採用しているとし、また、ソフトウェア使用料中の利子相当額を算出するための利子相当額率については、前記のとおり長期プライムレート平均値を採用していた。そして、長期プライムレート平均値を採用したのは、長期プライムレートが長期貸出金利の基準となるもので、借入者にとつ

て一般的に最も優遇された金利であることから、NTT データを契約相手方とした契約の場合、当該率を適用するのが妥当であるとしたことなどによるとしている。

上記のアドオン方式は、月々の返済額を簡便に示すために借入元金に一定の率を乗じて利子を算出する方法であるが、この方式は、返済回数が進み借入元金が減少しても、当初借り入れた元金を基準にして利子が計算されるため、元利均等返済や元金均等返済で用いる借入利率と同一の率を用いて計算した場合、それらの方式に比べて利子負担が割高になることとなる。このため、アドオン方式を採用しつつ、元利均等方式と利子負担額が等しくなるようにするには、借入利率を以下の算式により変換して算出した率(以下「アドオン率」という。)を用いる必要がある。

(アドオン率の算出式)

$$\left[\frac{r/12}{1 - (1 + r/12)^{-n}} - 1/n \right] \times 12$$

r : 借入利率
n : 支払月数

しかし、貴庁では、アドオン方式を採用しているにもかかわらず、アドオン率を用いることなく、貴庁が NTT データの借入利率として妥当と判断して採用した長期プライムレート平均値をそのまま利子相当額率として用いていて、その結果、本来負担すべき額を超える利子相当額が算出されていると認められる。

すなわち、貴庁の方法によりソフトウェア使用料中の利子相当額を算出した場合には、毎月ソフトウェア使用料を支払うことにより元金相当額が減少していくにもかかわらず、ソフトウェア開発費に相当する金額を長期プライムレート平均値を借入利率として借り入れたとした場合における返済 1 回目の利子相当額を 10 年間支払い続ける計算となり、本来 10 年間に支払うべき利子相当額を上回る額が利子相当額として算出されることとなる。

したがって、貴庁において、利子相当額の算出に当たりアドオン方式を採用する場合に、長期プライムレート平均値をそのまま利子相当額率として用いるのは適切でなく、アドオン率を用いるべきであったと認められる。

(低減できた利子相当額)

長期プライムレートは期間 5 年の利付金融債の利率を基に設定されているが、ソフトウェア開発費の支払期間は 10 年間と長期にわたっていることから、これに見合った利率として長期プライムレート平均値(表 2 参照)に代えて、仮に、期間 10 年前後の貸付の基準金利として公表されている 10 年貸付基準金利^(注)を用いて前記の算定方式により利子相当額率を修正計算すると、表 3 のとおりとなる。

表 2 当局が採用した利子相当額率等

区 分	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度
長期プライムレート平均値(利子相当額率)	0.023	0.022	0.0199	0.0179	0.0168
実 質 利 子 率	0.0426	0.0409	0.0372	0.0336	0.0317

注 実質利率は、長期プライムレート平均値をそのまま利子相当額率としてアドオン方式で用いた場合に実質的に負担することとなる利率

表3 アドオン率の算出式により算出した修正利子相当額率等

区 分	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度
10年貸付基準金利	0.0271	0.0245	0.0212	0.0190	0.0177
修正利子相当額率	0.0143	0.0129	0.0111	0.0099	0.0092

したがって、表3の修正利子相当額率により15、16両年度のソフトウェア使用料に含まれる利子相当額を計算すると、52億2797万余円となり、15、16両年度に係る利子相当額86億2392万余円は33億9594万余円が低減できたと認められる。

(是正改善を必要とする事態)

ソフトウェア使用料の算出において、長期プライムレート平均値をそのまま利子相当額率としてアドオン方式により利子相当額を算出している事態は、本来負担すべき額を超えて利子相当額が算出されることとなっていて適切とは認められず、是正改善を図る必要があると認められる。

(発生原因)

このような事態が生じているのは、貴庁においてソフトウェア使用料を算出するに当たり、利子相当額の計算方法についての検討が十分でなかったことなどによると認められる。

3 本院が要求する是正改善の処置

貴庁では、今後も引き続き社会保険オンラインシステムを運用していくことから、今後も多額のソフトウェア使用料を毎年度支払っていくことになると見込まれる。

ついては、貴庁において、基本的事項として決定される年経費率のうちの利子相当額率の協議に当たっては、借入利率として適切な率を設定した上で、アドオン方式による場合の利子相当額率を適切に設定するなどして、ソフトウェア使用料における利子相当額を適正に算出する処置を講ずる必要があると認められる。

(注) 10年貸付基準金利 大手生命保険会社において、残存期間10年前後の国債等公社債の流通利回りなど期間10年前後の市場金利水準を総合的に勘案して決定された金利。長期プライムレートが期間5年の利付金融債の利率に0.9%上乘せされた水準で設定されていて、10年あるいはそれ以上の期間の超長期の貸付にそぐわないものであるとして、期間10年前後の貸付に対する基準金利が策定・公表されている。

(2) 健康保険の適用資格のある国民健康保険組合の組合員について、健康保険の適用を受けないこととするなどの手続を適切に行わせることにより、療養給付費補助金の算定を適切なものとするよう改善の処置を要求したもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)厚生労働本省 (項)国民健康保険助成費
部局等の名称	厚生労働本省(交付決定庁) 北海道ほか15都府県(支出庁)
補助の根拠	国民健康保険法(昭和33年法律第192号)
補助事業者	36国民健康保険組合(保険者)
療養給付費補助金の概要	国民健康保険組合が行う国民健康保険事業の運営の安定化を図るため、被保険者に係る医療給付費に対して補助するもの

適用除外の承認を受けていなかった者等に係る医療給付費の額	3億2248万円(平成15年度)
適用除外の承認を受けた場合に生ずる療養給付費補助金の開差額	5901万円(平成15年度)

【改善の処置要求の全文】

国民健康保険組合の組合員の被保険者資格手続の適正化について

(平成17年10月19日付け 厚生労働大臣あて)

標記について、会計検査院法第36条の規定により、下記のとおり改善の処置を要求する。

記

1 補助金の概要

(国民健康保険組合に対する国庫助成)

国民健康保険は、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)に基づき、地方公共団体である市町村(特別区を含む。)が保険者となつて行うほか、都道府県知事の認可を受けた国民健康保険組合(以下「国保組合」という。)が保険者となつて行うことができることとなっている。

貴省では、国民健康保険について各種の国庫助成を行つており、国保組合が行う国民健康保険に対する国庫助成としては、事業運営の安定化を図るために交付する療養給付費補助金等がある。

(療養給付費補助金の算定方法)

療養給付費補助金の交付額は、原則として、各国保組合が行う国民健康保険の被保険者の療養の給付に要する費用の額から当該給付に係る被保険者の一部負担金に相当する額を控除した額及び入院時食事療養費、高額療養費等の支給に要する費用の額の合算額(以下「医療給付費」という。)の100分の32に相当する額とすることとなっている。

(国保組合が行う国民健康保険の被保険者)

国保組合は、同種の事業又は業務に従事する者で、当該組合が都道府県知事の認可を受けた規約において定めた地区内に住所を有する者を組合員として組織することとなっている。そして、各国保組合の規約等によると、組合員の範囲は、①各国保組合の母体団体(医師会、歯科医師会、薬剤師会、建設労働組合等)の会員である経営者、②その経営者が経営している事業所の従業員などとなっている。また、国保組合が行う国民健康保険の被保険者は、これらの組合員及びその世帯に属する者となっている。

(健康保険の適用除外と国保組合への加入)

健康保険法(大正11年法律第70号)により、常時5人以上の従業員を使用する建設、医療等の事業を行う事業所又は法人の事業所に使用される者は健康保険の適用を受けることとなつており、これらの事業所(以下「適用事業所」という。)に常時使用される者は、健康保険の被保険者となることとされている。ただし、事業所が新たに適用事業所としての要件を満たすこととなる場合、当該事業所に使用される者が、社会保険事務所等(政府管掌健康保険の被保険者)に政府管掌健康保険の適用を受けないこと(以下「適用除外」という。)とする申請を行

い、承認を受けた場合には、国民健康保険の被保険者となることができることとされている。

上記の適用除外の承認については、「国民健康保険組合の行う国民健康保険の被保険者に係る政府管掌健康保険の適用除外について」(昭和61年厚生省保険局国民健康保険課長、社会保険庁医療保険部健康保険課長通知)において、その取扱いが示されている。この通知によれば、健康保険法改正による昭和61年4月からの健康保険の適用拡大に伴い、従業員5人未満の法人事業所等に使用される者にも政府管掌健康保険が適用されることとなるが、国保組合が国民健康保険制度の中で長年にわたり果たしてきた機能にかんがみ、社会保険事務所等では、政府管掌健康保険の被保険者となるべき国保組合の組合員から適用除外の申請があった場合には、当該組合の組合員であることを確認した上で、これを承認して差し支えないこととされている。

そして、適用除外の申請は、従業員の分を合わせて事業主である組合員が行うこととなっている。

(適用除外の承認を受けた組合員等に係る補助率)

国保組合が行う国民健康保険に対する療養給付費補助金の補助率は、政府管掌健康保険との均衡を図る観点から、国民健康保険法等の改正により、平成9年9月1日以降国保組合の組合員となった者(以下「9年9月以降組合員」という。)のうち適用除外の承認を受けた者及びその世帯に属する国保組合の被保険者(以下、これらの者を「組合特定被保険者」という。)については、前記の100分の32ではなく、国が政府管掌健康保険に補助する率を勘案した100分の13.7(16年度からは100分の13)とすることとされている。

(国保組合の規約)

貴省では、「国民健康保険組合規約例について」(昭和34年厚生省保険局長通知)を各都道府県あてに発し、各国保組合が、この規約例を参考にしてそれぞれの規約を作成するよう都道府県を通じて指導している。そして、各国保組合では、規約例とおおむね同様に次のような規定を規約に設けている。

- ア 組合に加入しようとする者は、前記の適用除外承認に係る事項を含め、使用される事業所名など所要の事項を記載した書面を組合に提出しなければならないこと、また、これらの事項に変更があったときも、変更後の事項を記載した書面を提出しなければならないこと
- イ 国民健康保険法の規定による手続を執らないなどの組合員については、組合は過怠金を課したり、理事会の議決によって除名したりすることができること

2 本院の検査結果

(検査の着眼点及び方法)

国保組合の組合員のなかに、適用除外の承認を受けないまま国保組合の被保険者となっている者はないか、また、それらの者及びその世帯に属する国保組合の被保険者に係る療養給付費補助金が適切に算定されているかに着眼して、北海道ほか24都府県の107国保組合に対して15年度に交付された療養給付費補助金について検査した。

検査に当たっては、保険医療機関台帳や多くの国保組合が保険料の算定、納付事務に用いている事業所別の被保険者台帳等により、9年9月以降組合員が属する事業所が、法人であるか又は従業員が常時5人以上いるか、すなわち、適用事業所としての要件を満たしている

かの確認を行った上で、当該組合員が適用除外の承認を受けているかの確認を行った。

(検査の結果)

検査したところ、前記の25都道府県107国保組合のうち、北海道ほか15都府県の36国保組合において、法人でない事業所であって常時5人以上の従業員を使用している601事業所、法人である252事業所、計853事業所において、9年9月以降組合員4,109人が適用除外の承認を受けないまま国保組合に加入している事態が見受けられた。

上記の事態について、態様別に示すと次のとおりである。

① 国保組合において、事業所が適用事業所としての要件を満たしているか否かを把握していないなどのため、適用除外の承認の申請について当該事業所に勧奨していないもの

24国保組合 608事業所 3,259組合員

② 国保組合において、事業所が適用事業所としての要件を満たしていることを把握し、適用除外の承認の申請について当該事業所に勧奨しているが、事業主である組合員がその承認の手続を執っていないもの

20国保組合 245事業所 850組合員

なお、①、②の態様別分類には、重複している国保組合がある。

また、上記②の20国保組合のうち2国保組合においては、以前に規約等に基づき組合員に過怠金を課したり、除名手続に入ったりした実績があるが、現在は、上記の20国保組合のうち、適用除外の承認を受けていない組合員に対してこれらの措置を執っている国保組合はなかった。

そして、上記の36国保組合では、療養給付費補助金の算定に当たり、上記9年9月以降組合員4,109人及びその世帯に属する国保組合の被保険者を組合特定被保険者として取り扱わず、一般の被保険者として取り扱っていた。

(適用除外の承認を受けた場合に生ずる療養給付費補助金の開差額)

上記9年9月以降組合員4,109人及びその世帯に属する国保組合の被保険者に係る15年度の医療給付費は3億2,248万余円で、これに対する療養給付費補助金の交付額は1億,031万余円となっていた。そして、上記の医療給付費について、適用除外承認を受けた場合の補助率(100分の13.7)により療養給付費補助金の交付額を算定すると4,418万余円となり、上記の既交付額1億,031万余円と比べて、5,901万余円の開差が生ずることとなる。

(改善を必要とする事態)

上記のように、事業所の状況から本来は政府管掌健康保険の被保険者となるべき者が適用除外の承認を受けないまま、国民健康保険の被保険者となっているのに、国保組合が事業所の状況を把握していなかったり、把握していても事業所に対して勧奨や所要の手続を執っていないかたりして、これに係る療養給付費補助金を国保組合の一般の被保険者に係る補助率(100分の32)により算定しているのは適切とは認められず、改善を図る必要があると認められる。

(発生原因)

このような事態が生じているのは、主として次のことによると認められる。

ア 都道府県、国保組合及び事業所において、本制度の趣旨を十分に理解していないこと

イ 被保険者台帳や保険医療機関台帳等により、事業所が適用事業所としての要件を満たしているか否かを確認できるのに、国保組合において、これらの活用が十分でなかったた

め、事業所の状況を把握していないこと

ウ 国保組合において、法令に違反した状態にある組合員に適正な手続を執るよう勧奨していないこと、また、勧奨してもこれに応じない組合員に対して、過怠金を課したり、除名したりする手続を執っていないこと

エ 貴省における都道府県に対する指導及び都道府県における国保組合に対する指導が十分でないこと

3 本院が要求する改善の処置

我が国の医療保険制度には、健康保険、国民健康保険等があるが、これらの制度が国民の信頼を得ていくためには、適正で公平な制度の運営を図る必要がある。

については、貴省において、健康保険の適用除外の承認に係る手続が適切に行われるよう、次のような処置を講ずる要があると認められる。

ア 都道府県、国保組合及び事業所に対して、本制度の周知徹底を図ること

イ 国保組合に対して、適用事業所としての要件を満たしているか否かの確認については、被保険者台帳や保険医療機関台帳等を活用して事業所の状況を把握するよう指導すること

ウ 適用事業所としての要件を満たしている事業所の事業主であるのに適用除外の申請をしていない事業主である組合員に対して、各国保組合において法令に則った手続を勧奨するよう指導すること、また、これに従わない場合は、組合の規約に基づいて過怠金を課したり、除名したりする手続を執るよう指導すること

(注1) 北海道ほか24都府県 東京都、北海道、大阪府、青森、宮城、栃木、群馬、埼玉、千葉、神奈川、富山、山梨、岐阜、愛知、三重、兵庫、鳥取、広島、愛媛、福岡、佐賀、熊本、大分、宮崎、沖縄各県

(注2) 保険医療機関台帳 保険医療機関として指定を受けた病院等の名称(法人名)、所在地等が記載されたもの。新たに指定を受けた保険医療機関についてはその内容が公示され、この台帳に登載される。また、保険者である国保組合にも連絡される。

(注3) 北海道ほか15都府県 東京都、北海道、大阪府、宮城、栃木、埼玉、千葉、岐阜、愛知、三重、兵庫、鳥取、広島、福岡、熊本、宮崎各県

本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項

(1) 医療施設等施設整備費補助金等に係る消費税の取扱いを適切に行うよう改善させたものの

所管、会計名及び科目	厚生労働省所管 一般会計 (組織)厚生労働本省
	(項) 保健衛生施設整備費
	(項) 保健衛生諸費
	財務省所管 産業投資特別会計(社会資本整備勘定)
	(項) 改革推進公共投資保健衛生施設整備資金貸付金

部局等の名称	厚生労働本省 茨城県ほか13府県
補助の根拠	予算補助
補助事業者	茨城県ほか13府県 日本赤十字社岩手県支部ほか8支部(事業主体) 社会福祉法人恩賜財団済生会茨城県支部ほか6支部(事業主体)
間接補助事業者 (事業主体)	日本赤十字社群馬県支部ほか8支部 社会福祉法人恩賜財団済生会茨城県支部ほか6支部
補助事業	医療施設等施設整備事業、医療施設等設備整備事業、医療施設等施設整備資金貸付事業
補助事業の概要	救急医療、がん等の特殊な医療の確保、医療従事者の養给力の充実及び患者の療養環境並びに医療従事者の職場環境の改善等を図るため、医療施設等の施設整備及び設備整備を行うもの
国庫補助基本額	129億1234万余円(平成14、15両年度)
上記に対する国庫補助金交付額	67億2574万余円
国庫補助基本額のうち仕入税額控除した消費税の額	8082万余円(平成14、15両年度)
上記に対する国庫補助金相当額	4342万円

1 事業の概要

(補助金の概要)

厚生労働省では、救急医療、がん等の特殊な医療の確保、医療従事者の養给力の充実及び患者の療養環境並びに医療従事者の職場環境の改善等を図ることを目的として、次に掲げる事業に要する費用の一部として、医療施設等施設整備費補助金、医療施設等設備整備費補助金を交付し、医療施設等施設整備資金貸付金^(注)を貸し付けている(以下、これらを「国庫補助金の交付」という。)

- ① 都道府県、市町村、公益法人等が事業主体となつて行う施設整備事業及び設備整備事業に要する経費
- ② 市町村、公益法人等が事業主体となつて行う施設整備事業及び設備整備事業に対して都道府県が補助する場合に要する経費

(注) 医療施設等施設整備資金貸付金 この貸付金は、日本電信電話株式会社の株式売却収入を財源とする財務省所管産業投資特別会計社会資本整備勘定からの無利子貸付金であり、医療施設等施設整備費補助金の補助金相当額を県等に無利子で貸し付けるもので、償還の際、国から県等に対し償還額に相当する額の補助金が交付されることから、補助金と同様に取り扱われている。

(国庫補助金の交付額の算定)

国庫補助金の交付額は、医療施設等施設整備費補助金交付要綱(昭和54年厚生省発医第137

号)、医療施設等設備整備費補助金交付要綱(昭和54年厚生省発医第117号)及び医療施設等施設整備資金貸付金貸付要綱(平成14年厚生労働省発医政第0527006号)(以下、これらを「交付要綱」という。)により、次のように算定することとなっている。

- ① 所定の基準額と対象経費の実支出額を比較して少ない方の額を選定する。
- ② ①により選定された額と総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額などを比較して少ない方の額を国庫補助基本額又は貸付基本額(以下、これらを「国庫補助基本額」という。)とする。
- ③ ②により選定した国庫補助基本額に、補助事業又は貸付事業(以下、これらを「補助事業」という。)の区分ごとに補助率又は貸付率を乗じて得た額等を交付額又は貸付額(以下、これらを「交付額」という。)とする。

(補助事業における消費税の取扱い)

消費税法(昭和63年法律第108号)等によれば、消費税(地方消費税を含む。以下同じ。)は、事業者が課税対象となる取引を行った場合に納税義務が生じるが、生産、流通の各段階で重ねて課税されないように、確定申告において、課税売上高に対する消費税額から課税仕入れに係る消費税額を控除(以下、この控除を「仕入税額控除」といい、控除する額を「消費税仕入控除税額」という。)する仕組みが採られている。

そして、補助事業の事業主体が補助対象の施設や設備を取得することも課税仕入れに該当し、上記の仕組みにより確定申告の際に課税仕入れに係る消費税額を仕入税額控除した場合には、事業主体は補助事業で取得した施設等に係る消費税額を実質的に負担していないことになる。

また、事業主体が公益法人等である場合は、消費税の確定申告において、補助金収入など売上以外の収入(以下「特定収入」という。)の額を売上高と特定収入の合計額で除した割合(以下「特定収入割合」という。)が100分の5以下の場合、特定収入により賄われる消費税額は、課税仕入れに係る消費税額として仕入税額控除できることとなっている。そして、この場合、上記と同様に事業主体は特定収入により賄われる消費税額を実質的に負担していないことになる。

このため、これら補助事業の事業主体は、交付要綱により、補助事業完了後に、消費税の確定申告により課税売上高に対する消費税額から補助事業に係る消費税額を課税仕入れに係るものとして控除し、補助金に係る消費税仕入控除税額(国庫補助金相当額)が確定したときには、その金額を速やかに厚生労働省に報告するとともに、当該金額を返還することとなっている。

そして、事業主体が間接補助事業者である場合には、補助事業者は同様の交付条件を付すこととされている。

(消費税の納税義務者と補助事業の事業主体)

消費税の納税義務者は、消費税法により個人事業者及び法人となっており、法人の消費税の確定申告等は、支社、支部又は支店単位ではなく、本社、本部又は本店で一括して行うこととなっている。このため、補助事業において、法人の支部等が事業主体となる場合には、これらの事業主体は消費税の確定申告等を自ら行わないことになる。

2 検査の結果

(検査の着眼点)

医療施設等の施設整備事業及び設備整備事業では、全国に医療施設等を設置して事業を展

開している公益法人等の支部等が事業主体となる場合がある。

そこで、上記の公益法人等のうち国庫補助金の交付額が多額に上る日本赤十字社(以下「日赤」という。)及び社会福祉法人恩賜財団済生会(以下「済生会」という。)の支部が実施した補助事業において、補助金に係る消費税仕入控除税額を厚生労働省又は都道府県に対して適正に報告し、当該金額を返還しているかなどに着眼して検査した。

(検査の対象)

岩手県ほか17府県に所在する日赤及び済生会の各支部が事業主体として実施した国庫補助金交付額5000万円以上の事業、すなわち、平成14年度19事業(国庫補助基本額計50億6029万余円、国庫補助金計25億0094万余円)、15年度58事業(国庫補助基本額計78億5205万余円、国庫補助金計42億2480万円)、計77事業(国庫補助基本額計129億1234万余円、国庫補助金計67億2574万余円)を対象として検査した。

(検査の結果)

検査の結果、日赤岩手県支部ほか13支部の37事業(盛岡赤十字病院ほか13病院に係る事業)、茨城県済生会支部ほか7支部の40事業(水戸済生会総合病院ほか9病院に係る事業)、計22支部の77事業において、次のような事態が見受けられた。

日赤本社及び済生会本部では、14、15両年度の消費税の確定申告に当たり、毎年3月の決算終了後、各支部から消費税の確定申告の基礎となる決算関係書類を収集し、日赤本社は7月末に、済生会本部は5月末に、それぞれ各支部の分を含め一括して消費税の確定申告を行い、各年度の特典収入割合がいずれも100分の5以下であったことから、上記の22支部が実施した77事業のすべての国庫補助基本額計129億1234万余円に含まれる消費税額計8082万余円を課税仕入れに係るものとして控除していた。

しかし、事業主体である各支部では、消費税の確定申告等の事務を行っていないこともあって、補助金に係る消費税仕入控除税額を厚生労働省又は府県に対して報告し、当該金額を返還しておらず、国庫補助基本額のうち仕入税額控除していた消費税額計8082万余円に係る国庫補助金相当額14年度計1776万余円、15年度計2566万余円、合計4342万余円が交付されたままとなっていた。

そして、厚生労働省又は府県においても、補助事業完了後相当期間を経過しているのに事業主体に対し同省への報告、返還についての指導及び確認を行っていなかった。

また、前記77事業のうち70事業においては、府県からの補助金の交付決定に際し、補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合の取扱いが交付条件として付されていたが、間接補助事業者である日赤福井県支部及び同兵庫県支部が事業主体となって実施した7事業においては、補助事業者の福井、兵庫両県が定めた補助金交付要綱等にこのような規定がなかったため、補助金の交付決定に際して、消費税の取扱いについての交付条件が付されていなかった。

したがって、本件補助金に係る消費税の取扱いが適切なものとなるよう、改善の必要があると認められた。

(発生原因)

このような事態が生じていたのは、次のことによると認められた。

ア 事業主体である支部において、消費税の確定申告等の事務を行っていないため、消費税の取扱いについての理解、認識が十分でなかったこと

- イ 府県において、消費税の取扱いに対する認識が十分でなかったこと、また、一部の県では、補助金交付要綱等に消費税の取扱いを交付条件に付する旨の規定を定めていなかったこと
 - ウ 厚生労働省において、交付要綱が、全国に支部等を有している日赤、済生会等の公益法人等の状況を考慮したものとなっていなかったこと、また、府県及び事業主体に対する適正な事務処理の執行についての指導や確認が十分でなかったこと
- 3 当局が講じた改善の処置
- 上記についての本院の指摘に基づき、厚生労働省では、17年9月に都道府県及び全国的な事業展開をしている日赤、済生会等の公益法人等に対し通知を発するなどして、医療施設等施設整備費補助金等に係る消費税の取扱いが適切なものとなるよう、次のとおり、改善の処置を講じた。
- ア 都道府県並びに日赤及び済生会等の公益法人等に対し、支部等における消費税の取扱いについて周知徹底を行った。
 - イ 事業主体が公益法人等の支部等である場合は、本社等の確定申告の内容に基づき報告するようにした。
 - ウ 補助金交付要綱等に消費税の取扱いを交付条件として付する旨の規定を欠いている県に対し、消費税の取扱いを交付条件として付する旨を規定するよう指導を行った。

(2) 国庫負担金等の交付の趣旨に沿った保育士の配置によって、保育が適切に行われるよう改善させたもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)厚生労働本省 (項)児童保護費 厚生保険特別会計 児童手当勘定 (項)児童育成事業費
部局等の名称	厚生労働本省
国庫負担金等の根拠	児童福祉法(昭和22年法律第164号) 予算補助
事業主体	市80、町13、村1、計94市町村
国庫負担等対象事業	保育所運営事業、特別保育事業
国庫負担等対象事業の概要	保護者の労働や疾病等により保育に欠ける児童を保育所において保育するもの、保護者の多様な保育ニーズに対応するため延長保育等の特別保育を実施するもの
検査対象保育所	1,121箇所
上記の保育所に係る国庫負担金等相当額	760億8287万余円 (平成14年度382億6614万余円、15年度378億1672万余円)
必要となる保育士数を満たしていない保育所に係る事業主体数	市63、町6、村1、計70市町村
必要となる保育士数を満たしていない保育所数	316箇所(平成14年度264箇所、15年度191箇所)

上記に対する国庫負担金等相当額 11億2638万円(平成14年度7億4450万円、15年度3億8188万円)

1 制度の概要

(保育所運営費国庫負担金等の概要)

厚生労働省では、児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法」という。)に基づき、保護者の労働又は疾病等の事由により保育に欠ける児童を保育所に入所させ保育する市町村(特別区を含む。以下同じ。)に対し、その保育に要する費用の一部を負担するため、児童保護費等負担金(保育所運営費国庫負担金に係る分。以下「国庫負担金」という。)を交付している。

また、厚生労働省では、上記の通常保育以外に、保護者の多様な保育ニーズに対応するため、「特別保育事業費等補助金交付要綱」(平成7年児発第133号厚生事務次官通知。以下「特別保育交付要綱」という。)等に基づき、保育時間の延長需要に対応する延長保育促進事業、乳児を担当する保育士を年間を通じて安定的に確保する乳児保育促進事業等の特別保育事業を実施する市町村に補助を行う都道府県等に対して、その事業に要する費用の一部を補助するため、児童保護費等補助金及び児童育成事業費補助金(以下、両者を併せて「国庫補助金」という。)を交付している。

(国庫負担金及び国庫補助金の交付額の算定方法)

(1) 国庫負担金について

国庫負担金の交付額は、「児童福祉法による保育所運営費国庫負担金について」(昭和51年厚生省発児第59号の2厚生事務次官通知。以下「保育所運営費交付要綱」という。)等に基づき、次のとおり算定することとなっている。

$$\begin{array}{c}
 \boxed{\text{費用の額}} - \boxed{\text{徴収金の額}} = \boxed{\text{国庫負担対象事業費}} \\
 \boxed{\text{国庫負担対象事業費}} \times 1/2 = \boxed{\text{交付額}}
 \end{array}$$

このうち費用の額は、保育士等の人件費などを基に児童1人当たりの月額で定められている保育単価に、各月の入所児童数を乗じて算出した年間の額などにより算定することとなっている。

そして、保育所が、延長保育促進事業、乳児保育促進事業等の特別保育事業等のうち、複数の事業を実施し都道府県等がその必要性を認定した場合には、当該保育所の保育単価に、所定の「主任保育士の専任加算」の額を加算することとなっている。

(2) 国庫補助金について

国庫補助金の交付額は、特別保育交付要綱等に基づき、主に事業に必要となる保育士の人件費を基に設定されている基準額(年額、又は月額に実施月数を乗じた額)に一定の補助率を乗ずるなどして算定することとなっている。

(保育士の配置必要数)

(1) 通常保育における基準数

保育所運営費交付要綱等では、法第45条の規定に基づき定められた「児童福祉施設最低基準」(昭和23年厚生省令第63号)を維持するため、国庫負担金の算定の対象となっている

保育所において、乳児3人につき1人、1～2歳児6人につき1人、3歳児20人につき1人、4歳以上児30人につき1人(ただし、定員90人以下の施設においては、この定数のほか1人を加算)の保育士を配置することとなっている(以下、保育所運営費交付要綱上の基準を「配置基準」という。)

(2) 特別保育事業を行う場合の必要数

「特別保育事業実施要綱」(平成12年児発第247号厚生省児童家庭局長通知。以下「特別保育実施要綱」という。)等では、特別保育事業のうち、保育所の開所時間(11時間)の始期及び終期前後の保育需要への対応の推進分に係る延長保育促進事業については、実施する保育所において「保育士配置の充実を図ること」と記述されている。そして、厚生労働省では、これは配置基準上の保育士数のほかに保育士1人を別途配置する必要があることを意味しているとしている。また、乳児保育促進事業等を実施する場合についても、特別保育実施要綱等にこれと同様の記述があり、厚生労働省では、配置基準上の保育士数のほかに所定の保育士数を別途配置する必要があるとしている。

(3) 主任保育士の専任加算を行う場合の必要数

厚生労働省では、主任保育士の専任加算は、特別保育事業等を複数実施している保育所における主任保育士の業務の増大、多様化に対応し、主任保育士の主任業務への専任化を図るため、別途保育士1人を配置する経費を計上するものであり、当該加算が適用される保育所においては、配置基準上の保育士数及び特別保育事業で必要となる保育士数を満たした上で、さらに別途、保育士1人を配置する必要があるとしている。

(4) 非常勤保育士の取扱い

上記の配置基準等において必要とされている保育士の配置については、常勤の保育士をもって充てることが原則であるが、保育時間や保育児童数の変化に対し保育士の多様な勤務形態で柔軟に対応できるよう、常勤の保育士に代えて非常勤の保育士を充てることが認められている。そして、厚生労働省が平成10年に発した通知によると、非常勤の保育士を充てる場合は、その勤務時間数の合計が、常勤の保育士を充てる場合の勤務時間数を上回ることなどの条件を満たしていることが必要であるとされている。厚生労働省では、このことから、例えば、1日6時間未満などの非常勤の保育士については、その勤務時間数と他の非常勤の保育士の勤務時間数を合算し、それが常勤の保育士の勤務時間数以上となった場合に、その複数の非常勤保育士を常勤の保育士1人として換算することとしている。

2 検査の結果

(検査の着眼点)

市町村は、前記の通常保育及び特別保育事業を自ら設置する保育所で実施したり、社会福祉法人等が設置する保育所(以下「民間保育所」という。)で実施したりしている。そして、民間保育所に入所する児童の数は近年増加傾向にあり、15年において、保育所に入所している児童のうち半数を占めるに至っている。

そして、厚生労働省では、近年、待機児童が依然として多い状況にあることから、必要な保育士数が確保できるなどの場合には定員を超えて児童を入所可能とする措置を執るとともに、非常勤保育士でも一定の条件を満たせば必要な保育士数に充てることを可能とするなど必要な保育士の確保にも配慮する措置を執っており、特に民間保育所では定員を超えて保育

を実施している場合が多くなっている。

また、多様な保育ニーズに対応するため、通常保育に加え、前記のように様々な特別保育事業を実施していることから、必要な保育士数については、配置基準上の保育士数に加え、特別保育事業で必要となる保育士数を考慮しなければならないなど、制度が複雑化してきている。

これらのことから、民間保育所における保育士の配置が保育所運営費交付要綱等及び特別保育実施要綱等に基づいて適正に行われているかなどに着眼して検査した。

(検査の対象)

北海道ほか^(注1)19府県の94市町村において、14、15両年度に国庫負担金及び国庫補助金(以下、これらを「国庫負担金等」という。)の対象となった1,121箇所の民間保育所(14年度国庫負担金等相当額382億6614万余円、15年度国庫負担金等相当額378億1672万余円)における保育士の配置状況について検査した。

(検査の結果)

検査したところ、北海道ほか^(注2)17府県の70市町村において、民間保育所における保育士の配置状況を確認していなかったり、非常勤保育士が配置されている場合の常勤保育士数への換算方法や、特別保育事業を実施する場合及び主任保育士の専任加算を行う場合に必要な保育士の配置について十分に理解していなかったりしていたことから、次表のとおり、必要となる保育士数が確保されていなかった事態が316保育所において見受けられ、これらに係る国庫負担金等相当額が14年度7億4450万余円、15年度3億8188万余円、計11億2638万余円となっていた。

	年度	市町村数	保育所数	月数	国庫負担金等相当額
配置基準上の保育士数を配置していないもの	14	26	45	151	419,373千円
	15	17	29	84	212,170千円
	計	30	61	235	631,543千円
特別保育事業で必要となる保育士数を配置していないもの	14	49	134	624	100,607千円
	15	37	76	284	40,891千円
	計	54	158	908	141,499千円
主任保育士専任加算で必要となる保育士数を配置していないもの	14	66	261	1,447	224,523千円
	15	57	190	855	128,820千円
	計	70	312	2,302	353,344千円
合 計	14	66	264	1,473	744,504千円
	15	57	191	871	381,882千円
	計	70	316	2,334	1,126,386千円

上記の事態について事例を示すと次のとおりである。

＜事例＞

A市では、平成15年度に、B社会福祉法人が設置したC保育園(定員60名)において児童58人～71人に対して保育を実施し、15年6月より主任保育士の専任加算の要件を満たすとして加算を行い、同園に係る国庫負担金相当額20,998,985円の交付を受けていた。ま

た、同園では延長保育促進事業等を実施し、国庫補助金相当額 2,729,133 円の交付を受けていた。

そして、15年4月から16年3月までの間において必要な保育士数は、次表のとおり、配置基準上の保育士6人～9人、延長保育促進事業で必要となる保育士1人及び主任保育士の専任加算で必要となる保育士1人(6月から3月までの間)の計7人～11人であった。

しかし、実際に同園に配置されている保育士は常勤保育士6人と非常勤保育士0人～2人であり、非常勤保育士数を常勤保育士数に換算した後の保育士数と必要な保育士数を対比すると、次表のとおり、6月を除くすべての月において、配置基準上の必要保育士数、延長保育促進事業の必要保育士数及び主任保育士の専任加算時の必要保育士数のうち、すべて又はいずれかを満たしていない状況となっていた。

C 保育園における必要保育士数と配置保育士数

年 月	必 要 な 保 育 士 数 注(1)				実際に配置されていた保育士数			満たされていない保育士数
	配置基準	延長保育促進事業	主任保育士専任加算	計	常勤	非常勤()内は実数 注(2)	計 注(2)	
15年 4月	6 人	1 人	— 人	7 人	6 人	人	6 人	1 人
5月	6	1	—	7	6	0(1)	6	1
6月	6	1	1	8	6	2(2)	8	0
7月	7	1	1	9	6	1(2)	7	2
8月	7	1	1	9	6	1(2)	7	2
9月	7	1	1	9	6	0(2)	6	3
10月	7	1	1	9	6	0(1)	6	3
11月	7	1	1	9	6	1(1)	7	2
12月	8	1	1	10	6	1(2)	7	3
16年 1月	8	1	1	10	6	1(2)	7	3
2月	9	1	1	11	6	2(2)	8	3
3月	9	1	1	11	6	2(2)	8	3

注(1) は要件を満たしていない状況を示している。

注(2) 非常勤保育士数については常勤保育士数に換算して計上している。

そして、A市では、同園において必要な保育士数と実際に配置されていた保育士数を十分に把握しておらず、同園に対して十分な指導も行っていなかった。

上記の結果、配置基準上の必要保育士数を満たしていない6箇月分に係る国庫負担金相当額が10,833,495円、特別保育事業を行う場合の必要保育士数を満たしていない11箇月分に係る国庫補助金相当額が2,058,650円、主任保育士の専任加算時の必要保育士数を満たしていない9箇月分の国庫負担金相当額が1,286,455円、計14,178,600円となっていた。

以上のように、市町村において、国庫負担金等の交付を受けているのに、保育所運営費交

付要綱等及び特別保育実施要綱等に基づく必要保育士数を満たすことなく保育を実施している事態は、入所児童への保育サービスの水準が確保できなくなるなどから適切でなく、改善の要があると認められた。

(発生原因)

このような事態が生じていたのは、次のことなどによると認められた。

ア 厚生労働省において、

(ア) 延長保育促進事業等の特別保育事業を実施する場合や主任保育士の専任加算を行う場合に必要保育士数及び非常勤保育士を配置した場合の常勤保育士数への換算方法について、保育所運営費交付要綱等及び特別保育実施要綱等で明確に規定していなかったこと

(イ) 必要保育士数を確保することについて、各道府県及び各市町村に対する指導が徹底していなかったこと

イ 各道府県及び各市町村において、保育士が適正に配置されているかを確認する必要性についての認識が十分でなく、また、保育士の配置状況を確認する方法が整っていなかったこと

3 当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、厚生労働省では、17年9月に、都道府県等に対し通知を発し、保育所において、保育所運営費交付要綱等及び特別保育実施要綱等に基づく必要保育士数を確保することにより、保育が適切に行われるよう、次の処置を講じた。

ア 延長保育促進事業等の特別保育事業を実施する場合や主任保育士の専任加算を行う場合に必要保育士数及び非常勤保育士を配置した場合の常勤保育士数への換算方法を明確にした。

イ 必要保育士数を確保するよう周知徹底した。

ウ 市町村において、それぞれの保育所における保育士の配置状況を確認させることにした。

(注1) 北海道ほか19府県 北海道、京都、大阪両府、宮城、山形、茨城、群馬、埼玉、山梨、長野、愛知、三重、奈良、鳥取、広島、香川、愛媛、福岡、宮崎、沖縄各県

(注2) 北海道ほか17府県 北海道、京都、大阪両府、宮城、山形、茨城、群馬、埼玉、山梨、長野、三重、鳥取、広島、香川、愛媛、福岡、宮崎、沖縄各県

(3) 生活保護費に係る返還金等の調定額の算出を適切に行わせることなどにより、生活保護費国庫負担金の算定が適正なものとなるよう改善させたもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)厚生労働本省 (項)生活保護費
部局等の名称	厚生労働本省、北海道ほか25都府県
国庫負担の根拠	生活保護法(昭和25年法律第144号)
補助事業者(事業主体)	道、県18、市114、特別区6、町1、計140事業主体
国庫負担対象事業	生活保護事業

国庫負担対象事業の概要	生活に困窮する者に対し最低限度の生活を保障するため、その困窮の程度に応じて必要な保護を行うもの
上記に対する国庫負担金交付額	1兆3542億6223万余円(平成14、15両年度)
国庫負担金の算定が適正でない事業主体数	市8、特別区1、計9事業主体
交付の要がなかった国庫負担金相当額	9億7107万円(平成16年度末現在)
返還金等の管理が十分でない事業主体数	道、県9、市38、特別区5、計53事業主体
上記における不納欠損額に係る国庫負担金相当額	6億3019万円(平成14、15両年度)

1 事業の概要

(生活保護制度と生活保護費負担金の概要)

厚生労働省では、生活保護法(昭和25年法律第144号)等に基づき、生活に困窮する者に対する最低限度の生活の保障及び自立の助長を図ることを目的として、都道府県又は市町村(特別区を含む。以下「事業主体」という。)が、保護を受ける者(以下「被保護者」という。)に支給した保護費及び事業主体の事務経費(以下、これらを「費用の額」という。)の一部について生活保護費負担金(以下「負担金」という。)を交付している。また、事業主体は、被保護者が急迫の場合などにおいて資力があるにもかかわらず保護を受けたとき、また、被保護者が不実の申請により保護を受けたときなどにおいては、その保護費の全部又は一部について返還金等を徴収することができることとなっている。

そして、各事業主体に対する負担金の交付額は、次により算定することとなっている。

すなわち、事業主体において、当該年度に納入されると否とにかかわらず調査、決定(以下「調定」という。)した返還金等の額(以下「返還金等の調定額」という。)を費用の額から控除し、これに過年度の返還金等の調定額に係る不納欠損額を加え国庫負担対象事業費を算出する。そして、これに国庫負担率を乗じ負担金の交付額を算定する。

$$\boxed{\text{費用の額}} - \boxed{\text{返還金等の調定額}} + \boxed{\text{不納欠損額}} = \boxed{\text{国庫負担対象事業費}}$$

$$\boxed{\text{国庫負担対象事業費}} \times \boxed{\text{国庫負担率(3/4)}} = \boxed{\text{負担金の交付額}}$$

(注) 国庫負担率は、平成元年度から4分の3となっている。

全国の事業主体における返還金等の調定額及び不納欠損額は、それぞれ平成14年度は170億8822万余円、9億7872万余円、15年度は187億7697万余円、10億4348万余円と多額に上っている。

(返還金等の管理)

事業主体又は事業主体から生活保護に関する事務の委任を受けた福祉事務所では、地方自治法(昭和22年法律第67号)等に基づいて上記の返還金等を自らの債権として管理することと

なっている。

そして、返還金等の管理に当たっては、保護担当が、返還金等に係る返還金等決定事項及び調定依頼書を作成し、これを出納担当に送付している。出納担当は、返還金等について調定し、返還金等の調定額及び納入期限等を債権管理簿に記載している。その後、納入期限を経過しても収納未済となっている場合は、督促状又は催告書を被保護者に送付するなどしている。

(返還金等の消滅時効)

返還金等については、被保護者に資力が発生した時点や不正な手段で保護を受け始めたなどの時点で請求権が発生し、その翌日から時効が進行することとされている。

そして、返還金等は公法上の債権であるため、その消滅時効は5年とされているが、被保護者に督促状を送付した場合や分割納入計画を提出し履行延期の特約を行った場合などは時効が中断することとなる。

2 検査の結果

(検査の着眼点)

返還金等は、本来保護費として支弁されるべきではなかったものであること、生活保護制度に対する国民の信頼を保ち、適正に収入申告を行っている被保護者よりも不誠実な被保護者が有利にならないよう被保護者間の公平性を確保する必要があることなどから、返還金等の調定及び管理を確実に行うことが重要である。そして、全国の事業主体においては、被保護者の不実な申告などもあって、前記のとおり、返還金等の調定額及び不納欠損額が多額に上っている。

そこで、返還金等についての事業主体及び福祉事務所における管理の状況について調査するとともに、返還金等の調定額及び不納欠損額が負担金の算定に正しく反映されているかに着眼して検査を行った。

(検査の対象)

^(注1) 北海道ほか25都府県の140事業主体における14、15両年度の費用の額、返還金等の調定額、不納欠損額及び負担金交付額について検査した(次表参照)。

表 事業主体の費用の額と国の負担金交付額等

(単位：千円)

年度	費用の額	返還金等の調定額	不納欠損額	負担金交付額
14	877,929,694	7,153,413	640,746	653,562,770
15	941,517,377	7,944,974	693,552	700,699,466
計	1,819,447,072	15,098,388	1,334,298	1,354,262,237

(検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

- (1) 負担金の算定に当たり、返還金等のうち当該年度に納入が可能な額についてのみ調定し、これを返還金等の調定額として費用の額から控除していたため、負担金が過大に算定されていたもの

^(注2) 東京都ほか2県の板橋区ほか8事業主体の11福祉事務所では、被保護者に保護費の返還等の事由が発生したときには、当該年度に納入されると否とにかかわらず当該返還金等について調定することとなっているのに、当該年度に納入が可能な額についてのみ調定

し、これを納入させていた。

そして、上記の9事業主体では、負担金の算定に当たり、返還金等のうち当該年度に納入が可能な額として調定した額のみを費用の額から控除していた。

この結果、16年度末において、本来調定すべきであったのに調定されなかった返還金等17億7848万余円が費用の額から控除されずに、負担金が算定されていた。

したがって、既に時効が完成しているのに不納欠損処理が行われていないため費用の額に加算すべき4億8371万余円を考慮しても、国庫負担対象事業費12億9476万余円が過大に算定されており、これに係る負担金相当額9億7107万余円は交付の要がなかったことになる。

(2) 不納欠損処理を行うまでの返還金等の管理が十分に行われていないため負担金の算定が適正でなかったもの

検査の対象とした140事業主体のうち、負担金の算定に当たって不納欠損額を計上しているものが53事業主体、142福祉事務所で8,050件(不納欠損額9億3131万余円、負担金相当額6億9848万余円)あった。そして、このうち、141福祉事務所の7,400件(不納欠損額8億4026万余円、負担金相当額6億3019万余円)において、返還金等の管理が十分に行われておらず、負担金が適正に算定されていない事態が見受けられた。

上記の事態について態様別に示すと、次のとおりとなっている(事態については重複しているものがある)。

年 度	福祉事務所数	件 数	不納欠損額	負担金相当額
① 生活保護受給期間中は返還金等の納入を行っていた被保護者に対し、生活保護廃止後、納入についての指導や督促を十分に行っていなかったもの				
14	68	790件	80,270千円	60,202千円
15	88	841件	66,549千円	49,912千円
② 被保護者が生活保護廃止後に転出した際に、住民票の移転状況の調査や扶養義務者への照会などを十分に行わなかったことなどから、その所在が不明なままとなっていて、指導や督促を行うことができなかったもの				
14	66	919件	153,021千円	114,766千円
15	80	947件	103,627千円	77,720千円
③ 保護を継続している被保護者に対し、保護担当と出納担当との間の連携が十分でないことなどから、返還金等について督促を行っていなかったり、分割納入が可能な額に変更していなかったりなど十分な納入指導を行っていなかったもの				
14	57	589件	61,337千円	46,002千円
15	70	902件	82,640千円	61,980千円
④ 分割納入を行っているにもかかわらず返還金等の納入が延滞している場合に、分割納入計画を提出させ履行延期の特約を行うなど時効中断の措置を執っていなかったもの				
14	86	1,654件	204,321千円	153,241千円
15	96	1,805件	177,815千円	133,361千円
⑤ 被保護者の相続人等の関係書類を整理保存しておらず、被保護者の死亡後も相続人等の調査を十分に行わないまま、5年の消滅時効が完成していたもの				
14	96	810件	100,828千円	75,621千円
15	114	905件	115,748千円	86,811千円

また、これらの事態のほか、大阪市及び京都市では、返還金等の管理が十分に行われていないことから、既に時効が完成しているのに不納欠損処理を全く行っていない事態が見受けられた。

以上のように、負担金の算定に当たり、返還金等のうち当該年度に納入が可能な額についてのみ調定して費用の額から控除していたり、不納欠損処理を行うまでの返還金等の管理を十分に行っていなかったりなどしていることにより負担金の算定が適正に行われていない事態は適切とは認められず、改善の要があると認められた。

(発生原因)

このような事態が生じていたのは、次のようなことなどによると認められた。

- ア 事業主体において、返還金等の調定額の算出方法等の理解が十分でなく、また、返還金等の管理の事務処理体制が十分に整っていなかったこと
 - イ 都道府県において、負担金に係る実績報告書の審査、確認が十分でなかったこと
 - ウ 厚生労働省において、返還金等の管理、収納及び不納欠損の状況について十分に把握しておらず、返還金等の調定額の算出を的確に行わせるための指導が十分でなかったこと
- 3 当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、厚生労働省では、17年9月に通知を発するなどして、生活保護費に係る負担金の算定を適正に行うよう、次のような処置を講じた。

- ア 事業主体に対して、返還金等の調定及び管理を適切に行った上で、負担金の算定を適正に行うよう周知徹底を図るとともに、都道府県に対して負担金に係る実績報告書の審査、確認を十分に行うよう指導した。
- イ 事業主体に対して、実績報告書に記載した返還金等の債権額の内容について報告を求め、返還金等の債権の的確な把握に努めるとともに、指導監査の際に債権管理状況や納入状況等の確認を行い、債権の回収促進、不納欠損の防止に努めることとした。

(注1) 北海道ほか25都府県 東京都、北海道、京都、大阪両府、岩手、宮城、山形、茨城、群馬、埼玉、神奈川、富山、山梨、長野、愛知、三重、兵庫、奈良、鳥取、広島、香川、愛媛、福岡、長崎、宮崎、沖縄各県

(注2) 東京都ほか2県の板橋区ほか8事業主体 東京都板橋区、立川市、調布市、国立市、神奈川県横須賀市、厚木市、海老名市、綾瀬市、愛媛県松山市

(4) 国民健康保険における退職被保険者の適用の適正化を図るよう改善させたもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)厚生労働本省 (項)国民健康保険助成費
部局等の名称	厚生労働本省(交付決定庁) 北海道ほか15都府県(支出庁)
交付の根拠	国民健康保険法(昭和33年法律第192号)
交付先	86市(保険者)
療養給付費負担金の概要	市町村の国民健康保険事業運営の安定化を図るために交付するもの
退職被保険者資格未適用者に対する医療給付費	37億5629万余円(平成12年度~16年度)

過大に交付される結果となっていた国庫負担金交付額

15 億 0251 万円(平成 12 年度～16 年度)

1 制度の概要

(療養給付費負担金)

厚生労働省では、国民健康保険について各種の国庫助成を行っており、その一つとして、療養給付費負担金(前掲 231 ページの「国民健康保険の療養給付費負担金の交付が不当と認められるもの」参照。以下「国庫負担金」という。)を交付している。

(国庫負担金の交付対象)

市町村の国民健康保険の被保険者は、一般被保険者と退職被保険者及びその被扶養者(以下「退職被保険者等」という。)とに区分されている。

そして、国庫負担金の交付の対象となるのは、一般被保険者に係る医療費(老人保健法(昭和 57 年法律第 80 号)による医療を受けることができる者に係る医療費を除く。以下同じ。)となっており、退職被保険者等に係る医療費については、被用者保険の保険者が拠出する療養給付費等拠出金をもって充てられる療養給付費等交付金等で負担すること(以下、この退職被保険者等の医療費を被用者保険の保険者が負担する制度を「退職者医療制度」という。)となっていて、国庫負担金の交付の対象とはなっていない。

(国庫負担金の算定方法)

毎年度の国庫負担金の交付額は、一般被保険者に係る医療給付費から保険基盤安定繰入金の 2 分の 1 に相当する額を控除した額に 100 分の 40 を乗じて算定することとなっている。

ただし、被用者保険の被保険者が退職して国民健康保険の一般被保険者となった者について、退職被保険者等の資格が遡って確認された場合は、一般被保険者の医療給付費から、その者が退職被保険者等となった日(以下「退職者該当年月日」という。)以降に一般被保険者に係るものとして支払った医療給付費を控除することとなっている。

(退職被保険者の資格)

退職被保険者の資格要件は、国民健康保険の被保険者のうち、厚生年金保険法(昭和 29 年法律第 115 号)等の法令に基づく老齢又は退職を支給事由とする年金の給付を受けることができる者であって、被用者年金保険の被保険者であった期間が 20 年以上、又は 40 歳に達した月以後の被用者年金保険の被保険者であった期間が 10 年以上である者等となっている。また、退職被保険者が、老人保健法による医療を受けることができるようになった場合には、国民健康保険の被保険者資格は退職被保険者から一般被保険者に異動することとなっている。

(退職被保険者に係る届出)

国民健康保険の被保険者の資格を取得している者の退職者該当年月日は、当該被保険者が年金受給権を取得した日(ただし、年金受給権の取得年月日が国民健康保険の資格取得年月日以前の場合は国民健康保険の資格取得年月日)とされている。そして、退職被保険者に該当したときは、年金証書等が到達した日の翌日から起算して 14 日以内(年金受給権を有している者が当該市町村の国民健康保険の被保険者資格を取得したときは、その日から 14 日以内)に、市町村に退職被保険者の資格取得の届出をすることとなっている。

(年金受給権者一覧表)

保険者である市町村は、国民健康保険の一般被保険者のうち退職被保険者の資格要件に該当する者(以下「退職該当者」という。)を把握し、退職被保険者への資格異動(以下「退職被保険者の適用」という。)を行うために、各被用者年金保険の保険者が作成する年金受給権者一覧表を、各都道府県の国民健康保険団体連合会を經由して毎年度定期的に(平成14年度以前は年2回、15年度以降は年4回)送付を受けている。

この年金受給権者一覧表は、年金受給権者に係る氏名、生年月日、住所、受給権発生年月(支給開始年月)、被用者年金保険の被保険者であった期間(被保険者であった期間が20年以上又は40歳以降10年以上の要件を満たしているか)などを記載内容として、市町村別に作成されている。

(退職被保険者に係る届出を省略した適用)

退職者医療制度は、被用者保険と国民健康保険との給付割合に格差があったため、退職者は医療に対する必要性が高まる高齢期になって給付水準が低下すること、また、退職者を多く抱える国民健康保険は医療費負担が増大していることなどの給付面と負担面双方の不合理を是正するため、昭和59年に創設されたものである。

そして、退職被保険者の適用は、前記のとおり、本来、退職該当者本人の届出を前提に行われるものであり、当該届出のない退職該当者については、従来より、年金受給権者一覧表等を活用して加入期間等を確認することにより、届出を勧奨するなどして、適用の適正化が図られてきた。

しかし、国民健康保険における退職被保険者と一般被保険者それぞれに対する給付割合が平成15年度以降同一の7割(14年度以前は、一般被保険者が7割であったのに対し、退職被保険者については8割)となって格差がなくなり、退職該当者本人からの退職被保険者に係る届出が適正に行われなくなることが懸念されたことなどから、退職被保険者の適用の適正化と被保険者の利便の向上を図る観点から、退職該当者であることを市町村が公簿等により確認することができる場合は、本人からの届出がない場合であっても、当該届出を省略しての適用(以下「届出を省略した適用」という。)が可能となるよう、国民健康保険法施行規則(昭和33年厚生省令第53号)の改正が行われた。

また、これを受けて、15年3月、厚生労働省では、各都道府県に通知「国民健康保険の退職被保険者等に係る適用について」(平成15年3月31日保国発第0331003号)を発し、年金受給権者一覧表等により被用者年金加入期間等退職被保険者に該当する事実を市町村が確認することができる場合には、届出を省略した適用ができる旨を通知した。

2 検査の結果

(検査の着眼点)

退職被保険者の適用に関しては、上記のとおり、15年度から退職被保険者の給付割合が一般被保険者の場合と同じになったことに伴い、届出を省略した適用ができるよう制度改正が行われたところである。

また、老人保健制度の対象年齢が14年10月以降70歳以上から75歳以上に段階的に引き上げられることとなったことで、退職者医療制度の対象年齢が拡大し退職被保険者数も今後年々増加していくことから、退職被保険者の適用を適正に行うなどその的確な運営が求められている。

このような状況において、国民健康保険の保険者である各市町村において、届出を省略した適用を含めて退職被保険者の適用が適正に行われ、その結果、国庫負担金の交付額の算定が適切に行われているかどうかに着眼して検査した。

(検査の対象及び方法)

検査に当たっては、北海道ほか17都府県^(注1)における比較的被保険者数等の規模の大きい358市23特別区を対象とし、当該市区が15年中に送付を受けた年金受給権者一覧表記載の者について、退職被保険者の適用状況等を検査した。

(検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

上記の計381市区のうち、北海道ほか15都府県^(注2)の86市では、15年中に送付を受けた年金受給権者一覧表等の活用による届出を省略した適用を16年度末まで全く行っていない状況であった。

すなわち、これらの市では、退職被保険者に係る届出があった者については適用を行っていたものの、それ以外の者については、上記の年金受給権者一覧表において退職該当者であることが確認できるのに資格異動を行っていなかった。そして、年金受給権者一覧表の送付を受けてから1年以上を経過した16年度末においても、退職被保険者の適用が行われていない被保険者(以下「未適用者」という。)は計8,376人に上っていた。

一方、検査した他の市区においては、年金受給権者一覧表等を活用して退職該当者であることが確認できた者について、特段の支障なく、届出を省略した適用を行っていた。

このような事態は、国民健康保険と被用者保険との間の費用負担の不合理を是正し、国民健康保険の健全な財政運営を図るために設けられている退職者医療制度の趣旨にそぐわないものであり、また、届出を省略した適用を適正に実施している保険者と実施していない保険者との間で国庫負担金の交付が公平を欠く結果にもなっていることなどから、改善を図る必要があると認められた。

(過大に交付される結果となっていた国庫負担金)

前記の16年度末における未適用者8,376人に係る退職者該当年月日から16年度末までの医療給付費は計37億5629万余円であり、前記の86市においては、届出を省略した適用が全く行われなかったため、これに係る国庫負担金計15億0251万余円が過大に交付される結果となっていると認められた。

(発生原因)

このような事態が生じていたのは、次のことなどによると認められた。

- ア 保険者である市において、年金受給権者一覧表等を活用した退職被保険者に係る届出を省略した適用をできるようにした制度改正等の趣旨について、十分理解していなかったこと
- イ 都道府県において、市における退職被保険者に係る適用状況について十分把握しておらず、上記の制度改正についての管内保険者に対する周知及び助言が十分でなかったこと
- ウ 厚生労働省において、届出を省略した適用の具体的な方法などについて明確に示していなかったこと、また、制度改正等の趣旨について周知が十分でなかったこと

3 当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、厚生労働省では、17年9月に、都道府県に対して

通知を発し、国民健康保険における退職被保険者の適用の適正化を図るよう、次のような処置を講じた。

ア 保険者である市町村に対して、制度改正の趣旨を再度より明確に都道府県を通じて周知するとともに、年金受給権者一覧表等の活用など届出を省略した適用を行う場合の具体的な基準を定めた。

イ 市町村における退職被保険者に係る適用状況について、各都道府県において把握させることとし、退職被保険者に係る適用について取組が不十分な市町村に対しては、適用の適正化を図るよう助言させるとともに、過年度における未適用者についても届出を省略した適用等により適用の適正化を図るよう周知させることとした。

(注1) 北海道ほか17都府県 東京都、北海道、大阪府、宮城、栃木、群馬、埼玉、千葉、神奈川、山梨、愛知、三重、兵庫、鳥取、広島、福岡、大分、沖縄各県

(注2) 北海道ほか15都府県 東京都、北海道、大阪府、宮城、栃木、群馬、埼玉、千葉、神奈川、山梨、愛知、三重、兵庫、鳥取、福岡、沖縄各県

(5) 適切な職業相談を十分行うなどして求職者に対する公共職業訓練等の受講指示を行うことにより、訓練延長給付の支給を適切なものとするよう改善させたもの

会計名及び科目	労働保険特別会計(雇用勘定) (項)失業等給付費
部局等の名称	厚生労働本省(支給庁) 飯田橋公共職業安定所ほか60公共職業安定所(支給決定庁)
支給の根拠	雇用保険法(昭和49年法律第116号)
給付金の種類	基本手当のうち訓練延長給付
給付金の内容	基本手当の受給資格者が、公共職業安定所長の受講指示により公共職業訓練等を受ける場合に、所定給付日数分を超えて支給されるもの
検査の対象とした受給資格者数	1,121人
受講指示が適切に行われたと認められない受給資格者数	929人
上記に対する訓練延長給付支給額	13億9229万円(平成15、16両年度)

1 制度の概要

(基本手当)

厚生労働省では、雇用保険法(昭和49年法律第116号)の規定に基づき、常時雇用される労働者等を被保険者とし、被保険者が失業した場合に、その生活及び雇用の安定を図るなどのため失業等給付金の支給を行っている。同給付金の支給額の大半を占める基本手当は、受給資格者が失業している日について所定給付日数を限度として支給されるもので、その所定給付日数は、離職理由、年齢、被保険者であった期間等に応じて、90日から最大360日までとなっている。

(公共職業訓練に対する受講指示)

公共職業安定所長(以下「安定所長」という。)は、同省が定めた「職業訓練受講指示要領」(昭和56年職発第320号・訓発第124号。以下「指示要領」という。)により、求職のために来所した受給資格者に対して職業相談を行う中で、本人の現在有する技能、知識等と労働市場の状況からみて、適職に就かせるために必要であると判断した場合には、国や都道府県等が設置している公共職業能力開発施設(以下「訓練施設」という。)で実施する職業訓練等(以下「訓練」という。)を受講するための受講指示を行うことができる。そして、受給資格者が、受講指示を受けて訓練を受講する場合には、教科書、教材費等については本人が実費を負担することとなるものの、訓練施設の入校料、受講料等は無料とされている。

また、受給資格者が受講指示を受けるまでの手順は指示要領等により、次のとおり定められている。

- ① 公共職業安定所(以下「安定所」という。)において求職申込を行い、求職票に希望職種、既往の職歴、取得資格等の必要事項を記入する。
- ② 求職活動を行うとともに必要に応じて安定所において職業相談を受ける。安定所の担当者は、求職票に記入された諸事項に基づき職業相談を行い、その指導経過等必要事項を求職票の所定欄に記入する。また、安定所の担当者が行う職業相談は、受給資格者の希望を踏まえつつ本人の職業能力、求職活動状況等に基づき、就職可能性を広げるためにどのような職業能力開発を図るべきかという観点から実施されるものとする。
- ③ 職業相談の過程において、受給資格者から希望する訓練施設・訓練科の願書が提出された場合には、安定所長は、当該訓練が適職に就かせるために必要であるか否かを判断し、必要であると認めた場合にはこれを受け付ける。
- ④ 安定所長は、受給資格者が訓練施設の選考に合格した場合には、受給資格者の求職票に記載された指導経過に基づいて当該訓練施設等と協議し、意見の調整を行った上で受講指示を行う。

(訓練延長給付)

訓練延長給付は、訓練の受講を容易にし技能を付与することにより再就職の促進を図るために、安定所長の受講指示により訓練を受ける受給資格者に対して支給するもので、受講指示を受けた受給資格者は、訓練期間中に所定給付日数分の基本手当の支給が終了しても引き続き訓練が修了するまで、訓練延長給付として基本手当が支給されることとなる。この訓練延長給付の平成15年度における初回受給者数は9万余人、支給総額は359億余円となっている。

2 検査の結果

(検査の着眼点)

近年の雇用情勢の悪化に伴う雇用保険財政のひっ迫により、自発的離職者に対する基本手当の所定給付日数が縮減されるなど、雇用保険制度の大幅な見直しが行われている。このような状況の中で、受講指示を受けた受給資格者に対しては、所定給付日数の最大で約8倍の延長日数分の基本手当が支給されるなど、他の離職者に比べて手厚い給付が行われている。そこで、訓練に係る受講指示が、安定所において、指示要領等に基づいて適切になされているかなどに着眼して検査した。

(検査の対象)

受講指示によって1年以上の訓練(以下「長期訓練」という。)を受ける者は、訓練期間中に所定給付日数分の基本手当の支給が終了し、引き続き訓練延長給付が支給されることになる。

そこで、東京労働局ほか6労働局の飯田橋公共職業安定所ほか60公共職業安定所^(注2)において、15年度中に長期訓練の受講指示を受けた受給資格者1,386人のうち保存期限の経過等により求職票が廃棄されていた265人を除く1,121人について、求職票等に基づき検査した。

(検査の結果)

検査したところ、訓練延長給付の趣旨に沿って適切な受講指示が行われている事例も見受けられたが、上記1,121人のうち929人(これに対する訓練延長給付支給額計13億9229万余円)について次のような事態となっていた。

- (1) 求職票に受講指示に至るまでの指導経過等の記載がなく、適切な職業相談が行われたとは認められないもの

安定所長が受講指示を行うに当たっては、当該訓練を受けさせることが受給資格者を適職に就かせるために必要であるかどうかを判断するため、適切な職業相談を十分行う必要がある。そして、指示要領等によれば、指導経過等所定の事項については、その内容を次回以降の職業相談や受講指示に活かすために、求職票に記載することとされている。しかし、求職票に受講指示に至るまでの指導経過等の記載がなく、適切な職業相談が行われたとは認められないものが、次のとおり、844人分(これに対する訓練延長給付支給額計12億6779万余円)あった。

- ① 求職票に訓練関係の相談や応募の経緯等についての記載が一切ないもの 104人分
 - ② 求職票に受給資格者の希望職種の記載がなく、かつ指導経過においても希望職種等の求職条件が明確になっていないまま受講指示を行っていたもの 154人分
 - ③ 求職票に受給資格者が応募した訓練施設、訓練科、応募年月日等は記載されているものの、受講指示に至るまでの指導経過の記載がないもの 586人分
- 上記について一例を示すと次のとおりである。

<事例1>

X安定所では、受給資格者A(28歳、基本手当支給額：所定給付日数90日分418,770円、訓練延長給付626日分2,912,778円)に対して情報工学科(2年コース)の受講指示を行っていた。

しかし、同人の求職票をみると、希望職種の記載がなく、また指導経過においても受給資格者からの希望職種の把握がなされていないまま同人からの訓練の応募を受け付けていた。さらに、求職票の職業相談欄には訓練に応募した年月日、応募した訓練科等の事実が記載されているのみで、応募の前に職業相談が行われた形跡はなかった。

なお、訓練施設では訓練修了後の就職の有無を把握することとしているが、それによると同人が就職したという報告はなく、また、雇用保険の被保険者資格も取得していない状況であった。

- (2) 希望職種とは関連がないと認められる訓練科に対して長期訓練の受講指示をしたもの
- 安定所長の受講指示は、受給資格者に対する職業相談を行う中で、本人の現在有する技能、知識等と労働市場の状況からみて、当該訓練を受けさせることが適職に就かせるため

に必要であると判断した場合に行われるものである。しかし、求職票に記載されている希望職種とは関連がないと認められる長期訓練を希望している者に、当該訓練の必要性を判断しないまま受講指示を行っているものと認められるものが339人分(これに対する訓練延長給付支給額計5億3510万余円)あった。なお、このうち254人分(これに対する訓練延長給付支給額計4億1060万余円)については、上記の(1)と重複している。

上記について一例を示すと次のとおりである。

<事例2>

Y安定所では、定年退職をした受給資格者B(59歳、基本手当支給額：所定給付日数180日分1,052,820円、訓練延長給付159日分929,991円)に対して機械加工科(1年コース)の受講指示を行っていた。

しかし、同人の求職票をみると、1年コースの造園サービス科に興味があるとの記載がある一方、1年コースの情報ビジネス科に願書を提出しており、最終的には機械加工科に入校していた。これらの3科は長期間にわたり訓練延長給付の支給を伴う訓練であるほかは関連性が見られず、また、求職票には、同人にとって何が適職であり、何が必要な訓練であるかの職業相談や指導が行われた形跡はなかった。

なお、同人が訓練修了後、就職したという報告はなく、また、雇用保険の被保険者資格も取得していない状況であった。

したがって、上記(1)、(2)のように、安定所長が適切な職業相談を行わないまま受給資格者に対して受講指示を行ったり、希望職種とは関連がないと認められる訓練に受講指示を行ったりなどしている事態は、訓練延長給付の趣旨に照らして適切とは認められず、改善を図る必要があると認められた。

(発生原因)

このような事態が生じていたのは、主として、次のことによると認められた。

- ア 安定所長が受講指示を行うに当たり、当該訓練を受けさせることが適職に就かせるために必要であるかどうかの判断に必要な職業相談を十分に行った上で受講指示を行うという認識が十分でなく、受給資格者の受講希望に安易に応じていたこと
 - イ 当初の職業相談から受講指示の決定に至るまでの指導経過等を、求職票に記載することを徹底していなかったこと
 - ウ 訓練延長給付の支給という追加的な費用負担を伴うことについての認識が十分でないまま受講指示を行っていたこと
- 3 当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、厚生労働省では、17年9月に各都道府県労働局に対して通知を発し、求職者に対する訓練の受講指示を行うに当たり、訓練延長給付の支給を適切なものとするよう、次のような処置を講じた。

- ア 適職に就かせるために必要とは認められない訓練については受講指示を行わないようにするため、安定所長が受講指示を行うに当たっては、求職者の希望を踏まえつつも、本人の職業能力、求職条件、労働市場等を勘案し、当該訓練を受けさせることが適職に就かせるために必要であるかどうかの判断に必要な職業相談を十分に行うよう徹底させることとした。
- イ 訓練の受講が必要であると判断した理由について十分な説明責任を果たせるよう、求職

票には、受講指示に至るまでの指導経過等を明確に記録させることとした。

(注1) 受給資格者 被保険者が、離職し労働の意思及び能力を有するにもかかわらず職業に就くことができない状態にあり、離職日以前1年間に被保険者期間が通算して6箇月以上あることの要件を満たして、公共職業安定所において基本手当を受給する資格があると決定された者

(注2) 飯田橋公共職業安定所ほか60公共職業安定所 飯田橋、上野、港、五反田、大森、渋谷、新宿、池袋、王子、足立、墨田、木場、八王子、立川、青梅、三鷹、町田、府中、京都西陣、京都七条、伏見、宇治、京都田辺、福知山、舞鶴、峰山、神戸、灘、尼崎、西宮、姫路、加古川、伊丹、明石、豊岡、洲本、姫路南、八鹿、西神、鳥取、米子、倉吉、郡家、岡山、倉敷中央、松山、今治、八幡浜、宇和島、新居浜、西条、伊予三島、大洲、大分、別府、中津、日田、臼杵、佐伯、宇佐、三重各公共職業安定所

平成11年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項に対する処置状況

国民年金の第3号被保険者に係る種別変更の届出の適正化について

平成11年度決算検査報告 218 ページ参照
平成12年度決算検査報告 254 ページ参照
平成13年度決算検査報告 305 ページ参照
平成14年度決算検査報告 275 ページ参照
平成15年度決算検査報告 304 ページ参照

1 本院が表示した改善の意見

(検査結果の概要)

国民年金の第3号被保険者は、民間サラリーマンや公務員等である第2号被保険者に生計を維持されている配偶者(以下「被扶養配偶者」という。)のうち20歳以上60歳未満の者であり、国民年金の保険料を納付する要がないとされている。この第3号被保険者に係る被扶養配偶者の認定基準によると、年間収入が130万円(以下、この額を「基準額」という。)未満であることなどを要件としている。この年間収入のうち事業所得等については、社会通念上明らかに当該所得を得るために必要と認められる経費(以下「必要経費」という。)をその総収入額から控除した後の金額を収入としている。そして、第3号被保険者の年間収入が基準額以上になるなどして認定基準を満たさなくなった場合には、第1号被保険者への種別変更の届出を行わなければならないこととなっている。

そこで、第3号被保険者の資格種別が認定基準に照らして適正なものとなっているかについて検査したところ、第3号被保険者の資格要件を欠いているのに種別変更の届出を行わず、納付すべき国民年金の保険料を納付していない者が多数見受けられた。

このような事態が生じているのは、第3号被保険者において、種別変更の届出の義務につ

いての理解が十分でなかったことにもよるが、なお、次のことによると認められた。

- (ア) 第3号被保険者に係る種別変更の届出が必要な者の把握が十分でなかったこと
- (イ) 事業所得等の総収入額から控除する必要経費の範囲を明確にしていなかったこと
- (ウ) 第3号被保険者に係る種別変更の届出の義務について、被保険者への周知が十分でなかったこと

(検査結果により表示した改善の意見)

第3号被保険者に係る種別変更の届出について、その適正化が図られるよう、次のとおり、社会保険庁長官に対し平成12年11月に、会計検査院法第36条の規定により改善の意見を表示した。

- (ア) 第3号被保険者に係る被扶養配偶者の認定基準と健康保険等の医療保険における被扶養者の認定の取扱いが、年間収入の要件に関しては同じであることにかんがみ、医療保険者との連携を十分に執るなどして第3号被保険者のうち種別変更の届出が必要な者を把握すること
- (イ) 事業所得等の総収入額から控除する必要経費の範囲を明確にすること
- (ウ) 市町村や事業所との連携を十分に執るなどして、第3号被保険者に対して種別変更の届出の義務について周知、徹底を図ること

2 当局が講じた改善の処置

社会保険庁では、本院指摘の趣旨に沿い、上記の(ウ)については、13年中に、第3号被保険者に対して種別変更の届出の義務について周知、徹底を図り、また、(ア)については、16年9月に、地方社会保険事務局長に通知を発し、第3号被保険者のうち種別変更の届出が必要な者を把握し、種別変更の届出を勧奨する措置を講じた。

また、(イ)については、同庁では17年3月に、地方社会保険事務局長に通知を発し、事業所得等の総収入額から控除する必要経費の範囲について、当該所得を得るための人件費、修理費、管理費及び物件費などの社会通念上明らかに必要と認められる経費に限ることとし、その実額を証明するものを確認することとする措置を講じた。

第9 農林水産省

不 当 事 項

役 務

(204) 鰻ふ化仔魚育成技術の開発等に係る委託事業の実施に当たり、委託事業の経費に架空の出張旅費を含めるなどしていたため、委託費の支払額が過大となっているもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)水産庁 (項)水産業振興費
部局等の名称	水産庁
契 約 名	(1) 重要種苗対策調査委託ほか 3 件(平成 11 年度～14 年度) (2) 内水面漁場高度利用調査委託ほか 1 件(平成 11、12 両年度)
契 約 の 概 要	鰻ふ化仔魚育成技術の開発に係る検討委員会の開催、試験研究に必要な親鰻の手配等、鰻の資源量や生態を解明するための河川等における各種の調査等
契 約 の 相 手 方	(1) 日本養鰻漁業協同組合連合会 (2) 社団法人日本水産資源保護協会(再委託先 日本養鰻漁業協同組合連合会)
契 約 時 期 等	(1) 平成 11 年 5 月ほか 随意契約 (2) 平成 11 年 8 月ほか 随意契約(日本養鰻漁業協同組合連合会への再委託 平成 11 年 12 月ほか 随意契約)
支 払 額	(1) 32,777,000 円(平成 11 年度～14 年度) (2) 82,572,000 円(平成 11、12 両年度) <div style="margin-left: 20px;"> { うち日本養鰻漁業協同組合連合会への再委託分 } </div>
	計 115,349,000 円
過大になっている支払額	(1) 4,973,580 円(平成 11 年度～14 年度) (2) 210,200 円(平成 11、12 両年度) 計 5,183,780 円

1 委託事業の概要

(委託事業の概要)

水産庁では、内水面における重要魚種である鰻及び鮎の適切な資源増大方策を確立し、もって内水面漁業及び養殖業の効率的かつ安定的な経営に資するなどのため、日本養鰻漁業協同組合連合会(以下「日鰻連」という。)、社団法人日本水産資源保護協会(以下「協会」という。)、大学、県等に各種の事業の実施を委託している。

このうち、日鰻連に対する委託事業(以下「日鰻連委託事業」という。)の内容は、鰻ふ化仔魚の育成技術の開発のための試験方法等について検討を行う検討委員会の開催、試験研究に必要な親鰻の手配等となっている。また、協会に対する委託事業(以下「協会委託事業」とい

う。)の内容は、鰻の資源量や生態を解明するための河川等における各種の調査等となっている。そして、協会では、協会委託事業のうち、鰻に標識を付して放流しその移動状況を調査する事業については、水産庁の承諾を得て、日鰻連に再委託している(以下、この再委託事業については「日鰻連再委託事業」という。)

(委託費の支払手続)

日鰻連委託事業及び協会委託事業に係る委託契約書によると、水産庁は、委託事業が終了し、日鰻連又は協会から事業の成果を記載した実績報告書の提出を受けたときは、当該委託事業が契約の内容に適合するものであるかどうかについて検査を行い、適合すると認めるときは、委託契約書に定める額を限度として委託費の支払を行うものとされている。また、日鰻連再委託事業に係る委託契約書によると、協会は、日鰻連から実績報告書の提出を受けたときは、当該委託事業が契約の内容に適合するものであるかどうかについて検査を行い、適合すると認めるときは、同じく委託契約書に定める額を限度として委託費の支払を行うものとされている。

(委託費の支払額)

水産庁では、平成11年度から14年度まで、毎年度、日鰻連から委託契約書に定める額と同額で日鰻連委託事業を実施したとする実績報告書の提出を受け、これに基づき同額で委託費の支払を行っており、その支払額は計32,777,000円となっている。また、11、12両年度に、協会から委託契約書に定める額と同額で協会委託事業を実施したとする実績報告書の提出を受け、これに基づき同額で委託費の支払を行っており、その支払額は、計82,572,000円(そのうち、日鰻連再委託事業に係る委託費の支払額は、計7,500,000円)となっている。

2 検査の結果

日鰻連委託事業及び協会委託事業について検査したところ、次のような事態が見受けられた。

日鰻連では、11年度から14年度までの日鰻連委託事業の実施に当たり、出張旅費として計10,859,550円を支出したとする実績報告書を水産庁に、また、11、12両年度の日鰻連再委託事業の実施に当たり、出張旅費として計1,270,140円を支出したとする実績報告書を協会にそれぞれ提出していた。

しかし、これらの出張旅費のうち、日鰻連委託事業に係る計4,025,900円及び日鰻連再委託事業に係る計170,480円については、架空の名目により出張報告書等の関係書類を作成するなどして支出されていた。また、日鰻連委託事業に係る計947,680円及び日鰻連再委託事業に係る39,720円については、これらの事業の目的とは関係のない出張に支出されていた。

このため、事業の実施に要した経費として実績報告書に計上されていた額のうち、日鰻連委託事業に係る計4,973,580円及び協会委託事業に係る計210,200円が過大となっていた。

このような事態が生じていたのは、日鰻連において、事実と相違する内容の実績報告書を作成していたこと、水産庁及び協会において、実績報告書の内容に対する検査が十分でなかったことなどによると認められる。

したがって、次表のとおり、日鰻連委託事業に係る適正な委託費の額は計27,803,420円、協会委託事業に係る適正な委託費の額は計82,361,800円となり、それぞれ支払額との差額計4,973,580円、計210,200円、合計5,183,780円が過大に支払われていて、不当と認められる。

なお、水産庁では、15年度に日鰻連が実施した養鰻業振興対策事業に対して国庫補助金

を交付しているが、当該国庫補助事業においても前記と同様の事態(国庫補助金過大交付額163,583円)が見受けられた。

日鰻連委託事業及び協会委託事業における過大な支払額

(単位：円)

年度	事業	委託費の支払額	適正な委託費の額	過大な支払額
11	日鰻連	3,548,000	2,118,840	1,429,160
	協会	44,641,000 (3,000,000)	44,596,920 (2,955,920)	44,080 (44,080)
12	日鰻連	2,143,000	1,727,080	415,920
	協会	37,931,000 (4,500,000)	37,764,880 (4,333,880)	166,120 (166,120)
13	日鰻連	14,543,000	12,870,560	1,672,440
14	日鰻連	12,543,000	11,086,940	1,456,060
計	日鰻連	32,777,000	27,803,420	4,973,580
	協会	82,572,000 (7,500,000)	82,361,800 (7,289,800)	210,200 (210,200)
	合計	115,349,000 (7,500,000)	110,165,220 (7,289,800)	5,183,780 (210,200)

注(1) 事業欄の「日鰻連」は日鰻連委託事業、「協会」は協会委託事業をそれぞれ示すものである。

注(2) 括弧内の金額は、日鰻連再委託事業に係るものである。

補助金 (205)-(211)

1 補助金の概要

農林水産省所管の補助事業は、地方公共団体等が事業主体となって実施するもので、同省では、この事業に要する経費について、都道府県等及び特定の団体に対しては直接に、市町村等に対しては都道府県等を経由して補助金を交付している。

2 検査の結果

北海道ほか43府県及びその管内の市町村等並びに23団体を検査した結果、2道県、5県管内の5市町等計7事業主体が実施した広域営農団地農道整備事業、地方卸売市場施設整備事業等の7事業に係る国庫補助金161,648,833円が不当と認められる。

これを不当の態様別に示すと次のとおりである。

- ① 工事の設計が適切でないもの

3事業	不当と認める国庫補助金	81,342,347円
-----	-------------	-------------
- ② 補助の目的を達していないもの

2事業	不当と認める国庫補助金	41,133,997円
-----	-------------	-------------
- ③ 補助金を過大に受給しているもの

1事業	不当と認める国庫補助金	31,421,709円
-----	-------------	-------------
- ④ 補助の対象とならないもの

1事業	不当と認める国庫補助金	7,750,780円
-----	-------------	------------

また、これを個別に示すと次のとおりである。

(205) 地域防災対策総合治山事業の実施に当たり、治山事業において補助の対象とならない
既存歩道の改修に係る工事費を補助の対象としていたもの

会計名及び科目	国有林野事業特別会計(治山勘定) (項)北海道治山事業費 (項)道州制北海道モデル事業推進費
部局等の名称	林野庁
補助の根拠	森林法(昭和26年法律第249号)
補助事業者 (事業主体)	北海道
補助事業	地域防災対策総合治山
補助事業の概要	荒廃山地における山地災害を未然に防止するため、平成16年度に土留工、歩道工等を施工するもの
事業費	166,248,600円
上記に対する国庫補助金交付額	91,436,729円
不当と認める事業費	14,092,327円
不当と認める国庫補助金交付額	7,750,780円

1 補助事業の概要

この補助事業は、北海道が、地域防災対策総合治山事業(以下「治山事業」という。)の一環として、標津郡中標津町西町丸山西町地区において山地災害を未然に防止するため、平成16年度に土留工、法切工、既存歩道の改修等を工事費166,248,600円(国庫補助金91,436,729円)で実施したものである。

このうち既存歩道の改修は、本件工事区域内の山林斜面を通る未舗装の既存歩道について、既設の階段、木橋を撤去するなどし、工事用の資機材の運搬等に必要な仮設道として利用した後、再び歩道として利用できるよう復旧することとして、歩道工(延長122.9m)、階段工(同81.6m)及び木橋(同4.5m)計209m等を施工するものである。

2 検査の結果

検査したところ、次のとおり、適切とは認められない事態が見受けられた。

改修の対象とした既存歩道209mについて、再び歩道として利用できるよう復旧することとしている状況についてみると、ほぼすべての区間において歩道路面を板状に成型した木チップ製のパネル(以下「木チップパネル」という。)により舗装したり、従前設置されていなかった区間も含めて大半の区間に手すりを設置したり、水路に新たに蓋を設置したりするなどとして設計し、施工していた。

しかし、このうち終点側の136.1mについては、工事用の仮設道として利用されておらず、改修の必要はなく、補助の対象とは認められない。また、起点側の72.9mについては、工事用の仮設道として利用されていたものの、木チップパネルによる舗装、手すりや水路の蓋の設置など既存歩道の復旧の範囲を超えた工事は、本件治山事業としては適切でなく、補助の対象とは認められない。

このような事態が生じていたのは、北海道において、当該治山事業の趣旨を十分理解していなかったことなどによると認められる。

したがって、既存歩道のうち仮設道として利用されていない部分の改修等に係る工事費相当額 14,092,327 円については、補助の対象とは認められず、これに係る国庫補助金相当額 7,750,780 円が不当と認められる。

(206) 耕畜連携・資源循環総合対策事業の実施に当たり、たい肥舎の床コンクリートの設計及び施工が適切でなかったため、補助の目的を達していないもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)農林水産本省 (項)牛肉等関税財源畜産振興費
部局等の名称	関東農政局
補助の根拠	予算補助
補助事業者	群馬県
間接補助事業者	群馬県吾妻郡中之条町
間接補助事業者(事業主体)	沢田エコ堆肥組合
補助事業	耕畜連携・資源循環総合対策
補助事業の概要	家畜排せつ物を処理して良質なたい肥生産を行うとともに、畜産環境問題の改善を促進するため、平成 15 年度にたい肥化施設を整備するもの
事業費	69,897,450 円
上記に対する国庫補助金交付額	34,948,000 円
不当と認める事業費	31,529,257 円
不当と認める国庫補助金交付額	15,763,997 円

1 補助事業の概要

この補助事業は、沢田エコ堆肥組合(群馬県吾妻郡中之条町)が、耕畜連携・資源循環総合対策事業の一環として、畜産農家から発生する家畜排せつ物を処理して良質なたい肥生産を行うとともに、家畜排せつ物からの汚水が流出することによる河川や地下水の汚染を防止するため、平成 15 年度に、たい肥化施設として、たい肥舎 1 棟、自走式たい肥攪拌機(以下「たい肥攪拌機」という。) 1 台等を事業費 69,897,450 円(国庫補助金 34,948,000 円)で整備したものである。

農林水産省が定める「たい肥舎その他の家畜排せつ物の処理又は保管の用に供する施設の構造設備及び家畜排せつ物の管理の方法に関し畜産業を営む者が遵守すべき基準」によると、たい肥舎のような家畜排せつ物の処理又は保管の用に供する施設は、家畜排せつ物からの汚水が流出したりすることがないように床をコンクリート等の不浸透性材料で築造することとされている。そして、同組合では、たい肥舎の床(1,596.3m²)について、次のようなコン

クリート構造として設計し、これにより施工している。

- ① 重量 5 t のたい肥攪拌機のタイヤ輪が直接通過する部分(478.7m²)については、コンクリートの厚さを 15cm とし、径 6 mm の丸鉄線を用いた縦横 15cm 間隔の溶接金網をその中間部に配置して荷重に対する補強を行う。
- ② その他の部分(1,117.6m²)については、厚さ 10cm の無筋コンクリートとする。

2 検査の結果

検査したところ、たい肥舎の床コンクリートの設計及び施工が、次のとおり適切でなかった。

(1) 設計について

前記のとおり、たい肥舎の床コンクリート部分の面積は 1,596.3m² に及んでおり、このような場合、温度変化や乾燥収縮などによるコンクリートのひび割れ対策として、床コンクリートに目地を設けたり、その全面に均等に鉄筋を配置したりするなどの必要があったのに、同組合では、本件床コンクリートの設計において、これらの対策を講じることとはしていなかった。

(2) 施工について

同組合では、本件工事について、建築工事共通仕様書(国土交通省大臣官房官庁営繕部監修)に基づき施工することとしており、これによると、コンクリート打設後の養生については、表面の乾燥防止のため、5 日以上湿潤を保つこととされている。しかし、実際には、施工業者は、床コンクリートについて養生マット等による湿潤養生を行っていなかった。

このため、たい肥舎の床コンクリートには、そのほぼ全体にわたり、多数の亀裂が生じていた。そして、このうち 12 箇所を削孔して調査したところ、すべての箇所で亀裂が床コンクリートの底部まで貫通していて、家畜排せつ物からの汚水が地下に浸透する状態となっていた。

このような事態が生じていたのは、次のことなどによると認められる。

ア 事業主体において

(ア) 委託した設計業務の成果品が適切でなかったのに、これに対する検査が十分でなかったこと

(イ) 施工が適切でなかったのに、これに対する監督が十分でなかったこと

イ 県及び町において、事業主体に対する指導が十分でなかったこと

したがって、本件たい肥舎(事業費相当額 31,529,257 円)は、補助の目的を達成しておらず、これに係る国庫補助金相当額 15,763,997 円が不当と認められる。

(207) 卸売市場施設整備事業の実施に当たり、仕入税額控除した消費税額に係る補助金を返還していないもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)農林水産本省 (項)卸売市場施設整備費
部局等の名称	関東農政局
補助の根拠	予算補助
補助事業者	埼玉県
間接補助事業者 (事業主体)	鴻巣フラワーセンター株式会社

補助事業	地方卸売市場施設整備
補助事業の概要	既設の2地方卸売市場を統合し、花き流通の合理化、施設の大型化を図るため、平成12年度から14年度までの間に地方卸売市場施設を整備するもの
事業費	4,087,498,000円 (うち補助対象事業費2,768,367,000円)
上記に対する国庫補助金交付額	669,991,000円
不当と認める補助対象事業費	129,969,208円
不当と認める国庫補助金交付額	31,421,709円

1 補助事業の概要

(補助事業の概要)

この補助事業は、鴻巣市等が出資して設立した鴻巣フラワーセンター株式会社(埼玉県鴻巣市)が、卸売市場施設整備事業の一環として、既設の2地方卸売市場を統合し、花き流通の合理化、施設の大型化を図るため、平成12年度から14年度までの間に地方卸売市場の施設を整備したものである。

同会社では、本件補助事業を消費税(地方消費税を含む。以下同じ。)を含め、事業費計4,087,498,000円(うち補助対象事業費計2,768,367,000円、これに対する国庫補助金計669,991,000円)で実施している。そして、埼玉県に対し13年3月、14年5月及び15年1月にそれぞれ実績報告書を提出し、これにより国庫補助対象事業費の精算を受けていた。

(補助事業における消費税の取扱い)

消費税は、事業者が課税対象となる取引を行った場合に納税義務が生じるが、生産、流通の各段階で重ねて課税されないように、確定申告において、課税売上高に対する消費税額から課税仕入れに係る消費税額を控除(以下、この控除を「仕入税額控除」といい、控除する額を「消費税仕入控除税額」という。)する仕組みが採られている。

そして、補助事業の事業主体が補助対象の施設等を取得することも課税仕入れに該当し、上記の仕組みにより確定申告の際に課税仕入れに係る消費税額を仕入税額控除した場合には、事業主体は補助事業で取得した施設等に係る消費税額を実質的に負担していないことになる。

このため、補助事業の事業主体は、「卸売市場施設整備費補助金交付要綱」(昭和52年52食流第3752号農林事務次官依命通知)等により、実績報告書の提出後に、消費税の申告により課税売上高に対する消費税額から補助事業に係る消費税額を課税仕入れに係るものとして控除し、補助金に係る消費税仕入控除税額が確定したときには、その金額を速やかに報告するとともに、当該金額を返還しなければならないこととなっている。

2 検査の結果

検査したところ、同会社は14年12月、15年2月及び6月にそれぞれ消費税の確定申告を行い、本件補助対象事業に係る消費税額計129,969,208円を課税仕入れに係る消費税額と

して控除していた。

しかし、同会社では、上記の消費税仕入控除税額計 129,969,208 円のうち本件補助金に係る額計 31,421,709 円を報告、返還しておらず、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、同会社において、補助事業における消費税の取扱いについての理解が十分でなかったこと、埼玉県において、本件補助事業の消費税の取扱いについての指導及び確認が適切でなかったことによると認められる。

(208) トレーサビリティシステム導入促進対策事業で構築したシステムが稼動しておらず、補助の目的を達していないもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)農林水産本省 (項)総合食料対策費
部局等の名称	関東農政局
補助の根拠	予算補助
補助事業者	千葉県
間接補助事業者 (事業主体)	安全野菜栽培協議会
補助事業 補助事業の概要	トレーサビリティシステム導入促進対策 トレーサビリティシステムを構築するため、平成 15 年度にパーソナルコンピュータ等の機器等を導入するもの
事業費	53,277,126 円
上記に対する国庫補助金交付額	25,370,000 円
不当と認める事業費	53,277,126 円
不当と認める国庫補助金交付額	25,370,000 円

1 補助事業の概要

(注) この補助事業は、安全野菜栽培協議会(千葉県そうさくんのさかまち匝瑳郡野栄町)が、トレーサビリティシステム導入促進対策事業の一環として、青果物に関するトレーサビリティシステム(以下「システム」という。)を構築することにより消費者に対して安全・安心な青果物を供給するため、平成 15 年度にシステムの構築に必要なパーソナルコンピュータ、サーバ、ソフトウェア等の機器等を事業費 53,277,126 円(国庫補助金 25,370,000 円)で導入したものである。

同協議会では、これらの機器等を導入するため、業者と請負契約を締結し、16 年 3 月に機器等を導入し、システムの構築を完了したとして、同月に千葉県に実績報告書を提出し、これにより補助金の交付を受けていた。

2 検査の結果

検査したところ、同協議会では、16 年 3 月に同協議会の事務所にパーソナルコンピュータ等を導入するなどしてシステムを構築していたが、補助金を本件補助事業とは関係のない他の用途に使用し、機器等の導入に係る代金を業者に全く支払っていなかった。このため、上記の請負契約は解除され、システムが稼動しないまま機器等が業者に撤去されていた。

このような事態が生じていたのは、同協議会において、補助事業の適正な実施に対する認識が欠けていたこと、同県において、本件補助事業の審査、確認及び同協議会に対する指導が十分でなかったことなどによると認められる。

したがって、本件補助事業は、システムが稼動しないまま、導入した機器等が撤去されていて、消費者に対して安全・安心な青果物を供給するという補助の目的を達しておらず、これに係る国庫補助金 25,370,000 円が不当と認められる。

(注) トレーサビリティシステム 食品の生産、加工、流通等の各段階で原材料の出所や食品の製造元、販売先等の記録を記帳・保管し、食品とその情報とを追跡及び遡及できるようにする仕組み

(209) 広域営農団地農道整備事業の実施に当たり、設計が適切でなかったため、橋脚等の所要の安全度が確保されていない状態になっているもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)農林水産本省 (項)農村整備事業費
部局等の名称	中国四国農政局
補助の根拠	土地改良法(昭和24年法律第195号)
補助事業者(事業主体)	岡山県
補助事業	広域営農団地農道整備
補助事業の概要	橋りょうを新設するため、平成14、15両年度に橋台、橋脚の築造及び橋りょう上部工の製作、架設等を行うもの
事業費	146,853,000 円
上記に対する国庫補助金交付額	73,426,500 円
不当と認める事業費	133,519,693 円
不当と認める国庫補助金交付額	66,759,846 円

1 補助事業の概要

この補助事業は、岡山県が、広域営農団地農道整備事業の一環として、井原市芳井地区において、橋りょう(こ道橋、橋長70m、幅員7m)を新設するため、平成14、15両年度に、橋台1基、橋脚1基の築造及び橋りょう上部工としてポストテンション方式連続合成桁の製作、架設等を工事費計146,853,000円(国庫補助金73,426,500円)で実施したものである。そして、この橋りょうは、上部構造と橋脚とが固定支承、上部構造と橋台とが可動支承によりそれぞれ連結された構造となっている。

この橋りょうの設計は、「道路橋示方書・同解説」(社団法人日本道路協会編。以下「示方書」という。)等に基づき行って、耐震設計については地震時保有水平耐力法により行っている。これによると、橋脚の安全性の判定は、橋りょうを地震時に同一の振動をするとみなし得る設計振動単位に分割し、それぞれの単位の設計震度を算出し、これに構造物の重量を乗じて橋軸方向及び橋軸直角方向の慣性力を算定するなどして行うこととされている。

そして、本件橋りょうの設計の基礎となっている設計計算書によると、設計振動単位については、地震時水平力分散構造^(注2)により、橋台を含めた橋りょう全体を一つの単位にとらえる方式(以下「三基下部方式」という。)とした上で、慣性力を算定している(参考図1参照)。

その結果、橋軸方向及び橋軸直角方向について、プレート境界型の大規模な地震を想定した地震動(以下「プレート境界型の地震動」という。)及び内陸直下型地震を想定した地震動(以下「直下型の地震動」という。)のいずれの場合も、橋脚の地震時保有水平耐力が橋脚に作用する慣性力を上回ることから、本件橋りょうは耐震設計上安全であるとして、これにより施工していた。

(注1) 地震時保有水平耐力法 大規模地震を想定した耐震設計法で、地震に対して構造物に適切なねばりを持たせ、構造物全体としての崩壊を防止するという観点から定められた耐震設計法。安全であることの判定は、構造物が有している地震時保有水平耐力が、地震時に作用する慣性力以上になることにより行う。

(注2) 地震時水平力分散構造 地震時の上部構造の慣性力を複数の下部構造で分担する構造で、ゴム支承や免震支承を用いる場合などがある。

2 検査の結果

検査したところ、橋りょうの設計が、次のとおり適切でなかった。

すなわち、本件橋りょうは、前記のとおり、上部構造と橋脚とが固定支承、上部構造と橋台とが可動支承によりそれぞれ連結された構造であることから、橋りょう全体を設計振動単位とするのではなく、橋台とは別に上部構造と橋脚とを一つの単位(以下「一基下部方式」という。)として慣性力を算定すべきであるのに(参考図2参照)、誤って三基下部方式としていた。

一基下部方式では上部構造の慣性力が橋脚に集中することになるなどのため、三基下部方式に比べて橋脚に作用する慣性力は大幅に大きくなることから、本件橋脚について、設計振動単位を一基下部方式とするなどして、改めて地震時保有水平耐力及び慣性力を計算すると、次のような結果となっている。

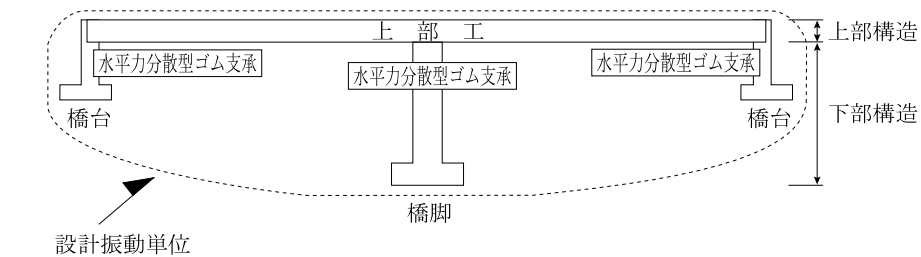
プレート境界型の地震動の場合、橋軸方向では地震時保有水平耐力 4,049kN に対し慣性力が 4,470kN、直下型の地震動の場合は、橋軸方向では地震時保有水平耐力 4,051kN に対し慣性力が 6,310kN、橋軸直角方向では地震時保有水平耐力 4,074kN に対し慣性力が 4,617kN と、地震時保有水平耐力が慣性力を大幅に下回っている。

このような事態が生じていたのは、同県において、委託した設計業務の成果品に誤りがあったのに、これに対する検査が十分でなかったことによると認められる。

したがって、本件橋りょうは設計が適切でなかったため、橋脚及びこれに架設されたポストテンション方式連続合成桁等(これらの工事費相当額計 133,519,693 円)は所要の安全度が確保されていない状態になっており、これに係る国庫補助金相当額 66,759,846 円が不当と認められる。

(参考図 1)

三基下部方式の概念図

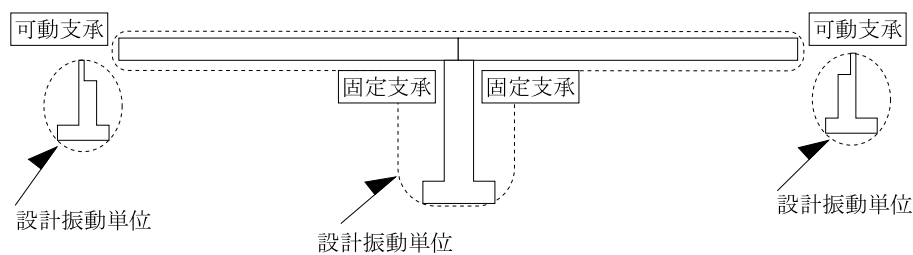


- ・橋りょう全体が一体として振動する。
- ・上部構造の慣性力が下部構造(橋台、橋脚)全体に分散する。

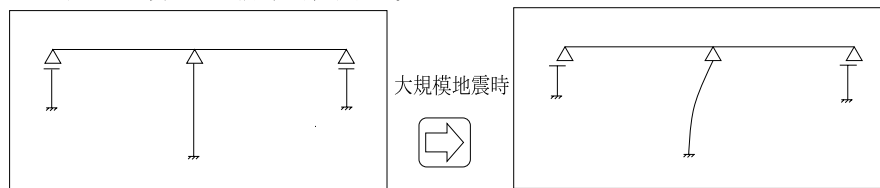


(参考図 2)

一基下部方式の概念図



- ・三つの設計振動単位がそれぞれ振動する。
- ・上部構造の慣性力が橋脚に集中する。



(210) 農村振興総合整備統合補助事業の実施に当たり、設計が適切でなかったため、コンクリート擁壁の所要の安全度が確保されていない状態になっているもの

会計名及び科目	一般会計 (組織) 農林水産本省 (項) 農村整備事業費
部局等の名称	中国四国農政局
補助の根拠	土地改良法(昭和24年法律第195号)
補助事業者	徳島県
間接補助事業者(事業主体)	徳島県麻植郡川島町(平成16年10月1日以降は吉野川市)
補助事業	農村振興総合整備統合補助(地域環境整備)

補助事業の概要	集落道を新設するため、平成15年度に舗装工、擁壁工等を実施するもの
事業費	48,762,000円
上記に対する国庫補助金交付額	24,381,000円
不当と認める事業費	8,270,003円
不当と認める国庫補助金交付額	4,135,001円

1 補助事業の概要

この補助事業は、徳島県麻植郡川島町(平成16年10月1日以降は吉野川市)が、農村振興総合整備統合補助事業(地域環境整備)の一環として、同町神後地区において、集落道(延長246.1m)を新設するため、15年度に、舗装工、擁壁工等を工事費48,762,000円(国庫補助金24,381,000円)で実施したものである。

上記擁壁工のうち、切土部のコンクリート擁壁(高さ0.65mから2.7m、延長112.95m、以下「擁壁」という。)は、切土した箇所の法面の安定を図るために築造するもので、擁壁の設計に当たり、同町では、設計コンサルタント会社に設計業務を委託し、この委託契約に基づく成果品を基とするなどして施工していた。

そして、擁壁については、転倒や滑動等に対する所要の検討を行い、安定計算上安全であるとしていた(参考図1参照)。

2 検査の結果

検査したところ、擁壁の設計が次のとおり適切でなかった。

設計コンサルタント会社が設計図面を作成する段階において、全延長について擁壁の前面に沿って排水路を築造する必要が生じたため、擁壁の底版のつま先部を削除した断面の設計図面を作成したが、これに関する安定計算の検討を行っていなかった(参考図2参照)。

施工段階において、擁壁のうち延長25.35m(高さ2.25m)についてはかさ上げする必要が生じ、擁壁天端に直壁(高さ0.45m)を設ける設計変更を行っていたが、これに関する安定計算を行っていなかった(参考図3参照)。

そこで、本件擁壁について、改めて安定計算を行うと、次のとおりとなる。

ア 転倒に対する安定については、擁壁の全延長において、水平荷重及び鉛直荷重の合力の作用位置が擁壁の底版幅の中央より0.070mから0.291mの位置となり、転倒に対して安全である範囲0.039mから0.175mを大幅に逸脱している。

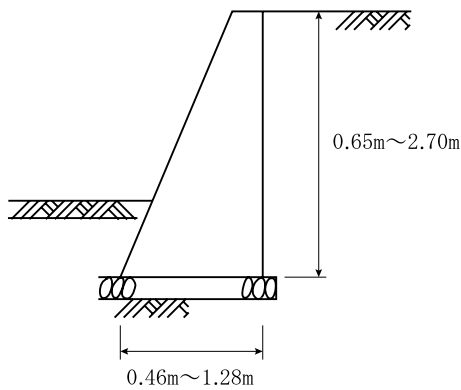
イ 滑動に対する安定については、かさ上げするために直壁を設けた擁壁延長25.35mにおいて、その安全率が1.19となり、許容値1.5を大幅に下回っている。

このような事態が生じていたのは、同町において、委託した設計業務の成果品に誤りがあったのに十分な検査を行わなかったこと及び設計変更にあたって必要な安定計算を行わなかったこと、並びに同町に対する徳島県の指導が十分でなかったことによると認められる。

したがって、本件擁壁は設計が適切でなかったため、擁壁等(工事費相当額8,270,003円)について所要の安全度が確保されていない状態になっており、これに係る国庫補助金相当額4,135,001円が不当と認められる。

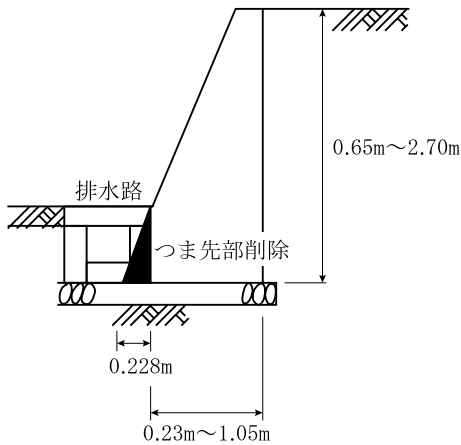
(参考図 1)

(安定計算時の断面)



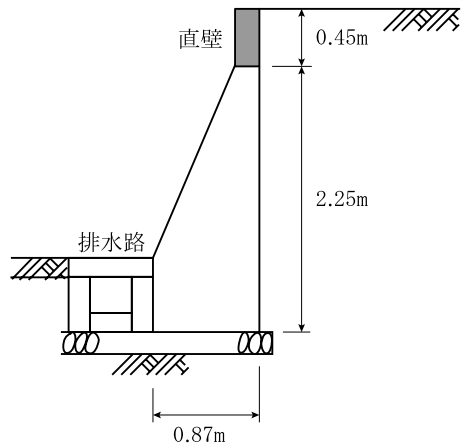
(参考図 2)

(成果品の設計図面)：全延長分



(参考図 3)

(設計変更図面)：25.35m分



(211) 農業用施設災害復旧事業の実施に当たり、頭首工の設計が適切でなかったため、工事の目的を達していないもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)農林水産本省 (項)農業施設災害復旧事業費
部局等の名称	九州農政局
補助の根拠	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律(昭和25年法律第169号)等
補助事業者	熊本県
間接補助事業者(事業主体)	熊本県水俣市
補助事業	農業用施設災害復旧
補助事業の概要	被災した頭首工の機能回復を図るため、平成15、16両年度にえん体、エプロン等を築造するもの
事業費	10,500,000円

上記に対する国 庫補助金交付額	10,447,500 円
不当と認める事 業費	10,500,000 円
不当と認める国 庫補助金交付額	10,447,500 円

1 補助事業の概要

この補助事業は、熊本県水俣市が、農業用施設災害復旧事業の一環として、同市湯出前田地区において、豪雨により被災した頭首工^(注)の機能回復を図るため、平成 15、16 両年度に頭首工のえん体、エプロン等の築造を工事費 10,500,000 円(国庫補助金 10,447,500 円)で実施したものである。

上記の工事は、15 年 7 月の豪雨に伴う洪水により 2 級河川湯出川(河川全幅 37.5m)に設置された頭首工のえん体等の一部が損壊し、農業用水を取水することができなくなったことから、この機能を回復するため、新たに頭首工のえん体、エプロン等を築造するものである。同市では、頭首工は、洗掘のおそれがある礫及び砂の混合の浸透性地盤に設置させることから、次のように設計し、これにより施工していた(参考図 1 参照)。

- ① えん体は、河川の横断方向に長さが 24.5m、断面が上端幅 0.6m、下端幅 1.9m、高さ 1.38mの台形状のコンクリート構造とする。
- ② えん体の上流側には、浸透水により砂礫が流出して基礎地盤が洗掘されることを防止するため止水壁を、えん体の下流側には、越流水によるえん体下流部の洗掘を防止するためエプロン、水叩きコンクリート等をそれぞれ設ける。

2 検査の結果

検査したところ、頭首工の設計は次のとおり適切でなかった。

すなわち、上記の頭首工の設計は、15 年 11 月に実施された災害査定を受けて同市が当初の設計を次のように変更したものであった。

- ① 当初の設計においては、農林水産省制定の「土地改良事業計画設計基準・設計「頭首工」(以下「頭首工設計基準」という。)等に基づき、エプロン下流側の河床の洗掘を防止するための護床工が必要であると判断し、えん体を越えた高速の越流水の勢いを、上面部の凹凸により減勢するため、護床ブロックを用いた護床工(長さ 16.0m)を設けることとしていた(参考図 2 参照)。
- ② 現地で行われた災害査定において、「護床ブロックは削除。ただし、実施に当り現地の石を活用する。水たたきコンクリートを追加。」などと示された。
- ③ 同市では、②の内容について護床工は不要であると理解したため、実施設計においては水叩きコンクリートを追加する一方、護床工は設けない構造とした。

しかし、上記の現地査定の「護床ブロックは削除」の趣旨は、越流水の流れを漸次減勢し下流の流速と等しくするためには、護床ブロックを用いて護床工を設けるのではなく、現地にある転石を利用することとしたものであり、護床工そのものを不要としたものではないことから、本件頭首工において、護床工を設けていないことは適切と認められない。

そして、頭首工は、工事完成後 5 箇月後の会計実地検査時(16 年 11 月)において、水叩きコンクリートの下流側の河床が既に 40cm洗掘されていた。

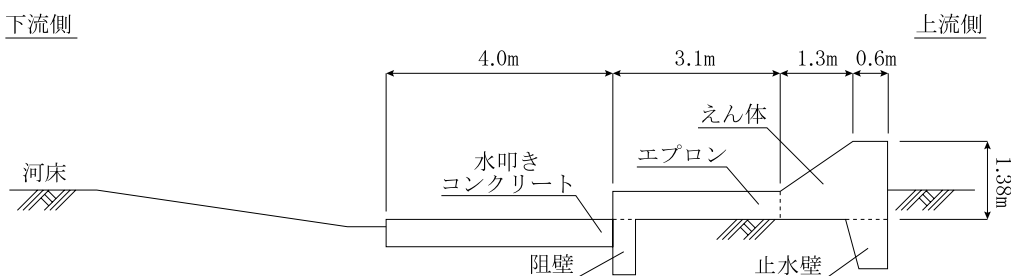
このような事態が生じていたのは、同市が査定の内容を誤って理解したことによるものと認められる。

したがって、本件頭首工(工事費 10,500,000 円)は、設計が適切でなかったため、河床の洗掘に対応できない構造となっていて、今後、河床の洗掘が進行して頭首工が転倒するなど頭首工の機能が確保できなくなるおそれがあり、工事の目的を達しておらず、これに係る国庫補助金 10,447,500 円が不当と認められる。

(注) 頭首工 河川から必要な農業用水を用水路に引き入れるための施設で、固定堰(えん体、エプロン)、護床工等の取水堰、取入口及び附帯施設から構成される。

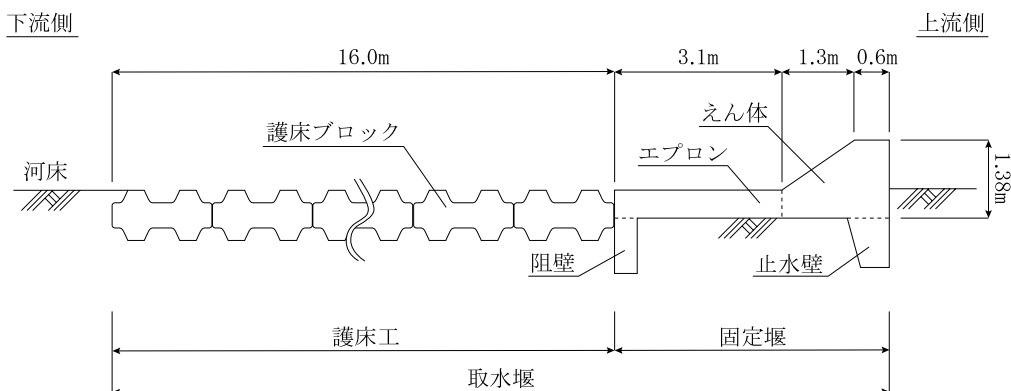
(参考図 1)

実施設計の断面図



(参考図 2)

当初設計の断面図



意見を表示し又は処置を要求した事項

沖縄の復帰に伴う国有林野に係る国有財産台帳の整備を早急に行うよう是正改善の処置を要求したもの

部局等の名称	九州森林管理局(平成11年2月28日以前は熊本営林局)	
国有財産の分類	(分類)普通財産 (区分)土地 (分類)行政財産 (種類)企業用財産 (区分)土地	
検査の対象とした国有財産	沖縄県の区域内に所在する国有林野(平成16年度末)	
適正に整備されていない国有財産台帳に係る面積	普通財産	1346万㎡
	行政財産	45万㎡
	計	1391万㎡
上記の面積に係る台帳価格	普通財産	1014万円
	行政財産	50万円
	計	1064万円
上記の面積に係る固定資産税課税標準額に相当する額	普通財産	1億8454万円
	行政財産	314万円
	計	1億8769万円

【是正改善の処置要求の全文】

沖縄の復帰に伴う国有林野に係る国有財産台帳の整備について

(平成17年10月19日付け 林野庁長官あて)

標記について、会計検査院法第34条の規定により、下記のとおり是正改善の処置を要求する。

記

1 沖縄の国有林野の概要

(国有財産台帳及び国有林野地籍台帳)

貴庁では、国有財産法(昭和23年法律第73号)及び国有林野の管理経営に関する法律(昭和26年法律第246号)等に基づき、国有財産である国有林野の管理及び処分を行っている。国有財産は、国の行政目的に直接使用される行政財産とそれ以外の普通財産に分類されている。そして、各森林管理局は、国有財産を適正に管理及び処分するため、国有財産の現況を把握することができるよう、上記の分類ごと及び市町村等の区域ごとに国有財産台帳を備えるとともに、国有林野を地番ごとに整理することによって国有財産台帳の内訳簿としての機能を持つ国有林野地籍台帳を備えている。

(沖縄における国有林野)

(1) 復帰前の状況

戦後、沖縄(沖縄県の区域をいう。以下同じ。)にあった国有林野は、沖縄が「日本国との平和条約及び関係文書」(昭和27年条約第5号)により米国の施政下に置かれたため、米国政

府の出先機関として設立された琉球列島米国民政府(以下「米国民政府」という。)の委任を受けた琉球政府(当時。以下、組織の名称変更等をしたものは当時の名称を表示している。)がその管理を行っていた。

沖縄においては、戦禍により地形が変化したり、土地台帳が焼失したりなどしていた。このために生じた所有権の問題を解決するため、米国民政府の布告等に基づき、市町村長から土地所有者に対して土地の所有権の調査を踏まえた土地所有権証明書が交付されるとともに、米国民政府により、戦前と異なる区画に新たな地番を付した土地台帳、登記簿及び公図等が作成された。しかし、国有林野の中には、所有者が不明であるなどとして、新たに作成された登記簿に沖縄県、市町村等の所有として登記されたものもあった。

(2) 復帰直後の状況

沖縄は昭和47年5月に復帰した。これに伴い、沖縄の国有財産については、「沖縄の復帰に伴う国有財産の国有財産台帳への新規登録及び国有財産台帳価格の改定等の取扱いについて」(昭和47年蔵理第2721号大蔵省理財局長通達)等に基づき、各省各庁の長において、47年度中を目途として現況に基づき国有財産台帳を整備するとともに国有財産の数量及び価格を記載した調書を作成し、大蔵省理財局長に提出することとされた。これを受けて、熊本営林局では、戦前の国有財産台帳及び国有林野地籍台帳による面積と、復帰時に米国民政府から引き継いだ同政府作成の書類(以下「引継書類」という。)、土地台帳、公図等による面積の照合を行った。しかし、戦前の両台帳に登録されていた地番や面積と土地台帳及び公図の地番や面積が異なっており、期限内に戦前の地番の位置の特定や面積の確定を行い現況に基づいて両台帳を整備することが困難であったなどのため、戦前の国有財産台帳に基づき調書を作成し、提出した。

2 本院の検査結果

(検査の着眼点及び対象)

国有財産台帳は、国有財産の数量、価格等を記録し、国有財産を適正に経理するための帳簿であり、また、これを基に毎年度作成される国有財産増減及び現在額報告書、及び同総計算書(以下「国有財産報告書等」という。)は、国有財産の現況を国会を通じて国民に対して明らかにするという性格を有するものとされている。

一方、前記のとおり、沖縄の復帰に当たっては、現況に基づく国有財産台帳の整備が行われなかった。

そこで、平成16年度末において国有財産台帳に登録されている沖縄の国有林野に係る普通財産(国有財産台帳の面積13,465,629㎡、台帳価格10,140,718円)及び行政財産(同面積364,925,399㎡、台帳価格409,812,725円)について、復帰後の国有財産台帳の整備や国有財産の管理及び処分が適正に行われているかなどに着眼して検査した。

(検査の結果)

(1) 普通財産に係る国有財産台帳の整備について

沖縄の国有林野のうち普通財産については、熊本営林局において復帰後から引き続き昭和51年3月まで国有林野地籍台帳の地番と登記簿の地番の照合調査を行ったものの、面積を確定することができなかった。このため、貴庁では、56年に国有財産の総括事務を所掌する大蔵省理財局と対応を協議し、沖縄に係る同事務を分掌する沖縄開発庁沖縄総合

事務局と沖縄営林署との間で国有財産台帳の整備の方法について協議することとした。

しかし、国有財産台帳の整備に必要な国有林野地籍台帳の地番ごとの実態調査及び関係資料の作成については、実態調査における調査事項や調査結果に基づき作成すべき関係資料の記載事項を明確にした具体的な整備方針が定められなかった。その後貴庁及び熊本営林局において対応を検討したものの、整備方針が定められなかったため、実態調査及び関係資料の作成は行われず、現在においてもなお国有財産台帳は現況に基づくものとはなっていない状況である。

そこで、本院が、国有林野地籍台帳の地番と登記簿の地番の照合が可能なものについて、登記簿等の資料に基づき、現況を調査したところ、平成16年度末現在の国有財産台帳の面積約1346万㎡に対し、登記簿上の所有者が農林水産省等となっていて国有林野と想定される土地の面積は、約468万㎡となっていた。

上記のほか、所有者を農林水産省等ではなく沖縄県、市町村として登記簿に登録されたもので、引継書類等により国有林野であると認められたものについては、登記簿上の所有者である同県又は市町村の承諾があれば、法務局に囑託して所有者を農林水産省として登記簿に更正の登記をすることが可能であると認められる。また、国有林野地籍台帳に登録されていて登記簿に登録がないもの(いわゆる「白地」)などについても、所有者を農林水産省として所有権保存の登記をすることが可能であると認められる。

これらを踏まえ、国有林野と想定される面積を算定すると、次表のとおり、前記の面積約468万㎡に、新たに所有者を農林水産省として登記することが可能と認められる面積約326万㎡を加えても約794万㎡となり、国有財産台帳の面積に比べ、約551万㎡少ない状況となっている。

表 国有財産台帳の面積と現況の差異

国有財産台帳の面積	(a)	約1346万㎡
国有林野と想定される面積	(b)	約794万㎡
うち登記簿で所有者が農林水産省等となっている土地の面積		約468万㎡
差引	(a)－(b)	約551万㎡

上記のように、国有財産台帳の面積は国有林野と想定される現況の面積と著しく異なっており、沖縄の普通財産に係る国有財産台帳(台帳の面積13,465,629㎡、台帳価格^(注)10,140,718円。これに係る固定資産税課税標準額に相当する額は1億8454万余円。)が適正に整備されていないと認められる。

このように、国有財産台帳が適正に整備されていないため、国有財産報告書等が現況を正しく反映したものとなっていないと認められる。また、国の行政目的に直接使用されていない普通財産で現に未利用となっている土地等については、貸付け、売払い等によりその有効活用を図るべきものであるが、国有財産台帳が現況に基づき整備されず、土地の所在、面積等が不明なままではその有効活用も図ることができないこととなる。このほか、国有林野が所在する市町村に対して貴庁が交付している国有資産所在市町村交付金(以下「市町村交付金」という。)の額についても、国有財産台帳の面積に基づき算定されていることから、適正な額による交付が確保できないこととなる。

また、国有財産台帳が適正に整備されていないため、次のような事態も見受けられた。

前記のとおり、農林水産省の所有として登記されるべき土地のうち、沖縄県、市町村の所有として登記されたものについては、所有者を農林水産省として登記簿に更正の登記をすることが可能であると認められる。しかし、本院が引継書類に基づき登記簿を調査したところ、更正の登記を行わず放置されていたため、登記簿上の所有者である同県により、既に第三者に対し売り払われ、所有権移転の登記も行われているものが、3件(面積計1,937㎡、売払価格計94万余円)あった。

(注) 固定資産税課税標準額に相当する額 固定資産税の課税標準の基礎となるべき価格に相当する額をいう。国有財産台帳の台帳価格は、国有財産法施行令(昭和23年政令第246号)により、5年ごとに現況の評価額によって改定されることとなっているが、国有林野事業に属する土地については、この限りでないとされているため、昭和51年4月1日の改定後は改定されておらず、台帳価格が類似の土地に係る評価額に比し著しく低額となっている。このため、貴庁では、市町村交付金の額の算定に当たっては、現況の評価額として、台帳価格ではなく、この固定資産税課税標準額に相当する額を算定の基礎としている。

(2) 行政財産に係る国有財産台帳の整備について

貴庁では、沖縄の国有林野のうち行政財産については、沖縄本島においては昭和49年度から10か年計画で境界位置を確認する測量を実施し、また、西表島においては49年度から52年度にかけて測量を行って隣接地との境界を確定し、61年6月に国有財産台帳を整備したとしている。

しかし、本院が平成16年度末現在における行政財産に係る国有財産台帳と国有林野地籍台帳の面積の照合を行ったところ、国有財産台帳では364,925,399㎡となっているのに対し、国有林野地籍台帳では364,474,434㎡となっていて、国有財産台帳が450,965㎡上回っており、本来一致すべき両台帳の面積が一致していない状況となっていた。

国有林野については、昭和33年の国有財産法施行細則(昭和23年大蔵省令第92号)の改正により、それまで行政財産とされていた準経営区財産は、普通財産とすることとされた。このため、熊本営林局では、復帰時にこの準経営区財産約45万㎡を行政財産に係る国有林野地籍台帳には計上しなかった。しかし、行政財産に係る国有財産台帳には誤って計上したことにより上記の不一致が生じたものであり、沖縄の行政財産に係る国有財産台帳(台帳の面積364,925,399㎡、台帳価格409,812,725円。うち上記の450,965㎡に係る台帳価格は50万余円、これに係る固定資産税課税標準額に相当する額は314万余円。)は適正に整備されていないと認められる。

(是正改善を必要とする事態)

国有財産台帳は、国有財産の適正な管理及び処分等に用いられる重要な帳簿である。しかし、沖縄の国有林野については、上記のように沖縄が復帰してから現在に至るまで長期にわたり国有財産台帳が適正に整備されていない。このため、国有財産報告書等が現況を正しく反映したものとなっていなかったり、普通財産について、有効活用を十分に図ることができないこととなっていたり、適正な額による市町村交付金の交付ができないこととなっていたり、誤って国以外の者から第三者に売り払われているものがあったりなどしている事態は、

適正とは認められず、是正改善の要があると認められる。

(発生原因)

このような事態が生じているのは、次のことなどによると認められる。

- ア 普通財産については、貴庁において、56年以降大蔵省(平成13年1月6日以降は財務省)理財局及び沖縄開発庁(13年1月6日以降は内閣府)沖縄総合事務局との間で国有財産台帳の整備方針について協議を行ってきたものの、長期にわたり、実態調査における調査事項や調査結果に基づき作成すべき関係資料の記載事項を明確にするなどの具体的な国有財産台帳の整備方針が定められなかったこと
 - イ 行政財産については、熊本営林局(11年3月1日以降は九州森林管理局)において、測量及び境界確定を行って面積を確定したものの、国有財産台帳の整備に当たり、普通財産として整理すべき面積の一部を行政財産の面積として誤って計上したこと
- 3 本院が要求する是正改善の処置

沖縄の国有林野については、その適正な管理及び処分等を行うため、早急に国有財産台帳の整備を行うべきものである。

しかし、戦前の土地台帳等が焼失していたり、戦禍により地形が変化していたり、土地所有権証明書が発行されていたりなどする沖縄における特殊性もあり、国有財産台帳の整備は進ちょくしてこなかった。

一方、沖縄では、地番ごとに調査、測量等を行ってその所有者、面積等を明確にするための地籍調査が、復帰前後にわたって続けられ、現在までにほぼ完了している。そして、地籍調査の成果は登記簿に反映されることとなっている。さらに、「普通財産実態調査事務の処理について」(昭和33年蔵管第1222号大蔵省管財局長通達。以下「通達」という。)において、財務省所管の普通財産に係る旧軍用財産等の実態調査の結果、対象財産の所在を確認できないときの処理方法を具体的に定めることとするなどの改正が15年2月に行われている。

については、貴庁において、国有財産台帳が正当な権利関係や現況の面積等に基づく適正なものとなるよう、沖縄における特殊性を考慮しつつ関係機関と十分調整して、次のような処置を講ずる要があると認められる。

- ア 普通財産については、上記の通達における処理方法との整合性を図った上で、実態調査における調査事項及び作成すべき関係資料の記載事項を具体的に定めた国有財産台帳の整備方針を策定し、これに基づく実態調査を促進して、同台帳の整備を図ること
- イ 行政財産については、国有財産台帳を訂正するなど、同台帳の所要の整備を速やかに行うこと

本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項

(1) 施設の整備事業を系統施行により実施するに当たり、透明性及び公正性を確保するため、製造請負管理料を契約書等に明示するなどの改善をさせたもの

第3章
第1節
第9
農林水産省

所管、会計名及び科目	農林水産省所管 一般会計 (組織) 農林水産本省 (項) 農業生産振興費 (項) 農業経営対策費 (項) 農村振興費 財務省所管 産業投資特別会計(社会資本整備勘定) (項) 改革推進公共投資農業生産振興施設整備資金貸付金 (項) 改革推進公共投資農業経営対策事業資金貸付金
部局等の名称	農林水産本省、東北、関東、北陸、東海、近畿、中国四国、九州各農政局、沖縄総合事務局(平成13年1月5日以前は総理府沖縄開発庁沖縄総合事務局)
補助の根拠	予算補助
補助事業者	北海道ほか45府県
間接補助事業者(事業主体)	農業協同組合等延べ1,405事業主体
補助事業	生産振興総合対策、農業経営総合対策等
補助事業の概要	乾燥調製施設、農畜産物集出荷貯蔵施設等の農業近代化施設等の整備を行うもの
系統施行により実施した事業数	1,405件(平成12年度～16年度)
上記に対する事業費	3338億2503万余円
上記に対する国庫補助金	1569億9160万余円
製造請負管理料を事業主体に明示していないなどしていた事業数	1,345件(平成12年度～16年度)
上記に係る製造請負管理料及び系統施行管理料	84億6167万円
上記に対する国庫補助金相当額	39億9011万円

1 系統施行の概要

(生産振興総合対策事業等)

農林水産省では、国内の農業生産を基本とした食料の安定的な供給の確保を図るため、また、効率的かつ安定的な農業経営が農業生産の相当部分を担う農業構造を確立するなどのた

め、生産振興総合対策事業、農業経営総合対策事業等により乾燥調製施設、農畜産物集出荷貯蔵施設等の農業近代化施設等(以下「施設」という。)を整備する事業主体に対して国庫補助金(産業投資特別会計からの無利子貸付金を含む。)を交付している。

そして、施設を整備するに当たっては、直営施行、請負施行、委託施行又は系統施行の方法によって実施するものとされている。

(系統施行の概要)

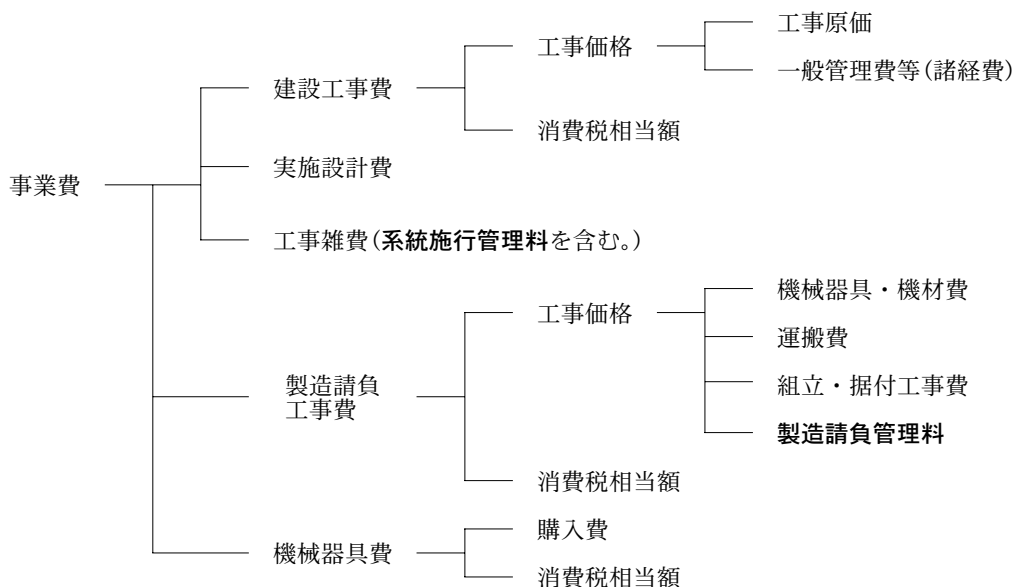
上記の施行方法のうち系統施行は、農業協同組合等の事業主体が、事業施行管理能力を有する全国農業協同組合連合会及び都道府県経済農業協同組合連合会(以下、両者を併せて「農協連」という。)に対し、施設の基本設計及び実施設計書の作成、工事の施行、施工管理(工事の監理を含む。)等の業務(以下、農協連が事業主体に代わって行うこれらの業務を「施主代行業務」という。)を一括して委託する施行方法である。

そして、系統施行の実施に当たっては、事業主体が農協連と随意契約により委託契約を締結し、これに基づき委託を受けた農協連は、競争契約等により施工業者に発注し、予定期日までに実施設計書に基づく工事を完成して事業主体に引き渡し、施行の責任を負うものとされている。

なお、系統施行は、かつて補助事業において施工管理が十分でない事態や適正な経理処理が行われていない事態が見受けられたことなどから、補助事業を適正に実施するために制度化されたものである。

(系統施行による施設の整備事業の事業費構成)

施設の整備を系統施行により行う場合の補助対象事業費の構成等は、「経営構造対策補助対象事業事務及び補助対象事業費の取扱いについて」(平成12年12構改B第329号構造改善局長通知)等に定められており、次のとおり、建物の建築は建設工事費に、乾燥機、選果機等の機械設備の製造、据付け等は製造請負工事費に、それぞれ区分されることとなっている。



(製造請負管理料及び系統施行管理料)

施設の整備を系統施行により行う場合には、農協連の業務に対する経費として、製造請負工事には製造請負管理料、建設工事(設計業務を除く。)には系統施行管理料が、それぞれ事業の執行のために必要であるとして補助の対象とされている。

製造請負管理料は、製造請負工事費の中に計上されており、機械器具・機材の本体価格、運搬費及び組立・据付工事費(以下「本体価格等」という。)の5%又は2000万円を上限とする(以下、それぞれ「上限率」、「上限額」という。)とされている。

また、系統施行管理料は、建設工事費とは別に区分されている工事雑費に計上されており、農協連と都道府県知事との協議に基づき工事費に応じてその料率が定められている。

なお、前記の上限率及び上限額については、本院が平成10年度決算検査報告において農林水産省に対し、業務の実態に適合した製造請負管理料の算出方法を定め上限率等を設定するよう指摘し、その処置が講じられたものである。

2 検査の結果

(検査の着眼点)

系統施行においては、農協連と施工業者との間の建設工事又は製造請負工事に関する契約については競争契約等により工事が実施されているが、事業主体と農協連との施主代行業務に関する契約(以下「契約」という。)については随意契約により事業が実施されている。

そこで、事業主体と農協連との契約は適切か、製造請負管理料の算定は適切か、系統施行により事業が適切に実施されているかなどに着眼して検査した。

(検査の対象)

北海道ほか45府県^(注)(以下、単に「県」という。)において、平成12年度から16年度までに系統施行により施設を整備した1,405件の事業(事業費計3338億2503万余円、これに対する国庫補助金計1569億9160万余円)を対象として検査を実施した。

(検査の結果)

検査したところ、上記の1,405件のうち、46県の1,345件の事業(これに係る製造請負管理料及び系統施行管理料計84億6167万余円、これに対する国庫補助金相当額計39億9011万円)において、次のような事態が見受けられた(①及び③には事態が重複しているものがある。)

(1) 製造請負管理料について

ア 農協連が製造請負管理料の額を事業主体に明示していなかったため、契約が透明性を欠いていたもの

46県 1,303件 事業主体に明示しないまま支払われた製造請負管理料

82億0088万余円

上記に対する国庫補助金相当額 38億6959万余円

事業主体が農協連と締結する契約書には、製造請負工事については製造請負工事費全体の金額が記載されており、その工事費の中に製造請負管理料の額が含まれているのに、これが明示されていなかった。また、ほとんどの農協連では、事業主体に対して、問い合わせがあった場合に同管理料が本体価格等の5%程度であることなどを口頭で説明しているにすぎず、問い合わせがない限り、同管理料の額を知らせていなかった。このため、ほとんどの事業主体では、同管理料の額を把握していないことから、この額の妥当性について検討する機会を失うことになっていて、系統施行における契約が透明性を欠いている状況となっていた。

イ 農協連が設備ごとに工事を区分して製造請負管理料を算定したため、事業主体が同管理料の上限額である2000万円を超えて支払っていたもの

8県 14件 上限額を超えて支払われた製造請負管理料 4458万余円

上記に対する国庫補助金相当額 2090万余円

農協連では、一つの施設について設備ごとに工事を区分して複数の施工業者に発注し、それぞれの工事区分ごとに本体価格等の上限率5%又は上限額2000万円の製造請負管理料を算出していた。このため、事業主体は、同管理料の上限額である2000万円を超えて支払っており、同管理料の高額化を抑制するという上限率又は上限額の設定の趣旨に沿わない結果となっていた。

(2) 系統施行管理料について

製造請負工事を伴わず、施設に関する専門的知識等を必要としない建物の建設工事を系統施行により実施していたもの

19県 41件 製造請負工事を伴わない建設工事に係る系統施行管理料 8508万余円
上記に対する国庫補助金相当額 4058万余円

事業主体は、農業用の機械や設備の整備を行う製造請負工事を伴わない、研修教育棟、宿泊施設、研修室、機械格納庫、農産物直売施設などの建物の建設工事を系統施行により実施していた。

しかし、施設に関する専門的知識等は、製造請負工事を含む事業においては必要であるが、製造請負工事を伴わない建設工事の施行においては特に必要ではないことから、農協連以外の民間業者でも設計施工管理をすることが可能であり、系統施行管理料を支払って随意契約で系統施行により実施しなければならない特段の理由は見当たらなかった。

(3) 奨励金について

事業主体が系統施行により施設を整備したことを条件として農協連から奨励金等を受領していたもの

9県 91件 奨励金等の支払われた施設に係る製造請負管理料及び系統施行管理料 9億2137万余円
上記に対する国庫補助金相当額 4億2988万余円

事業主体は、契約の相手方である農協連から、農協連の交付要領等に基づき、系統施行により施設を整備したことを条件として、事業費のうち自己負担金の一定割合に相当する額等を奨励金等(4億7326万余円)として受領していた。

農協連では、上記の奨励金等は、地域農業の生産基盤の強化を図ることなどを目的としていること、また、奨励金等の交付部署と系統施行の担当部署が異なっており経理処理も区分されていることなどから、事業費を低減させたり施行方法を系統施行に誘導したりするものではないとしていた。

しかし、農協連が、契約の相手方である事業主体に系統施行により施設を整備したことを条件として奨励金等を支払うことは、事業費を低減させて事業の施行方法を系統施行に誘導するおそれが生じることになり、契約の公正性に疑義を生じさせるものとなっていた。

したがって、上記の(1)、(2)及び(3)のような事態は、系統施行が補助事業を適正に実施するために制度化された経緯からみて適切とは認められず、改善の要があると認められた。

(発生原因)

このような事態が生じていたのは、次のことなどによると認められた。

ア 事業主体において、製造請負管理料の額を把握し、その妥当性を検討することについての認識が十分でなかったこと

イ 農協連において

- (ア) 事業主体に対して、農協連の業務の対価であり、補助の対象となる製造請負管理料の額を明示することの重要性について認識が十分でなかったこと
- (イ) 系統施行により施設を整備したことを条件に奨励金等を支払うことは、事業の施行方法を系統施行に誘導するおそれが生じることになるのに、それに対する配慮を欠いていたこと

ウ 農林水産省において

- (ア) 製造請負管理料の算定の基礎となる本体価格等の取扱いについて明確にしておらず、同管理料が適正に算定されるよう指導していなかったこと
- (イ) 建設工事だけでは系統施行を選択できないことを明確に指導していなかったこと

3 当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、農林水産省では、17年9月に各地方農政局等に対して通知を発し、系統施行に係る契約についての透明性及び公正性をより一層確保し、事業主体が施行方法を合理的に選択できるよう次のような処置を講じた。

ア 農協連に、契約書等において製造請負管理料の額を事業主体に対して明示させることとした。

イ 製造請負工事費が高額で施設内の設備の機能が独立して稼働するなど特別な場合を除き、施設全体を単位として製造請負管理料の上限額は2000万円であることを明確にし、農協連に同管理料が適正に算定されるよう指導した。

ウ 事業主体に、製造請負工事を伴わない建設工事は、請負施行等他の施行方法により実施することを指導した。

エ 農協連に、系統施行により施設を整備したことを条件として事業主体に奨励金等の支払を行わないよう検討を依頼した。

これを受けて、農協連では、系統施行により整備した施設に対する奨励金等の支出は一切行わないよう周知徹底を図った。

(注) 北海道ほか45府県 北海道、京都、大阪両府、青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、神奈川、新潟、富山、石川、福井、山梨、長野、岐阜、静岡、愛知、三重、滋賀、兵庫、奈良、和歌山、鳥取、島根、岡山、広島、山口、徳島、香川、愛媛、高知、福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄各県

(2) 新山村振興等農林漁業特別対策事業等により整備した直売所等の施設について、適切な事業評価を実施するとともに、事業効果の発現状況を継続的に把握できる体制を整備することにより、事業効果の十分な発現を図るよう改善させたもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)農林水産本省 (項)農村振興費 (平成11年度以前は、(項)農業振興費)
部局等の名称	農林水産本省、東北、関東、北陸、東海、近畿、中国四国、九州各農政局
補助の根拠	予算補助
補助事業者	青森県ほか17県

間接補助事業者 (事業主体)	町 14、村 13、農業協同組合 3、その他 4、計 34 事業主体
補助事業	新山村振興等農林漁業特別対策(平成 10 年度以前は、山村振興等農林漁業特別対策)
補助事業の概要	中山間地域等の振興を一層促進するため、新たな起業展開の推進による農業所得の向上、雇用の創出、都市住民の農山村体験等による都市との交流人口の増加等を図ることを目的として、直売所、加工施設、体験施設等を整備するもの
効果が十分発現していない施設	35 施設
上記の施設に係る事業費	29 億 7821 万余円(平成 7 年度～12 年度)
上記に対する国庫補助金	14 億 7796 万円

1 事業の概要

(新山村振興等農林漁業特別対策事業の趣旨と仕組み)

農村地域は、単に食料供給の生産基盤としてだけでなく、国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全等の多様な公益的機能を有しているが、農業人口の減少及び高齢化が進行しており、特に平野の外縁部から山間地に至るいわゆる中山間地域では、急速な過疎化及び高齢化により、集落機能が衰退し、耕作放棄地が増大するなどしている。

このような状況に対して、農林水産省では、中山間地域において、地域の特性をいかした農林漁業を始めとする多様な産業の振興等を図るため、新山村振興等農林漁業特別対策事業(平成 10 年度以前は山村振興等農林漁業特別対策事業、以下「新山村事業」という。)を実施している。

この新山村事業は、新山村振興等農林漁業特別対策事業実施要領(平成 11 年 11 構改 B 第 322 号農林水産事務次官依命通知)等(以下「実施要領等」という。)に基づき、地域の自主性、創意工夫の発揮を通じて、中山間地域の振興を一層促進するため、地域の特性をいかした高品質な農産物の販売、付加価値を高めた加工品の販売等新たな起業展開の推進による農業所得の向上、雇用の創出、地域の自然を活用した都市住民の農山村体験等による都市との交流人口の増加等を図ることを目的として、直売施設、加工施設、体験学習施設等を整備するものであり、6 年度から 16 年度(16 年度に認定された事業については 19 年度)まで実施されている。

新山村事業の事業主体は、市町村、農業協同組合、農林漁業者等の組織する団体等となっており、国は、その事業に要する費用の一部(助成対象施設等の区分により、5.5/10 以内、1/2 以内、4.5/10 以内など)を助成している。

(新山村事業の実施手続)

新山村事業は、実施要領等に基づき、次のとおり実施することとなっている。

① 事業計画の策定等

事業の計画主体である市町村長は、農業所得の向上、雇用の創出等の目標(以下「事業目

標」という。)等を記載した事業計画を策定して都道府県知事に提出し、その認定を受ける。

また、市町村長は、新山村事業を円滑に推進するための具体的な活動を行う中核的組織として地域活性化支援機構(以下「支援機構」という。)を設置し、事業を円滑に推進する体制(以下「事業推進体制」という。)を確立する。支援機構は、市町村職員、青年部等の地元活動グループ、地元企業役員等で構成され、施設の整備に着手する前に、地域の現況、地域活性化に対する基本方針、新山村事業への取組などを記載した山村等活性化ビジョンを作成するなど、地域の実状に即した多様な活動を展開したり、事業完了後に、事業参加者や施設利用者の減少、販売額の低下等により事業効果の発現が薄れる場合には、地域住民及び施設の管理主体との意見交換会の開催、近隣施設との連携などにより速やかな改善策を提案したりするなどの役割を担っている。

② 計画達成状況報告書の提出等

市町村長は、事業完了後の一定期間(山村振興等農林漁業特別対策事業においては、事業完了後から3年間、新山村振興等農林漁業特別対策事業においては、原則として、事業完了後の1年後、3年後及び5年後)、事業計画に記載された事業目標の達成状況を調査し、その結果を記載した計画達成状況報告書(以下「報告書」という。)を都道府県知事に提出する。報告書の提出を受けた都道府県知事は、これを地方農政局長等に提出する。

そして、事業目標を達成していないなどの場合には、市町村長は、支援機構の意見を反映させた改善計画を作成したり、また、都道府県知事は、必要に応じて市町村等に対し指導を行ったりなどする。

(事業の交付金化)

同省では、農山漁村の活性化を図るためには、地域内外のニーズを踏まえながら、地域が自ら考え行動する取組に対して支援することが重要であるとして、16年度まで実施していた新山村事業も取り込んで、17年度から21年度までの5年間を事業実施期間として、交付金制度化された「元気な地域づくり」を推進することとしている。

そして、同制度のもとでは、都道府県が管内の事業採択の調整や予算の配分を行うことが可能となっており、事業完了後の施設の運営方法等も含め、都道府県及び市町村の自主性や裁量が発揮されるものとなっている。

2 検査の結果

(検査の着眼点)

新山村事業は、上記のとおり、交付金制度への移行により、事業採択、運営方法等について、都道府県及び市町村が自主性を発揮する余地が高まっており、今後、都道府県及び市町村において、事業を効果的に実施するには、適切な事業評価を行うことにより事業効果を的確に把握したり、事業効果を発現させる方策を検討したりするなどの取組がより一層重要なものとなっている。

そこで、これまでに実施された新山村事業が農業所得の向上や雇用の創出等に寄与するなど事業効果が十分に発現しているか、また、都道府県及び市町村における事業に対する取組状況が十分なものとなっているかなどに着眼して検査した。

(検査の対象)

北海道ほか^(注2)20県において、6年度から12年度までに実施された新山村事業2756件、事

業費 1879 億余円(国庫補助金 956 億余円)のうち、北海道ほか 20 県の 17 市 104 町 48 村所在の 202 事業主体が実施した新山村事業 318 件(318 施設)、事業費 448 億余円(国庫補助金 221 億余円)について検査した。

(検査の結果)

(1) 事業効果の発現状況について

ア 調査の方法

(ア) 施設の分類

施設の内容により期待できる事業効果に違いがあると考えられることから、新山村事業の助成対象となっている施設を、その主たる内容により、表 1 のとおり 6 種別に分類した。

表 1 施設内容による施設種別

施設種別	施設の内容
農林水産物直売・食材供給施設(以下「直売所」という。)	地域の農産物の販売及びこれらを食材として提供する施設
体験農園・体験学習施設(以下「体験施設」という。)	都市住民等が農業体験等をするための施設
交流促進施設(以下「交流施設」という。)	地域の自然を活用した都市交流の拠点となる施設で、宿泊施設、研修施設、地域の特産品の販売施設等で構成される複合的で大規模な施設
農林水産物処理加工施設(以下「加工施設」という。)	地域の特産品等の加工施設
育苗施設、農林水産物集出荷貯蔵施設(以下「栽培・貯蔵施設」という。)	米、野菜、花き等の苗等を栽培する施設、野菜等の集出荷貯蔵施設
高齢者、女性等活動促進施設(以下「活動促進施設」という。)	高齢者、女性等の持つ知識、技術等をいかし、郷土料理の伝承や地域住民との交流活動を通じて高齢者等の活動を促進する施設

(イ) 事業効果の判定方法

市町村長は、事業計画の策定に当たり、施設の整備による事業の目的を設定していた。そして、その目的は、同じ施設種別でも必ずしも一様ではないが、ほとんどの事業において、①雇用の創出、②所得の向上、③都市との交流人口の増加、④高齢者、女性等の活動の活発化、⑤特産品の加工・販売の促進、⑥遊休農地の活用のいずれか一つまたは複数を図ることとなっていた。

一方、報告書には、事業目標の達成状況を記載することになっているが、ほとんどの市町村で、事業目標の達成状況を測る基準として、施設の利用人数、販売額、加工実績等(以下「利用実績」という。)を用いていた。

しかし、直売所において店頭で陳列している商品のほとんどが地域の特産物でなく、地域外から仕入れたものであり、販売額が地域の所得の向上や特産品の販売の促進に必ずしも結びつかない場合など、施設の利用実績が事業計画に掲げられた数値目標(以下「計画目標」という。)を超えていても事業の効果が必ずしも発現していることにはならない事態も考えられる。そこで、本院において、表 2 のように、前記①から⑥の事業目的に応じた効果の指標(以下「評価指標」という。)を設定し、これにより施設ごとに 6 項目の効果の発現状況を調査することとした。

なお、すべての施設種別において、前記6項目すべての効果が発現するものではないが、各市町村が設定している事業の目的は同じ施設種別であっても必ずしも一様ではないこと、掲げられた目的に応じた効果以外の効果が期待できる場合もあると考えられることから、各施設について6項目すべての効果の発現状況を調査することとした。

そして、この調査においては、各施設の15年度における状況について、表2のとおり、職員名簿、地域農産物の販売状況等を確認するなどして、施設ごとに6項目の効果を調査し、効果が発現していると認められたものは1項目につき1ポイントを付与する方法により、各施設の効果の発現状況を整理した。

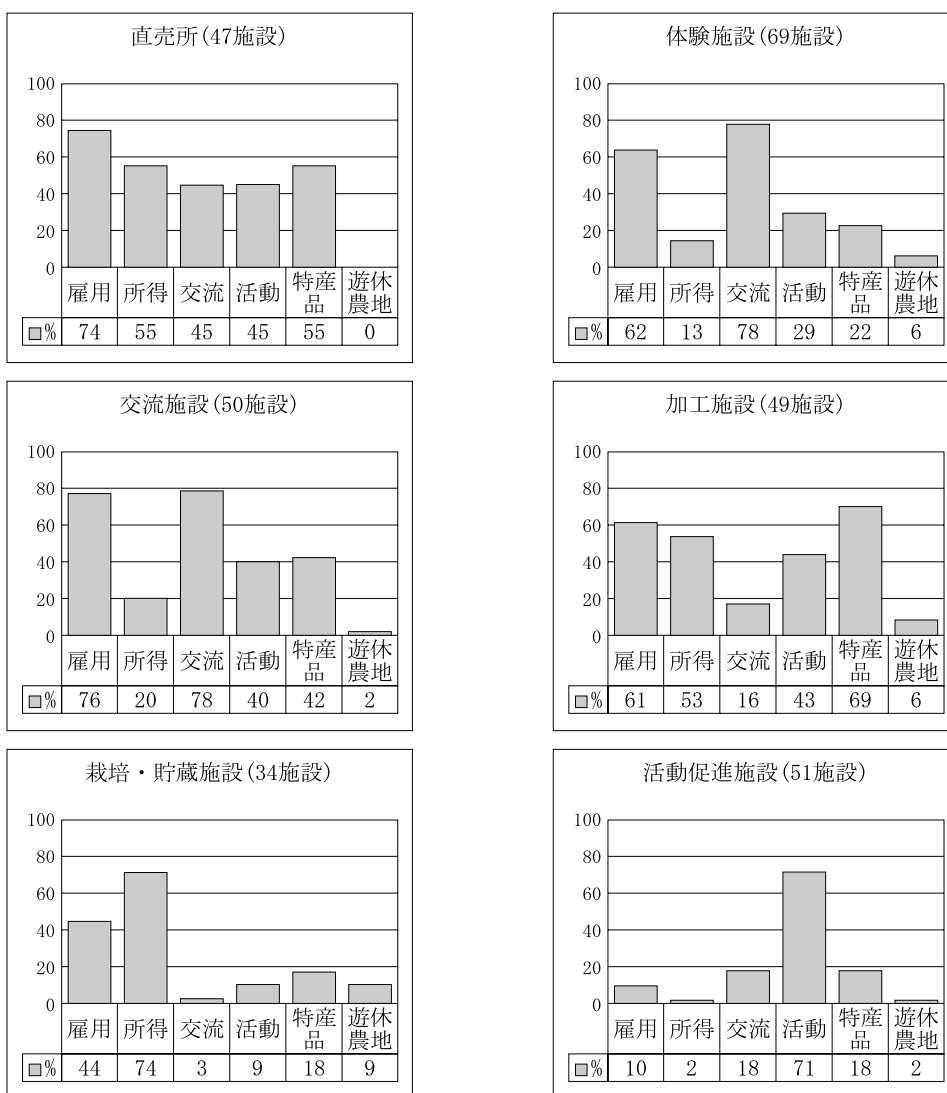
表2 評価指標

効果が発現している状況		確認資料等
①	施設において地域の住民が新規採用された場合など(以下、この効果を「雇用効果」という。)	職員名簿、給与簿等
②	施設で地域の農産物を販売するなどして事業参加者等の所得が向上したと認められる場合など(以下、この効果を「所得効果」という。)	地域農産物の販売状況等
③	施設を都市住民が利用している場合(以下、この効果を「交流効果」という。)	都市住民(地域外住民)の利用状況
④	施設の利用により、高齢者、女性等を中心とした活動が活発となった場合、参加者に高齢者、女性等が多い場合など(以下、この効果を「高齢者等活動効果」という。)	グループ活動、イベントの実施状況等
⑤	施設を利用して地域の特産品の加工・販売が促進された場合など(以下、この効果を「特産品効果」という。)	地域特産品の加工・販売の状況
⑥	施設で販売、加工する農産物を栽培するなどして遊休農地が減少した場合(以下、この効果を「遊休農地効果」という。)	市町村資料、現地確認

イ 調査の結果

前記の6施設種別について、6項目の評価指標ごとに、全施設数に対する効果が得られた施設数の割合をそれぞれ求めると、効果の発現している状況は次の図のとおりである。

図 施設種別ごとの効果の発現状況



この図からすれば、直売所、加工施設については雇用効果、所得効果及び特産品効果など、体験施設、交流施設については雇用効果及び交流効果など、半数以上の施設において2つ以上の効果の発現が期待でき、運営方法によっては、それ以上の効果の発現が期待できるものと思料される。一方、栽培・貯蔵施設については主として所得効果、活動促進施設については主として高齢者等活動効果がそれぞれ期待できるものと思料される。

そして、施設ごとにポイントを集計した結果は、表3のとおりである。

表3 施設種別ごとのポイント集計表

(単位：施設)

施設種別		ポイント数							計
		6 ポイント	5 ポイント	4 ポイント	3 ポイント	2 ポイント	1 ポイント	0 ポイント	
1	直 売 所	0	7	8	11	12	5	4	47
2	体 験 施 設	0	0	6	8	46	5	4	69
3	交 流 施 設	1	4	6	10	22	5	2	50
4	加 工 施 設	0	2	5	12	27	2	1	49
5	栽培・貯蔵施設	0	0	1	2	13	17	1	34
6	活動促進施設	0	0	1	2	9	33	6	51
計		1	13	27	45	129	67	18	300

(注) 隣接して複数の施設を整備している場合には、複数の施設を1施設とみなして事業効果を判定しているため、「計」欄の施設数(300)は検査した施設数(318)と一致しない。

この集計の結果、複数のポイントが期待できると思料される直売所、体験施設、交流施設及び加工施設において1～0ポイントとなっているものが28施設、また、栽培・貯蔵施設及び活動促進施設において0ポイントとなっているものが7施設、計35施設(表3の太枠で囲まれた施設)あった。

そこで、これらの施設の事業内容及び運営の実態、効果の発現状況や利用実績の推移等を、事業主体から資料を求めたり、ヒアリングを実施したりなどして詳細に調査した。

その結果、次のとおり、35施設(青森県ほか^(注3)17県の32市町村所在の34事業主体に係る施設、事業費計29億7821万余円(国庫補助金計14億7796万余円))のいずれも事業効果が十分に発現していなかった。

- ① 販売額、施設の利用人数等の利用実績が計画目標以上であっても、この事業で期待される地域農産物の販売額が少なかったり、都市住民の利用人数が少なかったり、地域住民の雇用がなかったりなどして、事業効果が十分に発現していないもの 8施設
- ② 利用実績が計画目標より低く、事業効果も十分に発現していないもの 27施設
このうち①の事例を示すと次のとおりである。

<事例>

A村では、平成8、9両年度に、都市との交流及び就業機会の増大を図ることなどを目的として、直売所1棟(544m²)を事業費1億2000万円(国庫補助金6000万円)で整備している。

そして、A村では、15年度における直売所の販売額は計画目標(1億0082万円)を上回る約1億1000万円となっていたことから、利用実績からみて問題がないとしていた。しかし、雇用されている職員に地元採用者がいなかったり、売店の販売物に地元特産品が少なかったり、レストランで使用されている主な食材が輸入品であったりなどして、事業効果が十分に発現していなかった。

(2) 事業効果が十分に発現していない35施設が所在する県及び市町村の取組状況等について

ア 市町村における事業効果の把握及び事業推進体制

前記35施設が所在する32市町村について、利用実績以外の評価指標等を設定して事

業効果を把握しているかどうか検査したところ、31市町村では、利用実績以外の評価指標等を設定していなかった。

また、事業推進体制についてみると、事業完了後も支援機構が活動しているのは4町村(13%)にすぎず、28市町村(87%)においては事業完了後に支援機構は解散しており、事業推進体制が十分機能していないものとなっていた。

イ 県における利用実績等の把握

上記35施設が所在する青森県ほか17県における施設の利用実績の把握状況についてみると、報告書の提出期間終了後においてもすべての施設について把握している県は7県、一部の施設について把握している県が5県、全く把握していない県が6県となっており、計11県において施設の利用実績を継続的に把握していない状況となっていた。

また、県がすべての施設を対象として計画的に施設に赴き、実際に施設の運営状況を確認しているかどうか調査したところ、上記18県とも確認していなかった。

したがって、利用実績以外の評価指標等を設定して適切な事業評価を実施するとともに、施設によっては、最終の報告書の提出時点で事業効果が十分に発現していないものもあることから、事業完了後においても事業効果の発現状況を継続して把握する体制を整備することにより、新山村事業の事業効果の十分な発現を図っていく必要があると認められた。

(発生原因)

このような事態が生じていたのは、主として、次のことによると認められた。

- (ア) 市町村において、事業効果を評価するに当たり、主に利用実績を基準としていて、事業計画に即した適切な評価指標等を設定していないことから、事業効果の発現状況を的確に把握していなかったこと、また、事業完了後に支援機構が解散していて事業推進体制が十分機能していなかったこと
- (イ) 県において、事業効果の発現状況を継続して把握できる仕組みが構築されておらず、市町村等に対し適時適切に改善・指導を行っていなかったこと
- (ウ) 農林水産省において、県が事業効果の発現状況を継続して把握できる仕組みを構築していないこともあり、事業効果の発現状況の把握が必ずしも十分でなく、事業効果の発現していないなどの施設について、改善措置を執るよう県に対し十分な指導を実施していなかったこと

3 当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、農林水産省では、17年9月に各地方農政局長等に対して通知を発し、新山村事業が適切に実施されるよう都道府県及び市町村に対し実施要領等の趣旨を周知徹底するとともに、次のような処置を講じた。

ア 市町村に対し、事業効果を評価するに当たり、適切な評価指標等も含めることにより事業効果の発現状況を的確に把握させるとともに、支援機構等を十分に活用させるなど事業推進体制を整備させることとした。

イ 都道府県に対し、市町村が実施した適切な評価指標等による事業効果の発現状況に係る報告に基づき、各施設の事業効果の発現状況等を一元的に管理することにより各施設の運営状況を継続して把握させるとともに、市町村等に対し適時適切に改善・指導を行わせることとした。また、改善・指導を実施しても、事業効果の発現が期待し難い施設について

は、現地確認を実施した上で、市町村等に対し施設の利用計画の変更など適切な処置を行わせることとした。

(注1) 中山間地域 「山村振興法」(昭和40年法律第64号)、「過疎地域自立促進特別措置法」(平成12年法律第15号)、「半島振興法」(昭和60年法律第63号)、「離島振興法」(昭和28年法律第72号)及び「特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律」(平成5年法律第72号)の規定に基づき指定されている地域等

(注2) 北海道ほか20県 北海道、青森、岩手、宮城、山形、群馬、神奈川、石川、福井、長野、岐阜、静岡、三重、滋賀、和歌山、岡山、山口、徳島、高知、大分、鹿児島各県

(注3) 青森県ほか17県 青森、岩手、宮城、山形、群馬、神奈川、石川、福井、長野、岐阜、静岡、三重、滋賀、和歌山、岡山、山口、大分、鹿児島各県

(3) 農業集落排水事業により整備した肥料化施設等において、施設を適切に利用し、汚泥を農地に還元することにより、事業効果の発現を図るよう改善させたもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)農林水産本省 (項)農村整備事業費 (項)離島振興事業費 (項)北海道農村整備事業費
部局等の名称	農林水産本省、東北、関東、東海、中国四国、九州各農政局
補助の根拠	予算補助
補助事業者	北海道ほか11県(うち事業主体、福島県ほか1県)
間接補助事業者(事業主体)	市7、町19、村6、計32事業主体
補助事業	農業集落排水、農業集落排水緊急整備、農村総合整備モデル、農村基盤総合整備、農村活性化住環境整備
補助事業の概要	農業用排水の水質保全、農業用排水施設の機能維持又は農村生活環境の改善を図り、併せて公共用水域の水質保全に寄与するため、農業集落におけるし尿、生活雑排水等の汚水、汚泥等を処理する施設の整備を行うもの
効果が十分発現していない施設	51施設
上記の施設に係る事業費	20億5046万余円(平成元年度～13年度)
上記に対する国庫補助金	10億2713万円

1 事業の概要

(農業集落排水事業の概要)

農林水産省では、「農業集落排水事業実施要綱」(昭和58年58構改D第271号農林水産事務次官通達。以下「実施要綱」という。)等に基づき、農業用排水の水質保全又は農村生活環境の

改善を図り、併せて公共用水域の水質保全に寄与するなどのため、農業集落におけるし尿、生活雑排水等の汚水を処理する施設(以下「汚水処理施設」という。)等を整備する事業(以下「農業集落排水事業」という。)を実施している。

そして、農林水産省では、農業集落排水事業を実施する都道府県、市町村等(以下、これらを「事業主体」という。)に対して、毎年度、多額の国庫補助金を交付しており、平成元年度から16年度までの国庫補助金の予算額の累計は1兆6237億余円となっている。

(事業の計画及び実施)

農業集落排水事業の実施に当たり、事業主体は、^(注1)処理区^(注1)のし尿処理の現況、施設計画の概要、汚泥処理・処分計画等を記載した事業計画を策定することとなっており、また、汚泥を農地還元する施設を整備する場合は、汚泥処理・処分計画に汚泥を農地還元することを記載することになっている。そして、汚水処理施設はこの事業計画に基づいて整備することになっている。

また、都道府県は、事業主体に対し、事業計画の作成及び事業の実施の適切かつ円滑な推進のための技術的な助言、指導、その他の援助を講ずるものとされている。

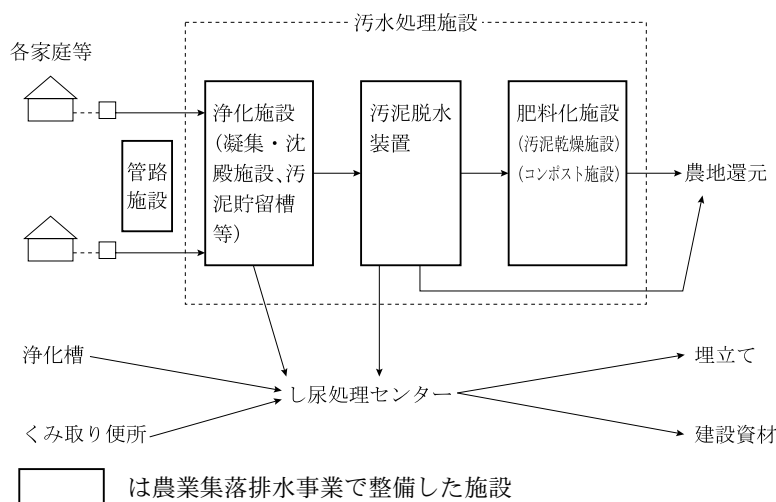
(注1) 処理区 おおむね1,000人程度に相当する規模以下の農業集落を対象として管路、汚水処理施設を整備する地区

(汚泥の循環利用)

処理区の家家庭等から排出される汚水は管路施設を通じて集められ、凝集・沈殿施設、汚泥貯留槽等からなる浄化施設で汚泥と浄化した処理水に分離される。そして、分離された汚泥の循環利用の一環として農地還元するには、^(注2)汚泥脱水装置や肥料化施設(汚泥乾燥施設、コンポスト施設)(以下、これらを「肥料化施設等」という。)で肥料(脱水汚泥、乾燥汚泥、コンポスト)に再生する(図参照)。この場合、汚泥脱水装置では汚泥を脱水させた脱水汚泥、汚泥乾燥施設では脱水汚泥を乾燥させた乾燥汚泥、コンポスト施設では脱水汚泥を発酵させたコンポストをそれぞれ製造する。

(注2) コンポスト 汚泥を脱水・発酵させたたい肥

図 汚泥の循環利用等概念図



(汚泥の循環利用目標)

近年、農村地域における混住化の進展等、農業及び農村を取り巻く状況の変化により、農

業用排水の汚濁が進行し、農作物に生育障害が生じたり、悪臭が発生したりするなど、農業生産環境及び農村生活環境の両面に大きな問題が生じている。また、農業の有機性資源の利活用による循環型社会の構築が重要な政策課題の一つとなっていて、農業集落排水事業で整備した污水处理施設から排出される汚泥の循環利用について、今後一層の対応が必要となっている。

このような状況を踏まえ、土地改良長期計画(平成15年10月閣議決定)において、環境への負荷の少ない循環型社会の構築に資するため、汚泥のリサイクル率を14年度実績の45%から19年度には55%まで向上させる目標を設定している。

2 検査の結果

(検査の着眼点)

農林水産省では、環境への負荷の少ない循環型社会の構築を図るため、汚泥の循環利用を行うための肥料化施設等を積極的に整備してきているところである。

そこで、農業集落排水事業により整備された肥料化施設等は事業計画に示されたとおりに利用されているか、また、肥料となった汚泥は循環利用されているかなどに着眼して検査した。

(検査の対象)

北海道ほか^(注3)23県において、元年度以降に農業集落排水事業により整備された肥料化施設等244施設、これに係る事業費計166億7163万余円(国庫補助金計83億8120万余円)を対象として検査を実施した。

(検査の結果)

検査したところ、北海道ほか^(注4)11県において整備された51施設、これに係る事業費計20億5046万余円(国庫補助金計10億2713万余円)において、補助事業の効果が発現しておらず、適切とは認められない事態が次のとおり見受けられた。

(1) 循環利用を行うための肥料化施設等が稼働していないもの

20施設 事業費9億7525万余円(国庫補助金4億8953万余円)

<事例>

A県では、平成9年度に、事業計画に基づき、B町C処理区の浄化施設で発生した汚泥を脱水・発酵させてコンポストを製造し、これを農地還元するためにコンポスト施設を事業費40,680,000円(国庫補助金20,340,000円)で整備し、12年4月、同町に施設を移管し供用を開始している。

しかし、同県では、同施設を整備する際に脱臭装置を設置するなどの適切な臭気対策を立てていなかったことから、13年4月に周辺住民から同施設から発生する臭気に対する苦情が寄せられた。このため、同年5月から同施設は稼働していない状況となっていた。

(2) 肥料化施設等で製造された肥料が農地還元されていないもの

31施設 事業費10億7520万余円(国庫補助金5億3760万余円)

<事例>

D市では、平成6年度に、事業計画に基づき、E処理区において汚泥脱水装置を事業費44,356,517円(国庫補助金22,178,258円)で整備し、10年6月に供用を開始している。

事業計画では、E処理区及び同処理区以外の3処理区に整備予定の浄化施設及び汚泥脱水装置で製造した脱水汚泥を同市内に建設予定のコンポスト施設(1施設)でコンポストにし、農家等がこれを利用することとしていた。

しかし、同市では、E処理区以外の3処理区で予定していた浄化施設等の整備を公共下水道事業や合併浄化槽の整備に変更したことから、コンポスト施設の建設は取り止めとなった。このため、E処理区の汚泥脱水装置で製造する脱水汚泥をそのまま農地還元することとしたが、これについて農家等の理解を得られず、脱水汚泥は農地還元できなくなった。そして、同市では別の民間コンポスト会社等の受け入れ先を探すなどの対策を実施しておらず、同装置の供用開始当初から、脱水汚泥は民間の処分業者により焼却され埋立処分されている状況となっていた。

以上のように、肥料化施設等を整備するために多額の国庫補助金を交付し、これが整備されたにもかかわらず、稼働していなかったり、肥料が農地還元されていなかったりなどしている事態は、汚泥のリサイクル率の向上につながらないなど事業効果が十分発現されているとは認められず、改善を図る必要があると認められた。

(発生原因)

このような事態が生じていたのは、次のことなどによると認められた。

- ア 事業主体において、整備した肥料化施設等に臭気対策などの所要の対策を実施したり、製造した肥料の受け入れ先を確保したりするなど汚泥の循環利用に対する取組等が十分でなかったこと
 - イ 道県において、上記についての事業主体への指導、監督が十分でなかったこと
 - ウ 農林水産省において、事業主体及び道県に対して、肥料化施設等の効果発現に対する指導が十分でなかったこと
- 3 当局が講じた改善の処置

上記に対する本院の指摘に基づき、農林水産省では、17年9月に、各地方農政局等に対して通知を発し、前記51施設の是正処置を図るとともに、事業の効果を十分発現させるために道府県に対して事業の効果的な実施と整備した施設の適正な利用に向けて、各事業主体へ次のような指導等を行わせ、その結果について地方農政局等に報告させるよう処置を講じた。

- ア 肥料化施設等の実態調査を実施し、利用状況等を十分に把握すること
- イ 実態調査の結果、肥料化施設等が全く稼働していなかったり、汚泥の農地還元が計画どおり実施されていなかったりした肥料化施設等については、改善計画を立案するよう指導すること
- ウ 改善計画の達成が見込まれるまでの間、事業主体を適切に指導するとともに、その進捗よく状況を毎年報告すること

(注3) 北海道ほか23県 北海道、青森、宮城、山形、福島、栃木、群馬、千葉、石川、福井、長野、岐阜、愛知、三重、滋賀、和歌山、鳥取、岡山、山口、徳島、高知、熊本、大分、鹿児島各県

(注4) 北海道ほか11県 北海道、青森、宮城、福島、栃木、群馬、愛知、三重、岡山、熊本、大分、鹿児島各県

- (4) 築いそ整備事業の計画策定に当たり、過去に整備した築いその実績漁獲量を把握するなどして、費用対効果分析を適切に実施することにより、事業の採択等が的確に行われるよう改善させたもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)水産庁 (項)水産業振興費
部局等の名称	水産庁
補助の根拠	予算補助
補助事業者	北海道ほか13県
間接補助事業者(事業主体)	市12、町25、村3、漁業協同組合4、計44事業主体
補助事業	漁業経営構造改善等
事業の内容	効率的かつ安定的な漁業経営を育成し、水産物の安定的な供給を図るなどのため、漁業経営基盤の強化に資する築いそ等共同利用施設を整備するもの
費用対効果分析が適切に行われていない事業	127事業
上記のうち便益が費用を下回ると認められる事業	96事業
上記の事業に係る事業費	12億0185万余円(平成12年度～16年度)
上記に対する国庫補助金	6億0580万円

1 事業の概要

(築いそ整備事業)

水産庁では、水産基本法(平成13年法律第89号。平成13年6月以前は沿岸漁業等振興法)に基づき、効率的かつ安定的な漁業経営を育成し、水産物の安定的な供給を図るなどのため、漁業経営構造改善事業等を国庫補助事業により実施している。そして、この一環として、沿岸漁業において持続的な生産体制を構築するため、市町村等を事業主体とする築いそ整備事業を実施し、漁業者の所得向上を図っている。

築いそ整備事業は、漁業者が共同で管理する漁業権漁場内において、広域性回遊を伴わない魚種、定着性水産動物及び海藻類の維持・増大を目的として、1t内外の自然石等を海中に投入するなどの方法により、人工の岩場を造成して、既存の天然漁場を拡張するものである。

(事業実施計画の策定)

築いそ整備事業を実施しようとする事業主体は、「水産業振興総合対策事業関係等補助金交付要綱」(平成10年10水漁第945号農林水産事務次官依命通知)等に基づき、その事業目的や事業効果等を記載した漁業経営構造改善事業実施計画(以下「事業実施計画」という。)を策定して都道府県知事に提出し、都道府県知事は水産庁長官とその内容について協議することとされている。

(事業実施計画における事前評価)

水産庁では、事業実施過程の透明性及び客観性を確保し、より効果的、効率的な事業の執行を図るため、12年度に、事業評価制度を導入している。これに伴い、事業主体は、上記の事業実施計画の策定に当たり、「沿岸漁業漁村振興構造改善事業等の評価指針の制定について」(平成12年12水推第271号水産庁長官通知)等(以下「評価指針等」という。)に基づき、事前評価を行うこととされている。そして、評価指針等によると、事前評価においては、便益と事業に要する費用の比(以下「費用便益比率」という。)を基とした費用対効果分析をもって行うこととされ、水産庁では、費用便益比率が1未満となって、便益が費用を下回るものについては、原則として事業の採択は行わないこととしている。

(費用対効果分析における便益の計算)

築いそ整備事業における便益は、当該築いその整備に伴う漁獲量(以下「実績漁獲量」という。)の増大により想定される生産額の増加分などとなっている。そして、事業主体では、上記の費用対効果分析における便益について、次のように計算している。

- ① 築いその整備で見込まれる1 m³又は1 m²当たりの水産資源の増加量等を基に当該築いそに係る1 m³又は1 m²当たりの漁獲増加見込量(以下「漁獲増加見込量」という。)を算出する。
- ② ①の漁獲増加見込量に事業量を乗じて年間の計画漁獲量(以下「計画漁獲量」という。)を算定する。
- ③ ②の計画漁獲量に魚価を乗ずるなどして当該築いその整備による便益とする。

そして、事業主体では、計画漁獲量を算定するに当たって、次のいずれかの漁獲増加見込量を用いている。

ア 各県の水産試験場の調査結果に基づき、各県ごとに統一的使用されている係数等を基礎とした漁獲増加見込量(以下「統一係数等による漁獲増加見込量」という。)

イ 昭和56年に発行された「新沿岸漁業構造改善事業実施の手引き」(以下「実施手引き」という。)等を基礎とした漁獲増加見込量(以下「実施手引き等による漁獲増加見込量」という。)

ウ 近隣海域において過去に実施した築いそ整備事業における直近5年間程度の実績を基礎とした漁獲増加見込量(以下「実績による漁獲増加見込量」という。)

なお、評価指針等においては、原則として、漁獲増加見込量や魚価は直近の過去5年間の平均値を用いることとされている。

(築いそ整備事業に対する補助金の交付金化)

水産庁では、政府による国と地方の税財政改革(いわゆる三位一体改革)の一環として補助金の交付金化を図ることとし、平成16年度まで地方公共団体等が補助事業により実施していた事業のうち、築いそ整備事業等の非公共事業に対する補助金のほとんどを、17年度に「強い水産業づくり交付金」(以下「交付金」という。)に統合している。

都道府県では、交付金により築いそ整備事業等を実施する場合、事業計画(以下「交付金事業計画」という。)を策定し、水産庁に提出することとされており、同庁では、交付金事業計画に記載された各事業の費用便益比率が1以上であることが事業の採択の要件とされていることから、この妥当性について審査することとしている。

2 検査の結果

(検査の着眼点)

水産庁では、上記のとおり、築いそ整備事業を交付金事業に移行した後においても、補助事業により実施していた場合と同様に費用対効果分析における費用便益比率を事業採択の基準とするほか、予算配分の指標としても活用することとしていることから、費用便益比率の適切な算定は、より効果の発現が期待できる事業の採択等を行うために重要なものとなっている。

そこで、事業評価制度が導入された12年度以降に実施した築いそ整備事業の事業実施計画における費用便益比率の算定要素の妥当性を検証するため、実績漁獲量を調査し、この調査結果と計画漁獲量の対比を行うなどして、その算定が適切に行われているかに着眼して検査した。

(検査の対象)

(注)
検査に当たっては、北海道ほか19県において、2箇年以上の対比が可能であった6年度から14年度までの間に実施された築いそ整備事業1,115事業の実績漁獲量の調査結果等を基に、事業評価制度が導入された12年度から16年度までの間に実施された同事業311事業(事業費36億1617万余円、国庫補助金18億0416万余円)を対象として検査した。

(注) 北海道ほか19県 北海道、青森、秋田、千葉、神奈川、三重、兵庫、和歌山、岡山、島根、山口、徳島、愛媛、高知、佐賀、長崎、大分、熊本、宮崎、鹿児島各県

(検査の結果)

事業実施計画における計画漁獲量と実績漁獲量の対比を試みたところ、ほとんどの事業主体では実績漁獲量を把握していなかった。このため、本院では、各種の統計資料を分析するとともに、事業主体等の協力を得て実施した漁業者に対するヒアリング調査等の結果を踏まえ、上記の1,115事業に係る実績漁獲量を調査し、計画漁獲量との対比を行った。

その結果、表1のとおり、277事業については実績漁獲量が計画漁獲量を上回っているものの、約半数の498事業については計画漁獲量の50%未満となっていた。

表1 計画漁獲量と実績漁獲量の対比

計画達成率	事業数	割合
100%以上	277	24.8%
50%以上100%未満	340	30.5%
50%未満	498	44.7%
合計	1,115	100.0%

また、この結果を、事業主体が計画漁獲量の算定に当たって用いた前記の漁獲増加見込量の種類別にみると、表2のとおり、統一係数等による漁獲増加見込量を採用した事業では、実績漁獲量が計画漁獲量を上回っているものの割合が21.7%、50%未満のもの割合が43.5%となっていた。また、実施手引き等による漁獲増加見込量を採用した事業においても、実績漁獲量が計画漁獲量を上回っているものの割合が20.6%、50%未満のもの割合が57.0%となっていた。

これに対し、実績による漁獲増加見込量を採用した事業では、実績漁獲量が計画漁獲量を上回っているものの割合が50.0%、50%未満のもの割合が18.4%となっていた。

表2 漁獲増加見込量の種類別の計画漁獲量と実績漁獲量の対比

種 類 別	計 画 達 成 率	事 業 数	割 合
統一係数等による 漁獲増加見込量	100%以上	137	21.7%
	50%以上100%未満	219	34.8%
	50%未満	274	43.5%
	計	630	100.0%
実施手引き等による 漁獲増加見込量	100%以上	72	20.6%
	50%以上100%未満	78	22.3%
	50%未満	199	57.0%
	計	349	100.0%
実績による漁獲増 加見込量	100%以上	68	50.0%
	50%以上100%未満	43	31.6%
	50%未満	25	18.4%
	計	136	100.0%
合 計		1,115	

(注) 端数整理のため、合計が一致しない。

このように、統一係数等による漁獲増加見込量及び実施手引き等による漁獲増加見込量を採用した事業では、実績漁獲量が計画漁獲量を大幅に下回っているものの割合が大きい。これは、沿岸の漁獲量が海洋環境の変化等に伴い全体的に減少していることなどにもよるが、これらの漁獲増加見込量が、実績を反映したものとなっていないのに十分な検証が行われないうまま長年にわたり採用され続けたことにもよると認められた。

そこで、上記の結果及び近年の魚価の下落傾向を踏まえ、事業評価制度が導入された12年度以降に実施された311事業について、事前評価の費用対効果分析に当たり、便益の計算が適切に行われているかについて検査したところ、次のような事態が見受けられた。

- (1) 計画漁獲量の基となる漁獲増加見込量に実績が反映されていないため、便益が過大に算定されているもの

119事業 42事業主体 事業費14億5022万余円(国庫補助金7億2998万余円)

(うち便益が費用を下回っているもの 93事業)

12年度以降に実施する事業に係る費用対効果分析に当たっては、評価指針等に基づき、原則として実績による漁獲増加見込量を用いることとされている。しかし、これを採用していたものは311事業のうち、79事業にとどまっていた。そして、当該築いその事業実施計画策定以前に同一地域で整備した築いそにおける実績漁獲量の把握が困難であるとして、統一係数等による漁獲増加見込量を採用していたものが159事業、実施手引き等による漁獲増加見込量を採用していたものが73事業あった。

しかし、上記の統一係数等による漁獲増加見込量や実施手引き等による漁獲増加見込量を採用していた232事業のうち、当該地域において初めて築いそを整備するなどした23事業を除く209事業では、同一地域において、同一の魚種等を対象とした築いそを過去に整備していることから、漁業者からのヒアリングを行うなどにより、実績漁獲量を把握

し、これを事業実施計画に反映させることが可能であった。現に、一部の事業主体では、事業評価制度の導入に伴い、漁獲増加見込量について見直しを行い、実績による漁獲増加見込量を採用していた。

そこで、事業実施計画策定以前に同一地域で整備した築いそに係る実績漁獲量に基づいて漁獲増加見込量を算出し、これにより費用便益比率の試算を行ったところ、119事業について便益が過大に算定されていた。そして、このうち93事業(事業費11億7565万余円、国庫補助金5億9270万余円)については便益が費用を下回っており、半数以上が費用便益比率0.4未満であった(表3参照)。

表3 便益が費用を下回った事業における費用便益比率の分布

費用便益比率	事業数	割合
0.8以上～1.0未満	13	14.0%
0.6以上～0.8未満	15	16.1%
0.4以上～0.6未満	18	19.4%
0.2以上～0.4未満	31	33.3%
0.2未満	16	17.2%
合計	93	100.0%

<事例>

A町では、昭和55年度から平成14年度までの間に、イセエビを対象とした築いそ整備事業を実施している。そして、12年度事業に係る事業実施計画の策定に当たり、実施手引きを参考とした水産資源の増加量 $0.40\text{kg}/\text{m}^3$ を基に漁獲増加見込量を $0.14\text{kg}/\text{m}^3$ と算出し、計画漁獲量を616kgとしていた。

しかし、同町におけるイセエビの漁獲量は、昭和40年代をピークに減少傾向にあったにもかかわらず、同町ではこのような状況を漁獲増加見込量に反映させることなく事業実施計画を策定していた。

したがって、平成11年度までの実績漁獲量に基づき漁獲増加見込量を算出すると $0.0757\text{kg}/\text{m}^3$ となり、これにより修正計算すると、上記の計画漁獲量616kgは333kgと大幅に減少し、12年度事業における費用便益比率は0.599と便益が費用を下回る結果となる。また、13、14両年度事業についても同様に修正計算すると、費用便益比率はそれぞれ0.917、0.704となり、いずれも便益が費用を下回る結果となる。

- (2) 実態を反映していない魚価を採用するなどしているため、便益が過大に算定されているもの

14事業 9事業主体 事業費1億6078万余円(国庫補助金8039万余円)

(うち便益が費用を下回っているもの 8事業)

評価指針等では、費用対効果分析に当たり、魚価についても、原則として直近の過去5年間の平均値を用いることとされているが、実態を反映していない魚価を用いるなどしていたため、311事業のうち14事業について便益が過大に算定されていた。そして、このうち8事業(事業費1億0925万円、国庫補助金5462万余円)については、便益が費用を下回っていた。

<事例>

B町では、平成15年度にイセエビを対象とした築いそ整備事業を実施している。そして、事業実施計画の策定に当たり、イセエビの価格について、統計資料に掲載された当該地域における5年から9年までの平均価格6,664円/kgを採用しており、これに計画漁獲量を乗ずるなどして、費用便益比率を1.06と算定していた。

しかし、同町では、当該地域のイセエビの価格が近年下落傾向にあるのに、これを考慮することなく上記の価格を採用していた。

したがって、15年度事業の事業実施計画策定におけるイセエビの平均価格について、統計資料に掲載された直近5年間(8年から12年まで)における当該地域の総漁獲金額を総漁獲量で除して算定すると5,668円/kgとなり、これにより15年度事業の費用便益比率を算定すると0.900となって便益が費用を下回る結果となる。

上記(1)、(2)のとおり、311事業のうち127事業((1)、(2)の事態が重複している6事業について重複分を控除)は事業主体において費用対効果分析が適切に行われておらず、また、水産庁において事業実施計画における計画漁獲量等の根拠となる数値の審査が十分になされていないものと認められた。そして、このうち96事業((1)、(2)の事態が重複している5事業について重複分を控除。これに係る事業費計12億0185万余円、国庫補助金6億0580万余円。)については、本院の試算によると便益が費用を下回る結果となった。

上記のように、築いそ整備事業の事業実施計画の策定に当たり、費用対効果分析における便益が過大に算定されている事態は、補助事業から交付金事業に移行した後においても採択の要件を満たしていない事業に国費の投入を継続していくこととなること、また、これに加え、交付金の予算配分に影響を及ぼし、ひいては的確な事業採択等がなされなくなるおそれがあることから適切とは認められず、改善を図る要があると認められた。

(発生原因)

このような事態が生じていたのは、次のことなどによると認められた。

事業実施計画の策定に当たり、

- ア 道県及び事業主体において、過去に整備した築いその実績漁獲量を把握していないこと、及び漁獲増加見込量や魚価などの実態を反映した費用対効果分析を行うことの重要性について認識していなかったこと
- イ 道県において、事業主体が適切に費用対効果分析を行うよう指導を十分に行っていなかったこと
- ウ 水産庁において、事業実施計画の審査に当たり、費用対効果分析の根拠となる数値の妥当性について確認が十分でなかったこと

3 当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、水産庁では、17年9月に、都道府県に対して通知を発し、築いそ整備事業の交付金事業計画を策定する際に事業主体が実施する費用対効果分析が、過去に整備した築いその実績漁獲量を把握するなどして、実態を反映した適切なものとなるよう指導を十分に行うことについて周知徹底を図る処置を講じた。また、採用する漁獲増加見込量の根拠や調査年次等を交付金事業計画に記載させて、交付金事業計画の審査に当たり、費用対効果分析の妥当性について十分確認することとした。

(5) 配合飼料用米穀の販売に当たり、政府売渡価格から控除する飼料用米販売経費を実態に合わせて算定することなどにより、経費の節減を図るよう改善させたもの

会計名及び科目	食糧管理特別会計(国内米管理勘定)(項)食糧管理収入 (項)国内米管理費
部局等の名称	農林水産本省
配合飼料用米穀の販売の概要	政府米のうち、保管期間の長期化に伴う古米臭等により、主食用として販売することが適当でないと判断された米穀を配合飼料用米穀として買受人の指定した倉庫等まで運送し販売する業務
政府売渡価格から控除した飼料用米販売経費のうち入庫料及び荷役料	(1) 4億0323万余円(平成15年度～17年度)
鹿児島県出水市所在の飼料工場に係る県外から鹿児島市内の倉庫までの政府運送の経費	(2) 7320万余円(平成15、16両年度)
上記の政府運送された米穀の政府売渡価格から控除した飼料用米販売経費	2507万余円(平成15、16両年度)
節減できた入庫料及び荷役料	(1) 2275万円(平成15年度～17年度)
節減できた政府運送の経費	(2) 1106万円(平成15、16両年度)
節減できた飼料用米販売経費	232万円(平成15、16両年度)

1 配合飼料用米穀の概要

(配合飼料用米穀)

農林水産省では、「平成8・9年産政府米の配合飼料用販売事務取扱要領」(平成16年15総食第665号)等に基づき、安全性の面においては問題ないものの、保管期間の長期化に伴う古米臭等により、主食用として販売することが適当でないと判断された平成8年産及び9年産の政府米32万5000tを配合飼料の原料となる配合飼料用米穀(以下「飼料用米」という。)として、16年2月から17年4月までの間に、全国農業協同組合連合会(以下「全農」という。)に販売している。そして、全農は、買い受けた飼料用米を配合飼料製造業者の組織である配合飼料団体に販売し、配合飼料団体は構成員である配合飼料製造業者に販売している。

(飼料用米の運送)

農林水産省では、政府米の販売に当たり、政府米を保管している倉庫から、全農が配合飼料団体に売り渡すために政府米の解袋・ばら化等の荷役作業を行う倉庫等(以下「中継基地」という。)まで米穀を運送し、そこで全農に飼料用米として販売している。全農は、この中継基地から配合飼料製造業者の飼料工場に飼料用米を運送している。そして、政府米を保管し

ている倉庫から中継基地までの運送(以下「政府運送」という。)の経費は農林水産省が負担している。

また、農林水産省では、飼料用米の販売に当たっては、あらかじめ全農との合意によって、各飼料工場別の中継基地を選定し、これを売買契約書に定めている。

(政府売渡価格から控除する経費)

16年2月から17年4月までの飼料用米の政府売渡価格は、農林水産省と全農で締結されている売買契約により、1t当たり15,000円から20,000円となっている。

農林水産省では、自ら飼料用米を販売する場合に要する費用相当分として、全農が行う次の①及び②の業務に係る経費(以下、①と②の経費を合わせた額を「飼料用米販売経費」という。)の1t当たりの単価を上記の政府売渡価格から控除している。

- ① 中継基地に包装されたまま飼料用米をいったん入庫した後、飼料工場へ運ぶためこれをトラックの荷台等へ移動させて、そこで、包装容器を解いて飼料用米をばらにするなどの荷役作業に係る経費
 - ② ばらにした飼料用米を、中継基地から飼料工場まで運送する運送経費
- そして、全農は、政府売渡価格と同額で配合飼料団体に販売している。

(全農の買受代金の納付)

全農は、政府売渡価格から1t当たりの飼料用米販売経費を差し引いた各飼料工場別の価格にそれぞれの販売数量を乗じて得た金額を合計し、この合計額に消費税及び地方消費税相当額を合わせた金額を飼料用米の買受代金として農林水産省に納付している。全農の買受代金の総額は、前記32万5000tの政府売渡価格の総額56億8922万余円から飼料用米販売経費の総額11億5189万余円を控除した45億3733万余円に、消費税及び地方消費税相当額の総額2億2686万余円を加えた47億6419万余円となっている。

2 検査の結果

(検査の着眼点及び対象)

農林水産省では、主食用として備蓄していた政府米を保管期間の長期化に伴う古米臭等の理由により全農に飼料用米として大量に販売している。そこで、上記の飼料用米32万5000tを対象に、飼料用米の販売に当たり、政府売渡価格から控除している飼料用米販売経費は適切に算定されているか、政府運送は経済的に実施されているかなどに着眼して検査した。

(検査の結果)

検査したところ、飼料用米の販売において次のとおり適切とは認められない事態が見受けられた。

(1) 中継基地内における飼料用米販売経費の算定について

飼料用米販売経費は、中継基地における作業に係る経費が6億9482万余円、中継基地から飼料工場までの運送経費が4億5706万余円、計11億5189万余円となっている。

上記の中継基地における作業に係る経費のうち、中継基地への入庫に係る経費(以下「入庫料」という。)及び中継基地内の移動に係る経費(以下「荷役料」という。)の算定に当たっては、政府米を保管する場合に適用している「政府所有食糧及び農産物等寄託契約書」(以下「寄託契約書」という。)に準じて算定していた。その算定に当たっては、飼料用米の包装容器の種類をすべて紙袋とし、入庫料を中継基地ごとに1t当たり810円から1,100円、計2億8802万余円、荷役料を1t当たり324円から440円、計1億1520万余円とそれぞれ

算定し、合計4億0323万余円としていた。

しかし、寄託契約書によると、入庫料及び荷役料は、米穀の包装容器の種類により作業性が異なることなどから、1t当たりの料金が高価なものから順に紙袋、麻袋(樹脂袋を含む。)及びフレキシブルコンテナ詰に区分されている。

そこで、今回販売された飼料用米の包装容器の種類を販売に関する資料等から調査したところ、実際は、紙袋が66.8%、麻袋・樹脂袋が31.5%、フレキシブルコンテナ詰が1.7%となっていた。

また、農林水産省では、地方農政事務所等で産地、品種等のほか、包装容器についての情報も電子計算機に入力するなどして在庫管理を行っていた(以下、これらの情報を「在庫管理情報」という。)

したがって、飼料用米の販売に当たって、包装容器には紙袋の他により安価な麻袋等があることから、地方農政事務所等の在庫管理情報を活用して、販売対象となる飼料用米の包装容器の種類について実態を調査した上で、その種類別の割合に基づいた入庫料及び荷役料を算定すべきであると認められた。

- (2) 鹿児島県出水市の飼料工場に係る政府運送の経費及び飼料用米販売経費の算定について
農林水産省では、全農が鹿児島県出水市に所在する飼料工場(以下「出水工場」という。)に運送する飼料用米5,065tについて、関東農政局ほか11地方農政局等が保管する倉庫(注)から鹿児島市内に所在する中継基地(以下「鹿児島基地」という。)までの政府運送を総額7320万余円で実施していた。また、全農の飼料用米販売経費は2507万余円となっていた。

飼料用米の政府運送の実施状況等は次のとおりである。

- ① 売買契約の締結に当たり、全農との合意によって出水工場の中継基地を鹿児島基地とする。
- ② 飼料工場への販売数量と飼料用米を保管する倉庫の所在地などを勘案した上、関東農政局ほか11地方農政局等が保管する倉庫から鹿児島駅まで貨車輸送し、同駅からはトラックで鹿児島基地まで運送するなどして、そこで全農に販売する。
- ③ 全農は、鹿児島基地から出水工場までトラックで運送する。

しかし、出水工場の中継基地を鹿児島基地とせず、熊本県八代市に所在する中継基地(以下「八代基地」という。)とすれば、八代基地の最寄りの八代駅は、鹿児島本線の鹿児島駅までの途中駅であることから政府運送の運送距離が短縮されることなどからその経費が節減できると認められた。また、全農が行う八代基地から出水工場までの運送距離も鹿児島基地からの運送距離と比べて短縮されることなどから飼料用米販売経費が節減できると認められた。

したがって、飼料用米の販売に当たり、包装容器の種類について実態を調査せずにすべて割高な紙袋として入庫料及び荷役料を算定したり、政府運送の経費や飼料用米販売経費が経済的となるよう中継基地を選定していなかったりしている事態は適切とは認められず、改善を図る要があると認められた。

(節減できた飼料用米販売経費及び政府運送の経費)

農林水産省が実施した飼料用米の販売に関して、次のア、イのように飼料用米販売経費及び政府運送の経費を節減できたと認められた。

ア 飼料用米の包装容器の種類の実態に応じた割合に基づいて入庫料及び荷役料を修正計算

すると、入庫料 2 億 8802 万余円は 2 億 7176 万余円に、荷役料 1 億 1520 万余円は 1 億 0871 万余円となり、入庫料 1625 万余円、荷役料 649 万余円、計 2275 万余円が節減できたと認められた。

イ 出水工場の中継基地を八代基地として修正計算すると、政府運送の経費 7320 万余円は 6213 万余円に、飼料用米販売経費 2507 万余円は 2275 万余円となり、政府運送の経費が 1106 万余円、飼料用米販売経費が 232 万余円節減できたと認められた。

(発生原因)

このような事態が生じていたのは、農林水産省において、次のことなどによると認められた。

- (ア) 飼料用米販売経費の入庫料及び荷役料の算定に当たり、地方農政事務所等が保有する在庫管理情報を活用して包装容器の種類別の割合を把握していなかったこと
- (イ) 売買契約の締結に当たり、政府運送の経費や飼料用米販売経費が経済的となる中継基地の検討が十分でなかったこと

3 当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、農林水産省では、次のような処置を講じた。

- (ア) 飼料用米販売経費の入庫料及び荷役料の算定に当たっては、地方農政事務所等が保有している在庫管理情報を活用し、包装容器別の構成割合によって単価を作成して入庫料及び荷役料を算定することとした。そして、17 年 4 月以降に実施している飼料用米の販売に係る契約を変更して同年 10 月販売分から上記の単価を適用することとした。
- (イ) 八代基地を出水工場の中継基地とすることについては、17 年 3 月、契約変更の処置を講じるとともに、今後の政府運送の経費や飼料用米販売経費の算定に当たっては、経済的となる中継基地の検討を十分に行うこととした。

(注) 関東農政局ほか 11 地方農政局等 関東、北陸、九州各地方農政局、栃木、神奈川、新潟、富山、福井、山口、高知、佐賀、長崎各地方農政事務所

(6) 牛に係る家畜共済事業の運営において、牛個体識別台帳に記録されている情報を利用するなどして、牛の異動情報を適切に把握することにより、共済金の算定を適正に行うよう改善させたもの

会計名及び科目	農業共済再保険特別会計(家畜勘定)(項)家畜再保険費
部局等の名称	農林水産本省
事業の根拠	農業災害補償法(昭和 22 年法律第 185 号)
事業名	家畜共済事業(牛)
事業の概要	農業者が不慮の事故によって受ける家畜等の損失を補てんするため、農業共済組合等が行う共済事業のうち牛を対象とするもの
不適切な事態に係る農業者	農業者延べ 4,674 人(平成 15、16 両年度)
上記の者に係る共済金支払額	96 億 1383 万余円
うち国の再保険金相当額	48 億 0405 万余円

過大となっていた共済金支払額	1 億 5029 万円 (平成 15、16 両年度 延べ 2,246 人)
うち国の再保険金相当額	7498 万円
過小となっていた共済金支払額	1 億 0544 万円 (平成 15、16 両年度 延べ 2,428 人)
うち国の再保険金相当額	5260 万円

1 事業の概要

(農業災害補償制度)

農林水産省では、農業災害補償法(昭和 22 年法律第 185 号)に基づき、農業者が不慮の事故によって受ける損失を補てんして農業経営の安定を図り、農業生産力の発展に資することを目的として、農業災害補償制度を運営している。

この制度は、原則として、市町村などの各地域ごとに設立される農業共済組合又は市町村(以下「組合等」という。)が行う共済事業、都道府県ごとに設立される農業共済組合連合会(以下「連合会」という。)が行う保険事業、国が行う再保険事業の 3 事業により構成されている。このうち共済事業は、農業者が払い込む共済掛金により資金を造成し、これを財源として、家畜の死亡等の共済事故が発生した場合に、その損害の程度に応じて被災農業者に共済金を支払うものである。この共済事業は、対象とする作物等により農作物、家畜、果樹等に区分されている。

そして、組合等は、農業者に対し支払う共済金の支払責任の一部を連合会の保険に付し、さらに、連合会は、組合等に対し支払う保険金の支払責任の一部を国の再保険に付することとなっている。また、国は、農業者が支払うべき共済掛金の一部を負担することとなっている。

この共済事業の運営について、国は連合会の、都道府県は組合等の業務又は会計の状況を検査するなどして、これらの団体を指導監督することとなっている。

農林水産省では、この農業共済再保険事業に関する経理を、一般会計と区分して農業共済再保険特別会計を設置し、運営していて、そのうち家畜共済に係る平成 16 年度の歳入決算額は 441 億 0657 万余円(うち牛に係る共済掛金国庫負担金 296 億 9221 万余円)であり、また、歳出決算額は 320 億 7739 万余円(うち牛に係る再保険金支払額 205 億 4242 万余円)となっている。

(牛に係る家畜共済事業)

家畜共済事業のうち、牛を対象とする共済事業(以下「牛共済」という。)に係る共済関係及び共済金については、農業災害補償法、「家畜共済の事務取扱要領及び事務処理要領について」(昭和 61 年 61 農経 B 第 804 号農林水産省経済局長通知。以下「要領」という。)等により、次のようになっている。

(1) 共済関係

共済関係は、牛を飼養する農業者が、牛共済への加入の申込みをして、組合等がこれを承諾することによって成立する(以下、これを「引受け」という。)

牛共済は、原則として出生後第 5 月の月の末日を経過した牛を対象としている(以下、

この牛を「共済対象の牛」という。)が、事故の危険の高い牛だけを選択して共済に付することを防ぐなどのため、牛共済に加入した農業者(以下「組合員等」という。)が飼養する全頭を一体として引受けの対象とすることとなっている(以下、これを「包括共済」という)。このため、組合員等が現に飼養している共済対象の牛は、引受け後に導入されたものも含めてすべて共済に付されることになる。

また、共済掛金は、共済金額(共済事故により生じた損害の補償限度額)に共済掛金率を乗じて得た額となっており、この共済掛金に係る共済責任を負う期間(以下「共済掛金期間」という。)は原則として1年となっていて、以後は継続更新される。

組合員等は、共済対象の牛に導入、譲渡等の異動(共済事故となる死亡及び廃用を除く。以下、単に「異動」という。)が生じたときは、遅滞なく組合等に通知しなければならないこととなっている。

そして、組合等は、上記の通知を受けたときは、飼養場所において異動記録等により異動の事実を確認し、共済掛金期間の開始時及び共済事故時には必ず飼養場所において、飼養家畜と異動記録等により異動の事実をもれなく確認することとなっている。

また、組合等は、組合員等ごとに、飼養頭数や共済価額(組合員等が現に飼養している共済対象の牛の評価額を合計した額)現在高、共済金額現在高等を記録した引受台帳及び牛の個体ごとの評価額や「牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法」(平成15年法律第72号。以下「牛肉トレーサビリティ法」という。)等の規定により装着される耳標の番号等を記録した個体整理簿を整備することとなっている。

(2) 共済金

共済対象の牛に死亡又は廃用の共済事故が発生した場合に支払われる共済金の額は、次の式により算定することとなっている。

$$\text{共済金の支払額} = (\text{事故家畜の評価額} - \text{肉皮等残存物評価額等}) \times \frac{\text{共済金額}}{\text{共済価額}}$$

上記の算式において、共済金額は、共済掛金期間の開始時における共済価額の2割から8割までの範囲内で組合員等が申し出た額であり、同期間中において牛の異動により変動することはないが、共済価額は、飼養頭数の増減に伴ってその額が変動する。このため、例えば、共済掛金期間開始時の飼養頭数が3頭で、その評価額の合計である共済価額が90万円の場合、組合員等が共済価額の5割に当たる45万円の共済金額を申し出ると、共済金額の共済価額に対する割合(以下「付保割合」という。)は50%となる。その後、この組合員等が評価額30万円の牛を導入した場合には、共済価額は120万円となり、付保割合は37.5%に低下する。また、この組合員等が開始時の3頭のうち評価額30万円の牛を譲渡した場合には、共済価額は60万円となり、付保割合は75%に上昇する。

そして、このように付保割合が共済掛金期間中の牛の飼養頭数の増減に伴い随時変動することにより、共済金の支払額に影響を及ぼすことになる。

2 検査の結果

(検査の着眼点)

牛共済が適正に運営されるためには組合員等が現に飼養している共済対象の牛の頭数(以下「実飼養頭数」という。)の把握が的確に行われることが必要不可欠である。

しかし、昨今、組合等において、合併により広域化したり、職員数が減少したりしている

ことや、乳用牛の飼養においてフリーストール方式(牛が自由に動き回れるようになっている牛舎方式)による飼養形態を採るようになったりしていることなどから、飼養場所での実飼養頭数等の確認が困難となってきた。

一方、15年12月に、牛海綿状脳症(BSE)のまん延防止等を目的とした牛肉トレーサビリティ法が施行されたことに伴い、国は牛の個体情報を個体識別番号により一元的に管理する牛個体識別台帳を整備することとして、飼養牛についての個体情報を独立行政法人家畜改良センター(以下「改良センター」という。)へ届け出ることを飼養者へ義務付けている。そして、改良センターでは、届出のあった牛一頭ごとの生年月日、飼養施設の所在都道府県名、異動履歴等の情報(以下「センター情報」という。)を、インターネットを通じて公表している。これにより、組合等は、個体整理簿等により把握している個体識別番号を基に、当該牛の異動に関する情報を容易に入手することができる状況となっている。

そこで、本院では、組合等で保有している個体整理簿の情報とセンター情報とを照合することなどにより、組合等において、実飼養頭数等の確認を適時適切に行っているかなどに着眼して検査した。

(検査の対象)

(注)
北海道ほか29県管内の195組合等における組合員等のうち3,694人に対し、15、16両年度に、包括共済に係る牛の共済事故により支払われた共済金120億2859万余円(うち国の再保険金相当額60億1100万余円)について検査した。

(検査の結果)

検査したところ、上記30道県管内の188組合等において、組合員等が、異動日の異なる複数の牛の異動をまとめて組合等に通知するなど、共済掛金期間中の牛の異動について組合員等から適時適切な通知が行われておらず、また、組合等が実飼養頭数等の確認を十分に行っていない事態が多数見受けられた。このため、引受台帳等に記載されている頭数(以下「引受頭数」という。)が実飼養頭数と乖離して、包括共済制度運営の前提である共済対象の牛の把握が的確に行われていない状況となっていた。

この結果、上記の188組合等における組合員等延べ4,674人(これらに係る共済金支払額96億1383万余円、うち国の再保険金相当額48億0405万余円)について、付保割合が正しく算定されていなかった。そして、死亡又は廃用に対して支払われた共済金が、実飼養頭数に基づく付保割合により算定した額に比べて過大となっていたものが15、16両年度延べ2,246人で計1億5029万余円(うち国の再保険金相当額7498万余円)、また、過小となっていたものが延べ2,428人で計1億0544万余円(同5260万余円)あった。

<事例>

A農業共済組合の組合員Bの共済掛金期間における牛の引受頭数は、開始時が139頭で、死亡又は廃用の事故発生時(計35回)には116頭から138頭となっていた。そして、これらの事故に対して共済金計5,796,168円が支払われていた。

しかし、同共済組合で保有している異動の情報とセンター情報とを照合するなどにより実飼養頭数等を検査したところ、開始時には167頭で、事故発生時には164頭から173頭となっていた。

このため、共済価額が実飼養頭数に基づく適正な共済価額より低額となっており、これに伴い、付保割合は適正な付保割合より高いものとなっていた。したがって、実飼養頭数

に基づき共済金の支払額を計算すると、4,618,641円となり、1,177,527円(うち国の再保険金相当額588,764円)が過大に支払われていた。

このように、組合等において、実飼養頭数等の確認が適切に行われていないなどのため、引受頭数が実飼養頭数とかい離し、共済金が過大又は過小に支払われている事態は、畜産経営及び家畜共済事業の安定を図るために創設された包括共済制度の趣旨からみて適切とは認められず、従来、利用を図ってこなかったセンター情報を利用するなど改善を図る必要があると認められた。

(発生原因)

このような事態が生じていたのは、組合員等が牛の異動通知の的確な実施を怠ったことなどによるほか、主として次のような理由によると認められた。

- (1) 農林水産省において、
 - ア 昨今、組合等の態勢の変化や牛の飼養形態の変化により、飼養場所での実飼養頭数等の確認が困難となっている状況にもかかわらず、実効性のある実飼養頭数等の確認方法を検討していなかったこと
 - イ 都道府県及び連合会に対して、組合員等が牛の異動の通知を的確に行うよう、また、組合等が実飼養頭数等の確認を適切に実施するよう徹底する指導を十分に行っていないこと
- (2) 都道府県及び連合会において、組合等が実飼養頭数等の確認を適切に実施するよう指導・監督を十分に行っていないこと
- (3) 組合等において、実飼養頭数等の確認を適切に実施していなかったこと

3 当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、農林水産省では、17年9月に、次のとおり、要領等を改正するとともに、都道府県等に通知を発してその内容を周知徹底するなどして、牛共済の運営の適正化を図るための処置を講じた。

- (1) 要領等を改正し、組合等による飼養場所での実飼養頭数等の確認を、共済掛金期間の開始時に飼養する個体ごとに厳密に行い、共済事故時及び共済掛金期間中の異動時には関係資料等により行うこととした。また、これらの確認の際には、組合等の保有する個体整理簿の情報とセンター情報の照合を実施することとした。
- (2) 要領等により、組合等が実飼養頭数等の確認を適切に実施することを徹底することとし、通知により、都道府県及び連合会に対し組合等の指導・監督を徹底させることとした。
- (3) 組合員等が異動の通知をしなかったことなどにより誤った共済金が支払われた場合は、過払分を返還させる規定を要領等に明記し、組合員等に対しても周知徹底するよう家畜共済加入申込書に返還の規定を追記して、牛の異動の通知を的確に行うことを徹底させることとした。

(注) 北海道ほか29県 北海道、青森、岩手、宮城、秋田、福島、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、富山、石川、山梨、長野、岐阜、愛知、滋賀、奈良、和歌山、島根、広島、山口、香川、高知、佐賀、長崎、熊本、宮崎、鹿児島各県

平成14年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項に対する処置状況

(1) 一般国道の道路敷となっている国有林野の取扱いについて

(平成14年度決算検査報告319ページ参照)
(平成15年度決算検査報告374ページ参照)

1 本院が要求した是正改善及び改善の処置

(検査結果の概要)

林野庁では、国有林野事業特別会計所属の行政財産である国有林野を国道(道路法(昭和27年法律第180号)に基づく一般国道をいう。以下同じ。)の道路敷として使用させる場合には、国道の管理を道路整備特別会計において行う国土交通省に対して、原則として所管換をすることとしている。また、同省の事務又は事業の遂行上、所管換の手続前に、又は臨時に一定期間に限って国有林野を使用させる必要がある場合には使用承認をすることとしている。

そして、所管換は、森林管理署が所管換を受けようとする部局等から所管換の協議を受け、森林管理局がこれを行うこととなっている。また、使用承認は、使用しようとする部局等から申請書を提出させ、森林管理署がこれを行うこととなっている。

異なる会計間において所管換又は使用承認をする場合には、国有財産法(昭和23年法律第73号。以下「法」という。)等の規定により、財産価額が3000万円以上のものは有償によることとなっている。また、財産価額が3000万円に達しないものについては、所管換又は使用承認を有償とするか無償とするかについて、それぞれの会計の長が決定することとなっている。

林野庁では、平成9年に、使用承認をしているすべての国道の道路敷について財産価額の調査を行い、財産価額が3000万円以上の36路線に係る国有林野及び財産価額が3000万円に達しない183路線に係る国有林野について、早期に有償により所管換をすることとし、所管換までの間は有償による使用承認とすることとしている。

そこで、国道の道路敷となっている9森林管理局管内の国有林野について検査したところ、5森林管理局管内の財産価額が3000万円以上の路線に係る約558万㎡及び9森林管理局管内の財産価額が3000万円に達しない路線に係る約624万㎡について、有償による所管換がされていなかったり、これらの一部について無償のまま使用承認が継続されていたりしている事態が見受けられた。

このような事態が生じているのは、次のことなどによると認められた。

(ア) 森林管理局及び森林管理署において、法の規定に関する認識が十分でなく、所管換までの期間中の使用承認の更新の際、使用承認を有償へ切り替える取扱いが十分徹底されていなかったこと

(イ) 使用承認をしている路線に係る森林管理局と国土交通省の地方整備局(北海道開発局を含む。)との間及び森林管理署と道路管理者(指定区間内については国土交通大臣、指定区間外については都道府県等をいう。以下同じ。)との間において、計画的な所管換をするための定期的な連絡調整を行う場が設けられていなかったこと

(検査結果により要求した是正改善及び改善の処置)

林野庁では、本院の検査の進行に伴い、国道の道路敷として使用承認をしている国有林野の取扱いについて、国土交通省と協議し、森林管理署及び道路管理者間の定期的な連絡調整

の場を設け、所管換に係る年次計画の策定等の措置を講ずることで同省と合意するなどした。

本院では、林野庁において、森林管理局及び森林管理署に対し、法の規定に基づく取扱いの徹底を図るなどし、更に次のような処置を講じて、有償による所管換の推進及び無償による使用承認の早期解消を図るよう、林野庁長官に対し15年11月に、会計検査院法第34条の規定により是正改善の処置を要求し、及び同法第36条の規定により改善の処置を要求した。

- (ア) 森林管理署において、現に国道の道路敷として使用承認をしている国有林野であって財産価額が3000万円以上のものについて、道路管理者と引き続き協議して、法の規定により早期に有償により所管換をするよう年次計画を策定すること(会計検査院法第34条による是正改善の処置要求)
- (イ) 森林管理署において、現に国道の道路敷として使用承認をしている国有林野であって財産価額が3000万円に達しないものについて、道路管理者と引き続き協議して、国有林野事業特別会計の独立性に影響を及ぼすことなく早期に有償により所管換をするよう年次計画を策定すること(同法第36条による改善の処置要求)

2 当局の処置状況

林野庁では、本院指摘の趣旨に沿い、国土交通省と引き続き協議している。また、森林管理署では、同省との合意に基づき、道路管理者との定期的な連絡調整の場において年次計画の策定に関し協議するなどしている。そして、本院が是正改善及び改善の処置を要求した15年11月から17年8月末までの間における、本院が検査を行った前記の9森林管理局にその他の森林管理局を加えた全森林管理局に係る年次計画の策定状況は以下のとおりである。

- (ア) 森林管理署では、財産価額が3000万円以上の^(注)39路線に係る約691万 m^2 のうち20路線に係る約328万 m^2 について年次計画を策定しており、残りについても年次計画を策定して早期に有償により所管換などをするよう道路管理者と引き続き協議していくこととしている。
- (イ) 森林管理署では、財産価額が3000万円に達しない^(注)195路線に係る約924万 m^2 のうち72路線に係る約254万 m^2 について年次計画を策定しており、残りについても年次計画を策定して早期に有償により所管換などをするよう道路管理者と引き続き協議していくこととしている。

(注) 新設等により新たに使用承認をするなどしたため、財産価額が3000万円以上のものは前記の平成9年における36路線から39路線へ、財産価額が3000万円に達しないものは同183路線から195路線へと、それぞれ増加している。

(2) 卸売市場施設整備事業の実施について

(平成14年度決算検査報告325ページ参照)
(平成15年度決算検査報告377ページ参照)

1 本院が表示した改善の意見

(検査結果の概要)

農林水産省では、卸売市場の施設の規模の指標、適正な配置の目標等を定めた卸売市場整備基本方針(以下「基本方針」という。)を策定している。

そして、同省では、中央卸売市場、地方卸売市場の両卸売市場について、卸売市場施設整備費補助金交付要綱等に基づき、中央卸売市場施設整備事業及び地方卸売市場施設整備事業（以下、これらを併せて「卸売市場施設整備事業」という。）の実施に要する経費の一部を補助している。

卸売市場施設整備事業の実施に当たっては、目標年度における市場流通量の規模（以下「目標取扱量」という。）を算定し、これに基づき施設の必要規模の算定を行うこととしている。この施設の必要規模を算定する基準として、基本方針に「卸売市場施設規模算定基準」（以下「算定基準」という。）を示し、目標取扱量等を算定することとしている。さらに、この目標取扱量の算定方法については、「卸売市場の施設規模の算定基準について」（以下「基準通知」という。）に定めている。

また、基本方針によると、卸売市場の適正な配置の目標として、目標年度における取扱品目ごとに一定の目標とする取扱数量（以下「基準取扱量」という。）を定めていて、中央卸売市場の配置については、それぞれ基準取扱量に達することが見込まれることに留意して行うこととされている。

そこで、卸売市場外流通が増加傾向にあるなかで、卸売市場の取扱量は横ばいないし減少傾向にあることから、卸売市場の施設の規模は適正なものとなっているか、取扱量に応じた卸売市場の適正な配置となっているかなどについて検査したところ、目標取扱量を過大に見積もるなどして、必要規模を上回る施設が整備されている事態、及び目標取扱量が基準取扱量を満たしておらず、施設が適切な配置となっていない事態が見受けられた。

このような事態が生じているのは、次のことなどによると認められた。

- (ア) 同省が定めている算定基準等における目標取扱量の算定に当たり、地方公共団体では行政施策の上から減少傾向の予測を立てにくく、また、算定要素として過大な推計を行っている事例が多いなど、目標取扱量が過大に算定される傾向にあること
- (イ) 同省では、基本方針において卸売市場の適正な配置の目標として定めた基準取扱量については、新たに卸売市場を開設する場合の基準であり、既設の卸売市場を整備する場合には適用されないとしており、その結果、同省において中央卸売市場の適切な配置についての検討が十分に行われていないこと
- (ウ) 算定基準が必ずしも卸売市場の実情を十分に反映するものとなっていないこと

（検査結果により表示した改善の意見）

農林水産省において、卸売市場施設整備事業について、その効率的、効果的な実施を図る必要があるとして、次のとおり、農林水産大臣に対し平成15年11月に、会計検査院法第36条の規定により改善の意見を表示した。

- (ア) 同省において、卸売市場の施設整備に当たり、施設の必要規模の算定基準等を見直し、今後は、合理的、客観的に推計できる将来需要に対応した施設整備を行って、必要性が確実に見込まれる施設又は現に必要な施設を整備すること
- (イ) 中央卸売市場の適切な配置についても検討を十分に行うよう制度を改善すること

2 当局が講じた改善の処置

農林水産省では、本院指摘の趣旨に沿い、次のような処置を講じた。

(イ)については、16年6月に改正された卸売市場法(昭和46年法律第35号)に、卸売市場の再編に必要な手続等を定めるとともに、同年10月に「第8次卸売市場整備基本方針」を公表

し中央卸売市場の再編基準を示した。

(ア)については、同基本方針における算定基準において、施設の必要規模は、目標取扱量を過去の取扱数量等を基に算定することとしたが、目標取扱量等の具体的な算定方法を定める基準通知の見直しについては、卸売市場の実情の調査結果を踏まえ、改正を行うこととしていた。

そして、今回、同省では、基準通知を改正し、17年3月に都道府県等に対して通知を発し、過去の一定期間における取扱数量を基に、取扱数量の増減に影響を及ぼすと見込まれる事項を考慮して目標取扱量を算定するなど、目標取扱量等の具体的な算定方法を定めた。

第10 経済産業省

不 当 事 項

役 務

(212) 調査委託契約に係る委託費の支払に当たり、他の業務に従事していた日数等を含めて人件費を算定していたため、支払額が過大となっているもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)経済産業本省 (項)経済協力費 (平成12年度以前は、(組織)通商産業本省 (項)経済協力費)
部局等の名称	経済産業本省(平成13年1月5日以前は通商産業本省)
契 約 名	援助信用商業可能性等調査「OECD用F/Sサマリー作成等支援」ほか 13契約(平成11年度～15年度)
委託契約の概要	経済協力の効率的、効果的な実施のための事前調査等を行わせるもの
契約の相手方	社団法人海外コンサルティング企業協会
契 約	平成11年10月～16年2月 随意契約
支 払	平成12年3月～16年4月
支 払 額	369,252,904円(平成11年度～15年度)
過大になっている 支払額	33,984,429円(平成11年度～15年度)

1 契約の概要

(委託契約の概要)

経済産業省では、平成11年度から15年度までの間に、経済協力の効率的、効果的な実施のための事前調査ほか13件の調査を、社団法人海外コンサルティング企業協会(以下「協会」という。)に委託して行わせており、各年度における委託費の支払額は、表1のとおり、計369,252,904円となっている。

表1 年度別支払状況 (単位：円)

年 度	契約件数	支 払 額
11	2	38,475,000
12	3	102,990,136
13	3	59,648,457
14	4	122,960,792
15	2	45,178,519
合計	14	369,252,904

(支払額の算定)

上記の各契約における委託費の支払額は、経費の区分ごとに定めた上限額の範囲内で、協会の支出実績額を合計した額とされている。経費の区分は、委託業務に従事する調査員の人件費、調査事業費及び一般管理費等となっており、このうち調査員の人件費については、当

該委託業務に従事した日数に基づいて算定した額をもって支出実績額としている。

また、委託契約では、協会は収支を明らかにした帳簿等を備え、かつ、すべての証拠書類を整備することとされている。

そして、経済産業省では、協会から実績報告書等を提出させた上、委託業務に係る支出実績額等を上記の証拠書類により確認し、委託費の支払額を確定している。

2 検査の結果

検査したところ、協会では、調査員の人件費について、委託業務に従事した日数を11年度契約分から15年度契約分までの合計で3,505日、これに基づく支出実績額を計163,568,560円と算定していた。

しかし、前記の証拠書類を精査したところ、実際には、調査員は本件各委託業務に従事したとしている日に他の委託業務にも従事するなどしており、11年度契約分から15年度契約分までの合計で481日と6.25時間、これに係る人件費計22,543,646円は過大となっていた。

このような事態が生じていたのは、協会において事実と相違した内容の実績報告を行っていたことにもよるが、経済産業省における指導、審査及び確認が十分でなかったことによると認められる。

したがって、11年度から15年度までの各契約について、適正な支出実績額を基に委託費の支払額を修正計算すると、表2のとおり計335,268,475円となり、前記の支払額との差額計33,984,429円が過大に支払われていて、不当と認められる。

表2 年度別適正支払額、過大支払額 (単位：円)

年度	契約件数	支払額(再掲)	適正な支払額	過大な支払額
11	2	38,475,000	35,693,003	2,781,997
12	3	102,990,136	94,089,081	8,901,055
13	3	59,648,457	55,100,873	4,547,584
14	4	122,960,792	110,587,922	12,372,870
15	2	45,178,519	39,797,596	5,380,923
合計	14	369,252,904	335,268,475	33,984,429

補助金 (213)–(229)

(213) 新事業支援施設整備事業の実施に当たり、仕入税額控除した消費税額に係る補助金を返還していないもの

第3章
第1節
第10
経済産業省

会計名及び科目	一般会計 (組織)経済産業本省 (項)地域経済活性化対策費
部局等の名称	九州経済産業局
補助の根拠	予算補助
補助事業者 (事業主体)	株式会社久留米リサーチ・パーク
補助事業	新事業支援施設整備
補助事業の概要	中小・ベンチャー企業を効果的・効率的に育成するため、平成15年度に新事業支援施設を整備するもの
事業費	418,946,150円 (うち補助対象事業費 376,000,000円)
上記に対する国庫補助金交付額	188,000,000円
不当と認める事業費	17,904,761円
不当と認める国庫補助金交付額	8,952,380円

1 補助事業の概要

(補助事業の概要)

この補助事業は、株式会社久留米リサーチ・パーク(福岡県久留米市)が、新事業支援施設整備事業の一環として、中小・ベンチャー企業を効果的・効率的に育成するため、平成15年度にバイオ分野に特化したビジネス・インキュベータ^(注)を整備したものである。

同会社では、本件補助事業を消費税(地方消費税を含む。以下同じ。)を含め、事業費418,946,150円(うち補助対象事業費376,000,000円、これに対する国庫補助金188,000,000円)で実施している。そして、16年3月に九州経済産業局に実績報告書を提出し、これにより国庫補助対象事業費の精算を受けていた。

(補助事業における消費税の取扱い)

消費税は、事業者が課税対象となる取引を行った場合に納税義務が生じるが、生産、流通の各段階で重ねて課税されないように、確定申告において、課税売上高に対する消費税額から課税仕入れに係る消費税額を控除(以下、この控除を「仕入税額控除」といい、控除する額を「消費税仕入控除税額」という。)する仕組みが採られている。

そして、補助事業の事業主体が補助対象の施設等を取得することも課税仕入れに該当し、上記の仕組みにより確定申告の際に課税仕入れに係る消費税額を仕入税額控除した場合には、事業主体は補助事業で取得した施設等に係る消費税額を実質的に負担していないことになる。

このため、補助事業の事業主体は、「新事業支援施設整備費補助金交付要綱」(平成14・

04・25財地第1号)により、実績報告書の提出後に、消費税の申告により課税売上高に対する消費税額から補助事業に係る消費税額を課税仕入れに係るものとして控除し、補助金に係る消費税仕入控除税額が確定したときには、その金額を速やかに報告するとともに、当該金額を返還しなければならないこととなっている。

2 検査の結果

検査したところ、同会社は16年5月に消費税の確定申告を行い、本件補助対象事業に係る消費税額17,904,761円を課税仕入れに係る消費税額として控除し、同年6月に消費税の還付を受けていた。

しかし、同会社では、上記の消費税仕入控除税額17,904,761円のうち本件補助金に係る額8,952,380円を報告、返還しておらず、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、同会社において、補助事業における消費税の取扱いについての理解が十分でなかったこと、九州経済産業局において、本件補助事業の消費税の取扱いについての指導及び確認が十分でなかったことによると認められる。

(注) ビジネス・インキュベータ 創業間もない企業等に対し低賃料スペースやソフト支援サービス等を提供し、その成長を促進させることを目的とした施設

(214) 中小企業経営革新支援対策費補助金等の経理が不当と認められるもの (224)

会計名及び科目	(1) 一般会計 (組織)経済産業本省 (項)産業技術振興費 (項)中小企業新技術振興費
	(2) 一般会計 (組織)中小企業庁 (項)中小企業対策費
部局等の名称	(1) 北海道、九州両経済産業局 (2) 北海道、東北、関東、近畿、中国各経済産業局
補助の根拠	予算補助
補助事業者	(1) 2会社(事業主体) (2) 2会社(事業主体)及び北海道ほか5都県
間接補助事業者 (事業主体)	(2) 7会社
補助事業	(1) 地域新規産業創造技術開発等 (2) 中小企業経営革新支援等
補助事業の概要	(1) 企業等がリスクの高い実用化技術開発等を行うもの (2) 中小企業者等が経営革新のための事業等を行うもの

事業費の合計	(1)	59,824,021 円(平成 14、 15 両年度)
	(2)	145,907,438 円(平成 13 年度～15 年度)
	計	205,731,459 円
補助対象事業費の合計	(1)	55,466,055 円(平成 14、 15 両年度)
	(2)	140,448,848 円(平成 13 年度～15 年度)
	計	195,914,903 円
上記に対する国庫補助金交付額の合計	(1)	36,976,669 円
	(2)	52,699,840 円
	計	89,676,509 円
不当と認める補助対象事業費	(1)	30,889,953 円(平成 14、 15 両年度)
	(2)	110,023,141 円(平成 13 年度～15 年度)
	計	140,913,094 円
不当と認める国庫補助金交付額	(1)	20,592,861 円(平成 14、 15 両年度)
	(2)	39,781,650 円(平成 13 年度～15 年度)
	計	60,374,511 円

1 補助金の概要

経済産業省では、企業等に対して地域新規産業創造技術開発費補助金を、中小企業者等に対して地域創造技術研究開発事業費補助金をそれぞれ交付している。また、中小企業庁では、中小企業者等に対して、中小企業経営革新等対策費補助金、中小企業経営資源強化対策費補助金、中小企業経営革新支援対策費補助金、地域産業集積中小企業等活性化補助金を交付している。

これらの補助金の交付の目的、補助の対象、補助の対象となる事業費及び補助率は次表のとおりである。

補助金名	補助事業	交付の目的	補助の対象	補助の対象となる事業費	補助率
＜経済産業省＞					
地域新規産業創造技術開発費補助金	地域新規産業創造技術開発	地域において新産業・新事業を創出し、地域の活性化を図ること	企業等が行うリスクの高い実用化技術開発に要する経費の一部を国が直接補助するもの	機械装置等の購入費等	当該経費の3分の2以内など
地域創造技術研究開発事業費補助金	地域創造技術研究開発	中小企業の技術開発の促進を図り、新産業の創出を促し、もって地域経済の再生を図ること	中小企業者等が大学等との連携により行う新製品、新技術等の研究開発に要する経費の一部を国が直接補助するもの	研究開発に直接関与する研究者の人件費等	当該経費の3分の2以内

＜中小企業庁＞					
中小企業 経営革新 等対策費 補助金	創造技術 研究開発	中小企業の技術開発を 促進し、中小企業の技 術改善を図り、もって 中小企業製品の高付加 価値化、中小企業の新 分野進出等の円滑化等 に資すること	中小企業者等が行う新 製品、新技術等の研究 開発に要する経費の一 部を国が直接補助す るもの	研究開発に直接 関与する研究者 の人件費等	当該経費の 2分の1以 内など
	IT活用型 経営革新 モデル	中小企業の経営革新の 促進に資すること	中小企業者等が地域で のビジネスモデルとな りうる IT を活用した 経営革新を行うために 有効なシステムの構築 に向けての開発・導入 事業等に要する経費の 一部を国が直接補助す るもの	ソフトウェア開 発委託費等	当該経費の 2分の1以 内
中小企業 経営資源 強化対策 費補助金	中小企業 経営革新 支援	中小企業の創意ある向 上発展を図り、もって 国民経済の健全な発展 に資すること	中小企業者等が行う経 営革新のための事業に 要する経費の一部を国 が都道府県を通じて補 助するもの	旅費、原材料、 機械装置等の購 入費、外注費、 委託費等	当該経費の 3分の1以 内で、かつ 都道府県が 事業主体へ 補助する額 の2分の1 以内
中小企業 経営革新 支援対策 費補助金					
地域産業 集積中小 企業等活 性化補助 金	地域産業 集積中小 企業活 性化	地域の中小企業の基盤 的技術の高度化等を図 り、地域産業集積の活 性化及び地域中小企業 の振興と経営の安定化 に寄与すること	中小企業者等が行う新 商品、新技術等の研究 開発等に要する経費の 一部を国が都道府県を 通じて補助するものな ど	機械装置等の購 入費等	当該経費の 3分の1以 内で、かつ 都道府県が 事業主体へ 補助する額 の2分の1 以内など

そして、事業主体は、事業完了後に、実績報告書を経済産業局若しくは内閣府沖縄総合事務局又は都道府県に提出し、経済産業局若しくは内閣府沖縄総合事務局又は都道府県はこれに基づいて事業の実施状況を確認することとなっている。

2 検査の結果

北海道経済産業局ほか7経済産業局及び内閣府沖縄総合事務局並びに北海道ほか23都府県の356件の補助事業について検査を実施した。その結果、北海道経済産業局ほか3経済産業局及び北海道ほか1都4県の11件の補助事業(補助対象事業費計195,914,903円)において、事業主体が、支払の実績がない委託費等を補助対象事業費に含めていたり、補助事業により取得した機械装置等を無断で売却したり、補助対象の機械装置等を実際には購入していなかったりなどしていた。このため、補助対象事業費140,913,094円が過大になっていて、これに係る国庫補助金相当額60,374,511円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、事業主体が事実と相違した内容の実績報告を行っていたこと、経済産業局又は都道府県の審査及び確認が十分でなかったことなどによると認められる。

これを経済産業局又は都道府県別・事業主体別に示すと次のとおりである。

	経済産業局又は都道府県名	事業主体(所在地)	補助事業	年 度	事業費(補助対象事業費) 千円	左に対する国庫補助金 千円	不当と認める補助対象事業費 千円	不当と認める国庫補助金 千円	摘 要
(214)	北海道経済産業局	株式会社金印わさびオホーツク(網走市)	地域新規産業創造技術開発	15	48,967 (46,499)	30,999	29,224	19,482	無断処分
<p>この補助事業は、馬鈴薯栽培における土壌病害を抑制する西洋わさび含有コンポスト(堆肥)の研究開発を行うものである。事業主体は、本件事業の実施に当たり、機械装置等の購入費等に要したとする事業費48,967,516円(補助対象事業費46,499,550円)に対して、国庫補助金30,999,000円の交付を受けていた。</p> <p>しかし、事業主体は、本件事業で取得した機械装置等(購入金額29,224,000円)を、平成16年3月に、経済産業局に無断で、購入金額と同額で売却していた。</p> <p>したがって、無断処分された同機械装置等に係る国庫補助金相当額19,482,226円が不当と認められる。</p>									
(215)	九州経済産業局	株式会社ジムコ(佐賀市)	地域創造技術研究開発	14	10,856 (8,966)	5,977	1,665	1,110	精算過大
<p>この補助事業は、大量の画像情報を効率的に保存するための高圧縮・解凍技術の開発を行うものである。事業主体は、本件事業の実施に当たり、研究者の person 費等に要したとする事業費10,856,505円(補助対象事業費8,966,505円)に対して、国庫補助金5,977,669円の交付を受けていた。</p> <p>しかし、事業主体は、実際には支払っていない手当に係る person 費1,665,953円を上記の補助対象事業費に含めるなどしていた。</p> <p>したがって、適正な補助対象事業費は7,300,552円となり、前記の補助対象事業費8,966,505円との差額1,665,953円が過大に精算されていて、これに係る国庫補助金1,110,635円が過大に交付されていた。</p>									
(216)	近畿経済産業局	株式会社カルデオ(大阪市)	創造技術研究開発	15	26,660 (26,032)	12,981	9,925	4,961	精算過大
<p>この補助事業は、ナノ構造を有する生分解性ポリマーを利用した新しい心筋再生医療技術の開発を行うものである。事業主体は、本件事業の実施に当たり、研究者の person 費等に要したとする事業費26,660,741円(補助対象事業費26,032,519円)に対して、国庫補助金12,981,000円の交付を受けていた。</p> <p>しかし、事業主体は、実際には研究者が本件補助事業に従事していない時間に係る person 費9,925,348円を上記の補助対象事業費に含めていた。</p> <p>したがって、適正な補助対象事業費は16,107,171円となり、前記の補助対象事業費26,032,519円との差額9,925,348円が過大に精算されていて、これに係る国庫補助金4,961,650円が過大に交付されていた。</p>									
(217)	中国経済産業局	株式会社ゆだ(山口市)	IT活用型経営革新モデル	15	21,092 (20,124)	10,062	19,362	9,681	精算過大
<p>この補助事業は、ITを活用した情報システム構築による部品サプライ受託業務の効率化を行うためのプログラム開発を行うものである。事業主体は、本件事業の</p>									

経済産業局又は都道府県名	事業主体(所在地)	補助事業	年度	事業費(補助対象事業費) 千円	左に対する国庫補助金 千円	不当と認める補助対象事業費 千円	不当と認める国庫補助金 千円	摘要	
<p>実施に当たり、プログラム開発の委託費等に要したとする事業費 21,092,968 円(補助対象事業費 20,124,868 円)に対して、国庫補助金 10,062,000 円の交付を受けていた。</p> <p>しかし、事業主体は、返金を受けていたため実際には支払の実績がないプログラム開発の委託費 19,362,000 円を上記の補助対象事業費に含めていた。</p> <p>したがって、適正な補助対象事業費は 762,868 円となり、前記の補助対象事業費 20,124,868 円との差額 19,362,000 円が過大に精算されていて、これに係る国庫補助金 9,681,000 円が過大に交付されていた。</p>									
(218)	北海道	株式会社岡高組(札幌市)	中小企業経営革新支援	15	9,380 (8,933)	2,425	8,933	2,425	事業不実施
<p>この補助事業は、高活性の透明光触媒塗料の開発などを行うものである。事業主体は、本件事業の実施に当たり、原材料等の購入費等に要したとする事業費 9,380,541 円(補助対象事業費 8,933,853 円)に対して、国庫補助金 2,425,000 円の交付を受けていた。</p> <p>しかし、事業主体は、本件事業を全く実施していなかった。</p> <p>したがって、本件国庫補助金 2,425,000 円は交付の要がなかった。</p>									
(219)	岩手県	株式会社及精鑄造所(水沢市)	中小企業経営革新支援	14	7,500 (7,500)	2,406	7,500	2,406	精算過大
<p>この補助事業は、建設現場での重機との接触事故等を防止する位置検知システムの開発等を行うものである。事業主体は、本件事業の実施に当たり、試作機の製作等に要したとする事業費 7,500,917 円(補助対象事業費同額)に対して、国庫補助金 2,406,000 円の交付を受けていた。</p> <p>しかし、上記の補助対象事業費はすべて第三者が負担していたため、事業主体は同事業費を全く支払っていなかった。</p> <p>したがって、本件国庫補助金 2,406,000 円は交付の要がなかった。</p>									
(220)	東京都	フォーラム株式会社(中央区)	中小企業経営革新支援	13	15,083 (12,700)	4,233	12,700	4,233	精算過大
<p>この補助事業は、インターネット上で情報を発信している端末機の所在をサーバーで検索し、配信することができる共同防犯防災緊急システムの研究開発を行うものである。事業主体は、本件事業の実施に当たり、プログラム設計等の外注費に要したとする事業費 15,083,250 円(補助対象事業費 12,700,000 円)に対して、国庫補助金 4,233,000 円の交付を受けていた。</p> <p>しかし、事業主体は、プログラム設計等の成果品を無償で取得するなどしていたため、外注費を全く支払っていなかった。</p> <p>したがって、本件国庫補助金 4,233,000 円は交付の要がなかった。</p>									

経済産業局又は都道府県名	事業主体(所在地)	補助事業	年 度	事業費(補助対象事業費) 千円	左に対する国庫補助金 千円	不当と認める補助対象事業費 千円	不当と認める国庫補助金 千円	摘 要
(221) 東京都	株式会社クマクラ(大田区)	地域産業集積中小企業活性化	14	24,972 (24,972)	7,344	24,493	7,185	精算過大

この補助事業は、小径穴あけ、小径ピン等の微細加工が可能な卓上型多目的マイクロ加工機及び制御システムの開発を行うものである。事業主体は、本件事業の実施に当たり、機械装置等の購入費、外注加工費等に要したとする事業費 24,972,669 円(補助対象事業費同額)に対して、国庫補助金 7,344,000 円の交付を受けていた。

しかし、事業主体は、機械装置の購入費を水増しするなどした額 24,493,939 円を上記の補助対象事業費に含めていた。

したがって、適正な補助対象事業費は 478,730 円となり、前記の補助対象事業費 24,972,669 円との差額 24,493,939 円が過大に精算されていて、これに係る国庫補助金 7,185,000 円が過大に交付されていた。

(222) 神奈川県	株式会社アグルー・ジャパン(厚木市)	中小企業経営革新支援	14	20,687 (19,750)	6,437	14,252	4,605	精算過大及び無断処分
------------	--------------------	------------	----	--------------------	-------	--------	-------	------------

この補助事業は、半導体の製造工程で発生する研磨剤(スラリー)の廃液を再利用可能な状態にするスラリーリサイクル・モニタリング装置の開発を行うものである。事業主体は、本件事業の実施に当たり、原材料及び機械装置の購入費等に要したとする事業費 20,687,500 円(補助対象事業費 19,750,000 円)に対して、国庫補助金 6,437,500 円の交付を受けていた。

しかし、事業主体は、上記補助対象事業費のうち、原材料の購入費等 7,700,000 円については、既存の装置を使用して開発を行っていたなどのため、実際には購入等していなかった。また、本件事業で取得した機械装置(購入金額 8,500,000 円)を、平成 15 年 11 月に県に無断で売却していた(処分時点での残存価額 6,552,084 円)。

したがって、適正な補助対象事業費は 5,497,916 円となり、前記の補助対象事業費 19,750,000 円との差額 14,252,084 円に係る国庫補助金相当額 4,605,000 円が不当と認められる。

(223) 福 井 県	株式会社文京精練(坂井郡春江町)	中小企業経営革新支援	15	8,434 (8,434)	2,811	8,355	2,785	精算過大
-------------	------------------	------------	----	------------------	-------	-------	-------	------

この補助事業は、セラミックを利用した人と環境にやさしい染色加工商品の開発を行うものである。事業主体は、本件事業の実施に当たり、機械装置等の購入費等に要したとする事業費 8,434,022 円(補助対象事業費同額)に対して、国庫補助金 2,811,340 円の交付を受けていた。

しかし、事業主体は、上記の補助対象事業費のうち、機械装置等の購入費 8,355,000 円については、既存の貯蔵タンク等を使用していたため、実際には購入していなかった。

したがって、適正な補助対象事業費は 79,022 円となり、前記の補助対象事業費

経済産業局又は都道府県名	事業主体(所在地)	補助事業	年 度	事業費(補助対象事業費) 千円	左に対する国庫補助金 千円	不当と認める補助対象事業費 千円	不当と認める国庫補助金 千円	摘 要	
8,434,022 円との差額 8,355,000 円が過大に精算されていて、これに係る国庫補助金 2,785,000 円が過大に交付されていた。									
(224)	岡山県	カーディオオメディックス株式会社 (岡山市)	中小企業経営革新支援	14	12,094 (12,000)	4,000	4,500	1,500	精算過大
<p>この補助事業は、心疾患の患者に負担の少ない治療を可能にする経左心室心筋内遺伝子・細胞注入装置及び専用カテーテルの開発を行うものである。事業主体は、本件事業の実施に当たり、旅費及び外注費に要したとする事業費 12,094,830 円(補助対象事業費 12,000,000 円)に対して、国庫補助金 4,000,000 円の交付を受けていた。</p> <p>しかし、事業主体は、返金を受けていたため実際には支払の実績がない専用カテーテルの製作に係る外注費 4,500,000 円を上記の補助対象事業費に含めていた。</p> <p>したがって、適正な補助対象事業費は 7,500,000 円となり、前記の補助対象事業費 12,000,000 円との差額 4,500,000 円が過大に精算されていて、これに係る国庫補助金 1,500,000 円が過大に交付されていた。</p>									
(214)-(224)の計					205,731 (195,914)	89,676	140,913	60,374	

(225) 中心市街地等商店街・商業集積活性化施設整備事業の実施に当たり、仕入税額控除した消費税額に係る補助金の返還額を過小にしていたもの

会計名及び科目	一般会計 (組織) 中小企業庁 (項) 中小企業対策費
部局等の名称	中部経済産業局
補助の根拠	予算補助
補助事業者	岐阜県
間接補助事業者 (事業主体)	岐阜駅前中央商店街振興組合
補助事業	中心市街地等商店街・商業集積活性化施設整備
補助事業の概要	中心市街地等の商店街・商業集積の振興に寄与するため、平成14年度に商店街の共同施設(アーケード等)を整備するもの
事業費	431,143,500 円
上記に対する国庫補助金交付額	107,785,875 円
不当と認める事業費	15,326,240 円
不当と認める国庫補助金交付額	3,831,560 円

1 補助事業の概要

(補助事業の概要)

この補助事業は、岐阜駅前中央商店街振興組合(岐阜県岐阜市)が、中心市街地等商店街・商業集積活性化施設整備事業の一環として、中心市街地等の商店街・商業集積の振興に寄与するため、平成14年度に商店街の共同施設(アーケード等)を整備したものである。

同組合では、本件補助事業を消費税(地方消費税を含む。以下同じ。)を含め、事業費431,143,500円(国庫補助金107,785,875円)で実施している。そして、15年3月に岐阜県に実績報告書を提出し、これにより国庫補助対象事業費の精算を受けていた。

(補助事業における消費税の取扱い)

消費税は、事業者が課税対象となる取引を行った場合に納税義務が生じるが、生産、流通の各段階で重ねて課税されないように、確定申告において、課税売上高に対する消費税額から課税仕入れに係る消費税額を控除(以下、この控除を「仕入税額控除」といい、控除する額を「消費税仕入控除税額」という。)する仕組みが採られている。

そして、補助事業の事業主体が補助対象の施設等を取得することも課税仕入れに該当し、上記の仕組みにより確定申告の際に課税仕入れに係る消費税額を仕入税額控除した場合には、事業主体は補助事業で取得した施設等に係る消費税額を実質的に負担していないことになる。

このため、補助事業の事業主体は、「中心市街地等商店街・商業集積活性化施設整備費補助金交付要綱」(平成14・03・29財中第15号)等により、実績報告書の提出後に、消費税の申告により課税売上高に対する消費税額から補助事業に係る消費税額を課税仕入れに係るものとして控除し、補助金に係る消費税仕入控除税額が確定したときには、その金額を速やかに

報告するとともに、当該金額を返還しなければならないこととなっている。

2 検査の結果

検査したところ、同組合は15年5月に消費税の確定申告を行い、本件補助事業に係る消費税額20,458,900円を課税仕入れに係る消費税額として控除し、同年6月に消費税の還付を受けていた。

このため、同組合は、消費税仕入控除税額として確定した上記20,458,900円のうち補助金相当額10,229,450円(うち国庫補助金相当額5,114,725円)全額を返還しなければならなかったのに、計算を誤って、上記金額の一部である2,566,330円(うち国庫補助金相当額1,283,165円)を、消費税仕入控除税額の確定に伴う補助金返還額であるとして、同年10月に岐阜県に対し返還していた。

したがって、本件補助金返還額は、適正な返還額10,229,450円と既に返還済みの金額2,566,330円との差額7,663,120円(これに係る消費税仕入控除税額15,326,240円、国庫補助金相当額3,831,560円)が過小となっており、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、同組合において、補助事業における消費税の取扱いについての理解が十分でなかったこと、同県において、本件補助事業の消費税の取扱いについての指導及び確認が十分でなかったことなどによると認められる。

(226) 原子力災害対策施設整備事業の実施に当たり、設計及び施工が著しく適切でなかったため、無停電電源装置等の地震時の機能の維持が確保されていない状態になっているもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)原子力安全・保安院 (項)原子力安全等対策費
部局等の名称	原子力安全・保安院(平成13年1月5日以前は資源エネルギー庁)
交付の根拠	予算補助
補助事業者(事業主体)	佐賀県
交付対象事業 事業の概要	佐賀県オフサイトセンターの電気設備及び機械設備の整備 佐賀県オフサイトセンターの新築に当たり、平成12、13両年度に同センターに電気設備及び機械設備を設置するもの
事業費	298,725,000円
上記に対する交付金交付額	298,725,000円
不当と認める事業費	48,159,099円
不当と認める交付金交付額	48,159,099円

1 事業の概要

この事業は、佐賀県が原子力災害対策施設整備費交付金の交付を受け、平成12、13両年度に、原子力緊急事態において国、地方公共団体等が一体となった応急対策を実施するための共同の対策本部を設置する場所となる緊急事態応急対策拠点施設(以下「オフサイトセンター」という。)内に電気設備及び機械設備の設置工事を事業費298,725,000円(全額交付金)で実施したものである。

電気設備のうち、無停電電源装置(重量5t、定格出力75kVA、工事費相当額41,123,041円、以下「UPS」という。)は、商用電源の停電時などに自家発電設備から電気が供給されるまでの間などに、オフサイトセンターの各種システム等に瞬断(瞬間的な電圧の低下)することなく電気を供給するためのもので、分電盤(重量642kg、工事費相当額5,297,480円)とともに、フリーアクセスフロア(電力用配線等の収納を容易にするために床コンクリートの上にパネルを組み合わせる構造の床)のシステム機器室に設置されている。

そして、UPS及び分電盤の設置に当たっては、床コンクリートの上に架台を置き、床コンクリートと架台をそれぞれアンカーボルト24本(径16mm、埋込長さ125mm)、8本(径10mm、埋込長さ40mm)で固定し、その架台の上に据え付けることとしていた。また、分電盤は壁面から60cm離れた位置に配置することとしていて、前後への転倒を防止するために同盤の頂部と壁とをつなぎ材としてアンカーボルト(径10mm、埋込長さ40mm、以下「つなぎボルト」という。)で固定することとしていた。

また、機械設備のうち、受水槽付き加圧ポンプ(重量2.4t、工事費相当額1,738,578円)は、放射性物質の除染等に使用する上水の供給に必要な機器で、設置に当たっては、床コンクリートに直接アンカーボルト4本(径12mm、埋込長さ90mm)で固定することとしていた。

そして、これら設備の地震時の安全性については、「建築設備耐震設計・施工指針」(財団法人日本建築センター編、以下「指針」という。)^(注1)に基づきアンカーボルトに作用する引抜き力等を検討した結果、アンカーボルトに作用する引抜き力が許容引抜き力^(注1)を下回っていることから、安全であるとしていた。

2 検査の結果

検査したところ、UPS等の設計及び施工が次のとおり適切でなかった。

(1) 設計について

ア UPSの設置について、同県では、地震時にアンカーボルトに作用する引抜き力の検討に当たり、架台の重量等を考慮した計算をしていなかった。そこで改めて引抜き力を算定したところ1,221kgf/本となり、許容引抜き力1,200kgf/本を上回っていて、応力計算上安全な範囲を超えている。

イ 分電盤頂部のつなぎボルトについて、同県では、指針^(注2)に示す圧縮応力の検討をしていなかった。そこで圧縮応力等を算定したところ、地震時につなぎボルトに生じる圧縮応力は111kgf/本となり、許容圧縮応力^(注2)35kgf/本を大幅に上回っていて、応力計算上安全な範囲を超えている。

ウ 受水槽付き加圧ポンプの設置に当たり、同県では、指針に示す引抜き力等の検討をしていなかった。そこで引抜き力等を算定したところ、地震時にアンカーボルトに作用する引抜き力は1,430kgf/本となり、許容引抜き力1,119kgf/本を大幅に上回っていて、応力計算上安全な範囲を超えている。

(2) 施工について

ア UPSの施工に当たって、施工業者は、UPSを据え付けるための架台について、フリーアクセスフロアの設計高さよりも低いものを製作し、これにUPSを設置していた。そして、架台の頂部をフリーアクセスフロアに合わせたため、床コンクリートと架台の底面との間に空隙が生じたことからモルタルを充てんするなどして所定の高さを確保していた。このため、指針で定められているアンカーボルトの床コンクリートへの埋込長さが不足することとなるなど施工が著しく粗雑となっていた(参考図1参照)。

イ 分電盤の施工に当たって、施工業者は、分電盤を据え付けるための架台について、フリーアクセスフロアの設計高さよりも低いものを製作し、これに分電盤を設置していた。そして、架台の頂部をフリーアクセスフロアに合わせたため、床コンクリートと架台の底面との間に空隙が生じていたにもかかわらず、架台が床コンクリートから浮いた状態のままアンカーボルトで固定して施工が著しく粗雑となっていた(参考図2参照)。

上記のように、本件UPS等は、設計及び施工が著しく適切でなかった。このため、地震時に移動・転倒し、UPS又は分電盤が破損を起こしたり、接続しているケーブルが断線したりした場合には、これらとケーブルにより接続されているオフサイトセンターの各種システム等に電気が供給されないこととなり、また、受水槽付き加圧ポンプに接続している配管が破断した場合には、放射性物質の除染等に使用する上水の供給が受けられないこととなる。

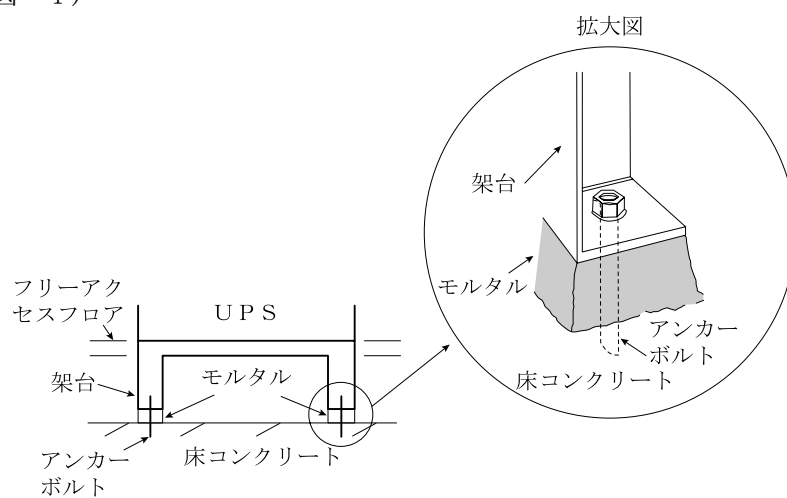
このような事態が生じていたのは、同県において、設計に当たり設備の固定方法についての安全性の検討が十分でなかったこと、施工が設計と著しく相違していたのにこれに対する監督及び検査が適切でなかったことなどによると認められる。

したがって、本件UPS、分電盤及び受水槽付き加圧ポンプは、設計及び施工が著しく適切でなかったため、地震時の機能の維持が確保されておらず、これらに係る交付金相当額48,159,099円が不当と認められる。

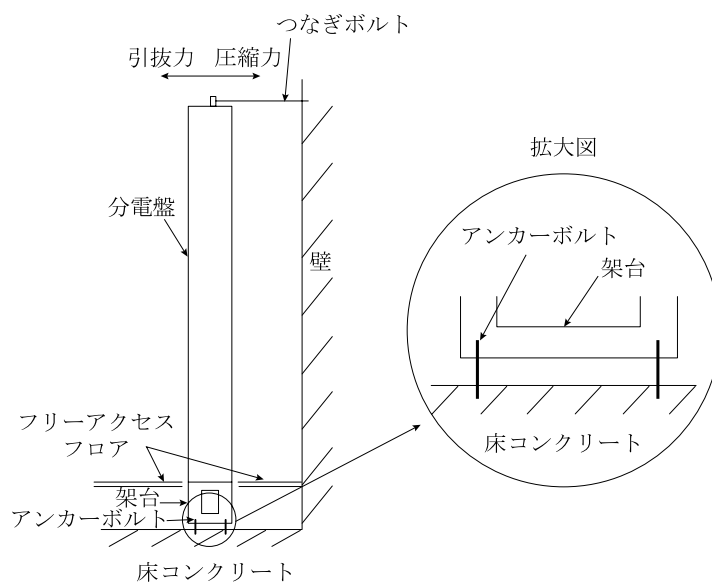
(注1) 引抜き力・許容引抜き力 「引抜き力」とは、機器に地震力が作用する場合に、ボルトを引き抜こうとする力が作用するが、このときのボルト1本当たりに作用する力をいう。その数値が設計上許される上限を「許容引抜き力」という。

(注2) 圧縮応力・許容圧縮応力 「圧縮応力」とは、材に外から圧縮力が加かったとき、そのために材の内部に生ずる力のボルト1本当たりの大きさをいう。その数値が設計上許される上限を「許容圧縮応力」という。

(参考図 1)



(参考図 2)



(227) 電源立地促進対策事業の実施に当たり、施工が設計と著しく相違していたため、無停電電源装置の地震時の機能の維持が確保されていない状態になっているもの

会計名及び科目	電源開発促進対策特別会計 (電源立地勘定)(項)電源立地対策費
部局等の名称	関東経済産業局
交付の根拠	発電用施設周辺地域整備法(昭和49年法律第78号)
補助事業者	茨城県
間接補助事業者 (事業主体)	茨城県常陸太田市
交付対象事業	消防緊急通信指令施設設置工事
事業の概要	消防、救急等の指令業務を迅速かつ的確に行うため、平成15年度に消防緊急通信指令施設を設置するもの
事業費	120,015,000円 (うち交付対象事業費117,944,422円)
上記に対する交付金交付額	106,150,250円
不当と認める事業費	2,163,399円(全額交付対象額)
不当と認める交付金交付額	1,947,064円

1 事業の概要

この事業は、茨城県常陸太田市が、電源立地促進対策交付金の交付を受け、消防、救急等の指令業務を迅速かつ的確に行うため、平成15年度に消防緊急通信指令施設設置工事を事業費120,015,000円(うち交付対象事業費117,944,422円、これに対する交付金106,150,250円)で実施したものである。

上記の工事は、消防庁舎の新築に当たり、同庁舎内に設置される常陸太田市消防本部(以下「消防本部」という。)等に、消防、救急等の指令業務を行う指令装置、各種ディスプレイ、無停電電源装置(以下「UPS」という。)等の装置を設置するものである。

上記の装置のうち、UPS(重さ115kg、定格出力5kVA)2台は、商用電源の停電時などに自家発電設備から電気が供給されるまでの間などに、消防緊急通信指令施設に電気を供給するために設置されたものである。

同市では、消防本部が火災等の災害発生時に消防、救急等の活動の中心となる施設であり、地震発生時にもその機能を確保する必要があることから、同市が作成した設計図書である工事の仕様書において、電源設備の据付けは、UPSを床面に固定するなどの耐震工事の方法により実施することとしていた。

2 検査の結果

検査したところ、UPSの設置に係る施工が次のとおり適切でなかった。

すなわち、UPSの設置について、施工業者は、UPSの下面に取り付けられている4個のキャスターに、それぞれ車止めとしてキャスターホルダーを設置したのみで、仕様書で指示

する耐震工事を行っていなかった。

このため、本件 UPS は、地震時に移動・転倒するおそれが強いものとなっていた。そして、地震時の移動・転倒により、UPS が破損を起こしたり、接続しているケーブルが断線したりした場合には、UPS とケーブルにより接続している各種装置(価額計約 1 億 0300 万円)が自家発電設備等からの電気の供給を受けられないこととなるため、消防本部が地震発生時に所要の機能を十分発揮できないこととなる。

このような事態が生じていたのは、同市において、UPS の設置に係る施工が設計と著しく相違していたのに、これに対する同市の監督及び検査が適切でなかったこと、同市に対する茨城県の指導が十分でなかったことなどによると認められる。

したがって、本件 UPS(工事費相当額 2,163,399 円)は、その施工が設計と著しく相違していたため、地震時の機能の維持が確保されていない状態になっており、これに係る交付金相当額 1,947,064 円が不当と認められる。

(228) エネルギー使用合理化技術開発事業の実施に当たり、仕入税額控除した消費税額に係る補助金を返還していないもの

会計名及び科目	石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計 (石油及びエネルギー需給構造高度化勘定) (項)エネルギー需給構造高度化対策費
部局等の名称	経済産業本省
補助の根拠	予算補助
補助事業者 (事業主体)	(1) 帝人ファイバー株式会社 (2) 小松精練株式会社
補助事業	(1) エネルギー使用合理化技術開発 (高機能ファイバー創成ナノ加工技術開発) (光干渉繊維の用途技術開発) (2) エネルギー使用合理化技術開発 (電気分解と膜処理による染色排水の脱色と再利用技術開発)
補助事業の概要	エネルギーの使用合理化に資するため、平成 15 年度に、繊維に環境負荷低減につながる高度な機能性を付与する技術等の開発を実施するもの
事業費	(1) 165,207,475 円 (2) 45,370,726 円 計 210,578,201 円
補助対象事業費	(1) 165,187,483 円 (2) 45,370,726 円 計 210,558,209 円

上記に対する国庫補助金交付額	(1)	88,113,059 円
	(2)	44,221,000 円
	計	132,334,059 円
不当と認める事業費	(1)	7,048,198 円
	(2)	1,899,253 円
	計	8,947,451 円
不当と認める国庫補助金交付額	(1)	3,560,523 円
	(2)	1,899,253 円
	計	5,459,776 円

1 補助事業の概要

(補助事業の概要)

この補助事業は、帝人ファイバー株式会社及び小松精練株式会社が、エネルギーの使用合理化に資するため、平成15年度に、繊維に環境負荷低減につながる高度な機能性を付与する技術等の開発を実施したものである。

帝人ファイバー株式会社では、本件補助事業のうち①高機能ファイバー創成ナノ加工技術開発事業を消費税(地方消費税を含む。以下同じ。)を含め、事業費128,260,424円(補助対象事業費同額、これに対する国庫補助金51,186,000円)、②光干渉繊維の用途技術開発事業を消費税を含め、事業費36,947,051円(うち補助対象事業費36,927,059円、これに対する国庫補助金同額)、事業費計165,207,475円(うち補助対象事業費計165,187,483円、これに対する国庫補助金計88,113,059円)で実施している。

また、小松精練株式会社では、本件補助事業のうち電気分解と膜処理による染色排水の脱色と再利用技術開発事業を消費税を含め、事業費45,370,726円(補助対象事業費同額、これに対する国庫補助金44,221,000円)で実施している。

そして、帝人ファイバー株式会社では16年3月に、また、小松精練株式会社では16年6月に、それぞれ経済産業省に実績報告書を提出するなどし、これに基づき国庫補助対象事業費の精算を受けていた。

(補助事業における消費税の取扱い)

消費税は、事業者が課税対象となる取引を行った場合に納税義務が生じるが、生産、流通の各段階で重ねて課税されないように、確定申告において、課税売上高に対する消費税額から課税仕入れに係る消費税額を控除(以下、この控除を「仕入税額控除」といい、控除する額を「消費税仕入控除税額」という。)する仕組みが採られている。

そして、補助事業の事業主体が補助対象の設備を取得することなども課税仕入れに該当し、上記の仕組みにより確定申告の際に課税仕入れに係る消費税額を仕入税額控除した場合には、事業主体は補助事業で取得した設備等に係る消費税を、実質的に負担していないことになる。

このため、補助事業の事業主体は、エネルギー使用合理化技術開発費補助金(高機能ファイバー創成ナノ加工技術開発)交付要綱(平成15・03・26財製第2号)等により、実績報告書の提出後に、消費税の申告により課税売上高に対する消費税額から補助事業に係る消費税額を

課税仕入れに係るものとして控除し、補助金に係る消費税仕入控除税額が確定したときには、その金額を速やかに報告するとともに、当該金額を返還しなければならないなどとなっている。

2 検査の結果

検査したところ、帝人ファイバー株式会社では、16年5月に消費税の確定申告を行い、前記①及び②の補助事業に係る消費税額計7,048,198円全額を課税仕入れに係る消費税額として控除していた。また、小松精練株式会社では、同様に16年5月に消費税の確定申告を行い、前記の補助事業に係る消費税額1,899,253円を課税仕入れに係る消費税額として控除していた。

しかし、帝人ファイバー株式会社では、上記の消費税仕入控除税額7,048,198円のうち本件補助金に係る額計3,560,523円を、また、小松精練株式会社では、上記の消費税仕入控除税額1,899,253円と同額の本件補助金に係る額1,899,253円を、それぞれ報告、返還しておらず、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、両会社において、補助事業における消費税の取扱いについての理解が十分でなかったこと、経済産業省において、本件補助事業の消費税の取扱いについての指導が十分でなかったことなどによると認められる。

本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項

- (1) 博覧会事業の実施に当たり、実績報告を年度ごとの実際の事業費に基づき適切に行うよう、また、概算額に基づいて算出した負担金の精算を適切に行うよう改善させたもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)経済産業本省 (項)経済産業本省
部局等の名称	経済産業本省
補助の根拠	予算補助
補助事業者 (事業主体)	財団法人 2005 年日本国際博覧会協会
補助事業	日本国際博覧会事業及び日本国際博覧会関連施設整備事業
補助事業の概要	2005 年日本国際博覧会の開催に当たり、財団法人 2005 年日本国際博覧会協会が行う会場建設事業及び関連施設整備事業
検査の対象とした負担金の額	56 億 3174 万余円(平成 13 年度～15 年度)
上記に対する国庫補助金交付額	26 億 0901 万余円
実際の事業費の確認が適切に行われていなかった負担金の額	(1) 8 億 3839 万余円(平成 13 年度～15 年度)
実際の事業費に基づく精算が適切に行われていなかった負担金の額	(2) 1 億 3668 万余円(平成 14、15 両年度)
上記に対する国庫補助金交付額	(1) 3 億 9880 万円 (2) 5889 万円 計 4 億 5769 万円

1 事業の概要

(2005 年日本国際博覧会の概要)

2005 年日本国際博覧会(以下「博覧会」という。)は、平成 17 年 3 月 25 日から 9 月 25 日までの間に愛知県豊田市及び愛知郡長久手町に所在する長久手会場と瀬戸市に所在する瀬戸会場の 2 会場において、「自然の叡智」をテーマとした新しい文化・文明の創造を目指して開催されたものである。

博覧会の開催に先立ち、国は、「愛知県における国際博覧会の開催申請について」(7 年 12 月閣議了解。以下「閣議了解」という。)に基づき、国際機関である博覧会国際事務局に対し、国際博覧会条約上の開催申請手続を進めることとし、「2005 年日本国際博覧会の博覧会国際事務局に対する登録申請について」(12 年 9 月閣議決定)に基づく博覧会国際事務局に対する登録申請(以下「登録申請」という。)において、国際博覧会の開催国の義務を果たすために必要な措置を講ずることとしている。

(日本国際博覧会事業費補助金等の概要)

国は、登録申請を行うに際し、その資金計画において、会場の土木工事、公式参加者の展示施設等の建設工事等(以下「会場建設事業」という。)に要する費用等を約1350億円と見積もり、国、関係地方公共団体及び民間法人等がそれぞれ1:1:1の割合(国の負担額約450億円)で負担することとしている。

そして、経済産業省では、日本国際博覧会事業費補助金交付要綱(平成12・03・31財第46号)等に基づき、博覧会の開催者として9年10月に設立された財団法人2005年日本国際博覧会協会(以下「博覧会協会」という。)に対し、21世紀の地球社会の発展に寄与することなどを目的として、会場建設事業を対象とする日本国際博覧会事業費補助金及び博覧会開催に係る関連施設整備事業を対象とする日本国際博覧会関連施設整備費補助金(以下、これらを「補助金」という。)を交付している。

(負担金の概要)

博覧会協会では、博覧会開催に伴い必要となる輸送設備や污水处理施設等の増強・増設工事等については、地方公共団体等が博覧会の開催を前提とせずに元来計画していた公共事業などを活用することとしていることから、これらの施設整備等については、地方公共団体等に対して博覧会対応分の工事等を委託し、その費用を負担金として支払う協定を地方公共団体等と締結している。これら以外に、電気・ガス等の博覧会のために専用工事が必要になる設備についても、整備に要する費用を負担金として支払う契約を電気・ガス等事業者と締結している。

そして、経済産業省では、博覧会協会がこれらの地方公共団体等や電気・ガス等事業者に負担金を支払って実施する事業(以下「負担金事業」という。)を会場建設事業及び関連施設整備事業として補助金の交付対象としている。

(補助金の交付手続)

補助金の交付手続については、博覧会協会は、会場建設事業等として実施する事業の内容、事業ごとに要する経費の額等を記載した交付申請書を経済産業省に提出し、これを受理した経済産業省は、交付申請書の内容を審査の上、交付決定を行い、補助金を交付することとなっている。

そして、補助事業の完了後、博覧会協会は、実施した事業の内容、事業ごとに要した経費の額等を記載した実績報告書を経済産業省に提出し、これを受理した経済産業省は、実績報告書の内容等を審査の上、交付すべき補助金の額を確定することとなっている。

2 検査の結果

(検査の着眼点)

博覧会は21世紀初頭の国際博覧会として国内外の高い関心を受けて開催される一方、閣議了解では、厳しい財政事情の下、会場建設費は極力圧縮したものとする事となっている。

そこで、博覧会協会が行う補助事業が適切に行われているか、特に、負担金事業について、負担金の額の算定は適切に行われているか、また、支払が実績に基づいたものとなっているかなどに着眼して検査した。

(検査の対象)

会場建設事業が始まり、負担金事業が増加した13年度から15年度までの間に博覧会協会

が支払った負担金 56 億 3174 万余円に対する補助金 13 年度 4438 万余円、14 年度 8 億 6375 万余円、15 年度 17 億 0087 万余円、計 26 億 0901 万余円について検査を実施した。

(検査の結果)

検査したところ、複数年度で施行される補助事業について各年度ごとの実際の事業費の確認をしていなかったり、概算額の事業費を基に算出した負担金の支払について実際の事業費に基づいた精算をしていなかったりしていたため、実績報告が適切に行われていない事態が見受けられた。

これらを態様別に示すと、次のとおりである。

- (1) 複数年度で施行される補助事業について各年度ごとの実際の事業費を確認していなかったもの

2 負担金事業 実績報告が適切に行われていなかった負担金の額 8 億 3839 万余円
(国庫補助金 3 億 9880 万余円)

博覧会協会では、負担金事業として実施する輸送設備の増強工事について、当該工事の実施事業者と協定を締結し、各年度ごとの事業費に基づいた負担金を 13 年度から 15 年度までの間に計 39 億 8981 万余円支払っていた。そして、博覧会協会は、各年度終了後、実施事業者から報告された額(支払額と同額)をそのまま各年度の補助事業の実績額とし、経済産業省に対して実績報告を行っていた。

しかし、検査したところ、13 年度から 15 年度までの間の実際の事業費は計 31 億 5142 万余円で、上記の支払額と比べて計 8 億 3839 万余円の開差が生じており、博覧会協会は、この実際の事業費を各年度の実績額とすべきであったのに、博覧会協会と実施事業者との間の事業費の精算を事業全体の終了後に行うこととしていたことなどから、これを確認しておらず、経済産業省に対する各年度の実績報告が適切に行われていなかった。

- (2) 概算額の事業費を基に算出した負担金の支払について実際の事業費に基づいた精算をしていなかったもの

2 負担金事業 実績報告が適切に行われていなかった負担金の額 1 億 3668 万余円
(国庫補助金 5889 万余円)

博覧会協会では、負担金事業として実施する污水处理施設の増設事業等で、事業完了前に負担金を支払うこととなっているものについて、実施事業者と協定等を締結し、実施事業者が行う施設整備等の概算の事業費計 38 億 8006 万余円を基に算出した負担金を 14、15 両年度に計 14 億 0806 万余円支払っており、この額で経済産業省に対して補助事業の実績報告を行っていた。

しかし、検査したところ、実際の事業費は計 25 億 5064 万余円、これに基づく適正な負担金の額は計 12 億 7138 万余円となり、上記の支払額と比べて 1 億 3668 万余円が過大となっていたのに、博覧会協会では、協定等に精算条項が付されていないことなどから、実際の事業費の確認を行わず、精算をしていなかったため、経済産業省に対する実績報告も適切に行われていなかった。

そして、(1)、(2)の事態について、経済産業省では、博覧会協会から提出された実績報告書の額と同額で各年度の補助金の額の確定等を行っていた。

(発生原因)

このような事態が生じていたのは、次のようなことによると認められた。

ア 博覧会協会において、補助事業に対する理解が十分でなく、各年度ごとの実際の事業費に基づき実績報告を行うべきであるのに、実施事業者から報告された額を確認することなくそのまま経済産業省に実績報告を行っていたり、負担金の額を算定する基礎とした事業費が概算で算出されていることから、実際の事業費に基づく負担すべき額が変動することが十分予想されるのに、協定で精算条項を規定していなかったりなどしていたこと

イ 経済産業省において、補助事業に係る負担金の精算方法等を取扱要領等で明確に示していなかったり、博覧会協会に対する指導、監督が十分ではなかったりしていたこと

3 当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、経済産業省では、17年9月に、次のような処置を講じた。

ア 博覧会協会に対して過払いとなっている補助金額の返還等を求めるとともに、通知を発し、17年度の補助事業を実施するに当たり、現地調査や実績確認が適切に行える体制を整備させ、また、検査マニュアル及びチェックリスト等を策定させ、活用することにより事業の適切な実施に役立てることとした。

イ 今後内外において開催される博覧会事業に関し、年度ごとの実際の事業費の確認及びそれに基づく実績報告を行うなど、補助事業等の適正な執行に当たっての実施要領、体制の整備等を定めた「博覧会事業に関する予算執行の適正化のための事務マニュアル」を整備した。

(2) 省エネルギー設備等導入促進情報公開対策等事業における総合エネルギー展の開催経費の取扱いを適切なものとするよう改善させたもの

会計名及び科目	石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計 (石油及びエネルギー需給構造高度化勘定) (項)エネルギー需給構造高度化対策費
部局等の名称	資源エネルギー庁
補助の根拠	予算補助
補助事業者 (事業主体)	財団法人省エネルギーセンター
補助事業 補助事業の概要	省エネルギー設備等導入促進情報公開対策等事業 省エネルギーセンターが総合エネルギー展を開催し省エネルギー・新エネルギー機器・技術等についての情報提供などを行うもの
上記事業のうち 総合エネルギー 展の開催に係る 国庫補助金交付 額	4億2990万余円(平成15、16両年度)
低減できた国庫 補助金交付額	3368万円

1 補助事業の概要

資源エネルギー庁では、財団法人省エネルギーセンター(以下「センター」という。)が行う

省エネルギー設備等導入促進情報公開対策等事業に対し、新エネルギー・省エネルギー設備導入促進指導事業費補助金(以下「補助金」という。)を交付している。この補助金は、エネルギーの使用合理化のための設備等の導入を促進し、エネルギー資源の有効利用の確保と国民経済の健全な発展に資することを目的として交付されるものである。

センターでは、上記事業の一環として、総合エネルギー展(以下「ENEX」という。)を東京、大阪両会場において開催している。この展示会場は、センターの出展募集に応じて参加した企業等が自社の省エネルギー・新エネルギー機器・技術等を展示して広報及び情報提供を行う出展者コーナーと、センターが中心となり省エネ大賞・新エネ大賞などを受賞した機器、システム、優秀事例等を展示する主催者コーナーから構成されており、双方が一体となって来場者等に対し省エネルギー・新エネルギー機器・技術等についての情報提供などを行っている。

そして、この開催経費に係る補助金の交付額は、平成15年度2億2560万余円、16年度2億0429万余円、計4億2990万余円に上っている。

2 検査の結果

(検査の対象及び着眼点)

ENEXは毎年度開催されており、上記のとおり交付される補助金も多額に上っている。また、その出展企業等も多数に上っており、省エネルギー・新エネルギーへの取組が重要性を増している中で、ENEXへの注目度もますます高まっている。

そこで、補助金の交付対象となっているENEXの開催経費が適正なものとなっているかなどに着眼して検査した。

(検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

センターでは、補助事業の実績報告書において、ENEXの開催経費として、事業費、人件費、旅費等を計上している。この事業費の中には、出展者コーナー及び主催者コーナーに係る基礎小間設営費、電気工事費等の会場設営費として、15年度3361万余円、16年度3586万余円、計6947万余円が計上されており、センターではこの額に相当する補助金の交付を受けている。

センターでは、出展者コーナーのうち利用する小間の数に応じて企業等から参加料(以下「小間料」という。)を徴収しており、その徴収額は15年度6803万余円、16年度9449万余円、計1億6253万余円となっている。

この小間料の中には、センターが定めた出展要項によると、出展者コーナーに係る基礎小間設営費、電気工事費等が含まれるとされており、これは補助対象経費とされている会場設営費と同じものである。

上記のように、センターでは、出展者コーナーに係る会場設営費を含んだ小間料を出展企業等から徴収していて、当該会場設営費に係るセンターの費用負担は生じていないにもかかわらず、出展者コーナーに係る会場設営費をENEXの開催経費に含めて補助金の交付を受けていた。

したがって、出展者コーナーに係る会場設営費を補助対象経費とするのは適切でなく改善の必要があると認められた。

(低減できた国庫補助金交付額)

会場設営費に展示会場の面積に対する出展者コーナーの面積の比率を乗じて出展者コーナーに係る会場設営費を算定すると、15年度1409万余円、16年度1959万余円、計3368万余円となり、国庫補助金交付額を同額低減できたと認められた。

(発生原因)

このような事態が生じていたのは、センターにおいてENEXの開催経費の適正な取扱いに対する認識が十分でなかったことにもよるが、資源エネルギー庁においてENEXの開催経費のうち会場設営費の取扱いに係る明確な方針を定めるなどの措置を執っていなかったことなどによると認められた。

3 当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、資源エネルギー庁では、17年9月にセンターに対して通知を発し、ENEXの開催経費のうち会場設営費を主催者コーナーと出展者コーナーに区分し、出展者コーナーに係る会場設営費は補助対象外とすることとし、17年度から適用することとする処置を講じた。

(注) 小間 展示会場において出展者が展示等を行う単位区画で、この基本単位を基礎小間という。

第11 国土交通省

不 当 事 項

役 務

(230) 海上交通情報処理システムの保守委託契約において、対象となっていない機器に係る保守作業費を含めて予定価格を積算したため、契約額が割高になっているもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)海上保安庁 (項)海上保安官署
部局等の名称	第三管区海上保安本部
契 約 名	海上交通情報処理システム装置(東京湾)保守委託
契 約 の 概 要	海上交通情報処理システムを構成する機器の保守作業を行わせるもの
契 約 額	8,002,260 円
契 約 の 相 手 方	株式会社沖電気カスタマアドテック
契 約	平成 16 年 4 月 随意契約
割高になっている契約額	3,598,560 円

1 契約の概要

(海上交通情報処理システムの概要)

第三管区海上保安本部(以下「本部」という。)では、東京湾における船舶交通の安全を確保するため、東京湾海上交通センターに海上交通情報処理システム(以下「システム」という。)を設置して運用している。

このシステムは、航行船舶の航路、入航予定時刻等を入力して管理する情報管理装置 2 台、入力したデータを一覧表示するキャラクターディスプレイ装置 8 台、レーダーで得られた航行船舶の動きをコンピュータ処理するレーダー映像合成装置 2 台、航行船舶の動きを図形化し表示するグラフィックディスプレイ装置 8 台等の機器から構成されている。

そして、上記機器のうちグラフィックディスプレイ装置については、平成 12 年 12 月に「1974 年の海上における人命の安全のための国際条約」(昭和 55 年条約第 16 号)が改正され、一定の要件に該当する船舶には 14 年 7 月から 20 年 7 月までの間に順次船舶自動識別装置の搭載が義務付けられることから、これに対応するため、16 年 2 月から 3 月までの間に機器の改修工事を実施している。

(保守委託契約の概要)

本部では、16 年度に、システムを構成する機器の定期点検、故障時における復旧といった保守作業を、株式会社沖電気カスタマアドテックに契約額 8,002,260 円で委託して行わせている。

委託に当たっては、グラフィックディスプレイ装置は改修工事を実施した直後であるため定期点検等を行う必要はないと判断して保守作業の対象から除外し、それ以外の情報管理装置、キャラクターディスプレイ装置、レーダー映像合成装置等を保守作業の対象にする

こととして仕様書を作成している。そして、この仕様書等を基に保守作業費の予定価格を8,002,260円と積算し、同額で契約している。

2 検査の結果

検査したところ、上記保守作業費の予定価格には、誤って、仕様書において保守作業の対象とされていないグラフィックディスプレイ装置の1台当たりの年間保守単価520,800円に保有台数8台を乗じた保守作業費4,166,400円が計上されていた。

このような事態が生じていたのは、本部において、保守作業費の予定価格の積算に当たり、仕様書の内容と積算内容との照合及び審査が十分でなかったことによると認められる。

上記により、本件保守作業費を修正計算すると、積算過小となっていたキャラクターディスプレイ装置に係る年間保守費739,200円を考慮しても4,403,700円となり、本件契約額8,002,260円はこれに比べて3,598,560円割高になっていて不当と認められる。

補 助 金 (231)-(246)

1 補助金の概要

国土交通省(平成13年1月5日以前は、北海道開発庁、国土庁、運輸省、建設省)所管の補助事業は、地方公共団体等が事業主体となって実施するもので、同省では、この事業に要する経費について、事業主体に対して補助金を交付している。

2 検査の結果

北海道ほか44都府県及びその管内の市町村等を検査した結果、8府県及び7府県管内の8市町計16事業主体が実施した公営住宅家賃対策補助、緊急地方道路整備事業等の16事業に係る国庫補助金172,972,526円が不当と認められる。

これを不当の態様別に示すと次のとおりである。

- ① 補助金の交付額の算定が適切でないもの

6事業	不当と認める国庫補助金	62,456,000円
-----	-------------	-------------
- ② 工事の設計が適切でないもの

3事業	不当と認める国庫補助金	72,616,050円
-----	-------------	-------------
- ③ 工事の設計及び施工が適切でないもの

3事業	不当と認める国庫補助金	25,701,500円
-----	-------------	-------------
- ④ 用地費及び補償費の算定が適切でないもの

3事業	不当と認める国庫補助金	7,871,476円
-----	-------------	------------
- ⑤ 工事費の積算が過大となっているもの

1事業	不当と認める国庫補助金	4,327,500円
-----	-------------	------------

また、これを個別に示すと次のとおりである。

(231) 通常砂防事業の実施に当たり、鉄線籠型多段積護岸の基礎部の保護工の設計及び施工が適切でなかったため、工事の目的を達していないもの

会計名及び科目	治水特別会計(治水勘定) (項)砂防事業費
部局等の名称	宮城県
補助の根拠	砂防法(明治30年法律第29号)
補助事業者(事業主体)	宮城県
補助事業	平成15年度通常砂防
補助事業の概要	洪水時に発生する土砂が下流域に流出するのを防止するため平成15、16両年度に床固工、護岸工等を施工するもの
事業費	104,300,700円
上記に対する国庫補助金交付額	52,150,350円
不当と認める事業費	10,402,000円
不当と認める国庫補助金交付額	5,201,000円

1 補助事業の概要

この補助事業は、宮城県が、通常砂防事業の一環として、宮城県栗原郡花山村字坂下地内の御番沢において、洪水時に発生する土砂が下流域に流出するのを防止するため、平成15、16両年度に、床固工、護岸工等を工事費104,300,700円(国庫補助金52,150,350円)で実施したものである。

このうち、護岸工は、洪水時に流水が河岸に強く当たる右岸側4箇所に、割栗石(粒径が15cm~20cm)を中に詰めて製作した鉄線籠(縦0.5m、横1.0m、長さ15m~39m)を多段に積み重ねて、連結した一体構造とし、高さ3m~5mの鉄線籠型多段積護岸(以下「多段積護岸」という。4箇所、延長計84m)を築造するものである。

そして、多段積護岸については、基礎部の前面河床が洗掘されると、護岸全体の安定が損なわれるおそれがあるので、「鉄線籠型多段積護岸工法設計・施工技術基準(試行案)」(社団法人全国防災協会編。建設省河川局防災・海岸課編集、以下「技術基準」という。)に基づき、基礎部の保護工法については、鉄線籠を多段積護岸本体の前面に並べて接するように設置する並列式として、設計し、施工していた(参考図1参照)。

また、技術基準によれば基礎部の保護工法を並列式とする場合は、多段積構造本体に影響を与えないために、前面の鉄線籠は護岸本体との連結を避け、分離して設けるものとされている。

2 検査の結果

検査したところ、多段積護岸の基礎部の保護工の設計及び施工が、次のとおり適切でなかった。

すなわち、前記のとおり、技術基準では、多段積護岸の基礎部の保護工法を並列式とする場合には、多段積護岸本体に影響を与えないために前面に並べて設置する鉄線籠と多段積護

岸本体を分離して設けるものとするよう明記されているのに、これが設計図書には明確に記載されていない。また、施工に当たって、請負業者が多段積護岸の基礎部の保護工についての理解が十分でなかったため、前面に設置された基礎部の保護工である鉄線籠と多段積護岸本体をコイル(らせん状に巻いた鉄線)で連結していた(参考図2参照)。

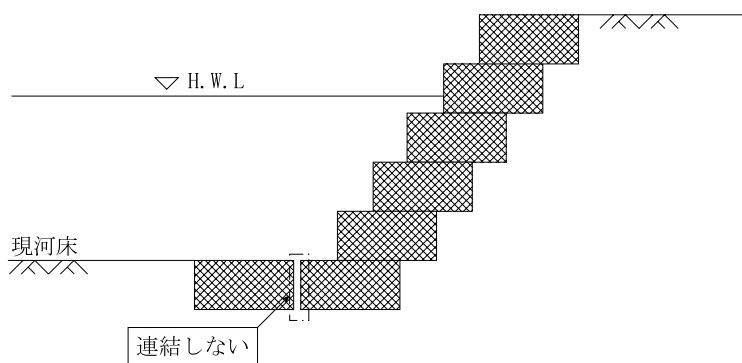
このため、鉄線籠と多段積護岸本体とが一体構造となっている状況であり、河床が洗掘を受け基礎部の保護工である鉄線籠に沈下等の変状が生ずると、多段積護岸本体に影響を及ぼし護岸全体の安定が損なわれるおそれがあるものとなっていた。

このような事態が生じていたのは、同県において、設計図書に多段積護岸の基礎部の保護工法を明確に記載していなかったこと、また、請負業者が多段積護岸の基礎部の保護工法についての理解が十分でないまま施工していたのに、これに対する同県の監督及び検査が十分でなかったことなどによると認められる。

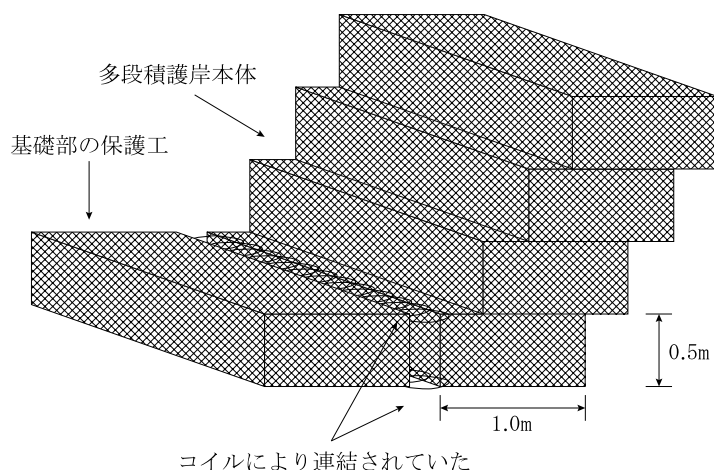
したがって、本件多段積護岸(工事費相当額 10,402,000 円)は設計及び施工が適切でなかったため、その安定が損なわれるおそれがあり、工事の目的を達しておらず、これに係る国庫補助金相当額 5,201,000 円が不当と認められる。

(参 考 図 1)

技術基準による多段積護岸の基礎部の保護工法(並列式)



(参 考 図 2)



(232) 公共下水道事業の実施に当たり、設計が適切でなかったため、水管橋の橋台等の所要の安全度が確保されていない状態になっているもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)国土交通本省 (項)都市計画事業費
部局等の名称	山形県
補助の根拠	下水道法(昭和33年法律第79号)
補助事業者(事業主体)	山形県西村山郡大江町
補助事業	大江町公共下水道事業
補助事業の概要	下水道の水管橋を新設するため、平成15、16両年度に橋台、上部工等を施工するもの
事業費	68,067,300円
上記に対する国庫補助金交付額	34,033,650円
不当と認める事業費	52,809,000円
不当と認める国庫補助金交付額	26,404,500円

1 補助事業の概要

この補助事業は、山形県西村山郡大江町が、大江町公共下水道事業の一環として、同町大字左沢地内の月布川に下水道の水管橋(橋長42.1m)を新設するため、平成15、16両年度に、橋台2基、護岸等の築造、鋼製の上部工(トラス形式)及びステンレス鋼製の下水道管(内径20cm)の製作・架設等を工事費68,067,300円(国庫補助金34,033,650円)で実施したものである。

このうち、左岸側及び右岸側の両橋台は鉄筋コンクリート構造の逆T式橋台となっている(参考図1参照)。

そして、左岸側橋台のつま先版の下面側に配置する主鉄筋については、配筋図によると、径16mmの鉄筋を25cm間隔で配置することとなっており、これにより施工していた(参考図2参照)。

2 検査の結果

検査したところ、左岸側橋台のつま先版の設計が次のとおり適切でなかった。

すなわち、本件橋台の設計の基礎となっている設計計算書では、橋台の設計計算を「道路橋示方書・同解説」(社団法人日本道路協会編)に基づき行っている。この設計計算書によると、左岸側橋台のつま先版の下面側に配置する主鉄筋については、径16mmの鉄筋を、12.5cm間隔で配置すれば、主鉄筋に生ずる引張応力度が許容引張応力度を下回ることから、応力計算上安全であるとしていた(参考図2参照)。

しかし、配筋図を作成する際、つま先版下面側の主鉄筋について、設計計算どおりの間隔とすべきところを、誤って前記のとおり25cm間隔としていた。

そこで、左岸側橋台について改めて応力計算を行うと、地震時において、つま先版下面側の主鉄筋に生ずる引張応力度は435.65N/mm²となり、許容引張応力度300N/mm²を大幅に上

回っていて、応力計算上安全な範囲を超えている。

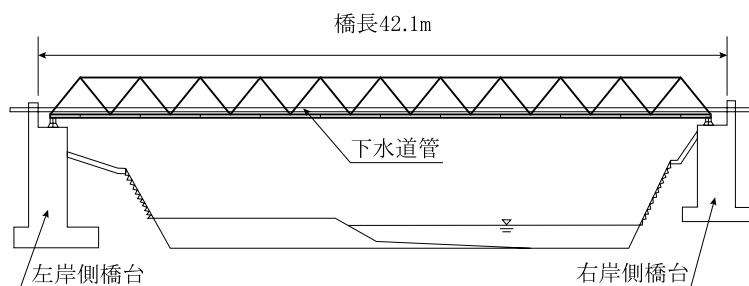
このような事態が生じていたのは、同町において、委託した設計業務の成果品に誤りがあったのに、これに対する検査が十分でなかったことによると認められる。

したがって、本件水管橋は、左岸側橋台の設計が適切でなかったため、同橋台及びこれに架設された鋼製の上部工等(これらの工事費相当額 52,809,000 円)は所要の安全度が確保されていない状態になっており、これに係る国庫補助金相当額 26,404,500 円が不当と認められる。

(注) 引張応力度・許容引張応力度 「引張応力度」とは、材に外から引張力がかったとき、そのために材の内部に生ずる力の単位面積当たりの大きさをいう。その数値が設計上許される上限を「許容引張応力度」という。

(参 考 図 1)

水管橋概念図

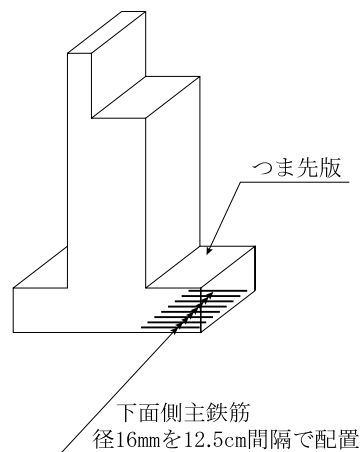
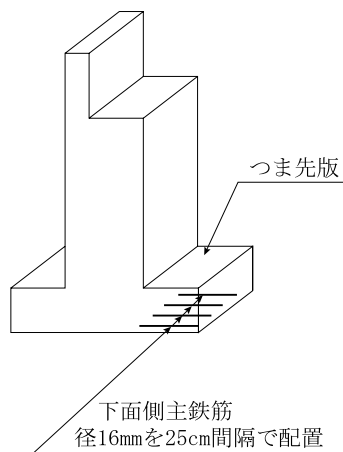


(参 考 図 2)

左岸側橋台概念図

[配筋図及び施工]

[設計計算書]



(233) 公営住宅家賃対策補助金の経理が不当と認められるもの
 (236)

会計名及び科目	一般会計 (組織)国土交通本省 (項)住宅対策諸費
部局等の名称	福島県ほか3府県
補助の根拠	公営住宅法(昭和26年法律第193号)

補助事業者 (事業主体)	県1、市3、計4事業主体
補助金	公営住宅家賃対策補助金
補助金の概要	公営住宅を管理する地方公共団体に対して、家賃に係る補助を行うために交付するもの
上記に対する国庫補助金交付額	946,473,000円(平成12年度～16年度)
不当と認める国庫補助金交付額	43,312,000円(平成12年度～16年度)

1 補助金の概要

公営住宅家賃対策補助金(以下「家賃対策補助金」という。)は、住宅に困窮する低額所得者に低廉な家賃で賃貸することを目的として、公営住宅法(昭和26年法律第193号)の規定に基づき建設された公営住宅を管理する地方公共団体に対し国が交付するものである。その交付額は、公営住宅の団地別、管理開始年度別、入居者の収入の区分別等に次のとおり補助基本額を算定し、これらを合計した後に2分の1を乗じるなどして算定することとなっている。

$$\begin{aligned}
 \text{補助基本額} &= \left(\text{近傍同種の住宅の家賃の額} - \text{入居者負担基準額} \right) \times \text{補助対象月数} \times \text{補助対象戸数} \\
 \text{近傍同種の住宅の家賃の額} &= \left(\text{建物部分の複成価格} \times \text{利回り} + \text{土地部分の複成価格} \times \text{利回り} \right. \\
 &\quad \left. + \text{償却額等} \right) \div 12
 \end{aligned}$$

このうち、近傍同種の住宅の家賃の額及び入居者負担基準額は、それぞれ次により算定することとなっている。

(1) 近傍同種の住宅の家賃の額

近傍同種の住宅の家賃の額(以下「近傍住宅家賃」という。)は、上記のとおり、建物・土地部分の複成価格等により構成されており、このうち建物部分の複成価格については、「公営住宅法の一部を改正する法律等の運用について」(平成8年建設省住総発第135号建設省住宅局長通知)等によると、次のとおり算定することとなっている。

ア 建物部分の複成価格は、近傍同種の住宅の建設に要した費用に国土交通大臣が毎年定める率を乗じて得られる額から経過年数に応じた減価相当額を控除した額とする。

近傍同種の住宅の建設に要した費用は、当該公営住宅の近傍に存在する同種の住宅の建設に要した費用又は当該公営住宅の建設に要した費用とするが、建設に要した費用には、共同施設(児童遊園、通路、駐車場等)の工事費は含めないこととする。

イ 建設後、相当程度の年数が経過したことなどにより近傍同種の住宅の建設に要した費用の確定が困難な場合等には、事業主体が、建設年度別等の標準的な費用の額を設定することも許容されるが、標準的な費用が実際の費用を上回ることがないように十分に配慮して適切な額を設定する。

(2) 入居者負担基準額

入居者負担基準額は、入居者の収入、当該公営住宅の立地条件等に応じて毎年度算定さ

れることとなっている。

そして、公営住宅の建設に係る土地の取得費については補助対象外となっているが、平成10年12月11日から15年3月31日までの間の公営住宅の建設に係る土地の取得費については、特例的に公営住宅等供給促進緊急助成事業費補助金(以下「緊急助成事業費補助金」という。)により補助の対象としている。この緊急助成事業費補助金の交付を受けた公営住宅については、後年度において家賃対策補助金の額から緊急助成事業費補助金に相当する額を家賃対策補助金の対象となる期間(20年)にわたって減額することとなっている。そして、この減額の方法については、入居者負担基準額に、土地の取得費に1000分の5.096を乗じた額を加算することにより、補助基本額を減額することとなっている。

2 検査の結果

北海道ほか25都府県及び管内の322市区町村、計348事業主体について検査した結果、福島県ほか3事業主体において、補助基本額の算定に当たり、建物部分の複成価格の算出方法を誤っていたり、緊急助成事業費補助金の交付を受けた公営住宅に係る入居者負担基準額に前記の加算をしないまま算定したりなどしていた。その結果、補助基本額が過大に算定されており、これに係る国庫補助金計43,312,000円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、上記の4事業主体において補助基本額の算定に当たり、近傍住宅家賃及び入居者負担基準額の算定について理解が十分でなかったこと、事業主体内部の事務の連携が十分でなかったこと及び補助金交付申請書の受理、審査を行う府県の審査が十分でなかったことなどによると認められる。

これを態様別・事業主体別に示すと次のとおりである。

府 県 名	事 業 主 体	年 度	国庫補助金交付額 千円	不当と認める国庫補助金 交付額 千円
-------	---------	-----	----------------	--------------------------

(1) 近傍住宅家賃の算定を誤っていたもの

(233)	大阪府	泉佐野市	13~16	358,146	26,899
-------	-----	------	-------	---------	--------

泉佐野市では、補助基本額の算定に当たり、建物部分の複成価格を算出する際に、近傍同種の住宅の建設に要した費用として、当該公営住宅の建設に要した実際の費用を用いることとしていたが、誤って、これより高額な建設工事の予定価格算定の基礎である設計金額を用いていた。このため、近傍住宅家賃が過大に算定され、その結果、補助基本額が過大に算定されていた。

したがって、適正な近傍住宅家賃により補助金額を算定すると、計331,247,000円となり、交付額との差額、計26,899,000円が過大に交付されていた。

(234)	香川県	さぬき市	13, 14	14,136	4,086
-------	-----	------	--------	--------	-------

さぬき市では、補助基本額の算定に当たり、建物部分の複成価格を算出する際に、近傍同種の住宅の建設に要した費用として、当該公営住宅の建設に要した実際の費用を用いることとしていたが、誤って、杭基礎等に係る工事費を二重計上したり、共同施設である駐車場等に係る工事費を計上したり、別棟の住宅と共用している浄化槽設備等の工事費を戸数あん分しないまま全額を計上したりなどしていた。このため、近傍住宅家賃が過大に算定され、その結果、補助基本額が過大に算定されていた。

したがって、適正な近傍住宅家賃により補助金額を算定すると、計10,050,000円

府 県 名	事 業 主 体	年 度	国庫補助金交 付額 千円	不当と認める国庫補助金 交付額 千円	
となり、交付額との差額、計 4,086,000 円が過大に交付されていた。					
(2) 入居者負担基準額に所定の加算をしていなかったもの					
(235)	福 島 県	福 島 県	12、14、15	445,553	8,333
(236)	鳥 取 県	鳥 取 市	12、13	128,638	3,994
上記の2事業主体では、緊急助成事業費補助金の交付を受けた公営住宅に係る補助基本額の算定に当たり、入居者負担基準額に前記の加算をしないまま算定していたため、補助基本額が過大に算定されていた。					
したがって、入居者負担基準額に加算すべき額を加算して適正な家賃対策補助金の額を算定すると、福島県では計 437,220,000 円、鳥取市では計 124,644,000 円となり、交付額との差額、計 8,333,000 円、計 3,994,000 円がそれぞれ過大に交付されていた。					
(233)-(236)の計			946,473	43,312	

(237) 都市公園事業の実施に当たり、設計が適切でなかったため、排水管等の所要の安全度が確保されていない状態になっているもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)国土交通本省 (項)都市計画事業費
部局等の名称	栃木県
補助の根拠	都市公園法(昭和31年法律第79号)
補助事業者 (事業主体)	栃木県芳賀郡益子町
補助事業	都市公園等統合補助
補助事業の概要	都市公園を整備するため、平成16年度に法面工及び排水工を施工するもの
事業費	24,990,000円(うち国庫補助対象額 23,404,500円)
上記に対する国庫補助金交付額	11,702,250円
不当と認める事業費	3,245,000円(全額国庫補助対象額)
不当と認める国庫補助金交付額	1,622,500円

1 補助事業の概要

この補助事業は、栃木県芳賀郡益子町が、都市公園事業の一環として、同町大沢地内において、町民の多様な利用に供する総合公園を整備するため、平成16年度に、法面工及び排水工を工事費 24,990,000 円(うち国庫補助対象額 23,404,500 円、国庫補助金 11,702,250 円)で実施したものである。

このうち、排水工は、公園内の雨水を排水するため、前年度に造成した遊具広場等の地中に排水管として内径 600mm の遠心力鉄筋コンクリート管(1 種管。以下「ヒューム管」とい

う。)を延長123.4m布設するなどのもので、ヒューム管の土被り厚は最大で3.1mとなっている。

そして、排水工の設計については、掘削底面の幅を1,300mm、法勾配を5分で掘削し、碎石を敷き均してヒューム管を布設し、碎石基礎の支承角が90度となるように管の外周に碎石を密着させて締め固めた後、元の地盤まで埋め戻すこととし、これにより施工していた(参考図参照)。

2 検査の結果

検査したところ、排水工の設計が次のとおり適切でなかった。

すなわち、排水工の設計に当たっては、「道路土工 カルバート工指針」(社団法人日本道路協会編)に示されている「コンクリート製パイプカルバート基礎形式選定図」のうち、管頂部における埋戻し幅が管外径の2倍未満などの場合(この場合の埋設形式を「溝型」という。)の選定図を適用し、前記の管の種類及び基礎であれば、最大土被り厚の箇所でもヒューム管は土圧に対して設計上安全であるとしていた。

しかし、前記のとおり掘削底面の幅1,300mm、法勾配5分で掘削した場合、管頂部における埋戻し幅は2,150mmとなり、管外径700mmの2倍以上となる。そして、このように管頂部の埋戻し幅が広い場合、管に作用する土圧は溝型の選定図で想定されている土圧より大きくなり、土圧計算の対象となる範囲も広くなることから、溝型ではなく、管頂部における埋戻し幅が管外径の2倍以上あるなどの場合(この場合の埋設形式を「突出型」という。)の選定図を適用すべきであった(参考図参照)。

そこで、本件ヒューム管について、突出型として改めて応力計算を行うと、土被り厚が2.16m以上の延長37.1mの区間では、管に生ずる最大曲げモーメントが管の許容曲げモーメントを上回って応力計算上安全な範囲を超えており、土被り厚が最大となる3.1mの箇所では、管に生ずる最大曲げモーメントが3.83kN・mとなり、管の許容曲げモーメント2.59kN・mを大幅に上回っている。

そして、上記区間の一部のヒューム管の管頂部には、縦断方向にき裂が生じている状況であった。

このような事態が生じていたのは、同町において、委託した設計業務の成果品に誤りがあったのに、これに対する検査が十分でなかったことによると認められる。

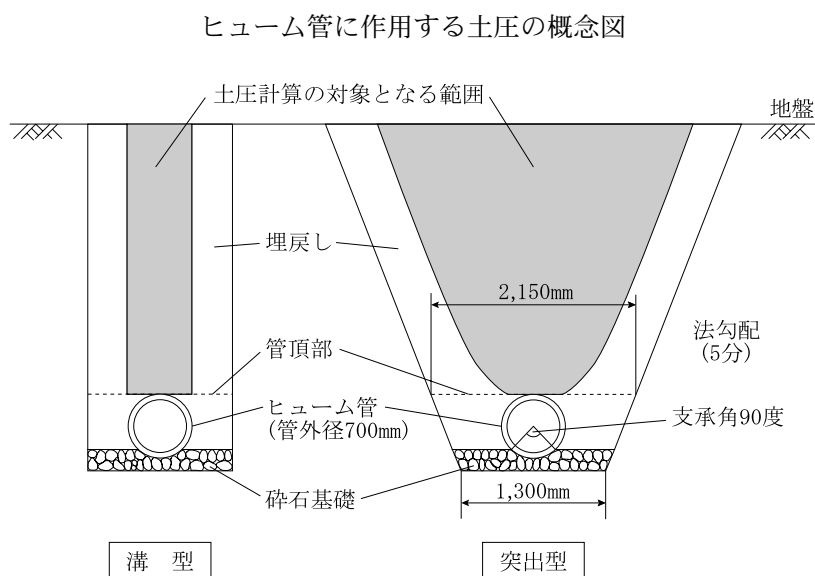
したがって、本件排水工は、設計が適切でなかったため、ヒューム管延長37.1m等(これらの工事費相当額3,245,000円)は所要の安全度が確保されていない状態になっており、これに係る国庫補助金相当額1,622,500円が不当と認められる。

(注1) 法勾配 土木工事においては、勾配は通常斜面を斜辺とする直角三角形の縦の辺の長さに対する横の辺の長さの比で示し、例えば、高さ1mに対して長さが0.5mの場合は「5分」という。

(注2) 支承角 管が基礎によって支持される角度をいう(参考図参照)。

(注3) 最大曲げモーメント・許容曲げモーメント 「最大曲げモーメント」とは、外力が材に作用し、これを曲げようと材に生ずる力の最大値をいう。その数値が設計上許される上限を「許容曲げモーメント」という。

(参 考 図)



(238) 港湾環境整備事業の実施に当たり、転落防止柵等の防錆・防食処理の設計及び施工が適切でなかったため、工事の目的を達していないもの

会計名及び科目	港湾整備特別会計(港湾整備勘定) (項)港湾事業費
部局等の名称	関東地方整備局(平成13年1月5日以前は第二港湾建設局)
補助の根拠	港湾法(昭和25年法律第218号)
補助事業者(事業主体)	神奈川県
補助事業	湘南港港湾環境整備
補助事業の概要	既設の防波護岸の通路をかさ上げして遊歩道を設置するため、平成12年度から15年度までの間に、護岸工、転落防止柵工等を施工するもの
事業費	356,141,100円 (うち国庫補助対象額 340,470,900円)
上記に対する国庫補助金交付額	170,235,450円
不当と認める事業費	31,613,000円(全額国庫補助対象額)
不当と認める国庫補助金交付額	15,806,500円

1 補助事業の概要

この補助事業は、神奈川県が、湘南港港湾環境整備事業の一環として、藤沢市江ノ島地先において、既設の防波護岸の通路をかさ上げして遊歩道を設置するため、平成12年度から15年度までの間に、第1工区から第8工区までの区間について、順次、護岸工、転落防止柵工、門扉工、階段工、健康舗装工等を工事費計356,141,100円(うち国庫補助対象額

340,470,900 円、国庫補助金 170,235,450 円)で実施したものである。

上記のうち、①転落防止柵工は、高さ 1.1mの転落防止柵を延長計 1,222.2m、②門扉工は、門扉を計 12 基、③階段工は、手すりを延長計 186.6m、④健康舗装工は、手すりを延長計 40.0m設置するなどして施工するもので、上記の①から④までの転落防止柵、門扉、手すり(以下、これらを「転落防止柵等」という。)については、それぞれ工場で作製、防錆・防食処理等を行った後に現地に搬入し、防波護岸上部の所定の位置に設置するものである。

そして、転落防止柵等については、当該施設が海岸線に面していて公共性の高い箇所に設置されることから、環境条件や経済性等を考慮して、鋼材の本体に、重金属を含まない有機金属不動態化塗装^(注)を施し、その表面にエポキシ樹脂系塗料の中塗り及びアクリルウレタン樹脂系塗料の上塗りを施す 3 層からなる塗装等(以下「不動態化塗装等」という。)により防錆・防食処理を行うこととして設計し、これにより施工している。

(注) 有機金属不動態化塗装 転落防止柵等製作者が海外メーカーより技術提供を受けた技術で、鉛、亜鉛等の重金属を含まない塗装処理であり、平成 10 年頃より国内において使用されている。

2 検査の結果

検査したところ、本件転落防止柵等の防錆・防食処理に係る設計及び施工が次のとおり適切でなかった。

(1) 設計について

ア 同県では、本件各工事の全体設計に当たり、委託した設計業務の成果品に不動態化塗装等の塗膜厚の厚さ(以下「塗膜厚」という。)等の仕様が明示されていなかったにもかかわらず、そのまま成果品を受領していた。そして、同県では、設計図書等において、転落防止柵等に係る塗膜厚等の仕様について一切示していなかった。また、実際の工事で使用する不動態化塗装等の塗膜厚に関する承諾願等も提出させていなかった。

イ 先行して発注していた区間(第 1 工区及び第 2 工区。いずれも 13 年度完成。)において、工事完成後に転落防止柵等に錆が発生している状況となっていた。しかし、同県では、これらの状況を認識していたにもかかわらず、その後に発注した区間(第 3 工区～第 8 工区)の工事においても、不動態化塗装等の仕様の検討を十分行わないまま工事を発注していた。

(2) 施工について

転落防止柵等の不動態化塗装等の塗膜厚は転落防止柵等の製作者(以下「製作者」という。)が独自に決定しており、先行区間である第 1 工区及び第 2 工区では 100 μ m、先行区間の錆の発生後発注された区間である第 3 工区から第 8 工区までの 6 工区では 140 μ mとしていた。しかし、工事完成後に製作者が提出した施工処理完了証明書において、塗膜厚の記載があったのは第 1 工区のみであり、同県は、不動態化塗装等の塗膜厚の確認をほとんど行っていない状況であった。

上記(1)、(2)のことから、本件工事の 8 工区すべてにおいて、工事完成後 1、2 年程度以内に転落防止柵等の表面に錆が発生していた。そして、同県はその後全工区において再塗装を施していた。しかし、第 1 工区から第 5 工区までの 5 工区では、再塗装が施されていたにもかかわらず、17 年 2 月の会計実地検査時においても、ほぼ全延長にわたり、主に転落防止柵等の海側の表面に錆が発生していたり、塗装がはく離していたりしている状況であった。

また、転落防止柵の塗膜厚を計測したところ、再塗装されていることもあり、第 1 工区及

び第2工区では67.2μmから439μm、第3工区から第8工区までの6工区では57.9μmから389μmと不均一な状態となっており、計測した6,800箇所のうち2,200箇所(約32%)において、製作者が独自に決定した上記の塗膜厚を下回っていた。

このような事態が生じていたのは、同県において、委託した設計業務の成果品の内容が適切でなかったにもかかわらずこれに対する検討が十分でなかったこと、転落防止柵等に対する施工管理が十分でなかったことなどによると認められる。

したがって、本件転落防止柵等の防錆・防食処理(工事費相当額31,613,000円)に係る設計及び施工が適切でなかったため、急速に錆が発生し、塗装もはく離している状況となっており、工事の目的を達しておらず、これに係る国庫補助金相当額15,806,500円が不当と認められる。

(239) 道路整備事業の実施に当たり、近傍の取引事例との比較考量を十分に行わないまま土地を取得したため、用地費が過大となっているもの

会計名及び科目	道路整備特別会計 (項)道路事業費
部局等の名称	神奈川県
補助の根拠	道路法(昭和27年法律第180号)
補助事業者 (事業主体)	神奈川県伊勢原市
補助事業	市道89号線道路整備
補助事業の概要	駅前広場を整備するため、平成15年度に道路用地を取得するもの
事業費	201,825,360円(うち国庫補助対象額201,823,680円)
上記に対する国庫補助金交付額	100,911,840円
不当と認める事業費	3,822,450円(うち国庫補助対象額3,822,418円)
不当と認める国庫補助金交付額	1,911,209円

1 補助事業の概要

この補助事業は、神奈川県伊勢原市が、市道89号線道路整備事業の一環として、駅前広場を整備するため、平成15年度に、土地(宅地)764.49m²を用地費201,825,360円(国庫補助金100,911,840円)で取得したものである。

同市では、公共事業の施行に伴う損失の補償について、「公共用地の取得に伴う損失補償基準」(昭和37年用地対策連絡会決定)等(以下「補償基準等」という。)により行うこととしている。

補償基準等によれば、公共事業の実施により土地を取得するに当たっては、正常な取引価格をもって補償することとされており、この正常な取引価格は、近傍地等の取引価格を基準として、これらの土地及び取得する土地の位置、形状、地積その他一般の取引における価格形成上の諸要素(以下「個別的要因」という。)を総合的に比較考量して算定するものとされている。

同市では、土地の取得に当たっては、取得の対象となる土地ごとに不動産鑑定業者から鑑定評価を求め、この鑑定評価に基づいて土地の価格を算定することになっている。

そして、同市では、本件土地の隣地の取得に当たっては、鑑定評価に基づいて1㎡当たりの土地単価を264,000円として用地費を算定していたが、本件土地については、地方税法(昭和25年法律第226号)に基づく固定資産評価に係る土地単価が隣地とほぼ同額であるとして、鑑定評価を求めずに、隣地の1㎡当たりの土地単価と同じ単価で用地費を算定していた。

2 検査の結果

検査したところ、用地費の算定が次のとおり適切でなかった。

すなわち、同市では、前記のとおり、本件土地及び隣地の取得に当たり用地費を同一の土地単価に基づき算定していたが、この同一単価の根拠とした固定資産評価に係る両土地の土地単価をみると、本件土地単価は隣地を4.0%下回っていた。

また、個別的要因を比較するに当たって適用することとされている「土地価格基準表」(昭和50年国土第4号国土庁地価調査課長通達)等によれば、土地の形状については、隣地がやや不整形な長方形地であるのに対し、本件土地は間口から奥に向かって扇形に広がり、有効宅地部分がやや入り組んだ形状の不整形地であることから、隣地に対して減価する必要がある。さらに、本件土地が所在する混在住宅地域の標準的な宅地面積が100㎡から200㎡とされ、隣地が260.75㎡であるのに対し、本件土地は764.49㎡と隣地の3倍程度の面積となっていて、標準的な規模の宅地として利用する場合に使用できない土地が生ずることなどから、減価する必要がある。

上記のように、両土地には差異があるのに、同市が本件土地の取得に当たって、個別的要因を比較考量せずに、隣地の1㎡当たりの土地単価をそのまま本件土地の単価として採用し、これにより用地費を算定したのは適切ではないと認められた。

そして、17年4月の本件土地に係る用地費の会計実地検査の後、本院の指摘を受けて同市が不動産鑑定業者に依頼した鑑定評価によれば、本件土地の取得時における1㎡当たりの土地単価は259,000円で、隣地の価格を下回るものとなっていた。

このような事態が生じていたのは、同市において用地費の算定に当たって、近傍の取引事例との個別的要因の比較考量が十分に行われていなかったことなどによると認められる。

したがって、前記の鑑定評価額に基づき本件用地費を算定すると198,002,910円となり、本件用地費はこれに比べて3,822,450円過大となっており、これに係る国庫補助金相当額1,911,209円が不当と認められる。

(注) 混在住宅地域 比較的狭小な戸建住宅及び共同住宅が密集する住宅地域又は住宅を主として店舗、事務所、小工場等が混在する住宅地域

(240) 公営住宅家賃収入補助金の経理において、収入超過者入居戸数を誤ったため、補助金 (241) が過大に交付されているもの

会計名及び科目	一般会計	(組織)国土交通本省	(項)住宅対策諸費
部局等の名称	滋賀県		

補助の根拠	公営住宅法の一部を改正する法律(平成8年法律第55号)による改正前の公営住宅法(昭和26年法律第193号)
補助事業者 (事業主体)	(1) 滋賀県近江八幡市 (2) 滋賀県草津市
補助金 補助金の概要	公営住宅家賃収入補助金 公営住宅入居者の家賃負担の軽減を図るため、公営住宅を管理する地方公共団体に対して交付するもの
上記に対する国庫補助金交付額	(1) 116,603,000円(平成12年度～16年度) (2) 60,774,000円(平成14年度～16年度) 計 177,377,000円
不当と認める国庫補助金交付額	(1) 10,878,000円(平成12年度～16年度) (2) 8,266,000円(平成14年度～16年度) 計 19,144,000円

1 補助金の概要

公営住宅家賃収入補助金(以下「家賃収入補助金」という。)は、昭和44年に公営住宅の用地取得に対する国の補助が廃止されたことに伴って生じる家賃の上昇を避け、公営住宅の家賃を低廉に維持するため、公営住宅法の一部を改正する法律(平成8年法律第55号)による改正前の公営住宅法(昭和26年法律第193号。以下「旧法」という。)の規定に基づき建設された公営住宅を管理する地方公共団体に国が交付するものである。その交付額は、公営住宅の建設事業年度別及び旧法上の種別(第1種公営住宅、第2種公営住宅)ごとに補助基本額を算出し、これらにそれぞれの補助対象率を乗じて得た額を合算して算定することとされている。そして、この補助対象率は、次の計算式により算出することとされている。

$$\boxed{\text{補助対象率}} = 1 - \frac{\text{収入超過者入居戸数}}{\text{基準日戸数}}$$

上記の計算式における基準日戸数は、毎年度、基準日である10月1日現在の管理戸数とされ、また、収入超過者入居戸数は、基準日現在において公営住宅に引き続き3年以上入居し、かつ公営住宅の旧法上の種別に応じて国土交通省が毎年度定める基準額(平成12年度から16年度において、第1種公営住宅は月収200,000円、第2種公営住宅は月収137,000円)を超える収入を有する者(以下「収入超過者」という。)が入居している住戸等の数とされている。

2 検査の結果

北海道ほか25都府県及び管内の359市区町村、計385事業主体について検査した結果、滋賀県近江八幡市及び同県草津市において、旧法上の種別が第2種公営住宅である住戸に係る収入超過者入居戸数の算出に当たり、収入超過者の基準額を137,000円とせず、200,000円とするなどして、収入超過者入居戸数を過小に算出していた。

したがって、適正な収入超過者入居戸数により家賃収入補助金の額を算定すると、計158,233,000円となり、交付額計177,377,000円との差額、計19,144,000円が過大となっていて不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、両市において、収入超過者入居戸数の把握に当たり、収入超過者の基準額についての認識が十分でなかったこと、補助金交付申請書の受理、審査を行う滋賀県の審査が十分でなかったことによると認められる。

これを事業主体別に示すと次のとおりである。

県名	事業主体	年度	国庫補助金交付額 千円	不当と認める国庫補助金交付額 千円
(240) 滋賀県	近江八幡市	12～16	116,603	10,878
(241) 同	草津市	14～16	60,774	8,266
(240)(241)の計			177,377	19,144

(242) 道路改築事業の実施に当たり、損失の補償の対象とならない消費税額を補償費に計上していたため、補償費が過大となっているもの

会計名及び科目	道路整備特別会計 (項)道路事業費
部局等の名称	大阪府
補助の根拠	道路法(昭和27年法律第180号)
補助事業者(事業主体)	大阪府
補助事業	主要地方道大阪中央環状線鳥飼大橋架替
補助事業の概要	橋りょうを架け替えるため、平成14、15両年度に支障となる水道施設の移設補償を行うもの
事業費	293,454,400円(うち国庫補助対象額203,518,100円)
上記に対する国庫補助金交付額	101,759,050円
不当と認める事業費	13,974,016円(うち国庫補助対象額9,691,000円)
不当と認める国庫補助金交付額	4,845,500円

1 補助事業の概要

(補助事業の概要)

この補助事業は、大阪府が、主要地方道大阪中央環状線鳥飼大橋架替事業の一環として、守口市と摂津市を結ぶ鳥飼大橋に平行して架設している鳥飼ガス管橋の撤去に伴い、同ガス管橋に添架されている大阪府水道企業管理者(以下「水道企業管理者」という。)所有の水道管等の水道施設の移設に要する費用として、平成14、15両年度に293,454,400円(国庫補助金101,759,050円)を水道企業管理者(大阪府水道事業会計(特別会計))に補償したものである。この補償金の算定に当たっては、移設に要する工事費等(以下「施設移設費」という。)279,480,349円に、これに係る消費税(地方消費税を含む。以下同じ。)額13,974,016円を加算している。

(損失の補償における消費税の取扱い)

国土交通省道路局所管の国庫補助事業の施行に伴う損失の補償においては、消費税について、「建設省の直轄の公共事業の施行に伴う損失の補償等に関する消費税及び地方消費税の

取扱いについて」(平成9年建設省経整発第67号の3)に準じ、次のように取り扱うこととされている。

すなわち、補償を受けた土地等の権利者等が補償金により代替施設を建設する場合などには、建設業者等に支払うこととなる消費税を考慮して補償金を適正に算定することとされている。そして、土地等の権利者等が事業者である場合において、補償金により建設業者等から資産の譲渡等を受け、消費税を負担しても、当該事業者の消費税納付税額の計算上、課税売上高に対する消費税額から課税仕入れに係る消費税額として控除(以下、この控除を「仕入税額控除」という。)の対象となるときは、当該事業者は実質的に消費税を負担しないこととなるため、補償金の算定に当たり消費税を積算上考慮しないこととされている。

そして、消費税法(昭和63年法律第108号)によれば、事業者の課税売上割合が95%以上となっている場合、事業者は、課税仕入れに係る消費税の全額を仕入税額控除することができることとなっている。また、地方公共団体の特別会計に係る消費税の納付税額の計算に当たり、補助金収入など売上げ以外の収入(以下「特定収入」という。)の額を売上高と特定収入の合計額で除した割合(以下「特定収入割合」という。)が100分の5以下の場合には、特定収入により賄われる消費税額は、課税仕入れに係る消費税額として課税売上高に対する消費税額から控除できることとなっている。

2 検査の結果

検査したところ、本件補償金の算定に当たり、施設移設費に消費税額を加算したのは、次のとおり適切でなかった。

すなわち、水道企業管理者は消費税法上の事業者該当し、大阪府水道事業会計の消費税の確定申告書等によれば、課税売上割合が95%以上であり、また、特定収入割合は100分の5以下であることから、課税仕入れに係る消費税の全額を仕入税額控除することができることとなる。したがって、水道企業管理者は水道施設の移設に係る消費税を実質的に負担しないこととなるので、補償金の算定に当たり消費税額を加算していたのは適切でない。

このような事態が生じていたのは、同府において、補償金の算定に当たり消費税の取扱いについての理解が十分でなかったことなどによると認められる。

上記により、本件事業に要する適正な費用は279,480,349円(うち国庫補助対象額193,826,775円)であり、消費税額13,974,016円(うち国庫補助対象額9,691,000円)が過大となっており、これに係る国庫補助金相当額4,845,500円が不当と認められる。

(注) 課税売上割合 総売上高に占める課税売上高の割合

(243) 街路事業の実施に当たり、設計が適切でなかったため、橋台等の所要の安全度が確保されていない状態になっているもの

会計名及び科目	道路整備特別会計 (項)地方道路整備臨時交付金
部局等の名称	兵庫県
補助の根拠	道路整備費の財源等の特例に関する法律(昭和33年法律第34号)(平成15年3月31日以前は「道路整備緊急措置法」(昭和33年法律第34号))
補助事業者(事業主体)	兵庫県

補助事業	都市計画道路山手幹線緊急地方道路整備
補助事業の概要	橋りょうを新設するため、平成14年度から16年度までに、橋台、上部工等を施工するもの
事業費	198,158,100円(うち国庫補助対象額180,609,381円)
上記に対する国庫補助金交付額	99,335,159円
不当と認める事業費	81,353,000円(うち国庫補助対象額81,071,000円)
不当と認める国庫補助金交付額	44,589,050円

1 補助事業の概要

この補助事業は、兵庫県が、都市計画道路山手幹線(起点尼崎市戸ノ内町、終点神戸市長田区)の街路事業の一環として、尼崎市高田町地内において、橋りょう(橋長21.8m、幅員19.0mのうち1期施工分10.9m)を新設するなどのため、平成14、15両年度に、鋼管杭基礎による橋台2基の築造及びプレストレストコンクリート桁(以下「PC桁」という。)の製作等(以下、これらを「下部工工事」という。)を、16年度に、PC桁の架設等(以下「上部工工事」という。)を工事費計198,158,100円(うち国庫補助対象額180,609,381円、これに対する国庫補助金99,335,159円)で実施したものである。

このうち、上部工工事においては、橋台とPC桁の接点である支承部について、次のとおり設計図面を作成し、これにより施工していた。

- ① 終点側の橋台(以下「A1橋台」という。)の支承部は橋台とPC桁とを一体化する固定支承、起点側の橋台(以下「A2橋台」という。)の支承部は温度変化等によるPC桁の伸縮に追従できる可動支承とし、両橋台とPC桁との間にゴム製の支承板を設置する。
- ② 地震による落橋を防止するなどのため、両橋台にアンカーバー(径46mm)の下部を埋め込む(片側13箇所、計26箇所)。
- ③ その上部に、固定支承となるA1橋台側においては円形断面(内径60mm)のアンカーキャップを、可動支承となるA2橋台側においては小判形断面(内径133mm×63mm)のアンカーキャップを、それぞれかぶせた上、PC桁とPC桁との間に間詰コンクリートを打設する。

2 検査の結果

検査したところ、橋りょうの設計が、次のとおり適切ではなかった。

すなわち、橋りょうの施工箇所には、水道事業者の導水管が埋設されているが、同県では、同事業者の保有している資料等に基づき、その位置は橋台の施工には支障がないと推測し、当初、A1橋台側を固定支承、A2橋台側を可動支承とすることとして橋台及び支承部の設計を行っていた。しかし、下部工工事の施工に当たり、同県が現地でボーリング調査等を行ったところ、導水管がA1橋台底版の施工予定位置に埋設されていることが判明したことから、A1橋台の底版を縮小したり根入れ深さを浅くしたりするなど設計を変更する必要が生じた。このため、同県では、当初の設計とは逆に、A1橋台側を地震時において橋台に作用する水平力がより小さい可動支承、A2橋台側を固定支承とすることとして設計計算を

行い、これに基づき下部工工事の両橋台を次のとおり設計し、これにより施工していた。

- ① A 1 橋台については、基礎杭(外径 800mm、杭長 15.5m)は 9 本とし、縦壁の主鉄筋は径 16mmの鉄筋を 25cm間隔に配置し、底版上面側の主鉄筋は径 22mmの鉄筋を 25cm間隔に配置する。
- ② A 2 橋台については、基礎杭(外径 800mm、杭長 13.5m)は 13 本とし、縦壁及び底版上面側の主鉄筋は、いずれも径 32mmの鉄筋を 25cm間隔に配置する。

しかし、上部工工事の支承部については、下部工工事の設計変更に伴って必要となる変更を行うことなく当初の設計と同じ図面のまま、前記のとおり A 1 橋台側を固定支承、A 2 橋台側を可動支承とし、これにより施工していた(参考図参照)。

このため、固定支承となった A 1 橋台側においては、地震時において、橋台に作用する水平力が、設計変更後の設計計算書において可動支承として計算していた数値より増加することになることから、改めて A 1 橋台について安定計算及び応力計算を行うと、次のような結果となり、いずれも設計計算上安全な範囲を大幅に超えている。

- ① 基礎杭 1 本当りの軸方向引抜き力が^(注1)799kN となり、許容引抜き力^(注1)520kN を大幅に上回っている。
- ② 基礎杭頭部の変位量が 18mm となり、許容変位量^(注2)15mm を大幅に上回っている。
- ③ 縦壁の主鉄筋に生ずる引張応力度が^(注2)401N/mm²、底版上面側の主鉄筋に生ずる引張応力度が^(注2)477N/mm²となり、いずれも許容引張応力度^(注2)300N/mm²を大幅に上回っている。
- ④ 底版のコンクリートに生ずるせん断応力度が^(注3)0.37N/mm²となり、許容せん断応力度^(注3)0.26 N/mm²を大幅に上回っている。

このような事態が生じていたのは、同県において、委託した設計業務の成果品に誤りがあったのに、これに対する検査が十分でなかったことによると認められる。

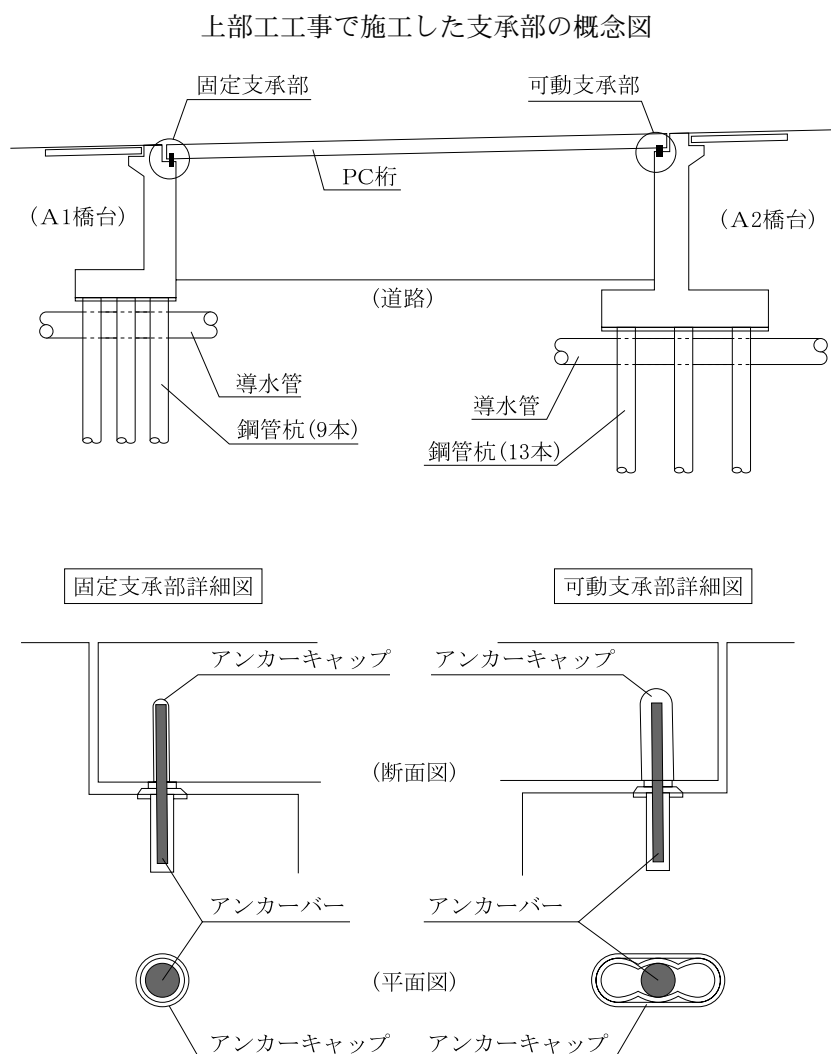
したがって、本件橋りょうは、設計が適切でなかったため、A 1 橋台及びこれに架設された PC 桁等(これらの工事費相当額 81,353,000 円、うち国庫補助対象額 81,071,000 円)は所要の安全度が確保されていない状態になっており、これに係る国庫補助金相当額 44,589,050 円が不当と認められる。

(注1) 軸方向引抜き力・許容引抜き力 「軸方向引抜き力」とは、構造物に地震力などの横方向荷重が作用する場合に、杭を引き抜こうとする力が作用するが、このときの杭 1 本当りに作用する力をいう。その数値が設計上許される上限を「許容引抜き力」という。

(注2) 引張応力度・許容引張応力度 「引張応力度」とは、材に外から引張力がかかったとき、そのために材の内部に生ずる力の単位面積当たりの大きさをいう。その数値が設計上許される上限を「許容引張応力度」という。

(注3) せん断応力度・許容せん断応力度 「せん断応力度」とは、外力が材に作用し、これを切断しようとする力がかかったとき、そのために材の内部に生ずる力の単位面積当たりの大きさをいう。その数値が設計上許される上限を「許容せん断応力度」という。

(参 考 図)



(244) 流域下水道事業の実施に当たり、設計及び施工が適切でなかったため、放流渠の所要の安全度が確保されていない状態になっているもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)国土交通本省 (項)都市計画事業費
部局等の名称	奈良県
補助の根拠	下水道法(昭和33年法律第79号)
補助事業者(事業主体)	奈良県
補助事業	吉野川流域下水道事業
補助事業の概要	塩素混和池で処理した下水を既設の水路に流すため、平成14、15両年度に放流渠等を築造するもの
事業費	196,350,000円
上記に対する国庫補助金交付額	130,900,000円

不当と認める事業費	7,041,000 円
不当と認める国庫補助金交付額	4,694,000 円

1 補助事業の概要

この補助事業は、奈良県が、吉野川流域下水道事業の一環として、五條市二見地内に所在する吉野川浄化センターにおいて、平成 14、15 両年度に、塩素混和池及び放流渠の築造、敷地内の造成等を工事費 196,350,000 円(国庫補助金 130,900,000 円)で実施したものである。

このうち、放流渠(延長計 163.4m、内空断面の幅 1.6m～3.7m、高さ 1.6m～1.9m)は、鉄筋コンクリート構造のボックスカルバート(以下「カルバート」という。)とし、塩素混和池で処理された下水を既設の水路に放流するためのもので、上流側から土被り厚等の条件の違いにより全体を区間 1 から区間 7 までの 7 区間に分けて施工している(参考図 1 参照)。

そして、本件カルバートの配筋図によると、上記 7 区間のうち区間 4(延長 18.0m、内空断面の幅 1.6m、高さ 1.9m)の頂版上面側の主鉄筋及び底版端部の斜引張鉄筋、区間 6(延長 3.8m、内空断面の幅 3.7m、高さ 1.6m)の頂版下面側の主鉄筋については、次のとおり配置し、施工することとしていた。

(1) 区間 4 について

ア 頂版上面側の主鉄筋については、頂版縦方向に径 16mm の鉄筋を 20cm 間隔で配置する。

イ 底版端部の斜引張鉄筋については、径 13mm とし、底版上面側の主鉄筋(底版縦方向に 20cm 間隔で配置)と下面側の主鉄筋(同 10cm 間隔で配置)とを垂直につなぎ、底版縦・横方向にそれぞれ 20cm 間隔で千鳥状に配置する。

(2) 区間 6 の頂版下面側の主鉄筋については、頂版縦方向に径 13mm の鉄筋を 20cm 間隔で配置する。

2 検査の結果

検査したところ、本件カルバートの設計及び施工が次のとおり適切でなかった。

すなわち、カルバートの設計の基礎となっている設計計算書によると、次のとおり主鉄筋及び斜引張鉄筋を配置することとしていた。

(1) 区間 4 について

ア 頂版上面側の主鉄筋については、頂版縦方向に径 13mm の鉄筋を 100cm 間隔、径 16mm の鉄筋を 20cm 間隔で配置する。

イ 底版端部の斜引張鉄筋については、径 13mm とし、底版上面側の主鉄筋と下面側の主鉄筋とを垂直につなぎ、底版縦方向に 50cm 間隔、底版横方向に 10cm 間隔で千鳥状に配置する。

(2) 区間 6 の頂版下面側の主鉄筋については、頂版縦方向に径 13mm、径 16mm の鉄筋を交互に 10cm 間隔で配置する。

そして、上記のように配置すれば、主鉄筋については引張応力度(常時、地震時)が許容引張応力度(常時、地震時)を下回り、斜引張鉄筋については負担するせん断力(常時、地震時)が許容するせん断力(常時、地震時)を下回っていることから、応力計算上安全であるとしていた。

しかし、区間4は配筋図の作成及び施工の際に、区間6は配筋図の作成の際に、それぞれ誤って次のようにしていた。

(1) 区間4について

ア 頂版上面側の主鉄筋については、配筋図を作成する際に、前記1(1)のイのとおり、100cm間隔で配置する径13mmの鉄筋を書き入れないまま配筋図を作成し、これにより施工していた。

イ 底版端部の斜引張鉄筋については、配筋図を作成する際に、前記1(1)のイのとおり、底版縦・横方向にそれぞれ20cm間隔で千鳥状に配置することとしていた。

しかし、この配筋図では、主鉄筋の配置間隔は上面側が20cmであるのに対して下面側が10cmであることから、下面側の主鉄筋に取り付けた斜引張鉄筋については上面側の主鉄筋に取り付けることができるものとできないものが交互に生ずることになる(参考図2の①参照)。このため、実際の施工に当たっては、区間4に比べて土被り厚が小さい上流側の区間と同様に、底版縦方向に40cm間隔、底版横方向に20cm間隔で千鳥状に配置することとして施工していた(参考図2の②参照)。

(2) 区間6の頂版下面側の主鉄筋については、配筋図を作成する際に、前記1(2)のとおり、径13mmの間に配置する径16mmの鉄筋を書き入れないまま配筋図を作成し、これにより施工していた。

そこで、これらについて、改めて応力計算を行うと、次のような結果となり、いずれも応力計算上安全な範囲を超えている。

(1) 区間4について

ア 頂版上面側の主鉄筋に生ずる引張応力度が $293\text{N}/\text{mm}^2$ (地震時)となり、許容引張応力度 $270\text{N}/\text{mm}^2$ (地震時)を上回っている。

イ 底版端部の斜引張鉄筋が負担するせん断力が 108.1kN (常時)となり、許容するせん断力 57.0kN (常時)を大幅に上回っている。

(2) 区間6について、頂版下面側の主鉄筋に生ずる引張応力度が $218\text{N}/\text{mm}^2$ (常時)となり、許容引張応力度 $180\text{N}/\text{mm}^2$ (常時)を大幅に上回っている。

このような事態が生じていたのは、同県において、委託した設計業務の成果品に誤りがあったのに、これに対する検査が十分でなかったこと及び施工が設計と相違していたのに、これに対する監督及び検査が十分でなかったことによると認められる。

したがって、本件カルバートは、区間4については設計及び施工が適切でなかったため、区間6については設計が適切でなかったため、放流渠の区間4及び区間6(これらの工事費相当額 $7,041,000$ 円)は、所要の安全度が確保されていない状態になっており、これに係る国庫補助金相当額 $4,694,000$ 円が不当と認められる。

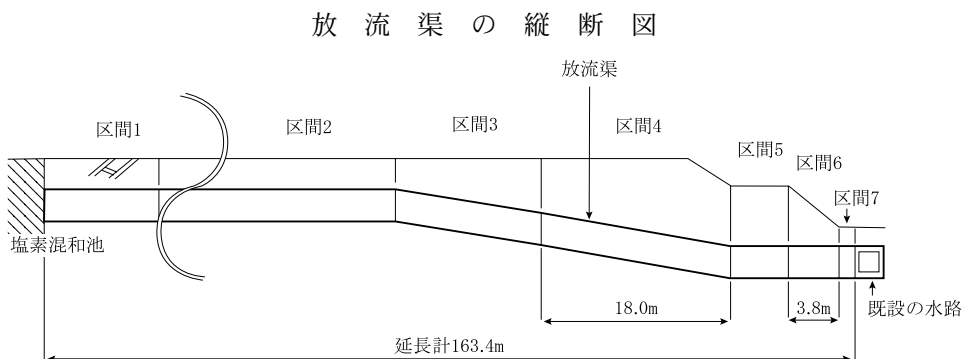
(注1) 斜引張鉄筋 せん断力(材を切断しようとする力)により材に斜めに生ずる引張力に抵抗するため、底版等の上面側と下面側の主鉄筋をつなぐ鉄筋

(注2) 引張応力度・許容引張応力度 「引張応力度」とは、材に外から引張力がかかったとき、そのために材の内部に生ずる力の単位面積当たりの大きさをいう。その数値が設計上許される上限を「許容引張応力度」という。

(注3) 常時 地震時などに対応する表現で、土圧など常に作用している荷重及び輪荷重など作用頻度が比較的高い荷重を考慮する場合をいう。

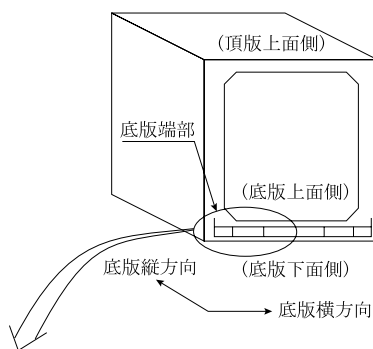
(注4) 負担するせん断力・許容するせん断力 「負担するせん断力」とは、材に生ずるせん断力のうち、コンクリートが負担するせん断力を差し引いた値をいう。この数値が設計上許される上限を「許容するせん断力」という。

(参考図 1)

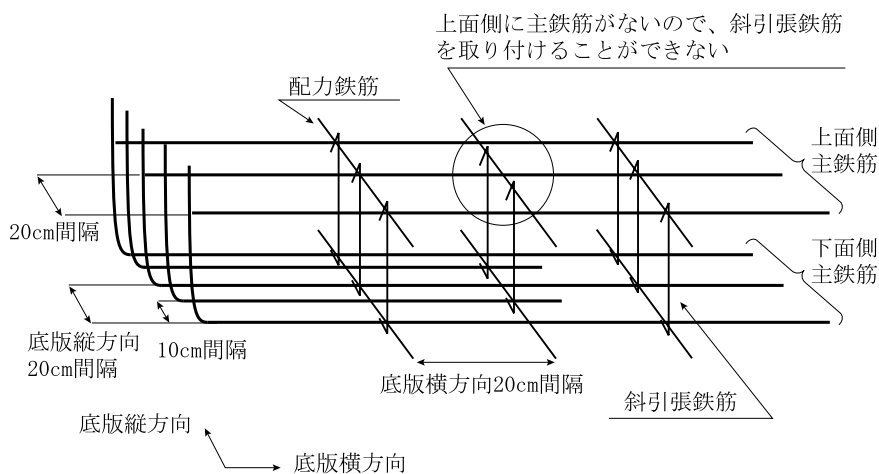


(参考図 2)

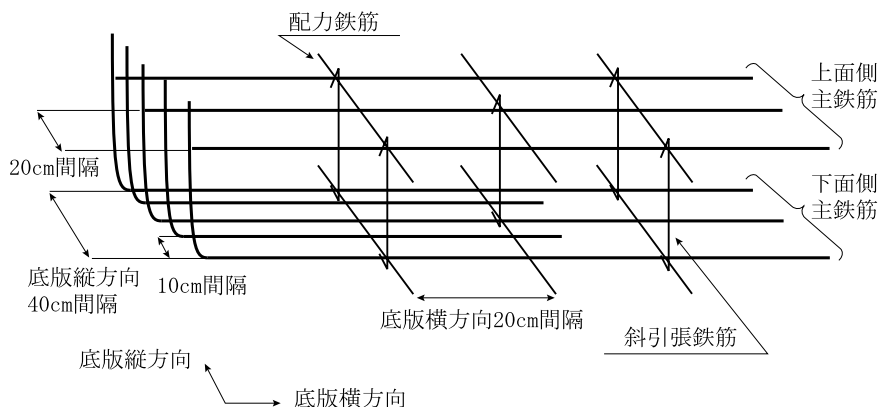
底板端部の鉄筋の配置



① 配筋概念図



② 実際の施工



(245) 緊急地方道路整備事業の実施に当たり、吹付法枠工費等の積算を誤ったため、工事費が割高となっているもの

会計名及び科目	道路整備特別会計 (項) 地方道路整備臨時交付金
部局等の名称	島根県
補助の根拠	道路整備費の財源等の特例に関する法律(昭和33年法律第34号)(平成15年3月31日以前は「道路整備緊急措置法」)
補助事業者(事業主体)	島根県
補助事業	県道斐川上島線緊急地方道路整備
補助事業の概要	道路を新設するため、平成14、15両年度に吹付法枠工等を施工するもの
事業費	82,201,350円
上記に対する国庫補助金交付額	41,100,675円
不当と認める事業費	8,655,000円
不当と認める国庫補助金交付額	4,327,500円

1 補助事業の概要

この補助事業は、島根県が、緊急地方道路整備事業の一環として、簸川郡斐川町直江地内において、一般国道9号と山陰自動車道に設置される斐川インター(仮称)との連絡道路を新設するなどのため、平成14、15両年度に、吹付法枠工、植生基材吹付工、モルタル吹付工等を工事費82,201,350円(国庫補助金41,100,675円)で実施したものである。

このうち、吹付法枠工等は、法面の形状に合わせて変形可能な金網でできた型枠を格子状に設置(縦横各2m間隔)してアンカーで固定し、この型枠の内部にモルタルを吹き付けて法枠(枠断面300mm×300mm)2,494㎡を築造し、法枠内に植生基材を吹き付けるなどするものである。

同県では、吹付法砕工費等の積算に当たっては、県制定の建設工事積算基準(以下「積算基準」という。)に基づき、物価調査機関が積算参考資料において公表している市場単価を用いる方式により積算することとしている。この市場単価は、標準的な施工規模である場合などの単価(以下「標準施工単価」という。)であり、施工規模が標準より小さい場合などには、この単価を加算・補正して適用することとされている。

そして、本件吹付法砕工費の積算に当たっては、吹付砕工の1 m当たりの標準施工単価は11,600 円であるが、本件工事の場合、崩れやすい土質における施工のため小規模に区分した段階的な施工になると想定したことから、上記の標準施工単価に、施工規模が小さく法枠の延長が250m未満の場合に適用される20%加算を行うなどして1 m²あたりに換算した施工単価を15,571 円と算出し、これに施工面積を乗じて38,834,074 円と積算していた。そして、植生基材吹付工費、モルタル吹付工費等を加えて、本件工事の直接工事費を52,253,043 円と積算していた。

2 検査の結果

検査したところ、吹付法砕工費等の積算が次のとおり適切でなかった。

すなわち、積算基準によれば、前記吹付法砕工費の積算における施工規模が250m未満の場合の20%加算は、実際に施工する際の作業工程にかかわらず、1 工事全体の法枠総延長で判定することとされている。そして、本件工事における法枠の総延長は2,643mであることから、施工規模が小さい場合の20%加算を行ったのは誤りであった。

したがって、施工規模が小さい場合に適用する20%加算を行わずに、上記1m当たりの標準施工単価11,600 円を1 m²あたりに換算すると施工単価は13,112 円となり、これに施工面積2,494m²を乗じると、本件吹付法砕工費は32,701,328 円となり、差し引き6,132,746 円が過大に積算されていた。これに植生基材吹付工費及びモルタル吹付工費の積算においても、施工規模による加算率又は枠内吹付を行う場合に乘じる補正係数の適用を誤ったために過大となっていたものを合わせると、計6,530,777 円が過大に積算されていた。

このような事態が生じていたのは、同県において、積算基準で示されている施工規模による加算率及び補正係数の適用についての理解が十分でなかったこと並びに積算内容に対する審査が十分でなかったことによると認められる。

上記により本件工事費を修正計算すると、諸経費等を含めた工事費総額は、73,546,120 円となり、本件工事費はこれに比べて8,655,000 円割高となっており、これに係る国庫補助金相当額4,327,500 円が不当と認められる。

(246) 道路改築事業の実施に当たり、私道を宅地として評価して土地を取得したため、用地費が過大となっているもの

会計名及び科目	道路整備特別会計 (項)道路事業費
部局等の名称	長崎県
補助の根拠	道路法(昭和27年法律第180号)
補助事業者(事業主体)	長崎県
補助事業	一般国道499号道路改築
補助事業の概要	道路を拡幅するため、平成15年度に道路用地を取得するもの

事業費	43,684,025 円
上記に対する国庫補助金交付額	21,842,012 円
不当と認める事業費	2,229,535 円
不当と認める国庫補助金交付額	1,114,767 円

1 補助事業の概要

この補助事業は、長崎県が、一般国道 499 号道路改築事業の一環として、道路を拡幅するため、平成 15 年度に、長崎市竿浦町地内に所在する土地(宅地及び私道)574.79m²を用地費 43,684,025 円(国庫補助金 21,842,012 円)で取得したものである。

同県では、公共事業の施行に伴う損失の補償について、同県が制定した「公共用地の取得に伴う損失補償基準」(昭和 39 年長崎県訓令第 61 号)等(以下「補償基準等」という。)に基づいて行うこととしている。

補償基準等によれば、公共事業の実施により土地を取得するに当たっては、正常な取引価格をもって補償することとされており、この正常な取引価格は、近傍地等の取引価格を基準とし、これらの土地及び取得する土地の位置、形状、その他一般の取引における価格形成上の諸要素を総合的に比較考量して算定するものとされている。そして、これらの諸要素の比較を行うに当たって適用することとされている「土地価格比準表」(昭和 50 年国土地第 4 号国土庁地価調査課長通達)によれば、公衆用道路として利用されている私道については、その私道の系統、幅員、建築線の指定の有無等の事情に応じて一定の率で土地の価格を減価することとされており、このうち、共用私道の場合は 50%から 80%の減価率とすることとされている。

同県では、本件土地の取得に当たり、近傍地等の取引価格を参考とするなどして、宅地の 1 m²当たりの土地単価を 77,000 円と算定し、この宅地に隣接する私道については、その利用実態等からみて共用私道に該当することから、当該宅地の 1 m²当たりの土地単価を 50%減価して 38,500 円と算定していた。そして、これらの土地単価に宅地面積 559.86m²及び私道面積 14.93m²をそれぞれ乗じて用地費を算定していた。

2 検査の結果

検査したところ、用地費の算定が次のとおり適切でなかった。

同県では、前記のとおり、本件土地 574.79m²のうち私道面積を 14.93m²としていたが、このほか 57.91m²の土地についても、利用実態等からみて共用私道であるのに、用地費を算定する際に、誤ってこの土地を宅地として評価していた。

このような事態が生じていたのは、同県において、用地費の算定に当たって利用実態の把握が十分でなかったこと及び用地費の算定内容に対する審査が十分でなかったことなどによると認められる。

上記により、宅地及び私道の適正な面積を算定するとそれぞれ 501.95m²、72.84m²となり、これにそれぞれの土地単価 77,000 円、38,500 円を乗じて用地費を算定すると計 41,454,490 円となり、本件用地費はこれに比べて 2,229,535 円過大となっており、これに係る国庫補助金相当額 1,114,767 円が不当と認められる。

本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項

(1) 民間事業者等が事業主体として実施している市街地整備の促進や高齢者向けの賃貸住宅の供給等を目的とした補助事業における消費税の取扱いを適切に行うよう改善させたもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)国土交通本省 (項)住宅建設等事業費 (項)都市環境整備事業費 (項)北海道住宅建設等事業費
部局等の名称	国土交通本省 北海道ほか 16 都府県
補助の根拠	(1) 大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法(昭和 50 年法律第 67 号)、高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成 13 年法律第 26 号)、特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律(平成 5 年法律第 52 号)、公営住宅法(昭和 26 年法律第 193 号) (2) 予算補助
補助事業者	都道府県 6、市 21、特別区 4、町 1、地方住宅供給公社 2、民間事業者等 20、計 54 補助事業者(うち事業主体 地方住宅供給公社 2、民間事業者等 20、計 22)
間接補助事業者(事業主体)	地方住宅供給公社 2、民間事業者等 83、計 85 事業主体 (85 事業主体と上記 22 事業主体の合計から重複する事業主体 20 を除いた事業主体数 87 事業主体)
補助事業	住宅市街地総合整備事業(平成 15 年度以前は住宅市街地整備総合支援事業及び密集住宅市街地整備促進事業)、21 世紀都市居住緊急促進事業ほか 5 補助事業
補助事業の概要	良好な市街地住宅の供給、市街地の環境の整備改善等を目的として、住宅等を整備する事業主体に対し、地方公共団体が補助する場合、その費用の一部を国が補助などするもの
補助対象事業費	2193 億 1247 万余円(平成 15、16 両年度) (補助対象事業数 852 事業)
上記に対する国庫補助金交付額	281 億 2720 万余円
補助対象事業費のうち仕入税額控除していた補助対象施設の取得に係る消費税の額	16 億 7734 万余円(平成 15、16 両年度) (補助対象事業数 126 事業)
上記に対する国庫補助金相当額	2 億 4076 万円

1 補助事業の概要

(住宅市街地総合整備事業ほか6補助事業)

国土交通省では、大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法(昭和50年法律第67号)等に基づき、良好な市街地住宅の供給、市街地の環境の整備改善、高齢者向けの賃貸住宅の供給の拡大等に資することなどを目的として、補助事業を実施している地方公共団体及び民間事業者等に対して、国庫補助金を交付している。

住宅市街地総合整備事業(平成15年度以前は住宅市街地整備総合支援事業及び密集住宅市街地整備促進事業)^(注1)ほか4補助事業については、各補助事業の補助要領等に基づき、事業を実施する者(以下「事業主体」という。)が各事業の施行に伴い必要となる共同施設の整備、調査設計計画の作成、土地の整備等に要する費用について、地方公共団体が地方住宅供給公社及び民間事業者等の事業主体に対し補助する場合、又は地方公共団体が自ら事業主体の場合、その費用の一部を国が地方公共団体に対し交付するものである。

また、21世紀都市居住緊急促進事業及び先導型再開発緊急促進事業については、両補助事業の補助金交付要綱に基づき、事業主体が上記5補助事業の実施に併せ、環境負荷の低減、福祉空間形成等について基準に適合する建物等の整備や、環境・資源問題の深刻化等に対処する住宅の供給を行う場合、その費用の一部を国が直接当該事業主体に対し交付するものである。

(注1) 住宅市街地総合整備事業(平成15年度以前は住宅市街地整備総合支援事業及び密集住宅市街地整備促進事業)ほか4補助事業 住宅市街地総合整備事業、高齢者向け優良賃貸住宅等供給促進事業、特定優良賃貸住宅供給促進事業、借上公営住宅整備事業、優良建築物等整備事業

(消費税の概要)

消費税法(昭和63年法律第108号)によれば、消費税(地方消費税を含む。以下同じ。)の課税事業者は、課税期間における課税売上高に対する消費税額から課税仕入れに係る消費税額を控除(以下、この控除を「仕入税額控除」という。)した額を消費税として納付することとなっている。そして、この仕入税額控除できる課税仕入れに係る消費税額は、課税期間における課税売上高を総売上高で除した課税売上割合が100分の95以上のときは課税仕入れに係る消費税額の全額、100分の95未満のときは課税売上高に対応する部分の金額などとなっている。

(補助事業における消費税の取扱い)

事業主体は、補助の対象となった建物等(以下「補助対象施設」という。)を取得する場合、建築業者等に対し消費税額を含む請負代金等を支払っている。そして、事業主体が消費税の課税事業者であり、当該補助対象施設により得られる売上げが課税売上げとなるなどの場合においては、補助対象施設の取得に係る消費税額は仕入税額控除の対象となり、消費税の確定申告の際に、課税売上割合に応じて補助対象施設の取得に係る消費税額は仕入税額控除できることとなる。この場合、事業主体は、補助対象施設の取得に係る消費税額を実質的に負担していないことになる。

2 検査の結果

(検査の着眼点)

住宅市街地総合整備事業ほか6補助事業の実施に当たり、毎年度交付される国庫補助金が

多額に上ること、近年、民間活力を活用した市街地整備や高齢者に配慮した良質な賃貸住宅の供給等を推進しており、そのため、民間事業者等の事業主体の中に消費税の課税事業者が多数含まれていると見込まれることなどから、補助事業における消費税の取扱いが適切に行われているかに着眼して検査した。

(検査の対象)

(注2)
北海道ほか 27 都府県管内の 603 事業主体が、表 1 のとおり、15、16 両年度に実施した住宅市街地総合整備事業ほか 6 補助事業(補助対象事業数 852 事業、補助対象事業費計 2193 億 1247 万余円、これに対する国庫補助金計 281 億 2720 万余円)を対象として検査した。

表 1

(単位：千円)

番号	事業名	補助事業者数	補助対象事業数	事業主体数	補助対象事業費	国庫補助金
1	住宅市街地総合整備事業 注(1)	31	190	137	20,470,049	6,476,968
2	高齢者向け優良賃貸住宅等供給促進事業	43	107	87	8,560,006	2,439,886
3	特定優良賃貸住宅供給促進事業	18	151	134	9,556,336	2,595,552
4	借上公営住宅整備事業	22	85	84	4,049,313	1,352,699
5	優良建築物等整備事業	52	146	142	26,935,211	6,649,336
6	21世紀都市居住緊急促進事業	106	144	106	100,680,174	5,244,287
7	先導型再開発緊急促進事業	24	29	24	49,061,390	3,368,478
	合計	注(2) 241	852	注(2) 603	219,312,479	28,127,206

注(1) 16 年度より住宅市街地整備総合支援事業、密集住宅市街地整備促進事業が統合されて創設。

したがって、集計は 15 年度の両事業と 16 年度の住宅市街地総合整備事業の合計である。

注(2) 補助事業者数及び事業主体数の合計は純計であり、各事業の合計とは一致しない。

(検査の結果)

(注3)
検査したところ、北海道ほか 16 都府県管内の 87 事業主体が実施した住宅市街地総合整備事業ほか 6 補助事業(補助対象事業数 126 事業、消費税を含む補助対象事業費計 373 億 9002 万余円、これに対する国庫補助金計 55 億 3352 万余円)において、次のような事態が見受けられた。

上記の事業主体は、消費税の課税事業者であり、補助対象施設により得られる売上げが課税売上げとなることなどから、表 2 のとおり、消費税の確定申告により課税売上高に対する消費税額から、補助対象事業費計 373 億 9002 万余円に含まれている補助対象施設の取得に係る消費税額計 16 億 7734 万余円を仕入税額控除していた。しかし、現行の各補助事業の補助要領等には、事業主体が消費税の確定申告を行い、補助対象施設の取得に係る消費税額のうち仕入税額控除できる額が確定した場合、その額に係る国庫補助金を返還することなどの規定が定められていなかった。このため、仕入税額控除した消費税額に係る国庫補助金相当額計 2 億 4076 万余円が事業主体に対し交付されたままとなっていた。

上記のとおり、事業主体において補助対象事業費のうち仕入税額控除していた補助対象施設の取得に係る消費税額を実質的に負担していないのに、これに係る国庫補助金が交付されたままとなっている事態は適切とは認められず、改善の必要があると認められた。

表 2

(単位：千円)

番号	事業名	補助事業者数	補助対象事業数	事業主体数	補助対象事業費(A)	国庫補助金(B)	補助対象事業費のうち仕入税額控除した消費税の額(C)	左に対する国庫補助金相当額(C×補助率=D)
1	住宅市街地総合整備事業 注(1)	8	26	21	5,756,081	1,665,293	257,228	73,796
2	高齢者向け優良賃貸住宅等供給促進事業	9	18	17	1,562,394	520,798	59,875	19,963
3	特定優良賃貸住宅供給促進事業	6	14	15	674,698	225,148	16,078	5,361
4	借上公営住宅整備事業	3	8	8	469,791	156,597	12,750	4,250
5	優良建築物等整備事業	19	37	27	6,879,893	1,815,807	324,793	85,659
6	21世紀都市居住緊急促進事業	21	22	21	21,379,166	1,116,484	974,814	50,145
7	先導型再開発緊急促進事業	1	1	1	668,000	33,400	31,809	1,590
合 計		注(2) 54	126	注(2) 87	37,390,024	5,533,529	1,677,348	240,766

注(1) 16年度より住宅市街地整備総合支援事業、密集住宅市街地整備促進事業が統合されて創設。

したがって、集計は15年度の両事業と16年度の住宅市街地総合整備事業の合計である。

注(2) 補助事業者数及び事業主体数の合計は純計であり、各事業の合計とは一致しない。

(発生原因)

このような事態が生じていたのは、国土交通省において、事業主体が消費税の課税事業者である場合、補助対象施設の取得に係る消費税額について、消費税の確定申告の際に仕入税額控除できる場合があるということについての認識が十分でなく、補助事業における消費税の取扱いを明確にしていなかったことなどによると認められた。

3 当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、国土交通省では、17年9月に、都道府県等に通知を発し、事業主体が課税事業者であり、補助金の額の確定後に消費税の確定申告により補助対象施設の取得に係る消費税額のうち仕入税額控除できる額が確定した場合、その額に係る国庫補助金について返還することなどとし、補助事業における消費税の取扱いを適切に行うための処置を講じた。

(注2) 北海道ほか27都府県 東京都、北海道、京都、大阪両府、青森、岩手、山形、福島、茨城、群馬、埼玉、神奈川、石川、山梨、長野、岐阜、愛知、滋賀、兵庫、和歌山、鳥取、岡山、香川、高知、福岡、佐賀、長崎、宮崎各県

(注3) 北海道ほか16都府県 東京都、北海道、京都、大阪両府、岩手、福島、群馬、埼玉、神奈川、石川、長野、岐阜、愛知、滋賀、兵庫、岡山、福岡各県

(2) 同一日に複数の会議に出席するなどした委員の勤務日数を適切に管理することにより、委員手当の支給を適切なものとするよう改善させたもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)船員労働委員会 (項)船員労働委員会
部局等の名称	国土交通本省、北海道運輸局ほか8運輸局、神戸運輸監理部(支出庁) 船員中央労働委員会、北海道船員地方労働委員会ほか9船員地方労働委員会(給与事務担当庁) 沖縄船員地方労働委員会(支出庁及び給与事務担当庁)
委員手当の概要	一般職の職員の給与に関する法律(昭和25年法律第95号)等に基づき、非常勤の国家公務員である船員労働委員会の委員に対して勤務一日につき支給する手当
管理していた勤務日数	14,578日(平成15、16両年度)
上記に対して支給された委員手当の額	3億7231万余円(平成15、16両年度)
適切に管理されていなかった勤務日数	5,263日(平成15、16両年度)
上記に対する委員手当の額	1億3613万円(平成15、16両年度)

1 船員労働委員会の委員手当の概要

(船員労働委員会の組織)

船員労働委員会(以下「船労委」という。)は、国家行政組織法(昭和23年法律第120号)第3条の規定に基づき国土交通省に置かれる外局で、船員中央労働委員会(以下「船中労委」という。)^(注1)及び北海道船員地方労働委員会ほか10船員地方労働委員会(以下「船地労委」という。)が設置されている。

船中労委及び船地労委は、使用者を代表する者(使用者委員)、労働者を代表する者(労働者委員)及び公益を代表する者(公益委員)をもって組織する三者構成の機関となっており、船中労委においては各7人(計21人)、船地労委においては各5人(計15人)の委員(以下「本委員」という。)が所属している。また、必要に応じて船労委に置かれる最低賃金専門部会等については、専門の事項を調査審議させるなどのための委員(以下「専門委員」という。)を置くこととされ、これらの本委員及び専門委員は、国土交通大臣がそれぞれ任命することとなっている。

そして、船中労委及び船地労委には、その事務を整理させるため、事務局(以下、それぞれ「船中労委事務局」及び「船地労委事務局」という。)が置かれている。

(船員労働委員会の委員の業務)

船労委は、労働組合法(昭和24年法律第174号)等に基づき、船員に係る労働紛争の解決のための調査・調整等の事務と、国土交通大臣及び地方運輸局長等の諮問機関としての船員の労働条件等に関する調査審議等の事務を担当している。そして、船労委の委員は、これらの

事務を行うため、船員労働委員会規則(平成16年船員中央労働委員会規則第2号)に規定される総会ほか9種類の会議^(注2)に出席したり、船員の労働争議のあっせんなどの会議によらない業務(以下「関連業務」という。)に従事したりして、その職務を遂行している。

(船員労働委員会の委員手当)

船労委の委員は、国家公務員法(昭和22年法律第120号)等により、国家公務員の身分を有する非常勤職員となっており、その給与については、一般職の職員の給与に関する法律(昭和25年法律第95号)等に基づき、勤務一日につき、所定の手当を支給することとなっている。この場合において、一日についての勤務時間は特に定められていない。そして、船労委の委員に対する一日当たりの手当額は、平成15年11月以降では19,700円から37,900円(15年4月から10月までの間は19,900円から38,400円)となっている。

(委員手当の支給事務)

船中労委の委員に対する手当の支給に当たっては、給与事務を担当している船中労委事務局が、委員の勤務日数を管理して給与簿等を作成し、会計事務を担当している国土交通本省が、当該給与簿等に基づき委員手当を支給している。また、船地労委の委員に対する手当の支給に当たっては、給与事務を担当している船地労委事務局が、委員の勤務日数を管理して給与簿等を作成し、会計事務を担当している北海道運輸局ほか9運輸局等及び沖縄船地労委^(注3)が、当該給与簿等に基づき委員手当を支給している。

2 検査の結果

(検査の着眼点及び対象)

船労委の委員は、一日についての勤務時間が定められているものではないことにかんがみ、委員手当の支給が適切に行われているかに着眼し、15、16両年度に、船中労委及び船地労委の委員(延べ644人)に支給した委員手当3億7231万余円(延べ14,578日分)を対象として検査した。

(検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

すなわち、船労委では、多忙である各委員の出席率を高めるなどのため、同一日に複数の会議を開催していて、同一の委員が同一日に複数の会議に出席したり、会議に出席した日に関連業務にも従事したりなどしている状況が多く見受けられた。そして、このような場合に、船中労委事務局及び船地労委事務局では、一つの会議に出席したり関連業務に従事したりするごとに、それぞれ独立した別の職務に従事したものと解釈して、それぞれにつき勤務一日として当該委員の勤務日数を管理していた。このため、当該委員には、一日の勤務に対して出席した会議の数と関連業務に従事した数に応じた日数分の委員手当が支給されていた。

しかし、委員の勤務日数を上記のように管理していることは、本委員と最低賃金専門部会の専門委員のように任命を別途に受けて二つの官職に就く委員が、同一日にそれぞれの官職の立場によって二種類の会議に出席するなどした場合は別として、次の理由により、適切でないと認められた。

- ① 委員が各会議に出席することや関連業務に従事することは、船労委の委員としての職務の範囲内にあること

② 船労委における委員手当は、船労委の委員として勤務した一日につき支給する手当であること

したがって、委員が同一の官職の立場の場合は、同一日に複数の会議に出席したり関連業務に従事したりしたとしても、勤務一日として、委員の勤務日数を管理する要があると認められた。

(適切に管理されていなかった勤務日数に係る委員手当の額)

上記の方法により委員の勤務日数を管理し、支給すべき委員手当の額を算定すると、15、16両年度における委員の勤務日数は延べ9,315日、これに対する委員手当の額は2億3617万余円となる。したがって、船中労委事務局及び船地労委事務局が管理していた前記の勤務日数は延べ5,263日が適切に管理されておらず、これに対する委員手当1億3613万余円の支給が適切を欠いていたと認められた。

(発生原因)

このような事態が生じていたのは、船中労委事務局及び船地労委事務局において、船労委における委員手当が船労委の委員として勤務した一日につき支給される手当であることについての認識が十分でなかったことなどによると認められた。

3 当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、船中労委事務局では、17年8月に、各船地労委事務局に対して通知を発し、同年9月以降、船労委において、委員が同一の官職の立場によって同一日に複数の会議に出席するなどした場合、当該委員の勤務日数は一日として管理するよう取り扱う処置を講じた。

(注1) 北海道船員地方労働委員会ほか10船員地方労働委員会 北海道、東北、関東、北陸信越、中部、近畿、神戸、中国、四国、九州、沖縄各船員地方労働委員会

(注2) 総会ほか9種類の会議 総会、公益委員会、公益委員分科会、調停委員会、仲裁委員会、女子船員調停委員会、最低賃金専門部会、船員職業安定部会、船員労働基準審議会、小委員会

(注3) 北海道運輸局ほか9運輸局等 北海道、東北、関東、北陸信越、中部、近畿、中国、四国、九州各運輸局及び神戸運輸監理部

(3) プログラム改修に係る委託に当たり、コンサルティング業務の内容を明確にするなどして委託費の積算を適切なものとするよう改善させたもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)海上保安庁 (項)海上保安官署
部局等の名称	海上保安庁
委託契約の概要	情報共有や電子申請書類の受付等を行う各種システムの機能充実を図ることなどを目的にプログラム改修をするもの
契約の相手方	財団法人港湾空間高度化環境研究センターほか8法人
委託費の積算額	3億5880万余円(平成15、16両年度)
低減できた委託費の積算額	3290万円(平成15、16両年度)

1 委託契約の概要

(委託契約の内容)

海上保安庁では、海上の安全及び治安の確保を図ることなどを目的に、同庁内における情報共有や港湾諸手続等の電子申請書類の受付等をコンピュータで行うための各種情報システムを整備しており、これらのシステムの機能充実や向上を図るため、プログラムの一部を修正する作業(以下「プログラム改修」という。)を委託契約により行っている。

(プログラム改修に係る委託費の積算)

海上保安庁では、平成 15、16 両年度において各種システムのプログラム改修に係る委託を 19 件契約し、その積算額は計 3 億 5880 万余円となっていた。

プログラム改修に係る委託費の積算においては、同庁に積算基準等がなく、上記 19 件のうち、15 件の契約については、刊行物である積算参考資料を参考に、計 2 億 3144 万余円と積算していた。一方、4 件の契約については、委託業務の内容にコンサルティング業務が含まれているため積算参考資料によることができないとして国土交通省港湾局制定の「港湾請負工事積算基準」を参考に、計 1 億 2736 万余円と積算していた。そして、両者の積算を比較すると、コンサルティング業務が含まれているため後者の積算が割高となっている。

2 検査の結果

(検査の着眼点)

海上保安庁では、前記のとおり、情報共有や電子申請書類の受付等を行うための各種システムの整備に伴い、システムの機能充実や向上を図るためのプログラム改修に係る委託費が多額に上っている。そこで、これらプログラム改修に係る委託費の積算が適切なものとなっているかなどに着眼して検査した。

(検査の結果)

検査したところ、プログラム改修に係る委託費の積算について、次のとおり、適切とは認められない事態が見受けられた。

すなわち、前記 4 件のプログラム改修については、仕様書に計画準備及び事前協議の記載があることから、コンサルティング業務が含まれているとしていたものの、海上保安庁では、コンサルティング業務の内容について明確な基準を定めてはいなかった。

そこでコンサルティング業務についてみたところ、一般的にその内容は、新しいシステム又は現行のシステムに対し、システムの効率的、有効的な活用を行うための全般的な企画立案及びシステム全体の妥当性の検討などの業務を指すものとされていた。そして、前記 4 件のプログラム改修は、システム構築が既に完了し運用されているシステムの一部に電子申請の種類を追加するなどの改修を行うものであり、全般的な企画立案及びシステム全体の妥当性の検討などコンサルティング業務に該当するものは含まれていなかった。

したがって、海上保安庁においてはプログラム改修に係る委託費の積算について、コンサルティング業務の内容を明確にするとともに、作業内容を十分に確認するなどして、その内容に即した適切なものとする要があると認められた。

(低減できた委託費の積算額)

前記 4 件のプログラム改修に係る委託費の積算について、コンサルティング業務を含まないものとして積算参考資料を参考にするとともに、作業内容を十分に確認するなどして委託費を修正計算すると 9445 万余円となり、前記の積算額 1 億 2736 万余円を約 3290 万円低減できたと認められた。

(発生原因)

このような事態が生じていたのは、海上保安庁において、プログラム改修に係る委託費の積算に当たり、コンサルティング業務の内容を明確にした積算基準等を策定していなかったことなどによると認められた。

3 当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、海上保安庁では、17年9月に、プログラム改修に係る委託費の積算について、コンサルティング業務の内容を明確にするなどした積算指針の策定を行うとともに、各管区海上保安本部等あてに通知を発する処置を講じた。

(4) 国庫補助事業で実施する鋼橋製作・架設工事における工事費の積算に当たり、ゴム製支承の材料費を架設工事原価の間接工事費の算定対象額に含めない取扱いとするよう改善させたもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)国土交通本省 (項)河川等災害復旧事業費 道路整備特別会計 (項)道路事業費 (項)地方道路整備臨時交付金
部局等の名称	東京都ほか4県
補助の根拠	道路法(昭和27年法律第180号)、道路整備費の財源等の特例に関する法律(昭和33年法律第34号)等
補助事業者(事業主体)	東京都ほか4県
工事の概要	鋼製の桁等の製作・架設を行う工事
工事費	73億5060万余円
契約	平成13年3月～16年8月 一般競争契約、公募型指名競争契約、指名競争契約
支承材料費を算定対象額に含める取扱いをしていた間接工事費の積算額	7億8900万余円
低減できた間接工事費の積算額	1億2820万円
上記に対する国庫補助金相当額	6940万円

1 工事の概要

(鋼橋製作・架設工事の内容)

国土交通省では、道路交通の安全確保とその円滑化を図ることを目的として道路整備事業を実施しており、その一環として、一般国道及び地方道の道路整備事業を行う地方公共団体に対し、毎年度多額の国庫補助金を交付している。そして、地方公共団体では、国庫補助金の交付を受けて、桁等が鋼製の橋りょうの製作・架設工事(以下「鋼橋製作・架設工事」という。)を実施している。この工事は、鋼製の桁等を工場で作製し、これを架設現場に運搬し、

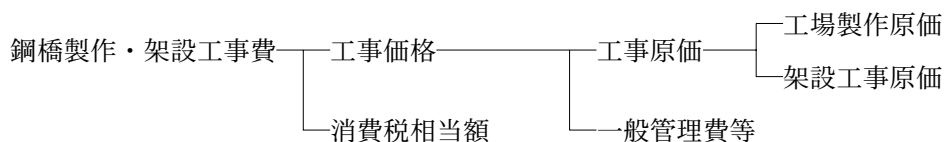
別途工事で築造した橋台や橋脚の上に支承を設置した後、この上に桁等を架設するなどのものである(以下、桁等を工場で製作する工程を「鋼橋製作工事」、運搬から架設までの工程を「鋼橋架設工事」という。)

支承は、工場で製作される鋼製又はゴム製の部材で、桁等から伝達される荷重を確実に橋台や橋脚に伝達し、地震、風、温度変化等に対して桁等が安全な状態となるようにするために、桁等と橋台等の接点に設置されるものである。

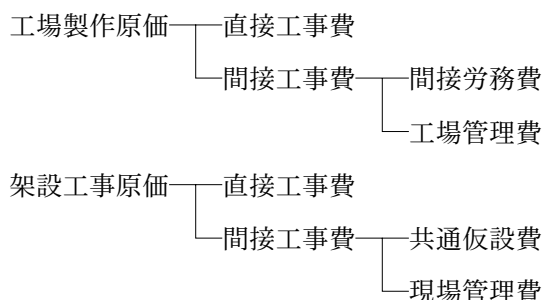
東京都ほか4県(以下「5都県」という。)では、平成14年度から16年度にかけて鋼橋製作・架設工事を67工事、工事費総額238億3108万余円(国庫補助金総額122億3819万余円)で施行している。

(鋼橋製作・架設工事費の積算)

国土交通省制定の土木工事標準積算基準書(以下「国交省積算基準」という。)では、鋼橋製作・架設工事の工事費(以下「鋼橋製作・架設工事費」という。)は、次のとおり、鋼橋製作工事における工場製作原価と鋼橋架設工事における架設工事原価を合算した工事原価に一般管理費等を加算して工事価格を算定し、これに消費税相当額を加算して積算することとされている。



そして、工場製作原価及び架設工事原価の構成は、それぞれ次のとおりとなっている。



このうち、工場製作原価の間接工事費については、材料費を除いた直接工事費に間接労務費率又は工場管理費率を乗ずるなどして算定し、架設工事原価の間接工事費については、材料費を含めた直接工事費に鋼橋架設工事の共通仮設費率又は現場管理費率を乗ずるなどして算定することとなっている。

そして、5都県を含め各都道府県等では国交省積算基準を基に積算基準を制定しており、これらの積算基準における鋼橋製作・架設工事費の積算体系は国交省積算基準と同様となっている。

(支承材料費の取扱い)

国交省積算基準では、鋼製支承の材料費は、工場製作原価の直接工事費として取り扱うこととされ、工場製作原価の間接工事費の算定対象額に含まれない。したがって、鋼製支承の材料費は、架設工事原価の直接工事費に計上されることはなく、架設工事原価の間接工事費の算定対象額に含まれることもない。

これに対し、ゴム製支承の材料費については、これを工場製作原価の直接工事費として取り扱うかどうかは国交省積算基準に明記されておらず、このため、5都県が国交省積算基準

を基に制定した積算基準(以下「事業主体積算基準」という。)においても、ゴム製支承の材料費を工場製作原価の直接工事費として取り扱うかどうかは明記されていない。

2 検査の結果

(検査の着眼点及び対象)

7年の阪神・淡路大震災による橋りょうの甚大な被害を契機として、支承の設計においては、大規模な地震に耐える構造が求められ、より大型化・多様化した高額なゴム製支承が多く採用されるようになってきている。

そして、前記のとおり、ゴム製支承の材料費については、鋼製支承の材料費と異なり、工場製作原価の直接工事費として取り扱うかどうかは国交省積算基準及びこれを基に制定された事業主体積算基準に明記されていない。

そこで、前記の5都県が施行した67工事の積算において、ゴム製支承の材料費がどのように取り扱われているかに着眼して検査した。

(検査の結果)

検査したところ、67工事ではすべてゴム製支承が用いられていたが、その材料費の取扱いは次のとおり区々となっていた。

すなわち、67工事中46工事(工事費総額164億8048万余円)では、ゴム製支承の材料費は鋼製支承の材料費と同様、工場製作原価の直接工事費として取り扱っており、間接工事費の算定対象額に含めていなかった。一方、残りの21工事(工事費総額73億5060万余円)では、ゴム製支承の材料費(計4億3662万余円)を架設工事原価の直接工事費として取り扱い、間接工事費の算定対象額に含めて架設工事原価の間接工事費を計7億8900万余円と積算していた。

しかし、ゴム製支承の材料費は、次のとおり、鋼製支承の材料費と同様に工場製作原価の直接工事費として取り扱うべきものと認められた。

すなわち、5都県では、前記のとおり事業主体積算基準の制定に当たり国交省積算基準を基にしており、架設工事原価の間接工事費を算定する際の共通仮設費率及び現場管理費率も国交省積算基準で定めている率をそのまま採用している。そして、国土交通省では、これらの率を支承の材料費を鋼製、ゴム製の区別なく材料費として工場製作原価の直接工事費に計上していることを前提に決定していた。現に、国土交通省の国道事務所等では、鋼橋製作・架設工事費の積算において、ゴム製支承の材料費も鋼製支承の材料費と同様に工場製作原価の直接工事費として取り扱っており、ゴム製支承の材料費は架設工事原価の間接工事費の算定対象額に含めないこととしていた。

したがって、ゴム製支承の材料費を架設工事原価の直接工事費として取り扱っていた前記の21工事は、架設工事原価の間接工事費が過大に積算されており、適切とは認められない。

(低減できた架設工事原価の間接工事費)

上記のことから、21工事の積算において、ゴム製支承の材料費を工場製作原価の直接工事費として取り扱うこととし、架設工事原価の間接工事費の算定対象額には含めないで修正計算すると、架設工事原価の間接工事費の積算額7億8900万余円は6億6071万余円となり、差し引き約1億2820万円(国庫補助金相当額約6940万円)低減できたと認められた。

(発生原因)

このような事態が生じていたのは、国交省積算基準を基に事業主体積算基準を制定してい

る5都県において、国交省積算基準にはゴム製支承の材料費の取扱いが明記されていないことから、国土交通省における取扱いを確認した上で積算すべきであったのに、これを確認しないまま架設工事原価の間接工事費の算定対象額に含めて積算していたことによると認められた。

3 当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、5都県では、17年3月から7月までに、鋼橋製作・架設工事費の積算において、ゴム製支承の材料費を工場製作原価の直接工事費として取り扱い、架設工事原価の間接工事費の算定対象額に含めないようにする旨の通知を都県内の関係各機関に発し、静岡、愛知及び和歌山各県では同年4月以降、東京都及び熊本県では同年7月以降の積算から適用することとする処置を講じた。

また、国土交通省では、17年10月、すべての都道府県等に対し、国交省積算基準における鋼橋架設工事の共通仮設費率及び現場管理費率は、ゴム製支承の材料費を間接工事費の算定対象額に含めないことを前提に決定しており、同省の施行する鋼橋製作・架設工事の工事費の積算においては、架設工事原価の間接工事費の算定対象額にゴム製支承の材料費を含めていないことを周知した。

(注) 東京都ほか4県 東京都、静岡、愛知、和歌山、熊本各県

(5) 国庫補助事業で実施する橋りょう上部工工事に於いて使用するゴム製支承の材料費の積算を市場価格調査を行うなどして適切なものとするよう改善させたもの

会計名及び科目	道路整備特別会計 (項)道路事業費 (項)離島道路事業費 (項)道路環境整備事業費 (項)地方道路整備臨時交付金
部局等の名称	岩手県ほか17府県
補助の根拠	道路法(昭和27年法律第180号)、道路整備費の財源等の特例に関する法律(昭和33年法律第34号)等
補助事業者(事業主体)	岩手県ほか17府県
工事の概要	鋼製又はコンクリート製の桁等の製作・架設を行う工事
工事費	500億9755万余円(平成15、16両年度)
上記に対する国庫補助金交付額	260億1854万余円
支承材料費の積算額	45億2391万余円(442種類2,981個)
上記の支承のうち特別調査単価を仮定することができた支承材料費	41億7717万余円(423種類2,875個)
推計した特別調査単価による支承材料費	29億1021万余円

支承材料費の開 差額	12 億 6690 万円
上記に対する国 庫補助金相当額	6 億 5410 万円

1 工事の概要

(橋りょう上部工工事の内容)

国土交通省では、道路交通の安全確保とその円滑化を図ることを目的として道路整備事業を実施しており、その一環として、一般国道及び地方道の道路整備事業を行う地方公共団体に対し、毎年度多額の国庫補助金を交付している。そして、地方公共団体では、国庫補助金の交付を受けて、橋りょう上部工工事を実施している。この工事は、鋼製又はコンクリート製の桁等を工場で作製し、これを架設現場へ運搬し、別途工事で築造した橋台や橋脚の上に支承を設置した後、この上に桁等を架設するなどのものである。

^(注1)岩手県ほか17府県(以下「18府県」という。)では、平成15、16両年度に、同工事を148工事、工事費総額500億9755万余円(国庫補助金総額260億1854万余円)で契約し、施行している。そして、これらの工事では、支承については、大規模な地震に対応するため、地震時水平力分散型、免震型等のゴム製支承を使用している。

(ゴム製支承の概要)

支承は、工場で作製される鋼製又はゴム製の部材で、桁等から伝達される荷重を確実に橋台や橋脚に伝達し、地震、風、温度変化等に対して桁等が安全な状態となるようにするため、桁等と橋台等の接点に設置されるものである。

そして、7年の阪神・淡路大震災による橋りょうの甚大な被害を契機として、支承の設計においては、大規模な地震に耐える構造が求められ、より大型化・多様化した高額なゴム製支承が多く採用されるようになってきている。

このゴム製支承は、天然ゴム、高減衰ゴム等と鋼板とを交互に積層して接着させたもので、鉛直方向に硬く水平方向に柔らかい性質を持つ支承本体と、桁等及び橋台等と支承を連結するために本体に取り付けられたプレート、アンカーボルト等の金属の取付部材から構成されている(参考図参照)。また、ゴム製支承は、設置する橋りょうごとに荷重等が異なるため、寸法等の規格が異なる特注品となっている。

(ゴム製支承の材料費の積算)

前記の148工事で使用しているゴム製支承は、支承本体の体積が2,184cm³から1,265,877cm³、金属の取付部材も含めた支承の総重量が115kgから28,213kg、1個当たりの単価が130,000円から29,102,553円となっていて、小型のものから大型のものまで442種類に上っている。そして、148工事では計2,981個のゴム製支承が使われており、18府県では、各支承の単価にそれぞれの設置数量を乗ずるなどして、ゴム製支承の材料費を計45億2391万余円と積算している。

2 検査の結果

(検査の着眼点及び対象)

近年、橋りょうの耐震化がより一層求められ、支承の設計においてはより大型化・多様化した高額なゴム製支承が多く採用されるようになってきたため、その材料費が工事費に占める割合も大きくなってきている。

そこで、前記の18府県が施行した148工事におけるゴム製支承の材料費の積算において、ゴム製支承の単価が市場の実勢を反映したものとなっているかに着眼して検査した。

(検査の結果)

(1) ゴム製支承の単価の決定方法

18府県では、いずれも土木工事費の積算における材料単価の決定に当たり、物価調査機関に委託して実施させた調査等により各府県が毎年度制定している「土木関係設計単価表」等(以下「単価表」という。)に基づくこととしている。そして、単価表に記載されていない材料については、各府県が国土交通省制定の土木工事標準積算基準書を基にそれぞれ制定している積算基準等において、物価資料(刊行物である積算参考資料をいう。以下同じ。)に掲載されている場合は物価資料により、物価資料によりがたい場合は特別調査により、そして、物価資料及び特別調査ともによりがたい場合は見積りによるとしていたり、特別調査についての記載がなく物価資料によりがたい場合は見積りによるとしていたりなどして、単価の決定方法は府県によって区々となっていた。

そして、18府県では、ゴム製支承の単価について、単価表に記載されておらず、また、物価資料にも掲載されていないこと、ゴム製支承は汎用性のない特注品で規格等が多様となっており特別調査によりがたい場合に当たると判断したこと、積算基準等に特別調査についての記載がないことなどから、すべて見積りにより決定していた(以下、見積りにより決定した単価を「見積単価」という。)

一方、国土交通省の国道事務所等(以下「国道事務所等」という。)では、15、16両年度に施行した橋りょう上部工工事において1,312種類のゴム製支承を使用していたが、その単価については、市場における実際の取引価格(以下「市場価格」という。)をよりの確に把握するため、特別調査を行って決定していた(以下、特別調査を行って決定した単価を「特別調査単価」という。)

(2) 特別調査単価と見積単価の比較

上記のとおり、ゴム製支承の単価は、18府県では見積単価となっていたが、国道事務所等では特別調査単価になっていた。このことから、ゴム製支承については、特注品ではあるものの特別調査により市場価格を把握することが可能と認められた。そこで、個々のゴム製支承について、特別調査単価と見積りで示された単価にどの程度の差があるのか調査したところ、次のような状況になっていた。

ア 国土交通省の4地方整備局を通じて、国道事務所等が33種類のゴム製支承について行った特別調査の結果と併せて複数の支承メーカーからの見積りを徴したところ、特別調査単価は見積りで示された単価(平均値)の43%から77%程度となっていた。

イ 18府県のうち埼玉、山梨両県では、会計実地検査の結果を踏まえ、17年度に使用する予定の53種類の支承について特別調査を行うとともに、支承メーカーから見積りを徴した。本院において、これらの単価を比較したところ、特別調査単価は見積りで示された単価(平均値)の55%から73%程度となっていた。

このように特別調査単価の方が見積単価より安価になるのは、物価調査機関では、ゴム製支承の特別調査に当たり、支承メーカーに種類ごとに見積りの提出を依頼し、これに加えて各社ごとの値引率を確認するなどして市場価格を把握するとしていることによると思料された。

以上のことから、ゴム製支承の単価については、見積りにより決定するよりも、特別調査を行って決定した方がより市場価格を反映した経済的なものになると認められた。

(特別調査を行った場合のゴム製支承の材料費)

上記のとおり、ゴム製支承の単価は、特別調査単価の方が見積単価よりも経済的であることから、本件 148 工事においてゴム製支承の単価を特別調査単価としていけば、支承材料費は低減できたと認められた。

そこで、ゴム製支承は主要な材料がゴムと金属の 2 種類であることから、本院では、国道事務所等が特別調査を行って単価を決定した 1,312 種類のゴム製支承の中から、本件 148 工事で使用された 442 種類のゴム製支承と本体の体積及び総重量において近似するものを抽出し、その単価を本件 148 工事で使用されたゴム製支承の特別調査単価と仮定して支承材料費を推計した。

この結果、442 種類(2,981 個)のうち 423 種類(2,875 個)のゴム製支承について近似するものを抽出して特別調査単価を仮定することができた。そして、これら 2,875 個のゴム製支承に係る材料費の積算額計 41 億 7717 万余円は、計 29 億 1021 万余円となり、特別調査を行って単価を決定した方が差し引き約 12 億 6690 万円(国庫補助金相当額約 6 億 5410 万円)低減できる計算となった。

(発生原因)

このような事態が生じていたのは、18 府県において、橋りょう上部工工事におけるゴム製支承の単価の決定に当たり、国道事務所等では市場価格をよりの確に把握するために特別調査を行っているのに、支承メーカーからの見積りだけによっていて、特別調査等による市場価格の把握、検討が十分でなかったことなどによると認められた。

3 当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、18 府県では、17 年 7 月以降、橋りょう上部工工事において設置するゴム製支承の単価の決定に当たり、市場価格をよりの確に把握するために特別調査を行うこととする旨の積算基準の改定又は通知を順次発し、各府県内の関係各機関に対して特別調査の活用等を周知することにより、ゴム製支承の材料費の積算が適切に行われるよう処置を講じた。

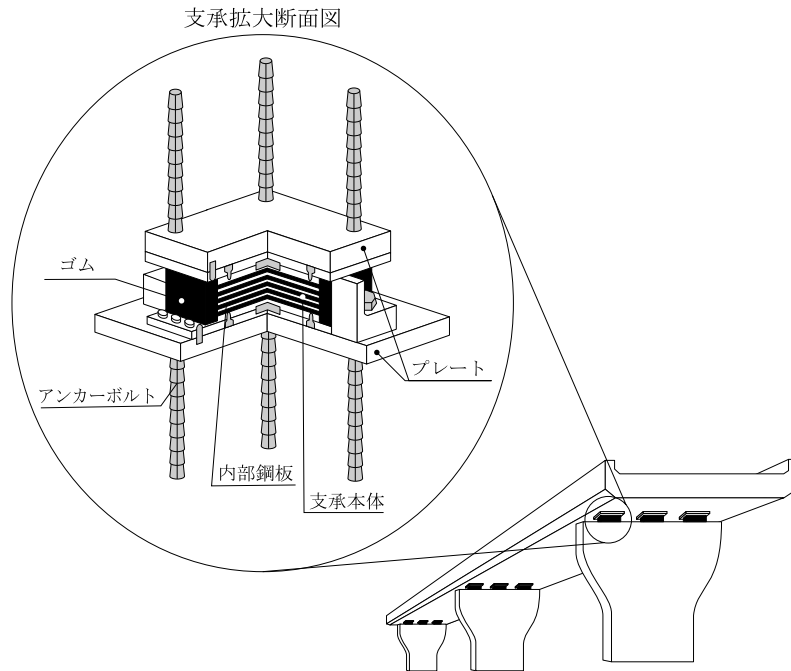
また、国土交通省では、17 年 10 月、すべての都道府県等に対し、同省では物価資料に掲載されていないゴム製支承のような特別な規格・材料等の資材価格の決定に当たり、市場価格をよりの確に把握するために特別調査を行っていることを周知した。

(注 1) 岩手県ほか 17 府県 京都、大阪両府、岩手、山形、群馬、埼玉、富山、山梨、岐阜、静岡、愛知、和歌山、島根、岡山、山口、福岡、長崎、熊本各県

(注 2) 特別調査 材料単価の決定に当たり、物価調査機関に特定の品目を指定して市場価格の調査をさせるものをいう。

(参 考 図)

支 承 の 概 念 図



第3章
第1節
第11
国土交通省

(6) 浚渫等工事の積算に当たり、高精度の測位システムを利用することなどにより施工精度等が向上した工事について、検測待ちの拘束費を計上しないよう改善させたもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)国土交通本省	(項) 海岸事業費
	港湾整備特別会計(港湾整備勘定)	(項) 港湾事業費
		(項) 受託工事費
		(項) 改革推進公共投資港湾事業費
	(特定港湾施設工事勘定)	(項) エネルギー港湾施設工事費
部局等の名称	直轄事業 北陸、中部、近畿、中国各地方整備局	
	補助事業 関東、中部、近畿、四国、九州各地方整備局	
事業及び補助の根拠	港湾法(昭和25年法律第218号)、海岸法(昭和31年法律第101号)等、予算補助	
事業主体	直轄事業 地方整備局4	
	補助事業 都、県2、市5	
	計 12事業主体	
工事名	直轄事業 新潟港(西港地区)航路泊地埋没浚渫工事(その2)ほか43工事	
	補助事業 平成14年度汐浜運河内部護岸(補強)建設工事ほか77工事	
工事の概要	港湾整備事業等の一環として、所定の水深まで海底の土砂等の掘削を行うもの	

工 事 費	直轄事業	317 億 3023 万余円(平成 14 年度～16 年度)
	補助事業	261 億 9326 万余円(平成 14 年度～16 年度)
	(国庫補助金交付額 90 億 9083 万余円)	
検測待ちの拘束費の積算額	直轄事業	1 億 1799 万余円(平成 14 年度～16 年度)
	補助事業	7014 万余円(平成 14 年度～16 年度)
低減できた積算額	直轄事業	3270 万円(平成 14 年度～16 年度)
	補助事業	2720 万円(平成 14 年度～16 年度)
	(国庫補助金相当額 1080 万円)	

1 事業の概要

(浚渫等工事の概要)

国土交通省では、港湾施設等の整備を推進するため、国が行う直轄事業又は地方公共団体等の港湾管理者等が行う国庫補助事業として、港湾整備事業等を毎年度多数実施している。

これら事業の一環として、北陸地方整備局ほか3地方整備局^(注1)では、平成14年度から16年度までに、新潟港ほか5港において、新潟港(西港地区)航路泊地埋没浚渫工事(その2)ほか43工事を工事費総額317億3023万余円で施行している。また、東京都ほか7港湾管理者^(注2)では、14年度から16年度までに、東京港ほか8港において、平成14年度汐浜運河内部護岸(補強)建設工事ほか77工事を工事費総額261億9326万余円(国庫補助金90億9083万余円)で施行している。

上記の各工事は、船舶の航行及び停泊時の安全を確保するなどのため、航路及び泊地の海底の土砂等を所定の水深まで掘削する浚渫を行ったり、防波堤等の港湾構造物の安定した基礎を築造するため、海底の土砂等を所定の水深まで掘削する床掘りを行ったり^(注3)などするものである。これら浚渫及び床掘り(以下「浚渫等」という。)の工事は、グラブ浚渫船、土運船等の作業船舶で構成される船団(以下「作業船団」という。)により実施されている。

(港湾工事費の積算)

港湾工事の工事費は、国土交通省港湾局が制定した「港湾請負工事積算基準」又はこの積算基準を参考にして港湾管理者が制定した積算の基準(以下、これらを併せて「積算基準等」という。)に基づき積算することとなっている。

(検測待ちの拘束費の積算)

積算基準等によれば、浚渫等における作業船団の費用については、主な作業である土砂等の掘削、運搬等に係る費用のほかに、浚渫等の完了後に監督職員が行う出来形の確認のための測量(以下「検測」という。)に伴う作業船団の拘束に係る費用(以下「検測待ちの拘束費」という。)などを計上することとなっている。

上記検測待ちの拘束費は、検測の結果、浚渫等の出来形が設計図書で示された水深を確保していなかった場合に、請負業者が速やかに再浚渫等を行えるよう工事箇所近くの海上等に作業船団を待機させておく際に発生する費用である。港湾請負工事積算基準では、8年4月の改訂時における実態調査の結果に基づき、検測待ちの拘束費として1日分の作業船団の供用損料及び船員の労務費を工事費に計上することとしている。そして、本件各工事では、検

測待ちの拘束費を直轄事業分で計1億1799万余円、補助事業分で計7014万余円と積算している。

2 検査の結果

(検査の着眼点)

近年、作業船舶等の作業位置を決めたり、水深を測定したりする場合などに、汎地球測位システム(以下「GPS」という。)^(注4)やコンピュータを用いた施工管理等の技術が利用されるようになってきている。

国土交通省では、海上工事の測量や位置決めを容易にする測位システムとしてGPSの測量精度を向上させたりアルタイム・キネマティックGPS(以下「RTK—GPS」という。)^(注5)を開発し、7年2月以降、RTK—GPSの基準局(以下「固定式基準局」という。)^(注6)が東京湾ほか8地区に16局設置されている。そして、海上での測量や浚渫等に利用され、作業が従来より高精度に行われている。

そこで、固定式基準局を利用した浚渫等工事の施工が可能な前記の直轄事業44工事及び補助事業78工事、計122工事において、検測待ちの拘束費を工事費に計上するに当たり、固定式基準局を利用した施工の実態が適切に反映されているかという点に着眼して検査を実施した。

(検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

ア 請負業者は、作業船舶等にRTK—GPS受信機等を搭載し衛星からの電波を利用して得た測位情報を固定式基準局からの情報により補正することで、誤差数cmという従来より高精度な測位情報を得ることができる状況となっている。そして、この測位情報は衛星からの電波を利用するため、天候状況に左右されることなく利用されている。

このようなことから、浚渫等工事においては、固定式基準局を利用することで作業船舶等の作業位置を決める際の測量精度が著しく向上している。

イ コンピュータ技術が発達したことにより、RTK—GPSを利用して得た作業船舶等の測位情報とその位置での水深情報等とを連動させて処理することで、浚渫等の作業が従来より正確に行えるようになってきている。また、浚渫等の施工中においても容易に水深等のデータの把握ができるため、請負業者が、施工中に自主測量による出来形の確認を頻繁に行えるようになるなど施工管理の能率も向上している。

以上のように、浚渫等の工事において、作業船舶等の位置を決める際の測量精度や施工管理の能率が8年4月の港湾請負工事積算基準の改訂時に比べ、著しく向上していることから、前記の122工事中120工事については再浚渫等を行っていなかった。

したがって、固定式基準局を利用することにより、浚渫等工事の施工精度等が向上し、検測の結果においても再浚渫等がほとんど発生していないにもかかわらず、作業船舶等の待機のための費用として検測待ちの拘束費を工事費に計上しているのは適切とは認められない。

(低減できた積算額)

上記により、本件各工事において、検測待ちの拘束費を工事費に計上しないこととすると、固定式基準局を利用するために必要となるRTK—GPS受信機の損料等を新たに計上したとしても、積算額を直轄事業分で約3270万円、補助事業分で約2720万円(国庫補助金相

当額約 1080 万円)低減できたと認められた。

(発生原因)

このような事態が生じていたのは、国土交通省において、浚渫等工事の施工精度等が向上し、検測後に請負業者が再浚渫等を行っている実態がほとんどなく作業船団を待機させておくことの実効がないにもかかわらず、これを積算に反映させていなかったことによると認められた。また、港湾管理者においても、同様に作業の実態に適合した積算を行うことの認識が十分でなかったことによると認められた。

3 当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、国土交通省では、17年3月に、港湾請負工事積算基準を改訂して、浚渫等工事の積算に当たって、固定式基準局を利用した施工が可能な場合は、検測待ちの拘束費を工事費に計上しないこととし、地方整備局に対して同年4月より適用するよう指導するとともに、港湾管理者等に対して同基準の内容を通知する処置を講じた。

- (注1) 北陸地方整備局ほか3地方整備局 北陸、中部、近畿、中国各地方整備局
- (注2) 東京都ほか7港湾管理者 東京都、愛知、徳島両県、横浜、川崎、横須賀、大阪、下関各市
- (注3) グラブ浚渫船 土砂等の浚渫等を行うためのグラブバケットを備えた作業船舶
- (注4) 汎地球測位システム(GPS) アメリカによって開発・運用されている衛星を用いた測位方法で、受信機とアンテナを用意し4個以上の衛星から電波を受信することで自らの位置を測ることができるシステム
- (注5) リアルタイム・キネマティック GPS(RTK-GPS) 陸上の特定されている位置に固定した受信機を基準局とし、船舶等に搭載した受信機を移動局として、GPS衛星からの電波をそれぞれの局で同時に受信し、基準局から位置の補正情報を移動局に無線で送ることにより、移動局の位置をリアルタイムに誤差数cmで求めることができるシステム
- (注6) 東京湾ほか8地区 東京湾、新潟、直江津、伊勢湾、大阪湾、広島、徳島、関門、博多各地区

(7) 港湾 EDI システム等について、利活用の促進を図るよう改善させたもの

会計名及び科目	港湾整備特別会計(港湾整備勘定)	(項)港湾事業費
	一般会計	(組織)海上保安庁 (項)海上保安官署
部局等の名称	国土交通本省(平成13年1月5日以前は運輸本省) 海上保安庁	
事業の概要	我が国港湾の国際競争力強化等に資するために、港湾 EDI システム等を開発、改修し、管理・運営する事業	
港湾 EDI システム等の開発、改修等に係る経費	国土交通省	16億0398万円(平成9年度～16年度)
	海上保安庁	3億8629万円(平成11年度～16年度)
	計	19億9027万円

港湾EDIシステム等の管理・運営、保守等に 係る経費	国土交通省	1億3070万円(平成15、16両年度)
	海上保安庁	1億2075万円(平成15、16両年度)
	計	2億5145万円

1 事業の概要

(港湾EDIシステムの概要)

国土交通省及びその外局である海上保安庁では、平成9年4月に閣議決定された「総合物流施策大綱」に基づき、我が国港湾の国際競争力強化等の一環として、港湾諸手続の情報化・簡素化を図るため、港湾管理者と協力して、港湾諸手続を電子申請するためのシステム(以下「港湾EDIシステム」という。EDI:Electronic・Data・Interchange)を開発し、11年10月から運用を開始しており、15年からは、港湾法(昭和25年法律第218号)の改正により、同法に基づく電子申請システムとしての運用を行っている。

港湾EDIシステムは、輸出入・港湾手続の電子化、複数の手続を1つの窓口(システム)から行うワンストップ化の具体的な方策として、利用者である船舶代理店、船舶会社等が従来書面で港湾管理者及び港長^(注)に別々に提出していた入出港届、係留施設使用許可申請等をインターネットを利用して電子申請することにより、一度の入力・送信で港湾管理者及び港長に係る手続を同時にできるなど、手続の簡素化、迅速化を図り利便性を向上させ、我が国港湾の国際競争力の強化に資するものとして開発され、運用しているものである。

(注) 港長 海上保安庁長官の指揮監督を受け、港内における船舶交通の安全などを定めた港則に関する法令に規定する事務を行う者で、特定港に置かれている。

(運用、改修等の推移)

港湾EDIシステムは、港湾管理者においては、国際海上輸送網の拠点等となる重要港湾128港のうち、11年度中に17港で運用を開始している。そして、国土交通省では、国土交通省政策評価基本計画(平成15年度)において、重要港湾128港を管理する港湾管理者の港湾EDIシステム加入率を17年度中に100%とする目標を設定しているが、加入及び運用開始時期は各港湾管理者の判断によることから、16年度末までに重要港湾86港で運用を開始している。一方、港長においては、海上保安庁の方針により、喫水の深い船舶が出入りできるなどの特定港86港のうち、11年度中に9港で手続の一部が運用を開始し、15年度末までにすべての特定港で港長に提出することとされている入出港届、係留施設使用届及び危険物荷役許可申請等についての手続の運用を開始している。

そして、港湾EDIシステムにより電子申請が可能な手続は、順次拡大され、これに伴うシステム改修を順次行っており、15年7月からは、厚生労働省の検疫所に係る手続を対象に加え、厚生労働省と合同で運用を行っている。また、これに併せて財務省の通関情報処理システム(3年10月運用開始)及び法務省の乗員上陸許可支援システム(15年7月運用開始)と港湾EDIシステムを相互に接続・連携したシステム(以下「シングルウィンドウシステム」という。)として運用を開始し、港湾管理者、港長及び検疫所に税関及び入国管理局を加えた5官署に対する入出港届等をシングルウィンドウシステムにより電子申請できる体制となっている。

また、国土交通省及び海上保安庁では、16年度に、海上交通安全法(昭和47年法律第115号)に定める航路通報等の新たな届出に係る手続を港湾EDIシステムの対象とするためのシステムの改修、調査検討を行っている。

(開発、改修等に係る経費)

港湾EDIシステム及びシングルウィンドウシステム(以下、これらを合わせて「港湾EDIシステム等」という。)に係る開発、改修等の経費は、国土交通省で約16億0398万円(9年度から16年度)、海上保安庁で約3億8629万円(11年度から16年度)、計約19億9027万円となっている。

また、港湾EDIシステム等の管理・運営、保守等の経費は、15、16両年度で国土交通省約1億3070万円、海上保安庁約1億2075万円、計約2億5145万円となっている。

(手続、システム等の見直し)

国土交通省では、「1965年の国際海上交通の簡易化に関する条約」(平成17年条約第13号)の締結に伴い、条約の対象となっている入出港届について、様式の統一、届出項目の削減を行い、この様式による届出を17年11月から実施することとしている。また、電子政府構築計画(平成15年7月決定)に基づき、関係各府省により策定された「輸出入及び港湾・空港手続関係業務に係る業務・システムの見直し方針」を受け、港湾EDIシステムを対象とする「港湾手続関係業務に係る業務・システムの見直し方針」を策定することとし、これらを踏まえて、17年12月を目途に、港湾手続関係業務・システム最適化計画(以下「最適化計画」という。)を策定することとしている。

2 検査の結果

(検査の着眼点)

我が国港湾の国際港湾物流における地位が相対的に低下していることから、国土交通省等では、港湾物流の更なる効率化を実現し、国際競争力の強化を図るために港湾EDIシステム等を開発、運用している。そして、港湾EDIシステムについては、電子申請システムとしての運用開始後5年以上経過していることなどから、港湾管理者の加入状況、港湾管理者及び港長における利用状況等について検査を実施した。

(検査の対象)

国土交通省、海上保安庁及び86港の特定港を管轄する海上保安部等96箇所並びに24都道府県に所在する51港湾管理者が管理する重要港湾85港について検査した。

(検査の結果)

(1) 国土交通省について

ア 加入又は運用開始の状況について

検査した重要港湾85港のうち、16年度末現在で、64港が港湾EDIシステムに加入していたが21港が未加入となっていた。また、港湾EDIシステムに加入している64港のうち、55港が同システムの運用を開始していたが9港が運用を開始していなかった。

イ 利用状況について

(ア) 重要港湾における利用状況

港湾EDIシステムの運用を開始している上記の重要港湾55港における船舶代理店

等による16年度の利用状況は、入出港届及び係留施設使用許可申請の総受理件数約71万件的うち、港湾EDIシステム等によるこれら届出等の件数が約10万件となっており、利用率は15.3%にすぎない状況となっていた。

この利用率を港湾別にみると、利用率が50%以上であるのは4港にすぎず、10%未満の港湾が15港、全く利用されていない港湾が17港あるなど低い利用状況となっていた。

(イ) 特定重要港湾における利用状況

上記55港のうち、国際海上輸送網の拠点として特に重要な港湾である特定重要港湾15港における16年度の利用状況は、入出港届及び係留施設使用許可申請の総受理件数約37万件的うち、港湾EDIシステム等によるこれら届出等の件数が約9万件となっており、利用率は24.1%となっていた。

上記の特定重要港湾15港のうち5港では、港湾EDIシステム等と並行して港湾管理者が独自に構築したシステムを運用している。そして、この独自システムは、入出港届、係留施設使用許可申請や港湾管理者に係る各種の届出等を電子申請することができることもあり、港湾EDIシステム等に比較して独自システムの利用率の方がおおむね高くなっていた。しかし、独自システムと港湾EDIシステム等との連携が十分でないため、船舶代理店等が港湾管理者の独自システムを利用して申請した入出港届は、港湾EDIシステム等に取り込めないものとなっており、税関等他官署に対する届出が別途必要となっていた。

また、この特定重要港湾15港において、常時入出港届及び係留施設使用許可申請を提出している船舶代理店等延べ約1,100事業所における港湾EDIシステム等の利用の申込状況を調査したところ、利用申込を行っている船舶代理店等は483事業所となっており、その割合は約43.3%となっており、利用申込はしているものの実際にはほとんど利用していない船舶代理店等も相当数見受けられた。

(ウ) 港湾管理者による届出

港湾EDIシステムの運用を開始している前記重要港湾55港のうち、43港は特定港でもあることから、港湾管理者から港長へ係留施設使用届の提出が義務づけられている。この43港における16年度の利用状況は、同届出数約12万件的うち港湾EDIシステムによる届出の件数が約3万件的で、利用率は24.8%となっており、全く利用していない重要港湾が29港見受けられた。

ウ 普及活動等について

国土交通省では、11年10月の港湾EDIシステムの運用開始時以降、港湾管理者等に対して説明会を実施しており、15年8月には、地方出先機関である各港湾事務所に船舶代理店等に対する港湾EDIシステム等の普及活動を実施させているが、各港湾事務所における活動の内容、結果については、把握していない状況となっていた。

また、同年11月には、国土交通省が、船舶代理店等に対するアンケート調査を実施しているが、その結果はとりまとめているものの、改善要望等に対する具体的な処理は現時点まで実施されていない状況となっていた。

エ シングルウィンドウシステムによる届出等について

シングルウィンドウシステムでは、各官署に対する手続のうち、一画面における一度の入力で送信可能な手続は、入出港届(乗員等の名簿を含む。)に限られている。そして、入出港届以外の届出等については、各手続に係る画面を開き、それぞれ必要事項の入力を行い、送信する必要がある、一画面における入力・送信で各手続がすべて完了するものとはなっていないなど、船舶代理店等においては、書面等により提出する従来の方法に比べて、利便性が向上したものであるとの認識が低い状況となっていた。

(2) 海上保安庁について

港湾 EDI システム等の運用をしている特定港 86 港における 16 年の利用状況は、港長に届け出る入出港届、係留施設使用届及び危険物荷役許可申請等の総受理件数約 134 万件のうち、港湾 EDI システム等によるこれら届出等の件数は約 32 万件で、利用率は 24.4% にすぎない状況となっていて、25 港では全く利用されていなかった。また、上記特定港 86 港のうち入出港届が 1 万件を超える 18 港について 16 年の入出港届に係る港湾 EDI システム等の利用状況は、入出港届の総受理件数に対して港湾 EDI システム等による届出の割合が 30% 未満のものが 13 港となっていて、3 港では全く利用されていなかった。

なお、港長の業務は、上記の届出等が港湾 EDI システム等によって申請された場合、海上保安庁内のシステムに対して、従来行っていた届出等の入力作業を省略できる見込みとなっていたものの、利用率が低いため、その作業を継続している状況となっていた。

(発生原因)

このような事態が生じていたのは、以下のことなどによると認められた。

ア 国土交通省及び海上保安庁において、港湾 EDI システムに係る港湾管理者及び船舶代理店等の要望等に係る調査、検討及びこれらに対応した対象手続の拡大、入力・操作方法の改善等に対する取組が十分でなく、また、シングルウィンドウシステムについても同様の取組に向けての関係各省等への働きかけが十分でなかったこと

イ 国土交通省において、港湾管理者が構築している独自システムと港湾 EDI システム等との連携についての具体的な取組が十分でなかったこと

ウ 国土交通省及び海上保安庁において、港湾管理者及び船舶代理店等に対する、港湾 EDI システム等の内容、利点、国際競争力の強化における電子申請化の重要性等についての周知徹底が十分でなく、国際競争力の強化等を図るため、港湾 EDI システム等の利用促進等をより一層行う必要があるのに、これに対する認識が十分でなかったこと

3 当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、国土交通省及び海上保安庁では、港湾 EDI システム等の利用率の向上を図るため、次のような処置を講じた。

ア 港湾 EDI システム等について、港湾管理者及び船舶代理店等の要望等に係る調査を定期的に行い、それらを反映した改善について、シングルウィンドウシステムに係る関係省庁との調整を行い、対象手続の拡大について検討を行うとともに最適化計画等において利便性の向上を図るための改修を行うこととした。

イ 港湾管理者の独自システムに係る調査を踏まえ、港湾管理者の独自システムと港湾

EDI システムの相互の役割や連携の方法等を検討することとした。

ウ 17年9月から10月にかけて、港湾管理者、船舶代理店等を対象とした説明会を開催するとともに、港長を指揮監督する各管区海上保安本部あてに通知を発するなどして、電子申請の重要性や港湾EDI システム等の利点等を周知徹底し、加入促進、利用促進を図るとともに利用実態等を把握する体制の整備を図ることとした。

(8) 委託契約によって購入された研究用機器について、研究終了後に国の物品として適正に管理し、有効活用を図るよう改善させたもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)国土交通本省	(項)科学技術振興調整費 (項)地球環境保全等試験研究費 (項)環境研究総合推進費
	自動車検査登録特別会計	(項)業務取扱費
部局等の名称	国土交通本省	
物品の概要	国土交通省所管に属する研究用機器	
委託契約の相手方	独立行政法人交通安全環境研究所	
平成16年度末までに終了している委託研究に係る研究用機器(取得価格50万円以上)を購入した委託契約の件数及び金額	25件	9億0728万円(平成13年度～16年度)
平成16年度末までに終了している委託研究に係る研究用機器の数量及び取得価格(取得価格50万円以上)	109個	4億8380万円(平成13年度～16年度)

1 委託契約の概要

(国土交通省の技術研究開発)

国土交通省では、国土の総合的かつ体系的な利用、開発及び保全、そのための社会資本の整合的な整備、交通政策の推進、気象業務の健全な発達並びに海上の安全及び治安の確保を図ることを任務としている。そして、それらを達成するため、建設技術、運輸技術及び気象業務に関連する技術に関する研究及び開発並びにこれらの助成並びに建設技術、運輸技術及び気象業務に関連する技術に関する指導及び普及に関する業務を行うこととしている。

そして、平成15年11月、同省では上記の業務に関して、技術研究開発の方向性を明確に示すために国土交通省技術基本計画を策定し、これに基づき関係部局や研究機関において、それぞれの分野における技術研究開発に関する施策を進めている。

(技術研究開発の委託)

国土交通省の技術研究開発は、従来は同省の試験研究機関が行っていたが、13年4月に主な試験研究機関が独立行政法人に移行したことから、同省の施策に係る技術研究開発については、当該独立行政法人へ委託して(以下「委託研究」という。)実施している。

技術研究開発における重点分野は、交通機関の安全対策や環境対策、国土の災害対策など多岐にわたっている。その中で陸上運送及び航空運送の分野に関する技術研究開発については、13年4月に同省の交通安全公害研究所から移行した独立行政法人交通安全環境研究所(以下「交通研」という。)に委託されている。

交通研は、運輸技術のうち陸上運送及び航空運送に係るものに関する試験、調査、研究、開発等を行うことにより、陸上運送及び航空運送に関する安全の確保、環境の保全及び燃料資源の有効な利用の確保を図ることを目的として設置されている。

そして、国土交通本省(以下「本省」という。)では、表1のとおり、交通研と13年度から16年度までの間に「危険物を運搬するタンクローリー等の横転防止に係る基準策定のための調査」ほか74件の委託契約を契約額計60億7301万余円で締結している。交通研では、これらの委託契約により委託研究のための研究用機器を購入している。

表1 委託契約の年度別件数、契約金額

(単位：千円)

契約年度	契約件数	契約金額計
13年度	15	376,681
14年度	17	1,762,067
15年度	21	1,964,289
16年度	22	1,969,978
合計	75	6,073,017

上記の委託契約は年度ごとに締結されているが、実際に委託研究に要する期間は、おおむね2、3年程度のものが多い状況となっている。

(委託契約取扱要領)

国土交通省では、本省の所掌業務に係る委託契約を締結する場合、国土交通本省委託契約取扱要領(平成13年国官会第293号。以下「委託契約要領」という。)の定めによることとしている。そして、この委託契約要領では、契約終了後の研究用機器(残存物件)の取扱いについて、「乙(受託者)は、委託業務の実施により生じた残存物件は、成果物の引渡し後遅滞なく、甲(委託者)に返還しなければならない。」と定められている。

2 検査の結果**(検査の対象及び着眼点)**

国土交通省では、交通研と、前記のとおり毎年多額の委託契約を締結している。そこで、交通研が独立行政法人に移行した13年度から16年度までの間に委託研究が終了した25件の委託契約(契約額計9億0728万余円)に係る研究用機器(取得価格50万円以上)について、その使用状況、取扱い等に着眼して検査した。

(検査の結果)

検査したところ、上記 25 件の委託契約で購入していた研究用機器は、表 2 のとおり、計 109 個、取得価格総額 4 億 8380 万余円(16 年度末時点の残存価格総額 1 億 9071 万余円)となっていた。

表 2 平成 16 年度末時点で委託研究が終了している研究用機器

(単位：個、千円)

委託研究で研究用機器を購入した年度	研究用機器の数量	取得価格の計	16年度末時点の残存価格 注(1)
13 年 度	39	186,960	— 注(2)
14 年 度	24	107,261	47,827
15 年 度	37	155,670	110,893
16 年 度	9	33,910	31,991
合 計	109	483,801	190,712

注(1) 16 年度末時点の残存価格は、交通研における減価償却後の額である。

注(2) 13 年度に購入した研究用機器は、当該年度に全額を減価償却している。

これらの研究用機器は、委託契約書において、委託契約終了後に本省に返還することとされているのに、本省に返還されておらず、引き続き交通研において管理されていた。そして、交通研の固定資産台帳に登録されたままで、委託研究終了後も貸借対照表に資産として計上されていた。

これらの研究用機器を減価償却する際の耐用年数はおおむね 4 年であるが、委託研究に要する期間はおおむね 2、3 年程度のもので多いことから、ほとんどの研究用機器は委託研究終了後も使用可能であると思料された。そして、交通研でこれら 109 個の研究用機器の使用状況を確認したところ、委託研究終了後も引き続き他の研究に使用されていた。

一方、このように、上記の研究用機器が委託研究終了後も引き続き交通研で管理され他の研究に使用されていて、本省に返還されていなかったが、研究用機器が返還された場合でも、国土交通省の試験研究機関のほとんどが独立行政法人に移行していることから、同省には研究用機器を使用して技術研究開発を行う部門がほとんどない状況であり、これらが返還された後の取扱方法や手続も定められていないために、研究用機器の有効活用が図られる体制とはなっていなかった。

以上のように、委託研究終了後の研究用機器が返還されていないことから、同省の物品として管理されておらず、適切な処置が講じられないまま交通研で管理され、使用され続けていた事態は適切とは認められず、適切な管理のもとで有効活用を図るよう改善の要があると認められた。

(発生原因)

このような事態が生じていたのは、国土交通省から独立行政法人等に技術研究開発を委託するに当たり、委託研究終了後の研究用機器の適切な管理及びその取扱いについての認識が十分でなかったことによると認められた。

3 当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、国土交通省では、17 年 6 月に委託契約要領を改正

し、契約終了後の研究用機器(残存物件)の返還については、委託先と協議の上、適正に取り扱うこととし、返還させた研究用機器を同省の物品管理簿に記載して物品として管理することとした。

また、返還させた物品について、当該物品を必要とする委託先に無償貸付するなどして有効に活用するため、委託契約における残存物件の取扱方針を定め、関係部局に周知徹底を図るとともに、そのために必要な省令を整備することとした。

(9) 独立行政法人水資源機構が建設したダム等を利用して流水をかんがいの用に供する者の受益者負担金について、かんがい工事の実施状況を適切に把握することにより完了時期等に合わせ徴収を開始するよう改善させたもの

会計名及び科目	治水特別会計 (款)電気事業者等工事費負担金収入 (項)電気事業者等工事費負担金収入
部局等の名称	国土交通本省(平成13年1月5日以前は建設本省)
受益者負担金を徴収する者	徳島、千葉両県知事
受益者負担金の概要	独立行政法人水資源機構が建設したダム等を利用して流水をかんがいの用に供する者が負担することとなるダム等の建設費を、かんがい施設が完成するまでの間、同機構が立て替えているもの
水資源機構が立て替えている受益者負担金	57億9990万余円
上記のうち徴収を開始することとした受益者負担金	54億5551万円 〔徳島県 30億4949万円〕 〔千葉県 24億0601万円〕

1 受益者負担金の概要

(ダム等の建設に伴う受益者の費用負担)

国土交通省では、水資源開発促進法(昭和36年法律第217号)に基づいて、水資源の総合的な開発及び利用の合理化の促進を図るため、水資源開発水系の指定をし、水資源開発基本計画を決定している。そして、独立行政法人水資源機構(平成15年9月30日以前は水資源開発公団。以下「機構」という。)は、水の安定的な供給の確保を図ることを目的として、水資源開発基本計画に基づく水資源の開発又は利用のための施設の改築等及び水資源開発施設等の管理等の業務を行うこととされている。

機構では、独立行政法人水資源機構法(平成14年法律第182号。以下「機構法」という。)等に基づいて、洪水防御の機能又は流水の正常な機能の維持と増進等を目的として多目的ダム、河口堰、湖沼水位調節施設等の施設(以下「ダム等」という。)を建設するとともに、その操作、維持、修繕その他の管理を実施している。

機構法等によれば、ダム等の新築又は改築を行う際、ダム等に関連して都道府県等が用水路等の専用のかんがい施設等を新設又は拡張するに当たり、ダム等を利用して流水をかんが

いの用に供する者(以下「受益者」という。)がある場合には、受益者はダム等の新築等に要する費用の一部を負担(以下「受益者負担金」という。)しなければならないとされている。そして、都道府県知事は受益者から受益者負担金を徴収して国に納付し、国は受益者負担金に相当する額を機構に対して交付金として交付するものとされている。

(受益者負担金の納付の開始時期及び期間)

機構法等によれば、受益者負担金は、ダム等の新築等の工事が完了した年度の翌年度から起算して15年を下らない期間内で国土交通大臣が定めた期間に、都道府県知事が国に納付することとされている。

そして、ダム等の利用に係る土地改良法(昭和24年法律第195号)による国営土地改良事業もしくは都道府県営土地改良事業として行われるかんがい施設の新設又は拡張の工事(以下「かんがい工事」という。)が、ダム等の工事が完了した年度までに完了しないときは、そのかんがい工事が完了した年度の翌年度から起算して15年を下らない期間内で国土交通大臣が定めた期間に、国に納付することとされている。ただし、かんがい工事がすべての地区で完了する前に一部地区においてかんがい工事が完了し受益者があるときは、受益者負担金の支払期間は、その受益が発生した年度の翌年度以後において都道府県知事が指定する年度から起算することとされている。

(受益者負担金の立替え)

機構では、ダム等の新築等の工事を開始してから、受益者負担金が国に納付され、機構に交付金として交付されるまでの間、新築等の工事に要する費用のうち受益者負担金相当分の資金については、財政融資資金(12年度までは財政投融資資金)からの借入金をもって立て替え、支弁している。そして、ダム等の新築等の工事が完了し、当該ダム等の管理を開始した後、国への納付が開始されずに据置きとなっている受益者負担金相当分の金額については、機構において据置割賦元金とこれに係る利息として整理されており、その金額は、表のとおり、16年度末現在で、早明浦ダムほか4ダム等(池田ダム、利根川河口堰、奈良俣ダム及び霞ヶ浦開発)に係る据置割賦元金20億9457万余円、これに係る利息37億0532万余円、計57億9990万余円となっている。

表 機構が立て替えている受益者負担金の内訳 平成16年度末現在

ダム等名	据置割賦元金として計上した年度(管理開始年度)	据置経過年数(管理開始後の経過年数)	県名	据置割賦元金	左に係る利息	元利合計
早明浦ダム	昭和50年度	29年	徳島県	千円 176,246	千円 753,895	千円 930,142
池田ダム	昭和50年度	29年	徳島県	388,581	1,730,775	2,119,356
小計				564,828	2,484,670	3,049,498
利根川河口堰	昭和46年度	33年	千葉県	18,659	111,815	130,475
奈良俣ダム	平成3年度	13年	千葉県	1,151,292	939,175	2,090,467
霞ヶ浦開発	平成8年度	8年	千葉県	359,791	169,667	529,458
小計				1,529,743	1,220,658	2,750,401
合計				2,094,571	3,705,329	5,799,900

(かんがい工事の実施状況の把握)

国土交通省では、前記交付金の交付事務の円滑化を期するため、昭和58年に機構に対して「水資源開発公団法第28条第1項の負担金について」(建設省河開発第80号。以下「通達」という。)を発し、機構において、かんがい工事の進捗状況等を的確に把握するとともに、かんがい工事を実施する都府県担当部局と連絡を密にし、機構から国土交通省に適時適切にかんがい工事の進捗状況を報告することとしている。この通達を受け、機構では同年都府県担当部長あてに「水資源開発公団法第28条第1項の負担金について」(58管業第129号)を発し、かんがい工事の実施状況を把握するために都府県から毎年度「特定施設に係る関連土地改良事業実施状況報告書」(以下「実施状況報告書」という。)の提出を受けることとしている。

2 検査の結果

(検査の着眼点及び対象)

機構では早明浦ダムほか4ダム等に係る徳島、千葉両県の受益者負担金相当分を立て替えており、その額は、平成16年度末現在、57億9990万余円と多額に上っている。そして、財政融資資金から借り入れて立て替えている資金は、借入期間が長期にわたっているため利息が元金を大幅に上回っている状況となっており、このまま推移するとさらに利息が増えることとなる。

一方、国土交通省では、機構から、上記の5ダム等に関し、徳島、千葉両県におけるかんがい工事の実施状況報告書の提出を受けている。かんがい工事の完了時期等の把握は、受益者負担金の支払開始時期を決定するための重要な情報であることから、国土交通省が実施状況報告書をどのように活用し、工事の完了時期等を把握しているかについて検査した。

(検査の結果)

検査したところ、次のような事態となっていた。

機構が管理する上記の5ダム等は、前記表のとおり、管理開始後8年から33年と長期間が経過している。そして、徳島及び千葉両県内で実施されている5ダム等からの流水の利用に係るかんがい工事の実施状況は、次のとおりとなっていた。

(1) 徳島県内におけるかんがい工事の実施状況

徳島県から機構を通じて国土交通省に提出された実施状況報告書によると、16年度末現在において、早明浦ダム及び池田ダム(いずれも昭和50年度管理開始)の流水の利用に係るかんがい工事は、46年度から平成14年度までの間に5地区で開始され、これらの5地区については、元年度から12年度までの間に国営事業1地区及び県営事業2地区が完了しており、このほか、県営かんがい排水事業吉野地区を12年度から16年度までの工期で完了し、また、県営経営体育成基盤整備事業昭和地区を14年度から19年度までの工期で施工中であるとしていた。そして、同県では、昭和地区の工事が19年度に完了予定であることから、早明浦ダム及び池田ダムに係る受益者負担金の徴収をすべての地区の工事完了の翌年度である20年度から開始するとしていた。

そして、機構では、同県から上記の各かんがい工事が完了し又は施工中である旨の実施状況報告書を受け、これを国土交通省に報告していたため、同省において、受益者負担金の支払時期等を定めていなかった。

しかし、吉野地区における県営かんがい排水事業は、早明浦ダム及び池田ダムからの流水をかんがいに利用するための施設整備ではなく、同県営宮川内ダムからの流水をかんがいに利用するために既設の用水路を改築することを目的として実施されているものであり、早明浦ダム及び池田ダムの流水の利用に係るかんがい工事ではないと認められた。また、昭和地区における県営経営体育成基盤整備事業は、早明浦ダム及び池田ダムの流水の利用に係るかんがい施設ではあるものの、既設の施設の改築工事であり、新設又は拡張の工事ではないと認められた。

したがって、前記のとおり、同県におけるかんがい工事は12年度までに完了しているのであるから、国土交通省において、受益者負担金の支払時期等を定め、その徴収を開始すべきであったと認められる。この受益者負担金は、16年度末現在30億4949万余円に上っている。

(2) 千葉県内におけるかんがい工事の実施状況

ア 奈良俣ダム及び霞ヶ浦開発からの流水の利用に係るかんがい工事(東総用水事業関連)について

千葉県から機構を通じて国土交通省に提出された実施状況報告書によると、16年度末現在において、奈良俣ダム(3年度管理開始)及び霞ヶ浦開発(8年度管理開始)の流水の利用に係るかんがい工事は、昭和55年度から平成12年度までの間に11地区で開始され、5年度から16年度までの間に10地区が完了し、1地区について施工中であった。

イ 利根川河口堰及び霞ヶ浦開発からの流水の利用に係るかんがい工事(北総中央用水事業関連)について

上記の実施状況報告書によると、16年度末現在において、利根川河口堰(昭和46年度管理開始)及び霞ヶ浦開発からの流水の利用に係るかんがい工事は、63年度から平成8年度までに4地区で開始され1地区が完了し、3地区について施工中であった。このほか、工事の実施時期が到来していないため工事に着手していない地区が3地区あった。

このように、同県では、かんがい工事が完了している地区があり、前記のとおり、機構法等によれば、県知事が受益者負担金の支払開始の時期を指定する旨定められていることから、同県知事の判断により受益者負担金の支払開始の時期について指定することが可能であったと認められる。

そして、特に、前記アについては、11地区のうち1地区のみを残しかんがい工事が完了し受益が発生していることから、受益者負担金が多額に上っていることを踏まえ、国土交通省及び機構において、同県に対し、受益者負担金の支払開始時期等の決定に当たり、その適切な判断に資するため、受益者負担金を長期間据え置くことにより生ずる支払利息の負担額等に関し定期的に文書で通知するなど積極的な情報提供を行うことが必要であったと認められた。この受益者負担金は、16年度末現在24億0601万余円に上っている。

(発生原因)

このような事態が生じていたのは、国土交通省及び機構において、次のことなどによると認められた。

ア かんがい工事の実施状況を十分把握していなかったこと

イ 受益者負担金を長期間据え置くことにより生ずる支払利息等の負担額等に関し、両県に対し定期的な情報提供を行っていなかったこと

3 当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、国土交通省では、かんがい工事の実施状況の把握、情報の提供、連絡調整を密にし、引き続き受益者負担金徴収業務のなお一層の円滑化に努めることとし、次のような処置を講じた。

ア 徳島県が実施状況報告書で報告している前記のかんがい工事については、早明浦ダム及び池田ダムの流水の利用に係るかんがい施設の新設又は拡張には該当しないと認定し、すべての工事が完了していることから機構法等に基づき、同県において早明浦ダム及び池田ダムの受益者負担金 30 億 4949 万余円の徴収を開始する時期を速やかに定めることとした。

イ 千葉県については、本院の指摘を踏まえた機構の同県に対する働きかけもあり、同県では、17 年 7 月に、奈良俣ダム及び霞ヶ浦開発に関連したかんがい工事のほとんどが完了し、受益の発生している地区に係る受益者負担金 24 億 0601 万余円の徴収を 18 年度から開始し、国に納付することとした。また、利根川河口堰及び霞ヶ浦開発に係る受益者負担金については、その徴収を円滑に行うため国土交通省において、引き続きかんがい工事の実施状況の把握等に努めることとした。

(10) 延長工事等を行った滑走路に係る国有財産台帳の価格改定を延長部分等の耐用年数満了時まで行うことにより、台帳価格を適正なものとし、国有資産等所在市町村交付金の交付額を適切なものとするよう改善させたもの

会 計 名	空港整備特別会計
部局等の名称	国土交通本省、東京、大阪両航空局
国有財産の分類	(分類)行政財産 (種類)公用財産 (区分)工作物
価格改定の概要	各省各庁の長がその所管に属する国有財産について、5 年ごとにその現況を財務大臣の定めるところにより評価し、その評価額により台帳価格を改定するもの
国有資産等所在市町村交付金の概要	国の所有する固定資産が所在する市町村等に対して、固定資産税に代わるものとして、毎年度交付しているもの
検査の対象とした空港数	21 空港
検査の対象とした滑走路に係る台帳価格	426 億 0103 万円(平成 12 年度末) 440 億 5829 万円(平成 13 年度末) 456 億 9017 万円(平成 14 年度末) 468 億 7374 万円(平成 15 年度末) 474 億 1458 万円(平成 16 年度末)
過大と認められた台帳価格	101 億 7411 万円(平成 12、13、14、15、16 各年度末)

滑走路に係る国有資産等所在市町村交付金交付額	2億9820万円(平成14年度)
	3億0840万円(平成15年度)
	3億1983万円(平成16年度)
	3億2811万円(平成17年度)
計	12億5455万円
過大と認められた国有資産等所在市町村交付金交付額	7121万円(平成14、15、16、17各年度)
計	2億8487万円

1 国が設置及び管理する空港における滑走路の概要等

(空港施設の概要)

国土交通省では、主要な国内航空路線等に必要な空港として、東京国際空港ほか^(注1)20空港(以下「21空港」という。)を設置及び管理している。空港の施設は、滑走路、着陸帯等の基本施設及び排水施設等の附帯施設からなっているが、これらの取得、維持、保存及び運用並びに処分については、国有財産法(昭和23年法律第73号)に基づいて行われている。

(注1) 東京国際空港ほか20空港 東京国際、大阪国際、新千歳、稚内、釧路、函館、仙台、新潟、八尾、広島、高松、松山、高知、福岡、北九州、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、那覇各空港

(国有財産に関する地方航空局長の分掌事務)

国土交通省では、21空港に係る国有財産に関する事務を、国土交通大臣から東京航空局長又は大阪航空局長(以下、これらを「地方航空局長」という。)に分掌させており、地方航空局長は、国有財産の分類及び種類ごとに、区分及び種目、所在、数量、価格等を記載した台帳(以下「国有財産台帳」という。また、国有財産台帳に記載されている価格を以下「台帳価格」という。)を備え、管理している。国有財産台帳は、国有財産の価格等を記録し、国有財産を適正に経理するための帳簿であり、国有財産の取得等に基づく数量及び価格の変動があった場合は、その増減を国有財産台帳に記載することとされている。

(滑走路の国有財産台帳への記載)

国が管理する空港の滑走路は、国有財産法、国有財産法施行令(昭和23年政令第246号)等により、分類「行政財産」、種類「公用財産」、区分「工作物」、種目「舗床」として整理され国有財産台帳に記載されており、21空港の滑走路に係る台帳価格は、平成16年度末現在で約474億円となっている。

(国有財産の価格改定及び評価要領)

国有財産の現況を適正に評価し台帳価格に反映させて把握するため、国有財産法施行令により、各省各庁の長は、その所管に属する国有財産について、5年ごとにその年の3月31日の現況において、財務大臣の定めるところによりこれを評価し、その評価額により台帳価格を改定(以下「価格改定」という。)しなければならないとされている。

また、12年度末の13年3月31日に実施された直近の価格改定に当たり、財務省理財局は、具体的な評価方法を示した「国有財産台帳の価格改定に関する評価要領」(以下「評価要領」という。)を各省各庁に示している。

そして、この評価要領によれば、国が取得した工作物等の国有財産の評価額は、該当する台帳価格にその耐用年数満了時までの期間に応じた残存価額率^(注3)を乗じ経年による価値の減損を反映させて算定するなどした額とされている。

(注2) 取得 新設、増設、修繕など財産の増となるもの

(注3) 残存価額率 残存価額を算定するため、耐用年数及び経過年数ごとに定める率

(国有資産等所在市町村交付金の概要)

東京、大阪両航空局(以下、これらを「地方航空局」という。)では、国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律(昭和31年法律第82号)の規定に基づき、21空港が所在する市町村等に対して、毎年度国有資産等所在市町村交付金(以下「交付金」という。)を交付している。これは、国の所有する固定資産については固定資産税が非課税となっていることから、これに代わるものとして、その所在する市町村等に対して固定資産税相当分を交付するものである。この交付金の交付額は、地方航空局が算定した交付当該年度の前年の3月31日現在の空港内の固定資産(土地、建物、工作物等)に係る交付金算定標準額に100分の1.4を乗じて得た額とされている。また、滑走路に係る交付金算定標準額は台帳価格の2分の1とされている。

地方航空局では、21空港が所在する市町村等に対し、12年度から15年度までの各年度末現在の台帳価格等に基づき、表1のとおり、14年度から17年度までの間に計305億4983万余円の交付金を交付しており、このうちの滑走路に係る分は12億5455万余円となっている。

表1 年度別交付金交付額

(単位：千円)

	14年度	15年度	16年度	17年度	計
全対象資産	7,468,865	7,600,876	7,685,485	7,794,611	30,549,839
上記のうち滑走路に係る分	298,206	308,406	319,830	328,115	1,254,557

2 検査の結果

(検査の着眼点)

滑走路については、航空需要の増大に伴う大型航空機の導入に対応するための延長工事、舗装を厚くするかさ上げ工事及び経年の劣化に対応するための大規模な補修工事等(以下、これらを「延長工事等」という。)が多数行われ、これらに要する工事費は多額に上っている。このため、滑走路に係る台帳価格も増加し、台帳価格に基づいて交付される交付金交付額も増加している。

そこで、滑走路について、直近の価格改定が実施された12年度末から16年度末までのそれぞれの台帳価格が価格改定等を踏まえた適正なものとなっているか、また、交付金が適切に交付されているかに着眼して検査した。

(検査の対象)

21空港の滑走路の延長工事等により国有財産台帳に取得増分として登録された当該部分の台帳価格について、滑走路等の耐用年数が短縮された昭和61年3月31日の価格改定後に国有財産台帳に登録された205件、工事費計266億1812万余円を対象として検査した。

(検査の結果)

検査したところ、196件、工事費計249億2743万余円の価格改定について、次のような事態が見受けられた。

すなわち、地方航空局では、滑走路の延長工事等を行い国有財産台帳に登録する際、既設の滑走路の耐用年数が満了している場合には、前記の評価要領とは別に財務省理財局から示された計算事例集のうち耐用年数が満了した建物本体の修繕の事例を参考にするなどして、国有財産台帳に登録した滑走路の延長部分等も耐用年数が満了したものとみなし、価格改定を行わないこととするなどとしていた。

しかし、この事例は、耐用年数が満了している建物本体に少額の修繕を行った場合に、その修繕部分を価格改定の対象に含める実益に乏しいことから、修繕部分の耐用年数が満了したものとみなして価格改定は行わないこととする事例として示されたものである。

したがって、本件滑走路の延長工事等については、上記の事例が想定する建物本体の少額な修繕とは性質が異なり、工事費も格段に多額であることなどから価格改定をこの事例によることは適切ではなく、滑走路の延長工事等に伴い、国有財産台帳に登録した当該部分については、既設の滑走路の耐用年数の経過状況に関係なく、台帳価格にその耐用年数満了時までの期間に応じた残存価額率を乗じて経年による価値の減損を反映させるなどして価格改定を行うべきであると認められる。

このように、滑走路の延長部分等に係る価格改定が行われず台帳価格が減額されないなどの事態は、滑走路の台帳価格が国有財産の現況を正確に表示しているとはいえず、また、台帳価格を基に算定される交付金算定標準額も適切を欠いたものとなっていると認められる。

上記のように滑走路の台帳価格が国有財産の現況を正確に表示しておらず適切でないと思われたことから、既設の滑走路の耐用年数の経過状況に関係なく、滑走路の延長部分等について価格改定を行った場合の台帳価格を試算したところ、適切と認められる21空港の滑走路に係る台帳価格は平成12年度末現在で324億2691万余円となり、地方航空局算定の台帳価格は101億7411万余円過大に計上されていた。このため、この台帳価格を基にして算定される14年度の交付金相当額は7121万余円過大に交付されていたこととなる。

そして、12年度末の台帳価格に、16年度末までに登録された滑走路の延長部分等の取得増分などを反映させた13年度から16年度までの各年度末現在の台帳価格及び15年度から17年度までの滑走路に係る交付金相当額の試算を行うと表2のとおりとなり、交付金相当額は14年度から17年度までで計2億8487万余円過大に交付されていたこととなる。

表2 試算に基づく過大額
(台帳価格)

(単位：千円)

	12年度末	13年度末	14年度末	15年度末	16年度末
当局算定額	42,601,037	44,058,296	45,690,179	46,873,748	47,414,581
試算額	32,426,918	33,884,176	35,516,060	36,699,629	37,240,462
過大計上額	10,174,119	10,174,119	10,174,119	10,174,119	10,174,119

(滑走路に係る交付金相当額)

(単位：千円)

	14年度	15年度	16年度	17年度
当局算定額	298,206	308,406	319,830	328,115
試算額	226,987	237,188	248,611	256,896
過大交付額	71,218	71,218	71,218	71,218
14～17年度過大交付額計	284,874			

(発生原因)

このような事態が生じていたのは、空港の滑走路は、新設時のみならず、延長等の工事においても多額の国費が投入され、当該延長部分に係る価格改定には特段の留意が必要であるのに、これについて、国土交通省において地方航空局に対する指導監督が十分でなかったこと、地方航空局において認識が十分でなかったことなどによると認められた。

3 当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、国土交通省では、地方航空局に対して17年9月に通知を発するなどして、滑走路の延長部分等の価格改定については、既設の滑走路の耐用年数の経過状況に関係なく、滑走路の延長部分等の国有財産台帳への登録時から当該延長部分等の耐用年数満了時まで適切に行うよう周知徹底を図り、地方航空局では、17年度末の価格改定において台帳価格の修正を行うこととし、交付金の交付額を適切なものとする処置を講じた。

第2節 団体別の検査結果

第1 国民生活金融公庫

本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項

小企業等経営改善資金の貸付けに当たり、初回借入申込者に対する企業実在の確認に関する審査が適切に行われるよう改善させたもの

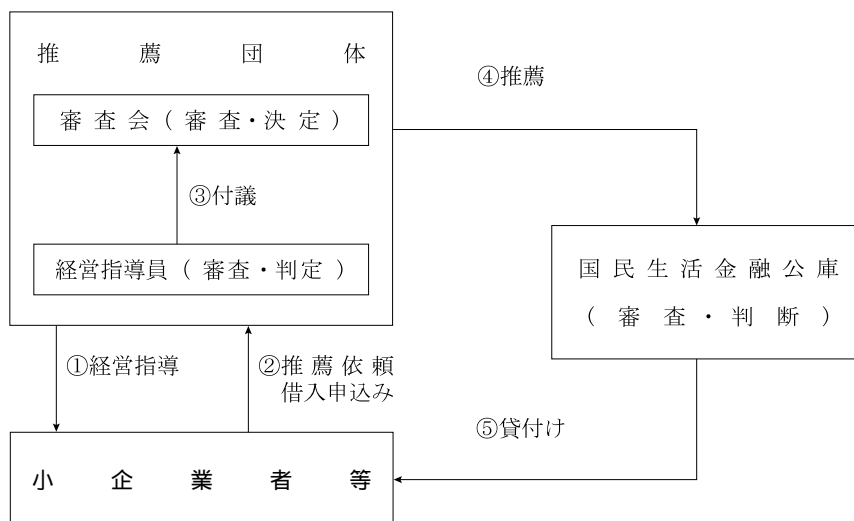
科目	貸付金
部局等の名称	国民生活金融公庫本店、同浜松支店
融資制度の概要	商工会議所等の推薦に基づき、小企業者等に対し、無担保・無保証人で低利の貸付けを行うもの
審査が十分でないまま貸し付けられた件数及び金額	11件、4700万円

1 融資制度の概要

(融資制度の概要)

国民生活金融公庫(以下「公庫」という。)では、図のとおり、全国で約3,100団体に及ぶ商工会議所、商工会及び都道府県商工会連合会(以下、これらを「推薦団体」という。)が実施している小規模企業経営改善普及事業における経営指導員による経営指導を金融面から補完し、同事業の実効性を確保するため、中小企業庁制定の「小企業等経営改善資金融資制度要綱」(昭和48年48企庁第1154号)等に基づき、昭和48年から小企業等経営改善資金の貸付け(以下「経営改善貸付」という。)を行っている。

図 制度の仕組み



この経営改善貸付の対象は、小企業者(常時使用する従業員が商業・サービス業にあっては2人以下、製造業その他にあっては5人以下の企業)及びこれに準ずる者(常時使用する従

業員が商業・サービス業にあっては5人以下、製造業その他にあっては20人以下の企業。以下、これらを「小企業者等」という。)とされており、小企業者等が経営改善を行うに当たって、推薦団体の推薦に基づき、公庫が無担保・無保証人で低利の貸付けを速やかに行うことにより、経営基盤が脆弱であり、資金調達など経営資源の確保において極めて困難な立場にある小企業者等の経営改善を促進することを目的としている。

また、貸付条件については、①貸付限度額は550万円(平成9年12月以降は別枠として450万円を加算)、②貸付金利は長期プライムレートから0.3%を減じた利率、③貸付期間は設備資金6年以内、運転資金4年以内(10年5月以降は、それぞれ7年以内及び5年以内)、④償還方法は据置期間6箇月以内、元金均等月賦償還、⑤無担保・無保証人となっている。

(貸付実績)

公庫が実施している経営改善貸付の16年度末現在の貸付実績は、貸付件数29万3608件、貸付金残高5856億0345万余円となっている。

(推薦団体の推薦手続)

推薦団体は、経営改善貸付を受けようとする小企業者等に係る経営指導員の判定を審査して、推薦案件について本制度による融資に適するかなどの推薦可否の最終決定を行い、推薦を可とした案件については借入申込書、融資推薦書、添付資料等(以下「推薦書等」という。)をもって公庫に推薦することとされている。

(公庫の審査)

公庫では、直接借入申込者から決算書等の提出を受けずに、推薦団体から提出された推薦書等に基づき企業概要及び財務内容などを審査し、必要と思われる書類については推薦団体を通じて借入申込者から追加資料を徴するなどして貸付けの可否を判断している。

そして、公庫では、経営指導員が企業実体のない者と共謀し、この者が経営指導を受けているかのように装って推薦書等を作成し、融資を受けさせた不正貸付事故が発生したことから、この再発防止策として、中小企業庁等の関係機関と協議の上、14年7月、「経営改善貸付の推薦案件にかかる企業実在の確認の実施等について」(業務第一部長名。以下「指示文書」という。)を各支店長あてに発し、審査に当たっては次のとおり確認を行うこととした。

(1) 借入申込書類等の確認

推薦案件については、従来の推薦書等に加えて、事業税の領収書又はその証明書等の営業確認書類の写しが添付されていることを確認する。

そして、営業確認書類の写しが添付されていない場合は、その添付できない理由が推薦書等に記載されているかどうかを確認する。

(2) 企業実在の確認

ア 営業していることの確認(以下「営業確認」という。)

推薦団体から提出された営業確認書類の写しで営業していることの確認を行う。

イ 初回借入申込企業に係る確認(以下「初回確認」という。)

初回借入申込企業については、より慎重を期すため、上記のアに加え、電話帳又は推薦団体の会員名簿の閲覧などの方法により企業実在の確認を行う。

2 検査の結果

(検査の背景)

本院では、平成15年度決算検査報告の特に掲記を要すると認めた事項において、今後も

対策を強化して不適正貸付けの発生防止に努めるよう掲記したところである。

しかし、その後16年11月、公庫浜松支店において、同様に経営指導員が企業実体のない者と共謀した不正貸付事故により、関係者が逮捕されている。

(検査の着眼点)

本制度融資に係る公庫の審査は公庫の責任において行うものとされており、営業確認が推薦団体から提出された営業確認書類の写しについて審査するのに対し、初回確認は公庫が推薦団体の会員名簿等の偽装の懸念のない書類等により独自に行うもので、企業実体のない者を発見する上で肝要なものとなっている。そこで、不正貸付事故の防止策としての初回確認が公庫において適切に実施されているかなどについて検査した。

(検査の対象)

横浜、浜松、松山、長崎各支店において、14年7月の指示文書に基づき貸付決定した同年8月から16年12月までの間の経営改善貸付のうち、公庫として企業実在を確認するため行う初回確認の審査を要した貸付け計1,487件、貸付金額47億0299万円を対象として検査を実施した。

(検査の結果)

検査したところ、上記の4支店において、初回確認に当たり、偽造が容易な推薦団体の加入届や会員名簿の一部を使用していたり、電話番号案内で借入申込者の個人名のみを照会し商号を確認していなかったりしていたものが見受けられた。

そして、これらのうち、浜松支店において、経営指導員が企業としての実体がない第三者と共謀し、この第三者である借入申込者に対して経営改善貸付を行っていたものが、15年2月から16年4月までの間に、計11件、4700万円見受けられ、これらについての審査体制及び初回確認の実施内容は次のとおりとなっていた。

(1) 審査体制

上記11件の貸付けについては、上記の期間に3名の審査事務の担当者及び2名の審査事務の担当課長が審査を実施した。そして、審査に当たっては、1件ごとに担当課長が1名の担当者を決定し、当該担当者が当該案件を審査し、この結果を受けて担当課長がその内容をさらに審査して融資の可否について決定していた。

(2) 初回確認の実施内容

上記11件の貸付けについては、初回確認を実施したこととしていたが、次のとおり推薦団体の経営指導員が送付した容易に偽造できる書類によったり、必ずしも企業が実在していることの証明にはならない方法によったりしていた。

- ア 経営指導員が推薦団体の加入届の写しであるとして送付したものを使用して確認していたもの 8件、3420万円
- イ 経営指導員が推薦団体の会員名簿の写しの一部であるとして送付したものを使用して確認していたもの 2件、800万円
- ウ 電話番号案内を利用して借入申込者の個人名のみを照会して確認していたもの 1件、480万円

このように、14年7月の指示文書により不正貸付事故の再発防止策が講じられた以後においても、複数の審査事務の担当者等が、審査が十分でないまま貸付けを行っていた。

以上のような事態は、偽装の懸念のない書類等により企業実在を確認すべき初回確認が

適切に実施されているとは認められず改善の要があると認められた。

(発生原因)

このような事態が生じていたのは、指示文書において、初回確認の具体的な方法を記載していなかったなどのため、その運用に当たりその趣旨が十分に浸透しておらず、適切な運用がなされていなかったことなどによると認められた。

3 当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、公庫では、17年4月、各支店長あてに通知を発生し、初回確認においては、同種事態の再発を防止するための具体的な方法を示すなどして、経営改善貸付の審査が適切に行われるよう処置を講じた。

第2 日本道路公団

本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項

- (1) 未納通行料金等の金額を適切に把握するとともに、不正通行に関する記録を有効活用することなどにより、未納通行料金等及び不正通行に係る通行料金等の適切な管理及び徴収の確保を図るよう改善させたもの

科 目	(項)業務収入
部局等の名称	北海道、東北、北陸、中部、関西、中国、四国、九州各支社、東京管理局(平成17年10月1日以降は、東日本高速道路株式会社の北海道、東北、関東各支社及び新潟管理局、中日本高速道路株式会社の中部地区支配人及び横浜、八王子、金沢各支社、西日本高速道路株式会社の関西、中国、四国、九州各支社)
通行料金の概要	高速道路等の建設等に要した資金の償還に当てるため、高速道路等を通行する車両から徴収する料金
適切な未納通行料金等の残高	11億1774万円(平成16年度末)
不正通行に係る通行料金等の試算額	5億3101万円(平成16年度)

1 未納通行料金等の債権管理等の概要

(通行料金等の概要)

(1) 通行料金の徴収

日本道路公団(平成17年10月1日以降は、東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構。以下「公団」という。)では、道路整備特別措置法(昭和31年法律第7号。以下「特措法」という。)に基づき、公団が高速道路等の建設等に要した資金の償還に当てるため、高速道路等を通行する車両から通行料金を徴収しており、その額は、16年度において、2兆0505億余円に上っている。

(2) 未納通行料金等の概要

通行料金には、現金、ETC(有料道路自動料金収受システム)、ハイウェイカード等の徴収の形態があるが、原則として、通行時に料金所において通行料金を徴収している。その際、通行料金の支払がない者のうち通行者を特定できる者(以下「未納者」という。)に係る債権を、次のとおり、未納通行料金等として管理することになっている。

- ① 通行時に金銭の不所持等により通行料金を支払うことができない場合は、当該未納通行料金
- ② 料金所において停止せずに通行したり、通行料金の不払運動を行っている団体の会員等が無料通行を宣言する書面を収受員に手渡して通行したりするなどして、不正に通行料金を支払わずに通行(以下「不正通行」という。)した場合は、未納通行料金及び当該未

納通行料金の2倍に相当する割増金

各年度末における未納通行料金等の残高は表1のとおりとなっている。

表1 未納通行料金等の年度末残高

	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度
件数(件)	49,870	59,149	91,440	120,684	148,434
金額(円)	292,558,391	358,114,230	726,568,733	1,086,946,015	1,443,286,671

未納通行料金等の年度末残高が年々増加しているのは、14年度以降、通行料金の不払運動を行っている団体の活動が活発化するなどして不正通行に係る未納通行料金等が16年度では16,957件、2億7816万余円と多額に上っているなど、表2のとおり、未納通行料金等の発生額が増加し、年度内の徴収率が低下傾向にあることなどによる。

表2 未納通行料金等の発生及び徴収状況

		12年度	13年度	14年度	15年度	16年度
未納通行料金等の発生(A)	件数(件)	64,893	63,820	90,661	92,566	89,401
	金額(円)	311,912,552	309,096,536	640,584,491	660,474,882	664,085,981
Aのうち当該年度内の徴収(B)	件数(件)	48,842	44,591	48,422	51,856	48,568
	金額(円)	215,901,961	187,431,486	211,923,662	232,194,652	233,280,893
Aのうち当該年度内の未徴収(A-B)	件数(件)	16,051	19,229	42,239	40,710	40,833
	金額(円)	96,010,591	121,665,050	428,660,829	428,280,230	430,805,088
年度内の徴収率(%) (B/A)	件数	75.3	69.9	53.4	56.0	54.3
	金額	69.2	60.6	33.1	35.2	35.1

(未納通行料金等の債権管理の概要)

(1) 未納通行料金等の債権管理

公団では、料金收受業務事務処理要領(平成元年道路公団達第33号。以下「事務処理要領」という。)等に基づき、未納通行料金等の債権管理を行うこととなっている。

通行時に通行料金の支払がない場合には、料金所において収受員が、未納金納入告知書(以下「告知書」という。)を未納者に交付するとともに、未納金台帳を作成することとなっている。

そして、公団の管理事務所、管理所、営業所等(以下「管理事務所等」という。)では、料金所において作成した未納金台帳により、個別の未納通行料金等を債権管理している。その後、未納通行料金等の入金があった場合には、未納金台帳に入金日及び入金額を記載することにより、入金済として処理することとなっている。

また、支社又は管理局(以下「支社等」という。)においては、料金所から提出される未納及び入金のデータを基に、未納通行料金等を支社等及び管理事務所等ごとに集計した未納金等収納状況表(以下「未納金状況表」という。)を作成し、未納通行料金等の残高を把握している。

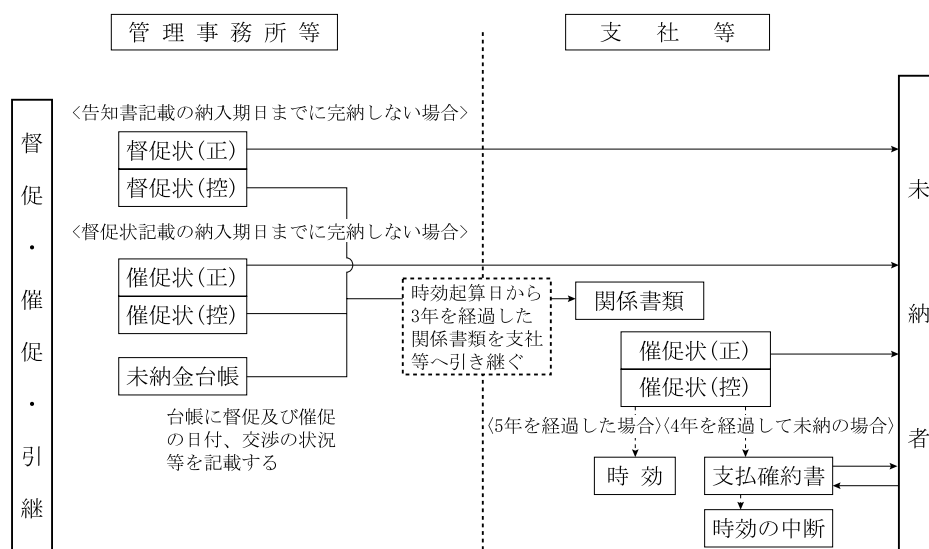
(2) 未納通行料金等の督促等及び時効の中断

事務処理要領等によれば、下図のとおり、管理事務所等において、未納者が告知書記載の納入期日までに未納通行料金等を完納しない場合には、督促状を送付することとなっていて、さらに、督促状記載の納入期日までに未納通行料金等を完納しない場合には、催促

状を送付するなどの方法により催促を行うこととなっている。

そして、時効の起算日から3年を経過した未納通行料金等については、管理事務所等から支社等へ、未納金台帳等の関係書類を引き継いで徴収依頼することとなっており、その後、支社等において、督促状等により未納通行料金等を催促することとなっている。また、未納通行料金等に係る債権は、特措法で準用する道路法(昭和27年法律第180号)に基づき、時効の起算日から5年を経過した日に時効により消滅することとなっていることから、4年を経過してもなお未納のものについては、未納者から支払確約書を徴することにより、時効の中断を図ることとなっている。

図 督促等の手順



(不正通行及びその対策の概要)

(1) 不正通行の概要

公団の管理する高速道路等では、近年、不正通行が多数発生している。不正通行が発生した場合には、料金所において、収受員が不正通行した車両の自動車登録番号、特徴等に関して確認できた事項を強行突破報告書等に記録して、管理事務所等に報告することとしている。そして、強行突破報告書等の記録により、通行者を特定できる場合は、不正通行に係る通行料金等を未納通行料金等として債権管理することになっている。一方、通行者を特定できない場合は、その発生件数のみを集計することになっており、表3のとおり、その件数は年々増加している。

表3 通行者を特定できない不正通行の発生件数 (単位: 件)

14年度	15年度	16年度	合計
131,858	140,238	187,247	459,343

(2) 不正通行対策の概要

不正通行が多数発生していることにかんがみ、不正通行対策を強化するよう、14年7月、国土交通大臣から公団に対し指示があったことから、公団では、本社及び支社等に「不正通行対策本部」を設置している。そして、通行者の特定を行うため、14、15両年度に、中部支社ほか4支社等^(注)において、不正通行の発生件数の多い86料金所の313レーンに不正通行対策用のビデオカメラ設備を計6億2057万余円で設置するなどの対策を実施

している。

公団では、上記のビデオカメラ設備の撮影記録又は強行突破報告書等の記録により不正通行した車両の自動車登録番号を捕捉し、運輸支局等に車籍照会するなどして通行者を特定し、未納通行料金等の徴収に努めることになっている。

2 検査の結果

(検査の着眼点)

未納通行料金等の残高については、12年度末残高2億9255万余円に比べて、16年度末残高は約4.9倍の14億4328万余円と大幅に増加している。さらに、通行者を特定できない不正通行の発生件数についても、14年度の約13万件に比べて、16年度には約1.4倍の約18万件に増加している。

このような未納通行料金等の残高及び不正通行の発生件数の増加は、適正な通行料金の徴収が行われず、公団に損害を与えるとともに、通行者間の料金負担の公平性を損なうことから、次の点に着眼して検査した。

ア 未納通行料金等の金額の把握等は適切に行われているか

イ 未納通行料金等の督促等は適切に行われているか

ウ 不正通行に係る通行料金等の徴収は適切に行われているか

(検査の対象)

公団のすべての支社等及び管理事務所等における未納通行料金等の16年度末残高14億4328万余円、14年度から16年度までの通行者を特定できない不正通行件数計459,343件を対象として検査した。

(検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

(1) 未納通行料金等の金額の把握等

公団では、未納金状況表により、未納通行料金等の残高を把握しているが、その金額を適切に把握するための具体的な基準を定めていないことから、管理事務所等において未納通行料金等として未納金台帳に計上する範囲が区々となっていたり、未納金状況表と未納金台帳の間で件数・金額が相違したりしていたため、未納金状況表に計上漏れとなっていたものが480件、468万余円、過大計上していたものが25,315件、3億3022万余円見受けられた。

この結果、16年度末の未納金状況表における未納通行料金等の残高14億4328万余円は11億1774万余円となる。

また、公団では、未納通行料金等の年度末残高を貸借対照表の資産の部に計上していなかったが、民営化時の開始貸借対照表に計上すべく、未納金管理システムを改修するなどの準備を進めている。その際、上記の未納通行料金等の残高については修正の上、適切に把握した金額を計上する必要がある。

(2) 未納通行料金等の督促等

ア 前記のとおり、未納通行料金等が納入期日までに完納されない場合には、管理事務所等において督促等を行うこととなっている。また、時効の起算日から3年を経過した未納通行料金等については、管理事務所等から支社等へ未納金台帳等を引き継ぎ、支社等において催促等を行うこととなっている。

そこで、管理事務所等及び支社等における督促等の状況について検査したところ、事

務処理要領等の規定どおりに督促等が適切に行われていないものが計 73,681 件、7 億 3560 万余円見受けられた。その様子を示すと、次のとおりである。

① 管理事務所等において、告知書又は督促状記載の納入期日までに未納通行料金等を完納しない者に対して、督促状又は催促状を送付していないもの

47,895 件、5 億 8208 万余円

② 支社等において、管理事務所等から未納金台帳等の関係書類の引継ぎを受けていなかったり、引継ぎを受けていても催促等を行っていなかったりしているもの

25,786 件、1 億 5352 万余円

また、時効の起算日から 4 年を経過した未納通行料金等について、支払確約書を徴していないなど時効の中断を図っていないため、時効の起算日から 5 年を経過し消滅した債権は、表 4 のとおりとなっている。

表 4 時効の起算日から 5 年を経過し消滅した債権

14 年度		15 年度		16 年度	
件数	金額	件数	金額	件数	金額
件	円	件	円	件	円
7,100	41,797,800	8,166	48,295,481	9,882	55,639,459

イ 公団では、通行料金等の未納を繰り返し行っている者(以下「常習者」という。)のうち、無料通行を宣言する書面を受取員に手渡して通行した者に対して強制徴収を行う場合などのため、その情報を最寄りの支社等に集約している。しかし、その他の常習者については、未納通行料金等が発生した料金所を管轄する管理事務所等が債権管理していることから、常習者に対する催促等を複数の管理事務所等が別々に実施するなどして、効率的に催促等を行うための公団全体としての取組が十分でない状況となっていた。

(3) 不正通行に係る通行料金等の徴収

ア 通行者を特定できない不正通行の状況

前記のとおり、公団では、通行者を特定できない不正通行については、発生件数のみを集計しており、これまで、通行料金等の金額の把握は行われていなかった。今回、不正通行に関するデータが保存されている 16 年度に発生した 187,247 件分について、不正通行が発生している路線ごとに 1 台当たりの平均通行料金を算出し、それぞれに当該路線における発生件数を乗じて、不正通行に係る通行料金等を試算したところ、5 億 3101 万余円と多額に上っていた。

なお、前記(1)の未納金状況表に過大計上していたものの中には、通行者を特定できない不正通行に係るものが、16 年度末現在で、24,161 件、3 億 2266 万余円あった。

イ 不正通行対策の状況

不正通行に係る通行料金等の徴収を図るためには、通行者を特定した上で、未納通行料金等として債権管理し、当該通行者に対する督促等を強化することが必要である。そのため、公団では、通行者を特定するため、ビデオカメラ設備の撮影記録等を基に車籍照会するなどの対策を実施している。

しかし、ビデオカメラ設備の撮影記録等の活用状況を検査したところ、ビデオカメラ

設備を活用する体制が十分に整備されていないことなどから、ビデオカメラ設備の撮影記録及び強行突破報告書等の記録を活用して車籍照会を行っていないなどして、通行者の特定が適切に行われていない事態が見受けられた。

なお、14年度から16年度までの間に不正通行に係る通行料金等を徴収した実績は1,353件、1295万余円となっており、このうち、ビデオカメラ設備によるものは59件、8万余円にとどまっていた。

上記(1)、(2)及び(3)のように、未納通行料金等の金額を適切に把握していないこと、未納通行料金等の督促等が適切に行われていないこと、ビデオカメラ設備の撮影記録等を有効に活用していないことなど、通行料金の確実な徴収を図るための体制の整備が十分でない事態は適切でなく、改善を図る必要があると認められた。

(発生原因)

このような事態が生じていたのは、本社及び支社等において、未納通行料金等の金額を適切に把握するための具体的な基準を定めていないこと、未納通行料金等の督促等についての支社等及び管理事務所等の認識が十分でなく、公団全体として取り組む体制を整備していないこと、ビデオカメラ設備の撮影記録等を有効に活用するための体制の整備が図られていないことなどによると認められた。

3 当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、公団では、17年9月に、未納通行料金等及び不正通行に係る通行料金等の適切な管理及び徴収の確保が図られるよう、次のような処置を講じた。

ア 未納通行料金等の金額を適切に把握するための具体的な基準等を定めた事務連絡を発し、これに基づき、未納通行料金等の金額を適切に把握し、当該金額を貸借対照表に計上することとした。

イ 担当者会議を開催し、上記の事務連絡に基づき督促等を効率的に行うとともに、事務処理要領等に定める督促等の手続を遵守するよう支社等及び管理事務所等に周知徹底した。さらに、未納者との交渉記録等をデータベース化することにより、常習者に対する催促等を集約して行うなど、適切に債権管理を行う体制の整備を図った。

ウ 不正通行について、ビデオカメラ設備の撮影記録等をデータベース化するなどして通行者の特定を効率的に行う体制の整備を図るとともに、事務連絡を発し、当該撮影記録等を有効に活用するよう支社等及び管理事務所等に周知徹底した。

(注) 中部支社ほか4支社等 中部、関西、四国、九州各支社及び東京管理局(平成17年10月1日以降は、東日本高速道路株式会社の関東支社、中日本高速道路株式会社の中部地区支配人及び横浜、八王子両支社、西日本高速道路株式会社の関西、四国、九州各支社)

(2) 雪氷対策作業に係る巡回車に乗務する者の職種の組合せ及び労務費の積算を作業の実態に適合するよう改善させたもの

科 目	(項) 高速道路管理費 (項) 一般有料道路管理費
部局等の名称	北海道、東北、北陸、中部、関西、中国、九州各支社、東京管理局 (平成17年10月1日以降は、東日本高速道路株式会社の北海道、東北、関東各支社及び新潟管理局、中日本高速道路株式会社の中部地区支配人及び横浜、八王子、金沢各支社、西日本高速道路株式会社の関西、中国、九州各支社)
工 事 名	道東自動車道帯広管内道路保全工事ほか 158 工事
工 事 の 概 要	高速道路等の道路保全工事の一環として、降雪等による交通障害を防止するなどのため雪氷対策作業を実施するもの
工 事 費	772 億 4700 万余円(平成 15、16 両年度)
請 負 人	北海道道路サービス株式会社ほか 36 会社
契 約	平成 15 年 4 月～17 年 2 月 公募型指名競争契約、随意契約
招集時に巡回車に乗務する者の労務費積算額	9 億 8614 万余円(平成 15、16 両年度)
低減できた招集時に巡回車に乗務する者の労務費積算額	5340 万円(平成 15、16 両年度)

1 工事の概要

(工事の内容)

日本道路公団(平成17年10月1日以降は、東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構。以下「公団」という。)では、15、16両年度に、高速道路等の機能を保持するため、雪氷対策作業、修繕、事故復旧等を行う道路保全工事159工事(工事費総額772億4700万余円)を北海道道路サービス株式会社ほか36会社に請け負わせ実施している。

このうち、雪氷対策作業は、降雪等による交通障害を防止し、道路利用者を安全、円滑に通行させるため、巡回車及び除雪車により、冬期間における路面、道路付帯設備等の除雪作業等を行うものである。

(連絡員及び自動車運転手等の業務)

公団制定の「維持修繕作業共通仕様書」(以下「共通仕様書」という。)によると、連絡員は、巡回車を運転し又はこれに同乗して道路を巡回し、道路状況等を把握してその内容を公団の管理事務所等に設置された雪氷対策本部(以下「本部」という。)に通報するとともに、本部等において作業記録の作成補助等の業務(以下「補助業務」という。)を行うこととされている。

また、自動車運転手と運転助手等(以下「自動車運転手等」という。)は、除雪車を運転・操作することにより除雪作業等を行うこととされている。

(招集時に巡回車及び除雪車に乗務する者の労務費の積算)

巡回車及び除雪車には通常2名の者がそれぞれ乗務するが、その作業体制は、あらかじめ設定された期間・時間内に常時拘束される体制と、必要の都度招集され所定の時間内拘束される体制とがある。このうち、招集時に巡回車及び除雪車に乗務する者の労務費は、公団制定の「土木工事積算要領」(以下「積算要領」という。)に基づき、次のとおり、その職種の区分に応じて積算することとされている(参考図参照)。

(1) 連絡員の労務費について

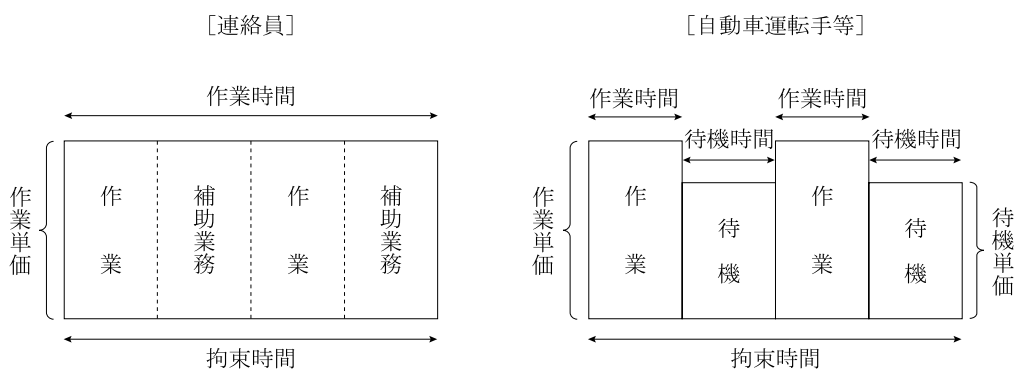
連絡員は、道路を巡回して道路状況を把握・通報する巡回作業の前後においても、本部等で補助業務に従事することから、拘束されている時間(以下「拘束時間」という。)内は、連続して作業を行うこととなっている。したがって、連絡員の労務費は、1時間当たりの基本賃金に各種作業手当を加えた1時間当たりの単価(以下「作業単価」という。)に拘束時間を乗じて算定する。

(2) 自動車運転手等の労務費について

自動車運転手等は、除雪車の運転・操作の除雪作業等の前後は本部等において待機していることから、自動車運転手等の拘束時間は作業を行っている時間(以下「作業時間」という。)と行っていない時間(以下「待機時間」という。)に区分され、その労務費は、作業単価に作業時間を乗じて算定する作業労務費と、作業単価から雪氷作業手当を減額するなどした1時間当たりの単価(以下「待機単価」という。)に待機時間を乗じて算定する待機労務費を合算して積算する。

(参 考 図)

招集時の労務費積算の概念図



以上の方法により、招集時に巡回車及び除雪車に乗務する者の労務費を積算していて、このうち巡回車に乗務する者の労務費を9億8614万余円と積算していた。

2 検査の結果

(検査の着眼点)

冬期間において毎年継続的に行われる雪氷対策作業は、高速道路等の重要な管理業務であり、多額の経費を要していることから、その職種が実際の作業内容に適合しているか、また、その労務費の積算が実態に適合した合理的、経済的なものとなっているかに着眼して検査した。

(検査の結果)

検査したところ、招集時に巡回車に乗務する者の職種及び労務費の積算について、次のような事態が見受けられた。

(1) 職種及び労務費の積算が実態に適合していないもの

^(注1)
関西、九州両支社及び東京管理局管内の8管理事務所では、巡回車に乗務する者2名の職種をいずれも連絡員(1時間当たりの基本賃金1,900円~2,437円)としていた。そして、その労務費については、拘束時間内は連続して作業を行うこととして、連絡員の作業単価に拘束時間を乗じて積算していた。

しかし、運転日報等により作業の実態を調査したところ、上記の2名のうち1名については、車両上で道路状況等を把握し本部に通報することを主な作業としていて、この作業を行っていないときは連続して本部等において補助業務に従事していたが、もう1名は、専ら巡回車の運転に従事していて、巡回車を運転していない時間は本部等で待機している状況であった。

したがって、巡回車に乗務する者の職種については、作業の実態に基づき、原則として連絡員1名と自動車運転手(1時間当たりの基本賃金1,662円~2,125円)1名の組合せとすることが適切と認められた。そして、1名を自動車運転手とした場合の当該運転手の労務費については、作業の実態に合わせて、拘束時間を作業時間と待機時間に区分して積算し、そのうち待機時間の労務費については自動車運転手の待機単価を乗じて算定すべきであると認められた。

(2) 労務費の積算が実態に適合していないもの

^(注2)
北海道、東北、北陸各支社及び東京管理局管内の36管理事務所等では、巡回車に乗務する者2名の職種を連絡員と自動車運転手(各1名)としていた。そして、労務費については、両名とも、拘束時間内は連続して作業を行うこととして、連絡員と自動車運転手の作業単価に拘束時間をそれぞれ乗じて積算していた。

しかし、運転日報等により作業の実態を調査したところ、連絡員とした者は、前記(1)と同様に、拘束時間内は連続して作業を行っていたが、自動車運転手とした者は、巡回車を運転していない時間は本部等で待機している状況であった。

したがって、自動車運転手とした者の労務費については、作業の実態に合わせて、拘束時間を作業時間と待機時間に区分して積算し、そのうち待機時間の労務費については作業単価ではなく自動車運転手の待機単価を乗じて算定すべきであると認められた。

現に、中部支社等管内の23管理事務所等では、巡回車に乗務する者2名のうち1名の職種を自動車運転手とし、さらに、その労務費については拘束時間を作業時間と待機時間に区分して積算し、そのうち待機時間の労務費については自動車運転手の待機単価を乗じて算定していた。

(低減できた積算額)

このように、前記の159工事における雪氷対策作業費について、招集時に巡回車に乗務する者の職種の組合せを連絡員と自動車運転手(各1名)とし、その上で、自動車運転手の労務費について、待機時間には自動車運転手の待機単価を乗ずるなどして修正計算すると、前記の積算額9億8614万余円は9億3269万余円となり、約5340万円低減できたと認められた。

(発生原因)

このような事態が生じていたのは、招集時に巡回車に乗務する者の職種の組合せ及び労務費の積算について、共通仕様書及び積算要領において明確になっていなかったこと、作業の実態等を労務費の積算に適切に反映させるための検討が十分でなかったことなどによると認められた。

3 当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、公団では、17年9月に、雪氷対策作業費の積算に当たっては、招集時に巡回車に乗務する者の職種の組合せを原則として連絡員と自動車運転手(連絡員助手)によることとし、その上で、自動車運転手の労務費については、拘束時間を作業時間と待機時間に区分して積算し、そのうち待機時間の労務費については自動車運転手の待機単価を乗じて算定するよう共通仕様書及び積算要領を改正し、同年10月以降契約する工事から適用する処置を講じた。

(注1) 関西、九州両支社及び東京管理局管内の8管理事務所 吹田、南大阪、福知山、神戸、京都丹波道路、下関、八代、袋井各管理事務所(平成17年10月1日以降は、中日本高速道路株式会社の横浜支社、西日本高速道路株式会社の関西、九州両支社管内の8管理事務所)

(注2) 北海道、東北、北陸各支社及び東京管理局管内の36管理事務所等 帯広、鶴岡両工事事務所、金沢管理所(平成17年7月1日以降は、金沢管理事務所)、室蘭、苫小牧、札幌、岩見沢、旭川、青森、十和田、盛岡、北上、古川、仙台、福島、郡山、八戸、横手、秋田、山形、いわき、会津若松、湯沢、新潟、長岡、上越、富山、福井、敦賀、所沢、高崎、佐久、長野、大月、甲府、松本各管理事務所(17年10月1日以降は、東日本高速道路株式会社の北海道、東北、関東各支社及び新潟管理局、中日本高速道路株式会社の八王子、金沢両支社管内の36管理事務所等)

第3 阪神高速道路公団

本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項

貸与した建物施設等に係る光熱水費を利用等の実態に応じて適切に負担させることにより、光熱水費支払額の節減を図るよう改善させたもの

科 目	(項)業務管理費
部局等の名称	大阪、湾岸及び神戸各管理部
建物施設等の貸与の概要	自動車専用道路等の管理業務を受託している業者等に公団所有の建物施設等を貸与するもの
貸与の実績	事務室等の使用貸借契約等 69件(平成16年度)
節減できた光熱水費	2820万円(平成15、16両年度)

1 建物施設等の貸与の概要

(貸与の概要)

阪神高速道路公団(平成17年10月1日以降は、阪神高速道路株式会社及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構。以下「公団」という。)大阪、湾岸及び神戸各管理部では、自動車専用道路の維持、修繕その他の管理業務を行っている。

そして、各管理部では、公団所有の建物施設等に所在する事務室等を公団から管理業務を受託している業者等(以下「受託業者等」という。)に無償で貸与しており、この貸与に当たっては、公団の定めた阪神高速道路公団不動産管理規程(昭和42年規程第3号)に基づき使用貸借契約を締結したり、管理業務に係る契約に基づき使用許可を与えたり(以下、このような使用貸借契約及び使用許可を併せて「使用貸借契約等」という。)していて、16年度における使用貸借契約等は69件(うち15年度から継続しているもの58件)となっている。

(光熱水費の負担)

公団では、特に内部規程を定めていないが、建物施設等の一部を事務室等として貸与した場合には、当該事務室等の使用者である受託業者等に事務室等の使用に伴う光熱水費を負担させている。そして、受託業者等の負担額については、貸与した事務室等に個別メーターが設置されている場合にはその検針値を基に算出し、個別メーターが設置されていない場合には、公団及び受託業者等がそれぞれ専用する事務室等の面積(以下「専用面積」という。)、使用者の人数等を基に全体の使用量をあん分するなどして算出している。

また、電力料金等の光熱水費は電力会社等から建物施設等の所有者である公団に請求されるため、公団では、光熱水費の支払に当たり受託業者等からその負担すべき金額を預り金として仮受けし、公団の負担すべき金額と併せて電力会社等に支払っている。

(受託業者等に負担させた光熱水費)

公団では、前記の使用貸借契約等に基づき、受託業者等に15年度6492万余円、16年度6816万余円の光熱水費を負担させている。

2 検査の結果

(検査の着眼点及び対象)

公団では、15年3月にコスト削減計画を策定し、業務の合理化・効率化による管理費用の低減を図ってきたが、17年10月の民営化を契機としてその一層の推進が求められている。

そこで、前記69件の使用貸借契約等に係る15、16両年度の光熱水費について、受託業者等の負担額は適切に算定されているかなどに着眼して検査した。

(検査の結果)

検査したところ、大阪、湾岸及び神戸各管理部における使用貸借契約等に係る受託業者等の光熱水費負担額の算定において、次のように公団の専用面積が過大に算定されている事態が見受けられた。

ア 公団では、各管理部の建物施設等の使用に伴う光熱水費について、自動車専用道路の運営施設の使用に伴うもの(以下「道路使用分」という。)は維持修繕費で、事務室等の庁舎の維持管理のための使用に伴うもの(以下「庁舎使用分」という。)は業務管理費でそれぞれ区分して支出している。

しかし、28件の使用貸借契約等に係る光熱水費負担額の算定に当たり、誤って庁舎使用分の対象となる公団の専用面積に道路使用分として別途支出の対象となっている通信機器室等の面積を含めて計算していた。

イ 33件(上記の28件を含む。)の使用貸借契約等に係る光熱水費負担額の算定に当たり、実際には公団と受託業者等とが共用している屋内駐車場等の面積を、公団の専用面積として計算していた。

したがって、上記ア及びイの事態については、受託業者等に貸与した建物施設等に係る光熱水費負担額の算定において公団の専用面積が過大なものとなっていたので、公団の専用面積とする必要のない施設等の面積を除いた適切な専用面積により受託業者等の光熱水費負担額を算定すべきであると認められた。

(節減できた光熱水費)

上記により、受託業者等が更に負担すべきであった光熱水費の額を計算すると、15年度約1470万円、16年度約1340万円、計約2820万円となり、公団は相応の光熱水費支払額を節減できたと認められた。

(発生原因)

このような事態が生じていたのは、次のことなどによると認められた。

ア 公団本社において、受託業者等に建物施設等を貸与する場合の光熱水費の負担方法を内部規程として定めていなかったこと

イ 前記の3管理部において、関係各課の連絡調整が十分でなく、貸与した建物施設等に係る受託業者等の光熱水費負担額の算定の際、施設の用途や利用実態等が十分に反映されていなかったこと

3 当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、公団では、17年9月に各管理部等に対して事務連絡を発し、受託業者等の負担額を適切なものとするにより公団の光熱水費支払額の節減を図るよう次のような処置を講じた。

- ア 面積によりあん分して光熱水費負担額を算定する場合に、公団の専用面積には道路使用分の光熱水費の対象となっている通信機器室等の面積を含めないこととした。
- イ 屋内駐車場等の受託業者等と共用している部分に係る光熱水費については、その利用実態に応じて適切にあん分することとした。

第4 日本原子力研究所

本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項

燃料試験施設を外部利用させるに当たり、作業の実態を適切に反映した料金単価とするよう改善させたもの

科 目	(款)事業収入 (項)事業収入
部局等の名称	日本原子力研究所(平成17年10月1日以降は独立行政法人日本原子力研究開発機構)本部
燃料試験施設利用の概要	原子力の開発及び利用の促進に寄与する目的で燃料試験施設を民間企業、大学等の利用に供しているもの
利用料金徴収額	2億6760万余円(平成15、16両年度)
利用料金として徴収できた額	4100万円(平成15、16両年度)

1 利用料金の概要

(燃料試験施設の概要)

日本原子力研究所(平成17年10月1日以降は独立行政法人日本原子力研究開発機構。以下「原研」という。)では、原子力の研究、開発及び利用の促進に寄与する目的で、原子力発電所等で使用済みとなった燃料集合体等の安全性、健全性等^(注)についての試験を実施するため、東海研究所に燃料試験施設を設置している。燃料試験施設では、放射線を遮へいするコンクリート又は鉛で覆われた試験室に燃料集合体等を搬入して、試験室の外部に設置された作業ステーションからの遠隔操作により、中性子の照射の影響等を各試験装置で測定等して試験を実施している。

そして、上記の試験に当たっては、燃料集合体等の核燃料物質を取り扱うことから、「東海研究所核燃料物質使用施設等保安規定」(平成12年12達第77号。以下「保安規定」という。)に基づき、施設の定期点検、日常点検等を実施しなければならないこととされている。

(注) 燃料集合体 ウランなどの核燃料物質を原子炉で燃料として使用するため、被覆管で密封した核燃料物質(燃料棒)をひとまとまりの単位に組み立てたもの

(燃料試験施設の外部利用)

近年、商業用原子力発電所等において使用済みの燃料集合体等の貯蔵量が増加していることなどから、燃料集合体等をより効率的で安全に使用する研究、開発等が民間企業、大学等で行われている。そこで、原研では、原子力の開発及び利用の促進に寄与するため、このような外部機関からの利用申込みに基づき、燃料試験施設を当該外部機関の利用に供することとしている。そして、この場合、試験は原研の職員が行うこととし、燃料試験施設を利用した外部機関からは利用料金を徴収することとしている。

(利用料金の算定及び徴収)

上記のような外部機関の利用に当たり、原研では、「共同利用業務取扱規程」(昭和49年49達第5号)において、燃料試験施設の利用時間1時間を1点として、放射線測定、外観観察

等の試験項目ごとの標準的な試験に要する時間に基づき点数を定め、この点数に燃料試験施設1時間当たりの利用料金単価(以下「料金単価」という。)を乗じて得た額を利用料金として徴収することとしている。

(料金単価の算出)

原研では、上記の規程で定めている料金単価を次のように算出している。

- ① 燃料試験施設で実際に試験を実施することが可能な年間の運転時間(以下「年間運転可能時間」という。)を、1日の勤務時間(8.5時間)から休憩時間(1時間)を控除した1日当たりの運転可能時間7.5時間に定期点検、休日を除いた年間の運転日数(過去3箇年平均184.4日)及び作業ステーション数(25)を乗じて34,575時間とする。
- ② 燃料試験施設の1年間の運営に伴い発生する人件費、施設保守費、減価償却費、間接費等(以下、これらを「発生費用」という。)を①の年間運転可能時間で除して得た額50,550円(消費税込み。以下同じ。)を料金単価とする。
- ③ なお、その利用目的が研究開発である場合は、原子力の研究、開発の促進に寄与するという原研の設立目的に沿うものであることなどから、外部機関の負担を軽減するため、発生費用から減価償却費及び間接費を控除した額を年間運転可能時間で除して得た額23,640円を研究開発利用の料金単価とする。

これにより、原研では、利用料金として、15年度に123,604,560円、16年度に144,067,980円、計267,672,540円を徴収していた。

2 検査の結果

(検査の着眼点)

原研は、燃料試験施設の維持及び運営に多額の経費を要している。また、近年、法令により核燃料物質等の取扱いに関する規制が強化されており、それに伴って、保安規定で定められた点検項目が増加していることなどから、利用料金の算定がこのような作業の実態に即して適切なものとなっているかなどに着眼して検査した。

(検査の結果)

検査したところ、利用料金の算定について次のように適切とは認められない事態が見受けられた。

すなわち、前記のとおり、原研では年間運転可能時間を、1日の勤務時間(8.5時間)から休憩時間(1時間)を控除して1日当たり7.5時間とし、これに定期点検、休日を除いた年間の運転日数及び作業ステーション数を乗じて算出していた。

しかし、燃料試験施設については、保安規定により、定期点検のほか試験を実施するに当たって、試験装置等の安全を点検し異常がないことを確認しなければならないこととなっている。このため、試験開始前に各試験装置が正常に維持されているか、安全装置及び警報装置等の計器類の指示値が正常であるかなどの点検作業に30分、また、試験終了後にも同様に30分、計1時間要しており、この間は試験を実施できない状況となっていた。

したがって、実際に試験装置等を運転して試験が実施できる1日当たりの運転可能時間は、前記の7.5時間から更に点検作業の時間1時間を控除した6.5時間とすべきであったと認められた。

(燃料試験施設の運転可能時間に基づいて算定した利用料金)

利用料金の算定に当たって、1日当たりの運転可能時間を6.5時間として年間運転可能時

間(29,977時間)を算出し、これに基づいて料金単価を算出すると、前記②、③の料金単価は、それぞれ58,300円、27,270円となり、これらに15、16両年度の試験項目の点数の実績を乗じると、15年度で142,564,330円、16年度で166,170,315円、計308,734,645円となり、前記の267,672,540円との差額約4100万円が利用料金として徴収できたと認められた。

(発生原因)

このような事態が生じていたのは、近年、核燃料物質等を取り扱う施設において安全確保の視点から点検作業の重要性が増し、保安規定による点検項目が増加するとともに、その記録及び保存が義務付けられて点検作業の内容及び時間を容易に把握できることとなっているのに、これらを利用料金の算定に反映させていなかったことによると認められた。

3 当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、原研及び核燃料サイクル開発機構を統合し17年10月に新たに設立された独立行政法人日本原子力研究開発機構では、利用料金の適正化が図れるよう、同月に、燃料試験施設の作業の実態を反映させて1日当たりの運転可能時間に点検作業時間を含まない適正な料金単価とする規則を制定し、同月以降の燃料試験施設の外部利用の申込みから適用する処置を講じた。

第5 日本郵政公社

不 当 事 項 物 件

(247) 販売終了が予定されていたゆうパック包装用品の調達に当たり、郵便局等に販売期間分に相当する在庫があるのに、これを考慮しなかったため購入数量が過大となっているもの

科 目	郵便業務区分	営業原価
部局等の名称	日本郵政公社	近畿支社
購入契約の概要	一般小包郵便物(ゆうパック)の取扱いに際して、利用者の利便を図るため、管内の郵便局で販売する包装用品を購入するもの	
契約の相手方	3会社	
契 約	平成16年4月	一般競争契約 (単価契約)
包装用品の購入数量の合計	513,270 個	
購 入 金 額	44,197,351 円	
過大となっている購入数量の合計	405,740 個	
過大となっている購入金額	33,735,571 円	

1 購入契約の概要

(ゆうパック包装用品)

日本郵政公社近畿支社では、一般小包郵便物(以下「ゆうパック」という。)の取扱いに際して利用客の利便を図るため、ゆうパックを利用して差し出す品物を包装するためのダンボール箱、紙袋等のゆうパック包装用品を管内の郵便局において販売している。

このゆうパック包装用品については、平成16年10月から、ゆうパックの利用拡大を目指した「ゆうパックリニューアル」が実施され、料金体系がそれまでの重量制からサイズ制に変更されたことなどに伴い、箱や袋のサイズ及びデザインの仕様が変更されている。そして、それまで販売されていた旧仕様のゆうパック包装用品(以下「旧仕様品」という。)は同年9月末で販売を中止し、10月以降は、新仕様のゆうパック包装用品(以下「新仕様品」という。)のみを販売することとする措置が執られている。

(旧仕様品の調達)

従来、ゆうパック包装用品の調達は各支社で行うこととなっていたため、上記の仕様変更に当たり、日本郵政公社本社(以下「本社」という。)では、同年3月に、あらかじめ各支社に対して指示文書を発している。この指示文書によれば、①各支社における旧仕様品の調達は9月末までの必要数を調達すること、②9月末における旧仕様品の在庫ができる限りなくなるよう管内の需給調整を行うこととされている。

近畿支社では、16年4月に一般競争契約により、物品販売会社3会社とゆうパック包装用品に係る物品売買契約(単価契約)を締結し、同年5月から8月までの間に、旧仕様品の箱4品目及び袋2品目について計513,270個を購入金額計44,197,351円で調達している。

(ロジスティクス・システムとその運用)

各郵便局が保有している販売品や事務用物品(以下「物品」という。)の在庫管理については、郵便局と本社、各支社及び物品の保管・配送を行う全国4箇所の物流センターをオンラインで結ぶロジスティクス・システムが構築されている。

このシステムは、各郵便局の物品の在庫量をリアルタイムで把握するとともに、在庫量が所定の基準数量を下回った場合に、一定期間分の必要量が物流センターから各郵便局に自動的に払い出されるものである。そして、本社、各支社では、随時、これらの払出し及び在庫状況を勘案して必要量を調達している。

2 検査の結果

検査の結果、次のとおり、近畿支社における旧仕様品の調達に当たり、購入数量が過大になっていた。

すなわち、近畿支社では、16年度における旧仕様品の調達に当たり、次表のとおり、年度当初に管内の郵便局等に大量の在庫を保有していたにもかかわらず、16年5月から8月までの間に、箱4品目(大、中、小及び特大)278,270個(購入金額計18,944,851円)及び袋2品目(大、小)235,000個(同25,252,500円)、計513,270個(同44,197,351円)を購入していたため、同年10月のゆうパックリニューアル時に大量の旧仕様品の在庫を抱える事態が生じていた。そして、その後、それらの在庫品は販売することなく、そのまま廃棄処分されていた。

表 ゆうパック包装用品の調達・在庫状況表 (単位：個)

	15年度		在庫月数	16年度における旧仕様品の調達数量						廃棄処分数量		
	在庫量(期末)	販売数量		4月	5月	6月	7月	8月	9月		計	
箱	大	112,931	170,911	7.9			35,300	20,000			55,300	85,231
	中	115,465	203,573	6.8			67,360	30,000			97,360	117,179
	小	132,668	228,305	6.9			48,080	30,000			78,080	111,874
	特大	33,250	93,662	4.2		10,000	27,530	10,000			47,530	26,269
	計	394,314	696,451	—	—	10,000	178,270	90,000	—	—	278,270	340,553
袋	大	135,876	223,734	7.2		10,000	10,000	15,000	20,000		55,000	92,087
	小	246,623	613,252	4.8		70,000	20,000	50,000	40,000		180,000	168,121
	計	382,499	836,986	—	—	80,000	30,000	65,000	60,000	—	235,000	260,208
合計	776,813	1,533,437	—	—	90,000	208,270	155,000	60,000	—	513,270	600,761	

注(1) 15年度在庫量は、管内の郵便局及び物流センターにおける在庫量である。

注(2) 在庫月数=期末在庫量/(販売数量/12箇月)

近畿支社では、従来、これらの旧仕様品の調達に当たり、ロジスティクス・システム上の払出数量を基にして購入数量を決定していたが、16年度においては、ゆうパックリニューアルを控えていることを考慮して、6月に同システムでの旧仕様品の自動払出しを中止し、その後は、管内の各郵便局から不足分について臨時請求を行わせることとし、それらの臨時

請求分を取りまとめて、支社全体の必要量として購入していた。

しかし、ゆうパック包装用品の旧仕様品の在庫状況は、ロジスティクス・システムにより管内の各郵便局及び物流センターの在庫量を把握できるようになっており、これによれば、旧仕様品 6 品目の 16 年度当初(15 年度期末)における各郵便局及び物流センターの在庫量は計 776,813 個となっていた。これに対し、15 年度中の販売数量(棚ずれ品等の減耗分を含む。以下同じ。)の合計は約 153 万個であった。そこで、この販売実績により、各品目ごとの在庫月数を算出すると、旧仕様品のうち箱 3 品目(大、中、小)及び袋(大)の計 4 品目については、6.8 箇月分から 7.9 箇月分といずれもゆうパックリニューアルまでの販売期間である 6 箇月を超える在庫を保有しており、また、箱(特大)及び袋(小)の計 2 品目についても 4.2 箇月分及び 4.8 箇月分と多くの在庫を保有していることとなっていた。

一方、近畿支社以外の多くの支社では、本社の通知を受け在庫量を確認するなどして、16 年度における旧仕様品の調達を取りやめたり、購入数量を大幅に削減したりするなどの措置を執るとともに、在庫に不足が生じた場合などは各郵便局間で融通するなどの方策を執っていた。

したがって、近畿支社における 16 年度の旧仕様品の調達については、箱 3 品目(大、中、小)及び袋(大)の計 4 品目は、年度当初の在庫数量と過去の販売実績を考慮すれば、4 月以降の購入数量計 285,740 個(購入金額 23,466,571 円)は、すべて購入する必要はなかったと認められる。また、箱(特大)については、各月末の在庫量と過去の販売実績を考慮すれば、7 月分 10,000 個(購入金額 1,260,000 円)は購入する必要はなく、袋(小)についても、同様に 6 月から 8 月分の 110,000 個(同 9,009,000 円)は購入する必要はなかったと認められ、これらに係る購入金額、計 33,735,571 円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、近畿支社において、販売終了が予定されていた旧仕様品の調達に当たり、郵便局等の在庫量や過去の販売実績を考慮して、必要最小限の数量を購入するべきであったのに、各郵便局から臨時請求のあった数量をそのまま購入していたことなどによると認められる。

不正行為

(248) 職員の不正行為による損害が生じたもの (284)

部局等の名称	北海道支社管内白石中央通郵便局ほか 39 郵便局(職員 37 人) (平成 15 年 3 月 31 日以前は、各支社は各郵政局)
不正行為期間	平成 5 年 6 月～17 年 4 月
損害金の種類	郵便料金、資金等
損害額	1,574,511,490 円

北海道支社管内白石中央通郵便局ほか 39 郵便局において、関係職員の不正行為による損害が生じたものが 37 件、損害額で 1,574,511,490 円ある。このうち平成 17 年 9 月末現在で損害の補てんが終わっていないものが 15 件、損害額で 1,473,103,384 円(うち同月末現在補てんされた額 642,069,714 円)、損害額のすべてが補てん済みとなっているものが 22 件、損害額で 101,408,106 円となっている(同一人が複数の郵便局において損害を与えたものがあるため、件数と郵便局数は符合しない。)

この 37 件を補てんが終わっていないものと補てん済みとなっているものとに分けて示すと、次のとおりである。

なお、日本郵政公社の発足に伴い、旧郵政事業庁(13 年 1 月 5 日以前は郵政省)の各郵便局は 15 年 4 月 1 日、同公社の各支社に組織変更されたが、下記の「部局等の名称」については、不正行為期間の終期が同年 3 月 31 日以前のもは、当時の名称で表示している。

(ア) 平成 17 年 9 月末現在で損害の補てんが終わっていないもの

	部局等の名称	不正行為期間 年 月	損 害 額 円
(248)	北海道支社管内 白石中央通郵便局	15.10 から 16. 4 まで	16,200,000
	本件は、上記の部局において、現金出納責任者である特定郵便局長佐藤某が資金管理事務に従事中、その保管に係る資金を領得したものである。		
	なお、本件損害額については、平成 17 年 9 月末までに 8,740,000 円が同人から返納されている。		
(249)	東北支社管内 新庄郵便局	14.11 から 15. 9 まで	18,583,607
	本件は、上記の部局において、現金出納責任者(平成 15 年 3 月 31 日以前は分任繰替払等出納官吏)所属の出納員である職員(15 年 3 月 31 日以前は総務事務官)海老名某が保険内務事務に従事中、給与担当者から受領した同局職員の保険料等を領得したものである。		
	なお、本件損害額については、17 年 9 月末までに 2,410,671 円が同人から返納されている。		
(250)	同 岩木郵便局	14. 1 から 16. 3 まで	15,977,000
	本件は、上記の部局において、現金出納責任者(平成 15 年 3 月 31 日以前は分任繰替払等出納官吏)所属の出納員である職員(15 年 3 月 31 日以前は総務事務官)神野某が貯金内務事務に従事中、預金者から受領した定額郵便貯金預入金を領得したものである。		
	なお、本件損害額については、17 年 9 月末までに 1,600,000 円が同人から返納されている。		
(251)	同 熱海郵便局	14. 3 から 15.12 まで	4,295,466
	本件は、上記の部局において、現金出納責任者(平成 15 年 3 月 31 日以前は分任繰替払等出納官吏)所属の出納員である職員(15 年 3 月 31 日以前は総務事務官)高田某が貯金保険外務事務に従事中、預金者から受領した定額郵便貯金預入金や、契約者から受領した保険料等を領得したものである。		

部局等の名称	不正行為期間 年月	損害額 円
--------	--------------	----------

なお、本件損害額については、17年9月末までに1,551,060円が同人から返納されている。

(252)	関東支社管内 千葉Bee-One内郵便局	5.6から 16.5まで	1,191,820,980
-------	-------------------------	-----------------	---------------

本件は、上記の部局において、現金出納責任者(平成15年3月31日以前は分任繰替払等出納官吏)内田某が特定郵便局長として勤務中、郵便物の差出人から受領した料金別納郵便物の料金を領得したものである。

なお、本件損害額については、17年9月末までに605,867,130円が同人から返納されている。

(253)	東京支社管内 石神井郵便局	16.4から 16.9まで	856,743
-------	------------------	------------------	---------

本件は、上記の部局において、現金出納責任者所属の出納員である非常勤職員北島某が郵便外務事務に従事中、郵便物の差出人から受領した料金別納郵便物の料金を領得したものである。

なお、本件損害額については、平成17年9月末までに240,000円が同人から返納されている。

(254)	近畿支社管内 西成郵便局 住之江郵便局	14.8から 16.5まで	34,613,584
-------	---------------------------	------------------	------------

本件は、上記の両部局において、現金出納責任者(平成15年3月31日以前は分任繰替払等出納官吏)所属の出納員である職員(15年3月31日以前は総務事務官)奥村某が貯金外務事務に従事中、預金者から預かった貯金証書を使用して払戻しの手続を行い、交付を受けた定額郵便貯金払戻金等を領得したものである。

なお、本件損害額については、17年9月末までに5,440,000円が同人から返納されている。

(255)	同 生野郵便局	13.9から 16.4まで	7,220,455
-------	------------	------------------	-----------

本件は、上記の部局において、現金出納責任者(平成15年3月31日以前は分任繰替払等出納官吏)所属の出納員である職員(15年3月31日以前は総務事務官)納某が保険外務事務に従事中、契約者から受領した保険料や受取人に支払うべき保険還付金を領得したものである。

(256)	同 東灘郵便局 長田郵便局	12.10から 15.10まで	43,980,930
-------	---------------------	--------------------	------------

本件は、上記の両部局において、現金出納責任者(平成15年3月31日以前は分任繰替払等出納官吏)所属の出納員である職員(15年3月31日以前は総務事務官)。ただし、13年1月5日以前は郵政事務官)上村某が貯金外務事務に従事中、預金者から窃取した貯金証書を使用するなどして払戻しの手続を行い、交付を受けた定額郵便貯金払戻金を領得したものである。

なお、本件損害額については、17年9月末までに2,500,000円が同人から返納されている。

(257)	同 大東朋来郵便局	15.10から 16.7まで	79,000,000
-------	--------------	-------------------	------------

部局等の名称	不正行為期間 年月	損害額 円
<p>本件は、上記の部局において、現金出納責任者である特定郵便局長吉野某が資金管理事務に従事中、その保管に係る資金を領得したものである。</p> <p>なお、本件損害額については、平成17年9月末までに5,921,144円が同人から返納されている。</p>		
(258) 近畿支社管内 神戸学園西町郵便局	16.5から 16.12まで	7,000,000
<p>本件は、上記の部局において、特定郵便局長山本某が、現金出納責任者所属の出納員として資金管理事務に従事中、現金出納責任者の保管に係る資金を領得したものである。</p>		
(259) 中国支社管内 高陽郵便局 江田島郵便局	16.3から 17.4まで	14,669,946
<p>本件は、上記の両部局において、現金出納責任者所属の出納員である職員土井某が貯金保険外務事務に従事中、顧客から受領した国債購入代金や契約者から受領した保険料等を領得したものである。</p> <p>なお、本件損害額については、平成17年9月末までに308,196円が同人から返納されている。</p>		
(260) 同 池田郵便局	15.4から 15.11まで	18,000,000
<p>本件は、上記の部局において、現金出納責任者である特定郵便局長中島某が資金管理事務又は貯金外務事務等に従事中、その保管に係る資金や、預金者から預かった通帳等を使用して払戻しの手続を行い払い出した通常郵便貯金払戻金等を領得したものである。</p> <p>なお、本件損害額については、平成17年9月末までに360,000円が同人から返納されている。</p>		
(261) 九州支社管内 鹿児島中央郵便局	16.10及び 16.11	3,766,037
<p>本件は、上記の部局において、現金出納責任者所属の出納員である職員宮武某が郵便内務事務に従事中、同局の外務職員から受領した料金別納郵便物の料金を領得したものである。</p> <p>なお、本件損害額については、平成17年9月末までに2,415,137円が同人から返納されている。</p>		
(262) 同 一の宮郵便局	15.12から 16.7まで	17,118,636
<p>本件は、上記の部局において、現金出納責任者所属の出納員である職員山部某が貯金保険内務事務に従事中、契約者から受領した保険料や、預金者から預かった通帳等を使用して払戻しの手続を行い払い出した通常郵便貯金払戻金等を領得したものである。</p> <p>なお、本件損害額については、平成17年9月末までに4,716,376円が同人から返納されている。</p>		
(248)–(262)の計	15件	1,473,103,384

(イ) 平成 17 年 9 月末現在で損害額のすべてが補てん済みとなっているもの

	部局等の名称	不正行為者の職務	不正行為期間	損害金の種類	損害額 円	補てん済み
			年月			年月
第3章 第2節 第5 日本郵政公社	(263) 北海道支社管内 古武井郵便局	現金出納責任者 (15年3月以前は 分任繰替払等出納 官吏)(資金管理事 務)(15年3月以 前は出納官吏事 務)	13.5から 15.10まで	資金	8,570,000	15.12
	(264) 同 豊浦郵便局	現金出納責任者所 属出納員(貯金外 務事務)	15.12及び 16.1	定額郵便 貯金払戻 金	1,095,624	16.2
	(265) 東北支社管内 飯坂郵便局	現金出納責任者所 属出納員(15年3 月以前は分任繰替 払等出納官吏所 属出納員)(貯金保 険内務事務)	14.9から 16.9まで	保険金等	11,138,631	17.2
	(266) 同 川東郵便局	現金出納責任者所 属出納員(15年3 月以前は分任繰替 払等出納官吏所 属出納員)(貯金保 険外務事務)	13.5から 16.5まで	保険金等	2,763,855	16.6
	(267) 関東支社管内 高崎郵便局	現金出納責任者所 属出納員(15年3 月以前は分任繰替 払等出納官吏所 属出納員)(貯金外 務事務)	13.2から 16.8まで	定額郵便 貯金払戻 金等	13,387,950	17.1
	(268) 東京支社管内 新橋郵便局	現金出納責任者 (資金管理事務)	16.4	資金	1,000,000	16.5
	(269) 同 品川小山三郵便局	現金出納責任者所 属出納員(貯金内 務事務)	15.5から 16.7まで	定額郵便 貯金貸付 金	13,160,000	17.1
	(270) 同 八王子中野上町五 郵便局	現金出納責任者所 属出納員(貯金内 務事務)	16.4から 17.1まで	郵便振替 払込金	1,319,433	17.2
	(271) 信越支社管内 新井郵便局	現金出納責任者又 はその補助者(資 金管理事務)	15.4から 15.7まで	資金	3,000,000	15.9
	(272) 同 長野東郵便局	現金出納責任者の 補助者及び現金出 納責任者所属出納 員(15年3月以前 は分任繰替払等出 納官吏所属出納 員)(資金管理事 務及び貯金内務事 務)	14.2から 15.7まで	資金等	1,670,000	15.8
	(273) 東海郵政局管内 津中央郵便局	分任繰替払等出納 官吏所属出納員 (保険外務事務)	13.1から 14.12まで	保険料	1,293,453	16.3
	(274) 東海支社管内 穂積牛牧郵便局	現金出納責任者 (資金管理事務)	16.2から 16.9まで	資金	3,000,000	16.10
	(275) 近畿支社管内 東淀川郵便局	現金出納責任者所 属出納員(15年3 月以前は分任繰替 払等出納官吏所 属出納員)(郵便内 務事務)	14.11から 16.3まで	切手類販 売代金	1,607,800	16.4
	(276) 同 茨木郵便局	現金出納責任者所 属出納員(保険外 務事務)	15.10	保険金	3,730,361	16.6
	(277) 同 天理福住郵便局	現金出納責任者 (資金管理事務)	16.5から 16.7まで	資金	3,000,000	16.8
	(278) 中国支社管内 福山郵便局	現金出納責任者所 属出納員(15年3 月以前は分任繰替 払等出納官吏所 属出納員)(保険外 務事務)	13.11から 16.3まで	保険料	6,072,799	16.4

部局等の名称	不正行為者の職務	不正行為期間 年月	損害金の種類	損害額 円	補てん済み 年月
(279) 中国支社管内 広島日宇那郵便局	現金出納責任者 (資金管理事務)	15. 6 から 16. 8 まで	資金	9,000,000	17. 4
(280) 同 三次東酒屋町郵便局	現金出納責任者代理 又は現金出納責任者の補助者	15. 8 から 16. 5 まで	資金	3,000,000	16. 9
(281) 同 宇部助田郵便局	現金出納責任者 (資金管理事務)	15.12 から 16. 5 まで	資金	7,200,000	16. 8
(282) 四国支社管内 南国郵便局	現金出納責任者所属 出納員(郵便内務事務)	16. 6 から 17. 2 まで	切手類販売代金	2,298,200	17. 3
(283) 九州支社管内 三川内郵便局	現金出納責任者 (資金管理事務)	16. 8 から 16.11 まで	資金	3,000,000	16.12
(284) 同 東山代郵便局	現金出納責任者 (資金管理事務)	16. 9	資金	1,100,000	16.10
(263)-(284)の計		22 件		101,408,106	
(ア)、(イ)の計		37 件		1,574,511,490	

第3章
第2節
第5
日本郵政公社

本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項

郵便局で使用するオートバイ等の郵便用車両について、集配業務の作業の実態に応じて適切に配備するとともに効率的に運用するよう改善させたもの

部局等の名称	日本郵政公社
郵便用車両の概要	郵便業務の一環として行っている郵便物の取り集めや配達の実施するために、全国の集配郵便局に配備している軽自動四輪車、各種のオートバイ等
集配郵便局数	4,726 局
上記の郵便局における配備台数	107,377 台(平成 16 年度末)
郵便用車両の購入台数	10,371 台(平成 16 年度)
郵便用車両の購入金額	37 億 8415 万円(平成 16 年度)
必要台数を上回って配備されている車両数	1,647 台
上記の車両に係る購入費、保守管理費等	4 億 0630 万円(平成 16 年度)

1 郵便用車両の概要

(郵便用車両)

日本郵政公社(以下「公社」という。)では、郵便業務の一環として、郵便物の取り集めや配達の実施を全国の集配郵便局で行っており(以下、これらの業務を「集配業務」、郵便局を「集

配局」という。)、平成16年度末における集配局数は4,726局となっている。

そして、これらの集配業務を実施するために、公社では、軽自動四輪車、各種のオートバイ等の郵便用車両(以下「車両」という。)を購入し、上記の集配局に配備することとしている。16年度におけるこれら車両の購入台数及び金額は、10,371台、37億8415万余円となっており、同年度末の配備台数は計107,377台となっている。

(車両の配備基準)

公社では、車両を配備するに当たっては、「郵便用車両配備の考え方」(平成10年郵集第29号)によることとしている。これによれば、①配備台数は業務量を考慮し、平常期において集配業務がピークとなる時間帯を基準として必要となる車両の最大使用人員数の範囲内とすること、②集配業務に使用する車両については自動二輪車、原動機付自転車を基本とし、郵便物の取扱量等を考慮して軽自動四輪車等も配備することとなっている。

また、配備された車両の更改は、所定の経過年数や走行距離を基に車両状態を確認するなどして行うこととなっている。

(配備車両の購入と管理)

公社では、集配局に配備する車両の購入に当たっては、集配業務の業務量や経過年数等を考慮して行うこととしている。そして、各支社では各集配局からの要望を基に、車種、台数等について調整した上で本社が購入し、その後、支社を通じて管内の集配局に配備することとしている。

また、車両の管理に当たっては、本社から支社に対し、集配局における車両の使用状況を常時把握し、稼働率が低い車両については速やかに他の集配局への管理換え等を行うことなどを指示し、車両の適正配備及び有効活用が図られるよう努めることとしている。そして、集配局においては、配備されている車両ごとに運行日誌を備え付け、運転者が運行時間、作業内容、走行距離等を記録することとなっている。

2 検査の結果

(検査の着眼点及び対象)

集配局では、大量の車両を保有しており、また、近年、集配作業に従事する勤務時間が長時間の非常勤職員数が増加するなど職員の構成や勤務体制に変化が生じている。このような状況を踏まえ、集配局に配備されている車両台数が集配作業の実態に適合したものとなっているか、車両は効率よく運用されているかなどに着眼して、北海道支社ほか12支社管内の89集配局を対象に検査を実施した。

(検査の結果)

検査に当たっては、各集配局において、配備された車両のうち、主に配達に使用されている軽自動四輪車、自動二輪車、並びに原動機付自転車及び原動機付三輪車(以下、それぞれ「軽四」、「自動二輪」、「原付」という。)について、17年5月又は6月の平常期の1週間を対象に、車両の使用状況を調査し、その間で最も多くの職員(非常勤職員を含む。)が作業に従事した日の使用車両数を基に、各集配局における必要台数を算出した。

その結果、調査を実施した89集配局のうち84局において配備台数が必要台数を上回るなど、配備台数と実際に必要とする台数との間に開差が生じており、それらを集計すると次表のとおりとなっていた。

表 集配局における車両の配備台数と必要台数の比較表

車種	配備台数(A)	必要台数(B)	開差 (A - B)
軽四	1,434 台	1,274 台	160 台
自動二輪	5,820	4,988	832
原付	3,046	2,391	655
合計	10,300	8,653	1,647

(注) 必要台数には、臨時の業務に待機するための車両、故障等に備えるための車両を含む。

すなわち、89集配局の配備台数計 10,300 台に対し、必要台数は計 8,653 台となっており、1,647 台が過大に配備されていた。

そこで、各集配局における車両の使用実態を調査したところ、自動二輪や原付については、常勤職員や非常勤職員にそれぞれ車両を 1 台ずつ割り当て専用使用させるなどしているために、職員の出勤状況等により使用されていない車両が多数見受けられた。軽四については、業務量が減少するなどしていても緊急又は臨時の場合に備えるための車両として、引き続き保有しているものも見受けられた。また、配備されている車両の運行日誌により、その稼働日数を調査したところ、1 台当たり 1 箇月間の平均稼働日数は 19.2 日で、なかには 10 日以下の車両が 734 台(調査した車両 6,313 台の 11.6%)もあった。

このように集配局における車両の配備が職員の勤務体制や作業実態を反映した効率的なものとなっていない一方で、更改等のために新たな車両を購入していたり、過大に配備されていた車両に係る保守管理費、租税公課、自動車損害賠償責任保険料等の負担が生じたりしている事態は適切とは認められず、改善を図る必要があると認められた。

(節減できた車両関係経費)

16 年度において、過大となっている車両 1,647 台分の新規購入を行わなかったとすれば、車両購入費を約 3 億 1880 万円、1 年間の保守管理費等を約 8740 万円、計約 4 億 0630 万円を節減できたと認められた。

(発生原因)

このような事態が生じていたのは、各支社において、集配局における車両の稼働状況の把握が十分でなく、車両の配備に当たって、職員の勤務体制、作業の実態を考慮した必要台数の算定を行っていなかったことや、本社において、車両の効率的な運用についての具体的な基準を作成しておらず、各支社及び集配局に対する指導が十分でなかったことなどによると認められた。

3 当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、公社では、17 年 10 月に、各支社に対して指示文書を発し、車両の効率的な運用を図るための基準を作成し、各支社及び集配局への指示・指導を徹底するとともに、各支社において、各集配局における配備状況を把握して車両の管理体制を強化するなどして適切な配備と効率的な運用を図る処置を講じた。

第6 独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構、第7 独立行政法人農業生物資源研究所

本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項

(1)(2) 研究用機器の購入契約に当たり、公正性及び競争性の確保を図るため、競争に付するなど契約事務を適切に実施するよう改善させたもの

独立行政法人名	(1) 独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構(平成15年9月30日以前は独立行政法人農業技術研究機構)
	(2) 独立行政法人農業生物資源研究所
科 目	(1) (農業技術研究業務勘定(平成15年10月1日以降)) 工具器具備品
	(2) 機械及び装置
部局等の名称	(1) 独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構中央農業総合研究センターほか6研究所
	(2) 独立行政法人農業生物資源研究所
契約の概要	研究用機器の購入
適切な契約事務を実施する要があると認められた契約件数及び契約金額	(1) 31件 1億8934万円(平成15、16両事業年度)
	(2) 21件 7753万円(平成15、16両事業年度)

1 購入契約の概要

(研究用機器の購入)

独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構(平成15年9月30日以前は独立行政法人農業技術研究機構。以下「研究機構」という。)及び独立行政法人農業生物資源研究所(以下「生物研究所」という。)では、農業等に関する種々の試験、研究等を行っている。そして、両法人では、15、16両事業年度に、国の施設整備費補助金又は運営費交付金により、試験、研究等の実施に必要な研究用機器を購入している。

(契約方式の決定方法)

両法人における研究用機器の購入に係る会計事務処理は、独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構会計規程(13規程第26号)等及び独立行政法人農業生物資源研究所会計規程(13農生研第28号)等に基づき行うこととされ、次のとおり規定されている。

- ① 購入契約を締結する場合には、原則として一般競争に付することとし、一般競争に付することが不利と認められるときなどの場合は指名競争に付するものとする。
- ② 契約の性質又は目的が競争を許さないとき、緊急を要する場合で競争に付することができないとき、競争に付することが不利と認められるときは随意契約によるものとし、予定価格が500万円を超えない物品を買い入れるときなどの場合には随意契約によることがで

きる。

- ③ 随意契約による場合でも、原則として予定価格を定め、なるべく2以上の者から見積書を徴さなければならない。

(随意契約の会計事務処理)

両法人では、研究用機器を随意契約で購入する場合の事務処理を次のように行っている。

- ① 研究者は、購入予定の研究用機器について、2、3社の製造メーカーの機種を機能などの面から検討する。
- ② 研究者は、これらのうちから、原則として実施予定の研究業務に必須な機種として特定の製造メーカー1社の研究用機器を選定し、各研究施設の契約担当職員に対し、当該研究用機器の購入の請求を行う。
- ③ これを受けた契約担当職員は、仕様の精査を行うなどして予定価格を定める。
- ④ 契約担当職員は、予定価格作成後、購入予定の研究用機器が、製造メーカーにより直接販売されている場合には、契約の相手方は製造メーカー1社となるため、当該製造メーカーから見積書の提出を受ける。また、当該研究用機器が製造メーカーの販売代理店や特約店(以下、これらを「代理店」という。)を通じて販売されている場合には、原則として研究施設が所在する各都道府県内(以下「県内」という。)の代理店1社又は複数社から見積書の提出を受ける。
- ⑤ 契約担当職員は、当該研究用機器が製造メーカーにより直接販売されている場合には、予定価格の範囲内の見積価格であれば当該製造メーカーと随意契約により研究用機器を購入する。また、代理店を通じて販売されている場合には、1社の場合は予定価格の範囲内の見積価格であれば当該代理店と、複数社の場合は予定価格の範囲内で最低の見積価格を提出した代理店と随意契約により研究用機器を購入する。

(代理店の取引地域及び実施可能な契約事務)

研究用機器の製造メーカーは、一定の地域における代理店の設置に当たって、1社しか認めない場合と複数社の設置を認める場合がある。また、代理店には、製造メーカーとの代理店契約により、取引地域について、県内など一定の地域に限定している場合と取引地域を限定していない場合がある。

したがって、両法人と代理店との契約事務は、次のようになる。

購入予定の研究用機器を取り扱う代理店が県内に複数社ある場合には、県内の代理店各社による競争契約又は各社からの見積書の徴取による随意契約ができる。しかし、県内に代理店が1社しかない場合には、当該代理店との随意契約となるが、上記の代理店契約において取引地域を限定されていない代理店が県外にあれば、県外の代理店からも購入することが可能であるので、県外の代理店を含めた各社による競争契約又は各社からの見積書の徴取による随意契約ができる。

2 検査の結果

(検査の対象及び着眼点)

両法人では、研究用機器の購入に係る支払額が毎年度多額に上っている。そこで、研究機構の内部組織である中央農業総合研究センターほか9研究所(以下「機構研究所」という。)及び生物研究所において、15、16両事業年度に締結された研究用機器の購入契約のうち、機

構研究所における1件当たり300万円以上の309件、契約金額20億2634万余円、生物研究所における1件当たり100万円以上の154件、契約金額8億3646万余円を対象として、その契約方式の決定方法が公正性及び競争性を確保したものとなっているかなどに着眼して検査した。

(検査の結果)

検査したところ、15、16両事業年度において、研究用機器を随意契約により購入した件数、契約金額は、機構研究所166件、8億7290万余円、生物研究所123件、4億9779万余円となっており、このうち、1社のみから見積書を徴取しているものは、機構研究所108件、6億4231万余円、生物研究所43件、3億2810万余円となっていた。そして、製造メーカーが直接販売する場合や代理店の取引地域が限定されかつ県内に代理店が1社しかない場合を除いた中央農業総合研究センターほか^(注2)6研究所31件(契約金額1億8934万余円)、生物研究所21件(契約金額7753万余円)の購入契約において、次のとおり、契約方式の決定が適切でなかったり、見積書の徴取が適切でなかったりして、公正性及び競争性が確保されていないと認められる事態が見受けられた。

ア 契約方式の決定が適切でなかったもの

機構研究所	粒度分布測定装置ほか17件	1億4487万余円
生物研究所	熱風循環乾燥機ほか4件	3305万余円

研究用機器の納入が可能な代理店が県内に1社しかないことから契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当するとして、当該代理店のみから見積書を徴取し、随意契約により購入していたが、県内に研究用機器の納入が可能な代理店が複数あったり、県外に取引地域を限定しない代理店があったりして、これらも含めて競争契約に付することが可能であった。

イ 見積書の徴取が適切でなかったもの

機構研究所	高速液体クロマトグラフほか12件	4447万余円
生物研究所	エチレン高感度分析装置ほか15件	4448万余円

研究用機器の予定価格が500万円を超えないため、随意契約により購入することとして、代理店1社から見積書を徴取していたが、県内に研究用機器の納入が可能な代理店が複数あったり、県外に取引地域を限定しない代理店があったりして、これらも含めて複数の見積書を徴取することが可能であった。

したがって、研究用機器の購入契約に当たり、適切な契約方式によっていなかったり、見積書の徴取が適切でなかったりしている事態は、契約事務における公正性及び競争性が十分確保されていないことから適切とは認められず、改善を図る要があると認められた。

(発生原因)

このような事態が生じていたのは、両法人において、研究用機器の購入契約に当たり、当該研究用機器の納入が可能な代理店が県内に複数社あるか又は県外にもあるかなどについて十分な調査を行っていなかったこと、公正性及び競争性の確保についての検討が十分でなかったことなどによると認められた。

3 当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、両法人では、契約事務における公正性及び競争性の確保を図るため、17年9月に、研究機構では機構研究所に対して事務連絡を発し、生物研究所では契約方法についての取扱いを定めて、研究用機器の購入契約については、調達先を県内の代理店に限らず県外の代理店も含めた競争参加者の拡大を図るなど適切な契約事務の実施について周知徹底を図った。

- (注1) 中央農業総合研究センターほか9研究所 中央農業総合研究センター、果樹研究所、花き研究所、野菜茶業研究所、畜産草地研究所、動物衛生研究所、北海道農業研究センター、東北農業研究センター、近畿中国四国農業研究センター、九州沖縄農業研究センター
- (注2) 中央農業総合研究センターほか6研究所 中央農業総合研究センター、果樹研究所、花き研究所、野菜茶業研究所、動物衛生研究所、東北農業研究センター、近畿中国四国農業研究センター

(第7 独立行政法人農業生物資源研究所)

不 当 事 項

工 事

(285) 埋設温水管改修工事の実施に当たり、監督が十分でなかったなどのため山留工が施工されていないもの

科 目	構築物
部局等の名称	独立行政法人農業生物資源研究所
工 事 名	B地区埋設温水管改修工事(大わし地区)
工 事 の 概 要	埋設温水管の老朽化により、平成 15 事業年度に新たに温水管等を布設して改修する工事
工 事 費	103,635,000 円
請 負 人	川本工業株式会社
契 約	平成 15 年 8 月 一般競争契約
しゅん功検査	平成 16 年 2 月
支 払	平成 15 年 10 月、16 年 3 月 2 回
支 払 金 額	103,635,000 円
不当と認める工事費	5,342,515 円

1 工事の概要

独立行政法人農業生物資源研究所(以下「生物研究所」という。)では、平成 15 事業年度に、国の施設整備費補助金により「B地区埋設温水管改修工事(大わし地区)」を工事費 103,635,000 円で実施している。

この工事は、生物研究所の大わし地区(茨城県つくば市)内に所在する実験棟、温室等に熱エネルギー源を供給するため地中に埋設された温水管(以下「埋設温水管」という。)が老朽化したため、既存の埋設温水管を撤去するなどし、新たに、U型カルバート(延べ 232.4m。以下「カルバート」という。)等を設置した上、カルバート等の内部に温水管を布設するものである。

そして、生物研究所では、カルバート等の設置に際して、地盤をバックホウ等で掘削する根切り工事を行うことから、掘削面の崩壊を防止し工事の安全な施工を確保するため、深さ 1.5m以上の根切り工事を行う箇所について山留工を 729㎡施工することとし、これに要する費用を含めて本件工事費を算定している。

この山留工は、建築基準法施行令(昭和 25 年政令第 338 号)等に基づき、深さ 1.5m以上の根切り工事を行う場合には、地盤が崩壊するおそれがないとき、及び周辺の状況により危害防止上支障がないときを除き、施工しなければならないこととされている。

本件工事の施工場所は多数の研究施設が近接しており勾配を確保した掘削ができないこ

と、掘削面が崩壊するおそれがあることなどから、生物研究所では、特記仕様書及び現場説明書により、根切り深さが1.5m以上の部分については山留工の施工を請負人に義務付けている。

2 検査の結果

検査したところ、山留工の施工が次のとおり適切でなかった。

すなわち、請負人が生物研究所に対して提出していた施工計画書には、山留工の施工場所、方法等について記載されておらず、実際にも、カルバート等の設置において、根切り工事の際に施工することとされていた山留工は729㎡のうち575㎡が施工されていなかった。

このような事態が生じていたのは、生物研究所において、特記仕様書等に明示した山留工の施工についての監督及び検査が十分でなかったことなどによると認められる。

したがって、本件工事は、安全な施工を確保するために特記仕様書等において山留工の施工を義務付けているのに、山留工729㎡のうち575㎡が施工されておらず適切を欠いていて、これに係る工事費相当額5,342,515円が不当と認められる。

第8 独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構

本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項

駐留軍等労働者に対する定期健康診断を委託により実施するに当たり、契約単価の設定を診療報酬点数表によることなく市場価格等を考慮することにより、委託費の節減を図るよう改善させたもの

科 目	受託経費
部局等の名称	独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構三沢支部ほか9支部
委託先	三沢市立三沢病院ほか11健診機関等
委託契約名	健康診断の業務委託
契約の概要	防衛施設庁から委託を受けた駐留軍等労働者に対する定期健康診断等の健康診断業務を健診機関等に再委託するもの
上記に係る委託費	3億0275万余円(平成16年度)
上記のうち定期健康診断の委託費	1億8981万余円
上記に係る定期健康診断の受診者数	23,420人
節減できた定期健康診断の委託費	6480万円

1 定期健康診断の概要

(独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構の業務)

独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構(以下「機構」という。)では、独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構法(平成11年法律第217号)に基づき、我が国に駐留しているアメリカ合衆国軍隊及びその施設内に設置されている食堂、売店等に必要な労働力の確保を図ることを目的として、これらのために労務に服する者(以下「駐留軍等労働者」という。)の雇入れ、提供、労務管理等に関する業務を行っている。また、同法の規定により、これらの業務のほか、法令の規定により事業者としての防衛施設庁でなければ行うことができないとされる福利厚生業務の一部を、同庁の委託に基づき行うことができるとされている。

(防衛施設庁からの福利厚生業務の受託)

機構では、労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)の規定により事業者である防衛施設庁が毎年行わなければならないとされている駐留軍等労働者に対する定期健康診断等の福利厚生業務について、防衛施設庁の委託を受けて行っている。そして、機構では、毎年度、当該福利厚生業務に係る委託契約(以下「福利厚生業務委託契約」という。)を防衛施設庁との間で締結していて、平成16年度の国からの委託費は3億8281万余円(精算後)、このうち駐留軍等労働者に対する定期健康診断に係る分は1億8981万余円となっている。

(定期健康診断の実施)

定期健康診断は、労働安全衛生規則(昭和47年労働省令第32号)に基づき、事業者が、常時使用する労働者に対し、1年以内ごとに1回定期的に、問診及び聴打診、血圧測定、胸部エックス線検査等の健康診断項目(以下「健診項目」という。)について医師による健康診断を行うものであり、これらの健診項目のうち一部については、受診者の年齢等により検査を省略できることとされている。

(注)

そして、機構の三沢支部ほか9支部では、防衛施設庁から機構が受託した前記の福利厚生業務のうち、各支部管内の駐留軍等労働者に対する定期健康診断等の健康診断業務について、健康診断業務を実施している医療機関等(以下「健診機関等」という。)に再委託することとし、健診機関等との間で再委託に係る契約(以下「健康診断委託契約」という。)を締結している。

(健康診断委託契約の概要)

各支部では、健康診断委託契約において、駐留軍等労働者に対する定期健康診断については、前記のとおり、受診者の年齢等により省略できる健診項目があることから、受診者を40歳未満の者(35歳の者を除く。)、35歳の者及び40歳以上の者等に区分してその区分ごとに受診者1人当たりの契約単価を設定し、各契約単価に受診者数を乗じるなどして委託費を算定している。

そして、機構では、毎年度、四半期ごとに防衛施設庁から委託費の概算払を受け、各支部において再委託により本件定期健康診断を実施し、再委託に要した委託費の合計額を翌年4月に防衛施設庁に提出する福利厚生業務委託契約に係る業務報告書に記載し、防衛施設庁は、この金額により福利厚生業務委託契約のうちの定期健康診断に係る分の委託費を精算している。

2 検査の結果

(検査の着眼点)

駐留軍等労働者の数は16年度末現在で約2万5千人となっており、駐留軍等労働者に対する定期健康診断の委託費も多額に上っていることから、これに係る契約単価は経済的なものとして設定されているかなどに着眼して検査した。

(検査の対象)

各支部において、16年度に三沢市立三沢病院ほか11健診機関等に再委託した、健康診断業務に係る委託費3億0275万余円のうち、駐留軍等労働者に対する定期健康診断の委託費計1億8981万余円(受診者数23,420人)を対象に検査した。

(検査の結果)

検査したところ、本件定期健康診断の委託費の算定に当たり、次のような事態が見受けられた。

機構では、防衛施設庁との間で締結された福利厚生業務委託契約により示された委託業務計画書において、定期健康診断について、「契約単価は、厚生労働省が定める診療報酬点数表による。」などと記述されていることから、毎年度、個々の健診項目ごとに健康保険法(大正11年法律第70号)に基づく医科診療報酬点数表の点数(以下「健保点数」という。)及びこれらに10円を乗じて算出した単価を記述した健康診断診療報酬表を作成し、各支部に対して、健診機関等との健康診断委託契約の締結に当たってはこれにより契約単価の設定等を行

うよう事務連絡を発していた。

そして、各支部では、大部分の健康診断委託契約において、上記の健康診断診療報酬表の該当する健保点数による額に基づいて本件定期健康診断の契約単価を設定していた。

しかし、健保点数は、医療機関が健康保険法等に基づき医療給付を行った場合の報酬を算定するために定められたものであり、医療給付の対象とならない定期健康診断においては適用する必要はないものである。そして、一般に健診機関等では、定期健康診断について、健保点数によらない安価な料金を独自に設定している。

現に、各支部では、支部職員の定期健康診断について複数の健診機関等から見積りを徴しそのうちの最低価格の者と契約を締結するなどしたり、また、駐留軍等労働者について、岩国支部では、一部の健康診断委託契約において、健保点数によらずに見積りによる安価な契約単価を設定したりして、市場価格を考慮した契約を行っている状況であった。

したがって、上記のように、本件定期健康診断の実施に当たり、適用する必要がない健保点数をそのまま用いて契約単価を設定して市場価格が考慮されていない事態は適切とは認められず、改善を図る要があると認められた。

(発生原因)

このような事態が生じていたのは、機構において、健保点数に関する理解が十分でなく、駐留軍等労働者に対する定期健康診断の経済的な実施に対する配慮が不足していたこと、また、防衛施設庁において、委託業務計画書の契約単価に関する記述が適切でなかったことなどによると認められた。

3 当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、駐留軍等労働者に対する定期健康診断が経済的に実施されるよう、機構では、17年3月に各支部に対して通知を発し、健康診断委託契約締結の際は市場価格を調査した上で予定価格を算定することとし、また、防衛施設庁では、17年度の委託業務計画書の記述について、健康診断委託契約締結の際は市場価格等を考慮することとする適切なものに改めるなどの処置を講じた。

なお、当局が改善の処置を講じた後の契約単価を用いて計算すると、16年度の委託費は約6480万円節減できたこととなる。

(注) 三沢支部ほか9支部 三沢、横田、横須賀、座間、富士、呉、岩国、佐世保、那覇、コザ各支部

第9 独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構

不 当 事 項

補 助 金

(286) 地域新エネルギー導入事業等の実施に当たり、仕入税額控除した消費税額に係る補助金を返還していないもの

科 目	(新エネルギー勘定) 電源多様化業務経理 (項)その他の石油代替エネルギー開発等事業費
部局等の名称	新エネルギー・産業技術総合開発機構(平成15年10月1日以降は独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構)本部
補助の根拠	石油代替エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律(昭和55年法律第71号)
補助事業者(事業主体)	大阪府
補助事業	新エネルギー導入事業、新エネルギー導入促進普及啓発事業
補助事業の概要	新エネルギーの導入促進等を図るため、平成14年度に三島浄水場に太陽光発電設備を設置し、併せて太陽光発電発電量表示装置を設置するもの
事業費	175,939,000 円
補助対象事業費	149,105,179 円
上記に対する補助金交付額	75,050,019 円
不当と認める事業費	7,100,246 円
不当と認める補助金交付額	3,573,810 円

1 補助事業の概要

(補助事業の概要)

この補助事業は、大阪府が、新エネルギーの導入促進等を図るため、平成14年度に、三島浄水場に太陽光発電設備を設置し、併せて太陽光発電発電量表示装置を設置したものである。

同府では、本件補助事業を消費税(地方消費税を含む。以下同じ。)を含め、事業費175,939,000円(うち補助対象事業費149,105,179円、これに対する補助金75,050,019円)で実施している。そして、15年2月に、新エネルギー・産業技術総合開発機構(以下「機構」という。)に実績報告書を提出し、これにより補助対象事業費の精算を受けていた。

(地方公共団体の特別会計で行う補助事業における消費税の取扱い)

消費税法(昭和63年法律第108号)によれば、事業者は、課税期間における課税売上高に対する消費税額から課税仕入れに係る消費税額を控除した額を消費税として納付することと

なっており、地方公共団体が特別会計を設けて行う事業については、その特別会計ごとに事業者とみなされる。

そして、同法等によれば、特別会計に係る消費税の納付税額の計算に当たり、補助金収入など売上げ以外の収入(以下「特定収入」という。)の額を売上高と特定収入の合計額で除した割合(以下「特定収入割合」という。)が100分の5以下の場合には、特定収入により賄われる消費税額は、課税仕入れに係る消費税額として課税売上高に対する消費税額から控除することができることとなっている。そして、この場合、特別会計は、特定収入により賄われる消費税額を実質的に負担していないことになる。

このため、補助事業の事業主体は、地域新エネルギー導入促進対策費補助金交付規程(平成10年度規程第17号)により、実績報告書の提出後に、消費税の申告により、課税売上高に対する消費税額から補助事業に係る消費税額を課税仕入れに係るものとして控除し、補助金に含まれる消費税額のうち課税仕入れに係る消費税として控除できる金額(以下「消費税仕入控除税額」という。)が確定したときには、その金額を速やかに報告するとともに、当該金額を返還しなければならないこととなっている。

2 検査の結果

検査したところ、大阪府では、14年度の水道事業に係る特別会計の消費税の確定申告に当たり、特定収入割合が100分の5以下であったことから、本件補助対象事業に係る消費税額7,100,246円全額を課税仕入れに係る消費税額として課税売上高に対する消費税額から控除していた。

しかし、同府は、上記の補助金に係る消費税仕入控除税額3,573,810円を機構に報告、返還しておらず、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、同府において、補助事業における消費税の取扱いに対する認識が十分でなかったこと、機構において、本件補助事業の消費税の取扱いについての確認が適切でなかったことなどによると認められる。

第10 独立行政法人科学技術振興機構

平成15年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項に対する処置状況

文献情報提供事業について

(平成15年度決算検査報告526ページ参照)

1 本院が表示した改善の意見

(検査結果の概要)

独立行政法人科学技術振興機構(平成15年9月30日以前は科学技術振興事業団。以下「機構」という。)では、内外の科学技術に関する論文その他の文献に係る情報を提供するなどの文献情報提供業務を行っており、この業務に係る経理について文献情報提供勘定を設けて整理している。そして、同勘定については、毎事業年度損失金が発生して累積欠損金が増こうしていたことなどから、8年に収支改善計画が策定されている。

そこで、機構が独立行政法人として設立された機会をとらえて、9事業年度から15事業年度までに実施された文献情報提供業務を対象として、提供する商品の収支等の状況や、収支改善計画に沿って業務を行うことにより収支が改善され累積欠損金の解消が見込めるかなどについて検査した。

その結果、商品ごとの売上げ及び費用が把握できず、また、文献情報提供業務として計上すべき人件費が的確に把握できないなどのため適切な収支改善計画を策定することができない状況となっていたり、収支改善計画の見直しが抜本的なものとなっていなかったりして、文献情報提供業務の安定的な実施が困難になるおそれがあると認められた。

このような事態が生じているのは、次のことなどによると認められた。

- (ア) 文献情報提供業務で提供されているサービスの売上げについて大幅な増収が期待できない状況にあること
- (イ) 文献情報提供業務で提供されているサービスのうち、科学技術論文等の検索システムについて、商品ごとの費用収益が的確に把握されておらず、また、文献情報提供業務とそれ以外の業務について、それぞれの業務量が的確に把握されていないこと
- (ウ) 収支改善計画の見直しに当たり、事業収入が減少し続けているにもかかわらず、楽観的な見込みに基づいた計画を策定していること

(検査結果により表示した改善の意見)

機構が研究情報基盤として文献情報提供業務を長期にわたり効率的かつ安定的に実施するとともに、文献情報提供勘定における健全な財務内容の確保を図るため、次のとおり、機構の理事長に対し16年10月に、会計検査院法第36条の規定により改善の意見を表示した。

- (ア) 利用者の需要動向等を的確に把握し、その需要に即したサービスの開発・提供に努めること
- (イ) 提供する商品ごとの売上状況、収支状況、利用状況等や文献情報提供業務に係る人件費を的確に把握すること
- (ウ) 収支改善計画の見直しに事業の実績を適切に反映させること

2 当局が講じた改善の処置

機構では、本院指摘の趣旨に沿い、文献情報提供業務が長期にわたり効率的かつ安定的に実施され、文献情報提供勘定における健全な財務内容の確保が図られるよう、次のような処置を講じた。

- (ア) 利用者の需要動向等を的確に把握し、その需要に即したサービスの開発・提供を行うため、利用者に対するアンケート調査等を実施し、利用者からの機能拡充の要望を反映させた新規の文献情報検索システム等を運用することとした。
- (イ) 人員配置の見直しにより文献情報提供業務に係る業務量及び人件費を把握することができるようにするとともに、16事業年度の決算データに基づき商品別の原価計算を実施し、あわせて17事業年度以降商品ごとの売上げ及び費用を把握することができるようにした。また、科学技術の分野別の利用状況を把握することができるようにした。
- (ウ) 16年11月に、15事業年度の実績、新たに策定された中小企業に対する固定料金サービスの新設等による収益拡大策及びシステム運用経費等の大幅な削減等による費用削減策を反映した収支改善計画を策定した。

第11 独立行政法人日本学術振興会

不 当 事 項

補 助 金

(287) 科学研究費補助金の経理において、架空の取引により大学に購入代金を支払わせていたため、補助金が過大に交付されているもの

科 目	(項) 科学研究費補助事業費
部局等の名称	独立行政法人日本学術振興会(平成15年9月30日以前は日本学術振興会)
補助の根拠	独立行政法人日本学術振興会法(平成14年法律第159号)(平成15年9月30日以前は日本学術振興会法(昭和42年法律第123号))
補助金の交付先	研究代表者
補助事業の概要	我が国の学術を振興するため、あらゆる分野における優れた独創的・先駆的な学術研究を行うもの
上記に対する国庫補助金交付額	27,800,000円(平成14、15両年度)
不当と認める国庫補助金交付額	4,993,241円(平成14、15両年度)

1 補助金の概要

(科学研究費補助金の概要)

独立行政法人日本学術振興会(平成15年9月30日以前は日本学術振興会。以下「振興会」という。)は、独立行政法人日本学術振興会法(平成14年法律第159号。15年9月30日以前は日本学術振興会法(昭和42年法律第123号))等に基づき、文部科学省が所掌する科学研究費補助金の一部の研究種目等について、11年度から国の補助金を財源として、科学研究費補助金(以下「補助金」という。)を交付している。

この補助金は、我が国の学術を振興するため、人文・社会科学から自然科学まであらゆる分野における優れた独創的・先駆的な研究を格段に発展させることを目的とする研究助成費であり、補助金交付の対象となる経費は、研究計画の遂行に必要となる経費とされている。

そして、補助金の交付先は、研究組織の形態により、研究機関に所属する複数の研究者が共同して行う研究にあつては研究代表者又は研究代表者の所属する研究機関の代表者などとされている。

(補助金の管理等)

研究代表者等に交付された補助金については、「科学研究費補助金(科学研究費及び学術創成研究費)の取扱いについて」(平成15年文科振第92号文部科学省研究振興局長通知。以下「局長通知」という。)等により、研究代表者の所属する研究機関が管理をすることとされている。

そして、補助金を管理する研究機関では次のことなどを行うこととされている。

- ① 研究代表者と連絡を密にし、補助金の適正な執行の確保に努めること

② 設備備品、消耗品等を購入する場合には、見積書、納品書、請求書、領収書を徴取することとするが、契約金額が150万円を超えないもので、見積書、納品書、請求書を徴取することが困難な場合には、これらの書類を省略することができること

③ 設備備品等の納品、検査等の手続についても適切に行うこと

振興会では、東京農工大学(16年4月1日以降は国立大学法人東京農工大学)農学部助教授を研究代表者とする研究課題を対象として、14、15両年度に補助金計27,800,000円を同研究代表者に交付している。

2 検査の結果

検査したところ、補助金を管理している東京農工大学は、研究代表者から、14、15両年度に実験用ビーグル犬等を計4,993,241円で購入したとする納品書、請求書等の提出を受けて、その購入代金を業者に支払っていた。

しかし、実際は、実験用ビーグル犬等を購入した事実はなく、研究代表者が業者に架空の取引を指示して虚偽の納品書、請求書等を作成させ、これにより同大学に架空の取引に係る購入代金を支払わせていたものであり、研究代表者は4,993,241円全額を業者に預けて管理させていた。

このような事態が生じていたのは、研究代表者において、補助金が公金であることについての意識が著しく欠如していて、事実に基づく適正な経理を行うという基本認識が欠けていたり、補助制度を十分に理解していなかったりしていたこと、大学において、物品等の納品検査等が十分でなかったことなどによると認められる。

したがって、前記のとおり、実際には購入の事実がないのに物品を購入したとする虚偽の書類を作成して、その購入代金を大学に支払わせ、これを業者に預けて管理させていた事態は適正とは認められず、このため、補助金が過大に交付されていて、これに係る補助金計4,993,241円が不当と認められる。

第12 独立行政法人日本スポーツ振興センター

本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項

スポーツ振興投票に係る財政状態及び運営状況を適切に開示するために財務諸表を正確かつ明瞭な表示に改めるよう改善させたもの

会計名及び科目	投票勘定(平成15年9月30日以前はスポーツ振興投票勘定)						
部局等の名称	独立行政法人日本スポーツ振興センター(平成15年9月30日以前は日本体育・学校健康センター)						
事業の根拠	スポーツ振興投票の実施等に関する法律(平成10年法律第63号)独立行政法人日本スポーツ振興センター法(平成14年法律第162号)						
事業の概要	スポーツの振興のために必要な資金を得るためにスポーツ振興投票を実施し、これにより得た収益で地方公共団体又はスポーツ団体が行うスポーツの振興を目的とする事業に要する資金の支給などを行うもの						
適正な会計処理をしたことにより増加した欠損金の額	154億0547万円 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>平成14事業年度分</td> <td>23億5000万円</td> </tr> <tr> <td>平成15事業年度分</td> <td>69億5757万円</td> </tr> <tr> <td>平成16事業年度分</td> <td>60億9790万円</td> </tr> </table>	平成14事業年度分	23億5000万円	平成15事業年度分	69億5757万円	平成16事業年度分	60億9790万円
平成14事業年度分	23億5000万円						
平成15事業年度分	69億5757万円						
平成16事業年度分	60億9790万円						

1 事業の概要

(スポーツ振興投票制度の創設)

スポーツの振興のために必要な資金を得るため、スポーツ振興投票の実施等に関する事項を定め、スポーツの振興に寄与することを目的とするスポーツ振興投票の実施等に関する法律(平成10年法律第63号)が平成10年5月に公布され、同年11月、同法及び関係政省令が施行された。これにより、日本体育・学校健康センター(以下「旧センター」という。)は、サッカーの試合を対象としたスポーツ振興投票券(以下「スポーツ振興くじ」という。)の発売、払戻し等を行うスポーツ振興投票の実施主体になるとともに、その収益を財源として、地方公共団体又はスポーツ団体が行うスポーツの振興を目的とする事業に要する資金の支給その他の援助(以下「くじ助成」という。)を行うこととなった。

そして、このスポーツ振興投票等の実施に当たっては、スポーツ振興くじの毎事業年度の発売総額を2005億円と想定し、また、スポーツ振興くじの売りさばき、払戻金の支払などの業務は金融機関に委託するとともに、委託業務の実施に必要な施設、設備等は当該金融機関が調達し、その費用は13事業年度から17事業年度までの5年間に、毎事業年度の業務委託料に含めて支払うこととされた。

その後、15年10月、旧センターは解散し、独立行政法人日本スポーツ振興センター(以下「センター」という。)が設立され、旧センターの一切の権利及び義務は、国が承継する資産を除き、センターが承継した。

(スポーツ振興投票に係る収益とその処理)

スポーツ振興投票の払戻金の比率は、スポーツ振興くじの売上金額(スポーツ振興くじの

発売金額から試合が開催されなかったなどのためにスポーツ振興くじの所有者に返還する金額を控除した金額)の50%(17年3月31日までの間は経過措置として47%)となっている。そして、毎事業年度のスポーツ振興投票に係る収益(以下「投票収益」という。)は、独立行政法人日本スポーツ振興センター法(平成14年法律第162号。以下「センター法」という。)により、①当該事業年度のスポーツ振興くじの売上金額の50%(17年3月31日までの間は経過措置として53%)に相当する金額、②時効によって消滅した払戻金等の債権の金額、払戻金の1円未満の端数を切り捨てることによって生じた金額など(以下「時効金等収入」という。)の合計額からスポーツ振興投票及びくじ助成の業務に係る運営費(以下「運営費」という。)の金額を控除した金額となっている。

そして、センターは、投票収益の3分の2に相当する金額を翌事業年度以後のくじ助成の財源に充てるためにスポーツ振興投票事業準備金として整理し、3分の1に相当する金額を国庫に納付しなければならないこととされている(以下、この準備金と国庫納付金を併せて「助成準備金等」という。)

また、スポーツ振興投票等の業務に係る経理については、その他の経理と区分し、「投票勘定」(15年9月30日以前は「スポーツ振興投票勘定」)を設けて整理しなければならないこととなっている。

(運営費の限度額)

くじ助成の財源を確保するため、運営費の金額は、センター法第19条の規定により、スポーツ振興くじの発売金額に応じて文部科学省令で定める金額を超えてはならないとされている。そして、独立行政法人日本スポーツ振興センターに関する省令(平成15年文部科学省令第51号)において、発売総額が2005億円以上の場合に適用される「通常限度額」と2005億円に達しなかった場合に適用される「特例限度額」がそれぞれ定められている。また、同省令の附則において、17事業年度末までの間にあっては、年度間のスポーツ振興投票の実施回数が過少となることなどの事由により、発売総額が過少となる場合には、別に文部科学大臣が定めるところによるとされている。

そして、毎事業年度、同附則に基づき、運営費の限度額が文部科学省の告示で定められており、その金額は、①発売総額に53%を乗じて得た金額と②発売総額に1万分の955を乗じて得た金額に183億円を加えた金額のいずれか少ない金額とされている。

(スポーツ振興投票等の実施及び収支等の状況)

旧センターは、11年9月に株式会社大和銀行(15年3月以降は、合併により株式会社りそな銀行。以下「委託金融機関」という。)との間で、スポーツ振興投票に係る業務の委託に関する基本契約を締結した。そして、委託金融機関が調達した委託業務に係る施設、設備等の調達経費351億円については、13事業年度から17事業年度までの5年間に毎事業年度70億2000万円を業務委託料に含めて支払うこととした。また、その後毎事業年度、委託金融機関と業務委託料に関する契約(以下「契約」という。)を締結し、上記の施設、設備等の調達経費や固定経費を考慮した上で、発売総額等に応じた業務委託料の算定方式を定めている。

そして、スポーツ振興投票は、12年10月の第1回以来、16事業年度末までに計155回実施され、このうち本格的な発売開始年度である13事業年度以降の収支等の状況は、表1のとおりとなっている。

表1 スポーツ振興投票の収支等の状況

(単位：百万円)

区 分		13 事業年度	14 事業年度	15 事業年度	16 事業年度
実施回数		32 回	38 回	37 回	44 回
収 入	①払戻後の売上金額 〔売上金額〕 〔払戻金〕	34,061 〔64,266〕 〔30,205〕	19,110 〔36,058〕 〔16,947〕	10,534 〔19,877〕 〔9,342〕	8,318 〔15,694〕 〔7,376〕
	②時効金等収入	80	1,607	331	147
	③収入計(くじ収入)①+②	34,142	20,718	10,866	8,465
支 出	④業務委託料	22,637	17,393	9,840	7,807
	⑤センター経費	853	900	694	511
	⑥運営費計 ④+⑤ (運営費の限度額)	23,490 (24,437)	18,294 (19,110)	10,534 (10,534)	8,318 (8,318)
⑦投票収益③-⑥		10,651	2,423	331	147
助成準 備金等	助成準備金	7,100	1,615	220	98
	国庫納付金	3,550	807	110	49
くじ助成金額		—	5,467	2,158	552

(注) 12 事業年度は、テスト発売 2 回を含め計 4 回実施され、売上金額は 3,063 百万円である。

2 検査の結果

(検査の着眼点)

独立行政法人については、国による事前関与・統制を極力排し、事後チェックへ重点を移行するため、主務大臣の監督、関与その他の国の関与を必要最小限のものとすることとされた。この事後チェックのためには業績評価が正しく行われるための情報が提供されなければならないとされており、独立行政法人会計基準(15年3月改訂。独立行政法人会計基準研究会等。)に準拠した正確な財務諸表の作成が求められている。

そして、センターが実施しているスポーツ振興投票の実績は、当初想定していた発売総額(2005億円)を大幅に下回っており、一方、委託金融機関が調達した施設、設備等に係る経費を5年間で支払うという枠組みになっていることもあって、毎年の運営費は多額に上っている状況にある。

そこで、業績評価が正しく行われ、健全な運営が図られるためにも、これまでのスポーツ振興投票等の実施に係る経理及び決算処理が適正に行われ、投票勘定の財務諸表が適正に作成されているかなどに着眼して検査した。

(検査の結果)

スポーツ振興投票の売上金額が少なく、また、運営費の限度額が設けられている状況の下で、多額の支払を要する業務委託料の支払状況はどのようになっているかを検査したところ、14 事業年度から 16 事業年度までの間においては、次のとおりとなっていた(表2参照)。

表2 業務委託料の支払額と繰延額

(単位：百万円)

区 分	14 事業年度	15 事業年度	16 事業年度
①当期業務委託料	19,743	16,798	13,798
②当期支払額	17,393	9,490	(注)6,700
③当期繰延額 ①-②	2,350	7,307	7,097
④前期繰延額	—	2,350	9,307
⑤当期支払額	—	350	1,000
当期末繰延額 ③+④-⑤	2,350	9,307	15,405

(注) 16 事業年度には、これとは別に、15 事業年度の繰延額に係る利息 106 百万円を支払っている。

- a 14 事業年度においては、発売総額が過少となり、当初の契約で定めた算定方式による額では委託金融機関の固定経費や施設、設備等の調達経費を賄えないこととなったため、その算定方式を変更して業務委託料を 197 億 4354 万余円とした。そして、このうち 173 億 9354 万余円を 15 年 5 月 10 日までに支払い、残余の 23 億 5000 万円については、そのうちの 3 億 5000 万円を 15 年 10 月末日まで、10 億円を 16 年 4 月末日まで、10 億円を 17 年 4 月末日まで、それぞれ支払を繰り延べることとし、期日どおり支払われた。
- b 15 事業年度においても、14 事業年度と同様の事情から、当初の契約で定めた算定方式を変更して業務委託料を 167 億 9828 万余円とした。そして、このうち 94 億 9070 万余円を 16 年 5 月 10 日までに支払い、残余の 73 億 0757 万余円については、17 年 5 月 10 日まで支払を 1 年繰り延べ、この繰延額に対して年利 1.625% の利息を支払うこととした。その後、16 事業年度の売上金額も過少であったことから、この繰延額を支払う財源がなく、変更した約定期限の 17 年 5 月 10 日までに支払ができなかったため、この間の利息を支払うにとどまっている。なお、この繰延額については、17 年 9 月末現在、委託金融機関との間で返済のための条件などについて協議中である。
- c 16 事業年度においては、14、15 両事業年度の変更契約と同様の算定方式を定め、これに基づき業務委託料を 137 億 9887 万余円としていた。そして、このうち 67 億 0096 万余円を約定どおり 17 年 5 月 10 日までに支払ったが、残余の 70 億 9790 万余円については、財源がないことから支払が行われておらず、17 年 9 月末現在、その取扱いについて協議中である。

このような支払状況の中で生じている繰延額の会計処理について検査したところ、以下のとおり、適正を欠く事態が見受けられた。

ア 14、15 両事業年度の投票勘定の財務諸表について

旧センターの 14 事業年度及び 15 事業年度(15 年 4 月 1 日～9 月 30 日)の財務諸表においては、14 事業年度に発生した業務委託料のうち翌事業年度以降に繰り延べた前記の 23 億 5000 万円を費用及び負債に計上していなかった。

また、センターの 15 事業年度(15 年 10 月 1 日～16 年 3 月 31 日)の財務諸表においても、15 事業年度に発生した業務委託料のうち翌事業年度に繰り延べた前記の 73 億 0757 万余円を費用及び負債に計上していなかった。一方、この財務諸表の注記事項には「重要な債務負担行為」として、委託金融機関が調達した施設、設備等に係る経費 351 億円のうち 16、17 両事業年度に支払期日が到来する 140 億 4000 万円と、14、15 両事業年度に発

生した業務委託料のうち 15 事業年度末繰延額 93 億 0757 万余円とを合算した額 233 億 4757 万余円を記載して、委託金融機関への債務負担行為の存在を表示していた。

センターが、上記の繰延額について費用及び負債として計上せずに「重要な債務負担行為」として注記したのは、運営費についてはセンター法第 19 条等によりその上限が定められており、これを超える額については費用として財務諸表に計上できないと判断したことによる。

しかし、センター法第 19 条は支出の限度額を規定したものであり、発生した費用の財務諸表への計上の限度額までを定めたものではない。

そして、14、15 両事業年度の繰延額は、各事業年度にそれぞれ委託業務の履行を受けて、既に各事業年度の費用として発生しているものであるから、債務負担行為ではなく、各事業年度に費用及び負債として計上するのが適正であった。

イ 16 事業年度の投票勘定の財務諸表について

本院は、17 年 2 月の会計実地検査の際、上記アの事態について、財務諸表に適正に表示するよう指摘したところである。その後、センターは、16 事業年度において、①16 事業年度の限度額を超える運営費 60 億 9790 万余円、②過事業年度において運営費の限度額を超えるため費用に計上できないとしてきた 93 億 0757 万余円を損益計算書の経常費用の業務経費に計上した。この結果、運営費の限度額は費用計上の限度額であるという考えの下では明らかになることがなかった欠損金 154 億 0547 万余円が貸借対照表に計上された。

そこで、各事業年度の財務諸表について、各事業年度に費用として発生した業務委託料の全額を適正に費用及び負債に計上すると、表 3 のとおり、14 事業年度以降多額の欠損金が発生していたことになる。

表 3 業務委託料を適正に計上した場合の欠損金の増加額 (単位：百万円)

区 分	14 事業年度	15 事業年度	16 事業年度	合 計
①くじ収入の額	20,718	10,866	8,465	
②運営費の額	20,644	17,492	14,416	
③収益(△損失)の額(①-②)	73	△ 6,626	△ 5,950	
④助成準備金等の額	2,423	331	147	
欠損金の増加額(③-④)	△ 2,350	△ 6,957	△ 6,097	△ 15,405

したがって、センターにおいては、このような多額の欠損金を解消しスポーツ振興投票の健全な運営を図っていくためにも、独立行政法人会計基準に準拠した正確な財務諸表を作成して、スポーツ振興投票に係る財政状態及び運営状況を適切に開示する必要があると認められた。

なお、16 事業年度の損益計算書で、①過事業年度において運営費の限度額を超えるため費用に計上できないとしてきた 93 億 0757 万余円及び②15 事業年度の業務委託料のうち 16 事業年度に繰り延べた 73 億 0757 万余円に係る 16 事業年度の発生利息 1 億 0605 万余円を経常費用の業務経費に計上したが、①は過事業年度に発生した費用であるから臨時損失に計上するのが適正であり、また、②は支払利息であることから、財務費用に計上するのが適正である。さらに、16 事業年度決算における運営費の計上については、限度額を超える部分に

についても費用計上するとする考え方に変更されているにもかかわらず、これについての説明が財務諸表上一切なされていない。このことは、明瞭性等の観点からみて適切を欠くと認められた。

(発生原因)

このような事態が生じていたのは、センターにおいて、運営費の限度額に関する法令の趣旨を十分理解していなかったこと、センターの財政状態及び運営状況を国民に対して適切に開示することの重要性に対する認識が十分でなかったことなどによると認められた。

3 当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、センターでは、16事業年度の投票勘定の損益計算書に、過事業年度において運営費の限度額を超えるため費用に計上できないとしてきた93億0757万余円及び16事業年度の限度額を超える運営費60億9790万余円を費用として計上し、運営費の限度額は費用計上の限度額であるという考えの下では明らかになることがなかった欠損金154億0547万余円が計上された財務諸表を、17年6月30日に文部科学大臣に提出した。

また、上記財務諸表の損益計算書について、過事業年度に発生した費用は臨時損失に、繰延べに係る支払利息は財務費用にそれぞれ計上し直すとともに、15事業年度以前の決算と16事業年度決算において運営費の計上に係る考え方が異なっていることにつき所要の注記をした財務諸表を、17年9月30日に文部科学大臣に再提出した。

なお、センターでは、同月、18事業年度から21事業年度までの4年間で欠損金を解消するとした収支計画を策定し、スポーツ振興投票の財務の健全化に努めることとしている。

第13 独立行政法人雇用・能力開発機構

本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項

滞納の防止やその早期解消に向けた対応策を執ることなどにより、技能者育成資金の回収業務を適切に行うよう改善させたもの

科 目	一般勘定
部局等の名称	独立行政法人雇用・能力開発機構(平成16年2月29日以前は雇用・能力開発機構)
事業の根拠	独立行政法人雇用・能力開発機構法(平成14年法律第170号) (平成16年2月29日以前は雇用・能力開発機構法(平成11年法律第20号))
事業の概要	優れた技能者を育成するための一助として、成績が優秀で、かつ経済的な理由により公共職業能力開発施設等の行う職業訓練等を受けることが著しく困難であると認められた者に対する資金の貸付け及び回収事業
貸付金残高	120億3788万余円(平成16年度末)
滞 納 額	8億6238万円(平成16年度末)

1 貸付事業の概要

(事業の概要)

独立行政法人雇用・能力開発機構(平成16年2月29日以前は雇用・能力開発機構。以下「機構」という。)では、独立行政法人雇用・能力開発機構法(平成14年法律第170号)に基づき、優れた技能者を育成するための一助として、公共職業能力開発施設若しくは職業能力開発総合大学校の行う職業訓練又は指導員訓練(以下、これらを「職業訓練等」という。)を受けようとする者で、成績が優秀で、かつ経済的理由により当該職業訓練等を受けることが著しく困難であると認められた者に対して、当該職業訓練等を受けるために必要な技能者育成資金(以下「資金」という。)の貸付事業を行っている。

資金には無利子の第1種育成資金(所定の月額18,200円～85,000円、訓練区分等により決定)と有利子の第2種育成資金(所定の月額40,000円又は47,600円、訓練区分等により決定)の2種類があり、その返還方法等については、技能者育成資金貸付要領(昭和47年要領第23号。以下「貸付要領」という。)により次のとおり定められている。

- ① 資金の借受者は、当該職業訓練等を修了した月の翌月から起算して6月を経過した後16年以内に全額を年賦、半年賦等の方法により機構に返還する。そして、貸し付けた資金(以下「貸付金」という。)の返還を滞納したときは延滞利息を徴収する。
- ② 借受者が大学等に在学しているときなどは貸付金の全部又は一部の返還を猶予することができる。また、職業訓練を修了後、法律等に基づく資格試験に合格し、当該試験に係る職種の職業に就いた者や指導員訓練の長期課程等を修了後、公共職業能力開発施設等の職業訓練指導員等に就いた者で所定の要件を満たす場合などには、貸付金の全部又は一部の

返還を免除することができる。

なお、貸付要領の改正に伴い、11年度以降に職業訓練を受講し、受講後合格した資格試験に係る職種の職業に就いた者や15年度以降に指導員訓練を受講し、職業訓練指導員等に就いた者には、上記の返還免除は適用されないこととなった。

(貸付金の原資)

貸付金の原資は、国の労働保険特別会計雇用勘定からの雇用開発支援事業費等補助金(16年2月以前は雇用・能力開発機構交付金)及び貸付金の回収金であり、16年度の貸付金額14億3166万余円の原資は、国からの補助金7億0093万余円、回収金7億3073万余円となっている。

(事業の実績)

貸付事業が開始された昭和47年度から平成16年度までの間の事業実績は、借受者の累計が10万余人、貸付金の累計額が261億8275万余円で、これから貸付金回収金の累計額89億5239万余円、返還免除累計額49億9395万余円及び貸倒償却累計額1億9851万余円を差し引いた16年度末の貸付金残高は120億3788万余円(これに係る借受者2万余人)となっている。

(貸付金の回収業務)

機構は、借受者が訓練を修了するなどして貸付けが終了したときは、貸付要領、債権管理規程(平成16年規程第13号)等に基づき、連帯保証人(以下「保証人」という。)及び返還期限を記入するなどした誓約書を提出させた後、次のような方法により貸付金を返還させることとしている。

- ① 借受者に対して返還期限の1箇月又は3箇月前に年賦又は半年賦等の要返還額を記載した返還金の振込通知書をその都度送付し、借受者は返還期限までに貸付金を機構の指定する金融機関口座にその都度振り込む。
- ② 返還期限までに貸付金の返還がない借受者(以下「滞納者」という。)については、返還期限から約3箇月後に督促状を送付し、それでも返還がない場合は、督促状送付から約3箇月後に再度督促状を送付する。また、再度の督促にもかかわらず返還しない滞納者には、次回の振込通知書を送付する際に、年賦又は半年賦等の要返還額に滞納額及び延滞利息を上乗せした額を記載して送付する。なお、16年以内の最終返還期限が経過した滞納者に対しては、年2回督促状を送付する。
- ③ 督促を行っても滞納者から返還がないときは、保証人に対して督促する。
- ④ 督促を行ってもなお貸付金の返還がないときは、滞納者及び保証人について必要な調査を行い、これらの者の居所が不明である場合は、状況に応じて関係地方公共団体等に対して居所確認のための協力を求める。
- ⑤ 督促後、相当の期間を経過してもなお滞納者及び保証人が貸付金の返還をしないときは、訴訟等の強制手続を執る。

(貸付金の回収状況)

16年度の貸付金の回収状況についてみると、16年度に返還期限が到来した貸付金の額に、15年度末の滞納額を加えた額から16年度の返還猶予又は免除した額を差し引いた額(以下「要回収額」という。)16億0592万余円に対し回収額は7億4353万余円にすぎず、16年度末の滞納額は、表1のとおり、8億6238万余円で要回収額の53.7%となっている。このうち、1年以上滞納しているものが7億2018万余円(滞納額の83.5%)あり、この滞納に係

る元金残高は22億9668万余円(貸付残高の19.1%)で、延滞利息の未収額は4億9964万余円に上っている。

表1 滞納状況 (単位：人、千円)

年 度	11	12	13	14	15	16
滞納者数	不 明	不 明	不 明	5,936	6,215	6,666
滞納額	612,314	651,223	677,835	702,591	769,164	862,388

(貸倒償却の状況)

機構では、最終の返還期限到来後10年間に貸付金の返還が一度もない場合は、民法(明治29年法律第89号)第167条(債権の消滅時効)及び債権管理規程を根拠として貸倒償却を行うこととなっている。貸倒償却は11年度から実施しており、その年度別の推移は表2のとおりで、償却の対象となった借受者数、償却額ともに15年度、16年度と増加している。

表2 貸倒償却の状況 (単位：人、千円)

年 度	11	12	13	14	15	16	計
人 数	1,660	249	256	224	323	429	3,141
金 額	80,604	15,580	19,674	19,606	26,077	36,971	198,515

(注) 11年度に貸倒償却が多いのは、本来、過年度に処理すべきものについてまとめて処理したためである。

2 検査の結果

(検査の着眼点)

滞納額は、表1のとおり、11年度末の6億1231万余円から16年度末には8億6238万余円と年々増加する傾向にあり、貸倒償却額も表2のとおり、15年度、16年度と増加している。また、職業訓練指導員等に就いた場合の返還免除が廃止されたことから、今後要回収額の一層の増加が見込まれる。

そこで、貸付金の回収業務は、貸付要領等に従って適切に行われているかなどに着眼して検査した。

(検査の対象)

16年度の要返還者16,750人、要回収額16億0592万余円のうち、15年度末における滞納者6,215人、滞納額7億6916万余円等を対象として検査した。

(検査の結果)

検査したところ、借受者全体の要回収額の把握状況や滞納者に対する督促等の状況は、次のとおりとなっていた。

(1) 要回収額の把握状況

機構では、債権管理簿をコンピュータシステム(以下「貸付回収システム」という。)を使用して作成し、各借受者の貸付金、返還状況などを入力している。しかし、機構では、借受者ごとの債権の状況については管理を行っていたものの、回収業務を的確に行う上で必要となる借受者全体の要回収額については、その必要性を十分に認識していなかったことから把握していない状況となっていた。

(2) 振込通知書等の送付状況

滞納者6,215人に係る振込通知書及び督促状の送付状況についてみると、このうち

1,948人(31.3%)については、居所不明という理由で振込通知書等を送付していなかった。このほか、振込通知書等を送付したものの、居所不明で返送されてきたものがあったが、これらの送付状況及びその結果については、そのうちの一部しか貸付回収システムに入力を行っておらず、債権管理事務が適切に行われていない状況となっていた。

(3) 督促の状況

滞納者6,215人に係る督促の状況についてみると、居所不明者1,948人を除いた4,267人に対して督促状等を送付した結果、返還があった者は517人(12.1%)であった。また、この4,267人のうち最終返還期限が経過した1,954人についてみると、返還があった者は33人(1.7%)にすぎなかった。

督促を行っても滞納者から返還がない場合は、保証人に対して督促するなど必要な措置を執ることとしているが、上記の4,267人から返還があった517人を差し引いた3,750人のうち、保証人に対して督促したのは222人(5.9%)だけで、このうち返還に応じていたのは7人であった。

このほか、滞納者又は保証人に電話により個別に督促したのは8人(滞納者の0.1%)にすぎず、このうち返還に応じていたのは3人であった。

このように、滞納者の返還意識が希薄なことと併せて督促が十分に行われていない状況となっていた。

(4) 居所調査の状況

会計実地検査時点において、滞納者のうち約3分の1に当たる1,948人が居所不明となっているが、これらの居所不明者又はその保証人について、関係地方公共団体等に対して居所調査の協力依頼をしたものは91人(居所不明者の4.7%)にすぎず、調査が十分に行われていない状況となっていた。

(5) 強制手続の執行状況

昭和47年度の貸付事業の開始以来一度も強制手続を執ったことはなく、平成15年度末における滞納者6,215人、滞納額7億6916万余円のうち債権の消滅時効が16年度中に到来した429人の滞納額3697万余円は、表2のとおり、全額貸倒償却しており、その累計は、16年度末で3,141人、1億9851万余円に上っている。そして、滞納が生じた場合における督促、強制手続等に係る規定はあるものの、具体的な事務手続を定めたマニュアル等は作成されていなかった。

今後要回収額の一層の増加が見込まれる中、回収すべき貸付金に多額の滞納が生じているのに、上記(1)から(5)のように、借受者全体の要回収額の把握や督促、居所調査等の回収業務が十分に行われていない事態は適切とは認められず、改善の要があると認められた。

(発生原因)

このような事態が生じていたのは、主として次のことによると認められた。

- ア 借受者全体の要回収額を把握していなかったり、貸付回収システムに滞納者等に対して送付した振込通知書等の送付状況及びその結果が一部しか入力されていなかったりなどして、債権管理事務の体制が整備されていなかったこと
- イ 借受者に対して、貸付事業の趣旨及び返還の重要性や、転居時における機構への届出手続等が十分周知されていなかったこと

- ウ 貸付要領には、滞納が生じた場合における督促、強制手続等に係る規定はあるものの、具体的な事務手続を定めたマニュアル等が作成されていなかったこと
- エ 貸付金の返還方法が振込通知書による金融機関口座への振込みのみとなっていて、借受者の利便性に十分な配慮がされていなかったこと
- 3 当局が講じた改善の処置
 - 上記についての本院の指摘に基づき、機構では、貸付金の回収業務を適切に行うよう次のような改善の処置を講じた。
 - ア 借受者全体の要回収額を把握するとともに、貸付回収システムに滞納者及び保証人に対する振込通知書等の送付状況及びその結果等を必ず入力することとした。また、債権管理委員会を新設し、実情に合った有効な滞納の防止及びその早期解消に向けた適切な対策が執れるよう債権管理事務の体制を整備した。
 - イ 17年9月、「技能者育成資金運営マニュアル」を作成し、滞納者への督促強化及び強制手続等の業務を早期かつ適切に推進するよう具体的な手続を明記するとともに、借受者に対して貸付けの説明を行う際に、制度の趣旨及び返還の重要性を十分周知するなど、借受者の返還意識の向上に努めることとした。
 - ウ 返還の利便性を高め、確実な回収を図るため、18年度末以降に貸付けが終了し返還手続を開始する借受者を対象として金融機関の口座振替を導入することとした。また、返還中の者に対しても口座振替加入の促進を図ることとした。

第14 独立行政法人国立病院機構

第3章
第2節
第14
独立行政法人国立病院機構

不 当 事 項

不 正 行 為

(288) 職員の不正行為による損害が生じたもの

科 目	医業収益
部局等の名称	独立行政法人国立病院機構釜石病院
不正行為期間	平成17年3月～5月
損害金の種類	収納金現金
損 害 額	1,944,646 円

本件は、独立行政法人国立病院機構釜石病院において、企画課の職員が、収納金現金の受領及び預金口座への預入れ事務に従事中、平成17年3月から5月までの間に、入院患者等が納付した入院料等の収納金現金を収納担当者から受領し、その一部を預金口座へ預け入れずに、計1,944,646円を領得したものである。

なお、本件損害額については、17年6月に全額が同人から返納されている。

第15 独立行政法人中小企業基盤整備機構

不 当 事 項

貸 付 金

(289) 中小企業高度化事業に係る資金の貸付けが不当と認められるもの

科 目	貸付金
部局等の名称	中小企業事業団(平成11年7月1日以降は中小企業総合事業団、16年7月1日以降は独立行政法人中小企業基盤整備機構)
貸付けの根拠	中小企業事業団法(昭和55年法律第53号)
貸付金の種類	小売商業店舗共同化資金貸付金(構造改善等高度化(特定))
貸付けの内容	中小企業者に対し中小企業高度化資金の貸付けを行う都道府県に対する貸付け
貸 付 先	山口県
貸 付 金 額	1,590,300,000 円(平成3年度)
県の貸付先及び貸付金額	事業協同組合 2,356,000,000 円
県の不当貸付金額	9,613,975 円
貸付けの目的に沿わない事業団の貸付金相当額	6,489,433 円

1 貸付金の概要

(制度の概要)

中小企業事業団(平成11年7月1日以降は中小企業総合事業団、16年7月1日以降は独立行政法人中小企業基盤整備機構。以下「事業団」という。)は、中小企業事業団法(昭和55年法律第53号)等に基づき、中小企業者が事業の共同化、工場及び店舗の集団化その他中小企業構造の高度化を図るための事業(以下「高度化事業」という。)の用に供する土地、建物その他の施設の取得等を行う場合に、これに必要な資金の貸付けを行う都道府県に対して、その財源の一部を貸し付けている。その貸付条件は、貸付利率を無利子から年4.1%までとし、償還期限を20年以内としている。

都道府県は、事業団からの借入金に自己資金を合わせて中小企業者に貸し付けている。その貸付条件は、貸付利率を無利子又は年2.7%とし、償還期限を上記と同様20年以内としている。

事業団が都道府県に高度化事業に係る資金を貸し付ける場合、あらかじめ都道府県において借入申込者の事業計画について診断を実施し、事業団はその診断結果と事業計画の内容を審査した上、妥当と認めたものについて貸し付けることとしている。また、都道府県は、償還猶予等の貸付けに係る条件変更を行うに当たっては、その妥当性を審査するため、実地調査を行うなどして診断等を実施することとしている。

借入者は、貸付けを受けた後に貸付対象施設を処分しようとする場合には、あらかじめ都道府県に申請することとされている。都道府県はこれについて事業団に協議又は報告し、事業団が当該処分をやむを得ないと認める場合を除いては、処分する施設に係る貸付金残高相当額について借入者に繰上償還をさせることとされている。そして、事業団では、各都道府県に対し、貸付対象施設の無断処分等を防止し高度化事業が適正に実施されるよう、貸付先に対する定期的な実地調査等を行うことなど貸付後に留意すべき事項について、従前から通達を発するなどしてきたところである。

(本件貸付金の概要)

事業団は、3年12月に山口県に対して、小売商業店舗共同化資金貸付金(構造改善等高度化(特定))1,590,300,000円を無利子で貸し付けていた。同県は、この貸付金に県費765,700,000円を合わせて貸付財源とし、同年同月に長門市所在の事業協同組合(以下「組合」という。)に対して、地元消費者の生活に必要な商品を供給するための共同施設として、店舗本館及び別館(延べ面積計18,672㎡)を建設するとともに、賃借した土地6箇所(計13,136.3㎡)にアスファルト舗装を行い、併せて、フェンス等を設置して来店者用駐車場(461台分)を整備するのに必要な資金3,086,813,000円(貸付対象事業費2,946,952,000円)の一部2,356,000,000円を無利子で貸し付けていた。

また、同県は、11年9月以降、毎年度、組合の業績不振を理由として、貸付対象施設について実地調査を行うなどした上、約定償還金の一部について償還を猶予していた。

2 検査の結果

上記貸付対象施設の利用状況について調査したところ、次のような事態となっていた。

組合では、本件貸付金により整備した6箇所の来店者用駐車場のうち、利用者が少なかった2箇所の駐車場(227台分、4,931.5㎡)の一部(27台分、583.5㎡)について、7年5月から11年1月までの間に順次、同県に無断で、貸付けの目的に反して、地元金融機関等の第三者(5会社等)に駐車場として賃貸し、これらを占有使用させていた。そして、その後15年8月から16年12月までの間に順次、これらの2箇所の駐車場の敷地(所有者4人)に係る賃借期間の終期が到来したが、その際、組合は契約を更新することなく、同県に無断で、上記の第三者賃貸部分を含め当該敷地のすべてを所有者に返還するとともに、貸付対象施設であるアスファルト舗装、フェンス等を譲渡していた。

このような事態が生じていたのは、同県において、毎年度償還を猶予する際に実地調査を行っていたのに貸付対象施設の利用状況を十分に把握していなかったこと、事業団において、貸付後に留意すべき事項について同県に対する周知徹底が十分でなかったことなどによると認められる。

したがって、当該アスファルト舗装等に係る貸付金残高相当額9,613,975円(うち事業団の貸付金相当額6,489,433円)は貸付けの目的を失っており、不当と認められる。

なお、本件の不当貸付金残高9,155,337円(事業団の貸付金相当額6,179,852円)については、17年10月に繰上償還された。

第16 独立行政法人都市再生機構

不 当 事 項

工 事

(290) 総合スポーツ公園の整備工事の施行に当たり、波付硬質樹脂管の布設工費の積算を誤ったため、契約額が割高になっているもの

科 目	(都市再生勘定)(項)防災公園街区整備事業費
部局等の名称	独立行政法人都市再生機構東日本支社(契約部局) (積算部局 都市基盤整備公団本社)
工 事 名	千葉市総合スポーツ公園市民球技場(仮称)周辺土木工事
工 事 の 概 要	総合スポーツ公園を整備するため、平成 16、17 両年度に、園路広場整備工、通信設備工等を施行するもの
契 約 額	803,408,550 円 (当初契約額 591,150,000 円)
請 負 人	清水・伊藤特定建設工事共同企業体
契 約	平成 16 年 7 月 公募型指名競争契約
支 払	平成 16 年 10 月 (前払金 177,345,000 円)
割高になっている契約額	25,100,000 円

1 工事の概要

(工事の内容)

この工事は、独立行政法人都市再生機構(平成 16 年 6 月 30 日以前は都市基盤整備公団)東日本支社が、防災公園街区整備事業の一環として、千葉市内の蘇我臨海地区において、広域防災拠点の機能を併せ持つ総合スポーツ公園の整備を図るため、16、17 両年度に千葉市総合スポーツ公園市民球技場(仮称)周辺の園路広場整備工、通信設備工等を契約額 803,408,550 円で施行するものである。

このうち通信設備工は、通信ケーブルを地中に埋設する際のケーブルの防護用として、内径 50mm の波付硬質樹脂管(以下「50mm 管」という。)を 2 条延べ延長 244m、内径 100mm の波付硬質樹脂管(以下「100mm 管」という。)を 5 条延べ延長 610m それぞれ布設するなどのものである。

(波付硬質樹脂管の布設工費の積算)

上記工事の工事費の積算は都市基盤整備公団本社(以下「積算部局」という。)が行っており、積算部局では、本件通信設備工の波付硬質樹脂管の布設工費については、次のように、管 1 m 当たりの布設に要する労務費に材料費を加えて 1 m 当たりの施工単価を算出し、これに延べ延長を乗じて積算していた。

- ① 1 m 当たりの労務費については、同公団制定の「造園工事積算要領」における給水用硬質塩化ビニール管を布設する場合の職種及び歩掛かりを適用するなどして、50mm 管は配管工

0.09人、100mm管は配管工2.0人とし、それぞれ1,548円、34,400円と算出していた。

- ② 上記の労務費に材料費を加えた1m当たりの施工単価については、50mm管は1,825円、100mm管は35,000円と算出し、これにそれぞれの延べ延長を乗じて、波付硬質樹脂管の布設工費を、50mm管445,300円、100mm管21,350,000円、計21,795,300円と積算していた。

2 検査の結果

検査したところ、波付硬質樹脂管の布設工費の積算が次のとおり適切でなかった。

すなわち、本件のような通信ケーブルの防護用管を布設する場合の職種及び歩掛かりについては同公団制定の「電気設備工事積算要領」に規定されており、本件工事で使用する波付硬質樹脂管の布設工費の積算に当たっては、同要領に規定する波付硬質樹脂管布設工の職種及び歩掛かりを適用すべきであったのに、誤って、工事種別の異なる造園工事積算要領の職種及び歩掛かりを適用していた。

また、造園工事積算要領には100mm管に対応した歩掛かりが規定されていなかったことから、100mm管の1m当たりの労務費の算出においては配管工の歩掛かりを2.0人と設定しこれを用いていた。しかし、この数値は全く根拠のないものであり、電気設備工事積算要領に規定された100mm管の歩掛かりに比べて大幅に過大なものとなっていた。

そこで、1m当たりの労務費について、電気設備工事積算要領に規定された波付硬質樹脂管の布設工の職種及び歩掛かりを適用して算出すると、50mm管は電工0.035人、100mm管は電工0.06人であることから、50mm管では595円、100mm管では1,020円となる。そして、これに、当初積算で見込んでいなかった規格品を切断することにより発生する材料のロス等を加算した材料費を加えると、1m当たりの施工単価は、50mm管880円、100mm管1,647円となる。

したがって、波付硬質樹脂管の布設工費は、上記1m当たりの施工単価にそれぞれの延べ延長を乗じて算定すると、50mm管が214,720円、100mm管が1,004,670円、計1,219,390円となり、20,575,910円が過大に積算されていた。

このような事態が生じていたのは、積算部局において、積算の基準に対する理解が十分でなかったこと及び工事費の積算に対する審査が十分でなかったことによると認められる。

上記により本件工事費を修正計算すると、諸経費等を含めた工事費総額は778,224,300円となり、本件契約額803,408,550円はこれに比べて約2510万円割高になっていると認められる。

第17 国立大学法人秋田大学、第18 国立大学法人筑波大学、第19 国立大学法人千葉大学、第20 国立大学法人福井大学、第21 国立大学法人山梨大学、第22 国立大学法人広島大学、第23 国立大学法人佐賀大学

本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項

(1)～(7)診療報酬に係る会計経理について、資産及び収益の認識・計上処理を適切に行い、正確な財務諸表等の作成を行うよう改善させたもの

法人名	(1) 国立大学法人秋田大学 (2) 国立大学法人筑波大学 (3) 国立大学法人千葉大学 (4) 国立大学法人福井大学 (5) 国立大学法人山梨大学 (6) 国立大学法人広島大学 (7) 国立大学法人佐賀大学
科目	流動資産 未収附属病院収入 経常収益 附属病院収益 臨時利益 債権受贈益
資産及び収益に過大又は過小(△)に計上していた額	(1) 5046 万円 (2) 4 億 4923 万円 (3) 7 億 2359 万円 (4) 5020 万円 (5) 3 億 2066 万円 (6) △ 5 億 0873 万円 (7) 2 億 6385 万円

1 診療報酬に係る会計経理の概要

(診療報酬債権の承継)

国立大学法人は、国立大学法人法(平成15年法律第112号)に基づき、平成16年4月1日に、文部科学省の施設等機関として設置されていた国立大学に係る権利及び義務を承継して設立されており、その設置する大学の附属病院において、臨床医学の教育及び研究を行うほか、保険医療機関として患者の診療を行っている。

附属病院における患者の診療に係る権利及び義務の承継については、「法人移行にあつての会計事務処理について」(平成15年文部科学省大臣官房会計課事務連絡)等により、16年3月以前に行われた診療に係る診療報酬債権のうち、保険者等から支払を受けていないものなどを潜在的な権利として国立大学法人が承継することとされている。そして、この承継した診療報酬債権のうち16年5月末までに支払を受けたものは資本剰余金として、それ以外のものは債権受贈益として、それぞれ計上することとされている。

(国立大学法人の会計及び決算)

国立大学法人の会計は、国立大学法人法等の規定により、原則として企業会計原則によるものとされ、その基準として、文部科学大臣が国立大学法人会計基準(平成16年文部科学省告示第37号。以下「会計基準」という。)を定めて公示している。

また、国立大学法人は、毎事業年度、貸借対照表、損益計算書等(以下「財務諸表」という。)を作成し、当該事業年度終了後3月以内に文部科学大臣に提出し、その承認を受けなければならないなどとされている。

(診療報酬の算定及び請求)

保険医療機関は、健康保険法(大正11年法律第70号)等により、診療報酬として医療に要する費用を所定の診療点数に単価(10円)を乗じるなどして算定することとなっている。そして、診療報酬のうち、患者負担分は患者等に請求し、残りは、医療保険制度に係るものはそれぞれの保険者に、老人保健制度に係るものは市町村に、公費負担医療制度に係るものは都道府県又は市町村に、それぞれ請求することとなっている。

このうち保険者等に対する請求は、次のように行われている。

- ① 保険医療機関は、診療報酬の明細を明らかにした診療報酬明細書(以下「レセプト」という。)を診療報酬請求書に添付して、社会保険診療報酬支払基金又は国民健康保険団体連合会(以下「審査支払機関」という。)に毎月1回、患者を診療した日の属する月(以下「診療月」という。)の翌月10日までに送付する。
- ② 審査支払機関は、レセプト等に基づき請求内容を審査点検し、その結果を保険医療機関に診療月の翌々月までに通知するとともに、認容したレセプト等を保険者等に送付する。
- ③ 保険者等は、それぞれの立場から更に審査点検を行い、その結果を審査支払機関を通じて保険医療機関に通知する。
- ④ 保険医療機関は、保険者等に請求した診療報酬のうち、上記②及び③の審査点検の結果認容されたものについて審査支払機関から支払を受ける。

このように、保険医療機関は、通常、診療月の翌月10日までに審査支払機関にレセプト等を送付することとなっている。しかし、診療報酬の額は確定したものの、その作成等に時間を要するなどして、審査支払機関にレセプトを送付することを保留する場合(以下、送付を保留したレセプトを「保留レセプト」という。)がある。この保留レセプトは、後日、通常のレセプトと合わせて審査支払機関に送付される。

また、審査支払機関にレセプト等を送付したものの、その内容に不備があるなどの事態が判明して、送付済みのレセプトが保険医療機関に返戻される場合がある。この返戻されたレセプトは、内容の不備等を調査修正して、後日、通常のレセプトと合わせて審査支払機関に再度送付されるが、調査修正に時間を要するなどして、返戻された月の翌月10日までに再度送付することを保留する場合(以下、再度送付を保留したレセプトを「返戻保留レセプト」という。)がある。

(診療報酬に係る会計経理)

(1) 診療報酬債権の会計経理

国立大学法人における診療報酬に係る会計経理は、原則として、次のように行われるこ

とになっている。

① 資産及び収益としての計上

診療報酬の額は、1箇月分まとめてレセプトを作成して算定されることから、通常のレセプトに係る診療報酬債権については、審査支払機関に翌月10日までに送付するレセプトに係る診療報酬の合計額をもって、診療月の末日に資産(未収金)及び収益(病院収益)として計上する。

② 査定に伴う資産及び収益の減額

診療報酬の額について、審査支払機関等から減額査定を受けたときは、その査定額について、資産及び収益を減額する。

③ レセプトの返戻に伴う資産及び収益の減額

レセプトが返戻された場合は、そのレセプトに係る診療報酬債権の額について、資産及び収益を減額する。

④ 診療報酬の支払を受けたことに伴う会計経理

審査支払機関から診療報酬の支払を受けたことを確認して、未収金を預金等に振り替える。

(2) 保留レセプト等に係る会計経理

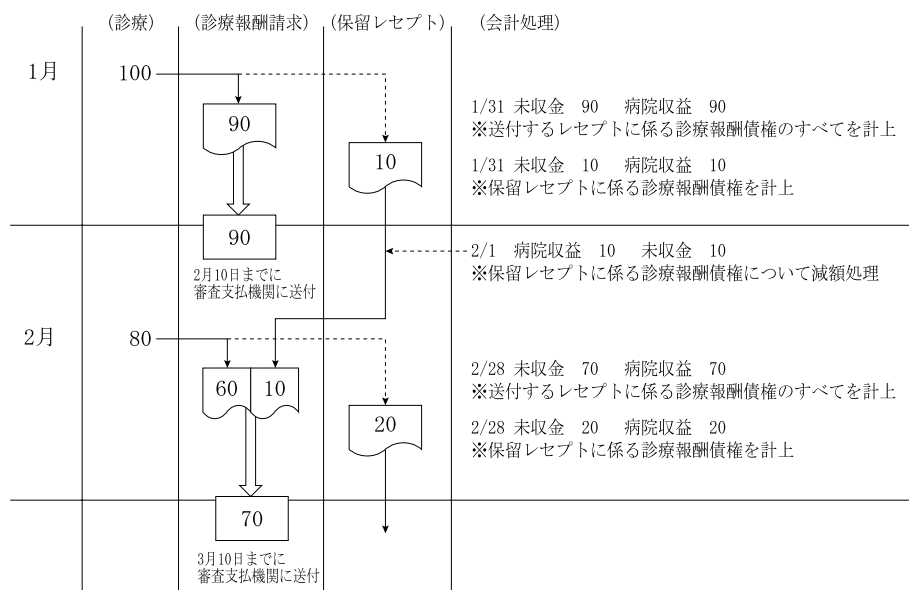
保留レセプトに係る診療報酬債権は、レセプト自体は審査支払機関に送付されないものの、診療報酬の額は確定しているため、通常のレセプトに係る診療報酬債権と同様に、診療月の末日に資産及び収益として計上される。

保留レセプトは、その後、通常のレセプトと合わせて審査支払機関に送付されることになるが、前記の会計経理により、このとき送付されるレセプトすべてに係る診療報酬債権が資産及び収益として計上されるため、保留レセプトに係る診療報酬債権は重複して計上されることになる。

このような事態を避けるため、会計経理上、診療月の翌月に、保留レセプトに係る診療報酬債権の額を資産及び収益から減額するなどの処理を行う必要がある(参考図参照)。

また、返戻保留レセプトも、内容の不備等を調査修正して、後日、通常のレセプトと合わせて審査支払機関に再度送付されることになるため、返戻保留レセプトに係る診療報酬債権についても、保留レセプトの場合と同様に、その重複計上を避けるための会計処理を行う必要がある。

(参考 図) 保留レセプトに係る会計処理の概念図



2 検査の結果

(検査の着眼点)

国立大学法人の業務運営については、その自律性及び自発性の発揮の観点から、国による事前統制を極力排除し、事後チェックに重点を置くこととされており、適切に事後チェックを行うためには、国立大学法人の会計は、その財政状態及び運営状況に関して、真実な報告を提供するものである必要がある。

そこで、各国立大学法人の最初の決算に当たり、法人化前においては債権として認識されていなかった保留レセプト等に係る診療報酬債権が会計基準等に準拠して適正に経理され財務諸表等に正確に表示されているか、診療報酬債権の承継について16事業年度の財務諸表等に適正に計上する方策が執られているかなどに着眼して検査した。

(検査の結果)

検査したところ、次表のとおり、国立大学法人秋田大学(以下「秋田大学」という。)ほか6法人では、保留レセプト等に係る診療報酬債権を資産及び収益に計上するに当たり、その会計経理を適切に行わなかったため、資産及び収益として過大又は過小に計上している事態が見受けられた。

(単位：円)

態様 法人名	(1)重複を避ける会計経理を未実施	(2)計上すべきでないものを計上	(3)査定に伴う減額処理を未実施	(4)資産及び収益に未計上	(5)その他	過大又は過小(△)に計上した額
国立大学法人 秋田大学		53,557,385			△ 3,090,396	50,466,989
国立大学法人 筑波大学	285,895,840	154,692,969	8,649,875			449,238,684
国立大学法人 千葉大学	723,596,800					723,596,800
国立大学法人 福井大学	50,205,725					50,205,725
国立大学法人 山梨大学	320,661,121					320,661,121
国立大学法人 広島大学				△ 508,730,709		△ 508,730,709
国立大学法人 佐賀大学	258,702,123		5,623,332		△ 468,136	263,857,319
合計	1,639,061,609	208,250,354	14,273,207	△ 508,730,709	△ 3,558,532	

なお、秋田大学及び国立大学法人佐賀大学は、資産及び収益の額を過大に計上したまま、16事業年度の財務諸表を作成し文部科学大臣に提出している。

上記について、態様別に示すと次のとおりである。

- (1) 重複計上を避けるための会計経理を行っていないため、資産及び収益が過大になっていたもの

前記のとおり、保留レセプト等に係る診療報酬債権は、診療月の末日に資産及び収益に計上された後、通常のレセプトと合わせて審査支払機関に送付され、再度資産及び収益に計上される。したがって、重複計上を避けるため、あらかじめ資産及び収益を減額しておくなどの会計経理を行う必要がある。

しかし、国立大学法人千葉大学ほか4法人では、この会計経理を行っていないため、資産及び収益が過大に計上されていた。

- (2) 本来計上すべきでないものを計上したため、資産及び収益が過大になっていたもの

前記のとおり、保留レセプト等は、その後、通常のレセプトと合わせて審査支払機関に送付され、そのレセプトに係る診療報酬債権は、送付する月の前月の末日に、通常のレセプトに係る診療報酬債権と合わせて資産及び収益に計上される。

しかし、国立大学法人筑波大学(以下「筑波大学」という。)ほか1法人では、16年3月末又は17年3月末における保留レセプト等に係る診療報酬債権として資産及び収益に計上したもののうちに、4月に送付し通常のレセプトと合わせて資産及び収益に計上した診療報酬債権を含めていたため重複した計上となり、資産及び収益が過大になっていた。

- (3) 査定に伴う減額処理をしていなかったため、資産及び収益が過大になっていたもの

前記のとおり、審査支払機関の審査点検の結果、減額査定を受けたときには、査定額について資産及び収益を減額する必要がある。

しかし、筑波大学ほか1法人では、この減額処理を行っていないため、資産及び収益が過大になっていた。

- (4) 資産及び収益への計上を行っていなかったため、資産及び収益が過小になっていたもの前記のとおり、国立大学法人は16年3月以前に行われた診療に係る診療報酬債権のうち、保険者等から支払を受けていないものなどを潜在的な権利として承継し、このうち同年5月末までに支払を受けたものは資本剰余金として、それ以外のは債権受贈益として、それぞれ計上することとされている。

しかし、国立大学法人広島大学では、債権受贈益に計上すべき診療報酬債権の一部を計上していなかった。そして、その状態のまま、減額査定及び支払を受けた時の会計経理（未収金の減額）を行っていたため、資産及び収益が過小になっていた。

- (5) その他

秋田大学ほか1法人では、17年3月末における返戻保留レセプトに係る診療報酬債権について、既に計上したものと誤認して資産及び収益に計上しなかったなどのため、資産及び収益が過小になっていた。

したがって、上記のように、診療報酬債権に係る会計経理が適正に行われておらず、資産及び収益が過大又は過小に計上され、正確な財務諸表等の作成が行われないこととなり、是正改善を図る要があると認められた。

(発生原因)

このような事態が生じていたのは、秋田大学ほか6法人において、保険者等に診療報酬を請求する事務の実態等を踏まえた会計経理についての認識・理解が十分でなかったことなどによると認められた。

3 当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、秋田大学ほか6法人では、正確な財務諸表等の作成を行うため、次のような処置を講じた。

ア 筑波大学ほか4法人では、過大又は過小に計上した保留レセプト等に係る診療報酬2,052,433,039円について、17年3月に資産及び収益を修正した。また、秋田大学及び国立大学法人佐賀大学では過大に計上した保留レセプト等に係る診療報酬314,324,308円について、17事業年度に資産及び収益を修正した。

イ これら7法人では、保険者等に診療報酬を請求する事務の実態等を踏まえた会計経理のマニュアル等を作成したり、研修会を行ったりなどして担当者に周知徹底を図った。

(第22 国立大学法人広島大学、第23 国立大学法人佐賀大学)

不 当 事 項

予 算 経 理

(291) 医薬品、診療材料等の購入などに当たり、当該年度の予算の額を超えて購入等を行
 (292) い、翌年度等において事実と異なる不適正な会計経理を行って代金を支払っているもの

会計名及び科目	国立学校特別会計 (項) 大学附属病院
部局等の名称	(1) 広島大学(平成16年4月1日以降は国立大学法人広島大学) (2) 佐賀大学(平成16年4月1日以降は国立大学法人佐賀大学)
不適正に経理された経費の内容	(1) 患者の診療に使用する診療材料等の購入、医療機器等の修理点検に要する経費 (2) 患者の診療に使用する医薬品等の購入に要する経費
不適正に経理された経費の額	(1) 689,910,510 円(平成11年度～15年度) (2) 81,810,588 円(平成15年度)

1 会計経理の概要等

(権利及び義務の承継)

国立大学法人広島大学及び国立大学法人佐賀大学は、平成16年4月1日、文部科学省(13年1月5日以前は文部省)の施設等機関として設置されていた広島大学及び佐賀大学に係る権利及び義務を承継して設立された。

(病院に係る予算)

広島大学病院(15年9月30日以前は医学部附属病院及び歯学部附属病院)及び佐賀大学医学部附属病院は、臨床医学の教育、研究を行うほか保険医療機関として患者の診療を行っている。そして、これらに要する経費は、法人化前の15年度までは文部科学大臣(13年1月5日以前は文部大臣)から国立学校特別会計の(項)大学附属病院として支出負担行為計画の示達を受けた歳出予算の額(以下「示達額」という。)の範囲内で賄うこととされていた。このうち、主として、患者の診療に必要な経費は(目)医療費(以下「医療費」という。)から、また、教育研究経費及び一般管理運営経費は(目)校費(以下「校費」という。)からそれぞれ支出されている。

(国の予算統制制度)

国が行う契約から支払までの会計事務は、財政法(昭和22年法律第34号)、会計法(昭和22年法律第35号)等に従って処理することとなっている。

財政法等では、予算の執行を、支出の原因となる債務負担とその結果として発生する支出に区分して、支出の原因となる債務負担の段階において厳格な統制を実施し、予算の適正かつ計画的な執行を図ることを目的として支出負担行為制度が設けられている。

この支出負担行為制度は、示達額を超過して国の債務負担の原因となる行為が行われるこ

とを防止しようとするものであり、支出負担行為担当官は、支出官から当該支出負担行為が示達額を超過しないことの確認を受け、関係の帳簿に登録された後でなければ、支出負担行為をすることができないとされている。

(国立大学法人の会計と予算)

国立大学法人の会計においては、文部科学大臣が国立大学法人に適用する会計の基準として定めた国立大学法人会計基準(平成16年文部科学省告示第37号)により、すべての取引及び事象について、複式簿記により体系的に記録し、正確な会計帳簿を作成しなければならないなどとされている。

また、国立大学法人は、各事業年度の業務運営に関する計画を定めることとされ、これに基づき自ら予算を作成し、財務健全化や規律保持を図るためにも予算による管理が行われている。

そして、各法人の会計事務は、財務及び会計に関して適用される法令等に準拠し、予算で定めるところに従うなどして行うこととされている。

2 検査の結果

(検査の着眼点)

本院では、5年12月に、文部大臣に対し、国立大学の附属病院における医薬品費の予算執行に当たり、示達額を超過して購入した医薬品、診療材料等に係る支払が年度内に行われず、翌年度又は翌々年度の予算から支払われている事態について、是正改善の処置を要求した。これに対し、文部省では、附属病院を置く各国立大学に対して通知を発するなどして、予算執行残額を確認した上で、その範囲内で法令に従って契約・発注を行うよう指導の徹底を図るなどの処置を講じたところであるが、上記と同様の事態が2国立大学で見受けられたため、14、15両年度の決算検査報告に掲記している。

そこで、法人に移行した後も含めて、附属病院における医薬品、診療材料等に係る会計経理が、法令や予算に従って適正に行われているかなどに着眼して検査した。

(検査の結果)

検査したところ、次のとおり、法令や予算に違背した事態が見受けられた。

(1) 広島大学について

広島大学病院は、11年度から15年度までの医療費及び校費の会計経理において、各年度中に購入した診療材料、事務用消耗品等及び医療機器等修理点検の一部について、当該年度内に支出負担行為等の会計事務処理を行うと示達額を超えることになるため、会計事務を翌年度又は翌々年度に持ち越して処理していた。各年度において会計事務処理を行わなかった金額は、合計689,910,510円に上っている。

これらのうち、11年度から13年度までの分及び14年度分の大分については、それぞれ翌年度の医療費及び校費から支払われている。また、14年度分の一部及び15年度分については、国立大学法人広島大学が代金支払義務を承継しているのに、法人設立時の貸借対照表に負債(未払金)として計上することなく、16事業年度の診療経費から支払っている。

そして、その支払に当たっては、日付欄が空白の見積書・納品書・請求書等を業者にあらかじめ提出させておき、これに適当な日付を記入するなどし、これに合わせて支出負担行為及び支出の決議書、会計伝票を作成していた。

上記の事態について、年度別に件数、金額及び支払を行った科目を示すと次表のとおり

である。

表

(単位：件、円)

年度内に会計事務処理を行わなかったもの		事実と異なる支出負担行為等による支払の内訳		
件数	金額	科目	件数	金額
11年度		12年度		
81	9,167,858	医療費	44	6,343,029
		校費	37	2,824,829
		小計	81	9,167,858
12年度		13年度		
163	37,023,303	医療費	45	30,612,767
		校費	118	6,410,536
		小計	163	37,023,303
13年度		14年度		
265	76,303,360	医療費	93	60,095,774
		校費	172	16,207,586
		小計	265	76,303,360
14年度		15年度		
188	118,967,362	医療費	160	117,966,856
		校費	20	557,557
		小計	180	118,524,413
15年度		16事業年度		
—	448,448,627	診療経費	260	448,891,576
合計	689,910,510	合計	949	689,910,510

注(1) 平成14年度に会計事務処理を行わなかったもののうち、442,949円については16事業年度に支払われている。

注(2) 平成15年度に会計事務処理を行わなかった件数は、翌年度法人化されたことにより、複数件まとめて起票しているなどのため確定できない。また、16事業年度の件数は伝票件数を示している。

(2) 佐賀大学について

佐賀大学医学部附属病院は、15年度の医療費の会計経理において、年度中に購入した医薬品及び診療材料の一部について、当該年度内に支出負担行為等の会計事務処理を行うと示達額を超えることになるため、その事務処理を行わず、代金が支払われていなかった。その件数及び金額は39件、81,810,588円に上っている。

これらについては、国立大学法人佐賀大学が代金支払義務を承継しているのに、法人設立時の貸借対照表に負債(未払金)として計上することなく、16事業年度の診療経費から支払っている。

そして、その支払に当たっては、日付欄が空白の見積書・納品書・請求書を業者に提出させ、これに適当な日付を記入するなどし、これに合わせて会計伝票を作成していた。

このように、法令や予算に達し、医薬品、診療材料等の購入、医療機器等の修理点検に

当たり、示達額を超えて購入等を行い、当該年度に行うべき会計事務処理を行わず、翌年度等に購入等を行ったかのようにして事実と異なる会計経理を行い、代金を支払っている事態は、著しく不当と認められる。

(発生原因)

このような事態が生じていたのは、次のようなことによると認められる。

- ア 事実に基づく適正な会計経理を行うという基本的な認識が欠けていたこと
- イ 医薬品、診療材料等の購入などに係る予算執行について、法令や予算を遵守して適正に執行すべきことへの認識が欠如していたこと
- ウ 予算執行の状況把握や見直し、医薬品等の在庫量の把握が適時適切に行われておらず、支出削減等の措置が十分に執られていなかったこと

第24 国立大学法人北海道大学、第25 国立大学法人群馬大学、第26 国立大学法人東京大学、第27 国立大学法人東京工業大学、第28 国立大学法人新潟大学、第29 国立大学法人浜松医科大学、第30 国立大学法人京都大学、第31 国立大学法人大阪大学、第32 国立大学法人熊本大学

平成15年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項に対する処置状況

教員等個人あて寄附金の経理について

(平成15年度決算検査報告157ページ参照)

1 本院が要求した改善の処置

(検査結果の概要)

国立大学は、文部科学省に置かれる施設等機関として設置されていたが、平成16年4月1日、国立大学法人が設置する大学とされた。

法人化前の国立大学において、教育・研究の奨励等を目的とする寄附金(以下「奨学寄附金」という。)を受けた場合は、これを国立学校特別会計の歳入に計上し、文部科学大臣は、当該奨学寄附金に相当する額を教育・研究に要する経費等に充てるため国立大学の長に交付してその経理を委任するものとされていた。

そして、国立大学に所属する教員等が職務上行う教育・研究については国立大学にその遂行に関する事務上の管理責任があることなどから、文部科学省では、国立大学の教員等の職務上の教育・研究に対するもので寄附者の意向によって教員等個人に対して寄附された寄附金(以下「教員等個人あて寄附金」という。)についても、あらためて当該教員等から国に寄附させることとしていた。

前記のとおり、国立大学が法人化され、これに伴って法人化前に定められていた奨学寄附金に係る規程等がすべて廃止されたことにより、教員等から教員等個人あて寄附金を国立大学法人にあらためて寄附させる根拠も失われることとなった。

このため、国立大学法人においては、所属する教員等が教員等個人あて寄附金を受けた場合には、教員等が職務上行う教育・研究について当該国立大学法人にその遂行に関する事務上の管理責任があることなどから、あらためてこれを国立大学法人に寄附しなければならない旨を定める学内規程等を自ら整備する必要があることとなった。

そこで、法人化前の北海道大学ほか8国立大学(以下「9国立大学」という。)における14、15両年度の教員等個人あて寄附金を含む奨学寄附金の受入状況は適切か、また、国立大学法人北海道大学ほか8国立大学法人(以下「9国立大学法人」という。)において、教員等個人あて寄附金を受け入れることができるよう学内規程等を整備しているかなどについて検査した。

その結果、法人化前の9国立大学では、教員等個人あて寄附金のうち、あらためて大学に寄附する手続が執られていないものが相当数あった。また、9国立大学法人では、会計実地検査時において、新たに寄附金の取扱いを定めた学内規程等を整備するなどしていたものの、教員等が教員等個人あて寄附金を受けたときは、あらためてこれを所属する国立大学法人に寄附しなければならない旨を定めていなかった。

このような事態が生じているのは、次のことなどによると認められた。

(ア) 法人化前の9国立大学において、前記の国立大学の法人化前に定められていた奨学寄附金に係る規程等により教員等個人あて寄附金についてはあらためて大学に寄附する必要があったのに、これについての教員等の認識が十分でなかったこと

(イ) 9国立大学法人において、国立大学の法人化に当たり、教員等個人あて寄附金を適切に受け入れて経理するための学内規程等を整備してその周知徹底を図ることの必要性に対する認識が十分でなかったこと

(検査結果により要求した改善の処置)

教員等個人あて寄附金について適切に把握しこれを受け入れて経理を行うよう、次のとおり、9国立大学法人の学長に対し16年10月に、会計検査院法第36条の規定により改善の処置を要求した。

(ア) 教員等が教員等個人あて寄附金を受けたときは、これをあらためて国立大学法人に寄附しなければならない旨を明確にして学内規程等の整備を図ること

(イ) 教員等個人あて寄附金の個人経理を防止するため、広く教員等向けの研修会や説明会を実施するなどして上記の学内規程等に基づく当該寄附金の取扱いについて一層の周知徹底を図ること

(ウ) 寄附金開示情報や推薦等実績を活用するなどして、教員等個人あて寄附金の調査・把握に努めること

(エ) 個人で経理している教員等個人あて寄附金について速やかに現状を把握して、未使用の寄附金がある場合にはこれを国立大学法人に受け入れて経理すること

2 当局が講じた改善の処置

9国立大学法人では、本院指摘の趣旨に沿い、教員等個人あて寄附金について適切に把握しこれを受け入れて経理するため、次のような処置を講じた。

(ア) 教員等が教員等個人あて寄附金を受けたときは、これをあらためて国立大学法人に寄附^(注3)しなければならない旨を明確にした学内規程等の整備を図った。

(イ) 教員等個人あて寄附金の個人経理を防止するため、教員等向けの研修会や説明会を実施するなどして上記の学内規程等に基づく当該寄附金の取扱いについて一層の周知徹底を図った。

(ウ) 寄附金開示情報や推薦等実績を活用するなどして、教員等個人あて寄附金の調査・把握に努めた。

(エ) 個人で経理している教員等個人あて寄附金について現状を把握した。そして、未使用の寄附金^(注4)があった国立大学法人北海道大学ほか7国立大学法人では、計63件、48,846,059円を受け入れて経理した。

(注1) 北海道大学ほか8国立大学 北海道、群馬、東京、東京工業、新潟、浜松医科、京都、大阪、熊本の各国立大学

(注2) 国立大学法人北海道大学ほか8国立大学法人 北海道大学、群馬大学、東京大学、東京工業大学、新潟大学、浜松医科大学、京都大学、大阪大学、熊本大学の各国立大学法人

(注3) 東京大学、京都大学、熊本大学の各国立大学法人が改善の処置を講じたことについては、平成15年度決算検査報告に掲記している。

(注4) 国立大学法人北海道大学ほか7国立大学法人 北海道大学、群馬大学、東京大学、東京工業大学、新潟大学、京都大学、大阪大学、熊本大学の各国立大学法人

第33 日本放送協会

不 当 事 項

不 正 行 為

- (293) 職員の不正行為による損害が生じたもの
 (296)

部局等の名称	日本放送協会本部、大阪放送局ほか1放送局
不正行為期間	平成4年8月～16年12月
損害金の種類	番組制作費
損 害 額	164,890,098 円

日本放送協会(以下「協会」という。)本部、大阪放送局ほか1放送局において、関係職員の不正行為による損害が生じたものが4件、損害額で164,890,098円ある。このうち平成17年9月末現在で損害の補てんが終わっていないものが1件、損害額で143,349,101円(うち同月末現在補てんされた額20,517,061円)、損害額のすべてが補てん済みとなっているものが3件、損害額で21,540,997円となっている。

この4件を補てんが終わっていないものと補てん済みとなっているものとに分けて示すと、次のとおりである。

- ア 平成17年9月末現在で損害の補てんが終わっていないもの

	部局等の名称	不正行為期間 年月	損 害 額 円
(293)	本 部 大 阪 放 送 局	8.9から 13.11まで	143,349,101

本件は、上記の両部局において、放送番組の制作に当たるチーフ・プロデューサー磯野某が、番組制作費の請求決定に関する事務に従事中、複数の知人と共謀し自己の担当する番組において仕事をさせたように装うなどして、知人の銀行口座に振り込ませるなどした番組制作費を領得し、協会に計143,349,101円の損害を与えたものである。

なお、本件損害額については、平成17年9月末までに共謀者である知人等から20,517,061円が返納されている。

上記のほか、16年9月末現在で判明していた損害額として48,886,600円を、平成15年度決算検査報告に掲記したところである。この損害額については、17年9月末までに共謀者である知人から12,100,000円が返納されている。

- イ 平成17年9月末現在で損害額のすべてが補てん済みとなっているもの

(294)	本 部	4.8から 13.11まで	12,416,889
-------	-----	------------------	------------

本件は、上記の部局において、音響デザイン担当の職員が、番組テーマ曲等の依頼先選定に関する事務に従事中、制作会社の社長である知人と共謀し自己が作曲した音楽を同会社に依頼して作曲させたように装うなどして、同会社の銀行口座に振り込ませるなどした番組制作費を領得し、協会に計12,416,889円の損害を与えたもの

部局等の名称	不正行為期間 年月	損 害 額 円
--------	--------------	------------

のである。

なお、本件損害額については、平成16年11月までに全額が同人及び共謀者である知人から返納されている。

(295)	本 部	16.3から 16.10まで	5,578,888
-------	-----	-------------------	-----------

本件は、上記の部局において、映像デザイン担当の職員が、映像デザイン制作の一部委託に関する事務に従事中、親族の者を委託業務に従事させたように装い、協会から委託会社を通じて、親族の者名義の銀行口座に振り込ませた番組制作費を領得し、協会に計5,578,888円の損害を与えたものである。

なお、本件損害額については、平成17年5月に全額が同人から同会社を通じて返納されている。

(296)	福井放送局	12.6から 16.12まで	3,545,220
-------	-------	-------------------	-----------

本件は、上記の部局において、放送番組の映像取材に当たるチーフ・カメラマンが、番組制作費の支払請求に関する事務に従事中、請求決定者である副部長の印鑑を無断で使用し127回にわたり、取材協力者への謝礼を装い、支払請求票を作成し、支払決定を受けて購入したビール券を領得し、協会に計3,545,220円の損害を与えたものである。

なお、本件損害額については、平成17年7月に全額が同人から返納されている。

(293)-(296)の計	3件		21,540,997
ア、イの計	4件		164,890,098

なお、協会では、不正行為の再発防止を図ることを目的として、16年9月に「コンプライアンス(法令遵守)推進委員会」を設置し、内部監査に関する体制を強化するなどの処置を講じたところであるが、その後更に、次のような処置を講じるなどしている。

- ① 同年10月に、事前審査体制を強化するため「委嘱業務等審査委員会」を設置した。
- ② 同年11月に、業務実態を的確に把握した厳格な審査を行うため主な番組制作部局に経理審査担当管理職を配置した。
- ③ 17年1月に、責任体制を強化するため委嘱料の請求決定権限を副部長から部長に変更するとともに成果物の確認を厳格化した。

本院においても、協会における再発防止策の実施状況等について引き続き注視していくこととする。

第34 東日本電信電話株式会社、第35 西日本電信電話株式会社

本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項

(1)(2) 加入者収容モジュールに搭載されている基板収容ユニットの転用を促進し、購入費の節減を図るよう改善させたもの

会社名	(1) 東日本電信電話株式会社 (2) 西日本電信電話株式会社
科目	(1) 設備投資勘定 (2) 設備投資勘定
部局等の名称	(1) 東日本電信電話株式会社本社 (2) 西日本電信電話株式会社本社
購入の概要	旧型交換機を更改するため設置する新型交換機システムの、加入者収容モジュールに搭載する基板収容ユニットを購入するもの
購入数量	(1) 1,264 個 (2) 1,788 個
購入費	(1) 2 億 8813 万余円 (2) 4 億 0758 万余円
上記のうち購入の要がなかった数量	(1) 1,059 個 (2) 688 個
節減できた購入費	(1) 6260 万円 (2) 4930 万円

1 設備の概要

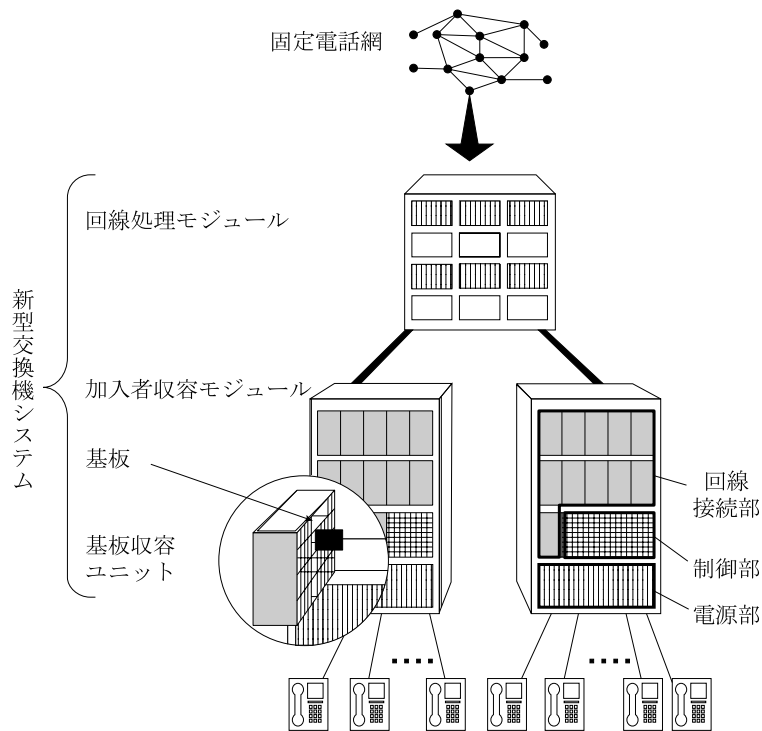
(新型交換機システムの設備)

東日本電信電話株式会社(以下「NTT 東日本」という。)及び西日本電信電話株式会社(以下「NTT 西日本」という。)では、老朽化した一般加入電話サービス用の旧型交換機を更改するため、新型交換機システムを導入してきており、平成 17 年 3 月末現在、NTT 東日本の東京支店ほか^(注1) 16 支店に 643 組、NTT 西日本の大阪支店ほか^(注2) 15 支店に 519 組設置している。

新型交換機システムは、交換接続機能を担う回線処理モジュール及びこれと加入者宅との間の伝送機能を担う加入者収容モジュールで構成されている。

このうち加入者収容モジュールは、電源部、制御部、回線接続部などがユニット化されていて、サービスを提供する一般加入電話回線等(以下「加入者回線」という。)の回線数に合わせて、各種のユニットを組み合わせ使用する構造となっている。そして、これらユニットのうち回線接続部は、加入者回線を 1 回線ごとに接続する基板と、それを 128 回線分実装可能な基板収容ユニットなどから構成されている(参考図参照)。

(参 考 図)



(基板收容ユニットの調達及び設置)

各支店では、加入者收容モジュールに基板收容ユニットを搭載するに当たって、1年後の加入者回線数を想定し、それを128回線で除して、基板收容ユニットの必要数量を算定している。そして、この必要数量に基づき、交換機設計支援等システムを用いて基板收容ユニットの設置工事の設計を行い、基板收容ユニットの搭載位置等を決定するとともに、これと並行して、基板收容ユニットの調達を行っている。

基板收容ユニットの調達においては、まず支店内で加入者收容モジュールに設置済みの基板收容ユニットのうち加入者回線が全く割り付けられていないもの(以下「未利用ユニット」という。)を撤去して転用し、支店内の転用で賄えない場合は、各支店から返納され本社が管理する物流倉庫に保管されている未利用ユニットを転用することとしている。そして、なお不足する場合に、本社を通じてメーカーから新品を購入して調達する仕組みになっている。

(割付システムと基板收容ユニットの管理)

本社では、加入者收容モジュール搭載の基板收容ユニットに実装された基板に加入者回線を割り付けるための回線設定切替システム(以下「割付システム」という。)を管理・運用している。一方、支店では、基板收容ユニットの設置工事の施工後、基板を実装したときは、その設備情報を割付システムに登録する作業を行っており、これにより加入者回線の割り付けが可能な状態となる。また、基板の実装を変更したときは、その都度、割付システムに変更情報を登録している。

そして、NTT 東日本の本社では四半期に一度、NTT 西日本の本社では支店からの要求に応じて、割付システムから出力した基板の加入者回線割付情報一覧表(以下「回線一覧表」という。)を各支店に配布しており、各支店では、これに基づいて、加入者回線の割付数が少な

く低利用となっている基板收容ユニット(以下「低利用ユニット」という。)に收容されている加入者回線を、回線收容可能数に余裕のある基板收容ユニットに移し替えて(以下、このような作業を「集約」という。)、低利用ユニットの解消と設備利用の効率化を図るなどの管理を行うこととしている。

(基板收容ユニットの転用及び返納)

各支店では、回線一覧表に基づき加入者回線を集約した結果生じた未利用ユニットについて、設備投資を抑制するため、支店内の加入者回線の需要が見込まれる加入者收容モジュールで使用するための転用を検討することとしている。

また、支店内で当分の間、未利用ユニットの利用が見込まれない場合は、本社が管理する物流倉庫に返納し、在庫品として、必要とする支店に払い出される仕組みとなっている。

2 検査の結果

(検査の着眼点)

加入者回線サービスの大半を占める一般加入電話については、IP電話の普及・拡大が急速に図られているなどして、今後更なる加入者回線数の減少が予想される一方、両会社では、ユニバーサルサービスとして固定電話網の維持が義務付けられており、今後も加入者收容モジュールや基板收容ユニット等の調達を必要としている。

このような中で、利活用可能な基板收容ユニットの管理、転用が適切に行われ、購入費の節減が図られているかに着眼して検査した。

(検査の対象及び方法)

検査に当たっては、NTT 東日本の東京支店ほか 16 支店、NTT 西日本の大阪支店ほか 15 支店において、①16 年 9 月末から 17 年 3 月末までの期間に基板收容ユニットの設置又は撤去工事が行われていない加入者收容モジュールに搭載されていた基板收容ユニット(以下「搭載ユニット」という。)と、②16 年 12 月 1 日から 17 年 3 月末までの期間に新たに設置された基板收容ユニット(以下「新設ユニット」という。)を対象として、①の搭載ユニットの中に②の新設ユニットとして転用可能なものがどの程度あったかを調査することとした。なお、①と②の期間が異なるのは、転用の決定から撤去までに一定の期間を要することを考慮したことによる。

また、上記①の搭載ユニット数の把握に当たっては、各支店が加入者回線の集約に利用している回線一覧表のほか、基板收容ユニットの搭載位置、数量等の情報が容易に入手可能な所内設備エンジニアリング支援システム(以下「設備記録システム」という。)の登録情報を利用することとした。この設備記録システムは、各支店が棚卸し等の資産管理に使用しているもので、前記の交換機設計支援等システムから情報が転送されている。

(検査の結果)

両会社における新設ユニットは、5,344 個(NTT 東日本 2,520 個、NTT 西日本 2,824 個)で、そのうち 2,292 個(同 1,256 個、同 1,036 個)は他から転用されたもので、購入して設置されたものは 3,052 個(同 1,264 個・購入金額 2 億 8813 万余円、同 1,788 個・購入金額 4 億 0758 万余円)となっていた。

一方、搭載ユニットのうち、前記の期間における利用状況の把握に必要なデータが入手できたものは、90,721 個(同 42,150 個、同 48,571 個)で、この中には、次のようなものが見受けられた。

(1) 回線一覧表に記載されていない未利用ユニット

設備記録システムに登録されていないが、回線一覧表に記載されていないため、各支店において転用の可否の判断の対象外となっている搭載ユニットが東京支店ほか16支店で2,962個、大阪支店ほか15支店で3,596個、計6,558個見受けられた。

これらは、割付システムでは、基板が一度も実装されなかったり、すべて抜去されたりした基板収容ユニットは、加入者回線の割り付けの対象外となるため、回線一覧表に記載されていない未利用ユニット(以下「未登録ユニット」という。)である。

しかし、設備記録システムから基板収容ユニットの搭載位置情報を抽出し、回線一覧表と照合すれば未登録ユニットを把握でき、転用できるものと認められた。

(2) 回線一覧表に記載されている未利用ユニット

回線一覧表に記載されている搭載ユニットの中に、16年9月末において、実装されている基板に加入者回線が全く割り付けられておらず、その状態が17年3月まで継続していたものが、東京支店ほか9支店^(注3)で339個、大阪支店ほか13支店^(注4)で130個、計469個見受けられた。

これらは、各支店において、支店内に転用先がなく、撤去しても撤去工事費が計上されるのみで、支店の損益に不利となるとして撤去していなかったものである。

しかし、これらの未利用ユニットは、物流倉庫に返納していれば、他の支店に転用できるものと認められた。

(3) 低利用ユニット

回線一覧表に記載されている搭載ユニットの中に、16年9月末において、加入者回線が1回線しか割り付けられておらず、その状態が17年3月まで継続していたものが、東京支店ほか13支店^(注5)で1,170個、大阪支店ほか14支店^(注6)で524個、計1,694個見受けられた。

これらは、回線一覧表の配布が四半期に一度であるなどして、各支店で基板収容ユニットの利用状況を随時確認できる状態にないことから、積極的に加入者回線の集約を行うことをしていなかったものである。

しかし、回線一覧表を各支店で適宜閲覧可能とし、日常業務の中で集約を行っていれば、未利用ユニットとして転用できるものと認められた。

したがって、上記(1)の未登録ユニット6,558個、(2)の未利用ユニット469個及び(3)の低利用ユニット1,694個、計8,721個(NTT東日本4,471個、NTT西日本4,250個)については、適切な管理を行っていれば、前記の購入した新設ユニットに代えて転用できたものもあったと認められた。

(節減できた購入費)

上記8,721個のうち、1箇所の加入者収容モジュールから一度に数個以上撤去でき、1個当たりの撤去工事費が購入費より低価となると認められるものを転用したとすれば、購入した新設ユニットのうち1,747個(NTT東日本1,059個、NTT西日本688個)は購入の要がなく、撤去工事費を考慮してもNTT東日本で約6260万円、NTT西日本で約4930万円の購入費が節減できたと認められた。

(発生原因)

このような事態が生じていたのは、次のことによると認められた。

- ア 各支店において、割付システムではすべての基板収容ユニットの情報を把握できないことについて十分認識していなかったため、設備記録システムなど他のシステムの利用に対する配慮が十分でなかったこと、及びこのことに対する本社の指導が十分でなく、その周知徹底を図っていなかったこと
 - イ 各支店において、全社レベルで基板収容ユニットを有効に利用する意識が十分でなく、物流倉庫への返納が促進されなかったこと、及びこのことに対する本社の指導が十分でなかったこと
 - ウ 本社において、回線一覧表を四半期に一度又は支店から要求があったときに配布するにとどめていたこと、及び各支店において、加入者回線の集約が日常業務の中で十分行われなかったこと
- 3 当局が講じた改善の処置
- 上記についての本院の指摘に基づき、両会社では、回線一覧表を各支店が適宜確認できるよう情報提供を行うとともに、17年9月に、各支店に対して次のような内容の指示文書を発し、基板収容ユニットの転用を促進するための処置を講じた。
- ア 回線一覧表の情報を設備記録システム等で補い、運用する設備を漏れなく管理すること
 - イ 当分の間利用が見込まれない未利用ユニットについて、物流倉庫に返納すること
 - ウ 回線一覧表を適宜確認し、日常業務の中で加入者回線を集約しておくこと
- (注1) 東京支店ほか16支店 東京、神奈川、千葉、埼玉、茨城、栃木、群馬、山梨、長野、新潟、宮城、福島、岩手、青森、山形、秋田、北海道各支店
- (注2) 大阪支店ほか15支店 大阪、京都、兵庫、名古屋、静岡、岐阜、三重、金沢、広島、岡山、山口、愛媛、福岡、熊本、鹿児島、沖縄各支店
- (注3) 東京支店ほか9支店 東京、千葉、埼玉、茨城、長野、宮城、福島、岩手、秋田、北海道各支店
- (注4) 大阪支店ほか13支店 大阪、京都、兵庫、名古屋、岐阜、三重、金沢、岡山、山口、愛媛、福岡、熊本、鹿児島、沖縄各支店
- (注5) 東京支店ほか13支店 東京、神奈川、千葉、埼玉、茨城、栃木、群馬、長野、新潟、宮城、福島、青森、秋田、北海道各支店
- (注6) 大阪支店ほか14支店 大阪、京都、兵庫、名古屋、静岡、岐阜、三重、金沢、広島、岡山、山口、福岡、熊本、鹿児島、沖縄各支店

(3)(4) ビルの清掃作業について、作業員の移動の実態等に基づいて移動費を適切に算定することなどにより、委託費の節減を図るよう改善させたもの

会社名	(1) 東日本電信電話株式会社 (2) 西日本電信電話株式会社
科目	(1) 営業費用 (2) 営業費用
部局等の名称	(1) 東日本電信電話株式会社東京支店ほか8支店 (2) 西日本電信電話株式会社大阪支店ほか6支店
契約名	ビル清掃委託契約

契約の概要	電気通信事業のために保有するビルの清掃作業を行わせるもの
契約の相手方	(1) テルウェル東日本株式会社 (2) テルウェル西日本株式会社
契約	(1) 平成12年3月(基本契約) 随意契約 (2) 平成12年3月(基本契約) 随意契約
ビルの清掃作業に係る委託費	(1) 31億5236万余円(平成16年4月～11月) (2) 30億8548万余円(平成16年4月～11月)
節減できた委託費	(1) 1億1350万円(平成16年4月～11月) (2) 1億2300万円(平成16年4月～11月)

1 契約の概要

(清掃作業の概要)

東日本電信電話株式会社(以下「NTT 東日本」という。)及び西日本電信電話株式会社(以下「NTT 西日本」という。)では、電気通信事業の用に供するビルを多数保有している。これらのビルには、①社員等が常時勤務しているビル(以下「有人ビル」という。)と、②機械設備等は設置されているものの通常は社員等が勤務しておらず、必要に応じて有人ビルから社員等を派遣するなどしているビル(以下「無人ビル」という。)とがある。そして、これらのビルの清掃作業については、「ビル清掃委託基本契約」等に基づき、NTT 東日本では各支店等が^(注1)テルウェル東日本株式会社に、また、NTT 西日本では各支店等がテルウェル西日本株式会社に、それぞれ委託して実施している。

(清掃費の算定)

NTT 東日本及びNTT 西日本(以下「両会社」という。)の各支店等では、清掃作業を委託するに当たり、両会社の本社が制定した「ビル清掃委託費算定要領」等に基づき、次のとおり、ビルごとに月額のコストを算定することとしている。

① 有人ビル

$$\text{清掃費} = \left[\text{清掃対象面積} \times \text{1箇月当たり m}^2\text{単価} \right] \times (1 + \text{諸経費率})$$

② 無人ビル

$$\text{清掃費} = \left[\text{清掃対象面積} \times \text{1箇月当たり m}^2\text{単価} + \text{移動費} \right] \times (1 + \text{諸経費率})$$

上記のうち、移動費については、無人ビルの清掃作業に当たり、作業員が最寄りの有人ビル等(以下「拠点ビル」という。)から出向いて清掃を行う場合であって、その移動距離が1 km 以上の場合に、拠点ビルと無人ビルとの往復に要する交通実費と移動時間に応じた労務費相当額を合算して算定することとされている。

2 検査の結果

(検査の着眼点)

両会社では、多数のビルを保有していることから、その清掃費も多額に上っている。また、両会社では、業務の集約、保守拠点の統廃合等を実施するなどして業務運営体制の効率化を進めているところであり、これに伴い、無人ビルが増加している状況にある。このような状況を踏まえ、清掃費の算定が適切に行われているかなどに着眼して検査した。

(検査の対象)

NTT 東日本の東京支店ほか^(注2)8支店及びNTT 西日本の大阪支店ほか^(注3)8支店において、清掃作業を委託していたビル1,315箇所及び1,992箇所に係る平成16年4月から11月までの清掃費それぞれ31億5236万余円、34億9207万余円を対象として検査した。

(検査の結果)

検査したところ、無人ビルの清掃作業に係る移動費の算定について、次のような事態が見受けられた。

NTT 東日本の東京支店ほか8支店では無人ビル852箇所について、また、NTT 西日本の大阪支店ほか^(注4)6支店では無人ビル1,121箇所について、作業員が、バス、鉄道等の公共交通機関を利用して拠点ビルから各無人ビルに出向いて清掃作業を行い、作業終了後は再び拠点ビルに戻ることで、往復に要する公共交通機関の交通費と移動時間に応じた労務費相当額を合算して移動費を算定し、これを清掃費に計上していた。

しかし、上記の無人ビル計1,973箇所に係る清掃作業の実態等について調査したところ、次のような状況となっていた。

ア 1,116箇所の無人ビル(NTT 東日本624箇所、NTT 西日本492箇所)については、作業員が、清掃を担当する無人ビルの近傍に居住していることなどから、自宅から無人ビルに直接出向いて清掃作業を行い、作業終了後は直接帰宅している状況であった。

また、NTT 西日本の無人ビル153箇所については、受託会社が作業員を拠点ビルに集合させてから各無人ビルに向かわせて清掃作業を行わせていたが、これらの作業員は、清掃を担当する無人ビルの近傍に居住するなどしており、自宅から無人ビルに直接出向いて清掃作業を行い、作業終了後は直接帰宅することとしても、特に支障はないと認められた。

したがって、これらの無人ビル計1,269箇所については、移動費を清掃費に計上する必要はないと認められた。

イ 残りの無人ビル704箇所(NTT 東日本228箇所、NTT 西日本476箇所)については、作業員が、公共交通機関を利用して拠点ビルと各無人ビルとの間をそれぞれ往復して清掃作業を行うのではなく、実際には、複数の無人ビルを自動車で巡回するなどして経済的、効率的に移動して清掃作業を行っている状況であった。

したがって、これらの無人ビル704箇所については、実際の移動方法に基づくなどして、移動費を適切に算定すべきであると認められた。

(節減できた清掃費)

本件について、上記のとおり、移動費を適切に算定したとすれば、NTT 東日本の東京支店ほか8支店における清掃費31億5236万余円は30億3880万余円、NTT 西日本の大阪支店ほか6支店における清掃費30億8548万余円は29億6240万余円となり、それぞれ約1億

1350万円、約1億2300万円節減できたと認められた。

(発生原因)

このような事態が生じていたのは、NTT東日本の東京支店ほか8支店及びNTT西日本の大阪支店ほか6支店において、無人ビルの清掃作業における作業員の移動の実態等を十分に把握しておらず、移動費を適切に算定するための検討が十分でなかったことなどによると認められた。

3 当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、両会社では、17年9月に、各支店等に対して指示文書を発し、移動の実態等に基づいて移動費を適切に算定することなどにより無人ビルに係る清掃費の節減を図るよう周知徹底する処置を講じた。

- (注1) ビル清掃委託基本契約 両会社の各支店等が締結する個別の清掃業務委託契約に共通する基本的な事項について定めたもので、NTT東日本とテルウェル東日本株式会社との間、NTT西日本とテルウェル西日本株式会社との間で、それぞれ締結されている。
- (注2) 東京支店ほか8支店 東京、神奈川、千葉、埼玉、栃木、山梨、長野、新潟、宮城各支店
- (注3) 大阪支店ほか8支店 大阪、京都、兵庫、名古屋、金沢、広島、岡山、福岡、熊本各支店
- (注4) 大阪支店ほか6支店 大阪、京都、兵庫、名古屋、金沢、福岡、熊本各支店

第3節 特に掲記を要すると認めた事項

第1 中堅事業者に係る破綻金融機関等関連特別保険等の利用が低調となっているため、制度の在り方について検討することが必要な事態について

検査対象	経済産業省(平成13年1月5日以前は通商産業省)、中小企業金融公庫(16年6月30日以前は中小企業総合事業団、ただし11年6月30日以前は中小企業信用保険公庫)、社団法人全国信用保証協会連合会
科目	破綻金融機関等関連特別保険等準備基金 中堅企業金融円滑化特別基金特別会計正味財産
部局等の名称	経済産業本省、中小企業金融公庫、社団法人全国信用保証協会連合会
制度の根拠	破綻金融機関等の融資先である中堅事業者に係る信用保険の特例に関する臨時措置法(平成10年法律第151号)
制度の概要	破綻金融機関等の融資先である中堅事業者の金融機関からの借入れについて、その債務保証を行った信用保証協会が代位弁済した場合に、中小企業金融公庫が信用保証協会に対して保険金を支払い、同公庫から保険金の支払を受けることができない部分について全国信用保証協会連合会が信用保証協会に対して出えんを行うもの
平成16年度末破綻金融機関等関連特別保険等準備基金残高	716億7935万円(中小企業金融公庫)
平成16年度末特定中堅企業金融円滑化特別基金残高	81億4537万円(社団法人全国信用保証協会連合会)

1 制度の概要

(破綻金融機関等関連特別保険等の創設)

バブル経済が崩壊して景気が低迷する中で、平成9年秋以降大手金融機関が相次いで破綻するなど、金融面での不安定性が顕在化し、健全な借り手に対しても金融機関の融資姿勢が厳しくなる、いわゆる貸し渋りによる企業の資金繰り悪化が顕著となってきた。このような経済情勢や金融環境に対応し、政府は、累次にわたり各種の対策を打ち出してきたが、10年11月の経済対策閣僚会議において、貸し渋り、融資回収等による信用収縮を防ぎ、中小、中堅企業等に対する信用供与が確保されるよう、同年8月に閣議決定された「中小企業等貸し渋り対策大綱」に盛り込まれた、中小企業金融安定化特別保証制度及び金融環境対応融資制度等の拡充等の諸施策を強力に推進すること等を内容とした緊急経済対策を決定した。

この緊急経済対策において、株式会社北海道拓殖銀行、株式会社日本長期信用銀行等の破綻金融機関の融資先である中堅事業者(資本の額又は出資の総額が5億円未満で中小企業信用保険の対象とならない会社)向け対策として、信用保証協会法(昭和28年法律第196号)に基

づき設立された都道府県等の信用保証協会(52信用保証協会。以下「協会」という。)及び中小企業金融公庫(16年6月30日以前は中小企業総合事業団信用保険部門、11年6月30日以前は中小企業信用保険公庫。以下「公庫」という。)による新たな信用保証制度の導入を行うことが決定された。これを受けて、10年12月、議員立法により「破綻金融機関等の融資先である中堅事業者に係る信用保険の特例に関する臨時措置法」(平成10年法律第151号。以下「破綻保険法」という。)が制定され、破綻金融機関等関連特別保険及び破綻金融機関等関連特別無担保保険(以下「破綻金融機関等関連特別保険等」という。)が創設された。

そして、経済産業省は、破綻金融機関等関連特別保険等に係る保証制度について、同年同月に中堅企業(破綻金融機関等関連)特別保証制度要綱を制定し、協会において同要綱に基づく統一保証制度として運用していくこととなった。この要綱において、借入額のうち保証付借入額の割合(以下、「保証割合」という。)は、80%に限るものと定められ、金融機関に保証付融資との協調融資を行わせることにより、モラルハザードを回避する制度としている。

(破綻金融機関等関連特別保険等に対する政府の財政措置)

政府は、この保険の創設に当たり、公庫に対して、11年1月に破綻金融機関等関連特別保険等の業務に係る破綻金融機関等関連特別保険等準備基金(以下「準備基金」という。)として720億円の新規出資を行っている。準備基金は、破綻金融機関等の融資先である中堅事業者の金融機関からの借入れについて、その債務の保証を行った協会が当該中堅事業者に代わり債務を弁済した場合(以下、この弁済を「代位弁済」という。)に、公庫が協会に対して保険金を支払うための基金であり、この出資額は以下のように推計して算出したものである。

$$\begin{aligned} & \text{約 } 3,000 \text{ 社(対象企業)} \times 7.5 \text{ 億円(1社当たりの融資規模)} = \text{約 } 2 \text{ 兆円(融資規模)} \\ & 2 \text{ 兆円(融資規模)} \times 80\% \text{ (保証割合)} = 1 \text{ 兆 } 6000 \text{ 億円(保証(保険)規模)} \\ & 1 \text{ 兆 } 6000 \text{ 億円(保証規模)} \times 0.05 \text{ (事故率(10\%))} \times 50\% \text{ (回収率(50\%))} \times 90\% \text{ (てん補率)} \\ & = 720 \text{ 億円} \end{aligned}$$

(注1) 北海道拓殖銀行、日本長期信用銀行等の取引先数から推計。以下同じ。

(注2) 付保限度額(5億円+1億円)÷0.8(保証割合)=7.5億円。以下同じ。

また、政府は、全国信用保証協会連合会(以下「連合会」という。)に対して、同年3月に80億円の特定中堅企業金融円滑化特別対策費補助金を交付している。そして、連合会では、これを受けて破綻金融機関等関連特別保険等に係る債務の保証を行った協会が代位弁済した場合に、公庫から保険金の支払を受けることができない部分(代位弁済額の10%分)を当該協会に対して出せんするための基金(以下「特別基金」という。)を造成した。この補助金についても以下のように推計して算出したものである。

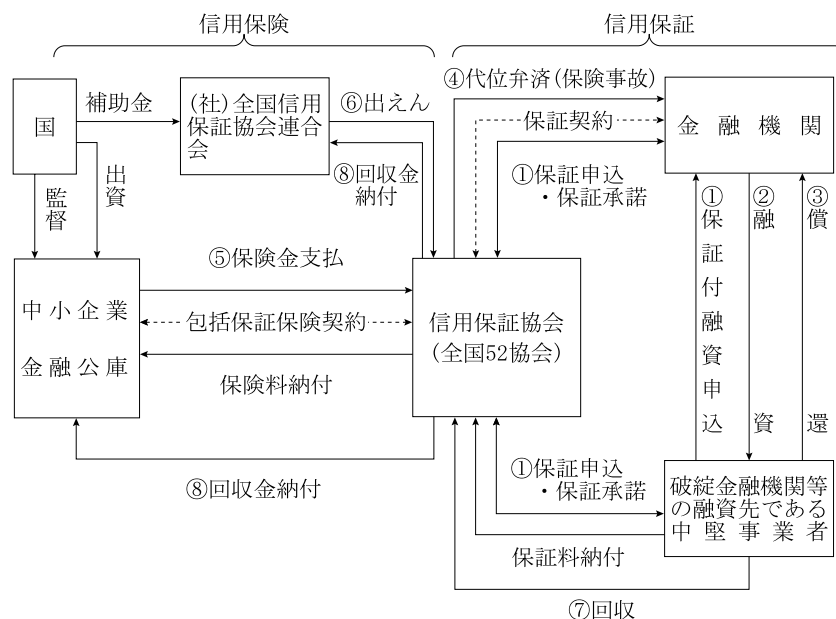
$$\begin{aligned} & \text{約 } 3,000 \text{ 社(対象企業)} \times 7.5 \text{ 億円(1社当たりの融資規模)} = \text{約 } 2 \text{ 兆円(融資規模)} \\ & 2 \text{ 兆円(融資規模)} \times 80\% \text{ (保証割合)} = 1 \text{ 兆 } 6000 \text{ 億円(保証規模)} \\ & 1 \text{ 兆 } 6000 \text{ 億円(保証規模)} \times 0.05 \text{ (事故率(10\%))} \times 50\% \text{ (回収率(50\%))} \times 10\% \text{ (出せん率)} \\ & = 80 \text{ 億円} \end{aligned}$$

(破綻金融機関等関連特別保険等に係る信用補完制度)

協会では、図1のとおり、金融の円滑化を図るため、破綻金融機関等の融資先である中堅事業者の金融機関からの借入れについてその債務を保証する信用保証を行っている。また、公庫では、協会の行う債務保証を包括的に保険する信用保険を実施している。これらの信用保証及び信用保険は併せて信用補完制度と呼ばれ、中堅事業者に対する信用の収縮を防止

し、もって国民経済の健全な発展に資することを目的としている。

図1 信用補完制度の仕組み



(破綻金融機関等関連特別保険等の概要)

この保険の概要は以下のとおりとなっている。

対象となる中堅事業者	資本の額又は出資の総額が5億円未満の会社(中小企業信用保険法(昭和25年法律第264号)に基づく中小企業者を除く。)のうち、政令で定める業種に属する事業を行うものであって、破綻金融機関等と金融取引を行っていたことにより、銀行その他の金融機関との金融取引に支障が生じていることについて、都道府県知事の認定を受けたもの(以下「特定会社」という。)	
対象資金	事業経営に必要な運転資金及び設備資金	
保険種類	破綻金融機関等関連特別保険	破綻金融機関等関連特別無担保保険
付保限度額	5億円	1億円
てん補率(出えん率)	90% (10%)	90% (10%)
保険料率	0.4%	0.28%

(注) 資本の額又は出資の総額が1億円(小売業又はサービス業を主たる事業とする事業者については5000万円、卸売業を主たる事業とする事業者については7000万円)以下の会社並びに常時使用する従業員の数が300人(小売業又はサービス業を主たる事業とする事業者については50人、卸売業を主たる事業とする事業者については100人)以下の会社等

公庫は、破綻金融機関等関連特別保険等の業務に関して、準備基金に係る経理については、その他の業務に係る経理と区分し、特別の勘定を設けて整理しなければならないこととなっている。

また、この特別の勘定において、毎事業年度の損益計算における利益及び損失の処理方法については、利益が生じたときは準備基金の取崩し分の補てんに充て、なお残余がある場合

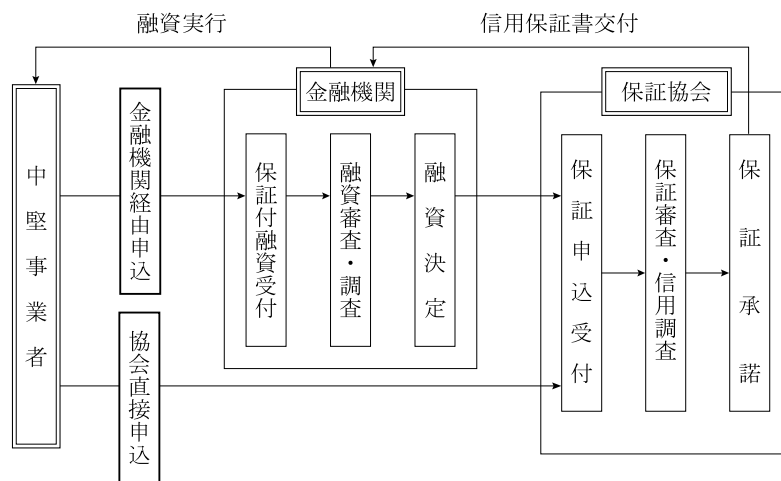
にはその残余の100分の50に相当する額は積立金として積み立て、残額を国庫に納付することとされている。一方、損失が生じたときは、積立金を取り崩して整理し、なお不足があるときは、準備基金を減額して整理しなければならないこととなっている。

(破綻金融機関等関連特別保険等に係る保証業務等の流れ)

保証の申込みは、図2のとおり、中堅事業者が直接協会に申し込む方法と金融機関経由で申し込む方法とがあるが、いずれも保証の申込みを受けた協会は、申込中堅事業者の資格要件を確認するとともに企業の信用調査を行うなどして保証審査を行う。

すなわち、協会は、破綻保険法に定める特定会社であるか、必要な許認可を取得しているかなど信用保険における資格要件等について確認するとともに、経営者の信用力、企業の将来性・技術力等定性的な側面のほか、返済能力等については財務面からの分析を加え、総合的に検討した上で保証の諾否を決定する。保証審査の結果、適当と認められれば協会は金融機関に信用保証書を交付し金融機関は一定期間内に当該中堅事業者に融資を実行する。

図2 保証業務の流れ



そして、協会が行った債務保証については、公庫と協会との間で締結した破綻金融機関等関連特別保険等包括保証保険契約により、中堅事業者としての資格、借入金の使途、保証金額等保険要件を備えているものは原則としてすべて公庫の信用保険に付保する仕組みとなっている。

また、保証付融資を受けた中堅事業者が債務を履行しない場合は、協会が代位弁済する。そして、公庫は、協会からの破綻金融機関等関連特別保険等に係る保険金の支払請求を受けて、代位弁済額(元本)の90%を保険金として協会に支払う。

連合会は、破綻金融機関等関連特別保険等に係る保険金の支払を受けた協会からの出えんの請求を受けて、代位弁済額(元本等)の10%を協会に出えんする。

一方、協会は、代位弁済に伴い中堅事業者に対する求償権を取得し、その後、協会の求償権の行使により回収があった場合は、これに係る保険金相当額を公庫に納付し、また、出えん相当額を連合会に納付することとなっている。

2 検査の結果

(検査の背景及び着眼点)

金融機関の破綻が相次いで発生し、金融システム不安が発生する中、多額の不良債権を抱えていた金融機関が融資審査を厳格化したため、いわゆる貸し渋りといった信用収縮問題が顕在化し、政府は累次にわたる経済対策を講じた。

こうした中、政府は14年10月に「金融再生プログラム」を策定し、16年度には主要行の不良債権比率を同年3月期(8.4%)の半分程度に低下させ、問題の正常化を図るとともに、金融システム改革等の構造改革を支えるより強固な金融システムの構築を目指すこととした。

また、この金融再生プログラムの中で、中小・地域金融機関の不良債権処理については、主要行とは異なる特性を有する「リレーションシップバンキング^(注3)」の在り方を多面的な尺度から検討した上で、アクションプログラムを策定することとされ、15年3月に「リレーションシップバンキングの機能強化に関するアクションプログラム」が公表された。その基本的な考え方は、16年度までの2年間を、地域金融に関する「集中改善期間」と位置付け、各金融機関のリレーションシップバンキングの機能を強化し、中小企業の再生と地域経済の活性化を図ることで、不良債権問題も同時に解決していくというものである。

(注3) リレーションシップバンキングとは、地域密着型金融ともいい、金融機関が長期的な取引関係によって得た情報を活用し、中小企業等への金融仲介機能を強化し、金融機関自身の収益向上を図ることをいう。

さらに、上記の金融再生プログラムにおいて、「金融システムの安定に万全を期しつつ、不良債権問題を終結させるため、迅速に公的資金を投入することを可能にする新たな制度の創設の必要性などについて検討し、必要な場合は法的措置を講ずる」とされたことを受け、16年6月に「金融機能の強化のための特別措置に関する法律」(平成16年法律第128号。以下「金融機能強化法」という。)が制定され、新たな公的資金制度が創設された。

一方、中小企業信用保険法における中小企業者の定義については、11年12月、中小企業基本法の改正と同時に改正され、製造業などの場合の資本の額又は出資の総額を従来の1億円以下から3億円以下に引き上げるなどの拡大が行われた。これに伴い中堅事業者の範囲が縮小されることとなった。

(検査の対象)

上記のように、破綻金融機関等関連特別保険等事業が創設された当時とは状況が大きく異なってきているので、経済産業省が公庫等に実施させている本件事業の実施状況を検査するとともに、公庫に対して出資した準備基金720億円及び連合会に対して交付した特別基金80億円を対象に、その利用状況について検査することとした。

(検査の結果)

(1) 特定会社の状況

この保険は、前記のとおり、破綻金融機関等と金融取引を行っていたことにより、銀行その他の金融機関との金融取引に支障が生じている特定会社を対象とするものである。そして、制度創設以来、この特定会社は、表1のとおり、10年度末時点で113社が、11年度末時点では238社となったものの、それ以降は大幅に増加することなく、16年度末時点では283社となっており、10年12月の制度創設時に想定した対象事業者数約3,000社に比べ極めて少ない状況である。

表1 各年度末における特定会社の累計数の推移 (単位：社)

年 度	10年度末	11年度末	12年度末	13年度末	14年度末	15年度末	16年度末
特定会社	113	238	258	263	266	280	283

(2) 保険引受けの実績

公庫における破綻金融機関等関連特別保険等の保険引受額についてみると、表2のとおり、制度が創設された10年度以降いずれの年度においても、予算上の事業計画による保険引受予定額に比べ少なく、保険引受額の実績は、最大でも11年度の230億6448万余円(157社、231件)であり、これは同年度の予定額8000億円に対し2.88%となっている。

そして、10年度から16年度末までの保険引受額は合計でも351億2763万余円(226社、377件)であり、これは制度創設時に想定した保険規模1兆6000億円の2.19%となっている。

表2 保険引受額の推移 (単位：百万円)

年 度		10	11	12	13	14	15	16	合計
破綻金融機関 等関連特別	予定	240,000	480,000	592,400	75,780	75,780	75,780	39,600	
	実績	(6)	(68)	(21)	(9)	(3)	(5)	(2)	(114)
		<3>	<48>	<17>	<9>	<3>	<4>	<2>	<73>
		496	12,246	3,038	1,593	135	480	136	18,125
破綻金融機関 等関連特別無 担保	予定	160,000	320,000	395,000	50,520	50,520	50,520	26,400	
	実績	(45)	(163)	(24)	(9)	(8)	(11)	(3)	(263)
		<39>	<136>	<23>	<9>	<6>	<9>	<3>	<202>
		3,228	10,818	1,299	560	262	689	145	17,002
合 計	予定	400,000	800,000	987,400	126,300	126,300	126,300	66,000	
	実績	(51)	(231)	(45)	(18)	(11)	(16)	(5)	(377)
		<39>	<157>	<35>	<12>	<8>	<12>	<5>	<226>
		3,724	23,064	4,337	2,154	397	1,169	281	35,127
予定に対する 実績の比率	0.93%	2.88%	0.43%	1.70%	0.31%	0.92%	0.42%		

注(1) 「予定」とは、公庫の予算上の事業計画による保険引受予定額である。

注(2) 実績欄の()書きは件数である。

注(3) 実績欄の< >書きは社数であり、合計欄は実社数である。

なお、16年度末における保険引受残高は、36億0591万余円となっている。

(3) 準備基金の収支状況

公庫の準備基金の収支状況は、表3のとおり、保険料収入は11年度に7671万余円を計上した後、保険引受額が増加していないことから減少傾向となっており、16年度までの合計では2億6977万余円となっている。また、回収金は16年度末までの合計で8004万余円となっている。一方、保険金の支払額は12年度に2億8290万余円(4社、4件)を計上したものの、その後は、協会における代位弁済が増加していないことから各年度とも数千万円台程度で推移している。このため、16年度末までの保険金の支払実績は、合計でも4協会における5億7094万余円(14社、15件)となっている。

(注4) 北海道、東京、大阪府中小企業、福岡県各信用保証協会。以下同じ。

また、公庫における業務上の余裕金については、中小企業金融公庫法(昭和28年法律第138号)に基づき、国債、地方債又は政府保証債の保有、財政融資資金への預託、銀行への預金等により運用することとなっているため、破綻金融機関等関連特別保険等の業務における余裕金については財政融資資金(13年3月以前は資金運用部資金)への預託により運用されている。この運用収入は10年度から16年度末までの累計で9億3130万余円となっている。

これらの結果、10年度に保険金の支払のために政府が出資した準備基金は、16年度末においても716億7935万余円となっている状況である。

表3 準備基金の収支状況 (単位：百万円)

年度	保険料 (A)	回収金 (B)	代位弁済 金額 (元本のみ)	保険金 の支払 件数	保険金 支払額 (C)	収支差額(D)= (A)+(B)-(C)	損益	準備基金 残高	未回収 残高
10年度	0.6	—	—	0	—	0.6	△ 9	72,000	—
11年度	76	—	72	1	65	11	0	71,990	65
12年度	69	16	314	4	282	△ 196	△ 145	71,990	331
13年度	54	28	97	2	87	△ 4	0	71,845	389
14年度	35	7	27	1	24	17	△ 11	71,845	407
15年度	20	23	82	4	74	△ 29	△ 117	71,833	458
16年度	12	3	40	3	36	△ 20	△ 36	71,679	490
合計	269	80	634	15	570	△ 221	△ 320		

(注) 代位弁済金額欄の計数は、保険金支払を基準として整理したものである。

なお、16年度末までの事故率は1.80%、回収率は14.01%となっており、それぞれ想定した10%、50%より低くなっている。

(4) 特別基金の収支状況

連合会の特別基金の収支状況は、表4のとおり、12年度に3152万余円(4社、4件)のえんを行っているものの、他の年度においてはいずれも数百万円台で推移している。この結果、えん実績は、公庫と同様に4協会において、16年度末までの累計でも6368万余円(14社、15件)となっている。

表4 特別基金の収支状況 (単位：千円)

年 度	えん 件 数	代位弁済 総 額	保険金 支払額	えん	回収金	回収金返戻納付額	求償権 残 高
10年度	0	—	—	—	—	—	—
11年度	1	72,696	65,250	7,269	—	—	7,269
12年度	4	315,545	282,903	31,527	18,709	1,870	36,926
13年度	2	97,797	87,363	9,779	32,045	3,204	43,501
14年度	1	27,916	24,966	2,791	7,384	737	45,556
15年度	4	83,106	74,414	8,310	27,247	2,724	51,142
16年度	3	40,093	36,049	4,009	3,690	368	54,782
合 計	15	637,155	570,945	63,689	89,078	8,906	

(注) 代位弁済総額欄の計数は、えんを基準として整理したものである。

また、連合会における業務上の余裕金のうち、この特別基金に係るものについては、連合会出えん事業に係る業務方法書により、国債又は商工組合中央金庫の発行する商工債券等の保有、銀行、その他の金融機関への預金等により運用することとなっているため、利付商工債券や定期預金を中心に運用されている。この運用収入は、出えんに伴って取り崩された基金の補てんに充てられることとなっているが、上記のとおり、出えんが極めて低調であることから、表5のとおり、10年度に経済産業省からの補助金により造成された80億円の特別基金は、運用収入等に伴う資産増加額が出えん等に伴う資産減少額を上回る状況が続いている。

表5 特別基金の推移 (単位：千円)

年度	前期繰越正味財産額	資産増加額	資産減少額	当期正味財産増減(△)額	期末正味財産合計額
10年度	—	—	—	—	8,000,000
11年度	8,000,000	1,882	7,269	△ 5,386	7,994,613
12年度	7,994,613	43,176	32,324	10,851	8,005,464
13年度	8,005,464	44,072	11,723	32,349	8,037,813
14年度	8,037,813	37,783	3,591	34,191	8,072,005
15年度	8,072,005	43,165	8,310	34,854	8,106,860
16年度	8,106,860	42,523	4,009	38,514	8,145,374
合計		212,603	67,228		

このため、16年度末における正味財産合計額は81億4537万余円となり、経済産業省の交付額を1億4537万余円上回る状況となっている。なお、連合会では、特別基金を、協会の請求に基づく出えんに備えるための出えん基金と特別基金に係る経費支出に備えるための運営基金とに分けて管理しており、上記の正味財産合計額81億4537万余円は、出えん基金79億4521万余円及び運営基金2億0015万余円の合計である。

(5) 破綻金融機関の状況

本制度の対象となる破綻金融機関等の状況についてみると、表6のとおり、13年度中に破綻した金融機関は56社に達したものの、14年度以降においては15年11月に破綻した1社のみとなっていて、16年度末までに161社となっている。

表6 破綻金融機関等の状況 (単位：社)

年 度	8	9	10	11	12	13	14	15	16	合計
都 銀・長 銀	0	0	3	0	0	0	0	0	0	3
地銀・第2地銀	1	0	5	5	0	2	0	1	0	14
信 用 金 庫	0	0	0	4	8	13	0	0	0	25
信 用 組 合	0	3	28	20	27	41	0	0	0	119
合 計	1	3	36	29	35	56	0	1	0	161

そして、前記の16年度末の特定会社283社が金融取引を行っていた破綻金融機関等は18社となっている状況である。

(6) 破綻保険法の見直し

この破綻保険法は、その附則において、13年3月31日までの間に、法律の施行の状況

について検討を加え、その結果に基づいて必要な見直しを行うものとするとしている。このため、経済産業省は、12年9月及び13年2月に計454社の中堅事業者等に対してアンケート調査を実施したが、回答した237社の7割程度が現行制度の存続を希望していたことや、金融機関も相次いで破綻していたことなどもあって、引き続き本制度を継続することとしていた。

(7) 保険金の支払及び出えんが低調に推移している要因

このように、公庫における保険金の支払及び連合会における出えんが極めて低調に推移している要因は以下のとおりであると認められる。

ア 不良債権問題への対応の状況

前記のとおり、政府は金融システムを安定させるため、「金融再生プログラム」(14年10月)及び「リレーションシップバンキングの機能強化に関するアクションプログラム」(15年3月)を策定し、主要行及び中小・地域金融機関における不良債権問題へ対応してきた。その結果、主要行については16年度末における不良債権比率が2.9%に低下したことから、14年3月期(8.4%)の半分程度に低下させ、問題の正常化を図るという目標が達成された。また、アクションプログラムに基づく①「中小企業金融の再生に向けた取組み」や②「各金融機関の健全性の確保、収益性の向上等に向けた取組み」が実施されていることなどから、中小・地域金融機関についても不良債権問題の解決に向け進展しているところである。

さらに、金融機能強化法が制定され、金融機能の強化に向けた金融機関の取組に対し公的な支援を行う制度が創設された。この制度は時限的な枠組みであり、金融機関等は20年3月末までの間、預金保険機構に対し、自己資本の充実を図るために株式等の引受け等に係る申込みを行うことができることとされ、金融機関等が作成する経営強化計画が、地域における金融の円滑化が見込まれることなど法に定めるすべての要件に該当する場合には株式等の引受けが2兆円まで行われることとなっている。そして、そのための財源として預金保険機構が資金の借入れ又は預金保険機構債券を発行する場合には政府がそれらに係る債務の保証をすることができることとなっている。なお、同機構の17年3月末における株式等の引受け等に係る申込実績はない状況となっている。

これらのことから、破綻金融機関等関連特別保険等が創設された10年当時の金融機関の破綻が相次いで発生していた状況とは異なり、今後の経済動向にもよるが、金融機関の破綻が発生する可能性は少なくなるものと思料され、特定会社が大幅に増加するとは認められない。

イ 中小企業信用保険法等における中小企業者の定義の拡大

中小企業信用保険法における中小企業者の定義については、10年6月までは中小企業基本法(昭和38年法律第154号)と同様なものとなっていたが、同年同月に中小企業金融の対象を拡大するため中小企業信用保険法が改正され、卸売業、小売業及びサービス業について、資本の額又は出資の総額の上限額が引上げられた。

また、中小企業基本法は、大企業との格差の是正を基本理念とし、昭和38年に制定されたが、中小企業を取り巻く環境が大きく変化していることから、平成11年12月に改正された。

この改正により、独立した中小企業の多様で活力ある成長発展を基本理念とする

もに、表7のとおり、昭和48年以降見直されていなかった中小企業者の資本の額等の定義が拡大された。そして、これに伴い、中小企業信用保険法における中小企業者の定義についても同様の改正が行われたことにより、破綻金融機関等関連特別保険等の対象となる中堅事業者の範囲が縮小することとなった。

表7 中小企業基本法等における中小企業者の定義
(上段：資本の額又は出資の総額 下段：従業員数)

	製造業その他	卸売業	小売業	サービス業
旧中小企業基本法、旧中小企業信用保険法	1億円以下 300人以下	3000万円以下 100人以下	1000万円以下 50人以下	1000万円以下 50人以下
10年6月の中小企業信用保険法の改正後	1億円以下 300人以下	7000万円以下 100人以下	5000万円以下 50人以下	5000万円以下 50人以下
11年12月の中小企業基本法、中小企業信用保険法の改正後	3億円以下 300人以下	1億円以下 100人以下	5000万円以下 50人以下	5000万円以下 100人以下

(注) 「製造業その他」における「その他」の業種には、建設業、運輸業、鉱業、電気・ガス・熱供給・水道業、不動産業などがある。

そこで、公庫における平成10年度及び11年度の保険引受件数計189社、282件のうち、11年12月の中小企業基本法等の改正前に引き受けた176社、251件についてみると、改正により中堅事業者から中小企業者に移行したものが47社(26.7%)、63件(25.0%)となっている状況である。なお、176社、251件のうち、借入金の完済によって資本等の額が把握できないものが5社、12件ある。

このように、本件破綻金融機関等関連特別保険等の対象となる中堅事業者は、相当程度減少することになることから、16年度末現在までの利用実績を考慮すれば増加を見込むことは難しい状況となっている。

3 本院の所見

経済産業省が公庫と連合会に実施させている破綻金融機関等関連特別保険等の事業は、中堅事業者に対する事業資金の融通を円滑にするために創設された制度であるが、保険引受額が極めて低調な状況となっていることと、事故率も低いことから、公庫における保険金の支払額や連合会における出えんが少なく、公庫及び連合会に設置された両基金は、そのほとんどが使用されないままとなっている。

そして、金融機関の破綻は、15年11月以降発生しておらず、金融再生プログラムに基づく主要行における不良債権処理が16年度末にその目標を達成するとともに、リレーションシップバンキングの機能強化に関するアクションプログラムに基づく取組が行われていることから、中小・地域金融機関における不良債権問題についても解決に向け進みつつある状況となっている。さらに、金融機能強化法が制定され、金融機能の強化に向けた金融機関の取組に対し公的な支援を行う制度が創設されるに至っている。このようなことから、金融機関が破綻するおそれは、今後の経済動向にもよるが、本件特別保険制度が創設された当時と比べ少なくなると認められ、破綻金融機関等と金融取引を行っていたことにより、銀行その他の金融機関との金融取引に支障が生じている会社が大幅に増加するとは認められない。

しかも、中小企業信用保険法及び中小企業基本法の改正により、中小企業者の定義が拡大したことから中堅事業者の範囲が縮小していることもあって、破綻金融機関等関連特別保険

等の対象となる中堅事業者は、相当程度減少することになり、本件特別保険制度が創設された当時に比べ少なくなっていると認められる。

したがって、制度創設以来の保険金支払額の推移や連合会における出えんの推移の状況からすると、今後、破綻金融機関等関連特別保険等に係る公庫の保険引受額はもとより、保険金支払額や連合会から協会への出えんが大幅に増加するとは認められない。

については、公庫の準備基金及び連合会の特別基金を大きく取り崩すような状況になるとは認められないことから、経済産業省において、今後の経済情勢の動向、中小・地域金融機関の動向、中堅事業者に対する政策的な支援の必要性、関係者の意見等を総合的に勘案しつつ、両基金の縮小等も含め、本制度の在り方について適切な対応を図るよう検討することが必要である。

第2 地震災害時に防災拠点となる官庁施設の耐震化対策が重点的、効率的に実施されていない事態について

第3章
第3節
特に掲記を要すると認められた事項
第2

検査対象	国土交通省(平成13年1月5日以前は建設省)
会計名及び科目	一般会計 (組織)国土交通本省(平成11年度以前は建設本省) (項)官庁営繕費
部局等の名称	国土交通省官庁営繕部(平成13年1月5日以前は建設省官庁営繕部)、 国土交通省東北地方整備局(13年1月5日以前は建設省東北地方建設局)ほか7地方整備局、国土交通省北海道開発局(13年1月5日以前は総理府北海道開発庁)、内閣府沖縄総合事務局(13年1月5日以前は総理府沖縄開発庁)
耐震化対策の概要	官庁営繕事業の一環として、地震災害時に災害応急対策活動を実施するために必要な機能を確保するため、防災拠点となる既存の官庁施設の耐震診断、耐震改修を実施するもの
耐震改修に係る事業費	423億円(平成7年度～16年度)

1 官庁施設の耐震化対策の概要

(官庁営繕事業の仕組み)

国家機関の建築物及びその附帯施設(以下「官庁施設」という。)については、官公庁施設の建設等に関する法律(昭和26年法律第181号。以下「官公法」という。)等に基づき、国土交通省において、災害を防除し、公衆の利便と公務の能率増進とを図るための官庁営繕事業を実施している。官公法に基づいて同省が整備する主な官庁施設は、一団地の官公庁施設に属する国家機関の建築物等である中央及び地方の合同庁舎、一般庁舎、試験研究機関、研修施設等であり、整備された施設の管理は施設を所管する各省各庁が行っている。

また、各省各庁が管理している既存の官庁施設に係る耐震化対策は、官庁営繕事業の一環として実施されている。この耐震化対策は、国土交通省と施設を管理している官署(以下「管理官署」という。)との間で綿密な調整を行うことが必要となっている。

(地震防災対策の取組)

国の災害対策は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号。以下「災対法」という。)に基づき、内閣総理大臣を会長として内閣府に設置された中央防災会議が作成する防災基本計画を基に実施されており、災対法では、国は、国土並びに国民の生命、身体及び財産を災害から保護する使命を有することにかんがみ、組織及び機能のすべてをあげて防災に関し万全の措置を講ずる責務を有するとされ、内閣総理大臣が指定する指定行政機関及び指定地方行政機関の長は、法令又は防災基本計画及び同計画に基づきその所掌事務又は業務に関して作成する防災業務計画の定めるところにより、災害応急対策を実施しなければならないとされている。

また、東海地震を想定した大規模地震対策特別措置法(昭和53年法律第73号。以下「大震法」という。)では、地震防災に関する対策を強化する必要がある地域を地震防災対策強化地域(以下「強化地域」という。)として指定し、中央防災会議は強化地域に係る地震防災基本計

画を作成することとされている。そして、地震防災基本計画では、国等は、地震防災応急対策又は災害応急対策を的確かつ迅速に実施するために、建築物・構造物等の耐震化を図ることとされている。

さらに、東南海・南海地震を想定して制定された東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法(平成14年法律第92号)では、地震防災に関する対策を推進する必要がある地域を東南海・南海地震防災対策推進地域(以下「推進地域」という。)として指定し、中央防災会議は推進地域に係る地震防災対策推進基本計画を作成することとされている。そして、地震防災対策推進基本計画では、国等は、住宅や、学校、病院等の多数の者が利用する施設及び市役所、消防署等の災害時の拠点となる施設について、耐震診断、耐震改修等の耐震化対策を強力に推進することとされている。

(防災基本計画に基づく耐震化対策の枠組み)

防災基本計画では、構造物・施設等の耐震設計に当たり、供用期間中に1度か2度程度の確率で発生する地震動及び発生確率は低いが直下型地震又は海溝型巨大地震に起因する更に高レベルの地震動を共に考慮の対象とするものとされている。また、構造物・施設等のうち、いったん被災した場合に生じる機能支障が災害応急対策活動等にとって著しい妨げとなるおそれがあるものなどについては、重要度を考慮し、高レベルの地震動に対しても他の構造物・施設等に比べて耐震性能に余裕を持たせることを目標としている。

(官庁施設における耐震化対策)

(1) 建築物の耐震設計基準の経緯

建築物についての耐震設計という考え方は、関東大震災の翌年(大正13年)に改正された市街地建築物法に初めて導入され、昭和25年制定の建築基準法(昭和25年法律第201号)に引き継がれている。その後、53年の宮城県沖地震等の大規模地震等を契機に改正され、56年から施行されている同法では、建築物の設計に当たり、従来の中地震に対する安全性を確保することに加え、大地震に対する安全性も確保することとする新しい耐震設計法(以下「新耐震設計手法」という。)が導入された。

これを受け、官庁施設についても、56年以降に建築されたものは新耐震設計手法を用いた整備が実施されている。

(2) 耐震化対策の取組の経緯

官庁施設の耐震点検は、46年度から実施されている。そして、56年2月の建築審議会答申(「今後の官庁施設の整備のための方策について」)では、官庁施設は、個々の建物として、地震災害から、生命、身体及び財産の保護を図り、地震災害の発生を防止するばかりでなく、地震災害時における防災拠点としての機能を積極的に持たせる必要があるとして、その用途・性格を明確にし、防災上の重要度に基づいて、防災性能の強化に努めなければならないとされ、総合的な地震防災性能の強化のため、構造設計指針や建築設備耐震設計指針及び既存施設の地震防災点検と改修指針の作成等についての提言がなされた。

この答申や上記建築基準法の改正を踏まえるなどして、国土交通省では62年4月に「官庁施設の総合耐震計画標準」(以下「計画標準」という。)及び「官庁施設の耐震点検・改修要領」を制定した。

その後、平成7年1月に発生した阪神・淡路大震災では官公庁施設も多くの被害を受

け、災害対策活動のみならず、行政サービスの提供に重大な支障が生じた。さらに、構造体に大きな被害がない場合でも、通信設備や電源設備の被害によって迅速な災害情報の伝達等に支障を来し、結果として、防災拠点としての機能が果たせなかった事例も数多くあった。これらの教訓を踏まえ、国土交通省では、官庁施設が備えるべき防災機能の在り方について検討を行い、地震災害発生時における官公庁施設の防災機能の確保、その後の復旧・復興の円滑な推進のための拠点機能の確保及びそのための官公庁施設の整備方策の確立が喫緊の課題であるとして、7年11月に建築審議会に対して「官公庁施設の地震防災機能の在り方について」を諮問した。

そして、8年6月の同審議会の答申において、地震防災機能の確保のための基準の策定、既存施設の改修等の推進等の提言がなされた。

(3) 計画基準・改修基準

上記8年6月の答申を踏まえ、国土交通省では計画標準等の見直しを行い、同年10月、特に、建築非構造部材及び建築設備についての耐震性能の強化を図ることなどに重点を置いた「官庁施設の総合耐震計画基準及び同解説」(以下「計画基準」という。)及び「官庁施設の総合耐震診断・改修基準及び同解説」(以下「改修基準」という。)を制定するとともに、総合的な耐震化対策の一環として、耐震安全性が確保されていない既存の官庁施設についても計画的な耐震化対策を実施することとした。

ア 計画基準

(ア) 計画基準では、各施設の構造体(壁、柱等)、建築非構造部材(外壁、建具、天井材等)、建築設備(自家発電設備、消化設備等)について、表1のとおり、大地震動に対して施設が持つべき耐震安全性の目標を定め、その確保を図ることとされている(以下、各分類に区分される施設を「I類施設」、「A類施設」等という。)

表1 耐震安全性の目標

部位	分類	耐震安全性の目標
構造体	I類	大地震動後、構造体の補修をすることなく建築物を使用できることを目標とし、人命の安全確保に加えて十分な機能確保が図られている。
	II類	大地震動後、構造体の大きな補修をすることなく建築物を使用できることを目標とし、人命の安全確保に加えて機能確保が図られている。
	III類	大地震動により構造体の部分的な損傷は生じるが、建築物全体の耐力の低下は著しくないことを目標とし、人命の安全確保が図られている。
建築非構造部材	A類	大地震動後、災害応急対策活動や被災者の受け入れの円滑な実施、又は危険物の管理のうえで、支障となる建築非構造部材の損傷、移動等が発生しないことを目標とし、人命の安全確保に加えて十分な機能確保が図られている。
	B類	大地震動により建築非構造部材の損傷、移動等が発生する場合でも、人命の安全確保と二次災害の防止が図られている。
建築設備	甲類	大地震動後の人命の安全確保及び二次災害の防止が図られていると共に、大きな補修をすることなく、必要な設備機能を相当期間継続できる。
	乙類	大地震動後の人命の安全確保及び二次災害の防止が図られている。

そして、構造体の分類別の耐震性能は、建築基準法上必要とされる耐震性能を1.0とした場合、これに重要度を表す係数(以下「重要度係数」という。)を乗じることにより定められており、I類施設の重要度係数は1.5、II類施設は1.25、III類施設は1.0となっている。

(イ) また、計画基準では、官庁施設は、被害を受けた場合の社会的影響及び地域的条件を考慮して、その機能により、表2のとおり、①災害応急対策活動に必要な施設、②避難所として位置づけられた施設、③人命及び物品の安全性確保が特に必要な施設、④その他に分類されている。

表2 官庁施設の機能による分類

分類	活動内容	対象施設
①災害応急対策活動に必要な施設	災害対策の指揮、情報伝達等のための施設	<ul style="list-style-type: none"> 指定行政機関が入居する施設 指定地方行政機関のうち地方ブロック機関が入居する施設 指定地方行政機関のうち東京圏、名古屋圏、大阪圏及び大震法の強化地域にある機関が入居する施設 指定地方行政機関のうち上記以外のもの及びこれに準ずる機能を有する機関が入居する施設
	救護施設	<ul style="list-style-type: none"> 被災者の救難、救助及び保護 救急医療活動 消火活動等 病院及び消防関係施設のうち災害時に拠点として機能すべき施設 病院及び消防関係施設のうち上記以外の施設
②避難所として位置づけられた施設	被災者の受入れ等	学校、研修施設等のうち、地域防災計画において避難所として位置づけられた施設
③人命及び物品の安全性確保が特に必要な施設	危険物を貯蔵又は使用する施設	<ul style="list-style-type: none"> 放射性物質若しくは病原菌類を貯蔵又は使用する施設及びこれらに関する試験研究施設 石油類、高圧ガス、毒物、劇薬、火薬類等を貯蔵又は使用する施設及びこれらに関する試験研究施設
	多数の者が利用する施設	文化施設、学校施設、社会教育施設、社会福祉施設等
④その他		一般官庁施設

(注) 太線枠内は、防災拠点官庁施設を表す。

そして、災害応急対策活動のための施設のうち災害対策の指揮、情報伝達等のための施設(以下「防災拠点官庁施設」という。)については、大地震動に対してもその施設に必要とされる機能が確保できるようにするものとされており、入居する機関の別に次のとおり耐震安全性の分類を定めている。

① 内閣府、財務省、国土交通省、^(注1)気象庁等の指定行政機関、^(注2)管区警察局、^(注3)地方整備局、^(注3)管区气象台等の指定地方行政機関のうち地方ブロック機関並びに指定地方行政機関のうち東京圏、名古屋圏、大阪圏及び強化地域にある機関は、災害が発生した場合に、災害対策の指揮及び情報伝達の中核的な機能を担うため、その入居する施設の耐震安全性はI類、A類、甲類に分類されている。

② 指定地方行政機関のうち①以外のもの及びこれに準ずる^(注4)機関が入居する施設の耐震安全性はII類、A類、甲類に分類されている。

(注1) 指定行政機関 災対法第2条第3号の規定により内閣総理大臣が指定する行政機関で、内閣府、国家公安委員会、警察庁、防衛庁、金融庁、総務省、消防庁、法務省、外務省、財務省、文部科学省、文化庁、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、資源エネルギー庁、原子力安全・保安院、中小企業庁、国土交通省、国土地理院、気象庁、海上保安庁及び環境省

- (注2) 指定地方行政機関 災対法第2条第4号の規定により内閣総理大臣が指定する地方行政機関で、沖縄総合事務局、管区警察局、防衛施設局、総合通信局、沖縄総合通信事務所、財務局、水戸原子力事務所、地方厚生局、都道府県労働局、地方農政局、北海道農政事務所、森林管理局、経済産業局、産業保安監督部、那覇産業保安監督事務所、地方整備局、北海道開発局、地方運輸局、地方航空局、管区气象台、沖縄气象台及び管区海上保安本部
- (注3) 地方ブロック機関 指定地方行政機関のうち地方ブロック機関に該当するものは、管区警察局、総合通信局、財務局、地方厚生局、地方農政局、森林管理局、経済産業局、産業保安監督部、地方整備局、北海道開発局、地方運輸局、地方航空局、管区气象台及び管区海上保安本部
- (注4) これに準ずる機関 指定地方行政機関に準ずる機能を有する行政機関等は、地方气象台、測候所、道路・河川及び営繕工事事務所、開発建設部、警察学校、機動隊、海上保安部、海上保安署、警察関係施設、航空管制施設、地震観測施設並びに災害情報通信施設

イ 改修基準

改修基準では、耐震診断結果に基づく評価及び緊急度に関する総合評価の方法が示されている。

このうち、構造体の耐震安全性については、表3のとおり、耐震性能が0.5未満である施設は人命の安全に対する危険性が高いa評価とされており、この場合、緊急度に関する総合評価において、緊急に改修等の措置を講ずる必要がある施設に位置付けられることになる。また、構造体の耐震安全性がb評価又はc評価の施設については、建築非構造部材及び建築設備についての耐震安全性の評価も勘案して、緊急度に関する総合評価がなされることとなる。そして、国土交通省では、この総合評価により耐震改修が必要と判断された場合には、診断結果を総合的に勘案しながら、経済性、施工性等を考慮して、最も効果的な方法により耐震改修を実施することとしている。

表3 構造体の耐震安全性の評価

耐震性能	診 断 結 果	評 価
$\alpha < 0.5$	地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が高い。	a
$0.5 \leq \alpha < 1.0$	地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性がある。	b
$1.0 \leq \alpha$ かつ $\beta < 1.0$	地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性は低いが、要求される機能が確保できないおそれがある。	c
$1.0 \leq \beta$	地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性は低く、Ⅰ類及びⅡ類の施設では要求される機能が確保できる。	d

(注) 「 α 」は当該建築物の耐震性能であり、「 β 」は計画基準において定められている重要度係数(Ⅰ類施設 1.5、Ⅱ類施設 1.25、Ⅲ類施設 1.0)を考慮した耐震性能(α /重要度係数)である。また、「 α 」における耐震性能 1.0 が現行の建築基準法上必要とされている耐震性能である。

(4) 防災拠点官庁施設に係る耐震化対策

防災拠点官庁施設の耐震化対策は、昭和62年の計画標準の制定以降、国土交通省において実施されている。また、平成7年1月の阪神・淡路大震災を踏まえるなどして8年に

制定された計画基準では、特に建築非構造部材及び建築設備に関する基準のレベルアップが図られるとともに、既存施設については、8年以前に設計、建築された官庁施設で所要の耐震安全性が確保されていない可能性のある施設は、施設の機能、社会的影響度等を考慮して重要度等の高い施設から優先的に耐震診断を実施することとされ、耐震診断の結果、耐震安全性が目標に達していないと判断された場合は、緊急度の高い施設から優先的に改修等の措置を講ずることとされている。

そして、12年に策定された第四次官庁施設整備10箇年計画等においては、既存庁舎の有効利用を図るため、総合的な耐震性能の向上及び防災拠点としての機能強化のための整備の実施等が掲げられており、地震防災機能が確保されていない既存の施設については、緊急度の高いものから計画的に必要な改修等を実施することとされている。

また、社会資本整備重点計画法(平成15年法律第20号)に基づき、国土交通大臣が重点的、効果的かつ効率的な社会資本整備を推進するために作成した社会資本整備重点計画(平成15年10月閣議決定)では、「大規模な地震、火災に強い国土づくり」が重点目標の一つに掲げられ、安全で災害に強い国づくりに寄与するために、災害時においてもその機能を十分発揮できるように、総合的な耐震性能の確保を図り、さらに、既存施設においても、計画的な耐震診断を実施し、地震防災機能が確保されていない施設については、所要の施設整備を計画的に推進することとされている。

(5) 耐震化対策の予算等

国土交通省が行う官庁施設の新築、修繕等は官庁営繕費等により実施されており、耐震化対策については、官庁施設の適切な機能更新と有効活用を図るための修繕及び改善のための事業である施設特別整備の一環として耐震対策等施設整備費により実施されている。

官庁営繕費及び耐震対策等施設整備費の予算額並びに耐震改修に係る事業費の推移をみると表4のとおりとなっており、官庁営繕費に占める耐震対策等施設整備費の割合は7年度は阪神・淡路大震災の影響により、18.4%となっているが、8年度以降は3.0%から12.9%にとどまっている。

表4 予算額及び事業費の推移 (単位：百万円)

区 分	年 度										
	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	計
官庁営繕費(補正後)	90,526	39,673	25,618	46,934	43,128	44,715	52,339	41,023	24,433	26,400	434,794
耐震対策等施設整備費(補正後)	16,637	5,125	1,211	1,625	4,265	1,353	4,074	5,159	2,927	2,697	45,077
官庁営繕費に占める耐震対策等施設整備費の割合(補正後)	18.4%	12.9%	4.7%	3.5%	9.9%	3.0%	7.8%	12.6%	12.0%	10.2%	
耐震改修に係る事業費	5,554	11,586	1,488	4,251	990	2,926	3,194	4,014	5,661	2,643	42,310

注(1) 耐震対策等施設整備費には防災対策施設整備に係る費用を含む。

注(2) 平成11年度予算、12年度予算には公共事業等予備費を含み、13年度予算には改革推進公共投資官庁営繕費を含む。

2 検査の結果

(検査の背景及び着眼点)

官庁施設の震災等に対する防災対策、施設の長期有効活用のための対策は、国土交通省において重点的に取り組むべき喫緊の課題の一つであるとされている。また、国土交通省では、阪神・淡路大震災を契機とした建築審議会の答申において、地震防災機能確保のための

基準の策定、既存施設の改修等の推進等の提言がなされたことなどを踏まえ、8年10月に計画基準及び改修基準を制定し、これらの基準に基づく総合的な耐震性能の確保及び既存施設の計画的な診断並びに所要の改修整備を推進する必要があるとしている。

また、上記建築審議会の答申において、防災拠点となる官公庁施設整備の基本的課題として、災害対策活動施設等の整備に当たっては、地震防災機能の確保のための投資を効果的に実施するため、重要な部分に重点的・効率的な投資を行う必要があるとされている。

そして、耐震化対策は、前記のように官庁営繕費のうちの限られた耐震対策等施設整備費で実施されているが、その実施状況は必ずしも明らかになっていない状況である。

このような状況を踏まえ、国土交通省が実施している既存の防災拠点官庁施設に係る耐震化対策について、実施状況を明らかにするとともに、①診断及び改修が計画的に実施されているか、②改修に当たっては、施設の重要度、緊急度等が考慮され、効率的な改修が実施されているか、③改修が実施された施設について所要の耐震性能が確保されているかなどに着眼して検査を実施した。

(検査の対象)

国土交通省官庁営繕部、東北地方整備局ほか7地方整備局、北海道開発局及び内閣府沖縄総合事務局(以下、これらを合わせて「地方整備局等」という。)において、16年度末までに官庁営繕費等によって整備された施設のうち、施設の延べ床面積が200㎡以上の防災拠点官庁施設は966棟(I類施設161棟、II類施設805棟)であり、これらを対象に検査を実施した。

(注5) 東北地方整備局ほか7地方整備局 東北、関東、北陸、中部、近畿、中国、四国、九州各地方整備局

(検査の結果)

(1) 耐震化対策の実施状況

ア 耐震診断の実施状況

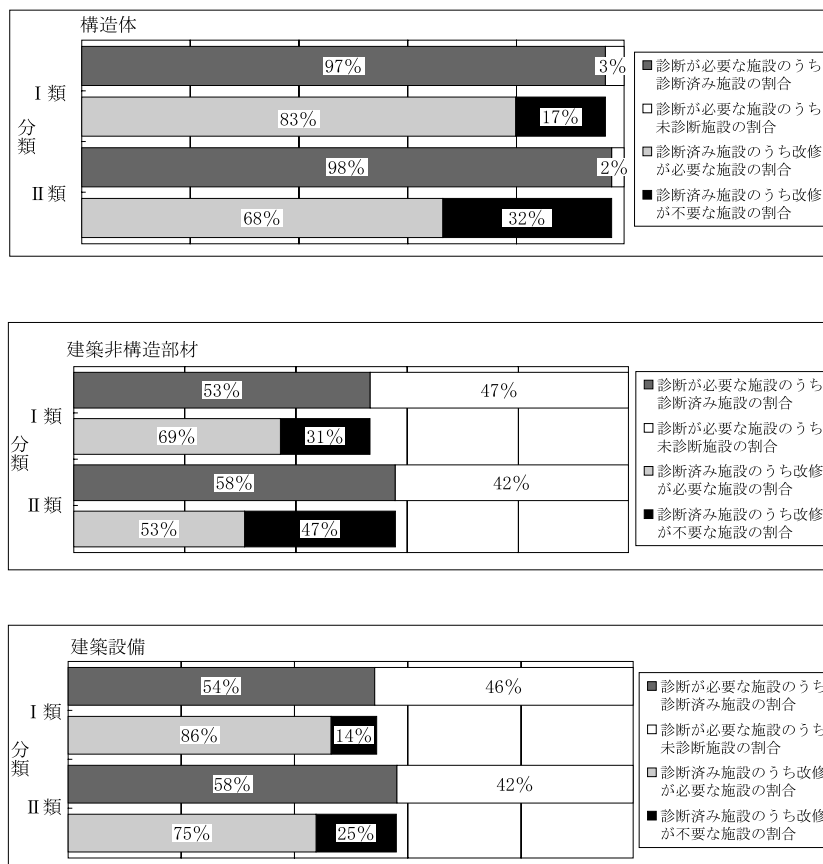
(ア) 耐震診断の実施状況は、図1のとおり、構造体についてはI類施設、II類施設ともほぼ終了しており、未診断施設はわずかとなっている。

しかし、地方整備局等が実施した耐震診断の結果が管理官署に提示されるまでに5年以上の期間を要していたり、5年以上経過してもいまだに提示されていなかったりする事態が見受けられた。

また、建築非構造部材及び建築設備については、I類施設ではそれぞれ53%、54%、II類施設ではいずれも58%が診断済みとなっているが、計画標準制定(昭和62年)以降、構造体についての耐震診断が優先されてきたことなどから構造体に比べて未診断施設の割合がかなり高くなっている。

そして、耐震診断が実施された施設の診断結果についてみると、建築非構造部材、建築設備共に改修が必要な施設の割合が高く、建築設備に関してはその状況がより顕著になっていることなどから、未診断施設の中には改修が必要とされる施設が多数残されていると思料される。

図1 耐震診断状況



イ 耐震改修の実施状況

(ア) 構造体の耐震改修

a 耐震改修状況

耐震診断の結果、構造体について耐震改修が必要とされた施設は、表5及び図2のとおり464棟あり、このうち耐震改修が実施された施設は全体で154棟、改修率は33%となっている。

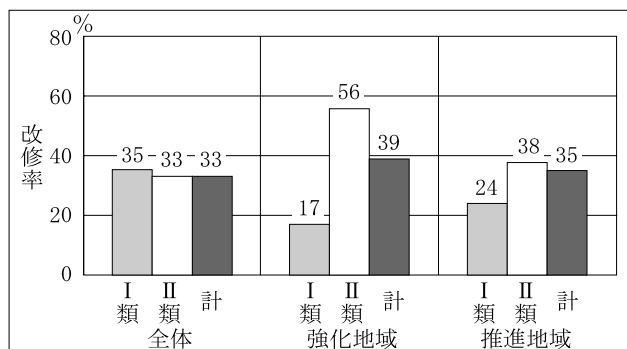
また、大規模な地震による著しい災害が想定されている強化地域及び推進地域における耐震改修状況をみると、耐震診断の結果、構造体に関する耐震改修が必要とされた施設は、それぞれ28棟、139棟あり、そのうち改修が実施された施設の棟数及び改修率は、強化地域において11棟、39%、推進地域において49棟、35%と全体の改修率よりは高い状況となっている。

しかし、施設の耐震安全性の分類別に改修率をみると、全体ではI類施設35%、II類施設33%となっているのに対し、強化地域においてはI類施設17%、II類施設56%、推進地域においてはI類施設24%、II類施設38%となっていて、防災上より重要な機能を担うこととなるI類施設の改修率がII類施設に比べて低くなっている。

表5 構造体の改修状況

区分 分類	全 体			強 化 地 域			推 進 地 域		
	I類	II類	計	I類	II類	計	I類	II類	計
耐震診断済み棟数(A)	117	540	657	12	23	35	32	163	195
改修が必要な棟数(B)	97	367	464	12	16	28	25	114	139
改修済み棟数(C)	34	120	154	2	9	11	6	43	49
改修率(C)/(B)	35%	33%	33%	17%	56%	39%	24%	38%	35%

図2 構造体の改修状況



b 緊急度による耐震改修状況

改修基準では、前記のとおり、構造体の耐震安全性の評価により、改修の緊急度が評価されることになっている。

そこで、緊急度ごとに改修状況をみたとところ、表6及び図3のとおり、II類施設については、a評価を受けた施設の改修率は45%、b評価を受けた施設の改修率は35%、c評価を受けた施設の改修率は4%となっていて、より緊急度の高い施設の改修率が高くなっている。

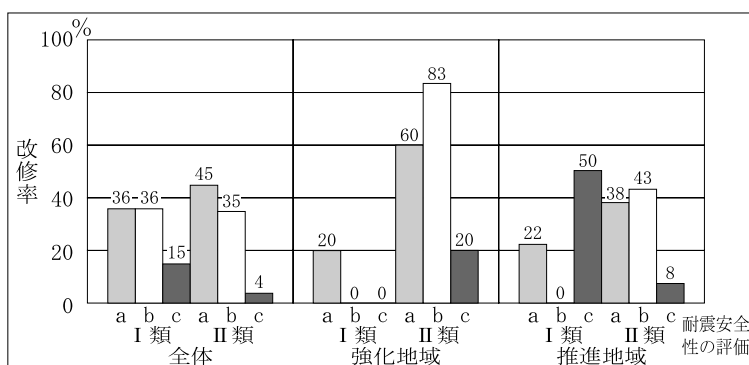
しかし、防災上より重要な機能を担うこととなるI類施設については、a評価及びb評価を受けた施設の改修率はそれぞれ36%となっており、緊急度の高いa評価を受けた施設の耐震改修が優先されている状況とはなっていない。

また、強化地域及び推進地域におけるI類施設でa評価を受けた施設の改修率は、それぞれ20%、22%となっている。

表6 構造体の緊急度による耐震改修状況

区分 分類	全 体			強 化 地 域			推 進 地 域											
	I 類			II 類			I 類			II 類			I 類			II 類		
	a	b	c	a	b	c	a	b	c	a	b	c	a	b	c	a	b	c
改修が必要な棟数(A)	45	36	13	113	183	69	10	1	1	5	6	5	18	4	2	34	67	13
改修済み棟数(B)	16	13	2	51	64	3	2	0	0	3	5	1	4	0	1	13	29	1
改修率(B)/(A)	36%	36%	15%	45%	35%	4%	20%	0%	0%	60%	83%	20%	22%	0%	50%	38%	43%	8%

図3 構造体の緊急度による耐震改修状況



(注) 耐震診断が古いなどの理由により、耐震安全性の評価が不明なものが、I類施設3棟(うち推進地域1棟)、II類施設2棟ある。

c 改修後の耐震安全性の状況

構造体について耐震改修を実施してもなお計画基準で定められている所要の耐震性能が確保されていない施設は、表7のとおり、改修済み棟数154棟のうちの約3分の1に当たる51棟(I類施設19棟、II類施設32棟。耐震改修に要した費用188億2079万余円)となっている。

また、強化地域及び推進地域において所要の耐震性能が確保されていない施設の割合は、強化地域45%、推進地域35%となっている。

なお、上記の51棟については、所要の耐震性能を確保するための具体的な計画を立てている施設はほとんどない状況となっている。

表7 構造体の耐震改修の結果

	分類	改修済み棟数(A)	耐震改修の結果の内訳					
			所要の耐震性能が確保されている棟数(B)		耐震改修後においても所要の耐震性能が確保されていない棟数(C)			
			棟数	割合(B)/(A)	棟数	割合(C)/(A)	現行の建築基準法上必要とされる耐震性能が確保されている棟数	現行の建築基準法上必要とされる耐震性能が確保されていない棟数
全体	I類	34	15	44%	19	56%	16	3
	II類	120	88	73%	32	27%	17	15
	計	154	103	67%	51	33%	33	18
うち強化地域	I類	2	0	0%	2	100%	2	0
	II類	9	6	67%	3	33%	3	0
	計	11	6	55%	5	45%	5	0
うち推進地域	I類	6	2	33%	4	67%	4	0
	II類	43	30	70%	13	30%	5	8
	計	49	32	65%	17	35%	9	8

<事例> 耐震改修後においても所要の耐震性能が確保されていない施設

A施設 建築年次 昭和42年
 構造 鉄筋コンクリート造 地上4階建
 延べ床面積 5,356m²
 分類 I類—A類—甲類

A施設に入居する機関は、防災気象情報や津波予報及び地震・津波情報等が防災活動に有効に利用されるよう、これらの情報を報道機関を通じて防災関連機関や住民へ迅速に提供することを主な業務としている。

A施設については平成11年度に構造体の耐震診断を実施し、診断結果に基づいて12、13両年度に耐震改修を実施しているが、計画基準で求められているI類施設としての所要の耐震性能を確保するまでの改修を行うと執務室の環境悪化や狭あい化により通常業務に支障が生じることが懸念されたことから、当該機関との調整が整わず、十分な耐震改修が実施されていない。その結果、I類施設としての所要の耐震性能が確保されていないばかりでなく、現行の建築基準法上必要とされる耐震性能さえも確保されていない。なお、建築非構造部材については、耐震診断すら実施していない。

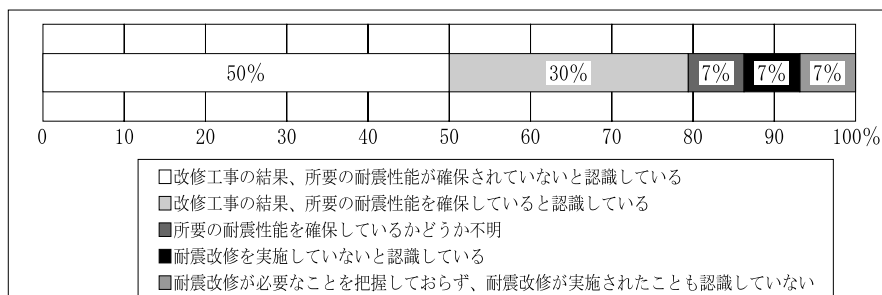
したがって、大規模地震が発生した場合には、情報伝達等の災害応急対策活動に対応できないおそれがある。

d 管理官署の認識等

上記のように、構造体の耐震改修状況において、強化地域及び推進地域のI類施設における改修率がII類施設よりも低く、また、緊急度による耐震改修状況において、I類施設でa評価を受けた施設の改修がb評価を受けた施設よりも優先されていないのは、強化地域及び推進地域におけるI類施設においてはa評価を受けている施設の割合が多いこと、さらにI類施設については求められる耐震性能が高いことなどから、耐震改修に当たっては大規模なものとなることが多いため、管理官署等との調整を図ることが難しいことなどによると思料される。

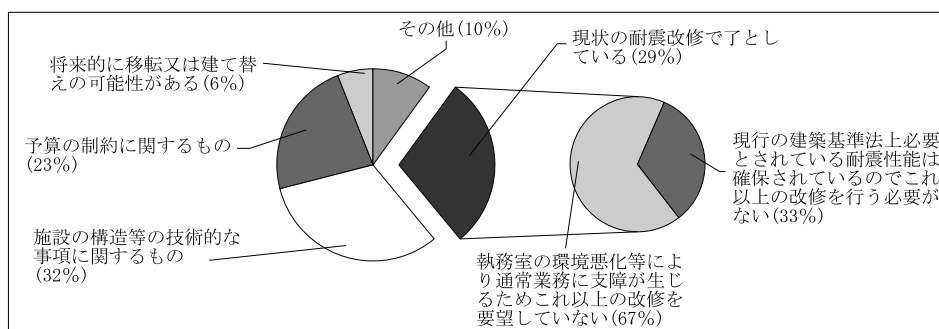
また、耐震改修後においても所要の耐震性能が確保されていない施設が、耐震改修を実施した施設の約3分の1に上ることから、これらの施設を管理する44官署を抽出して、その理由等について調査したところ、管理官署において、図4のとおり、改修工事後も所要の耐震性能が確保されていないと認識しているものが50%ある一方で、誤って、改修工事により所要の耐震性能が確保されたと認識しているものが30%となっているなど、耐震改修の内容が管理官署に対して周知されていない状況もうかがえた。

図4 耐震改修後においても所要の耐震性能が確保されていない施設の管理官署における現況施設の把握状況



そして、改修工事後においても所要の耐震性能が確保されていないと認識している官署の多くは、その理由として、施設の構造等の技術的な事項や予算の制約等を挙げている。しかし、執務室の環境悪化等により通常業務に支障が生じることや、現行の建築基準法上必要とされる耐震性能は確保されていることから現状の耐震改修で了としている官署も3割近くとなっており、これらは、防災拠点官庁施設としての認識が欠如していると思料される。

図5 所要の耐震性能が確保されていない理由



e 未改修施設の耐震安全性と管理官署の認識

耐震診断の結果、構造体について耐震改修が必要とされた施設で、16年度末までに耐震改修が実施されていない施設は、表8のとおり、全体でI類施設63棟、II類施設247棟、計310棟あり、その多くが建築年次が昭和55年以前であるため、新耐震設計手法が導入されておらず、現行の建築基準法上必要とされる耐震性能も確保されていない状況となっている。

このうち、I類施設では、63棟のうち約半数の29棟がa評価を受けており、前記の改修基準によれば、地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が高いもので、総合評価においても緊急に改修等の措置を講ずる必要があるとされている。

また、強化地域及び推進地域におけるI類施設については、それぞれ10棟のうち8棟、19棟のうち14棟がa評価を受けている。

表 8 未改修施設の現況

	分類	未改修施設の棟数 (A)	耐震診断による耐震安全性の評価			現行の建築基準法上必要とされている耐震性能が確保されていない施設の割合 (B + C) / (A)
			a 評価	b 評価	c 評価	
			($\alpha < 0.5$) (B)	($0.5 \leq \alpha < 1.0$) (C)	($1.0 \leq \alpha$)かつ ($\beta < 1.0$) (D)	
全 体	I 類	63	29	23	11	83%
	II 類	247	62	119	66	73%
	計	310	91	142	77	75%
うち強化地域	I 類	10	8	1	1	90%
	II 類	7	2	1	4	43%
	計	17	10	2	5	71%
うち推進地域	I 類	19	14	4	1	95%
	II 類	71	21	38	12	83%
	計	90	35	42	13	86%

第3章 第3節 特に掲記を要すると認められた事項 第2

(注) 「 α 」は当該建築物の耐震性能であり、「 β 」は計画基準において定められている重要度係数を考慮した耐震性能(α /重要度係数)である。また、「 α 」における耐震性能 1.0 が現行の建築基準法上必要とされている耐震性能である。

そして、未改修施設の耐震改修に当たっては、管理官署等の理解が必要不可欠であることなどから、いまだ改修が実施されていない施設を管理する 119 官署を抽出して、耐震改修の必要性に対する認識等について調査したところ、耐震改修の必要性を認識しているものがその多くを占めていた。しかし、図 6 のとおり、診断結果の提示を受けていないので耐震改修の要否が不明というもの、耐震改修の必要性を認識していないというもの、また、誤って、既に耐震改修が実施されていると認識しているものも見受けられた。

また、耐震改修が実施されていない主な理由としては、予算の制約や移転又は建て替えの可能性を挙げる官署が多かった。しかし、図 7 のとおり、執務室の環境悪化等により通常業務に支障が生じることや、現行の建築基準法上必要とされる耐震性能は確保されていることを挙げている官署もあり、これらは、防災拠点官庁施設としての認識が欠如していると思料される。

図 6 耐震改修が実施されていない施設の管理官署における現況施設の把握状況

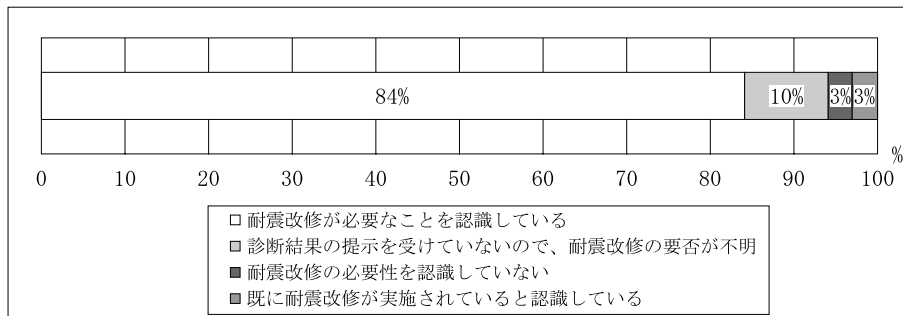
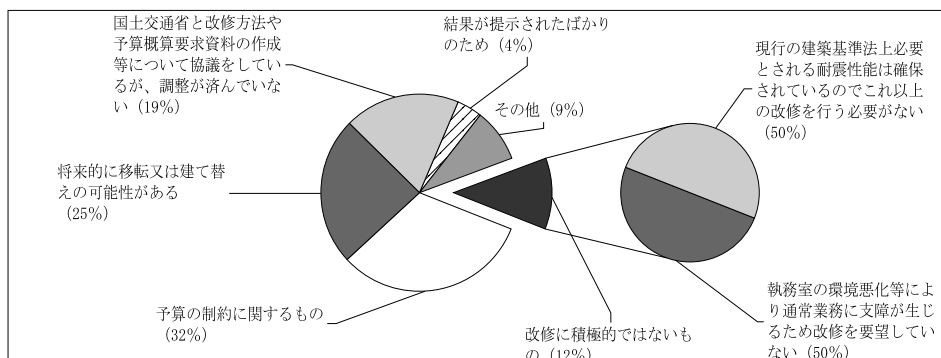


図7 改修が実施されていない理由



f 所要の耐震性能が確保されている施設の状況

防災拠点官庁施設について、耐震診断に基づく耐震化対策の実施や施設の建て替え等により、構造体において所要の耐震性能が確保されている施設は、表9のとおり、全体で61%（I類施設47%、II類施設64%）となっているが、防災上より重要な機能を担うI類施設についてはその割合がII類施設より低くなっている。

また、強化地域及び推進地域においても同様に、I類施設、II類施設を合わせた全体では、それぞれ61%、63%となっているが、防災上より重要な機能を担うI類施設のうち所要の耐震性能が確保されているものの割合はそれぞれ8%、40%と低くなっている。

表9 構造体の耐震化対策状況

	分類別の棟数 (A)		計画標準制定(昭和62年)以降に建築されたため、構造体の耐震診断が不要とされた棟数 (B)	耐震診断の結果、構造体の改修が不要とされた棟数 (C)	耐震改修の結果、所要の耐震性能が確保されている施設の棟数 (D)	構造体の所要の耐震性能が確保されている施設	
						棟数 (E)=(B)+(C)+(D)	割合 (E)/(A)
全体	I類	161	40	20	15	75	47%
	II類	805	254	173	88	515	64%
	計	966	294	193	103	590	61%
うち強化地域	I類	13	1	0	0	1	8%
	II類	43	20	7	6	33	77%
	計	56	21	7	6	34	61%
うち推進地域	I類	42	8	7	2	17	40%
	II類	263	95	49	30	174	66%
	計	305	103	56	32	191	63%

(イ) 建築非構造部材及び建築設備の耐震改修

耐震診断の結果、建築非構造部材及び建築設備の耐震改修が必要とされた施設の改修状況を構造体の分類別にみると、表10のとおり、全体ではI類施設に係る建築非構造部材及び建築設備の改修率はそれぞれ28%、29%となっており、II類施設の22%、18%を上回っている。また、強化地域及び推進地域における状況をみると、建

築設備の改修率は、Ⅰ類施設ではそれぞれ30%、25%、Ⅱ類施設ではそれぞれ25%、19%となっており、全体での状況と同様な傾向にあるが、建築非構造部材の改修率は、Ⅰ類施設ではそれぞれ22%、24%となっているのに対してⅡ類施設ではそれぞれ29%、32%となっており、防災上より重要な機能を担うⅠ類施設に係る改修率が低くなっている。

表10 建築非構造部材及び建築設備の改修状況

		構造体の分類	耐震診断済み施設のうち改修が必要な棟数(A)	改修済み棟数(B)	改修率(B)/A
全 体	建築非構造部材 (A類)	Ⅰ 類	50	14	28%
		Ⅱ 類	183	41	22%
		計	233	55	24%
	建築設備 (甲類)	Ⅰ 類	63	18	29%
		Ⅱ 類	261	46	18%
		計	324	64	20%
うち強化地域	建築非構造部材 (A類)	Ⅰ 類	9	2	22%
		Ⅱ 類	7	2	29%
		計	16	4	25%
	建築設備 (甲類)	Ⅰ 類	10	3	30%
		Ⅱ 類	12	3	25%
		計	22	6	27%
うち推進地域	建築非構造部材 (A類)	Ⅰ 類	17	4	24%
		Ⅱ 類	57	18	32%
		計	74	22	30%
	建築設備 (甲類)	Ⅰ 類	16	4	25%
		Ⅱ 類	78	15	19%
		計	94	19	20%

(ウ) 総合的な耐震化対策の実施状況

上記(ア)及び(イ)により、構造体、建築非構造部材及び建築設備の耐震化の状況をみると、検査の対象とした防災拠点官庁施設 966 棟については表 11 及び図 8 のとおり、構造体に関しては必要とされる耐震性能が確保されている施設は 61%となっているが、建築非構造部材、建築設備に関して耐震性能が確保されている施設はそれぞれ 49%、41%となっている。また、構造体、建築非構造部材及び建築設備のいずれに關しても耐震性能が確保されている施設は、Ⅰ類施設で 24%、Ⅱ類施設で 34%となっている。

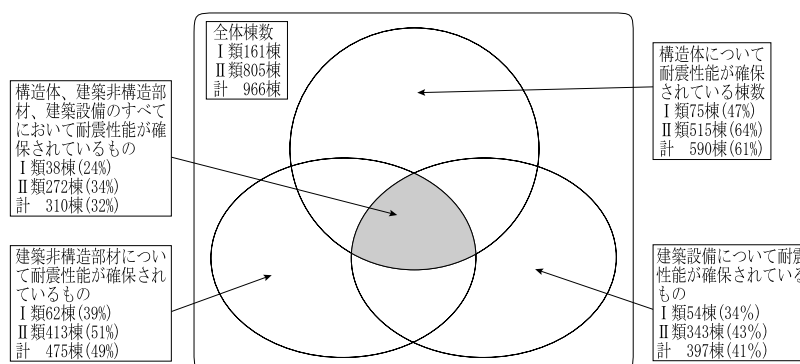
また、強化地域のⅠ類施設 13 棟について構造体、建築非構造部材及び建築設備のいずれに關しても耐震性能が確保されている施設はなく、大規模地震が発生した場合、災害応急対策活動に十分対応できないおそれがあると認められる。

表11 総合的な耐震化対策の実施状況

	分類別棟数		必要とされる耐震性能が確保されている棟数							
			構造体について耐震性能が確保されている棟数		建築非構造部材について耐震性能が確保されている棟数		建築設備について耐震性能が確保されている棟数		構造体、建築非構造部材、建築設備のすべてにおいて耐震性能が確保されている棟数	
全体	I類	161	75	47%	62	39%	54	34%	38	24%
	II類	805	515	64%	413	51%	343	43%	272	34%
	計	966	590	61%	475	49%	397	41%	310	32%
うち強化地域	I類	13	1	8%	4	31%	4	31%	0	0%
	II類	43	33	77%	25	58%	21	49%	18	42%
	計	56	34	61%	29	52%	25	45%	18	32%
うち推進地域	I類	42	17	40%	15	36%	15	36%	11	26%
	II類	263	174	66%	177	67%	154	59%	118	45%
	計	305	191	63%	192	63%	169	55%	129	42%

(注) 未診断施設については、機能が確保されている施設に計上していない。

図8 総合的な耐震化対策の実施状況



(2) 耐震改修計画

上記のとおり、防災拠点官庁施設の耐震化対策の実施状況は、必ずしも施設の重要度、緊急度等を考慮した計画的、効率的なものとはなっていない。

そして、社会資本整備重点計画においては、平成14年度に66%となっている防災拠点官庁施設の耐震対策化率を19年度までに69%とする指標が示されているが、この目標値は、14年度時点で近年の実績を基に今後5年間の目標を設定したものであり、必ずしも耐震診断の結果等を基に施設の重要度、緊急度、地域性等を総合的に勘案したものとはなっていない。

3 本院の所見

官庁施設の耐震化対策については、従前から国土交通省において実施されており、特に昭和62年以降は、防災拠点となる官庁施設の震災時における災害対策活動上の役割の重要性にかんがみ、防災拠点官庁施設に係る耐震化対策が実施されてきている。そして、厳しい財政状況の下、限られた予算の中で耐震化対策を効果的に推進していくためには、事業の重点

的、効率的な実施が不可欠である。

しかし、今回、防災拠点官庁施設に係る耐震化対策の実施状況について検査したところ、全国的に、また、耐震化対策の強化、推進が求められる強化地域及び推進地域においても、防災拠点官庁施設としての重要度がより高い施設が未改修であったり、緊急度のより高い施設の改修が優先されていなかったりする事態、耐震改修は実施されたもののその施設に必要とされる耐震性能が確保されていない事態、構造体、建築非構造部材及び建築設備の改修が計画的に実施されていない事態、管理官署に対して施設の現状や耐震改修の内容等が十分に周知されていない事態等が見受けられた。

このように防災拠点官庁施設の耐震化対策が必ずしも計画的、効率的に実施されていない事態は、震災時において、災害対策の指揮、情報伝達等の災害応急対策活動に対応できなかったり、防災拠点官庁施設の機能を十分に発揮できなかったりするおそれがあり、状況によっては人命の安全に対する危険性も憂慮されるものと認められる。

したがって、防災拠点官庁施設の耐震化対策の実施に当たっては、今後、公共事業費が縮減されている状況の下、施設の重要度、緊急度等を勘案しながら、官庁営繕費のより一層の重点的・効率的な予算執行を行うことが重要である。そして、効率的な耐震改修を実施するためには、各省各庁及び各施設の管理官署等の耐震化対策に対する理解及び協力が必要不可欠であることなどから、各省各庁及び管理官署等においては、防災拠点官庁施設の耐震化の重要性及び必要性を今まで以上に強く認識し、国土交通省と相互の連携、調整を図ることが必要である。

については、次のような方策を講じ、防災拠点官庁施設としての耐震性能を確保するための耐震化対策が確実に推進されることが肝要である。

ア 既存の防災拠点官庁施設について重点的・効率的な耐震化対策を実施するため、国土交通省において、具体的な中長期計画等を定めること。特に、大規模な地震による著しい災害が想定されている強化地域、推進地域の施設でより重要度が高いⅠ類施設及び防災拠点官庁施設の中でも特に重要な機能を担うこととなるⅠ類施設において、緊急度が高いにもかかわらずいまだ耐震化対策の実施されていない施設については、管理官署と調整の上、耐震改修に着手するなど、施設の重要度、緊急度等を総合的に勘案して耐震化対策を実施すること

イ 耐震改修に当たっては、防災拠点官庁施設としての機能確保を図るため、国土交通省において、耐震改修を実施した施設が所要の耐震性能を確保できるよう計画基準・改修基準に沿った耐震改修を実施すること。また、構造体のみならず、建築非構造部材及び建築設備についても施設の重要度、緊急度等を勘案の上、計画的に耐震改修を行うことなどにより防災拠点官庁施設としての機能が総合的に確保できるようにすること

ウ 建築非構造部材及び建築設備の耐震診断を早急に実施すること。また、診断結果を速やかに提示し、国土交通省において、管理官署等に対し、施設の現状等を周知し、耐震化対策の必要性についての認識を高めるよう努めること

第3 電線共同溝整備事業の実施における占用予定者の入溝が計画的になっていなかったり、管理が十分行われていなかったりなどしている事態について

検査対象	国土交通省(平成13年1月5日以前は建設省)
会計名及び科目	道路整備特別会計(項)道路事業費 (項)北海道道路事業費 (項)沖縄道路事業費 (項)道路環境整備事業費 (項)北海道道路環境整備事業費 (項)沖縄道路環境整備事業費
部局等の名称	国土交通本省(平成13年1月5日以前は建設本省)、国土交通省東北地方整備局(13年1月5日以前は建設省東北地方建設局)ほか7地方整備局、国土交通省北海道開発局(13年1月5日以前は総理府北海道開発庁)、内閣府沖縄総合事務局(13年1月5日以前は総理府沖縄開発庁)、岩手県ほか21都府県、横浜市ほか6政令指定都市
事業の概要	道路事業の一環として、安全で快適な通行空間の確保、都市災害の防止、情報通信ネットワークの信頼性の向上等を目的として、電線共同溝を整備し道路の無電柱化の推進を図るもの
検査した電線共同溝整備事業費の合計	2325億円(平成7年度～16年度) 直轄事業 1082億円 国庫補助事業 1243億円(国庫補助金相当額 624億円)

1 事業の概要

(道路事業の仕組み)

国土交通省では、道路法(昭和27年法律第180号)、道路整備緊急措置法(昭和33年法律第34号。平成15年4月以降は道路整備費の財源等の特例に関する法律。)等に基づいて、直轄事業と国庫補助事業として道路事業を実施している。

そして、道路の種類及びその道路管理者は、道路法等に規定されており、政令で指定する区間(以下「指定区間」という。)内の一般国道については国土交通大臣、指定区間外の一般国道及び都道府県道については都道府県又は政令指定都市、市町村道については市町村が当該道路の道路管理者とされている。

(災害対策)

国の災害対策は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)に基づき行われており、国土交通省は防災業務計画を、都道府県及び市町村は地域防災計画を、それぞれ策定している。そして、国土交通省防災業務計画では、災害発生時におけるライフライン確保の重要性から計画的かつ重点的な電線共同溝の整備等を推進することとし、また、都道府県地域防災計画等においても同様に電線共同溝の整備等を推進することとしている。

また、国が13年3月に情報通信技術関連施策を推進するために策定したe-Japan重点計画に沿って、国土交通省では、道路、河川等の公共施設管理用光ファイバの整備と併せて電線共同溝の整備による電線類の地中化を推進している。

(電線共同溝の目的等)

国土交通省では、阪神・淡路大震災を契機として、7年3月に電線共同溝の整備等に関する特別措置法(平成7年法律第39号。以下「電共法」という。)が施行されたのに伴い、電線共同溝整備事業を電共法に基づき実施している。同事業は、安全で快適な通行空間の確保、都市災害の防止等を目的として実施するものである。

そして、電線共同溝は、2者以上の電線管理者の電線類を収容するため道路管理者が道路の地下に設ける施設をいい、電線類を収容するための管路、電線類の分岐部分を収容するための施設等から構成されている。

(電線共同溝の計画及び事業費)

電線共同溝の整備は、道路管理者、電線管理者が参加している都道府県電線類地中化協議会において作成した計画を基本として、各地方ブロックごとに組織された電線類地中化協議会(以下「協議会」という。)において、5箇年程度の整備箇所及び整備時期についての計画を決定し、国土交通省のほか電力事業者や通信事業者の代表等を構成メンバーとする電線類地中化推進検討会議において策定した電線類地中化5箇年計画等(以下「電線類地中化計画」という。)に基づいて実施している。

近年の厳しい財政状況により公共事業費が抑制されている中、電線共同溝整備事業は、地域活性化等の社会的要請に対応する道路事業として重要性が高まっており、電線共同溝整備のために国が支出した額は、電線共同溝整備事業費、電線共同溝整備事業費補助を合わせて、7年度から16年度までに、計6,130億余円となっている。そして、年度ごとの額は、7年度69億余円、8年度347億余円、9年度495億余円、10年度485億余円、11年度583億余円、12年度677億余円、13年度797億余円、14年度807億余円、15年度936億余円、16年度930億余円と増加傾向にある。

(電線共同溝整備計画の策定)

電共法によると、道路管理者は、電線を地下に埋設し、地上の電線、電柱を撤去または設置の制限をすることが特に必要と認める道路について、区間を定めて、電線共同溝を整備すべき道路として指定(以下、指定された道路を「指定道路」という。)することができることとされている。そして、指定道路については、地中化の効果を確保するために新たな上空の占用を制限しており、原則として電線、電柱に新たに占用許可をしてはならないこととされている。

電共法によると、道路管理者は、指定道路について、あらかじめ整備完了後の占用の許可を申請した電力事業者、通信事業者等(以下「占用予定者」という。)の意見を聴いて、電線共同溝整備計画(以下「整備計画」という。)を策定し、これに基づき電線共同溝の建設を行うこととされている。そして、整備計画には、工事期間、占用予定者が負担する建設負担金の額や納入時期、占用予定者の電線類の入溝予定時期等を明示した敷設計画等の事項を定めることとされている。

また、占用予定者が負担する建設負担金の額については電線共同溝の整備等に関する特別措置法施行令(平成7年政令256号。以下「施行令」という。)において定められており、占用予

定者が電線共同溝の建設によって支出を免れることとなる推定の投資額を勘案して算出した費用とされている。そして、16年4月以降の建設負担金は、電線類1条につき1m当たり505円となっている。なお、電線共同溝の建設費は、1m当たり30万円から40万円程度である。

(電線共同溝管理規程等の整備)

道路管理者は、電共法の規定に基づき、整備した電線共同溝を適正かつ円滑に管理するため、構造の保全及び敷設する電線類の管理に関する事項等を内容とした電線共同溝管理規程(以下「管理規程」という。)を定めることとされている。

管理規程では、電線共同溝は道路管理者が、電線類等の占用物件は占用者がそれぞれ管理することとされており、占用物件の入溝状況等を内容とする電線共同溝管理台帳(以下「管理台帳」という。)の作成及び保管、電線共同溝へ入溝する工事を施行するために必要な道路管理者への申請等について定めている。

(電線共同溝の占用の許可申請)

道路に電線、電柱等を設置する場合は、道路法の規定に基づき、占用の目的、占用の期間、工事の時期等を記載した道路占用許可申請書を提出し、道路管理者の許可を受けるとされている。一方、電線共同溝の占用を希望する場合は、電共法の規定に基づき、指定道路について、整備完了後の占用の許可を申請することができるとされている。

そして、電線共同溝の整備完了後に電線類を入溝させる場合、施行令の規定に基づき、敷設工事の時期、電線類の入溝条数、延長等の敷設工事の概要を届け出なければならないとされている(以下、この届出を「敷設工事届」という。)。道路管理者は、占用予定者からの敷設工事届により、当該電線類について、道路法の規定に基づき占用料を算定し、占用料の徴収を行うこととなる。

指定区間内の一般国道の占用料は、道路法施行令(昭和27年政令第479号)で定められており、地上部に設ける共架電線は1m当たり都市部の甲地で年間20円、乙地で年間10円とされているのに対し、地下に設ける場合は甲地で年間10円、乙地で年間5円とされ、道路管理者が地方公共団体の場合は条例で定められている。

2 検査の結果

(検査の背景及び着眼点)

近年、地域住民の意識の高まりから、道路事業においては、円滑な交通の確保のみならず、沿道環境への配慮がなされている。

そして、電線共同溝の整備においても、安全かつ円滑な交通の確保、景観の整備等の目的に加えて、観光振興や地域活性化の観点からの推進が強く要請されており、このような社会的要請を背景として、電線共同溝の整備の対象範囲も、大規模商業地域から中規模商業地域、住居系地域へと拡大してきている。また、前記のとおり、地震時等におけるライフライン確保の重要性が認識され、さらに、e-Japan 重点計画において、電線共同溝の整備を推進することとするなど、事業の重要性は近年急速に高まっており、事業費も増加してきている。

そこで、電共法施行以降10年が経過し、この間2期にわたる電線類地中化計画に基づき電線共同溝の整備が行われてきたところであり、今後も引き続き電線共同溝の整備が推進されることなどから、電線共同溝の整備及び管理の状況等について、次のような点などに着眼して検査した。

- ① 電線共同溝の占用予定者の入溝予定時期及び入溝状況等は適切に把握されているか
- ② 電線共同溝の管理は十分に行われているか
- ③ 電線共同溝の整備は無電柱化の推進に資するものとなっているか

(検査の対象)

東北地方整備局ほか7地方整備局^(注1)、北海道開発局及び内閣府沖縄総合事務局(以下、これらを合わせて「地方整備局等」という。)管内の磐城国道事務所ほか20国道事務所等^(注2)(以下「事務所」という。)及び岩手県ほか28都府県等^(注3)が、7年度から16年度までの間に整備した電線共同溝750箇所(直轄事業229箇所、国庫補助事業521箇所)、これにかかる事業費2325億余円(直轄事業1082億余円、国庫補助事業1243億余円(国庫補助金相当額624億余円))について検査を実施した。

(検査の結果)

検査を実施した直轄事業229箇所の電線共同溝の延長は計249,997m、国庫補助事業521箇所の延長は計327,019mであり、計750箇所の延長は合計577,016mである。また、750箇所のうち直轄事業21事務所の204箇所、国庫補助事業29都府県等の438箇所、計642箇所は16年度末までに整備が完了している。

これらの整備箇所における事業の実施状況は以下のとおりである。

(1) 占用予定者等の入溝状況

直轄事業204箇所のうち整備完了後1年以上経過した176箇所及び国庫補助事業438箇所のうち整備完了後1年以上経過した360箇所、計536箇所の入溝状況について調査したところ、電力事業者及び大規模通信事業者については、電柱に添架している電線を電線共同溝に入溝させるもののほか、電線共同溝整備後に必要となる地域の将来需要の分を含めていることなどから、比較的多数の入溝予定条数を設定していた。これに対し、地域のケーブルテレビ会社等については、入溝予定条数を1条程度と設定していた。そして、地域のケーブルテレビ会社等の小規模事業者は、電力事業者等の大規模事業者に比べ資金力に差があり、事業展開が経済状況の変化に左右されやすいと思料されることなどから、占用予定者等を大規模事業者と小規模事業者とに分類して入溝状況等について調査した。

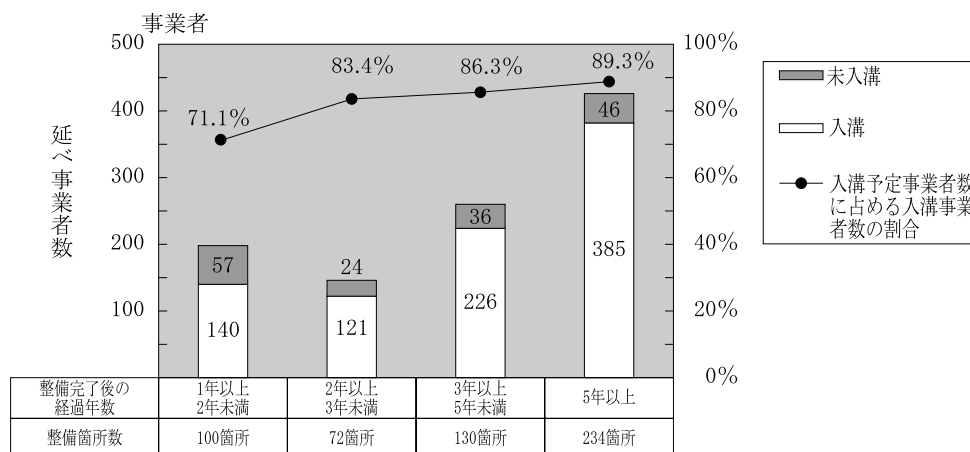
ア 大規模事業者の入溝状況

大規模事業者の入溝状況を延べ事業者数でみたところ、上記の536箇所に入溝予定のある大規模事業者数は延べ1,035事業者となっていた。

1,035事業者について、経過年数別に入溝状況をみたところ、図1のとおり、経過年数が整備完了後1年以上2年未満の100箇所の入溝予定事業者数197事業者に対して入溝事業者数は140事業者となっている。そして、入溝予定事業者数に占める入溝事業者数の割合は2年以上3年未満の約83%で以後漸増しており、整備完了後5年以上経過した234箇所の入溝予定事業者数431事業者のうち46事業者については、入溝していない状況となっていた。

そして、大規模事業者は電柱管理者であることが多く、比較的計画的に事業参加しているため、上記のように整備完了後2年以上経過した箇所で80%を超える状況となっていた。

図1 大規模事業者の入溝状況



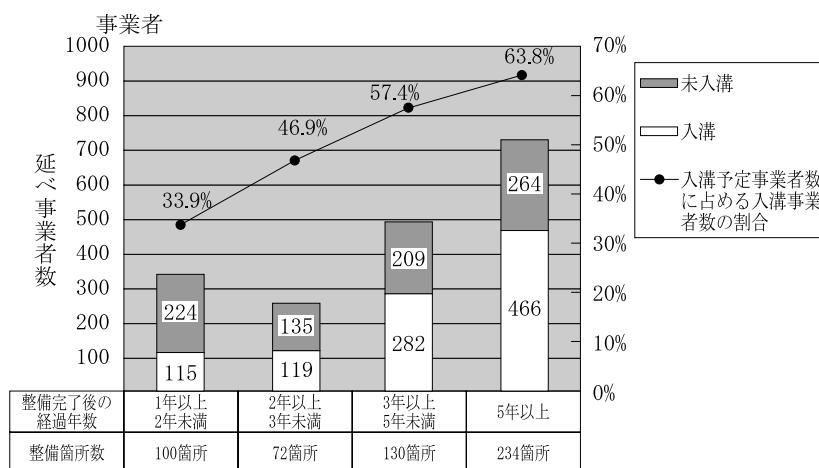
イ 小規模事業者の入溝状況

小規模事業者の入溝状況を延べ事業者数でみたところ、前記の536箇所に入溝予定のある小規模事業者数は延べ1,814事業者となっていた。

1,814事業者について、経過年数別に入溝状況をみたところ、図2のとおり、経過年数が整備完了後1年以上2年未満の100箇所の入溝予定事業者数339事業者に対して入溝事業者数は115事業者となっている。そして、入溝予定事業者数に占める入溝事業者数の割合は増加しているものの、整備完了後5年以上経過した234箇所の入溝予定事業者数730事業者のうち264事業者については、入溝していない状況となっていた。

そして、小規模事業者は事業規模が小さく事業展開の変更等のため、大規模事業者では約83%となっている整備完了後の経過年数が2年以上3年未満の整備箇所の入溝予定事業者数に占める入溝事業者の割合は、約47%にとどまっていた。

図2 小規模事業者の入溝状況



道路管理者は、未入溝となっている事業者について未入溝の理由や今後の入溝予定等を把握することとし、整備した電線共同溝の利用を促進するよう努めることが必要である。特に、小規模事業者については、計画的に入溝が促進されるよう整備計画策定時において十分に入溝予定時期等について把握しておくことが重要である。

(2) 電線共同溝の管理状況等

道路管理者は、整備された電線共同溝を適正かつ円滑に管理するために管理規程及び管理台帳を整備することとされているが、その整備状況等は次のとおりである。

ア 管理規程等の整備状況

管理規程については21事務所11府県等においては定めているものの、18都県等においては定めていない。また、管理台帳は電線共同溝への電線類の入溝条数や入溝管路の把握等、管理規程に基づく電線共同溝の管理の基礎となるものであるが、管理台帳を整備しているのは、5事務所5県等にとどまっており、16事務所24都府県等において未整備のままとなっている事態が見受けられた。

イ 保安管理の状況

道路管理者及び入溝事業者は、施設及び入溝している電線類について、常時良好な状態に保つよう努めなければならないとされている。また、近年におけるテロ対策の観点から、国土交通省においても不審者の入溝防止等道路管理の強化を図っているところであり、電線共同溝の既設の上蓋に加えて、中蓋を新たに設置している整備箇所も見受けられる。

そこで、電線共同溝の入溝に必要な鍵の管理、貸出しの手続等についてみたところ、21事務所14府県等では管理規程等において定めているものの、15都府県等においては定めていなかった。また、21事務所10都府県等においては、占用予定者が電線類の入溝工事等を行うため電線共同溝に入溝する際、入溝日時や入溝目的等を把握できる入溝届等を徴しているが、19府県等においては、入溝届等を徴していなかった。

ウ 入溝している電線類の把握状況

電線共同溝に入溝している電線類の把握状況を確認するため、9事務所、22都府県等で整備された直轄事業17箇所及び国庫補助事業71箇所において、電線類の入溝状況を実地に検査した。

この結果、敷設工事届等により道路管理者が把握している電線類以外の電線類の入溝を確認したものが6事務所6箇所、13都府県等で26箇所見受けられた。また、他の占用予定者の入溝予定管路に別の占用予定者の電線類が入溝していたり、敷設工事届等により、道路管理者が入溝済みと把握している管路に電線類の入溝が確認できなかつたりしているものが、2事務所3箇所、7都県で10箇所見受けられた。

このほか、道路管理者において、敷設工事届等の資料が確認できず、このため整備箇所の電線類の入溝状況が把握できていない箇所が6都県等の9箇所で見受けられた。

上記のように、道路管理者が、電線共同溝の管理に当たって、電線共同溝を適正かつ円滑に管理するための管理規程や管理台帳の整備が十分でなかつたり、入溝している電線類を十分に把握していなかつたりなどしている事態が見受けられた。

今後、事業が更に進ちよくし管理対象となる電線共同溝の数が膨大となり、入溝状況が複雑になった場合に備え、入溝の促進や無電柱化の推進に資するよう管理規程や管理台帳の整備を十分に行い、入溝している電線類について正確に把握する必要がある。

また、道路占用のための敷設工事届等により道路管理者が把握していない電線類については、占用料の納入状況を確認することも必要である。

(3) 無電柱化の状況

都府県等が管理している道路には地域に密着した生活道路も多数に上り、整備箇所には駅周辺の密集地域等も多く見受けられる。これらの道路には、水道管等の占用物件が多数あり、事業の推進が困難となる場合もある。一方、これらの密集地域で地震等の災害が発生した場合、大きな被害が想定される。

そこで、都府県等における国庫補助事業による整備箇所のうち、整備完了後1年以上経過した360箇所について、無電柱化が図られているか、その状況を調査したところ、次表のような状況となっていた。

表 無電柱化の状況

(A)整備完了後1年以上経過箇所数及び延長											
(A)のうち無電柱化完了箇所数及び延長				(A)のうち無電柱化未完了箇所数及び延長							
				(B)一部区間		(C)全区間		(B)+(C)合計		左のうち整備完了後5年以上経過箇所数及び延長	
箇所数	延長(m)	箇所数	延長(m)	箇所数	延長(m)	箇所数	延長(m)	箇所数	延長(m)	箇所数	延長(m)
360	209,557	304	171,922	12	5,720	44	31,915	56	37,635	14	9,505

すなわち、29都府県等の360箇所において、電柱及び架空線が撤去され、無電柱化が完了している整備箇所は304箇所(延長171,922m)である。しかし、12箇所(同5,720m)については一部区間の完了となっており、44箇所(同31,915m)については無電柱化が全区間にわたって完了していなかった。そして、これら56箇所(同37,635m)のうち14箇所(同9,505m)は電線共同溝の整備完了後5年以上経過していた。このうち、特に整備完了後5年以上経過しても無電柱化が全区間にわたって完了していない整備箇所数は、5府県等で11箇所(同7,845m)となっている。

このような状況となっているのは、占用予定者が、当該区間に隣接する区間の整備完了時期との整合を図って入溝しようとすることや、周辺地域における電力需要等により入溝に時間を要することなどにもよるが、占用予定者の認識が十分でなく、整備計画の内容が必ずしも実情に即したものとなっていないこと、電線共同溝の管理の状況が必ずしも十分でなく、入溝の促進のための推進体制が十分確保されていないことなどによると思料される。また、無電柱化が完了していない整備箇所の中には、電柱所有者等が把握していない架空線が添架されていたり、架空線を添架している地元のマンション管理組合が当該整備計画に参加していないため、電柱に架空線が添架されたままであったりしているものが見受けられた。

このため、電線共同溝の整備完了後も地上部の電柱及び架空線が撤去されていない状況となっていた。

したがって、より実情に即した整備計画の策定に努めるとともに、このように長期にわたり無電柱化が完了していない整備箇所については、占用予定者等の入溝状況及び未入溝の理由や今後の入溝予定等を十分把握し、計画的な無電柱化の実施を図る必要がある。

(4) 事業の実施体制等

事業の実施体制等についてみると、以下の事態が見受けられた。

ア 整備計画の策定期等

電線共同溝の整備に当たって、道路管理者は、電線共同溝を整備すべき道路を指定し、整備計画を策定し、これに基づき電線共同溝の建設を行うこととされているが、15都県等の81箇所において指定が工事着工後であったり、11都県等の43箇所において整備計画の策定が工事竣工後であったりする事態が見受けられた。そして、12都県等の34箇所においては、整備計画の策定が途中で中断し、策定したのが整備完了後となり、占用予定者からの建設負担金の納入が整備完了の翌年度となっており、適切な時期に整備計画が策定されないことなどから、計画的な建設負担金の納入が行われていないなどの事態が見受けられた。

イ 推進体制

電線共同溝への入溝を促進するためには、それぞれの占用予定者の未入溝の理由や今後の入溝予定等について把握しておくことが重要となるが、道路管理者において、未入溝となっている占用予定者に対して入溝の打診等を行っているものの、協議会のほか、道路占用調整会議等の定期的な機会を捉えての具体的な要請等が十分行われていない状況となっていた。

また、電線類地中化計画においては、道路管理者、電線管理者等に地元関係者を加えた連絡会議の設置等により事業の円滑な推進を図るとしている。

そして、事業の推進に当たっては、道路管理者のみではなく、電線管理者等と地元関係者が十分に協議し、住民の要望や電線管理者等の事情等についての調整も重要であるが地元説明会等の機会を通じて地元関係者の意見を反映させている整備箇所もある一方、連絡会議が設置されず、地上部に設置する機器の設置位置等について十分な意見調整が整わないことなどから事業の円滑な推進が図られていない整備箇所も見受けられた。

(5) 道路占用の許可申請について

道路に電線、電柱等を設置する場合には、前記の道路占用許可申請書を提出することとされている。そして、位置図、平面図等の添付書類、提出先等については道路管理者が定めており、事務所または事務所の出張所に提出することとなっている。

国土交通省では、手続の効率化を図るため、道路占用許可申請及びその添付書類の電子化を11年度以降推進しており、このための経費は、16年度末までに、開発経費3億3298万余円、運用経費6億8028万余円、計10億1327万余円となっている。

電子化を本格的に開始した13年度以降の道路占用許可申請における電子化の利用状況についてみたところ、13年度は申請件数14,687件に対し利用件数は1,093件であり、その利用率は7.4%となっていた。その後利用件数は漸増しているものの、16年度では申請件数18,851件に対し利用件数は2,311件とその利用率は12.3%と低率となっており、累計では、16年度末までの利用件数は、申請件数71,255件に対し6,213件となっていた。

3 本院の所見

近年、道路事業においては、沿道環境への配慮や地震時等におけるライフライン確保等の観点からの整備が要請されている。このような中、国土交通省においては、安全かつ円滑な交通の確保と景観の整備等を図るため、7年度以降電線共同溝整備事業を推進してきており、16年度以降も引き続き電線共同溝の整備を推進することとしている。この間、13年に

は e-Japan 重点計画において、電線共同溝の整備を図るとするなど、高度情報通信ネットワーク社会の推進が国の施策目標として掲げられており、事業の重要性は益々高まっている。

しかし、事務所、都府県等の電線共同溝の整備箇所における占用予定者等の入溝の状況や、整備した電線共同溝の管理の体制等は、前記の「検査の結果」で記述したとおり、必ずしも十分とはいえない状況となっており、電線共同溝の整備の効果が早期に発現しないおそれがあると思料される。

については、電線共同溝の整備は道路事業の中でも重要な施策であり、国土交通省においても、無電柱化を重点的に進める道路の区間を指定し、一定期間内で無電柱化を完了させるための仕組みを検討しており、その社会的要請も高まっていることから、より計画的かつ効果的な推進をすることが肝要である。

そのためには、国土交通省又は各道路管理者において、無電柱化推進検討会議や協議会を活用するなどし、次のような方策を講じ、電線共同溝の整備のための推進体制を充実させることが望まれる。

ア 電線共同溝整備事業の実施に当たって、電線管理者の入溝条数、入溝予定時期、費用負担等及び地元関係者等の意見を十分把握し、適時、適切な整備計画の策定に一層努め、無電柱化がより円滑に進ちよくするよう努めること

イ 管理体制を充実させるため、管理台帳等の整備を行い、占用予定者等の入溝状況等を正確に把握し、計画的、効果的な無電柱化の推進に資するように努めるとともに、未入溝となっている占用予定者等について、未入溝の理由や今後の入溝予定等を把握するなどして、整備した電線共同溝の利用が計画的に促進されるよう一層努めること

ウ 道路占用許可の電子化の普及を図るため、各地域において推進組織等を設置、活用し、電子化促進のための計画を定め、普及活動に努めること

(注1) 東北地方整備局ほか7地方整備局 東北、関東、北陸、中部、近畿、中国、四国、九州各地方整備局

(注2) 磐城国道事務所ほか20国道事務所等 磐城、郡山、北首都、横浜、甲府河川、金沢河川、岐阜、京都、兵庫、奈良、鳥取河川、松江、岡山、香川河川、土佐、宮崎河川各国道事務所、札幌、函館、室蘭、帯広各開発建設部、南部国道事務所

(注3) 岩手県ほか28都府県等 東京都、京都、大阪両府、岩手、山形、群馬、埼玉、神奈川県、山梨、岐阜、静岡、愛知、和歌山、島根、岡山、山口、徳島、愛媛、福岡、長崎、熊本、大分各県、横浜、川崎、名古屋、京都、大阪、北九州、福岡各市

第4 中小企業高度化事業における不良債権が多額に上っていて、その解消を図るため、より一層の債権管理態勢を整備することが必要な事態について

第3章 第3節 特に掲記を要すると認められた事項 第4

検査対象	独立行政法人中小企業基盤整備機構(平成16年7月、中小企業総合事業団、地域振興整備公団及び産業基盤整備基金の3法人の業務の一部を統合再編し発足)
科目	貸付金
部局等の名称	独立行政法人中小企業基盤整備機構本部
融資事業の概要	中小企業者が共同して経営基盤の強化を図るための施設の取得等を行う場合等に、中小企業高度化資金の貸付けを行う都道府県に対する資金の貸付け
貸付先	北海道ほか17都府県
18都道府県に対する平成16年度末貸付金残高合計	2564億円
上記のうち不良債権残高合計	1286億円

1 事業の概要

(高度化融資制度の概要)

独立行政法人中小企業基盤整備機構(平成16年7月、中小企業総合事業団、地域振興整備公団及び産業基盤整備基金の3法人の業務の一部を統合再編し発足。以下「機構」という。)は、独立行政法人中小企業基盤整備機構法(平成14年法律第147号)等に基づき、中小企業者その他の事業者の事業活動に必要な助言、研修、資金の貸付け、出資等の事業を行っている。

上記資金の貸付けには、中小企業者が共同して経営基盤の強化を図るために組合等を設立して工場団地、卸団地、ショッピングセンターなどを建設したり、第3セクター、商工会などが地域の中小企業者を支援したりする事業(以下「高度化事業」という。)に対し、都道府県と協力して長期・低利(特別の場合は無利子)の融資を行っているものがある。

代表的な高度化事業としては、中小企業者が、市街地に散在する工場や店舗などを集団で移転し、公害問題などのない適地に工場団地や卸団地を建設したり、商店街を街ぐるみで改造するために、共同でアーケード、カラー舗装、駐車場の設置などを行ったりする事業があり、政策性の高いものをその内容としている。

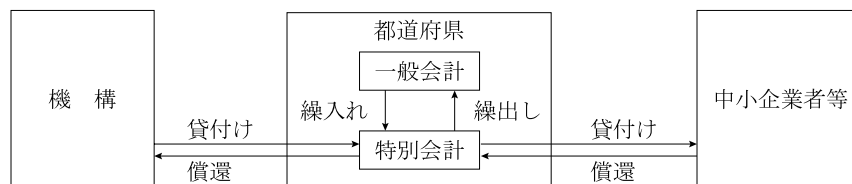
高度化事業に対する現在のよう融資制度は、機構の前身である中小企業振興事業団の設立を機に昭和42年度に設けられた。この融資は、ほとんどが機構から都道府県に対して資金の貸付けを行い、これを財源の一部として都道府県が中小企業者等に対して貸し付ける方式により行われている。

(高度化事業に対する融資財源及び貸付条件)

機構の高度化事業に対する融資の財源は、国から受け入れた出資金(平成16年度末現在出

資金総額 9352 億 7618 万余円)及び借入金等であるが、その大部分は出資金が占めている。前記のとおり、高度化事業に対する融資のほとんどは、都道府県から中小企業者等に対して貸し付ける方式によっており、その仕組みは次のようになっている(図参照)。

図 高度化事業に係る貸付け



(注) 機構と都道府県の貸付け、償還及び都道府県の一般会計と特別会計の繰入れ、繰出しは、一つの貸付けごとに行われることとされており、都道府県には資金が滞留しない仕組みとなっている。

機構は都道府県が中小企業者等に貸し付ける財源の一部(おおむね3分の2)を都道府県に対して貸し付けている。その貸付条件は、貸付利率を無利子から年4.1%(16年度末現在は1.5%)までとし、償還期限を20年以内としている。

都道府県は、この借入金に自己資金を合わせて中小企業高度化資金として中小企業者等に貸し付けている。その貸付条件は、貸付金額を貸付対象事業費のおおむね80%以内とし、貸付利率を無利子から年2.7%(16年度末現在は1.05%)までとし、償還期限を上記と同様20年以内としている。

(貸付手続及び貸付後の管理)

都道府県では、中小企業者等から借入れの希望があった場合、事業計画についての診断を実施し、見直しが必要な事項等についての診断意見を提示する。この事業計画の診断においては、事業規模などに応じて機構も参加することとされている。そして、機構及び都道府県が事業計画の妥当性や診断意見への対応状況を審査し、機構が貸付けを決定すると、機構と都道府県、都道府県と中小企業者等、それぞれの間で金銭消費貸借契約が締結され貸付けが行われる。

貸付けに当たって、都道府県では、原則として貸付対象施設について、都道府県を第1順位とする抵当権を設定させるとともに、貸付先の代表者や役員等を連帯保証人に立てさせて債権の保全を図ることとしている。

貸付後、都道府県では、貸付先の状況を把握し事業運営に関する支援や助言を行うため、必要に応じ運営診断や事後助言を実施している。また、貸付金の償還猶予を行う際には、都道府県が診断等を実施して償還猶予の妥当性を審査し、機構ではその結果を基に条件変更の承認を行うこととしている。

前記のとおり、高度化事業は、機構と都道府県がそれぞれ財源を負担し協力して推進する事業であり、共に事業計画についての審査を行うなど一定の責任を分担していることから、貸付後、中小企業者等から都道府県への償還が滞った場合、原則として都道府県から機構への償還も行われていない。しかし、従来から、都道府県の債権管理上の瑕疵により貸付金の回収が不能となった場合には、機構は都道府県から返済を受けており、16年7月以降は、この取扱いが制度化されている。

(貸付実績及び不良債権)

機構の高度化事業に対する貸付実績は、5年度の1697億6943万円をピークに、その後、民間設備投資の減退等を反映して減少する傾向にある(表1参照)。

表1 機構の高度化事業に対する貸付実績

(単位：百万円)

年度	貸 付 け			回収額	償却額	貸 付 金 残 高		
	先	件	金額			先	件	金額
12	169	272	69,022	139,346	39	2,561	6,264	1,071,754
13	119	210	40,057	158,210	166	2,426	5,776	953,434
14	87	125	26,019	123,472	2,499	2,272	5,211	853,482
15	61	105	33,132	110,213	446	2,149	4,864	775,954
16	32	52	18,670	107,663	727	2,009	4,528	686,235

(注) 14年度は、大口延滞債権1先(22億1535万余円)の償却が行われたため、償却額が多額に上っている。

一方、不況の長期化、バブル崩壊後の地価下落の影響等による担保評価額の低下に伴う資金調達力の弱体化、共同事業を共にしている事業者の経営不振等により、貸付金の償還が困難となる中小企業者等が増加し、貸付金の償還が長期間滞っている延滞債権や償還猶予を行っている条件変更債権は増加する傾向にある。そして、これら不良債権に係る貸付金残高は16年度末で2023億7181万余円に上っている(表2参照)。

表2 不良債権の推移

(単位：百万円、%)

年度	不 良 債 権									貸付金残高に占める不良債権金額の割合
	延 滞 債 権			条 件 変 更 債 権			合 計			
	先	件	金額	先	件	金額	先	件	金額	
12	346	558	55,386	148	264	91,873	494	822	147,260	13.7
13	361	594	67,109	181	312	109,579	542	906	176,688	18.5
14	355	602	67,082	215	357	124,808	570	959	191,890	22.4
15	373	625	70,497	257	425	138,518	630	1,050	209,016	26.9
16	373	635	69,926	260	442	132,445	633	1,077	202,371	29.4

(注1) 延滞債権は3箇月以上延滞している債権及び破綻先債権である。

(注2) 条件変更債権は、当該年度に償還猶予を行っている債権である。

延滞債権について、機構では、貸付先が倒産し担保物件が存在していないなど、一定の基準に該当するとして都道府県から回収不能の報告を受けたものを対象に審査を行い償却を行っている。しかし、16年度末までの償却実績は累計で93先144件76億3579万余円にすぎない状況である。そして、16年12月から、機構では、調査が困難でこれまで償却の妨げとなっていた保証人の資力に関する要件を緩和し、保証人のすべてが無資力であることなどの要件を償却の基準から除外したところである。

2 検査の結果

(検査の着眼点)

前記のとおり、高度化事業に対する新規の貸付実績は減少する傾向にあり、その一方で、

延滞債権や条件変更債権は増加する傾向となっており、貸付金残高に占めるこれら不良債権の割合は急激に増加してきている。一方、これまでこの融資事業を実施してきた旧中小企業総合事業団は機構として統合再編され、機構では、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)に基づき策定した中期計画(16年7月～21年3月。以下同じ。)や年度計画(16事業年度。以下同じ。)において、「延滞等により回収が困難な状況にある利用者からの回収を促進するため、専門家の派遣や債権管理に関する研究会を開催するなど、都道府県の債権管理業務を支援する」などの措置を講じるとして、債権管理業務の充実に注力することとしている。

このような状況を踏まえ、不良債権の実態を把握するとともに、これを管理する機構及び都道府県が、個々の貸付先の実態に応じた管理・回収を適時適切に行っているか、それを可能とする態勢が整備されているか、また、機構と都道府県との連携が図られているかなどに着眼して検査した。

(検査の対象)

(注1)
北海道ほか17都府県(以下「対象県」という。)が中小企業者等に対して貸し付けた1,448先2,018件16年度末貸付金残高3661億6805万余円(うち機構貸付分2564億8709万余円)のうち、延滞債権(3箇月以上償還が滞っている債権。以下同じ。)195先339件貸付金残高710億1350万余円(うち機構貸付分460億1116万余円)及び16年度中に条件変更を行った債権160先234件貸付金残高1172億3178万余円(うち機構貸付分826億1739万余円)、計355先573件貸付金残高1882億4528万余円(うち機構貸付分1286億2855万余円)を対象に検査した(表3参照)。

(注1) 北海道ほか17都府県 東京都、北海道、大阪府、茨城、埼玉、神奈川、富山、福井、山梨、愛知、三重、兵庫、和歌山、島根、岡山、山口、福岡、鹿児島各県

表3 検査の対象とした不良債権(平成16年度末現在、単位：百万円)

貸付先	延滞債権			16年度条件変更債権			合計		
	先	件	貸付金残高 (うち機構貸付分)	先	件	貸付金残高 (うち機構貸付分)	先	件	貸付金残高 (うち機構貸付分)
事業協同組合	82	159	37,955 (25,461)	82	141	89,391 (63,565)	164	300	127,347 (89,026)
商店街振興組合	5	7	455 (307)	10	16	2,247 (1,518)	15	23	2,702 (1,826)
小計	87	166	38,410 (25,769)	92	157	91,639 (65,083)	179	323	130,050 (90,852)
その他(株式会社、有限会社、協業組合等)	108	173	32,602 (20,241)	68	77	25,592 (17,534)	176	250	58,194 (37,775)
合計	195	339	71,013 (46,011)	160	234	117,231 (82,617)	355	573	188,245 (128,628)

(検査の結果)

(1) 高度化事業における不良債権の実態

ア 延滞債権の状況

(ア) 貸付先の営業状況

上記の不良債権となっている355先のうち、延滞している貸付先(以下「延滞先」という。)195先の16年度末現在の営業状況についてみると、表4のとおり、営業を継

続しているものは113先あったが、休業しているものが10先、廃業しているものが72先あった。休業中の貸付先のうち9先は、休業後1年以上経過しており事業再開の目途が立たずに事実上廃業状態となっていて、廃業した72先と合わせて81先が廃業又はそれに準ずる状態となっている。

また、廃業した貸付先のうち貸付対象施設が競売や任意処分等によって処分されているものは46先あった。

表4 延滞先の営業状況

	営業中	休業中	廃業	合計
先数 [割合%]	113 [57.9]	10 [5.1]	72 [36.9]	195 [100]

(イ) 延滞発生までの期間及びその後の管理期間

延滞先195先について、貸付けから延滞発生までの期間をみると、表5のとおり、77先は5年以内であり、貸付後早期に延滞となっていた。中には、事業を休廃止してほとんど事業を行わなかったり、計画どおりの事業が行えなかったりしたことから、元金償還の措置期間中に繰上償還指示を受けるなどして、初回の元金償還日以前から延滞となっていたものが43先あった。

表5 貸付けから延滞となるまでの期間別の延滞先数

	貸付けから延滞となるまでの期間				合計
	5年以内	うち初回元金償還日以前	5年超 10年以内	10年超	
先数 [割合%]	77 [39.4]	43 [22.0]	75 [38.4]	43 [22.0]	195 [100]

(注) 貸付けから延滞となるまでの期間については、1貸付先に対する貸付けが複数ある場合は、最も早い貸付日を起算日とした。

そして、延滞発生から16年度末までの管理期間についてみると、表6のとおり、1年以内のものは14先にすぎず、多くは5年を超える長期となっており、この中には当初の最終約定償還期限を超えているものが102先あった。

表6 延滞発生から平成16年度末までの管理期間別の延滞先数

	延滞発生から16年度末までの管理期間				合計
	5年以内	うち1年以内	5年超 10年以内	10年超	
先数 [割合%]	66 [33.8]	14 [7.1]	39 [20.0]	90 [46.1]	195 [100]
上記のうち最終約定償還期限を超えている先数	7	0	12	83	102

(注) 最終約定償還期限については、1貸付先に対する貸付けが複数ある場合は、最も遅い期限とした。

また、廃業又はそれに準ずる状態となっている前記の81先についてみると、廃業又は休業した後も長期間にわたり管理が継続されているものが多く、32先はその期間が10年を超えており、この中には、対象県により回収不能と判断され、機構に対して償却のために報告されたものも含まれていた。

<事例1> 貸付先が廃業した後も長期間にわたり管理が継続されているもの

A県は、採石業を営むB組合に対し、昭和58年2月、碎石プラント等の設置資金の一部として1億3300万円(うち機構貸付分8593万円)を貸し付けていた。貸付に当たって、同県は、採石場の土地及び貸付対象の碎石プラント等に同県を第1順位とする抵当権を設定させるとともに、同組合の役員7人を連帯保証人に立てさせて債権の保全を図っていた。

しかし、同組合は、アスファルト合材用の碎石需要の落ち込みやこれに伴う販売価格の下落などから事業継続が困難となり、平成元年2月、事業を廃止するとともに組合を解散していた。

このため、同県は、同年同月、同組合に対し貸付金残高全額の繰上償還を請求して、17年3月末までに5942万余円(うち機構貸付分3814万余円)を回収し、その後連帯保証人2人から定期的に少額の償還が行われているが、他の連帯保証人からの回収は見込めない状況である。また、担保による保全が十分でなく、残っている担保物件は採石場跡地であり、これを処分できたとしても貸付金残高7357万余円(うち機構貸付分4779万円)全額の早期回収は困難となっている。

(ウ) 債権の保全状況

延滞先195先について、物的担保による債権の保全状況をみると、償還が滞り債権残額が減少しないにもかかわらずバブル崩壊後の地価下落の影響等により担保評価額が低下していることから、表7のとおり大半の延滞先において保全が十分ではなく、また、対象県が貸付後に保全強化を図るため追加して担保を徴求している例も少ない。なお、物的担保による保全が不十分な延滞先145先の中には16年度に全く償還がないものが44先あった。

表7 延滞先に係る物的担保による債権の保全状況

担保評価額が貸付金残高を上回っている先数 (A)	物的担保による保全が不十分な先数 (B)		合計 (A)+(B)
	担保評価額が貸付金残高を下回っている先数 〔うち担保評価額が貸付金残高の50%に満たない先数〕	担保物件が処分されているなど、担保のない先数	
50	145	91 (50)	195

(注) 担保評価額は、各対象県の評価方法による。

上記のように地価下落等に伴い担保評価額が低下していることから、保証人による保全の重要性が相対的に増してきている。

そこで、人的担保による債権の保全状況についてみると、大半の対象県では、貸付先の代表者や役員等を連帯保証人に立てさせることとしている。そして、対象県が貸付後に保全強化を図るため保証人を追加して立てさせている例は少ない。

また、高度化事業は、事業の共同化等をその目的の一つとしているため、中小企業者を構成員とする事業協同組合等が貸付先となるケースが多く、対象県の延滞先195先のうち87先はこのような組合に対する貸付け(以下「組合貸し」という。)であり、その貸付金残高は16年度末現在384億1085万余円(うち機構貸付分257億6965万余円)に上っている。そして、ほとんどの組合貸しでは、組合員である企業又はその経

営者等が連帯保証人となっており、それぞれが組合の借入総額に対して保証債務を負っている。このような多額の保証債務を負うことが、組合員にとっては、信用低下を招き資金調達に支障を来すなど事業活動の障害となる場合がある。

イ 条件変更債権の状況

条件変更の大半は当年度の約定償還額の一部又は全部の償還を猶予し、猶予額を次回以降の約定償還額に均等に上乘せする方法によっているが、貸付先にとっては後年の償還がより厳しいものとなる。対象県で16年度に条件変更を行った貸付先(以下「条件変更先」という。)160先についてみると、表8のとおり、毎年度条件変更を繰り返しているものが多数あり、中には償還がほとんどできずに条件変更を繰り返して事実上の延滞となっているものもあった。

表8 連続して条件変更を行った年度の数

	16年度に条件変更を行ったものについて、15年度までに連続して条件変更を行った年度の数						合 計
	0	1	2	3	4	5以上	
先 数 [割合%]	37 [23.1]	40 [25.0]	22 [13.7]	18 [11.2]	19 [11.8]	24 [15.0]	160 [100]

前記のように、貸付金の償還猶予を行う際には、都道府県が診断等を実施し償還猶予を妥当と認めたものについて、機構が都道府県から提出された資料等を基に審査して条件変更の承認を行うこととしている。このため、条件変更の妥当性を判断するために必要となる貸付先の状況把握は、専ら都道府県の調査に委ねられている。

大半の貸付先は金融機関から事業に必要な運転資金を日常的に調達しているが、当該金融機関への償還が少しでも滞ると、その後の貸付けが受けられず運転資金の調達に支障を来すこととなる。一方、条件変更を行うことは、貸付先にとっては金融機関から運転資金を調達することと同様の効果があることから、対象県の多くは、経営不振の貸付先に対する支援措置として、貸付先が金融機関等に対する償還を優先する場合であっても、条件変更を認める傾向がある。

また、前年度に条件変更を行った貸付先の中には翌年度に償還が正常化するものがあるものの、その多くは償還が停滞している。現に、対象県で15年度に条件変更を行った貸付先のうち、16年度に償還が正常化したものは全体の9%となっている。そして、債権の保全状況についても、前記の延滞債権と同様に十分でないものが多くなってきている(表9参照)。したがって、条件変更債権、特に条件変更を繰り返しているものは、後年、延滞債権となり、債権の早期回収が困難となる可能性が高い。

表9 条件変更先に係る物的担保による債権の保全状況

担保評価額が貸付金残高を上回っている先数	担保評価額が貸付金残高を下回っている先数 〔うち担保評価額が貸付金残高の50%に満たない先数〕	合 計
57	103(34)	160

(注) 担保評価額は、各対象県の評価方法による。

＜事例2＞ 初回の償還時から条件変更を繰り返して、最終の約定償還期限までに償還を正常化させることが困難となっているもの

C県は、D組合に対し、平成5年3月、来店者用の立体駐車場等の設置資金の一部として5億4100万円(うち機構貸付分3億6517万余円)を貸し付けていた。この貸付金は、5年間の据置期間経過後、10年9月から毎年1回3606万余円が償還されることになっていた。

しかし、同組合は、事業開始当初から計画どおりの収入を上げることができず、初回の償還時から7年間にわたり、毎年度の償還額を70万円から100万円までとする償還猶予の条件変更を繰り返して行っていた。一方、同県は、条件変更の申請を受ける際、組合員からの賦課金徴収などの収支改善措置を執るよう同組合に助言していたものの、これを徹底させることなく、資金繰り難を理由としてこれらの条件変更を認めてきていた。

本件については、当初の約定どおりであれば、17年3月末までに2億5246万余円が償還されることになっていたが、実際はわずか630万円(うち機構貸付分425万余円)が償還されたにすぎず、貸付金残額が5億3470万円(うち機構貸付分3億6092万余円)に上っている。このような状況から、今後も条件変更を繰り返す可能性が極めて高く、最終の約定償還期限(24年9月)までに償還を正常化させることは困難となっている。

上記ア及びイのとおり、対象県における高度化事業に係る延滞債権の管理期間は長期化していて、その保全も十分とはいえない状況となっており、加えて、後年、延滞債権となる可能性が高い条件変更債権も増加傾向にある。このため、中小企業者等に対する貸付金の管理・回収を直接行っている都道府県及びその支援を行う機構が、それぞれの立場において、これら不良債権を適正に管理し、その解消を図るためにより有効な措置を講じることのできる態勢を整備することが喫緊の課題である。

(2) 対象県における債権管理の状況

ア 対象県の業務体制及び貸付先の状況把握

ア) 債権管理に係る業務の体制

対象県における延滞先数と当年度に条件変更を行った貸付先数を合わせた不良債権先数は、平均すると10年前(7年度)において1県当たり9.2先であったものが毎年増加し、16年度は19.7先となっており、これに伴い債権管理に係る業務量が増加している。

業務の体制についてみると、対象県のうち、不良債権が著しく多い1県では債権管理専門の担当部門を設けていたが、ほとんどは貸付担当部門で管理・回収業務を併せて行っている。債権管理に携わる職員(他の業務と兼務する者を含む。以下「担当職員」という。)は、非常勤及び嘱託職員を含めて平均すると7年度に6.0人であったものが、16年度では5.6人になっていて、人数はほぼ同じであるが、業務量の増加に比べると手薄になっている。そして、16年度末における担当職員の当該事務従事年数は平均2年であり、金融機関等で債権回収を経験したり、税の徴収事務を経験したりした職員を担当職員に充てているところは12県あったが、当該県におけるこれらの経験を有する担当職員数は平均1.6人となっていた。また、債権の管理・回収業務の

一部を外部に委託しているところは3県あった。

このように、対象県の多くにおいては、経験や専門性が求められる債権回収等の業務について、十分な経験や知識を有する職員が充てられておらず、しかも少人数で増加する一方の業務を処理している状況である。

(イ) 貸付先の状況把握

都道府県では、それぞれ債権管理のため、貸付先に対し定期的に貸付対象施設の利用状況や経営状況等についての報告を求めたり、必要に応じて貸付先を訪問したりして、その状況把握を行うこととしている。そして、機構に対しても「高度化事業に係る都道府県に対する資金の貸付けに関する準則」(平成16年規程16第30号。以下「貸付準則」という。)の規定等により、延滞先については毎年1回、また、条件変更を行うものについては条件変更申請を行う際に、貸付先の状況等を報告している。その報告に当たっては、所定の様式の調査表等に貸付先の状況のほか担保物件の評価額や保証人の収入、資産等について直近の状況を記載することとされている。なかでも保証人の状況把握は、貸付先の現況を的確に知る上で重要な手掛かりとなることから、対象県の延滞先及び条件変更先に係る保証人調査表の記載状況をみたところ、表10のとおり、調査表に記載された計数の調査時点が提出日から1年以上前であったものや、報告すべき事項の記載がないものなどがあった。

表10 保証人調査表の記載状況

	調査表の作成が必要な先	記載内容の調査時点が1年以上前のもの	保証人の全員又は一部について「職業」「収入」「資産状況」の欄の記載がないもの	保証人が死亡した場合の相続人の状況について記載がないもの
延滞先数	194	87	158	59
条件変更先数	158	3	100	42

(注) 貸付先が第3セクターであるなどの理由で保証人を立てさせていないものがあるため、調査表の作成が必要な先数と検査対象とした延滞先数又は条件変更先数とは一致しない(以下、表11についても同じ)。

このように保証人調査表の記載が十分でないため、貸付先ごとに同調査表に記載すべき事項の確認方法についてみたところ、表11のとおり、多くは貸付先からの報告で把握できた範囲で保証人調査表を作成しており、中には前年度以前の記載内容をそのまま当該年度分とするなどして貸付先に確認しないまま機構に報告している例もあった。また、組合貸しにおいて、保証人が組合から脱退した企業又はその経営者等である場合は、当該保証人に関する情報を十分に把握しているものはほとんどなく、中には脱退した者の状況について全く調査を行っていない例もあった。

表11 保証人調査表の記載内容の確認方法

	調査表の作成が必要な先	確 認 方 法			
		保証人への対面調査	貸付先又は保証人に報告を求め、不十分の場合、再度確認	貸付先又は保証人からの報告で把握できた範囲で調査表を作成	16年度には貸付先又は保証人に確認していない
延滞先数	194	52	18	40	84
条件変更先数	158	6	40	109	3

近年は個人情報の保護を理由に、都道府県の公用であっても、所得証明や固定資産の評価証明等を入手することについては市区町村等関係機関の協力が得られない場合が多く、貸付先や保証人に関する情報の把握は従前に比べ困難になってきている。このため、貸付先の状況を的確に把握し、適切な債権管理を行うためには、各種調査表等に記載すべき事項に関して貸付先等からの報告に不備がある場合、実地調査や保証人との面談を行うなどして、その内容を確認することの重要性が増している。特に廃業後、管理が長期間に及んでいる延滞先については十分な調査を行い、貸付先や保証人等の状況把握に努める必要がある。しかし、前記のとおり限られた人員でこれを行うことには限界があり、結果的に、対象県の多くでは貸付先の償還能力の検討が必ずしも十分に行われていない状況である。

また、貸付金債権については、権利行使を行わないまま一定期間(貸付先が、事業協同組合の場合は貸付金元本が10年、利息が5年。株式会社等の場合は元本についても5年。)が経過すると時効となり、債務者がこれを援用すると債権の回収ができなくなる。このため、貸付先からの償還が滞った場合には、時効期限が到来する前に債務承認書を徴したり一部弁済を受けたりすることにより時効を中断する必要がある。しかし、対象県の延滞先のうち10先、貸付金残高14億1114万余円(うち機構貸付分7億4894万余円)については、県において、貸付先や保証人が無資力であると判断したり、貸付先等の状況を的確に把握していなかったりしていたことなどから、時効中断の措置が執られないまま時効期限が到来していた。そして、これらの債務者が時効を援用した場合は債権の回収が不可能となる状況にあり、中には、実際に債務者から時効の援用が申し立てられ債権の回収が不可能となっている例もあった。

＜事例3＞ 時効中断の措置を執っていなかったため債権の回収が不可能となっているもの

E県は、鉄工業を営むF組合に対し、昭和55年5月、共同工場設置資金の一部として8204万円(うち機構貸付分5301万円)を貸し付けていた。

しかし、同組合は、貸付後間もなく経営不振となり、57年12月に事実上倒産した。このため、同県は、同組合に対し貸付金全額の繰上償還を請求し、62年10月、担保物件の任意売却と連帯保証人からの一部弁済により7300万円を回収した。その後、同県では、時効中断の措置を講じていなかったことから、平成14年1月までに連帯保証人全員から消滅時効の援用が申し立てられ、残債権の回収が不可能となった。

なお、回収が不可能となった元金及び利息の合計1663万余円のうち機構貸付分1110万余円については、17年8月にE県から機構に返済された。

イ 債権管理アドバイザー制度の利用

機構では、債権回収の専門知識を持つ民間の専門家(弁護士、債権回収会社の社員)を債権管理アドバイザーとして登録し、法律上の問題のみならず日常の管理から貸付先との交渉方法等に至るまで高度化事業に係る債権管理に関する都道府県からの様々な相談に対し、これら専門家が回答や助言を行う制度を13年6月から設けている。債権の管理・回収、特に、貸付先の経営破綻後の債権回収等については法律上の専門性や債務者との交渉力が求められることから、金融業務のノウハウの蓄積の少ない都道府県にとっ

てこの制度は有効なものである。しかし、16年度における制度の利用状況についてみると、対象県のうち実際に電話又は文書によりアドバイザーに相談を行っていたのは4県(相談件数11件)であり、アドバイザーによる出張相談を利用していたところはなく、対象県が有する不良債権の件数等にかんがみると低調な実績となっていた。

これは、対象県の多くが主として法律上の問題については、必要に応じて独自に弁護士などに相談しているほか、上記のような制度の趣旨が十分に認識されていないことなどによる。

ウ 債権管理に関する規程等の整備

都道府県では、高度化事業に係る資金の貸付規則を制定し、これに基づき、中小企業者等に対する貸付けや債権の管理を行っている。しかし、都道府県は金融機関のように貸付先との日常の取引がないために、経営動向等を常時把握することには限界がある。また、貸付先の経営破綻時の対応やその後の債権回収については法律上の専門性が求められる。このため、都道府県の事務の実情に応じて債権管理に関する規程や債権管理マニュアルを作成し、管理・回収の方法、処理の基準を定めておくことは、特に担当職員が人事異動によって頻繁に交代するような場合には有効な方策である。

対象県のうち、債権管理規程や債権管理マニュアル等を整備しているところは13県あったが、5県では整備されていなかった。また、上記13県のうち、7県では効率的な債権回収を行うために回収難易度別の債権分類を行って管理方針を決定していたが、6県ではこれが行われていなかった。

エ 抵当権の実行及び強制執行等による回収

都道府県は、中小企業者等への資金の貸付けに際し、通常、公正証書により金銭消費貸借契約を締結する。そして、前記のとおり、原則として貸付対象施設について、都道府県を第1順位とする抵当権を設定させ、貸付先の役員又は組合員等を連帯保証人に立てさせ、これにより債権の保全を図っている。貸付先からの償還が滞った場合、都道府県は上記契約に基づき抵当権の実行及び保証人への強制執行等を行うことにより債権を回収することになる。また、機構では、貸付準則において、延滞債権の回収に関して貸付先の営業状況や担保、保証人の状況などに応じた債務者への対応の基準(以下「対応基準」という。)を定め、都道府県に対し、これに基づき対応することを求めている。対応基準では、営業中であっても返済への誠意がない先や廃業していて保証人からの代位返済等による回収の可能性がない先に対しては、担保物件について抵当権を実行したり、保証人への強制執行を行ったりすることなどとされている。

対象県のうち、過去5年間に延滞債権の回収のために、担保物件について競売を申し立て抵当権を実行していたところは9県(26貸付先)あったが、保証人等の資産について強制執行を行っていたところは3県(9貸付先)にすぎなかった。これらの県における抵当権実行及び強制執行の実績は、表12のとおりである。

表12 対象県における抵当権実行及び強制執行の実績(実施県数(貸付先数))

	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	合計
抵当権実行	1(1)	5(6)	5(8)	4(6)	3(5)	9県(26先)
強制執行	—(—)	1(2)	1(2)	3(3)	1(2)	3県(9先)

(注) 同一県が複数年度にわたってこれらの措置を執っているため、各年度欄の県数の合計と合計欄の県数は一致しない。

そして、対象県において廃業又はそれに準ずる状態となっている延滞先 81 先の状況を見ると、このうち 20 先については、保証人等が担保物件を使用していることなどを理由に抵当権実行や任意処分等が行われていなかった。また、61 先については、担保物件に対する抵当権実行や任意処分等が行われていたが、これにより債権の一部を回収したものの、保証人等の資産に対する強制執行を行っていないものは 47 先あった。その他の 14 先については、保証人等の資産に対する強制執行を行っていたものもあるが、多くは競売等の手続中の状態となっていた。

上記の抵当権実行等を行っていない 20 先と強制執行等を行っていない 47 先を合わせた 67 先の中には、対象県が保証人からの代位弁済等による回収の可能性があると判断し当該措置を執っていないものもある。しかし、このような判断ができないのに、抵当権の実行や強制執行等の措置を執っていなかったり、その検討を十分に行っていなかったりした例も多く、対象県によっては、廃業している延滞先に対し対応基準に則った債権回収措置やその検討が十分に行われていない状況であった。

(3) 機構における債権管理の状況

ア 機構の業務体制及び都道府県との連携

機構では、延滞債権については、前記のとおり貸付準則の規定により各都道府県から毎年度末の延滞先の状況に関する報告書の提出を受け、これに基づき、毎年 1 回、本部において都道府県の担当職員から、延滞先数等に応じてそれぞれ 1 時間から 4 時間かけて聴取り調査を行っている。このほか、条件変更の申請があった場合や貸付先が倒産したり、債権管理に関する事故等が発生したりした場合などには、随時、都道府県から報告を受け、その状況を把握するとともに、必要に応じ助言を行うこととしている。

機構の高度化事業に係る 16 年度の債権管理の体制は、不良債権の増加に伴い業務量が増加しているにもかかわらず、これに携わる職員は、非常勤及び嘱託職員を含めて 10 年前(7 年度)の 11 人から変わっていない。

高度化事業に係る債権管理に関しては、旧中小企業総合事業団が地方支部等を有していなかったことなどもあり、本部において延滞先の状況に関する報告書の確認、調査及び債権管理に関する相談、助言等を行っている。そして、上記のとおり、本部では増加する業務量に比べ少人数でこの業務を処理している。その結果、機構が都道府県とともに延滞先等の実態把握のため現地に赴くことがほとんどないなど、必ずしも都道府県との連携が十分に図られておらず、地域の実情や債務者の実態を的確に把握し、効果的、機動的な支援や助言を行うことが十分にできない状況である。

一方、機構では、独立行政法人化に伴う組織再編により全国に 9 箇所の支部を設置し、年度計画においても「支部等の業務運営にあたっては、経済産業局が構築する地域におけるネットワークの中で都道府県、商工団体等との連携をさらに強化する」とし、更に人員を重点的に配置するなどして支部の体制強化を図ることとしているが、支部においては高度化事業に係る債権管理に関する業務は行われていない。

また、機構では、都道府県の担当職員を対象として債権管理に関する研究会を定期的
(注2)
に開催(16 年度実績年 3 回)するほか、債権管理アドバイザー制度を設けている。しかし、前記(2)イのとおり、この制度について対象県の利用は少なく、全国的にみても、制度が設けられ都道府県に周知された 13 年度からの相談実績は年間平均 37 件(16 年度実

績 14 県 26 件)に留まっており、また、アドバイザーが都道府県に赴いて相談を受けた実績はなかった。

(注 2) 9 箇所 of 支部 北海道、東北、関東、北陸、中部、近畿、中国、四国、九州各支部

イ 債権管理に関する準則とその運用等

(ア) 対応基準の運用

前記のとおり、機構は、貸付準則により、都道府県に対し、個別の延滞先の状況に応じて対応基準に基づく対応を求めている。しかし、前記(2)エのとおり、対象県によっては、延滞先への対応が対応基準に則って行われていないものがあり、抵当権の実行、保証人への強制執行等を検討すべき延滞先に対してこれを行っていない事例が見受けられた。

これは、対応基準の内容やその運用に関し、都道府県に対する周知徹底が十分でないことなどによる。

(イ) 連帯保証制度の運用

機構では、近年貸付けが減少してきた中小企業高度化資金の貸付制度をより利用しやすいものとするため、16 年 11 月から連帯保証人の保証について「限度額保証制」を設けている。これは、連帯保証人それぞれが組合等の借入総額に対して保証債務を負うこれまでの連帯保証制度とは異なり、担保物件の評価額が債権額を上回っている場合など一定の条件の下で、連帯保証人それぞれの債務履行の額に限度額を設定するものである。

前記(1)ア(ウ)のとおり、高度化事業、とりわけ組合貸しの場合において、各連帯保証人は多額の保証債務を有しており、これが連帯保証人の事業活動の障害となる場合がある。このような障害を解消するためには、この制度は有意義なものであるが、その適用の対象は新規の貸付け又は既に貸し付けられたもののうち物的担保等により債権保全が確実に図られていると認められる貸付けに限られている。

連帯保証制度は債権保全上、必要不可欠なものであり、都道府県では、連帯保証人が死亡したり、交代したりする場合を除いて、原則として連帯保証の解除を認めていないなど厳格な運用を行っている。しかし、実際の債権回収に当たっては、連帯保証制度についても延滞先の状況に応じた運用を行う必要がある。

廃業している延滞先について、担保物件を処分しても貸付金全額の回収ができなかったり、それが見込めなかったりする場合には、保証人から回収するほかに方法はない。その際、連帯保証人からの要請に応じ、他の連帯保証人全員の同意を得た上で連帯保証を解除して保証債務の分割を認めることが、債権の全額を直ちに回収できないまでも回収手段として有効な場合がある。これは、分割を認めることが、各連帯保証人の保証債務を減少させ、その結果、信用力を高め金融機関からの資金調達を容易にし、償還能力を向上させることがあるからである。このように少しでも確実に債権を回収するという観点から、連帯保証制度についても延滞先の状況に応じた運用が求められる。

3 本院の所見

中小企業高度化資金の貸付けは、制度発足以来、長年にわたり中小企業の経営基盤の強化等に寄与してきている。しかし、経済の長期低迷等により中小企業者を取り巻く経済環境は

依然厳しい状態が続き、近年、高度化事業における延滞債権の残高が増加する傾向にあり、その管理は長期化している。また、後年、延滞債権となる可能性が高い条件変更債権も増加する傾向にあり、今後も同様に推移することが懸念される。これに伴い、機構では、前記のとおり、中期計画及び年度計画において債権管理業務の充実を図ることとしている。一方、高度化事業に係る債権管理については、中小企業者等に対する貸付金の管理・回収を直接行っている都道府県の裁量に委ねられている部分が多く、中期計画等をより実効が上がるものとするためには、機構自らの努力のほか都道府県の理解と協力が不可欠である。今後、債権管理の業務量も増加していくと予想されることから、都道府県との連携を強化し、個々の貸付先の実態把握と適切な対応を行うことができる態勢を整備するとともに、償却の要件緩和を契機として、都道府県が債権回収に努めてもなお回収が不可能と見込まれる債権については償却を適時に行うことが必要である。

したがって、機構においては、次のような方策を講じるなどして、より一層債権管理態勢を整備するとともに、不良債権について適切な管理・回収を行い、その解消を図っていくことが必要である。

ア 16年7月の独立行政法人化に伴い地方にも支部を有することになったことから、各支部においても可能な範囲で、都道府県に対しよりきめ細かな支援や助言を行うことができるようにし、また、債権管理アドバイザー制度の趣旨の一層の周知を行うこと

イ 対応基準の内容やその運用についてより一層の周知徹底を図り、また、廃業している延滞先に対する都道府県の債権回収手段として、延滞先の状況に応じた連帯保証制度の運用について検討すること

ウ 債権管理に関する研究会等の機会を増やし、都道府県に対し業務の外部委託や債権の状況に応じた具体的な対応策を定めた債権管理マニュアルの作成方法等についての助言を行ったり、都道府県とともに貸付先や保証人等に関する調査方法や時効管理等についての事例研究を行ったりして、都道府県の管理態勢の充実のため一層の支援を行うこと

また、都道府県においても、貸付先や保証人等に関する必要な情報を十分に把握したり、時効管理を適切に行ったり、対応基準に則った回収措置を講じたりするとともに、債権管理に関する研究会や債権管理アドバイザー制度の利用等を通じて機構の支援や助言を受けるなどして、業務体制や債権管理マニュアル等の整備に努め、適切な債権の管理・回収を行うことのできる態勢の充実を図ることが肝要である。

第5 賃貸住宅建替事業において、事業着手後長期化していたり、事業着手までに長期間を要したりしている事態について

第3章 第3節 特に掲記を要すると認められた事項 第5

検査対象	独立行政法人都市再生機構
科目	事業資産
部局等の名称	独立行政法人都市再生機構本社
賃貸住宅建替事業の概要	居住水準の向上と敷地の有効高度利用を図るため、既存の賃貸住宅を除却し新たに住宅を建設する事業
建替事業実施団地17地区における平成16年度末建設仮勘定の額	265億3581万円 〔うち機構発足時以降平成16年度末までの9箇月間に発生した間接経費等〕 9億3476万円
建替調査団地13地区の補充停止を開始している住宅における平成16年度末固定資産の額	119億0879万円
上記に係る機構発足時以降平成16年度末までの9箇月間に発生した補充停止による保守、管理等に要した費用	8572万円

1 事業の概要

(建替事業の概要)

独立行政法人都市再生機構(以下「機構」という。)では、独立行政法人都市再生機構法(平成15年法律第100号。以下「機構法」という。)等に基づき、昭和30年代から大都市地域その他の都市地域において健康で文化的な生活を営むに足る良好な居住性能及び居住環境を有する賃貸住宅等を供給している(平成16年度末現在管理戸数約77万戸)。

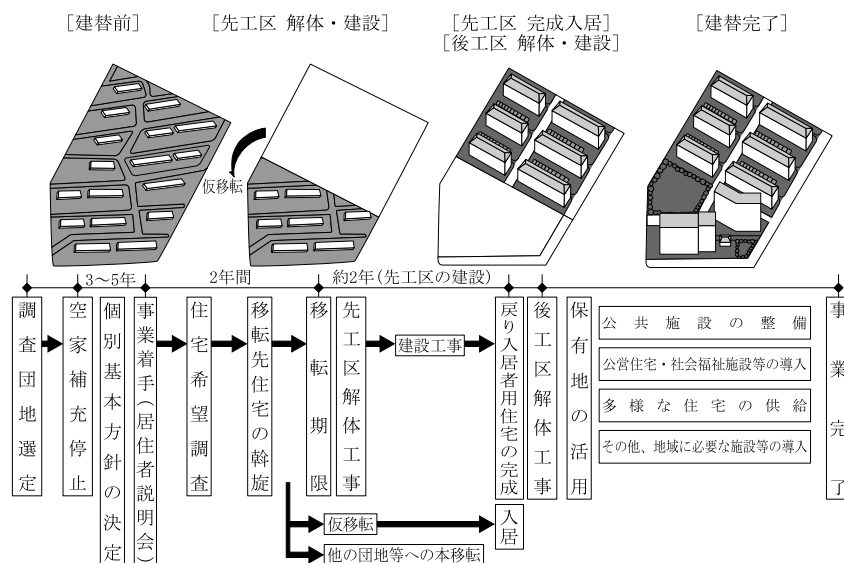
そして、昭和61年度から、居住水準の向上と敷地の有効高度利用を図るため、30年代に管理開始した約16万戸を対象として、既存の賃貸住宅を除却し新たに住宅を建設する建替事業を実施しており、平成16年度末現在、建替事業が完了した団地(以下「建替事業完了団地」という。)は106地区、建替事業に着手している団地(以下「建替事業実施団地」という。)は99地区、建替事業に着手するための住宅需要等の調査検討(以下「建替調査」という。)を行っている団地(以下「建替調査団地」という。)は25地区となっている。

機構法等によると、建替事業を実施しようとするときは、当該賃貸住宅の建替えにより除却する賃貸住宅の居住者の協力が得られるよう努めなければならないが、また、建替事業の計画について、あらかじめ、関係地方公共団体の意見を聴かなければならないこととなっている。

(建替事業の実施手順等)

機構では、建替事業を次の手順で実施することとしている(図1参照)。

図1 建替事業の流れ



① 建替調査団地として選定した団地については、建替調査を行い、建替事業の着手予定時期を決定した上で、事業に必要な空家住宅の確保のため、「ストック改善事業等に係る空家住宅の補充停止の取扱いについて」(平成元年81—107理事通知)に基づき、建替事業に着手するまでのおよそ3年前を目途に空家住宅への補充の停止を行う。このようにして行う空家住宅の確保は、建替事業に伴い、除却する先工区の住宅を空家状態にするため、先工区の当該住宅の明渡しをする者(以下「従前居住者」という。)の仮移転先を確保するために行うものである。

② 補充停止を開始してから事業着手までの間に建替調査団地については、機構居住環境整備事業計画規程(以下「事業計画規程」という。)等に基づき、整備の方針、土地利用等の方針等を定めた個別プロジェクト基本方針(以下「個別基本方針」という。)を作成することとされている。

そして、事業計画規程によると、個別基本方針等が当該地区及びその周辺の立地状況、市街地整備の課題等の変化に対応できなくなった場合には、速やかに当該変化に適合するよう変更しなければならないこととされている。なお、機構では、これらの個別基本方針に基づき、毎事業年度、賃貸住宅等の建設に関する年度事業実施計画や賃貸住宅等の供給に関する年度供給計画を定め、これらに基づき各事業を実施している。

③ 建替事業に着手した後に、建替住宅の従前居住者に対して、建替後の住宅への入居(以下「戻り入居」という。)の希望の有無や、戻り入居する住宅の間取りや居住面積等に関する要望についての住宅希望調査を実施し、これを勘案して、戻り入居者用賃貸住宅の建設戸数を決定する。

(建替事業等の長期化の影響)

建替事業については、事業期間が長期化した場合、建設期間中の間接経費及び支払利息が増加して管理開始後の賃貸住宅の減価償却費等の費用を増加させることになる。また、建替調査については、その対象となった団地の補充停止の期間が長期化した場合、空家状態が長期化するため家賃収入が減少するとともに、補充停止期間中の賃貸住宅の保守、管理等の費

用を増加させることになる。したがって、建替事業及び建替調査の実施に当たっては、より効率的な施行を図ることとともに補充停止した住宅を有効に活用することが肝要となっている。

(住宅建設事業の変遷等)

機構が実施する住宅建設事業については、政府の特殊法人等整理合理化に関する方針に伴い、次のように9年から13年の間に大きく変遷し、その範囲が縮小している。

すなわち、9年6月の閣議決定により、分譲住宅業務からは、適切な経過措置を講じた上で撤退することとなり、11年9月に住宅・都市整備公団は廃止され、同年10月に機構の前身である都市基盤整備公団が設立されることとなった。また、13年12月の閣議決定により、都市基盤整備公団における住宅建設事業については、自ら土地を取得して行う賃貸住宅の新規建設は行わないこととされ、公団を廃止した上で地域振興整備公団の地方都市開発整備部門と統合して、都市再生に民間を誘導するための事業施行権限を有する法人として16年7月に機構が設立された。

2 検査の結果

(検査の背景、着眼点及び対象)

機構では、上記のとおり、分譲住宅事業及び、新規土地取得を伴う賃貸住宅の新規建設を行わないこととされたことにより、新規の賃貸住宅を建設する予定であった土地においては、建替えやその他やむを得ないもの以外の賃貸住宅建設を行わないこととされるなど、事業の絞り込みが行われているとともに、その事業の実施に当たっては、前記のとおり効率的実施が求められているところである。こうしたことから、建替事業及び建替調査の実施に当たっても、より一層効率的な施行を図ることが求められている。

そこで、これまでに建替が完了した106地区の事業の実施状況について検査するとともに、建替事業実施団地のうち、当初の個別基本方針で完了予定時期を16年度以前としていた37地区については、個別基本方針等に沿って事業が進ちよくしているか、建替調査団地25地区については、空家住宅の補充停止以降予定どおり建替事業に着手しているかなどに着眼して検査した。

(検査の結果)

(1) 建替事業実施団地の状況について

建替事業完了団地106地区の事業開始から完了までに要した事業期間は、表1のとおり、2年度から6年度までに完了した16地区は平均で4年2箇月、7年度から11年度までに完了した36地区は平均で6年8箇月、12年度から16年度までに完了した54地区は平均で9年4箇月となっていて、近年事業期間は、より長期化する傾向にある。

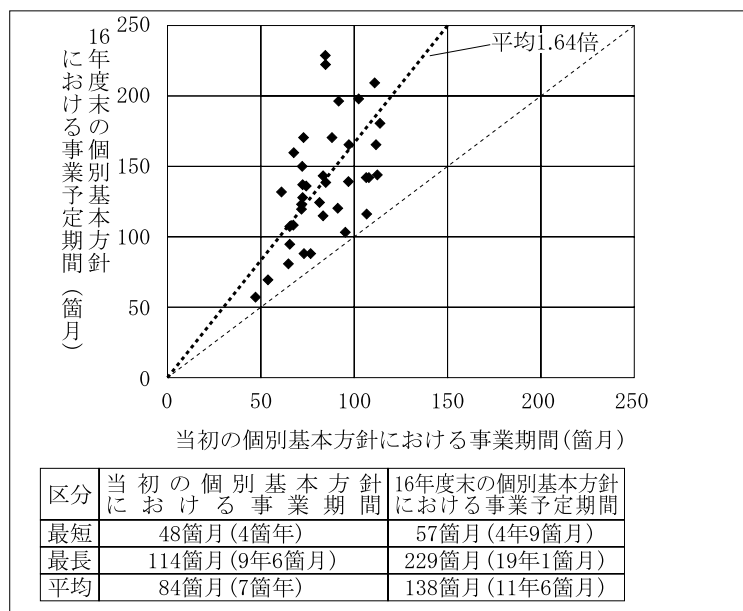
表1 建替事業完了団地の事業期間

区 分	平均事業期間
2年度～6年度の完了団地16地区	4年2箇月
7年度～11年度の完了団地36地区	6年8箇月
12年度～16年度の完了団地54地区	9年4箇月

16年度末現在、建替事業実施団地のうち当初の個別基本方針で完了予定時期を16年度以前としているものは前記のとおり37地区ある。これらの当初の個別基本方針における事業期間は、図2のとおり、4箇年から9年6箇月、平均で7箇年としているが、16年

度末における事業予定期間は4年9箇月から19年1箇月、平均で11年6箇月となっており、建替事業完了団地の事業期間に比べより長期化の傾向にあり、当初の個別基本方針における事業期間と比べると、平均で1.64倍程度長期化する見込みとなっている。

図2 建替事業実施団地の長期化の状況



そこで、上記37地区のうち、当初の個別基本方針における事業期間に対する16年度末^(注1)における事業予定期間が平均(1.64倍)以上に長期化する見込みとなっている17地区について長期化の要因別にみると、次のとおりである(ア及びイには事態が重複しているものがある。)

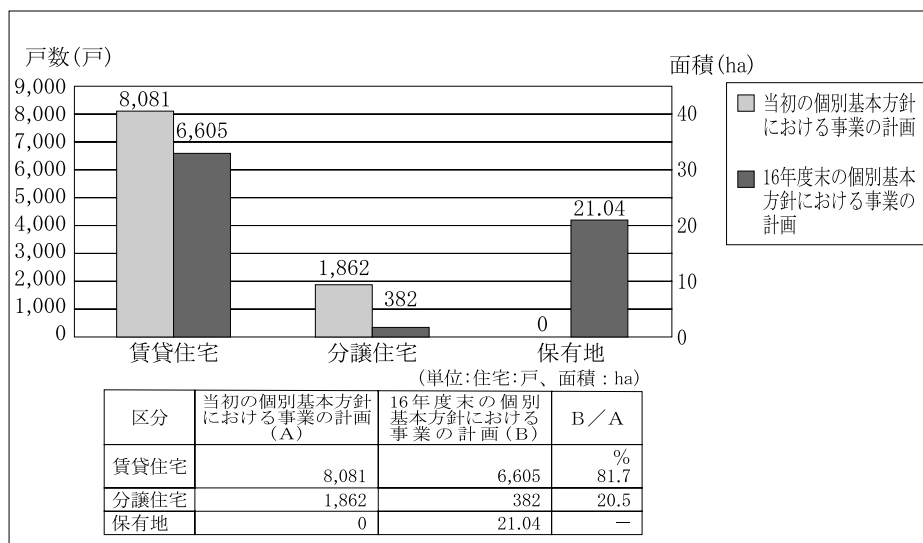
ア 住宅建設事業の変遷による土地利用計画等の変更に伴い、地方公共団体、団地居住者等との調整に時間を要している地区

(13地区)

13地区においては、当初の各個別基本方針では、建替住宅を中高層化することにより、賃貸住宅等の用に供しない土地(以下「保有地」という。)が生じることから、これに分譲住宅及び新規賃貸住宅を建設する計画としていた。しかし、9年には分譲住宅事業、13年には賃貸住宅の新規建設を行わないこととされたことにより、これら分譲住宅及び新規賃貸住宅の建設を行う予定であった土地においても、やむを得ないものを除き、原則として、地方公共団体、団地居住者等と調整するなどした上で譲渡等することになった。このため、これらに応じた個別基本方針の変更及び地方公共団体等との調整、保有地の譲渡等に相当程度の期間を要している。

また、各個別基本方針の変更内容のうち住宅の建設戸数についてみると図3のとおり、賃貸住宅については新規賃貸住宅を建設しないこととしたことから2割程度減少し、分譲住宅については、9年以前に既に建設していたものなどを含めても8割程度減少させている。このため、当初の個別基本方針では計画していなかった保有地が約21ha生じており、これらの保有地は公共利用を優先して譲渡等することとしている。そして、16年度末現在、このうち約9haを社会福祉施設や公営住宅等の敷地として譲渡等しており、残りの約12haを20年3月までに譲渡等する予定となっている。

図3 土地利用計画等の変更に伴う事業の計画



イ 建替事業に反対する一部の居住者の明け渡し拒否に係る訴訟等の解決に時間を要している地区

(6地区)

機構では、居住者との間に借地借家法(平成3年法律第90号)に基づく賃貸借契約(以下「普通借家契約」という。)を締結している。そして、5地区においては、それぞれ一部の居住者が、建替事業に反対し、機構の普通借家契約の更新拒絶に対し正当な事由がないとして、賃貸住宅の明け渡しに応じなかったため、機構ではこれら居住者を被告とする訴訟を起こし解決を図った。しかし、訴訟による解決までに多くの時間を費やすことにより、これらの各居住者が賃借している住居棟等については個別基本方針の予定どおりに工事に着手できないなどのため事業実施に相当の期間を要している。また、1地区においては、訴訟には至らないが、建替事業に反対する居住者との調整に相当の期間を要している。

上記17地区における団地の16年度末現在の建設仮勘定の合計額は、265億3581万余円となっている。このうち機構発足の16年7月1日から16年度末までの9箇月間に発生した間接経費及び支払利息は合計額で9億3476万余円となっている。今後、建替事業の長期化は、間接経費等の増加につながり、賃貸住宅管理開始後にはこれらに係る減価償却費等を増加させることとなる。

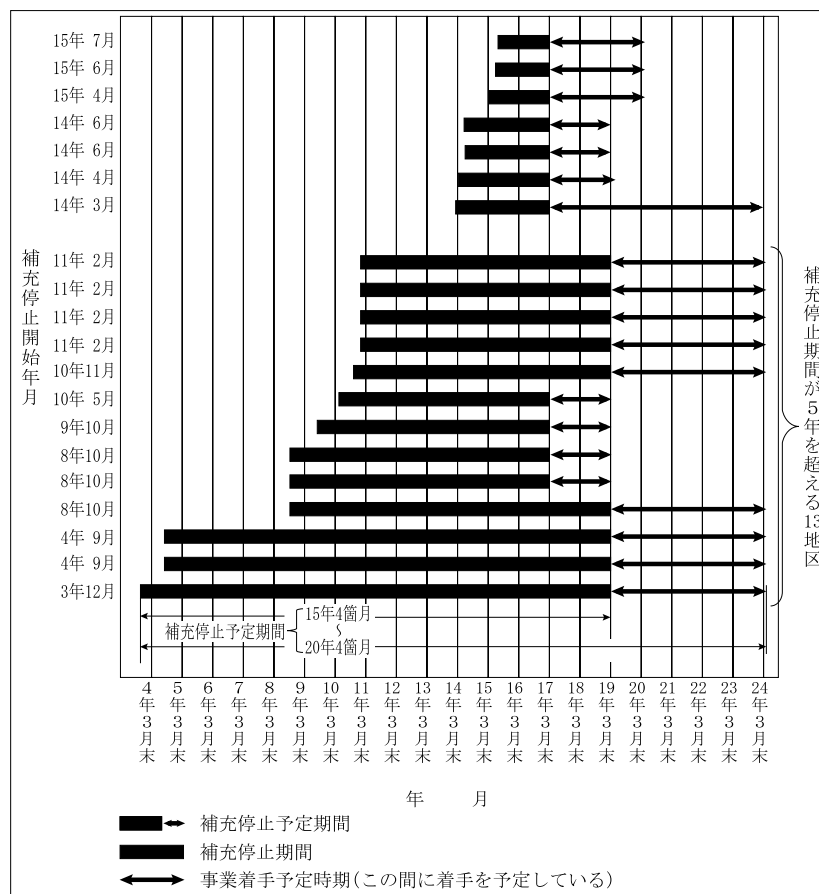
(2) 建替調査団地について

前記のとおり、建替調査団地として選定された団地については、建替調査の結果、当該建替事業に伴い必要となる空家住宅を確保するため、建替事業の着手予定時期のおよそ3年前を目途に当該団地の空家住宅の補充停止を行うことができるものとされている。そして、通常は、居住者に対しておおむね5年以内に事業着手する旨の説明を行い、補充停止を開始している。

建替調査団地として選定されている25地区のうち、16年度末現在、補充停止を開始しているのは20地区であり、その補充停止予定期間についてみると、図4のとおり、最長の地区で15年4箇月から20年4箇月となっており、平均で8年4箇月から10年7箇月

となっていて、通常の補充停止期間の5年間で大幅に上回っている状況である。そして、^(注2)上記20地区のうち補充停止の期間が5年を超えている地区は全体の6割を超える13地区に上っており、その補充停止予定期間についてみると、平均で10年5箇月から13年10箇月となっている。

図4 建替調査団地のうち補充停止を開始している20地区の長期化の状況



これらの13地区を補充停止予定期間の長期化の要因別にみると次のとおりである。

ア 当該地域の賃貸住宅需要の低迷から個別基本方針の検討に時間を要している地区

(6地区)

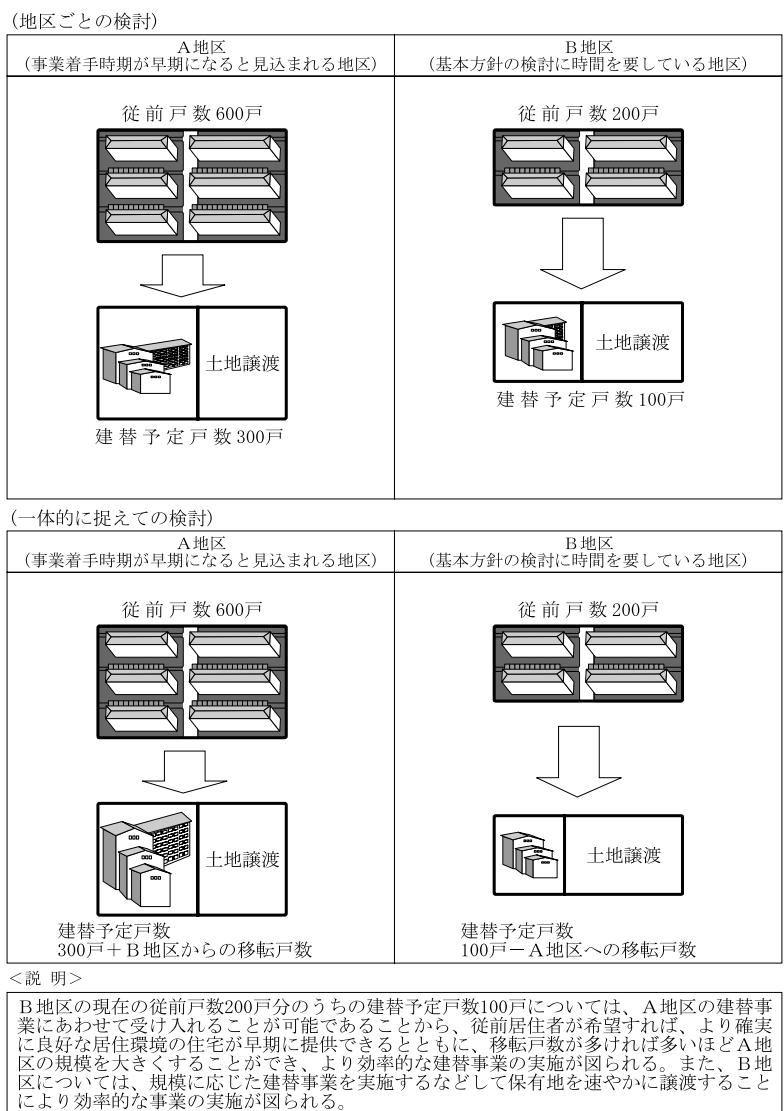
6地区については、それぞれ3年から11年までの間に補充停止を開始しており、現在の補充停止の予定期間は平均で10年3箇月から12年9箇月となっている。そして、補充停止開始時は、住居棟については中高層化を図って保有地を確保するなどして居住水準の向上及び良好な居住環境を整備し、従前入居者の戻り入居者用賃貸住宅の供給を行うとともに、保有地を活用して分譲住宅及び新規賃貸住宅の供給を行うこととしていた。

そして、補充停止の開始以降、個別基本方針の作成に向けて検討を重ねていたところ、特殊法人等整理合理化に伴う機構の事業の範囲の縮小により分譲住宅及び新規賃貸住宅の供給は計画できなくなり、13年以降、戻り入居者用の賃貸住宅の供給のみを行うこととして個別基本方針の作成に向け検討を行ってきた。しかし、近年、当該地域の賃貸住宅の需要は低迷しており、事業費に見合う家賃収入は期待できないことから、個

別基本方針の決定ができない状況にある。

また、6地区のうち、①3地区については同一地域に所在しており、このうち2地区については他の1地区より事業着手予定時期が早期になるものと見込まれており、②1地区については、事業着手予定時期が早期になると見込まれている建替調査団地が同一地域に1地区所在している。そして、これらについてはそれぞれの地区を一体的に捉え、建替事業により建設する団地を一方の地区に可能な限り集約することが有効な対策と考えられるが、現時点ではこのような観点からの検討が十分になされていない状況にある(図5参照)。

図5 検討概念図(上記②の場合)



イ 建替事業と関連する事業との整合性を確保するなどのため、関係者との協議に時間を要している地区

(7地区)

7地区については、4年から11年までの間に補充停止を開始しており、現時点の補充停止の予定期間は平均で10年6箇月から14年9箇月となっている。

このうち、2地区については、賃貸住宅と分譲住宅が並存する団地であるため共有地

が存在しており、これに係る土地利用計画等について分譲住宅所有者との協議に時間を要している状況となっている。また、5地区については、敷地内に都市計画道路の予定があり、当該都市計画道路の実施時期等についての地方公共団体との協議に時間を要しているなどの状況となっている。

上記13地区(管理戸数6,365戸)における固定資産の16年度末現在の貸借対照表計上額の合計額は、379億7569万余円となっているが、このうち補充停止した賃貸住宅1,996戸に対応する額を試算すると119億0879万余円となる。また、機構発足時以降16年度末までの9箇月間に13地区について補充停止による賃貸住宅の保守、管理等に要した費用は、8572万余円となっている。

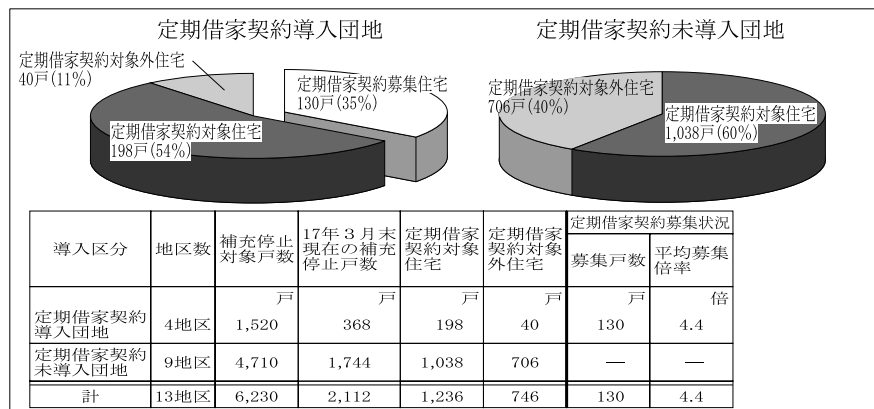
今後、補充停止期間の長期化は、補充停止した住宅を増加させ、その家賃収入を減少させるばかりではなく、これらに係る保守、管理費等の費用を増加させることとなる。

なお、補充停止を行ったもののうち従前居住者の仮移転に支障が生じない住居棟で、一定の内装補修が済んでいる住宅については、賃貸住宅事業の経営改善、団地環境の劣悪化の防止、防犯対策を目的として、16年3月から、試行的に契約期間を原則3箇年に限定した定期借家契約により賃貸を開始しており、16年7月からは、これを本格的に実施している。

前記13地区の定期借家契約の導入状況をみると、図6のとおり、4地区において計130戸が定期借家契約により賃貸されている。これらは、団地の立地条件、需要動向、改修費用と家賃収入などの収支計画等を勘案した上で賃貸住宅事業の経営改善に資すると判断されるものについて行われており、これらの団地は都市部に位置し最寄の駅から至近距離にあり単身者の応募が多かったり、賃貸期間を限定する契約であることから家賃が普通借家契約に比較して2割程度安価であったりしていることから募集倍率も高倍率となっていた。

そして、定期借家契約を導入していない団地についての導入の可能性及び既に定期借家契約を導入している団地についての更なる導入の可能性について検討したところ、既に一定の補修が済んでいて定期借家契約の対象となり得ると認められる住宅は1,236戸ある状況であった。

図6 定期借家契約の導入状況



3 本院の所見

機構では、昭和61年度から、既存賃貸住宅の居住水準の向上と敷地の有効高度利用を図るため、建設年度の古いものを対象として建替事業を実施している。そして、バブル経済崩壊後の社会経済情勢等の変化に対応して機構の住宅建設事業も変遷しており、建替事業実施団地及び建替調査団地についても、必要の都度、計画等を変更して対応している。さらに、賃貸住宅資産を有効に活用して賃貸住宅事業の経営改善を図ることなどを目的として、平成16年3月から定期借家契約を導入している。

しかし、建替事業実施団地の中には事業着手後相当長期化しているものや、建替調査団地の中には空家住宅の補充停止の開始以降、長期間経過しても事業着手に至っていないものがある。そして、事業着手していないものの中には、賃貸住宅需要の低迷から個別基本方針の作成が著しく遅延しているものもある。

このような状況が継続すると、事業の効果の発現が遅延するばかりではなく、投資額に係る間接経費等の経費負担を年々増加させることとなる。

こうしたことから、機構において、建替事業の実施に当たっては、地方公共団体等には保有地の公共利用についての協議を速やかに行うようさらに働きかけるとともに、居住者等に対しては、機構の建替事業について理解が得られるようその内容を十分に説明するなどして早期の事業完了に努めることはもとより、次のような方策を講じるなどしてより効率的な実施を図り、もって賃貸住宅事業を改善させることが望まれる。

ア 個別基本方針の作成及び補充停止の開始時期の決定については、当該地区及びその周辺の立地状況に応じて、同一地域に所在する複数の地区を一体的に捉えての計画について検討するとともに、市街地整備の課題等を勘案して整合性が図られるように十分に検討する。

イ 個別基本方針の作成が遅延している地区については、当該地区及びその周辺の立地状況等に応じて、部分的な補充停止の解除を含め、既存の賃貸住宅を活用することについて検討するとともに、上記と同様に同一地域に所在する複数の地区を一体的に捉えての計画についても検討する。

ウ 補充停止をしている区域については、需要動向、収支計画等を勘案した上で可能な限り定期借家契約の導入促進を図る。

(注1) 17地区 西新井、金町、久米川、光ヶ丘、瀬谷、草加、霞ヶ丘Ⅰ期、虹ヶ丘南、旭ヶ丘Ⅰ期、旭ヶ丘Ⅱ期、香里Ⅱ期、香里Ⅲ期、別府Ⅱ期、井尻、友泉、香椎Ⅰ期、白銀各地区

(注2) 13地区 目白、野方、西ヶ原、花畑、南台、山本、千里山、桃山、仁川、城野、柳、清滝、黄金各地区

第4章 国会からの検査要請事項及び特定検査対象に関する検査状況

第1節 国会からの検査要請事項に関する検査状況

平成16年10月から17年9月までの間に、国会法(昭和22年法律第79号)第105条の規定による要請を受諾したものは、国が公益法人等に補助金等を交付して設置造成させている資金等に関するものほか8件であり、このうち2件については、「国が公益法人等に補助金等を交付して設置造成させている資金等に関する会計検査の結果について」及び「独立行政法人の業務運営等の状況に関する会計検査の結果について」として、それぞれ検査の結果を国会へ報告した。その報告の概要は次のとおりである。

第1 国が公益法人等に補助金等を交付して設置造成させている資金等に関する会計検査の結果について

要請を受諾した年月日	平成17年6月8日
検査の対象	内閣府、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省
検査の内容	上記の府省が公益法人等に補助金等を交付して設置させている資金等についての検査要請事項
平成16年度末現在の資金数	116 資金(70 法人)
上記に係る平成16年度末資金保有額	1兆5409億円(国庫補助金相当額1兆3126億円)
報告を行った年月日	平成17年10月25日

1 検査の背景及び実施状況

(1) 要請の概要

会計検査院は、平成17年6月、参議院から、下記事項について、会計検査を行いその結果を報告するよう要請を受けた。

ア 検査の対象

公益法人等に資金を設置造成させるために補助金等を交付している国の機関

イ 検査の内容

国が公益法人等に補助金等を交付して設置造成させている資金等についての次の各事項

- ① 資金の設置、保有の状況
- ② 「平成12年度決算検査報告」で検査対象とした資金の見直しの状況
- ③ ②以外のもも含めた各資金の運営の状況
- ④ 資金の制度の見直し体制の整備状況

(2) 資金及び平成12年度決算検査報告に掲記した事項の概要

ア 資金の概要

国は、一部の公益法人等の団体に補助金等を交付して資金を設置造成させ、単年度で完結しない特定の目的を持つ公益性の高い事業を継続して行わせている。そして、助成を受けた公益法人等(以下「法人」という。)は、国の補助金交付要綱等に基づき、造成した資金を他の事業の財源と区分して経理し、それぞれ、貸付け、債務保証、利子助成、価格差補てん等の財源として事業を実施している。

イ 平成12年度決算検査報告に掲記した事項の概要

本院では、13年次において、内閣府ほか7省が所管する56法人、94資金(以下「13年次検査資金」という。)を対象に、国が交付した補助金等の効果が発現しているかという有効性の観点から統一的に検査した。そして、このうち27資金については事業の運営に関し検討すべき点が見受けられたことなどの検査の状況を平成12年度決算検査報告に「特定検査対象に関する検査状況」として掲記している。

(3) 検査の方法及び実績

今回の検査においては、13年次検査資金(94資金)のほか、設置後16年度末までに1年以上の事業実施期間を有する資金で13年次に検査の対象となっていなかった44資金(以下「新規資金」という。)、計138資金(78法人)を対象とした。

検査に当たっては、78法人の138資金すべてについて資料の提出を求めるとともに、資金の所管府省である内閣府ほか8省(13省^(注)庁)及び36法人、80資金について実地検査を実施した。

(注) 内閣府ほか8省(13省庁) 内閣府(防衛施設庁)、総務省(本省)、財務省(国税庁)、文部科学省(本省)、厚生労働省(本省)、農林水産省(本省、林野庁、水産庁)、経済産業省(本省、資源エネルギー庁、中小企業庁)、国土交通省(本省)、環境省(本省)

2 検査の結果

(1) 資金の設置、保有の状況

ア 資金の概況

検査の対象とした前記の78法人、138資金のうち、16年度末現在で設置されている資金は、表1のとおり、70法人、116資金となっている。

116資金の内訳は、①13年次検査資金94資金のうち事業を終了したなどの22資金を除いた72資金、②新規資金の44資金である。

そして、上記の116資金に対して、16年度までの間に交付された資金造成のための国庫補助金や受益者からの出えん金等の累計額は、5兆9677億余円(国庫補助金相当額4兆4731億余円)に上っている。このうち事業において費消された額を除いた16年度末現在の資金保有額は、1兆5409億余円(同1兆3126億余円)となっている。

表1 各府省別の法人数、資金数及び資金保有額の状況

(単位：件、千円)

府 省 名	法人数	資金数	資金保有額 (16年度末)	資 金 数 内 訳			
	件 数	件 数	金 額	13 年 次 検 査 資 金			新規資金
				12年度末	終了等	16年度末	
内 閣 府	1	1	230,349	1	0	1	0
総 務 省	1	1	4,338,805	1	0	1	0
財 務 省	1	2	47,390,000	0	0	0	2(0)
文 部 科 学 省	1	1	1,920,477	4	△ 3	1	0
厚 生 労 働 省	3	3	361,122,282	5	△ 2	3	0
農 林 水 産 省	33	61	850,581,831	48	△ 11	37	24(18)
経 済 産 業 省	18	28	162,205,353	25	△ 4	21	7(6)
国 土 交 通 省	9	14	84,020,303	7	△ 1	6	8(5)
環 境 省	3	5	29,169,121	3	△ 1	2	3(3)
合 計 〔国庫補助金相当額〕	70	116	1,540,978,521 〔1,312,680,071〕	94	△ 22	72	44(32)

注(1) 「資金数内訳」の「13年次検査資金」の「終了等」22資金は、資金事業を終了した23資金に分離、統合等の資金を加減した後の資金数である。

注(2) 「新規資金」の()は、12年度以降に設置された資金数で内書きである。

イ 資金の分類

116 資金について、用途及び運営形態から分類すると、表2のとおりとなっている。

表2 資金の用途別及び運営形態別の分類

(単位：上段件、下段千円)

用途別	法人数	資金数	左 の 運 営 形 態 別 内 訳				造 成 額 累 計 (B)	
		16年度末 保有額(A)	取崩し型	回転型	保有型	運用型	うち費消額 (B)-(A)	
貸付け	6	9	0	9	0	0	9	9
		162,956,343	0	162,956,343	0	0	178,726,472	15,770,129
債務保証	22	27	0	0	27	0	27	27
		107,008,764	0	0	107,008,764	0	138,334,034	31,325,270
利子助成	10	15	14	0	0	1	15	15
		293,989,558	278,989,558	0	0	15,000,000	394,255,431	100,265,873
補助・ 補てん	40	51	47	0	0	4	51	51
		902,693,612	821,024,292	0	0	81,669,320	4,972,601,627	4,069,908,015
調査等 その他	12	14	7	0	0	7	14	14
		74,330,244	45,038,595	0	0	29,291,649	283,831,300	209,501,056
合 計	70	116	68	9	27	12	116	116
		1,540,978,521	1,145,052,445	162,956,343	107,008,764	125,960,969	5,967,748,864	4,426,770,343

注(1) 一つの資金が複数の用途別分類又は運営形態別分類に該当する場合は、事業実績額(562ページ参照)の多い分類に区分している。

注(2) 同一法人が分類の異なる複数の資金を有するものがあるため、各欄の法人数を加えても合計とは一致しない。

- (ア) 使途別分類(造成された資金を財源として使用する事業の種類)
- ① 貸付事業資金
貸付けや一時立替えの事業の財源として資金を使用するもの
 - ② 債務保証事業資金
借入金に対する債務を保証する事業や不測の事態が発生したときに生ずる費用を保証する事業の信用力の基盤となる財源として資金を使用するもの
 - ③ 利子助成事業資金
借入金に係る利子の一部を助成したり、補給したりする事業の財源として資金を使用するもの
 - ④ 補助・補てん事業資金
各種事業への補助金や補てん金等を交付する事業の財源として資金を使用するもの
 - ⑤ 調査等その他事業資金
法人自らが行う調査、研究、普及、保管等の事業の財源として資金を使用するもの
- (イ) 運営形態別分類(造成された資金の運営形態)
- ① 取崩し型資金
資金を利子助成、補助・補てん、調査・研究等の事業の財源に充てることにより費消していくもの
 - ② 回転型資金
使途別分類の貸付事業資金がこれに該当し、資金を繰り返し回転して使用するもの
 - ③ 保有型資金
使途別分類の債務保証事業資金がこれに該当し、資金を債務保証等の信用力の基盤となる財源として保有するもの
 - ④ 運用型資金
資金を運用元本として、その運用益を利子助成、補助・補てん、調査・研究等の事業の財源に充てていくもの

ウ 資金設置経過年数

116 資金のうち、近年設置されている資金もある一方、設置から 20 年以上経過しているものが 38 資金(32.7%)ある。

(2) 「平成 12 年度決算検査報告」で検査対象とした資金の見直しの状況

ア 94 資金全体の状況

13 年次検査資金の 94 資金について、13 年度から 16 年度末までの間に所管府省及び各法人で実施された資金事業に係る見直し等の状況をみると、表 3 のとおり、(A)資金事業を終了したものは 23 資金、(B)見直し措置を講じて資金事業を継続しているものは 48 資金、(C)特に措置を講ずる必要がないとしてそのまま資金事業を継続しているものは 23 資金となっている。

表3 13年次検査資金の見直し等の状況

(単位：件)

区 分	資金数	左の内訳		備 考
		27資金	それ以外	
(A)資金事業の終了	23	8	15	
①保有資金の国庫返納	14	6	8	国庫返納額 計119億余円
②自法人の他の資金又は他の法人に承継	4	1	3	承継金額 計50億余円
③資金の保有額なし	5	1	4	
(B)見直し措置の実施	48	19	29	
①余裕資金の国庫返納	7	1	6	国庫返納額 計76億余円
②追加造成の取りやめ等	5	4	1	
③事業内容の変更等	13	7	6	
④利用条件緩和等	16	7	9	
⑤資金運営形態の変更	1	0	1	
⑥その他(広報の充実など)	23	11	12	
(C)変更なし	23	0	23	
計	94	27	67	

注(1) (B)については、一つの資金で複数の見直しを行っているものがあるため、①～⑥には重複がある。

注(2) 「左の内訳」の「27 資金」は、平成12年度決算検査報告において資金事業の運営に関し検討すべき点が見受けられた27 資金に係る分であり、「それ以外」は、それを除いた67 資金に係る分である。

イ 検討すべき点が見受けられた27 資金の状況

上記アの94 資金全体の見直し等の状況のうち、平成12年度決算検査報告において資金事業の運営に関し検討すべき点が見受けられた27 資金について、同決算検査報告における事態の区分に従い、見直し等の状況をみると、次のとおりである。

- (ア) 資金設置後の経過年数について取り上げたもの(2 法人 2 資金)
- a 事業終了後も資金を保有していたもの(1 資金)
 - ・事業の終了(1 資金、国庫返納 306,651 千円)
 - b 期間の経過に伴い資金の事業目的が変化しているもの(1 資金)
 - ・見直し措置を講じて事業の継続(1 資金)
- (イ) 事業の実績について取り上げたもの(17 法人 18 資金)
- a 事業実績が全くないもの又は継続的に少ない状況となっているもの(8 資金)
 - ・見直し措置を講じて事業の継続(8 資金、うち余裕資金の国庫返納 1 資金 496,662 千円)
 - b 事業実績がピーク時に比べて近年低調となっているもの(4 資金)
 - ・事業の終了(2 資金、うち国庫返納 1 資金 720,205 千円)
 - ・見直し措置を講じて事業の継続(2 資金)
 - c 事業財源の減少に伴い事業実績が減少しているもの(2 資金)
 - ・見直し措置を講じて事業の継続(2 資金)

- d その他事業の性格上効果の検証が容易でないものなど(4 資金)
 - ・事業の終了(1 資金、国庫返納 2,024,942 千円)
 - ・見直し措置を講じて事業の継続(3 資金)
 - (ウ) 資金の保有量について取り上げたもの(6 法人 7 資金)
 - a 使用見込みのない資金を保有しているもの(4 資金)
 - ・事業の終了(4 資金、うち国庫返納 3 資金 1,490,243 千円)
 - b 追加造成によって資金が滞留しているもの(3 資金)
 - ・見直し措置を講じて事業の継続(3 資金)
- (3) (2)以外のものも含めた各資金の運営の状況

16 年度末現在において設置されている 116 資金の運営状況をみると次のとおりである。

ア 資金全体の状況

(ア) 資金数、事業実績額及び資金保有額

116 資金全体について、元年度の状況と 16 年度の状況を比較すると、資金数では 52 資金から 116 資金に、事業実績額(各年度の新規貸付額、新規債務保証額、利子助成支払額、補助・補てん支払額等)では、2677 億余円から 4894 億余円に、資金保有額では 6218 億余円から 1 兆 5409 億余円になっている。

(イ) 貸付事業資金の状況

12 年度から 16 年度までの各年度末における資金保有額に対する貸付残高の割合の推移をみると、各年度において半数以上の資金が 50% 未満となっている。

(ウ) 債務保証事業資金の状況

12 年度から 16 年度までの各年度末における債務保証限度額(資金全体として保証を承諾できる最高限度額)に対する債務保証残高の割合の推移をみると、半数以上の資金が 10% 未満にとどまっている。

(エ) 利子助成事業資金の状況

12 年度から 16 年度までの各年度末における資金保有額から後年度負担額を控除した額は、300 億円台から 400 億円台で推移している。この額は、翌年度以降に新規事業採択がなかった場合には、国に返納することが可能となる額である。

(オ) 運営形態別の運用益の状況

資金全体の運用益の状況を 12 年度と 16 年度とで比較すると、運用の元本となる資金保有額が 1 兆 4604 億余円から 5.5% 増の 1 兆 5409 億余円となっている一方、運用益は 173 億余円から 28.0% 減の 124 億余円となっており、また、平均運用利回りも 1.2% から 0.7% に低下している。

イ 個別資金の状況

(ア) 116 資金の事業実績率及び資金保有倍率

16 年度末現在において設置されている 116 資金の事業実績率(直近 3 年間の平均事業実績額を元年度以降におけるピーク時の事業実績額で除して得た率)をみると、事業実績額が算定できないなどのため事業実績率の比較になじまない 9 資金を除いて、30% 未満の低いものが 31 資金、80% 以上の高いものは 19 資金となっている。

また、116 資金の資金保有倍率(直近の資金保有額を直近 3 年間の平均事業実績額

で除して得た数値)をみると、事業実績額が算定できないなどのため資金保有倍率の比較になじまない9資金を除いて、50倍以上の高いものが30資金となっている。

(イ) 13年次検査資金の平均事業実績額及び資金保有倍率の変化

13年次検査資金のうち16年度末現在において設置されている72資金について、12年度末現在及び16年度末現在の直近3年間の平均事業実績額を比較すると、表4のとおり、増加しているものが26資金(38.8%)、減少しているもの41資金(61.1%)となっている。そして、これらの資金について、前記(2)の13年次検査資金の見直し等の状況との関連をみると、見直し措置を講じた資金のうち平均事業実績額が減少しているものは59.0%となっているのに対し、見直し措置を講じていない資金のうち平均事業実績額が減少しているものは65.2%となっている。

表4 平成12年度末現在と16年度末現在における平均事業実績額の比較

(単位：件、%)

区分 事業実績額の増減	全 体		うち見直し措置を講じたもの		うち見直し措置を講じてないもの	
	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比
平均事業実績額が増加しているもの	26	38.8	18	40.9	8	34.7
平均事業実績額が減少しているもの	41	61.1	26	59.0	15	65.2
小 計	67	100	44	100	23	100
事実実績額の比較になじまないもの	5		5		0	
合 計	72		49		23	

また、同じく資金保有倍率を比較すると、減少しているもの30資金(44.7%)、増加しているもの37資金(55.2%)となっている。そして、見直し等の状況との関連をみると、見直し措置を講じた資金のうち資金保有倍率が増加しているものは52.2%となっているのに対し、見直し措置を講じていない資金のうち資金保有倍率が増加しているものは60.8%となっている。

ウ 資金事業の運営において検討すべき事態

70法人116資金の資金事業の運営について検査した結果、33資金において次のような事態が見受けられた(同一の資金で複数の事態を掲記しているものがあるため、延べ資金数では36資金となる。各事態の内容については、別表参照)。

上記33資金の内訳は、13年次検査資金が25資金(うち平成12年度決算検査報告において検討すべき点が見受けられた資金が12資金)、新規資金が8資金(うち12年度以降に設置されたものが5資金)となっている。

(ア) 事業の内容について(1法人1資金)

資金事業として継続していく必要性を検討すべきもの(1資金)

(イ) 事業の実績について(16法人17資金)

- a 事業実績が継続的に少ない状況となっているもの(12資金)
- b 事業実績がピーク時に比べて低調となっているもの(3資金)
- c 事業財源の減少への対応の検討が必要な状況となっているもの(2資金)

- (ウ) 資金の保有量について(10 法人 12 資金)
 - a 使用見込みのない資金を保有しているもの(5 資金)
 - b 事業実績等からみて資金規模の検討が必要なもの(2 資金)
 - c 事業実績等からみて資金が滞留しているもの(3 資金)
 - d 資金の効率的利用等を検討すべきもの(2 資金)
- (エ) 資金の管理について(5 法人 6 資金)
 - a 資金の管理が適切でないもの(1 資金)
 - b 資金残高が過大に表示されているもの(1 資金)
 - c 資金及び運用益を一時的に他事業の財源として使用しているもの(4 資金)
- (4) 資金の制度の見直し体制の整備状況
 - ア 見直し時期の設定状況

116 資金のうち 2 資金については、法律において、法施行から 10 年までの間又は 10 年経過後に見直しの検討を行うこととされており、今後、見直しが予定されている。これ以外の 114 資金については、法律、補助金交付要綱、事業実施要領等のいずれにおいても、資金事業の見直し時期を設定していない状況となっている。
 - イ 目的達成度を測るための基準の策定状況

116 資金のうち、最終的に資金事業がその役割を終えたかどうかの目的達成度を測るための基準を策定しているものは 1 件もない状況となっている。
 - ウ サンセット方式の導入状況

116 資金のうち 15 資金については、事業の終期を法律、補助金交付要綱、事業実施要領等で明確に定めているサンセット方式を導入している。しかし、これ以外の 101 資金については、サンセット方式を導入していない。
 - エ 余裕資金に係る国への返納規定の状況

116 資金のうち 12 資金については、補助金交付要綱等において、事業の途中で余裕資金を国へ返納することに関する規定を設けているが、これ以外の 104 資金については、返納規定を設けていない。
 - オ 資金事業のディスクロージャーの状況

116 資金のディスクロージャーの状況をみると、ほとんどの資金については、事業実績額、資金保有額等が、事業報告書、収支計算書、貸借対照表、財産目録等の中に記載され、インターネット等により公開されている。しかし、資金保有額の中の国庫補助金等の額が不明であったり、事業実績額、資金保有額の情報等が法人の事業報告書、決算書等に分散して記載されていたり、事業実績額の推移が示されていなかったりなどして資金の全体像が把握しにくいものが相当数見受けられる。
 - カ 資金事業に係る審査、検査の状況

所管府省では、法人に資金を設置造成した後の資金事業の運営状況については、法人から資金事業についての実績報告書等が提出されたとき、法人から業務及び財務等に関する資料が提出されたとき、担当部局が法人の立入検査をするときなどに審査、検査を行っている。しかし、今回本院が資金事業の運営において検討すべき事態として取り上げた 33 資金についてみると、いずれの資金に対しても審査又は検査は実施されているが、事業の内容、事業の実績、資金の保有量及び資金の管理等の面から問題点を指摘

し、改善を指示している例は1件もない状況となっている。

3 検査の結果に対する所見

国が公益法人等に補助金等を交付して資金を設置造成させ、公益性の高い事業を複数年度にわたって継続的に実施させているものについては、平成12年度決算検査報告において、事業の運営に関し見直しすべき点を含めて、検査の状況を掲記したところである。

今回、その見直し等の状況をフォローアップ検査したところ、多くの資金において何らかの見直しがなされ、事業を終了したり、余裕資金を国に返納したり、事業の運営状況を好転させたりしている資金も見受けられる一方、見直しを行ったとしているものの依然として事態が好転していないものも見受けられた。

また、これら13年次検査資金も含め、16年度末現在において設置されている116資金についてその運営状況を検査したところ、資金事業の内容、実績、資金の保有量及び管理について、検討すべき事態が見受けられたものが33資金ある。さらに、効率的、効果的な資金事業を実施していくに当たって重要と考えられる見直し時期の設定、目的達成度を測るための基準の策定、サンセット方式の導入等見直し体制の整備に対する取組などが十分でない状況も見受けられた。

これら116資金の中には、引き続き事業の実施が見込まれる資金もあり、また、今後、社会経済情勢の変化に対応して新たな資金が設置されることも予想されるが、国の財政状況が厳しい中、効率的、効果的に資金事業を実施することは、ますます重要になっている。

したがって、今回の検査において検討すべき事態の見受けられた33資金については、資金制度を運営する所管府省及び資金事業の直接の実施主体である法人において、早急に実効性のある見直しを行うとともに、所要の措置を講ずる必要があると考えられる。

また、116資金を含めて、今後の資金事業の実施に当たっては、資金事業として実施することの必要性の検討、受益者のニーズに即した事業内容や利用条件の検討、資金需要に対応した資金規模の検討等を行い、必要に応じて資金事業の終了も含めた所要の措置を積極的に講ずるほか、資金設置の趣旨に沿った資金管理に留意するとともに、定期的な見直し時期の設定や目的達成度を測るための基準の策定等見直し体制を整備し、さらに、より効果的なディスクロージャーや審査、検査による透明性の向上を図ることが重要と考えられる。

本院としては、本件116資金についての今後の具体的な見直しの状況を含めて、この種資金の運営状況について、引き続き検査していくこととする。

別表

資金事業の運営において検討すべき事態の内容一覧

第4章 第1節 国会からの検査要請事項に関する検査状況 第1

所管府省	法人名 資金(事業)名(設置年度) 【資金分類】 16年度末保有額 (国庫補助金相当額)	事 態 の 内 容
(ア) 事業の内容について 資金事業として継続していく必要性を検討すべきもの(1 資金)		
経済産業省	(社)全国石油協会 品質管理基金(昭57) 【運用、調査等その他】 2,730,000 千円(同額)	<p>本資金は、揮発油製品品質管理体制の整備に関する事業を円滑に行わせることを目的に設置造成されたものであり、全国9箇所の試験センターの設置完了後、資金の運用益は、センターを技術面からサポートし、総合的な品質確保体制を整備するため、平成3年度にリース方式により導入された品質試験室の賃借料及び維持管理費(以下「賃借料等」という。)に使用されている。</p> <p>この賃借料等は、本資金の運用益のほかに他事業部門の収入が充てられており、15年度の賃借料等6606万円のうち資金の運用益分は2074万円、16年度は3002万円のうち1770万円となっている。</p> <p>しかし、品質試験室は8年度に拡充され、当該拡充部分の賃借料については、毎年度別途国庫補助金の交付を受けていることもあり、単に賃借料等を支払う事業を資金事業として継続していく必要があるのか検討が必要な状況であった。</p> <p>なお、実地検査後の17年4月以降、本資金運用益の賃借料等への使用は取りやめられ、新たに分析技術研修を実施していくこととしている。</p>
(イ) 事業の実績について a 事業実績が継続的に少ない状況となっているもの(12 資金)		
農林水産省	(財)食品流通構造改善促進機構 食品流通構造改善対策債務保証事業基金(平3) 【保有、債務保証】 425,096 千円 (350,000 千円)	<p>本資金による事業は、食品流通構造改善促進法(平成3年法律第59号)に基づき農林水産大臣が認定する構造改善事業等において、卸売市場等の整備に必要な資金を借り入れようとする事業者のうち、既存の信用保証制度の対象にならない者に対して債務保証を行うものである。</p> <p>この事業について平成12年度決算検査報告で、3年度の資金設置以降、12年度まで債務保証実績が全くない旨を掲記したところ、農林水産省及び本法人では、被保証者の事務負担を軽減し利用の促進を図るため、業務規程を改正するなどしている。</p> <p>しかし、景気の低迷等により食品販売業者等の設備投資需要が低いことなどから、13年度以降も債務保証実績は依然として3件と少なく、また、16年度末における債務保証限度額に対する債務保証残高の割合も6%にすぎない状況である。</p> <p>なお、17年7月に、流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律(平成17年法律第85号)が制定され、同年10月の同法施行後は新たに認定総合効率化事業による流通施設の整備等も本資金による債務保証の対象に追加された。</p>

	<p>(社)全国農地保有合理化協会</p> <p>農地保有合理化法人債務保証基金(平7)</p> <p>【保有、債務保証】</p> <p>758,375千円 (455,025千円)</p>	<p>本資金による事業は、農地保有合理化法人(都道府県農業公社等)が農地保有合理化事業その他の農地保有の合理化に関する事業を実施するために必要な資金の借入れについて、本協会が債務保証を行うものである。</p> <p>しかし、資金が設置された平成7年度から16年度までの債務保証実績は12件(357百万円)であり、近年農産物価格の低迷等厳しい農業事情の下で、新たに資金を借り入れて取り組む事業も減少しているため、直近3年間(14年度から16年度)の新規の債務保証実績は1件となっている。</p> <p>また、16年度末における債務保証限度額に対する債務保証残高の割合は0.2%にすぎない状況である。</p>
	<p>全国漁業協同組合連合会</p> <p>漁業経営安定特別対策基金(昭56)</p> <p>【取崩し、補助・補てん】</p> <p>1,407,934千円(同額)</p>	<p>本資金による事業は、第2次オイルショックによる燃油価格の高騰、魚価低迷等により困難な状況に直面している中小漁業者の漁業経営の安定を図るため、①漁業用石油タンクの建設に要する経費等を助成したり、②燃油価格が高騰し緊急対策が必要な場合に、漁協系統で緊急輸入する石油製品の価格差や漁業経営のショック緩和対策のための助成を行ったりするものである。そして、①の事業については本資金の単年度の運用益を充て、②の事業については本資金を取り崩して使用することとしている。</p> <p>しかし、①の事業については、タンク建設用地となる漁港の整備の遅れや近年の低金利による運用益の減少などのため、直近3年間(平成14年度から16年度)の平均事業実績額741千円は、元年度以降のピーク時32,794千円(4年度)の2.2%となっており、また、②の事業については、オイルショック以降、燃油の需給が緩和基調で推移し、緊急対策を必要とするような状況が発生しなかったことから、事業を開始した昭和59年度以降平成16年度までの間の事業実績は全くない状況である。</p> <p>なお、17年9月に燃油価格高騰に伴う運転資金等の需要増に対応した新たな低利融資制度が創設されるなどしている。</p>
<p>経済産業省</p>	<p>(社)全国信用保証協会連合会</p> <p>特定中堅企業金融円滑化特別基金(平10)</p> <p>【取崩し、補助・補てん】</p> <p>7,945,217千円(同額)</p>	<p>本資金による事業は、破綻金融機関等の融資先である中堅事業者に対する事業資金の融通を円滑にするため、これら事業者の借入れについて債務保証を行う都道府県信用保証協会の代位弁済に対して出えんを行うものである。</p> <p>しかし、資金設置後の平成11年度から16年度までの各年度の事業実績をみると、主要行及び中小・地域金融機関における不良債権問題への対応が図られてきたこと、11年12月の中小企業基本法(昭和38年法律第154号)の改正により事業の対象となる中堅事業者の範囲が縮小したことなどから、出えん件数が1件から4件(2,791千円から31,527千円)程度と少ない状況である。</p>
	<p>(社)電炉業構造改善促進協会</p> <p>債務保証事業基金(昭52)</p> <p>【保有、債務保証】</p> <p>700,000千円 (350,000千円)</p>	<p>本資金による事業は、電炉業を営む者が構造改善に係る電気炉等の廃棄処分等を行うのに必要な資金の借入れについて、本法人が債務保証を行うものである。</p> <p>この事業について平成12年度決算検査報告で、債務保証の対象となる本法人の会員数が当初の22社から16社に減少していること、バブル期においては電炉業界の事業が好調で廃棄処分等が進まなかったことなどから、元年度以降における債務保証の実行は、7年度及び10年度にそれぞれ1件、計2件である旨を掲記したところ、経済産業省及び本法人では、設備処理に要する資金のほかに、事業再構築、事業革新等に要する資金についても対象とする見直しを行った。</p>

	<p>しかし、13年度から16年度までの債務保証実績をみると、最近の鋼材需要環境の激変による鋼材市況の急上昇を背景に電炉業界の事業が好調であること、また、業績は好調であるものの、事業革新に踏み切るほどには電炉業者の財務状況が改善されていないことなどから、依然として1件と少なく、また、16年度末における債務保証限度額に対する債務保証残高の割合も0.9%にすぎない状況である。</p> <p>一方、本法人では、資金の運用益を資金事業に要する人件費及び一般管理費に充てており、その額は、直近3箇年平均で1259万円となっている。</p>
<p>(社)プラスチック処理促進協会</p> <p>債務保証基金(昭47)</p> <p>【保有、債務保証】</p> <p>327,588千円 (163,794千円)</p>	<p>本資金による事業は、廃プラスチック有効利用事業者が、設備を取得するのに必要な資金及び運転資金の借入れについて、本法人が債務保証を行うものである。</p> <p>この事業について平成12年度決算検査報告で、元年度から12年度までの間における債務保証実績は計7件と少ない旨を掲記したところ、経済産業省及び本法人では、業務方法書を改定して被保証者の資格、保証対象資金等を拡大し、事業実施の要件を緩和したり、対象となる事業者に対して広報活動を実施したりした。</p> <p>しかし、13年度から16年度にかけて、プラスチック加工業界における業況の回復には遅れがみられたことなどから、債務保証実績は依然として1件と少なく、また、16年度末における債務保証限度額に対する債務保証残高の割合も1.7%にすぎない状況である。</p>
<p>(財)古紙再生促進センター</p> <p>債務保証事業基金(昭49)</p> <p>【保有、債務保証】</p> <p>560,000千円 (280,000千円)</p>	<p>本資金による事業は、古紙の回収、流通に係る事業の近代化を遂行するため、①古紙供給事業の協同化若しくは協業化を実施し、又は実施しようとする古紙供給業者、及び②①以外の古紙供給業者の設備近代化に要する資金の借入れについて、本法人が債務保証を行うものである。</p> <p>この事業について平成12年度決算検査報告で、中小零細業者がその大多数を占める古紙業界において設備の近代化を推進するためには、協同化・協業化が有効な手段であるが、12年度までの債務保証の実施状況は、②に係るものが大部分を占めており、協同化・協業化を行う①に係るものは少ない旨を掲記したところ、経済産業省及び本法人では、古紙供給業者等が構成員となっている各地区委員会の事務局連絡会を13年度より2回に増やし、本制度の実施状況を報告したり、PRを強化したりして、各地区委員会への本制度の理解を深めるよう努めているとしている。</p> <p>しかし、13年度から16年度までの債務保証実績をみると、事業者が本制度を利用せずに独自に金融機関から融資を受けている場合があることなどから、①及び②を合わせても依然として3件と少なく、また、16年度末における債務保証限度額に対する債務保証残高の割合も5.4%にすぎない状況である。</p>
<p>日本商工会議所</p> <p>保証事業等に係る信用基金(平5)</p> <p>【保有、債務保証】</p> <p>522,000千円 (500,000千円)</p>	<p>本資金による事業は、商工会議所が、小規模事業者向け共同施設等を整備するのに必要な資金の借入れについて、本法人が債務保証を行うものである。</p> <p>しかし、小規模事業者向け共同施設等にはこれまで都道府県及び市町村から多額の助成が行われており、商工会議所の自己負担分に充てる借入金は少ない額で済むことなどから、資金が設立された平成5年度から16年度までの債務保証実績は1件(16年度に保証期間終了)と極めて少ない状況である。</p>

	<p>全国商工会連合会</p> <p>保証事業等に係る信用基金(平5)</p> <p>【保有、債務保証】</p> <p>522,000千円 (500,000千円)</p>	<p>本資金による事業は、商工会等が、小規模事業者向け共同施設等を整備するのに必要な資金の借入れについて、本法人が債務保証を行うものである。</p> <p>この事業について平成12年度決算検査報告で、資金が設立された5年度から12年度までの間における債務保証実績は全くない旨を掲記したところ、経済産業省(中小企業庁)及び本法人では、商工会等に対して債務保証事業の周知を図った。</p> <p>しかし、小規模事業者向け共同施設等にはこれまで都道府県及び市町村から多額の助成が行われており、商工会等の自己負担分に充てる借入金は少ない額で済むことなどから、13年度から16年度までの債務保証実績は依然として1件と少なく、また、16年度末における債務保証限度額に対する債務保証残高の割合も0.3%にすぎない状況である。</p>
国土交通省	<p>(財)高齢者住宅財団</p> <p>家賃債務保証基金(平13)</p> <p>【保有、債務保証】</p> <p>2,034,437千円 (2,000,000千円)</p>	<p>本資金による事業は、高齢者の民間賃貸住宅への円滑な入居を支援するため、高齢者の家賃の支払債務について、本法人が債務保証を行うもので、単年度の平均的な新規制度活用戸数を9,800戸と計画して資金造成している。</p> <p>しかし、平成13年度から16年度までの債務保証実績は、高齢者等に本制度の周知がされていないことなどから、0件(13年度)、18件(14年度)、63件(15年度)、80件(16年度)と計画に対して0%から0.8%と少なく、また、16年度末における債務保証限度額に対する債務保証残高の割合は0.08%にすぎない状況である。</p> <p>なお、寄附行為等が改正され、17年9月に債務保証の対象が障害者世帯にも拡大された。</p>
	<p>(財)住宅保証機構</p> <p>住宅完成保証基金(平11)</p> <p>【保有、債務保証】</p> <p>406,651千円 (200,000千円)</p>	<p>本資金による事業は、住宅建設を受注した中小企業である住宅建設業者が倒産するなどした場合に、発注者が最小限の追加負担で住宅を完成させることができるよう本法人が保証するもので、年間1万戸の保証が可能となるよう資金造成されている。</p> <p>しかし、資金設置以降平成16年度までの保証実績は、住宅生産者及び消費者に本制度が浸透していないことなどから、年平均188戸で、資金造成額算定の基礎となっている保証対象戸数1万戸に対して1.8%と少ない状況となっている。</p>
環境省	<p>(財)日本環境協会</p> <p>土壌汚染対策基金(平14)</p> <p>【取崩し、補助・補てん】</p> <p>1,348,899千円 (1,110,620千円)</p>	<p>本資金による事業は、土壌汚染対策法(平成14年法律第53号)に基づき、土壌汚染の原因者が不明等の場合、汚染の除去等の措置を当該土地所有者等が実施するのに必要な資金を都道府県等が助成する場合に助成金を交付したり、環境リスクについての普及啓発を行ったりするものである。</p> <p>事業実績についてみると、汚染土壌の原状回復に対する助成制度を整備している都道府県等が少ないことなどから、資金設置以降助成金を交付する事業は実績が全くなく、普及啓発のための事業(平成14年度6,680千円、15年度5,986千円、16年度4,333千円)のみを実施している状況である。</p>
<p>b 事業実績がピーク時に比べて低調となっているもの(3資金)</p>		
農林水産省	<p>(財)中央果実生産出荷安定基金協会</p> <p>パインアップル対策資金(旧パインアップル緊急特別対策資金)(昭63)</p> <p>【取崩し、補助・補てん】</p> <p>509,282千円(同額)</p>	<p>本資金による事業は、パインアップルの調製品の輸入自由化に伴う需給事情の変化に対処するため、県基金協会が優良種苗の増殖、栽培管理の改善等に対して補助金を交付する事業等に補助するものである。</p> <p>この事業について平成12年度決算検査報告で、輸入自由化への対応のピークであった元年度の事業実績約4億7000万円に対して</p>

		<p>直近3年間(10年度から12年度)の平均は約8000万円(ピーク時の17.0%)となっている旨を掲記したところ、農林水産省及び本法人では、15年度からは事業内容を見直して新たな事業を実施するとともに、事業の重点化を図り、ニーズを踏まえた機動的な事業実施に努めているとしている。</p> <p>しかし、事業実績についてみると、直近3年間(14年度から16年度)の平均事業実績は約4800万円(ピーク時の10.1%)となっていて、13年次検査当時から更に事業規模が減少している。</p>
<p>経済産業省</p>	<p>(社)全国石油協会 揮発油販売業経営合理化指導基金(昭60) 【運用、調査等その他】 465,000千円(同額)</p>	<p>本資金による事業は、揮発油販売業者の経営の合理化を図り、もって揮発油の安定供給の確保を図ることを目的として、経営改善講習会や指導員養成講習会の開催を行うものである。</p> <p>平成元年度以降の事業実績をみると、ピーク時の2年度には、財源の運用益約3300万円に対して約2000万円であったが、研修会のテーマや開催時期が対象者の希望と合わなかったなどのため、直近3年間(14年度から16年度)の平均では、運用益の860万円に対し、225万円(ピーク時の10.8%)となっている状況である。</p>
	<p>石油製品販売業消費税転嫁円滑化基金(昭63) 【運用、利子助成】 15,000,000千円(同額)</p>	<p>本資金による事業は、消費税の導入に当たり、石油製品販売業における消費税の円滑な転嫁に関する事業を行わせるため、資金の運用益により、経営の改善に向けた異業種への進出又は転換を行う揮発油販売業者に対する利子補給等を行うものである。</p> <p>平成元年度以降の事業実績をみると、ピーク時の3年度には、財源の運用益10億円に対して約9億7000万円であったが、その後の景気低迷や低金利のため利子助成の申込者が減少したことなどに伴い、直近3年間(14年度から16年度)の平均では、運用益の2億3087万円に対し、5259万円(ピーク時の5.4%)となっている状況である。</p> <p>一方、本法人では、資金の運用益を資金事業に要する人件費及び一般管理費に充てており、その額は、直近の3箇年平均で5346万円となっている。</p>
<p>c 事業財源の減少への対応の検討が必要な状況となっているもの(2資金)</p>		
<p>経済産業省</p>	<p>(社)潤滑油協会 潤滑油製造業近代化基金(昭53) 【運用、調査等その他】 2,855,000千円(同額)</p>	<p>本資金による事業は、潤滑油の安定供給の確保を図るため、潤滑油製造業の経営合理化と高度化対策に関する品質・性能の試験研究等の事業を行うものである。</p> <p>この事業について平成12年度決算検査報告で、この事業は運用益のみで事業を行うスキームとしているため、近年の運用利回りの低下に伴い、事業規模を縮小せざるを得ない状況となっていて、事業規模はピーク時の約46%に縮小している旨を掲記したところ、経済産業省(資源エネルギー庁)及び本法人では、基金運用方針協議会を設置して基金の運用方法を検討したり、基金対象事業検討会を設置して事業の重点化・効率化を図ることについて検討したりした。</p> <p>しかし、事業実績についてみると、依然として低金利(直近3年間(14年度から16年度)の平均運用益は92,296千円)であることから、運用益で実施する本資金の事業規模を縮小せざるを得ない状況が続いており、直近3年間の平均事業実績は9683万円(ピーク時の42.3%)となっている。</p> <p>したがって、本資金が設置されている趣旨を更に生かすためには、事業財源の減少への対応についての検討が必要な状況である。</p>

	<p>全国商店街振興組合連合会</p> <p>商店街振興基金(昭63) 【運用、補助・補てん】 5,020,000 千円 (5,000,000 千円)</p>	<p>本資金による事業は、商店街の振興を図るコミュニティ活動や交流事業等の事業を行うことにより、平成元年度に導入されることとなった消費税の適正かつ円滑な転嫁を促し、商店街の発展に寄与することを目的とするものである。</p> <p>この事業について平成12年度決算検査報告で、事業の主目的が消費税の適正かつ円滑な転嫁という面から、中心市街地の空洞化等といった新たな商店街の情勢変化に対応した活性化対策へと変化している旨を掲記したところ、経済産業省(中小企業庁)及び本法人では、効果的な事業の実施を図るため、14年度から事業実施後のフォローアップのためのアンケート調査を実施した。</p> <p>しかし、本事業の事業実績についてみると、運用益の減少(14年度61,413千円、15年度44,970千円、16年度36,484千円)に伴い、1件当たりの助成額を下げた事業を実施しなければならない状況が続いており、14年度は65,485千円(ピーク時の19.1%)、15年度は51,216千円(同15.0%)、16年度は16,743千円(同4.9%)と事業規模は縮小している。</p> <p>したがって、本資金が設置されている趣旨を更に生かすためには、事業財源の減少への対応についての検討が必要な状況である。</p>
<p>(ウ) 資金の保有量について a 使用見込みのない資金を保有しているもの(5資金)</p>		
<p>農林水産省</p>	<p>(財)全国瑞穂食糧検査協会</p> <p>検査機器リース事業基金(平12) 【取崩し、補助・補てん】 204,760 千円(同額)</p>	<p>本資金による事業は、これまで国が行ってきた農産物検査の円滑な民営化を図り、適正かつ確実な農産物検査を実施するため、登録検査機関として登録を受けようとする者等が登録に必要な検査機器をリースにより導入する場合に、そのリース料の一部を助成するものである。</p> <p>この助成事業は、平成12年度から16年度末までに採択したリース契約に対して契約期間内の助成を行うものであり、17年度以降は新規の採択は行わないことから、今後必要となる助成額は確定しており、事業完了年度である21年度末時点の資金残額として2億0365万円程度が見込まれている。</p> <p>このため、将来使用見込みのないこの資金残額については、事業の完了を待つまでもなく国に返納できる状況であった。</p> <p>なお、当該資金残見込額は、実地検査後の17年8月に国に返納されている。</p>
	<p>(社)中央畜産会</p> <p>経営効率化機械緊急整備リース助成基金(平7) 【取崩し、補助・補てん】 777,563 千円(同額)</p>	<p>本資金による事業は、ガット・ウルグアイ・ラウンド対策として、生産性の高い畜産経営体を緊急に育成するため、農業者が近代的・省力的な飼養管理関連機械をリース方式により導入する場合に、リース料の一部を助成するもので、平成12年度に助成事業の新規採択を終了し、13年度以降は過去に採択したリース契約に対する助成の継続分を実施している。</p> <p>この助成事業は、リース期間の終了する20年度末で完了する予定であるが、新規の採択は行わないことから、12年度決算で今後必要となる助成額は確定しており、20年度末時点での資金残額として5億5000万円が見込まれていた。そして、本法人では、この資金残見込額を国に返納することとし、国に報告するとともに所要額を本法人の13、14両年度の予算書に計上していた。</p> <p>しかし、農林水産省では、13年秋に社会問題化したBSEへの対応などから国庫返還の手続を執らなかつたため、本法人は、この資金残見込額を13年度以降も引き続き保有していた。</p> <p>なお、当該資金残見込額は、実地検査後の17年7月に国に返納されている。</p>

	<p>(財)日本木材総合情報センター</p> <p>木材産業高度化促進特別資金(平7)</p> <p>【取崩し、利子助成】</p> <p>913,962千円 (456,980千円)</p>	<p>本資金による事業は、木材加工業者等が、経営の合理化等のための設備導入等を行うのに必要な借入れについて利子助成を行うものである。</p> <p>この利子助成事業は、平成7年度から11年度までの間に借入れを行った木材加工業者等を対象として10年間の利子助成を行うものである。このため、12年度以降は新規の採択は行わないことから、助成対象が確定した11年度末時点において、事業完了年度である22年度までの間に必要な利子助成額等の所要見込額を算定することが可能であった。これに対して、本法人では、7年度採択分の助成期間が終了する16年度において、当該採択分に係る造成額と助成額の差74,646千円だけを国に返納している。</p> <p>しかし、上記返納額を控除してもなお22年度末時点の資金残額として6億9000万円程度が見込まれることから、このうち国庫補助金相当額3億4400万円程度については、事業の完了を待つまでもなく国に返納できる状況であった。</p> <p>なお、当該資金残見込額は、実地検査後の17年8月に国に返納されている。</p>
	<p>木材産業体質強化対策特別資金(平12)</p> <p>【取崩し、利子助成】</p> <p>232,212千円 (116,104千円)</p>	<p>本資金による事業は、木材加工業者等が、ダイオキシン対策等の環境保全や加工・流通の合理化等のための施設整備を行うのに必要な借入れについて利子助成を行うものである。</p> <p>この利子助成事業は、平成12、13両年度に借入れを行った木材加工業者等を対象として10年間の利子助成を行うものである。このため、14年度以降は、新規の採択は行わないことから、助成対象が確定した13年度末時点において、事業完了年度である23年度までの間に必要な利子助成額等の所要見込額を算定することが可能であった。</p> <p>したがって、23年度末時点の資金残額は16年度末現在において5000万円程度が見込まれることから、このうち国庫補助金相当額2300万円程度については、事業の完了を待つまでもなく国に返納できる状況であった。</p> <p>なお、当該資金残見込額は、実地検査後の17年8月に国に返納されている。</p>
<p>経済産業省</p>	<p>(独)中小企業基盤整備機構</p> <p>産炭地域振興事業債調整分利子補給資金等交付金(平12)</p> <p>【取崩し、利子助成】</p> <p>1,743,287千円 (1,736,944千円)</p>	<p>本資金による事業は、旧産炭地域振興臨時措置法(昭和36年法律第219号)の規定に基づき、関係道県が産炭地域の特定の公共事業を実施するため平成13年度までに発行を許可され、15年度までに発行された地方債(産炭地域振興事業債)の利子額のうち、年利3.5%を超える部分に相当する額(4.5%に相当する額を限度)について利子補給を行うものである。</p> <p>この利子補給事業は、16年度以降には新規に利子補給の対象とする上記地方債は発行されないことから、助成対象が確定した15年度末時点において、事業完了年度である22年度末までの間に必要な利子補給額等の所要見込額を算定することが可能であった。</p> <p>したがって、22年度末時点で見込まれる資金残額(12億3800万円程度)は、利子補給事業の完了を待つまでもなく、15年度末時点で国に返納できる状況であった。</p> <p>なお、当該資金残見込額は、実地検査後の17年10月に国に返納されている。</p>

b 事業実績等からみて資金規模の検討が必要なもの(2 資金)	
厚生労働省	<p>(財) 高齢者雇用開発協会 緊急雇用創出特別基金(平10) 【取崩し、補助・補てん】 324,706,856 千円(同額)</p> <p>本資金による事業は、中高年の非自発的失業者等に対する必要な雇用機会の提供、早期再就職の支援等を行うため、雇用又は教育訓練を行った事業者に対して奨励金等の支給等を行うものである。そして、この事業は、緊急雇用創出特別奨励金支給事業、雇用再生集中支援事業等の5事業が実施されており、いずれも平成16年度末(同年度末までに届けられた対象者に係る支援が終了していない場合は終了するまで)で事業終了の予定であったが、雇用再生集中支援事業及び地域雇用受皿事業については、所要の見直しを行った上で3年間期間延長されている。</p> <p>期間延長された上記2事業のうち、雇用再生集中支援事業については、当初、14年度から16年度までの3年間の事業として、15年1月に、本資金の他事業の財源から300億円を振り替えて資金造成し、また、同年、補正予算により800億円の追加造成を受けて実施されてきたもので、16年度末の資金残高は992億円となっている。これに対して、事業実績は、14年度0円、15年度720,136千円、16年度2,801,247千円となっている。このうち事業実績が最も多額であった16年度の事業実績と資金の保有規模についてみると、奨励金の申請受付や広報等の業務に係る財団法人産業雇用安定センターへの委託費を加えても6,112,058千円であり、上記の16年度末資金残額はその約16倍となっている。</p> <p>また、地域雇用受皿事業については、当初、14年度から16年度までの3年間の事業として、15年1月に、同様に本資金の他事業の財源から50億円を振り替えて資金造成し、また、同年、補正予算により950億円の追加造成を受けて実施されてきたもので、16年度末の資金残高は987億円となっている。これに対して、事業実績は、14年度0円、15年度5,234千円、16年度129,906千円となっている。このうち事業実績が最も多額であった16年度の事業実績と資金の保有規模についてみると、財団法人産業雇用安定センターへの委託費を加えても603,642千円であり、上記の16年度末資金残額はその約164倍となっている。</p> <p>これらのことから、事業が終了する19年度末において資金に多額の剰余が生ずることのないよう、事業実績の推移、雇用情勢等をみながら、余裕金を生ずることが判明した場合にはできるだけ早期に国に返納することも含め適切な対応を検討することが必要な状況である。</p>
農林水産省	<p>(社) 農林水産航空協会 農林水産航空乗員養成費貸付事業(昭48) 【回転、貸付け】 166,382 千円 (166,381 千円)</p> <p>本資金による事業は、農林水産業における航空機による薬剤、肥料の散布等に従事する航空機搭乗員の養成を受ける者に対し、養成費の貸付けを行うものである。そして、平成元年度より旧運輸省航空大学校(現独立行政法人航空大学校)回転翼航空機操縦科の学生を対象に資金の貸付募集を行ってきた。</p> <p>しかし、同大学校が11年度から同科の学生募集を中止し、大手の航空会社も農林水産航空事業から撤退したのに伴い、航空防除の操縦士が余剰となったことなどから、資金の貸付けは11年度以降は全く行われておらず、本法人では、貸付金の返還に係る業務のみを実施している状況である。</p> <p>これらのことから、資金の保有規模について、検討する必要がある状況である。</p>

c 事業実績等からみて資金が滞留しているもの(3資金)																																					
<p>農林水産省</p> <p>(財)食品流通構造改善促進機構</p> <p>食品流通構造改善緊急対策事業資金(平4)</p> <p>【回転、貸付け】 1,765,790千円 (1,750,000千円)</p>	<p>本資金による事業は、食品流通構造改善促進法(平成3年法律第59号)に基づく食品販売業近代化事業の一環として、食品流通の構造改善を緊急に実施することにより、食品に係る流通機構の合理化と流通機能の高度化を推進するなどのため、食品販売業者等が必要とする設備等の購入資金の一部を食品販売業者等に代わって本法人が一時負担し、これらの金利負担の軽減を図るものである。</p> <p>本資金事業に係る貸付実績、償還金、資金保有額及び貸付残高の平成12年度から16年度までの状況をみると、下表のとおりとなっている。</p> <p style="text-align: right;">(単位：千円)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">年 度</th> <th style="text-align: center;">12</th> <th style="text-align: center;">13</th> <th style="text-align: center;">14</th> <th style="text-align: center;">15</th> <th style="text-align: center;">16</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>貸 付 実 績</td> <td style="text-align: right;">282,492</td> <td style="text-align: right;">98,245</td> <td style="text-align: right;">48,713</td> <td style="text-align: right;">174,027</td> <td style="text-align: right;">106,749</td> </tr> <tr> <td>償 還 金</td> <td style="text-align: right;">326,817</td> <td style="text-align: right;">296,781</td> <td style="text-align: right;">231,788</td> <td style="text-align: right;">177,743</td> <td style="text-align: right;">173,419</td> </tr> <tr> <td>年度末保有額</td> <td style="text-align: right;">1,765,819</td> <td style="text-align: right;">1,766,343</td> <td style="text-align: right;">1,765,883</td> <td style="text-align: right;">1,765,790</td> <td style="text-align: right;">1,765,790</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">うち貸付残高</td> <td style="text-align: right;">805,087</td> <td style="text-align: right;">606,505</td> <td style="text-align: right;">422,934</td> <td style="text-align: right;">419,111</td> <td style="text-align: right;">350,736</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">うち使用残額</td> <td style="text-align: right;">960,732</td> <td style="text-align: right;">1,159,838</td> <td style="text-align: right;">1,342,949</td> <td style="text-align: right;">1,346,679</td> <td style="text-align: right;">1,415,054</td> </tr> </tbody> </table> <p>すなわち、近年の景気低迷等によって食品販売業者等が設備投資を抑制していることなどから貸付実績は少なくなっている。一方、過去には比較的高い水準であったことから、償還金が貸付額を上回っている。このため、年度末保有額から貸付残高を除いた使用残額は、9億6073万円(12年度末)から14億1505万円(16年度末)に増加している状況である。</p>	年 度	12	13	14	15	16	貸 付 実 績	282,492	98,245	48,713	174,027	106,749	償 還 金	326,817	296,781	231,788	177,743	173,419	年度末保有額	1,765,819	1,766,343	1,765,883	1,765,790	1,765,790	うち貸付残高	805,087	606,505	422,934	419,111	350,736	うち使用残額	960,732	1,159,838	1,342,949	1,346,679	1,415,054
年 度	12	13	14	15	16																																
貸 付 実 績	282,492	98,245	48,713	174,027	106,749																																
償 還 金	326,817	296,781	231,788	177,743	173,419																																
年度末保有額	1,765,819	1,766,343	1,765,883	1,765,790	1,765,790																																
うち貸付残高	805,087	606,505	422,934	419,111	350,736																																
うち使用残額	960,732	1,159,838	1,342,949	1,346,679	1,415,054																																
<p>(財)中央果実生産出荷安定基金協会</p> <p>果樹特別対策資金(旧果樹等緊急対策資金)(昭59)</p> <p>【取崩し、補助・補てん】 12,655,773千円(同額)</p>	<p>本資金による事業は、うんしゅうみかん園の転換対策、価格低落時における生食用果実の加工原料仕向の促進対策等の事業を行う各県基金協会等に対して、当該事業に必要な資金を補助するものであった。</p> <p>この事業について平成12年度決算検査報告で、7年度から12年度にかけてガット・ウルグアイ・ラウンド対策を緊急実施するため、国庫補助金等により総額175億円の追加造成を行っているが、実際には、各年度の事業執行が見込みを下回ったため、6年度末で87億円であった保有額が12年度末で133億円となっている旨を掲記したところ、農林水産省及び本法人では、追加造成を取りやめたり、天候等により果実の需給が不均衡となったり品質が低下したりした場合の新たな資金需要に機動的に対応できるよう緊急市場隔離促進事業や果汁等特別調整保管事業を新設したりなどした。</p> <p>しかし、これら2事業の事業実績についてみると、直近3年間(14年度から16年度)には緊急に出荷調整等を行うような状況に至らなかったため支出は全くなく、他の事業に係る支出が直近3年間の平均で約4100万円あるだけで、16年度末の保有額は12年度末(旧果樹等緊急対策資金のうち本資金該当分120億円)とほぼ同程度の水準となっている。</p>																																				
<p>(財)海外漁業協力財団</p> <p>貸付事業資金(昭48)</p> <p>【回転、貸付け】 91,694,461千円 (90,695,005千円)</p>	<p>本資金による事業は、海外漁業協力の円滑な促進及び漁場の確保を通じた我が国漁業の安定的な発展に資することを目的に、海外漁業協力事業を行う本邦法人等に対して、当該事業の実施のために必要な資金の貸付けを行うものである。</p> <p>本資金事業に係る貸付実績、償還金、資金保有額及び貸付残高の平成12年度から16年度までの状況をみると、下表のとおりとなっている。</p>																																				

(単位：百万円)

年 度	12	13	14	15	16
貸 付 実 績	11,972	13,965	4,205	3,192	4,741
償 還 金	5,576	16,941	5,707	8,568	7,526
年度末保有額	91,445	91,694	91,694	91,694	91,694
うち貸付残高	52,525	49,550	48,047	42,672	39,887
うち使用残額	38,920	42,144	43,647	49,022	51,807

すなわち、漁業の特性から資金需要は年によって大きく変わることから、貸付実績は年によって変動し、また、償還額も過去の貸付期間等によって影響を受けるが、近年の景気低迷等によって本邦法人等が新規投資を抑制し、遠洋漁業の経営状況も厳しくなっていることなどから、14年度及び15年度の貸付実績は前年度を下回っている。その結果、13年度以降の各年度とも、償還金が貸付額を上回っており、年度末保有額から貸付残高を除いた使用残額は、389億円(12年度末)から518億円(16年度末)に増加している状況である。

d 資金の効率的使用等を検討すべきもの(2 資金)

農林水産省	(財)中央果実生産出荷安定基金協会	<p>本資金による事業は、各道府県基金協会が果実の安定的な生産及び出荷を促進するために行う事業、果樹経営者の経営安定を図るための事業等に補助などを行うものである。</p> <p>この事業について平成12年度決算検査報告で、輸入自由化への対応のピークであった元年度の事業実績53億円に対して直近3年間(10年度から12年度)の平均は6億円(ピーク時の11.9%)となっている旨を掲記したところ、農林水産省及び本法人では、13年4月に新たな実施要綱等を制定して果樹農家の経営安定を図るための事業を資金事業に追加したり、15年3月に実施要綱等を改正して利用対象者を拡大したりするなどの見直しを行った。その結果、資金保有額は12年度末の139億円から16年度末には約56億円に減少して、その間毎年度計約58億円の追加造成を行っている。</p> <p>一方、本資金の運用益については、実施要領等において、「資金の運用益は、資金に繰り入れるもののほか、生産局長が認める事業に要する経費若しくは管理費に充て、又は事業資金剰余積立金として積み立てるものとする。」となっている。そして、本法人では、農林水産省生産局長が認めた調査関係事業等に使用したり、別途に事業資金剰余積立金に積み立てたりしており、同積立金の額は16年度末で76億円(他の資金からの積立て分を含む。)に上っている。</p> <p>したがって、今後、追加造成の必要が生じた場合には、上記積立金を本資金事業に有効活用することについての検討が必要となる。</p>
環境省	(財)産業廃棄物処理事業振興財団	<p>本資金による事業は、産業廃棄物の処理を効率的かつ適正なものとするために、「産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備に関する法律」(平成4年法律第62号)に基づき、①産業廃棄物処理業者等が処理施設の近代化、高度化等を図るのに必要な借入金及び②同じく特定施設に該当する処理施設を建設するのに必要な借入金について、本法人が債務保証(以下、①の借入金に対する債務保証を「一般債務保証」、②の借入金に対する債務保証を「特定債務保証」という。)を行うものである。そして、これらの両債務保証は、平成14年1月までは、いずれも国庫補助金及び民間出えん金等により設置造成された一般債務保証基金及び特定債務保証基金を財源としてそれぞれ運営されていた。</p>

果実生産出荷安定資金(昭47)
【取崩し、補助・補てん】
5,575,553千円(同額)

債務保証基金(一般債務保証基金と特定債務保証基金を統合)(平4)
【保有、債務保証】
3,320,377千円
(2,487,623千円)

		<p>このうち特定債務保証基金について平成12年度決算検査報告で、資金が設立された4年度から12年度までの間における債務保証実績は、産業廃棄物を処理する特定施設の建設に対する地元住民の反対が強く、整備が進まない例があるという事情から、1件だけである旨を掲記した。これに対して、環境省及び本法人では、一般債務保証基金で多額の代位弁済が生ずる可能性が高まり、同基金の残高だけでは対応できない事態が生ずることも考えられるとして、14年1月に寄附行為等を改正し、両資金を統合して効率的な資金の利用が可能となるよう措置を講じた。その結果、代位弁済についてみると、統合前の両資金に係る民間出えん金等分は相互の使用が可能となり、また、国庫補助金分も、14年3月に新たに追加造成した12億円については、両債務保証のいずれにも使用可能な資金となっていたが、それ以前の国庫補助金分については補助金交付要綱で用途が限定されていることから、依然として相互の使用が不可能なままとなっている。</p> <p>しかし、16年度末の債務保証残高72億円のうち一般債務保証の残高は67億円で、環境省では今後も同債務保証の利用の増加が見込まれるとしている一方、特定債務保証の実績は依然として1件にとどまっている。したがって、本資金をより効率的に使用して代位弁済の発生に伴う新たな追加造成を軽減する観点から、統合前の両資金に係る国庫補助金分についても相互に使用することを検討することが必要であると思料される。</p>
<p>(エ) 資金の管理について a 資金の管理が適切でないもの(1資金)</p>		
<p>農林水産省</p>	<p>(財)甘味資源振興会 いもでん粉工場再編整備等対策資金(旧いもでん粉工場再編整備対策資金)(平7) 【取崩し、補助・補てん】 428,828千円(同額)</p>	<p>本資金は、当初、ガット・ウルグアイ・ラウンド農業合意に基づくでん粉輸入関税化に対処することを目的に、いもでん粉工場の再編整備に必要な経費の助成を平成7年度から12年度にかけて実施するため、設置造成されたものである。</p> <p>この事業について平成12年度決算検査報告で、資金保有額と事業見込額を勘案すれば、12年度に行った追加造成の一部(8981万円)は造成の必要がなかった旨を掲記した。これに対し、農林水産省では、14年3月及び16年6月、新たに通知を発し、いもでん粉工場再編整備の更なる効果発現のための緊急的措置として、生産性の向上や製造コストの低減を図ること等の産地の自主的取組に対する事業に活用することを目的として、引き続き本法人に資金を保有させており、本法人は、16年度末において4億2882万円の資金を、定期預金等として金融機関に預け入れている。</p> <p>一方、本法人は、当該資金事業以外の事業の財源を賄うため、資金設置造成以前より、資金の定期預金等の預入先と同一の金融機関から当座借越契約による3億円程度の短期借入(16年度末現在3億5350万円)を繰り返し行っている。そして、当該金融機関との借入金に係る銀行取引約定書によれば、借入金の期限の到来や期限の利益の喪失等の場合には、当該金融機関はいつでも本法人の借入金と預金とを相殺できることとなっている。</p> <p>そして、本法人は、10億2002万円(取得価格)の有価証券を保有しているものの、本資金以外の預金は16年度末現在で当該金融機関への2386万円しかない状況である。このため、定期預金等として預け入れている本資金が短期借入金と相殺されるおそれがあり、資金の管理として適切を欠いたものとなっている。</p>

b 資金残高が過大に表示されているもの(1 資金)	
農林水産省	<p>(財) 残留農薬研究所</p> <p>新農薬等開発促進事業 (昭53)</p> <p>【回転、貸付け】 496,101 千円 (436,279 千円)</p> <p>本資金による事業は、農薬の登録等の申請に必要な各種試験の円滑な推進により、新農薬等の開発を促進するため、農薬の開発のための毒性試験等に要する経費の立替えを行うものである。そして、実施要領では、本法人は、設置造成した資金の適正な管理を図るため、他の会計と区分して経理することとされている。</p> <p>本事業の実施に当たっては、農薬メーカーから農薬の毒性試験等の委託を受けた場合、それに要する経費を資金会計から一般会計(本資金事業により行う試験も含めた各種受託試験に係る経費を一括して経理する会計)に振り替えるなどして使用し、当該農薬を登録できた場合には経費の全額を、登録できなかった場合には経費の半額を、農薬メーカーから納入させることになっている。</p> <p>しかし、試験の中止申請に伴い農薬メーカーから返還させることになった立替金のうち特別の事情によって平成10年度に納入を免除した額等2880万円については、資金の保有額から控除すべきであるが、この処理を行わず、立替金として資産管理しているため、資金保有額が過大に表示されたままととなっている。</p> <p>さらに、8年度から11年度までの受託試験のうち11件については、それぞれの所要経費のうち一部しか一般会計に振り替えていなかったりなどしていた。</p> <p>また、本法人では、一般会計等資金会計以外の会計の決算については、寄附行為の規定に基づき、理事会の承認を得た上で所管大臣に届け出ているが、資金会計の決算については同様の手続を全く執っておらず、毎年実施されている所管省庁の検査においても検査を受けていない状況である。</p>
c 資金及び運用益を一時的に他事業の財源として使用しているもの(4 資金)	
農林水産省	<p>(財) 食品流通構造改善促進機構</p> <p>食品流通構造改善緊急対策事業資金(平4)</p> <p>【回転、貸付け】 1,765,790 千円 (1,750,000 千円)</p> <p>本資金による事業は、食品流通構造改善促進法(平成3年法律第59号)に基づく食品販売業近代化事業の一環として、食品流通の構造改善を緊急に実施することにより、食品に係る流通機構の合理化と流通機能の高度化を推進するなどのため、食品販売業者等が必要とする設備等の購入資金の一部を食品販売業者等に代わって本法人が一時負担し、これらの金利負担の軽減を図るものである。</p> <p>本法人では、資金事業とは異なる一般的な経費や他の補助事業に要する経費に充てるため、必要額(平成14年度6000万円、15年度7000万円、16年度1億円)を本資金を管理している普通預金口座から一般会計口座へ振り替え、年度内に当該普通預金口座へ戻し入れる経理を14年度から16年度にかけて行っている。しかし、本資金は上記の事業の財源に充てるために造成されたものであることから、このような経理処理はその趣旨に沿わないものとなっている。</p>
経済産業省	<p>(社) 潤滑油協会</p> <p>潤滑油製造業近代化基金 (昭53)</p> <p>【運用、調査等その他】 2,855,000 千円(同額)</p> <p>本資金は、潤滑油の安定供給の確保を図るため、潤滑油に関する品質・性能の試験研究等の事業の財源としてその運用益を充てるため設置造成されたものである。</p> <p>しかし、本法人では、運用益を、従前より、本資金とは関係ない他事業の財源として一時的に使用し、年度末までに戻し入れる経理を毎年度繰り返しており(平成14年度約2800万円、15年度約3300万円、16年度約3200万円)、品質・性能の試験研究等の事業の財源に充てるという本資金の造成趣旨に沿わない経理処理となっている。</p>

<p>(社)全国石油協会 特定事業基金(昭48) 【運用、調査等その他】 2,011,300千円 (2,000,000千円)</p>	<p>本資金は、良質な石油製品の安定供給の確保を図ることを目的に、本法人が実施する石油製品販売業経営実態調査等の財源として、その運用益を充てるため設置造成されたものである。</p> <p>一方、本法人は、本資金による事業のほかに石油製品の試買分析等を行う補助事業も実施しており、その分析費用、人件費等に対し別途国庫補助金の交付を受けている。</p> <p>しかし、本法人では、上記補助事業において、補助金の概算払を受ける前の試買分析に用いる対象ガソリン等の購入代金や人件費の支払に、従前より、本資金の運用益を一時使用し、概算払を受けた後に戻し入れる経理を毎年度繰り返しており(平成15年度4939万円、16年度3430万円)、石油製品販売業経営実態調査等の財源に充てるという本資金の造成趣旨に沿わない経理処理となっている。</p>
<p>石油製品販売業消費税転嫁円滑化基金(昭63) 【運用、利子助成】 15,000,000千円(同額)</p>	<p>本資金は、消費税の導入に当たり、石油製品販売業における消費税の転嫁を円滑に行わせるため、経営の改善に向けた異業種への進出又は転換を行う揮発油販売業者に対する利子補給等の財源として、その運用益を充てるため設置造成されたものである。</p> <p>一方、本法人は、本資金による事業のほかに、石油販売業者が経営高度化のために行う調査・セミナー等や、廃業により閉鎖する給油所等の地下タンク等の解体撤去費用を対象とした補助事業も実施しており、調査研究費、解体撤去費、人件費等に対し別途国庫補助金の交付を受けている。</p> <p>しかし、本法人では、上記補助事業において、補助金の概算払を受ける前の解体撤去費や人件費等の支払に、従前より、本資金の運用益を一時使用し、概算払を受けた後に戻し入れる経理を毎年度繰り返しており(平成14年度3672万円、15年度2億4754万円、16年度9842万円)、揮発油販売業者に対する利子補給等の財源に充てるという本資金の造成趣旨に沿わない経理処理となっている。</p>

第2 独立行政法人の業務運営等の状況に関する会計検査の結果について

要請を受諾した年月日	平成17年6月8日
検査対象	独立行政法人消防研究所ほか44法人
検査の内容	上記45法人の業務運営等の状況についての①組織運営の状況、②財務の状況、③業務実績の状況、④情報の公表状況の4事項
報告を行った年月日	平成17年10月25日

1 検査の背景及び実施状況、検査対象の概況

(1) 要請の概要

参議院決算委員会において、平成17年6月7日、国家財政の経理及び国有財産の管理に関する調査のため、会計検査院に対し、独立行政法人の業務運営等の状況について会計検査を行いその結果の報告を求めることが決定され、同月8日参議院議長より会計検査院長に対し会計検査及びその結果の報告に関する要請がなされた。

要請を受けた内容は次のとおりである。

ア 検査の対象

独立行政法人消防研究所、独立行政法人酒類総合研究所、独立行政法人国立特殊教育総合研究所、独立行政法人大学入試センター、独立行政法人国立オリンピック記念青少年総合センター、独立行政法人国立女性教育会館、独立行政法人国立青年の家、独立行政法人国立少年自然の家、独立行政法人国立科学博物館、独立行政法人物質・材料研究機構、独立行政法人防災科学技術研究所、独立行政法人放射線医学総合研究所、独立行政法人国立美術館、独立行政法人国立博物館、独立行政法人文化財研究所、独立行政法人産業安全研究所、独立行政法人産業医学総合研究所、独立行政法人農林水産消費技術センター、独立行政法人種苗管理センター、独立行政法人家畜改良センター、独立行政法人肥飼料検査所、独立行政法人農薬検査所、独立行政法人農業者大学校、独立行政法人林木育種センター、独立行政法人さけ・ます資源管理センター、独立行政法人水産大学校、独立行政法人農業生物資源研究所、独立行政法人農業環境技術研究所、独立行政法人農業工学研究所、独立行政法人食品総合研究所、独立行政法人国際農林水産業研究センター、独立行政法人森林総合研究所、独立行政法人製品評価技術基盤機構、独立行政法人土木研究所、独立行政法人建築研究所、独立行政法人交通安全環境研究所、独立行政法人海上技術安全研究所、独立行政法人港湾空港技術研究所、独立行政法人電子航法研究所、独立行政法人北海道開発土木研究所、独立行政法人海技大学校、独立行政法人航海訓練所、独立行政法人海員学校、独立行政法人航空大学校、独立行政法人国立環境研究所

(計45法人)

(以下、各法人の名称中「独立行政法人」は記載を省略した。)

イ 検査の内容

上記の独立行政法人の業務運営等の状況についての次の各事項

- ① 組織運営の状況
- ② 財務の状況
- ③ 業務実績の状況
- ④ 情報の公表状況

会計検査院は、6月8日、検査官会議において上記の要請を受諾することを決定し、要請事項に関する検査を実施して、10月25日、その結果を参議院に報告した。

(2) 検査の方法

検査の対象とされた45法人から各種資料の提出を受け、説明の聴取等を行うとともに、このうち38法人については、現地に職員を派遣して実地検査を行うなどして検査を実施した。

(3) 検査対象の概況

ア 独立行政法人制度の概要

独立行政法人は、国民生活及び社会経済の安定等の公共上の見地から確実に実施されることが必要な事務及び事業であって、国が自ら主体となって直接に実施する必要のないもののうち、民間の主体に委ねた場合には必ずしも実施されないおそれがあるもの又は一の主体に独占して行わせることが必要であるものを効率的かつ効果的に行わせることを目的として設立されたものである。

独立行政法人の制度を設けるに当たっては、国による事前関与・統制を極力排し、事後チェックへの重点の移行を図るため、独立行政法人を所管する主務大臣の監督、関与その他の国の関与を必要最小限のものとするにとされている。

そして、独立行政法人の業務運営等については、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号。以下「通則法」という。)において、目標設定とこれに沿った業務実績の事後評価を行う仕組みを導入するとともに、自主的な組織運営や弾力的な財務運営を確保し、法人の業務運営等の透明性を高めることなどにより、国民のニーズに即応した効率的な行政サービスの提供等の実現を図ることとされ、主務大臣が独立行政法人に対して中期^(注1)目標を指示し、独立行政法人は、中期目標に基づき、中期計画及び年度計画^(注2)を定めることとされている^(注3)。

(注1) 中期目標 独立行政法人を所管する主務大臣が定める3年以上5年以下の期間に達成すべき業務運営に関する目標で、中期目標の期間、業務運営の効率化に関する事項等について定めることとされている。

(注2) 中期計画 独立行政法人が作成する中期目標を達成するための計画

(注3) 年度計画 独立行政法人が中期計画に基づき定める各年度の業務運営に関する計画

イ 検査対象法人の設立と財政負担

検査の対象とされた45法人は、いずれも13年4月に国から出資を受けて設立された独立行政法人で、中期目標の期間が5年間となっている法人である。これらは、国の機関から移行したもので、法人の業務内容により業務類型別に分類すると、主に試験研究業務を行う法人(以下「試験研究法人」という。)が23法人、主に文教研修業務を行う法人(以下「文教研修法人」という。)が14法人、これらの類型に属さない法人が8法人となる。そして、45法人に対する国の財政負担の状況は、表1のとおりとなっている。

表1 国の財政負担の状況

(単位：千円)

	政府出資	物品等の譲与	運営費交付金	施設整備費補助金等	無利子貸付金
	16年度末	13年度設立時	13—16年度計	13—16年度計	13—15年度計
45法人計	1,045,805,627	234,026,252	709,044,352	67,671,296	46,571,001

(注) このうち、政府出資の主なものは、土地、建物、構築物等の国有財産の現物出資である。

2 検査の結果

(1) 組織運営の状況

ア 業務、組織構成、人員等の推移

独立行政法人の組織編成や人員配置については、自らの判断で機動的かつ弾力的に行えることになっていることから、13年度から16年度までにおけるそれらの状況に着目して調査した。

(ア) 組織改編

法人の部課室等数の推移についてみると、課室等が独立行政法人へ移行した13年度期首の1,368から16年度末は1,315へと減少しており、また、プロジェクト制を採用して業務の進ちよく状況により組織を機動的に改編している法人もあるなど、移行前と比較して各法人が、組織の改編を適宜行っている状況となっている。

(イ) 役職員数の推移

法人の常勤役員数は、毎年度ほぼ同数(約120人)で推移している。一方、常勤職員数は9,329人から9,356人に微増し、非常勤職員数は4,077人から4,825人へと大幅に増加している。

常勤職員数は、中期計画において削減又は抑制することとされているものの、法律改正等により中期計画の変更を伴う業務の追加を行っている法人において人員増があったことなどにより、微増となっているが、こうした業務の追加を行っていない法人に限ってみると、常勤職員数は減少している。

また、職種別の常勤職員数の推移をみると、一般職(事務職)は増加し、一般職(技術職)は減少しており、研究職はほぼ横ばい状況となっている。これは、一般職(事務職)については、一部の法人において業務の追加が行われたことなどにより増加し、一般職(技術職)については、警備、清掃等の業務の一部を外部委託により実施することとしたことなどにより減少したものと史料される。

イ 役職員の給与

独立行政法人への移行に伴い、法人や役職員の業績等が給与等に反映される仕組みの導入が図られたことから、その内容や運用状況等に着目して調査した。

(ア) 役員給与について

役員給与のうち、役員報酬については、ほとんどの法人で国の指定職俸給表に準じた支給額としており、法人独自の支給額としているのは7法人となっている。また、役員賞与及びその他の手当については、すべての法人において国家公務員に準拠して算定方法等を定めている。

さらに、役員給与に対する業績等の反映方法については、主務省により統一されていたり、他の独立行政法人や特殊法人の規程等を参考にして決定したりしていることから、法人間で大きな差はみられない。そして、16年度までの4箇年度で役員給与の支給額を業績等により増減したことがある法人は3法人にとどまっており、業績等の役員給与への反映は限られた状況となっている。

(イ) 職員給与について

職員給与については、ほとんどの法人において、職員基本給の月額表は国の各俸給表に、年2回支給される職員の業績等を反映させる手当(以下「勤勉等手当」という。)は国家公務員の場合の算定方法等にそれぞれ準拠して定めているが、1法人においては職員基本給の月額表について、6法人においては勤勉等手当の算定方法等について、それぞれ法人独自なものとなっている。また、期末手当及びその他の手当については、すべての法人において国家公務員に準拠して算定方法等を定めている。

(2) 財務の状況

ア 独立行政法人の財務制度の概要

(ア) 財務の概要

独立行政法人の会計は、原則として企業会計原則によることとされているが、公共的な性格を有し、利益の獲得を目的とせず、独立採算制を前提としないなどの独立行政法人が有する特殊性を踏まえて、企業会計原則に必要な修正を加えた独立行政法人会計基準が策定されている。この会計基準は、独立行政法人がその会計を処理するに当たって従わなければならないとされている基準であって、そこに定められていない事項については、一般に公正妥当と認められる企業会計原則に従うものとされている。

(イ) 運営費交付金の会計処理

国は、独立行政法人の業務運営のために必要な財源措置を講ずることとしており、独立行政法人に対して運営費交付金を交付している。

独立行政法人は、国から運営費交付金を受領したときは、その相当額を「運営費交付金債務」勘定で整理し、運営費交付金を費用に充てる際には、業務の進行に応じて一定の基準に基づきこれを収益化し、「運営費交付金収益」勘定に振り替えることとされている。そして、その際の収益化の基準の主なものとして、表2のとおり、3つの基準が示されており、法人の業務内容からみてその業務の進ちょく状況を最も適切に反映し、法人にできるだけ成果達成への動機付けを与える手法を法人ごとに定める必要があるとされている。

表2 運営費交付金債務の主な収益化基準

成果進行基準	一定の業務と運営費交付金との対応関係が明らかにされている場合に、当該業務の達成度に応じて、財源として予定されている運営費交付金債務の収益化を行うもの。例えば、一定のプロジェクトの実施や退職一時金の支払について、交付金財源との対応関係が明らかにされている場合等がこれに該当する。
期間進行基準	業務の実施と運営費交付金財源とが期間的に対応している場合に、一定の期間の経過を業務の進行とみなし、運営費交付金債務の収益化を行うもの。例えば、管理部門の活動等がこれに該当する。
費用進行基準	上記のような業務と運営費交付金との対応関係が示されない場合に、業務のための支出額を限度として、運営費交付金債務の収益化を行うもの。

(ウ) 積立金及び目的積立金

独立行政法人は、毎年度、損益計算において利益を生じたときは、前年度から繰り越した損失を埋め、なお残余があるときは、原則として積立金として整理しなければならないこととされている。そして、この残余の額のうち法人の経営努力により生じた額について、主務大臣の承認を受けて、中期計画に定められた剰余金の使途に充てるための積立金(以下「目的積立金」という。)として積み立てることができることとなっている。

イ 運営費交付金の算定等

(ア) 運営費交付金の算定

a 運営費交付金の算定方法における自己収入の取扱い

各法人は、運営費交付金の算定方法について自らの業務内容や財務構造等に即して適当な方法を定めることとされている。そして、各年度計画において当該年度分の運営費交付金(以下「年度計画額」という。)を算定する際に使用している算定方法をみると、経費の見込額から自己収入を控除する方法と自己収入を控除しない方法に大別される。

この自己収入には特許権、著作権等の知的財産権収入、財産貸付収入、入場料収入、授業料収入などがある。自己収入を控除しない算定方法を採用している法人は^(注4)8法人で、すべて試験研究法人となっている。そして、試験研究法人^(注5)23法人の自己収入の取扱いをみると、自己収入を控除する算定方法を採用している15法人においては、知的財産権収入や財産貸付収入等を控除の対象としており、なかには計画額、実績額ともに100万円未満の少額の自己収入についても控除の対象としているものが見受けられる。一方で、自己収入を控除しない算定方法を採用している法人の中には、上記15法人の自己収入と同様の性質を持つ自己収入を得ている法人があり、なかには実績額が1000万円を超えるものも見受けられる。

(注4) 8法人 8法人のうち3法人については、自己収入を控除しない算定方法を採用しているものの、年度計画額算定の際には、一定の調整を行っている。

(注5) 試験研究法人23法人 消防研究所、酒類総合研究所、国立特殊教育総合研究所、物質・材料研究機構、防災科学技術研究所、放射線医学総合研究所、文化財研究所、産業安全研究所、産業医学総合研究所、農業生物資源研究所、農業環境技術研究所、農業工学研究所、食品総合研究所、国際農林水産業研究センター、森林総合研究所、土木研究所、建築研究所、交通安全環境研究所、海上技術安全研究所、港湾空港技術研究所、電子航法研究所、北海道開発土木研究所、国立環境研究所

b 運営費交付金の算定において控除されている自己収入の額の算出方法

年度計画額について自己収入を控除する算定方法を採用している37法人について、自己収入の額の算出方法を調査したところ、自己収入の種類ごとに、国の機関当時における自己収入の実績額や計画額を参考にする方法等により算出しており、なかには13年度の年度計画額算定の際に算出した自己収入の額と同額を引き続き16年度まで用いているなどのため、自己収入の実績額が算定の際に控除した自己収入の額を相当程度上回っている法人も見受けられる。

このように、運営費交付金の算定の際に、自己収入を控除していない場合や、控除

する自己収入の額が実績額と比べ少額となっている場合には、結果として、法人運営に要する資金に余裕が生じることがあると史料される。

(イ) 運営費交付金債務の収益化基準の採用状況

45 法人が採用している運営費交付金債務の収益化基準についてみると、費用進行基準のみを採用している法人が40法人、複数の基準を併用している法人が5法人となっている。大部分の法人が費用進行基準のみを採用しているのは、他の収益化基準を採用する際に必要となる、業務と運営費交付金との対応関係を明らかにすることが困難であったり、複数の基準を併用することにより会計処理や事務手続が煩雑になったりすることなどによるとしている。

費用進行基準では、業務のための支出額を限度として運営費交付金債務の収益化を行うこととされていることから、運営費交付金を計画より効率的に使用した結果生じた節減額に相当する額については、中期目標最終年度を除いた各年度の財務諸表ではこれが利益として計上されず、運営費交付金債務として残されることとなる。

(ウ) 運営費交付金債務

運営費交付金債務の状況について、その内訳を把握できるとしている40法人に13年度に交付された運営費交付金を例にみると、交付金総額1796億円のうち同年度末までに使用されずに残された運営費交付金債務の額は72億円となっている。このうち主なものは繰越しによるもの50億円であるが、効率化により生じた額は700万円と少額になっている。

ウ 会計処理における自己収入の取扱い

費用進行基準を採用している法人において利益が計上されるのは、当該法人に自己収入がある場合等になるが、自己収入を財源として費用に充てる方法(以下「自己収入処理方法」という。)の違いにより利益の額が相違することになることから、収益化の全部又は一部について費用進行基準を採用している43法人における自己収入処理方法の状況について調査したところ、表3のような類型に区分される。

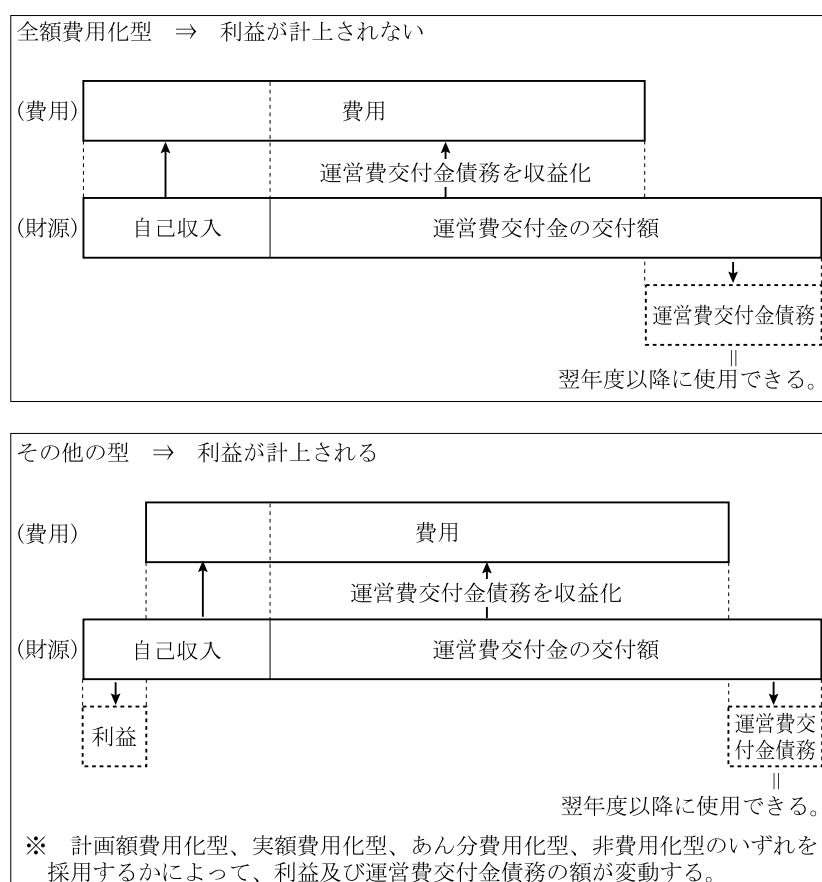
表3 自己収入処理方法

全額費用化型	自己収入の全額を費用に充てたこととする方法
計画額費用化型	自己収入の計画額を限度として費用に充てたこととする方法
実額費用化型	運営費交付金を充てる業務と自己収入を充てる業務をあらかじめ設定するなどして、自己収入を充てる業務の費用に充てたこととする方法
あん分費用化型	業務のための支出額について運営費交付金交付額と自己収入の額の割合によりあん分し、自己収入の額に対応する分の費用に充てたこととする方法
非費用化型	自己収入を費用には充てず全額利益に計上する方法

各法人においては、自己収入に複数の種類があり、その種類に応じて、上記に掲げた複数の自己収入処理方法を適宜使い分けて採用している。

そして、計画に比べて、要した費用が少なかったり、自己収入が多かったりした場合などには、図のように、自己収入処理方法の別により、利益に計上される額が異なることになる。

図 自己収入処理方法と利益に計上される額との関係



すなわち、全額費用化型では、自己収入から利益が計上されることはないのに対して、その他の型では、自己収入が当該収入に対応した費用を上回る場合などには、利益が計上されることになる。

この点からすると、全額費用化型を採用している法人においては、経営努力の成果が財務諸表において表示されないことになり、その他の型であれば利益として計上されるであろう金額の全部又は一部が、翌年度以降に使用できる運営費交付金債務に残されることとなる。

したがって、運営費交付金債務の内訳や収益化の状況について注視していく必要があり、とりわけ、運営費交付金算定の際に自己収入を控除しない法人や自己収入の実績額が計画額を大幅に上回っている法人にあつては、運営費交付金債務が多額に上る場合もあると思料されることから、注視していく必要がある。

エ 損益及び目的積立金

(ア) 損益

各法人は、ごく一部を除き、毎年度利益又は損失を計上しているが、その発生元を調査したところ、運営費交付金以外の収入によるものが大半を占めており、運営費交付金によるものはほとんどない。これは、多くの法人が運営費交付金債務の収益化基準として費用進行基準を採用していることなどによると思料される。なお、13年度は運営費交付金以外の収入が多額となっているが、これは「消費税等還付金によるもの」である。

(イ) 目的積立金

積立金の期末残高は、14年度133億円、15年度185億円、16年度223億円と毎年度増加している。

また、経営努力の成果として積み立てられた目的積立金は、14年度5.6億円、15年度6.1億円、16年度3.3億円、合計15.2億円となっている。さらに、目的積立金が各年度にどの程度取り崩されているかについてみたところ、14年度0.8億円、15年度1.4億円、16年度8.1億円となっており、17年3月末における目的積立金の残高は4.8億円となっている。

費用進行基準を採用している法人においては、中期目標最終年度を除いた各年度の財務諸表には運営費交付金債務の収益化による利益が計上されないため、運営費交付金からは経営努力の成果としての目的積立金が積み立てられていない。一方、成果進行基準又は期間進行基準を採用している法人においては、あらかじめ計画した額に比べ効率的に運営費交付金を使用すると、計画額と実際の使用額との差額が利益として計上され、このうち法人の経営努力により生じたものとして承認された額については、目的積立金として積み立てられている。

(3) 業務実績の状況

ア 試験研究法人の業務実績

(ア) 論文発表

試験研究法人においては、個別法に定められた法人の目的を達成するため、それぞれの研究分野において調査及び研究を行うとともに、その結果の公表が求められている。そして、調査研究結果は論文として発表されることが一般的であることから、論文発表の状況について調査した。

16年度の発表論文数は23法人で8,270報となっており、独立行政法人に移行した直後の13年度の6,512報に対する伸び率は27.0%の増加となっているが、2法人では13年度の実績を下回る状況となっている。

発表論文のうち、^(注6)査読に付された論文(以下「査読付論文」という。)^(注7)及び原著論文の論文総数に占める割合をみると、16年度で査読付論文は50.6%、原著論文は49.3%となっていて、いずれも論文総数の半数程度となっている。

また、13年度と16年度の査読付論文数及び原著論文数の状況をみると、13年度に比べて16年度の査読付論文数及び原著論文数がいずれも減少している法人が3法人ある状況となっている。

(注6) 査読 発表する論文について、当該分野の専門家により構成される委員会等により審査を行い、論文の質について客観的に一定の担保を付すこと

(注7) 原著論文 新たな知見をもたらす独創的な研究の成果として発表される論文

(イ) 研究者の構成及び人件費と発表論文数との関係

試験研究法人23法人の16年度末の研究者総数は4,901人であり、13年度末に比べて約10%増加している。また、常勤正職員研究者は、16年度末では研究者総数の60%を占めているものの、13年度以降、人員及び割合とも年々減少している。一方、16年度末の常勤任期付研究員及び非常勤研究員は、13年度末に比べていずれも2倍を超える増加となっており、受入研究員等についても若干増加している。

研究者人件費の総額は13年度の326億円から16年度の340億円へと増加の傾向を示している。そして、16年度の研究者人件費が13年度に比べて増加している法人は12法人であり、このうち論文発表数が13年度の水準を下回っている法人はないが、2法人は研究者人件費の伸びに比して発表論文数の伸びが低い状況となっている。これに対して、研究者人件費が減少しているのは11法人となっており、このうち発表論文数が13年度を下回っている法人は2法人である。

また、5法人は発表論文数の伸び率が50%以上と著しく増加しているが、16年度における原著論文の比率は1法人を除き17.8%から38.4%といずれも低率となっている。

イ 文教研修法人の業務実績

(ア) 学校施設法人の業務成果

文教研修法人のうち、主として特定の産業分野の専門的な職業人を教育・養成することを目的とする法人(以下「学校施設法人」という。)^(注8)6法人における、学生募集から就職までの状況、教育・養成に要する費用及び同種の教育・養成を行う他の学校等の状況などに着目して調査した。

(注8) 6法人 農業者大学校、水産大学校、海技大学校、航海訓練所、海員学校、航空大学校

a 学生募集等の状況

各学校施設法人が設置している学科等の募集定員(以下「定員」という。)は、7年度以降、おおむね一定数で推移している。この定員に対する就学希望者の応募状況をみると、定員に対する応募倍率の状況は二極化しており、2法人2学科では5倍以上と比較的高い水準であるのに対し、長年にわたり就学希望者が定員を下回っているものが2法人3学科あるなどの状況となっている。また、入学者が定員を充足しているもの及び定員のおおむね90%以上となっているものが3法人4学科あるが、これらの中には中途退学者の比率が10%程度以上と高いものが2法人2学科ある。一方、入学者が定員の70%未満で定員を大きく下回っているものが、上記の就学希望者が定員を下回っている2法人3学科を含めて4法人5学科あり、これらの学科等については、学生にとって教育課程としての魅力が希薄になっているなど、ニーズが高くない状況となっていることがうかがえる。

b 卒業生の就職の状況

各学校施設法人の設立目的に合致する就職先に就職した者の割合が60%以下と低い水準で推移しているものが3法人5学科あり、なかには、法人の設立目的に関連のある就職先に就職した者まで含めても低い水準にとどまっているものもある。

c 教育・養成に要する経費

各学校施設法人における施設整備費等を除いた1人当たりの年間教育・養成経費等をみると、最も低い法人では約200万円、最も高い法人では約2000万円を超えている。

d 同種の教育・養成を行う他の学校等の状況

航空機操縦士の養成については、事業用操縦士等として必要な知識及び技能等を十分に教授できるものとして指定された航空従事者養成施設において、民間企業が

自ら養成を行うなどしており、船員の養成については、船舶職員として必要な知識及び技能を教授するのに十分な能力を有するとして登録された国立大学法人等の登録船舶職員養成施設が多数存在している。

そして、自社養成も含めて操縦士の供給源は多様化し、学校施設法人卒業生の占める割合は、多くても3割程度である。一方、船員についても、海技資格(3級～5級海技士(航海・機関))交付者に占める学校施設法人卒業生の割合は、一部の資格を除いて10%前後の低率にとどまっている。

(イ) 研修施設法人の業務成果

文教研修法人のうち、主として特定の属性を有する者を対象に研修・指導を行うことを目的とする法人(以下「研修施設法人」という。)^(注9)4法人は、それぞれの目的に沿った研修対象者に対して、法人が研修及び学習プログラムを自ら主導して主催する事業(以下「主催事業」という。)を実施している。また、主催事業以外の事業として、法人が主催事業と同様に重要な事業と位置付けている研修対象者が主体的に行う学習活動や交流活動等をサポートするなどの事業(以下「受入事業」という。)を実施するほか、法人の目的とは直接の関係はないものの、業務の遂行に支障のない範囲で施設等を一般利用に供している。そして、これらの法人の中期目標では、主催事業により得られた知見等を青少年教育及び女性教育に関するナショナルセンター等として、青少年教育及び女性教育関係者や他の同種施設に還元していくこととされている。そこで、これらの法人の有する施設が有効に活用され、目的に沿った利用がなされているかなどに着目して調査した。

(注9) 4法人 国立オリンピック記念青少年総合センター、国立女性教育会館、国立青年の家、国立少年自然の家

a 施設の利用状況

研修施設法人に係る施設の利用者数は、いずれの法人も独立行政法人移行前に比べて増加傾向を示している。また、宿泊施設稼働率については、2法人では増加しているものの、2法人はほぼ横ばいで推移している。そして、16年度の稼働率は、最大の法人でも60%強、最小の法人は35%程度となっている。

b 主催事業の参加者

全体の利用者に占める自らの施設で実施した主催事業参加者の割合をみると、11年度から16年度の平均で、いずれの法人も10%以下で、1法人は1%未満となっている。また、主催事業の参加者数は、1法人を除き減少している。

c 主催事業以外の利用者

研修施設法人の主催事業以外の利用者数をみると、1法人では年々大きく増加しており、16年度では、125万人と国の機関であった11年度に比べて89.7%も増加しているが、その利用者について属性別にみると、企業等の利用者など、法人の目的には直接関係がないと思料される利用者の割合が、60%以上と特に高い状況となっている。

ウ 業務運営の効率化の実績

中期目標は、できる限り数値によるなどその達成状況が判断しやすいように定めるとされており、45法人の中期目標においては、いずれも業務運営の効率化に関して

定量的に定められた目標が盛り込まれている。

そして、これらの目標に対する実績をみると、ほとんどの法人がそれぞれの年度において目標を上回る実績を上げているとしているものの、なかには各年度ごとの目標値が定められていないなどのため実績値を算出していない法人も見受けられる。

また、実績値を算出している35法人の算出方法についてみると、法人間で違いが見受けられ、運営費交付金の交付額や効率化係数^(注10)が同一であっても、算出される効率化の実績値が異なることになる。

各法人における業務運営の効率化の実績については、主務省に置かれた独立行政法人評価委員会により評価を受けることとなるが、現状では、実績値の算出方法が法人ごとに区々になっており、そのまま数値を比較することはできない状況である。

(注10) 効率化係数 中期目標で定める業務運営の効率化に関する目標値等を勘案し、各年度の予算編成過程で決定される係数

(4) 情報の公表状況

ア 情報の公表状況

独立行政法人の活動については、国民に対する説明責任を尽くすことが求められており、各独立行政法人の業務は国民の明確な理解と納得の下で運営される必要があることから、独立行政法人自らが積極的に国民に情報を発信し、情報提供に努めるべきであるとされている。このような趣旨から、通則法、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成13年法律第140号。以下「公開法」という。)等において、独立行政法人は、その組織、業務、財務等に関する情報について公表することとされている。

そこで、これらの法律等により公表することとされている情報の公表状況を調査したところ、一部の法人において、法律等に定められたいずれの方法によっても公表が行われていないものや、法律等に定められた方法のうちインターネットの方法による公表が行われていないものが見受けられた。

イ 情報提供におけるホームページの利便性

情報通信技術の進展に伴い、インターネットの普及が急速に進んでいることから、一般国民に対する情報の公表に当たっても、インターネットを利用した情報提供の果たす役割が増大している。そこで、各法人が情報を掲載しているインターネット上のホームページの利便性について調査したところ、ホームページにおけるサイト内検索機能とサイトマップのいずれも備えていない法人が10法人あるなど、法人の活動状況に関するホームページでの情報提供にはなお改善の余地がある状況となっている。

3 検査の結果に対する所見

独立行政法人は、国から多額の出資、運営費交付金及び施設整備費補助金の交付等を受けて運営されており、明確な中期目標の下で、自主的・機動的な組織運営と弾力的な財務運営に努めることなどにより、国民のニーズに即応した効率的な行政サービスを提供することが要請されている。そして、主な業務実績についてはこれを広く公表することが義務づけられるとともに、厳格な評価を受けることも求められている。

今般、参議院からの要請を受けて、独立行政法人の組織、財務、業務実績等の業務運営等の状況について、各法人を横断的に検査したところ、以下のような事態が見受けられた。

ア 組織運営の状況については、法人による自主的な組織運営の仕組みが導入された中で、

業務の効率化等のための組織改編、常勤職員の削減に伴う非常勤職員や外部委託の活用等は適宜行われていると思料されるものの、多くの法人においては、役職員の報酬・給与の支給額等は国家公務員に準拠したものとなっていて、業績等の給与への反映も限られた状況となっている。

イ 財務の状況については、

- (ア) 運営費交付金の算定の際に自己収入を控除している法人がある一方で、同種の自己収入を控除していない法人が見受けられたり、控除した自己収入の額が実績額とかい離している法人が見受けられたりして、法人によっては、結果的に法人運営に要する資金に余裕が生じる場合があると思料される。
- (イ) 運営費交付金債務の収益化の方法として大部分の法人は費用進行基準を採用しており、運営費交付金を効率的に使用した場合、節減分は運営費交付金債務に残され、中期目標最終年度を除いた各年度の財務諸表には利益として計上されない状況にある。また、自己収入の会計処理の方法について「全額費用化型」を採用した場合には、自己収入からも利益が計上されないことから、財務諸表において法人の経営努力の成果が表示されていない状況となっている。そして、運営費交付金債務に占める「効率化により生じた額」をみても少額にとどまっている。

ウ 業務実績の状況については、

- (ア) 試験研究法人においては、常勤正職員研究者が減少している一方で、非常勤研究員等が増加しており、また、人件費の伸び率に比して、発表論文数の伸び率が低くなっている法人や、発表論文数は顕著に伸びているが、原著論文の比率が低くなっている法人が見受けられる。そして、論文総数に占める査読付論文及び原著論文の比率は平均で5割程度となっている。

学校施設法人においては、1人当たり教育・養成経費が多額に上っているが、就学希望者や入学者が定員を大きく下回っていたり、中途退学者の比率が高くなっていたり、法人の設立目的に必ずしも関係のない分野に就職する卒業者が多くなっていたりしている法人も見受けられる。また、既に民間、国立大学法人等において同様の業務が実施されている状況も見受けられる。

研修施設法人においては、独立行政法人移行前に比べて利用者は増加傾向を示しているものの、法人が重要な事業と位置付けて自ら主導して行う主催事業参加者の利用者全体に占める割合が低い一方で、主催事業以外では法人の目的には直接関係がないと思料される利用者が多い法人も見受けられ、また、宿泊施設の稼働率も必ずしも高い水準とはなっていない状況となっている。

- (イ) 業務運営の効率化に関して定量的に定められた目標に対する実績値の算出方法が区々となっていて、各法人の効率化の状況をそのまま比較することができない状況となっている。

エ 情報の公表状況については、通則法、公開法等により公表することとされている情報について公表していない法人があるほか、インターネット閲覧の利便性に工夫を要する法人が見受けられる。

検査の対象とした45法人の中期目標の期間は、18年3月で終了することとなっており、今後、次期の中期目標、中期計画等が作成されることとなっている。したがって、以上の検

査結果を踏まえ、各法人が独立行政法人制度を導入した所期の目的を果たすよう、今後の業務運営等に当たっては、次の点に留意することが望まれる。

ア 組織運営に関しては、中期計画においてあらかじめ定められた人件費総額などに留意しつつ、一層、自主的かつ機動的な組織運営に努めること

イ 財務に関しては、

(ア) 運営費交付金の算定に当たり、自己収入の控除の適否について自己収入の種類等を勘案して十分に検討するとともに、算定に用いられた自己収入の額が実績額と相当かい離している場合などには、法人における自己収入増加に対する動機付けにも留意しつつ、適切な自己収入の額を設定するよう努めること

(イ) 各法人が行う事務及び事業について、引き続き効率的な執行に努めるとともに、会計処理に当たっては、運営費交付金債務の収益化の基準も念頭に置きながら、自己収入処理方法について当該自己収入の性格に応じた適切な方法をあらかじめ示すなど、法人経営の効率化の成果をより明確化する方策がないか、各法人において検討すること

ウ 業務実績に関しては、

(ア) 試験研究法人においては、研究者人件費の上昇に留意しつつ、研究の中核であり、他の研究者を指導する立場にある常勤正職員研究者を最低限確保するとともに、高度な専門的能力を有する常勤任期付研究員、非常勤研究員を活用するなどして、研究成果の質を一層高めることに努めること

学校施設法人においては、求められている業務成果の達成、教育・養成業務に要する経費の節減に引き続き努めるとともに、統廃合など組織の再編成に当たっては、独立行政法人としての設立目的を念頭に置きつつ、社会的なニーズや同種学校の状況等を十分考慮して行うこと

研修施設法人においては、同種施設に対するナショナルセンター等としての役割を果たすため、積極的に先導的・モデル的事業を実施し、そこから得た知見等を地方公共団体等が設置している各種の教育施設に今後一層還元していくこと

(イ) 業務運営の効率化に関して定量的に定められた目標の達成度について、法人間の比較が可能となるような方策を検討すること

エ 情報の公表に関しては、業務の透明性を一層高めるため、情報の公表を適切に行うとともに、より積極的で分かりやすい情報の公表に努めること

なお、本院としては、今回検査した独立行政法人の状況について今後とも注視していくとともに、特殊法人等から移行した独立行政法人の状況についても、数年後には中期目標の期間が終了することとなることから、注視していくこととする。

第2節 特定検査対象に関する検査状況

第1 都道府県警察における捜査費及び活動旅費の経理の状況について

検査対象	北海道、栃木県、山梨県、滋賀県、広島県、山口県、徳島県、福岡県、宮崎県各警察本部
会計名及び科目	一般会計 (組織)警察庁 (項)警察庁
捜査費の概要	犯罪の捜査等に従事する職員の活動諸経費及び捜査等に関する協力者等に対する諸経費で、緊急又は秘匿を要するため、通常の支出手続を経ることができない場合に使用する経費
活動旅費の概要	警察の活動に必要な旅行に係る経費
上記の都道府県警察に対する国費支出済額	捜査費 10億5682万円(平成15、16両年度) 活動旅費 32億1196万円(平成15、16両年度)

1 捜査費等の概要

戦後の我が国の警察制度は、国家公安委員会に置かれた警察庁及び警察庁に置かれた管区警察局等の国家警察と都道府県に置かれた警視庁等の都道府県警察により運営されている。本来国家警察の経費は国の予算で支弁し、都道府県警察の経費は地方の予算で支弁するのが原則であるが、警察法(昭和29年法律第162号)に基づき、都道府県警察に要する経費のうち法令で定める特定のものについては、例外的に国庫が支弁することとなっており、当該経費は、警察庁が予算措置を行い、各都道府県警察が当該都道府県予算の執行とは別に、国の予算として直接執行する制度になっている。そして、この国庫支弁の対象となる経費は、同法第37条等に列挙されており、具体的には、警視正以上の階級にある警察官の給与、国の公安その他特殊の犯罪の捜査に要する経費などがある。このうち、捜査費、旅費等については、警察法施行令(昭和29年政令第151号)第2条において具体的に爆発物、銃砲等危険物に関する重要な犯罪、数都道府県の地域に関係のある重要な犯罪等の捜査に必要なものなどと規定されている。

(1) 捜査費

ア 捜査費の概要

捜査費は、警察庁においては、犯罪の捜査等に従事する職員(以下「捜査員」という。)の活動諸経費及び捜査等に関する協力者又は情報提供者(以下「捜査協力者」という。)に対する諸経費などであるとしている。また、「捜査費経理の手引き」(平成13年4月、警察庁長官官房会計課作成)によると、捜査費は特に緊急を要し、正規の支出手続を経ていては事務に支障を来し、又は、秘密を要するため、通常の支出手続を経ることができない場合に使用できる経費とされている。そして、その具体的な用途として、車両、船舶等の借上費、捜査本部設置に伴う什器等の借上費、聞き込み・張り込み・追尾等に要する経費、捜査協力者への謝礼及び接触経費等が例示されている。

また、国庫支弁の対象となる捜査費の経理については、捜査費の支払が緊急性又は秘密性を必要とするため、都道府県警察本部長等(以下「本部長等」という。)が取扱責任者となり、警察本部の各課等又は各警察署(以下「所属」という。)の長が取扱者となって、交付を受けた現金の出納保管を行うなど、通常の会計経理とは異なり、会計機関以外の者もその会計事務を分担している。その詳細は、次項に述べるとおりである。

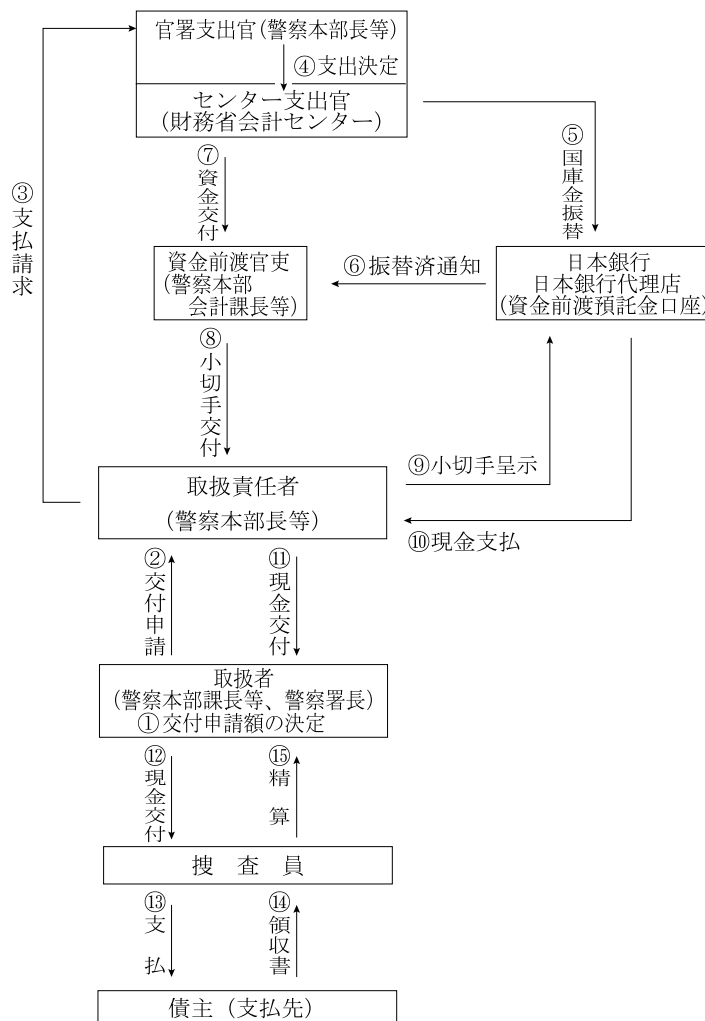
イ 捜査費の会計手続と支払の流れ

捜査費の執行においては、多くの場合、債主に対して現金での支払が必要となるため、捜査費は前渡資金として経理され、その経理を担当する資金前渡官吏には都道府県警察本部の会計課長等が官職指定されている。そして、警察庁から予算の配分を受けた官署支出官である本部長等は、図1のとおり、取扱責任者である本部長等の支払請求に基づき支出決定をし、当該支出決定に基づき、財務省会計センターのセンター支出官から日本銀行を経て資金前渡官吏に資金が交付され、資金前渡官吏は取扱責任者に小切手を交付する。取扱責任者は、その資金の中から交付申請に応じて所属の長である取扱者に現金を交付する。そして、取扱者は、交付された現金の出納保管、捜査員への交付、これに係る会計書類等の作成、保管を行うことになっている。

このようにして執行された捜査費の残額は、精算後、取扱責任者から資金前渡官吏に返納する仕組みになっている。

上記の取扱者から捜査員への現金の交付は、一般の捜査費においては、事前に1件ごとに用途を特定して捜査員が取扱者に交付の申請を行う必要があるのに対し、平成13年度に捜査諸雑費制度が導入され、この制度においては、毎月当初にあらかじめ少額の捜査費を用途の特定をせずに捜査員に交付し、一定期間内に使用実績により精算する方法を執ることになっている。

図1 都道府県警察における捜査費の会計手続と支払の流れ



(2) 活動旅費

ア 活動旅費の概要

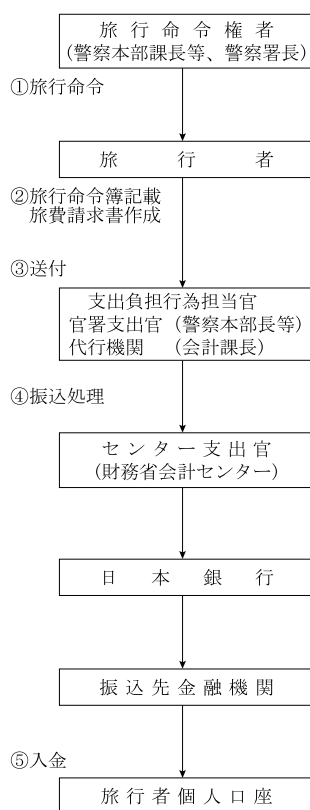
警察における旅費は、一般行政事務のため必要な職員旅費等と各種の警察活動に必要な旅行に係る経費である活動旅費が予算科目上区分されている。このうち国庫支弁の対象となる活動旅費は、国家公務員等の旅費に関する法律(昭和25年法律第114号)等の法令に基づいて執行しなければならないものとなっている。

イ 活動旅費の会計手続と支払の流れ

旅費を旅行者に支給する方法については、9年度から15年度までの間に、従前の複数の旅行者のうちの1名による代理受領による方法から、旅行者個人の口座へ直接振り込む方法に順次移行しており、現在ではすべての都道府県警察において口座振込の方法が採用されている。

活動旅費の会計手続と支払の流れは、図2のようにになっている。

図2 都道府県警察における活動旅費の会計手続と支払の流れ



2 検査の背景、対象及び方法

(検査の背景)

本院は、平成15年度決算検査報告において、特定検査対象に関する検査状況として「都道府県警察等における捜査費及び活動旅費の経理について」を掲記して、都道府県警察における捜査費等の不適正経理についての警察当局のなお一層の迅速かつ詳細な事態の解明と改善の指導等の状況を注視しながら、引き続き捜査費等に関する検査を実施し、警察当局において調査中の事案についても調査結果の報告を踏まえた上でその内容を検証していくこととした。

(検査の対象及び方法)

本院では、警察に係る予算執行に関し、17年次検査として16年11月から17年9月までの間において、計算証明規則(昭和27年会計検査院規則第3号)に基づき警察庁及び都道府県警察本部等から提出された計算書と証拠書類等に基づく書面検査を実施したほか、警察庁、9道県警察^(注1)などに対する会計実地検査を実施した。この会計実地検査に従事した調査官等は11人で、その実地検査人日数は199.4人日である。

そして、上記の検査の一環として、17年次も引き続き捜査費及び活動旅費(以下「捜査費等」という。)について、警察庁において予算額及び決算額等の全体的な状況を検査するとともに、会計実地検査を実施した9道県警察(以下「9道県警察」という。)のうち7県警察^(注2)(以下「7県警察」という。)において15、16両年度執行分のほか、必要に応じ過年度執行分も対象として検査を実施した。

また、10年度から15年度までの捜査費の不適正経理等に関する警察当局の最終的な調査結果が報告された北海道警察及び福岡県警察については、その内容を検証する検査を実施した。

さらに、警察庁が指示した改善策について、9道県警察における進ちょく状況を検査した。

検査に当たっては、捜査費については、手元保管を承認している証拠書類である支払に係る領収書等を確認するほか、捜査関係資料等の提示及び捜査員を含む関係者からの事情聴取などにより、検証が可能な範囲内で最大限の情報提供を求めるなどして確認を行った。

活動旅費については、旅行命令簿等の関係書類の提示を受けたり、関係者から旅行の状況を聴取したりするとともに、当該旅行に係る警察活動に関する情報の提供を受けながら、当該旅行が実際に行われているかなどについて確認を行った。

3 検査の状況

(1) 捜査費等の予算額及び決算額の推移

捜査費の10年度以降の予算額及び決算額の推移は、表1のとおりである。

表1 捜査費の予算額及び決算額(全国)

(単位：百万円)

年 度	予 算 額(A)	決 算 額(B)	左のうち捜査諸雑費	不 用 額(A)-(B)
10	8,430	8,391	—	39
11	8,395	8,358	—	36
12	9,071	8,482	—	589
13	7,539	5,916	1,423	1,623
14	7,275	5,103	1,851	2,171
15	6,766	3,905	1,793	2,861
16	5,508	2,617	1,209	2,891
17	4,390	—	—	—

13年度以降は予算額、決算額とも毎年減少していく中で不用額が大きくなり、16年度は不用額が決算額を上回る状況となっている。

この理由について、警察庁は、インターネットの活用など情報収集の在り方が多様化したこと、12年度以降の刑法犯認知件数の増加や警察に寄せられる相談件数の急増により初動捜査や相談対応に追われ、継続的な捜査や新たな捜査協力者の開拓に時間を割けない状況にあること、情報収集に優れたベテラン捜査員が大量退職する時期を迎えていること、15年度以降一連の不適正経理事案をめぐって捜査費の取扱いが注目されることになり、捜査協力者が捜査員との接触を拒否したり、実名の領収書が必要であれば捜査費の受領を拒否したりする事案が出てきたことなどが挙げられると説明している。

また、活動旅費の10年度以降の予算額及び決算額の推移は表2のとおりである。

表2 活動旅費の予算額及び決算額(全国)

(単位：百万円)

年 度	予 算 額(A)	決 算 額(B)	不用額(A)-(B)
10	12,633	12,222	410
11	11,651	11,583	68
12	17,918	15,648	2,269
13	12,126	10,637	1,488
14	12,720	10,846	1,874
15	9,983	9,854	129
16	9,740	9,349	390
17	9,551	—	—

(2) 7 県警察における検査の状況

ア 捜査費

7 県警察における捜査費の執行額は、15、16 両年度で計 4 億 9040 万余円となっている。そして、これら警察の 191 所属のうち 56 所属を抽出し、その捜査費の執行額、15、16 両年度計 2 億 7018 万余円を中心として、次の点などに着眼して実地に検査した。

- ① 支払のための会計手続や支払内容の証明が適正に行われているか
- ② 支払の内容が捜査費の目的に適合したものとなっているか
- ③ 他の用途に流用されたり、使途が不明となったりしているものがないか

その過程において、個々の捜査費の支払が適正になされたか否かを確認するために、執行に関わる捜査員等の関係者 86 人から執行状況や支払内容の聴き取りを行ったり、執行に当たって利用したとされる店舗等の施設 57 箇所を確認したりするなどして、検証が可能な範囲内で最大限の情報提供を求めた。

その結果、本院が検査した範囲では、特に問題と認められる事態は見受けられなかった。

イ 活動旅費

7 県警察における国庫支弁の対象となる活動旅費の執行額は、15、16 両年度で計 13 億 9959 万余円となっている。そして、これら警察の 46 所属を抽出し、その活動旅費の執行額、15、16 両年度計 4 億 9824 万余円を中心として、次の点などに着眼して実地に検査した。

- ① 旅費の支給の対象となる旅行が実際に行われているか
- ② 旅費が旅行者本人に確実に支給されているか

その過程において、関係する警察職員 63 人(これらに係る旅行命令計 2,668 件、活動旅費 1636 万余円)から聴き取りを行うなどした。

その結果、本院が検査した範囲では、特に問題と認められる事態は見受けられなかった。

(3) 不適正経理に関する警察当局の調査結果の検証

ア 北海道警察

16 年 3 月に北海道公安委員会は、北海道警察本部長に対し警察法第 43 条の 2 第 1 項の規定に基づく監察を指示した。これを受けて北海道警察では、同本部長を長とし、約 150 名からなる北海道警察予算執行調査委員会(以下「道警調査委員会」という。)が、同年 4 月から翌 17 年 2 月にかけて 10 年度から 15 年度までの全道 159 所属における捜査費(国費)、捜査用報償費(道費)、旅費(国費及び道費)等を対象として調査を実施した。

本件事案に関する道警調査委員会の調査方法及びその結果、これに対する本院の検証結果及び当局が執った改善策は以下のとおりである。

(ア) 道警調査委員会の調査方法及びその結果

a 捜査費

10 年度から 15 年度までの全道 159 所属における捜査費及び捜査用報償費について、道警調査委員会は、所属長等 2,214 人、捜査員 4,112 人からの聴取や会計関係書類の調査を行った。

その結果、12年度まで全警察署を含む全道のほとんどの所属で組織的、慣行的に不適正な執行が行われており、所属長、次席等が日常の捜査活動の効率性、機動性を考慮して、正規の予算執行手続を経ずに執行事実と異なる支出関係書類を作成してねん出した資金を、捜査員等にあらかじめ又は必要の都度捜査活動に要する経費として交付していたほか、交際経費、激励経費等に使用していたとしている。また、13年度から15年度まではそれ以前とは異なり、多くの所属で適正な執行となっていた一方、なお一部の所属で所属長、次席等が事実と異なる支出関係書類を作成してねん出した資金を交際経費、激励経費等に使用するなどしていたと報告されている。

そして、道警調査委員会ではこれらの執行状況について調査し、得られた証言や証言を裏付ける証拠の有無及び確実性に応じて、執行額を次のように分類した(表3参照)。

- ① 会計手続上も用途についても適正に執行されたもの
- ② 会計手続上不適正に執行されたが、用途については捜査活動に要する経費であったとの確証が得られたもの
- ③ 会計手続上不適正に執行されたが、用途については捜査活動に要する経費以外の経費で、公費で執行可能な経費であったとの確証が得られたもの
- ④ 会計手続上不適正に執行され、用途についても捜査活動に要する経費以外の経費で、公費で執行できない経費であったとの確証が得られたもの
- ⑤ 会計手続上不適正に執行され、用途については執行の確証が得られなかったもの

表3 捜査費執行状況

(単位：千円)

年 度	執行総額	適正執行額 ①	不 適 正 執 行 額			
			総 額	捜査活動に要 する経費②	そ の 他	
					公費執行可能 経費③	その他の経費 ④⑤(返還額)
10	368,977	127,918	241,058	57,092	1,334	182,632
11	347,553	134,931	212,622	51,751	—	160,870
12	350,073	138,471	211,601	53,720	—	157,881
13	219,209	204,047	15,161	6,930	—	8,230
14	212,790	210,200	2,589	76	—	2,513
15	150,949	150,726	223	—	—	223
計	1,649,553	966,295	683,257	169,571	1,334	512,352

北海道警察は、これらのうち④捜査活動に要する経費以外の経費で、公費で執行できない経費に充てていたもの及び⑤執行の確証が得られなかったものに該当する額の総額 512,352,201 円を国に与えた損害と認定し、その利息 138,463,858 円との合計額 650,816,059 円を 17 年 2 月に国に返還した。

また、不適正執行に関与した者、監督責任者等のうち既に退職した者を除く 3,052 人に対して、16 年 12 月及び 17 年 6 月に懲戒処分としての停職、減給、戒

告、監督上の措置としての訓戒等が行われた。

なお、道費である捜査用報償費の執行に関しては、北海道監査委員が16年6月から17年5月までの間、地方自治法(昭和22年法律第67号)に基づく北海道知事の要求を受け、道警調査委員会の調査結果等を対象として監査を実施している。監査対象となった所属において、捜査費と捜査用報償費の両方を執行している所属があるため、本院が検証対象とした所属との重複がある(表4参照)。

表4 捜査費及び捜査用報償費の執行所属数と不適正執行所属数

年 度	捜査費執行所属数	捜査用報償費執行所属数	両方を執行していた所属数	左のうち不適正執行所属数		
				捜査費	捜査用報償費	両 方
10	99	95	88	92	95	88
11	100	95	88	92	95	88
12	102	96	87	91	95	87

b 活動旅費

10年度から15年度までの全道159所属における活動旅費を対象として、所属長、次席、会計担当者等から旅行命令の有無、旅行命令簿の作成状況、旅費の支給方法等について聴取し、旅行者11,445人(うち国費による旅行のある者9,783人)に対しては旅行事実、旅費受領の有無等について書面調査を行った。

このうち、道費の旅行者からは不適正執行と思われる回答が相当数あったため、該当する旅行者に係る旅行命令を全件調査するなどした結果、10年度から12年度の道費旅費について、次席、会計担当者等が事実と異なる支出関係書類を作成し、あるいは事実と異なる支出関係書類の作成により旅行者本人名義の預金口座に振り込ませた旅費を返還させ、それぞれ現金化した旅費を次席等が管理の上、交際経費、激励経費、食糧経費等に使用するという不適正な執行がみられた。こうした不適正執行の額は28,349,400円に上っていたとしている。

一方、国費の旅行者からは不適正執行があったとの申立てがなかったことから、さらに詳細な調査を行うことなく不適正な執行はみられなかったとしている。

(イ) 本院の検証結果

a 捜査費

本院は17年6月から9月までの間に行った北海道警察本部に対する会計実地検査において、道警調査委員会の調査結果の内容を検証する検査を実施した。検査に当たっては、

- ① 不適正な経理によりねん出された資金について、実際の経理処理はどうなっていたか
- ② 不適正な経理が行われていたとされた資金の管理などについて、実際の使途はどうであったか、また、使途の確認はどのような証拠に基づいて行われたか
- ③ 適正な経理が行われていたとされた捜査費は、どのような証拠に基づいて確認したのか

などに留意して、10年度から15年度までの捜査費執行所属106所属のうち14所属の当時の所属長、捜査員等121人から、当該資金のねん出、管理、記録等の経理

状況や用途等の支払内容について聴き取り等を行い、その証言と道警調査委員会の調査内容との間に矛盾がないか、証言内容が調査結果に適正に反映されているかなどについて確認した。これらの関係者からは、率直な発言等を求めるために警察当局の立会者なしで聴き取りを行った。

また、実地検査を補足するため、17年8月現在における全162所属の所属長、次席、捜査員等1,194人に対し、会計検査院法第26条に基づき、書面による質問を行った。

さらに、事実と異なる支出関係書類の作成の実態を確認するため、前記の捜査費執行所属106所属について、保管されている証拠書類の内容を確認した。

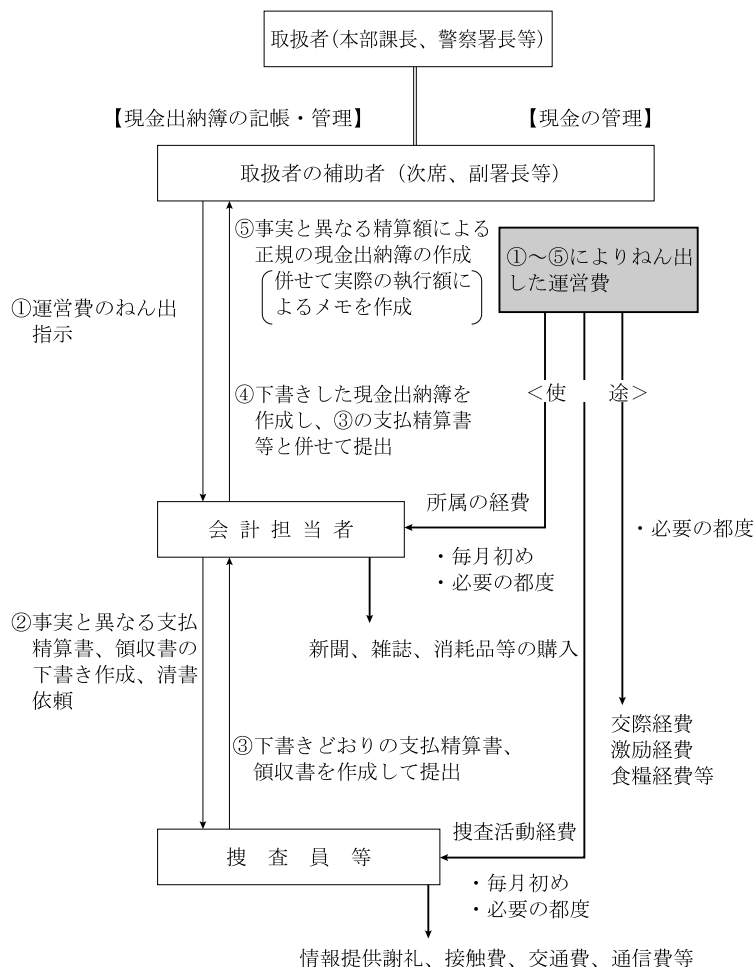
なお、前記のとおり、多くの所属が捜査費と捜査用報償費の両方で不適正な執行を行っており、これらの所属では両者を区分することなく一括して管理して執行しているのが実態であったため、用途については両者を合わせて検証の対象とした。

検証の結果は、次のとおりである。

(a) 資金のねん出について

正規の予算執行手続を経ずに事実と異なる支出関係書類を作成することによりねん出された資金は、各所属において、捜査活動に要する経費としてあらかじめ捜査員に交付したり、交際経費、激励経費等の所属の経費に使用したりするいわゆる「運営費」として管理されていた。捜査費の取扱者となっている本部課長、警察署長等の多くは、その存在について認識していた。そして、このような「運営費」のねん出は、取扱者の補助者である次席・副署長等や会計担当者である庶務係長・会計課長等が中心となって行っており、その仕組みは、おおむね図3のとおりとなっていた。

図3 「運営費」の仕組み(一般的な例)



事実と異なる支払精算書、領収書の作成は、次席等が会計担当者に依頼し、又は次席等が自ら電話帳等から抽出して、架空の捜査協力者を設定し、支払精算書等の下書きを行うなどして作成しており、多数の捜査員等が次席、会計担当者等からその作成を依頼されていた。

こうした不適正な経理は、各所属において長年の慣行として組織的に行われていた。その始期について「相当以前からあった」との証言はあったが、裏付ける資料はなく具体的に特定することはできなかった。

また、不適正執行に対する当時の認識について、捜査費の取扱者やその補助者からは「正規の手続に違反することは理解していたが、捜査に必要な経費を手当するためにはやむを得なかった」、捜査員からは「上司の命令だから当然従わざるを得なかった」、「会計手続に疎かったこともあり会計担当職員の指示に従った」などの説明があった。

道警調査委員会は不適正経理への警察本部等の関わりについて、「予算の執行は、それぞれの所属の責任において執行されており、警察本部及び方面本部が、所属長等が予算を不適正に執行することを容認し、又はそれを指示し、若しくは指導したことはなかった」としている。しかし、不適正経理は、警察本部、各方面本部を含む全道で行われていた。

(b) ねん出された資金の使途について

道警調査委員会の調査結果によると、ねん出された「運営費」は、捜査員に交付されて「捜査活動に要する経費」に充てられたほか、捜査活動に要する経費以外の経費として、警察関係の会議に併せて開催された懇親会の会費の支払といった「交際経費」や、現場の捜査員の士気鼓舞を目的とした「激励経費」、各所属における「消耗品代」などに充てられたとしている。

このうち、「捜査活動に要する経費」は、月初め又は必要の都度、捜査協力者への謝礼や捜査協力者との接触費、張り込み中の夜食代、携帯電話通話料など捜査活動に使用するものとして各所属の次席等から捜査員に交付されていた金額について、相互の確認が得られたとしているものである。そして、執行手続は不適正であったが結果として捜査目的に使用したことが確認できたとして、その分の1億6957万余円(表3の②)は返還の対象外としている。

本院の検証においては、「運営費」の経理では、多くの場合に実際の支払について出納に関する記録を作成し、領収書を徴取している場合もあるなど、一定のルールに従っていたとの証言があった。しかし、それらの記録等は既にほとんどが廃棄されていて、本人の記憶に基づく口頭での説明により確認せざるを得なかった。捜査目的に使用したとする金額について、捜査員等から当時の執行状況を聴取するなどして検査したが、これを交付したとされる次席等と、受領したとされる捜査員の説明は符合していたものの、これ以外には事実を確認できる客観的な資料はなかった。

また、道警調査委員会の調査では、返還の対象とされたもののうち、「捜査活動に要する経費」以外の経費で公費で執行できない経費(表3の④)については、使途の確認に当たり、関係者から執行の内容及び金額を聴取し、その根拠となる資料の提示も求めていた。そこで、本院の検証では、実地に聴き取り等を行った前記14所属のうち10所属について検査したところ、表5のとおり、総執行件数568件のうち客観的な資料を根拠とするものは、執行内容について備忘録等202件、事件資料等146件あり、執行金額については7件認められたものの、執行内容・金額とも口頭での説明を主たる根拠としていた。

表5 使途の確認を得た根拠(10所属、平成10～12年度の執行分)

(単位：件)

	執行件数	執行内容の根拠			執行金額の根拠	
		口頭説明	備忘録等	事件資料等	口頭説明	備忘録・資料等
交際経費	291	291	111	73	291	7
激励経費	213	213	70	72	213	0
食糧経費	27	27	8	1	27	0
その他	37	37	13	0	37	0
計	568	568	202	146	568	7

(注) 「備忘録等」は関係者が記録していたメモなど、「事件資料等」は事件記録、行事一覧表などであり、両欄の件数には重複する分がある。

さらに、返還の対象とされたもののうち、執行の確証が得られなかったとしているもの(表3の⑤)についても、本院の検証では、関係者から事情を聴き取るなどしたものの、既に相当の年数が経過して関係者の記憶が定かでなく、用途の解明につながる説明は得られなかった。

なお、上記検証の過程で、私的使用の有無についても留意して検査したが、検査した範囲では私的使用を示すものは認められなかった。

(c) 会計書類上の支払名目と実際の用途について

10年度から12年度における捜査費の執行は、道警調査委員会の調査結果にあるとおり、事実と異なる会計書類を作成するなどの不適正な経理により組織的、慣行的に行われていたことが確認されたところである。

この間の不適正執行に係る会計書類は、いずれも所要の記載事項がすべて充足されていて、正規の支払手続に従って作成されるべき会計書類と全く区別のできないものとなっていた。そこで、捜査費を執行していた106所属のうち25所属について、会計書類の一つである支払精算書に記載された支払の名目と道警調査委員会が行った分析による実際の用途を執行額の比率で対比してみると、表6のようになっていた。支払精算書に記載された名目で実際にどのような用途に充てられたのか、その対応を具体的に比較することは、道費の捜査用報償費と一括して管理・執行されているなどのためできなかった。関係者に対する質問への回答などから判断すると、「捜査活動に要する経費」として執行したものは、現在捜査諸雑費で支払うことが認められているものを含む多様な経費に充てられていたと推察される。

表6 支払の名目と実際の用途の対比

(単位：%)

年 度	会計書類上の執行				道警調査委員会の調査の結果判明した執行							
	捜査活動費			捜査活動に要する経費	公費執行可能経費	交際経費	激励経費	食糧経費	庶務経費等	確証が得られなかった経費	合計	
	捜査協力者謝礼	接触経費等	激励慰労費									
10	100	91	8	1	45	—	8	19	4	2	22	100
11	100	89	10	1	51	—	6	17	4	2	20	100
12	100	92	8	0	49	—	6	15	3	1	26	100

(d) 適正な執行とされた捜査費について

道警調査委員会の調査で、捜査費が正規の予算執行手続に従って執行され、執行事実と会計書類の内容が合致して「適正執行」と結論付けられたもの(表3の①)については、聴き取り等を行った前記の14所属において実地に検査した。

検査の過程において、捜査協力者謝礼等の支払がなされたとする捜査について、当時の複数の捜査員から事情を聴き取ったところ、その全員から実際に当該

捜査において捜査費を執行した具体的状況等の説明があった。こうして検査した範囲では、不適正な執行が行われていた事態は認められなかった。

以上(a)から(d)のとおり、検査を実施した範囲では、道警調査委員会の調査結果と異なる事態は認められなかった。

なお、国への返還額の算定について、道警調査委員会の調査の過程で作成された関係資料を精査したところ、捜査活動に要する経費への計上誤りなどが見受けられ、これにより17年2月に行われた国への返還額が4,712,845円増加することになると認められた。

b 活動旅費

活動旅費の検査に当たっては、道警調査委員会が国費旅費については不適正な執行は全くなかったと結論付けていることから、その調査方法の妥当性の検証に重点を置き、また、国費旅費は9年4月以降原則として旅行者個人の口座に直接振り込む方法となっているため、預金通帳の管理の実態がどうなっているかに留意しながら、旅費が適正に執行されていたか確認した。そして、旅行命令簿等の関係書類の提示を受け、旅費を執行した退職者を含む捜査員等14人から聴き取りを行い、さらに、日本銀行代理店の協力を得て、実際の旅費の振込状況を確認した上、当時の会計担当職員や当該振込先預金口座の名義人であった捜査員4人から事情を聴取した。

その結果、一部の所属においては、本来振込みにより旅費の支給を受ける者が自分で管理すべき当該振込口座に係る預金通帳を、会計担当部署において一括して管理していた事態が見受けられた。これは旅費が確実に本人に支給されない事態にもつながりかねず適切でないが、支出関係書類が保存されていて検査が可能であった10年度以降について、当時の会計担当者及び捜査員に対して旅費の授受を確認したところでは、不適正な執行は認められなかった。また、旅行者個人の口座に直接振り込む方法を導入した9年当時の執行状況については、支出関係書類が保存されておらず確認することができなかった。

(ウ) 当局が執った改善策

北海道警察は、不適正な会計経理の判明を踏まえ、会計業務に関する教育の充実、監査機能の強化など警察庁からの指示に基づく改善策のほかに、適正な予算執行の確立や内部牽制制度の充実のための改善策を実施しており、その主なものとして、「財務アドバイザー制度」の導入や「公安委員会に対する直接通報制度」の創設を行った。

また、関係者への質問に対して回答があった多くの所属では、「現在では不適正経理は行われていない」旨の回答がなされている。また、多くの所属において、捜査費経理に関する研修等の教育が実施されているとの回答がなされている。さらに、「現在では不適正経理は行ってはならないとの認識を持っている」との回答が多く示されているところである。

イ 福岡県警察

16年4月に福岡県公安委員会は、福岡県警察本部長に対し警察法第43条の2第1項の規定に基づく監察を指示した。これを受けて福岡県警察では、同本部長を長とし、85名からなる福岡県警察捜査(報償)費問題等調査委員会(以下「福岡県警調査委員会」とい

う。)が、同月から11月にかけて10年度から15年度までの全87所属の捜査費(国費)、捜査報償費(県費)、旅費(国費及び県費)等を対象として調査を実施した。

本件事案に関する福岡県警調査委員会の調査方法及びその結果、これに対する本院の検証結果及び当局が執った改善策は以下のとおりである。

(ア) 福岡県警調査委員会の調査方法及びその結果

a 捜査費

福岡県警調査委員会は、福岡県警察において捜査費の一部を「基本経費」として留保していた状況について会計課関係職員延べ47人、その用途について総務課関係職員延べ36人及び使途先関係職員延べ421人、「基本経費」が留保されていた状況について留保対象所属14課(以下「14課」という。)の関係職員延べ176人からそれぞれ聴取するなどして調査した。

その結果、8年度から12年度まで、会計課が執行所属に対して毎月の捜査費及び捜査報償費を交付する際に、14課の捜査費及び捜査報償費の一部を「基本経費」として留保しており、これによりねん出した「基本経費」の額は月額40万円(うち国費32.5万円)、8年度から12年度の5箇年度の合計額は2,400万円(うち国費1,950万円)に上っていたとしている。このうち国費である捜査費について詳細をみると、生活安全部の4課から月額7.5万円、刑事部の5課から月額12万円、警備部の5課から月額13万円の月額計32.5万円、年額390万円となっていて、5年間の合計では1,950万円が留保されていたとしている。

「基本経費」の始期については、関係者の記憶が定かでなく、裏付ける資料が存在しないため判明しなかったとしている。また、終期については、12年の警察改革や国家公務員倫理法(平成11年法律第129号)の施行等を背景として、当時の会計課次席と総務課長の協議により13年3月末に廃止されたとしている。

「基本経費」の用途については、約8割が捜査本部激励費等として、また、約2割が警察本部長室において使用していた経費(本部長室経費)となっていて、捜査本部激励費等は、解決困難な重要事件の捜査本部を設置したときや事件表彰を受賞したとき、警備本部を設置したときなどに関係所属に交付され、本部長室経費は、来客待合室用の新聞代、雑誌代、生花代、部外懇親会費等として支払われていたとして、関係者による個人的使用は認められなかったとしている。

また、14課のうち、内部告発等があり、同県警察における事案の発端となった銃器対策課については、発足時の7年度から15年度の間在籍した課長、次席、捜査員等計94人から、13課については、8年度から15年度の間在籍した課長及び次席延べ117人及び捜査費を執行した捜査員481人からそれぞれ関係書類の作成・決裁状況、現金の管理状況、執行後の精算状況、「基本経費」の存在に対する認識、留保額の処理方法等について、関係書類を提示しながら聴取した。

その結果、12年度までの間において、会計課が「基本経費」として捜査費の一部を留保していたこと、14課ではこれを処理するために実際の支払額に「基本経費」の留保額を加えた支払精算書を作成していたこと、このうち銃器対策課では、「基本経費」の留保額の処理に加えて、10年4月から11年7月までの間、張り込み時の補食代等の捜査活動経費や激励費などをねん出するために事実と異なる支払精算

書等を作成するなど不適正な経理が行われていたことが判明したとしている。

なお、14課の13年度から15年度までの執行状況及び14課以外の所属の執行状況についても同様の調査を行ったが、適正に執行されていたことが確認されたとしている。

福岡県警調査委員会では、以上の調査から得られた証言、証言を裏付ける証拠の有無及び確実性に応じて、捜査費の執行額を次の①から④のように分類した(表7参照)。

- ① 「基本経費」の全額
- ② 実際の支払額に「基本経費」として留保された額が加えられた可能性のある支払精算書に係る額
- ③ 作成した捜査員が既に死亡しているなどして支払事実が確認できないすべての支払精算書に係る額
- ④ 銃器対策課の10年4月から11年7月までの執行分のうち、支払事実は確認できたが支払事実を客観的に補強する資料がないすべての支払精算書に係る額

表7 14課の捜査費執行状況

(単位：千円)

年 度	執行総額	支払事実を確認できたもの	支払事実を確認できなかったもの(うち「基本経費」の額)		返還額 ①～④の合計
			うち支払事実を客観的に補強する資料がないもの ④	①②③	
8	—	—	—	3,900 (3,900)	3,900
9	—	—	—	3,900 (3,900)	3,900
10	174,706	132,557	6,560	42,148 (3,900)	48,708
11	180,962	135,466	1,975	45,496 (3,900)	47,471
12	193,676	146,465	—	47,211 (3,900)	47,211
計	549,345	414,489	8,535	142,656 (19,500)	151,191

(注) 8年度及び9年度の執行状況については、支出関係書類が保存されておらず確認できなかったが、「基本経費」の存在は確認できたためその額を返還の対象としたとしている。

福岡県警察は、これらの①から④に該当する額の総額151,191,438円を国に与えた損害と認定し、その利息42,340,285円との合計額193,531,723円を17年2月に国に返還した。

また、不適正執行に関与した者及び監督責任者のうち既に退職した者を除く149人に対して、16年12月及び17年7月に懲戒処分としての戒告、監督上の措置としての訓戒等が行われた。

b 活動旅費

不適正経理事案の発端となった銃器対策課及び警察本部46所属、警察署40署の計87所属における10年度から15年度までに執行された国費旅費及び県費旅費(公用車使用分を除く)を対象として、書面調査と聴き取り調査を行った。

聴き取り調査については、銃器対策課では、旅行者延べ94人からの聴取とともに、宿泊先等が判明した旅行のすべてについて当該宿泊先等に出張の事実を照会し、銃器対策課以外の86所属では、所属長、副署長及び会計担当者延べ600人に関係書類の作成・決裁状況、帰庁後の報告状況等について、旅行者延べ1,351人に個々の出張事実、関係書類の作成状況、通帳の管理状況等を関係書類を提示しながら聴取した。

その結果、書面調査では、すべての所属において、出張命令等の関係書類は手続ののっとり適正に作成されていたこと、旅行命令簿等、支出負担行為決議書、銀行発行の振込通知書にそれぞれ記載された旅費の支給額に矛盾がないこと、これらの会計書類と捜査報告書等の関係書類を突合し矛盾がないことが確認されたとしている。

また、聴き取り調査においても、銃器対策課については、宿泊先等から宿泊や訪問の事実がないとの回答はなかったこと、銃器対策課以外の86所属については、定められた手続を適正に行って旅費を支給・受領していたことが確認されたことから、適正な執行であるものと判断したと結論付けている。

(イ) 本院の検証結果

a 捜査費

本院は17年5月に行った福岡県警察本部に対する会計実地検査において、福岡県警調査委員会の調査結果の内容を検証する検査を実施した。検査に当たっては、

- ① 不適正な経理によりねん出された「基本経費」の経理はどうなっていたか、そして、その使途の確認はどのような証拠に基づいて行われたか
- ② 「基本経費」をねん出するため事実と異なる会計書類を作成していた所属における捜査費の執行について、その適否の確認はどのような証拠に基づいて行われたか

などに留意して、「基本経費」に関与していた警察本部会計課、総務課等の退職者を含む関係者16人、14課のうち生活経済課を除く13課の当時の課長、次席、捜査員等61人から聴き取りを行った。

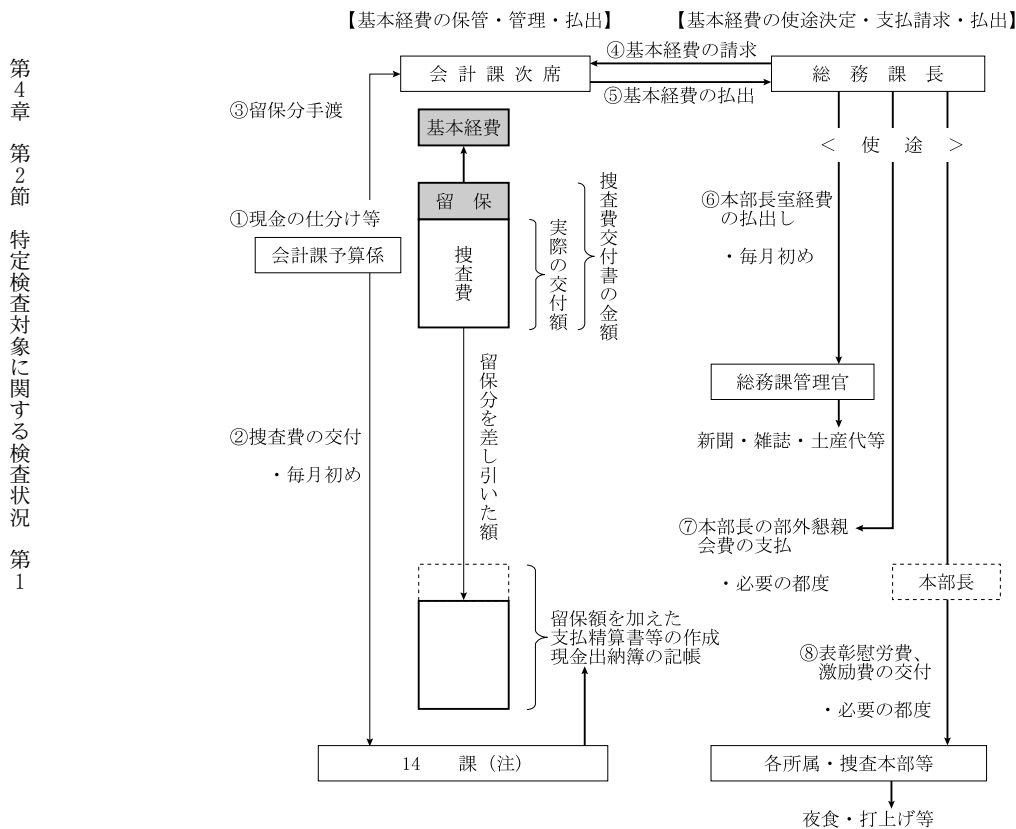
検証の結果は次のとおりである。

(a) 「基本経費」の経理及び使途について

捜査費の経理を担当する会計課員は、各所属に交付する捜査費から差し引いて留保した「基本経費」を予算係長に渡し、予算係長はそれらを取りまとめて会計課次席に渡していた。会計課次席は受け取った「基本経費」を金庫で保管し、総務課長から請求がある都度総務課長に直接払い出し、現金出納帳に記載していた。毎月留保していた「基本経費」の額は、県費分と合わせて保安課と銃器対策課は計6万円、公安第二課と公安第三課はそれぞれ2万円、その他の10課は3万円で合計40万円であった。

このような「基本経費」の仕組みは、おおむね図4のとおりとなっていた。

図4 「基本経費」の仕組み



(注) 14課 生活安全総務、保安、銃器対策、生活経済、刑事総務、捜査第一、捜査第二、捜査第三、捜査第四、公安第一、公安第二、公安第三、警備、外事の各課

そして、捜査費及び捜査報償費を留保してねん出した「基本経費」の用途(図4中の⑥～⑧)は、福岡県警調査委員会の調査結果の詳細を確認したところ、表8のとおり整理していた。

表8 「基本経費」の用途

(単位：千円)

年度 用途	8	9	10	11	12	計
表彰慰労費	3,150	3,150	3,850	3,700	3,850	17,700
激励費	800	750	100	200	700	2,550
本部長室経費	461	469	469	469	248	2,119
部外懇親会費	366	401	366	401	—	1,534
特定困難額	22	29	14	29	1	96
計	4,800	4,800	4,800	4,800	4,800	24,000

上表中「表彰慰労費」は、重要事件の解決等で所属が表彰された際に、例外なく1件当たり5万円を当該所属に対して交付していたものである。このことから福岡県警調査委員会は、8年度から12年度の表彰案件をすべて抽出したところ5年間で354件が確認されたため、総支出額を17,700千円と算出したとしてい

た。そして、当時の本部の各所属長、次席等に対して表彰慰労費の受領の有無を確認し、354件のうち244件(12,200千円)については受領したことが確認できたとしている。しかし、残りの110件(5,500千円)については、各所属長、次席等が受領したとの明確な回答がなかったため支出が特定されないものの、受領したことが推定できると結論付けていた。

「激励費」は、重要事件の捜査本部等に対して1件当たり5万円が交付されるもので、同様に当時の本部の各所属長、次席等に対して受領を確認するなどして15件(750千円)の支出を特定したとしていた。表8中の激励費合計額2,550千円との差額1,800千円は、福岡県警調査委員会の調査において使途が個別に確認できなかった額を、「受領した金額は余らなかった」との証言に基づき推計で計上していたものである。

表彰慰労費及び激励費は、現場の警察官の士気鼓舞を目的として各所属に交付されるものであるため、本院の検証では当時の捜査員等にも聴き取りを行ったが、過去行われた激励・慰労の飲食の際には、当該飲食の原資がいかなる資金であるかについての認識がほとんどなく、原資が「基本経費」であったか否か確認することは困難であった。

「本部長室経費」は、毎月初めに4万円受け取っていたとしているもので、その使途は、来客用の新聞・雑誌代、土産代、茶菓子代、生花代、慶弔費等であったとしている。

「部外懇親会費」については、福岡県警調査委員会は総務課管理官、関係各部の幹部、懇親会を主催した外部団体等から聴取した話を総合して、年間366千円又は401千円を会費として支払ったと認定している。

以上の「基本経費」の使途確認に当たっては、福岡県警調査委員会は、出納帳や領収書等の客観的な資料がほとんど残っていなかったため、当時の関係者からの聴取の内容を基礎としており、本院においても会計実地検査の際に関係者からの聴き取りにより確認せざるを得なかった。

(b) 「基本経費」のねん出について

14課のうち生活経済課を除く13課の当時の課長、次席、捜査員等から聴取したところ、おおむね次のような状況となっていた。

捜査費の取扱者である課長と、その補助者である次席は、捜査費交付書の金額と実際に交付された金額とに差異があったことから、会計課が「基本経費」をねん出するために捜査費の留保を行っていたことは認識していた。

留保額は、前記のとおり、課ごとに一定額が定められていて、各課では捜査費交付書の金額と実際の交付額の差額を穴埋めするために、捜査費の執行に当たり実際の執行額に差額分を上乗せした支払精算書を作成していたが、その際、課長、次席が捜査費を執行した捜査員に対して事実と異なる支払精算書の作成を指示していた。上乗せの指示を受けた捜査員は、捜査協力者に対する謝礼の支払に当たり、①捜査協力者が領収書の作成を拒否した場合に、領収書の添付を省略した上、実際の支払額に上乗せした金額の支払精算書を作成したり、②捜査協力者が実際の受取額に上乗せした金額の領収書の作成に応じた場合に、その金額に合

わせた支払精算書を作成したりしていた。

現金出納簿への記帳、現金の保管は補助者である次席が担当していたが、指示した月日、金額、捜査員等を記述したメモ等は作成していなかった。また、捜査員は年1、2回又は数箇月に1回指示された程度であったため、事実と異なる支払精算書がどれであるか、現在では特定できない状態であった。

なお、捜査費の実際の執行について捜査員から聴取及び関係書類の確認を行ったところ、課長、次席の指示に従って事実と異なる支払精算書を作成したことはあったが、執行事実そのものがない架空の支払精算書を作成したことはないとのことであった。

(c) 銃器対策課における捜査費の執行について

銃器対策課発足時(7年11月)から12年度にかけて在籍した課長、次席及び捜査員から、経費をねん出するに至った経緯、実際の捜査費の執行状況等について聴取したところ、次のような状況となっていた(表9参照)。

「基本経費」の留保額の処理を含めて、事実と異なる支出関係書類の作成による資金のねん出が11年7月まで続けられた。

当時、現金出納簿の記帳、証拠書類の管理は庶務係長が、現金の管理は次席がそれぞれ担当していた。資金のねん出は庶務係長に一任されていて、庶務係長が事実と異なる支払精算書の下書きを捜査員に渡し、捜査員がこれを清書することにより、必要となる資金をねん出していた。

ねん出した資金の用途については、資金を管理していた次席が使用する都度メモを作成していたが既に廃棄したとしていたため、口頭の説明により確認せざるを得なかった。そして、その口頭説明によると、深夜捜査時の夜食代、マイカーを捜査に使用した際のガソリン代の補てん、けん銃押収時などの激励・慰労会費、関係機関との打合せ後に行われた懇親会の会費等に充てられていた。また、資金の使用額は毎月一定ではなかったが、平均すると5万円程度で、捜査状況等に依じて課長、次席の判断により使用していた。

そして、11年7月に当時の課長の判断により、銃器対策課での資金のねん出は終了した。

表9 銃器対策課の捜査費執行状況(平成10~12年度)

(単位：千円)

年 度	執行総額	支払事実を確認できたもの	うち支払事実を客観的に補強する資料がないもの	支払事実を確認できなかったもの(「基本経費」の額を含む)	返還額 A + B
			A	B	
10	10,289	8,351	6,560	1,938	8,498
11	8,858	7,031	1,975	1,826	3,801
12	7,717	6,762	—	955	955
計	26,865	22,145	8,535	4,720	13,255

以上(a)から(c)のとおり、検査を実施した範囲では、福岡県警調査委員会の調査結果と異なる事態は認められなかった。

b 活動旅費

活動旅費の検査に当たっては、福岡県警調査委員会が国費、県費ともに不適正な執行が全くなかったと結論付けていることから、国費について調査方法の妥当性の検証に重点を置き、旅行命令簿等の関係書類の提示を受け、実際に旅費が適正に執行されていたか確認した。そして、銃器対策課では2人の捜査員に対して聴き取りを行い、銃器対策課以外の86所属では9人に対して聴き取りを、30人に対して書面を送付することにより事情を聴取するなどした。

しかし、旅費支給の根拠となる出張に関しては、既に相当の年数が経過していたため出張の事実を裏付ける資料がほとんど廃棄されており、本院の検証においても本人の記憶に基づく口頭での説明により確認せざるを得なかった。

検査を実施した範囲では、福岡県警調査委員会の調査結果と異なる事態は認められなかった。

(ウ) 当局が執った改善策

福岡県警察は、不適正な会計経理の判明を踏まえ、警察庁からの指示に基づく改善策のほかに、必要な体制の整備と職員の公金に対する意識改革などの改善策を実施しており、その主なものとして、「財務監査室」や「会計経理アドバイザー制度」、「会計経理相談窓口」を新設した。

(4) その他の都道府県警察における内部調査の状況

愛媛県警察では、警察当局の内部調査において、一部の所属に係る13年度の捜査費(国費)及び捜査報償費(県費)の執行に当たり領収書の作成に不適正な事態があったとの報告が16年9月になされた。また、17年2月の愛媛県監査委員の監査結果において「執行の事実に疑義がある」とされた事案について調査したところ、一部に不適正な執行が認められたなどのため、すべての所属に係る13年度の捜査費及び捜査報償費の経理について内部調査が行われている。

(5) 警察庁が執った改善策の進ちょく状況の検証

捜査費等に係る不適正経理が一部の道県警察において発覚したことを契機として、警察庁では、会計監査の充実強化や会計経理の透明性の確保などの改善策を講じてきた。

そして、17年4月に「予算執行の一層の適正化に向けた施策の推進状況」を国家公安委員会に対して報告し、16年中に官房長通達等で指示した改善策についての都道府県警察における推進状況などを公表している。

本院が17年次に9道県警察において改善策の進ちょく状況を検査した結果は、次のとおりである。

ア 領収書の徴取状況

16年3月の官房長通達により、捜査費の執行に当たっては、16年度から本人名義による領収書に限り徴取し、本人以外の名義による領収書は徴取せず、これに代えて捜査費の支払事実を証明するための書類を作成することとされた。

そして、9道県警察では、16年度から本人名義でない領収書の徴取は中止したとしており、16年度の捜査費の執行件数全体に占める領収書の徴取件数の比率は、表10のとおり、15年度に比べて大幅に低下していた。

表10 捜査費執行における領収書の徴取状況(9道県警察)

(単位：枚)

	15 年 度			16 年 度		
	領収書あり	領収書なし	計	領収書あり	領収書なし	計
捜査協力者謝礼	3,976	4,395	8,371	1,810	4,797	6,607
拠点等の借上費	455	24	479	270	88	358
計	4,431 (50.0%)	4,419 (49.9%)	8,850 (100.0%)	2,080 (29.8%)	4,885 (70.1%)	6,965 (100.0%)

(注) 捜査諸雑費執行分を除く。

イ 会計書類の保管状況

16年4月及び6月の官房長通達により、会計書類、特に捜査費の証拠書類を含む支出関係書類の保管・管理については、所属長が所定の場所において他と明確に区分して保管するなどの厳重な取扱いを指示したところであり、前記の「予算執行の一層の適正化に向けた施策の推進状況」では、指示の内容に沿った適正な管理が行われるようになったとしている。

本院が9道県警察において確認したところ、捜査費等の支出関係書類を所定の方法で各所属長が保管するか、又は警察本部において各所属分を一括して保管しており、官房長通達の指示に従った保管・管理がなされていた。

ウ 内部監査の実施状況

警察庁は、会計監査を充実強化するため、新たに制定された会計の監査に関する規則(平成16年国家公安委員会規則第9号)に基づく会計監査を16年4月から実施した。17年4月には、その実施状況を「平成16年度会計監査実施結果報告書」により国家公安委員会に対して報告している。

同報告書によると、16年5月から17年3月までの間に、警察庁及び管区警察局が45都道府県警察等の63部署に対して監査を実施し、その過程において、640所属の3,280人からの聴き取りを実施した。この中には前年度以前には少数であった捜査員からの聴き取りも1,182人含まれている。監査の結果、数件の改善を要する事項が見受けられたが、おおむね適正であるとされている。

また、同規則では、都道府県警察においても会計監査実施計画を作成し、内部監査を実施するよう定めている。前記の「予算執行の一層の適正化に向けた施策の推進状況」によると、都道府県警察においても16年度から監査体制の充実強化が図られており、会計監査に関する事務に従事し、又はこれを主たる事務としている職員の数(16年4月1日時点で368人(うち警察官62人)であったものが、17年4月1日時点では400人(うち警察官90人)となっている。そして、会計監査の対象所属数、関係職員の聴取人数とも増加している。

9道県警察のうち、調査委員会を設置して不適正経理事案の調査を行っていた北海道警察及び福岡県警察を除く7県警察における16年度の会計監査の実施状況をみると、いずれにおいても前記「会計の監査に関する規則」の定めに従った会計監査が実施されていた。

エ 会計に関する教育の充実・強化

北海道警察及び福岡県警察の調査報告書の中では、不適正経理の根本的な発生原因として、捜査費等の執行の責任者である幹部職員の公金に対する認識が十分でなかったことや、捜査員の多くが正規の会計手続を理解していなかったことなどが指摘されている。

警察庁では、この指摘に対して、16年中に警察職員に予算執行の手続に関する正確な知識を習得させ、会計経理を適正に行うことの重要性を再認識させるために、「捜査員のための捜査費経理の手引き」等の解説資料を全都道府県警察において配布させたり、警察学校において会計経理に係る授業を新設したりするなどして、会計に関する教育の充実を図っている。

9道県警察における会計に関する教育の充実・強化の施策についてみると、警察学校や職場における捜査費等の会計経理に関する教育機会が増設されていたり、捜査費を執行する捜査員に配布される経理関係の手引の作成・配布などが新たに行われていたりした。

オ 激励慰労費の執行状況

捜査費の執行形態の一つに、長期困難な捜査の終了時等に本部長等の幹部職員が捜査員等を慰労するための簡素な飲食物を購入する経費、いわゆる「激励慰労費」がある。激励慰労は、警察庁の指導により、本来の目的の範囲において簡素に行うべきものとして、事前に本部長の決定又は承認を得て、幹部職員等を参加者とし、執行限度額(一人当たり3,000円)以内で警察庁舎内において行われるべきものとするなどとされている。

しかし、一部の都道府県警察において、一人当たりの金額が過大となっていたり、本部長等の激励慰労者が出席していなかったり、警察の施設外で行われていたりするなど、警察庁の指導に必ずしも適合しない形態で執行された例が見受けられた。そのため、本院は平成15年度決算検査報告において、執行を継続する場合には支払の対象を真に必要なもの、その執行の正当性について国民の理解を得られるものに限定するなど、激励慰労費に関する予算の執行について、再検討する必要があるとしたところである。

検査の結果、従来、激励慰労費の執行は都道府県警察本部長の決定又は承認に委ねられていたが、16年7月からは事前に警察庁に報告し、報告を受けた警察庁が執行基準を満たしているか確認するよう改められていた。

そして、16年度の執行実績は表11のとおり、7都県警察で909万円となっており、15年度以前に比べて大幅に減少していた。

表11 激励慰労費として執行された捜査費

(単位：件、千円)

年 度	執行都道府 県警察数	執 行 件 数	支 出 金 額
10	28	69	10,679
11	38	322	52,494
12	50	1,020	142,508
13	44	673	105,837
14	46	969	141,339
15	29	288	27,991
16	7	126	9,096
計		3,467	489,947

4 本院の所見

本院としては、従来から国の予算は法令規則等に従い厳格に執行されるべきであるとの見地から検査を行ってきたところである。

今回、北海道警察及び福岡県警察において、捜査費等に関する不適正な経理が組織的、慣行的に行われてきたことが内部調査によって判明した。このように会計経理の基本原則が長年にわたり軽視されていたことは、極めて遺憾な事態である。

今後このような事態が再発しないよう、警察庁においては、関係者の再認識を促すとともに、改善策の実効性を高めるために内部監査の充実を図るなど、より一層の努力が求められる。また、今後新たに同種の事態が発覚した場合には、徹底的な調査及び速やかな対処が行えるような体制の構築も肝要である。

本院としては、事態の重大性及び都道府県警察における制度の共通性にかんがみ、改善策が確実に実施されているか引き続き確認していくとともに、今後とも捜査費等の検査を厳正に実施していく。

(注1) 9道県警察 北海道、栃木県、山梨県、滋賀県、広島県、山口県、徳島県、福岡県、宮崎県各警察

(注2) 7県警察 栃木県、山梨県、滋賀県、広島県、山口県、徳島県、宮崎県各警察

第2 装備品等の技術研究開発の実施状況について

検査対象	内閣府(防衛庁)
会計名及び科目	一般会計 (組織)防衛本庁 (項)研究開発費
装備品等の技術研究開発の概要	自衛隊等の使用する装備品等を自主開発、国産化するために技術研究本部が行う技術研究及び技術開発など
研究開発費	2兆2510億円(昭和60年度～平成16年度)

1 事業の概要

(技術研究開発の必要性)

防衛庁では、陸上自衛隊、海上自衛隊、航空自衛隊又は統合幕僚会議(以下「自衛隊等」という。)が使用する船舶、航空機、武器、車両、通信電子機器等及び食糧その他の需品(以下「装備品等」という。)に、国産品及び輸入品を用いている。国産品の装備品等には、国内開発したもの、日米共同開発したもの、我が国企業が外国企業の技術を導入しライセンス生産したものが、輸入品の装備品等には、商社経由で輸入したものと、米国政府の有償の対外軍事援助によるものがある。

そして、防衛庁では、我が国の国土、国情に最も適した装備品等の取得、高い技術力の保持、装備品等の安定供給などの観点から、装備品等の自主開発、国産化が重要であるとして、装備品等の技術研究開発を行っている。

(技術研究開発の概要)

防衛庁が行っている装備品等の技術研究開発に関する事項は、「装備品等の技術研究開発に関する訓令」(昭和50年防衛庁訓令第48号)に定められており、この中で技術研究開発は、技術研究(以下「研究」という。)及び技術開発(以下「開発」という。)並びに実用試験と定められている。

研究は、開発に必要な技術上の知識を取得するための技術的調査研究、考案及び試験(研究試作及び所内試験を含む。)などとされており、開発は、装備品等の創製又は重要な改善をするために行う考案、設計及び試作並びに試作された装備品等の性能が設計に適合するか否かについて評価する技術試験とされている。また、実用試験は、自衛隊等が開発において試作された装備品等が使用目的に適合するか否かについて評価をするために行う試験とされている。

(技術研究開発の体制)

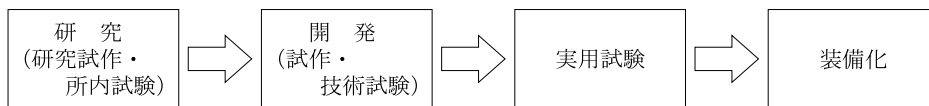
防衛庁では、特別の機関として技術研究本部(以下「技本」という。)を設置し、装備品等の研究及び開発(以下「研究開発」という。)を行わせている。

技本では、陸上、船舶及び航空機等の装備体系別に担当が定められた5技術開発官、5研究所、4試験場で研究開発を行っている。技本の平成17年3月31日現在の全職員数(現員)は1,144人で、このうち研究職は534人(全職員数に占める割合46.6%)となっているが、研究開発を行うに当たり、企業等の専門的な知識や技術を必要とする場合には、企業等から技術者の労務を借り上げている。

(技術研究開発の進め方)

防衛庁における装備品等の技術研究開発は、装備品等の自主開発、国産化を目的に行われており、長期の見積りに基づく技術研究開発の着手から装備化に至るまでの進め方は、通常、図1のとおりとなっている。

図1 技術研究開発の進め方



(1) 技術研究開発の長期の見積り

陸上幕僚長、海上幕僚長、航空幕僚長又は統合幕僚会議議長(以下「幕僚長等」という。)は、概算要求年度の次年度以降おおむね10年間に研究又は開発を完了することを期待する項目ごとに、技術研究開発要求見積書を毎年度作成し、防衛庁長官(以下「長官」という。)に提出するとともに、技術研究本部長(以下「本部長」という。)に送付することとなっている。

そして、本部長は、技術研究開発要求見積書の項目並びに本部長が研究又は開発を実施することが適当であると認めた項目のうち、概算要求年度の次年度以降おおむね5年間に着手することが必要と認められる研究で重要なもの及び開発の項目について、技術研究開発実施見積書を毎年度作成し、長官に提出するとともに、幕僚長等に送付することとなっている。

(2) 研究の計画と実施

幕僚長等は、本部長に研究を要求する場合には、技術研究開発実施見積書に基づき、研究の項目ごとに、技術研究要求書を本部長に提出するとともに、長官に報告することになっている。

本部長は、研究のうち重要なものについては、項目ごとに、重要技術研究実施計画書を毎年度作成し、その他の研究については、年度業務計画の細部計画を作成して実施している。

(3) 開発の計画と実施

幕僚長等は、本部長に開発を要求する場合には、技術研究開発実施見積書に基づき、開発の項目ごとに、技術開発要求書を本部長に提出するとともに、長官に報告することになっている。

本部長は、開発の項目ごとに、技術開発実施計画書を毎年度作成し、長官の承認を得て、開発を実施している。

また、本部長は、開発で製作した試作品について技術試験を終了した場合には、その結果に実用試験の実施についての意見を付して、長官に報告するとともに、幕僚長等に通知することになっている。

(4) 実用試験の実施と評価

幕僚長等は、実用試験の実施を長官から命ぜられたときは、実用試験を実施し、その結果に当該実用試験に係る装備品等が部隊の使用に供し得るか否かについての意見を付し

て、長官に報告するとともに、本部長に通知することになっている。その後長官は、実用試験の結果の報告の評価に関する事項について、装備審査会議に諮問することとなっている。

(5) 技術研究開発した装備品等の装備化

装備品等には、長官が制式を制定する装備品等があり、これらの装備品等は、原則として、制式を制定した後でなければ部隊の使用に供してはならないこととなっている。

そして、各幕僚長が、制式の採用について長官に上申する際には、装備品等の性能等が部隊の使用に適していることを証する資料を、実用試験の結果の報告(装備審査会議への諮問事項)をもって代えることができることとなっている。

(研究開発項目と研究開発件名)

防衛庁では、重要技術研究実施計画書に技術研究項目名を、技術開発実施計画書に技術開発項目名を記載することとなっている(以下、これらを併せて「研究開発項目」という)。また、それぞれの実施計画書に記載することとされている当該年度実施計画には、技術研究件名又は技術開発件名(以下、これらを併せて「研究開発件名」という)を記載することとなっている。

なお、一つ又は複数の研究開発項目で一つ又は複数の装備品等が開発される場合があり、また、一つの研究開発項目は複数の研究開発件名により実施されている。

(研究開発件名ごとの管理報告)

技本は、実施する研究開発を適切に管理し、その成果を有効に活用するために、実施担当者が所属する技術開発官などが、それぞれ所掌する研究開発件名ごとの結果又は経過等について本部長に対して行う報告の種類、作成要領等を定めている。

この報告には、管理報告と技術報告とがあり、このうち管理報告は、研究開発を適切に管理するために研究開発の結果等の概要について行うもので、研究開発の実施の過程において行う経過報告と終了した場合において行う終了報告がある。これらは、報告者ごとに提出することとされていることから、例えば、一つの技術試験を複数の試験場で実施している場合には、同一の研究開発件名に関する報告が同じ年度に複数行われることもある。

そして、管理報告には、実施の概要、今後の方針及び参考事項、当該研究開発に要した経費などを記載することとなっている。

(見積量産単価と見積量産単価前提数量)

本部長が、開発の項目ごとに毎年度作成し、長官の承認を得る技術開発実施計画書には、開発目標、完了予定年度、当該年度実施計画、評価時点、見積量産単価等が記載されている。

このうち、見積量産単価は、それぞれの時点の見積りに基づき、幕僚長等が作成した技術開発要求書における「期待する量産単価」の積算の前提とされた数量(以下「見積量産単価前提数量」という)を前提として、具体的な金額で示すこととなっている。このため、同一の研究開発項目は、継続中の場合、各年度の技術開発実施計画書に記載されることから、見積量産単価は、毎年度見直されることとなる。そして、見積量産単価は、開発で要求されている機能・性能を持った装備品等が、見積量産単価前提数量どおりに量産された場合の量産単価であり、開発計画策定時には、開発される装備品等と既存の外国製装備品等との比較を行う場合に用いられる指標の一つとなっている。

2 検査の着眼点及び対象

防衛庁では、16年12月に策定した「平成17年度以降に係る防衛計画の大綱について」において、装備品等の技術研究開発について、産学官の優れた技術の積極的導入や重点的な資源配分、適時適切な研究開発プロジェクトの見直し等により、その効果的かつ効率的な実施を図るとしている。

そこで、技本が行っている研究開発の装備化に至るまでの状況はどのようになっているか、また、研究開発は装備化後の調達を考慮したものとなっているかなどに着眼して、昭和60年度から平成16年度までの20年間(以下「検査対象期間」という。)において実施された研究開発を対象に検査した。

3 検査の状況

(1) 研究開発費と試作試験費

技本の予算における「(項)研究開発費」の執行額は、検査対象期間中の合計で2兆2510億円となっており、16年度では、防衛本庁全体の3.7%、1623億円となっている。そして、この間の防衛本庁全体の執行額の伸び率が52.1%であるのに対し、研究開発費の伸び率は224.4%と大きくなっている。

研究開発費の執行に伴い管理報告を提出することとされていた検査対象期間中の研究開発は、表1のとおり、8,147件、研究開発費は2兆1517億円に上っている。このうち試作品の製作やその性能確認試験(これらに要した費用を以下「試作試験費」という。)によって実施された研究と開発の計は4,174件となっており、その試作試験費は2兆0642億円となっていて、研究開発費の95.9%を試作試験費が占めていた。そして、この試作試験費を使って研究開発が実施されたのは、536研究開発項目となっていた。

表1 管理報告と研究開発費

(単位：百万円)

区 分	研究開発項目	管 理 報 告		研 究 開 発 費	
		件数	割合	金額	割合
研究 (A)	536項目	2,911件	35.7%	696,564	32.3%
		1,513件	18.5%	589,192	27.3%
		1,398件	17.1%	107,371	4.9%
開発 (B)	536項目	1,263件	15.5%	1,367,713	63.5%
		535件	6.5%	1,212,215	56.3%
		728件	8.9%	155,498	7.2%
研究と開発の計		4,174件	51.2%	2,064,277	95.9%
その他 (C)	—	3,973件	48.7%	87,491	4.0%
合計(A)+(B)+(C)	—	8,147件	100.0%	2,151,769	100.0%

試作試験費

注(1) 「研究」の管理報告は、研究試作及び所内試験に係る管理報告を記載している。

注(2) 「その他」の管理報告は、「研究」以外の研究に係る管理報告を記載している。また、この中には、研究開発項目を設定しないような小規模な研究もあることから、項目数の集計はしていない。

(2) 研究開発と装備化等の状況

防衛庁の主要装備品等の品目数は、16年度末現在で1,633品目であった。一方、技本が研究開発を実施した装備品等として、検査対象期間中に装備化されたものは109品目となっていた。

このうち、昭和59年度以前に開発が終了している11品目を除いた残りの98品目に係る試作試験費は、前記の536研究開発項目に係る試作試験費に含まれていた。

この536研究開発項目についてみると、表2のとおりとなっていた。

表2 態様別の研究開発項目数等と試作試験費 (単位：百万円)

区 分	装備品等	研究開発項目		試作試験費	
		数	割合	金額	割合
ア 装備化に至った研究開発	98品目	98項目	18.2%	1,238,437	59.9%
イ 17年度も継続している研究開発	—	93項目	17.3%	384,814	18.6%
ウ 16年度までに終了しているなどの研究開発	—	345項目	64.3%	441,026	21.3%
合 計	—	536項目	100.0%	2,064,277	100.0%

(注) ウは、個別の装備品等の開発に関連付けることができなかった基礎的な研究等である。

ア 装備化に至った研究開発

研究開発を実施し装備化に至った装備品等には、開発を前提に研究から着手した装備品等(以下「研究・開発装備品等」という。)と、基礎的な研究の成果等を基に開発から着手した装備品等(以下「開発装備品等」という。)とがある。これらについて、装備化に至るまでに要した試作試験費及び研究開発の期間について検査したところ、以下のような状況となっていた。

(ア) 装備化に至るまでに要した試作試験費

装備化に至った研究開発で検査対象期間中に試作試験費を支出している98品目に係る研究開発のうち、検査対象期間内に試作試験費の全額が支出されたものは70品目に係る研究開発であり、このうち、試作試験費が特定できる58品目に係る状況は、71研究開発項目(98品目に係る分の72.4%)、試作試験費1兆0703億円(同86.4%)となっていた。

この58品目について、研究・開発装備品等と開発装備品等のそれぞれの試作試験費を装備品等の分類別に集計すると、表3のとおりとなっていた。

表3 装備化に至った装備品等の試作試験費(分類別) (単位：百万円)

分 類	装 備 品 等		試 作 試 験 費			
			総 額		平 均	
	研究・開発	開 発	研究・開発	開 発	研究・開発	開 発
航空機	2品目	3品目	18,729	446,696	9,364	148,898
誘導武器	6品目	4品目	143,338	154,634	23,889	38,658
火器・車両	6品目	7品目	56,669	9,635	9,444	1,376
艦艇・水中武器	2品目	2品目	46,002	19,860	23,001	9,930
電子機器	8品目	14品目	77,678	87,526	9,709	6,251
その他	3品目	1品目	8,581	999	2,860	999
小 計	27品目	31品目	351,001	719,352	—	—
合 計	58品目		1,070,353		—	

(注) 研究・開発装備品等は研究及び開発の試作試験費を集計し、開発装備品等は開発の試作試験費を集計した。

航空機についてみると、研究・開発装備品等は、開発装備品等よりも試作試験費が低額となっているが、これは、研究・開発装備品等が輸送機用機雷投下装置及び遠隔操縦観測システムであり、航空機そのものではないことによるものである。一方、開

発装備品等の航空機は、開発のみの試作試験費であるにもかかわらず、他の装備品等と比べかなり高額となっている。

また、この58品目を個別の装備品等でみると、表4のとおり、支援戦闘機(F-2)及び03式中距離地对空誘導弾の試作試験費がいずれも開発のみの試作試験費であるが、前者がおおよそ3065億円(58品目全体の28.6%)、後者がおおよそ1240億円(同11.5%)を要していて、この2品目で58品目の40.2%を占める状況となっていた。

表4 装備化に至った装備品等の試作試験費(装備品等別)

試作試験費	研究・開発装備品等		開発装備品等	
	品目	主な装備品等	品目	主な装備品等
5億円～10億円未満	1	92式対戦車地雷	3	94式除染装置、90式信管
10億円～50億円未満	9	91式戦車橋	14	師団対空情報処理システム
50億円～100億円未満	6	04式機雷掃討システム	5	91式携帯地对空誘導弾
100億円～500億円未満	11	外装型FLIR装置	6	哨戒ヘリコプター(SH-60K)
500億円～1000億円未満	0		1	観測ヘリコプター(OH-1)
1000億円以上	0		2	支援戦闘機(F-2) 03式中距離地对空誘導弾
小計	27品目		31品目	
計	58品目			

(イ) 装備化に至るまでに要した研究開発の期間

検査対象期間中に装備品等としての使用が認められた前記の109品目について、研究・開発装備品等と開発装備品等のそれぞれの装備化に至るまでに要した期間を装備品等の分類別に集計すると、表5のとおりとなっていた。

表5 個々の装備品等の装備化に至るまでに要した期間 (単位：品目)

分類	5年未満		5年以上 10年未満		10年以上 15年未満		15年以上 20年未満		20年以上		計	
	研	開	研	開	研	開	研	開	研	開	研	開
航空機	0	0	0	2	3	2	0	0	0	1	3	5
誘導武器	0	0	4	4	5	2	2	0	0	0	11	6
火器・車両	0	1	19	14	6	1	0	0	0	0	25	16
艦艇・水中武器	0	0	0	1	3	1	0	1	0	0	3	3
電子機器	0	0	2	14	6	4	3	0	1	0	12	18
その他	0	0	2	3	2	0	0	0	0	0	4	3
小計	0	1	27	38	25	10	5	1	1	1	58	51
計	1		65		35		6		2		109	

注(1) 「研」は研究・開発装備品等、「開」は開発装備品等である。

注(2) 研究・開発装備品等は研究、開発及び実用試験に要した期間を含み、開発装備品等は開発及び実用試験に要した期間を含む。

そして、研究・開発装備品等は58品目中31品目(53.4%)が10年以上を要していた。また、開発装備品等は51品目中39品目(76.4%)が10年未満となっていたが、5年未満で開発されているのは、91式105mm多目的対戦車りゅう弾のみであり、その他は開発装備品等であっても5年以上の期間を要していた。

このうち、20年以上を要しているのは研究・開発装備品等では電子機器の外装型FLIR装置であり、開発装備品等では航空機の支援戦闘機(F-2)であった。

イ 17年度も継続している研究開発

17年度も継続している研究開発は、表6のとおり、93項目であり、試作試験費3848

億円となっている。このうち研究開発の着手から10年以上が経過しているものは、研究では8項目、試作試験費548億円、開発では5項目(装備品等数3品目)、試作試験費492億円となっていた。

表6 平成17年度も継続している研究開発 (単位：百万円)

区分	装備品等品目数	研究開発項目	試作試験費
研究	—	(8項目) 69項目	(54,875) 157,331
開発	(3品目) 18品目	(5項目) 24項目	(49,230) 227,482
計	—	(13項目) 93項目	(104,105) 384,814

注(1) 装備品等品目数は、技術開発実施計画書の目次より計上した。

注(2) ()書きは10年以上継続しているもので内書きである。

注(3) 開発には、当該開発のために行われた研究を含めている。

ウ 16年度までに終了しているなどの研究開発

表2の区分「16年度までに終了しているなどの研究開発」の詳細は表7のとおりとなっていた。

表7 平成16年度までに終了しているなどの研究開発 (単位：百万円)

区分	研究開発項目	試作試験費
(ア) 16年度までに開発を終了しているもの	(2品目) 3項目	21,430
(イ) 16年度までに研究を終了しているもの	329項目	416,455
a 技本の研究終了後、自衛隊等が引き継いでいるもの	(2品目) 2項目	3,737
b 当初から研究までで止めるとしていたもの	9項目	60,129
c 複数の装備品等に利用できるなどの基礎的な研究	307項目	312,205
d 開発を予定しているが現時点で開発に移行していないもの	(9品目) 11項目	40,383
(ウ) 経年変化試験を行っているもの	(15品目) 13項目	3,139
計	345項目	441,026

注(1) ()書きは装備品等相当数である。

注(2) 経年変化試験の研究開発項目数は、研究開発件名に記載された装備品等名が同一のものは1項目とした。

これを各区分ごとに示すと次のとおりである。

(ア) 16年度までに開発を終了しているもの

3項目(新小銃てき弾及び将来警戒管制レーダーに係るもの)は、16年度中に技術試験を終了しており、実用試験に移行している。

(イ) 16年度までに研究を終了しているもの

a 技本の研究終了後、自衛隊等が引き継いでいるもの

陸上自衛隊が研究開発を要求していた「施設戦闘作業車」、「野戦情報探知装置(2型)」の2項目は、技本の研究終了後に陸上自衛隊が引き継いで装備化に至っていた。

b 当初から研究までで止めるとしていたもの

「遠隔操作地雷探知器」や「航空試験装置の研究(2)燃焼風洞装置の研究」などの9項目は、当初から研究までで止め、開発に移行しないこととしていたものであった。このうち「航空試験装置の研究(2)燃焼風洞装置の研究」等は、多額の試作試験費により製作されていた。

その一例を示すと次のとおりである。

<事例1> 札幌試験場の航空試験装置

技本は、航空試験装置の研究の一環として、燃焼風洞装置、エンジン高空性能試験装置を製作し、札幌試験場に設置している。

燃焼風洞装置は、誘導弾用エンジンに係る燃焼及び空力特性を試験評価するもので、平成5年1月から9年11月にわたり、試作試験費130億円をかけて製作したものである。エンジン高空性能試験装置は、航空機用エンジンの性能及び機能を試験評価するためのもので、6年3月から13年3月にわたり、試作試験費307億円をかけて製作したものである。そして、これらの装置は、現在試験評価装置として試験の用に供している。

c 複数の装備品等に利用できるなどの基礎的な研究

「将来戦闘車両基礎技術の研究」や「将来航空機基礎技術の研究」などの307項目は、複数の装備品等に利用できる基礎的な研究であり、個別の装備品等の開発に関連付けることができなかった。

これらの基礎的な研究を技術研究開発実施見積書に基づき分類別に試作試験費を集計すると、表8のとおりで、平均でみると航空機や誘導武器に関わるものが多額な状況となっている。

表8 基礎的な研究 (単位：百万円)

分類	研究開発項目	試作試験費	
		総額	平均
航空機	37項目	62,767	1,696
誘導武器	32項目	63,039	1,969
火器・車両	78項目	57,826	741
艦艇・水中武器	40項目	44,637	1,115
電子機器	105項目	78,497	747
その他	11項目	2,258	205
分類できなかったもの	4項目	3,178	—
計	307項目	312,205	—

(注) 技術開発実施見積書に記載されていないものは分類していない。

これらの基礎的な研究は、研究に着手する際の技術研究開発実施見積書によると、研究終了後に開発へ移行することが予定されていないものの、取得した技術上の知識は他の研究開発項目に利用されるものであり、開発装備品等の開発は、これらの基礎的な研究に基づいているものと思料された。

しかし、基礎的な研究の中には、取得した技術上の知識が次の段階の研究に利用されていないものがあった。

その一例を示すと次のとおりである。

＜事例2＞ 高性能赤外線検知器の研究試作

第2研究所では、戦闘車両や航空機などのセンサシステム等の研究を行っており、平成7年度から9年度までにわたり、試作試験費2億3092万余円で「赤外線応用技術の研究(3)画像センサ高性能化技術の研究」において高性能赤外線検知器の研究試作を行っていた。

しかし、新戦車の開発における試作に用いた暗視装置については、国内民間の技術が急速に進んだことから、国内メーカーが開発したセンサ技術が採用されることとなった。

なお、上記の研究試作を通じて得た技術は、18年度からの特別研究に引き継ぐこととしている。

d 開発を予定しているが現時点で開発に移行していないもの

「ECM装置(モジュラー型)」や「対電波放射源ミサイル(XASM-3)」などの11項目(装備品等相当数9品目)は、研究に着手する際の技術研究開発実施見積書によると、研究終了後に開発へ移行することを予定しているが、研究が終了したものの現時点において開発に移行していないものであった。そして、これらに係る試作試験費は表9のとおり、403億円であった。このうち研究終了後5年以上10年未満経過しているものが、5項目(装備品等相当数4品目)、試作試験費で183億円あり、研究終了後15年以上経過しているものが、4項目(装備品等相当数3品目)、試作試験費で26億円あった。

表9 開発を予定しているが現時点で開発に移行していないもの (単位：百万円)

研究終了後経過期間	研究開発項目	試作試験費	主な研究開発項目
5年未満	2項目(2品目)	19,397	エスコート用ECM装置の研究 艦載用新短SAMシステム
5年以上～10年未満	5項目(4品目)	18,304	
10年以上～15年未満	0項目(0品目)	—	対電波放射源ミサイル(XASM-3)
15年以上	4項目(3品目)	2,681	
計	11項目(9品目)	40,383	—

(注) ()書きは装備品等相当数である。

(ウ) 経年変化試験を行っているもの

経年変化試験は、誘導弾の構成部品について経年に関するデータを取得して、経年変化特性を確認するものであり、信管作動試験、ロケットモータ燃焼試験、電池作動試験などを行うものである。

検査対象期間内では、15品目の誘導弾について経年変化試験を行っており、このうち試験期間が最長であったのは、対艦誘導弾に係る試験で、元年度から15年度までの間に44件の経年変化試験を試作試験費3億1682万余円で実施していた。このほか、新重対舟艇対戦車誘導弾、新個人携帯SAM等が経年変化試験の対象とされ、1件当たりの試作試験費は数百万円となっていた。

(3) 技術開発実施計画書上の量産化の計画と実績

防衛庁における技術研究開発を所管している管理局開発計画課によると、見積量産単価は、量産時の調達価格の設定等を拘束するものではないが、開発で要求されている機能・性能を持った装備品等が、積算の前提となる数量に基づきそのまま量産されたと仮定した場合の単価であり、開発においては、この見積量産単価をコストの目標値として扱っている。

そして、技本では、見積量産単価の算定に当たり、材料費、加工費、検査費等を積み上げ、場合によっては業者見積りとの比較対照をすることとしている。また、納入年度を経るごとに習熟が見込まれるものについては、習熟率を考慮したり、初回のみ必要となる設計費、初回試験費等の積上げを行い、見積量産単価前提数量で割掛けを行ったりしているとのことであった。

しかし、一つの研究開発項目で複数の装備品等を開発する場合などには、見積量産単価や見積量産単価前提数量が技術開発実施計画書には記載されていないものがあつた。さらに、量産化を前提とせず試作品を転用して装備化するもの場合には、見積量産単価は設けられていなかった。

検査対象期間中に装備化に至った前記 109 品目の装備品等について、量産化を前提とするもの等の別に示すと、表 10 のとおりである。

表10 装備化に至った 109 品目の量産化前提の有無等の状況

区 分	装備品等
見積量産単価や見積量産単価前提数量が記載されていないもの	11品目
量産化を前提としていないもの	1品目
量産化を前提とするもの	97品目
計	109品目

(注) 技術開発実施計画書以外の資料も検査した結果を踏まえている。

そして、量産化を前提とする 97 品目の装備化後の調達状況をみると次のとおりとなつていた。

ア 見積量産単価と調達単価

見積量産単価と調達単価とをそれぞれ直近のもので比較し、その調達状況等についてみると、表 11 のとおりとなつており、16 年度までに調達実績のあるものは 91 品目、未調達のものは 6 品目となつていた。そして、調達実績のある 91 品目のうち 20 品目は、調達した装備品等の機器の構成が見積量産単価を算出した際の機器の構成と異なっているなどのため、調達単価と見積量産単価とを比較できない状況となつていた。そして、比較できた 71 品目については、59 品目(83.0%)の調達単価が見積量産単価を上回っており、このうち 12 品目(16.9%)は 2 倍以上となつていた。

表11 見積量産単価と調達単価の関係(調達単価の比率)

区 分	装備品等	主 な 装 備 品 等
調達したもの	91品目	
比較できなかったもの	20品目	00式射撃指揮装置
比較できたもの	71品目	90式戦車、00式個人用防護装備
100%以下	(12品目)	92式地雷原処理車、軽装甲機動車
100%超～150%	(33品目)	89式装甲戦闘車、90式空対空誘導弾
150%超～200%	(14品目)	92式対戦車地雷、88式鉄帽
200%超～250%	(5品目)	94式水際地雷1型、固定式3次元レーダー
250%超～300%	(4品目)	87式ヘリコプター散布対戦車地雷
300%超	(3品目)	
未調達のもの	6品目	外装型FLIR装置、地上レーダー装置(改)
計	97品目	

イ 見積量産単価前提数量と調達数量

装備化を前提としていて見積量産単価前提数量の調達の完了が検査対象期間中となっている55品目のうち、調達数量の実績が確認できた41品目について検査したところ、表12のとおり、31品目(75.6%)の調達数量が見積量産単価前提数量を下回っていた。

表12 見積量産単価前提数量と調達数量の関係(調達数量の比率)

区 分	装備品等	主 な 装 備 品 等
調達数量の確認ができなかったもの	14品目	89式魚雷、90式艦対艦誘導弾、90式空対空誘導弾、93式空対艦誘導弾
比較できたもの	41品目	87式偵察警戒車、中等練習機 90式戦車 92式浮橋、固定式3次元レーダー 87式自走高射機関砲、師団通信システム 89式装甲戦闘車、92式地雷原処理車 92式対戦車地雷、後方警戒装置、 輸送機用機雷投下装置
100%以上	(10品目)	
80%～100%未満	(1品目)	
60%～80%未満	(9品目)	
40%～60%未満	(7品目)	
20%～40%未満	(5品目)	
0%～20%未満	(9品目)	
計	55品目	

(注) 調達は予算要求などを考慮し装備化の2年後から開始するものとした。

このうち調達数量の比率が20%未満のものの中には、次のとおり、全く調達されていないものがあった。

<事例3> 輸送機用機雷投下装置の調達

当該装備品等は、海上幕僚長の要求により、航空自衛隊の輸送機(C-130H)に搭載し短時間に機雷を敷設することを目的に、昭和58年度から平成4年度までの10年間をかけ、試作試験費52億9250万円を費やして見積量産単価3億円、量産数8台を目途に開発したもので、5年9月に使用の承認を受けている。

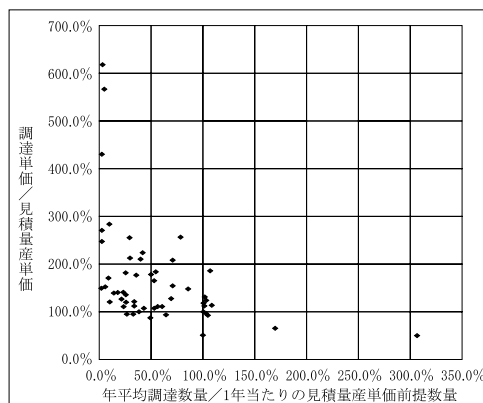
しかし、装備化に当たっては、他の装備品等の整備に比べ予算上の優先順位が劣るとして調達は実現されていなかった。

なお、開発の際に製作した試作品1台は、現在、海上自衛隊八戸航空基地で訓練に使用されている状況となっている。

ウ 調達単価と数量

見積量産単価に対する直近の調達単価と1年当たりの見積量産単価前提数量に対する年平均調達数量の関係を検査したところ、図2のとおり、年平均調達数量が1年当たりの見積量産単価前提数量に満たないほど、直近の調達単価が見積量産単価を大きく上回る傾向が見受けられた。

図2 調達単価と数量の関係



このように、技術開発実施計画書と装備品等の調達の実態において、見積量産単価と実際の調達単価、見積量産単価前提数量と実際の調達数量とにそれぞれかい離が生じている。

このような状況について、技本では、見積量産単価は研究開発目標の一つであり、装備化後の調達単価は把握していないとしている。また、自衛隊等では、見積量産単価を前提とした調達要求をしておらず、装備品等の予定価格の根拠を算出する防衛庁管理局原価計算部では、企業から提出された見積書を基に予定価格を算出しており、場合によっては業者見積りの信ぴょう性の確認等のため、見積量産単価を参考にすることがあるとのことであった。

エ 調達の必要額と予算

技術開発実施計画書どおりの見積量産単価で見積量産単価前提数量を調達とした場合の必要額が、近年の予算状況から確保可能であるかどうか検討することとした。検討に当たっては、研究開発で装備化に至った装備品等の多くが、防衛庁の予算の「(項)武器車両等購入費」により調達するものであることから、この武器車両等購入費と比較することとし、12年度から16年度までの必要額を算出した。また、予算要求などの手続に必要な期間を考慮して、研究開発した装備品等の使用の承認の2年後から調達を開始するものとした。

この結果、見積量産単価及び見積量産単価前提数量が明示されていて、当該5年間に調達する予定となっているもののうち、実際に予算が確保されているのは、表13のとおり、20品目から23品目で、その必要額は、およそ1200億円から1600億円程度となった。

表13 調達に係る必要額と予算額 (単位：百万円)

年 度	12	13	14	15	16	計
予算額(全体) (a)	422,775	426,668	468,821	485,514	437,590	2,241,370
比較した装備品等	23品目	23品目	22品目	20品目	20品目	—
必要額 (b)	128,481	162,681	163,213	139,333	137,199	730,909
比率 (b/a)	30.3%	38.1%	34.8%	28.6%	31.3%	32.6%
予算額 (c)	51,162	58,644	77,121	80,962	61,269	329,160
比率 (c/a)	12.1%	13.7%	16.4%	16.6%	14.0%	14.6%

そして、この必要額は、武器車両等購入費の予算額に対し、およそ28%から38%を占めることとなり、研究開発により装備化に至った装備品等以外の装備品等も武器車両等購入費で購入することを考慮すると、予算の上で確保することは困難であると思料される。そして、実際にも、これらの装備品等に充てられた予算額は500億円から800億円程度で武器車両等購入費の予算額全体のおよそ12%から16%に止まっている状況となっていた。

4 本院の所見

防衛庁では、検査対象期間の20年間に2兆2510億円の研究開発費を投じ、109品目の装備品等の自主開発、国産化を行っており、この他に、検査対象期間において技本が取り組んだ研究開発には、17年度に継続している研究開発や16年度までに終了しているなどの研究

開発があった。そして、16年度までに終了しているなどの研究開発の中には、研究が終了してから15年以上開発に移行していないものが見受けられるなど、装備化に向けての歩みが停滞しているものがあるものの、基礎的な研究で取得した技術上の知識は、開発装備品等の開発に利用され、おおむね装備化につながる結果となっていると思料される。ただ、装備化に至ったものについては、見積量産単価及び調達単価並びに見積量産単価前提数量及び調達数量の間にかい離が生じているものが多数見受けられる状況となっている。

防衛庁では、研究開発に対する評価を的確に行うとともに、研究開発の継続、中止や修正など評価結果の適切な反映を行う上で必要となる「防衛庁研究開発評価指針」及び「防衛庁研究開発評価実施要領」を14年3月に定めて、評価委員会又は評価部会が、事前、中間、事後及び追跡の各段階において事業評価を行っている。

しかし、防衛庁では、これまでのところ見積量産単価及び調達単価のかい離等の状況について言及した事業評価は行っておらず、かい離が生じていることについては、一般論として、装備化後の装備品等の仕様変更や中期防衛力整備計画の見直しなどが原因となって生じ得るものであるとしている。

見積量産単価は、開発する装備品等と既存の外国製装備品等との比較を行う場合に用いられる指標の一つであり、研究開発を実施するか否かの判断を行う重要な要素の一つであるから、その算出や前提となる数量の算出は、実際の装備化を十分考慮して行われる必要があると認められる。

一方、装備化後に安全保障環境等が変化し得ることから見積量産単価前提数量と実際の調達数量は結果的に見れば必ずしも一致することとなるものではないが、両者のかい離が大きくなると、研究開発と装備品等の調達に一貫性がもたらされないこととなり計画的な防衛力の整備に支障をきたすおそれがあることから、かい離が生じた原因を十分分析し、今後の研究開発の見直しに反映させる必要があると認められる。

したがって、防衛庁においては、厳しい財政状況の下、限られた予算の中で計画的な防衛力整備を行うため、実際の装備化を十分考慮した上で、集中すべき研究開発項目の選択を行い、今後の技術研究開発のより一層の効果的かつ効率的な実施に努めることが望まれる。

本院としては、現在、防衛庁においても、開発から廃棄までを見据えた装備品等の取得を実施し得る体制への改革を推進することとしていることから、装備品等の技術研究開発の実施状況について、今後も引き続き注視していくこととする。

第3 株式会社日本長期信用銀行及び株式会社日本債券信用銀行に係る特別公的管理の終了に伴い実施された措置及び預金保険機構の財務の状況について

第4章
第2節
特定検査対象に関する検査状況
第3

検査対象	内閣府(金融庁)、財務省、預金保険機構
会計名	一般会計
事業の根拠	預金保険法(昭和46年法律第34号)、金融機能の再生のための緊急措置に関する法律(平成10年法律第132号)、金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律(平成10年法律第143号)等、一般会計予算(平成11年度～平成16年度)
事業の概要	株式会社日本長期信用銀行及び株式会社日本債券信用銀行の株式売買契約に基づき預金保険機構が実施した措置
上記の措置が実施された金融機関	(1) 株式会社日本長期信用銀行(平成12年6月以降は株式会社新生銀行) (2) 株式会社日本債券信用銀行(平成13年1月以降は株式会社あおぞら銀行)
瑕疵担保条項に基づく貸出関連資産の引取り	1兆2213億余円(平成12年度～16年度)
特別公的管理銀行保有株式の買取り	2兆9394億余円(平成11年度～16年度)
預金保険機構に対する債務の保証	国の債務保証契約に係る平成16年度未借入金等残高 金融再生勘定(上記以外の措置に係る額を含む) 4兆1196億円
新規優先株式の引受け	5000億余円(平成11、12両年度)

1 検査の背景

(1) 特別公的管理の実施状況

株式会社日本長期信用銀行(以下「日本長期信用銀行」という。)及び株式会社日本債券信用銀行(以下「日本債券信用銀行」という。)は、平成10年7月に金融監督庁(当時)の立入検査を受け、それぞれ10年9月中間決算及び同年3月期末決算において債務超過と見込まれたことなどから、内閣総理大臣は、それぞれ10年10月及び同年12月に金融機能の再生のための緊急措置に関する法律(平成10年法律第132号。以下「金融機能再生法」という。)に基づき、特別公的管理の開始の決定を行い、^(注1)預金保険機構が両銀行の全株式を対価0円で取得した。

(注1) 特別公的管理 破綻銀行等の営業譲渡等が行われることなく解散等が行われる場合には、我が国の金融機能又は地域経済活動等に極めて重大な障害等が生ずるおそれがあり、これらを他の方法によっては回避することができないと認められるときに実施される措置

ア 特別公的管理期間中に実施された措置

金融再生委員会(当時)は特別公的管理銀行となった両銀行の資産の内容を審査し、両銀行が保有し続ける資産として適当である資産(以下「適資産」という。)と、保有し続ける資産として適当でない資産(以下「不適資産」という。)とに分けた。このうち不適資産については、金融機能再生法等に基づき、預金保険機構が株式会社整理回収機構(11年3月以前は株式会社整理回収銀行。以下「整理回収機構」という。)に委託して買い取ることとなり、整理回収機構は両銀行の不適資産 8兆 0193 億余円(簿価)を1兆 1798 億余円^(注2)で買い取ることにした。

また、預金保険機構は、同法等に基づき預金者等の保護のため、両銀行に対して6兆 3764 億余円の金銭の贈与を行い、その財源の一部には預金保険機構に交付された国債の償還額 6兆 1904 億余円^(注3)が充てられた。さらに、同法に基づき、両銀行の特別公的管理期間中に適資産から発生するなどした追加損失に対し4500 億余円の補てん等を行った。

(注2) 資産買取価格決定時における金額。資産買取価格決定の基準となる日から整理回収機構が実際に資産を譲り受けるまでの間における資産価格の変動分については、その後調整している(以下、不適資産に係る金額において同様)。

(注3) 当該国債の償還額については、日本長期信用銀行及び日本債券信用銀行からの返納分を差し引いた金額である(以下同様)。

イ 特別公的管理の終了

12年2月、預金保険機構、日本長期信用銀行及びニュー・LTCB・パートナーズ・C.V.(以下「パートナーズ社」という。)は、日本長期信用銀行の株式に係る株式売買契約を締結して、預金保険機構が保有する同株式をパートナーズ社に対し同年3月に10億円で譲渡した。また、12年6月、預金保険機構、日本債券信用銀行及びソフトバンク株式会社等を中心とする出資グループ(以下「ソフトバンク・グループ」という。)は、日本債券信用銀行の株式に係る株式売買契約を締結して、預金保険機構が保有する同株式をソフトバンク・グループに対し同年9月に10億余円で譲渡した。これにより、両銀行の特別公的管理が終了した。

なお、日本長期信用銀行は12年6月に株式会社新生銀行(以下「新生銀行」という。)に、また、日本債券信用銀行は13年1月に株式会社あおぞら銀行(以下「あおぞら銀行」という。)にそれぞれ行名を変更した。(本文の記述について、行名変更後も引き続き実施されている業務は、「新生銀行」及び「あおぞら銀行」として整理している。)

(2) 特別公的管理の終了に伴い実施された措置

預金保険機構が日本長期信用銀行及びパートナーズ社並びに日本債券信用銀行及びソフトバンク・グループとの間でそれぞれ締結した株式売買契約(以下「株式売買契約」という。)には、(ア)譲渡した貸出金等の貸出関連資産が一定の条件に該当した場合、預金保険機構は当該資産を引き取るという瑕疵担保条項、(イ)預金保険機構による両銀行が保有していた株式(以下「特別公的管理銀行保有株式」という。)の買取り、(ウ)金融機能の安定化のための緊急措置に関する法律(平成10年法律第5号。以下「金融機能安定化法」という。)に基づいて引き受けた両銀行の優先株式(当初、整理回収機構が引き受けたが、特別公的管理の実施に伴い預金保険機構が保有することとなった。以下「既存優先株式」という。)の一部消

却、(エ)金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律(平成10年法律第143号。以下「金融機能早期健全化法」という。)に基づく新たな優先株式(以下「新規優先株式」という。)の引受け等が盛り込まれた。

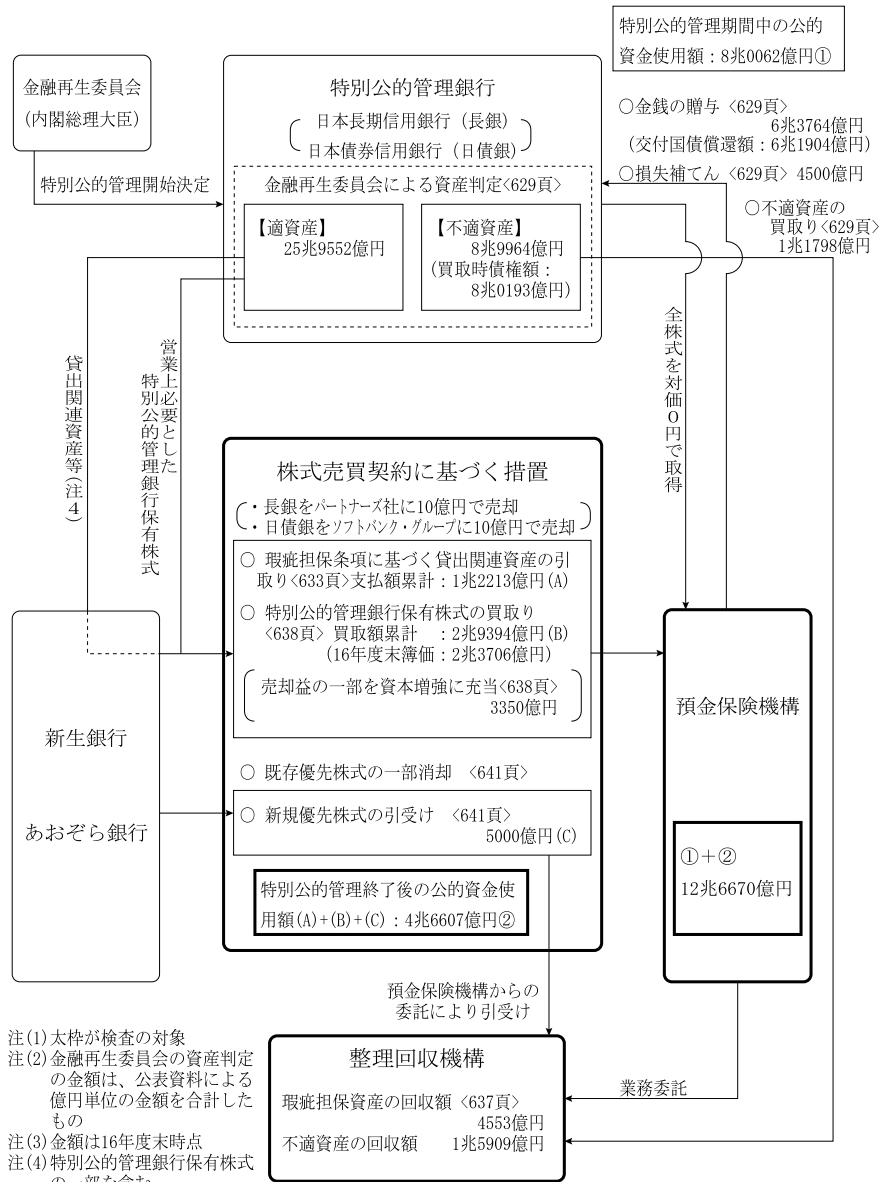
前記の特別公的管理期間中及び株式売買契約に基づき実施された措置に伴い投入された主な公的資金の状況は図1のとおりである。

(注4) 公的資金 金融システムの安定を図るために要した資金のうち、預金保険機構が政府保証を使用し、又は交付国債の償還を受けて実施した業務に要した資金等

(3) 決算検査報告における記述

特別公的管理期間中に実施された措置や株式売買契約に基づいて実施された措置について、本院では、平成11年度決算検査報告等において、両銀行に対して実施した不適資産の買取り、金銭の贈与、追加損失に対する補てん、特別公的管理の終了となる両銀行の株式の譲渡及び株式売買契約の瑕疵担保条項に基づく貸出関連資産の引取りの13年度末までの実施状況等についてその検査状況を記述してきた。

図1 特別公的管理期間中及び特別公的管理終了後に投入された主な公的資金の状況



注(1) 太枠が検査の対象
 注(2) 金融再生委員会の資産判定の金額は、公表資料による億円単位の金額を合計したものである
 注(3) 金額は16年度末時点
 注(4) 特別公的管理銀行保有株式の一部を含む

2 検査の視点

日本長期信用銀行及び日本債券信用銀行の破綻処理について預金保険機構を通じ投入された主な公的資金は、図1のとおり、12兆6670億余円と多額に上っている。このうち、金銭の贈与の財源の一部には預金保険機構に交付された国債の償還額6兆1904億余円が充てられ、当該償還額についてはその時点で国民負担となったものである。その他の投入された公的資金については、預金保険機構が政府保証を使用して調達した金融機関からの借入金等で賄われ、預金保険機構の各勘定で経理されており、現時点で国民負担が確定したものではない。この公的資金については、預金保険機構等が当該資金を使用して買い取るなどした5兆8406億余円の資産の処分等により回収が図られることになっている。そして、上記資産の大宗を占める株式売買契約の瑕疵担保条項に基づき引き取った貸出関連資産(以下「瑕疵担保資産」という。)及び特別公的管理銀行保有株式は、預金保険機構の金融再生勘定において経理されている。

そして、金融再生勘定の財務の状況についてみると、特別公的管理の実施や瑕疵担保資産の償却等により、16年度末現在で8496億余円の欠損金が生じている。このような金融再生勘定の欠損金については、今後行われる瑕疵担保資産の回収並びに保有する特別公的管理銀行保有株式及び既存優先株式の処分等が、当該欠損金の状況に影響を与えることとなる。

また、株式売買契約に基づいて実施された措置について、現在の状況をみると、瑕疵担保条項に基づく措置については、新生銀行及びあおぞら銀行の預金保険機構に対する貸出関連資産の引取りの申出期間が終了し、16年度末現在の瑕疵担保資産の未回収残高は4638億余円(簿価)と多額に上っている状況である。特別公的管理銀行保有株式については、新生銀行及びあおぞら銀行が預金保険機構から優先的に買い戻すことが可能とされている期限を17年3月から18年8月にかけて迎え、預金保険機構による当該株式の処分が今後本格化することとなる。

このような背景を踏まえ、公的資金を投入して実施された株式売買契約に基づく措置及びこれに伴う資産の回収、処分等が将来の国民負担にどのように影響を与えるのかとの視点から、次のような点を中心に検査した。

- (1) 瑕疵担保条項に基づく貸出関連資産の引取り及び回収等について
- (2) 預金保険機構が買い取った特別公的管理銀行保有株式の状況等について
- (3) 既存優先株式及び新規優先株式の状況について
- (4) 特別公的管理期間中に実施された措置及び株式売買契約に基づく措置が預金保険機構の財務に与えた影響について

3 検査の状況

- (1) 瑕疵担保条項に基づく貸出関連資産の引取り及び回収等について

ア 貸出関連資産の引取り

ア) 瑕疵担保条項に基づく手続

前記のとおり、株式売買契約においては、瑕疵担保条項が設けられ、譲渡された貸出関連資産のうち資産総額が1億円以上である債務者の貸出関連資産について、同契約に定める期限(日本長期信用銀行は株式譲渡後3年、日本債券信用銀行は株式譲渡後3年1箇月)までの間に瑕疵があることが判明し、かつ2割以上の減価が認められた場合、両銀行は当該貸出関連資産の譲渡を解除する権利(以下「解除権」という。)を

行使し、預金保険機構が当該資産を引き取ることとされている。

同契約によれば、瑕疵とは、貸出関連資産の債務者に関し、元本又は利息の3箇月以上の延滞、実質債務超過又は繰越損失等が発生し、金融再生委員会が当該資産を適資産と判定した根拠に変更が生じたか又は真実でなくなった場合に、その存在が推定されるとされている。

また、貸出関連資産に関する2割以上の減価は、貸出関連資産の当初価値^(注5)に対する当初価値と現在価値^(注6)の差額の割合(以下「減価率」という。)により算出することとされている。

そして、同契約等によれば、新生銀行及びあおぞら銀行が預金保険機構に対し貸出関連資産の譲渡に係る解除権を行使する旨の申出(以下「解除権行使の申出」という。)を行った場合、以下の手続により引取り等を実施することとされている。

- ① 預金保険機構では、両銀行からの解除権行使の申出の内容を審査し、これに同意する場合は、当該貸出関連資産の引渡しを受け、当該貸出関連資産の当初価値から株式譲渡日以降の回収額を控除し、引取り時点での未収利息の額を加えるなどして算出した額(以下「当初価値相当額」という。)を両銀行へ支払う。
- ② 預金保険機構が、解除権行使の申出に同意しない場合は、両銀行に対し、同意しない理由を書面により通知する。
- ③ 両銀行は、預金保険機構から同意しない旨の通知を受け、これに同意する場合は解除権行使の申出を取り下げ、預金保険機構と判断を争う場合は、協議等により解決を図る。

(注5) 当初価値 株式譲渡時の簿価から同時点の貸倒引当金を控除した額

(注6) 現在価値 解除権行使日現在の簿価からその時点で引き当てるべき貸倒引当金を控除した額に株式譲渡日以降の回収額を加算した額

(イ) 預金保険機構における審査の状況

上記貸出関連資産に係る解除権行使の申出があった場合の預金保険機構における審査の状況を確認したところ、解除権の行使の要件のうち、瑕疵の存在については、新生銀行及びあおぞら銀行から提出させた根拠資料により、延滞発生、実質債務超過等の事実を確認するとともに、監査法人及び弁護士に当該債務者の財務諸表等の内容確認を依頼するなどして、その妥当性を検証することとしていた。

また、2割以上の減価の発生については、減価率算出の基となる債権残高、貸倒引当金等の算出根拠^(注7)を両銀行から提出させた資料により確認し、当該貸出関連資産に係る債務者区分^(注7)の検証を監査法人に依頼するなどして、その妥当性を検証することとしていた。さらに、減価率について疑義がある場合には、当該貸出関連資産に係る担保について不動産鑑定等を行い、担保保全額の確認を行うなどして、その妥当性を検証することとしていた。

(注7) 債務者区分 各金融機関が、金融監督庁の「預金等受入金融機関に係る検査マニュアル」(平成11年7月公表)を参考として実施した自己査定の結果、貸出債権等の資産は債務者の財務状況等により「正常先」、「要注意先」、「要管理先」、「破綻懸念先」、「実質破綻先」及び「破綻先」に区分される。

(ウ) 貸出関連資産の引取りの実績

日本長期信用銀行及び日本債券信用銀行は、株式譲渡時において、瑕疵担保条項の適用対象となる貸出関連資産を、表1のとおり、それぞれ8兆4328億余円、3兆2153億余円保有していた。

そして、新生銀行及びあおぞら銀行は、上記貸出関連資産の一部について、預金保険機構に対し12年6月から15年12月にかけて瑕疵担保条項に基づく解除権行使の申出を行った。預金保険機構においては、その内容を審査した結果、株式譲渡時点での貸出関連資産に対し件数では9.6%に当たる486件、債権額では15.3%に当たる1兆7900億余円に上る貸出関連資産について、解除権行使の申出に同意している。一方、両銀行からの解除権行使の申出のあった貸出関連資産のうち、預金保険機構の審査の結果、銀行側が申請してきた実質債務超過等の発生が認められず、瑕疵が存在しないと認められたものや、銀行が申請してきた担保評価額、債務者区分等と預金保険機構の検証結果とが相違していて2割以上の減価が生じていないと認められたものなどについては、その引取りを拒否している。

表1 瑕疵担保条項の適用対象となる貸出関連資産に対する解除権の行使の状況

(単位：百万円)

	瑕疵担保条項適用対象総資産(A)		預金保険機構解除権行使同意分(B)		比率B/A (%)	
	件数	債権額	件数	債権額	件数	債権額
新生銀行	3,580	8,432,865	331	1,316,569	9.2	15.6
あおぞら銀行	1,471	3,215,351	155	473,519	10.5	14.7
合計	5,051	11,648,216	486	1,790,088	9.6	15.3

(注) 「債権額」は株式譲渡時点における簿価(貸倒引当金控除前)

そして、預金保険機構は、表2のとおり、16年度末までに、上記の解除権行使の申出に同意した486件の貸出関連資産について、当初価値から両銀行の回収額を控除するなどした1兆2213億余円(これに係る引取り時の債権額1兆6573億余円)を両銀行に支払い、両銀行から当該資産を引き取っている。

表2 瑕疵担保条項に基づく貸出関連資産引取り実績

(単位：百万円)

年度	新生銀行			あおぞら銀行			合計		
	件数	債権額	支払額	件数	債権額	支払額	件数	債権額	支払額
12	41	212,430	111,625	13	16,502	6,310	54	228,932	117,936
13	127	497,958	330,914	28	54,025	35,823	155	551,984	366,737
14	118	284,709	247,418	54	270,924	198,720	172	555,634	446,138
15	41	203,594	190,601	39	60,348	51,853	80	263,942	242,454
16	4	13,192	12,234	21	43,616	35,851	25	56,809	48,086
計	331	1,211,885	892,793	155	445,417	328,559	486	1,657,302	1,221,353

(注) 「債権額」は引取り時点における債権残高

また、16年度末までに引き取った上記の貸出関連資産に係る平均減価率(両銀行の申出時の計算による現在価値より算出。以下同様)は、両銀行分全体で58.0%となっ

ている。

なお、瑕疵担保条項に基づく解除権行使の申出の通知期限は、新生銀行については15年5月末、あおぞら銀行については同年12月末となっており、それぞれ申出期限は終了している。そして、16年度末現在、両銀行が解除権の行使を申し出た貸出関連資産すべてについて、預金保険機構との協議等は終了し、預金保険機構が同意した^(注8)ものについては、将来債権の内容が確定した場合に引き取る可能性のある支払承諾等を除き、すべて引取りが行われた。

(注8) 支払承諾 銀行が取引先のために第三者に対する債務の支払を保証するもの。取引先が債務不履行となった場合、銀行が代位弁済を行うと同時に取引先に対し求償権が発生する。

(エ) 瑕疵担保資産の状況

瑕疵担保資産486件に係る債務者区分について、引取り以前の状況を遡ってみると、すべて金融再生委員会において、特別公的管理銀行が保有し続ける資産として適当と判定された資産であり、図2-①のとおり、正常先及び要注意先^(注9)に係る債権が大宗を占めていたが、株式譲渡時には約5割が破綻懸念先及び要管理先等の不良債権に劣化していた。

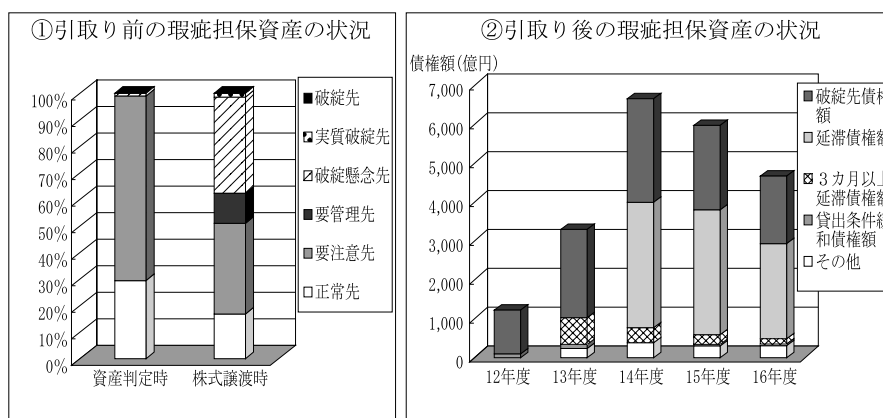
そして、預金保険機構においては、上記の瑕疵担保資産について、12年度以降、特殊法人等に係る行政コスト計算書作成指針に基づき行政コスト計算書を作成し、同計算書金融再生勘定の附属明細書において、瑕疵担保資産のうちの貸出金をリスク管理^(注10)債権として分類している。

預金保険機構において、12年度から16年度までの間に引き取った瑕疵担保資産の状況をみると、図2-②のとおり、瑕疵担保資産の引取額がピークを迎えた14年度以降において、リスク管理債権のうちでもより状態の良くない破綻先債権及び延滞債権の割合が瑕疵担保資産の約9割を占める状態で推移している。

(注9) 正常先及び要注意先 金融再生委員会による資産判定の結果、「正常先」、「要注意先」、「破綻懸念先」、「実質破綻先」、「破綻先」の区分のうち、原則として「正常先」及び「要注意先」のうちの状態の良い債務者に係る資産が「適資産」とされた。

(注10) リスク管理債権 銀行法(昭和56年法律第59号)で定められた「破綻先債権」、「延滞債権」、「3カ月以上延滞債権」及び「貸出条件緩和債権」を総称するいわゆる不良債権

図2 瑕疵担保資産の状況



注(1) ①の図は、16年度末までに預金保険機構が引き取った貸出関連資産に係る引取り時の債権額の累計を100とし、各時点における債務者区分ごとの債権額の割合を示している。

注(2) ②の図は、預金保険機構の各年度末の簿価のうちリスク管理債権及びその他の債権(リスク管理債権には含まれない正常弁済先に係る貸出金、未収利息等)ごとの額を示している。

注(3) 資産判定時の分類：金融再生委員会により実施された資産判定時(日本長期信用銀行については11年2月、日本債券信用銀行については同年5月)の債務者区分で、要注意先と要管理先は区分されていない。

株式譲渡時の分類：株式譲渡日の前日(日本長期信用銀行12年2月29日、日本債券信用銀行同年8月31日)時点の両銀行の自己査定による債務者区分

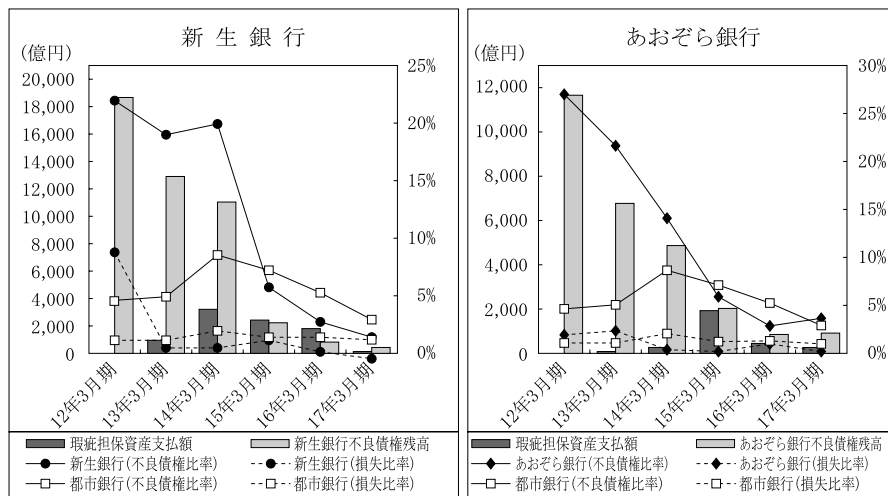
(オ) 新生銀行及びあおぞら銀行における不良債権比率等の状況

預金保険機構による瑕疵担保条項に基づく貸出関連資産の引取りを開始した13年3月期以降における両銀行の不良債権比率及び不良債権処理損失比率の推移を都市銀行の数値と比較すると、図3のとおりとなっている。

新生銀行及びあおぞら銀行は、12年3月期においては、不良債権比率(新生銀行21.9%、あおぞら銀行27.0%)、不良債権処理損失比率(同8.8%、1.9%)共に都市銀行の数値(不良債権比率4.6%、不良債権処理損失比率1.1%)を上回っていた。しかし、貸出関連資産の引取りが始まった13年3月期以降、両銀行の不良債権処理損失比率は、おおむね都市銀行の数値と同程度で推移している一方で、不良債権比率は新生銀行については14年3月期以降、あおぞら銀行については13年3月期以降急激に低下し、17年3月期では、都市銀行の3.0%に対し、新生銀行は1.4%、あおぞら銀行は3.7%となっている。

このように、13年3月期以降、両銀行において、不良債権処理損失比率は都市銀行とほぼ同程度で推移していたにもかかわらず、不良債権比率が都市銀行に比べ急激に低下したのは、不良債権の償却、売却等の不良債権処理のほかに、預金保険機構による瑕疵担保条項に基づく貸出関連資産の引取りが行われたことにより、不良債権残高が減少したことも要因の一つとなっているものと推察される。

図3 不良債権比率及び不良債権処理損失比率の推移



注(1) 各銀行の決算短信の決算説明資料及び「全国銀行財務諸表分析」(全国銀行協会発行)により作成した。都市銀行の計数には、株式会社みずほ及び株式会社みずほコーポレート(16年3月期以降)並びに株式会社UFJ各銀行(14年3月期以降)の再生専門子会社分を含んでいる。

注(2) 瑕疵担保資産支払額：両銀行から引き取った貸出関連資産に係る預金保険機構の支払額
 不良債権比率：不良債権残高(金融機能再生法等に基づき区分された債権のうち破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、要管理債権の期末残高)／総与信額(期末残高)

不良債権処理損失比率：不良債権処理損失額(貸出金償却、債権売却損、個別貸倒引当金繰入等の不良債権処理に伴う損失額)／総与信額(期首と期末の平均残高)

注(3) あおぞら銀行の12年3月期は、特別公的管理期間中の日本債券信用銀行の計数である。また、同銀行の13年3月期中には、整理回収機構による不適資産の買取りが824億余円で行われている。

イ 瑕疵担保資産の回収状況等

(ア) 管理回収方針及び回収等の業務委託

預金保険機構は、瑕疵担保資産に係る管理、回収等の業務を実施するに当たり、預金保険機構が定めた瑕疵担保資産に係る管理及び回収に係る基準に基づき個々の債務者の現状分析を行い、①会社更生、民事再生等の各種法的手続による回収を行う債務者、②私的整理に関するガイドライン^(注11)に基づき回収を行う債務者、③資産処分等により回収を行う債務者、④上記以外の方法で回収を行う債務者、に分類し、整理回収機構と協議の上、債務者ごとに管理回収方針を策定することとしている。

また、預金保険機構は、瑕疵担保資産の管理、回収等の業務を整理回収機構に委託して実施しており、整理回収機構から半期ごとに債務者の状況を書面で提出させるなどして債権の回収状況等を把握し、回収の方針についてその都度整理回収機構と協議を行い回収に向けた方向性を確認することとしている。

そして、預金保険機構では、瑕疵担保資産486件のうち、16年度末現在において正常弁済先となったものや回収が終了するなどした170件を除く316件について、上記それぞれの区分に分類し、回収を進めている。

(注11) 私的整理に関するガイドライン 私的整理に関するガイドライン研究会が金融機関が

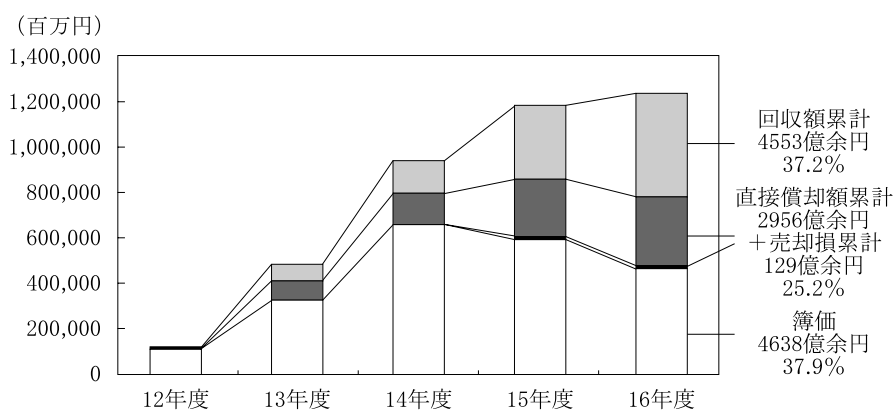
取引先の私的整理に応じる場合の債権放棄の範囲や基準等の実務上の留意事項をとりまとめ、13年9月に公表したものを

(イ) 瑕疵担保資産の回収等の状況

12年度以降における瑕疵担保資産に係る回収等の状況は、図4のとおりとなっている。そして、16年度末までの瑕疵担保資産に係る支払額累計は、1兆2213億余円となっていて、これに対する回収額累計及びその割合は4553億余円、37.2%となっている。

また、支払額累計に対する直接償却額累計2956億余円及び売却損累計129億余円の合計額の割合をみると、25.2%となっており、瑕疵担保資産の4分の1は既に損失として計上されている状況となっている。

図4 瑕疵担保資産に係る回収等の状況



(注) 上図の割合は、簿価及び各累計額の支払額累計に対する割合を示している。なお、回収額累計には、支払額を上回った回収益分(64億余円)が含まれているため、合計は100%とならない。

(ウ) 瑕疵担保資産に係る貸倒引当金等

預金保険機構では、瑕疵担保資産に係る支払額を簿価として財務諸表に計上している。そして、毎年度末の簿価に対しては、預金保険機構が定めた貸倒引当金等の計上基準に基づき、簿価より担保部分からの回収見込額及び非担保部分からの回収可能額を控除した額を貸倒引当金として計上することとしている。また、直接償却については、債務者の法的整理による清算が終了するなどの一定の要件を満たした場合に実施することとしている。

そして、預金保険機構では、表3のとおり、16年度末の瑕疵担保資産の簿価4638億余円に対して、貸倒引当金2850億余円を計上しており、貸倒引当率(簿価に対する貸倒引当金の割合)は61.4%となっている。

表3 瑕疵担保資産に係る貸倒引当金の状況 (単位：百万円)

	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度
簿 価	116,466	325,716	659,363	591,757	463,827
貸 倒 引 当 金	53,200	164,493	405,675	327,145	285,025
貸倒引当率(%)	45.6	50.5	61.5	55.2	61.4

(エ) 回収が終了した瑕疵担保資産の状況

瑕疵担保資産 486 件のうち、16 年度末までに法的整理等により回収が終了したものは 163 件となっている。この中には他の金融機関等からの資金調達が可能になり一括弁済されるなどして支払額の全額が回収されたものもあるが、大宗は法的整理等により回収が困難となったため、支払額に満たない回収となっているものである。

その結果、上記の 16 年度末までに回収が終了した瑕疵担保資産に限ってみると、支払額に対する回収額の割合(以下「回収率」という。)は、55.4% となっていた。

(オ) 瑕疵担保資産に係る回収率の見込み

整理回収機構では、金融機能再生法第 53 条に基づき預金保険機構からの委託を受けて一般金融機関から破綻懸念先、実質破綻先及び破綻先の貸付金債権等を買取り、当該債権等を回収しているが、その回収率は、16 年度末現在で 108.4% となっており、瑕疵担保資産の回収率を大幅に上回っている。

このように回収率に差が生じているのは、同法同条に基づき買い取った資産の場合は債権を時価相当額(対債権額比率 8.7%)で買い取っているのに対して、瑕疵担保資産の場合は、前記のとおり当初価値を 2 割以上減価(平均減価率 58.0%)している貸出関連資産を当初価値相当額(対債権額比率 73.6%)で預金保険機構が引き取っていることによるものであり、今後、瑕疵担保資産の回収率を大きく伸ばすのは困難な状況と推測される。

(2) 預金保険機構が買い取った特別公的管理銀行保有株式の状況等について

ア 預金保険機構による特別公的管理銀行保有株式の買取り等

日本長期信用銀行及び日本債券信用銀行の特別公的管理の終了に際し、特別公的管理銀行保有株式については、両銀行の譲渡後、株式が短期間に市中売却される懸念があったため、株式売買契約に基づいて下記のとおり預金保険機構がその一部の買取り等を行った。

(ア) 預金保険機構が買い取った特別公的管理銀行保有株式

預金保険機構は、特別公的管理銀行保有株式(日本長期信用銀行分 1,733 銘柄、日本債券信用銀行分 899 銘柄)のうち、16 年度末までに、新生銀行及びあおぞら銀行が営業上必要とした株式(日本長期信用銀行分 1,532 銘柄、日本債券信用銀行分 831 銘柄)を、一部の場合を除き、それぞれの株式評価基準日(日本長期信用銀行 12 年 1 月 31 日、日本債券信用銀行同年 6 月 30 日)における市場価格又は公正価格^(注12)で買い取った。その結果、16 年度末における預金保険機構の買取額は表 4 のとおり 2 兆 9394 億余円となった。

そして、預金保険機構による株式の買取りに伴い特別公的管理終了後に新生銀行及びあおぞら銀行に生じた売却益の一部は、両銀行の自己資本の増強(新生銀行 2500 億円、あおぞら銀行 850 億円)に充当された。

(注12) 貸借対照表に記載されている純資産の額を期末発行済株式数で除すなどの方法により算出される評価額

(イ) 買い取った特別公的管理銀行保有株式の信託

預金保険機構では、株式売買契約に基づき、日本長期信用銀行から買い取った株式は長銀信託銀行株式会社(12 年 6 月に新生信託銀行株式会社に行名変更。以下「新生

信託銀行」という。)に、日本債券信用銀行から買い取った株式は日債銀信託銀行株式会社(13年1月にあおぞら信託銀行株式会社に行名変更。以下「あおぞら信託銀行」という。)にそれぞれ信託した。また、新生銀行及びあおぞら銀行は原則として特別公的管理終了後5年間(以下「当初信託期間」という。)、新生信託銀行及びあおぞら信託銀行に信託した株式を市場価格又は公正価格で優先的に預金保険機構から買い戻すことが可能とされたが、これにより預金保険機構に売却損が生ずる場合には、預金保険機構は売り戻すことを拒否できることとされた。また、預金保険機構が、買い取った株式を当初信託期間に両銀行以外に売却する場合には、各銀行の承認等が必要とされた。

そして、預金保険機構が16年度末までに買い取った株式2兆9394億余円については、表4のとおり、12年度から16年度までの間、両銀行に対する株式の売戻し等5439億余円(取得原価に基づく金額)、発行会社が法的整理されたことによる直接償却等247億余円が行われた。これらの結果、預金保険機構における特別公的管理銀行保有株式の16年度末の保有残高は、2兆3706億余円となった。

表4 特別公的管理銀行保有株式の買取り等の状況 (単位：億円)

	銀行名	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	累計
買取額	新生	18,604	4,084	—	—	—	4	22,692
	あおぞら	—	6,674	20	2	3	0	6,701
	計	18,604	10,758	20	2	3	4	29,394
両銀行への売戻し等		—	153	1,040	864	1,424	1,956	5,439
直接償却等		—	53	94	29	57	12	247
貸借対照表価額		18,604	29,156	28,040	27,149	25,671	23,706	

注(1) 上表は、特に特別公的管理銀行保有株式に係るものを分類し集計したものである。

注(2) 買取額が株式譲渡後の複数年度にわたっているのは、株式譲渡日までに発行会社による株式譲渡承認が得られなかった一部の株式について、株式譲渡日以降に買取りを行ったことによる。

また、売戻しによる売却損益及び償却費用等は、金融再生勘定の損益計算書において「買取資産益」又は「買取資産損」として表5のとおり計上されている。

表5 買取資産益及び買取資産損の状況 (単位：億円)

	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	累計
買取資産益	107	73	297	175	225	683	1,563
買取資産損	—	32	21	29	4	0	87

注(1) 上表は、特に特別公的管理銀行保有株式に係るものを分類し集計したものである。

注(2) 買取資産益及び買取資産損の額は、特別公的管理銀行保有株式を信託財産とした複数の信託契約ごとの損益をそれぞれ合算したものである。

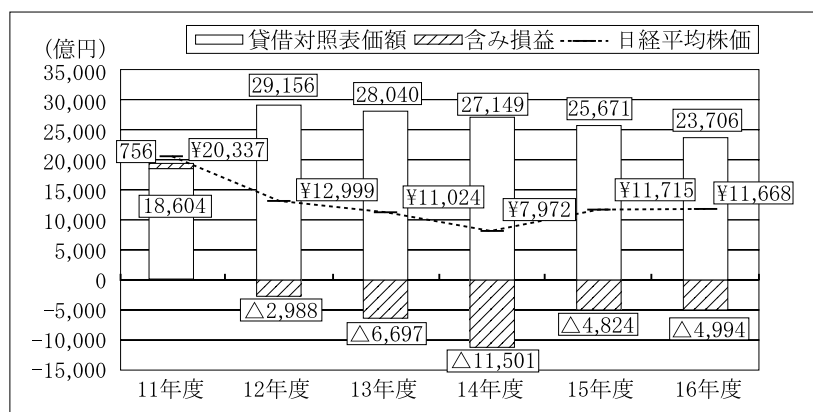
イ 預金保険機構が保有する特別公的管理銀行保有株式の含み損益

預金保険機構が買い取った特別公的管理銀行保有株式については、金融再生勘定の貸借対照表に瑕疵担保資産と共に買取資産として取得原価で計上されているが、11年度以降における同株式の貸借対照表価額、同株式を時価評価した場合の含み損益及び日経平均株価の推移は図5のとおりとなっている。

このうち含み損益の推移については、日経平均株価の推移とおおむね連動しているが、15年度から16年度にかけての状況を見ると、日経平均株価がほぼ横ばいの状況であり貸借対照表価額は1964億余円減少しているにもかかわらず、含み損の額は169億余円増加している。

これは、預金保険機構では新生銀行及びあおぞら銀行に対して含み益を生じている株式を売り戻していることから、保有株式全体に占める含み損を生じている株式の割合が増加していることなどによるものと推察される。

図5 株式保有額と含み損益



注(1) 日経平均株価は、各年度の3月末の終値

注(2) 12年度以降の含み損の金額は、預金保険機構の行政コスト計算書において「その他有価証券評価差額金」として計上された額

ウ 預金保険機構における特別公的管理銀行保有株式の処分

新生信託銀行及びあおぞら信託銀行に信託している株式については、当初信託期間が新生信託銀行においては17年3月1日に、あおぞら信託銀行においては同年8月31日にそれぞれ満了したことに伴い、信託されていた株式の一部(新生信託銀行1205億余円、あおぞら信託銀行2092億余円。いずれも取得原価に基づく金額)が預金保険機構に移管された。

預金保険機構に売却損が生ずることから新生銀行及びあおぞら銀行への売戻しを拒否したものについては、当初信託期間が延長されることとなっており、当初信託期間が延長された株式についても新生信託銀行分は18年2月24日に、あおぞら信託銀行分は同年8月28日にその期間が満了し、預金保険機構に移管されることとなる。

今後、預金保険機構では、移管される大量の株式を市場等において処分していくこととなるが、当該株式を国民負担の最小化及び市場への影響の極小化を原則として処分することとし、基本方針を定めた上でおおむね10年を目途として適切かつ円滑に処分を進めることとしている。

エ 新生銀行及びあおぞら銀行における保有株式残高の状況

新生銀行及びあおぞら銀行における保有株式残高は、預金保険機構による特別公的管理銀行保有株式の買取りが実施された12年3月期末決算(新生銀行)及び13年3月期末決算(あおぞら銀行)においてそれぞれ大幅に減少し、それぞれ前期末決算における保有株式残高と比較すると、新生銀行では約5分の1の水準に、また、あおぞら銀行では約40分の1の水準になった。

また、17年3月末における両銀行の子会社株式等を除いた株式の残高を、それぞれの(注14)資本金、資本剰余金、利益剰余金等の中核的自己資本の額と比較すると、新生銀行は中核的自己資本の額の0.9%、同様に、あおぞら銀行は0.1%と低い水準になっていて、株価の変動が両銀行の経営に与えるリスクは低減している状況となっている。

(注13) 保有株式残高 各銀行の決算短信の貸借対照表の「株式」に計上された額

(注14) 両銀行の17年8月の「経営の健全化のための計画の履行状況に関する報告書」に記載された額から算出

(3) 既存優先株式及び新規優先株式の状況について

ア 既存優先株式の取扱い

10年3月、日本長期信用銀行及び日本債券信用銀行に対して金融機能安定化法に基づく優先株式の引受け等が実施され、預金保険機構からの委託を受けた整理回収機構は、日本長期信用銀行の優先株式1300億円及び劣後ローン466億円(15年3月に新生銀行が全額返済)並びに日本債券信用銀行の優先株式600億円を引き受けた。そして、当該優先株式については両銀行の特別公的管理の開始により預金保険機構が対価0円で取得することとなった。

この結果、整理回収機構では11年3月期末決算及び12年3月期末決算において日本長期信用銀行優先株式売却損1300億円及び日本債券信用銀行優先株式売却損600億円をそれぞれ計上した。そして、当該損失について預金保険機構は、整理回収機構に対し1900億円(他の収益額との相殺前)の損失の補てんを行った。

そして、既存優先株式及び新規優先株式を普通株式に転換した後も両銀行における国の株式保有割合が3分の1未満となるよう、日本長期信用銀行の株式売買契約において、(注15)預金保険機構が保有する同銀行の既存優先株式1億株のうち7452万8千株を引き続き保有し、残りの2547万2千株を無償消却することとされた。また、同様に、日本債券信用銀行の株式売買契約において、(注16)預金保険機構が保有する同銀行の既存優先株式1億2000万株のうち4814万4千株を引き続き保有し、残りの7185万6千株を無償消却することとされた。

(注15) 国は、預金保険機構に資本金の94.4%に当たる51億5000万円を出資しており、預金保険機構は、新規優先株式を引き受けた整理回収機構に資本金の全額2120億円を出資していることから、国が既存優先株式と新規優先株式を実質的に保有する形となっている。

(注16) 商法(明治32年法律第48号)に定める、定款の変更等、重要な議案に係る特別決議は、発行済株式の総数の過半数に当たる株式を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上の多数をもってなされる。

イ 新規優先株式の引受け

株式売買契約において、両銀行の金融機能早期健全化法に基づく申請等により預金保険機構は両銀行の新規優先株式をそれぞれ引き受けることとされ、預金保険機構の委託を受けた整理回収機構は12年3月、日本長期信用銀行の優先株式2400億円を、また、同年10月に日本債券信用銀行の優先株式2600億余円を引き受けた。

上記申請の際に両銀行がそれぞれ策定した経営の健全化のための計画(以下「経営健全化計画」という。)には、公的資金の返済の原資となりうる剰余金(利益剰余金のうち利益準備金以外のもの。以下同様)の積み上げの計画等が記載されていた。そして、17年8

月に新生銀行及びあおぞら銀行がそれぞれ策定した「経営の健全化のための計画の履行状況に関する報告書」によると、17年3月期末決算における剰余金の実績値は、新生銀行が3070億円、あおぞら銀行が1520億円となっており、両銀行とも、上記の経営健全化計画及び15年8月に見直しが行われた経営健全化計画に記載された計画値をそれぞれ上回っている状況である。

ウ 既存優先株式及び新規優先株式の処分

破綻金融機関が保有していた株式の売却益については、破綻処理の際、同金融機関の債務超過額の補てんに使用されるのが一般的であるが、前記のとおり、特別公的管理銀行保有株式の売却益については、その一部を新生銀行及びあおぞら銀行の自己資本に充当する措置(新生銀行2500億円、あおぞら銀行850億円)を認めた。そして、両銀行の株式売買契約では、既存優先株式及び新規優先株式の時価総額が、新生銀行については5000億円、あおぞら銀行については3550億円を超えている場合には、パートナーズ社及びソフトバンク・グループは、預金保険機構にその売却を要請できることとされていた。

この株式売買契約の条項について、政府においては、上記の自己資本に充当した金額と新規優先株式による資本増強額(新生銀行2400億円、あおぞら銀行2600億余円)とを合わせた金額におおむね相当する額を確保する趣旨であるが、今後、この条項に則り、市場の状況及び両銀行の経営状況等を見ながら適切に対応する旨の説明等がなされている。^(注17)

新生銀行の既存優先株式及び新規優先株式を17年9月末現在の転換価額である360円及び599.9円で、また、あおぞら銀行については既存優先株式を同年同月末現在の転換比率である5で、新規優先株式を転換価額の下限である225円でそれぞれ普通株式に転換したと仮定して試算すると、表6のとおり、新生銀行分で5000億円及びあおぞら銀行分で3550億円の売却額を確保するための1株当たりの価額はそれぞれ748円及び255円となる。^(注18)

新生銀行は16年2月に株式を上場したが、あおぞら銀行は17年9月末時点では株式を上場していない。

表6 既存優先株式及び新規優先株式の売却額(試算)

優先株式の区分		優先株式 (A)	発行価額 (B)	転換価額 (C)	普通株式 (D)=(A)*(B)/(C)	売却単価 (E)	総額 (D)*(E)
		千株	円	円	千株	円	億円
新生銀行	既存	74,528	1,300	360	269,128	748	2,013
	新規	600,000	400	599.9	400,066	748	2,992
	合計						5,005
あおぞら銀行	既存	48,144	500	100	240,720	255	613
	新規	866,667	300	225	1,155,556	255	2,946
	合計						3,560

(注) あおぞら銀行の既存優先株式は、発行価額が500円で普通株式への転換比率が5とされていることから、転換価額欄の数値を100とした。

(注17) 12年5月15日参議院金融問題及び経済活性化に関する特別委員会、16年2月24日衆議院予算委員会及び同年3月17日参議院予算委員会における、国が保有する優先株式に

関する政府の答弁

(注18) 優先株式を普通株式に転換するに当たり、優先株式1株について発行される普通株式数の比率を価格で表示したもの

- (4) 特別公的管理期間中に実施された措置及び株式売買契約に基づく措置が預金保険機構の財務に与えた影響について

特別公的管理銀行となった日本長期信用銀行及び日本債券信用銀行に対しては、特別公的管理期間中のみならず特別公的管理終了後、現在に至るまでの間に各種措置が実施され、預金保険機構を通じて多額の公的資金が投入されてきた。これらの措置は、預金保険機構において現在区分経理している各勘定のうち、一般勘定、金融機能早期健全化勘定及び金融再生勘定に影響を与えてきた。このうち、金融再生勘定は、両銀行への損失の補てん、株式売買契約に基づく措置のうち、投入された公的資金の大宗を占める特別公的管理銀行保有株式及び瑕疵担保資産並びに既存優先株式等に係る経理を扱っており、16事業年度末において8496億余円の欠損金が生じている。これらのことから、上記の措置が金融再生勘定に与えた影響についてみると、次のような状況となっている。

ア 金融再生勘定に欠損金が生じている要因

金融再生勘定は創設された10事業年度以降、表7のとおり欠損金が生じている状況にあり、その額は14事業年度をピークに減少傾向にあるものの16事業年度においても8496億余円と多額に上っている。また、金融機能再生法においては、金融再生勘定の廃止時における欠損金の処理についての規定がない。

表7 金融再生勘定の欠損金の推移 (単位：百万円)

事業年度	10	11	12	13	14	15	16
欠損金	90	452,231	638,737	769,876	1,008,343	986,266	849,687

このように金融再生勘定に多額の欠損金が生じている主な要因は、特別公的管理銀行に対する措置及び株式売買契約に基づく措置の実施によるものであり、このうち11事業年度から16事業年度までの間に同勘定の費用として計上された主なものは、表8のとおり、特別公的管理銀行への損失の補てん4500億余円、既存優先株式のき損に係る整理回収機構への損失の補てん1900億円(他の収益額との相殺前)、瑕疵担保資産に係る償却及び売却損等3088億余円及び貸倒引当金純繰入額2850億余円等である。一方、収益としては、特別公的管理銀行保有株式に係る処分金のうち取得価額超過相当額等1563億余円及び同株式に係る配当金932億余円等が計上された。

なお、預金保険機構の16事業年度行政コスト計算書の金融再生勘定における民間企業仮定貸借対照表では、特別公的管理銀行保有株式のうち時価のあるものを時価法で評価するなどして資本の部にその他有価証券評価差額金△4994億余円を計上していることなどから、資本の部の額は△1兆3491億余円となっている。

表8 金融再生勘定における特別公的管理及び株式売買契約に基づく措置に伴う主な収益及び費用
(単位：億円)

事 項		事 業 年 度	金 額
収 益	特別公的管理銀行保有株式に係る処分金のうち取得価額超過相当額等	11～16	1,563
	特別公的管理銀行保有株式に係る配当金	12～16	932
	瑕疵担保資産に係る回収金のうち取得価額超過相当額(償却債権取立益を含む)	12～16	69
	瑕疵担保資産に係る利息等	12～16	32
	既存優先株式からの配当金	13～16	53
	日本長期信用銀行株式及び日本債券信用銀行株式の売却益	11, 12	20
	合 計		2,670
費 用	日本長期信用銀行への損失補てん	11, 12	3,548
	日本債券信用銀行への損失補てん	12	951
	既存優先株式に係る整理回収機構への損失補てん 注(2)	11, 12	1,900
	瑕疵担保資産に係る償却及び売却損等	12～16	3,088
	特別公的管理銀行保有株式に係る償却等	12～16	87
	貸倒引当金繰入額 注(3)	12～16	2,850
	瑕疵担保資産に係る整理回収機構への管理回収業務委託費用	12～16	18
	瑕疵担保資産の買取り等に係る費用	11～16	65
	うち特別公的管理銀行保有株式に係る信託報酬	11～16	28
合 計		12,511	

注(1) 預金保険機構においては、特殊法人等会計処理基準に準拠して財務諸表を作成しているが、上表は特に金融再生勘定の損益計算書について、特別公的管理銀行に係る個々の業務ごとに収支を分類し、集計したものである。

注(2) 整理回収機構に対しては、他の収益額と相殺するなどして、11事業年度1136億余円、12事業年度445億余円の損失の補てんが実施された。

注(3) 貸倒引当金繰入の額から貸倒引当金戻入の額を控除したもの

イ 16事業年度決算における財務状況

金融再生勘定では14事業年度まで当期利益金が生じていなかったが、15事業年度及び16事業年度においては、それぞれ220億余円及び1365億余円の当期利益金が計上され、欠損金も同額減少した。16事業年度における同勘定の状況をみると、表9のとおり特別公的管理銀行保有株式が資産全体の約7割を占めている。そして、当該株式に係る売却益や受取配当等が収益全体(貸倒引当金戻入を除く。)の約6割を占めている状況である。

また、同勘定では、特別公的管理銀行に係る瑕疵担保条項に基づく貸出関連資産の引取り及び特別公的管理銀行保有株式の買取り並びに一般金融機関からの資産の買取り等、その業務に必要な資金を金融機関等からの借入れ又は債券の発行(いずれも政府保証付)により調達している。16事業年度末における借入金と預金保険機構債券(以下「有利子負債」という。)の残高は表9のとおり4兆1196億円であり、これらに係る同事業年度の借入金利息及び債券利息等は、近年の低金利の金融情勢を反映して71億余円と低

(注19) い水準となっている。

(注19) 平成16事業年度における借入実績は、借入金による8箇月から1年程度の短期資金に係る平均金利は0.02%、債券発行による2年及び4年の長期資金の平均金利(応募者利回り)は0.204%となっている。

表9 金融再生勘定の平成16事業年度末における資産、負債及び資本の状況

(単位：億円)

資 産		負 債 及 び 資 本	
特別公的管理銀行保有株式	23,706	有利子負債	41,196
瑕疵担保資産	4,638	(うち借入金)	(12,196)
貸倒引当金	△ 2,850	(うち預金保険機構債券)	(29,000)
その他の資産	7,229	その他の負債	25
(うち整理回収機構貸付金)	(4,364)	欠損金	△ 8,496
合 計	32,724	合 計	32,724

ウ 今後の見通し

以上の分析のとおり、金融再生勘定の資産として計上されている瑕疵担保資産及び特別公的管理銀行保有株式並びに既存優先株式の回収及び処分に係る損益は、欠損金の額に影響を及ぼすこととなるが、これらについての今後の見通しについてみると次のとおりである。

(ア) 瑕疵担保資産

瑕疵担保資産の回収については、その一部に若干の回収益が生じているものの、一方で、法的整理等による償却等の損失が多額に発生している状況にあり、今後においても多額の回収益の計上は見込めないものと推測される。

(イ) 特別公的管理銀行保有株式

特別公的管理銀行保有株式に係る売却益及び受取配当金等については、16事業年度までの累計で2496億余円となっており、欠損金の額を縮小するための主要な財源となってきた。

しかし、特別公的管理銀行保有株式の処分については、これまでの主として新生銀行及びあおぞら銀行への、預金保険機構に利益が生ずる売却とは異なり、今後は株式市場の動向等により16事業年度末時点で生じている株式の含み損が顕現化する可能性もある。

(ウ) 既存優先株式

預金保険機構が保有している既存優先株式については、現在の簿価が0円であることから、その処分価額に見合った額が金融再生勘定の利益となり欠損金の額を縮小することができるものである。

4 本院の所見

(1) 瑕疵担保条項に基づく貸出関連資産の引取り及び回収について

ア 瑕疵担保条項に基づく貸出関連資産の引取りの実施状況について

検査をした範囲においては、預金保険機構では、瑕疵担保条項に基づく解除権の行使に係る審査に当たり、瑕疵の存在及び2割以上の減価について、事実確認を監査法人等に依頼するなどしてその妥当性を検証し、その結果、実質債務超過等の発生が認められ

ず、瑕疵が存在しないと判断したものなどについては引取りを拒否するなど、貸出関連資産の引取りを適切に行うよう努めていた。

イ 瑕疵担保資産の回収状況について

預金保険機構は、瑕疵担保条項に基づき当初価値から2割以上減価している貸出関連資産を当初価値相当額で引き取っていることから、その回収額が支払額を上回ることは困難な状況となっており、前記のとおり、回収が終了した瑕疵担保資産に係る回収率は、その大半が法的整理等により回収が困難であったことから55.4%となっている。

預金保険機構では、瑕疵担保資産の債務者の現状分析を行いその状況に応じて回収方針を策定し回収を実施することとしているが、瑕疵担保資産の状況については、債務者の経営状況の悪化等により劣化が進む可能性もあることから、預金保険機構においては、整理回収機構との連携を密にして債務者の状況を的確に把握し、各債務者の状況に応じて回収の極大化を図るよう債務者の分類及び回収方針を見直す必要がある。

また、整理回収機構では、特別公的管理銀行から買い取った不適資産の回収に当たり、複数債権の一括売却や証券化による回収を行っているが、今後、預金保険機構では、瑕疵担保資産の回収においても、経済合理性の観点から整理回収機構が自ら回収に努めるよりも有利と認められる場合等には、一括売却等回収方法の多様化にも取り組んでいく必要がある。

(2) 預金保険機構の財務への影響について

金融再生勘定には16事業年度末で4兆1196億円の有利子負債があり、欠損金の額も8496億余円と多額に上っており、今後当該欠損金の縮小を図っていく必要がある。

前記のとおり、当該欠損金の縮小には、同勘定の資産全体の約7割を占めている特別公的管理銀行保有株式及び処分価額に見合った額が売却益となる既存優先株式の処分が大きな影響を及ぼすものと考えられる。また、上記の有利子負債から生ずる支払利息等の額は、近年の低金利の金融情勢により71億余円(16事業年度)と低い水準であるが、今後、金利水準の変動により支払利息が増大するリスクもある。

したがって、これらを勘案すると、預金保険機構においては、国民負担の極小化の観点から特別公的管理銀行保有株式及び既存優先株式を適切に処分し、有利子負債の削減及び欠損金の縮小に努めることが肝要である。

本院としては、16事業年度末において預金保険機構が保有する2兆3706億余円(簿価)の特別公的管理銀行保有株式については、4994億余円を含み損があることにかんがみ、預金保険機構が行う特別公的管理銀行保有株式の売却等処分の状況について引き続き検査していくこととする。また、既存優先株式の処分については、新規優先株式の処分と併せて、新生銀行及びあおぞら銀行が企業価値を高め、投入された公的資金が確実に回収されるよう、両銀行の経営健全化計画の履行状況等について引き続き注視していくこととする。

第4 政府開発援助の状況について

検査対象	(1) 外務省 (2) 国際協力銀行 (3) 独立行政法人国際協力機構
政府開発援助の内容	(1) 無償資金協力 (2) 円借款 (3) 技術協力
平成16年度実績	(1) 2617億2632万円 (2) 6883億9040万円 (3) 888億8532万円
現地調査実施国数並びに事業数及び対象事業費	12箇国 (1) 81事業 544億8487万円 (2) 6事業 329億2752万円 (3) 19事業 165億7584万円
援助の効果が十分発現していないなど認められたもの	草の根・人間の安全保障無償資金協力事業 技術協力プロジェクト 繊維産業品質管理計画事業

1 政府開発援助の概要

我が国は、国際社会の平和と発展に貢献し、これを通じて我が国の安全と繁栄の確保に資することを目的として、政府開発援助を実施している。その援助の状況は、地域別にみるとアジア、アフリカ、中南米、中東等の地域に対して供与されており、特にアジア地域に重点が置かれている。また、分野別にみると教育、水供給及び衛生、運輸及び貯蔵、エネルギー、農林水産業、環境保護等の各分野となっている。

そして、我が国の政府開発援助は毎年度多額に上っており、平成16年度の実績は、無償資金協力^(注1)2617億2632万余円、円借款^(注2)6883億9040万余円、技術協力^(注3)888億8532万余円などとなっている。

(注1) 無償資金協力 相手国の経済・社会の発展のための事業に必要な施設の建設、資機材の調達等のために必要な資金を返済の義務を課さないで供与するもので、外務省が実施している。

(注2) 円借款 相手国における経済・社会の開発のための基盤造りに貢献する事業等に係る費用を対象として、相手国に対し長期かつ低利の資金を貸し付けるもので、国際協力銀行が実施している。

(注3) 債務繰延べを行った額286億9399万余円を含む。

(注4) 技術協力 相手国の経済・社会の開発に役立つ技術・技能・知識を移転し、技術水準の向上に寄与することを目的として、技術研修員受入、専門家派遣、機材供与等を行うもので、独立行政法人国際協力機構が実施している。

2 検査の範囲及び着眼点

本院は、無償資金協力、円借款、技術協力等(以下、これらを「援助」という。)の実施及び経理の適否を検査するとともに、援助が効果を発現し、援助の相手となる開発途上にある海外の地域又は国(以下「相手国」という。)の経済開発及び福祉の向上などに寄与しているか、援助の制度や方法に改善すべき点はないかなどについて検査している。この検査の範囲及び着眼点について、我が国援助実施機関に対する検査及び相手国において行う現地調査の別に具体的に示すと、次のとおりである。

(1) 我が国援助実施機関に対する検査

本院は、国内において、援助実施機関である外務省、国際協力銀行(以下「銀行」という。)及び独立行政法人国際協力機構(以下「機構」という。)に対して検査を行うとともに、海外において、在外公館、銀行の駐在員事務所及び機構の在外事務所に対して検査を行っている。

これら我が国援助実施機関に対する検査に当たっては、次のとおり、多角的な着眼点から検査を実施している。

- ① 我が国援助実施機関は、事前の調査、審査等において、事業が相手国の実情に適応したものであることを十分検討しているか。
- ② 援助は交換公文、借款契約等に則したものになっているか、また、資金の供与などは法令、予算等に従って適正に行われているか。
- ③ 我が国援助実施機関は、援助対象事業を含む事業全体の進ちよく状況を的確に把握し、援助の効果が早期に発現するよう適切な措置を執っているか。
- ④ 我が国援助実施機関は、援助実施後、事業全体の状況を的確に把握、評価し、必要に応じて援助効果発現のために追加的な措置を執っているか。

(2) 現地調査

相手国に対しては、我が国援助実施機関に対する検査の場合とは異なり本院の検査権限は及ばない。しかし、援助は相手国が主体となって実施する事業に必要な資金を供与するなど、相手国の自助努力を支援するものであり、その効果が十分発現しているか、事業が計画どおりに進ちよくしているかなどを確認するためには、我が国援助実施機関に対する検査のみでは必ずしも十分ではない。このため、本院では、相手国に赴いて、我が国援助実施機関の職員等の立会いの下に相手国の協力が得られた範囲内で、次の着眼点から、事業の実施状況を中心に現地調査を実施している。

- ① 事業は計画どおり順調に進ちよくしているか。
- ② 援助の対象となった施設、機材、移転された技術等は、当初計画したとおりに十分利用されているか。
- ③ 事業は所期の目的を達成し、効果を上げているか。
- ④ 事業は援助実施後においても相手国によって順調に運営されているか。

そして、毎年10数箇国を選定して職員を派遣し、調査を要すると認められた事業について、相手国の事業実施責任者等から説明を受けたり、事業現場の状況の確認を行ったりなどし、また、相手国の保有している資料で調査に必要なものがある場合、相手国の同意が得られた範囲内で我が国援助実施機関を通じて入手している。

3 検査の状況及び本院の所見

(1) 現地調査の対象

本院は、17年次において上記の検査の範囲及び着眼点で検査を実施した。そして、その一環として、12箇国において次の106事業について現地調査を実施した。

- ① 無償資金協力の対象となっている事業のうち81事業(贈与額計544億8487万余円)
- ② 円借款の対象となっている事業のうち6事業(16年度末までの貸付実行累計額329億2752万余円)
- ③ 技術協力事業のうち技術協力プロジェクト19事業(16年度末までの経費累計額165億7584万余円)

(注5) 技術協力プロジェクト 技術協力の中核をなすもので、技術研修員受入、専門家派遣、機材供与などの事業を組み合わせたプロジェクトとして平成14年度から実施されている。13年度までは、プロジェクト方式技術協力として実施されていた。

上記106事業の国別の現地調査実施状況は、次表のとおりであり、このうち、草の根・人間の安全保障無償資金協力(14年度以前は草の根無償資金協力。以下同じ。)に係る36事業を除いた70事業を分野別にみると、農林水産業18事業、水供給及び衛生13事業、教育7事業、その他社会インフラ7事業、保健6事業、運輸及び貯蔵4事業などとなっている。

表 国別現地調査実施状況

国名	調査事業数(事業)	援助形態別内訳					
		無償資金協力		円借款		技術協力プロジェクト	
		事業数(事業)	援助額(億円)	事業数(事業)	援助額(億円)	事業数(事業)	援助額(億円)
アゼルバイジャン	10(5)	10(5)	10	—	—	—	—
ボリビア	1	—	—	—	—	1	3
カメルーン	14(10)	14(10)	86	—	—	—	—
エジプト	11(3)	8(3)	109	—	—	3	21
エルサルバドル	11(2)	5(2)	14	4	251	2	10
フィジー	9(7)	7(7)	0	1	22	1	13
ギニア	9(1)	9(1)	84	—	—	—	—
マダガスカル	6	4	50	—	—	2	16
メキシコ	2	—	—	—	—	2	18
ニカラグア	7(1)	7(1)	75	—	—	—	—
パラグアイ	14(4)	8(4)	26	1	55	5	38
タンザニア	12(3)	9(3)	87	—	—	3	43
計	106(36)	81(36)	544	6	329	19	165

(注) ()書きは草の根・人間の安全保障無償資金協力の事業数を示し、無償資金協力の内書である。

(2) 現地調査対象事業に関する検査の概況

現地調査を実施した事業のうち、次の事業については、援助の効果が十分発現していないなどと認められた。

① 草の根・人間の安全保障無償資金協力

カメルーン共和国及びフィジー諸島共和国に対する草の根・人間の安全保障無償資金協力事業

② 技術協力プロジェクト

繊維産業品質管理計画事業

ア 草の根・人間の安全保障無償資金協力事業

(ア) 事業の概要

草の根・人間の安全保障無償資金協力は、開発途上国の多様な援助ニーズに的確かつ迅速に対応するため、開発途上国の地方政府や非政府団体等(以下「団体」という。)が実施する比較的小規模のプロジェクトに対して、在外公館が資金を供与するものである。

草の根・人間の安全保障無償資金協力の実施に当たっては、在外公館は、事業の内容、団体の事業実施能力や事業実施後の管理体制等について検討することとなっている。そして、外務本省の承認を受けた後、事業を実施する団体との間で、贈与契約を締結し、贈与契約で定められた供与限度額の範囲内で資金を団体に供与することとなっている。そして、在外公館は、事業の実施状況及び資金の使用状況を確認するため、団体から、事業の実施状況及び使用済み資金の使途等を明らかにした中間報告書と最終報告書を提出させることとなっている。また、贈与契約において、契約締結後1年以内に事業を完了することと定められている。

(イ) 調査の状況

カメルーン共和国及びフィジー諸島共和国における4事業について次のような事態が見受けられた。

<マンディラリ職業訓練センターの機材整備及び改修計画>

この事業は、カメルーン共和国のヤウンデ市において、貧困層の女性の職業訓練及び自立促進のため、裁縫器具等の機材の購入及び既存の訓練施設の改修を内容とするものである。

在カメルーン日本国大使館では、14年1月に、本件事業を実施する団体との間で贈与契約を締結し、同年3月に、資金89,974ユーロ(邦貨換算額8,997,400円)を供与している。

調査したところ、足踏みミシンについて、同団体では、計画では35台購入する予定だったが実際は15台しか購入していないなど、機材が計画どおり購入されていなかった。

同団体の代表者の説明によれば、ミシンの購入先の業者が倒産寸前で15台しか納入されなかったとしている。その後、同大使館では、この事実を把握し、同団体から、計画どおり機材を購入する旨の誓約書を提出させたが、同団体では、未納入の機材の代金(約210万円)について、業者から返還を受けた後、同大使館に無断で本件事業の対象とは別の改修のための費用に充てていた。このため、同大使館では、この事実を把握した後、同団体から誓約書を再度提出させ、早期に機材を購入するよう指導を行っている。

上記のとおり、本件事業は機材が計画どおり購入されていないなどのため、援助の効果が十分発現していないと認められる。

＜トンガ女性の地位向上のための育成センター建設及び機材整備計画＞

この事業は、カメルーン共和国のトンガ市において、貧困層の女性の職業訓練及び自立促進のため、訓練施設の増設及び裁縫器具等の機材の購入を内容とするものである。

在カメルーン日本国大使館では、14年7月に、本件事業を実施する団体との間で贈与契約を締結し、同年9月に、資金82,328ユーロ(邦貨換算額8,891,424円)を供与している。

調査したところ、訓練施設については、17年5月の本院の調査時においても、内装工事を行っている途中であるなど、完成していなかった。

これは、同団体の代表者によれば、代表者が病気で不在となり工事業者を十分監督できなかつたり、工事業者が他者から受注した工事を優先させるなどして、本件施設の工事を行わなくなつたりしたためであるとのことである。

同団体が15年10月に同大使館に提出した報告書には、建設工事が計画どおり進んでいない旨記載されており、以降、同大使館では、同団体に対し、早期完成に向けた指導を実施したとしている。そして、同団体は、工事業者に工事の続行を求めたが、工事業者はいったん再開したものの再度工事を行わなくなつたため、17年4月に当該業者との契約を打ち切り、未施工の部分について新たに別の業者との間で契約を締結し工事を行わせている。

上記のとおり、本件事業は施設が完成していないため、援助の効果が十分発現していないと認められる。

＜オコラ女性職業訓練センターの改修及び機材整備計画＞

この事業は、カメルーン共和国のオコラ市において、貧困層の女性の職業訓練及び自立促進のため、訓練施設の増設及び木工器具等の機材の購入を内容とするものである。

在カメルーン日本国大使館では、14年7月に、本件事業を実施する団体との間で贈与契約を締結し、同年9月に、資金83,496ユーロ(邦貨換算額9,017,568円)を供与している。

調査したところ、訓練施設については、17年5月の本院の調査時においても、窓枠や配電関係の工事を行っている途中であるなど、完成していなかった。また、機材については、購入契約は済んでおり、代金も同団体から購入先の業者に全額支払われているが、施設が完成していないため納入されておらず、本件資金供与による活動は行われていなかった。

これは、同団体の代表者によれば、工事業者が経営不振で工事が継続できなくなつたり、同団体の代表者が交替し工事業者を十分監督できなかつたりしたためであるとのことである。

また、同大使館では、15年6月に同団体から工事はすべて完了したとの最終報告書の提出を受けていたが、実際は完了しておらず、同報告書は事実と異なる内容のものであった。

同大使館では、15年10月頃にこのような事態を把握し、それ以降、同団体に対して早期に事業を完了するよう指導を行ったとのことである。そして、同団体では、工事業者に催促して17年5月に工事を再開させていた。

上記のとおり、本件事業は施設が完成していなかつたり、機材が納入されていなかつ

たりしたため、援助の効果が発現していないと認められる。

＜ロコトゥイヴァトゥ小学校整備計画＞

この事業は、フィジー諸島共和国のタイレヴ県において、ロコトゥイヴァトゥ小学校の上級学年の新設に伴う学級数の増加等に対処するため、校舎1棟、教員宿舍2棟、通学に必要な橋りょうの建設等を内容とするものである。

在フィジー日本国大使館では、13年2月に、本件事業を実施する団体との間で贈与契約を締結し、同年3月に、資金71,496米ドル(邦貨換算額7,507,080円)を供与している。

調査したところ、資金の供与を受けてから4年を経た17年4月の本院の調査時においても、教員宿舍1棟(11,214米ドル相当)の建築はしゅん功しておらず、また、橋りょう(31,388米ドル相当)の建設については資機材が購入されておらず着工していなかった。

これは、武装勢力による議会占拠事件が発生し、同国内が混乱に陥ったなどの要因が大きく影響しており、また、同大使館においては、実施上の工夫により期間内の完成が見込めると思料して案件採択を行ったが、結果として事業が契約期間内で完了せず、同大使館では、進ちよく状況の把握等を行い、事業進ちよくに関する助言を行ったりしていたが、事業の進ちよくに結びつけるまでには至らなかったことによる。

上記のとおり、本件事業は施設の一部が完成していないため、援助の効果が十分発現していないと認められる。

(ウ) 本件4事業に対する本院の所見

草の根・人間の安全保障無償資金協力事業において、上記の各事態が生じているのは、主として団体の事情や現地の事情によると認められるが、このように事業が未完了となっているものがある事態にかんがみ、在外公館においては、以下の点に留意する必要があると認められる。

- ① 事業選定時において、財政的基盤や組織的基盤など団体側の事業実施能力の有無、事業規模の適否などについてより一層検討すること
- ② 贈与契約の締結などの際には、贈与契約の内容に沿って適切に事業を実施することなど、贈与契約の内容や草の根・人間の安全保障無償資金協力の趣旨を団体に対し十分に説明し、一層周知すること
- ③ 団体から贈与契約に定められている中間報告書及び最終報告書を適正に提出させることを徹底し、適時に団体に赴くなどして、施設、機材の現況についての確認、団体の活動状況の把握などをより一層行うこと

イ 技術協力プロジェクト

＜繊維産業品質管理計画事業＞

(ア) 事業の概要

a 要請の背景

パラグアイ共和国(以下「パラグアイ」という。)政府は、同国の輸出額の40%を占める綿花の輸出から付加価値の高い綿糸及び綿布等の綿製品の輸出への転換を図るため、技術協力を我が国に要請してきた。

b 事業の概要

機構では、上記の要請を検討し、商工省国立技術標準院(INTN)に対し紡績技術、品質管理技術及び綿製品の輸出検査等の技術を移転することにした。そして、INTNは、移転された紡績技術及び品質管理技術をパラグアイの繊維関連の民間企業(以下「繊維企業」という。)に移転することで、繊維企業の技術水準を高め、また、INTNが輸出製品の品質検査を行うことを通じて輸出製品の品質を向上させることにより、同国において綿製品の輸出の増大を図るものである。

このために、機構は、4年2月から9年2月までの5年間にわたり、INTNから技術研修員計16人を我が国へ受け入れ、現地での指導のために我が国から専門家計33人を派遣(3億8588万円)するとともに、紡績のパイロットプラント、試験・検査技術のための所要機材等(3億7303万余円)の供与を行うなどした(経費累計額8億2292万余円)。

(イ) 調査の状況

a 移転された技術等の活用について

(a) 民間企業への技術指導の状況

INTNは、繊維企業に対して紡績技術及び品質管理技術に係る技術指導を行うこととしていたが、INTNが、事業終了後に、直接繊維企業を訪問して行った技術指導の件数についてみると、輸出を目指す新たな繊維企業が設立されなかったこと、既存の繊維企業も廃業が相次いだことの結果、年間2～5件と少なくなっている。

(b) パイロットプラントの活用状況

パイロットプラントは、事業終了後の10年以降はカウンターパートが現地繊維企業に適合するような生産方法を研究する目的等で使用されている。しかし、上記のように繊維企業数が増加せず技術指導の需要が伸びなかったこと、パイロットプラントの一部の機材が故障していたことなどから、本件事業終了後のパイロットプラントの年間運用時間は、大きく低迷している。

(注6) カウンターパート 技術協力のために開発途上国に機構から派遣された専門家などと活動をともにし、技術協力を受ける相手国側の技術者等

(c) カウンターパート

カウンターパートは、本件事業終了時には19人いた。しかし、INTNの待遇問題により、職員の流出が止まらず、また、前記のとおり、本件事業終了後は技術指導の件数が年間2～5件となっていたため、INTNが繊維部門にいたカウンターパートを他部門へ異動させたことにより、本院の調査時において、繊維部門に所属しているカウンターパートは4人になっていた。

これらのことから、移転された技術は、調査時点では十分活用されていない状況となっていた。

b 事業効果の発現状況について

本件事業実施中の7年に発生したパラグアイの経済危機等により、それ以降、同国の多数の繊維企業が閉鎖される状況となった。このため、綿製品の輸出量が大きく落ち込み、6年には8,847tであったものが13年には2,407t、14年には817t、15年には4,832tになっていた。

本件事業は最終の目標として、パラグアイの繊維産業の振興と輸出の増大を設定しているが、繊維産業の振興については、本院がパラグアイの繊維企業数の把握を試みた結果、信頼できる統計数値がパラグアイ側の関係機関で管理されていないため不明であった。また、輸出の増大については、事業終了後8年が経過した本院の調査時においても、達成の目途は立っていないと認められた。

これらのことから、本件事業は援助の効果が十分発現していないと認められた。

(ウ) 本件事業に対する本院の所見

事業実施前に的確にパラグアイ繊維産業の発展を予測することは困難な面もあるが、事業を開始するに当たって、本件事業の最終の目標を達成するための条件について十分な分析を行い、その結果に応じて本件事業を実施するなどすることが、事業が成功する可能性を高めることになる。

については、機構においては、事業実施前に、最終の目標を達成するための条件について今後十分な検討を行う要があると認められる。

第5 技術協力プロジェクトにおける事業実施前の調査の状況について

検査対象	独立行政法人国際協力機構
政府開発援助の内容	技術協力プロジェクト
平成16年度実績	444億9245万円

1 技術協力プロジェクトの制度の概要

独立行政法人国際協力機構(以下「機構」という。)は、相手国が抱える開発課題に対して定められた目標を達成するために、技術協力の中核をなすものとして、「技術研修員受入」、「専門家派遣」、「機材供与」を組み合わせた技術協力プロジェクト(平成13年度以前は「プロジェクト方式技術協力」)を実施している。

技術協力プロジェクトの終了後は、相手国政府が移転された技術を自力で継続的に活用し、事業を実施し、その事業により当該技術協力プロジェクトが目指す効果が持続的に発現することで開発課題に対して定められた目標が達成されていくことが求められている。そのためには、効果が発現するための前提となる、例えば、相手国の経済状況などの外部条件が満たされる必要があり、機構では、この外部条件が満たされて、効果が発現しているかについて注視している。

2 検査の着眼点及び対象

(検査の着眼点)

技術協力プロジェクトに関する毎年度の検査では、前掲の「政府開発援助の状況について」における検査の着眼点で記述(648ページ参照)したとおり、我が国援助実施機関は、事前の調査、審査等において、事業が相手国の実情に適応したものであることを十分検討しているかなどの多角的な観点から実施しているが、今年次の調査においては、特に、次の点などに着眼して検査を実施した。

- ① プロジェクトの効果が発現するための前提となる外部条件が満たされていない場合、その原因は何か。
- ② 機構が技術協力プロジェクトを実施する際に、プロジェクトの効果の発現を確保するために留意すべき点はないか。

(検査の対象)

上記の着眼点から検査を行うために、プロジェクトの効果が発現するための前提となる外部条件が満たされない場合、機構がどのような措置を執っているかについても併せて確認するために、事業終了後相当期間が経過している案件を検査することにした。このうち、本院において事業の状況について情報の蓄積がある現地調査済案件について再度現地調査を行うことにした。そして、直近に現地調査を実施したプロジェクトを除き、4年(検査報告年度は3年度)から12年(検査報告年度は11年度)までに現地調査を行った153事業を対象として、機構本部において現地調査後の状況について検査を行い、前記の着眼点から対象事業数を絞り込み、6事業(事業の効果が発現していないなどとして決算検査報告に掲記した2事業を含む。)について再度現地調査を行うこととした。

3 検査の状況

再度現地調査した6事業のうち、2事業については、調査時点ではプロジェクトの効果は発現していると認められたが、次の4事業については、プロジェクトの効果の発現の前提となる外部条件が満たされておらずプロジェクトの効果が十分発現していないと認められた。

(1) プロジェクトの効果が十分発現していない事業に係る調査の概要

ア 稲作研究開発技術協力事業[フィジー諸島共和国]

(平成10年度決算検査報告466ページ)

(ア) 事業の概要

a 要請の背景

フィジー諸島共和国(以下「フィジー」という。)では、国内での米の生産量が消費量の約半分程度で、不足する米は輸入に頼っていた。フィジー政府では、第9次国家開発計画において自給率の向上を重点目標に掲げ、この目標を達成させるため、我が国に稲作研究開発に関する技術協力を要請してきた。

b 事業の概要

機構では、上記の要請を検討し、同国における稲作研究の中心的機関であるコロニビア農業試験場のカウンターパート^(注)に対する栽培、普及等に関する技術の移転及び4モデル農場におけるほ場の整備等を行った。その上で、カウンターパートがモデル農場で移転された技術を基礎として地域の自然条件等に適合するような稲作技術を開発し、この技術を用いてモデル農場の農民に稲作をさせ、その状況を展示して周辺の一般農民に栽培技術を普及し、同国における米の単位面積当たりの収穫量を増やし、国内の米の増産、自給率の向上を目指すことにした。

このために、機構は、昭和60年4月から平成5年8月までの8年4箇月間にわたり、技術研修員計23人を我が国へ受け入れ、現地での指導のために我が国から専門家計48人を派遣(7億5016万余円)するとともに、モデル農場におけるほ場の整備、トラクター等の所要機材(5億0351万余円)の供与を行うなどした(経費累計額13億3567万余円)。

(注) カウンターパート 技術協力のために開発途上国に機構から派遣された専門家などと活動をともにし、技術協力を受ける相手国側の技術者等

(イ) 検査の状況

a 前回の調査の結果

本件事業については、平成10年度決算検査報告において、フィジー政府の農業政策の変更により稲作に対する補助金が打ち切れ、また、外国米に対する関税率が引き下げられるなどしたため、モデル農場では稲作が全く行われていなかったり、従来からの栽培方法が中心となっていたりしており、移転された稲作栽培技術が十分に活用されていない状況となっていたことを掲記した。

b 今回の調査の状況

(a) 事業の効果の発現の状況

今回の調査においても、改良種米の栽培に不可欠な農業機械の政府からの貸与や肥料等に対する政府補助が廃止されたまま、外国米に対する関税率が引き下げられた状況は継続していた。

そして、肥料、農薬の投入をあまり必要としない在来種米と比べて、多収量ではあるが、農業機械の使用、肥料、農薬の投入を前提とする改良種米を生産することについてモデル農場の農民の意欲が失われていた。このため、4箇所のモデル農場では、17年3月の本院の調査時において、前回の調査と同様、移転された技術を用いた改良種米の栽培はほとんど行われておらず、モデル農場の役割を果たしていない状況が継続していた。

(b) フィジーにおける米の生産及び自給率の状況

今回の調査の結果、11年から15年の5箇年の米の年平均生産量は、14,666 tで自給率は27.2%となっていて、年平均生産量、自給率ともに事業実施前と比べて低下している。この年平均生産量、自給率は、11年の前回の本院の調査時点の数値と比較すると状況に改善は見られていない。

このように、移転された技術を用いて国内の米の増産を図り、米の自給率を向上させるといふ本件事業開始当初に掲げた目的は達成されていなかった。

(c) フィジー政府の米生産に係る現在の取組

現在、フィジー政府は米生産の再活性化の取組を開始している。これは、稲作に対する政府補助がないなどの状況の下でも米の増産を図ろうとするもので、肥料は自家製造を基本としたたい肥を用い、農業機械も小規模なものの導入にとどめるなど投入コストの増加を抑える一方、在来種米よりは収量面で優位な品種の導入を図り、農民への普及を図ろうとするものである。そのため、インドネシアから技術援助を仰いでいた。

(d) 決算検査報告掲記後、機構が本件事業に関して執った措置

決算検査報告掲記後の機構の対応状況を検査したところ、機構は、同国政府に対して3度にわたり、供与した施設及び機材の使用を促すなどの申入れを行っていた。しかし、移転された技術が十分に活用されていなかった主たる原因は、前記のとおりフィジー政府の農業政策の変更によるものであり、事態が改善されることは困難な状況となっていた。

c 機構が本件事業実施前に行った調査について

本件事業は、米の自給率向上を目指す国家政策に沿って行われた外国米に対する関税賦課、生産資材購入などに対する政府補助などの施策がフィジー政府により維持され、改良種米の栽培方法が一般農民の支持を得て普及し、生産が広まることだが、プロジェクトの目指す効果発現の前提となる外部条件となっている。そこで、機構が、

- ① 同政府のこれらの関税賦課や政府補助などの施策が合理的なもので、ある程度維持される見込みがあるか
- ② 改良種米の栽培は、在来種米と比べ多収量である一方で、大規模生産を前提とし、肥料、農薬の投入を要するという特徴があるが、この改良種米が農民の支持を得て生産が広まる可能性が大きいのか

などについて、保存されている書類等から本件事業実施前にどのような調査等を行っていたかを検査した。

しかし、機構から派遣された事前調査団の報告書やその他各種の報告書において

は、上記施策の合理性に関する具体的分析はなく、また、改良種米が農民の支持を受けて栽培が広まる可能性に係る具体的分析もなく、調査が行われたかどうかについては確認することができなかった。

イ 未利用硫化鉄鉱開発技術協力事業[メキシコ合衆国]

(平成6年度決算検査報告409ページ)

(ア) 事業の概要

a 要請の背景

メキシコ合衆国(以下「メキシコ」という。)政府は、開発の遅れたメキシコ東南部の開発に当たり、多量に存在しているが未利用のまま放置されている硫化鉄鉱資源を活用するため、我が国に必要な選鉱・製錬等の技術協力を要請してきた。

b 事業の概要

機構では、上記の要請を検討し、エネルギー鉱山国営企業省鉱業振興局南東試験センター(以下「センター」という。)に対して、硫化鉄鉱から鉄、非鉄金属、硫黄(硫酸)を分離するための選鉱技術、ばい焼・塩化揮発製錬技術などを移転することにした。そして、センターは、選鉱・製錬試験を行い、鉱山会社はこの成果を活用し、硫化鉄鉱から鉄、非鉄金属、硫黄(硫酸)を分離、売却することによりメキシコ東南部の鉱業振興を目指すものである。

このために、機構は、昭和61年2月から平成2年2月までの4年間にわたり、技術研修員計12人を我が国へ受け入れ、現地での指導のために我が国から専門家計21人を派遣(3億2463万余円)するとともに、選鉱及び製錬技術を移転するための所要機材(4億7881万余円)の供与を行うなどした(経費累計額8億2610万余円)。

(イ) 検査の状況

a 前回の調査の結果

本件事業については、平成6年度決算検査報告において、技術移転の中核となる製錬技術について、メキシコ側が自国予算で建設するパイロットプラント建屋の完成の遅延、運営予算の不足等のため、同プラントの運転がほとんど行われず、技術の移転が十分行われていなかったことを掲記した。

b 今回の調査の状況

(a) 選鉱・製錬技術の移転状況

今回、その後の選鉱・製錬技術の移転状況について調査したところ、機構は、前回の本院の調査以降、メキシコ側と連絡を取り合い、適宜助言等を行っていた。そして、その結果、センターにおいては、企業等からの委託を受けた選鉱・製錬試験やセンターの独自試験を行っていた。このことから、本件事業の対象となった技術は移転され、定着していると認められた。

(b) 移転された技術の活用状況及び事業効果の発現状況

メキシコにおいては、調査時点では硫化鉄鉱の採掘は一部の鉱山で行われているのみで、硫化鉄鉱の採掘が進んでいないことから、選鉱・製錬試験を行う需要が少なくなり、上記の企業等からの受託試験は、7年から16年までの10年間で合計5回行われただけであった。

このため、本件事業においては、移転された技術の利用を通してメキシコ東南部の鉱業振興を図るというプロジェクトが目指した効果は発現していなかった。

(c) プロジェクトが目指した効果が発現していない原因

このように、プロジェクトが目指した効果が発現していないのは、本件事業終了後に、精製プロセスがより簡便で、高品位の製鉄原料となる赤鉄鉱や磁鉄鉱が新たに発見・採掘されたため、これらを採掘できる間は硫化鉄鉱を採掘する必要がなくなったことによるものである。

(d) 決算検査報告掲記後、機構が本件事業に関して執った措置

決算検査報告掲記後の機構の対応状況を調査したところ、上記のとおり、適宜メキシコ側に助言等を行っており、また、機構は13年に選鉱試験設備に係るスペアパーツ等機材供与を実施するなどしていた。しかし、硫化鉄鉱の採掘がほとんど行われていないことから、機構は、プロジェクトが目指した効果を十分発現させるための機構で執り得る抜本的な方策はないため特段の方策は執っていないかった。

c 機構が本件事業実施前に行った調査について

本件事業は、赤鉄鉱や磁鉄鉱の終掘により硫化鉄鉱の採掘が進むことが効果発現の前提となる外部条件となっている。そこで、機構が、硫化鉄鉱の採掘の動向について、本件事業実施前にどのような調査等を行っていたのかを保存されている書類等から検査した。

しかし、赤鉄鉱や磁鉄鉱の探鉱の可能性の記述は見当たらない状況で、硫化鉄鉱の採掘の可能性に関する調査結果については、機構から派遣された事前調査団の報告書やその他各種の報告書に具体的な記載がなく、機構でどのような調査等が行われたかを確認することができなかった。

ウ 電車訓練センター技術協力事業[エジプト・アラブ共和国]

(ア) 事業の概要

a 要請の背景

エジプト・アラブ共和国では、急激な人口増加のため、都市交通輸送力の増強を図ることが緊急に解決すべき課題となっていた。しかし、カイロ市交通局の路面電車部門では、車輛の保守・運用等が著しく悪く、運行の用に供することができる車輛が少なくなっていた。

一方、同局は、21系統営業キロ79kmの路面電車網に加え、2路線約30kmの延伸を計画しており、また、輸送サービスを改善、拡充するために必要となる車輛数を確保することを目指して、車輛の保守・修理に従事する技術者の技術水準の向上を図るため、技術協力を我が国に要請してきた。

b 事業の概要

機構では、上記の要請を検討し、カイロ市交通局電車訓練センター(以下「センター」という。)において、車輛機械、車輛電気、その他電車技術の主として保守・修理分野における技能工を養成するため、路面電車の保守・修理等の技術を移転することにした。

このために、機構は、昭和57年6月から61年6月までの4年間にわたり、技術

研修員計13人を我が国へ受け入れ、現地での指導のために我が国から専門家計10人を派遣(2億9051万余円)するとともに、所要機材(3億3517万余円)の供与を行うなどした(経費累計額6億5009万余円)。

(イ) 検査の状況

a 調査の状況

本件事業終了後、センターでは、保守・修理に係る訓練を実施している。そして、訓練を受けた技術者は、車輛の保守・修理の業務に従事しており、移転された技術そのものは定着していると認められた。

しかし、自動車の普及等に伴い、本件事業終了後、市中心部では路線の廃止が進んでおり、また、計画されていた路線の延伸は実現していない。また、路面電車の1日当たりの乗客数についてみると、技術協力期間中である58年には373,000人であったが、平成13年には175,000人と半減していた。このようなことから、運行に必要となる車輛数も漸次減少してきており、昭和60年には268両であったが、平成15年には96両になっている状況である。

路面電車の路線延伸及び輸送サービスの拡充のために車輛の稼動状況を改善させるということが本件事業を実施した背景にあることからみると、運行車輛数そのものが減少してきているために、移転された技術を活用できる範囲は限定されたものとなっている。

b 本件事業終了後、機構が本件事業に関して執った措置

機構は11年4月に専門家2人を派遣し、センターで訓練が継続して行われるようアフターケア協力を行っていた。一方、運行車輛数そのものが減少してきているために移転された技術を活用できる範囲が限定されたものになっている点に関しては、機構としては、事業の目的はセンターで訓練が継続して行われ電車の安全な運行がなされることと考えていたこともあり、特段の方策は執っていなかった。

c 機構が本件事業実施前に行った調査について

本件事業は、カイロ市交通局が路面電車の路線を延伸したり、輸送サービスを改善、拡充したりするという方針が現実のものとなることによって、移転された技術が十分に活用されるものである。

そこで、機構が本件事業実施前に行った調査について保存されている書類等から検査したところ、機構から派遣された事前調査団の報告書やその他各種の報告書において、カイロ首都圏の交通網における路面電車の位置付けに係る評価と将来の見通し等の記述がなく、また、路線の延伸については触れられているが、開業年度の目途など具体的内容や財政面からみた実現可能性等についての記述がないなど、本件事業実施前に上記方針の実現可能性が検討されていたのかどうかを確認することができなかった。

エ キリマンジャロ州中小工業開発協力事業[タンザニア連合共和国]

(ア) 事業の概要

a 要請の背景

タンザニア連合共和国(以下「タンザニア」という。)政府は、キリマンジャロ州の総合開発のため、14案件について我が国に協力要請を行い、この中で中小工業開

発について技術協力を実施することを、昭和53年8月に両国政府が合意した。

b 事業の概要

機構では、キリマンジャロ州地域開発庁キリマンジャロ工業開発センター(KIDC、平成15年8月以降は独立行政法人KIDT)において、①鋳造、②鍛造、③機械加工、④窯業及び⑤ブリケット(おが炭)製造に関する最適技術の開発及び普及、人材養成などに係る基礎的技術及び工場経営を含む応用技術を移転することにした。そして、KIDCは移転された技術を研修を通して中小工業事業者に伝播、普及することにより、同州の中小工業開発に寄与することを目指したものである。

このために、機構は、昭和53年9月から平成5年3月までの14年6箇月間にわたり、技術研修員延べ36人を我が国へ受け入れ、現地での指導のために我が国から専門家延べ58人を派遣(14億0369万余円)するとともに、所要機材(5億1739万余円)の供与を行うなどした(経費累計額20億1891万余円)。

(イ) 検査の状況

a 調査の状況

KIDTにおいては、製造の基礎的技術は、一部の分野を除き、定着していると認められた。

しかし、KIDCにおいて中小工業事業者に技術を普及する目的で行うこととしていた移転された技術分野に係る研修活動は、ほとんど実施されていない状況となっていた。したがって、本件事業は、移転された技術が広くキリマンジャロ州に普及し、前記の5分野に係る中小工業事業者数が増加することに結びついていない。

これは、キリマンジャロ州では、前記の5分野に係る既存の中小工業事業者が少なく、また、主要企業を国有化するという政府の方針の下で中小企業振興策も策定されておらず、研修活動に対する需要がなかったことなどによると認められる。

一方、中小工業事業者数の動向に関しては、タンザニア政府の統計調査によって確認することができず、どのような状況かは不明で、機構においてもその状況を把握していない。

b 本件事業終了後、機構が本件事業に関して執った措置

16年3月には、フォローアップ協力として鋳造部門における供与機材である高周波誘導溶解炉について修理が行われていた。しかし、研修活動に対する需要がない中でプロジェクトが目指した効果を十分発現するため機構で執り得る抜本的方策はないために、機構は特段の方策を執っていなかった。

c 機構が本件事業実施前に行った調査について

本件事業では、移転された技術を活用して生産を行う者が潜在的又は現実に多数存在することがプロジェクトの効果の発現の前提となる外部条件となる。そこで、本件事業実施前において、中小工業事業者に対する研修の需要予測、また、それらに対して研修を行うことによりキリマンジャロ州の中小工業の振興を図ることの実現可能性等に関し、機構はどのような調査を行ったかについて保存されている書類等から検査した。

この点に関し、機構から派遣された事前調査団の報告書やその他各種の報告書において、これらの点に関する調査結果を確認することはできなかった。

このように、上記の各事業は、技術協力プロジェクトの対象となった事業に対する需要が生まれる外部環境とならなかつたり、相手国の政策等が変更されたりしたため、プロジェクトの効果発現の前提となる外部条件が満たされず、プロジェクトの効果が十分発現していないものである。

そして、機構において、上記の各事業について、事前調査は行われてはいるが、事業の効果発現のための前提となる外部条件が将来満たされるかなどについて、十分な調査が行われていたかについては確認できない状況であった。

(2) 近年実施されている技術協力プロジェクトの実施前におけるプロジェクト実施の妥当性に係る調査

上記の各事業は、昭和61年から平成5年にかけて終了したものである。その後、機構において、事前の調査に関し、次のとおり改善が図られている。

ア 事前評価制度の導入

機構は、以前から、プロジェクトの実施前に、プロジェクト実施の妥当性の検討及び事業計画の策定を行っていたが、この事前の調査を体系的に行うため、13年度から「事前評価制度」を導入した。

イ 事業評価ガイドラインの作成

機構では、16年2月に「プロジェクト評価の手引き－改訂版JICA事業評価ガイドライン」(以下「改訂版ガイドライン」という。)を作成した。改訂版ガイドラインでは、評価の目的、手法等が明示され、事前評価においては、評価のチェックリストが示されるなど、個々の事前評価が体系的に行われるよう配慮されている。

また、改訂版ガイドラインにおいては、以前はプロジェクトに関し、相手国の開発政策や我が国の援助政策との整合性だけで判断していたものが、成果重視の観点から、ひきよのニーズとの合致や効果を上げる戦略として適切かという視点が重要視されている。

そして、機構では、事前調査段階において、個々のプロジェクトの分析を的確に行うために国別、課題別アプローチ等により、案件の背景等を総合的に調査するようになっている。

このように、機構の事前の評価において、事業効果発現の前提となる外部条件が満たされる可能性が高いか否かという点について、調査検討することが明確に求められるようになるなど、以前より成果がより一層強調されるようになってきている。

4 本院の所見

前記の各事業は、効果発現の前提となる外部条件が満たされなかつたため、プロジェクトの効果が十分発現していなかつたものである。プロジェクトの実施後には、機構において効果を発現させるよう対策を講じたとしても限界があるため、事前の評価が重要であると認められる。

事前の評価において、効果発現の前提となる外部条件の状況を正確に予測するのは困難な面もあるが、事前の評価にかかるコストと時間という制約も踏まえつつ、適切な事前の評価に基づきプロジェクトの計画を策定すれば、十分に効果が発現するプロジェクトを増やすことができるものと考えられる。しかし、上記の各事業については、効果発現の前提となる外部条件についてどのような事前の評価が行われたのかについては確認することができなかつ

た。

この点に関しては、機構においては近年、前記のとおり、事前の評価において、成果重視のアプローチを重視し、具体的な評価マニュアルを作成し、評価項目についてチェックリストを示すなど、改善が図られている。これらのことから、改善された点の確実な実行が十分に効果が発現するプロジェクトを増やすために重要である。

そこで、技術協力プロジェクトは多額の国費を投入して行われる事業であることにかんがみ、以下の点に留意し、事前の調査を今後とも適切に行っていくことが必要である。

ア 効果発現の前提となる外部条件が、将来満たされるかどうかなどについて、適切な検討を行い、プロジェクトの事業計画等に反映させること

イ 事業の効果の発現は長期にわたることから、上記の検討の結果を記録に留め、これを踏まえ、効果発現の前提となる外部条件のプロジェクト実施開始後の状況に対応して、終了時評価、事後評価等を行うこと

本院としても、技術協力プロジェクトの事業の執行状況につき、今後とも注視していくことにする。

第6 租税特別措置(肉用牛売却所得の課税の特例及び農地等についての相続税の納税猶予の特例)の実施状況について

第4章 第2節 特定検査対象に関する検査状況 第6

検査対象	財務省、国税庁、大阪国税局、札幌北税務署ほか 90 税務署、農林水産省
会計名及び科目	一般会計国税収納金整理資金 (款)歳入組入資金受入 (項)各税受入金
租税特別措置(肉用牛売却所得の課税の特例及び農地等についての相続税の納税猶予の特例)の概要	(1) 肉用牛売却所得の課税の特例 農業を営む個人等が免税対象飼育牛を一定の方法により売却した場合には、その売却により生じた事業所得等に対する所得税等を免除する特別措置 (2) 農地等についての相続税の納税猶予の特例 農業相続人が相続等により取得した特例農地等の価額のうち農業投資価格を超える部分に対応する相続税について、一定の要件の下に、その納税を猶予する特別措置
上記の各特例に係る免税金額及び納税猶予税額	(1) 96 億円(平成 16 年分) (2) 1107 億円(平成 15 年分)

1 租税特別措置の概要

(租税特別措置の概要)

租税特別措置(以下「特別措置」という。)は、租税制度上、特定の個人や企業の税負担を軽減等することにより、国による経済政策や社会政策等の特定の政策目的を実現するための特別な政策手段であるとされ、公平・中立・簡素という税制の基本理念の例外措置として設けられているものである。

税収の減少(以下「減収」という。)をもたらす特別措置には、税額控除や所得計算上の特別控除などの手法を用いて税の軽減又は免除になるもの(以下「税の減免」という。)と、特別償却や準備金などの手法を用いて一時的にその課税を猶予し、課税の延期になるもの(以下「課税の繰延べ」という。)とがある。

税の減免は、実質的には減免された税額相当額の補助金を交付したことと同様の結果になるものといわれている。また、課税の繰延べは、実質的には繰り延べられた税額相当額を無利息で貸し付けたことと同様の結果になり、利子補給の効果があるといわれている。

特別措置の適用による平成 16 年度における租税の減収見込額の総額は 3 兆 5820 億円(財務省公表の「租税特別措置による減収額試算」による。)となっている。

(特別措置の策定等)

特別措置を行政上の政策に導入している省庁(以下「関係省庁」という。)では、毎年行われる税制改正の審議に当たり、各政策の目的に基づき、特別措置の新設、拡充及び延長を希望する旨を記載した要望書等を財務省に提出している。財務省ではそれらの内容について関係省庁と折衝を重ね、政府・与党税制調査会での議論を経て、税制改正要綱の閣議決定が行われ、この要綱に沿った租税特別措置法(昭和 32 年法律第 26 号。以下「措置法」という。)等の改

正案は、閣議決定を経た上で内閣から国会に提出され、国会で審議・議決されることになる。なお、これとは別に国会議員により改正案が国会に提出される場合(議員立法)もある。

そして、措置法等に基づく国民(納税義務者)に対する課税は国税庁により執行される。

(関係省庁における政策の検証)

関係省庁では、特別措置についてその拡充、延長等の改正の要望をする際に、財務省に対して措置法等の適用に伴う減収見込額を提示することなどにより当該特別措置の効果等の検証を行っている。また、14年4月から「行政機関が行う政策の評価に関する法律」(平成13年法律第86号。以下「政策評価法」という。)が施行されたことに伴い、行政機関の長は、政策評価に関する基本計画や事後評価の実施に関する計画を定め、これらに基づき事前評価や事後評価を実施し、その結果について評価書を作成し公表することとなっている。

2 検査の背景

国民の税に関する関心は高く、少子・高齢化の急速な進展など経済社会の構造が大きく変化している中で、持続的な経済社会の活性化の実現を図る取組としての税制改革に期待が寄せられている。一方で、財政状況の悪化に見舞われていることから、税制について種々の議論が行われており、その中で特別措置についても議論がなされているところであり、特別措置の目的や効果を十分に検証し、公平、中立などの観点から絶えず見直すことが必要とされている。

このことから、本院では、15年次の検査においては、法人税関係の特別措置について、その適用状況及びその関係省庁である経済産業省における政策の検証状況を検査し、16年次の検査においては、所得税・法人税関係の特別措置のうち社会保険診療報酬の所得計算の特例について、その適用状況及びその関係省庁である厚生労働省における政策の検証状況等を検査し、その結果を「特定検査対象に関する検査状況」としてそれぞれ検査報告に掲記したところである。

17年次の検査では、農林水産省に係る特別措置が多いこと、創設から長期間が経過していることなどから、「肉用牛売却所得の課税の特例」(以下「肉用牛の特例」という。)及び「農地等についての相続税の納税猶予の特例」(以下「納税猶予の特例」という。)を取り上げることとした。そして、その適用状況、その関係省庁である農林水産省における政策の検証状況等を検査することとした。

3 検査の着眼点、対象及び方法

(検査の着眼点)

近年の農業政策の動向についてみると、12年3月に閣議決定された食料・農業・農村基本計画(以下「基本計画」という。)では、効率的かつ安定的な農業経営を育成し、これらの農業経営が農業生産の相当部分を担う「望ましい農業構造」を確立することにより、生産性の高い農業を展開することが必要であるとしている。そして、「望ましい農業構造」の確立のために、農業経営者の意欲や能力を尊重して担い手への農地の利用集積等による農業経営の規模拡大や地域の担い手となるべき農業経営の育成及び確保のための総合的な環境整備などに必要な施策を講ずるとしている。

また、17年3月に閣議決定された新たな基本計画では、農業の構造改革が十分には進んでいないことから、幅広い農業者を一律的に対象とする施策体系を見直し、地域における「効率的かつ安定的な農業経営及びこれを目指して経営改善に取り組む農業経営」を意味する

「担い手」を明確化した上で、これらの者を対象として、農業経営に関する各種施策の更なる集中化・重点化を図ることとしている。

このような農業政策の動向や、公平・中立・簡素という税制の基本理念の例外として設けられている特別措置の性格などを踏まえて、①各特例の適用状況はどのようなものとなっているか、②検証は適切に行われているかという点などに着眼して検査を行った。

(検査の対象及び方法)

肉用牛の特例については、大阪国税局及び札幌北税務署ほか69税務署^(注1)において、肉用牛の特例を適用している個人1,418人、法人117法人を抽出して、確定申告書等により検査した。

納税猶予の特例については、札幌北税務署ほか71税務署^(注2)において、4年、9年及び14年分の相続税で、納税猶予の特例の適用を受けた相続人(以下「農業相続人」という。)のうち、良好な都市環境の形成に資することを目的とした生産緑地^(注3)について適用を受けた農業相続人を除いて、各税務署ごとに納税猶予税額の高額なものから、農業相続人4年相続開始分446人(被相続人387人)、9年相続開始分488人(同433人)、14年相続開始分508人(同457人)、計1,442人(同1,277人)を抽出して、申告書等により検査した。

また、農林水産省及び財務省において関係書類の提出を受けたり、説明を聴取したりして、肉用牛の特例及び納税猶予の特例の検証状況を検査した。

(注1) 札幌北税務署ほか69税務署 札幌北、札幌南、旭川東、釧路、帯広、岩見沢、十和田、一関、二戸、米沢、鶴岡、福島、日立、下館、太田、栃木、本庄、松本、上田、信濃中野、千葉東、千葉西、船橋、平塚、甲府、高岡、三国、岐阜北、岐阜南、関、静岡、浜松西、沼津、三島、島田、藤枝、豊橋、草津、福知山、明石、倉吉、久世、広島北、竹原、山口、徳島、阿南、池田、高松、観音寺、松山、伊予西条、高知、飯塚、佐賀、伊万里、武雄、平戸、熊本西、熊本東、菊池、大分、別府、都城、小林、鹿児島、指宿、大隅、平良、石垣各税務署

(注2) 札幌北税務署ほか71税務署 札幌北、釧路、十和田、一関、二戸、米沢、鶴岡、福島、日立、下館、太田、栃木、川越、浦和、本庄、越谷、松本、上田、信濃中野、千葉東、千葉西、町田、横浜南、神奈川、戸塚、横須賀、平塚、藤沢、小田原、相模原、厚木、大和、高岡、武生、三国、岐阜北、岐阜南、関、静岡、清水、浜松西、沼津、三島、島田、藤枝、豊橋、大津、草津、福知山、明石、加古川、三木、粉河、倉吉、広島東、竹原、山口、阿南、高松、観音寺、松山、伊予西条、高知、福岡、佐賀、伊万里、熊本西、熊本東、菊池、大分、都城、鹿児島各税務署

(注3) 生産緑地 市街化区域内において緑地機能等の優れた農地等を保全し、もって、良好な都市環境の形成に資することを目的として、生産緑地法(昭和49年法律第68号)の規定に基づき生産緑地地区として指定された区域内にある土地等をいう。

4 検査の状況

検査に当たり、最初に制度の目的、内容、創設の背景など制度の分析を行い、そして、適用状況、検証状況等の分析を行った。

(肉用牛の特例の制度の概要、適用状況等)

(1) 制度の概要

ア 制度の目的及び内容

肉用牛の特例は、肉用牛経営の安定化を図りつつ、国産牛肉を安定供給することを目

的とする税制面からの支援措置である。この制度は肉用牛の生産振興対策の一環として設けられた他の農産物にはない肉用牛独自の制度であり、その制度の内容は次のとおりである。

- (ア) 農業を営む個人が一定の方法により売却した肉用牛がすべて免税対象飼育牛(売却価額が一頭当たり100万円未満である肉用牛など)である場合には、当該個人のその売却した日の属する年分のその売却により生じた事業所得に対する所得税を免除する(措置法第25条第1項)など。
- (イ) 農業生産法人が一定の方法により売却した肉用牛が免税対象飼育牛である場合には、売却した日を含む事業年度の所得金額の計算上、その売却による利益金額と同額を損金の額に算入する(措置法第67条の3)。

イ 制度創設の背景

我が国の肉用牛は従来、耕種農業の補助的手段として使役あるいは堆肥生産を主目的に飼養されてきたが、昭和30年代半ば以降、経済の高度成長に伴う耕種農業における急速な機械化の進展等により子牛に対する需要が減少し、30年代後半において子牛価格が低落したことから、肉用牛飼養農家の生産意欲は減退し、飼養戸数、飼養頭数が激減した。

しかし、当時の肉用牛政策は、機械化の進展等による飼養頭数の激減などに対応したものでなく、増産のための施策は手薄な状況となっていた。

このような情勢等を踏まえ、肉用牛の増産を税制面から支援するため、新たに肉用牛の売却所得に対する免税制度として肉用牛の特例が42年から5年間の時限措置として設けられた。

ウ 肉用牛に係る施策の拡充

肉用牛の特例の創設後、肉用牛の生産振興対策として様々な補助事業や融資事業が創設されており、例えば、繁殖農家等の生産者に肉用子牛の市場価格から算出される平均売買価格が一定の水準を下回った場合にその価格差を補てんするために補給金を交付する「肉用子牛生産者補給金制度」、肥育牛に係る推定所得が平均家族労働費を下回った場合に肥育農家に対して助成金を交付する「肉用牛肥育経営安定対策事業」などがあり、肉用牛の特例以外にも、肉用牛の生産振興対策が拡充されている。

エ 統計資料による適用実績

「国税庁統計年報書」によると、肉用牛の特例(措置法第25条)の適用実績は表1のとおりである。

表1 肉用牛の特例の適用実績

	昭和42年	50年	60年	平成元年	3年	10年	15年	16年
適用者数(千人)	8	14	19	34	36	21	21	22
特例所得金額(百万円)	780	3,156	14,917	59,327	43,241	34,837	42,494	60,369
免税金額(百万円)	62	268	1,882	8,647	5,453	3,966	5,711	9,691

適用者数は、平成3年の約3万6000人をピークにその後は減少に転じたが、10年以降はほぼ横ばいで推移している。この肉用牛の特例の対象となる所得金額(この特例を適用する肉用牛の売却価額からこれに係る経費を控除した金額。以下「特例所得金額」と

いう。)及び免税金額は元年まではほぼ一貫して増加傾向にあったが、その後は年により大きな増減がある。

(2) 農業を営む個人の適用状況について(措置法第25条)

15年分申告において肉用牛の特例を適用している1,418人について、確定申告書等により、乳用種(交雑種を含む。以下同じ。)の雄子牛等を生産する酪農家、肉専用種の子牛を生産する繁殖農家及び繁殖農家等が生産する子牛の肥育を行う肥育農家に分類し、それぞれの経営形態別にその適用状況を調査したところ、次のような状況となっていた。

ア 特例所得金額の状況

適用者1,418人について、15年分の特例所得金額別にみると、表2のとおりである。

表2 特例所得金額別人数

特例所得金額	計	酪農	繁殖	肥育	不明
	人	人	人	人	人
50万円未満	324	166	128	20	10
50万円以上200万円未満	580	322	179	64	15
200万円以上500万円未満	285	111	64	99	11
500万円以上1000万円未満	140	22	11	103	4
1000万円以上	89	2	2	84	1
合計	1,418	623	384	370	41

特例所得金額が200万円未満の適用者は酪農家、繁殖農家を中心に904人で全体の63.7%を占めている。一方、1000万円以上の適用者は肥育農家を中心に89人で全体の6.2%を占めており、最も高額な適用者は1億4137万余円となっている。

上記特例所得金額の総額は44億5220万余円で、全体の平均特例所得金額は313万余円であり、酪農家については144万余円、繁殖農家については135万余円、肥育農家については795万余円となっている。

イ 特例所得金額の増加(減少)率の状況

10年分及び15年分の特例所得金額を把握できた適用者495人について、10年分と15年分との特例所得金額の増加(減少)率別にみると、表3のとおりである。

表3 特例所得金額の増加(減少)率別人数

増加(減少)率		計	酪農	繁殖	肥育	不明
		人	人	人	人	人
増 加	50%以上	209	97	44	66	2
	25%以上50%未満	39	20	10	9	0
	0%以上25%未満	51	20	11	19	1
	小計	299	137	65	94	3
減 少	0%超25%以下	43	23	9	11	0
	25%超50%以下	56	22	9	25	0
	50%超	97	66	13	18	0
	小計	196	111	31	54	0
合計		495	248	96	148	3

50%以上の増加率となっている適用者は209人で全体の42.2%を占めている。一方、減少している適用者は196人で39.5%を占めており、そのうち50%を超える減少率となっている適用者は97人(19.5%)となっている。

ウ 免税金額の状況

適用者1,418人について、15年分の免税金額別にみると、表4のとおりである。

表4 免税金額別人数

免税金額	計	酪農	繁殖	肥育	不明
		人	人	人	人
10万円未満	729	347	268	88	26
10万円以上40万円未満	439	224	102	101	12
40万円以上100万円未満	137	42	8	86	1
100万円以上200万円未満	50	7	3	38	2
200万円以上500万円未満	40	2	3	35	0
500万円以上	23	1	0	22	0
合計	1,418	623	384	370	41

免税金額が10万円未満の適用者は酪農家、繁殖農家を中心に729人で全体の51.4%と多数を占めている。一方、200万円以上の適用者は肥育農家を中心に63人で4.4%を占めており、そのうち500万円以上の適用者も23人(1.6%)おり、最も高額な適用者は5014万余円となっている。このように、免税金額の上限は定められていないため、高額な適用者も見受けられる。

上記免税金額の総額は6億5120万余円で、全体の平均免税金額は45万余円であり、酪農家は17万余円、繁殖農家は12万余円、肥育農家は131万余円となっている。

エ 農業所得金額の状況

適用者1,418人について、15年分の農業所得金額(特例所得金額を含めた金額。以下同じ。)別にみると、表5のとおりである。

表5 農業所得金額別人数

農業所得金額	計	酪農	繁殖	肥育	不明
		人	人	人	人
100万円未満	169	15	121	25	8
100万円以上300万円未満	361	121	163	59	18
300万円以上500万円未満	338	203	61	67	7
500万円以上1000万円未満	382	219	35	121	7
1000万円以上	168	65	4	98	1
合計	1,418	623	384	370	41

農林水産省では、効率的かつ安定的な農業経営を、主たる従事者が他産業従事者と同等の年間労働時間で地域における他産業従事者と遜色ない水準の生涯所得を確保し得る農業経営とし、この生涯所得を確保するための年間所得を530万円(全国平均)^(注4)とする試算を行っている。

15年分の適用者1,418人において、農業所得金額が500万円以上の適用者は550人で

38.7%を占めており、そのうち1000万円以上の適用者は肥育農家を中心に168人(11.8%)であり、最も高額な適用者は1億4242万余円となっている。一方、300万円未満の適用者は530人で37.3%を占めており、所得面からでは効率的かつ安定的な農業経営を目指して経営改善に取り組む農業経営がどの程度いるのかは分析できないが、上記の試算値からみると効率的かつ安定的な農業経営にはなっていないような適用者が多く見受けられる。そして、繁殖農家384人のうち、300万円未満の適用者は284人で73.9%を占めていて、農業所得金額が少ない者が多くなっている。

(注4) 530万円(全国平均) 平成15年の厚生労働省の賃金構造基本統計調査等を基に農林水産省において試算したものである。

オ 農業所得金額の増加(減少)の状況

10年分及び15年分の農業所得金額を把握できた適用者820人について、10年分の農業所得金額が500万円以上と500万円未満の適用者に区分して、15年分の農業所得金額をみると、10年分の農業所得金額が500万円以上の適用者213人のうち、15年分の農業所得金額が500万円未満に減少した適用者は52人(24.4%)となっている。また、10年分の農業所得金額が500万円未満であった適用者607人のうち、15年分の農業所得金額が500万円以上となった適用者は205人(33.8%)で、残りの402人(66.2%)は500万円未満のままとなっている。

上記の適用者820人について、10年分と15年分との農業所得金額の増加(減少)率別にみると、表6のとおりである。

表6 農業所得金額の増加(減少)率別人数

増加(減少)率		計	酪農	繁殖	肥育	不明
		人	人	人	人	人
増 加	50%以上	450	233	79	133	5
	25%以上50%未満	74	51	10	13	0
	0%以上25%未満	80	48	9	20	3
	小計	604	332	98	166	8
減 少	0%超25%以下	83	47	17	19	0
	25%超50%以下	79	42	15	21	1
	50%超	54	19	18	17	0
	小計	216	108	50	57	1
合計		820	440	148	223	9

50%以上の増加率となっている適用者は450人で全体の54.8%を占めている。一方、減少している適用者は216人で26.3%を占めており、そのうち50%を超える減少率となっている適用者は54人(6.5%)となっている。

(3) 農業生産法人の適用状況について(措置法第67条の3)

直近事業年度分の申告において肉用牛の特例を適用している117法人について、直近事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入された金額(以下「特別控除額」という。)が、1000万円以上の適用者は46法人で全体の39.3%を占めており、肥育を主とする法人についてみると35法人で77.7%を占めている。そして、3000万円を超える高額な適用者も23法人あり、最も高額な法人は3億5612万余円となっている。

上記の特別控除額の総額は24億3822万余円で、全体の平均特別控除額は2083万余円、肥育を主とする法人の平均特別控除額は4597万余円となっている。

(4) 肉用牛の特例に係る課税の執行状況について

特例所得金額を算出するには、農業所得金額を特例所得金額とその他の所得金額とに適切に区分する必要がある。そのためには、農業所得に係る経費を肉用牛の特例を適用した肉用牛(以下「特例適用牛」という。)に係るものとそれ以外のものとの適切に区分する必要があり、区分が明らかでない経費科目については、合理的な基準によって配賦するなどの要がある。

しかし、肉用牛の特例に係る課税の執行状況について検査したところ、特例適用牛に係る経費とそれ以外の経費を区分して記載していないため特例適用牛に係る経費の配賦が全く確認できなかつたり、特例適用牛に係る経費に一部しかあるいは全く配賦していなかつたりする確定申告書等が見受けられ、経費の明細の記載や経費の配賦方法が適切とは認められない適用者がいる状況となっていた。

(納税猶予の特例の制度の概要及び適用状況)

(1) 制度の概要

ア 制度の目的及び内容

納税猶予の特例は、農地等の確保、相続による農地の細分化の防止及び農業後継者の育成を目的とする税制面からの支援措置であり、その制度の内容は次のとおりである。

(ア) 相続人が、農業を営んでいた被相続人から相続等により農地等を取得して農業を営む場合には、納付すべき相続税額のうち、納税猶予の特例の適用を受けることを選択した農地等(以下「特例農地等」という。)の価額のうち農業投資価格^(注5)を超える部分に対応する相続税は、一定の要件の下に、原則として、次のいずれか早い日まで納税が猶予される(措置法第70条の6)。

- ① 農業相続人の死亡の日
- ② その相続税の申告書の提出期限の翌日から20年を経過する日
- ③ 上記①又は②のいずれか早い日前に、その農業相続人が、特例農地等の全部を農業後継者に生前一括贈与した場合には、その贈与の日

(イ) 納税猶予の特例の適用を受けた相続税額は、上記(ア)の①から③までのいずれかに該当する日に免除される。

(ウ) しかし、上記の免除条件に該当する日前に、農業相続人が特例農地等を譲渡等したり、農業経営を廃止したりなどした場合には、納税猶予の期限が確定し、その納税猶予の特例の適用を受けていた相続税額の全部又は一部を納付しなければならないことになる。

(注5) 農業投資価格 農地等が恒久的に農業の用に供されるとした場合に通常成立すると認められる取引価格としてその地域の所轄国税局長等が決定した価格

イ 制度創設の背景

相続税は、相続等によって財産を取得した場合に、その取得した財産を金銭で評価して課税することとなっており、その財産の価額は、相続等によって取得した時における時価で評価するのが原則となっている。したがって、農地を相続等により取得した場合も、その農地の価額は、従来より近傍農地の売買価額等を基として評価することになる。

しかし、この売買価額は、都市化の進展などにより、本来その土地が農業の継続を前提とすれば到底成立し得ないような高い水準となった。このため、相続人は農業を継続する意思を持ちながら、この高い売買価額を基礎とした価額をもって農地の価額を評価し、相続税が課税されると、その相続税の納付のため農地の売却を余儀なくされ、ひいては農業の継続が困難になることなども考えられた。

そこで、農業の継続が困難となる事態を回避し、生産手段としての農地を確保するとともに、相続による農地の細分化の防止と農業後継者の育成を税制面から支援するため、昭和50年に相続税の例外措置として、納税猶予の特例が設けられた。

ウ 創設後の主な改正

納税猶予の特例は、三大都市圏を中心とする都市計画上の市街化区域内にある農地等を中心として地価の高い土地ほど適用されていて、本来住宅地を中心として都市的土地利用が行われるべき土地が農地等として保全され続けるという状況となっていた。そこで、平成3年の税制改正において、三大都市圏の特定市の市街化区域内農地等については、生産緑地を除き、この特例の適用を廃止することとされた。

エ 統計資料による適用実績

「国税庁統計年報書」によると、納税猶予の特例の適用実績は表7のとおりである。

表7 納税猶予の特例の適用実績

年 分	昭和50年	60年	62年	平成3年	4年	9年	14年	15年
農業相続人 (人)	3,169	9,482	9,587	7,045	7,220	6,447	4,741	4,104
納税猶予税額 (百万円)	43,657	232,254	246,876	486,878	441,860	258,404	151,156	110,761

農業相続人は昭和62年の9,587人、納税猶予税額は平成3年の486億余円をピークにその後は農業相続人の人数、納税猶予税額ともに減少傾向にある。これは、3年の税制改正や地価の下落などによるものと考えられる。

(2) 適用状況について

4年、9年及び14年相続開始分に係る農業相続人1,442人(被相続人1,277人)について、申告書等によりその適用状況を検査したところ、次のような状況となっていた。

ア 納税猶予税額の状況

(ア) 4年、9年及び14年相続開始の被相続人1,277人に係る相続税額の合計1471億7510万余円(被相続人1人当たり1億1525万余円)のうち、農業相続人に係る相続税額は1267億5633万余円(農業相続人1人当たり8790万余円)となっている。このうち納税猶予税額は合計772億3243万余円(農業相続人1人当たり5355万余円)であり、農業相続人に係る相続税額の60.9%を占めている。

農業相続人1,442人について納税猶予税額別にみると、表8のとおりである。

表8 納税猶予税額別人数

納 税 猶 予 税 額	4 年	9 年	14 年	合 計	割 合
	人	人	人	人	%
0円以上2000万円未満	169	194	279	642	44.5
2000万円以上5000万円未満	91	137	135	363	25.2
5000万円以上1億円未満	74	86	63	223	15.5
1億円以上	112	71	31	214	14.8
合 計	446	488	508	1,442	100.0

納税猶予税額 2000 万円以上の者が 55.5%で、1 億円以上の者をみると、4 年分 112 人、9 年分 71 人、14 年分 31 人と減少している。

- (イ) 特例農地等について通常の評価により計算した価額と農業投資価格により計算した価額を比較してみると、その割合は、表 9 のとおり、4 年相続開始分 2.2%、9 年相続開始分 2.9%、14 年相続開始分 4.1%となっている。

表 9 特例農地等の価額

	通常の評価により計算した特例農地等の価額(A)	農業投資価格により計算した特例農地等の価額(B)	割合 B/A
4 年相続開始分(446人)	百万円 90,368	百万円 1,948	% 2.2
9 年相続開始分(488人)	77,391	2,230	2.9
14年相続開始分(508人)	53,805	2,220	4.1

イ 農地等の相続の状況

- (ア) 4 年、9 年及び 14 年に相続した農地等の納税猶予の特例の適用状況は、表 10 のとおりであり、納税猶予の特例を適用していない農地等は 3,929,974m²で、相続財産のうち農地等 13,238,492m²の 29.7%を占めている。

表10 相続した農地等の納税猶予の特例の適用状況

	相続財産のうち農地等	農業相続人が相続した農地等 A	左のうち特例農地等 B	農業相続人以外の相続人が相続した農地等 C	特例を適用していない農地等 (A - B) + C
面積の合計	m ² 13,238,492	m ² 12,050,681	m ² 9,308,517	m ² 1,187,810	m ² 3,929,974
割合		% 91.0	% 77.2	% 9.0	% 29.7

- (イ) 4 年、9 年及び 14 年相続開始の被相続人 1,277 人に係る 1 人当たりの農業相続人の数は、1 人の事例が 1,134 人で 88.8%、2 人から 4 人の事例が 143 人で 11.2%となっている。また、4 年、9 年及び 14 年相続開始の農業相続人のうち続柄の記載のある者 1,439 人についてその続柄をみると、子が相続している事例は 1,335 人で 92.8%、配偶者、兄弟姉妹及び親が相続している事例は 104 人で 7.2%となっている。さらに、相続時点の農業相続人の平均年齢は 51 歳(最高年齢 87 歳)であり、65 歳以上の者が 170 人(11.8%)となっている。

このように、1 人の農業相続人が相続し、また、子が相続しているものが大半とはいえ、複数の農業相続人に農地等が分散されていたり、次世代の農業後継者に相続されていなかったりしているものも見受けられる状況となっている。

ウ 農業経営状況

- (ア) 農業相続人の収入の有無について、4 年相続開始分 446 人、9 年相続開始分 488 人については 13、14 及び 15 年分、14 年相続開始分 508 人については 15 年分の所得税の確定申告書により検査したところ、表 11 のとおりとなっている。

表11 農業相続人の申告状況

年分		4年 相続開始分	9年 相続開始分	14年 相続開始分	計	割合
13	申告書提出なし	人 119	人 120	人	人 239	% 25.6
	申告書提出あり (うち農業収入金額なし)	327 (76)	368 (76)		695 (152)	74.4 (16.3)
14	申告書提出なし	108	121		229	24.5
	申告書提出あり (うち農業収入金額なし)	338 (83)	367 (76)		705 (159)	75.5 (17.0)
15	申告書提出なし	110	118	108	336	23.3
	申告書提出あり (うち農業収入金額なし)	336 (82)	370 (72)	400 (89)	1,106 (243)	76.7 (16.9)

13、14及び15年分の確定申告書の提出のない者が農業相続人のうちそれぞれ239人、229人、336人いて、25.6%、24.5%、23.3%を占めている。このうち、3箇年分とも提出がない者は195人いる。

また、所得税の確定申告書の提出はあるものの農業収入金額のない者がそれぞれ152人、159人、243人いて16.3%、17.0%、16.9%となっている。このうち、3箇年分とも申告書の提出はあるものの農業収入金額のない者は122人いる。

さらに、農業収入金額のある者でも、その収入金額が家事消費等のみとしている者がそれぞれ19人、25人、39人見受けられた。

(注6) 家事消費 棚卸資産を家事のために消費した場合をいい、その消費の時のそれらの資産の価額に相当する金額を収入金額に計上することとなっている。

(イ) 農業相続人の農業所得金額について、4年及び9年相続開始分については農業収入金額のある者13年分543人、14年分546人、15年分552人、14年相続開始分については農業収入金額のある者15年分311人の所得税の確定申告書により検査したところ、表12のとおりとなっている。

表12 農業所得金額別人数

農業所得金額	人 数				割 合			
	4、9年相続開始分			14年相続開始分	4、9年相続開始分			14年相続開始分
	13年分	14年分	15年分	15年分	13年分	14年分	15年分	15年分
0円以下	人 246	人 278	人 279	人 170	% 45.3	% 50.9	% 50.5	% 54.7
1円以上 100万円未満	207	187	183	92	38.1	34.3	33.2	29.6
100万円以上 300万円未満	54	57	52	29	9.9	10.4	9.4	9.3
300万円以上 500万円未満	28	17	22	8	5.2	3.1	4.0	2.6
500万円以上	8	7	16	12	1.5	1.3	2.9	3.8
合 計	543	546	552	311	100.0	100.0	100.0	100.0

農業所得金額 100 万円未満の者が 453 人、465 人、724 人といずれも 8 割強を占め、このうち、農業所得のない者(0 円以下)は、それぞれ 246 人、278 人、449 人と 5 割強を占めている。そして、3 箇年分とも農業所得のない者(0 円以下)は 195 人となっている。

前記のとおり、農林水産省では、効率的かつ安定的な農業経営を、主たる従事者が他産業従事者と同等の年間労働時間で地域における他産業従事者と遜色ない水準の生涯所得を確保し得る農業経営とし、この生涯所得を確保するための年間所得を 530 万円(全国平均)とする試算を行っている。

農業相続人の 13、14 及び 15 年分の農業所得金額についてみると、500 万円以上の者はそれぞれ 8 人、7 人、28 人で 1 割未満となっている。

エ 農業以外の所得状況

農業相続人 1,442 人のうち 15 年分の所得税の確定申告書の提出があった農業相続人 1,106 人の農業以外の所得状況についてみると、農業以外の所得金額 500 万円以上の者が 436 人で 39.4%を占めており、このうち 1000 万円以上の者が 120 人となっている。そして、農業以外の所得の主たるものは、不動産所得及び給与所得となっていて、農業以外の所得金額の最高額は 5101 万余円となっている。

(肉用牛の特例及び納税猶予の特例の検証の状況)

関係省庁における特別措置の効果等の検証については、税制改正の要望の際に行われるものと政策評価法に基づいて行われる政策評価があり、16 年度における肉用牛の特例及び納税猶予の特例の検証の状況は以下のとおりである。

(1) 税制改正の要望の際の検証の状況について

関係省庁が特別措置の新設、拡充及び延長の要望をする際、税制改正の要望書を財務省に提出しているが、その要望書には減税見込額、政策目的、これまでの政策効果、政策の達成目標等を記載することとなっている。

農林水産省における 17 年度税制改正要望事項のうち、納税猶予の特例については実現したものはないが、肉用牛の特例については「延長」が認められており、財務省に提出(16 年 8 月)した要望書は表 13 のとおりである。

表13 肉用牛の特例延長の要望書(抜すい)

制度名	肉用牛売却所得の課税の特例措置
税目	所得税(租税特別措置法第 25 条第 1 項及び第 2 項)、法人税(租税特別措置法第 67 条の 3 第 1 項、第 68 条の 101 第 1 項)
要望の内容	肉用牛の売却による農業所得課税の特例措置の適用期限を 5 年延長すること 減税見込額(平年度) 5,116 百万円
新設・拡充又は延長を必要とする理由	(1) 政策目的 肉用牛生産については、動物性たんぱく質食料の重要な供給源として、国民の食生活の向上に大きく貢献するとともに、地域農業と肉用牛関連産業の発展、国土資源の有効活用、地力の維持増進等に重要な役割を果たしており、従来から「酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための基本方針」に沿って、その振興・合理化を総合的に推進してきているところである。

	<p>また、「食料・農業・農村基本法」に基づき制定された「食料・農業・農村基本計画」においては、食料自給率の向上及び国際的な食料需給の観点からも、国内の農業生産の増大が必要であり、肉用牛については、生産コストの2割低減や品質の向上により、生産の増大を図ることが課題とされていることから、本政策により肉用牛経営の安定化を図りつつ、自らの国土資源を有効に活用することによって牛肉を安定供給するとともに消費者の視点に立って安全・安心な牛肉を供給していく。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>肉用牛生産については、その生産に長い期間を要し、かつ、経営リスクが大きいことに加え、牛肉の輸入自由化以降の国際競争によって、枝肉価格が低下したことから、生産性の向上、経営体質の強化等を図ることが一層重要となり、平成2年度から肉用子牛生産者補給金制度を発足させるとともに、肉用牛の生産・経営・流通等各般の施策を総合的に講じてきた。</p> <p>さらに、ウルグアイ・ラウンド農業合意による関税引下げによって国際競争が激化する中、口蹄疫やBSE等の肉用牛経営を直撃する緊急事態が続いたが、肉用牛生産農家の経営の安定及びその生産意欲を確保し、もって国産牛肉の安定供給を図っていく上で、肉用牛売却所得の課税の特例措置は大きな役割を果たしてきた。</p> <p>(3) 要望の措置の適正性</p> <p>肉用牛売却所得の課税の特例措置は、国民に国産牛肉の安定供給を図るための肉用牛生産振興対策の一つとして発足し、我が国の肉用牛の生産振興上、重要な役割を果たしてきている。</p> <p>所得税の免除については、平成17年12月31日まで、法人税は平成18年3月31日まで適用を受けているところではあるが、元来経営リスクが高い上に、近年の肉用牛経営を巡る状況が極めて不安定な状況にある。</p> <p>その一方で、国産牛肉の安定供給が国内の消費者等から強く求められる状況にあり、肉用牛生産農家の経営の安定を図り、その生産意欲を確保するためには、本特例措置について、その適用期限を延長する必要がある。</p>															
<p>これまでの政策効果</p>	<p>平成3年の牛肉輸入自由化に伴い、輸入牛肉との競争が激化し枝肉価格が大幅に低下する中であって、飼養頭数が減少傾向にあったが、その減少は、平成6年度をピークとして、それ以降は微減に止まっており、国産牛肉の安定供給に貢献してきた。</p> <p>また、1戸当たりの飼養頭数については、本措置が実施されて以降、一貫して増加傾向で推移しており、農家の規模拡大が着実に図られている。</p>															
<p>政策の達成目標</p>	<p>肉用牛の飼養頭数及び牛肉の生産目標(酪肉基本方針、目標年度平成22年度)</p> <table border="1" data-bbox="419 1417 1326 1630"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>10年度 (A)</th> <th>22年度(見通し) (B)</th> <th>年平均伸び率 (10年度→22年度)</th> <th>比 率 (B)／(A)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>肉用牛頭数 (単位：万頭)</td> <td>284</td> <td>317</td> <td>0.9%</td> <td>112%</td> </tr> <tr> <td>牛肉生産量 (単位：枝肉万トン)</td> <td>53</td> <td>63</td> <td>1.5%</td> <td>119%</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	10年度 (A)	22年度(見通し) (B)	年平均伸び率 (10年度→22年度)	比 率 (B)／(A)	肉用牛頭数 (単位：万頭)	284	317	0.9%	112%	牛肉生産量 (単位：枝肉万トン)	53	63	1.5%	119%
区 分	10年度 (A)	22年度(見通し) (B)	年平均伸び率 (10年度→22年度)	比 率 (B)／(A)												
肉用牛頭数 (単位：万頭)	284	317	0.9%	112%												
牛肉生産量 (単位：枝肉万トン)	53	63	1.5%	119%												
<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>肉用牛の飼養頭数及び牛肉の生産目標(酪肉基本方針、目標年度平成17年度)</p> <table border="1" data-bbox="419 1697 1326 1910"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>10年度 (A)</th> <th>15年度(実績) (B)</th> <th>年平均伸び率 (10年度→15年度)</th> <th>比 率 (B)／(A)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>肉用牛頭数 (単位：万頭)</td> <td>284</td> <td>280</td> <td>-0.1%</td> <td>99%</td> </tr> <tr> <td>牛肉生産量 (単位：枝肉万トン)</td> <td>53</td> <td>50</td> <td>-0.4%</td> <td>94%</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	10年度 (A)	15年度(実績) (B)	年平均伸び率 (10年度→15年度)	比 率 (B)／(A)	肉用牛頭数 (単位：万頭)	284	280	-0.1%	99%	牛肉生産量 (単位：枝肉万トン)	53	50	-0.4%	94%
区 分	10年度 (A)	15年度(実績) (B)	年平均伸び率 (10年度→15年度)	比 率 (B)／(A)												
肉用牛頭数 (単位：万頭)	284	280	-0.1%	99%												
牛肉生産量 (単位：枝肉万トン)	53	50	-0.4%	94%												

(注) 農林水産省作成の資料による。

この要望書における検証を分析したところ、次のような状況であった。

ア 「減税見込額」

減税見込額については、農林水産省では適用状況を十分把握できていないことから「国税庁統計年報書」の肉用牛の特例の適用実績を利用して、51億1600万円と算出しているが、この適用実績は農業を営む個人分(措置法第25条の適用者)であり、農業生産法人分(措置法第67条の3)は含まれていない。

イ 「これまでの政策効果」

これまでの政策効果については、当該措置のこれまでの適用実績及び前回要望時における政策の達成目標の実現状況等、その効果について具体的に記載することとなっている。

要望書では、「飼養頭数の減少は、微減に止まっており」、「1戸当たりの飼養頭数については、一貫して増加傾向で推移しており」としている。しかし、この飼養頭数の傾向及び農家の規模拡大は肉用牛に係る施策全体の効果を反映したものであり、肉用牛の特例の効果については他の政策の効果と区分して評価することは困難であるとして、肉用牛の特例単体の効果の分析等はない。

ウ 「前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由」

前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由については、現時点において当該達成目標がどの程度達成されたかを計数的な指標をもって具体的に示すとともに、前回要望時の目標が達成されていない場合には、その理由を必ず記載することになっている。

しかし、前回要望時からの達成度については、肉用牛頭数の15年度実績値280万頭、牛肉生産量(枝肉)の15年度実績値50万tなどの記載だけで目標値との関係の記載はない。また、前回要望時達成目標から15年度の肉用牛頭数及び牛肉生産量(枝肉)の目標値を推計するとそれぞれ410万頭、76万tと算出され、15年度の実績値280万頭及び50万tはその目標値を大きく下回っているのに、目標に達していない場合の理由の記載はない。

エ 「政策の達成目標」等における達成目標

要望時における達成目標の達成度などにより政策効果の検証を行うことになっているのに、肉用牛の特例の達成目標を、肉用牛に係る補助金、税制、金融等の施策全体で達成するものとしている基本計画、酪肉基本方針における肉用牛頭数及び牛肉生産量(枝肉)の目標と同じものにしてあるため、達成目標の達成度により政策効果の検証を行うことは困難となっている。

財務省では、農林水産省から提出を受けたこの要望書等に基づいて検証を行っていた。

(2) 政策評価による検証の状況について

ア 政策評価の種類

農林水産省では、政策評価法に基づき、政策評価基本計画(計画期間14年度から18年度までの5年間。以下「評価基本計画」という。)及び政策評価実施計画(毎年度)を定め、事前評価及び事後評価を行っている。

事前評価については、事業評価を実施することとなっている。この事業評価は公共事業及び研究開発を対象としており、特別措置については対象としていない。

事後評価については、実績評価、期中及び完了後の事業評価等を実施することとなっている。このうち期中及び完了後の事業評価については、公共事業及び研究開発を評価対象としており、特別措置については対象としていない。

イ 実績評価による検証の状況

(ア) 実績評価は、農林水産省が行う行政分野全般にわたる主要な政策を対象に、あらかじめ基本計画等に基づく政策目標を設定し定期的(1年ごと)にその政策目標に対する実績を測定するものであり、大目標、中目標、政策分野(政策目標)、政策手段という政策評価体系を構築した上で実施することとなっている。実績評価においては、政策目標に係る政策手段について効果の把握に努めることとなっており、有効性に問題があるとされた政策手段(達成度50%未満である政策目標に係る政策手段)については、十分な要因分析を行った上で、必要性等の観点からの評価も踏まえ、廃止も含めた抜本的な検討を行うこととなっている。そして、実績評価では政策手段は多数あるので個々の効果まで十分に検証することは難しいことから、これを補完するため特定の政策手段について、より詳細な評価である政策手段別評価を行うことになっている。この評価の対象となる政策手段については、評価結果を予算に反映させることが重要であるとして、予算事業を評価の対象としており、適用状況に関するデータの収集が難しい特別措置は対象としていない。

(イ) 16年度に実施した実績評価(15年度政策を対象)においては、肉用牛の特例と主に関連する政策分野は、「畜産物の生産対策」であり、ここでは肉類生産量及び牛枝肉生産量を指標とする政策目標が設定されている。しかし、この政策目標に係る政策手段についてみると、肉用牛の生産振興対策として広く浸透している肉用牛の特例を政策手段としていない。

(ウ) 納税猶予の特例と主に関連する政策分野は、「耕作放棄の発生の防止等による優良農地の確保」、「認定農業者等意欲ある農業者の育成」などが考えられるが、納税猶予の特例は偶発的な相続を対象とした制度であり、政策評価にはなじまないものであるとの理由から政策手段としていない。

5 本院の所見

特別措置は、特定の政策目的の実現のための特別な手段として、公平・中立・簡素という税制の基本理念の例外として設けられているものであり、また、厳しい財政状況の下で減収をもたらすものであることから、特に創設から長い期間を経過しているものについては、その政策目的や効果を常に検証し、公平、中立などの観点から絶えず見直すことが必要とされている。

農林水産省では、コストの低減などにより生産の増大を図るため、今後更に担い手の育成・確保や担い手への農地の利用集積に向けた動きなどを加速化させていくことなどが必要であり、担い手を明確化して、各種施策を更に集中的、重点的に実施するなどとしている。

上記の特別措置の性格や農業政策の動向などを踏まえ、肉用牛経営の安定化を図りつつ国産牛肉を安定供給することを目的とする肉用牛の特例、及び農地を確保しつつ農地の細分化を防止し農業後継者を育成することを目的とする納税猶予の特例について、その適用状況、検証状況などを本院で検査したところである。

ア 適用状況については次のとおりである。

(ア) 肉用牛の特例については、15年分の特例所得金額が200万円未満の適用者は63.7%、農業所得金額が300万円未満の適用者は37.3%、免税金額が10万円未満の適用者は51.4%となっており、また、10年分と比較すると、特例所得金額が減少している適用者は39.5%、農業所得金額が減少している適用者は26.3%となっている。このように、効率的かつ安定的な農業経営にはなっていないような適用者や農業所得が減少している適用者が見受けられる状況となっている。一方、15年分の特例所得金額が1000万円以上の適用者は6.2%で、最も高額な適用者は1億4137万余円、免税金額が200万円以上の適用者は4.4%で、最も高額な適用者は5014万余円となっている。肉用牛の特例は、特例所得金額及び免税金額の上限が定められていないため、肥育農家を中心に高額な適用者が見受けられる状況となっている。

(イ) 納税猶予の特例については、被相続人の保有していた農地等のうち、納税猶予の特例を適用していない農地等は29.7%であり、これらの農地等は転用したり譲渡したりすることが可能な状況となっている。そして、農業経営状況についてみると、所得税の確定申告書の提出がない者及び提出があっても農業収入の記載がない者が約40%を占めており、また、農業所得金額が100万円未満となっている者が80%強となっていることから、効率的かつ安定的な農業経営にはなっていないような適用者が見受けられる状況となっている。

イ 検証状況については、農林水産省は17年度税制改正要望時に肉用牛の特例の延長の要望書を提出しており、この要望書では、他の政策の効果と区分して評価することは困難であるとして、肉用牛の特例のみについての効果の分析を行っていないなどの課題等が見受けられた。そして財務省は提出を受けたこの農林水産省の検証による要望書等に基づいて検証を行っていた。

そして、政策評価による検証では、肉用牛の特例、納税猶予の特例を政策評価体系上の政策手段としておらず、政策評価においては検証を行っていなかった。

ウ 課税の執行状況については、確定申告書等における特例適用牛に係る経費の配賦方法及び経費の明細の記載が適切とは認められない適用者がいる状況となっていた。

農林水産省においては、特別措置の適用状況に関するデータの収集や個別の特別措置のみの効果の測定には難しい面があるなどするが、肉用牛の特例及び納税猶予の特例の検証について、その内容をより一層充実することにより、政策の実効性を高めていくとともに国民に対する説明責任を果たしていくことが望まれる。財務省においては、農林水産省をはじめ関係省庁に対して要望書における検証等について指導するなどとともに、肉用牛の特例、納税猶予の特例をはじめ特別措置について今後とも十分に検証していくことが望まれる。また、国税庁においては、特例適用牛に係る経費を合理的な方法により配賦するとともに経費の明細を適切に記載するよう指導を徹底するなどして、肉用牛の特例をはじめ特別措置に係る課税の執行について、より適正に行うことが望まれる。

このような状況を踏まえて、本院としては、今後とも特別措置の実施状況について、その推移を引き続き注視していくこととする。

第7 市町村におけるレセプト点検の実施状況について

検査対象	厚生労働省、23都道府県、198市区町	
制度の根拠	健康保険法(大正11年法律第70号)、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)、老人保健法(昭和57年法律第80号)等	
市町村におけるレセプト点検の概要	市町村において、医療費の適正化を図るなどのため、レセプトに記載されている事項について、その請求点数が算定基準等に照らし誤りがないかどうかなどを審査、点検するもの	
検査の対象とした198市区町におけるレセプト請求金額	国民健康保険によるもの	1兆8714億円(平成15年度)
	老人医療によるもの	4兆3260億円(平成15年度)

1 事業の概要

(医療給付に係る診療報酬等の請求、審査及び支払)

我が国の医療保障制度における医療給付には、健康保険法(大正11年法律第70号)、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)等に基づいて保険者が被保険者等に対して行う療養の給付、老人保健法(昭和57年法律第80号)に基づいて市町村(特別区を含む。以下同じ。)^(注1)が当該市町村の区域内に居住する老人(75歳以上の者又は65歳以上75歳未満の者で一定の障害の状態にある者をいう。以下同じ。)に対して実施する医療(以下「老人医療」という。)などがある。そして、被保険者等がこれらの医療給付を受けようとするときは、指定を受けた病院、診療所又は薬局(以下「医療機関等」という。)において受けることとなっている。

医療機関等は、医療給付に要した費用について、保険者及び市町村等(以下「保険者等」という。)に診療報酬又は調剤報酬(以下「診療報酬等」という。)として請求することとなっている。この診療報酬等は、医療機関等が、「健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法」(平成6年厚生省告示第54号。以下「算定基準」という。)等に基づき算定した費用の額から患者負担分を控除した額とされている。

そして、診療報酬等の請求、審査及び支払は、次のように行われている。

- ① 医療機関等は、診療報酬請求書又は調剤報酬請求書(以下「請求書」という。)に診療報酬等の明細を明らかにした診療報酬明細書又は調剤報酬明細書(以下「レセプト」という。)を添付して、これらを、保険者等から診療報酬等に係る審査、支払の委託を受けた国民健康保険団体連合会(都道府県単位に設立されている。以下「国保連」という。)又は社会保険診療報酬支払基金(以下「支払基金」といい、国保連と併せ、これらを「審査支払機関^(注2)」と総称する。)に毎月1回送付する。
- ② 審査支払機関は、医療機関等から送付された請求書及びレセプトに記載されている事項について、その請求点数が算定基準等に照らし誤りがないかどうかなどを審査、点検(以下「レセプト点検」という。)し、医療機関等ごと、保険者等ごとの請求額を算定する。そして、請求点数に誤りがある場合は減額等を行い、レセプト点検後の請求書等を保険者等に送付する。
- ③ 保険者等は、審査支払機関を通じて医療機関等に診療報酬等を支払うとともに、審査支

払機関による上記②のレセプト点検後のレセプトについて、それぞれの立場からレセプト点検を行っている。そして、請求点数等に疑義がある場合には、審査支払機関に再度の審査(以下「再審査」という。)等を請求し、審査支払機関は、これを受けて再審査等を行い、その結果を保険者等に通知している。

(注1) 75歳以上の者 老人保健制度の対象年齢は、平成14年10月の老人保健法の改正により、原則として70歳以上から75歳以上に引き上げられたが、14年9月30日の時点において70歳以上である者については、その者が75歳以上の者に該当するに至った日の属する月の末日までの間は、その者を75歳以上の者とみなすこととされている。

(注2) 国民健康保険の被保険者に係る診療報酬等については国保連が、政府管掌健康保険等の被保険者等に係る診療報酬等については支払基金が、それぞれ委託を受けて審査を行っている。また、老人に係る診療報酬等については、老人が国保の被保険者である場合は国保連が、政府管掌健康保険等の被保険者等である場合は支払基金が、それぞれ審査を行っている。

(市町村におけるレセプト点検の概要)

保険者等のうち、国民健康保険(以下「国保」という。)の保険者で、かつ、老人医療の実施者である市町村では、増大する医療費の適正化を図るなどのため、自ら又は一部の業務を外部に委託するなどしてレセプト点検を実施している。

市町村におけるレセプト点検の点検項目には、①被保険者等の資格の有無等に係る点検(以下「資格点検」という。)、②診察、検査、投薬等の診療内容に係る点検(以下「内容点検」という。)及び③医療給付の対象となった傷病が交通事故等の第三者の行為に起因するものなどの給付発生原因に係る点検(以下「外傷点検」という。)がある。

(市町村のレセプト点検に対する国及び都道府県の関与)

厚生労働省では、診療報酬等の支払の適正化を図るため、「診療報酬明細書点検調査事務処理要領」(昭和55年保険発第42号厚生省保険局国民健康保険指導管理官通知別添)及び「診療報酬明細書の点検調査等事務処理要領」(昭和58年衛老計第32号厚生省公衆衛生局老人保健部計画課長通知。以下、これらを併せて「点検要領」という。)を定めるなどして、市町村に対し、レセプト点検の方法等について都道府県を通じて指導を行っている。

そして、点検要領には、内容点検の方法として、①同一被保険者等に係る重複請求等を点検する縦覧点検、②診療と調剤に係るレセプトの突合による点検、③診療報酬請求点数等の照合、検算による点検などが示されている。また、レセプト点検の結果、特に医療機関等の診療報酬等の請求傾向に疑義があるなど調査確認を要すると思料される場合は、医療機関等に対する指導・監査を行っている都道府県に連絡することとされている。

このように、点検要領は、指針又は標準的な事務処理の要領として、レセプト点検の項目や方法の概略を示しているが、具体的にどのような体制、方法でレセプト点検を実施するかについては示しておらず、個々の市町村の裁量に委ねられている。

また、厚生労働省では、都道府県に対し、市町村のレセプト点検の現状を把握分析するなどして、市町村に対してレセプト点検の充実強化を図るための指導を行うように求めており、これを受けて、各都道府県では、国保連と共同で市町村のレセプト点検員に対する研修会を開催したり、市町村に職員を派遣してレセプト点検に係る指導を行ったりしている。こ

れら研修会や実地指導においては、診療報酬点数表の改正点やレセプト点検における主要な着眼点の解説、レセプト点検の事務処理体制の改善の指導などが行われている。

(市町村におけるレセプト点検の実施状況)

市町村は、レセプト点検の実施状況について、都道府県を通じて厚生労働省に報告することとされており、その結果は「診療報酬明細書点検調査結果の概要」等(以下「点検調査結果等」という。)としてまとめられている。これによれば、表1のとおり、平成15年度において、ほとんどの市町村でレセプト点検が実施されている。

表1 市町村におけるレセプト点検の実施率

区分	資格点検	内 容 点 検				外傷点検 (第三者行為)
		縦覧点検	調剤報酬 明細書と の突合	診療報酬 点数表と の照合	検算	
国保	99.1%	98.5%	97.7%	98.0%	94.8%	96.8%
老人医療	100%	99.4%	100%(老人医療においては、 「請求点数等点検」)			

(注) 実施している市町村数の全市町村数に対する割合を示している。

(国保及び老人医療の医療費に係る国の負担)

国保及び老人医療については、次のように、国が多額の負担を行っている。

国保に係る医療費については、市町村が支払った額のおおむね50%(17年度及び18年度以降についてはそれぞれ45%及び43%)を負担している(15年度療養給付費負担金約1兆6343億円、財政調整交付金約4728億円)。また、財政調整交付金のうちには、レセプト点検に要する費用を考慮して交付されるものとして、「国民健康保険医療費適正化特別対策事業の実施に係る特別調整交付金」及び「調整交付金の算定省令に基づくその他特別の事情がある場合の特別調整交付金」がある。

そして、老人医療に係る医療費については、次の①から③の負担をしている。

- ① 原則として、老人医療費の12分の4^(注3)を負担することとなっている(15年度約2兆3763億円)。
- ② 市町村等が保険者として拠出する老人医療費拠出金の納付に要する費用の額の一部を負担している(15年度約1兆1052億円)。
- ③ 政府管掌健康保険等の保険者として老人医療費拠出金を納付している(15年度約2兆1696億円)。

(注3) 平成14年10月の老人保健法の改正に伴う経過措置として、老人医療費について国が負担する割合が段階的に引き上げられることとなっており、12分の4となるのは18年10月1日からとなっている。

また、老人医療におけるレセプト点検については老人医療費適正化推進費補助金が交付されている。

2 検査の背景、着眼点及び対象

国民医療費は11年度以降毎年30兆円を超えていてなお増加傾向にあり、このうち国保及び老人医療に係る国の負担額は、前述のとおり15年度でそれぞれ約2兆1072億円及び約5兆6512億円の多額に上っており、また、高齢化が急速に進展する中で国保及び老人医療の国民医療費に占める割合は15年度でそれぞれ21.2%及び33.8%(保険者等負担額ベース)と

高くなっている。また、現在、安定的で持続可能な医療保険制度の構築等を目指すこととして、医療保険制度改革等の検討が進められているが、今後の改革の基本的な方向を示した「医療保険制度体系及び診療報酬体系に関する基本方針」(平成15年閣議決定。以下「基本方針」という。)によれば、保険者の再編・統合を推進するとともに、再編された保険者においては、レセプト点検等の取組を更に強化することとされている。

このような状況の中で、審査支払機関や保険者等が行うレセプト点検は、医療保険制度のもとでの適正な診療報酬等の請求・支払に寄与し、医療費の適正化に直接つながるものとしてその重要性が高まっている。

一方、本院は、昭和61年度決算検査報告以降、市町村等に保管されているレセプトを検査するなどして、毎年度決算検査報告の中で医療費の不適切な支払の事態について指摘してきたところである。

そこで、毎年多額の国費が投入されている国保及び老人医療を実施している市町村において、^(注4)レセプト点検が的確に、また、効果的に実施されているかなどに着眼して、北海道ほか22都府県管内の198市区町を対象としてその実施状況を検査するとともに、点検調査結果等の内容を分析した。

(注4) 北海道ほか22都府県 東京都、北海道、大阪府、青森、宮城、栃木、群馬、埼玉、千葉、神奈川、富山、山梨、岐阜、愛知、三重、兵庫、鳥取、広島、愛媛、福岡、佐賀、大分、沖縄各県

3 検査の状況

(1) レセプト点検の実施状況

ア 点検項目別の実施状況

上記198市区町(以下「市区町」という。)におけるレセプト点検の点検項目別の実施方法や点検に要する費用及び効果額の状況は、次のとおりとなっていた。

(ア) 資格点検

市区町では、国保連に資格確認の電算処理を委託し、これに基づき資格の確認を行ったり、自ら運営している電算処理システムにより資格の確認を行ったりなどしている。

資格点検に要する費用は、上記の国保連への委託料又は電算処理システムによる照合に要する費用及びレセプトの並べ替えなどレセプトの整理に必要な職員の人件費やアルバイト料となっている。

また、この資格点検の効果額は、点検の結果、不適切とされ医療機関等に戻されたレセプトに係る請求金額となっている。

(イ) 内容点検

市区町では、職員及び雇用した非常勤職員(以下、両者を併せて「嘱託等」という。)をレセプト点検員として、縦覧点検などの内容点検を行っており、また、一部の市区町ではレセプト点検の専門業者に委託して行っている。

内容点検に要する費用は、レセプト点検員が個々のレセプトの点検を行うことからその人件費が大部分を占めており、これ以外にはレセプトの並べ替えに要するアルバイト料などとなっている。

内容点検の効果額は、点検の結果、①請求点数を誤っているもの、②診療内容の妥

当性に疑義のあるもの、③①、②以外のもので、縦覧点検の結果重複請求があったものに係る金額などとなっている。

また、内容点検の効果額には、保険者等から審査支払機関に対して出された再審査請求の結果減額となった額等と、審査支払機関で、再審査請求が出されたレセプトの診療内容について再確認を求めるため、医療機関等に戻したレセプトに係る請求金額が集計されている。

(ウ) 外傷点検

外傷点検は、医療給付の対象となった傷病が交通事故等の第三者の行為に起因するものであるかなど給付発生原因に係る点検であり、給付発生原因の発見及び確認と原因者への求償事務がその内容になっている。給付発生原因の発見は主にレセプト点検員が行い、その後の確認については、多くの場合レセプト点検員以外の職員が行っている。また、第三者への求償については、市区町のうち、国保で121市区町、老人医療で124市区町で、その事務を国保連に委託している。

外傷点検における給付発生原因に係る点検は、交通事故等の場合に多い骨折等の傷病名のレセプトを抽出し、被保険者等を調査して発生原因を把握するだけでなく、交通事故の加害者が加入する保険会社や治療を行った医療機関等からの連絡により原因を把握するなど多様なものとなっている。

また、外傷点検に要する費用は、求償事務を国保連に委託している場合の委託手数料(収納額の3%~10%)などとなっている。

外傷点検の効果額としては、第三者への求償額となっている。

イ レセプト点検の効果額、費用等

厚生労働省では、レセプト点検の実施状況の評価の指標として、点検項目別の実施率のほか、被保険者等1人当たりの効果額(効果額を全被保険者数等で除したもの)を採用している。

平成15年度の点検調査結果等によると、市町村が行うレセプト点検の点検項目別の効果額の全国実績は、表2のとおりとなっていて、資格点検、内容点検、外傷点検の順で高く、また、老人医療の方が国保よりも高くなっている。

表2 全市町村における点検項目別の効果額

区分	被保険者数等	(資格点検) 点検効果額 1人当たり効果額	(内容点検) 点検効果額 1人当たり効果額	(外傷点検) 点検効果額 1人当たり効果額
国保	3471万人 (3332万人)	31,013,285千円 (28,538,386千円) 893円 (856円)	13,813,308千円 (13,066,230千円) 397円 (392円)	16,704,115千円 (15,717,744千円) 481円 (471円)
老人医療	1549万人 (1596万人)	73,983,330千円 (64,779,518千円) 4,776円 (4,058円)	35,369,799千円 (41,592,728千円) 2,283円 (2,605円)	17,348,217千円 (18,587,576千円) 1,119円 (1,164円)

(注) 各欄の()内の数値は14年度の実績である。

このうち、前記の198市区町における、15年度のレセプト点検の費用、効果額、費用対効果(点検に要した費用に対する効果額の割合)等の概要は表3のとおりとなっていた。

表3 198市区町におけるレセプト点検の概要

	国 保	老人医療
被保険者(受給者)数	11,836,457 人	4,641,285 人
レセプト枚数	133,863,009 枚	126,570,559 枚
レセプト請求金額	1,871,497,656 千円	4,326,053,717 千円
資格点検費用	4,308,165 千円	3,361,817 千円
資格点検効果額	10,666,045 千円	22,232,439 千円
資格点検の1人当たり効果額	901 円	4,790 円
内容点検費用	1,929,116 千円	1,392,784 千円
内容点検効果額	5,311,352 千円	10,847,837 千円
内容点検の1人当たり効果額	448 円	2,337 円
内容点検の費用対効果	2.7	7.7
外傷点検費用	561,977 千円	303,501 千円
外傷点検効果額	5,574,966 千円	4,011,603 千円
外傷点検の1人当たり効果額	470 円	864 円

注(1) 費用については本院の調査によるものであるが、資格点検費用及び外傷点検費用については、把握できた範囲で計上している。

注(2) 効果額については、市区町から厚生労働省に提出された点検調査結果等の計数を本院で確認したものである。

(2) 内容点検の実施状況

レセプト点検のうち内容点検は、国全体としての医療費の適正化に直接つながるものであることなどから、その実施状況について、さらに詳細にみると次のとおりである。

市区町のうち、すべてのレセプトについて内容点検を行っているのは国保では153市区町(77.3%)、老人医療では148市区町(74.7%)となっていた。これ以外の市区町では、主に予算の制約等からすべてのレセプトについては点検を行っていなかった。そして、表4のとおり、被保険者数等の規模の大きい市区町ほどすべてのレセプトについては内容点検を行っていない割合が高くなっていた。

表4 すべてのレセプトについては内容点検を行っていない市区町の状況

(1) 国保

被 保 険 者 数	調査市区町数 (A)	左のうちすべてのレセプトについては点検を行っていない市区町数 (B)	割合(%) (B/A)
10,000 人未満	39	2	5.1%
10,000 人以上 20,000 人未満	39	2	5.1%
20,000 人以上 40,000 人未満	49	13	26.5%
40,000 人以上 100,000 人未満	43	14	32.5%
100,000 人以上	28	14	50.0%
計	198	45	22.7%

(2) 老人医療

受給者数	調査市区町数 (A)	左のうちすべてのレセプトについては点検を行っていない市区町数 (B)	割合(%) (B/A)
5,000 人未満	40	4	10.0%
5,000 人以上 10,000 人未満	54	5	9.2%
10,000 人以上 25,000 人未満	53	17	32.0%
25,000 人以上 50,000 人未満	34	14	41.1%
50,000 人以上	17	10	58.8%
計	198	50	25.3%

また、市区町における1人当たり効果額と当該都道府県ごとの平均値を調査したところ、1人当たり効果額は、国保で9円から1,749円、老人医療で37円から9,168円と、市区町でかなりのばらつきが見受けられ、都道府県ごとの平均でみても国保で126円から862円、老人医療で755円から4,857円とかなりのばらつきが見受けられた。

そして、被保険者数等の規模に応じた1人当たり効果額及び費用対効果の平均についてみると、表5のとおり、おおむね、被保険者数等の規模が大きい市区町ほど、1人当たり効果額は高くなる傾向が見られ、また、費用対効果の平均についても同様の傾向が見られた。そして、その傾向は国保においてより顕著となっていた。被保険者数等の規模が大きく、点検の対象とするレセプトの枚数が多いことは、作業分担による能率の向上やノウハウの蓄積等の面で、点検の効果的な実施に有利になっていると推測される。

したがって、基本方針で今後の方向として示されている事業の共同化等による保険運営の広域化は、レセプト点検、特に内容点検の効果的な実施にとってメリットが大きいと考えられるが、現状においては、事業の共同化に取り組んでいる例はごくわずかとなっている。

表5 市区町規模と内容点検の1人当たり効果額の状況

(1) 国保

被保険者数	調査市区町数	1人当たり効果額の平均 (円)	費用対効果の平均
10,000 人未満	39	317	1.7
10,000 人以上 20,000 人未満	39	332	2.0
20,000 人以上 40,000 人未満	49	378	2.2
40,000 人以上 100,000 人未満	43	383	3.0
100,000 人以上	28	464	5.4
計	198	370	2.7

(2) 老人医療

受給者数	調査市区町数	1人当たり効果額の平均(円)	費用対効果の平均
5,000人未満	40	1,664	7.4
5,000人以上10,000人未満	54	2,231	6.1
10,000人以上25,000人未満	53	2,537	10.5
25,000人以上50,000人未満	34	2,317	8.0
50,000人以上	17	2,317	11.6
計	198	2,221	8.3

ア 委託又は嘱託等による点検の実施状況

市区町のうち、内容点検を主に専門業者との委託契約により実施していたのは国保では64市区町(32.3%)、老人医療では62市区町(31.3%)となっていて、表6のとおり、被保険者数等の規模の比較的小さな市町において委託により点検を実施している割合が高くなっていった。それ以外の市区町(国保134市区町、老人医療136市区町)では、主に嘱託等により実施していて、このうち、主に職員により実施していたのは、国保では4市町、老人医療では7市町であった。

表6 市区町規模と委託契約等の状況

(1) 国保

被保険者数	調査市区町数(A)	嘱託等で実施	委託契約で実施(B)	委託契約の割合(%) (B/A)
10,000人未満	39	18	21	53.8%
10,000人以上20,000人未満	39	27	12	30.7%
20,000人以上40,000人未満	49	40	9	18.3%
40,000人以上100,000人未満	43	32	11	25.5%
100,000人以上	28	17	11	39.2%
計	198	134	64	32.3%

(2) 老人医療

受給者数	調査市区町数(A)	嘱託等で実施	委託契約で実施(B)	委託契約の割合(%) (B/A)
5,000人未満	40	24	16	40.0%
5,000人以上10,000人未満	54	37	17	31.4%
10,000人以上25,000人未満	53	38	15	28.3%
25,000人以上50,000人未満	34	25	9	26.4%
50,000人以上	17	12	5	29.4%
計	198	136	62	31.3%

そして、委託によりレセプト点検を実施している市区町のなかには、毎月の点検終了時に、委託業者からレセプトに疑義の多い医療機関等、過誤・再審請求の多い内容等について報告させ、それを基に、点検の手順や重点を置くべき医療機関等について具体的に業者に指示を行うなど点検結果をその後の点検に反映させている市区町があった。し

かし、約半数の市区町(国保 32 市区町、老人医療 33 市区町)では、点検の実施を委託業者に任せきりにしていて、どのような観点、手法で点検を実施しているかなど委託先における点検の具体的な実施状況の把握が十分でなかった。

委託によりレセプト点検を実施している市区町のうち、委託業者を通じて医療機関等の傾向的な問題点を把握し、その後の点検に活用している市区町の割合は、表7のとおり、3分の1以下であり、嘱託等により点検を実施している市区町に比べその割合は低い状況となっていた。

表7 医療機関等の傾向的な問題点を把握して活用している状況

区 分	国 保		老人医療	
	委託	嘱託等	委託	嘱託等
市区町数 (A)	64	134	62	136
医療機関等の傾向的な問題点について把握し、レセプト点検に活用していた市区町数 (B)	20	106	12	105
上記の市区町の割合(%) (B/A)	31.2%	79.1%	19.3%	77.2%

そして、レセプト点検を嘱託等により実施している市区町においては、レセプト点検員が把握したデータを相互に共有して点検に役立てたり、請求内容に問題の多い医療機関等を選定して集中的に点検を行ったりするなど、機動的できめ細かい点検を行っている市区町が比較的多く見受けられた。

イ 情報の活用状況

内容点検を行う場合の観点としては、個々の診療項目(検査、処置、投薬等)の妥当性の観点からの点検のほかに、医療機関等が診療報酬等の請求に当たって要件とされている事項を確保しているかという観点からの点検がある。このような点検は市町村、都道府県、地方社会保険事務局等が保有する情報を活用するなどして行うことができるが、調査したところ、次のとおり十分に実施されているとはいえない状況となっていた。

(ア) 医療保険と介護保険との給付の調整に関するもの

医療機関等は、医療給付を行うほか、介護サービス事業者として、介護保険法(平成9年法律第123号)に基づいて市町村の認定を受けた要介護被保険者等に対して介護給付の一環として医療サービスを提供することができることとなっている。そして、医療機関等が要介護被保険者等に対して提供した医療サービスのうち介護給付にも該当するものについては、原則として、診療報酬等としての算定は行わないこととされている(以下、この定めを「給付調整」という。)

市区町の介護保険担当部局が保有する要介護被保険者等の情報を活用するなどして給付調整が適切になされているかどうか調査する点検の198市区町における実施状況は、表8のとおりとなっていた。

表8 介護保険との給付調整に関する点検の状況

介護保険との給付調整に関する点検の状況	市町数 (割合%)
①介護保険との給付調整についてのレセプト点検を実施している市町	56 (28.2%)
②①のうち市町の介護保険担当部局から要介護被保険者等の情報の提供を受けている市町	39 (19.6%)
③①のうち国保連から要介護被保険者等の情報の提供を受けている市町	16 (8.0%)

注(1) 要介護被保険者等については老人が中心であることから、老人医療のみ集計を行っている。

注(2) ②及び③の市町数には重複しているものがあり、①の市町の中には②、③以外の情報を活用して点検を実施している市町もある。

このように、介護保険との給付調整に関する点検は、介護保険担当部局等から要介護被保険者等の情報の提供がないことなどから、約4分の3の市区町において行われていなかった。

(イ) 届出の確認に関するもの

診療報酬等の中には、医療機関等が、医師、看護職員等の数や施設、設備の整備状況等が厚生労働大臣の定める所定の基準に適合していることを、地方社会保険事務局長又は都道府県知事に届け出て受理された後に初めて算定し、請求できるものがある。

これらの医療機関等からの届出を要件とする診療報酬等について、地方社会保険事務局等の情報を活用して、所定の届出がなされているか否かを調査する点検の198市区町における実施状況は、表9のとおりとなっていた。

表9 届出の有無に関する点検の状況

届出事項に関する点検の状況	市区町数(割合%)	
	国保	老人医療
医療機関等の届出内容が一覧できる冊子等がレセプト点検の担当部局に配布されている市区町	160 (80.8%)	164 (82.8%)
配布された冊子の届出内容の変更についても把握し修正している市区町	63 (31.8%)	63 (31.8%)
レセプト点検に当たり、届出の有無及びその内容について確認している市区町	75 (37.8%)	91 (45.9%)

(注) 上記の市区町については重複しているものがある。

届出の有無に関する点検は、多くの市区町において都道府県から届出内容が一覧できる冊子等がレセプト点検の担当部局に配布・保管されていたが、届出内容の変更に関する通知等を受けて当該冊子等を随時修正していくなどして活用している市区町は約3分の1にとどまっていた。そして、届出の有無及び内容についての点検を行っている市区町は半分以下となっていた。

(ウ) 施設入所者に係る診療報酬等に関するもの

契約等により特別養護老人ホーム等に配置されている医師(以下「配置医師」という。)の所属する医療機関は、配置医師が当該施設に赴いて入所者に対して行った診療については、その診療が介護保険制度の介護給付等として行われるものであることか

ら、初診料、再診料等を算定できないなどの制限が設けられている。

また、特別養護老人ホーム等と合築又は併設されている医療機関に所属する医師の行う診療についても同様の制限が設けられている。

介護保険の情報や施設の配置医師等に関する都道府県からの情報を活用して患者が施設入所者であるか、配置医師等による診療であるかなどを調査する点検の198市区町における実施状況は、表10のとおりとなっていた。

表10 施設入所者に関する点検の状況

施設入所者に関する点検の状況	市区町数 (割合%)
施設の配置医師等に関する情報が提供されている市区町	140(70.7%)
施設入所者であるか否かの情報を把握し、点検に利用している市区町	83(41.9%)
レセプト点検に当たり、施設入所者であるか否か、配置医師等による診療であるか否かの確認を実施している市区町	146(73.7%)

注(1) 施設入所者については老人が中心であることから、老人医療のみ集計を行っている。

注(2) 上記の市区町については重複しているものがある。

施設入所者に関する点検は、約3分の2の市区町で都道府県から施設の配置医師等に関する情報の提供を受けているものの、半数以上の市区町では他部局で保有している施設入所者についての情報を把握し、点検に利用することに積極的でない状況である。そして、施設入所者に関する点検は比較的多い約3分の2の市区町で行われていたが、なお十分とはいえない状況であった。

以上のように、これら3つの点検項目の実施状況は、必ずしも十分とはいえない状況であるが、その原因としては、点検要領において、これらの点検項目の位置づけや必要性が明確に示されていないこともあって、市区町にこれらの点検の必要性についての認識が必ずしも浸透していないこと、市区町の関係部局間の連携が十分に図られていないことが挙げられる。

ウ 点検結果の活用状況

診療報酬等の請求等に関する医療機関等に対する指導・監査については、都道府県や地方社会保険事務局において行われている。市町村におけるレセプト点検においては、レセプトに基づく患者個々の病状とそれに対する診療内容についての点検などが中心となるが、その結果を一層積極的に活用するには、点検に当たって、医療機関等の疑義のある請求傾向の把握に努め、それを医療機関等に対して指導・監査を行っている都道府県等に報告するなどして都道府県等との連携を図ることが重要である。また、このことは、点検要領にも、レセプト点検の結果、特に医療機関等の診療報酬等の請求傾向に疑義があるなど調査確認を要すると思料される場合は、都道府県に連絡することとされているところである。

市区町で行われている内容点検に当たって、疑義のあるレセプトの多い医療機関等について把握し、当該医療機関等のデータについて活用しているかについて調査したところ、198市区町におけるその活用状況は表11のとおりとなっていた。

表 11 医療機関等の傾向的な問題点に関する点検結果の活用状況

医療機関等の傾向的な問題点に関する点検の状況	市区町数(割合%)	
	国保	老人医療
傷病名と検査、処置、投薬等の内容が一致しなかったり、検査、処置等の実施回数が多かったりなど請求傾向に疑義のある医療機関等について把握している市区町	136 (68.6%)	132 (66.6%)
請求傾向に疑義のある医療機関等について重点的にレセプト点検を実施している市区町	126 (63.6%)	117 (59.0%)
請求傾向に疑義のある医療機関等について都道府県に報告している市区町	4 (2.0%)	6 (3.0%)

(注) 上記の市区町については重複しているものがある。

表 11 のとおり、約 3 分の 2 の市区町で傾向的な問題点の把握に努め、該当する医療機関等について重点的にレセプト点検を実施していたが、請求傾向に疑義がある医療機関等を、医療機関等の指導・監査を行う都道府県等に報告している例は極めて少なく、都道府県等との連携による点検結果の一層の活用はほとんど行われていなかった。

4 本院の所見

厚生労働省では、現在、保険者の再編・統合や新たな高齢者医療制度の創設、医療費適正化のための地域における取組等を内容とした医療保険制度改革の検討を進めている。その具体的な改革の内容については現時点では明らかではないものの、現行の医療保険制度下で市町村が果たしている役割の重要性は今後も変わらないものと思料される。

特に、医療費の適正化が求められている中で、市町村が行っているレセプト点検については、被保険者数等の規模が大きい市町村ほど効果的な実施に有利な状況があり、今後はこの面からも基本方針で示されている事業の共同化等の取組が望まれる。

また、適正な診療報酬等の請求・支払等に寄与する的確で効果的な点検の実施及び都道府県等との連携による点検結果の活用は、医療費の適正化を進める上で、一層重要なものとなってきている。

しかし、前記のとおり、レセプト点検のうち内容点検について、相当数の市区町において、委託業者に点検を任せきりにしてその実施状況を十分に把握していなかったり、保険者等の保有する情報を活用して行う介護保険との給付調整に係る点検等が十分に実施されていなかったり、点検結果を都道府県等に報告し活用することがほとんど行われていなかったりする状況となっていた。

したがって、厚生労働省においては、レセプト点検の実施について都道府県や市町村に指導等を行うに当たり、以下のような点に留意していくことが望まれる。

ア レセプト点検の専門業者への委託は、外部の専門家の知識やノウハウを活用して点検効果を上げるなどのために今後増えていくことが予想されることから、市町村は委託業者による点検の実施状況を十分に把握し、必要に応じて指示を行うことなどにより、的確で効果的な点検を実施するよう努めること

イ 保険者等の保有する情報を活用して行う各種点検は、医学的判断を要しないものであり、点検に必要な情報を活用する体制が整えば比較的取り組みやすいものであることから、情報の提供について市町村の関係部局や都道府県、地方社会保険事務局相互の連携体制を整備するよう努めるとともに、これらの点検の位置づけや必要性を点検要領等に明確

に示すこと

ウ 市町村の内容点検の結果、医療機関等が提出するレセプトに傾向的な問題点があるなどの情報が市町村から医療機関等を指導・監査する立場にある都道府県や地方社会保険事務局に報告される体制を整備するとともに、都道府県及び地方社会保険事務局において、それらの情報を医療機関等に対する指導・監査に積極的に活用すること

本院としては、市町村におけるレセプト点検の実施状況について、今後も引き続き注視していくこととする。

第8 都道府県労働局の会計経理の状況について

検査対象	厚生労働省(平成13年1月5日以前は労働省)、北海道、青森、茨城、埼玉、東京、富山、山梨、岐阜、三重、京都、大阪、兵庫、奈良、岡山、山口、徳島、愛媛、福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄各労働局(11年度以前は都道府県、都道府県労働基準局及び都道府県女性少年室)	
会計名及び科目	一般会計 (組織)厚生労働本省 (項)職業転換対策事業費 (組織)都道府県労働局 (項)都道府県労働局	
	<p>平成11年度以前は、</p> <p>(組織)労働本省 (項)職業転換対策事業費 (組織)労働保護官署 (項)労働保護官署 (組織)職業安定官署 (項)職業安定官署 (項)施設整備費</p> <p>平成12年度は、</p> <p>(組織)都道府県労働局 (項)都道府県労働局 (項)労働官署 (項)労働官署施設費</p>	
	労働保険特別会計(労災勘定)	(項)業務取扱費 (項)施設整備費 (項)労働福祉事業費
	(雇用勘定)	(項)業務取扱費 (項)施設整備費 (項)雇用安定等事業費
	(徴収勘定)	(項)業務取扱費
都道府県労働局における経費等の概要	<p>(1) 物品の購入等に係る庁費等</p> <p>(2) 相談員等に対する謝金等</p> <p>(3) 職員等に対する旅費</p> <p>(4) 職員に対する超過勤務手当</p> <p>(5) 協議会に対する委託費</p>	
不正行為による損害金の種類	(6) 前渡資金、雇用保険の失業等給付金の不正受給に係る返納金等	
亡失した物品の概要	(7) 公共職業安定所で使用するパーソナルコンピュータ等	
不正又は不適切な会計処理により支出されるなどした額	<p>(1) 2,225,394,250 円(平成11年度～16年度)</p> <p>(2) 357,833,395 円(平成11年度～16年度)</p> <p>(3) 69,459,731 円(平成11年度～16年度)</p> <p>(4) 20,490,528 円(平成11年度～16年度)</p> <p>(5) 66,575,290 円(平成11、12両年度)</p>	

(6)	1,799,470 円 (平成 10、11、17 各年度)
(7)	2,114,965 円
計	2,743,667,629 円

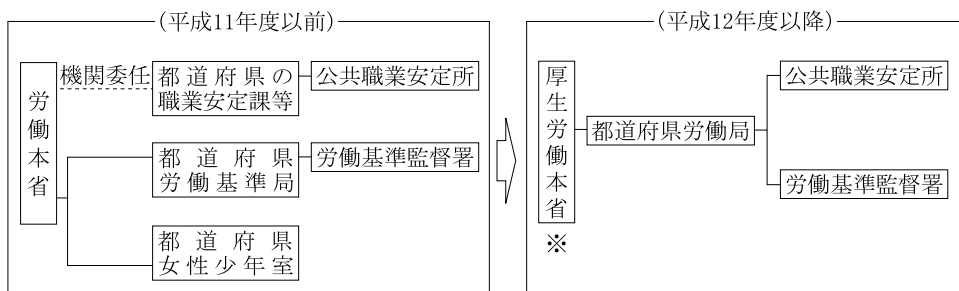
1 都道府県労働局の概要

(都道府県労働局の組織の概要)

厚生労働省(平成13年1月5日以前は労働省)では、地方において、労働条件その他の労働者の働く環境の整備及び職業の確保を図るため、出先機関として全国の各都道府県単位に都道府県労働局(11年度以前は都道府県、都道府県労働基準局等。以下「労働局」という。)を設置している。そして、労働局では、事業場に対する監督指導、職業紹介、職業指導、高年齢者等の雇用の確保等の業務を行うとともに、その業務の一部を管下の公共職業安定所(以下「安定所」という。)及び労働基準監督署(以下「監督署」という。)に行わせている。

上記の業務は、図1のとおり、11年度以前は、国からの機関委任事務を受けた各都道府県の職業安定主務課(職業安定課等)、各都道府県単位に設置されていた都道府県労働基準局及び都道府県女性少年室が行っていたが、12年4月に、これらの組織を統合した労働局が新たに設置されて、以降労働局が地域における総合的な労働行政機関として、上記の業務を行うこととなった。

図1 労働行政の組織



※平成13年1月5日以前は労働本省

(労働局の支出の概要)

労働局では、上記業務の実施に当たり、一般会計並びに労働保険特別会計の労災勘定、雇用勘定及び徴収勘定において毎年度多額の予算を執行している。このうち労働局等において使用する物品の購入等に必要な経費については庁費等、職業相談員等の非常勤職員(以下「相談員等」という。)に対して支払う謝金・賃金(以下「謝金等」という。)については諸謝金等、職員・相談員等の出張に係る経費については職員旅費等、職員の残業に係る経費については超過勤務手当の各科目からそれぞれ支出している。

(労働局の物品の購入等に係る会計事務手続の流れ)

労働局の物品の購入等に係る会計事務手続は、主に総務部総務課において、国の会計法令等に基づき、次のとおり行われることになっている(図2参照)。

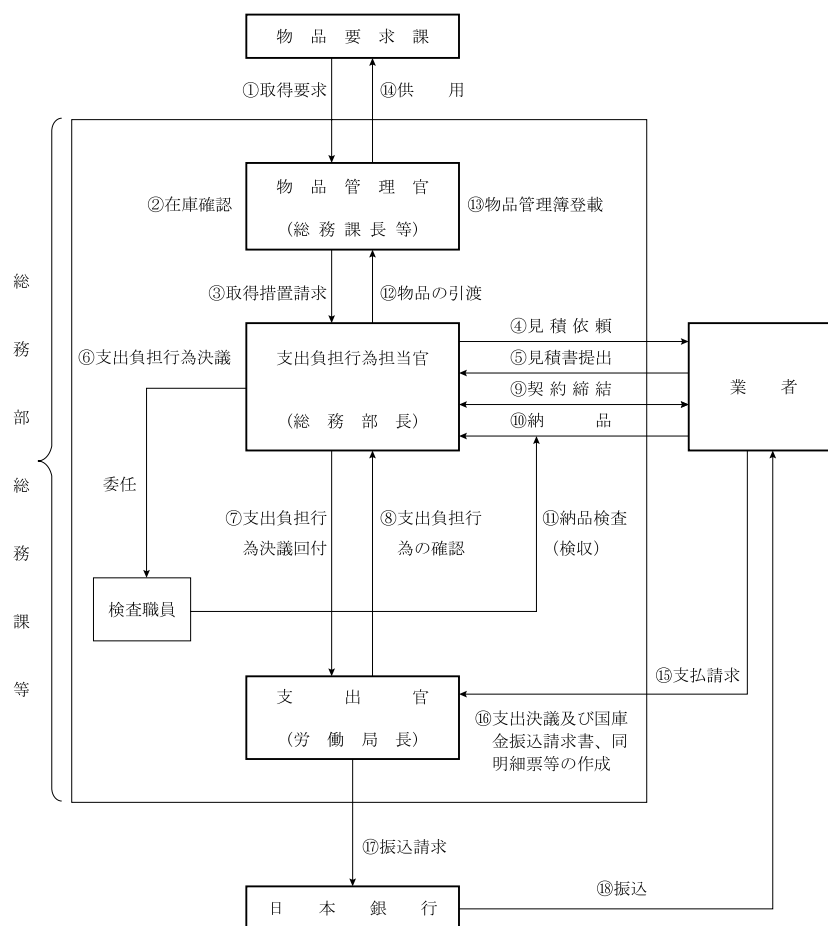
- ① 物品管理官(総務課長等)は、労働局の各課室から物品の取得要求を受けると、在庫を確認の上、取得を必要とする物品の品目、規格、数量等を明らかにして契約等担当職員であ

る支出負担行為担当官(総務部長)に取得措置請求を行う。

- ② 支出負担行為担当官(又は、その一部の会計事務について補助者を命じられた者。以下同じ。)は、一般競争等による場合は入札、随意契約による場合は複数の業者から見積書を徴求し見積合わせを行うなどして契約する業者を決定した後、支出負担行為決議を行い、契約を締結する。
- ③ 支出負担行為担当官は、納入された物品等について数量その他の確認をするため必要な検査(以下「検収」という。)を行う。
- ④ 支出官(労働局長)は、業者から支払請求を受けると支出決議を行い、国庫金振込請求書、同明細票を日本銀行に送付し、購入代金を業者の口座に振り込ませることにより支払う。

また、労働局管下の安定所及び監督署では、労働局から前渡資金の交付を受け、必要な経費の支払を行っている。

図2 労働局の物品の購入等に係る会計事務手続(随意契約の場合)



2 広島、兵庫両労働局の不正経理事案

(広島労働局の不正経理事案)

厚生労働本省(13年1月5日以前は労働本省。以下「本省」という。)では、広島労働局において架空口座への公金振込の事実が発覚したため、16年4月、同労働局に対し、実施計画

に基づいて通常行っている一般監査とは別に特定監査を実施し、その結果を同年5月に公表した。それによると、広島労働局において10年度から14年度までの間に、物品購入を装うなどの方法により計132,191,124円を不正に支出していたというものであった。

本院では、16年度に広島労働局の会計実地検査を行い、本件の不正経理事案について、本省による監査結果を検証するとともに9年度以前の会計経理についても検査を行い、その結果新たに判明した不正経理の事実と合わせ計173,029,078円が不正に支出されていたことを平成15年度決算検査報告に不当事項として掲記した。

(本省の特定監査)

本省では、広島労働局の不正経理を受け、他の労働局においても不正経理がないかを点検するため、16年4月から同年8月までの間、広島労働局を除く全国の46労働局に対し特定監査を実施し、その結果を同年8月に公表した。その内容は、次に記述する兵庫労働局の事案以外には広島労働局のような不正経理は認められなかったというものであった。そして、その報告の中で、あわせて各労働局における問題点として以下のことを挙げている。

- ① 契約から支出に至るまでの一連の会計処理が同一の係で行われていて会計組織としての内部牽制が十分に機能していなかった(46労働局中40労働局)。
- ② 会計機関の補助者以外の職員が業者から見積書を徴していた(46労働局中24労働局)。
- ③ 会計機関の補助者以外の職員が検収を行っていた(46労働局中19労働局)。

(兵庫労働局の不正経理事案)

本省では、兵庫労働局に対して、同労働局における支出金以外に本省の委託事業である雇用安定・創出対策事業等及び緊急地域就職促進プロジェクト^(注1)を含めた公金の支出全体を対象として特定監査を行い、その結果を16年8月に公表した。その内容は、旅費及び委託事業に係る委託費について11、12両年度に計30,609,988円を不正に支出したというものであった。そして、本省及び同労働局では、本件事態に関し、関係者を処分するとともに、不正支出額については延滞利息を付して国庫に返還させた。

しかし、その後の兵庫県警察本部の捜査により、16年9月、11月及び12月に同労働局職員が収賄等の容疑で逮捕されるとともに、本省及び同労働局が明らかにした上記の調査結果以外にも多額の不正経理が行われていたこと及び職員による個人着服等があったことが判明した。

本省では、前回の調査が不十分であったとの反省の下、16年10月、「兵庫労働局不正問題調査班」を設置し、11年度以降の関係書類を確認するとともに関係者からの事情聴取等を行い、17年7月及び同年8月に、その結果を公表した。それによると、兵庫労働局では、11年度から16年度までの間に、物品の購入等に係る庁費等、謝金等、旅費及び超過勤務手当について不正又は不適正な支出が行われていて、その総額は、16年8月に公表した30,609,988円と合わせ計589,927,779円であったとしている。

(注1) 雇用安定・創出対策事業等及び緊急地域就職促進プロジェクト 国際化の進展等による産業構造の変化に対応した雇用の維持や労働移動の円滑化を実現し地域の雇用の安定を図ること及び特に就職が困難な中高年の離職者等に対し早期の就職促進を図ることなどを目的として、本省が、平成12年度までに各都道府県に設置されていた雇用安定・創出対策協議会等に、経済・雇用の動向、雇用対策に関する調査・分析及び職場体験講習等の事業を委託したもの

3 検査の背景、着眼点及び対象

(検査の背景)

広島、兵庫両労働局における相次ぐ不正経理は、国庫に多額の損害を与えたのみならず、職員に逮捕者を出したほか懲戒免職を含め大量の処分が行われるなどの事態となり、国民の労働行政に対する信頼を大きく損なう結果となった。

こうした事態に対し、国会においても、労働局の会計経理が重大な関心事項として取り上げられ、本省では、前記のとおり兵庫労働局の不正経理の解明を行うとともに、全国の労働局に対し改めて特定監査を実施し、再度、不正経理の有無等の調査を行うこととなった。

本院では、以上のように、広島、兵庫両労働局だけでなく他の労働局においても同様の不正経理の存在を国民に危惧させるに至った事態の重大性にかんがみ、広島、兵庫両労働局の不正経理を念頭に置き、全国の労働局を対象に同様の事態がないかどうかについて重点的に検査を行うこととした。そして、17年次の検査においては、北海道労働局ほか24労働局(注2)(管下の安定所等を含む。以下「25労働局」という。)に対して会計実地検査を実施した。

(注2) 北海道労働局ほか24労働局 北海道、青森、茨城、埼玉、東京、富山、山梨、岐阜、三重、京都、大阪、兵庫、奈良、岡山、山口、徳島、愛媛、福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄各労働局

(検査の着眼点)

広島、兵庫両労働局における不正経理では、物品の購入等に当たって、実際に物品を購入していないにもかかわらず物品を購入したこととして契約(架空取引)したり、数量等を水増しして契約(水増取引)したりなどして庁費を不正に支出していた。

また、謝金等については実際には雇用していない相談員等を雇用していたように偽装したり、旅費については実際にはなかった出張をあったように偽装したり、超過勤務手当については残業をしていないのにしたように偽装したりして不正な支払等を行っていた。

さらに、雇用安定・創出対策協議会等(注3)(以下「協議会」という。)に委託した雇用安定・創出対策事業等及び緊急地域就職促進プロジェクトにおいては、実際には購入していない物品を購入したこととして関係書類を偽造し、委託費を不正に支出させるなどしていた。

したがって、本年次の検査に当たっては、これら広島、兵庫両労働局における不正経理の方法を念頭に置き以下の着眼点により検査した。

ア 物品の購入等に係る庁費等の支出

① 架空の又は数量、単価が水増しされた見積書及び請求書により支出等が行われていないか

② 契約、検収、支出等の会計事務手続は会計法令等に基づき適切に行われているか

イ 謝金等及び旅費の支払、超過勤務手当の支給

① 雇用の実態のない相談員等に謝金等が支払われていないか

② 出張を行っていない職員等に旅費が支払われていないか

③ 残業をしていない職員に超過勤務手当が支給されていないか

ウ 協議会に対する委託費の支出

協議会に支出した委託費が委託事業の目的外に使用されていないか

(注3) 雇用安定・創出対策協議会 雇用維持、労働移動の円滑化及び雇用創出の取組の促進を図り、もって雇用の安定に資することを目的として各都道府県に設置されたものであり、事業主団体の役員、労働団体の役員、関係行政機関職員及び学識経験者により構成されていた。協議会には事務局が置かれその職員は労働局職業安定部(11年度以前は都道府県の職業安定課等)の職員が兼務(北海道及び大分県の協議会を除く。)し、委託事業に係る経理事務等を行っていた。

(検査の対象)

25労働局が11年度から16年度までの間に一般会計及び労働保険特別会計(雇用勘定、労災勘定、徴収勘定)から支出した物品の購入等に係る庁費等、相談員等に対する謝金等、職員等に対する旅費及び超過勤務手当を対象に、計算証明規則(昭和27年会計検査院規則第3号)に基づいて提出された証拠書類により在庁時に書面検査を行ったほか会計実地検査を実施した。

また、雇用安定・創出対策事業等及び緊急地域就職促進プロジェクトについては、本省が、11、12両年度に、25労働局の管内に設置された協議会(以下「25協議会」という。)に対し支出した委託費を対象として検査した。

4 検査の状況

(1) 25労働局の支出額等の状況

25労働局における11年度から15年度までの5年間の一般会計及び労働保険特別会計(労災勘定、雇用勘定、徴収勘定)の支出額及びその内訳の推移は、表1のとおりである。

このうち、庁費等についてみると、その主なものは雇用勘定に係る支出で全体に占める比率も高いものとなっている。そして、庁費等の支出の主な内容は、机、椅子、パーソナルコンピュータ、プリンタ等の事務用備品、消耗品等の物品の購入、各種印刷物の発注、施設整備に係る工事の施工等に要する経費であり、その大半が随意契約となっていた。

表1 25労働局の平成11年度から15年度までの支出額の推移

(単位：千円)

会計名等	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度
一般会計	20,461,571	79,764,878	73,752,998	73,853,956	71,839,848
うち(組織)都道府県労働局	18,447,055	66,867,497	59,579,616	60,513,488	56,851,215
うち庁費等	272,980	5,780,880	2,468,727	3,836,109	1,793,883
うち謝金等	351,694	1,319,877	1,301,001	1,562,958	1,310,148
うち旅費	228,912	496,602	403,116	371,268	372,070
うち超過勤務手当	463,687	2,489,854	2,466,007	2,437,732	2,402,595
労働保険特別会計	420,710,562	404,638,450	385,611,739	359,759,201	347,376,222
労災勘定	214,529,732	210,419,912	208,267,600	201,856,231	199,117,142
うち庁費等	4,523,473	4,407,170	4,363,324	4,766,889	4,669,747
うち謝金等	2,067,954	2,097,898	2,016,406	1,909,038	1,883,691
うち旅費	901,641	795,808	718,029	664,741	676,448
うち超過勤務手当	499,307	501,359	507,774	512,935	511,170
雇用勘定	147,217,436	131,729,814	121,617,686	103,539,842	97,789,058
うち庁費等	11,028,724	11,599,974	15,779,165	13,950,746	16,876,343
うち謝金等	6,297,346	7,224,118	8,328,408	9,315,216	12,058,663
うち旅費	1,248,541	1,125,782	996,100	804,824	825,310
うち超過勤務手当	816,191	823,961	834,693	856,093	853,639
徴収勘定	58,963,393	62,488,724	55,726,452	54,363,127	50,470,021
うち庁費等	2,910,319	3,109,709	3,362,367	3,067,929	3,143,819
うち謝金等	236,473	259,823	260,354	261,771	262,453
うち旅費	730,031	564,611	429,181	328,932	312,741
うち超過勤務手当	294,523	295,838	289,662	289,022	288,854
合 計	441,172,133	484,403,328	459,364,737	433,613,158	419,216,071
庁費等計	18,735,497	24,897,734	25,973,585	25,621,674	26,483,794
謝金等計	8,953,468	10,901,717	11,906,171	13,048,985	15,514,956
旅費計	3,109,126	2,982,805	2,546,428	2,169,767	2,186,571
超過勤務手当計	2,073,710	4,111,013	4,098,138	4,095,784	4,056,260

注(1) 11年度の一般会計は労働保護官署のみ(都道府県分を除く)。

注(2) 庁費等とは、庁費、情報処理業務庁費等の各庁費、各所修繕、施設費等をいう。

注(3) 謝金等とは、諸謝金、非常勤職員手当、委員手当等をいう。

注(4) 旅費とは、職員旅費、委員等旅費、施設施工旅費等をいう。一般会計労働本省赴任旅費を除く。

25労働局の15年度の庁費等の月別平均支出額は、表2のとおりであり、特に庁費等の支出については、年度末の3月及び出納整理期間の4月の支出が突出した額となっている。

表2 25労働局の平成15年度の庁費等、謝金等、旅費及び超過勤務手当の月別平均支出額
(単位：円)

支出月	庁費等	謝金等	旅費	超過勤務手当
4月	31,412,049	35,593,970	17,243,741	—
5月	37,661,490	44,716,124	9,441,780	14,068,167
6月	51,876,731	48,991,383	7,303,562	13,402,200
7月	82,895,463	58,911,325	14,027,194	14,331,192
8月	49,408,529	57,549,356	6,059,894	10,857,591
9月	47,821,384	44,019,859	5,242,734	10,326,086
10月	88,953,286	66,862,100	13,142,904	11,250,446
11月	57,124,334	45,456,949	6,605,785	12,539,094
12月	63,978,405	45,348,659	5,188,053	12,682,673
1月	83,101,650	56,285,225	6,569,774	13,539,518
2月	79,864,717	41,710,179	4,704,801	15,434,127
3月	124,058,809	46,918,046	3,819,625	16,921,103
4月	257,392,609	28,115,104	△ 8,879,872 ^(注)	16,423,524

(注) 旅費の4月分△ 8,879,872円は、安定所等からの前渡資金返納分。

(2) 25労働局における検査の状況

25労働局を検査したところ、不正又は不適切な会計処理により支出するなどしていたものが、表3のとおり見受けられた。

表3 不正又は不適切な会計処理により支出するなどしていたもの

(単位：円)

区分	労働局の支出等					協議会に対する委託費の支出	合計
	物品の購入等に係る庁費等の支出	謝金等及び旅費の支払、超過勤務手当の支給	職員による国庫金の領得	物品の亡失	計		
不正に支出し目的外に使用するなどしていたもの	14,127,843	謝金等費 32,160,405 旅 27,872,312 (小計) 60,032,717	1,799,470	2,114,965	78,074,995	38,855,022	/
不適切な会計処理により支出していたもの	1,789,173,133	謝金等 239,925,040 超過勤務手当 107,422 (小計) 240,032,462	—	—	2,029,205,595		
計	1,803,300,976	300,065,179	1,799,470	2,114,965	2,107,280,590	38,855,022	2,146,135,612
兵庫労働局不正支出分	422,093,274	謝金等費 85,747,950 旅 41,587,419 超過勤務手当 20,383,106 (小計) 147,718,475	—	—	569,811,749	27,720,268	597,532,017
合計	2,225,394,250	謝金等費 357,833,395 旅 69,459,731 超過勤務手当 20,490,528 (小計) 447,783,654	1,799,470	2,114,965	2,677,092,339	66,575,290	2,743,667,629

これを、各支出項目ごとに記述すると次のとおりである。

なお、兵庫労働局の不正支出計 597,532,017円の内容については、別に掲記する不当事項においてまとめて記述しているため、本件では主としてこれ以外の計 2,146,135,612円に係

る事項について説明している。

(兵庫労働局の不正支出については別掲不当事項 149 ページ参照)

ア 物品の購入等に係る庁費等の支出

物品の購入等に係る庁費等の支出について検査したところ、次のような事態が見受けられた。

(ア) 不正又は不適切な支出

不正又は不適切な会計処理により支出していたものが、25 労働局において 22 億 2539 万余円見受けられた。

a 不正に支出し目的外に使用するなどしていたもの

国費を目的外に使用するなどのため、関係書類を偽造するなどして不正に支出しているものが、表 4 のとおり、兵庫労働局における不正経理事案の 4 億 2209 万余円のほか、4 労働局において計 80 件、1412 万余円見受けられた。

(別掲不当事項 158 ページ参照)

表 4 不正に支出し目的外に使用するなどしていたもの

年 度	兵庫労働局を除く 4 労働局分		兵庫労働局分	計
	件	円	円	円
11	27	4,147,981	20,168,599	24,316,580
12	45	7,840,487	118,014,997	125,855,484
13	0	0	177,298,144	177,298,144
14	0	0	66,833,226	66,833,226
15	8	2,139,375	37,823,298	39,962,673
16	0	0	1,955,010	1,955,010
計	80	14,127,843	422,093,274	436,221,117

上記の事態について事例を示すと次のとおりである。

<事例 1>

北海道労働局では、平成 16 年 4 月に、A 社からリサイクルトナー等の消耗品を 753,375 円で購入したとしていたが、これらは同労働局が同社に虚偽の見積書を作成させ、関係書類を偽造するなどして不正に支出したものであり、実際は同労働局職員の引越に伴う職員宿舍用のカーペットや暖房器具等の購入費用等に充てていた。

<事例 2>

東京労働局では、平成 11、12 両年度に、B 社からトナーカートリッジ等の消耗品を計 12,221,841 円で購入したとしていたが、これらは同労働局が同社に別の物品を納入させるために虚偽の見積書を作成させ、関係書類を偽造するなどして不正に支出したものであった。そして、本件支出のうち 11,144,026 円は、上記の契約物品とは異なるパーソナルコンピュータ等が納入されたこととなっているが、これらは 17 年 9 月末現在その所在が確認できないほか、126,832 円は用途等が不明となっている。

b 不適切な会計処理により支出していたもの

架空取引を行い当該支出金を業者に預け、これを利用して必要な物品を納入させて

いるなど不適切な会計処理により支出しているものが、25労働局すべてにおいて見受けられた。そして、これらの不適切な会計処理による支出は、表5のとおり、計4,308件、17億8917万余円となっている。

表5 不適切な会計処理により支出していたもの

(単位：件、円)

年度	(a)架空取引による支出を行い当該支出金を業者に預け、後日これを利用して業務に必要な物品を納入させていたもの		(b)随時納入させた物品の代金を一括して支払うため、関係書類を偽造するなどして支出していたもの		(c)納品の事実がないのに検収したこととして代金を支払い、後日納品させていたもの		(a)(b)(c)合計	
	件数	金額 (預け金額)	件数	金額 (一括払い等額)	件数	金額	件数	金額
11	187	36,141,398	124	14,474,039	217	194,762,388	528	245,377,825
12	353	51,379,510	227	22,216,877	324	331,310,009	904	404,906,396
13	320	49,334,196	291	27,294,677	376	398,076,498	987	474,705,371
14	301	57,626,357	287	24,588,860	377	416,469,025	965	498,684,242
15	236	31,400,480	277	16,124,001	290	109,268,403	803	156,792,884
16	37	3,037,167	50	2,598,150	34	3,071,098	121	8,706,415
合計	1,434	228,919,108	1,256	107,296,604	1,618	1,452,957,421	4,308	1,789,173,133

(注) (a)と(b)の支出件数には重複しているものがある。

これを事態の態様別に示すと次のとおりである。

- (a) 架空取引による支出を行い当該支出金を業者に預け、後日これを利用して業務に必要な物品を納入させていたもの

業者に架空取引のための見積書、請求書を作成させるとともに支出決議書等の関係書類を偽造して支出し、当該支出金は預け金として業者に積み立て、後日これを利用して業務に必要な物品を納入させるなどの不適切な会計処理を行っていたものが、15労働局の支出及び32安定所等の前渡資金の支払において計1,434件、2億2891万余円見受けられた。

そして、これらの中には、会計実地検査時点においても預け金が業者に残っていたものが10安定所において計2,949,037円あった。

上記のように業者に預け金を積み立て、これにより納入させた物品については、そのほとんどが消耗品であり現存していないため、これらが労働局等の業務に使用されていたかは不明である。しかし、仮に労働局等の業務に使用されていたとしても、正規の支出負担行為手続等を経たおらず、購入の必要性や価格の妥当性について必要な検討がなされていないもので、適切な支出であったとは認められない。また、このような不適切な会計処理による支出は、単に会計法令違反というだけでなく、兵庫労働局における不正経理を始めとする前記aのような不正支出の事態につながりかねないものとなっている。

- (b) 随時納入させた物品の代金を一括して支払うため、関係書類を偽造するなどして支出していたもの

支出負担行為等の会計処理を行わないまま随時物品を納入させ、後日、業者に架空の見積書、請求書を作成させるとともに支出決議書等の関係書類を偽造し、これ

により購入代金を一括して支払うなどの不適切な会計処理を行っていたものが、15労働局の支出及び31安定所等における前渡資金の支払において計1,256件、1億0729万余円見受けられた。

上記のように支出負担行為等の会計処理を行わないまま随時業者に納入させた物品については、前記(a)と同様に購入の必要性や価格の妥当性について必要な検討がなされていないもので、適切な支出であったとは認められない。また、このような会計処理を行った労働局が、その理由として業務の簡素化を挙げるなど会計法令の趣旨に関する理解及び遵守の意識が極めて希薄なものになっている。

- (c) 納品の事実がないのに検収したこととして代金を支払い、後日納品させていたもの

実際は契約した物品が納入されていないのに納入されたこととして関係書類を偽造して支出し、後日契約した物品を納入させるなど不適切な会計処理を行っていたものが、25労働局の支出及び40安定所等の前渡資金の支払において計1,618件、14億5295万余円見受けられた。そして、これらの中には年度内に納品されていないものが計1,396件、13億2900万余円見受けられた。

上記のように、納品(給付)の確認を行わないまま支出を行うことは会計法令に违背した行為であり適切とは認められない。また、その後納入されたとする物品については、そのほとんどが消耗品であり現存していないため、適切な検収が行われたかについては不明である。これらの事態については、年度末に大量に発注するなど年度内の納品が事実上不可能と認められるケースや長期にわたり納品されていないケースもあるなど購入の妥当性及び必要性を疑わせるものが多数存在している。

- (d) 不正又は不適切な支出に係る会計事務手続

上記(a) a、bのように会計法令に违背した不正又は不適切な支出が労働局等において多数見受けられた。これらのうち、a及びb(a)、(b)については、架空の取引により一連の会計処理が行われたばかりでなく、契約物品の納入の事実がないのに検収が行われたこととしていた。また、b(c)においても納品の事実がない時点において検収が行われたこととするなどして支出決議書等に虚偽の検収日付を記入していた。

前記図2の「労働局の物品の購入等に係る会計事務手続」に示した一連の会計事務手続においては、関係する部局及び担当職員も多く、関係職員に会計法令の遵守意識があれば内部牽制も機能するため、本来は不適切な会計処理を継続して行うことは困難であると思料される。しかし、上記のように本院が検査したすべての労働局において、不適切な支出が多数見受けられたことから、その発生原因を調査するために労働局における物品の購入等に係る契約、検収等の会計事務手続について検査した。

検査したところ、次のとおり適切を欠く事態が見受けられた。

- a 契約事務が適切に行われていなかったもの

物品の購入等に当たっては、前記のとおり、契約担当機関である支出負担行為担当官又はその補助者が業者から見積書を徴するなどして一連の契約事務を行うこととなっているが、22労働局においては、図3のように、会計機関の補助者以外の局内各課室の職員が、直接業者から見積書を徴するなどして発注し実質的な契約行為を行っていた。

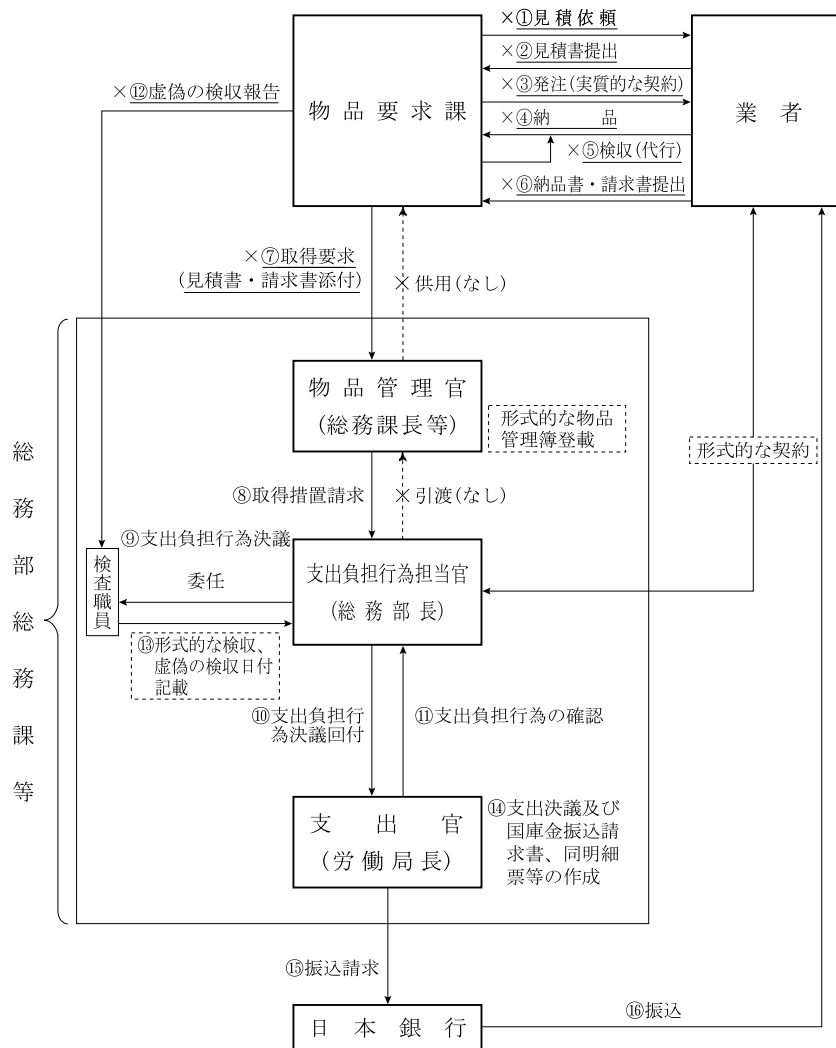
また、随意契約により物品の購入等を行う場合、原則として、複数の業者から見積

書を徴し見積合わせをした上で、最も低廉な価格を提示した業者と契約を締結しなければならないが、15労働局においては、事前に契約先を決定し、見積合わせのための見積書については、関係書類を整えるため当該契約の相手方に他社の分まで作成させるなどして、見積合わせが適切に行われていなかった。

このように、取得要求元である労働局の各課室では、直接見積書を徴するなど実質的な契約行為を行うことにより、要求元の裁量において納品、支出等について融通の利く業者を自由に選定することができ、また、業者に預け金を積み立てることも容易にしていた。

そして、これらの中には、16年に本省が行った特定監査において指摘を受けていたにもかかわらず、それ以降も同様の行為を行っていたものが6労働局において見受けられた。

図3 不適切な会計処理を行っている労働局における実際の手続例



注(1) ×印、下線部は不適切な会計事務手続

注(2) []内は形式的な会計事務手続

b 検収が適切に行われていなかったもの

納品時に行われる検収は、当該契約による目的達成の確認において重要な行為となるため、支出負担行為担当官又はその補助者がその責任において実施することとなっているが、25労働局において、図3のように、補助者として検査職員に任命されていない各課室の職員が事実上の検収を行っていて適切を欠く事態となっていた。また、検査職員に任命された総務課等の職員も、納品の事実がないのに契約物品が納入されたこととして支出決議書等に虚偽の検収日付を記載していた。

このように、正規の検査職員ではない取得要求元の各課室の職員が実質的な検収行為を行っていたため、取得要求元において契約物品が納入されたこととして検査職員に虚偽の報告をし、実際は契約物品とは異なる物品を納入させることが可能となっていた。また、総務課等では、年度末の予算消化のため、物品が年度内に納入されたこととして支出決議書等の関係書類を偽造し、納入前の支払を優先して行っていた。そして、代金支払後の納入管理は業者に任せきりにして、納入に関しての正確な把握を行っていない状況となっていた。

c 会計組織としての内部牽制が十分に機能していなかったもの

25労働局すべてにおいて、支出負担行為、検収、支出等の一連の会計処理が総務課内の同一の係で行われているなどして、会計組織として内部牽制が十分に機能しない体制となっていた。

これについて、16年に行われた本省の特定監査の報告では、支出の原因となる債務負担とその結果として発生する支出を明確に区分し適正かつ計画的な予算執行を図る必要があること、また、広島労働局における不正経理が会計機関としての相互牽制が機能していないことに原因があったことなどから、該当する労働局に対し事務処理体制の見直し等を指示していた。

そして、25労働局では、17年4月までに支出負担行為事務と支出事務を別々の係で所掌させるなどの措置を執っていた。

イ 謝金等及び旅費の支払、超過勤務手当の支給

(ア) 相談員等に対する謝金等の不正又は不適切な支払

25労働局及び管下の安定所等が11年度から16年度までの間に支払った相談員等に対する謝金等について検査したところ、兵庫労働局における不正経理事案の8574万余円のほか、次のとおり、謝金等を不正に支払い別途に経理して業務の目的外の用途に使用するなどの事態が、2労働局において計470件、32,160,405円見受けられた。また、謝金等を相談員等ではなく派遣団体に支払うなど不適切な事態も見受けられた。

a 相談員等を雇用した事実がないのに雇用したこととして不正に謝金等を支払い、これを別途に経理するなどしていたもの

(別掲不当事項161ページ参照)

青森労働局及び管下の7安定所では、関係書類を偽造し、相談員等を雇用した事実がないのに雇用したこととして謝金等を不正に支払っていた。このようにしてねん出した資金は、11年度から15年度までの間に計380件、30,498,105円となっており、別途に経理して業務の目的外の用途に使用するなどしていた。

また、京都労働局管下の3安定所においても、相談員等に対する謝金を不正に支払い、別途に経理するなどしていたものが計90件、1,662,300円見受けられた。

b 謝金等を不適切に支払っていたもの

相談員等に直接謝金等を支払ったこととして領収書を偽造し、実際は相談員等を管理する派遣団体等に当該謝金を支払っていたものが、2労働局管下の13安定所等において計18,835,100円見受けられた。

また、安定所で職業相談員等の業務を行うこととして雇用した相談員等に対し、実際は労働局の事務補助等の業務を行わせていたのに、相談員等としての謝金等を支払っていたものが、6労働局管下の9安定所において計221,089,940円見受けられた。

(イ) 労働局等の職員等に対する旅費の不正な支払

25労働局各課の職員及び管下の安定所等の職員等に対し、11年度から16年度に支払った旅費について検査したところ、兵庫労働局における不正経理事案の4158万余円のほか、次のとおり、旅費を不正に支払い別途に経理して業務の目的外の用途に使用するなどの事態が、2労働局において計2,693件、27,872,312円見受けられた。

(別掲不当事項162ページ参照)

すなわち、京都労働局及び管下の8安定所では、関係書類を偽造し、出張の事実がないのに出張したこととして旅費を不正に支払っていた。このようにしてねん出した資金は、11年度から15年度までの間に計2,050件、26,587,027円となっており、別途に経理して業務の目的外の用途に使用するなどしていた。

また、青森労働局管下の7安定所においても、相談員等に対する旅費を不正に支払い別途に経理するなどしていたものが計643件、1,285,285円見受けられた。

(ウ) 労働局等の職員に対する超過勤務手当の不適切な支給

25労働局のうち、青森労働局を除く24労働局各課の職員及び管下の安定所等の職員に対し、11年度から16年度までの間に支給した超過勤務手当について、超過勤務命令簿等の関係書類により検査したところ、兵庫労働局における不正経理事案の2038万余円のほか、職員の超過勤務命令簿等の記載内容が事実と相違しているのに超過勤務手当を不適切に支給している事態が、2労働局及び2安定所において計23件、107,422円見受けられた。

ウ 協議会に対する委託費の支出

25協議会に対する11、12両年度の委託費の支出等の状況は、表6のとおりとなっている。

表6 25協議会に対する委託費の支出等の状況

① 雇用安定・創出対策事業等

(単位：円)

年度	交付額	事業支出額(確定額)	雑収入	返納額
11	421,693,000	390,752,737	23,931	30,964,194
12	375,873,000	341,123,806	48,029	34,797,223
合計	797,566,000	731,876,543	71,960	65,761,417

② 緊急地域就職促進プロジェクト

(単位：円)

年度	交 付 額	事業支出額(確定額)	雑 収 入	返 納 額
11	2,051,678,870	1,931,081,155	92,747	120,690,462
12	7,684,843,000	3,333,201,980	15,578,835	4,367,219,855
合計	9,736,521,870	5,264,283,135	15,671,582	4,487,910,317

25 協議会が実施した上記の委託事業について検査したところ、兵庫労働局における不正経理事案の 2772 万余円のほか、事務費、旅費、再委託費等を不正又は不適切に支払っていた事態が、次のように見受けられた。

(ア) 事務費等の支払

a 事務費等を委託事業の目的外に使用していたもの

架空取引のための見積書等を業者に作成させるなどして事務費等を支払い、実際は協議会の事務運営と関係のないタクシー券等や労働局等で使用する物品を購入するなどして、委託費を委託事業の目的外に使用していたものが、9 協議会において計 56 件、13,674,563 円見受けられた。

b 架空取引を行い当該支払金を業者に預けるなどしていたもの

架空取引による支払を行い当該支払金を業者に預け、後日業務に必要な物品を納入させたり、随時納入させた物品の代金を一括して支払うため関係書類を偽造するなどして支払ったり、納品の事実がないのに検収したこととして代金を支払い後日納品させたりしていたものが、11 協議会において計 45 件、8,322,821 円見受けられた。

c 郵券(切手)の精算を行っていなかったもの

報告書等を発送するために購入した郵券について、委託事業終了時(12 年度末)に残存していたのに、精算の手続を行っていなかったものが、7 協議会において計 1,074,840 円見受けられた。このうち計 722,900 円相当分の郵券が、会計実地検査時点において、5 労働局で保管されていた。

(イ) 謝金及び旅費の支払

協議会のコーディネーターに対する謝金について勤務日数を誤るなどして支払っていたものが、2 協議会において計 96,000 円見受けられたほか、実際は出張の事実がないのに旅費を支払うなどしていたものが、4 協議会において計 753,873 円見受けられた。

(ウ) 再委託先に係る委託費の精算

協議会が外部の調査機関に再委託した調査研究事業の委託費の支払について、再委託先から提出された精算報告書等の内容の確認が十分でなかったため、過大に支払われていたものが、1 協議会において 2 件、1,068,993 円見受けられた。

また、協議会が再委託した緊急地域就職促進プロジェクトについて、再委託先から提出された委託費精算報告書の精算額と再委託先に保管されていた委託事業に係る証拠書類の支出額の総額が大きく相違しているもの(精算額と証拠書類の支出額の総額との差額 13,863,932 円)が、1 協議会において見受けられた。

エ 国庫金の振込み等

広島労働局の不正経理では、国庫金振込明細票を差し替えて架空の預金口座へ国庫金を振り込むという方法により不正な支出が行われていたことから、25 労働局の支出につい

て、11年度から14年度までの各年度末の3月及び出納整理期間の4月分を対象として、表7のとおり労働局保管の国庫金振込明細票と日本銀行又はその代理店が保管する国庫金振込明細票の照合確認を行うなどしたところ、次のような事態が見受けられた。

表7 照合確認した国庫金振込明細票の件数及び金額

(単位：件、百万円)

年度 会計名	11年度		12年度		13年度		14年度		合計	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
一般会計	2,252	1,435	3,239	2,593	1,228	1,610	1,747	2,302	8,466	7,942
特別会計	21,400	10,343	13,836	6,185	5,876	4,058	9,202	3,959	50,314	24,546
合計	23,652	11,778	17,075	8,778	7,104	5,668	10,949	6,262	58,780	32,488

(ア) 振込先名の不突合

兵庫労働局において、振込先名が異なっていて不突合となっているものが1件確認された。

(イ) 不正な差替え等による国庫金の領得

安定所の前渡資金(預託金)のうち、北海道労働局管下の札幌東公共職業安定所において、経理担当職員が国庫金振込明細票の不正な差替えを行い、計16件、5,769,280円を同人名義の預金口座に振り込ませ、このうち3件、1,703,730円を領得していた。また、同人は、同労働局管下の札幌公共職業安定所(以下「札幌所」という。)において、雇用保険の失業等給付金の不正受給に係る返納金95,740円を領得していた。

(別掲不当事項160ページ参照)

(ウ) 物品の亡失

上記(イ)のことから、同人が勤務していた札幌所において、物品管理簿に記載されている物品が現存しているかについて現物確認を行うなど、物品管理の状況について検査した。

検査の結果、パーソナルコンピュータ11台(購入価格相当額1,924,965円)及び札幌市内の交通機関で使用できるプリペイドカード19枚(購入価格相当額190,000円)を亡失していた。

(別掲不当事項161ページ参照)

オ 関係書類の保存状況

25労働局において、経理関係書類及び証拠書類について保存期限前に廃棄又は紛失していないかについて検査したところ、次のような状況となっていた。

- | | |
|------------------------------|-------|
| ① 支出計算書附属証拠書類を紛失又は廃棄していたもの | 4労働局 |
| ② 国庫金振込請求書、同明細票を紛失又は廃棄していたもの | 11労働局 |
| ③ 支出簿、支出負担行為差引簿を紛失又は廃棄していたもの | 4労働局 |
| ④ 出勤簿、休暇簿を紛失又は廃棄していたもの | 19労働局 |
| ⑤ 旅行命令簿、同復命書を紛失又は廃棄していたもの | 6労働局 |
| ⑥ 超過勤務命令簿を紛失又は廃棄していたもの | 20労働局 |
| ⑦ 現金出納簿を紛失又は廃棄していたもの | 3労働局 |

なお、上記の②、④、⑥には、本来の保存期限の5年を誤って3年としていたなどのため、本来の期限内に廃棄したものが含まれている。

5 本院の所見

ア 物品の購入等に係る経理

検査の結果、意図的に関係書類を偽造するなどして国庫金を不正に支出し目的外に使用していたものが見受けられた。これらの中には、取得要求元の課室だけでなく総務課等の会計職員自らが不正な会計処理を行っていたものもあり、極めて憂慮すべき事態となっていた。

このほかにも架空の取引により支出を行い業者に預け金を積み立てているなどの事態が多数見受けられた。これらは購入の必要性や価格の妥当性等に関する検討が行われないまま支出されたものであり会計法令を逸脱した極めて不適切な処理である。

このような事態を可能にしていたのは、労働局の各課室が直接業者から見積書を徴するなど実質的な契約行為を行い、検収も検査職員以外の各課室の職員に代行させ納品の事実が無くとも納品したこととして処理しているなど契約、検収事務等の会計経理が著しくびん乱していたことによる。さらに、労働局において、こうした不適切な経理を組織的にチェックできる体制が整備されておらず、内部統制が機能していなかったことも要因となっている。

そして、これらのことは、正に広島、兵庫両労働局において不正経理を引き起こした要因となっており、関係機関においては事態の重大性を十分認識するとともに徹底した再発防止策を早急に講じなければならない状況となっている。

イ 謝金等及び旅費に係る経理

謝金等に係る経理については、検査の結果、青森労働局及び管下の各安定所において、組織的な不正経理の事実が多数認められたが、その主な目的は安定所における別途経理金のねん出にあったと史料される。過去の事実内容について詳細な把握は困難となっているが、長年行われてきた不適切な慣習行為によるものと推測される。別途経理金の用途については、職員の飲食費等に使用したとのことであるが、発覚を防止するため帳簿や領収書を残していないケースがほとんどで詳細な用途については確認できていない。

旅費に係る経理については、検査の結果、京都労働局及び管下の各安定所において、架空出張による不正経理の事態が多数認められた。青森労働局における謝金等に関する不正経理と同様に別途経理金のねん出がその目的の一つと史料される。

また、青森、京都両労働局とも、謝金及び旅費の支払は現金払となっていたため、本人に支払うことなく安定所の会計部門である庶務課等において関係書類を偽造するなどの方法により別途経理金をねん出することが容易な状態となっていた。さらに、管下の安定所のほとんどにおいて、謝金及び旅費による不正経理が長年行われてきた事実は、安定所に対する労働局の統制が事実上機能していなかったと判断せざるを得ない。

ウ 協議会の委託費に係る経理

協議会等の委託費に係る経理については、協議会委託費を利用してタクシー券等を購入したり、労働局で使用する物品等を納入させたりするなど委託事業の目的外に使用していた事態が多数見受けられた。委託費の経理事務は職業安定部の職員が兼務で行っており、労働局総務課等の会計機関によるチェックが入らないため牽制機能がほとんど働かず、会

計担当者の裁量において業者の選定、納品及び支払が可能となっているなど不適切な会計処理が一層容易にできる環境となっていた。

また、再委託先に係る委託費についても、精算時において関係資料による使途確認が十分でないため、再委託先における実際の支出額が不明確となっている事態が見受けられた。このようなチェック体制の甘さは、再委託先の公金管理について不正を引き起こす要因ともなりかねない状況となっていた。

本院では、広島、兵庫両労働局の不正経理を念頭に置いて労働局の会計経理を中心とした検査を行った。そして、検査の結果判明した不正経理のうち、謝金等及び旅費を不正に支払い別途経理金をねん出していた事態は、労働局の出先機関である安定所の前渡資金の支払において多く見受けられた。これらの不正経理によりねん出した資金の一部については本院の会計実地検査時点まで保管されていた。労働局における会計経理の適正化はもちろんであるが、労働局の安定所等に対する内部監査の徹底と会計法令の遵守についての一層の指導強化が必要と認められる。

本省では、不正経理発覚の都度、各労働局に通達を発し再発防止のための方策を講じており、各労働局では不正事故を未然に防止すべく改善策を講じたとしている。特に、兵庫労働局の不正経理発覚後には、本省の再調査結果を受けて、17年7月に「不正経理事案の再発防止等について」(17年地発第0708001号)を発し、不正経理事案の再発防止と根絶に向けて、公務員倫理の徹底と綱紀保持、会計組織における相互牽制の確立等、納品された物品等の検査の徹底等を図るなどとしている。また、今後の不正経理の実行者等については厳正に処分することとしている。

今後、本院としては、本省及び各労働局による再発防止策の実効性について総合的な評価を行うとともに、本年次の検査において発見された事態について、更に詳細な検討を行うなどして発生原因等の一層の解明を行うこととする。そして、まだ検査を実施していない22労働局についても、引き続き不正経理の有無を念頭に置いた検査を実施し、これらの検査結果を含めて、全国の労働局の会計経理の状況について改めて総合的な検証を行うこととする。

第9 健康保険、厚生年金保険の適用促進の実施状況について

検査対象	社会保険庁
会計名	厚生保険特別会計
適用の根拠	健康保険法(大正11年法律第70号)、厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)
適用促進の概要	政府管掌健康保険及び厚生年金保険の未適用事業所に対して適用の促進を行うもの
保険料収入の徴収決定済額	健康勘定 19兆0964億円(平成14年度～16年度) 年金勘定 59兆3548億円(平成14年度～16年度)

1 制度の概要

(健康保険及び厚生年金保険)

社会保険庁では、健康保険法(大正11年法律第70号)に基づき業務外の疾病、負傷等に関し医療、療養費等の給付を行う政府管掌健康保険事業を、また、厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)に基づき老齢、死亡等に関し年金等の給付を行う厚生年金保険事業をそれぞれ運営している。

(適用事業所)

政府管掌健康保険(以下「健康保険」という。)及び厚生年金保険が適用される事業所は、健康保険法及び厚生年金保険法に定められている事業の事業所で常時5人以上の従業員を使用するもの、常時従業員を使用する法人の事業所など(以下、これらの事業所を「適用事業所」という。)とされている。適用事業所は、事業主等の意思にかかわらず健康保険及び厚生年金保険に加入しなければならず、両保険は強制保険となっている。そして、事業主は、健康保険法施行規則(大正15年内務省令第36号)及び厚生年金保険法施行規則(昭和29年厚生省令第37号)(以下、これらをあわせて「施行規則」という。)の規定に基づき、上記の要件を満たして適用事業所となった日から5日以内に、事業所の名称、所在地等を記載した「健康保険・厚生年金保険新規適用届」(以下「新規適用届」という。)を事業所の所在地を管轄する社会保険事務所等に提出しなければならないこととなっている。

また、適用事業所が解散したり休業したりするなどして、適用事業所に該当しなくなったときは、事業主は施行規則の規定に基づき、適用事業所に該当しなくなった年月日及びその事由等を記載した「健康保険・厚生年金保険適用事業所全喪届」(以下「全喪届」という。)に適用事業所に該当しなくなったことを証する書類を添付して提出しなければならないこととなっている。

(被保険者の資格)

健康保険の被保険者は適用事業所に使用される者とされ、また、厚生年金保険の被保険者は適用事業所に使用される70歳未満の者とされている。

そして、被保険者の資格の取得及び喪失は、社会保険事務所等の確認によって、その効力が生じ、また、この確認は、事業主からの届出若しくは被保険者からの請求により、又は職権で行うものとされている。

(保険料)

健康保険及び厚生年金保険の保険料は、標準報酬月額及び標準賞与額^(注1)に保険料率を乗じた額^(注2)(平成15年度以降の場合)とされており、その負担割合は、事業主と被保険者がそれぞれ2分の1となっている。保険料は月単位で計算され、事業主は、その使用する被保険者及び自己の負担する保険料を合わせて、翌月末までに納付する義務を負っている。そして、社会保険事務所等は、保険料が納付期限までに納付されなかった場合には指定期限を定めて督促状を送付すること、また、指定期限までに納付されなかった場合には国税滞納処分の例により徴収することとなっている。

(注1) 標準報酬月額 健康保険では第1級98,000円から第39級980,000円まで、厚生年金保険では第1級から第30級620,000円までの等級にそれぞれ区分されている。被保険者の標準報酬月額は、実際に支給される報酬月額をこの等級のいずれかに当てはめて決定される。

(注2) 標準賞与額 各被保険者の賞与額から千円未満の端数を切り捨てた額で、健康保険では200万円、厚生年金保険では150万円が上限とされている。

(適用事業所の範囲の拡大)

昭和61年度の基礎年金制度の導入と時期を同じくして、健康保険法及び厚生年金保険法が改正され、両保険の適用事業所の範囲を段階的に拡大する措置が執られた。これにより、従前は、常時5人以上の従業員を使用する事業所が適用事業所とされていたが、63年度以降は、常時従業員を使用する法人の事業所がすべて適用事業所とされた。

(適用促進の実施方法)

適用事業所であるにもかかわらず未適用となっている事業所(以下「未適用事業所」という。)に対する適用の促進(以下「適用促進」という。)は、社会保険事務所等により、次のように行うこととされている。

- ① 法務局等で商業登記申請書等を閲覧するなどして適用促進の対象である事業所(以下「適用促進対象事業所」という。)を把握する。
- ② 適用促進対象事業所のうち新規適用届を提出していない事業所に対しては、健康保険及び厚生年金保険への加入を勧奨する文書(以下「勧奨状」という。)を送付するなどして加入指導を行う。
- ③ 勧奨状による加入指導を行っても新規適用届を提出しない事業所に対しては、社会保険労務士に委託して巡回説明を行う。
- ④ 巡回説明後は、社会保険労務士から提出される巡回説明結果報告書を有効に活用し、社会保険適用指導員等の訪問等により加入指導を行う。

(適用促進の実施体制)

社会保険本庁では、従来から、健康保険及び厚生年金保険に係る適用対策及び保険料徴収対策の企画立案業務を医療保険課が行ってきた。そして、平成16年4月に、適用及び保険料徴収を、適正かつ効率的に実施するための対策について検討を行い、地方社会保険事務局が実施する各種対策について指導、支援等を行うことを目的として、医療保険課内に適用・徴収対策室を設置した。

一方、地方社会保険事務局では、適用に関する業務(以下「適用業務」という。)を保険課等が所掌して、社会保険事務所等に対する指導監督を行っており、また、社会保険事務所等で

は、被保険者に係る資格の得喪、保険料の決定等の事務とあわせて、適用業務を業務課等が所掌している。

また、社会保険庁では、昭和61年度から、適用業務等の処理の円滑な実施を期するため、非常勤の国家公務員として、社会保険事務所等に、社会保険適用指導員及び社会保険適用事務員を配置している。そして、社会保険適用指導員は適用促進対象事業所の事業主に対する新規適用届の提出等の指導業務を行うことなどを職務としており、社会保険適用事務員は適用業務等の補助を行うことなどを職務としている。

2 検査の着眼点及び対象

近年、年金に対する関心が高まる中で、新規適用届を提出していないことなどによる未適用事業所が数多くあるとの指摘がなされている。

また、本院においても、平成12年度決算検査報告(「政府管掌健康保険及び厚生年金保険の適用事業所の全喪処理について、その適正化を図るよう改善の処置を要求したもの」)で、社会保険事務所等へ全喪届を提出した適用事業所が引き続き事業を継続するなどしているのに、健康保険及び厚生年金保険の適用を受けていない事態について指摘している。

このように、未適用事業所が存在することは、健康保険及び厚生年金保険の強制保険としての役割を維持する妨げとなっており、未適用事業所を少なくすることが、被保険者等となるべき者に対する医療保障や年金受給権の確保、事業主間の公平性の確保及び制度の信頼性の確保のために重要と考えられる。また、未適用事業所に対する適用を促進し、適正な負担を求めていくことが、健康保険事業及び厚生年金保険事業の健全な運営を維持する上で重要である。したがって、適用促進の実施状況とその効果等について分析・整理して広く国民の理解に資することが必要であると考えられる。

そこで、適用促進の実施状況について、適用促進対象事業所の把握など適用促進のための各種対策は適切に実施されているか、また、適用促進の効果が把握され、その後の対策に十分に反映されているかなどに着眼して検査することとした。

検査に当たっては、社会保険本庁、北海道社会保険事務局ほか27社会保険事務局において、平成14年度から16年度までの間における適用促進対策の実施状況等を検査した。

なお、調査項目によっては、各社会保険事務局において把握している情報の違いなどから、調査の対象とした地方社会保険事務局数が上記の28社会保険事務局と異なるものがある。

(注3) 北海道社会保険事務局ほか27社会保険事務局 北海道、岩手、山形、茨城、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、富山、山梨、長野、岐阜、愛知、三重、滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、広島、香川、愛媛、高知、福岡、大分、宮崎、沖縄各社会保険事務局

3 検査の状況

(1) 適用事業所数及び被保険者数の推移

適用事業所の範囲の拡大とともに適用促進の本格的な取組が始まった昭和61年度以降の健康保険、厚生年金保険及び同じ被用者保険である雇用保険の適用事業所数の推移は図1のとおり、また、被保険者数の推移は図2のとおりとなっている。

すなわち、適用事業所数については、健康保険及び厚生年金保険共に、適用範囲の拡大と適用促進の強化及び経済環境が良好であったことにより62年度から平成9年度までは

対前年度末比でそれぞれ1.2%から9.8%の増加となっていたが、10年度にいずれも減少に転じていた。しかし、16年度にはそれぞれ0.7%、0.5%の増加となっている。

また、被保険者数については、健康保険及び厚生年金保険共に、適用事業所数と同様に、昭和62年度から平成8年度までは対前年度末比でそれぞれ0.2%から4.6%で増加したものの、健康保険は9年度に、厚生年金保険は10年度にそれぞれ減少に転じ、16年度、14年度にそれぞれ再び増加に転じている。

なお、厚生年金保険の14年度の被保険者数が増加したのは、14年4月に被保険者の年齢上限が65歳未満から70歳未満まで引き上げられたことや、旧農林漁業団体職員共済が厚生年金保険に統合されたことが大きく影響している。

一方、雇用保険の適用事業所数については、昭和62年度から平成13年度までは対前年度平均比で0.4%から3.9%の増加となっていたが、14年度に減少に転じていて、16年度は0.4%の減少となっている。また、被保険者数については9年度まで増加が続き、それ以降はほぼ横ばいとなっていたが、16年度は1.6%の増加となっている。

図1 適用事業所数の推移

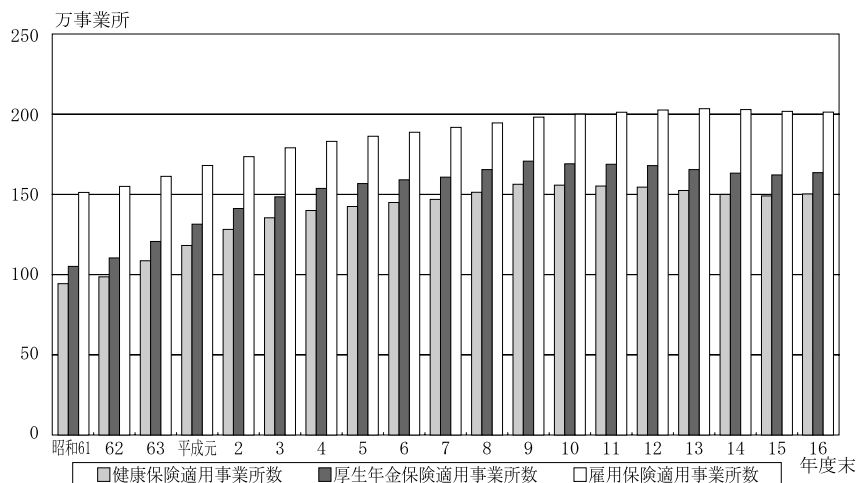
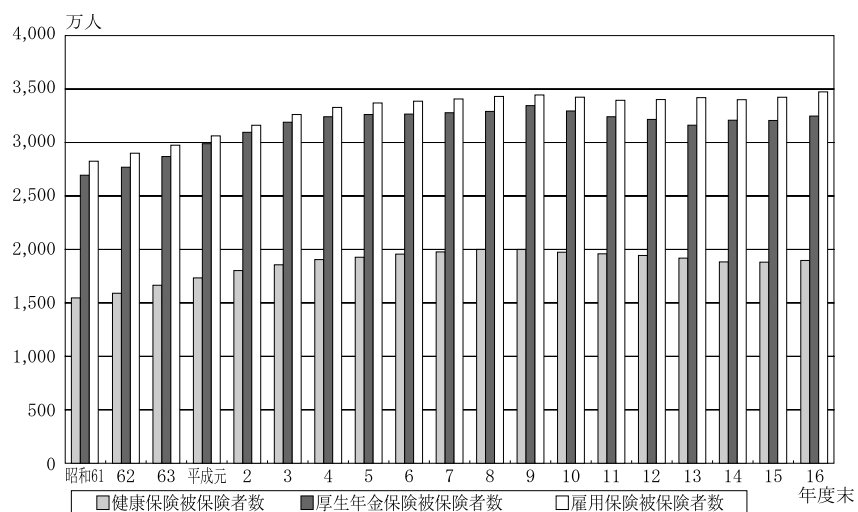


図2 被保険者数の推移



なお、健康保険及び厚生年金保険と雇用保険とでは、後者にあつては従業員5人未満の個人事業所も適用対象となるという違いがあり、また、それぞれの制度における適用事業所の適用単位などが異なっている。

(2) 適用促進の実績

ア 勸奨状の送付と事業所訪問の実績

^(注4) 26 社会保険事務局管内の 194 社会保険事務所等における、15、16 両年度の適用促進業務の実績をみると、適用促進対象事業所に対する勸奨状の送付件数は、15 年度の 40,099 件から 16 年度の 57,563 件と 1.4 倍に、また、常勤職員、社会保険適用指導員及び社会保険適用事務員(以下「職員等」という。)による事業所訪問件数は、7,282 件から 11,412 件と 1.6 倍にそれぞれ増加していた。

(注4) 26社会保険事務局 北海道、岩手、山形、茨城、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川県、富山、山梨、長野、岐阜、愛知、三重、滋賀、兵庫、奈良、広島、香川、愛媛、高知、福岡、大分、宮崎、沖縄各社会保険事務局

イ 社会保険事務所等における実績

(ア) 勸奨状の送付状況

上記の 194 社会保険事務所等を 15、16 両年度の勸奨状送付件数区分別に示すと、表 1 のとおりとなっていて、両年度とも、社会保険事務所等の間で、勸奨状の送付件数に相当のばらつきがみられる。

そして、勸奨状を送付してもその効果が期待できないなどとして、15 年度では 18 社会保険事務所等、16 年度では 7 社会保険事務所等が、全く勸奨状を送付していなかった。このうち 6 社会保険事務所等は 15、16 両年度とも勸奨状を送付していなかった。

表 1 勸奨状送付件数区分別の社会保険事務所等数

区 分	15 年 度		16 年 度	
	事務所等 18	% 9.3	事務所等 7	% 3.6
0 件				
1 件～300件	136	70.1	115	59.3
301件～600件	26	13.4	51	26.3
601件以上	14	7.2	21	10.8

また、28 社会保険事務局管内の 221 社会保険事務所等について、適用業務に係る業務量の指標と考えられる管轄適用事業所数が同程度の社会保険事務所等における 16 年度の勸奨状の送付状況をみると、例えば管轄適用事業所数が中規模(5 千事業所台)の 34 社会保険事務所においては勸奨状の送付件数が 0 件から 1,085 件と大きな開差があるなど、勸奨状の送付件数の多寡は、必ずしも実施すべき適用促進の業務量の多寡に対応したものとなっていないと考えられた。

(イ) 事業所訪問の状況

前記の 194 社会保険事務所等を 15、16 両年度の事業所訪問件数区分別に示すと、表 2 のとおりとなっていて、両年度とも、社会保険事務所等の間で、事業所訪問件数に相当のばらつきがみられる。

そして、訪問を断られるなどしたために 15 年度では 112 社会保険事務所等、16 年

度では 61 社会保険事務所等が、全く事業所訪問を行っていなかった。このうち 57 社会保険事務所等は 15、16 両年度とも事業所訪問を行っていなかった。

表2 事業所訪問件数区分別の社会保険事務所等数

区 分	15 年 度		16 年 度	
	事務所等 112	% 57.7	事務所等 61	% 31.4
0 件	47	24.2	71	36.6
1 件～ 50件	13	6.7	26	13.4
51件～100件	22	11.4	36	18.6
101件以上				

また、28 社会保険事務局管内の 221 社会保険事務所等について、管轄適用事業所数が同程度の社会保険事務所等における 16 年度の事業所訪問の状況をみると、例えば管轄適用事業所数が中規模（5 千事業所台）の 34 社会保険事務所においては事業所訪問件数が 0 件から 313 件と大きな開差があるなど、事業所訪問の実施件数の多寡は、必ずしも実施すべき適用促進の業務量の多寡に対応したものとなっていないと考えられた。

ウ 職員等の配置状況と社会保険適用指導員による事業所訪問の実績

28 社会保険事務局管内の 221 社会保険事務所等における適用促進に従事している職員等の配置状況（16 年度当初）は表 3 のとおりとなっている。

表3 職員等の配置状況

職員等	配置されている社会保険事務所等数(221社会保険事務所等に占める割合 %)	左に配置されている職員等数
常 勤 職 員	221 (100)	人 868
社会保険適用指導員	29 (13.1)	31
社会保険適用事務員	139 (62.9)	163

また、社会保険適用指導員による事業所訪問の実績についてみると、16 年度においては、31 人のうち 25 人が 3,761 件の訪問を実施しているものの、残りの 6 人は事業主に対する新規適用届の提出等の指導業務等を職務としているにもかかわらず、全く訪問を行っていなかった。

(3) 各年度における適用促進の実態

ア 14、15 年度の実施状況

(ア) 商業登記申請書等や特定業界の情報の活用状況

社会保険事務所等では、職員等が定期的に法務局等で商業登記申請書等を閲覧するなどして、新規設立の事業所を把握していた。また、新規設立の医療法人については、保険医療機関指定申請書が地方社会保険事務局の保険課等に提出されることから、その情報を社会保険事務所等で利用するなどの方法で把握していた。

また、15 年度からは、国土交通省自動車交通局との間で相互に貨物自動車運送事業者を対象とした情報提供を行うなどして、未適用事業所に対する適用促進を行っていた。

しかし、社会保険庁では、これらの調査方法ごとの適用促進対象事業所数を十分に把握しておらず、さらに、調査方法ごとの適用実績については、全く把握していなかった。したがって、これらの調査方法ごとの適用促進の実施効果については検証できる状況になかった。

また、適用促進対象事業所の把握に当たり、各種業界団体等から収集した情報も活用することとしているが、今までにこのような活用が図られていたのは、上記の貨物自動車運送事業者の情報のみとなっていた。

(イ) 労働保険適用事業所データと社会保険適用事業所データを突合したリストの活用状況

社会保険庁では、未適用事業所が多数存在しているとの指摘を受け、14年度から、労働保険適用事業所データと社会保険適用事業所データを突合したリスト(以下「リスト」という。)を用いた適用促進対象事業所の把握を開始することとした。そして、従来から行っていた商業登記申請書等の閲覧などによる把握方法に優先してこのリストを活用し、適用促進を図ることとした。

このリストは、社会保険業務センターが管理する厚生年金保険適用事業所情報(13年12月末時点)と、厚生労働省労働基準局が管理する雇用保険適用事業所情報(被保険者が5人未満の個人事業所を除いたもの。14年2月末時点)とを、事業所名称、所在地、郵便番号、電話番号の4項目で突合して作成したものである。

突合した結果、雇用保険が適用されていた1,588,207事業所のうち、厚生年金保険の適用事業所と突合項目がすべて一致し、雇用保険、厚生年金保険共に適用されていると判断されたもの(以下「完全一致事業所」という。)は1,084,185事業所(68.3%)となっていた。

一方、突合項目の一部のみ一致していて調査確認を要するもの(以下「部分一致事業所」という。)は251,506事業所(15.8%)、雇用保険は適用されているが、対応する厚生年金保険の適用事業所の情報が全くなく、厚生年金保険が未適用であると推測されたもの(以下「不一致事業所」という。)は252,516事業所(15.9%)となっていた。

社会保険庁では、部分一致事業所と不一致事業所について、適用済みか否かを確認することとしていた。そして、確認の結果、未適用であることが判明した事業所のうち、雇用保険被保険者数が5人以上の事業所について優先的に適用促進を行うこととし、5人未満の事業所については年次計画を策定するなどして順次適用促進を行うこととしていた。また、雇用保険は適用されているが、既に社会保険事務所等で休業等を理由とした全喪届により全喪処理が行われ、健康保険及び厚生年金保険の適用を受けていない事業所については、休業等の実態を確認するなどして適切な処理を行うこととしていた。

このリストを活用した適用促進の14、15両年度における全47社会保険事務局での実施状況は、表4のとおりとなっていた。

しかし、適用促進の対象と判断された23,570事業所のうち、適用促進によりどの程度適用に至ったかの実績を社会保険庁では全く把握していないため、その実施効果については検証できる状況になかった。

表4 リストを活用した適用促進の実施状況 (単位：事業所)

部分一致事業所数と不一致事業所数の計	504,022
14、15両年度の調査対象事業所数(A)	247,338
既に適用済みとなっていた事業所数(B)	153,765
勸奨状を送付した事業所数(A-B)	93,573
勸奨状が到達不能で返送された事業所数	9,821
勸奨状を送付した後で適用済みが判明した事業所数	2,212
巡回説明対象事業所数	81,540
社会保険労務士に委託して巡回説明を実施した事業所数	48,422
既に適用済みとなっていた事業所数	6,311
適用対象外と判断された事業所数	7,225
事業所の所在地が不明等と判断された事業所数	11,316
適用促進対象事業所であると判断された事業所数	23,570
巡回説明を委託しなかった事業所数 (注)	33,118
16年度以降に調査対象とすることとした事業所数	256,684

(注) この中には職員等が直接巡回説明を行っている事業所も含まれる。

リストを活用した適用促進対象事業所の把握においては、雇用保険は適用されているが厚生年金保険は適用されていない事業所を網羅的に把握できることから、これを有効に活用することが重要であり、前記のとおり、社会保険庁においても、他の把握方法に優先して活用を図ることとしている。

しかし、28 社会保険事務局管内の社会保険事務所等においてリストの活用状況を本院が調査したところ、一部の社会保険事務所等において次のような事例が見受けられるなど、社会保険庁の適用促進に関する指導内容が必ずしも統一的に実施されていないと認められた。

- ① 社会保険事務所の業務課で、健康保険証の更新等による業務多忙を理由として、商業登記申請書等を利用した適用促進のみを行い、リストを活用した適用促進に着手していなかった。
- ② 従業員5人以上の事業所に対する適用促進を優先して実施したものの、5人未満の事業所については全く着手しておらず計画も作成していなかった。
- ③ 休業等を理由とした全喪届を提出していた事業所を、調査確認しないまま適用促進対象事業所から除外していた。

(ウ) 15年度の巡回説明実施結果

^(注5)
27 社会保険事務局が15年度に社会保険労務士に委託して巡回説明を実施した22,324事業所に係る適用状況等について、巡回説明結果報告書により本院が分析したところ、次のとおりとなっていた。

巡回説明実施時に既に適用済みとなっていたものが2,355事業所(10.5%)、適用対象外と判断されたものが3,048事業所(13.7%)、所在地不明で巡回説明が実施できなかったものなどが6,360事業所(28.5%)で、適用促進対象事業所と判断されたものは10,561事業所(47.3%)となっていた。

そして、適用促進対象事業所と判断された事業所のうち法人事業所(10,105事業所)の占める割合は95.7%となっており、その従業員数をみると、5人未満が63.8%、5人以上20人未満が33.2%、20人以上が3.0%となっていて、この中には、従業員数が約300人の事業所もあった。

また、適用事業所であることについての認識等に係る質問に回答した法人の適用促進対象事業所9,287事業所のうち、適用事業所であることを認識しているものは7,175事業所となっていて、上記の9,287事業所の77.3%と高い比率になっている。一方、これらの7,175事業所のうち、加入に積極的でないものは6,473事業所と90.2%を占めていて、法的義務を認識しているものの、これが履行されていない状況となっている。

そこで、これらの加入に積極的でない法人事業所についてその理由を分析したところ、事業主が負担する保険料の経済的負担が大きいことを挙げている事業所が最も多く79.4%を占めている。また、従業員が加入に反対しているとしている事業所が8.9%となっている。

(注5) 27社会保険事務局 北海道、岩手、山形、茨城、群馬、千葉、東京、神奈川県、富山、山梨、長野、岐阜、愛知、三重、滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、広島、香川、愛媛、高知、福岡、大分、宮崎、沖縄各社会保険事務局

(エ) 巡回説明後の適用実績に関する本院の調査結果

前記のとおり、社会保険庁では、適用促進の結果、適用に至ったか否かの実績が全く把握されていないため、その実施効果については検証できる状況になかった。そこで、27社会保険事務局が15年度に適用促進の対象として巡回説明を実施した10,561事業所について、17年度当初における適用実績を本院が調査したところ、適用済みとなっていたのは413事業所(3.9%)にすぎなかった。このことと、適用事業所であることを認識している適用促進対象事業所の比率が高いことを考え合わせれば、今後、さらに有効な手段による指導の強化や職権適用の積極的な実施を図らない限り、適用事業所の増加は望めないと思料される。

イ 16年度の実施状況

(ア) 新規リストの内容

16年度においては、引き続き、商業登記申請書等の閲覧等による適用促進を行うこととしたほか、リストを活用した適用促進も行うこととして、15年7月時点の厚生年金保険適用事業所データと、14年3月から15年7月までの間に新規適用となった雇用保険適用事業所データ(被保険者が5人未満の個人事業所を除いたもの)とを突合していた。

その結果、雇用保険が適用されていた101,850事業所のうち、完全一致事業所は53,058事業所(52.1%)、部分一致事業所は18,264事業所(17.9%)、不一致事業所は30,528事業所(30.0%)となっていて、調査対象とすべき事業所数は、部分一致事業所数と不一致事業所数とを合計した48,792事業所となっていた。

(イ) 重点的加入指導等の実施方法

15年度までは、従業員5人以上の適用促進対象事業所について優先的に適用促進を行うこととされているだけで、巡回説明実施後の適用促進の実施方法は具体的に定

められていなかったが、16年度は、巡回説明実施後も加入手続をしない従業員5人以上の事業所の事業主等を社会保険事務所等と呼び出して、加入指導を行うこととしていた。

また、重点的な加入指導として、呼出しによる加入指導後も加入手続をしない事業所や、呼出しに応じない事業所のうち、従業員20人以上の事業所については、職員等の戸別訪問により加入指導を行うこととしていた。

そして、戸別訪問による重点的加入指導後も加入手続をしない事業所に対しては、職権による適用の検討を進め、17年度から実施することとしていた。

(ウ) 16年度の実施結果

16年度の全47社会保険事務局における適用促進の実施結果についてみると、次のような状況となっている(表5参照)。

- ① 適用促進の対象とした103,565事業所のうち、14年度のリストから把握したものは33,426事業所となっていた。そして、103,565事業所のうち89,156事業所に勧奨状を送付して加入指導を行ったが、適用に至ったものは1,383事業所(1.6%)に止まっていた。
- ② 巡回説明を行った59,994事業所のうち、社会保険労務士に委託して実施したものは48,765事業所、職員等が直接実施したものは11,229事業所となっていた。そして、これらの中には既に適用済みとなっていたものが4,391事業所あり、また、適用促進の対象であると確認された28,252事業所のうち適用に至ったものは1,075事業所(3.8%)に止まっていた。
- ③ 巡回説明実施後も加入手続をしない残りの27,177事業所のうち4,171事業所については、社会保険事務所等と呼出し、加入指導を実施することとしていたが、3,243事業所(77.8%)が呼出しに応じていなかった。このため、適用促進の対象とした3,840事業所のうち、呼出しによる加入指導で適用に至ったのは64事業所(1.7%)にすぎなかった。
- ④ 呼出しに応じなかったり、呼出しによる加入指導後も加入手続をしなかったりした事業所(計3,513事業所)については、職員等の戸別訪問による加入指導を実施していた。しかし、このうち既に適用済みとなっていた事業所や適用対象外と判断された事業所を除いた適用促進対象の3,137事業所のうち適用に至ったものは74事業所(2.4%)にすぎなかった。

表5 平成16年度の実施結果

(単位：事業所)

選定方法	14年度リスト	16年度リスト	登記申請等	計
調査対象事業所数	168,815	48,792	85,670	303,277
既に適用済	24,354	12,944	29,968	67,266
適用対象外	12,851	4,858	4,880	22,589
確認未了	98,184	9,711	1,962	109,857
適用促進の対象とした事業所	33,426	21,279	48,860	103,565
勸奨状による加入指導実施	22,196	19,746	47,214	89,156
適用実績 (比率)	91 (0.4%)	109 (0.6%)	1,183 (2.5%)	◎ 1,383 (1.6%)
巡回説明実施	15,999	13,357	30,638	59,994
社会保険労務士分	12,857	12,352	23,556	48,765
職員等分	3,142	1,005	7,082	11,229
既に適用済	951	1,546	1,894	4,391
適用促進対象	9,192	6,387	12,673	28,252
適用実績 (比率)	84 (0.9%)	138 (2.2%)	853 (6.7%)	◎☆ 1,075 (3.8%)
呼出対象(A)	1,406	702	2,063	4,171
呼出拒否 (比率)	1,196 (85.1%)	528 (75.2%)	1,519 (73.6%)	3,243 (77.8%)
既に適用済(B)	7	12	37	☆ 56
適用対象外(C)	24	19	232	☆ 275
適用促進対象 (A)-(B)-(C)	1,375	671	1,794	3,840
適用実績 (比率)	7 (0.5%)	16 (2.4%)	41 (2.3%)	◎☆ 64 (1.7%)
戸別訪問実施(A)	1,378	421	1,714	3,513
既に適用済(B)	7	15	30	☆ 52
適用対象外(C)	126	29	169	☆ 324
適用促進対象 (A)-(B)-(C)	1,245	377	1,515	3,137
適用実績 (比率)	18 (1.4%)	11 (2.9%)	45 (3.0%)	◎☆ 74 (2.4%)

注(1) 16年度中の適用促進の実施により適用に至った事業所数は◎印の計 2,596 事業所である。

注(2) 16年度中の適用促進の結果確認された未適用事業所は、巡回説明実施により適用対象と判断された 28,252 事業所から☆印の計 1,920 事業所を差し引いた 26,332 事業所である。

上記のように、適用促進対象事業所に対して勸奨状による加入指導などの様々な方法で適用促進を行ってはいたが、適用に至った比率は低い状況となっていた。その背景には、適用促進への取組が十分でない社会保険事務所等があることなどもあった。

また、適用実績等は把握していたものの、その評価や今後の適用促進のための活用方法は明確とはなっていなかった。

このような 16 年度中の適用促進の実施により適用に至ったものは計 2,596 事業所であり、未適用であることが確認されたものは 26,332 事業所である。

仮に、この 2,596 事業所について、15 年度の巡回説明後に適用済みとなった事業所における従業員数を用いるなどして算出した常用従業員数に、厚生労働省が作成した毎月勤労統計調査の平均月間現金給与額等を乗じるなどして年間保険料を試算すると 116 億 3266 万余円となる。また、同様に、未適用であることが確認された 26,332 事業所につ

いて年間保険料を試算すると 1182 億 2210 万余円となり、適用促進の実施により適用に至った事業所に係る年間保険料の 10.2 倍となる。

4 本院の所見

健康保険及び厚生年金保険の未適用事業所に対する適用促進は、昭和 61 年度の適用事業所の範囲の拡大から本格的に取り組まれることとなった。

その後、未適用事業所の存在が問題とされたことを契機として、社会保険庁では、平成 14 年度からリストの活用等による適用促進の強化に努めているところであるが、本院において適用促進の実施状況について検査したところ、次のような状況となっていた。

ア 社会保険事務所等の中には、適用促進への取組が十分でないものや、配置された社会保険適用指導員の活動が低調であるものがあった。

イ 社会保険庁と各省庁との連携強化が図られているのは、現在までのところ、貨物自動車運送事業者の未適用情報提供のみである。

ウ 14 年度においてリストを活用した適用促進を行っていなかった社会保険事務所が見受けられるなど、社会保険庁の指導内容が必ずしも統一的に実施されていなかった。

エ 適用事業所であることを認識しているものの加入に積極的でない事業所の比率が高いことから、制度の周知による勧奨のみでは適用に至る可能性は低いと考えられる。

オ 16 年度から適用実績等を把握していたが、その評価や今後の適用促進のための活用方法は明確とはなっていない。

上記のような状況を踏まえると、社会保険庁において、今後、健康保険事業及び厚生年金保険事業の健全な運営を図るため、未適用事業所に対する適用促進について、次のような点を検討するなどして適切な実施を図ることが必要と考えられる。

ア 各社会保険事務所等において適用促進に積極的に取り組むよう努めるとともに、社会保険適用指導員の一層の活用を図ること

イ 各省庁等との協力連携を十分に図り、適用促進の推進体制の拡充強化を図ること

ウ リストの活用について、社会保険事務所等の中で取扱いに差異が生じないように指導するとともに、これまでのリストの活用の実態について再検討した上で今後の改善策を検討すること

エ 職権適用の積極的な実施を前提に、適用促進対象事業所に対する重点的加入指導の一層の強化を図ること

オ 適用実績等を十分に把握・分析し、今後の実施方法の選択、評価等に活用すること

本院としては、健康保険、厚生年金保険の適用促進の実施状況について、今後も引き続き注視していくこととする。

第10 社会保険オンラインシステムに係る契約金額の算定方法等の状況について

検査対象	社会保険庁
会計名及び科目	厚生保険特別会計(業務勘定) (項)業務取扱費 (項)保健事業費 (項)福祉施設事業費 船員保険特別会計 (項)福祉事業費 国民年金特別会計(業務勘定) (項)業務取扱費 (項)福祉施設費
社会保険オンラインシステムの概要	国民年金、厚生年金保険等の適用、保険料の徴収、年金の裁定及び給付等の業務を行うために専用の通信回線により接続されたコンピュータシステム
社会保険オンラインシステムに係る経費	1108億円(平成16年度)

1 社会保険オンラインシステムの概要

(社会保険オンラインシステム)

社会保険庁では、国民年金、厚生年金保険、政府管掌健康保険及び船員保険の適用、保険料の徴収、年金の裁定及び給付、年金相談等の業務を行っている。

そして、上記の業務を迅速かつ正確に処理し、膨大な記録を長期にわたり管理するため、社会保険庁の社会保険業務センターに設置されたホストコンピュータ等と各社会保険事務所等に設置された専用端末機を専用の通信回線により接続したシステム(以下、このシステムを「社会保険オンラインシステム」という。)を運用している。

社会保険オンラインシステムは、「年金給付システム」、「記録管理システム」及び「基礎年金番号管理システム」の3つのシステムから構成されており、その開発や運用等は、社会保険業務センターの高井戸、三鷹、三田各庁舎において行われている。

以下、3つのシステムそれぞれの概要を示すと次のとおりである。

① 年金給付システム

年金給付システムにおいては、受給権者記録の管理、年金額計算、年金の給付の業務を行っており、昭和39年度から稼働している。受給権者記録数は約3982万件(平成15年度末現在)で、主として高井戸庁舎で運用されている。

② 記録管理システム

記録管理システムにおいては、被保険者資格記録の管理、保険料計算及び納入告知書等の作成の業務を行っており、昭和55年度から稼働している。被保険者記録数は約2億5789万件(平成15年度末現在)で三鷹、三田両庁舎で運用されている。

③ 基礎年金番号管理システム

基礎年金番号管理システムにおいては、生涯不変の一人一番号である基礎年金番号の付番・管理の業務を行っており、8年度から稼働している。基礎年金番号数は約1億0242万件(15年度末現在)で三鷹庁舎で運用されている。

社会保険オンラインシステムに係る経費は、厚生保険特別会計、船員保険特別会計及び国民年金特別会計がそれぞれ負担して支払っており、16年度の支払額は約1108億円(厚生保険特別会計が約949億円、船員保険特別会計が約6000万円、国民年金特別会計が約158億円)と巨額なものとなっている。

(社会保険オンラインシステム刷新可能性調査)

(1) 社会保険オンラインシステム刷新可能性調査実施の経緯

15年7月に各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議において、「電子政府構築計画」(16年6月一部改定)が決定され、その一部として各府省におけるレガシーシステム(規模が大きく高コストでかつ特定の業者との随意契約が長期間続いている旧式システムのことをいう。)の見直しのための行動計画(アクションプログラム)が策定された。

そして、レガシーシステムの見直しに当たっては、各省庁が既存システムの効率性・経済性等についてレガシーシステム刷新可能性調査を実施することとし、その後、この調査の結果を踏まえ、システムの安全性の確保、信頼性維持に配慮しつつ、17年度末までのできるかぎり早期に、業務処理過程の見直し、業務・システムの将来像等からなる最適化計画を策定することとなっている。

社会保険庁では、レガシーシステムの一つである社会保険オンラインシステムについて、アクションプログラムに基づき、15年度より、外部の専門家による業務分析、システム分析及び評価を内容とした「社会保険オンラインシステム刷新可能性調査」(以下「刷新可能性調査」という。)を実施した。

(2) 刷新可能性調査の概要

刷新可能性調査は、使用者(社会保険庁)及び利用者(被保険者、年金受給者、事業主等)の利便性を下げずに、経費総額の削減が可能か、システム刷新による方法も含めて検討し、結論を得ることを目的としている。

そして、刷新可能性調査は、その本調査のための実施計画等の策定等を内容とする予備調査と、システム刷新施策等の検討等を行う本調査とに分けて実施することとされている。

(3) 刷新可能性調査を行う業者の選定

刷新可能性調査を行う業者の選定については、企画書の評価による企画競争方式とし、公募に一定の条件を付した一般公募型としている。

そして、業者の選定に当たっては、外部専門家の意見を参考に、庁内に設置した「社会保険オンラインシステム刷新検討委員会」において、応募した業者からプレゼンテーションを聴取した上で、「社会保険オンラインシステム刷新可能性調査業者審査基準」に基づき、調査内容、調査方法、調査体制等について審査を行い、決定している。

2 検査の背景及び着眼点

社会保険オンラインシステムは、その経費が巨額であることなどによりレガシーシステムの代表的なものとしてされており、年金制度の在り方に様々な議論がある中、システムの開発等が経済的・効率的なものとなっているかについて社会的関心の高いところとなっており、社会保険庁においても、刷新可能性調査においてシステム費用の妥当性についても検証することとし、また、前記のアクションプログラムに沿ったシステムの見直しを進めているところである。

そこで、特定の業者と長年にわたり随意契約を続けている社会保険オンラインシステムに係る契約は、経済性及び効率性を十分確保するものとなっているかに着眼し、①社会保険オンラインシステムに係る契約金額の算定方法等の状況、②刷新可能性調査におけるシステム費用の妥当性についての記述内容、③社会保険庁におけるシステムの見直しなどの状況について検査した。

3 検査の状況

(1) 社会保険オンラインシステムに係る契約

前記のとおり、社会保険オンラインシステムは3つのシステムに大別されるが、社会保険庁は、「記録管理システム」については昭和55年以降、「基礎年金番号管理システム」については平成8年以降、株式会社エヌ・ティ・ティ・データ(昭和60年までは日本電信電話公社、63年までは日本電信電話株式会社、平成10年まではエヌ・ティ・ティ・データ通信株式会社。以下「NTTデータ」という。)とデータ通信サービス契約を締結している。

そして、社会保険庁は、「年金給付システム」について、ソフトウェアの開発委託契約を株式会社日立製作所(以下「日立製作所」という。)と、また、ハードウェアの賃貸借契約を日立製作所及び日本電子計算機株式会社(以下「JECC」という。)と、それぞれ昭和42年以降毎年度随意契約で締結している。

ア NTTデータとのデータ通信サービス契約

データ通信サービス契約は、NTTデータが定めた「データ通信サービス契約約款」に基づき、ハードウェア、ソフトウェア、通信回線、端末設備等の各種システムサービスを社会保険庁が利用し、そのサービスの対価として使用料をNTTデータに毎月支払うものである。

そして、当該契約について、社会保険庁は、会計法(昭和22年法律第35号)第29条の12等の規定により、翌年度以降長期にわたり役務の提供を受けることのできる長期継続契約としている。

社会保険庁では、毎年度、使用料算定の基礎となる人件費単価などの基本的な事項をNTTデータと協議の上決定しており、また、ハードウェアの変更や新たなソフトウェア開発などがあるごとに契約を変更している。契約変更に当たっては、NTTデータから見積書を徴するとともに同時に提出させた見積額の根拠資料によりその詳細を確認し、見積額が妥当であると判断した場合には、同額をもって使用料の増減を行っている。

そして、使用料の内訳は以下のとおりとなっている。

- ① センター設備使用料(ハードウェア使用料、ソフトウェア使用料、電力設備使用料、建物使用料)
 - ② 事務処理機器使用料
 - ③ 通信関係設備使用料
 - ④ 通信回線使用料
- ア) ソフトウェア使用料の算定について

ソフトウェア開発費は巨額に上ることから、原則として10年間で分割して毎月のソフトウェア使用料として支払うこととされており、その月額使用料は、個々のソフトウェア開発ごとに、次のように算定されている。

$$\begin{aligned} \text{月額使用料} &= (\text{稼働人数} \times \text{人件費単価} + \text{物品費} + \text{諸掛費}) \times \text{年経費率} / 12 \\ \text{稼働人数} &= \text{開発規模} / \text{開発効率} \end{aligned}$$

(注) 開発規模はソフトウェアの規模であり、通常プログラムの行数(ステップ数)で表される。開発効率はシステムエンジニアなどの1人月当たりの作業可能ステップ数である。なお、本件契約においては、開発効率は設計、製造及び試験の各工程ごとに設定され、稼働人数もそれぞれの工程ごとに算出したものを合算している。

この月額使用料の算定について検査したところ、以下のように、開発規模、開発効率、人件費単価等の妥当性について事後の検証が行われていないなどの事態が見受けられた。

a 開発規模について

開発規模については、ソフトウェアの開発着手前に NTT データがその規模の見積りを行い、その結果について社会保険庁において「類似システム比較法」^(注1)により検証し、開発途中で機能の追加等の変更がない限り、これを開発規模としている。

この「類似システム比較法」による検証は客観的な評価が難しく、適用範囲にも制約があるとされているが、社会保険庁では、ソースプログラム(プログラム言語を用いて記述された、人間が理解することのできるプログラム)を入手するなどしておらず、開発規模の妥当性について、事後的な検証を行っていなかった。

(注1) 「類似システム比較法」 新たに開発するシステムの特性、処理内容及び運用方法等の分析を行い、それらを基に過去の蓄積情報から類似しているケースを抽出し、これを参考に開発規模を積み上げていく方法

b 開発効率及び稼働人数について

開発効率について、社会保険庁は、前年度の実績値を踏まえ NTT データと協議の上、設定したとしている。しかし、社会保険庁は、開発に従事した技術者の作業日報等の提出を受けていないため、個々のソフトウェア開発に従事した人数及びその作業時間の実績を把握しておらず、開発効率及び稼働人数の妥当性について、事後的な検証を行っていなかった。なお、システムの大規模な基盤整備が行われた平成13年1月以降、開発効率の数値は変更されていない。

c 人件費単価について

人件費単価について、社会保険庁は、一般に公表されている積算参考資料を基に、設計、製造及び試験の各工程ごとに、従事する技術者を想定して工程別の単価を設定している。そして、社会保険庁は、各工程に投入された稼働人数の前年度実績の比率から工程別単価の加重平均を求め、これに管理費等相当額を加算し、賃金上昇率等を加味して算定した単価を基に、NTT データと協議して人件費単価を設定したとしている。

しかし、上記の加重平均を求めるに当たって用いられた各工程に投入された稼働人数については、前年度実績によっているとしているが、これは、実際には見積りによる稼働人数であって、実績に基づく人数ではない。そして、社会保険庁では前記のとおり作業日報等の提出を受けていないため、ソフトウェア開発に従事した技術者の種別(システムエンジニア、プログラマなど)、ランク及びその作業時間の実

績を把握しておらず、人件費単価算定の基となる稼働人数等が妥当なものであるか検証していなかった。

d 諸掛費について

諸掛費は、研究開発費や販売管理費等であり、人件費と物品費の合計額に一定の率を乗じて算出されている。

しかし、諸掛費の算出に用いた率の根拠が明らかでなく、社会保険庁は、その妥当性について検証していなかった。

また、前記のとおり、人件費単価は積算参考資料を基に設定されているが、積算参考資料に掲載されている人件費単価は、諸経費(契約内容によって条件が異なる旅費等の費用を除く。)を含むものである。

したがって、経費等が重複して計上されることのないよう、その内容について慎重に検討する必要があると認められた。

e 年経費率について

年経費率は、ソフトウェア開発費を原則として10年間の分割払で支払うこととして、NTTデータと協議の上、毎年度決定されており、その12年度から16年度までの推移は以下のとおりとなっていた。

区 分	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度
年経費率	0.1414	0.1404	0.1383	0.1363	0.1352

年経費率は、減価償却費率、維持運営費率、公正報酬率及び利子相当額率により構成されている。

このうち、維持運営費率は、ソフトウェアに対する運用対応(故障調査、修理等)の経費率で、日本電信電話公社当時から設定されていたもので、その後、システム規模の拡大による維持管理経費の増大のため、11年度に率を見直しているが、それ以降事実上見直しはされておらず、その妥当性も検証されていなかった。

そして、公正報酬率は、ソフトウェア作成に係るNTTデータの利益率で、日本電信電話公社当時に設定されたものであるが、その当時から料率は事実上変更されておらず、その妥当性も検証されていなかった。

利子相当額率は、直近2年分の長期プライムレートを加重平均したものであるが、ソフトウェア使用料の算出において利子相当額が本来負担すべき額を超えている事態があり、これについては「第3章 個別の検査結果」に意見を表示し又は処置を要求した事項として掲記した(243ページ参照)。

(イ) ハードウェア使用料の算定について

a ハードウェア使用料の算定方法

ハードウェアについては、業務量及び費用対効果を考慮して、必要な更改、増設、撤去等を行っている。これに伴い、ハードウェア使用料は、「データ通信サービス契約約款」に基づく契約変更の手続により改定されていて、増設される機器がある場合は増額して、また、撤去される機器がある場合は減額してそれぞれ算定されている。

そして、社会保険庁は、増設した機器の使用料については、NTT データから見積書と価格証明書を提出させ、見積書の価格が JECC レンタル価格等から一定の率^(注2)で割引されていることを確認して契約しているとしている。

しかし、JECC レンタル価格は、各コンピュータメーカーが独自に決定した価格を JECC に届け出たもので、希望賃貸料の性格を有しているものであり、また、割引率については一定の相場があるものではない。機器の構成等が異なることから、他のシステムの割引率等をそのままあてはめることはできないが、市場の動向等も踏まえ、今後更に経済的・効率的な調達となるよう割引率の引上げなどについて交渉を続けるなどの努力が必要である。

(注2) JECC レンタル価格 各コンピュータメーカーがコンピュータシステムに係る機器等の型名ごとに設定し、JECC に登録している賃貸料

b 契約外のハードウェア

社会保険庁は、上記のように機器の更改、増設等があった場合は、契約変更の手続を行い、当該変更を踏まえたハードウェア使用料を支払うことになるが、記録管理システムに使用しているハードウェアの中には、データ通信サービス契約の対象とはなっておらず、無償で使用している機器があった。また、契約している機種と異なる機器を使用しているものも一部見受けられた(表1参照)。

表1 実際の設置台数(機種)と契約台数(機種)が異なる機器の一覧

区分	機 器		設置台数(実態)			契 約 台 数		
			三鷹	三田	計	三鷹	三田	計
オンライン	本体装置	GS8800	10		10	8		8
	磁気ディスク装置		29		29	21		21
	半導体記憶装置		10		10	6		6
	磁気テープライブラリ装置(128TRK)		8		8	4		4
バッチ	本体装置	MP5800/185E					2	2
		MP5800/225E		2	2			
		MP5800/325E				2		2
		MP5800/425E	4		4			
	磁気ディスク装置		25	12	37	11	4	15
	磁気テープライブラリ装置		6		6	4		4
配 信	本体装置	PX7800/324SV				2		2
		PX7800/326SV	2		2			
		PX7800/321SV					2	2
		PX7800/322SV		2	2			
	磁気ディスク装置		4	2	6	2	2	4
	半導体記憶装置		4		4	3		3
	通信制御装置		6	2	8	5	2	7

このように、契約の対象となっていない機器があることや契約と異なる機種を使用していることは社会保険庁も認識しており、これらの機器については、システムの維持に必要なため NTT データが自らの負担で設置しているとのことである。

しかし、システムを運用する上で必要な機器であれば、有償無償を問わず契約に含めるなどし、システム全体として管理する必要がある。

(ウ) 建物使用料について

建物使用料は、社会保険業務センターの三鷹、三田両庁舎が、NTT データの所有する建物の中にあるため、これらの借上げに係る賃借料として支払っているものであり、16年度における使用料は三鷹庁舎が15億9368万余円、三田庁舎が1億6073万余円となっている。

なお、建物使用料については、17年度からデータ通信サービス契約から切り離し、別途賃貸借契約を締結しているが、それに伴い、契約面積、月額単価を見直したため、年間の使用料が16年度に比べてそれぞれ4億3688万余円、1989万余円減少している。

イ 日立製作所とのソフトウェア開発契約

社会保険庁は、年金給付システムのソフトウェアの開発について、毎年度、日立製作所とソフトウェア開発ごとに、そのシステム設計業務、プログラム作成業務及び総合テスト業務に係る委託契約を締結している。

そして、契約の締結に当たっては、14年度以降、次のように予定価格を算定している。

<p>予定価格＝直接人件費×(1＋諸経費率) (直接人件費は、設計等の各工程ごとに算出した稼働人数×人件費単価) 稼働人数＝開発規模／開発効率</p>

この予定価格の算定について検査したところ、以下のように、開発規模、人件費単価等の妥当性について事後の検証が行われていないなどの事態が見受けられた。

(ア) 開発規模、開発効率及び稼働人数について

開発規模の妥当性についての事後的な検証がされていないなど、前記ア(ア) a 及び b と同様の状況となっていた。

(イ) 人件費単価について

人件費単価について、社会保険庁では、一般に公表されている積算参考資料を基に、設計、製造及び試験の各工程ごとに、従事する技術者を想定して工程別の単価を設定している。

しかし、社会保険庁では、作業日報等の提出を受けていないため、ソフトウェア開発に従事した技術者の種別、ランク及びその作業時間の実績を把握していなかった。

(ウ) 諸経費率について

諸経費率については、14、15両年度は10%、16年度は15%となっている。社会保険庁は、14年度から諸経費率を計上しているが、これは、人件費単価の基としている積算参考資料の単価が技術者数300人程度までの企業を対象としたものであるこ

とから、契約の相手方である日立製作所の規模を勘案したものであるとしている。そして、16年度に更に5%上乗せしたのは保険料の増を考慮したためとしている。

しかし、諸経費は一般管理費などの経費であり、会社規模の違いによる人件費相当額の増加分について諸経費として算定するのは、予定価格の算定方法として適切とは認められない。また、諸経費率に更に5%を上乗せする根拠も十分なものとは認められない。

ウ 日立製作所及びJECCとのハードウェア賃貸借契約

社会保険庁は、年金給付システムのハードウェアについて、昭和42年以降毎年度、原則として中央処理装置等のホスト系機器はJECCと、VDT端末などの端末系機器は日立製作所とそれぞれ賃貸借契約を締結している。

そして、その契約に当たっては、年度当初に、月ごとに導入する機器や撤去する機器などを定めた電子計算機組織改善実行計画を作成し、見積書及び価格証明書の提出を受け、それらを基に予定価格を積算している。

社会保険庁は、この予定価格について、JECCレンタル価格(JECCレンタル価格の設定のない機器については価格証明書の価格)に一定の割引率を乗じて算定したとしている。この割引率は、従来JECCレンタル価格をそのまま予定価格としていたものを、日立製作所及びJECCと交渉した結果設定されたものであるとのことであるが、前記ア(イ)aと同様に、今後更に経済的・効率的な調達となるよう割引率の引上げなどについて交渉を続けるなどの努力が必要である。

(2) 刷新可能性調査

刷新可能性調査について、社会保険庁は、前記の公募及び審査の結果、アイ・ビー・エム ビジネスコンサルティング サービス株式会社(以下「受託業者」という。)と、予備調査の業務委託契約を平成15年12月に契約額2100万円で、本調査の業務委託契約を16年4月に契約額5億6744万余円でそれぞれ締結し、調査を実施している。

予備調査は16年1月から3月まで実施され、同月に予備調査報告書及び本調査提案書が提出された。そして、本調査は、予備調査で得られた知見に基づいて決定した調査方法、実施計画等に従い16年4月から17年2月まで実施され、16年7月、10月、17年1月及び2月に受託業者から経過報告が行われ、17年3月に最終報告書(以下「報告書」という。)が提出された。

報告書の内容は以下のとおりとなっている。

①業務の効率性・合理性の分析、②システム構成の効率性・合理性の分析、③費用算定方法等の妥当性の分析、④安全性・信頼性の確保、⑤業務刷新の方向性、⑥システム刷新の方向性、⑦情報技術動向及び先進事例調査、⑧新しいシステムの提案、⑨業務・システム刷新を支える仕組みの提案

このうち、「費用算定方法等の妥当性の分析」では、現行のシステム費用の妥当性並びに今後のシステム刷新を見据えた契約内容及び著作権等についての調査結果と課題が記載されており、システム費用に一部課題があるものの、おおむね妥当であるとされているが、その内容についてみると、次のとおり、受託業者として実施可能な範囲で行われた概括的な調査となっていた。

ア SI サービスに係る費用の妥当性評価

データ通信サービス契約等の契約書等には具体的な作業内容は明記されていないが、ハードウェア費用及びソフトウェア費用にはNTTデータ等が付带的に実施しているSIサービス(中長期計画策定支援などシステムを開発・運用していく上で必要な高度な専門性を要する作業。SIはシステムインテグレーションの略)に係る費用が含まれている。これは標準的なハードウェア費用及びソフトウェア費用には含まれないため、報告書では、SIサービスに係る費用をハードウェア費用及びソフトウェア費用から分離し、別途評価している。

そして、受託業者は、NTTデータ及び日立製作所に対してSIサービスに係る人件費単価について書面調査を行って把握し、受託業者における実績値にコンピュータ専門誌の記事の人件費単価に関する情報を加味して決定した価格を市場価格としてこれと比較し、いずれも市場価格の範囲内で調達しているとしておおむね妥当としている。

このように、SIサービスに係る人件費単価は、受託業者が根拠資料の調査により確認したものではなく、NTTデータ及び日立製作所に対する書面調査により把握したものであった。

イ ハードウェア費用の妥当性評価

ハードウェア費用の妥当性について、報告書では、調達価格が標準価格より安価であるかどうか評価するとしており、その標準価格としてJECCレンタル価格を用いている。

そして、報告書では、調達価格について、JECCレンタル価格から値引きされて決定されていることからおおむね妥当としているが、報告書でも触れられているとおり、JECCレンタル価格はコンピュータメーカーが独自に決定した価格であり、契約に当たっては、この価格から値引きされることが通常であると考えられる。

また、社会保険オンラインシステムで設置されているすべてのハードウェアについてJECCレンタル価格が設定されているわけではなく、その設定のない端末機器などのハードウェアについては費用の妥当性評価が実施されていない。特に、窓口装置等一部の端末機器については、社会保険庁の説明によれば、市場で流通している機器に一定の改造を施したものであるため、市場価格と比較することも可能であったのではないかと考えられる。なお、報告書によると、15年度においてハードウェア費用に占める端末機器に係る費用の割合はおよそ25%となっている。

ウ ソフトウェア費用の妥当性評価

報告書では、ソフトウェア費用の妥当性を、①開発工数の妥当性、②開発単価の妥当性及び③開発規模評価の実施の有無の3点から評価している。

そして、開発単価の評価に当たっては、NTTデータ及び日立製作所から見積書の提示を受け、その人件費単価について市場価格と比較している。

評価の結果、開発工数については妥当としており、また、開発単価についてはNTTデータの単価が標準価格帯よりやや高いとし、日立製作所の単価については妥当としている。また、開発規模評価については実施しているが、客観的な指標では実施していないとしている。

しかし、NTT データに係るソフトウェア費用には、人件費のほか、諸掛費等や前述の維持運営費、公正報酬及び利子相当額が含まれているが、これらについては妥当性評価が行われていない。なお、これらの経費が NTT データに係るソフトウェア費用全体に占める割合は、16 年度契約分においておよそ 30% となっている。

また、開発工数の妥当性の評価に当たって、その前提となる開発規模については、前記のとおり客観的な指標では評価されていないとしつつ、NTT データ及び日立製作所が見積もった開発規模を所与のものとしており、この見積りが妥当であったかどうかについて、ソースプログラムを入手するなどしての検証は行われていないところである。

エ その他の費用の妥当性評価

その他の費用のうち、施設費については、報告書では、三鷹、三田両庁舎の建物使用料を対象として妥当性評価を実施しており、施設費の総システム費用に占める割合が低いことから、契約内容の明確さを確認するとしている。そして、報告書では、調査の結果、建物使用料の明細には、各階の部屋単位に面積・使用料が明記されており、不明確な点がなく妥当であるとしているが、建物使用料の明細に面積、単価が記載されるのは極めて通常のことであり、費用水準の妥当性を評価したものではないと考えられる。

(3) 社会保険庁におけるシステムの見直しなどの状況

社会保険庁では、国会等において社会保険オンラインシステムに対する様々な問題点が指摘されたことなどから、次のように、システムの見直しなどを行っている。

ア 16 年 11 月に庁内にシステム検証委員会を設置し、専門知識を有する民間スタッフの参画を得て、事前にシステム開発の必要性を検証し、また、開発規模の妥当性については事前及び事後の検証を行い、価格の妥当性についても検証を行うこととしている。

イ 開発規模の検証については、16 年度末から「類似システム比較法」に加えて、異なる観点から評価するためにソフトウェアの持つ機能の数を基に、そのソフトウェアの規模を測定する「ファンクションポイント法」による評価も併せて実施している。

ウ 17 年度のシステム開発契約から、作業日報等を個人が識別される形で提出させることとしており、開発規模等の妥当性等を検証するとともに、開発作業の進捗よく管理を行っている。

エ システム機器の更改又は増設等について、システム検証委員会に諮ることとし、システム機器調達等の必要性、妥当性について事前に検証を行っている。

オ 「電子政府構築計画」に基づき、「社会保険業務に係る業務・システムの見直し方針」を 17 年 6 月に定めた。この方針では、厚生労働省は、刷新可能性調査結果を踏まえ、社会保険業務に係る業務・システムについて必要な見直しを行い、本見直し方針に沿って、その最適化に取り組むこととなっている。

社会保険庁では、この見直しにおいて、主に次のようにシステムを刷新することにより経費の削減を図ることとしている。

(ア) メインフレームについて、移行リスク、移行コスト及び運用経費削減効果について十分な検討と評価を行った上で、可能な限り国際標準又は業界標準を採用したオープンシステムの採用を目指す。そして、社会保険事務所等に設置している専用端末及びプリンターについて極力専用機から汎用機へ更改する。

(イ) 3 箇所分散運用しているセンター機能のうち、三鷹、三田両庁舎の機能を統合

し、運用効率の向上を図るとともに、システム資源の節約、建物使用料の圧縮を図る。

- (ウ) システムの調達については、随意契約を見直し、原則として一般競争入札により調達を行い、ハードウェアとソフトウェアの分離調達を図るとともに国庫債務負担行為の活用について検討する。また、調達の際には、社会保険庁内のシステム検証委員会、並びに調達委員会において、調達手続や調達内容に関して説明性・透明性が確保されているか審議を行う。

そして、社会保険オンラインシステムの刷新については、現行のシステムが大規模であることから段階的に実施する必要があるが、このため、当面5年間(18年度から22年度まで)で実施可能な最適化計画を策定することとしている。

また、年金給付システムについては年金制度改正による大規模な修正が見込まれていることから、記録管理システム及び基礎年金番号管理システムのオープン化を先行して実施することとしている。

4 本院の所見

社会保険庁では、社会保険業務を迅速かつ的確に運営するために、多額の予算を投じて、社会保険オンラインシステムを整備してきている。そして、今後レガシーシステムの見直しによるシステムの刷新が見込まれるが、そうした中、社会保険庁においては、社会保険オンラインシステムに係る予算の経済的・効率的な執行が強く求められている。

したがって、社会保険オンラインシステムを運用する社会保険庁では、次のような点に留意することが必要と考えられる。

- ア ソフトウェア使用料等の算定に当たり、開発規模の事前及び事後の検証に努めるとともに、ソフトウェア開発に係る稼働人数等の的確な把握と検証に努め、適切な人件費単価及び経費等を設定することによって経済的・効率的な調達を行うこと
- イ ハードウェア使用料については、市場の動向等も踏まえ、更に経済的・効率的な調達となるよう努めること。なお、いわゆる契約外のハードウェアについては、システムを運用する上で必要な機器であれば、有償無償を問わず契約に含めることにより、システム全体として管理すること
- ウ 刷新可能性調査においては、システム費用の妥当性について、おおむね妥当である旨の結果が得られたとしているところではあるが、前記のとおり、必ずしもシステム費用のすべてについて検証したものではないなど概括的なものと考えられることから、これを踏まえ、今後ともソフトウェア使用料、ハードウェア使用料等を含めたシステム費用全体の節減を図るよう努めること

第11 農業経営基盤強化措置特別会計における決算剰余金等の状況について

検査対象	農林水産省、北海道ほか 28 県、社団法人全国農地保有合理化協会
会計名	農業経営基盤強化措置特別会計
設置の根拠	農業経営基盤強化措置特別会計法(昭和 21 年法律第 44 号)
支出済歳出額	432 億円(平成 16 年度)
決算剰余金	807 億円(平成 16 年度)
積立金	163 億円(平成 16 年度末)
上記の協会の基金における預金及び債券残高	494 億円(平成 16 年度末)

1 検査の背景

(農業経営基盤強化措置特別会計の概要)

農林水産省では、農業経営基盤の強化に資するための農地保有合理化措置(自作農創設のため国の行う土地等の買収、売渡し、賃貸等及び農地保有合理化事業等に係る補助金の交付等)、農業経営の改善等に資するための農業改良資金の貸付け及び青年等の就農促進を図るための就農支援資金の貸付けに関する経理を一般会計と区分して行うため農業経営基盤強化措置特別会計(以下「基盤特会」という。)を設置し、運営している。

基盤特会における歳入は、農業改良資金貸付金の償還金、農地保有合理化事業に関する貸付金の償還金等であり、平成 13 年度までは一般会計からの繰入れも行われていた。歳入は、農業改良資金貸付金、就農支援資金貸付金、農地保有合理化事業に係る補助金等、事務取扱費等であり、基盤特会の歳入歳出決算の推移は、表 1 のとおりで、毎年度多額の決算剰余金(収納済歳入額と支出済歳出額の差額)が発生している。

表 1 歳入歳出決算の推移

(単位：百万円)

年 度	11	12	13	14	15	16
収 納 済 歳 入 額	136,654	143,087	154,609	147,614	138,319	124,034
支 出 済 歳 出 額	33,958	32,597	31,453	30,662	37,971	43,277
決 算 剰 余 金	102,695	110,489	123,155	116,952	100,348	80,756

これを項別歳出予算現額、支出済歳出額等でみると、表 2 のとおり、(項)農地保有合理化促進対策費は、毎年度支出済歳出額合計の 9 割近くを占め、(項)農業改良資金貸付金の支出済歳出額はその歳出予算現額の数%という非常に低い執行率となっている。

表2 項別歳出予算現額、支出済歳出額及び不用額

(上段：歳出予算現額、中段：支出済歳出額、下段：不用額、単位：百万円)

年 度	11	12	13	14	15	16
(項)農地保有合理化促進対策費	36,080	39,141	42,599	46,427	43,608	54,206
	30,267	27,553	26,744	26,140	33,868	39,040
	5,812	11,587	15,855	20,287	9,740	15,166
(項)農業改良資金貸付金	29,531	39,993	23,297	29,515	9,936	13,952
	395	95	58	401	298	192
	29,135	39,897	23,239	29,114	9,637	13,760
(項)就農支援資金貸付金	2,432	16,702	11,418	10,894	6,907	9,625
	827	2,707	2,459	1,955	1,850	2,146
	1,605	13,995	8,958	8,938	5,057	7,479
基盤特会会計 (項)事務取扱費等を含む)	71,397	99,144	81,383	90,095	63,559	80,845
	33,958	32,597	31,453	30,662	37,971	43,277
	37,439	66,546	49,929	59,432	25,587	37,568

また、基盤特会における歳入のうち、農業改良資金貸付金の償還金の額に相当する金額は、農業経営基盤強化措置特別会計法(昭和21年法律第44号。以下「基盤特会法」という。)第2条第2項によると、同貸付金の貸付財源に充てることとされている。ただし、都道府県が行う農業改良資金の貸付事業の実施状況に照らしその必要がないと認められる範囲内の金額については、この限りではないとされている。そして、基盤特会法第8条の規定によると、基盤特会において決算上剰余を生じたときは、これを翌年度の歳入に繰り入れることとされているが、同条のただし書きにおいて、当該剰余金から政令で定める金額を控除した金額は、予算で定めるところにより、一般会計の歳入に繰り入れることができるとされている。しかし、この政令は定められておらず、一般会計への繰入れは行われていない。

基盤特会で実施されている業務は次のとおりとなっている。

(1) 自作農創設特別措置

自作農創設特別措置については、自作農創設のため国の行う農地、未墾地等の買収、売渡し、賃貸等の経理を一般会計と区分して昭和21年に設けられた自作農創設特別措置特別会計において行っていたが、農地等の売買に伴う差益が同特別会計に累積し、相当額の剰余金を保有するに至った。そこで、この剰余金を、農地保有の合理化のための施策に活用し、同施策に係る経理を一般会計と区分して行えるよう同特別会計制度を改組し、60年度から基盤特会で経理されることとなったものである。その際、基盤特会法附則第3条第1項の規定により、自作農創設特別措置特別会計の59年度決算で生じた剰余金326億4518万円を引き継ぎ積立金とし、財政融資資金に預託して運用されている。

(2) 農業改良資金

農林水産省では、農業改良資金助成法(昭和31年法律第102号)等の規定に基づき、農業者等における農業経営の改善等に必要な資金の貸付けを行う都道府県に対して、当該貸付けに必要な資金の3分の2を助成している。この助成は、制度が創設された31年度から59年度までは、当該額を国庫補助金として一般会計から交付することにより、60年度以

降は、当該額を基盤特会から無利子で貸し付けることにより行われている。そして、59年度までに補助金として交付された計698億0952万円及び60年度から平成12年度までの間に一般会計より繰り入れられた計529億4961万円並びに昭和61、62両年度に「農業改良資金助成法による貸付金等の財源に充てるための日本中央競馬会の国庫納付金の納付等に関する臨時措置法」(昭和61年法律第36号)に基づき日本中央競馬会から納付を受けた300億円の計1527億5913万円を貸付財源としている。また、平成16年度末における国庫補助金の交付残高は307億7963万円、農業改良資金貸付金(以下「政府貸付金」という。)の貸付残高は25億2472万円となっている。政府貸付金の償還期間は、6年以内の据置期間を含む13年以内となっている。

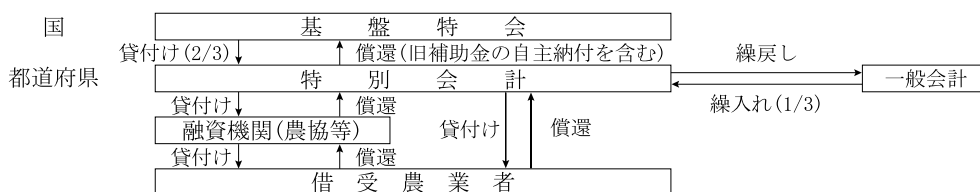
都道府県は、政府貸付金及び国庫補助金に自己の拠出金等を合わせて農業改良資金の貸付原資として資金を造成し、農業者等に対して必要な資金を無利子で貸し付けている。

農業改良資金助成法等によると、都道府県における農業改良資金の貸付事業は、都道府県の一般会計と区分して特別会計で経理することとされている。また、農業改良資金の貸付財源に余裕がある場合等には、政府貸付金について繰上償還を行ったり、国庫補助金相当額について国に自主的に納付したりすることができることとなっている。都道府県は、毎年度、農業者等に対する貸付総額の上限を貸付枠として設定するなどした農業改良資金貸付事業計画を策定し、地方農政局長等の承認を受けることとなっている。

そして、14年度には、従来5種類あった資金種類を、農業の担い手が加工分野・新作物分野・新技術に取り組むための資金に一本化したり、都道府県からの直接貸付けに加え、農協等の民間金融機関が都道府県から資金を借り入れて農業者等に貸し付ける方式を追加したりするなど全面的な改正が行われている。

上記のような農業改良資金の貸付けの仕組みを図に示すと図1のとおりである。

図1 農業改良資金の貸付けの仕組み



(3) 就農支援資金

農林水産省では、「青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法」(平成7年法律第2号。以下「青年等就農促進法」という。)等の規定に基づき、就農計画の認定を受けた認定就農者等の新規就農に必要な資金の貸付けを行う都道府県に対して、当該貸付けに必要な資金の3分の2を助成している。この助成は、制度が創設された6年度以降、当該額を無利子で貸し付けることにより行われている。そして、12年度までに一般会計より108億6881万円が基盤特会に繰り入れられ、これを都道府県への貸付財源としている。また、16年度末における都道府県への就農支援資金政府貸付金(以下「就農政府貸付金」という。)の貸付残高は165億6306万円となっている。就農政府貸付金の基盤特会への償還期間は、10年以内の据置期間を含む21年以内となっている。

都道府県は、就農政府貸付金に自己の拠出金等を合わせて就農支援資金として資金を造成し、認定農業者等に対して必要な資金を無利子で貸し付けている。

(4) 農地保有合理化促進対策

農林水産省では、農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)等の規定に基づき、農業経営の規模拡大、農地の集団化その他農地保有の合理化を促進するため、農地保有合理化法人に対し、農用地等の買入れ及び小作料一括前払いに要する借入資金の利子相当額の一部並びに規模拡大の際に必要なとなる農業用機械等の導入に要する経費等について都道府県を通じて補助金を交付している。

また、社団法人全国農地保有合理化協会(以下「全国協会」という。)に対し、農地保有合理化法人が農用地等を買入れる際に必要な資金の一部を全国協会が無利子で貸し付けるのに要する経費等について補助金を交付している。

なお、ウルグアイ・ラウンド関連農業農村整備緊急特別対策等の一環として、昭和63年度に農地流動化緊急対策事業、平成7年度に債務保証事業が創設され、このための費用として、一般会計より49億2000万円が基盤特会に繰り入れられた。

さらに、経営体育成基盤整備事業等の国庫補助事業を行う際の農家負担金の一部について無利子で貸付けを行う農林漁業金融公庫及び沖縄振興開発金融公庫(以下「農林公庫等」という。)に対して資金の貸付けを行うなどしている。

そして、これらに関する財源として、13年度までに一般会計より1174億8305万円が基盤特会に繰り入れられている。

(農業の状況等)

(1) 農家戸数の推移

16年に総農家戸数は、293万戸となり、このうち販売農家(農産物販売金額が年間50万円以上の農家等)は216万戸で、販売農家戸数は総農家戸数を上回る率で減少している。特に、主業農家(農業所得が主で65歳未満の農業従事者がいる農家)は2年当時(82万戸)の52.9%(43.4万戸)と著しく減少している。

(2) 農業労働力の高齢化

16年の農家人口(販売農家)は940万人(前年比2.6%減)となり、農業就業人口、基幹的農業従事者も引き続き減少し、農家人口、農業就業人口及び基幹的農業従事者に占める65歳以上の者の割合は上昇を続けていて、高齢化が著しく進行している。

(3) 農業所得等の推移

15年の販売農家1戸当たりの農業粗収益は、358万5千円(前年比3.3%増)で、農業経営費は248万2千円(同1.4%増)であったことから、農業粗収益から農業経営費を控除した農業所得は110万3千円(同8.3%増)となっている。これは、農林水産省の調査によれば、15年の冷夏等の影響により農産物価格が上昇したこと等によるものである。しかし、農外所得等を含めた農家総所得は771万2千円で9年以降7年連続で減少している。

2 検査の着眼点及び対象

(検査の着眼点)

基盤特会においては、前記のとおり毎年度多額の決算剰余金が発生しており、また、本院では、農林水産省に対し10年に、農業改良資金に関し多額の決算剰余金が発生している事象について注意を喚起したところであるが、農林水産省では、今後、農業改良資金の貸付け

促進等の措置を講じることなどにより資金需要が拡大し、ひいては政府貸付金の需要が増大すると考えられるとしていた。しかし、その後も前記のように農家戸数、農家総所得の減少、農業従事者の高齢化、後継者不足と農業を巡る環境は依然として厳しい状況が続き、資金需要が拡大する環境には至っていないと考えられる。

さらに、14年において、同様に多額の決算剰余金が発生している状況を、特定検査対象に関する検査状況「特別会計の決算分析について」として平成13年度決算検査報告に掲記したところである。

そこで、多額の決算剰余金が発生している要因を分析するため、農業改良資金の貸付状況等の推移、農地保有合理化促進対策の執行状況等を検査し、改めて貸付財源としての政府貸付金、補助金等が効率的に活用されているかなどに着眼して検査を実施した。

(検査の対象)

主に11年度から16年度までの、基盤特会全般及び全国の状況については農林水産省において、都道府県段階における農業改良資金及び就農支援資金の貸付状況等については北海道(注)ほか28県において、また、農地保有合理化促進対策の執行状況については全国協会等において検査を実施した。

3 検査の状況

(1) 自作農創設特別措置について

自作農創設特別措置としては、自作農創設のため16年度末までに農地200万ha、牧野50万haの買収等を行い、16年度末で国有農地等673haを残して売渡しなどを行ったほか、未墾地についても150万haの買収・所管換等を行い、16年度末で開拓財産4,353haを残して開拓の用に供している。16年度における農地及び未墾地の買収面積は0.1ha、売渡し面積は126.2haである。

また、積立金は、農地等の買収代金や農地保有の合理化に関する事業に対する助成の財源が不足する場合、その財源にこれを充てることとされており、表3のとおり取り崩されてきており、16年度末現在163億4296万円となっている。

表3 積立金取崩額及び年度末現在額 (単位：百万円)

年 度	昭和60	61	平成13	14	15	16
取 崩 額	1,200	950	7,502	1,600	3,000	2,050
年度末現在額	31,445	30,495	22,992	21,392	18,392	16,342

(2) 農業改良資金について

ア 都道府県における農業改良資金の貸付状況等

11年度から16年度までの都道府県における農業改良資金の貸付枠、貸付状況及び貸付金残高は、表4のとおりである。

表4 農業改良資金貸付実績等

(単位：百万円、件)

年 度	3	11	12	13	14	15	16
貸付枠	62,177	68,198	85,856	63,426	63,426	48,000	44,480
貸付金額	46,432	13,484	11,656	7,464	3,873	3,131	3,263
対3年度比	100%	29.0%	25.1%	16.0%	8.3%	6.7%	7.0%
対貸付枠比	74.6%	19.7%	13.5%	11.7%	6.1%	6.5%	7.3%
貸付件数	15,660	2,515	2,039	1,394	607	356	342
対3年度比	100%	16.1%	13.0%	8.9%	3.9%	2.3%	2.2%
年度末貸付金残高	167,832	107,007	93,312	79,573	64,691	52,067	42,796
対3年度比	100%	63.8%	55.6%	47.4%	38.5%	31.0%	25.5%

農業改良資金の貸付実績は、年々逡減傾向にあり、昭和60年度以降で最高の貸付実績を示した平成3年度の貸付金額46億3210万円に対して、16年度の貸付金額32億6358万円はその7.0%となっている。また、貸付枠に対する貸付実績についてみても最近5年間は15%未満で推移しており、16年度は7.3%と著しく低調となっている。

イ 政府貸付金の都道府県に対する貸付状況並びに貸付金及び補助金残高

11年度から16年度までの間の都道府県に対する政府貸付金の貸付状況及び都道府県における政府貸付金及び補助金残高は、表5のとおりである。

表5 政府貸付金の貸付実績等

(単位：百万円)

年 度	3	11	12	13	14	15	16
政府貸付金	9,042	395	95	58	401	298	192
対3年度比	100%	4.4%	1.1%	0.6%	4.4%	3.3%	2.1%
年度末政府貸付金 及び補助金残高	112,347	72,877	63,357	56,206	47,364	39,596	33,304
対3年度比	100%	64.9%	56.4%	50.0%	42.2%	35.2%	29.6%

農業改良資金の貸付実績が逡減傾向にあることに伴って、都道府県における政府貸付金の需要も低く、3年度の政府貸付金貸付金額90億4237万円に対して、16年度の貸付金額1億9218万円はその2.1%にすぎないものとなっている。そして、北海道を除く都道府県においては、新たに政府貸付金の貸付けを受けず従前の国庫補助金、借入者からの償還金等を農業改良資金の貸付財源に充てている状況である。

ウ 政府貸付金に係る歳入予算額及び決算額

政府貸付金に係る歳入予算額及び決算額の状況は、表6のとおりであり、繰上償還額及び国庫補助金の自主納付額が収納済歳入額を大きく押し上げている。

表6 政府貸付金に係る歳入予算額及び収納済歳入額の状況

(単位：百万円)

年 度	11	12	13	14	15	16
歳入予算額	6,882	4,597	3,154	2,109	1,782	1,431
収納済歳入額	11,916	9,615	7,209	9,243	8,067	6,483
償還金	8,559	5,096	3,650	3,652	2,807	1,916
約定償還	3,724	2,746	2,246	1,866	1,493	827
繰上償還	4,835	2,350	1,404	1,785	1,313	1,089
自主納付金	3,357	4,518	3,559	5,590	5,260	4,566

エ 政府貸付金に係る決算剰余金の発生状況

単年度における政府貸付金に係る決算剰余金は、表7のとおり毎年度多額に上り、決算剰余金は翌年度の政府貸付金の貸付財源等に充てられている。

表7 政府貸付金に係る決算剰余金の発生状況 (単位：百万円)

年 度	11	12	13	14	15	16
収納済歳入額	11,916	9,615	7,209	9,243	8,067	6,483
支出済歳出額	395	95	58	401	298	192
決 算 剰 余 金	11,521	9,519	7,151	8,841	7,768	6,291

また、政府貸付金として使用するために1527億5913万円が基盤特会に繰り入れられるなどしているが、このうち都道府県における16年度末政府貸付金等残高は333億0436万円と、その使用割合は21.8%と極端に低くなっている。

オ 道県に対する検査の結果

今回、検査を実施した29道県の農業改良資金の貸付状況等については、以下のとおりである。

(ア) 農業改良資金制度の浸透度

農業改良資金制度は、昭和31年度の制度創設以来、数度の制度の再編・拡充を行ってきたが、各道県では、現在、表8のような方策により周知を行っていて、農業者等は無利子融資である同制度の存在を承知していると判断しているところである。また、いずれの道県においても、農業者等からの借入れ希望があった場合、速やかに対応できるよう、普及指導センター等に窓口を設置するなど体制整備を行っている。

表8 周知に関する方策の実施状況(複数回答)

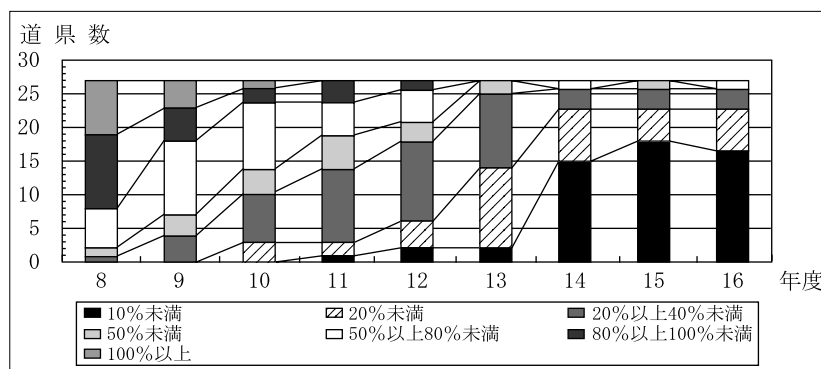
実 施 し て い る 方 策	回答数
道県職員による制度資金に関する説明会の開催	29
改良普及員を通じた広報活動・相談	29
道県のホームページでの紹介	28
農業改良資金に関するパンフレットの作成・配布	25
農協等を通じた広報・宣伝	16
市町村等を通じた広報・宣伝	12
広報・宣伝は行っていない	0
その他	2

(イ) 道県における農業改良資金に係る貸付予算額、決算額及び貸付財源額の推移

a 貸付予算額及び決算額の推移

各道県ごとの農業改良資金に係る歳出決算額について、平成7年度を基準として、8年度から16年度までの各年度の比率を算出した分布状況は、図2のとおりであり、8年度の決算額においては、7年度の決算額に対して80%以上となっている県がほとんどを占めているが、14年度以降の決算額においては、27道県中、20%に満たない県が23県となっていて、貸付規模の縮小が進んでいる状況である。

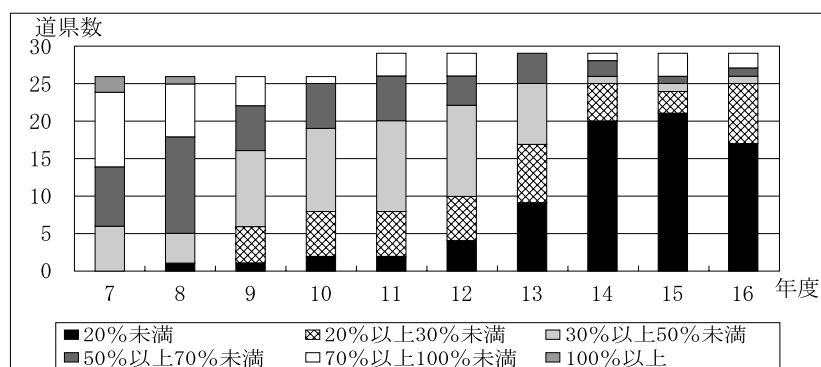
図2 道県における平成7年度決算額に対する各年度の決算額比率



(注) 検査対象29道県のうち、7年度から10年度までの決算額資料が存在しない2県は除外している。

また、道県の歳出予算額(当初額)の執行状況についてみると、図3のとおり、7年度では執行率50%以上の道県が大部分を占めているが、その後、執行率は遞減傾向にあり、16年度においては29道県中25県が執行率30%未満である。さらに、半数以上の県においては、執行率が20%にも満たない状況となっている。

図3 道県における歳出予算額(当初額)の執行率の状況



(注) 各年度において決算額資料又は当初予算額のいずれかが存在しない県は除外している。

このように、貸付実績が著しく低調で推移していることから、各道県における決算規模も縮小傾向にある。その理由としては、表9に示すように、現在の景気では借入れをしてまで新規に投資しようとする農業者が少ないという意見、農業者等の高齢化・後継者の不足という意見や借入手続が煩雑などの意見がある。

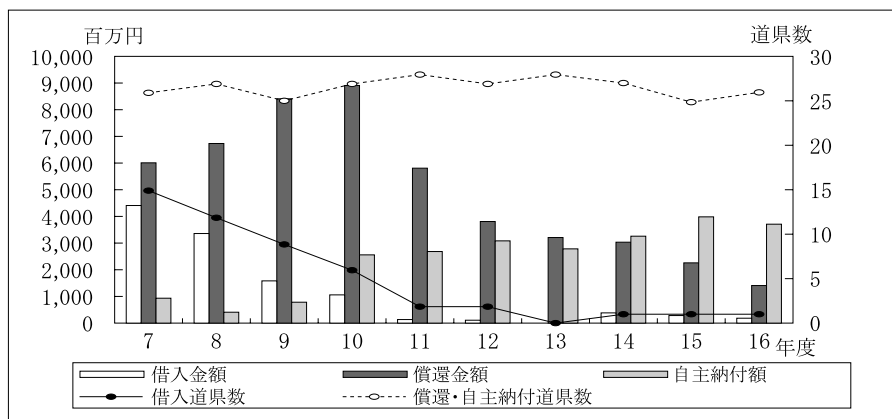
表9 農業改良資金の貸付実績が低調な理由(複数回答)

理 由	回答数
現在の景気では、借入れをしてまで新規に投資しようとする農業者が少ない	23
高齢化、後継者不足のため、改良措置を行おうとする農業者が少ない	22
借入れのための手続きが煩雑で、融資を受けるまでに時間がかかる	16
貸付条件が厳しいため、対象となりうる者が少ない	9
総合的にみると農業改良資金よりも有利な資金がある	3
農業改良資金の存在そのものがあまり知られていない	0
県では他の資金を利用することを薦めている	0
その他	12

b 貸付財源額の推移

各道県では、図4のとおり、基盤特会からの政府貸付金の借入れを縮小・停止し、さらに、政府貸付金の繰上償還及び国庫補助金の自主納付を行っている。14年度以降においては、政府貸付金の借入れを行っているのは北海道のみである。

図4 政府貸付金等の借入れ及び償還等の推移



政府貸付金の繰上償還又は国庫補助金の自主納付を行っている理由は、表10のとおり、農業改良資金の需要が見込めないためという意見が最も多くなっている。

表10 繰上償還及び自主納付を行う理由(複数回答)

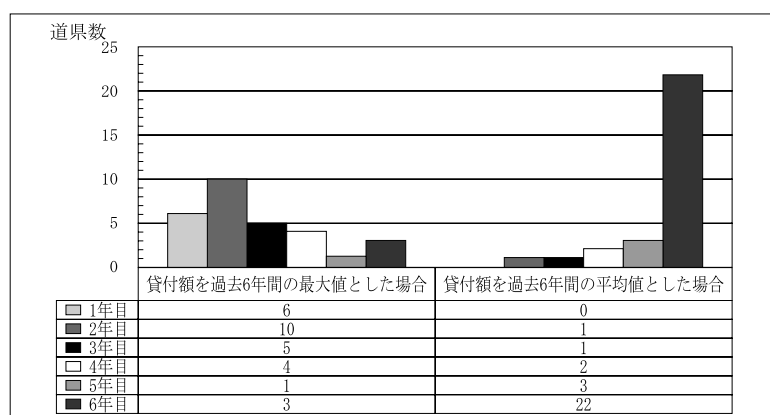
理 由	回答数
農業改良資金の需要が見込めないため	18
余剰金の適正化を図るため	6
貸付実績が見込み額を下回ったため	3
一般会計に資金が必要であったため	2
その他	4

(ウ) 道県における政府貸付金の今後の状況

各道県において、今後も政府貸付金の借入れを行わない場合に、道県の農業改良資金の貸付財源に不足が生じる時期について、農業者等からの約定償還額及び前年度繰越金を収入とし、農業者等への農業改良資金の貸付金額及び基盤特会への約定償還額を支出として分析したところ、図5のとおりであった。すなわち、今後の農業者等への貸付金額が、11年度から16年度までの間の最高額で推移した場合には、13県にお

いて政府貸付金の借入れを行わずとも3年以上の間貸付財源に不足を生じることなく、貸付金額を11年度から16年度までの間の平均値とした場合には、22県が6年目(22年度)までの間貸付財源に不足を生じることはないという結果となった。

図5 貸付財源に不足を生じる時期



以上のように、農業改良資金に関しては、近年、貸付実績が著しく低調となっていて、都道府県では、この貸付実績を反映して政府貸付金を繰上償還したり以前の国庫補助金相当額を自主納付したりして、自らの貸付財源を縮小している状況である。一方、都道府県からの繰上償還や自主納付が行われ、政府貸付金の支出が極端に少ないことから、これが基盤特会における決算剰余金を大幅に押し上げる要因となっている。

(3) 就農支援資金について

ア 都道府県における就農支援資金の貸付状況等

12年度から16年度までの間の都道府県における就農支援資金の貸付率、貸付状況及び貸付金残高は、表11のとおりである。

表11 就農支援資金貸付実績等 (単位：百万円、件)

年 度	12	13	14	15	16
貸付率	17,147	17,424	17,424	12,943	16,061
貸付金額	2,364	3,412	3,041	3,796	3,762
対12年度比	100.0%	144.3%	128.6%	160.6%	159.2%
対貸付率比	13.8%	19.6%	17.5%	29.3%	23.4%
貸付件数	1,553	1,500	1,360	1,446	1,289
対12年度比	100.0%	96.6%	87.6%	93.1%	83.0%
年度末貸付金残高	7,872	10,736	13,050	15,983	18,598
対12年度比	100.0%	136.4%	165.8%	203.0%	236.3%

就農支援資金の貸付は、6年度の制度創設当初、就農研修資金及び就農準備資金の2種類の資金により行われていたが、12年度の制度改正に伴い、新たに就農施設等資金が加えられ、現在に至っている。

就農支援資金の貸付金額は、現行の資金制度が整備された12年度の貸付金額23億

6420万円に対して、16年度の貸付金額は37億6278万円となっているなど、13年度から16年度までの各年度の貸付金額は、12年度に比して増加しているが、表11のとおり、大幅な伸びはない状況である。また、貸付枠に対する貸付金額についてみると各年度とも10%台後半から20%台にとどまっている。

イ 就農政府貸付金の都道府県に対する貸付状況及び貸付金残高

12年度から16年度までの間の都道府県に対する就農政府貸付金の貸付状況及び都道府県における貸付金残高は、表12のとおりである。

表12 就農政府貸付金の貸付実績等 (単位：百万円)

年 度	12	13	14	15	16
政府貸付金	2,707	2,459	1,955	1,850	2,146
対12年度比	100.0%	90.8%	72.2%	68.3%	79.3%
年度末貸付金	8,153	10,613	12,568	14,418	16,563
対12年度比	100.0%	130.2%	154.2%	176.8%	203.1%
貸付都道府県数	44	39	31	31	30

就農支援資金の貸付金額が13年度以降、大幅な伸びがない状況にあることに伴って、都道府県における就農政府貸付金の需要の伸びも鈍化傾向にあり、12年度就農政府貸付金貸付金額27億0709万円に対して、14年度から16年度までの間の就農政府貸付金貸付金額の比率は60%台後半から70%台で推移している。

また、16年度においては、47都道府県のうち17県で、就農支援資金の貸付けに当たり、就農政府貸付金の貸付けを受けずに借入者からの償還金をその貸付財源に充てている状況である。

ウ 就農政府貸付金に係る歳出予算額及び決算額

就農政府貸付金に係る歳出予算額及び決算額の状況は、表13のとおりとなっていて、歳出予算現額と支出済歳出額との差(不用額)は毎年度多額に上っており、歳出予算現額に対する割合は70%から80%台と高率になっている。

表13 就農政府貸付金の歳出予算現額及び支出済歳出額の状況

(単位：百万円)

年 度	12	13	14	15	16
歳出予算現額	16,702	11,418	10,894	6,907	9,625
支出済歳出額	2,707	2,459	1,955	1,850	2,146
不 用 額	13,995	8,958	8,938	5,057	7,479
不用額の割合	83.8%	78.5%	82.0%	73.2%	77.7%

また、就農政府貸付金の財源は、12年度までの一般会計からの繰入れ及び当該年度の都道府県からの就農政府貸付金の償還金等である。12年度から15年度までの間は、都道府県からの約定償還期限が到来していないため歳入実績はない。

エ 就農政府貸付金に係る決算剰余金の発生状況

就農政府貸付金は、基盤特会への償還期限が未到来のものが多いことなどから、16年度において初めて278万円の償還があったもので、単年度において就農政府貸付金に係る決算剰余金は生じていない。しかし、表11のとおり、就農支援資金の貸付金額

は、その貸付枠に対する割合が10%台後半から20%台にとどまっていたり、表13のとおり、就農政府貸付金に係る不用額の割合が高くなっていたりなど、就農支援資金の貸付財源に対し、貸付実績が[・]かい離している状況となっている。

オ 道県に対する検査の結果

今回、検査を実施した29道県の就農支援資金の貸付状況等については、以下のとおりである。

(ア) 就農支援資金制度の浸透度

就農支援資金制度は、制度発足が6年度であり、農業改良資金制度と比較すると新しい制度であるが、各道県においては、表14のような方策により周知を行っている。

表14 周知に関する方策の実施状況(複数回答)

実施している方策	回答数
青年農業者等育成センターによる広報活動・相談	29
道県職員による制度資金に関する説明会の開催	28
道県のホームページでの紹介	27
就農支援資金に関するパンフレットの作成・配布	25
農協等を通じた広報・宣伝	13
市町村等を通じた広報・宣伝	12
広報・宣伝は行っていない	0
その他	6

(イ) 道県における就農支援資金に係る貸付予算額、決算額及び貸付財源額の推移

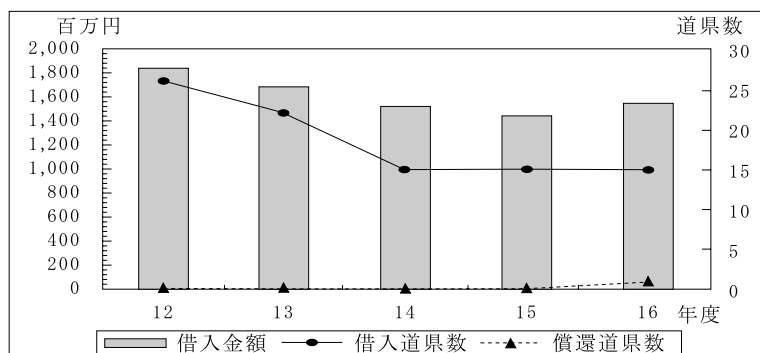
a 貸付予算額及び決算額の推移

各道県の就農支援資金に係る歳出決算額についてみると、13年度は対前年度増加率が50%以上の道県が半数以上を占めるものの、14年度以降の決算額は、前年度から減少している道県が半数近くを占めており、貸付規模が拡大傾向にあるとは言いがたい状況である。また、就農支援資金の貸付金額が貸付枠に比べて低調で推移していることから、各道県における決算規模も現状維持の傾向にある。

b 貸付財源額の推移

各道県における就農支援資金に係る決算規模が現状維持の傾向にあることから、図6のとおり、就農政府貸付金の借入れの伸びも鈍化している。14年度以降に、就農政府貸付金の借入れを行っているのは29道県のうち約半数である。

図6 就農政府貸付金等の借入れ及び償還等の推移



以上のように、就農支援資金に関しては、制度発足から10年程度ということもあるが、貸付実績と貸付枠にかい離が見られる状況にあり、貸付実績が順調に伸びているとは言い難い状況にある。

(4) 農地保有合理化促進対策について

農地保有合理化促進対策に係る決算額等の推移は、表15のとおりとなっている。

表15 (項)農地保有合理化促進対策費の決算額及び目別内訳 (単位：百万円)

年 度	12	13	14	15	16
(項)農地保有合理化促進対策費	27,553	26,744	26,140	33,868	39,040
(目)農地保有合理化促進対策費補助金	10,821	12,221	12,891	20,842	26,805
(目)農地保有合理化促進対策資金貸付金	16,732	14,523	13,249	13,026	12,234

ア 農地保有合理化促進対策費補助金

(ア) 補助金の交付実績

農地保有合理化促進対策費補助金の決算額等の推移をみると表16のとおり、近年、都道府県に対する交付額が減少する一方、全国協会に対する交付額が増加している。農林水産省の説明では、これは、農地保有合理化法人が農用地等を取得する際の助成手段として、金融機関からの借入金に対する助成を都道府県を通して行っていたものを、資金を安定的に供給する必要から、全国協会による原資貸付けに切り替えて、全国協会が資金を一元的に管理・調達することとしたためであるとしている。

表16 農地保有合理化促進対策費補助金の決算額及び交付対象別内訳 (単位：百万円)

年 度	12	13	14	15	16
農地保有合理化促進対策費補助金	10,821	12,221	12,891	20,842	26,805
全国協会	2,586	5,275	8,031	16,570	23,827
都道府県等	8,234	6,945	4,859	4,271	2,978

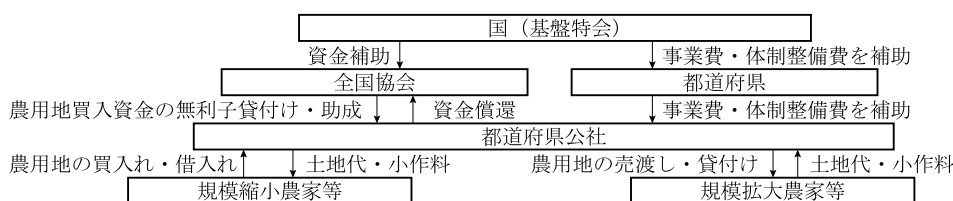
(イ) 都道府県公社及び全国協会

都道府県では農業経営基盤強化促進法に基づき、都道府県の区域を事業実施地域として農地保有合理化事業を行う法人(以下「都道府県公社」という。)を定めることとされている。都道府県公社は、農用地等を買入れ、又は借り受けて、当該農用地等を売り渡し、交換し、又は貸し付ける事業等を行っている。

一方、全国協会は、農業経営基盤強化促進法により農地保有合理化支援法人として指定された法人であり、農地保有合理化事業の実施のために必要な資金の供給、必要な助成等を行っている。そして、全国協会は都道府県公社に対し、農用地等の買入れに要する資金の一部を無利子で貸し付けるなどしている。

国は、全国協会が資金を貸し付けるのに必要な財源に充てるための基金を造成する事業に要する経費等を補助することとしている。また、都道府県公社が事業の実施及び本事業の推進体制の整備を行うのに要する経費について都道府県が補助する場合における当該補助に必要な経費等についても補助することとしている。

図7 国、全国協会、都道府県及び都道府県公社の関係



(ウ) 全国協会における各会計

全国協会では、他の会計に属する事業以外の経理を処理する一般事業会計のほか、表17の7会計に区分し、それぞれ基金を設置し、経理処理を行っている。

表17 全国協会における会計区分及び会計別平成16年度末基金残高 (単位：百万円)

会 計	設置年度	対 象 と す る 事 業	基金残高
特 別 事 業 会 計	昭和47	農地保有合理化事業資金供給事業 遊休農地整備特別対策融資事業	9,380
債 務 保 証 事 業 会 計	平成7	債務保証事業	758
合理化法人機能強化事業会計	平成7	合理化法人機能強化事業	7,537
長 期 育 成 事 業 会 計	平成13	長期育成事業資金供給事業	17,500
農地売買円滑化事業会計	平成13	農地売買円滑化事業	4,998
担 手 育 成 事 業 会 計	平成14	担い手育成事業資金供給事業	35,660
緊急加速リース支援事業会計	平成16	経営構造改革緊急加速リース支援資金供給事業	1,346
合 計			77,181

全国協会は、「農地保有合理化事業資金の貸付けについて」(平成12年12構改B第400号農林水産省構造改善局長通知)等に基づき、各事業ごとに基金を設置している。このうち、特別事業会計、長期育成事業会計、担い手育成事業会計及び緊急加速リース支援事業会計では、造成した基金を都道府県公社に対する貸付けに使用しているため、償還金は再び貸付けのための原資として使用され、回転性がある。

一方、合理化法人機能強化事業会計、農地売買円滑化事業会計及び債務保証事業会計では、造成された基金は取り崩し、都道府県公社に対する助成金として支出することとしているなどのため、回転性はない。

全国協会の各会計の状況は、次のとおりである。

a 特別事業会計

特別事業会計では、農地保有合理化事業資金供給事業及び遊休農地整備特別対策融資事業に関する経理を行っている。

農地保有合理化事業資金供給事業は、都道府県公社に対し、農用地等の買入に要する資金の10分の1を全国協会が無利子で貸し付けるものである。年度別の都道府県公社に対する貸付実績及び年度末貸付金残高は表18のとおりである。

表18 都道府県公社に対する貸付実績及び年度末貸付金残高

(単位：百万円)

年 度	12	13	14	15	16
貸 付 実 績	73	494	486	—	—
年度末貸付金残高	1,121	1,269	1,308	1,058	959

遊休農地整備特別対策融資事業は、遊休農地の解消・防止等を図るために簡易な農地の整備を行う農事組合法人等へ無利子貸付けを行う都道府県公社に対し、その10分の6を全国協会が無利子で貸し付けていたものであるが、11年度をもって新規貸付けを終了し、都道府県公社からの償還金11億3751万円を基盤特会に返納している。

特別事業会計の基金の残高は12年度末時点で154億7903万円となっていたが、その後の農地保有合理化事業資金の貸付実績は低迷しており、表19のとおり、基金のうち貸付金として使用されている金額はここ数年10億円前後、割合にして10%前後で推移している。

表19 基金のうち貸付金として使用されている割合 (単位：百万円)

年 度	12	13	14	15	16
農地保有合理化事業資金の年度末貸付金残高	1,121	1,269	1,308	1,058	959
農地保有合理化事業の貸付原資基金残高	15,479	15,479	15,479	11,379	9,379
割 合 (%)	7.2	8.2	8.5	9.3	10.2

そして、次のような基金の振替や運用益の使用が行われている。

(a) 国の指示による振替

農地保有合理化事業資金の貸付実績が低迷していることから、農林水産省では予算の効率的な執行を図るとして、当該事業資金を、他の事業を実施するための資金に振り替えることを全国協会に対して指示している。この指示に基づき、15年度に特別事業会計から41億円を担い手育成事業会計へ振り替え、16年度には特別事業会計から20億円を農地売買円滑化事業会計へ振り替えている。

(b) 基金運用益の使用

特別事業会計の16年度末現在の基金残高は93億8077万円であり、このうち44億6400万円は、昭和63年度補正予算により成立した農地流動化緊急対策事業に基づき国庫補助金により造成された基金である。しかし、当該事業が平成4年度に終了したにもかかわらず、「農地保有合理化促進対策費補助金交付要綱」(昭和48年48構改B第2482号)に基づき、特に必要があるとして農林水産省の指示により、当該資金を国に返納せず、農地保有合理化事業資金供給事業の貸付原資に繰り入れている。そして、「都道府県農業公社推進体制強化事業実施要領」(平成5年5構改B第863号)により、当該資金を留保・管理し、その運用益を都道府県公社の職員の増員等人的な業務運営体制の強化に要する経費等を助成するために使用している。この運用は主に債券によっているが、近年は低金利が続き、運用益は減少している。そのため14年度以降、都道府県公社に対する助成額は年間5000万円を下回る状況となっている(表20参照)。

表20 都道府県公社に対する助成額 (単位：百万円)

年 度	5	12	13	14	15	16
助 成 額	123	61	59	49	49	49

b 債務保証事業会計

債務保証事業会計は7年度に設置され、債務保証事業に関する経理を行って

る。この事業は、都道府県公社が農地保有の合理化に関する事業の実施のために必要な資金を金融機関から借り入れる際に、全国協会が債務保証を行うものである。この事業を行うため、7年度に国が4億2000万円、都道府県公社等が2億8000万円の出資を行い、基金を造成している。16年度末の基金残高は7億5837万円であるが、全国協会が保証する債務の残高は3305万円、件数は6件である(表21参照)。なお、全国協会が事業開始から16年度までに代位弁済を行った実績はない。

表21 債務保証の実績 (単位：件、百万円)

年 度	12	13	14	15	16
年度末保証件数	8	9	7	6	6
年度末保証金額	236	256	232	39	33

c 合理化法人機能強化事業会計

合理化法人機能強化事業会計は7年度に設置され、都道府県公社の業務運営体制の整備、強化及び財務基盤の強化に要する経費に対して助成を行う事業に関する経理を行っている。全国協会では7年度から12年度までに毎年度25億円、計150億円の国庫補助金を受け入れ、基金を造成し、毎年度、基金を取り崩して都道府県公社に対して助成金を支出している。基金の造成は12年度で終了しているが、基金取崩しによる助成は継続して行われて、表22のとおり基金残高は毎年度減少している。なお、農林水産省では、この事業のうち、都道府県公社が買い入れた農用地等を売り渡す際の差損補てんに係るものについては22年度まで実施するとしているが、それ以外は今後とも不可欠であるとして、終了年度を定めていない。

表22 農地保有合理化法人機能強化事業の助成金交付実績 (単位：百万円)

年 度	12	13	14	15	16
交 付 額	1,274	1,037	1,122	852	657
年度末基金残高	11,185	10,164	9,047	8,195	7,537

d 長期育成事業会計

長期育成事業会計は13年度に設置され、長期育成事業資金供給事業に関する経理を行っている。この事業は、都道府県公社が買い入れた農用地等を認定農業者等に長期間(5年を超え10年以内)貸し付けた後に売り渡す事業及び10年以内の年賦払いにより売り渡す事業を実施する場合に、当該農用地等の買入れに要する資金の10分の7を全国協会が無利子で貸し付けるものである。そして、13年度から16年度までに合計175億円の補助金を受け入れ、基金を造成している。16年度末現在、都道府県公社に対する貸付金残高は表23のとおり139億0495万円で、基金の79.5%が貸付けに使用されている。

表23 長期育成事業資金の貸付金残高及び基金残高の推移 (単位：百万円)

年 度	13	14	15	16
年度末貸付金残高	3,603	7,184	10,532	13,904
年度末基金残高	4,200	8,400	12,600	17,500
貸 付 割 合(%)	85.8	85.5	83.6	79.5

e 農地売買円滑化事業会計

農地売買円滑化事業会計は13年度に設置され、都道府県公社が買い入れた農用地等を一定期間貸し付けた後に売り渡す際に、貸付期間中の農地価格の下落により当該農用地等の買入価額と売渡価額との間に差額が生じた場合、当該差額の一部を助成する事業に関する経理を行っている。そして、13年度から15年度までに合計30億円の補助金を受け入れているほか、16年度には、特別事業会計から20億円を振り替えて基金を造成している。しかし、助成金として都道府県公社に支出された金額は16年度で150万円となっている(表24参照)。

表24 円滑化事業助成金の支出額及び年度末基金残高
(単位：百万円)

年 度	13	14	15	16
助成金支出額	—	0	0	1
年度末基金残高	1,000	1,999	2,999	4,998

f 担い手育成事業会計

担い手育成事業会計は14年度に設置され、担い手育成事業資金供給事業に関する経理を行っている。この事業は、都道府県公社が買い入れた農用地等を認定農業者等に一定期間(5年以内)貸し付けた後に売り渡す事業を実施する場合に、当該農用地等の買入に要する資金の10分の7を全国協会が都道府県公社に対して無利子で貸し付けるものである。そして、14年度から16年度までに合計315億5990万円の補助金を受け入れ、基金を造成し、15年度には特別事業会計から41億円を振り替えて基金を増額し、15年度から貸付けを実施している。15、16両年度の貸付額は242億0587万円となっているが、都道府県公社が貸し付けた農用地等の多くが5年よりも短い期間で貸付けを終了して売り渡され、それに伴い資金が全国協会に償還されており、113億6856万円が既に全国協会に償還されている。このため、16年度末現在、都道府県公社に対する貸付金残高は128億3730万円となっており、基金残高に対する割合は36.0%となっている(表25参照)。しかし、17年度においても貸付けのため基金を増額するとして、国庫補助金81億円及び特別事業会計からの繰入金39億円が予算に計上されている。

表25 担い手育成事業資金供給事業に関する造成額、基金残高、貸付金残高等の推移
(単位：百万円)

年 度	14	15	16	計
造成額(国庫補助金額)	2,759	11,300	17,500	31,559
他会計からの振替額	—	4,100	—	4,100
年度末基金残高(A)	2,759	18,160	35,660	
年度別貸付額	—	12,621	11,584	24,205
年度別償還額	—	4,330	7,037	11,368
年度末貸付金残高(B)	—	8,290	12,837	
貸付割合(%) (B/A)	0	45.7	36.0	

g 緊急加速リース支援事業会計

緊急加速リース支援事業会計は16年度に設置され、経営構造改革緊急加速リース支援資金供給事業に関する経理を行っている。この事業は、都道府県公社が機械・施設等をリースするのに必要な資金を全国協会が無利子で貸し付けるものであり、16年度に13億4600万円の補助金を受け入れ、基金を造成しているが、16年度末現在、この基金は使用されておらず、全額が預金として保有されている。

(エ) 全国協会における現金預金等の状況

a 受け入れた国庫補助金の使用状況

全国協会では、都道府県公社に対する貸付け又は助成を行うのに必要な財源に充てる基金を造成するため、表26のとおり、12年度から16年度までの5年間で559億0590万円の国庫補助金を受け入れている。一方、既に終了した特別事業会計の遊休農地整備事業に係る国庫補助金11億3751万円を返還しているため、差引き547億6838万円の国庫補助金を受け入れていることになる。

表26 直近5年間における国庫補助金受入額 (単位：百万円)

年		度	12	13	14	15	16	5年間 合計
基金合計	国庫補助金受入額		2,500	5,200	7,959	16,500	23,746	55,905
	国庫補助金返還額		1,113	12	5	3	2	1,137
	差引受入額		1,386	5,187	7,954	16,496	23,743	54,768
うち都道府県公社に対して貸付けを行うための基金合計 (回転資金)	国庫補助金受入額		0	4,200	6,959	15,500	23,746	50,405
	国庫補助金返還額		1,113	12	5	3	2	1,137
	差引受入額		-1,113	4,187	6,954	15,496	23,743	49,268
うち都道府県公社に対して助成金を支出するための基金合計 (非回転資金)	国庫補助金受入額		2,500	1,000	1,000	1,000	—	5,500
	国庫補助金返還額		—	—	—	—	—	—
	差引受入額		2,500	1,000	1,000	1,000	—	5,500

このうち、都道府県公社に対して資金の貸付けを行うための基金(回転資金)を造成する目的で受け入れた国庫補助金は12年度から16年度までの5年間で差引き492億6838万円である。全国協会では、この資金を基に都道府県公社に対して貸付けを行っており、11年度末と16年度末の都道府県公社に対する貸付金残高を比較すると表27のとおり、260億6830万円増加している。しかし、その一方で基金のうち預金及び債券として保有している資産も212億1629万円増加している。

一方、都道府県公社に対して助成金を支出するための基金(非回転資金)を造成する目的で受け入れた国庫補助金は、5年間で55億円である。この間の助成金支出額は合計で49億4703万円であるため、国庫補助金受入額に対する助成金支出額の比率は89.9%と比較的高い数字を示している。しかし、16年度に特別事業会計から農地売買円滑化事業会計に20億円の振替を行うなどしたため、基金残高としては27億4810万円増加しており、この全額を預金及び債券として保有している。

したがって、全国協会の基金全体では、預金及び債券で保有している金額は、回転資金及び非回転資金を合わせて239億6439万円増加していることになる。

表27 直近5年間における基金等の増加額 (単位：百万円)

	回転資金	非回転資金	合計
11年度末基金残高 (A)	16,602	10,546	27,148
うち貸付金残高	1,634	—	1,634
うち預金及び債券の残高	14,967	10,546	25,514
5年間における基金の増加 (B)	50,422	7,695	58,117
国庫補助金受入れによるもの	50,405	5,500	55,905
その他	16	2,195	2,211
5年間における基金の減少 (C)	3,137	4,947	8,084
国庫補助金返還によるもの	1,137	—	1,137
助成金支出によるもの	—	4,947	4,947
その他	2,000	—	2,000
16年度末基金残高 (A)+(B)-(C) (D)	63,886	13,294	77,181
うち貸付金残高	27,702	—	27,702
うち預金及び債券の残高	36,184	13,294	49,478
基金の増加額 (D)-(A)	47,284	2,748	50,032
うち貸付金の増加額	26,068	—	26,068
うち預金及び債券の増加額	21,216	2,748	23,964

年度ごとにみると、表28のとおり、各年度とも貸付金の純増額と助成金支出額を合わせた金額が国庫補助金の受入額を下回っていて、預金及び債券で保有している金額が毎年度増加する結果となっている。

表28 国庫補助金受入額並びに預金及び債券の増加額の推移 (単位：百万円)

年 度	12	13	14	15	16	5年間合計
国庫補助金受入額	2,500	5,200	7,959	16,500	23,746	55,905
国庫補助金返還額	1,113	12	5	3	2	1,137
差引受入額 (A)	1,386	5,187	7,954	16,496	23,743	54,768
貸付金の純増額+助成金支出額 (B)	774	4,784	4,739	12,238	8,478	31,015
(B)/(A) (%)	55.9	92.2	59.6	74.2	35.7	56.6
基金のうち預金及び債券の増加額	790	428	3,220	4,259	15,264	23,964

また、各年度末時点の基金残高並びに預金及び債券で保有している残高の推移は表29のとおりであり、11年度末時点で既に255億1437万円を預金及び債券で保有していたが、16年度末には494億7877万円にまで増加している。

表29 年度末時点の基金残高並びに基金のうち預金及び債券で保有している残高の推移

(単位：百万円)

年 度	11(A)	12	13	14	15	16(B)	増加額(B)-(A)
基金残高	27,148	27,439	31,614	38,451	54,096	77,181	50,032
うち貸付金残高	1,634	1,134	4,880	8,497	19,882	27,702	26,068
うち預金及び債券の残高	25,514	26,304	26,733	29,954	34,213	49,478	23,964

b 債券による運用

全国協会では、各事業ごとに基金を設置しているが、これらの基金に属する資産は通知等に基づき、銀行又は農林中央金庫への預金若しくは郵便貯金によるほか、国債等の債券その他経営局長が指定する有価証券の取得等によって管理することとされており、16年度末現在の運用形態を会計区分別に示すと、表30のとおりである。回転資金については、運用益を都道府県公社に対する助成金として支出するため、基金の一部44億6400万円が貸付金として使用されずに留保されている特別事業会計を除き、債券で運用している割合は8.0%以下となっているが、非回転資金については、債券で運用している割合が40.0%から80.0%となっていて、回転資金と比べて債券で運用している割合が高くなっている。

表30 会計区分別の基金の運用形態 (単位：百万円)

	回 転 資 金				非 回 転 資 金		
	特別事業会計	長期育成事業会計	担い手育成事業会計	緊急加速リース支援事業会計	債務保証事業会計	合理化法人機能強化事業会計	農地売買円滑化事業会計
普通預金残高	1,262	694	5,622	1,346	158	7	97
譲渡性預金残高	1,000	1,500	14,600	—	—	1,500	2,900
債券残高	6,158	1,400	2,599	—	600	6,030	2,000
基金残高	9,380	17,500	35,660	1,346	758	7,537	4,998
債券で運用している割合(%)	65.6	8.0	7.3	0.0	79.1	80.0	40.0

また、全国協会では、債券で運用する場合は、通常償還期間が5年又は10年の中長期の債券を購入していて、これら債券の残高を16年度末から償還期日までの残存期間別に示すと、表31のとおりであり、償還期日までの残存期間が5年超の債券が60億4591万円と全体の32.2%を占めている。

表31 残存期間別の債券残高 (単位：百万円)

残 存 期 間		1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内	5年超	合計
回 転 資 金	特別事業会計	3,300	700	—	—	—	2,158	6,158
	長期育成事業会計	—	—	—	1,001	—	399	1,400
	担い手育成事業会計	1,000	—	600	—	—	999	2,599
非回 転 資 金	債務保証事業会計	—	—	—	100	—	500	600
	合理化法人機能強化事業会計	1,000	1,296	1,000	1,445	—	1,287	6,030
	農地売買円滑化事業会計	200	99	1,000	—	—	700	2,000
合 計		5,500	2,096	2,601	2,546	—	6,045	18,790

イ 農地保有合理化促進対策資金貸付金

基盤特会における農地保有合理化促進対策資金貸付金の決算額等の推移をみると表32のとおりであり、同貸付金の大半が担い手育成農地集積資金である。

表32 農地保有合理化促進対策資金貸付金の決算額及びその内訳 (単位：百万円)

年 度	11	12	13	14	15	16
農地保有合理化促進対策資金貸付金	19,245	16,732	14,523	13,249	13,026	12,234
担い手育成農地集積資金	19,245	16,728	14,523	13,239	12,949	12,128
農業生産法人出資育成資金	—	3	—	9	—	—
農地保有合理化支援資金	—	—	—	—	77	106

担い手育成農地集積資金は、国から農林公庫等に無利子で貸し付けるもので、5年度より貸付けが開始されている。そして、農林公庫等では、この資金を用いて、担い手への農用地の利用集積を促進するため、土地改良区等が経営体育成基盤整備事業等の国庫補助事業を行う際の農家負担金の6分の5以内(ただし対象年度の年度事業費の10%以内)に相当する額を無利子で貸し付けている。また、担い手への草地の利用集積を促進させるため、土地改良区等が畜産担い手育成総合整備事業を行う際の農家負担金について、同様の無利子資金の貸付けを行っている。

農林公庫等に対する担い手育成農地集積資金の貸付実績は表33のとおりである。11年度以降、経営体育成基盤整備事業等の国庫補助事業の事業量の減少に伴い、貸付金額は減少し続けている。一方、償還金額は繰上償還が発生しているため漸増傾向にあり、これらの結果、16年度末には前年度に比べて貸付金残高が減少している。

表33 農林公庫等に対する担い手育成農地集積資金の貸付実績等

(単位：百万円)

年 度	11	12	13	14	15	16
貸付金額	19,245	16,728	14,523	13,239	12,949	12,128
償還金額	3,569	5,245	6,963	8,640	6,543	12,184
年度末残高	73,068	84,552	92,113	96,712	103,117	103,061

以上のように、農地保有合理化促進対策に関しては、都道府県公社が行う事業に対する助成手法が、基盤特会における都道府県への利子補給から、全国協会を通しての原資貸付けに変更されてきていることから、全国協会に対するその原資を造成するための補助金が大幅に増額された。しかし、全国協会においては、資金造成額が将来の事業に対する貸付原資ということもあるが、16年度末基金残高771億8152万円のうち494億7877万円、率にして60%以上を預金及び債券で保有している。このうち187億9045万円は償還期間5年又は10年の中長期の債券を購入し運用しており、127億4453万円が償還期間5年、60億4591万円が償還期間10年の債券となっている。

農林水産省では、都道府県公社に農地保有合理化事業に要する資金を安定的に供給するため、将来必要となる金額についても全国協会においてあらかじめ基金として措置する必要があるとしている。しかし、全国協会に対する補助金の支出額が、全国協会から都道府県公社に対する貸付金の純増額及び助成金支出額を、毎年度継続して上回っていて、全国協会の保有する預金及び債券の金額が毎年度増加している状況は、資金の効率的活用及び補助金としての効率的使用の観点から問題があると考えられる。

(5) 決算剰余金の状況について

基盤特会においては、近年、農業改良資金の貸付実績が著しく低調となってきていて、

その予算額と決算額が著しくかい離していることなどから、表34のとおり多額の決算剰余金が毎年度発生し、貴重な財政資金が効果を発現することなく滞留している事態となっている。

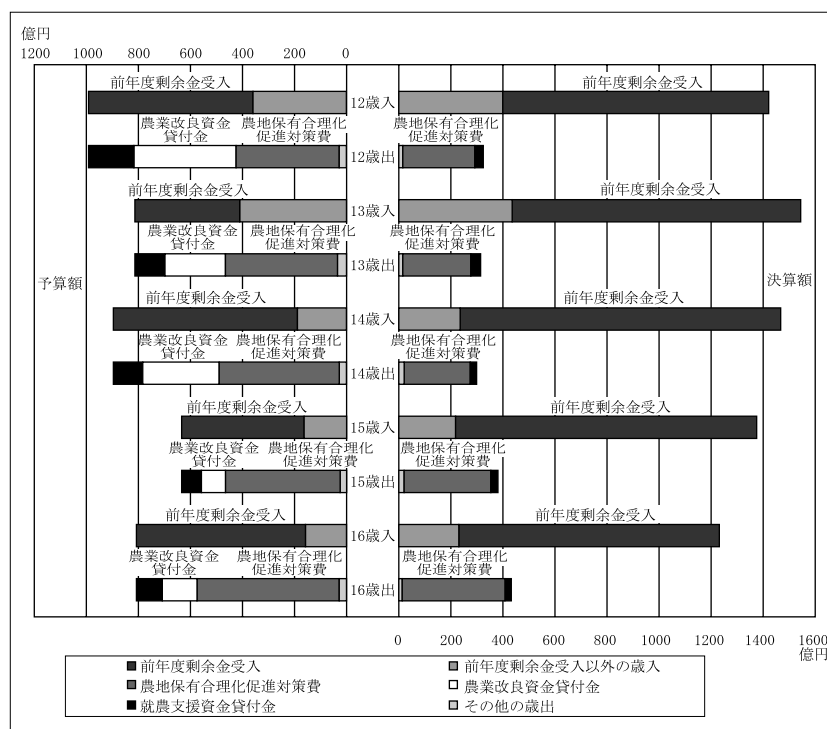
表34 決算剰余金の推移 (単位：百万円)

年度	11	12	13	14	15	16
決算剰余金額	102,695	110,489	123,155	116,952	100,348	80,756

この決算剰余金は、13年度から16年度までの間に計423億9888万円減少しているが、その主な要因はこの間に全国協会に交付された農地保有合理化促進対策費補助金の額が、13年度の52億7542万円から16年度の238億2764万円へと大幅に増加していることなどによる。しかし、交付先である全国協会において多額の資金を保有している事態となっていて、預金及び債券の保有額は16年度末で494億7877万円となっている。

基盤特会に関する各事業の実績及び決算剰余金等については以上の状況となっているが、これらについて基盤特会の予算及び決算によって全体像を示すと図8のとおりであり、歳入歳出予算額は毎年度均衡しているが、予算額に比べて決算額が毎年度著しくかい離している、歳入歳出決算額は大幅に不均衡となっている。例えば、16年度は歳入決算額は予算額に比べて431億8846万円上回っており、一方、歳出決算額は、予算額に比べて375億6801万円下回っている。このように歳入歳出決算額が大幅に不均衡となっているのは、歳入に関しては決算剰余金の受入れが多額に上っていることが主な原因であり、一方、歳出に関しては予算どおりの事業が執行できなかったことによる。

図8 基盤特会の予算及び決算の状況



基盤特会においては、決算剰余金以外に積立金があり、その金額は16年度末で163億4296万円となっていて、16年度の決算剰余金807億5648万円と合わせると970億9944万

円となっている。

また、全国協会においては、農地保有合理化事業に充てる基金として預金及び債券を 494 億 7877 万円保有している。

これらを 11、13 両年度と比較すると、図 9 のとおりである。

図 9 国及び全国協会が保有している資金残高

	11年度末	13年度末	16年度末
国（基盤特会） 決算剰余金	1026億9574万円	1231億5536万円	807億5648万円
積立金	304億9518万円	229億9296万円	163億4296万円
↓補助金交付			
全国協会 基金内の預金及び債券残高	255億1437万円	267億3383万円	494億7877万円

4 本院の所見

基盤特会の決算状況等をみると、農業改良資金においては、貸付実績が低調で推移していることから、各都道府県において基盤特会からの政府貸付金の借入れを縮小・停止したり、政府貸付金の繰上償還及び国庫補助金の自主納付を行ったりしており、また、就農支援資金についても貸付実績は貸付枠に比して低調で推移している。

これらにより、多額の決算剰余金が毎年度発生していて、剰余金の一部を一般会計に繰り入れることができるという基盤特会法第 8 条ただし書きにおける政令を整備しておらず、貴重な財政資金が効果を発現することなく滞留している事態となっている。

また、近年、基盤特会からの支出額が伸びている農地保有合理化促進対策費補助金については、都道府県公社における農地保有合理化事業として活用するための多額の資金が預金や中長期の債券として全国協会において保有されている状況である。

については、上記のような各事業の運営状況、全国協会における資金の保有状況等を的確に把握した上で、資金規模の縮小も含め、基盤特会における資金の効率的活用を図るための方策を検討する必要があると考えられる。

(注) 北海道ほか 28 県 北海道、青森、岩手、宮城、秋田、福島、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、富山、石川、山梨、長野、岐阜、愛知、滋賀、奈良、和歌山、島根、広島、山口、香川、高知、佐賀、長崎、熊本、鹿児島各県

第12 牛肉等に係る関税収入を特定財源とする肉用子牛等対策の実施状況について

検査対象	農林水産省、独立行政法人農畜産業振興機構(平成15年9月30日以前は農畜産業振興事業団)
会計名及び科目	一般会計 (組織)農林水産本省 (項)牛肉等関税財源畜産振興費等
対策の根拠	肉用子牛生産安定等特別措置法(昭和63年法律第98号)
対策の概要	牛肉の輸入に係る事情の変化が肉用子牛の価格等に及ぼす影響に対処するため、牛肉等に係る関税収入を特定財源として、生産者補給交付金等の交付、その他食肉等に係る畜産の振興に資する施策を実施するもの
肉用子牛等対策費	1兆6675億円(平成3年度～16年度)

1 牛肉等に係る関税収入等の概要

(肉用子牛生産安定等特別措置法の概要)

農林水産省では、肉用牛生産の振興を総合的に推進するとともに、輸入割当制度及び関税措置により牛肉の輸入量を調整するなどして、牛肉の需給の安定を図ってきたが、牛肉の輸入数量制限の撤廃をめぐる厳しい国際世論等を勘案し、日米・日豪の政府間交渉により、高率の関税措置等を講じることを条件に、昭和63年6月、平成3年度以降の牛肉の輸入自由化が決定された。

安価な輸入牛肉の増加が、国産牛肉の需給及び価格に重大な影響を及ぼすことが見込まれる中で、国内肉用牛生産の存立を確保するためには、生産の合理化を推進し、輸入牛肉に対抗し得る価格で国産牛肉を供給できるよう生産体制を整備する必要があった。このため、肉用子牛生産の安定を図るとともに、食肉全般に係る畜産の健全な発達を図り、農業経営の安定に資することを目的として、肉用子牛生産安定等特別措置法(昭和63年法律第98号。以下「特別措置法」という。)が制定された。そして、特別措置法により、肉用子牛の生産者に生産者補給金(以下「補給金」という。)を交付する肉用子牛生産者補給金制度(以下「補給金制度」という。)が2年度から創設された。

(特定財源)

特別措置法では、牛肉の輸入自由化が肉用子牛の価格等に及ぼす影響に対処するため、当分の間、独立行政法人農畜産業振興機構(15年9月30日以前は農畜産業振興事業団。以下「機構」という。)に対する交付金の交付等に要する経費の財源に関する特別の措置(以下「特別措置」という。)が講じられることとなった。

すなわち、補給金の財源となる生産者補給交付金の交付等及び食肉等に係る畜産の振興に資するための施策(以下、これらを「肉用子牛等対策」という。)の実施に要する経費(以下「肉用子牛等対策費」という。)については、特定財源として毎会計年度の牛肉等に係る関税収入(以下「牛肉関税収入」という。)見込額に相当する金額が予算で定めるところにより充てられることとなった。

農林水産省では、肉用子牛等対策が必要となるのは、牛肉の輸入自由化による安価な輸入牛肉の大量流通によるものであり、原因者負担の考え方から、輸入牛肉にその負担を求めることが適当であり、牛関収入を特定財源としたとしている。

そして、特別措置の実施を当分の間としているが、農林水産省では、国内肉用牛の生産コストの低減が実現し、輸入牛肉に安定的に対抗できるような価格で国産牛肉の販売が可能となるまでの間であり、具体的な期間は想定していないとしている。

(牛関収入等の流れと推移)

牛関収入は、当該年度の見込額が一般会計の歳入予算に計上され、これを財源とする肉用子牛等対策費は、農林水産省所管の歳出予算に牛肉等関税財源畜産振興費等として計上される。そして、表1のとおり、16年度までの累計額は牛関収入1兆7215億円、肉用子牛等対策費1兆6675億円に上っている。肉用子牛等対策費の大半が牛肉等関税財源畜産業振興対策交付金(以下「牛関交付金」という。)として機構に交付され、その他は国の補助金等として地方公共団体等に交付される。機構では、牛関交付金を畜産勘定で管理する調整資金に受け入れ、必要に応じて生産者補給交付金の交付等に充てている。

表1 牛関収入等の推移 (単位：%、億円)

区分/年度	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	計
関税率	70.0	60.0	50.0	50.0	48.1	46.2	44.3	42.3	40.4	38.5	38.5	38.5	38.5	38.5	—
牛関収入	1416	1577	1424	1450	1501	1357	1403	1279	1129	1085	1003	790	1012	784	1兆7215
肉用子牛等対策費	993	1002	996	983	1145	1204	1270	1230	1234	1174	1619	1215	1302	1300	1兆6675

(注) 牛関収入及び肉用子牛等対策費は決算額である。

(肉用子牛等対策の概要)

農林水産省及び機構では、肉用子牛等対策として、図1のとおり、補給金制度を中心に、食肉等に係る畜産の振興に資する各種事業を実施している。

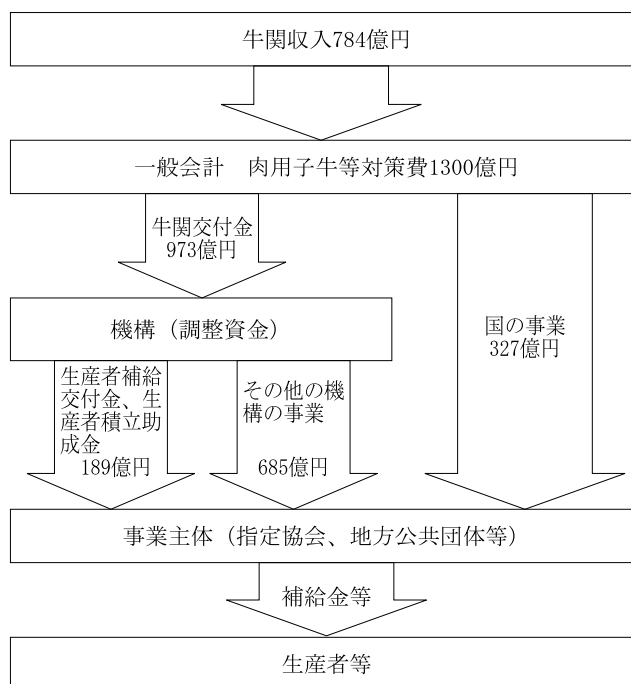
(1) 国による施策

肉用牛生産の合理化、食肉等の流通の合理化、その他食肉等に係る畜産の振興に資する施策

(2) 機構による事業

都道府県知事の指定を受けた都道府県肉用子牛価格安定基金協会(以下「指定協会」という。)が交付する補給金の財源となる生産者補給交付金等の交付、食肉の買入れ、情報の収集、その他畜産の振興に資する事業

図1 肉用子牛等対策費の流れ(平成16年度)



(注) 肉用子牛等対策費が牛関収入額を上回っているため、過年度の牛関収入の未使用額516億円が肉用子牛等対策費に充てられている。

(補給金制度の概要)

補給金制度は、牛肉の輸入自由化により影響を受ける肉用子牛の生産者に対し、肉用子牛の市場価格から算出される平均売買価格が一定の水準を下回った場合に、その価格差を補てんするために補給金を交付するものであり、肉用子牛等対策の中心的な役割を果たす制度と位置付けられている。そして、機構では、特別措置法に基づき、指定協会に対して、国からの牛関交付金により生産者補給交付金及び生産者積立助成金を交付している。そして、指定協会は、これらの生産者補給交付金等を財源として、肉用子牛の生産者に対して補給金を交付している。

補給金の単価を算定するための基準として、保証基準価格及び合理化目標価格が肉用子牛の品種別に設定されており、次のような内容となっている。

(注1) 肉用子牛の品種別 国産牛肉は、肉専用種、乳用種及び交雑種の3品種の牛から生産されている。補給金制度における品種区分は、黒毛和種、褐毛和種、その他の肉専用種、乳用種及び交雑種となっている。

(1) 保証基準価格

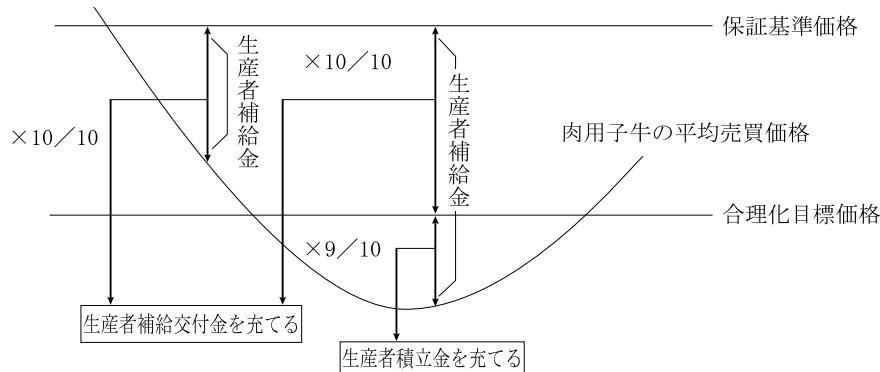
この価格は、図2のとおり、肉用子牛の生産条件、需給事情等を考慮し、肉用子牛の再生産を確保することを旨として毎年度農林水産大臣が定めるものであり、平均売買価格が保証基準価格を下回る場合は、生産者補給交付金が補給金に充てられる。そして、保証基準価格は、生産費における各費目の動向等を踏まえ算出されることとなっているため、生産コストが低減されれば保証基準価格も低下することになる。

(2) 合理化目標価格

この価格は、肉用牛生産の健全な発達を図るため、肉用子牛生産の合理化によりその実現を図ることが必要な肉用子牛の生産費を基準として、農林水産大臣が定める政策目標価

格であり、平均売買価格が合理化目標価格も下回る場合は、生産者積立助成金、生産者等からの負担金を品種ごとに積み立てた生産者積立金が補給金に充てられる。そして、合理化目標価格は、輸入牛肉に対抗し得る肉用子牛の価格を算定するものであり、保証基準価格よりも低く定められている。

図2 補給金交付の仕組み



したがって、国産牛肉の生産コストの低減等により保証基準価格を合理化目標価格まで下げれば再生産を確保できる価格で輸入牛肉に対抗できることになり、肉用子牛等対策の目的を達成することになることから、農林水産省では、補給金制度は保証基準価格が合理化目標価格と安定的に一致するようになるまでの間実施するものとしている。

また、肉用子牛等対策のうち、肉用牛生産の合理化その他食肉等に係る畜産の振興に資する各種事業の効果は、補給金制度に集約されて現れることになる。すなわち、事業の実施により生産コストが低減すると、これを反映して保証基準価格も低下することになり、政策目標価格である合理化目標価格に近づくことになる。

(農業をめぐる情勢と畜産に係る政策の基本方針)

農業をめぐる情勢の変化として、経済社会の急速なグローバル化の進展があり、世界貿易機関では、貿易の自由化を促進するために、関税の引下げや国内の補助金の制限・削減等が議論・交渉されている。そして、貿易・生産への影響がある国内支持政策に対する規律が今後一層強化される流れとなっているが、補給金もこのような国際的な規律の適用を受けることになる。

また、17年に策定された食料・農業・農村基本計画(以下「基本計画」という。)によれば、27年度を目標として国際規律の強化や中長期的な貿易自由化の流れにも対応し得るよう、競争力の強化を図るとともに、国境措置に過度に依存しない政策体系を構築する必要があるとされている。

さらに、17年に、牛肉の生産、流通の合理化等に関する基本的な指針である「酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための基本方針」(以下「基本方針」という。)が、基本計画と整合性が図られた内容で策定されている。これによれば、27年度を目標として、生産コストの2割程度の低減(子牛の購入価格である素畜費を除く。)を図りつつ、国際化が進展する中、肉用牛生産の安定的発展を図るためには、より競争力の高い生産構造を確立することが重要であるとされている。

そして、肉用子牛等対策は、基本計画及び基本方針により定められた目標等を踏まえて実施されており、補給金制度においても、基本方針に即し、その達成に向けた努力を前提として保証基準価格及び合理化目標価格が定められることになっている。

2 検査の着眼点

農林水産省では、前記のとおり、多額の経費を投じて補給金制度を中心とする肉用子牛等対策を実施してきた。畜産関係の施策は、一般財源等でも実施されているが、肉用子牛等対策費は畜産関係予算の約7割を占めているため、同対策の実施が施策全体の効果に大きく関わってくる。しかし、牛関収入は減少傾向にあり、また、牛海綿状脳症(BSE)の発生などは、消費者の食品に対する価値観が価格面だけではなく安全・安心面を重視したものになり、トレーサビリティシステムが導入されるなど、畜産をめぐる情勢が変化している。

そこで、肉用子牛等対策は、肉用子牛生産の安定等を図るという目的を達成しているか、特定財源が肉用子牛等対策の安定的な実施のためにどのように確保されてきたかなどに着眼して検査を行った。

特に、肉用子牛等対策の中心的役割を担うと同時に、各事業の効果が集約されて現れることになる補給金制度の実施状況等を検査し、特別措置の現状を分析した。

(注2) トレーサビリティシステム 食品の生産、加工、流通等の各段階で原材料の出所や食品の製造元、販売先等の記録を記帳・保管し、食品とその情報とを追跡及び遡及できるようにする仕組み

3 検査の状況

(1) 肉用子牛等対策の実施状況

ア 事業の実施状況

12年度から16年度までの間に補助事業等として実施された肉用子牛等対策は、国の事業数25、計1237億円、機構の事業数103、計6844億円、合計8081億円と多額なものとなっている。そして、主な事業の実施額は表2のとおりとなっている。

表2 主な肉用子牛等対策の実施状況 (単位：百万円)

事業名/年度		12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	計
国	資源循環型農業確立支援事業	971	872	2,133	3,468	1,308	8,755
	食肉等流通体制整備事業	1,869	2,730	1,044	1,357	483	7,486
	飼料穀物備蓄対策事業	—	—	3,624	3,629	6,861	14,114
	草地畜産基盤整備事業	2,691	2,670	2,948	2,924	9,683	20,919
	畜産基盤再編総合整備事業	6,653	5,666	6,712	6,901	—	25,934
	その他の事業	5,212	7,472	12,604	6,831	14,402	46,522
	小計	17,398	19,412	29,068	25,113	32,738	123,732
機構	肉用子牛生産者補給交付金	17,384	14,171	21,237	13,359	14,147	80,300
	肉用子牛生産者積立助成金	7,367	4,887	5,990	4,137	4,825	27,207
	BSE対応肉用牛肥育経営特別対策事業	—	46,895	57,190	422	—	104,508
	畜産環境緊急特別対策事業	21,024	21,661	5,014	12,119	20,891	80,710
	畜産副産物需給安定体制整備事業	601	9,147	20,059	22,738	12,477	65,024
	肉用牛肥育経営安定対策事業	—	12,646	30,064	15,209	15,211	73,133
	その他の事業	62,899	69,845	57,093	43,684	19,998	253,521
小計	109,276	179,255	196,650	111,671	87,552	684,406	
合計	126,674	198,668	225,719	136,785	120,290	808,139	

(注) 機構において、表のほかに情報収集業務、業務管理等に要した経費が132億円ある。

表2の主な肉用子牛等対策を事業の対象別に区分すると、表3のとおり、国の事業では、生産対策に要した経費は計905億円で、その割合が73.1%と過半を占めており、消費対策は実施されていない。機構の事業でも、生産対策に要した経費は計4312億円で、その割合が63.0%と同様に過半を占めており、このうち補給金に充てるための交付金等が計1075億円(生産者補給交付金803億円、生産者積立助成金272億円)と多額になっている。一方、流通対策に要した経費は1261億円で、その割合は18.4%と低い上に、このうちの640億円は、BSE関連対策として肉骨粉の処分に要した経費であり、これを除くと更にその割合は低いものとなっている。また、消費対策に要した経費は254億円で、その割合は3.7%にとどまっている。

このように、国産牛肉については、外食・中食への供給、消費の拡大等の対策が課題とされている中で、流通及び消費対策に要した経費の割合は低い状況となっている。

表3 事業の対象による区分 (単位：百万円)

区分	生産	流通	消費	その他	計
国の事業	90,527(73.1%)	9,242(7.4%)	—	23,962(19.3%)	123,732(100%)
機構の事業	431,266(63.0%)	126,137(18.4%)	25,404(3.7%)	101,598(14.8%)	684,406(100%)
計	521,793(64.5%)	135,380(16.7%)	25,404(3.1%)	125,560(15.5%)	808,139(100%)

イ 国内肉用牛生産等の状況

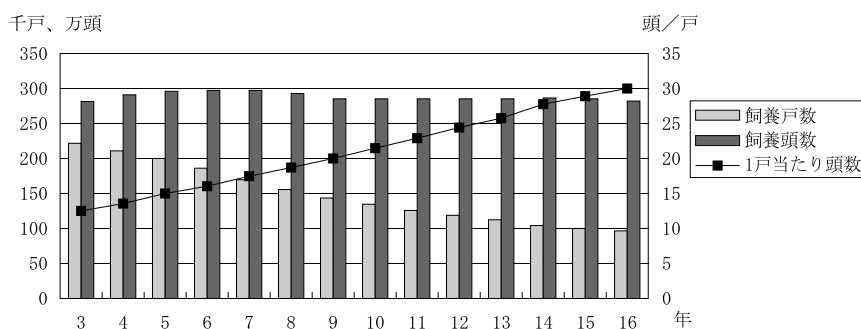
肉用牛の経営形態は、肉専用種では、子牛を生産する繁殖経営と、この子牛を購入して肥育を行う肥育経営が多数を占めている。また、乳用種では、酪農経営から副産物として生まれる雄の初生牛を購入して子牛まで育成する育成経営と、この子牛を購入して肥育を行う肥育経営などがある。

いずれの経営形態にあっても、生産コストの低減は、経営安定のための重要な要素の一つであるが、これを構成する主な費目は、素畜費、労働費及び飼料費であり、これらに大きな影響を与える飼養規模及び飼料生産の状況並びに生産コストとコストの低減が反映される小売価格の状況は次のとおりとなっている。

a 飼養規模

肉用牛の飼養戸数、飼養頭数は、図3のとおり推移しており、1戸当たりの飼養規模は拡大している。規模拡大は、既存の生産者が廃業した生産者の牛を取り込むなどしたことにより進み、今後もある程度進むと考えられるが、我が国の国土面積は狭小で傾斜地が多いなど国土条件の制約があることなどから、米国及び豪州と同等程度になるまで規模拡大を図るのは困難であると考えられる。

図3 国内肉用牛の飼養戸数、飼養頭数等の推移 (単位：千戸、万頭、頭/戸)



b 飼料生産

飼料作物の自家生産等は、生産コストの低減に大きな効果がある。しかし、生産者数の減少などから、表4のとおり、飼料作物の作付面積が漸減しており、収穫量もこれに伴い減少傾向にある。

表4 飼料作物作付面積等の推移 (単位：千 ha、千 t)

区分/年	2	7	11	12	13	14	15	16
作付面積	1,046.0	980.2	960.5	944.7	940.4	934.6	929.4	914.4
収穫量	4,485	4,080	3,788	3,928	3,783	3,725	3,517	3,712

注(1) 収穫量は TDN(飼料中のエネルギー量を示す可消化養分総量)ベースである。

注(2) 乳用牛も含む。

自給飼料は、表5のとおり、輸入粗飼料と比較してコスト面で優位となっている。しかし、飼料の調達の利便性等により、生産者は輸入粗飼料に依存する傾向があり、15年度における純国内産飼料の自給率は23.4%となっている。

表5 自給飼料生産コストと購入飼料価格等の推移 (単位：円/TDNkg、千 t)

区 分 / 年		11	12	13	14	15	16
自給飼料生産コスト		50	50	50	50	47	48
輸入粗飼料	ヘイ キューブ	76 534	77 482	84 445	81 446	88 393	88 378
	乾牧草	76 1,759	70 1,803	75 1,845	76 2,212	71 2,218	75 2,285
	稲わら	103 255	98 238	101 264	106 33	112 166	110 193

出典：輸入粗飼料の輸入量は、農林水産省「植物検疫統計」及び財務省「貿易統計」

(注) 自給飼料生産コスト及び輸入粗飼料欄の価格(上段)は暦年、輸入量(下段)は年度である。

c 生産費

農林水産省が実施している畜産物生産費調査によると、肉専用種肥育経営及び乳用種育成経営における飼養頭数規模別の生産費のうち、労働費については、表6のとおり、飼養規模が大きくなるほど低減する傾向にあり、飼養規模の拡大が労働費の低減に一定の効果を上げていることが認められるものの、素畜費及び飼料費については、規模拡大による効果はみられない。

表6 飼養頭数規模別の生産費(平成16年)
(肉専用種雄肥育牛1頭当たり) (単位：円)

頭 数	生産費	うち素畜費	うち労働費	うち飼料費
1～9	805,235	346,403	188,663	217,743
50～99	712,395	376,721	78,991	211,903
200以上	639,902	352,200	51,237	205,881

注(1) 素畜は繁殖経営で生産される子牛である。

注(2) 調査期間は、15年4月から16年3月である。

(乳用種雄育成牛1頭当たり)

(単位：円)

頭数	生産費	うち素畜費	うち労働費	うち飼料費
5～19	124,353	47,083	20,138	45,857
50～99	122,673	48,252	15,618	46,838
200以上	122,885	48,115	13,570	47,925

注(1) 素畜は酪農経営で生産される初生牛である。

注(2) 調査期間は、15年4月から16年3月である。

また、品種別にみた生産費は、表7のとおり、いずれの品種でも低下傾向にあるものの、生産者の経営努力が直接反映されにくい素畜費を除いた生産費には、顕著な低下はみられない。また、飼料費は輸入粗飼料に依存していることから為替レートの影響により変動しており、労働費の低下は、乳用種育成経営において特に顕著となっている。

表7 生産費の推移(1頭当たり)

(単位：円)

品種、項目/年		9	10	11	12	13	14	15	16
肉専用種 子牛	生産費	397,388	402,023	395,691	390,886	384,699	382,853	389,161	396,961
	うち素畜費	—	—	—	—	—	—	—	—
	うち労働費	213,328	217,101	214,893	212,665	205,873	200,199	195,034	193,038
	うち飼料費	113,540	114,754	108,827	106,705	105,610	108,698	111,944	118,710
肉専用種 雄肥育牛	生産費	730,868	743,415	738,289	726,715	725,778	746,394	753,750	695,262
	うち素畜費	381,507	403,001	412,988	413,431	415,671	429,837	434,010	364,453
	うち労働費	102,652	98,778	92,249	87,472	85,074	83,232	81,829	80,127
	うち飼料費	211,968	207,657	197,166	188,725	187,526	193,222	198,060	208,707
	素畜費を除いた 生産費	349,361	340,414	325,301	313,284	310,107	316,557	319,740	330,809
乳用種雄 育成牛	生産費	134,681	130,327	103,932	97,109	104,602	122,087	112,286	122,919
	うち素畜費	54,908	49,026	25,307	20,837	30,583	47,712	38,514	47,655
	うち労働費	19,663	19,411	18,646	17,359	16,733	15,291	15,057	14,324
	うち飼料費	48,307	49,788	47,627	46,058	44,454	45,840	46,187	47,925
	素畜費を除いた 生産費	79,773	81,301	78,625	76,272	74,019	74,375	73,772	75,264
乳用種雄 肥育牛	生産費	369,614	394,555	381,386	344,964	316,813	339,874	358,312	325,698
	うち素畜費	104,805	137,165	134,233	110,710	84,522	100,621	110,504	71,674
	うち労働費	40,514	37,878	36,573	34,326	34,035	34,230	32,620	33,661
	うち飼料費	197,336	192,598	183,169	172,569	170,010	176,829	188,102	192,400
	素畜費を除いた 生産費	264,809	257,390	247,153	234,254	232,291	239,253	247,808	254,024

(注) 調査期間は、前年4月から当年3月である。

d 小売価格

小売価格については、国産牛肉と輸入牛肉とでは、表8のとおり、相当の格差がある。これは、米国及び豪州では、飼養規模が数万頭規模と格段に大きいことなどにより、1頭当たりの生産コストが低いことによると考えられる。

表8 小売価格の比較 (単位：円/100g)

年度	か た			サ ー ロ イ ン		
	国産	豪州	米国	国産	豪州	米国
11	339	186(54)	213(62)	641	350(54)	396(61)
12	328	175(53)	220(67)	630	350(55)	398(63)
13	310	156(50)	194(62)	635	345(54)	400(62)
14	313	141(45)	186(59)	652	322(49)	385(59)
15	350	141(40)	203(58)	670	348(51)	396(59)

出典：機構調べ

注(1) 括弧内の数字は国産を100とした場合の指数である。

注(2) 国産には、乳用種牛肉のほか、交雑種が含まれている。

このように、肉用子牛等対策は多数の事業に多額の経費を投じて、生産対策に重点を置いた形で実施されてきた。生産コストの低減については、同対策による効果のほか他の要素の影響も受けることから、同対策の効果のみを明確に示すことはできないが、労働費については、飼養規模の拡大がある程度進み、その低減に一定の効果が認められた。しかし、飼料費については、結果として労働費のような明確な低減効果は認められない。そして、我が国の国土条件の制約等の構造的な要因から、国内肉用牛の生産コストを米国及び豪州の生産コストまで近づけるには一定の限界があると考えられる。

(2) 補給金制度の実施状況

ア 補給金の交付状況

補給金は、制度が発足した2年度から16年度までに、表9のとおり、計3647億円が交付されている。

表9 補給金の交付実績 (単位：億円)

品種/年度	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	計
黒毛和種	—	—	—	—	19	—	—	—	—	—	—	—	13	—	—	33
褐毛和種	—	—	—	15	13	2	—	—	0	4	4	1	3	—	—	46
その他の肉専用種	3	12	17	21	20	12	7	7	11	14	7	4	5	1	0	148
肉専用種以外の品種	—	51	225	415	692	446	81	24	137	298	60					2433
乳用種											96	144	237	216	181	875
交雑種											11	35	64	—	—	111
計	3	63	242	452	746	462	89	32	148	317	180	185	323	217	181	3647

注(1) 各年度の補給金交付の対象月は、14年度は14年1月から15年2月まで、15年度は15年3月から12月まで、その他の年度は1月から12月までとなっている。

注(2) 黒毛和種と褐毛和種は、4年度までは同一の品種区分である。

注(3) 肉専用種以外の品種は、12年4月から乳用種と交雑種に分離されたため、12年度は1月から3月までの補給金額である。

注(4) 乳用種と交雑種は、12年度は4月から12月までの補給金額である。

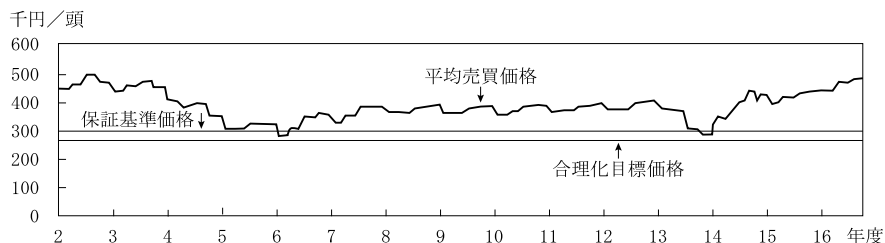
そして、表9の品種のうち、黒毛和種と乳用種^(注3)の状況は次のとおりとなっている。

(注3) 乳用種 平成11年度以前は交雑種も含め「肉専用種以外の品種」という品種区分とされていた。以下での記述は、その当時の区分も含む。

(ア) 黒毛和種

黒毛和種は、高級牛肉として評価されていることから、図4のとおり、価格は他の品種に比較して安定している。このため、補給金が交付されたのは、6年度第1、第2四半期及び国内のBSE発生の影響を受けた13年度第4四半期の計3期のみで、交付額は、6年度19億円、14年度13億円、計33億円となっている。

図4 黒毛和種価格の動向



また、生産者積立金は、5年間の業務対象年間が終了するごとに精算し、返還して再度積立を行うものの、補給金の交付があった3期においても、平均売買価格が合理化目標価格を下回らなかったため、制度発足後、生産者積立金が補給金の交付に充てられたことは一度もない。そして、全国の指定協会における生産者積立金の残高は、表10のとおり、15年度末で計153億円と多額なものとなっていた。

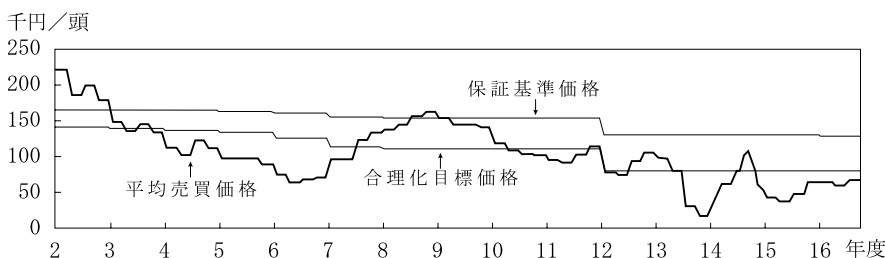
表10 黒毛和種の生産者積立金残高の推移 (単位：億円)

区分/年度	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16
生産者積立金残高	39	77	120	156	—	33	73	112	150	—	37	74	121	153	—
うち機構助成分	19	38	60	78	—	16	36	56	75	—	18	37	60	76	—

(イ) 乳用種

乳用種については、黒毛和種とは逆に補給金が交付されなかったのは、図5のとおり、2年度第1四半期から第4四半期、8年度第3四半期及び第4四半期の6期のみとなっており、2年度から16年度までの交付額の累計は3308億円で、補給金交付総額の約90%を占めている。

図5 乳用種価格の動向



イ 肉用子牛等対策と保証基準価格及び合理化目標価格との関連

黒毛和種及び乳用種について、肉用子牛等対策の効果が反映される保証基準価格と合理化目標価格の状況等は次のとおりとなっている。

(ア) 黒毛和種

保証基準価格 304,000 円及び合理化目標価格 267,000 円は制度発足時から変更されておらず、平均売買価格が保証基準価格よりも高いことから、市場における評価が確立されていて輸入自由化の影響をほとんど受けなかったことを示している。

黒毛和種については、保証基準価格と合理化目標価格を安定的に一致させるという政策の目標は達成されていないが、平均売買価格が保証基準価格を上回る水準で安定的に推移していることから、再生産は確保されていると考えられる。

(イ) 乳用種

2年度で保証基準価格が 165,000 円、合理化目標価格が 142,000 円であったが、農林水産省では、規模拡大による生産コストの低減を保証基準価格に反映させるため、17年3月に乳用種の保証基準価格の算定方法を見直し、17年度の保証基準価格を 129,000 円から 110,000 円へと引き下げたものの、17年度の合理化目標価格 80,000 円とはなお 30,000 円の差がある。

乳用種については、保証基準価格を合理化目標価格に安定的に一致させるという目標を直ちに達成することは困難な状況となっている。また、農林水産省が16年に主催した「乳用種に係る肉用子牛生産者補給金制度の運用の在り方に関する研究会」の報告書によると、乳用種の育成経営に係る問題点として、子牛価格が生産コストを大きく下回る水準でしか販売できなくとも、補給金制度によって一定の水準までの収入が確保されることから、肥育経営の要望に応えるために当然なされるべきである子牛の品質向上努力を阻害している面も懸念されるとしている。

このように、経営形態や牛肉としての位置付けなどが異なっている黒毛和種と乳用種とは、補給金の交付状況の違いが顕著であるが、補給金制度の仕組みは同様となっている。

(3) 特定財源の状況

特定財源は、肉用子牛等対策の実効性を確保し、同対策の安定的な実施のために設けられたものである。したがって、この目的のために財源がどのように確保され、使用されてきたかを分析した。

牛関収入については、表 11 のとおり、3年度から9年度までは、おおむね 1400 億円から 1500 億円台の高水準で推移していたが、その後は漸減し、13年9月に BSE が発生したことにより 14年度においては 790 億円まで減少した。15年度には 1012 億円まで回復したが、15年12月以降、米国での BSE の発生により米国産牛肉の輸入が停止されていることなどから、牛関収入額の先行きは不透明なものとなっている。

表11 牛関収入等の推移 (単位：％、億円)

区分／年度	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	計
関税率	70.0	60.0	50.0	50.0	48.1	46.2	44.3	42.3	40.4	38.5	38.5	38.5	38.5	38.5	—
牛関収入(A)	1416	1577	1424	1450	1501	1357	1403	1279	1129	1085	1003	790	1012	784	1兆7215
肉用子牛等対策費(B)	993	1002	996	983	1145	1204	1270	1230	1234	1174	1619	1215	1302	1300	1兆6675
牛関未使用額(C)	422	997	1425	1891	2247	2400	2532	2581	2476	2387	1771	1345	1055	539	—
調整資金の残高(D)	872	1081	1064	928	948	1403	1848	1785	1656	1796	1608	572	493	583	—
特定財源の残高(C)+(D)	1294	2078	2489	2820	3196	3803	4381	4367	4133	4184	3380	1918	1549	1123	—

(注) 牛関未使用額(C)＝前年度牛関未使用額(前年度(C))＋牛関収入(A)－肉用子牛等対策費(B)

肉用子牛等対策費については、9年度までは増加し、その後は減少傾向にあったが、13年度はBSE対策のため、1619億円と突出した金額となっている。なお、13年度から16年度までに要したBSE関連対策経費は2395億円となっている。

当該年度の牛関収入の収納済額のうち当該年度における未使用額の累計(以下、この額を「牛関未使用額」という。)は、翌年度以降の肉用子牛等対策費に充てられている。この牛関未使用額については、10年度までは、牛関収入が肉用子牛等対策費を上回っていたことから増加し、10年度末には2581億円となったが、BSE関連対策経費に牛関未使用額が充てられたことなどから減少し、16年度末には539億円となっている。

調整資金については、生産者補給交付金等の交付額に不足が生じないようにするため、ある程度余裕を持って運用する必要があるとして、3年度から13年度まで、全品種において保証基準価格と合理化目標価格の差額分が国から交付されるなどしていたが、黒毛和種については、前記のとおり、補給金の交付実績が少なかったことなどから、残高は9年度に1848億円と多額なものとなっていた。その後、BSE関連対策事業の実施に充てられたため、残高は大幅に減少したものの、16年度末においてもなお583億円を有している。

このように、牛関収入額は先行きが不透明になっており、国内肉用牛生産を取り巻く環境は、輸入自由化当初に比べて大幅に変化してきている。また、BSEの発生という当初予測できなかった事態も生じており、消費者の食の安全に対する関心が高まってきている。このような状況において、肉用子牛等対策の目的を達成するためにも、特定財源の用途についてより一層留意するとともに、今後は、牛関収入額、肉用子牛等対策の事業内容等を明らかにし、関税の実質的な負担者である消費者の理解を得ることが重要となる。

4 本院の所見

農林水産省では、多額の経費を投じて補給金制度を中心とする肉用子牛等対策を実施してきたが、牛肉の輸入自由化から10数年を経過した現在でも、安価な輸入牛肉に価格面で対抗できる状況とはなっていない。そして、国内支持政策に対する国際的な規律が今後一層強化される流れとなっており、また、消費者の食品に対する価値観が安全・安心面を重視したものになるなど、畜産をめぐる情勢が変化している。

したがって、農林水産省において、肉用子牛等対策の実施、補給金制度の運用、特定財源の用途について、以下の点に留意していくことが望まれる。

ア 肉用子牛等対策について

今後は、輸入牛肉に価格面で対抗するという従来の生産対策を継続していくことはもとより、安全・安心の確保などにより国産牛肉の付加価値を高めて輸入牛肉との差別化を図るため、品質の向上やトレーサビリティシステムを活用した情報の提供に一層努めるなど、流通・消費を含めた各段階が連携した総合的な施策を展開し、肉用子牛等対策の目的を達成すること

イ 補給金制度について

経営形態や牛肉としての位置付けなどが異なっている黒毛和種と乳用種とでは、補給金の交付状況の違いが顕著であることから、補給金の効果をより高めるには、それぞれの状況に応じた対策が必要となる。

したがって、黒毛和種については、補給金の交付に充てられたことが一度もない生産者

積立金の積立額を見直すなど、運用方法を検討すること。また、乳用種については、恒常的に補給金が交付されている事態がコスト低減や品質向上努力を低下させる要因にもなり得るので、保証基準価格の算定方法を適時適切に見直すとともに、コスト低減や品質向上への動機付けがより働くよう、品質向上が十分でないと考えられる生産者などを把握し、その経営の問題点の分析に基づく営農指導、意識改革に努め、経営の合理化の向上を図ること

ウ 特定財源について

特定財源については、BSE 関連対策事業の実施により大幅に減少しており、また、牛肉の輸入自由化当初に比べると、肉用牛生産を取り巻く環境も変化してきているなどのことから、①特定財源の減少により、事業が縮小されると、継続的な事業の効果が損なわれることにもなると考えられることから、実施すべき事業をより一層精査すること、②長期的には輸入牛肉の需要が回復し、それに伴い牛関収入が増加することも考えられることから、その際には、調整資金の運用規模を適正に保つこと、③消費者に対して、牛関収入額、肉用子牛等対策の事業内容等について積極的な情報開示を行うこと

第13 電源開発促進対策特別会計における剰余金の状況について

検査対象	文部科学省(平成13年1月5日以前は総理府科学技術庁)、経済産業省(13年1月5日以前は通商産業省)資源エネルギー庁	
会計名	電源開発促進対策特別会計	
支出済歳出額	電源立地勘定	2149億円(平成16年度)
	電源利用勘定	2102億円(平成16年度)
周辺地域整備資金現在額	電源立地勘定	881億円(平成16年度末)
決算における剰余金の額	電源立地勘定	979億円(平成16年度)
	電源利用勘定	893億円(平成16年度)

1 電源開発促進対策特別会計の概要

(電源開発促進対策特別会計電源立地勘定及び電源利用勘定の概要)

経済産業省(平成13年1月5日以前は通商産業省)資源エネルギー庁では、財務省及び文部科学省(13年1月5日以前は大蔵省及び総理府科学技術庁)とともに、電源開発促進対策特別会計法(昭和49年法律第80号。以下「特会法」という。)に基づき、電源開発促進税の収入を財源として行う電源立地対策及び電源利用対策(15年9月30日以前は電源多様化対策。以下同じ。)に関する政府の経理を明確にするため、電源開発促進対策特別会計(以下「電源特会」という。)を設置し、一般会計と区分して経理している。

この電源特会は、電源立地勘定及び電源利用勘定(15年9月30日以前は電源多様化勘定。以下同じ。)の2勘定に区分されている。そして、電源立地勘定においては、電源立地対策として実施される①発電用施設周辺地域整備法(昭和49年法律第78号。以下「整備法」という。)に基づく交付金及び②特会法に基づく発電の用に供する施設の設置及び運転の円滑化に資するための財政上の措置に要する費用等を経理している。また、電源利用勘定においては、電源利用対策として実施される発電用施設の利用の促進及び安全の確保並びに発電用施設による電気の供給の円滑化を図るための措置に要する費用等を経理している。

(電源立地対策及び電源利用対策の経緯)

国は、原子力発電所、火力発電所等の設置を円滑に進めるために、昭和49年6月に整備法、電源開発促進税法(昭和49年法律第79号。以下「税法」という。)及び特会法のいわゆる電源三法を制定し、これに基づき同年10月から電源立地対策の実施を開始し、同対策に関する経理を電源特会で行うこととした。

その後、第2次石油危機を契機として、エネルギーの石油依存度の低減が緊急課題となったことなどから税法及び特会法の改正を行い、55年度から石油代替エネルギーの開発促進等を行う電源多様化対策を開始するとともに、電源特会に新たに電源立地勘定及び電源多様化勘定を設置し、従来からの電源立地対策に関する経理を電源立地勘定で、石油代替エネルギーの開発促進等に関する経理を電源多様化勘定で行うこととした。

しかし、我が国のエネルギーの石油依存度は、欧米諸国に比べて依然として高く、特に政情の不安定な中東で産出される石油にその9割近くを依存しているなど、エネルギーの供給

構造は相対的に弱い状況となっている。また、いわゆる京都議定書が平成17年2月に発効したことから、我が国は20年度から24年度における温室効果ガス排出量を2年度比で6%削減する義務を負うこととなった。

このような状況に対応して、安定的な電力供給源であり地球環境面への負荷が低い原子力、水力等の長期固定電源の開発・利用促進を重点的に進める必要から、15年5月に整備法及び特会法の一部を改正(以下「15年法改正」という。)している。そして、15年10月1日以降、電源特会の歳出対象を原子力、水力等の長期固定電源に重点化するとともに、①電源立地対策については、周辺地域整備資金の設置、交付金の統合等の見直しを行い、②電源多様化対策については、これを電源利用対策に改め、その経理を電源利用勘定で行うこととして、現在に至っている。

(電源立地対策の15年法改正による措置)

ア 周辺地域整備資金の設置

電源立地勘定における剰余金をめぐる種々の議論を踏まえ、剰余金が将来の財政需要への備えであることについての透明性・説得性を高めるためとして、15年法改正により、15年10月1日以降、電源立地勘定に周辺地域整備資金が新たに設置された。これは、これまで発電用施設等の立地計画が遅れたことにより、後ろ倒しとなっている財政需要が、その立地の進展に伴って発生した際に対応し得るよう設置されたものであり、毎年度、将来運転開始が見込まれる原子力発電施設に係る財政需要を推定し、その推定した財政需要の見込額から既に同資金に積み立てた額を控除した額を翌年度以降3年間で積み立てることなどとしている。そして、同資金は、①予算で定めるところにより繰り入れる電源立地勘定からの繰入金、及び②特会法第7条第1項の規定により電源立地勘定の決算剰余金から組み入れられる組入金をもってこれに充てている。そして、整備法に基づく交付金及び特会法に基づく財政上の措置に要する費用を支弁するため必要があるときは、予算で定めるところにより、同資金から電源立地勘定の歳入に繰り入れることができるとされている。また、同資金の受払は、電源立地勘定の歳入歳出外として経理するものとされている。

イ 交付金の統合

前記のとおり、電源立地対策には、整備法に基づく交付金の交付及び特会法に基づく財政上の措置があり、①電源地域の振興を図ること、②電源開発に対する地元住民の理解促進を図ること、③安全・防災対策、環境保全対策を講じることなどを目的として交付金等が支出されている。

整備法に基づく交付金については、15年法改正に伴い、15年10月1日以降、電源立地促進対策交付金(以下「促進対策交付金」という。)、電源立地等初期対策交付金、電源立地特別交付金、原子力発電施設等立地地域長期発展対策交付金及び水力発電施設周辺地域交付金並びに電源地域産業育成支援補助金の一部(以下、これらを「旧交付金等」という。)を統合し、新たに地場産業支援事業等の地域活性化事業を交付対象事業に追加するなどして電源立地地域対策交付金を新設し、交付の対象となる電源、交付限度額等を定めて、原子力発電施設等の立地を条件とするなどして交付金の交付等を行っている。

また、特会法に基づく財政上の措置として、電源立地地域対策交付金の電源立地等初期対策交付金相当部分等各種の交付金等が交付されている。

(電源利用対策の15年法改正による措置)

従前の電源多様化対策は、石炭、天然ガス、原子力、地熱、太陽熱等の発電のための利用を促進するための財政上の措置であった。しかし15年法改正により、15年10月1日以降、電源多様化対策は電源利用対策に改められ、原子力、水力等の長期固定電源の利用の促進策に歳出を重点化することとされた。そして、新エネルギーの発電のための利用促進等に係る財政上の措置については、19年度までに段階的に石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計(以下「石油等特会」という。)に移行することとされた。

これにより、15年10月1日以降、電源利用対策では、発電用施設の利用の促進及び安全の確保並びに発電用施設による電気の供給の円滑化を図るための措置として、独立行政法人に対する交付金の交付等、発電用施設の設置等に係る補助などが行われている。

(電源開発促進税)

電源特会の両勘定の財源となっている電源開発促進税は、税法に基づいて、電源立地対策及び電源利用対策に要する費用に充てるため、電気事業法(昭和39年法律第170号)に規定される一般電気事業者(電力会社)が販売した電気につき、課税標準を販売電気の電力量とし、税率を販売電気千キロワット時につき425円(15年10月1日から17年3月31日までの間)として算定し、一般電気事業者から徴収している目的税である。そして、電源開発促進税は、全額が一般会計を経由せずに直接電源特会の歳入とされ、このうち190/425に相当する額が電源立地勘定の歳入に、また235/425に相当する額が電源利用勘定の歳入にそれぞれ組み入れられている。

2 検査の背景及び着眼点

本院では、平成13年度決算検査報告において、電源特会電源立地勘定に多額の剰余金が生じていることを取り上げ、発電用施設の一部に地元との調整が難航したことなどにより設置工事の遅れが生じ、促進対策交付金の交付に至らず、多額の不用額が生じる事態が毎年度繰り返されてきたことがその主な要因となっていることなどから、剰余金の減少策等について検討することが望まれる旨を、「特定検査対象に関する検査状況」として掲記したところである。

その後、15年法改正により、同勘定については周辺地域整備資金の設置等の措置が執られたところであり、また、従来の電源多様化勘定は電源利用勘定に改められている。一方、電源立地対策及び電源利用対策は、エネルギーの安定供給、地球温暖化防止を図る上で重要なものとされ、毎年度多額の経費をもって実施されている。そして、その財源である電源開発促進税は、実質的には電力会社に電気料金を支払う国民が負担しているものである。

このような状況を踏まえ、電源特会電源立地勘定について平成13年度決算検査報告に掲記した内容のフォローアップを行うとともに、電源利用勘定における剰余金の発生状況の推移に着眼して検査した。

3 検査の状況

(1) 電源立地勘定について

電源立地勘定については、平成13年度決算検査報告において、電源特会が設置された昭和49年度から平成13年度までの予算及び決算等の状況を掲記していることから、以下では、そのフォローアップとして、13年度から16年度までの予算及び決算等の分析を行うこととする。

ア 16年度歳入歳出決算

電源立地勘定の16年度歳入歳出決算は、表1のとおりとなっている。このうち、収納済歳入額から支出済歳出額を差し引いた額である決算剰余金は1030億円となっており、特会法第7条の規定により、この額から周辺地域整備資金に組み入れた残余を、17年度の歳入に前年度剰余金受入として繰り入れることになる。そして、決算剰余金1030億円から翌年度繰越額50億円を差し引いた額(以下「剰余金」という。)は979億円で、電源開発促進税の16年度収納済歳入額の58.8%に上っており、同勘定において依然として多額の剰余金が生じている状況となっている。

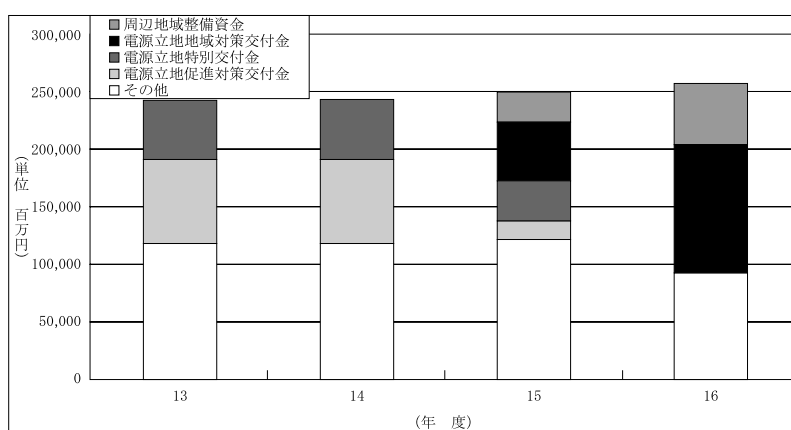
表1 平成16年度電源立地勘定歳入歳出決算 (単位：億円)

歳入	金額	歳出	金額
(項)電源開発促進税	1,665	(項)電源立地対策費	1,450
(項)前年度剰余金受入	1,508	(項)独立行政法人原子力安全基盤 機構運営費	150
(項)雑収入	4	(項)事務取扱費	18
		(項)諸支出金	—
		(項)周辺地域整備資金へ繰入	530
		(項)国債整理基金特別会計へ繰入	—
		(項)予備費	—
収納済歳入額計(A)	3,179	支出済歳出額計(B)	2,149
		決算剰余金(C)=(A)-(B)	1,030
		翌年度繰越額(D)	50
		剰余金(E)=(C)-(D)	979

イ 予算及び決算の推移

13年度から16年度までの電源立地勘定の歳出予算額の推移を示すと、図1のとおりである。

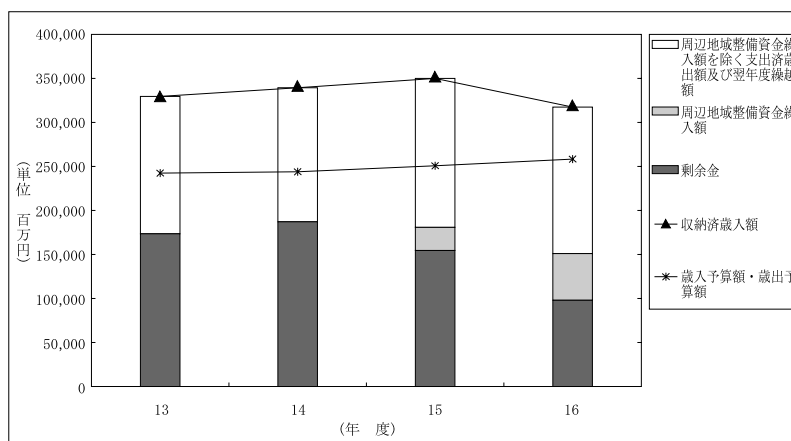
図1 電源立地勘定の歳出予算額の推移



そして、このうち予算額が最も大きいものは15年度以降においては電源立地対策費の中の電源立地地域対策交付金であり、16年度の電源立地勘定の歳出予算額2576億円に占める同交付金の額は1123億円(構成比43.6%)となっている。また、新たに設置された周辺地域整備資金へ繰入の額は530億円(同20.5%)となっている。

一方、13年度から16年度までの歳入歳出決算額等の推移を示すと、図2のとおりである。

図2 電源立地勘定の歳入歳出決算額等の推移



(注) 13、14両年度の剰余金には、15年度以降周辺地域整備資金繰入れの対象となるものも含まれている。

13年度までに実施した電源立地対策に係る支出済歳出額の合計額は2兆3725億円、電源立地対策に要する費用に充てるため電源立地勘定の歳入に組み入れられた電源開発促進税の合計額は2兆4617億円、また、16年度までの支出済歳出額の合計額は2兆9293億円、電源開発促進税の合計額は2兆9492億円に上っている。

そして、このような中で剰余金についてみると、14年度の1868億円をピークとして、16年度は979億円(13年度の1735億円の56.4%)と減少しているが、その額は依然として多額に上っている。

ウ 15年法改正による措置の現況

(ア) 周辺地域整備資金の現況

周辺地域整備資金の積立額は、16年度においては、同年度以降の財政需要を10施設の原子力発電施設に係る1832億円と見込み、15年度に積み立てた260億円を控除した1572億円の3分の1に相当する530億円を予算に計上し、同資金に繰り入れている。

また、このほかに、15年度決算剰余金からの組入金として、16年度に電源立地勘定から「歳出外剰余金」91億円を払い出し、同額を同資金に組み入れている。これは、15年度に支出される予定であった交付金等の一部が原子力発電施設の立地計画の遅れ等により15年度に支出されず繰越歳出も見込まれないものとされたことから、将来の財政需要に備えるものとして組み入れられたものである。

なお、同資金から電源立地勘定への繰入れについては、16年度まで予算に計上されておらず、したがって実績はない。

以上に述べた周辺地域整備資金の積立状況を示すと、表2のとおりである。

表2 周辺地域整備資金の積立状況 (単位: 百万円)

年度	電源立地勘定から資金への繰入額	決算剰余金から資金への組入額	資金から電源立地勘定への繰入額	資金残高
15	26,000	—	—	26,000
16	53,000	9,100	—	88,100

また、17年度の予算についてみると、16年度までの予算の算定における方式を変更し、17年度以降の財政需要を12施設の原子力発電施設に係る1789億円と見込み、周辺地域整備資金の残高、原子力発電施設の立地計画の見込み等を勘案するなどして、同資金への繰入額として125億円を計上している。

(イ) 交付金の現況

旧交付金等及びこれらが統合された電源立地地域対策交付金の支出状況についてみると、表3のとおり、統合後は予算の一部を周辺地域整備資金への繰入りに計上していることなどから、歳出予算現額が統合前の14年度の1552億円から統合後の16年度の1125億円へと426億円減少している。また、不用額も、統合前の14年度の672億円に対し、統合後の16年度は179億円となっており、歳出予算現額の減少額426億円を超える492億円の減少となっており、不用額の歳出予算現額に対する比率も43.3%から15.9%に低下している。しかし、電源立地地域対策交付金の不用額は、依然として多額に生じている状況である。

表3 旧交付金等及び電源立地地域対策交付金の支出状況 (単位：百万円)

交付金等の名称	歳出予算現額	支出済歳出額	翌年度繰越額	不用額
14年度				
電源立地促進対策交付金	71,152	17,217	478	53,456
電源立地等初期対策交付金	12,660	4,393	350	7,916
電源立地特別交付金	52,078	48,425	21	3,631
原子力発電施設等立地地域長期発展対策交付金	9,584	9,411	6	165
水力発電施設周辺地域交付金	7,012	6,343	513	156
電源地域産業育成支援補助金(県事業、市町村事業)	2,718	834	—	1,883
計(A)	155,206	86,625	1,369	67,211
16年度				
電源立地地域対策交付金(B)	112,510	91,922	2,633	17,954
開差額(B)-(A)	△ 42,696	5,296	1,263	△ 49,256

エ 不用額の発生

電源立地勘定においては、上記のとおり、毎年度、電源立地対策として多額の電源立地地域対策交付金等が予算に計上され、支出されている。

しかし、同勘定の16年度の支出状況についてみると、表4のとおり、歳出予算現額2639億円(歳出予算額2576億円、前年度繰越額62億円)に対し、支出済歳出額は2149億円、翌年度繰越額は50億円であり、差引き440億円の不用額が生じており、その額は歳出予算現額の16.6%に上っている。そして、不用額の内訳をみると、電源立地対策費の不用額が427億円で同勘定の不用額全体の97.0%を占めており、また、同対策費の中の電源立地地域対策交付金の不用額が40.7%を占めている。

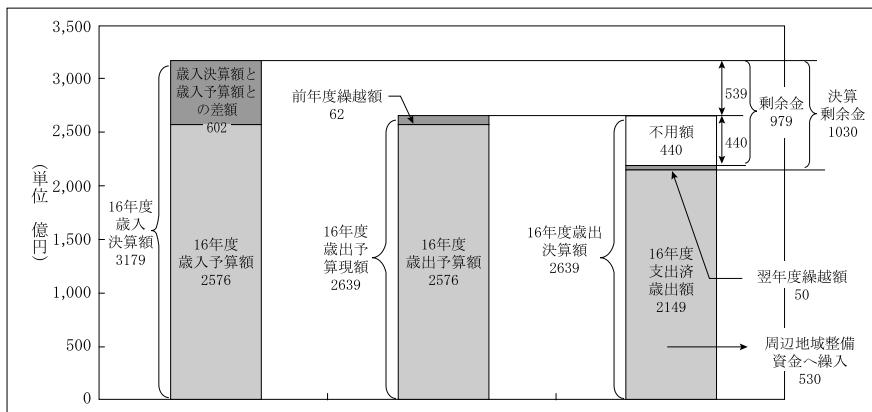
表4 平成16年度電源立地勘定の支出状況

(単位：百万円)

区	分(項及び目)	歳出 予算現額	支出済 歳出額	翌年度 繰越額	不用額
電源立地対策費		192,783	145,010	5,024	42,748
	電源立地等推進対策委託費	17,819	13,002	792	4,024
	電源立地等推進対策補助金	26,514	14,646	1,027	10,840
	電源立地地域対策交付金	112,510	91,922	2,633	17,954
	電源立地等推進対策交付金	9,858	4,811	394	4,652
	原子力施設等防災対策等交付金	14,883	10,746	—	4,136
	その他(不用額がそれぞれ10億円未満の4目に係る計)	11,197	9,880	177	1,139
	独立行政法人原子力安全基盤機構運営費	15,068	15,068	—	—
	事務取扱費	2,318	1,831	—	486
	諸支出金	0	—	—	0
	周辺地域整備資金へ繰入	53,000	53,000	—	—
	国債整理基金特別会計へ繰入	1	—	—	1
	予備費	800	—	—	800
	計	263,971	214,911	5,024	44,036

なお、電源立地勘定の16年度歳入歳出予算、決算の全体の概要は、図3のとおりである。16年度の歳入決算額と歳入予算額との差額602億円のうち主なものは、前年度剰余金受入に係る538億円(15年度決算剰余金1599億円から周辺地域整備資金への組入額91億円及び16年度歳入予算計上額970億円を控除した額)である。また、16年度決算剰余金1030億円については、周辺地域整備資金への組入金63億円を控除した額である966億円が、17年度歳入に前年度剰余金として繰り入れられることになる。そして、17年度歳入予算における前年度剰余金受入の額が475億円であることから、この予算額を491億円超過することとなる。

図3 電源立地勘定の平成16年度歳入歳出予算、決算の全体の概要

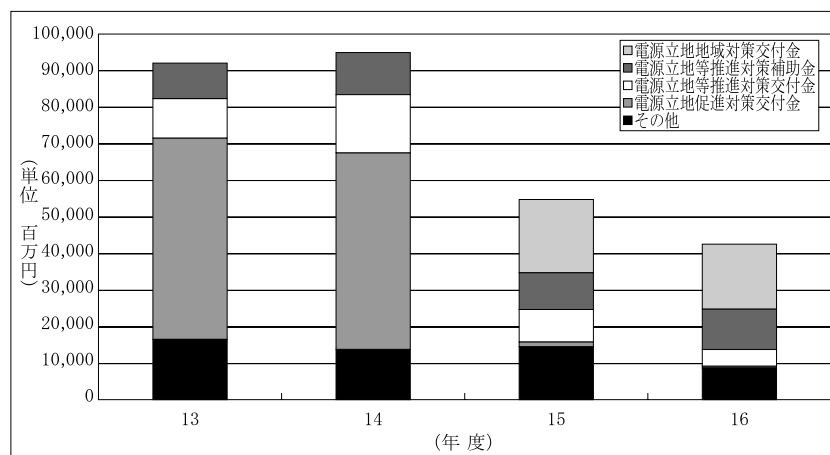


(注) 剰余金979億円のうち539億円は、15年度以前の決算における不用額に基づき生じたものである。

同勘定のうち電源立地対策費における13年度以降の不用額の発生を推移を示すと、図4のとおり、14年度の951億円をピークとして、16年度は427億円(13年度の918億円の46.5%)と減少しているが、その額は依然として多額に上っている。そして、その内訳をみると、14年度までは促進対策交付金が最大のものであり、15年度以降も促

進対策交付金等を統合した電源立地地域対策交付金が最大のものとなっている。また、電源立地等推進対策補助金及び電源立地等推進対策交付金も、15年度以降は、不用額全体の中で相対的に大きな比率を占めている状況である。

図4 電源立地対策費における不用額の推移



オ 不用額の発生要因

電源立地勘定において、依然として多額の剰余金が生じている主な要因は、電源立地対策費の電源立地地域対策交付金等において、歳出予算現額と支出済歳出額等との間に大幅な乖離が生じ、減少しつつもなお、多額の不用額が生じる事態が依然として継続していることによるものである。

電源立地地域対策交付金等において多額の不用額が発生している要因について分析すると、次のとおりである。

(ア) 電源立地地域対策交付金

電源立地地域対策交付金の16年度の支出状況は、歳出予算現額1125億円に対し、支出済歳出額919億円、翌年度繰越額26億円であり、不用額が179億円生じている。同交付金は、原子力発電施設等がその歳出予算額の大きな割合を占めている。しかし、同施設の立地について地元との調整が難航していることや地方公共団体における公共用施設整備等の事業量の減少などにより、同交付金の交付に至らないケースがあることが、多額の不用額を生じている主な要因となっている。

(イ) 電源立地等推進対策補助金

電源立地等推進対策補助金は、電源立地の円滑化に資するため、電源地域における企業立地を促進することなどを目的として都道府県等に交付される補助金である。16年度の支出状況についてみると、表5のとおり、歳出予算現額265億円に対し、支出済歳出額は146億円、翌年度繰越額は10億円であり、不用額が108億円(歳出予算現額の40.8%)生じている。そして、不用額の内訳をみると、電源立地理解促進対策補助金で51億円、電源地域振興促進事業費補助金で46億円などとなっている。

表5 平成16年度電源立地等推進対策補助金の支出状況

(単位：百万円)

区 分(目細)	歳出予算現額 (A)	支出済歳出額	翌年度繰越額	不用額 (B)	(B)／(A) %
電源地域振興促進事業費補助金	18,537	12,820	1,027	4,688	25.2
電源立地理解促進対策補助金	5,620	519	—	5,100	90.7
電源地域産業育成支援補助金	2,201	1,195	—	1,006	45.7
原子力発電施設等安全対策等研修事業費補助金	155	110	—	45	28.8
計	26,514	14,646	1,027	10,840	40.8

電源立地理解促進対策補助金は、発電用施設の周辺地域の市町村に対し新エネルギー導入普及事業を実施する場合に必要な経費の一部を補助するなどのために、財団法人電源地域振興センター等に交付される補助金である。そして、歳出予算現額 56 億円の 90.7%に当たる 51 億円が不用額となっている。これは、同補助金の中の電源地域新エネルギー供給構造構築促進対策補助事業において、市町村から 14 件の応募があるものと見込んでいたところ、実際には応募がなかったことなどによるものである。

また、電源地域振興促進事業費補助金は、発電用施設の周辺地域に立地する企業に対し設備投資費や電気料金の一部を補助するなどのために、都道府県等に交付される補助金である。そして、歳出予算現額 185 億円の 25.2%に当たる 46 億円が不用額となっている。これは、同補助金の中の原子力発電施設等周辺地域大規模工業基地企業立地促進事業費補助事業において、大規模工業基地への企業立地を 80ha と見込んでいたところ、実際には 0.98ha しか企業立地が進まなかったことから、応募する企業が少なかったことなどによるものである。

カ 電源開発促進税の組入れ

電源開発促進税の税率は、15 年 3 月に税法が改正され、15 年から 19 年までに段階的に引き下げることとされている。この減税は、電源利用対策の一部が電源特会から石油等特会に移行していくことを前提としたものであり、エネルギー間の負担の公平の観点からエネルギー税制の見直しの一環として行われたものである。

また、電源立地勘定及び電源利用勘定への組入比率は毎年度の特別会計予算の予算総則で定められている。税率及び電源立地勘定への組入比率と組入額の推移は表 6 のとおりであり、16 年度においては、電源立地勘定に組み入れられる比率は 15 年 10 月の減税前と同率とされている。そして、組入額は、13 年度 1573 億円から 16 年度 1665 億円へと 91 億円増加している。

表6 電源開発促進税の税率及び電源立地勘定の組入比率・組入額の推移

① 税率及び組入比率

(税率の単位：円／1000kWh)

	昭和 49.11. 1～ 55. 6.30	55. 7. 1～ 58. 9.30	58.10. 1～ 平成9. 3.31	9. 4. 1～ 15. 9.30	15.10. 1～ 17. 3.31
税率	85	300	445	445	425
組入比率	85/85	85/300	160/445	190/445	190/425

(注) 税率は、17年4月1日から19年3月31日までの間は400円／1000kWh、19年4月1日以降は375円／1000kWhとされている。

② 組入額 (単位：百万円)

年 度	13	14	15	16
組 入 額	157,388	160,877	160,022	166,572

キ 原子力発電施設の立地の進ちよく状況

周辺地域整備資金に積み立てられる資金は、将来運転開始が見込まれる原子力発電施設に係る財政需要に備えるものとされている。そして、一般電気事業者(電力会社)等が電気事業法に基づき毎年度作成して経済産業大臣に届け出ている供給計画によると、16年度の供給計画で、原子力開発計画として、25年度までに11施設の原子力発電施設が運転を開始するなどとしている。

そこで、13年度の供給計画に記載されていた原子力発電施設20施設の13年度から16年度までの立地の進ちよく状況についてみると、表7のとおりとなっている。なお、14年度から16年度までの供給計画において新たに計画に追加された原子力発電施設はない。

表7 原子力発電施設の立地の進ちよく状況 (単位：施設)

進ちよく段階	13年度	14年度	15年度	16年度	うち16年度の供給計画において25年度までに運転開始予定のもの
	末現在	末現在	末現在	末現在	
立地可能性調査済	8	8	4	4	2
第1次公開ヒアリング済	8	7	8	7	4
第2次公開ヒアリング済	0	1	0	1	1
工事計画認可済	3	3	4	3	3
運転開始	1	1	1	2	1
計	20	20	17	17	11

F G H (供給計画から除外)

(注) 表中の各アルファベットは特定の原子力発電施設を示しており、右下に進んだものは進ちよくがあったもの、表の枠外に出たものは後年度の供給計画から除外されたものである。

13年度の供給計画では20の原子力発電施設(出力計2541.8万kW)が計画されていた。その20施設の立地に係る進ちよく段階は、13年度末において、

- ① 立地可能性調査を終了したもの 8施設
- ② その後の手続である第1次公開ヒアリングを終了したもの 8施設
- ③ 工事計画の認可を受けたもの 3施設
- ④ 運転開始したもの 1施設

となっていた。そして、これらの16年度末までの進ちよく状況をみると、

- ① 第1次公開ヒアリング済から第2次公開ヒアリング済を経て工事計画認可済の段階に進んだもの 1施設(C)

② 工事計画認可済から17年1月に運転を開始したもの 1施設(E、出力138.0 kW)

となっている。

しかし、そのほかに進ちよくがあったのは、

③ 立地可能性調査済の段階から第1次公開ヒアリング済の段階に進んだもの 2施設(A及びB)

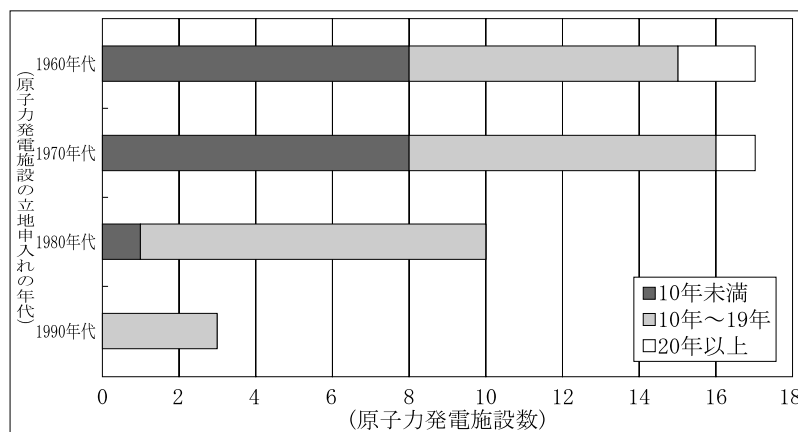
④ 第1次公開ヒアリング済から第2次公開ヒアリング済の段階に進んだもの 1施設(D)

の3施設のみである。

そして、13年度末において立地可能性調査済又は第1次公開ヒアリング済であった16施設のうち12施設(うち16年度の供給計画において25年度までに運転開始予定のもの5施設)については次の段階への進ちよくはみられず、さらに12施設のうち3施設(F、G及びH)は15年度に供給計画から除外されている状況となっている。

また、原子力発電施設の立地申入れから運転開始までに要した年数を、立地申入れがあった年代別にみると、図5のとおりとなり、立地申入れから10年未満で運転開始に至った原子力発電施設は、1980年代以降の立地申入れでは、13施設のうち1施設にすぎず、1990年代については皆無となっている状況である。

図5 原子力発電施設の立地申入れから運転開始までに要した年数



以上のように、原子力発電施設の立地については、進ちよくしているものも一部見受けられるが、地元との調整の難航、電力需要の動向などにより、立地に要する期間の長期化傾向が強まっているものと思料される。そして、周辺地域整備資金に積み立てられた資金について使用の目途が立たない事態に至るものが生じれば、同資金に積み立てられた当該資金は剰余金と同様のものとなるおそれがある。

(2) 電源利用勘定について

ア 16年度歳入歳出決算

電源利用勘定の16年度歳入歳出決算は、表8のとおりとなっている。このうち、収納済歳入額から支出済歳出額を差し引いた額である決算剰余金は1197億円となっており、当該金額は、特会法第7条の規定により、17年度の歳入に前年度剰余金受入として繰り入れることになる。そして、この決算剰余金1197億円から翌年度繰越額304億

円を差し引いた剰余金は893億円で、電源開発促進税の16年度収納済歳入額の43.3%に上っており、同勘定において多額の剰余金が生じている状況となっている。

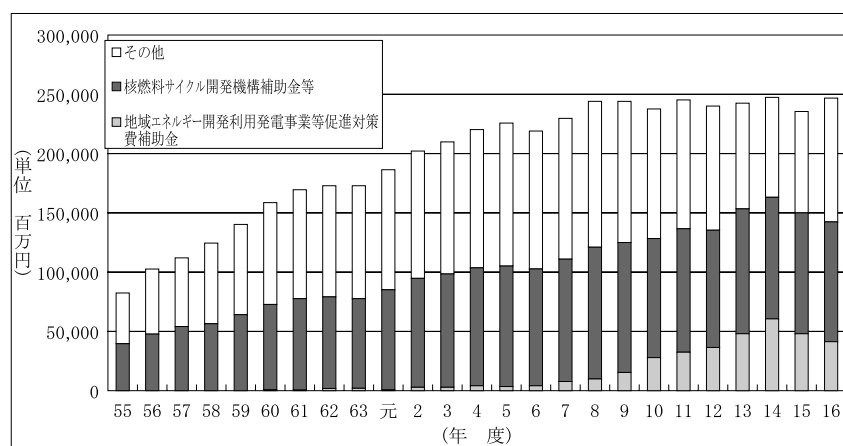
表8 平成16年度電源利用勘定歳入歳出決算 (単位：億円)

歳入	金額	歳出	金額
(項)電源開発促進税	2,060	(項)電源利用対策費	1,604
(項)前年度剰余金受入	1,193	(項)独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構運営費	368
(項)雑収入	47	(項)独立行政法人原子力安全基盤機構運営費	90
		(項)事務取扱費	40
		(項)諸支出金	—
		(項)国債整理基金特別会計へ繰入	—
		(項)予備費	—
収納済歳入額計(A)	3,300	支出済歳出額計(B)	2,102
		決算剰余金(C)=(A)-(B)	1,197
		翌年度繰越額(D)	304
		剰余金(E)=(C)-(D)	893

イ 予算及び決算の推移

電源多様化勘定が設置された昭和55年度から平成16年度までの間における電源利用勘定の歳出予算額の推移を示すと、図6のとおりである。

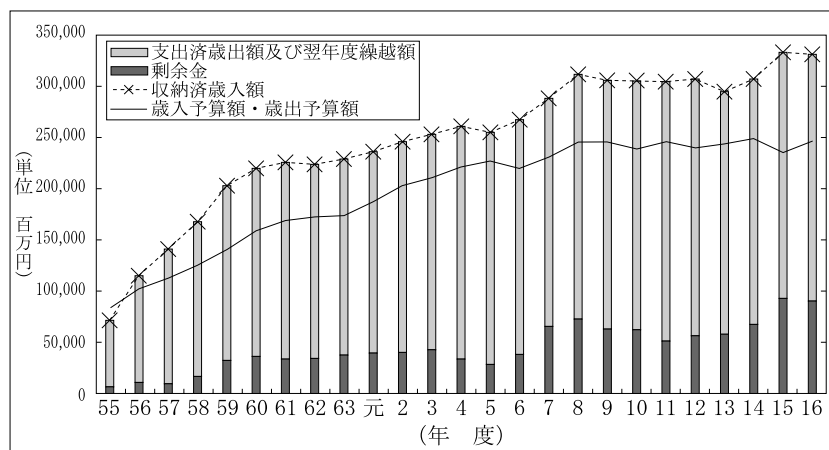
図6 電源利用勘定の歳出予算額の推移



その内訳をみると、電源利用対策費の中の核燃料サイクル開発機構に対する補助金の予算額が最も大きなものとなっているが、地域エネルギー開発利用発電事業等促進対策費補助金(以下「地域エネルギー補助金」という。)も近年予算額が大きなものとなっており、16年度歳出予算額2456億円に占める同補助金の額は406億円、16.5%となっている。

一方、昭和55年度から平成16年度までの電源利用勘定の歳入歳出決算額等の推移を示すと、図7のとおりである。

図7 電源利用勘定の歳入歳出決算額等の推移



昭和55年度から平成16年度までに実施した電源利用対策に係る支出済歳出額の合計額は4兆3733億円、電源利用対策に要する費用に充てるため電源利用勘定の歳入に組み入れられた電源開発促進税の合計額は4兆4281億円に上っている。

そして、このような中で剰余金についてみると、近年増加傾向にあり、13年度には581億円であったものが16年度には893億円(対13年度比153.5%)に増加している状況である。

ウ 電源開発促進税の組入れ

15年3月の税法の改正により同年10月以降実施されている電源開発促進税の減税は、電源利用勘定に組み入れられる金額に反映されている。これは、前記のとおり、電源利用勘定で実施されている新エネルギー等関連事業について、19年度までに順次石油等特会に移行することとされていることから、電源利用勘定に組み入れられる電源開発促進税の組入比率が減少しているものである。そして、13年度から16年度までの間における電源開発促進税の電源利用勘定への組入比率と組入額の推移を示すと、表9のとおりであり、組入額は、13年度2112億円から16年度2060億円と、52億円減少している。しかし、前記のとおり、剰余金は、13年度581億円から16年度893億円と、311億円増加している。

表9 電源開発促進税の組入比率・組入額の推移

① 組入比率

	昭和 49.11.1～ 55.6.30	55.7.1～ 58.9.30	58.10.1～ 平成9.3.31	9.4.1～ 15.9.30	15.10.1～ 17.3.31
組入比率	—	215/300	285/445	255/445	235/425

② 組入額

(単位：百万円)

年 度	13	14	15	16
組 入 額	211,231	215,914	206,305	206,023

エ 不用額の発生

電源利用勘定の16年度の支出状況についてみると、表10のとおり、歳出予算現額2730億円(歳出予算額2456億円、前年度繰越額273億円)に対し、支出済歳出額は2102億円、翌年度繰越額は304億円であり、差引き322億円の不用額が生じており、その額

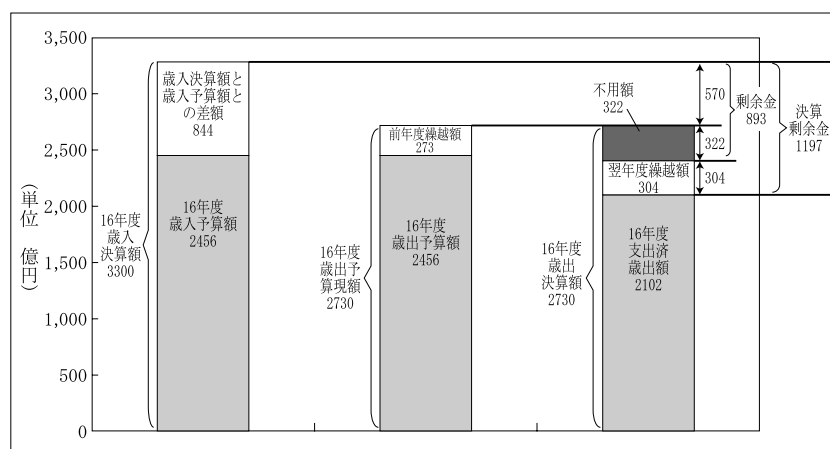
は歳出予算現額の11.8%となっている。そして、不用額の内訳をみると、地域エネルギー補助金の不用額が108億円と同勘定の不用額全体の33.7%を占めており、また、同補助金の歳出予算現額575億円の18.9%となっている。

表10 平成16年度電源利用勘定の支出状況 (単位：百万円)

区	分(項及び目)	歳出予算 現額	支出済歳 出額	翌年度繰 越額	不用額
電源利用対策費		220,294	160,408	30,405	29,480
	軽水炉等改良技術確証試験等委託費	12,646	9,634	40	2,971
	中小水力発電開発費補助金	4,212	575	2,025	1,611
	地熱開発促進調査費等補助金	4,032	2,188	—	1,844
	地域エネルギー開発利用発電事業等促進対策費補助金	57,555	23,125	23,535	10,894
	石炭火力発電天然ガス化転換補助金	4,766	—	2,250	2,516
	核燃料サイクル開発機構補助金	36,705	35,001	0	1,703
	核燃料サイクル開発機構研究費補助金	56,630	52,173	560	3,895
	その他(不用額がそれぞれ10億円未満の科目14目に 係る計)	43,745	37,709	1,992	4,043
独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構運 営費		36,838	36,838	—	—
独立行政法人原子力安全基盤機構運営費		9,016	9,016	—	—
事務取扱費		4,855	4,030	20	803
諸支出金		0	—	—	0
国債整理基金特別会計へ繰入		8	—	—	8
予備費		2,000	—	—	2,000
	計	273,013	210,293	30,426	32,293

なお、電源利用勘定の16年度歳入歳出予算、決算の全体の概要は、図8のとおりである。16年度の歳入決算額と歳入予算額との差額844億円のうち主なものは、前年度剰余金受入に係る732億円(15年度決算剰余金1193億円から16年度歳入予算計上額460億円を控除した額)である。また、16年度決算剰余金1197億円については、17年度歳入に前年度剰余金として繰り入れられることになる。そして、17年度歳入予算における前年度剰余金受入の額が335億円であることから、この予算額を862億円超過することとなる。

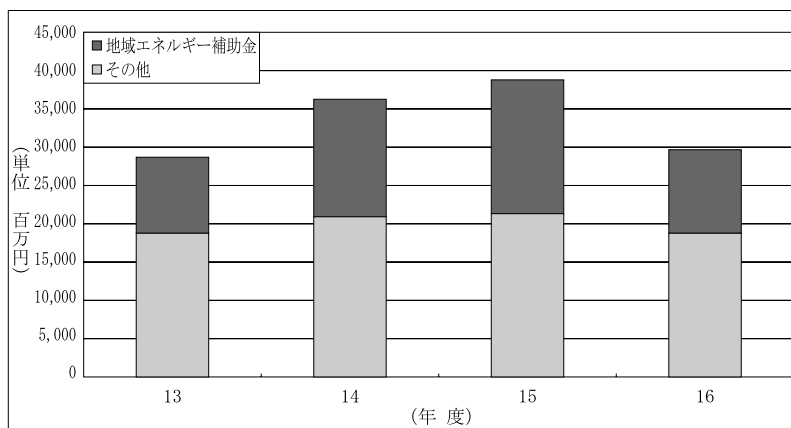
図8 電源利用勘定の平成16年度歳入歳出予算、決算の全体の概要



(注) 剰余金893億円のうち570億円は、15年度以前の決算における不用額に基づき生じたものである。

同勘定のうち電源利用対策費における13年度以降の不用額の発生の推移を示すと、図9のとおり、毎年度、地域エネルギー補助金が不用額の相当部分を占めている状況となっている。

図9 電源利用対策費における不用額の推移



オ 不用額の発生要因

電源利用勘定において剰余金が増加している主な要因は、地域エネルギー補助金において、歳出予算現額と支出済歳出額等との間に大幅なかい離が生じ、多額の不用額が生じる事態が毎年度繰り返されていることによるものである。

地域エネルギー補助金において多額の不用額が発生している要因について分析すると、次のとおりである。

地域エネルギー補助金の16年度の支出状況についてみると、表11のとおり、歳出予算現額575億円に対し、支出済歳出額は231億円、翌年度繰越額は235億円であり、不用額が108億円(歳出予算現額の18.9%)生じている。そして、不用額の内訳をみると、新エネルギー事業者支援対策費補助金で56億円、また地域新エネルギー導入促進対策費補助金で34億円となっている。

表11 平成16年度地域エネルギー開発利用発電事業等促進対策費補助金の支出状況

(単位：百万円)

区分(目細)	歳出 予算現額 (A)	支出済 歳出額	翌年度 繰越額	不用額 (B)	(B)/(A) %
新エネルギー事業者支援対策費補助金	43,169	16,910	20,647	5,611	12.9
地域新エネルギー導入促進対策費補助金	7,472	1,126	2,887	3,458	46.2
その他	6,913	5,088	—	1,824	26.3
計	57,555	23,125	23,535	10,894	18.9

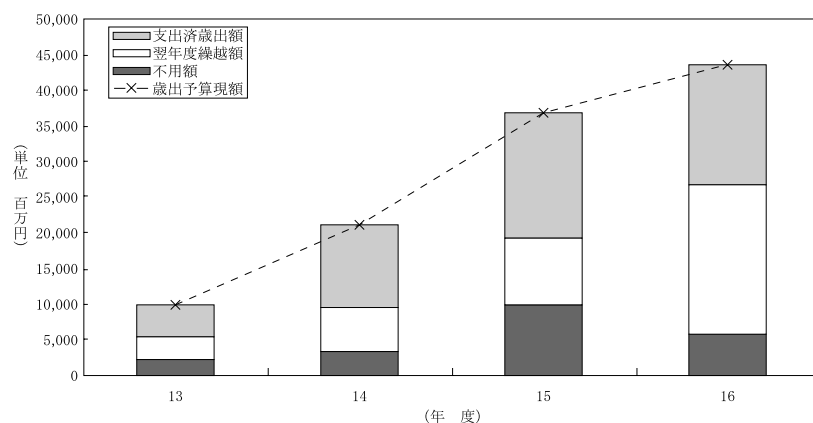
(ア) 新エネルギー事業者支援対策費補助金

新エネルギー事業者支援対策費補助金は、主務大臣の認定を受けた利用計画に従って新エネルギー導入事業を行う民間企業等を対象として、事業に要する経費の一部を12、13両年度は新エネルギー・産業技術総合開発機構を通じて、また、14年度以降は国から直接補助するものである。

同補助金の16年度の支出状況をみると、表11のとおり、歳出予算現額431億円に対し、支出済歳出額169億円、翌年度繰越額206億円であり、不用額が56億円生じ

ている。そして、13年度から16年度までの支出状況についてみると、図10のとおり、歳出予算現額が13年度100億円から16年度431億円(対13年度比429.3%)と大幅に増加しているのに伴い、不用額も13年度20億円から15年度には97億円(同473.5%)と増加したが、16年度は56億円(同273.8%)と減少している。

図10 新エネルギー事業者支援対策費補助金の歳出決算額の推移



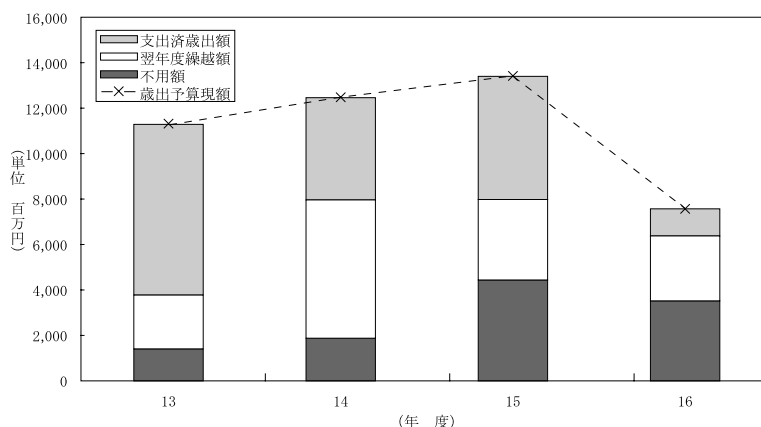
そして、不用額の発生要因についてみると、15年度においては、主な補助対象事業である風力発電事業において、事業規模の拡大などによる建設コスト、発電コストの低減化が図られているものの、電力会社との系統連系に係る技術的な調整の複雑化などにより、風力発電事業の実施が計画に比べて遅れている状況であることなどから、不用額が発生していた。また、16年度においては、上記の状況は継続しているものの、予算に計上する額を当年度において支出が見込まれる額としたことなどから、不用額は減少している。

(イ) 地域新エネルギー導入促進対策費補助金

地域新エネルギー導入促進対策費補助金は、地域の取組として先進性がある新エネルギー導入事業及び新エネルギー導入促進普及啓発事業を行う地方公共団体を対象として、事業に要する経費の一部を独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構を通じて補助するものである。

同補助金の16年度の支出状況を見ると、表11のとおり、歳出予算現額74億円に対し、支出済歳出額11億円、翌年度繰越額28億円であり、不用額が34億円生じている。そして、13年度から16年度までの支出状況についてみると、図11のとおり、歳出予算現額は13年度113億円から16年度74億円(対13年度比65.8%)と減少しているのに対し、不用額は13年度14億円から16年度34億円(同241.5%)と増加傾向にある状況となっている。

図 11 地域新エネルギー導入促進対策費補助金の歳出決算額の推移



そして、不用額の発生要因についてみると、16年度では、補助金申請に係る事前相談の状況に基づき当初20件を見込んでいた申請件数に対し、申請取下げ等により実際の申請件数が14件に減少したことから12億円の不用額が生じたものなどとなっている。

4 本院の所見

電源立地勘定においては、原子力発電施設等の立地の遅れなど各種の事情から、電源開発促進税を財源として歳出予算に計上された電源立地地域対策交付金等の電源立地対策費の相当部分が執行されずに不用額となる状況が継続しており、16年度には979億円という多額の剰余金が依然として生じている。また、周辺地域整備資金を設置し繰入れを開始したことにより、結果として剰余金は計算上減少しているものの、同資金への繰入額の予算計上額を所要積立額の3分の1相当額とする算定方式を変更したことに伴い、17年度予算における同資金への繰入額は前年度より大きく減少している。さらに、原子力発電施設等の立地については、平成13年度決算検査報告において記述したところと同様に、その後も必ずしも順調に進んでいるとはいえない状況になっており、今後とも厳しい状況が継続するものと思料され、周辺地域整備資金に積み立てられた資金について使用の目途が立たない事態に至るものが生じれば、同資金に積み立てられた当該資金は剰余金と同様のものとなるおそれがある。

そして、原子力発電施設等については、14年8月の電力会社による原子力発電施設の自主点検作業記録の不正問題に端を発した一連の炉心シュラウドひび割れ問題、これに伴う原子力安全規制の大幅な見直し、16年8月の美浜原子力発電所における配管破損事故など様々な問題が生じている。

次に、電源利用勘定においては、剰余金が16年度には893億円に達するなど近年増加傾向にあり、その主な要因は、新エネルギーの導入に技術上の問題点が存在するなど各種の事情から、電源開発促進税を財源として歳出予算に計上された地域エネルギー補助金等の電源利用対策費の相当部分が執行されずに不用額となっていることによると認められる。

そして、今後、新エネルギー対策の実施等を積極的に進めていくためには、系統電力との技術的調整、さらなる発電コストの低減、事業主体の経営状況の改善など様々な課題に対処していくことが必要とされる状況になっている。

以上のように、電源立地勘定及び電源利用勘定の現状と両勘定を取り巻く状況はそれぞれ異なるものではあるが、両勘定における事業の執行についてはいずれも厳しい状況となっている。そして、剰余金の発生要因である多額の不用額の発生は、電源立地対策及び電源利用対策が予算において想定された規模で実施されていないことを反映したものであるといえる。

このようなことなどから、両勘定における剰余金について、今後どのように対処していくこととするか、不用額の発生に対する歳入歳出両面を視野に入れた幅広い観点からの方策の検討を行い、上記の事態を本質的に解決するための方策の構築に努めることが望まれる。

第14 海岸事業における津波・高潮対策の実施状況について

検査対象	国土交通省(平成13年1月5日以前は運輸省及び建設省)、農林水産省、水産庁
会計名	一般会計
事業の概要	津波、高潮、波浪その他海水又は地盤の変動による被害から海岸を防護することなどにより、国土の保全に資することを目的とする事業
平成7年度から16年度までの海岸事業費の合計	2兆1659億円

1 事業の概要

(海岸事業の概要)

国土交通、農林水産両省では、海岸法(昭和31年法律第101号)等に基づき、津波、高潮、波浪その他海水又は地盤の変動による被害から海岸を防護するとともに、海岸環境の整備と保全及び公衆の海岸の適正な利用を図り、もって国土の保全に資することを目的として海岸事業を実施している。海岸事業においては、①津波・高潮等による災害を防止するための高潮対策事業、②海岸の侵食防止のための侵食対策事業、③環境整備、海浜利用を促進するための海岸環境整備事業等が実施され、その事業費は、平成7年度から16年度までの10年間で計2兆1659億余円となっている。

(海岸事業の実施)

海岸法では、都道府県知事は、海水又は地盤の変動による被害から海岸を防護するための施設(以下「海岸保全施設」という。)の設置その他管理を行う必要があると認めるときは、防護すべき海岸に係る一定の区域を海岸保全区域として指定することができることとされている。

海岸事業における主務大臣は、海岸の存する地域及びその背後地の利用状況等に応じてそれぞれ定められており、漁港区域に係る海岸保全区域及び土地改良事業として管理している施設で海岸保全施設に該当するものの存する地域等に係る海岸保全区域については農林水産大臣、これら以外の海岸保全区域等については国土交通大臣とされている。主務大臣は、津波・高潮等による災害の発生の防止、多様な自然環境の保全、海岸の利用者の利便の確保等を総合的に考慮して、海岸保全区域等に係る海岸の保全に関する基本的な方針(以下「海岸保全基本方針」という。)を定めなければならないとされている。

また、都道府県知事は、海岸保全基本方針に基づき海岸保全区域等に係る海岸の保全に関する基本計画(以下「海岸保全基本計画」という。)を策定し、海岸の保全に関する事項(海岸の現況及び海岸の防護に関する事項等)及び海岸保全施設の整備に関する事項(海岸保全施設を整備しようとする区域、海岸保全施設の種類及び配置等並びに海岸保全施設による受益の地域及びその状況)を定めることとされている。

そして、海岸法に定めるもののほか主要な海岸保全施設に関する技術上の基準は「海岸保全施設の技術上の基準を定める省令」(平成16年農林水産省、国土交通省令第1号)等(以下「設計基準」という。)に基づくこととされている。

(海岸の管理)

海岸保全区域の管理は、原則として都道府県知事が行うこととされているが、港湾区域若しくは港湾隣接地域又は漁港区域と重複する海岸保全区域については、港湾管理者の長又は漁港管理者である地方公共団体の長が管理することなどとされている(以下、これら海岸の管理を行う者を「海岸管理者」という。)

そして、都道府県知事が海岸保全区域を指定したときは、海岸管理者は、海岸法に基づき帳簿及び図面をもって組成される海岸保全区域台帳(以下「海岸台帳」という。)を調製し、保管しなければならないとされている。

(海岸線の状況)

我が国の海岸線延長は、表1のとおり、約35,000kmに及んでおり、海岸防護の対象としている海岸保全区域及び海岸保全区域以外の公共海岸である一般公共海岸区域並びに保安林などの他の目的から管理されている海岸及び天然海岸等からなるその他の海岸線からなっている。

表1 海岸線の延長等

(単位：km)

所 管	海岸線延長	海岸保全区域延長	一般公共海岸区域延長	その他の海岸線の延長
国土交通省	25,070	8,676	7,759	8,634
農林水産省	8,181	4,576	26	3,578
そ の 他	1,597	228	—	1,369
合 計	34,850	13,482	7,785	13,582

(注) 国土交通省河川局「平成16年度版海岸統計」(平成16年3月31日現在)による。

(災害対策基本法等に基づく防災計画と地震防災対策の取組)

国の災害対策は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)に基づき内閣総理大臣を会長に内閣府に設置された中央防災会議が作成する防災基本計画を基礎として行われており、同計画に基づいて、両省では防災業務計画を、都道府県及び市町村では地域防災計画をそれぞれ策定している。そして、同法では、海岸保全基本計画の防災に関する部分は、防災基本計画、防災業務計画又は都道府県地域防災計画と矛盾し、又は抵触するものであってはならないとされている。また、国の行政機関は、その責務として、地域防災計画の作成及び実施が円滑に行われるように、その所掌事務について、都道府県又は市町村に対し、勧告し、指導し、助言し、その他適切な措置をとらなければならないとされている。

(地震防災対策強化地域の指定等)

東海地震を想定した大規模地震対策特別措置法(昭和53年法律第73号)では、地震防災に関する対策を強化する必要がある地域を地震防災対策強化地域(以下「強化地域」という。)として指定し、中央防災会議は強化地域に係る地震防災基本計画を作成することとされている。そして、両省は防災業務計画において、また、都道府県及び市町村は地域防災計画において、地震防災応急対策に係る措置に関する事項等を定めることとされている。強化地域については昭和54年8月に当初の市町村の指定がなされ、平成17年3月末現在で、8都県における227市町村が強化地域に指定されている。

(東南海・南海地震防災対策推進地域の指定等)

静岡県から高知県に及ぶ地域を震源とする大規模な地震を想定した東南海・南海地震に係

(注1)

る地震防災対策の推進に関する特別措置法(平成14年法律第92号)では、東南海・南海地震が発生した場合に著しい地震災害が生ずるおそれがあるため地震防災対策を推進する必要がある地域を、東南海・南海地震防災対策推進地域(以下「推進地域」という。)として指定し、中央防災会議は東南海・南海地震防災対策推進基本計画を作成することとされている。そして、両省は防災業務計画において、また、都道府県及び市町村は地域防災計画において、東南海・南海地震に係る地震防災上重要な対策に関する事項等を定めることとされている。推進地域^(注2)については15年12月に当初の市町村の指定がなされ、17年3月末現在、21都府県における537市町村が指定されている。

(防災基本計画における津波・高潮対策)

国は、阪神・淡路大震災において大規模な被害が生じた経験、教訓を踏まえ、7年7月、防災基本計画について、自然災害の種類別の体系構成とするなどして、津波対策及び高潮対策を次のように明確にしている。

ア 津波対策として、国及び地方公共団体は、海岸堤防等の海岸保全施設、港湾施設及び漁港施設等の整備を実施するとともに、耐震性の確保を図る。また、地方公共団体は、津波によって浸水が予想される地域について事前に把握し、浸水予測地図等を作成するとともに、住民等に対し周知を図る。

イ 高潮対策として、国及び地方公共団体は、既往最大規模等の高潮に対応できる海岸保全施設の整備を推進する。また、地方公共団体は、国等の協力を得つつ、地域住民の適切な避難や防災活動に資するよう、浸水想定区域、避難場所、避難路等水害に関する総合的な資料を図面表示等を含む形で取りまとめたハザードマップ等の作成を行い、住民等に配布する。

(防災業務計画に基づく津波・高潮対策)

両省は、それぞれの防災業務計画において、津波対策及び高潮対策について次のような措置を講ずるなどとしている。

ア 津波対策として、海岸堤防等の海岸保全施設の整備及び耐震性の向上を推進するとともに、ハザードマップ等の作成、住民への配布等を推進する。また、強化地域、推進地域については、海岸保全施設の整備、補強について、緊急度等を勘案し計画的に推進する。

イ 高潮対策として、海岸保全施設の整備及び陸閘等の自動化、遠隔操作化を推進するとともに、地方公共団体により、高潮ハザードマップが作成・公表されるよう、必要な助言及び技術的な支援を行う。

2 検査の背景及び着眼点

16年12月に発生したスマトラ島西方沖の地震に伴う津波により、インド洋沿岸諸国を中心に未曾有の災害が生じ、世界中が津波の強大な破壊力を改めて認識させられた。一方、我が国においては、現在、東海地震、東南海・南海地震等の大規模地震発生^(注3)の切迫性が指摘され、これらの地震が起こった場合に甚大な被害の発生が想定されている。また、日本列島は台風の常襲地帯であり、高潮等による大きな被害が発生するおそれは依然として高い状況である。

このような状況を踏まえ、北海道ほか36都府県^(注4)(以下「37都道府県」という。)の両省所管の海岸事業(このうち、国土交通省所管に係る海岸事業は北海道ほか31都府県、農林水産省所管に係る海岸事業は北海道ほか22県^(注5))について、我が国の津波・高潮対策がこれまでどの

ように実施され、効果的なものとなっているか、施設整備等のハード対策及びハザードマップ作成等のソフト対策について次のような点などに着眼して検査した。

ア ハード対策について

- ① 現況の堤防・護岸等は想定される津波・高潮等に対してどの程度整備されているか。
- ② 堤防・護岸等における耐震対策はどのような状況となっているか。

イ ソフト対策について

- ① 津波・高潮等に関するハザードマップ等の情報は、円滑に住民等に伝達、提供できるような体制になっているか。
- ② 海岸保全施設の管理は適切に行われているか。

3 検査の状況

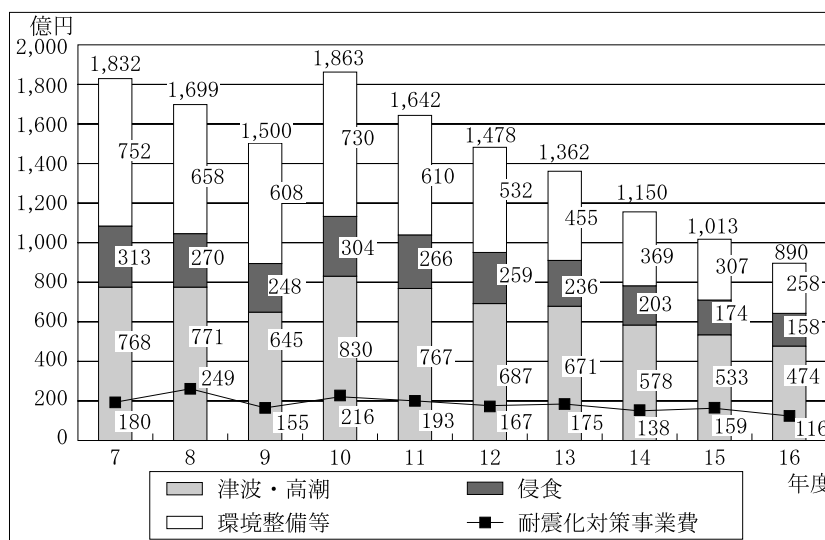
(1) 海岸事業費の状況について

ア 年度別海岸事業費の推移

37都道府県における7年度から16年度までの過去10箇年の年度別海岸事業費を見ると、図1のとおり、津波・高潮対策に係る事業費が海岸事業費に占める割合は40%～55%程度で推移しており、また、基礎地盤に対する液状化対策等の耐震化対策事業費が津波・高潮対策に係る事業費に占める割合は30%程度となっている。

そして、海岸事業費の合計額は7年度以降減少傾向にあり、7年度の約1832億円が16年度には約890億円と半減していることから、より計画的、重点的な執行が求められる状況である。

図1 項目別事業費の推移(37都道府県分)

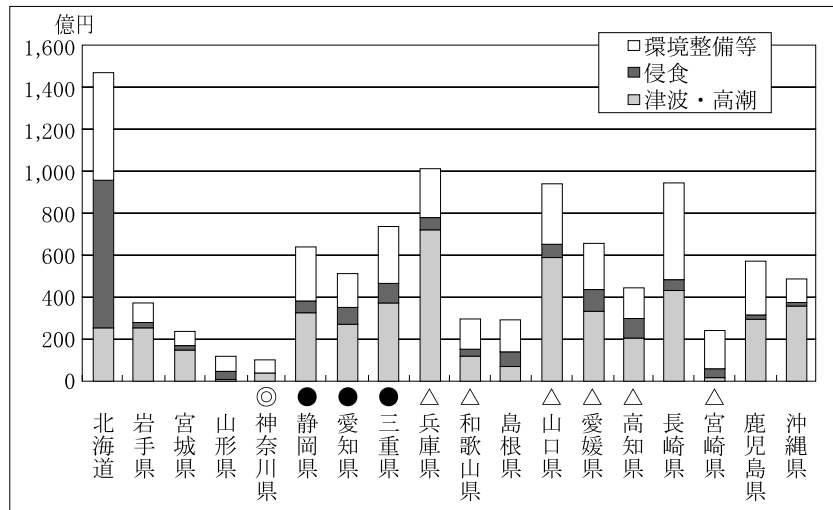


イ 都道府県別の海岸事業費

37都道府県のうち、両省所管の海岸事業について検査した18道県(以下「18道県」という。)別の7年度から16年度までの10箇年の海岸事業費は図2のとおりであり、これを見ると、強化地域又は推進地域に指定され東海地震、東南海・南海地震による大規模な津波が想定されている地域や、大規模な高潮等が想定されている地域において事業費が比較的大きくなっている。また、津波・高潮対策に係る事業費の海岸事業費に占める割合が大きい県が多くなっているが、強化地域及び推進地域に指定されている市町村の存する10県においてその割合が大きく、これらの県の津波・高潮対策に係る事業費の

10箇年の合計額は約2968億円(平均約296億円、海岸事業費に占める割合53.2%)で、^(注7)その他の8道県の10箇年の合計額1799億円(平均約224億円、海岸事業費に占める割合40.0%)に比べて平均額及び割合が大きくなっている。

図2 道県別事業費



(注) ◎は強化地域、△は推進地域、●は両地域に重複指定されている市町村が所在する道県

(2) 津波・高潮等に対する堤防・護岸等の整備状況について

ア 堤防・護岸等の計画高の根拠

海岸保全基本方針によれば、海岸の保全に当たっては、地域の自然的・社会的条件及び海岸環境や海岸利用の状況を調査、把握し、それらを十分勘案することとなっており、海岸の防護に関しては、①津波からの防護を対象とする海岸にあっては、過去に発生した津波による浸水の記録等に基づいて、地域の状況や防災効果を考慮して適切に想定した津波に対して防護することを、また、②高潮等からの防護を対象とする海岸にあっては、過去の台風等により発生した高潮等の記録に基づく既往の最高潮位又は適切に推算した潮位に、適切に推算した波浪の影響を加え、これらに対して防護することをそれぞれ目標にすることとなっている。

設計基準では、堤防・護岸等の高さについては、津波や高潮等による海水の侵入から防護するとともに、波の打上げや越波を防護するのに十分な高さとし、設計に当たっては最も危険となる潮位を設計潮位とすることとされている。

そして、津波対策施設に関しては、過去に発生した最大の津波、又は今後発生すると考えられる最大の津波を踏まえて海岸管理者が定めることとするが、設計津波を定めるに当たっては、海岸保全施設の整備に必要な費用、海岸の環境や利用に及ぼす影響、海岸保全施設背後の土地の利用状況などを考慮することとされている。また、海岸保全施設だけで津波の被害を防ぐことが困難な場合には、ソフト対策と連携した対策を講ずる必要があるとされている。

一方、高潮等の対策施設に関しては、設計高潮位は、既往の最高潮位などを用いて設計することとされているが、既往の最高潮位として記録されているものは多くの場合台風によるものである。

そして、津波と高潮等はそれぞれ異なる原因により起こる現象であることから、同時に起こることはないものとして設計することとされている。

37 都道府県における堤防・護岸等の計画高の根拠は、次のとおりとなっている。

- ① 管内のすべての海岸において、台風等により発生した高潮等の高さに基づき設計しているもの(28 都府県)

(東京都、京都、大阪両府、青森、福島、茨城、千葉、神奈川、石川、福井、愛知、三重、兵庫、和歌山、鳥取、島根、岡山、広島、山口、香川、福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄各県)
- ② 管内のすべての海岸において、過去に発生した津波の高さに基づき設計しているもの
岩手県
- ③ 管内の海岸ごとに、台風等により発生した高潮等の高さ又は過去に発生した津波の高さのいずれか高い方に基づき設計しているもの(7 道県)
(北海道、宮城、秋田、山形、徳島、愛媛、高知各県)
- ④ 管内の海岸ごとに、台風等により発生した高潮等の高さ又は将来発生が想定される地震による津波の高さ(以下「想定津波高」という。)のいずれか高い方に基づき設計しているもの
静岡県

イ 津波に対する堤防・護岸等の整備状況

37 都道府県のうち、将来発生が想定される地震及びこれによる津波に対応するため、発生すると想定される地震の規模及び想定津波高を設定している都道府県は北海道(注8)ほか 30 都府県、設定していない県は茨城県ほか 5 県となっている。

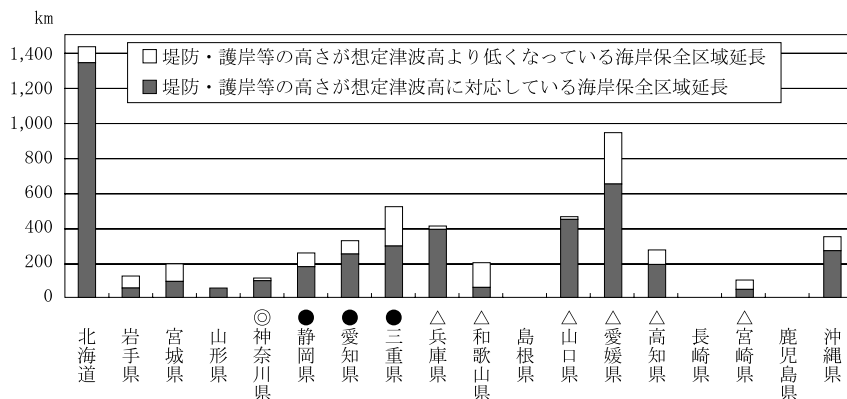
そして、37 都道府県のうち両省所管の海岸事業について検査を実施した 18 道県における堤防・護岸等の整備状況をみると、次のとおりである。

(ア) 18 道県における津波に対する堤防・護岸等の整備状況

図3及び表2-1のとおり、両省所管の海岸保全区域延長 8,668.2kmのうち、想定津波高を設定している延長は 6,061.5kmである。このうち、堤防・護岸等の高さが想定津波高に対応している海岸保全区域延長は 4,568.2kmであり、その割合は 75.4%となっているが、岩手県、宮城県、和歌山県、宮崎県のように 33.6%から 53.9%にとどまっている県もある。

一方、海岸保全区域延長 1,313.6km(21.7%)については、堤防・護岸等の高さが想定津波高より低くなっている。

図3 津波に対する堤防・護岸等の整備状況



(注) ◎は強化地域、△は推進地域、●は両地域に重複して指定されている市町村が所在する道県

表 2-1 津波に対する堤防・護岸等の整備状況

	都道府県名	海岸保全区域延長 km	想定津波高を設定している海岸保全区域延長(A)		堤防・護岸等の高さが想定津波高に対応している海岸保全区域延長(B)		堤防・護岸等の高さが想定津波高より低くなっている海岸保全区域延長(C)		防護人口 人
			km	防護人口 人	(B/A) km %	防護人口 人	(C/A) km %		
両 省 分 (18道県)	北海道	1,734.8	1,436.5	—	1,349.5 (93.9)	—	86.7 (6.0)	—	
	岩手県	133.6	131.4	100,379	57.0 (43.3)	49,539	74.4 (56.6)	50,840	
	宮城県	204.2	204.2	—	107.7 (52.8)	—	96.4 (47.2)	—	
	山形県	70.3	70.3	—	67.1 (95.4)	—	3.2 (4.6)	—	
	神奈川県	128.0	128.0	—	111.5 (87.1)	—	16.1 (12.6)	—	
	静岡県	271.6	271.6	314,088	192.3 (70.8)	250,435	79.2 (29.2)	63,653	
	愛知県	333.8	333.8	—	264.3 (79.2)	—	69.4 (20.8)	—	
	三重県	532.4	532.4	212,394	309.5 (58.1)	157,405	215.9 (40.5)	54,989	
	兵庫県	417.5	417.5	366,222	398.3 (95.4)	354,282	19.1 (4.6)	11,940	
	和歌山県	208.6	208.6	—	70.1 (33.6)	—	138.5 (66.4)	—	
	島根県	130.5	想定津波高を設定していない						
	山口県	550.6	486.4	—	451.9 (92.9)	—	16.9 (3.5)	—	
	愛媛県	1,189.0	1,032.2	—	652.3 (63.2)	—	285.3 (27.6)	—	
	高知県	284.3	284.3	—	200.0 (70.3)	—	79.8 (28.1)	—	
	長崎県	1,361.7	想定津波高を設定していない						
	宮崎県	109.9	109.9	—	59.2 (53.9)	—	50.6 (46.1)	—	
	鹿児島県	591.3	想定津波高を設定していない						
	沖縄県	415.3	413.6	—	276.8 (66.9)	—	81.5 (19.7)	—	
	国交省計	5,397.9	3,835.7	843,891	3,184.9 (83.0)	734,889	650.7 (17.0)	109,002	
	農水省計	3,270.3	2,225.8	149,192	1,383.2 (62.1)	76,772	662.8 (29.8)	72,420	
両省合計	8,668.2	6,061.5	993,083	4,568.2 (75.4)	811,661	1,313.6 (21.7)	181,422		
国 交 省 分 (14都府県)	秋田県	135.2	135.2	—	101.8 (75.3)	—	33.3 (24.7)	—	
	福島県	66.6	66.6	—	66.1 (99.2)	—	0.5 (0.8)	—	
	茨城県	103.6	想定津波高を設定していない						
	東京都	135.4	135.4	—	135.4 (100.0)	—	0.0 (0.0)	—	
	石川県	192.8	192.8	—	129.5 (67.2)	—	63.2 (32.8)	—	
	京都府	85.6	33.6	—	32.8 (97.6)	—	0.8 (2.4)	—	
	大阪府	102.1	102.1	—	102.1 (100.0)	—	0.0 (0.0)	—	
	鳥取県	105.9	105.9	—	105.9 (100.0)	—	0.0 (0.0)	—	
	広島県	405.0	405.0	—	347.3 (85.7)	—	57.7 (14.3)	—	
	徳島県	102.6	102.6	21,773	38.5 (37.6)	21,773	64.0 (62.4)	0	
	香川県	143.2	143.2	—	103.4 (72.2)	—	39.8 (27.8)	—	
	福岡県	126.1	32.6	—	32.6 (100.0)	—	0.0 (0.0)	—	
	佐賀県	75.4	想定津波高を設定していない						
	大分県	137.2	137.2	—	128.1 (93.4)	—	9.0 (6.6)	—	
国交省計	1,917.5	1,592.8	21,773	1,324.1 (83.1)	21,773	268.6 (16.9)	0		
農 水 省 分 (5県)	青森県	127.1	72.3	—	64.4 (89.1)	—	7.8 (10.9)	—	
	千葉県	43.2	30.1	—	24.9 (82.7)	—	5.2 (17.3)	—	
	福井県	51.7	51.7	—	38.0 (73.5)	—	13.6 (26.5)	—	
	岡山県	85.5	85.5	1,267	58.9 (69.0)	46	25.5 (29.9)	1,221	
	熊本県	297.5	想定津波高を設定していない						
農水省計	605.1	239.6	1,267	186.3 (77.8)	46	52.3 (21.9)	1,221		

注(1) 防護人口 浸水予測区域の面積に人口密度を乗じた値であり、津波による防護人口を設定している岩手、静岡、三重、兵庫、岡山、徳島各県以外は津波による防護人口が設定されていないため不明とした。

注(2) 茨城、島根、佐賀、長崎、熊本、鹿児島各県については、想定津波高が設定されていないので集計から除外した。

注(3) 北海道、神奈川、三重、岡山、山口、愛媛、高知、沖縄各県については、一部堤防・護岸等の高さが不明な延長があるため、(A)=(B)+(C)とならない(表2-2についても同様)。

注(4) 都道府県の海岸保全区域延長は、m単位で集計したものであるため、その延長を合計しても国交省計、農水省計及び両省合計とは一致しない(表2-2についても同様)。

(イ) 強化地域等における津波に対する堤防・護岸等の整備状況

強化地域又は推進地域に指定されている沿岸の市町村及び両地域に重複して指定されている市町村において、表2-2のとおり、堤防・護岸等の高さが想定津波高に対応している海岸保全区域延長はそれぞれ690.7km(65.0%)、2,126.2km(67.6%)、597.2km(62.8%)となっており、当該地域の海岸保全区域延長に対する割合は、全体の平均(75.4%)より低くなっている。また、堤防・護岸等の高さが想定津波高より低くなっている海岸保全区域延長はそれぞれ364.6km(34.3%)、914.4km(29.1%)、347.2km(36.5%)となっている。

表2-2 強化地域等における津波に対する堤防・護岸等の整備状況

	各地域における県別市町村数	海岸保全区域延長		想定津波高を設定している海岸保全区域延長(A)		堤防・護岸等の高さが想定津波高に対応している海岸保全区域延長(B)		堤防・護岸等の高さが想定津波高より低くなっている海岸保全区域延長(C)	
		km	km	km	防護人口人	km (B/A)%	防護人口人	km (C/A)%	防護人口人
強化地域	神奈川県	7	30.1	30.1	—	29.8 (99.1)	—	0.0 (0.0)	—
	静岡県	32	271.6	271.6	314,088	192.3 (70.8)	250,435	79.2 (29.2)	63,653
	愛知県	23	333.8	333.8	—	264.3 (79.2)	—	69.4 (20.8)	—
	三重県	12	427.0	427.0	120,607	204.0 (47.8)	65,618	215.9 (50.6)	54,989
	両省合計	74	1,062.6	1,062.6	434,695	690.7 (65.0)	316,053	364.6 (34.3)	118,642
推進地域	静岡県	19	190.6	190.6	243,087	128.8 (67.6)	193,653	61.8 (32.4)	49,434
	愛知県	23	333.8	333.8	—	264.3 (79.2)	—	69.4 (20.8)	—
	三重県	23	532.4	532.4	212,394	309.5 (58.1)	157,405	215.9 (40.6)	54,989
	兵庫県	21	402.3	402.3	361,036	384.1 (95.5)	349,999	18.1 (4.5)	11,037
	和歌山県	21	208.6	208.6	—	70.1 (33.6)	—	138.5 (66.4)	—
	山口県	1	73.1	73.1	—	72.1 (98.6)	—	1.0 (1.4)	—
	愛媛県	19	1,189.0	1,032.2	—	652.3 (63.2)	—	285.3 (27.6)	—
	高知県	24	284.3	284.3	—	200.0 (70.3)	—	79.8 (28.1)	—
	宮崎県	9	89.1	89.1	—	44.7 (50.2)	—	44.3 (49.7)	—
両省合計	160	3,303.6	3,146.9	816,517	2,126.2 (67.6)	701,057	914.4 (29.1)	115,460	
重複地域	静岡県	19	190.6	190.6	243,087	128.8 (67.6)	193,653	61.8 (32.4)	49,434
	愛知県	23	333.8	333.8	—	264.3 (79.2)	—	69.4 (20.8)	—
	三重県	12	427.0	427.0	120,607	204.0 (47.8)	65,618	215.9 (50.6)	54,989
	両省合計	54	951.5	951.5	363,694	597.2 (62.8)	259,271	347.2 (36.5)	104,423

ウ 堤防・護岸等の耐震性の状況

(ア) 海岸保全施設の整備の推移

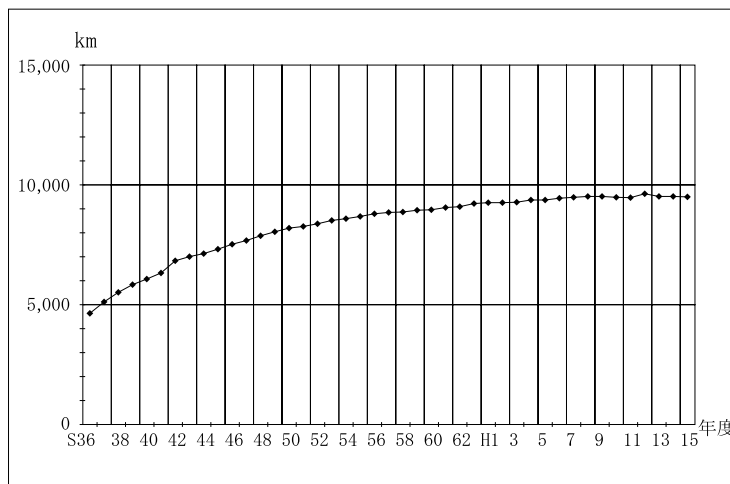
全国の海岸保全施設の施設延長は、図4のとおり推移してきており、15年度末の施設延長は約9,500kmである。このうち94%の約9,000kmが昭和61年度末までに整備されている。

海岸保全施設の耐震性について、設計基準に地震に関する基準が追加されたのは62年3月で、それ以前は明記されていなかった。また、地盤の液状化に関する基準は、阪神・淡路大震災を契機として構造物の耐震設計法の見直しがなされ、平成16

年6月に改訂された設計基準から明記された。

また、海岸を所管する4省庁(農林水産省、水産庁、旧運輸省、旧建設省)では、7年1月に発生した阪神・淡路大震災後の同年4月に海岸保全施設耐震点検マニュアルを策定し、海岸管理者はこれを参考として既設の堤防・護岸等の耐震性(基礎地盤の液状化等)について調査を実施することとしている。

図4 年度別海岸保全施設の延長(国土交通省、農林水産省)

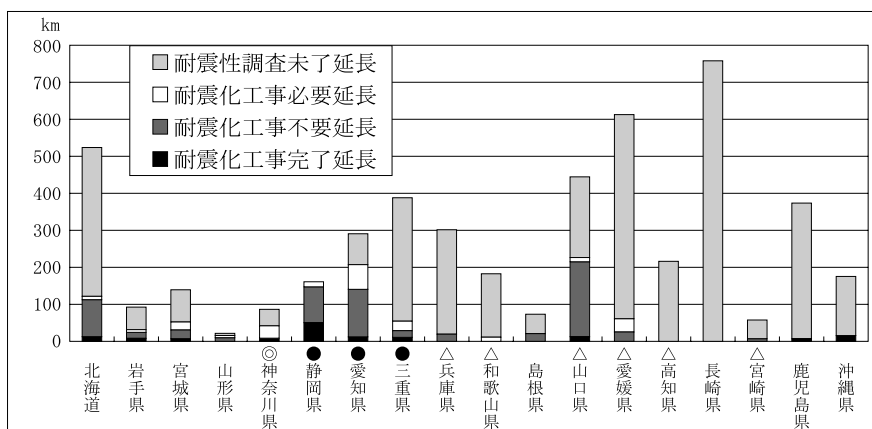


(注) 国土交通省河川局海岸統計による。

(イ) 18道県における堤防・護岸等の耐震性の状況

両省所管の堤防・護岸等の延長は、図5及び表3-1のとおり4,877.8kmである。これらの堤防・護岸等の耐震性に関する状況についてみると、このうち耐震性が確保されている延長は787.8km(16.2%)、今後堤防・護岸等の基礎地盤の液状化対策等の耐震性の機能向上を目的とする工事(以下「耐震化工事」という。)が必要な延長が230.2km(4.7%)となっている。また、耐震性の調査を実施していない延長は3,859.7km(79.1%)となっており、堤防・護岸等の耐震化の必要性自体が不明となっているものが多数見受けられる。

図5 堤防・護岸等の耐震性の状況



(注) ◎は強化地域、△は推進地域、●は両地域に重複指定されている市町村が所在する道県

表 3-1 堤防・護岸等の耐震性の状況

(単位：km)

	都道府県名	海岸保全区域延長のうち堤防・護岸等の延長 A = B + G	耐震性調査延長					耐震性調査未了延長 G (G/A)%
			B = C + F (B/A)%	耐震化確保延長			耐震化工事必要延長 F (F/A)%	
				C = D + E (C/A)%	耐震化工事完了延長 D (D/A)%	耐震化工事不要延長 E (E/A)%		
両 省 分 (18道県)	北海道	520.3	118.6	110.5	10.1	100.3	8.1	401.7
	岩手県	92.3	28.3	23.4	5.1	18.3	4.8	64.0
	宮城県	137.5	50.3	29.4	1.6	27.7	20.9	87.1
	山形県	18.4	11.9	6.9	0.0	6.9	4.9	6.4
	神奈川県	83.1	39.7	5.2	5.2	0.0	34.5	43.4
	静岡県	158.8	158.8	146.1	47.0	99.0	12.6	0.0
	愛知県	288.2	204.0	138.8	10.8	128.0	65.2	84.1
	三重県	386.7	52.4	28.2	7.8	20.3	24.2	334.2
	兵庫県	296.5	16.7	16.7	1.2	15.4	0.0	279.8
	和歌山県	180.1	9.1	1.0	0.0	1.0	8.1	171.0
	島根県	71.7	20.3	20.3	0.0	20.3	0.0	51.3
	山口県	444.0	224.6	214.1	9.4	204.6	10.5	219.3
	愛媛県	615.3	58.7	24.0	0.3	23.7	34.6	556.6
	高知県	215.2	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	215.2
	長崎県	760.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	760.3
	宮崎県	57.6	5.3	5.3	0.0	5.3	0.0	52.3
	鹿児島県	374.7	3.0	1.6	1.6	0.0	1.3	371.6
	沖縄県	176.1	15.6	15.6	11.4	4.2	0.0	160.5
	国交省計	3,023.9	657.0 (21.7)	518.2 (17.1)	100.7 (3.3)	417.5 (13.8)	138.7 (4.6)	2,366.8 (78.3)
	農水省計	1,853.8	361.0 (19.5)	269.5 (14.5)	11.2 (0.6)	258.3 (13.9)	91.4 (4.9)	1,492.8 (80.5)
両省合計	4,877.8	1,018.1 (20.9)	787.8 (16.2)	112.0 (2.3)	675.8 (13.9)	230.2 (4.7)	3,859.7 (79.1)	
国 交 省 分 (14都府県)	秋田県	67.2	0.2	0.2	0.2	0.0	0.0	67.0
	福島県	51.0	39.4	31.2	0.0	31.2	8.1	11.5
	茨城県	61.9	3.4	3.4	0.0	3.4	0.0	58.5
	東京都	95.1	73.5	64.9	11.5	53.4	8.6	21.5
	石川県	150.5	18.5	17.6	5.5	12.1	0.8	132.0
	京都府	65.3	14.9	5.0	0.0	5.0	9.8	50.4
	大阪府	100.4	100.4	53.5	5.9	47.6	46.8	0.0
	鳥取県	49.6	43.7	43.7	0.0	43.7	0.0	5.9
	広島県	381.3	360.5	281.3	3.6	277.7	79.1	20.8
	徳島県	89.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	89.3
	香川県	122.0	8.5	2.2	0.0	2.2	6.3	113.4
	福岡県	96.3	64.1	40.4	19.0	21.3	23.7	32.1
	佐賀県	73.8	40.7	39.5	5.6	33.8	1.2	33.0
	大分県	111.9	16.5	15.6	0.9	14.6	0.9	95.3
国交省計	1,516.4	784.9 (51.8)	599.0 (39.5)	52.5 (3.5)	546.5 (36.0)	185.8 (12.3)	731.4 (48.2)	
農 水 省 分 (5県)	青森県	69.8	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	69.8
	千葉県	25.6	1.9	1.9	0.0	1.9	0.0	23.6
	福井県	33.5	5.5	5.5	0.0	5.5	0.0	27.9
	岡山県	77.5	47.4	30.5	0.0	30.5	16.9	30.0
	熊本県	212.9	212.9	123.2	0.0	123.2	89.7	0.0
農水省計	419.4	267.9 (63.9)	161.3 (38.5)	0.0 (0.0)	161.3 (38.5)	106.6 (25.4)	151.4 (36.1)	

(注) 都道府県の各延長は、m単位で集計したものであるため、その各延長を合計しても国交省計、農水省計及び両省合計とは一致しない(表3-2についても同様)。

(ウ) 強化地域等における堤防・護岸等の耐震性の状況

強化地域又は推進地域に指定されている沿岸の市町村及び両地域に重複して指定されている市町村における堤防・護岸等の耐震性に関する状況についてみると、表3-2のとおり、耐震性が確保されている延長はそれぞれ288.2km(38.0%)、327.3km(15.0%)、238.7km(35.0%)、今後耐震化工事が必要な延長がそれぞれ103.7km(13.7%)、139.7km(6.4%)、80.9km(11.9%)となっている。また、耐震性の調査を実施していない延長は、それぞれ366.0km(48.3%)、1,713.7km(78.6%)、361.9km(53.1%)となっており、堤防・護岸等の耐震化の必要性自体が不明となっているものが多数見受けられ、強化地域等における堤防・護岸等の耐震性の調査は、必ずしも進んでいるとはいえない状況となっている。

表3-2 強化地域等における堤防・護岸等の耐震性の状況 (単位：km)

各地域における県別市町村数	海岸保全区域延長のうち堤防・護岸等の延長 A = B + G	耐震性調査延長						耐震性調査未了延長 G (G/A)%
		B = C + F (B/A)%	耐震化確保延長 C = D + E (C/A)%			耐震化工事必要延長 F (F/A)%		
			D (D/A)%	E (E/A)%				
強化地域								
神奈川県	7	22.5	18.4	0.8	0.8	0.0	17.6	4.1
静岡県	32	158.8	158.8	146.1	47.0	99.0	12.6	0.0
愛知県	23	288.2	204.0	138.8	10.8	128.0	65.2	84.1
三重県	12	288.2	10.5	2.3	0.0	2.3	8.1	277.7
両省合計	74	757.9	391.9 (51.7)	288.2 (38.0)	58.7 (7.8)	229.4 (30.3)	103.7 (13.7)	366.0 (48.3)
推進地域								
静岡県	19	105.0	105.0	97.5	24.0	73.4	7.5	0.0
愛知県	23	288.2	204.0	138.8	10.8	128.0	65.2	84.1
三重県	23	386.7	52.4	28.2	7.8	20.3	24.2	334.2
兵庫県	21	290.1	16.7	16.7	1.2	15.4	0.0	273.4
和歌山県	21	180.1	9.1	1.0	0.0	1.0	8.1	171.0
山口県	1	61.6	15.8	15.8	0.0	15.8	0.0	45.7
愛媛県	19	605.2	58.7	24.0	0.3	23.7	34.6	546.4
高知県	24	215.2	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	215.2
宮崎県	9	48.4	5.1	5.1	0.0	5.1	0.0	43.3
両省合計	160	2,180.9	467.1 (21.4)	327.3 (15.0)	44.2 (2.0)	283.0 (13.0)	139.7 (6.4)	1,713.7 (78.6)
重複地域								
静岡県	19	105.0	105.0	97.5	24.0	73.4	7.5	0.0
愛知県	23	288.2	204.0	138.8	10.8	128.0	65.2	84.1
三重県	12	288.2	10.5	2.3	0.0	2.3	8.1	277.7
両省合計	54	681.5	319.6 (46.9)	238.7 (35.0)	34.8 (5.1)	203.8 (29.9)	80.9 (11.9)	361.9 (53.1)

(エ) 想定津波高に対応している堤防・護岸等の耐震性の状況

堤防・護岸等については、その高さが想定津波高に対応していても耐震性が確保されていなければ、大地震に伴って発生する津波に対して防護効果が十分発現しないおそれがあることから、想定津波高に対応している堤防・護岸等の耐震性の状況について検査したところ、次のとおりとなっていた。

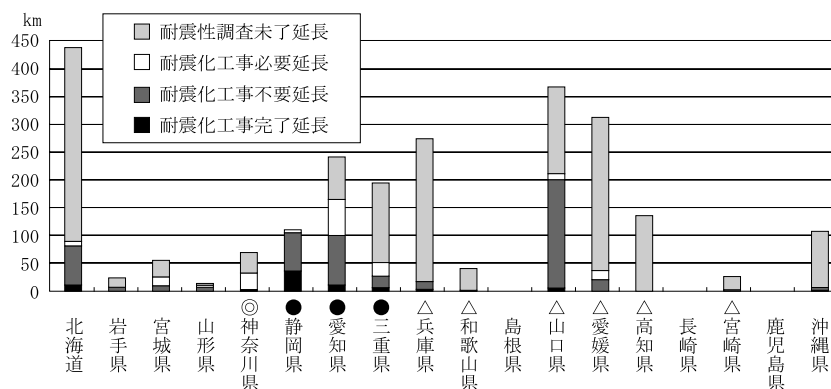
a 18道県における想定津波高に対応している堤防・護岸等の耐震性の状況

堤防・護岸等の高さが想定津波高に対応している海岸保全区域の延長は、表2-1のとおり4,568.2kmであり、堤防・護岸等の施設延長は、図6及び表4-1のお

り2,429.2kmである。このうち、耐震性が確保されている延長は597.4km(24.6%)、今後耐震化工事が必要な延長が172.7km(7.1%)となっている。また、耐震性の調査を実施していない延長は1,659.1km(68.3%)となっており、堤防・護岸等の耐震化の必要性自体が不明となっているものが多数見受けられる。

このように、堤防・護岸等の高さについては、表2-1のとおり4,568.2km(75.4%)整備されているが、耐震性の調査が未了のため、堤防・護岸等の耐震化の必要性自体が不明となっているものが西日本において顕著に見受けられる状況である。

図6 想定津波高に対応している堤防・護岸等の耐震性の状況



(注) ◎は強化地域、△は推進地域、●は両地域に重複指定されている市町村が所在する道県

表4-1 想定津波高に対応している堤防・護岸等の耐震性の状況 (単位：km)

	都道府県名	想定津波高 に対応して いる堤防・ 護岸等の延 長 A = B + G	耐震性調査延長					耐震性調査 未了延長 G (G/A)%
			B = C + F (B/A)%	耐震化確保延長			耐震化工事 必要延長 F (F/A)%	
				C = D + E (C/A)%	耐震化工事 完了延長 D (D/A)%	耐震化工事 不要延長 E (E/A)%		
両 省 分 (18 道 県)	北海道	440.5	89.5	84.7	10.0	74.6	4.8	350.9
	岩手県	23.1	6.3	6.3	0.5	5.8	0.0	16.7
	宮城県	55.3	24.4	8.9	0.0	8.9	15.5	30.8
	山形県	15.8	11.9	6.9	0.0	6.9	4.9	3.9
	神奈川県	70.4	32.4	4.2	4.2	0.0	28.1	37.9
	静岡県	107.7	107.7	102.5	35.0	67.5	5.1	0.0
	愛知県	240.8	164.1	99.9	10.8	89.0	64.2	76.6
	三重県	196.3	50.1	28.2	7.8	20.3	21.9	146.1
	兵庫県	277.4	16.7	16.7	1.2	15.4	0.0	260.7
	和歌山県	42.8	1.5	0.8	0.0	0.8	0.7	41.2
	島根県	想定津波高を設定していない						
	山口県	370.7	214.0	203.5	9.4	194.0	10.5	156.7
	愛媛県	313.9	38.3	21.7	0.3	21.4	16.6	275.5
	高知県	136.7	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	136.7
	長崎県	想定津波高を設定していない						
	宮崎県	27.3	4.5	4.5	0.0	4.5	0.0	22.7
	鹿児島県	想定津波高を設定していない						
	沖縄県	109.9	7.9	7.9	4.3	3.6	0.0	101.9
	国交省計	1,698.6	537.9 (31.6)	419.8 (24.7)	79.3 (4.7)	340.5 (20.0)	118.1 (7.0)	1,160.6 (68.3)
	農水省計	730.6	232.2 (31.8)	177.5 (24.3)	4.6 (0.6)	172.9 (23.7)	54.6 (7.5)	498.4 (68.2)
両省合計	2,429.2	770.1 (31.7)	597.4 (24.6)	83.9 (3.5)	513.4 (21.1)	172.7 (7.1)	1,659.1 (68.3)	
国 交 省 分 (14 都 府 県)	秋田県	54.9	0.2	0.2	0.2	0.0	0.0	54.7
	福島県	51.0	39.4	31.2	0.0	31.2	8.1	11.5
	茨城県	想定津波高を設定していない						
	東京都	95.1	73.5	64.9	11.5	53.4	8.6	21.5
	石川県	88.8	18.5	17.6	5.5	12.1	0.8	70.3
	京都府	19.9	10.6	4.7	0.0	4.7	5.9	9.3
	大阪府	100.4	100.4	53.5	5.9	47.6	46.8	0.0
	鳥取県	49.6	43.7	43.7	0.0	43.7	0.0	5.9
	広島県	326.8	324.1	250.5	3.4	247.1	73.6	2.6
	徳島県	35.7	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	35.7
	香川県	84.1	7.3	2.2	0.0	2.2	5.0	76.8
	福岡県	27.7	19.0	13.8	0.0	13.8	5.2	8.7
	佐賀県	想定津波高を設定していない						
	大分県	100.8	16.5	15.6	0.9	14.6	0.9	84.3
国交省計	1,035.3	653.6 (63.1)	498.3 (48.1)	27.5 (2.7)	470.8 (45.5)	155.3 (15.0)	381.7 (36.9)	
農 水 省 分 (5 県)	青森県	37.6	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	37.6
	千葉県	12.6	1.2	1.2	0.0	1.2	0.0	11.3
	福井県	20.0	4.0	4.0	0.0	4.0	0.0	16.0
	岡山県	53.7	29.6	12.7	0.0	12.7	16.9	24.0
	熊本県	想定津波高を設定していない						
農水省計	124.1	35.0 (28.2)	18.0 (14.6)	0.0 (0.0)	18.0 (14.6)	16.9 (13.7)	89.1 (71.8)	

注(1) 茨城、島根、佐賀、長崎、熊本、鹿児島各県については、想定津波高が設定されていないので集計から除外した。

注(2) 都道府県の各延長は、m単位で集計したものであるため、その延長を合計しても国交省計、農水省計及び両省合計とは一致しない(表4-2についても同様)。

b 強化地域等における想定津波高に対応している堤防・護岸等の耐震性の状況

強化地域又は推進地域に指定されている沿岸の市町村及び両地域に重複して指定されている市町村において、堤防・護岸等の高さが想定津波高に対応しているものの耐震性については、表4-2のとおり、耐震性が確保されている延長はそれぞれ205.7km(43.3%)、249.7km(18.5%)、164.3km(40.1%)、今後耐震化工事が必要な延長がそれぞれ92.8km(19.5%)、106.0km(7.9%)、72.6km(17.8%)となっている。また、耐震性の調査を実施していない延長は、それぞれ176.5km(37.2%)、992.5km(73.6%)、172.4km(42.1%)となっており、堤防・護岸等の耐震化の必要性自体が不明となっているものが多数見受けられる。このように、強化地域等において、高さが想定津波高に対応している堤防・護岸等について耐震性の調査は必ずしも進んでいるとはいえない状況となっている。

表4-2 強化地域等における想定津波高に対応している堤防・護岸等の耐震性の状況 (単位: km)

各地域における県別市町村数	想定津波高に対応している堤防・護岸等の延長 A = B + G	耐震性調査延長						耐震性調査未了延長 G (G/A)%	
		B = C + F (B/A)%	耐震化確保延長			耐震化工事必要延長 F (F/A)%			
			C = D + E (C/A)%	耐震化工事完了延長 D (D/A)%	耐震化工事不要延長 E (E/A)%				
強化地域	神奈川県	7	22.5	18.4	0.8	0.8	0.0	17.6	4.1
	静岡県	32	107.7	107.7	102.5	35.0	67.5	5.1	0.0
	愛知県	23	240.8	164.1	99.9	10.8	89.0	64.2	76.6
	三重県	12	104.0	8.2	2.3	0.0	2.3	5.8	95.7
	両省合計	74	475.1	298.6 (62.8)	205.7 (43.3)	46.7 (9.8)	158.9 (33.5)	92.8 (19.5)	176.5 (37.2)
推進地域	静岡県	19	64.5	64.5	62.0	15.0	47.0	2.5	0.0
	愛知県	23	240.8	164.1	99.9	10.8	89.0	64.2	76.6
	三重県	23	196.3	50.1	28.2	7.8	20.3	21.9	146.1
	兵庫県	21	269.7	16.7	16.7	1.2	15.4	0.0	253.0
	和歌山県	21	42.8	1.5	0.8	0.0	0.8	0.7	41.2
	山口県	1	60.5	15.8	15.8	0.0	15.8	0.0	44.6
	愛媛県	19	313.9	38.3	21.7	0.3	21.4	16.6	275.5
	高知県	24	136.7	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	136.7
	宮崎県	9	22.8	4.3	4.3	0.0	4.3	0.0	18.4
	両省合計	160	1,348.3	355.8 (26.4)	249.7 (18.5)	35.2 (2.6)	214.5 (15.9)	106.0 (7.9)	992.5 (73.6)
重複地域	静岡県	19	64.5	64.5	62.0	15.0	47.0	2.5	0.0
	愛知県	23	240.8	164.1	99.9	10.8	89.0	64.2	76.6
	三重県	12	104.0	8.2	2.3	0.0	2.3	5.8	95.7
	両省合計	54	409.4	236.9 (57.9)	164.3 (40.1)	25.8 (6.3)	138.4 (33.8)	72.6 (17.8)	172.4 (42.1)

エ 18道県の高潮等に対する堤防・護岸等の整備状況

両省所管の海岸保全区域延長8,668.2kmのうち、堤防・護岸等の高さが高潮等の高さに対応している海岸保全区域延長は、図7及び表5のとおり5,646.6km(74.3%、防護人口約450万人)となっている。

一方、海岸保全区域延長1,869.1km(24.6%)については、堤防・護岸等の高さが高潮等の高さより低くなっている状況で、西日本の一部の県においては必ずしも整備が進んでいるとはいえない状況となっている。

高潮対策については、海岸整備が推進された結果もあって、昭和40年代以降、伊勢

湾台風規模の大規模な高潮被害は発生していない。しかし、日本列島は台風の常襲地帯であり、高潮等による大きな被害が発生するおそれは依然として高く、さらに、気候変動による海面上昇の影響などから、高潮等による被害は今後より多くなるおそれがある。そして、平成11年9月の台風18号により高潮被害を受けた山口県では、設計高潮位を15年4月に見直し、15年度の設計から適用することとしており、見直し後の潮位に合わせて改めて堤防・護岸等のかさ上げを行うこととしている。

また、18道県以外の岡山、香川両県においても、設計高潮位の見直しを行っている。

図7 高潮等に対する堤防・護岸等の整備状況

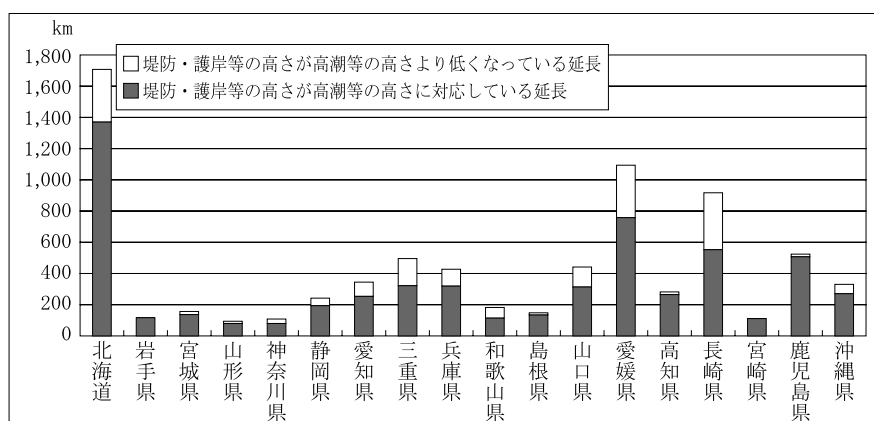


表5 高潮に対する堤防・護岸等の整備状況

	都道府県名	海岸保全区域延長 km	左のうち高潮等の高さを設定している海岸保全区域延長(A)		堤防・護岸等の高さが高潮等の高さに対応している海岸保全区域延長(B)			堤防・護岸等の高さが高潮等の高さより低くなっている海岸保全区域延長(C)		
			km	防護人口 人	(B/A) km %	防護人口 人	(C/A) km %	防護人口 人		
両 省 分 (18道県)	北海道	1,734.8	1,694.4	183,003	1,358.3 (80.2)	134,385	336.1 (19.8)	48,618		
	岩手県	133.6	95.2	19,434	95.2 (100.0)	19,434	0.0 (0.0)	0		
	宮城県	204.2	141.0	118,882	122.4 (86.8)	112,222	18.6 (13.2)	6,660		
	山形県	70.3	65.3	5,463	58.4 (89.5)	4,589	6.8 (10.5)	874		
	神奈川県	128.0	91.4	294,673	68.2 (74.6)	202,932	23.1 (25.4)	91,741		
	静岡県	271.6	231.0	235,514	168.6 (73.0)	230,795	62.3 (27.0)	4,719		
	愛知県	333.8	333.8	1,961,696	233.8 (70.1)	1,773,553	99.9 (29.9)	188,143		
	三重県	532.4	489.2	442,357	307.0 (62.8)	210,964	182.1 (37.2)	231,393		
	兵庫県	417.5	416.9	841,890	300.7 (72.1)	753,492	116.1 (27.9)	88,143		
	和歌山県	208.6	176.2	97,755	101.2 (57.4)	35,551	75.0 (42.6)	62,204		
	島根県	130.5	127.3	13,258	115.2 (90.4)	12,184	12.1 (9.6)	1,074		
	山口県	550.6	438.0	687,589	305.9 (69.8)	499,059	131.8 (30.1)	140,312		
	愛媛県	1,189.0	1,096.0	285,827	748.5 (68.3)	139,807	341.5 (31.2)	146,020		
	高知県	284.3	270.8	99,351	263.0 (97.1)	95,274	7.8 (2.9)	4,057		
	長崎県	1,361.7	948.4	87,945	540.6 (57.0)	51,385	372.5 (39.3)	35,386		
	宮崎県	109.9	101.9	18,045	101.9 (100.0)	18,045	0.0 (0.0)	0		
	鹿児島県	591.3	523.0	167,797	493.1 (94.3)	165,432	21.4 (4.1)	1,961		
	沖縄県	415.3	360.5	74,959	263.9 (73.2)	50,386	61.2 (17.0)	24,289		
	国交省計	5,397.9	5,239.6	5,005,621	3,984.2 (76.0)	4,095,620	1,255.4 (24.0)	910,001		
農水省計	3,270.3	2,361.6	629,817	1,662.4 (70.4)	413,869	613.7 (26.0)	165,593			
両省合計	8,668.2	7,601.2	5,635,438	5,646.6 (74.3)	4,509,489	1,869.1 (24.6)	1,075,594			
国 交 省 分 (14都府県)	秋田県	135.2	130.7	4,248	46.2 (35.4)	2,561	84.5 (64.6)	1,687		
	福島県	66.6	66.6	17,669	61.0 (91.6)	16,563	5.6 (8.4)	1,106		
	茨城県	103.6	103.6	18,030	97.7 (94.3)	14,566	5.8 (5.7)	3,464		
	東京都	135.4	135.4	1,007,812	104.9 (77.4)	809,434	30.5 (22.6)	198,378		
	石川県	192.8	192.8	17,440	175.0 (90.8)	15,764	17.8 (9.2)	1,676		
	京都府	85.6	85.6	7,414	77.7 (90.7)	6,270	7.9 (9.3)	1,144		
	大阪府	102.1	102.1	812,657	83.1 (81.5)	758,461	18.9 (18.5)	54,196		
	鳥取県	105.9	105.9	23,988	89.4 (84.4)	15,649	16.5 (15.6)	8,339		
	広島県	405.0	405.0	415,640	286.6 (70.8)	343,819	118.3 (29.2)	71,821		
	徳島県	102.6	89.2	358,239	67.2 (75.4)	325,554	21.9 (24.6)	32,685		
	香川県	143.2	119.0	110,828	104.5 (87.8)	73,407	14.5 (12.2)	37,421		
	福岡県	126.1	126.1	180,587	106.9 (84.7)	97,729	19.2 (15.3)	82,858		
	佐賀県	75.4	75.4	228,886	63.3 (84.0)	168,152	12.1 (16.0)	60,734		
	大分県	137.2	116.8	92,656	113.2 (96.9)	92,195	3.5 (3.1)	461		
国交省計	1,917.5	1,855.0	3,296,094	1,477.4 (79.6)	2,740,124	377.5 (20.4)	555,970			
農 水 省 分 (5県)	青森県	127.1	127.1	19,909	103.9 (81.7)	16,011	23.2 (18.3)	3,898		
	千葉県	43.2	40.1	18,891	24.5 (61.2)	18,149	4.3 (10.9)	742		
	福井県	51.7	10.7	4,980	3.5 (32.5)	93	7.2 (67.5)	3,796		
	岡山県	85.5	79.0	90,127	26.1 (33.1)	60,640	52.3 (66.3)	28,837		
	熊本県	297.5	262.3	201,341	116.6 (44.5)	109,708	145.6 (55.5)	91,488		
	農水省計	605.1	519.4	335,248	274.8 (52.9)	204,601	232.9 (44.8)	128,761		

注(1) 千葉、岡山、山口、愛媛、長崎、鹿児島、沖縄各県については、一部堤防・護岸等の高さが不明な延長があるため、(A)=(B)+(C)とならない。

注(2) 都道府県の海岸保全区域延長は、m単位で集計したものであるため、その延長を合計しても国交省計、農水省計及び両省合計とは一致しない。

(3) 津波・高潮災害に対するソフト対策について

津波・高潮等に対するハード面からの防災対策は、過去の災害状況等から施設設計上の

防護目標(以下「防護目標」という。)を立て、堤防・護岸等の海岸保全施設の整備を行うことにより災害を抑止することであるが、防護目標を超える災害発生のおそれもあり、また、防護目標内であっても、海岸保全施設の整備が未実施となっている箇所や整備した海岸保全施設が有効に機能しない場合があることなどから、災害を最小限に止めるためにはソフト面からの対策の整備が必要となる。このため、市町村では、地域防災計画に基づき、津波・高潮災害に対する地域住民の避難や施設整備等の検討のために、都道府県が作成する浸水が予測される区域と浸水の程度を示した地図(以下「浸水予測区域図」という。)等に、必要に応じ避難場所・避難路などの防災情報を加えた津波及び高潮ハザードマップを住民へ配布することとしている。また、都道府県は、市町村等が処理する防災に関する事務又は業務の実施を助け、かつ、活動の総合調整を行うこととされている。

ア 津波ハザードマップの整備状況

(ア) 市町村における整備状況

37 都道府県の沿岸にある市町村は、表6のとおり792市町村となっているが、岩手、静岡両県以外の都道府県では津波ハザードマップが未整備の市町村が多い状況で、実際に作成し配布している市町村は全体の19.6%の156市町村となっている。このうち、岩手県では津波ハザードマップの整備率が100%となっているが、これは同県では既往最大の津波高が非常に高いことから背後地の土地利用等を考慮して堤防・護岸等の計画高を既往最大の津波高より低く設定しているため、堤防・護岸等の施設整備だけで津波の被害から防護することは不可能であることから、県内のすべての沿岸市町村で、津波ハザードマップを作成し住民に配布するなどして、津波に対するソフト面からの対策を実施していることによるものである。このように、岩手県では、施設整備というハード面からの対策と津波ハザードマップを住民に配布し避難方法等を周知するというソフト面からの対策とを併せ行うことにより、津波の被害から住民を防護する施策をとっている。

表6 ハザードマップの整備状況

都道府県名	対象市 区町村 数	津波ハザードマップ				高潮ハザードマップ				
		浸水予 測区域 図の作 成状況	整備済 市町村 数	未整備 市町村 数	整備率 %	浸水予 測区域 図の作 成状況	整備済 市町村 数	未整備 市町村 数	整備率 %	
北海道	88	×	10	78	11.3	×	4	84	4.5	
青森県	22	×	0	22	0	×	0	22	0	
岩手県	13	○	13	0	100	×	0	13	0	
宮城県	23	○	9	14	39.1	×	0	23	0	
秋田県	11	×	0	11	0	×	0	11	0	
山形県	4	×	0	4	0	×	0	4	0	
福島県	12	×	0	12	0	×	0	12	0	
茨城県	12	×	0	12	0	×	0	12	0	
千葉県	37	○	9	28	24.3	×	4	33	10.8	
東京都 ◎△	15	▲	0	15	0	×	0	15	0	
神奈川県 ◎	15	○	0	15	0	×	0	15	0	
石川県	17	○	2	15	11.7	×	0	17	0	
福井県	12	○	0	12	0	×	0	12	0	
静岡県 ◎●	32	○	28	4	87.5	×	0	32	0	
愛知県 ●	23	○	13	10	56.5	×	0	23	0	
三重県 △●	23	○	11	12	47.8	×	0	23	0	
京都府	5	×	0	5	0	×	0	5	0	
大阪府 △	12	○	1	11	8.3	×	0	12	0	
兵庫県 △	25	○	5	20	20.0	×	2	23	8.0	
和歌山県 △	21	○	11	10	52.3	×	0	21	0	
鳥取県	10	○	3	7	30.0	×	0	10	0	
島根県	13	×	0	13	0	×	0	13	0	
岡山県 △	7	○	1	6	14.2	×	1	6	14.2	
広島県 △	17	×	0	17	0	×	1	16	5.8	
山口県 △	21	×	0	21	0	×	1	20	4.7	
徳島県 △	12	○	5	7	41.6	×	0	12	0	
香川県 △	19	○	1	18	5.2	×	1	18	5.2	
愛媛県 △	19	○	3	16	15.7	×	0	19	0	
高知県 △	24	○	10	14	41.6	×	0	24	0	
福岡県	19	×	0	19	0	×	0	19	0	
佐賀県	11	×	0	11	0	×	1	10	9.0	
長崎県	32	×	0	32	0	×	0	32	0	
熊本県	27	×	1	26	3.7	×	0	27	0	
大分県 △	15	○	3	12	20.0	×	0	15	0	
宮崎県 △	13	▲	2	11	15.3	×	0	13	0	
鹿児島県	59	×	0	59	0	×	0	59	0	
沖縄県	52	×	15	37	28.8	×	6	46	11.5	
合計	792		21	156	636	19.6	0	21	771	2.6
うち強化地域	23	—	9	14	39.1					
うち推進地域	165	—	45	120	27.2					
うち重複地域	54	—	39	15	72.2					

注(1) 「都道府県名」欄の◎は強化地域のみ、△は推進地域のみ、●は両地域に重複指定されている市町村が所在する都道府県

注(2) 「浸水予測区域図の作成状況」欄の○は作成済み、×は非作成、▲は一部作成、合計欄は作成済みの都道府県数

(イ) 津波ハザードマップが整備されていない理由

津波による浸水予測区域図を作成している都道府県は、表6のとおり37都道府県のうち21都道府県となっている。これらの都道府県のうち、浸水予測区域図を最近作成した都道府県内の各市町村では、津波ハザードマップが作成中であったり、市町村合併後に作成を予定していたりしており、津波ハザードマップの整備が進められている状況となっている。

一方、浸水予測区域図を作成していない16道府県では、ほとんどの市町村において津波ハザードマップが整備されていない状況となっている。これらの道府県においては、津波による浸水予測区域図を早急に作成し、市町村における津波ハザードマップの作成を支援する必要があると認められる。

(ウ) 強化地域等における整備状況

37都道府県のうち、強化地域のみ又は推進地域のみ指定されている沿岸の市町村及び両地域に重複して指定されている市町村は、表6のとおり、それぞれ23市町村、165市町村、54市町村あり、これらの地域のうち津波ハザードマップが作成されている市町村は、それぞれ9市町村、45市町村、39市町村にとどまっていて、強化地域等についてはその整備状況は十分とはいえず、今後一層の整備の推進が必要である。

なお、両省では、17年度から、大規模地震による災害が甚大であり、緊急的な対策を要する地域に存する海岸については、津波ハザードマップの作成を支援する経費（浸水予測区域調査、耐震調査、避難路調査等）について国庫補助の対象とすることとし、津波ハザードマップの作成の推進を図ることとしている。

イ 高潮ハザードマップの整備状況

(ア) 市町村における整備状況

37都道府県の沿岸にある792市町村のうち、高潮ハザードマップを作成し配布している市町村は全体の2.6%の21市町村と極めて少ない状況となっている。

(イ) 高潮ハザードマップが整備されていない理由

表6のとおり、高潮等による浸水予測区域図を作成している都道府県はなく、また、市町村において高潮ハザードマップが整備されていないのは、主として高潮等による浸水予測区域図を、都道府県で作成していないことによるものであった。

しかし、我が国では従来から台風による高潮等の被害が多数生じていることから、都道府県においては、高潮等による浸水予測区域図を作成し、市町村における高潮ハザードマップの作成の推進を図る必要があると認められる。特に、湾内に面し、人口、資産の集中が著しい地区で背後地の地盤が低い地区においては、より大きな高潮被害の発生のおそれが高いことから、早急に高潮ハザードマップを整備する必要があると認められる。

以上のように、いまだに津波及び高潮ハザードマップが整備されていない市町村が多くあり、これら自然災害に対する事前の被害想定を住民に十分周知する段階に至っているとは認められない状況となっている。

ウ 海岸利用者に対するソフト対策

海岸の利用者は沿岸市町村の住民に限られるものではなく、観光客や来訪者等(以下

「海岸利用者」という。)の多くも海岸を利用することから、海岸利用者への津波来襲時の情報伝達や避難方法等の周知が重要となっている。

そこで、海岸利用者に対する災害時の情報伝達や周知等の体制について調査したところ、次のとおりとなっていた。

- (ア) 津波発生時に海岸利用者に対する避難情報等の伝達はどのように行うか調査したところ、市町村等が設置した防災無線スピーカー等により情報伝達を図っている海岸管理者が多くなっている。しかし、防災無線スピーカー等を設置していなかったり、設置していても防災無線スピーカー等の音声の到達範囲が限られたりしている状況も見受けられる。
- (イ) 津波発生時の避難施設の指定や施設整備等を行っているか調査したところ、災害発生時には非常に有効となる避難施設の指定等は十分進んでいない状況が見受けられる。
- (ウ) 津波・高潮等の浸水予測区域について、海岸利用者へどのように周知しているか調査したところ、避難場所等を掲載したハザードマップの整備状況が、前記のとおり十分とはいえない状況であることなどから、今後の検討課題としている海岸管理者が多く見受けられる。

(4) 海岸保全施設の管理について

ア 海岸台帳の整備について

前記のとおり、海岸管理者は海岸法に基づき、海岸台帳を調製し、保管しなければならないこととなっており、海岸保全区域、海岸保全区域の指定年月日及び海岸保全施設の位置、種類、構造等を記載した帳簿及び図面の記載事項について変更があったときは、海岸管理者は速やかに訂正しなければならないとされている。また、海岸台帳は、海岸保全区域及び海岸保全施設の管理に当たり、これらの状況を把握し得る唯一のものとして位置付けられており、海岸保全区域を管理するに当たり不可欠のものであることなどから、海岸保全の実施及び今後の総合的な海岸事業の実施のためにも、常時、正確に、現状を表すものとして整備しておく必要があると認められる。

しかし、37都道府県管内の145海岸管理者における海岸台帳の整備状況について検査したところ、48海岸管理者において、海岸台帳の調製が十分行われていないなどのために、海岸保全区域の範囲が不明となっていたり、過去に整備した海岸保全施設のしゅん功年月日、位置、延長、構造、天端高等が不明となっていたりしていた。

これは、一部の海岸管理者が、海岸台帳によらず、独自に作成、保管している資料等により管理に当たっている場合があることなどによると思料されるが、上記のとおり、海岸法で、海岸台帳は海岸保全区域及び海岸保全施設等の状況を把握し得る唯一のものとして位置付けられており、一元的な海岸管理を実施することにより、津波・高潮等に対して適切に対応するためにも、不統一な資料によることなく、海岸台帳を整備する要があると認められる。

また、堤防・護岸等に対する耐震性の調査及び工事の実施状況を海岸台帳への記載事項に追加したり、港湾・漁港施設を海岸保全施設として最大限活用するため、これらの施設についても防災機能を十分検討し、海岸保全施設として取り扱うこととして海岸台帳に登載したりするなどして海岸台帳の充実を図り、もって今後の計画的な海岸事業の

実施に資することが望まれる。

イ 海岸保全施設の開口部に設けられた陸閘等の管理について

海浜、岸壁、物揚場等とその背後の住宅、道路等の間に堤防、胸壁等の海岸保全施設が設けられている場合には、通常時に岸壁等とその背後地との間の車両及び人の通行等の確保をするために開口部を設けることにより、堤防、胸壁等が一部不連続となる箇所がある。そして、これらの開口部には、主として鋼製の扉を備え、これを閉鎖することにより海水の侵入を防ぐ陸閘又は水門、樋門等の閉鎖用施設(以下「陸閘等」という。)が設置されている。陸閘等は、津波・高潮等の非常時に閉鎖された状態にしておかないと、津波又は高潮等の高さに対し堤防等の高さが対応していても、開口部からの海水の侵入を防ぐことができないことから、開口部が閉鎖されなければ多額の事業費を用いて整備した堤防等の防護効果が十分発現しないこととなる。このため、陸閘等は、通常時に開放していても災害が想定される場合には容易に閉鎖できるものとなっていることが必要であるとともに、確実に閉鎖する体制が求められる。

特に、強化地域及び推進地域は、東海地震、東南海・南海地震による津波等が想定され、著しい災害が生ずるおそれがあるため防災対策の強化等を要する地域であることから、これらの地域内においては、開口部を確実に閉鎖する体制等を早急に整えることが求められている。

今回、開口部の幅が2 m以上、高さが1 m以上を有する2,100箇所の陸閘等のうち、通常時に開放している1,833箇所について、その操作方法及び閉鎖体制等について検査したところ、表7のとおり動力化等が未実施で手で閉鎖しなければならないものが1,570箇所(85.7%)と大半を占めていた。また、動力化等が実施済の箇所のうちでも、遠隔操作が導入されていたのは東京都、大阪府などの大都市や強化地域に指定されている静岡県等における計42箇所にとどまっていた。このように動力化及び遠隔操作化については、強化地域、推進地域においても、また、想定津波高等に対応した堤防等の高さとなっている箇所においても、特に整備が進んでいるとはいえない状況となっている。

また、陸閘等の操作については、海岸管理者が自ら閉鎖するとしている施設は420箇所(22.9%)、他に委託して行わせている施設が1,413箇所(77.1%)となっており、大半の施設について委託により閉鎖等の操作を行わせることとしている。

表7 通常時に開放されている陸閘等の操作方法等 (単位：箇所)

区 分	操作方法			委託状況	
	人 力	動力化等	遠隔操作	自 ら	委 託
全 体 1,833(100%)	1,570 (85.7%)	263 (14.3%)	42 (2.3%)	420 (22.9%)	1,413 (77.1%)
うち強化地域、推進 地域 1,291(100%)	1,104 (85.5%)	187 (14.5%)	25 (1.9%)	359 (27.8%)	932 (72.2%)
うち想定津波高等に 対応しているもの 1,475(100%)	1,241 (84.1%)	234 (15.9%)	33 (2.2%)	286 (19.4%)	1,189 (80.6%)

そして、委託先については、表8のとおり、市町村、消防団、自治会、民間企業、個人等となっており、この中には実際の操作は自治会等へ再委託しているものも見受けられた。また、委託方法については、委託の内容等が協議文書等に基づいて明確となっているものは1,119箇所(79.2%)となっているが、一方、口頭で委託しているなどのため閉鎖等の操作等が必ずしも明確となっていないものも294箇所(20.8%)見受けられる。さらに、委託先の操作者の防災訓練については、449箇所(31.8%)の操作者が防災訓練に参加していない状況となっている。

以上のように、津波、高潮等の非常時に開口部が迅速、確実に閉鎖できるかどうか疑問となる状況も見受けられ、これらの状況は、強化地域、推進地域でも、また、想定津波高等に対応した堤防等の高さとなっている箇所でも見受けられた。

表8 操作を委託している陸閘等の委託先、委託方法等 (単位：箇所)

区 分	委 託 先			委 託 方 法		防 災 訓 練	
	市町村	消防団等	民間企業等	口 頭	文書等	参 加	未参加
全 体 1,413(100%)	508 (36.0%)	407 (28.8%)	498 (35.2%)	294 (20.8%)	1,119 (79.2%)	964 (68.2%)	449 (31.8%)
うち強化地域、 推進地域 932(100%)	236 (25.3%)	263 (28.2%)	433 (46.5%)	271 (29.1%)	661 (70.9%)	574 (61.6%)	358 (38.4%)
うち想定津波高 等に対応してい るもの 1,189(100%)	410 (34.5%)	321 (27.0%)	458 (38.5%)	203 (17.1%)	986 (82.9%)	758 (63.8%)	431 (36.2%)

さらに、陸閘等の状況について検査したところ、閉鎖扉の通るレールがコンクリート等で埋められていたり、閉鎖に必要な資材が用意されていなかったりなど操作に支障があったり、開口部に陸閘等が設置されていなかったりしている事態が見受けられた。

4 本院の所見

両省及び海岸管理者においては、従来から海岸法等に基づき、多額の事業費を投入して津波・高潮等による被害から海岸を防護することなどを目的に、海岸事業を実施している。一方、我が国の周囲には多数の震源域が存在し、これらを震源とする地震による津波の発生が想定され、また、台風による高潮被害の発生のおそれが高い状況であるが、経済活動の集中や環境対策の必要性などといった海岸の現状及び厳しい財政状況などから、これらすべてに対応することができる防護施設の設置は困難と思料される。

このような状況の下、両省では、防災業務計画において、海岸保全施設等に係る津波対策及び高潮対策について措置を講ずることとしていたり、全国的な海岸の状況調査を実施したりなどしている。

そこで、本院において、両省においてこれまで進められてきた津波・高潮対策がどのように実施され、効果的なものとなっているかなどについて検査したところ、前記のとおり、堤防・護岸等の整備状況については、表2-1のとおり、その高さは想定される津波に対し、国土交通省所管では83.0%、農林水産省所管では62.1%の整備がなされている状況にあるものの今後整備を要する延長も650.7km(17.0%)、662.8km(29.8%)見受けられた。また、想定津波高に対応した高さとなっている堤防・護岸等についても、表4-1のとおり、耐震性が

確保されているものが24.7%、24.3%、耐震性が確保されていないものが7.0%、7.5%、耐震性の調査が行われていないものが68.3%、68.2%に上っていた。

さらに、津波・高潮ハザードマップについては、市町村により作成・公表がされていないものが80.4%（津波）、97.4%（高潮）と多数見受けられ、このうち、特に緊急に津波、耐震対策を要する強化地域及び推進地域においても、堤防・護岸等の高さや耐震性の確保が十分ではないにもかかわらず、ハザードマップを作成していない市町村がなお多く見受けられる状況となっていた。また、海岸保全区域の把握の状況や整備した施設の管理状況は、必ずしも適切なものとはなっていなかった。

については、大規模地震発生とこれによる津波の被害が想定され、また、台風による高潮等の被害発生のおそれも高い現在、海岸保全施設の整備には今後長期間及び多額の事業費を要することが予想されることから、これらの制約の下で、両省において、災害による被害の軽減等のため均衡あるハード対策及びソフト対策等により、海岸事業の効果を早期かつ最大限に発現させ、津波・高潮災害の減災に資するよう、海岸管理者に助言するなどして、次のような事項について対策を実施することが望まれる。

ア 海岸保全施設の整備状況は、前記のとおり今後も長期間及び多額の費用を要することが見込まれることから、耐震性の調査を進めるなどして、より計画的、重点的な対策を着実に実施すること

イ 津波・高潮等による被害の軽減に資するなどのため、海岸保全施設による防護機能を補完する津波・高潮ハザードマップの整備が急務であることから、浸水予測区域図を作成するよう都道府県を支援し、市町村が津波・高潮ハザードマップを作成できるようにすること。また、海岸利用者に対する避難方法等の防災情報について、関係機関と十分な連携と緊密な調整を図り対策を講ずること

ウ 海岸保全施設等の現状を正確に把握するため、海岸台帳の整備を適切に行い、もって今後の計画的な海岸事業の実施に資するようにすること。また、海岸保全施設の開口部に設けられた陸閘等について、津波・高潮等の緊急時に迅速、確実に閉鎖することが緊要であることから、その実効性を確保するための体制を整備すること

(注1) 8都県 東京都、神奈川、山梨、長野、岐阜、静岡、愛知、三重各県

(注2) 21都府県 東京都、京都、大阪両府、長野、岐阜、静岡、愛知、三重、滋賀、兵庫、奈良、和歌山、岡山、広島、山口、徳島、香川、愛媛、高知、大分、宮崎各県

(注3) 北海道ほか36都府県 東京都、北海道、京都、大阪両府、青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島、茨城、千葉、神奈川、石川、福井、静岡、愛知、三重、兵庫、和歌山、鳥取、島根、岡山、広島、山口、徳島、香川、愛媛、高知、福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄各県

(注4) 北海道ほか31都府県 東京都、北海道、京都、大阪両府、岩手、宮城、秋田、山形、福島、茨城、神奈川、石川、静岡、愛知、三重、兵庫、和歌山、鳥取、島根、広島、山口、徳島、香川、愛媛、高知、福岡、佐賀、長崎、大分、宮崎、鹿児島、沖縄各県

(注5) 北海道ほか22県 北海道、青森、岩手、宮城、山形、千葉、神奈川、福井、静岡、愛知、三重、兵庫、和歌山、島根、岡山、山口、愛媛、高知、長崎、熊本、宮崎、鹿児島、沖縄各県

(注6) 10県 神奈川、静岡、愛知、三重、兵庫、和歌山、山口、愛媛、高知、宮崎各県

- (注7) その他の8道県 北海道、岩手、宮城、山形、島根、長崎、鹿児島、沖縄各県
- (注8) 北海道ほか30都府県 東京都、北海道、京都、大阪両府、青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島、千葉、神奈川、福井、石川、静岡、愛知、三重、兵庫、和歌山、鳥取、岡山、広島、山口、徳島、香川、愛媛、高知、福岡、大分、宮崎、沖縄各県
- (注9) 茨城県ほか5県 茨城、島根、佐賀、長崎、熊本、鹿児島各県

第 15 国の事業許可を受け貸付金等により整備した地方道路公社の有料道路事業の状況について

第 4 章
第 2 節
特定検査対象に関する検査状況
第 15

検査対象	国土交通省、名古屋高速道路公社ほか 26 公社
地方道路公社が行う有料道路事業の概要	国の貸付金等により道路を整備し、完成後に通行する車両から徴収する料金収入により建設費を償還するもの
検査の対象とした道路数	指定都市高速道路 4 道路 一般有料道路 80 道路
上記の道路に対する平成 16 年度末現在の国の貸付金残高	8340 億円 (指定都市高速道路 5243 億円) (一般有料道路 3097 億円)

1 有料道路事業の概要

(有料道路事業)

有料道路の建設及び管理を行う事業(以下「有料道路事業」という。)は、道路整備特別措置法(昭和 31 年法律第 7 号。以下「特措法」という。)の規定に基づき、一般公共事業によって建設し無料で公開すべき道路について、財源不足による建設の遅延を避け緊急に整備するために採用されている特別の措置である。そのため、道路の建設に要する工事費、用地費等(以下「建設費」という。)は借入金、出資金等で賄っており、それらを完成後通行する車両から徴収する料金収入で償還するという枠組みが採られている。

特措法上の有料道路には、高速自動車国道、都市高速道路、本州四国連絡道路、一般有料道路がある。

(都市高速道路)

都市高速道路は、大都市圏において都市の機能を維持、増進させることを目的として建設される自動車専用道路で、当該道路のみで一つの道路網を構成している。

都市高速道路には、首都高速道路、阪神高速道路のほかに、指定都市高速道路として名古屋高速道路、広島高速道路、福岡高速道路及び北九州高速道路の 4 道路がある。

指定都市高速道路の建設及び管理を行う事業(以下「指定都市高速道路事業」という。)を行う者は、整備計画及び工事実施計画(以下併せて「整備計画等」という。)を記載した申請書を国土交通大臣に提出し、国土交通大臣は特措法に規定された要件に適合することを確認して許可することとなっている。整備計画では、路線名、新設・改築区間、費用の概算額、償還計画等が、工事実施計画では工事方法、工事予算、完成予定時期等が定められている。

また、料金及び料金徴収期間については、指定都市高速道路事業を行う者は計画交通量を算出した上で料金収入額を推計し、それらを記載した書面を添付して認可申請し、国土交通大臣は特措法に規定された要件に適合することを確認して認可することとなっている。指定都市高速道路事業を行う者は、整備計画に組み入れられた路線を部分的に新規供用する場合、そのたびに計画交通量等を見直して変更認可申請することとなっている。

(一般有料道路)

一般有料道路は、既存道路がある場合にそのバイパスとして建設されるもので、その建設

は通行する車両が著しく利益を受ける場合に限られている。

一般有料道路の建設及び管理を行う事業(以下「一般有料道路事業」という。)を行う者は、工事方法、収支予算の明細等を記載した申請書に計画交通量等を記載した書面を添付して国土交通大臣に提出し、国土交通大臣は特措法に規定された要件に適合することを確認して許可することとなっている。収支予算の明細は、年度ごとの料金収入額、管理費等の支出額、借入金の返済額の計画額を記載したもので、建設費の償還計画となるものである。

(地方道路公社)

地方道路公社(以下「道路公社」という。)は、地方道路公社法(昭和45年法律第82号。以下「公社法」という。)の規定に基づき、有料道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理を総合的かつ効率的に行うこと等により、地方的な幹線道路の整備を促進して交通の円滑化を図り、もって地方における住民の福祉の増進と産業経済の発展に寄与することを目的として設立される法人である。

道路公社は、道路の整備に関する基本計画を定めた後、特措法の規定に基づき、国土交通大臣の許可を受けて、指定都市高速道路事業又は一般有料道路事業を行っている。

指定都市高速道路事業を行っている道路公社(以下「高速道路公社」という。)は、名古屋高速道路公社、広島高速道路公社、福岡北九州高速道路公社の3公社がある。

また、一般有料道路事業を行っている道路公社は、40都府県市において、40公社ある。

(有料道路事業の財源)

道路公社における有料道路事業の財源は、国の無利子貸付金、設立団体からの出資金、民間借入金等からなっており、その概要は次のとおりである。

(1) 国の無利子貸付金

国土交通省では、特措法等の規定に基づき、有料道路の建設費に対して、貸付率15%から52.5%、20年償還(うち据置期間5年)という条件で道路整備特別会計から有料道路整備資金貸付金又は道路事業資金収益回収特別貸付金を無利子で貸し付けている。

有料道路整備資金貸付金は、昭和43年の特措法の一部改正により創設されたものであり、当時の貸付率は一律に15%とされたが、有料道路制度を一層有効に活用し、地方的幹線道路の整備促進を図るため、49年度からは15%から45%まで、平成16年度からは15%から50%までの範囲内で貸付けが行われることとなっている。

道路事業資金収益回収特別貸付金は、昭和62年度に日本電信電話株式会社の株式の売払収入を活用した社会資本整備の促進措置として創設されたものであり、貸付率35%から52.5%までの範囲内で貸付けが行われることとなっている。

(2) 設立団体の出資金

道路公社の設立団体である地方公共団体は、建設費の一部を出資金として拠出している。出資金の建設費に占める割合は、3割程度となっている。

出資金については、道路公社は設立団体に対して償還する法的義務は負っていないが、建設費を料金収入で償還するという有料道路事業の枠組みの中で償還することとなっている。

(3) 民間借入金等

道路公社は、国の無利子貸付金、設立団体の出資金のほかに、市中銀行、公営企業金融公庫等からの借入金等により、建設費の財源を調達している。

(有料道路事業の経理)

道路公社の有料道路事業は、個別の道路ごとに採算性の確保を図ることを基本原則としている。そして、その会計経理については、公社法、地方道路公社法施行規則(昭和45年建設省令第21号。以下「公社法施行規則」という。)で利益及び損失の処理、勘定区分等が規定され、これを受けて各道路公社が制定した会計規則に基づいて処理することとされている。

利益及び損失の処理については、公社法の規定により、利益を生じたときは前年度から繰り越した損失を埋め、なお残余があるときはその額を準備金として整理し、損失を生じたときはその準備金を減額し、なお不足があるときはその額を欠損金として整理することとなっている。

また、勘定区分については、公社法施行規則の規定により、負債勘定を流動負債、固定負債及び特別法上の引当金等に区分することとなっている。このうち、特別法上の引当金等は、償還準備金及び損失補てん引当金であり、その概要は次のとおりである。

(1) 償還準備金

有料道路については、企業会計上一般的な減価償却が行われず、将来の無料開放に備えるため、建設費に達するまで、料金収入から管理費、利息等の支出額を差し引いた残額を償還準備金として積み立てる方式が採られている。償還準備金は、投下資本の回収額を示すことになるので、投下資本を全額回収できるよう、道路公社は償還準備金を建設費と同額まで積み立てられるような償還計画を立てている。なお、建設費には用地費も含まれていることから、道路公社は用地費に係る額も回収する計画を立てていることになる。

(2) 損失補てん引当金

道路公社では、料金徴収期間内に建設費の償還を完了できない当該又は他の有料道路の未償還額に充当することなどを目的として、料金収入の一定割合を損失補てん引当金として引き当てている。このように利益の一部を留保して道路相互間の危険負担を分散している。

2 検査の背景、着眼点及び対象

(検査の背景及び着眼点)

国の無利子貸付金は、有料道路整備の促進を目的に貸し付けられており、整備された有料道路が利用されることで住民福祉の増進や産業経済の発展に寄与することが期待されている。この貸付金の16年度末残高は1兆0253億円と多額に上っており、有料道路事業にとって大きな役割を果たしているにもかかわらず、貸付対象である有料道路事業の全国的な状況は明らかになっていない。

他方、近年、日本道路公団、首都高速道路公団、阪神高速道路公団及び本州四国連絡橋公団(以下併せて「道路関係四公団」という。)が所管する道路の整備の在り方や採算性について議論がなされ、高速自動車国道の整備に、国と地方の負担による新直轄事業方式が導入された。また、道路関係四公団民営化の議論の中で、従来の財務情報の公開では、説明責任が果たされていないとして、民間企業並みの財務諸表が公表されるなどした。

このように、有料道路については、その利用状況、採算性や財務情報に対する関心が大きく高まっている。

そこで、道路公社の有料道路事業の状況について、次の点に着眼して検査した。

ア 建設された有料道路が計画どおりに有効に利用されているか。

- イ 建設費を料金収入で償還するという有料道路事業の枠組みが維持できているか。
- ウ 道路公社の決算において、建設費が計画どおりに償還されているかが表示されているか。また、それぞれの道路公社の決算表示が国民に理解しやすく、さらに、他の道路公社の決算表示と比較が容易なものとなっているか。

(検査の対象)

指定都市高速道路については、名古屋高速道路公社ほか^(注1)2公社の4道路(供用延長167.7km、16年度末の国の貸付金残高5243億円)を、一般有料道路については、東京都道路公社ほか^(注2)23公社において、16年度末に国の貸付金残高がある58道路(供用延長406.5km、16年度末の国の貸付金残高3097億円)及び16年度までに国の貸付金を返済した22道路(供用延長111.9km)、計80道路を対象に検査した。

(注1) 名古屋高速道路公社ほか2公社 名古屋、広島、福岡北九州各高速道路公社

(注2) 東京都道路公社ほか23公社 東京都、京都府、大阪府、山形県、埼玉県、千葉県、神奈川県、富山県、山梨県、岐阜県、静岡県、愛知県、兵庫県、和歌山県、岡山県、広島県、山口県、愛媛県、福岡県、長崎県、熊本県、大分県、大阪市、神戸市各道路公社

3 検査の状況

(1) 指定都市高速道路の状況

ア 国の無利子貸付金の貸付返済状況

昭和45年度から平成16年度までに指定都市高速道路事業に対して貸し付けられた貸付金の総額は7076億円であり、このうち1833億円が返済されていて、16年度末の貸付金残高は5243億円となっている。

イ 整備計画等の変更

高速道路公社は、国土交通大臣の許可を受けた整備計画等に基づき指定都市高速道路を建設しているが、事業の進捗が遅れるなどした場合には整備計画等の変更を行っている。

そして、各高速道路公社において、整備計画等の変更は、これまでに名古屋高速道路で26回、広島高速道路で5回、福岡高速道路で14回、北九州高速道路で15回それぞれ行われていて、その間料金徴収期間も大幅に延長されている(表1参照)。

表1 道路別整備計画等の推移

(単位：km、億円、%)

	名古屋高速	広島高速	福岡高速	北九州高速	
当初整備計画	許可年月 路線数 延長(a) 建設費(b) km当たり単価 (c)=(b)/(a) 完成予定 料金徴収期間	昭和45年12月 7 57.8 1,330 23.0 昭和54年度 30年	平成9年9月 4 27.1 3,500 129.1 平成21年度 30年	昭和47年3月 3 21.2 660 31.1 昭和52年度 30年	昭和47年3月 3 19.9 620 31.1 昭和52年度 30年
前回整備計画	許可年月 路線数 延長(a) 建設費(b) 完成予定 料金徴収期間	平成12年9月 9 81.2 17,400 平成17年度 38年5か月	/	平成13年3月 5 56.8 8,690 平成17年度 40年	平成10年11月 5 54.7 3,770 平成16年度 40年
現行整備計画	許可年月 路線数 延長(a) 建設費(b) km当たり単価 (c)=(b)/(a) 完成予定 料金徴収期間	平成17年2月 9 81.2 16,900 208.1 平成22年度 40年	平成12年9月 5 31.1 4,600 147.9 平成21年度 36年	平成17年2月 5 56.8 8,680 152.8 平成24年度 40年	平成16年3月 5 49.5 3,600 72.7 平成20年度 50年
供用開始年月 整備計画等の変更回数 うち整備計画の変更回数 (路線数、延長の変更) (建設費の変更) 延長の増(a)/(a) 建設費の増(b)/(b) km当たり単価の増(c)/(c) 供用延長(d) 供用延長と計画延長の割合 (d)/(a)*100	昭和54年7月 26回 9回 (7回) (9回) 1.4倍 12.7倍 9.0倍 62.2 76.6	平成9年10月 5回 1回 (1回) (1回) 1.1倍 1.3倍 1.1倍 11.7 37.6	昭和55年10月 14回 12回 (6回) (11回) 2.6倍 13.1倍 4.9倍 44.3 77.9	昭和55年10月 15回 10回 (4回) (8回) 2.4倍 5.8倍 2.3倍 49.5 100.0	

(注) 整備計画等の変更回数と整備計画の変更回数の差は、工事実施計画の変更回数である。また、路線数、延長の変更回数と建設費の変更回数は重複するものもある。

このように、指定都市高速道路は市内及び都心と市街地周辺とを連絡する道路網の構築を目的としているが、各高速道路公社において、用地取得が難航したり、道路を延伸させる必要が生じたりなどしたため、5回から26回にわたり整備計画等を変更している状況となっている。

ウ 交通量の計画と実績

有料道路における計画交通量は、既存の道路から当該有料道路に転換してくる交通量(以下「転換交通量」という。)や交通量の伸び率を考慮して算出している。

各指定都市高速道路における毎年度の日当たり交通量の計画と実績の推移は図1から図7のとおりとなっている。

図1 名古屋(名古屋線)の日当たり交通量の推移

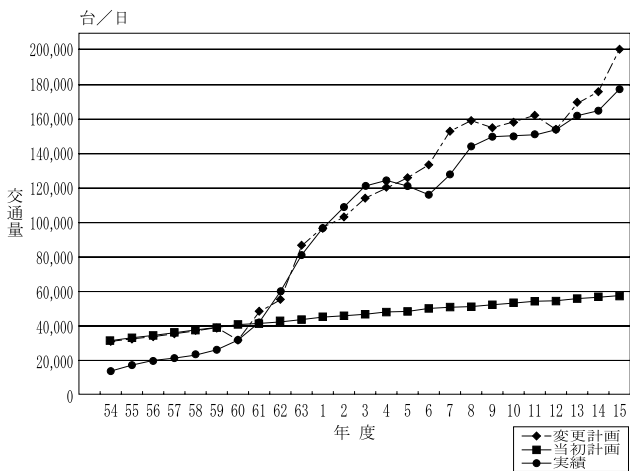


図2 名古屋(小牧線)の日当たり交通量の推移

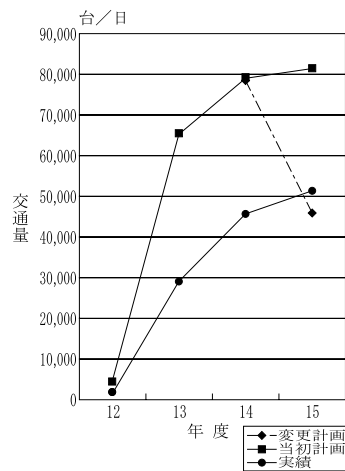


図3 広島1号線の日当たり交通量の推移

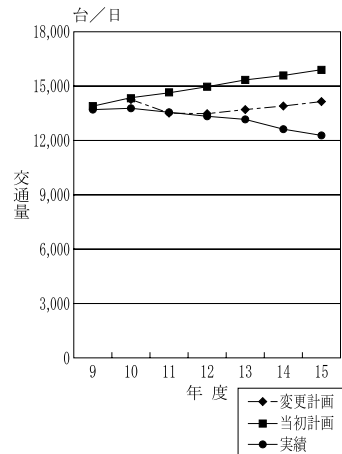


図4 広島3号線の日当たり交通量の推移

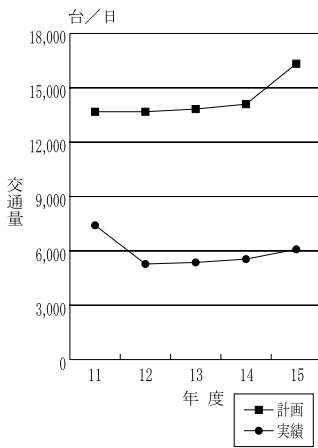


図5 広島4号線の日当たり交通量の推移

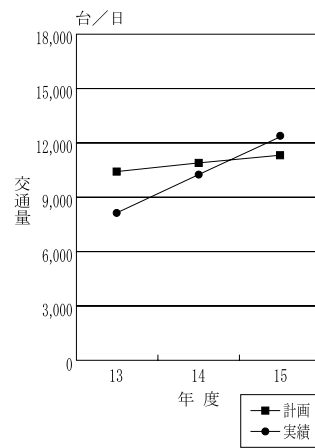


図6 福岡高速道路の日当たり交通量の推移

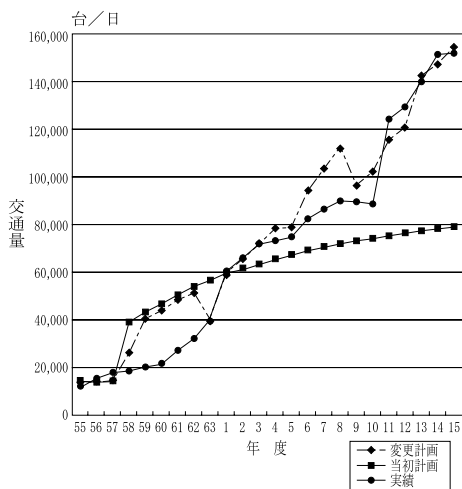
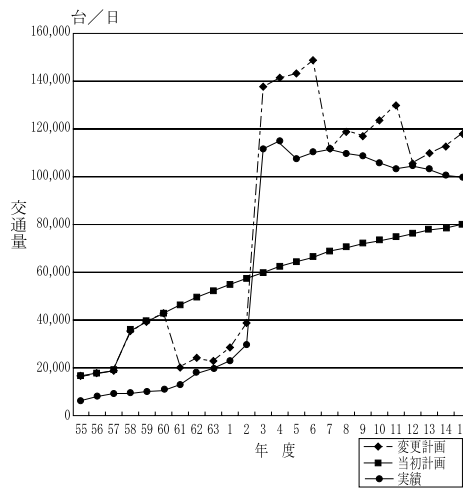


図7 北九州高速道路の日当たり交通量の推移



指定都市高速道路は、各路線が連携し合う道路網すべてが完成することによりその機能が十分発揮されることとなるが、都市交通の混雑緩和に寄与するため、部分的に工事が完成するたびに順次供用区間を延長している。

各高速道路公社が供用区間の延長に伴い料金の変更認可の申請をする場合は、これまでの実績交通量を基に転換交通量や交通量の伸び率を考慮のうえ計画交通量を修正している。このことから、供用区間の延長が度々行われている名古屋高速道路名古屋線及び福岡高速道路の実績交通量は、計画交通量に近似したものとなっている。

しかし、同様に数度の変更を行っている北九州高速道路については、計画において年々交通量が増加するとしている一方、実績交通量は、4年度をピークに年々低下傾向にあるため、計画を変更した年度においては実績交通量が計画交通量と一致しているものの、その後はかい離が顕著になっている。

また、名古屋高速道路小牧線及び広島高速道路3号線の実績交通量が当初の計画交通量と比べて低迷しているが、これは、供用延長と比べて料金に対する割高感があることなどから有料道路への転換交通量が当初の想定を下回ったことによるものと考えられる。

このように、供用区間の延長等により計画交通量を適時に見直しているものと見直していないものとの違いがあるものの、指定都市高速道路の実績交通量については、計画交通量の40%に達していない路線もあるなど、計画交通量に比べて低いものがある状況となっている。

エ 通行料金について

指定都市高速道路は、各路線の建設時期の違いによって生じる料金水準の格差をなくし利用者の負担の公平性を図る必要から料金プール制^(注3)を採用している。

通行料金の額については、一定の料金徴収期間内の料金収入と道路の建設費、管理費及び借入金利息等の総費用が等しくなる償還主義の原則及び他の有料道路の料金、物価水準等と比較して社会経済的に妥当と認められる公正妥当主義の原則にたち、当該道路の料金水準の適否を判断して決定されている。また、その決定手続は、有識者からなる料金問題調査会に諮問し、その答申に基づき作成し、道路管理者の同意を受けた後、国土交通大臣の認可を受けることとなっている。

そして、各指定都市高速道路の普通車の料金及びその料金を供用延長で除した1km当たりの料金(以下「単位料金」という。)の状況は表2のとおりである。

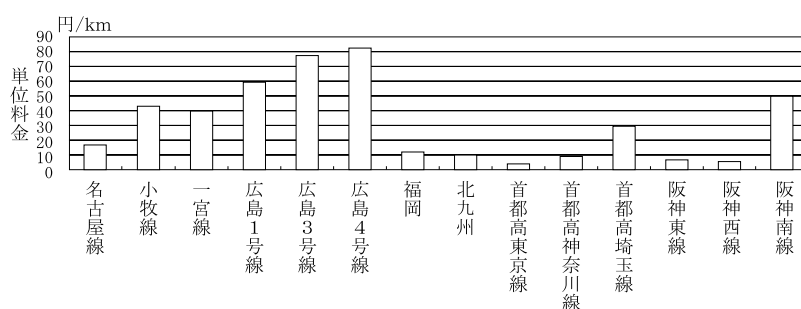
表2 道路別料金状況(普通車)

(平成17年4月現在)

道路公社名	路線名	料金(円)	供用延長(km)	単位料金(円)
名古屋高速	名古屋線	750	45.1	16
	小牧線	350	8.2	42
	一宮線	350	8.9	39
広島高速	1号線	250	4.2	59
	3号線	200	2.6	76
	4号線	400	4.9	81
福岡北九州高速	福岡1～5号線	600	44.3	13
	北九州1～5号線	500	49.5	10

これらの単位料金を首都高速道路及び阪神高速道路の単位料金と比較すると、図8のとおりとなっている。

図8 単位料金の比較



名古屋高速道路小牧線の建設は6年から、名古屋高速道路一宮線及び広島高速道路1、3、4号線の建設は9年から開始され、名古屋高速道路名古屋線、福岡高速道路及び北九州高速道路の建設が昭和40年代に開始されたのと比べると、この間の物価高騰等の影響を大きく受け建設費も多額になっており、供用延長も短いことから単位料金も高額となっている。また、指定都市高速道路各路線の単位料金はすべて10円以上となっており、首都高速道路公団の東京線及び神奈川線、阪神高速道路公団の東線及び西線の単位料金が約3円から約8円であるのと比較すると供用開始の時期、供用延長に違いがあるものの、割高感のあるものとなっている。

(注3) 料金プール制 有料道路として建設された複数の路線の収支を一つの償還対象とする制度

オ 建設費の償還状況等

建設費の償還状況等は、表3から表5のとおりとなっている。

表3 名古屋高速道路公社 (単位：百万円)

項目	13年度		14年度		15年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績
収益	40,853	41,758	41,168	44,534	47,662	49,478
費用	29,135	23,847	28,475	23,402	31,251	24,584
収支差額	11,718	17,911	12,710	21,132	16,410	24,893
収支率(%)		57.1		52.5		49.6
道路資産額		871,206		1,109,258		1,119,445
償還準備金		88,447		109,579		134,472
償還率(%)		10.1		9.8		12.0

表4 広島高速道路公社 (単位：百万円)

項目	13年度		14年度		15年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績
収益	3,813	2,955	3,134	2,926	2,862	3,535
費用	1,846	1,435	2,127	1,947	2,132	1,801
収支差額	1,966	1,519	1,006	978	729	1,732
収支率(%)		48.5		66.5		50.9
道路資産額		97,000		97,007		97,007
償還準備金		5,844		6,802		8,534
償還率(%)		6.0		7.0		8.7

表5 福岡北九州高速道路公社

(単位：百万円)

項目	13年度		14年度		15年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績
収益	43,941	46,585	45,505	47,353	48,609	49,953
費用	34,119	30,769	36,475	30,771	34,355	27,894
収支差額	9,822	15,816	9,030	16,581	14,254	22,058
収支率(%)		66.0		64.9		55.8
道路資産額		933,053		949,219		1,000,416
償還準備金 (福岡 北九州)		△ 31,746 (10,217) (△ 41,963)		△ 15,164 (22,771) (△ 37,935)		6,894 (39,148) (△ 32,254)
償還率(%)		△ 3.4		△ 1.5		0.6

(注) 償還準備金の△表示は繰越欠損を示している。

各高速道路公社の収支率(費用/収益)は50%から60%程度となっていて、首都高速道路公団及び阪神高速道路公団の15年度の収支率が60%程度であるのと比べてほぼ同程度にある。

また、償還率(償還準備金/道路資産額)は、名古屋高速道路公社は10%から12%程度、広島高速道路公社は6%から9%程度となっているが、福岡北九州高速道路公社は図6及び図7のとおり実績交通量が計画交通量を大幅に下回った時期のあった影響を受け、供用当初から14年度まではマイナスとなっていたが、近年の収支率向上に伴い、15年度に初めてプラスに転じている。そして、15年度末の要償還額(道路資産額－償還準備金)は名古屋高速道路公社で9849億円、広島高速道路公社で884億円、福岡北九州高速道路公社で9935億円と多額に上っている。

(2) 一般有料道路の状況

ア 80道路の建設費の状況

検査対象の80道路について、その建設費及び財源を供用開始年度ごとにみると表6のとおりとなっていた。

表6 80道路の建設費及び財源

(単位：億円)

供用開始年度	道路数	建設費	財源		
			国貸付金	出資金	その他
昭和42年度～50年度	13	4,764	1,789	1,230	1,744
51年度～60年度	28	3,364	922	612	1,829
61年度～平成7年度	25	2,814	1,211	814	788
8年度～14年度	14	2,693	1,326	923	443
合計	80	13,636	5,248	3,581	4,806

(注) 2道路の17年度以降の支出予定額を含む。

上記80道路に対する国の貸付金の総額は2道路に係る貸付予定額を含め5248億円であり、このうち16年度までに5192億円が貸し付けられ2095億円が返済されていて、16年度末の貸付金残高は3097億円となっている。

イ 交通量の計画と実績

(ア) 計画交通量

一般有料道路の計画交通量は、ある年度において転換交通量に地域開発等に伴う交通の増加が期待される場合はその増加する交通量を加えて算出し、その年度以降は当該転換交通量等に交通量の伸び率を乗じて算出している。この伸び率は、道路整備五箇年計画における地域ブロックの伸び率などが採用されている。

(イ) 15年度における計画と実績

80道路の15年度における交通量の計画と実績をみると、表7のとおりとなっていた。

表7 平成15年度の交通量の計画達成率

計画達成率	計画交通量 未達成					計画交通量 達成	
	0～20%	20～40%	40～60%	60～80%	80～100%		
道路数	3	6	12	22	23	66	14

(注) 計画達成率＝実績交通量／計画交通量

このように、80道路の82%に当たる66道路で15年度に計画交通量を達成できていなかった。

(ウ) 供用当初から15年度までの計画と実績

80道路の供用当初(供用開始年度：昭和42年度から平成14年度)から15年度までの累計の交通量の計画と実績を供用開始年度別にみると、表8のとおりとなっていた。

表8 供用当初から平成15年度までの累計の交通量の計画達成率

計画達成率	計画交通量 未達成					計画交通量 達成	
	0～20%	20～40%	40～60%	60～80%	80～100%		
昭和42～50年度			3	2		5	8
51～60年度	1	2	5	11	6	25	3
61～平成7年度		1	1	7	7	16	9
8～14年度		3	4	2	2	11	3
合計	1	6	13	22	15	57	23

(注) 計画達成率＝累計の実績交通量／累計の計画交通量

このように、80道路の71%に当たる57道路で供用当初から15年度までの累計の実績交通量が計画交通量を達成できていなかった。

(エ) 交通量の実績が計画を下回っている理由

供用当初から15年度までの累計で交通量の実績が計画を下回っている主な理由を検査したところ、①有料道路と競合する道路の整備が進んだ(17道路)、②有料道路と関連する道路の整備が遅れている(8道路)、③観光客が低迷している(7道路)などの理由が見受けられた。これらについて事例を示すと次のとおりである。

① 有料道路と競合する道路の整備が進んだもの 17道路

これらの道路は、有料道路と並行している道路の整備が進んだことなどにより、有料道路の利用が進んでいないものである。

＜事例1＞ 飛騨美濃有料道路(岐阜県)

この道路は、高山と郡上、名古屋方面の交通の一部を担う県道のバイパスとして建設されたもので、昭和55年に供用を開始している。供用当初の計画達成率は27%と低迷していたものの、平成8年度に東海北陸自動車道が郡上八幡まで整備されたこともあり交通量が増加し、10年度に計画達成率122.4%(日当たり交通量の計画2,571台に対して実績3,149台)を記録するなど、8年度から11年度までは一時的に計画交通量を上回る台数がこの道路を利用していた。しかし、その後、東海北陸自動車道がさらに延伸し、高山付近まで整備されたことにより10年度をピークに交通量の漸減傾向が続いており、15年度の計画達成率は61.7%(計画2,756台に対し実績1,703台)となっている。

② 有料道路と関連する道路の整備が遅れているもの 8道路

これらの道路は、関連道路の整備が遅れているため、当該関連道路と一体として機能する予定であった有料道路の利用が進んでいないものである。

＜事例2＞ 三浦縦貫道路(神奈川県)

この道路は、三浦半島における南北の幹線道路網を整備し、既存の道路の交通渋滞を解消するため、横須賀市衣笠町を起点として、国道134号線までの約5kmを1期区間として整備し、平成12年に供用を開始している。供用当初から計画達成率は30%程度と低迷しており、15年度の計画達成率も34.6%(計画11,710台に対し実績4,053台)となっている。

このように低迷しているのは、起点側でこの道路と同時に供用する予定であった都市計画道路の完成が遅れ、予定の道路網が完成していないことなどが背景にある。

③ 観光客の低迷によるもの 7道路

これらの道路は、主に観光を目的とする交通のため整備されたもので、観光客が低迷していることが交通量に影響しているものである。

＜事例3＞ 茶白山高原道路(愛知県)

この道路は、観光地である茶白山高原へのアクセス道路として昭和53年に供用を開始している。供用当初の計画達成率は12.0%、その後も計画達成率は低迷しており、62年度に29.2%(計画3,551台に対し実績1,040台)を記録した後は交通量が漸減し、平成15年度の計画達成率は8.7%(計画4,955台に対し実績434台)となっている。

このように低迷しているのは、当初見込んだ観光客利用があまりなかったこと、愛知県中心部から同じ時間をかけて行くことのできる観光施設やスキー場が多数開設されたため、観光客が減少したことなどが背景にある。

ウ 建設費の償還状況等

(ア) 15年度末の償還準備金の積立状況

有料道路では無料開放に向けて償還準備金を積み立てている。そこで、15年度末で償還準備金が計画どおり積み立てられているか検査したところ、表9のとおりとなっていた。

表9 平成15年度末の償還準備金の積立状況

達成度	欠損状態	0～20%	20～40%	40～60%	60～80%	80～100%	計画未達成	計画達成
	道路数	11	2	8	9	8		

このように、80道路の72%に当たる58道路で、交通量の低迷等により料金収入が確保できず償還準備金が計画どおりに積み立てられていなかった。

(イ) 料金徴収期間終了時の償還準備金の予測

道路公社では、事業許可を受けた際の計画交通量とは別に、11年の全国道路交通情勢調査^(注4)に基づいた推計交通量を算出し、この推計交通量を基に将来の収支の予測を立てている。

そこで、この収支予測に基づいて、料金徴収期間終了時に償還準備金が計画どおりに積み立てられるかという点を検査したところ、表10のとおりとなっていた。

表10 料金徴収期間終了時の償還準備金の予測

達成度	欠損状態	0～20%	20～40%	40～60%	60～80%	80～100%	計画未達成	計画達成
	道路数	12	6	5	7	19		

このように、80道路の80%に当たる64道路で計画どおりには積み立てられないとしている。

(注4) 全国道路交通情勢調査 全国の道路と道路交通の実態を把握するために実施される調査

(ウ) 有料道路事業の枠組みの維持見通し

料金収入で現行計画における料金徴収期間内に建設費を償還するという有料道路事業の枠組みが維持できる見通しかどうかを検査したところ、表11のとおりとなっていた。

表11 枠組みの維持見通し

(単位：億円)

分類	道路数	料金総収入(A)		総費用(B)			差(A-B)
		料金収入	引当金取崩額	建設費	利息、管理費	引当金繰入額	
枠組み維持不可能	47	13,158	1,288	8,531	7,679	1,288	△ 3,052
不足率(注) 100%～	10	557	53	615	753	53	△ 811
50%～100%	13	1,395	131	1,122	1,129	131	△ 855
0%～50%	24	11,205	1,103	6,793	5,796	1,103	△ 1,384
枠組み維持可能	33	12,573	1,232	5,054	6,553	1,232	965
償還準備金積立不可能	17	8,146	805	3,203	4,544	805	398
償還準備金積立可能	16	4,427	426	1,851	2,009	426	566

(注) 不足率=料金収入不足額/建設費

このように、有料道路事業の枠組みが維持できる33道路のうち17道路については、償還準備金が計画どおりに積み立てられないが、料金収入の一定割合を損失補てん引当金として引き当てているため、損失補てん引当金を取り崩すことにより、料金

収入で建設費を償還するという枠組みが維持できるとされている。

また、料金収入のみで建設費を償還するという有料道路事業の枠組みが維持できない47道路については、現行計画において料金徴収期間が終了する時点において、総費用(建設費、利息、管理費、損失補てん引当金繰入額)が1兆7498億円に対し、料金総収入(料金収入及び損失補てん引当金取崩額)が1兆4446億円しかなく、差引き3052億円の料金収入不足額が見込まれている。

エ 枠組みが維持できない道路

上記の47道路について、建設費の増額状況、経常収支の状況、合併施行の状況、料金収入不足への対応策を検査した。

(ア) 建設費の増額状況

変更計画の建設費(複数回変更しているものについては最終変更計画)を当初計画の建設費と比較したところ、表12のとおりとなっていた。

表12 変更後の建設費の当初建設費との比較

	変更なし	減 額				増 額
			1～1.5倍	1.5～2.0倍	2.0倍～	
道路数	8	7	15	7	10	32

このように、47道路の68%に当たる32道路で変更計画の建設費が当初計画の建設費を上回っており、うち10道路については当初計画と比較して建設費が2倍以上になっていた。

また、この32道路に係る建設費変更の延べ回数77回のうち、道路の延伸、拡幅を伴わない建設費の増額変更が47回あった。この47回の変更時期と変更前後における増額割合の状況は表13のとおりとなっていた。

表13 建設費の変更前後における増額状況 (単位：回)

増額割合 変更許可年度	～20%	20～40%	40～60%	60～80%	80%～	合計
～昭50	4	1	3	2	2	12
昭51～昭55	5	3	2		1	11
昭56～昭60	4					4
昭61～平2	9	1				10
平3～	8	2				10
合 計	30	7	5	2	3	47

この中には、工法の変更や労務費、資材費の高騰などの理由により、変更前と比べて建設費が2倍程度になっているものもあった。

このような建設費の増額が採算に影響していると考えられる。

(イ) 経常収支の状況

15年度までの合計で、支払利息、管理費等の経常支出が料金収入を上回っているものが表14のとおり9道路あった。このうち、5道路については、16年度から料金徴収期間終了時までの予測でも、経常支出が料金収入を上回るとされており、このような道路は、このまま有料道路として供用を続ければ続けるほど欠損金が膨らみ、料

金収入不足額も増加していくことになる。

表14 経常収支の悪い道路

(単位：百万円)

有料道路名	建設費	供用開始から15年度まで				16年度から料金徴収期間終了時まで				供用開始から料金徴収期間終了時までの差額
		供用開始年度	料金収入(A)	経常支出(B)	差額(A-B)	料金収入(C)	経常支出(D)	差額(C-D)	無料開放年度	
茶臼山高原	6,500	昭53	3,263	8,620	△ 5,357	258	1,877	△ 1,619	平20	△ 6,976
勝浦	4,100	昭53	2,447	3,968	△ 1,520	248	754	△ 506	平20	△ 2,027
尾張パークウェイ	7,200	昭53	6,168	8,355	△ 2,186	1,079	1,195	△ 115	平20	△ 2,302
松浦バイパス	1,295	平元	790	822	△ 31	703	1,180	△ 476	平31	△ 508
小牧東インター	1,850	昭60	1,401	1,417	△ 15	737	1,103	△ 366	平27	△ 381
西蔵王	2,249	昭61	1,915	2,516	△ 601	830	623	206	平28	△ 395
西海	2,840	昭50	4,764	5,131	△ 366	286	121	164	平17	△ 202
山口宇部	13,178	昭49	12,671	12,803	△ 131	22,395	15,565	6,830	平38	6,698
小坂井バイパス	1,880	昭60	2,525	2,547	△ 21	1,849	1,232	617	平27	595

<事例4> 勝浦有料道路(千葉県)

この道路は、昭和53年度に供用開始しており、供用当初から平成15年度までに利息12億1565万余円、管理費27億5302万余円で経常支出が39億6867万余円であったのに対し、料金収入は24億4794万余円しかなかった。

また、16年度から料金徴収期間が終了する20年度までに、利息3億2343万余円、管理費4億3149万余円、計7億5492万余円を支出する予定であるのに対し、料金収入は2億4820万余円しかない見込みとなっている。

この結果、建設費41億円に対して、欠損金が20億2745万余円生じ、料金収入不足額は61億2745万余円となる見込みとなっている。

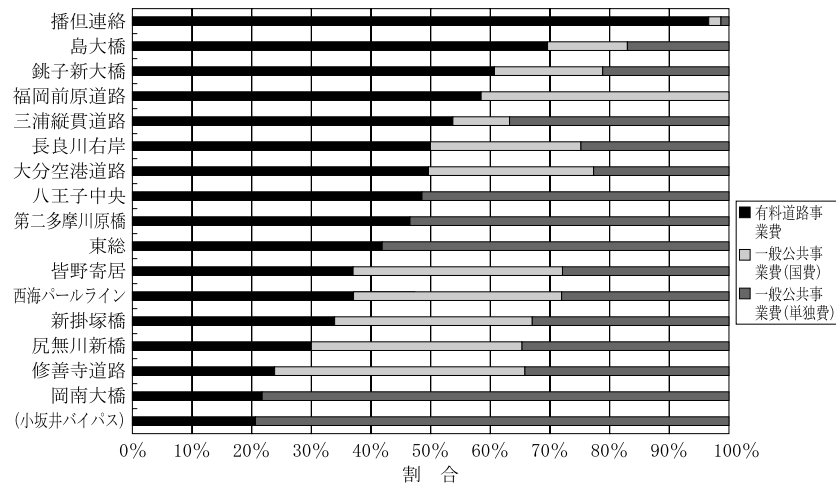
(ウ) 合併施行の状況

合併施行とは、新設又は改築区間の一部区間又は一部分を国又は地方公共団体の負担による一般公共事業で、残りを一般有料道路事業で整備する方式である。

合併施行は、一般公共事業費を投入することで有料道路の建設費を減少させ、通行料金を抑えて交通量を確保し、採算性の確保を図ることを目的としている。

このような合併施行を採用している道路が図9のとおり17道路あった。

図9 合併施行を採用している道路



(注) ()は一般公共事業費中の国費の額が不明な路線

この17道路については、料金収入が合併施行を前提に計画した額を下回り、採算性が確保できていない状況となっている。

(エ) 料金収入不足への対応策

47道路の料金収入不足額3052億円のうち、15年度末までに設立団体から補助金を受けるなどして対応したものが9道路で116億円あった。

また、今後対応しなければならない料金収入不足額について、各道路公社がどのような対応策を考えているのか検査したところ、表15のとおりとなっていた。

表15 今後の対応策

設立団体等からの財政支援	29道路
他の道路の収益充当	21道路
料金徴収期間の延長	7道路
料金プール制への移行	3道路
未定	14道路

(注) 1つの道路に対して複数の対応策を考えている場合がある。

設立団体等からの財政支援には、新たな財政支出を伴わない出資金の償還免除、関係市町村からの負担金の受入れなども含まれる。また、料金徴収期間の延長、料金プール制への移行は国土交通大臣の変更許可が必要で、利用者の理解が得られるかという問題が生ずるため、対応策としては採りにくいと考えられる。

これらの対応策は、事例5のように、道路の状況により、道路公社及び設立団体の判断で、早期に無料開放する場合もあるが、ほとんどの場合、現行計画における料金徴収期間終了時に予定されているものである。

<事例5> 松浦バイパス有料道路(長崎県)

この道路は、平成元年度に供用開始しており、供用当初から15年度までに利息2億3925万円、管理費5億8361万余円で経常支出が8億2286万余円であったのに対し、料金収入は7億9097万余円しかなかった。

また、16年度から料金徴収期間が終了する31年度までに、利息5億7238万余

円、管理費6億0822万余円、計11億8061万余円を支出する予定であるのに対し、料金収入は7億0392万円しかない見込みとなっている。

この結果、建設費12億9500万円に対して、欠損金が5億0858万余円生じ、料金収入不足額は18億0358万余円となる見込みとなっている。

このような状況を受け、長崎県では、予定を繰上げ、損失補てん引当金の取崩し、出資金の償還免除、松浦市からの負担金により18年4月に無料開放する方針を決定し、現在その手続を執っているところである。

オ 道路公社、設立団体の財政状態と国の貸付金の返済財源

国の貸付金は、有料道路の料金収入が計画を達成できず道路公社の資金繰りに余裕がない場合でも、延滞されることなく返済されている。これは、設立団体である地方公共団体が国の貸付金に関して道路公社の債務を保証しており、国の貸付金の返済については、設立団体が責任を持つこととなっているからである。具体的に設立団体が保証債務を直接履行した例はないが、道路公社に貸付金を貸し付けて、資金繰りを支援した例が、昭和51年度から平成15年度までの間で10府県市あった。

このように、料金収入のみで建設費を償還することが困難となる場合もある。

カ 国土交通省の対応

(ア) 将来の交通量推計の厳格化

指定都市高速道路の場合、整備計画や料金認可の変更の際に計画交通量の修正が行われるが、一般有料道路の場合、供用開始すると指定都市高速道路と異なり、通常は建設費の変更がないため計画交通量の修正は行われていない。

そして、一般有料道路の交通量については、実績交通量と計画交通量がかい離している状況からみて、将来もその状態が継続することが予測されている。

そこで、国土交通省では、近年、将来の交通量を厳格に推計するよう各道路公社に指示している。具体的には、16年度以降の交通量の伸び率を、11年の全国道路交通情勢調査の伸び率を上回らない範囲で設定するよう指示している。したがって、現在供用中の道路については、事業許可を受けた際の計画交通量とは別に、推計交通量が存在している。前述の償還見通しは、この厳しい推計交通量に基づいている。

このように各道路公社は推計交通量を算出することで計画交通量の達成が困難であることを認識しているにもかかわらず現行計画のまま有料道路事業を行っている。このような状態は、計画に沿った有料道路事業の運営という観点から好ましくない。道路公社においては、まず現行計画を達成するよう経営改善を行うか、最新の全国道路交通情勢調査による推計交通量などを踏まえて計画交通量を修正することが必要である。

(イ) 一般有料道路の変更許可への対応

国土交通省は、16年5月の地方分権改革推進会議への回答で、確実な償還が担保されれば、弾力的な料金設定についても許可するとしている。

弾力的な料金設定について、国土交通省では、料金及び料金徴収期間を変更することで採算が改善するならば料金収入のみで建設費の償還ができない場合でも変更を許可するとしている。

そして、償還の担保については、国土交通省では、仮に料金収入で建設費を償還で

きず損失が生じる場合には、設立団体が責任を持ってその損失を処理することを、議決しておけばよいとしている。

このように、無料開放時に財政支援を行うことを変更許可申請の段階で設立団体が明確しておけばよいとするのは、設立団体が事前に補助金等の財政支援を行って道路の収支予算を均衡させる場合と比較すると、柔軟な対応となっている。

そして、厳しい財政状況下で、設立団体が事前に財政支援をすることは困難であるため、道路公社において実績交通量を基にした計画交通量の修正を容易にするには、このような柔軟な対応が必要である。

(3) 会計基準、決算表示の状況

ア 現行の会計基準

道路公社の有料道路事業に関する会計基準については、国土交通省が公社法、公社法施行規則で利益処分、勘定区分等を規定するとともに、会計処理基準の標準化を行っているところであり、それを受けて各道路公社で会計規則を制定し、企業会計原則に沿って処理することとしている。

しかし、公社法、公社法施行規則では、道路別の財務情報の公開や建設費の償還状況の計画対比は求められていない。

イ 建設費の償還状況等の表示

(ア) 道路別の財務情報の公開

有料道路事業は、個別の道路ごとに採算性の確保を図ることを基本原則としている。そこで、財務情報の公開も道路ごとに行っているか、道路別の財務諸表を作成しているかという点を検査した。

その結果、福岡北九州高速道路公社においては、福岡高速道路と北九州高速道路の2道路を管理しているが、道路別の財務諸表は作成していなかった。

また、一般有料道路については、15年度に複数の道路を管理していた22公社中、貸借対照表と損益計算書の両方を道路別に作成している道路公社が6公社、損益計算書だけ道路別に作成している道路公社が7公社、道路別の財務諸表を作成していない道路公社が9公社と、道路公社によって区々となっていた。

(イ) 償還準備金

現在各道路公社が作成している財務諸表及び財務諸表附属明細書では、計画どおりに償還準備金が積み立てられ投下資本が回収できているかという点が明示されていないものが多い。このような状況下で、東京都、山形県、愛知県、兵庫県各道路公社では、実際の償還準備金繰入額と事業許可時点での計画額とを対比できる表などを財務諸表又は財務諸表附属明細書に明示し、情報開示に努めている。

また、道路公社は、公社法の規定に基づき、毎年度の損益計算上損失を生じたときは、償還準備金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は繰越欠損金として整理しなければならない。15年度末に償還準備金を積み立てている道路と欠損状態の道路の両方を管理している15公社についてみると、この規定を道路ごとに適用し償還準備金と繰越欠損金の両方を表示している道路公社が2公社、ある道路の欠損金を他道路の償還準備金と合算して償還準備金として表示している道路公社が12公社、繰越欠損金と表示せず償還準備金をマイナス表示している道路公社が1公

社あり、各公社によって区々となっていた。

(ウ) 損失補てん引当金

損失補てん引当金は、当該又は他の道路との未償還額に充当することなどを目的として料金収入の5%から12%の額が引き当てられており、制度上は、取崩目的が他の道路の未償還額等への充当であっても、また、取崩時期が当該道路の有料道路としての供用中であってもよいことになっている。しかし、実際に他の道路のために取り崩した事例は今まで岡山県道路公社において見られただけであり、当該道路の有料道路としての供用中に取り崩した事例はなかった。

このように、損失補てん引当金は償還準備金と同様に当該道路の無料開放時に取り崩されており、投下資本の回収額として位置づけられているといえる。

なお、道路関係四公団の民営化後の会計基準等が検討された際も、損失補てん引当金は自家保険的意味合いがあり、引当金の計上要件を満たさないこと、償還準備金と性質が同じであることが議論され、償還準備金の廃止に伴い、併せて廃止された。

ウ 地方住宅供給公社の事例

地方住宅供給公社については、国土交通省が法令で勘定区分等を規定した後、地方住宅供給公社等連合会が地方住宅供給公社会計基準という統一的な会計基準を作成している。これにより、作成すべき財務諸表、様式、重要な会計方針の注記内容等が統一され、全国比較が容易になるという利点があると認められる。

道路公社については、上記のように、道路別財務諸表の作成や償還準備金の表示が各道路公社で区々となっているほか、重要な会計方針の注記も27公社中7公社しか行っていない。したがって、統一的な基準が作成され、その中で道路別財務諸表の作成、償還準備金の計画対比、注記内容等が規定されれば、全国比較が容易になり、現在よりも理解しやすい財務諸表になると考えられる。

4 本院の所見

(1) 交通量、建設費の償還状況について

指定都市高速道路については、実績交通量は、利用料金に対する抵抗感が強いなか、計画交通量に比べて低くなっているものがあり、その中には伸び悩んでいるものもある。また、現在のところ、既に供用している部分の建設費の償還は進んでいるものの、現行整備計画の路線の一部を建設中であり、現行整備計画での建設費がどのくらいになるのか不透明である。このような交通量の伸び悩み、建設費の増こうなどを考慮すると、建設費の償還が計画された料金徴収期間内に終了するか予測することは困難である。

一般有料道路については、多くの道路で交通量の実績が計画を下回っている状態が継続している。その結果、料金収入の実績も計画を下回っている状態が継続しており、将来にわたって継続することが予測されている。このような道路について、当初の計画のまま事業を継続することは、計画に沿った建設費の償還等の点から適切とはいえない。したがって、計画を達成するよう経営改善を行うか、最近の全国道路交通情勢調査による推計交通量などを踏まえて計画交通量を修正したうえで収支の均衡を図ることが望まれる。また、国の貸付金については、現在延滞等はないが、料金収入の実績が計画を下回る道路については、設立団体が厳しい財政状況下で返済財源を負担することも想定される。

有料道路の有効活用及び採算性確保については、各道路公社及び各設立団体においてそ

れぞれ責任を負うべきものであるが、国土交通省においては、推計交通量・推計収入が計画交通量・計画収入を下回るとされている道路について、経営改善や計画修正についての指導・啓発を積極的に行い、地方における議論を活性化させることが重要である。

(2) 会計基準、決算表示について

道路公社の会計処理は、公社法等の規定に基づき行うとともに、会計処理の標準化を行っているところであるが、決算表示については、多くの道路公社において建設費償還状況の計画対比が明示されていない部分や各道路公社において統一が取れていない部分がある。したがって、地方住宅供給公社会計基準や独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構の会計処理方法を踏まえつつ、道路公社の全国組織等において、統一的な基準を整備するなどして、国民にとって理解しやすい決算表示をすることが望まれる。

また、国土交通省においても、道路関係四公団民営化の際に検討された会計基準等に関する議論を踏まえて、会計基準改善に向けた検討を行うなどして、有料道路事業の決算状況について明瞭な表示に寄与することが重要である。

第16 住宅金融公庫における延滞債権の実態及びその管理状況について

検査対象	住宅金融公庫
融資業務の根拠	住宅金融公庫法(昭和25年法律第156号)
融資業務の概要	国民大衆が健康で文化的な生活を営むに足る住宅の建設等に必要な資金で、銀行その他一般の金融機関が融通することを困難とするものを融通するもの
融資の実績	貸付累計額 183兆7570億円(昭和25年度～平成16年度) 貸付金残高 55兆0993億円(平成16年度末)
上記のうち個人融資の貸付金残高	48兆4572億円(平成16年度末)

1 融資業務の概要

(公庫融資の状況)

住宅金融公庫(以下「公庫」という。)は、住宅金融公庫法(昭和25年法律第156号。以下「公庫法」という。)に基づき、個人や事業者に対し、国民大衆が健康で文化的な生活を営むに足る住宅の建設及び購入に必要な資金について、銀行その他一般の金融機関が融通することを困難とするものを自ら融通したり、銀行その他一般の金融機関による融通を支援するため貸付債権を譲り受けたりするなどの業務を行っている。

融資業務としては、住宅建設資金、住宅購入資金、賃貸住宅建設資金等の長期・固定の貸付け(以下「公庫融資」という。)を行っていて、これまでの貸付総件数は1935万戸、貸付累計額は183兆7570億円で、そのうち個人に住宅建設資金等を貸し付ける個人融資の総件数は1713万戸、貸付累計額は161兆1955億円に上っており、我が国における住宅取得の促進に大きな役割を果たしてきた。

(ゆとり償還等)

公庫では、昭和54年度から平成11年度まで、持家取得層の若年化に対応し公庫融資利用者の住宅取得能力の拡大効果をもたらすために、特例措置としてステップ償還制度を導入し、5年度にゆとり償還制度に改称して運用してきた(以下、この措置を改称前を含め「ゆとり償還」という。)。ゆとり償還は、償還期間の当初5年間(昭和54年度から56年度については3年間)の毎回の償還額を本来の償還期間にかかわらず50年償還(平成5、6両年度については75年償還)として計算し、6年目以降の毎回の償還額は残りの償還期間と残高で改めて計算するもので、当初5年間の償還額を軽減するものである。

また、公庫融資では、健全で計画的な資金計画に基づく融資を行うため、貸付金の限度額を住宅建設費等の8割としているが、10年2月から14年3月までの間、「21世紀を切りひらく緊急経済対策」(9年11月経済対策閣僚会議)や「住宅金融公庫等の融資に関し緊急に講ずべき対策について」(10年10月閣議決定。以下「10年の閣議決定」という。)を踏まえ、返済能力が十分な者に対しては、自己資金が2割なくとも住宅取得が可能となるよう貸付金の限度額を住宅建設費等の8割の額とする取扱いを臨時的に撤廃した(以下、この措置による住宅建設費等の8割を超えた融資を「8割超融資」という。)

(債務の保証)

公庫では、住宅金融公庫業務方法書(昭和40年住公規程第19号)において、公庫融資を受ける場合には、債務者が元利金の償還に関し債務を償還できない場合に債務者に代わって返済する義務を負う連帯保証人があることを要件としている。個人融資の債務の保証は、自然人が連帯保証人となる場合と、財団法人公庫住宅融資保証協会(以下「保証協会」という。)が連帯保証人となる(以下「協会保証」という。)場合があり、協会保証の場合は、債務者が保証協会と保証委託契約を締結し保証料を支払い、保証協会は公庫と保証契約を締結して保証債務を引受けており、個人融資のほとんどは協会保証である。

なお、17年4月以降、公庫の個人融資については連帯保証人があることを要件から除き、保証料相当分を融資金利に上乗せすることとされたことに伴い、保証協会は新規の保証債務の引受けを行っていない。

そして、公庫融資については、貸付金に係る住宅等について、原則として公庫を第一順位とする抵当権を設定させることとなっている。

(債権の管理及び回収)

公庫では、個人融資に係る貸付けに関する申込みの受理、審査、資金交付及び債務者に係る貸付債権の管理及び回収業務を公庫が委託した民間金融機関(以下「受託金融機関」という。)を活用して実施している。

貸付債権の管理及び回収業務は、公庫が定める債権管理・回収業務取扱規程(昭和45年住公規程第2号)により行うこととなっており、これによれば、公庫の各支店(以下「支店」という。)は、公庫の定めた住宅金融公庫督促基準に基づき支店の管轄地域の特殊性を考慮するなどして督促基準を定めることとなっている。そして、受託金融機関は、債務者から払込期日に割賦金の払込みがないときは速やかに債務者に対し、督促基準に基づき電話や文書により督促を行うこととなっている。また、割賦金の延滞が継続する場合は、返済相談を実施して、返済方法の変更による延滞の解消や、債務者の任意による担保物件の売却(以下「任意売却」という。)等による自主解決を働きかけることとなっている。

公庫法によると、債務者が6箇月以上割賦金を償還しなかったときなどの場合、公庫は貸付金の繰上償還を請求できることとなっている。そして、個人融資に係る金銭消費貸借抵当権設定契約書においても、①6箇月以上割賦金の返済をしなかったとき、②抵当物件について差押え又は競売手続の開始があったとき、③破産等の申立てがあったとき、④抵当物件が無断で譲渡されたときなどのいずれかに該当した場合は、公庫の返済請求等に基づき当該債務につき期限の利益を失い、期限前に全額返済する義務が定められている。^(注1)

このため、受託金融機関では、債務者が①の場合には、督促基準等に従いあらゆる対応措置を実施し、償還の目的が立たず延滞の解消が困難であるとの判断を行った後に、②、③及び④の場合には、事実関係を確認し正常償還への回復が困難であるとの判断を行った後に、担保物件の任意売却等により割賦金の延滞の段階で自主解決を図ることが困難との見極めを行った上で、それぞれ支店に対し、債務の全額について期限の利益を失わせる繰上償還請求の承認申請をしている。支店では、承認申請のあった案件について、受託金融機関から提出される管理及び回収の記録や上記の見極めの適否等を審査し、繰上償還請求を行う必要があると認められる場合には承認を行っている。受託金融機関では、この承認を受け、債務者に繰上償還請求する旨の催告書を送付している(以下、この請求を「全額繰上償還請求」とい

う。)

(注1) 期限の利益 期限の到来までは債務の履行を請求されないなどの期限の未到来による利益をいう。一般に、金融機関の取引約定書等によると、債務者等に延滞、信用状態の悪化等所定の事由が生じた場合には、当該債務者等は当然に又は金融機関の請求によりその債務に係る期限の利益を喪失するものとされている。

(債権の処理)

協会保証の債権について、上記のような管理及び回収に係る働きかけの最終段階として、債務者が任意売却をするなどして、その得た換価金等により債務の返済に充ててもなお債務が残り、その回収が困難とされる場合には、公庫は、保証協会に対し全額繰上償還請求後2年以内に保証債務の履行を請求し弁済を受ける(以下、この弁済を「代位弁済」という。)こととなっている。また、自然人が保証する債権については、連帯保証人に弁済を求めたりや抵当権の実行で貸付債権の回収を図り、保証人からの弁済を受けたり抵当権の実行をしたりした後も、債務が残り、その回収が困難で公庫の認定基準に該当する場合、公庫は、当該債権の償却を行うこととなっている。

(独立行政法人への移行)

13年12月、公庫は5年以内に廃止して、既往の債権は独立行政法人に引き継ぐことなどが特殊法人等整理合理化計画において閣議決定された。その後17年7月に独立行政法人住宅金融支援機構法(平成17年法律第82号。以下「機構法」という。)が公布され、19年4月に市場重視型の住宅金融システムに対応した独立行政法人住宅金融支援機構(以下「新機構」という。)が設立されることとなり、その際、保証協会については、主務大臣の認可を得て、権利及び義務を新機構に承継して解散することとなった。

2 検査の背景及び着眼点

(検査の背景)

公庫融資については、低金利情勢の下で借入者からの任意繰上償還が発生し、公庫の損益に影響が生じていることや景気低迷の長期化・深刻化に伴い貸付金の償還に問題が発生していることなどを踏まえ、平成13年度決算検査報告において、公庫がこれまでに行ってきた住宅融資の事業実績等について総合的に調査・分析し、本院の所見として、任意繰上償還や延滞債権の増加とそれによる損益や財政負担への影響にも十分留意して、引き続き適切な業務運営に努めることが望まれるとしているところである。

その後、公庫の貸付債権については、償還の継続が困難な状況に至ったものが急増し、このため全額繰上償還請求を行った債権(以下「繰上償還請求債権」という。)も毎年多額に上っている。

これに伴い、個人融資のほとんどを占めている協会保証の債権については、保証協会からの代位弁済が多額となり、保証協会の財務内容が悪化しており、このままの状況で推移すると代位弁済の継続実施が困難な状況に至っていることから、今後、公庫での回収不能債権に係る償却が増加することが予想される。このように、これまで保証協会の代位弁済により担保されてきた貸倒れのリスクが公庫において顕在化することが見込まれることから、協会保証の債権の貸倒損失を含め、既往債権に係る国の財政的負担の抑制を図る上で債権管理の重要性が一層高まってきている。

そして、新機構においては、今後、債権管理を含めた業務の抜本的見直し、経営改善等を

図り、補給金に依存する財務構造から転換して、自立的経営を確立することとされている。

(検査の着眼点)

延滞債権の増加に関して、これまでに公庫が執ってきたゆとり償還や8割超融資が債務者の償還等にどのような影響を及ぼしているか、そして、延滞債権等の増加が公庫や保証協会の財務にどのような影響を与えているかについて、貸付・償還状況やそれぞれの財務状況を検査又は調査するとともに、債権の回収額の多寡が、今後、国からの補給金の算定額にも影響することから、任意売却等の状況や返済困難者に対する措置等債権管理の実施状況についても検査又は調査した。そして、今後の業務運営に当たり、留意すべき点はないかについても着眼して検査又は調査を実施した。

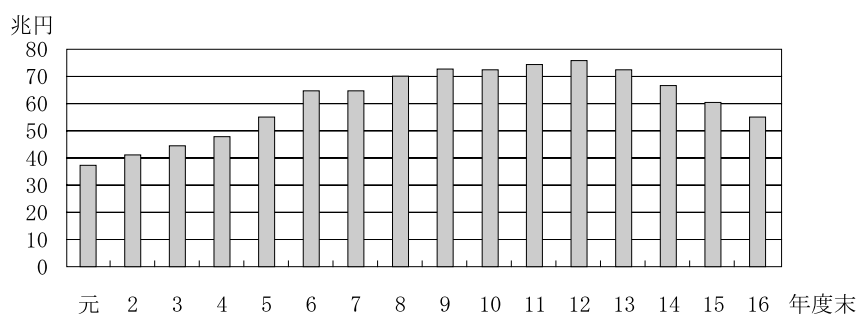
3 検査の状況

(1) 貸付債権の状況

ア 貸付金残高

公庫の年度別の貸付金残高は、住宅取得促進政策等の影響により、図1のとおり、ピーク時の12年度末には75兆9220億円まで増加したが、近年の低金利情勢の下で借入者からの任意繰上償還が発生していること、特殊法人等整理合理化計画において公庫の融資業務が14年度から段階的に縮小することとされたことなどから13年度以降減少傾向で推移しており、16年度末現在の貸付金残高は55兆0993億円となっている。そして、そのうち個人融資の貸付金残高は48兆4572億円と約9割を占めている。

図1 貸付金残高の推移

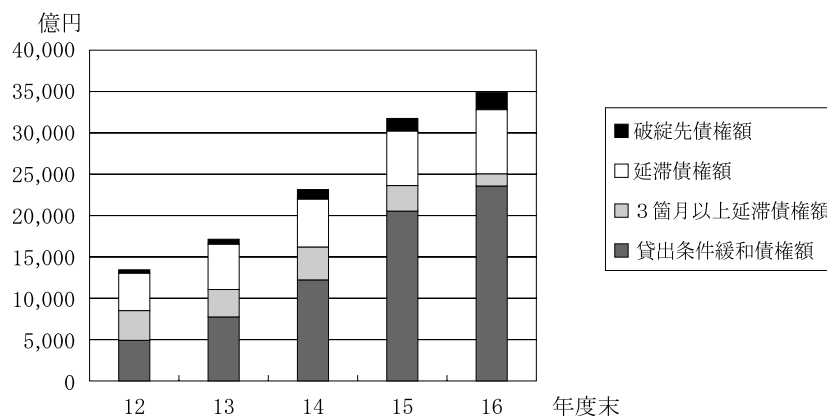


イ リスク管理債権

公庫は、民間金融機関の開示基準を参考に貸付金債権のうちリスク管理債権^(注2)を開示しており、その状況は、図2のとおり、12年度から16年度までの5箇年において、リスク管理債権全体で1兆3491億円から3兆4854億円へと急激に増加している。これは、長引いた景気の低迷やデフレの進行等の影響を受けて、収入が減少するなどして約定どおりの償還が困難になるなどの債務者が増加していることによる。

(注2) リスク管理債権 破綻先債権、延滞債権、3箇月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権を指す。

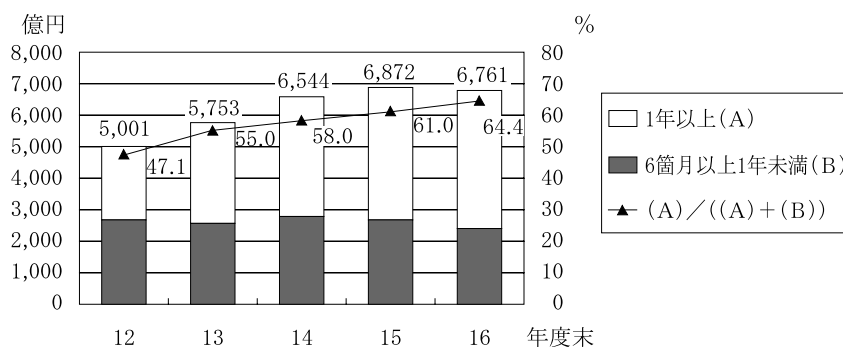
図2 リスク管理債権の推移



ウ 延滞債権

弁済期限を6箇月以上経過して延滞となっている債権は、図3のとおり、12年度末の5001億円から16年度末の6761億円と増加しており、さらにそのうち延滞が1年以上となっているものの割合もまた12年度末の47.1%から16年度末の64.4%へと増加していることから、延滞期間の長期化の傾向が見受けられる。

図3 延滞債権の推移

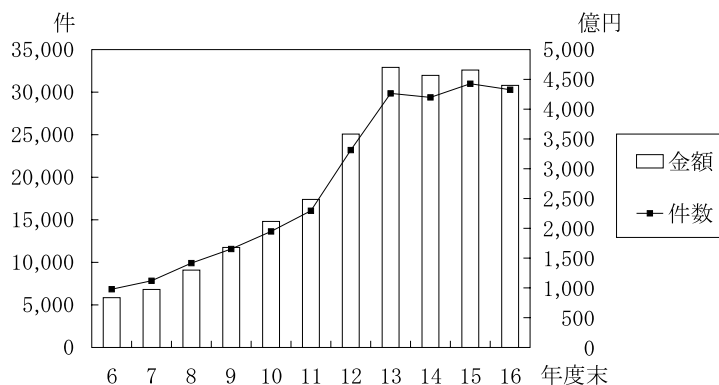


エ 繰上償還請求債権

(ア) 状況

繰上償還請求債権の件数及び金額は、図4のとおり、近年急増・高止まりの状況にあり、16年度末で3万件、4371億円に上っている。

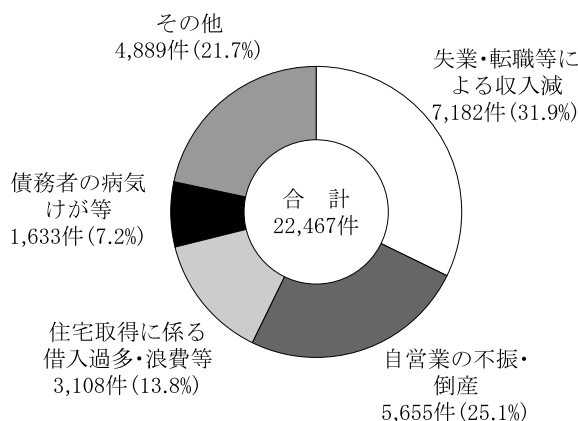
図4 繰上償還請求債権の件数及び金額の推移



(イ) 延滞理由

17年1月末現在の繰上償還請求債権 29,833 件のうち個人融資の債権で公庫から資料の提出を受けた 22,467 件(以下「17年1月末繰上償還請求債権」という。)について、延滞理由を区分してみると、図5のとおり、経済情勢等を反映した失業・転職等による収入減 31.9% (7,182 件)、自営業の不振・倒産 25.1% (5,655 件)が多くなっていたが、このほかに住宅取得に係る借入過多・浪費等によるものも 13.8% (3,108 件)あった。

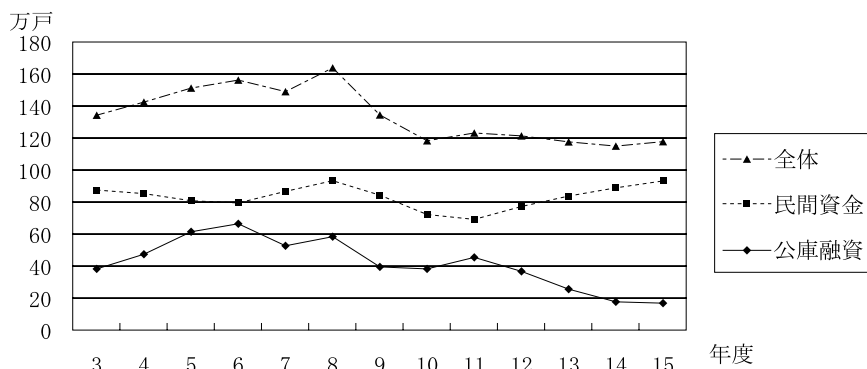
図5 17年1月末繰上償還請求債権の延滞理由



オ ゆとり償還等の影響

公庫融資を受けて着工した住宅戸数の推移は、図6のとおり、民間資金のみで着工した住宅の戸数と比べて5、6両年度及び11年度の伸びが高くなっている。これは、5、6両年度にゆとり償還を利用した場合に、当初5年間の毎回の償還額を、本来の償還期間にかかわらず75年償還として計算し軽減したことや、10年2月より8割超融資が利用できるようになったことが、公庫の融資戸数の拡大に寄与し、我が国全体の住宅着工戸数の拡大については我が国経済の拡大へ一定の寄与をしたものと思料される。

図6 住宅着工戸数の推移



(注) 国土交通省「建築統計年報」による。

しかし、ゆとり償還や8割超融資を利用して融資を受けていた17年1月末繰上償還請求債権についてみると、次のような状況となっていた。

(ア) ゆとり償還

借入者がゆとり償還を利用した場合、表の計算例が示すように当初5年間の償還額に比べ、6年目以降は当初の5年間低減された元金分が上乘せされるため償還額が大幅に増加する。

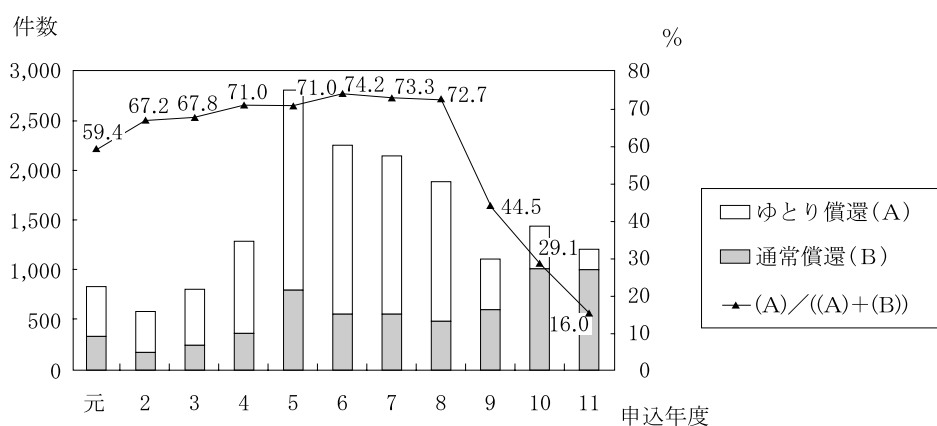
表 ゆとり償還における償還額の計算例 (単位：円)

区分	当初5年間の毎月の償還額(A)	6年目から10年目までの毎月の償還額(B)	11年目以降の毎月の償還額(C)	倍率	
				(B)/(A)	(C)/(A)
50年間償還での計算	65,345	99,245	101,480	1.51	1.55
75年間償還での計算	59,400	101,628	103,916	1.71	1.74

(注) いずれも、貸付金額1700万円、償還期間25年、段階金利制度による当初10年間の貸付金利3.98%、11年目以降の貸付金利4.31%(金利は5年度の貸付金利を基準とした)、元利均等毎月払い、ボーナス払い非併用の場合を仮定

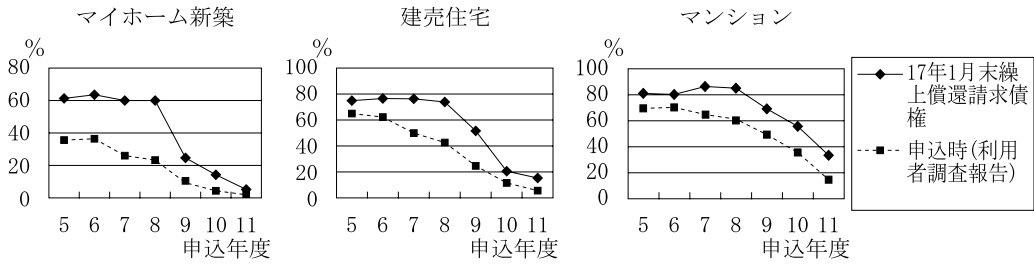
17年1月末繰上償還請求債権におけるゆとり償還の利用状況についてみると、図7のとおり、4年度から8年度(借入申込年度。以下同様。)について、ゆとり償還を利用した割合が7割を超える状況となっていた。

図7 17年1月末繰上償還請求債権のゆとり償還の利用状況



さらに、上記17年1月末繰上償還請求債権のうち件数が上位を占めるマイホーム新築融資、建売住宅購入融資及びマンション購入融資(以下、これらの融資を「3融資」という。)について、各々の融資におけるゆとり償還の利用割合と17年1月末繰上償還請求債権におけるゆとり償還の利用割合を申込年度ごとに比較すると、図8のとおり、3融資ともに、17年1月末繰上償還請求債権のゆとり償還の利用割合が、各々の融資におけるゆとり償還の申込時の利用割合を上回っており、ゆとり償還と延滞債権増加との相関が見られた。

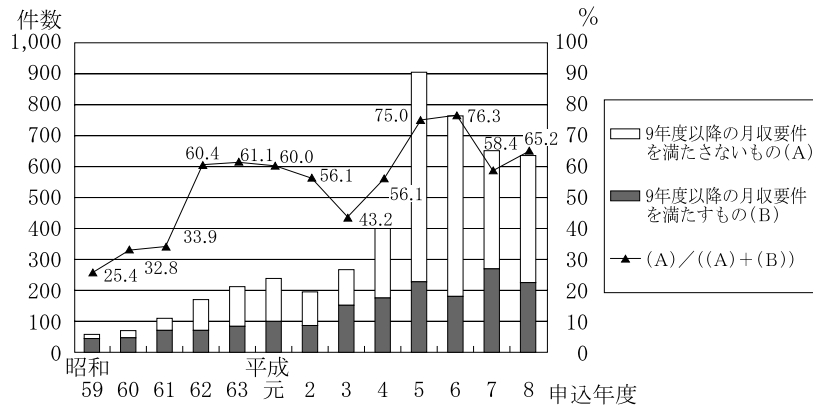
図8 17年1月末繰上償還請求債権と申込時のゆとり償還の利用割合



(注) 申込時の利用割合は、公庫が作成している利用者調査報告による。

公庫では借入申込時の返済能力の審査に当たり、月収は毎月の償還額の5倍以上であることを要件としていて(以下、この要件を「月収要件」という。)、ゆとり償還を利用する場合には、8年度までは当初5年間の償還額を用いて月収要件を審査していた。しかし、9年度以降は、バブル経済崩壊後の経済状況の中で、所得の大幅な伸びが期待できないこと及びゆとり償還利用者の延滞が増加していることから、ゆとり償還であってもゆとり償還を利用しないものとして計算した償還額で審査を行うこととなった。このことから、8年度までに貸付けを受けた17年1月末繰上償還請求債権のうち、ゆとり償還を利用した債権4,635件を抽出して、仮に、9年度以降の貸付けに関する基準を当てはめてゆとり償還を利用しないものとして算定した償還額により9年度以降の月収要件を満たしているか否かを試算したところ、図9のとおりとなっていて、5、6両年度に貸付けを受けたものについては月収要件を満たさなかったものが7割を超えていた。

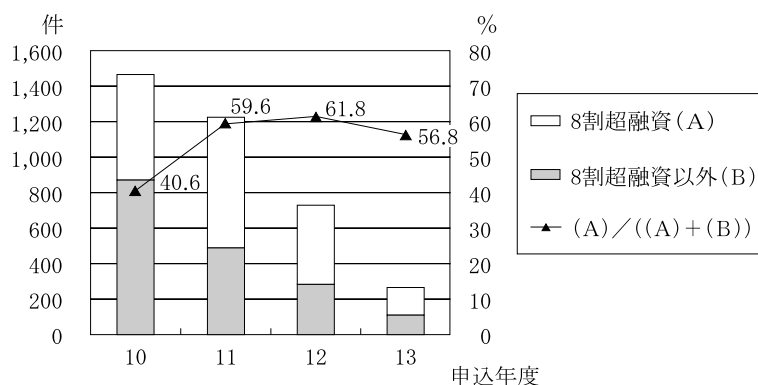
図9 月収要件の試算結果



(イ) 8割超融資

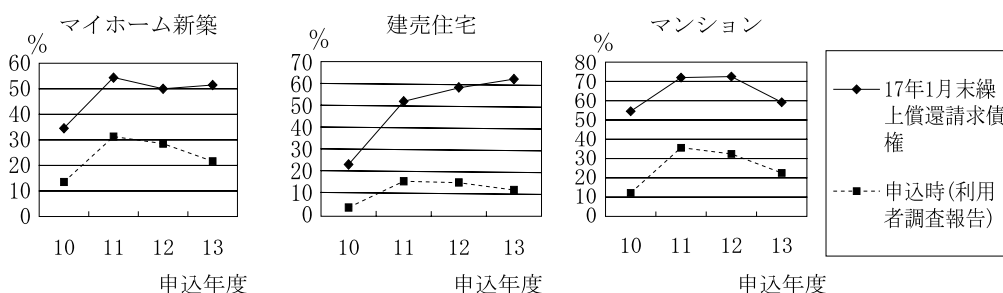
17年1月末繰上償還請求債権のうち10年2月から14年3月までの間に実施された8割超融資を利用したものの状況についてみたところ、図10のとおり、利用件数では11年度が多く、全体に占める割合は11、12両年度で約60%と高い状況となっていた。

図10 17年1月末繰上償還請求債権の8割超融資の利用状況



さらに、ゆとり償還と同様に3融資について、各々の融資における8割超融資の利用割合と17年1月末繰上償還請求債権における8割超融資の利用割合を申込年度ごとに比較すると、図11のとおり、3融資ともに、17年1月末繰上償還請求債権の8割超融資の利用割合が、各々の融資における8割超融資の申込時の利用割合を上回っており、8割超融資と延滞債権増加との相関が見られた。

図11 17年1月末繰上償還請求債権と申込時の8割超融資の利用割合



(注) 申込時の利用割合は、公庫が作成している利用者調査報告による。

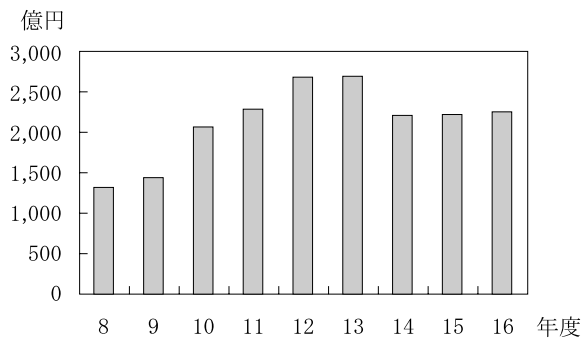
(2) 公庫等の財務状況等への影響

ア 公庫の財務状況への影響

(ア) 代位弁済

前記のとおり、公庫の繰上償還請求債権は近年急増・高止まりの状況にある(図4参照)のに対し、保証協会から受けた代位弁済の実績は、図12のとおり、13年度までは増加しているが14年度には減少してその後ほぼ同じ水準で推移している。これは、14年度から公庫において任意売却が増加しており、任意売却を行うなどして債務が残った場合のみ保証協会へ代位弁済を請求することとなるため、その請求額が減少したことなどによるものである。

図12 代位弁済の実績



(イ) 債権償却

公庫では、繰上償還請求債権のうち、自然人が保証している債権については、抵当権の実行や保証人に弁済の請求後、償却基準の要件に該当して回収の見込みがないと認められる場合は、財務大臣の承認を得た上で、貸付金を償却する決算処理を行っており、その額は14年度59億円、15年度25億円、16年度25億円^(注3)となっている。

一方、個人融資のほとんどを占める協会保証の債権については、保証協会から代位弁済を受けることとなっていたため、16年度までは償却処理の対象としていなかった。

(注3) 個人融資以外の公庫融資を含んだ公庫融資全体の額

(ウ) 貸倒引当金

公庫では、公庫の国庫納付金に関する政令(昭和26年政令第162号)等により、貸付金残高(15年度以降は貸付金残高及び金融機関からの買取債権の残高)に1000分の6を乗じて算出した金額の範囲内で、貸倒引当金として繰り入れることが認められており、その貸借対照表における計上額は14年度末524億円、15年度末61億円、16年度末123億円となっている。

一方、公庫が財政制度等審議会によって示された「特殊法人等に係る行政コスト計算書作成指針」に基づき、民間企業と同様の会計基準を適用して試算した貸倒引当金の額は、14年度末638億円、15年度末844億円、16年度末5249億円となっている。このうち、16年度に貸倒引当金が急増しているのは、17年7月に公布された機構法において新機構が保証協会の権利及び義務を承継することとなったことから、協会保証の債権に対する自己査定及び引当方法を見直し、協会保証の債権についてもその状況に応じて貸倒引当金を計上したことによるものである。その結果、16年度の行政コスト計算書の添付書類として作成された民間企業仮定貸借対照表によると公庫の財務状況は3685億円の債務超過となっている。

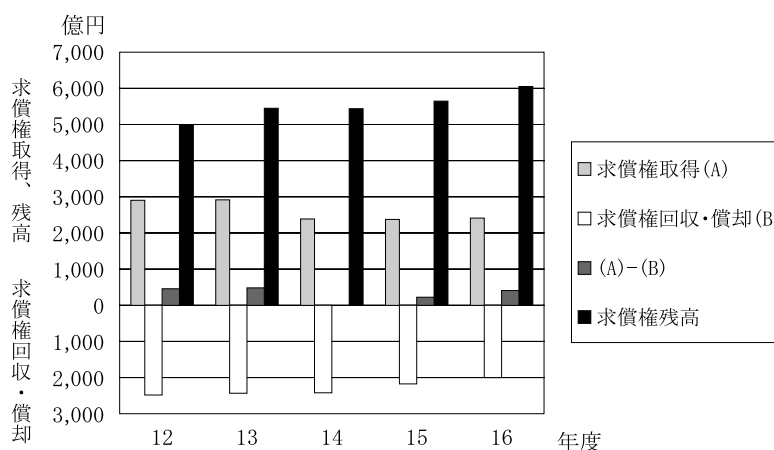
このため、新機構移行時に、独立行政法人会計基準に基づき、一定の方法で見積もられた金額で貸倒引当金を計上することとなるが、現在の貸借対照表に比べると、相当多額の貸倒引当金を計上することが必要になると思料される。

イ 保証協会の財務状況への影響

(ア) 求償権

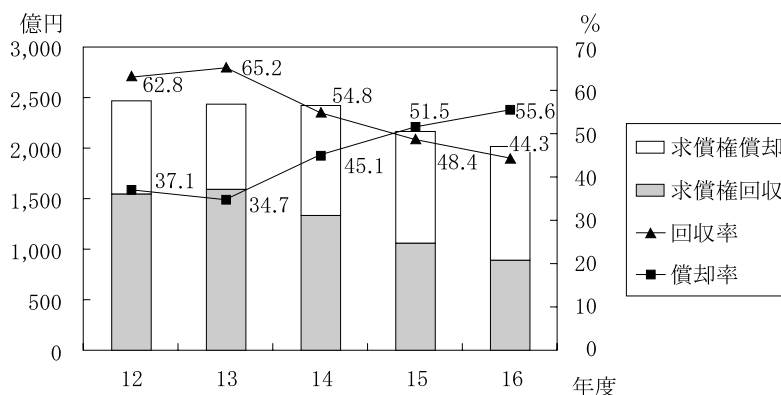
保証協会は、代位弁済した場合、代位弁済した額に相当する求償権及び抵当権等を取得することになる。求償権の取得とその残高は、図13のとおり、求償権の取得については抑制気味に推移しているが、求償権の残高についてはやや増加傾向である。これは、近年の不動産価格の下落等のために、求償権によって取得した住宅等の抵当権を実行するなどしてもなお十分に回収が得られないことなどによるものである。

図13 求償権の取得、回収・償却及び残高の推移



保証協会では、公庫等から取得した求償権について、競売を行うなどして回収を図った上で、保証協会の定めた償却の認定基準に該当し回収の見込みがなく、償却を行うことが適当であると判断した求償権を償却している。図14のとおり、回収額は減少しているが償却した求償権は増加していて、15、16両年度は償却額が回収額を上回っている状況である。これは、上記のとおり、十分な回収が得られないことにもよるが、公庫において任意売却等により物件を処分しているため、協会が代位弁済により取得した求償権のうち担保のない求償権が増加したことなどによるものである。

図14 求償権回収と償却の推移



(注) 回収率=求償権回収収入/(求償権回収収入+求償権償却)
 償却率=求償権償却/(求償権回収収入+求償権償却)

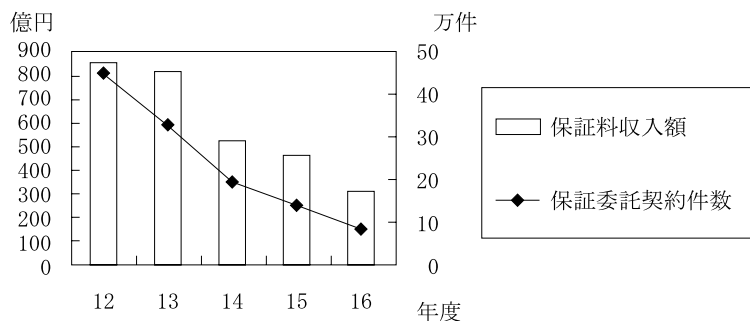
(イ) 保証料

a 保証料収入の状況

保証協会は、保証債務に係る代位弁済等のリスクを見込んで保証料を算定していて、協会保証を利用する借入者は、公庫融資の借入時に全償還期間分の保証料を一括して保証協会に支払い、保証協会は、保証料や求償権による回収で得た収入を代位弁済に要した経費に充てている。そして、保証協会では、近年、代位弁済が増加する中で、実態と合わせた保証料とするため、12年と14年の2度にわたり保証料を引き上げてきた。

しかし、13年12月の特殊法人等整理合理化計画を受けた公庫融資の縮減により、協会保証の利用者は急激に減少し、これに伴って、保証料収入も、図15のとおり、大きく減少している。

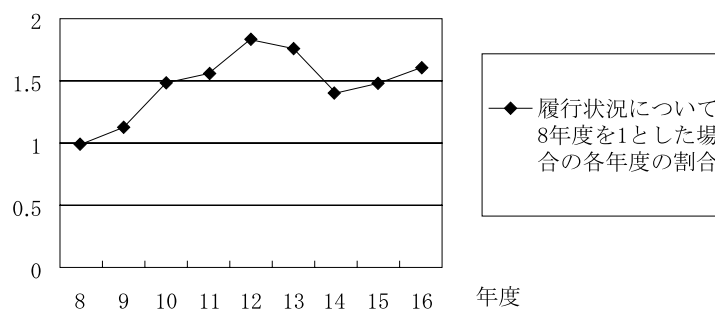
図15 保証料収入の推移



b 保証債務の履行状況

保証債務の履行状況(当年度保証債務履行金額/前々年度末保証債務残高)は、保証協会が12年以前の保証料の算定に当たって想定していた保証債務の履行状況とほぼ同程度であった8年度を基準にしてみると、図16のとおり、近年は高水準で推移している。

図16 保証債務の履行状況の推移

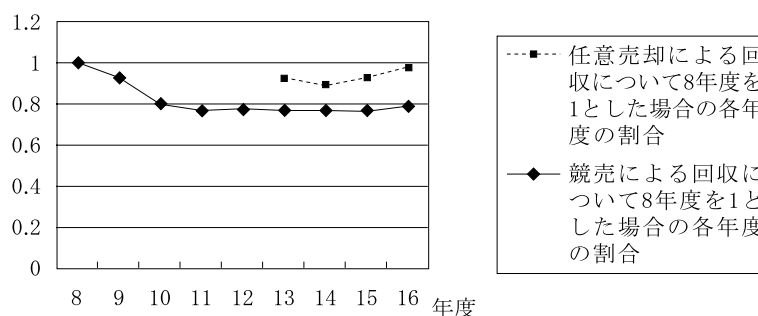


c 求償権回収の状況

求償権の回収は、担保物件の競売や任意売却等により行われており、大半を競売によるものが占めているが、その回収率についてみると、任意売却が競売よりも回収率が高くなっている状況である。

求償権の回収状況(競売又は任意売却による回収額/競売又は任意売却となった案件の債権額)は、保証協会が12年以前の保証料の算定に当たって想定していた求償権の回収状況とほぼ同程度であった8年度を基準としてみると、図17のとおりとなっていて、近年は8年度の80%程度の水準で推移している。

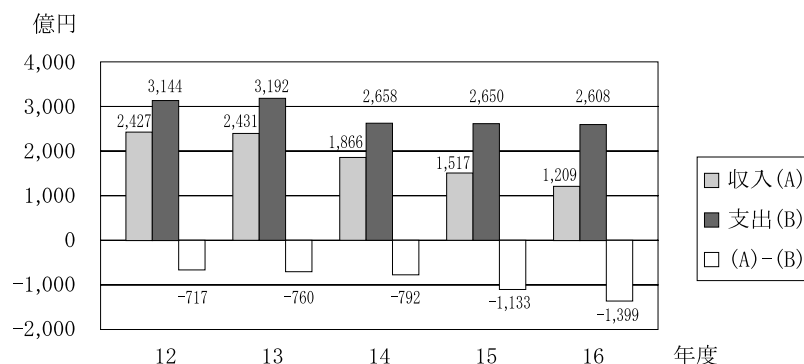
図17 求償権の回収状況の推移



(ウ) 収支及び正味財産

上記のとおり、依然として高水準の代位弁済が続く中で保証料収入と求償権の回収が減少しており、それらは保証協会の財務に大きな影響を与えている。協会保証等を行う事業(以下「保証事業」という。)に係る主な収入及び支出については、図18のとおり、支出が収入を上回っており、その差も拡大している。

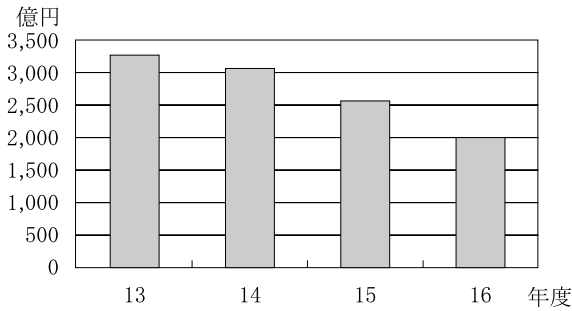
図18 保証事業の収支状況(主要項目)



(注) 沖縄振興開発金融公庫及び年金資金運用基金の住宅融資に係る分を含む。

このように、公庫融資の縮減による保証料収入の減少、求償権の回収が減少していること、代位弁済が毎年多額となっていることにより保証事業の収支状況が悪化していること、求償権の償却額が増加していることなどを受けて、保証協会の正味財産(貸借対照表上の資産の部の合計額から負債の部の合計額を差し引いた額)は、図19のとおり、年々減少している状況にある。

図19 正味財産の推移



ウ 新機構へ向けての取組

(ア) 財政支援等

前記のとおり、保証協会は19年4月の新機構設立の際に解散し、その権利及び義務は新機構に承継されることとなっている。一方、上記のとおり、保証協会の財務内容は、急速に悪化している。このことから公庫では、協会保証の債権に係る任意売却後の未回収部分のうち、債務者からの回収が見込めない部分について、公庫において償却を行うため、17年度予算において貸倒引当金を358億円積み増しており、これは、協会保証の債権の償却に係るもので国からの補給金の算定要因として初めて計上したものである。

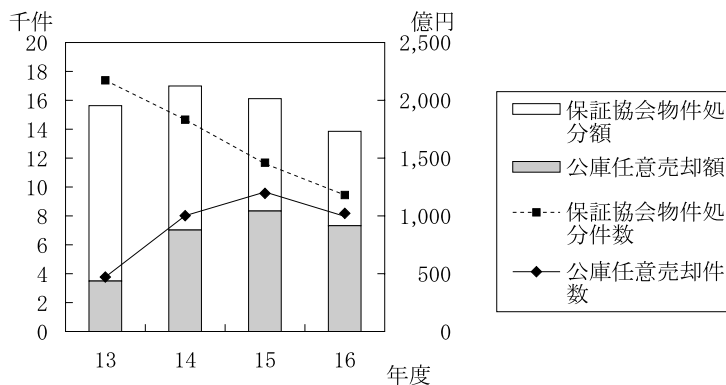
そして、既往の貸付債権については、経済情勢にもよるが将来の貸倒れに係る損失額は6000億円から9000億円と多額になるとされており、公庫では、自立的経営の確立の観点から、債権管理を含めた業務の抜本的見直し、一般管理費の削減等の経営改善を図り、財投借入金の繰上償還等の措置を講じて、早期に補給金に依存する財務構造からの転換を図ることとしている。

(イ) 公庫における任意売却の促進

a 物件処分の状況

全額繰上償還請求したことなどを受けて、公庫及び保証協会が任意売却等により物件を処分した状況は、図20のとおり、近年公庫では増加傾向にある一方、保証協会では減少していて、全体としてはほぼ同じ水準で推移している。

図20 公庫及び保証協会における物件処分の状況



(注) 保証協会の物件処分は競売、任意売却である。

b 公庫における任意売却

一般に、任意売却は、競売に比べて担保物件を高額で売却することができ、債務者にとって物件処分後の債務が少額になるなどの利点があるが、協会保証の債権については、保証協会から代位弁済によって回収が図られることから、公庫において担保物件を処分する場合は、任意売却によって完済する場合におおむね限定されていた。一方、保証協会においては、代位弁済時に担保物件について公庫からの移転登記が行われていることが、任意売却の交渉を難しくしている状況であった。

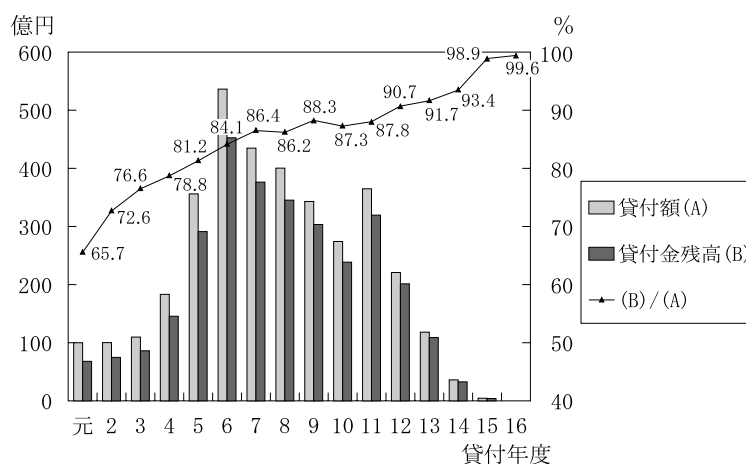
こうした状況を踏まえ、公庫では、延滞債権の増加等に伴い、13年から任意売却を促進するためのマニュアルを作成するなどして、それまでの限定的な担保物件処分の体制を変更し、任意売却を債務者の立ち直りを促すための支援策の一つとして位置付け、公庫での任意売却の促進を図ることとしていた。

そして、保証協会においては、職員が公庫における任意売却の業務を補完したり、調査員が現地調査等を行ったりするなど公庫と協力して公庫段階での任意売却を促進してきている。その結果、13年度以降の公庫における任意売却の成立の状況についてみると、図20のとおり、14年度から公庫における任意売却の件数は増加してきていた。

17年1月から3月までに任意売却が成立したもののうち1,267件を抽出し、その債権額に対する回収率についてみると、債権額の100%が回収されたものが20%程度あるが、50%未満にとどまっているものも25%見受けられ、平均で64%程度であった。

このように、任意売却が成立した場合においても回収率が50%未満のものが生じているのは、主として担保価値の下落の影響もあるが、任意売却時において貸付金の残高も影響していると考えられる。そこで、17年1月末繰上償還請求債権の貸付金の残高の状況について、当初の貸付額に対する貸付金の残高の割合をみたところ、図21のとおり、貸付時点から全額繰上償還請求まで相当期間が経過しても、貸付金は大きく減少しておらず依然として多く残っている状況となっていた。

図21 17年1月末繰上償還請求債権の貸付額と貸付金残高の状況



(3) 債権管理の状況

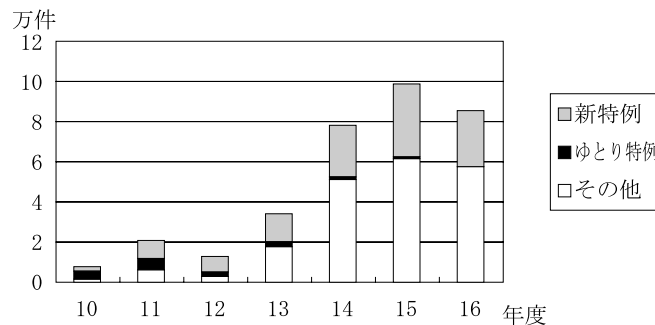
ア 返済方法の変更

公庫では、景気の長期低迷等による返済困難者の増加に対応し、償還の継続や、居住の安定が図られるよう、10年の閣議決定等を受けゆとり特例や新特例の制度を創設し、償還期間の延長等返済条件の大幅な変更の措置を講じている。

返済方法の変更をしているものは(延滞債権以外の債権も含む)、図22のとおり、14年度から大幅に増加し16年度には8万5000件に及んでいる。

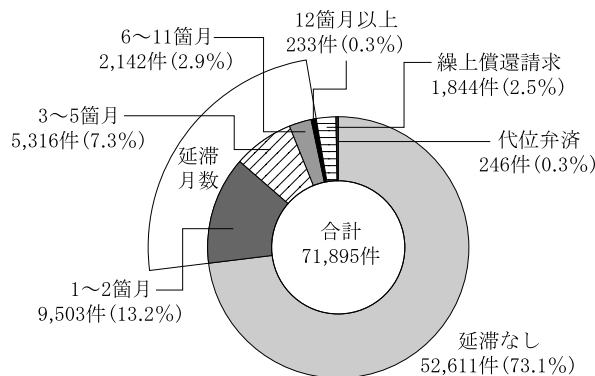
(注4) ゆとり特例や新特例 ゆとり特例は、ゆとり償還の適用者を対象に償還期間を最長10年延長する特例措置、新特例は、最近の不況による勤務先等の事情により償還が困難となった者を対象に償還期間を最長15年延長したり、一部金利の減免を行ったりするなどの特例措置

図22 返済方法の変更の実績



そして、14、15両年度に新特例を適用した債務者の15年度末の償還状況をみると、図23のとおり、約7割は約定通りに償還していた。

図23 平成14、15両年度に新特例を適用した債務者の15年度末の償還状況



(注5) 一方、北海道支店ほか10支店の会計実地検査時において、全額線外償還請求後6ヶ月を経過しており、かつ、貸付金残高が1000万円以上となっている17年1月末線外償還請求債権約1万4000件のうち1,490件(貸付金残高計256億円。以下「検査時線外償還請求債権」という。)を抽出して、返済方法の変更の実施状況についてみたところ、返済方法の変更を行っていなかったものは62.0%となっていた。この理由の主なもの、受託金融機関の作成した管理及び回収の記録によると破産予定・手続中(34.5%)、返済

意思が乏しいと判断したり連絡がつかなかったりしたなどのため返済方法の変更の提案をしなかった(20.4%)、返済方法の変更の提案をしたが債務者が拒否したり反応がなかったりした(19.7%)となっていた。

(注5) 北海道支店ほか10支店 北海道、東北、東京、南関東、北陸、名古屋、大阪、中国、四国、福岡、南九州各支店

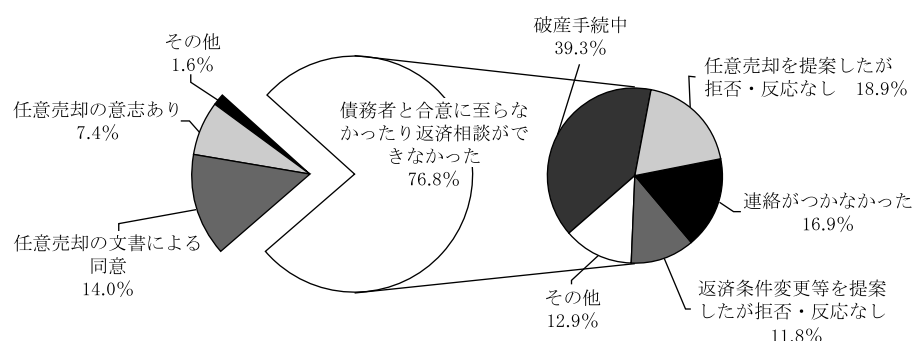
イ 受託金融機関における働きかけ

受託金融機関が行う返済相談等については、督促基準等において、実施する内容や時期の目安が定められている。そして、検査時繰上償還請求債権について、受託金融機関が実施した返済相談等の状況についてみると、次のとおりとなっていた。

(ア) 返済相談

検査時繰上償還請求債権について、全額繰上償還請求前の受託金融機関における電話や面談等における返済相談の結果の状況をみると、図24のとおり、破産手続中であったり、債務者の拒否・反応がないことなどから債務者と返済方法の変更等について合意に至らなかったり返済相談ができなかったものが約7割あった。

図24 受託金融機関における返済相談の状況



(イ) 現地調査等

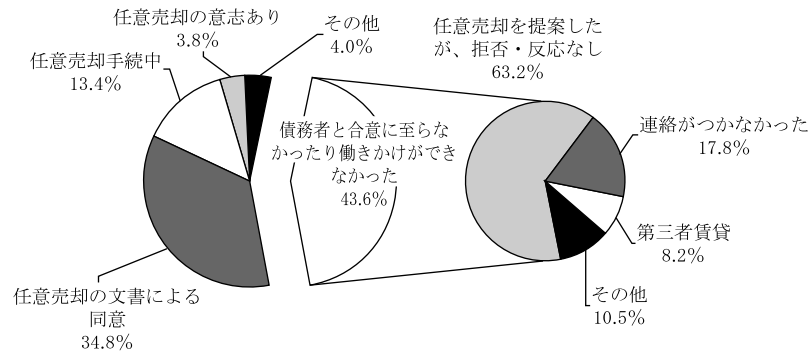
督促基準等によると、債務者との面談は、延滞原因や家計状況等を把握し、延滞解消を働きかける上で重要であることから、延滞が3箇月以上となったら極力行うこととされ、また、全額繰上償還請求を行う予定の債権については、受託金融機関において基本的に現地調査を実施し、その際面談が未実施となっている債務者について可能であれば面談を実施することとなっている。

検査時繰上償還請求債権について、受託金融機関が実施した面談及び現地調査の状況をみると、面談及び現地調査をいずれも行っていないものが14%あった。

ウ 支店における働きかけ

支店では、主に全額繰上償還請求を行った後に任意売却等を債務者に電話や文書による督促及び面談等による働きかけを行っているが、検査時繰上償還請求債権について、支店の働きかけの状況についてみると、任意売却の同意を得る件数は増加しているものの、図25のとおり、債務者と任意売却等の合意が得られなかったり働きかけができなかったりしたものが約4割あった。

図25 支店における働きかけの状況



支店が電話や文書による督促で働きかけても任意売却の同意が得られなかった案件のうち、任意売却の働きかけの余地があると判断した場合は、保証協会の調査員に依頼するなどして、面談や現地調査を再度行うこととなっている。しかし、検査時線上償還請求債権のうち、電話や文書による督促で働きかけたところ任意売却の同意が得られなかったが、支店の措置方針が引き続き任意売却を働きかけることとなっているもの423件のうち、面談、現地調査に至っていないものが250件あった。

4 本院の所見

公庫では、持家取得層の若年化に対応した公庫融資利用者の住宅取得能力の拡大を図るため、ゆとり償還制度を導入したり、住宅取得の促進を図り、もって経済の活性化に資することを目的として、自己資金が2割なくとも住宅取得が可能となるよう、貸付金の限度額を住宅建設費等の8割とする取扱いを臨時的に撤廃したりするなどの措置を講じてきた。

これらの制度はいずれも、経済が右肩上がり、将来所得が増大することを期待できた時期に導入されたり、将来所得が増大することを期待し、経済対策の一環として導入されたりしたものである。

しかし、バブル経済崩壊後の実体経済は、景気が長期にわたり低迷し、所得が伸び悩むなどゆとり償還制度等を取り巻く状況は、債務者の継続的償還を困難とするものであった。

そして、公庫の貸付債権については、毎年多額の延滞が発生し、公庫に代位弁済を行う保証協会の財務内容は急速に悪化してきているため、このままの状況で推移すると保証協会による代位弁済の継続的実施が困難な状況に至っている。また、保証協会は19年4月に設立される新機構にその権利及び義務を承継し解散することとされている。

このため、今後とも相当規模で発生すると見込まれる個人融資に係る回収不能債権については公庫内部で処理せざるを得ない。そして、これに伴い発生する多額の損失については、業務の抜本的見直し、経営改善等を図ることを前提に、新機構の自立的経営を確立する観点から、先送りせずに透明な形で早期に処理するため、23年度までに所要額のすべてを国からの補給金で措置することとされている。

については、新機構における業務は、銀行その他一般の金融機関による融通を支援するための貸付債権の譲受けなどの証券化支援業務が中心となるが、新機構移行後においても、その経営の安定や債務者の居住の安定を図る上で、債権の不良化を抑制することが重要であり、そのためには、今後次のような点に留意していく必要があると認められる。

- ア ゆとり償還や8割超融資を利用した融資において多くの延滞が生じている例に見られるように、返済方法や自己資金の有無がその後の償還額の多寡、ひいては償還の可否に大きな影響を与えることから、借入者が借入時に適切な償還計画が立てられるよう借入者への返済方法、償還額等に関する情報提供の充実を図る。
- イ 返済困難者に対しては、ゆとり特例や新特例による返済条件の大幅な変更が可能となっていることから、返済条件の変更についての周知徹底等、きめ細やかな対応を行う。
- ウ 債権の回収業務等債権管理については、貸倒損失を含め債権に係る財政的負担の抑制及び債務者の負担の縮減を図るため、公庫で定めた延滞債権に対する督促基準や措置方針に沿って早期の面談や融資物件における居住状況の確認等を行う現地調査等を適時適切に実施するとともに、延滞状況を適宜的確に見極めた上、競売よりも回収率の高い任意売却を活用するなどの回収の取組をより積極的に行う。

第17 第3セクターに対する社会資本整備促進融資の状況について

検査対象	日本政策投資銀行(平成11年10月1日、日本開発銀行及び北海道東北開発公庫の一切の権利及び義務を承継して設立)	
融資制度の概要	第3セクターが行う特定事業等に対して、日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法に基づき日本政策投資銀行が融資を行うもの	
貸付け等の実績	社会資本整備促進融資	7351億円(昭和62年度～平成16年度)
	うち無利子融資	7301億円
	うち低利子融資	49億円
	有利子融資	7114億円
	貸付額合計	1兆4465億円(480社)
	出資額	269億円(53社)

1 社会資本整備促進融資の概要

(社会資本整備促進融資等)

日本政策投資銀行(以下「政策銀行」という。)では、「日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法」(昭和62年法律第86号。以下「社会資本整備促進法」という。)に基づき、日本電信電話株式会社の株式の売払収入等を原資とする産業投資特別会計社会資本整備勘定(以下「社会資本整備勘定」という。)から無利子融資を受け、この無利子融資を財源として、地方公共団体の出資又は拠出に係る法人(以下「第3セクター」という。)に対して、図のとおり無利子融資及び低利子融資(以下「社会資本整備促進融資」という。)を昭和62年度から行っている。

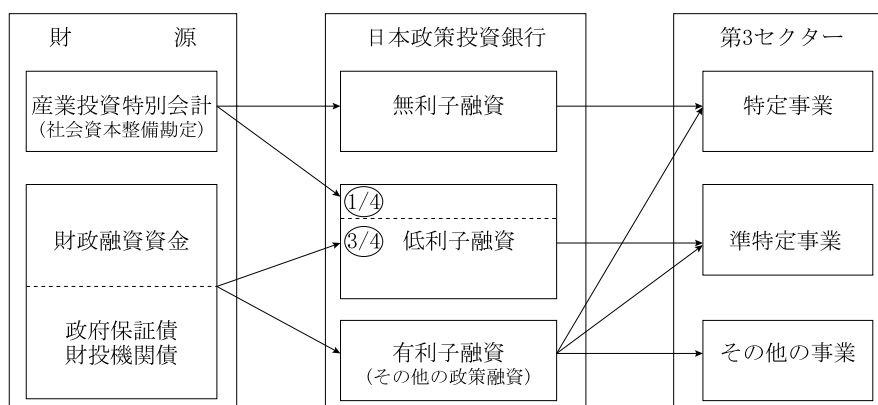
(注1) 低利子 原則として、政策銀行の既存融資制度の適用金利に4分の3を乗じた金利

社会資本整備促進融資は、国民経済の基盤の充実に資する施設の整備事業を対象とし、このうち、第3セクターが行う施設整備事業で、周辺の相当程度広範囲の地域に対して適切な経済的効果を及ぼすと認められる事業(以下「特定事業」という。)については無利子融資を、特定事業と一体的に整備される事業(以下「準特定事業」という。)については低利子融資を、貸付対象事業費に融資比率を乗じた金額の範囲内で行うこととなっている。

また、政策銀行は、①社会資本整備促進融資の対象事業について社会資本整備促進融資を補完するために、又は、②社会資本整備促進融資の対象事業と密接な関連を有する施設の整備により同事業を補完するために、社会資本整備促進融資に併せて、財政融資資金(平成12年度以前は資金運用部資金)からの借入金や財投機関債等の債券発行等を原資として図のとおり有利子融資を行っている(以下、社会資本整備促進融資と有利子融資を併せて「社会資本整備促進融資等」という。)

(注2) 有利子 政策銀行の既存融資制度の適用金利

図 社会資本整備促進融資等の仕組み



そして、これらの政策銀行の融資に係る償還期間は、社会資本整備促進融資は15年以内、有利子融資は原則として30年以内となっている。

また、社会資本整備促進融資等の対象事業に対しては、民間金融機関も政策銀行と協調して融資を行っている。

さらに、政策銀行は、社会資本整備促進融資の対象事業の初期投資負担が大きく低収益であることに起因する事業初期段階での約定償還負担や利払い負担を補完するなどのために、第3セクターに対して出資を行っている。出資は、①政策性・公共性が高く、②事業の初期段階でのリスク・低収益性等により速やかに採算に乗り難いため民間のみでは対応が困難な事業で、③民間企業から相当程度の出資が見込まれ、④当該事業からの配当の支払を可能とする利益の発生が確実な場合に行われており、その原資も、財政融資資金からの借入金等となっている。

(社会資本整備促進融資の対象事業)

社会資本整備促進融資の対象事業は、「日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法施行令」(昭和62年政令第291号)において定められており、社会資本整備促進法の制定以降、社会経済の環境の変化に伴う国民の要請等を受け事業の追加等が行われていて、16年度末までに30事業が定められている。そして、融資が行われたのは22事業となっており、これらに係る融資対象事業とその根拠となる法律等(以下「根拠法」という。)を示すと、表1のとおりである。

表1 融資対象事業と根拠法

融 資 対 象 事 業	根 拠 法 ^(注)	実 施 期 間 (年度)
民活法対象事業	民活法	昭和62～
民間都市開発推進機構対象事業	民都法	昭和62～
関西文化学術研究都市整備事業	関西文化学研都市法	昭和62～
テレトピア指定地域電気通信高度化事業	テレトピア構想	昭和62～
多極分散型国土形成促進法対象事業	多極法	平成元～
高齢者まちづくり事業	WAC法	平成元～
電気通信基盤充実事業	電気通信基盤充実法	平成3～
特定産業廃棄物処理施設整備事業	産廃法	平成4～
大阪湾臨海地域中核の施設整備事業	バイエリア法	平成6～
人に優しい建築物整備事業	ハートビル法	平成6～
高度テレビジョン放送施設整備事業	高テレ法	平成11～
特定出資法人事業	構造転換法	昭和62～平成8
地域ソフトウェア供給力開発事業	地域ソフトウェア供給法	平成元～10
繊維リソースセンター整備事業	繊維工業構造改革法	平成元～11
ニューメディア・コミュニティ指定地域整備事業	ニューコメ構想	昭和62～平成11
テクノポリス指定地域研究開発、研修施設整備事業	テクノポリス法	昭和62～平成13
特定事業集積促進事業	頭脳立地法	昭和63～平成13
研究基盤施設整備事業	研究開発体制整備法	昭和63～平成13
特定研究開発基盤施設整備事業	通放機構法	平成4～13
有線テレビジョン放送番組充実事業	有線テレビ放送番組充実法	平成4～13
総合保養地域整備法対象事業	リゾート法	昭和62～平成15
産業業務機能支援中核施設整備事業	地方拠点都市法	平成4～15

(注) 根拠法 法律の名称については略称で記述している。正式名称については、(注3)参照

そして、上記のうち、民活法対象事業は、研究開発・企業化基盤施設、特定高度情報化建築物等の特定施設を整備するもの、民間都市開発推進機構対象事業は、広場等の公共施設、駐車場やアトリウム等の都市利便施設を整備するもの、テレトピア指定地域電気通信高度化事業は、テレトピア指定地域における情報処理型及び放送型有線テレビジョン施設等の電気通信の高度化に資する施設を整備するもの、総合保養地域整備法対象事業は、リゾート法に規定する重点整備地区におけるスポーツ又はレクリエーション施設、教養文化施設等を整備するものとなっている。

各事業の主務大臣は、第3セクターの能力を活用して施設の整備を促進するため、それぞれの所管する特定事業として整備される施設ごとに、施設の規模、立地、運営等に関する事項等を定めた基本指針等を策定している。そして、第3セクターは、特定事業を実施しようとするときは、基本指針等に沿って特定事業として整備される施設に関する整備計画を策定し、主務大臣等に提出し認定等を受けることとなっている。また、主務大臣等から認定等を受けた事業のうち、一部のものについては国庫補助金の交付、税制上の優遇措置等の助成措

置が講じられている。

また、政策銀行では、上記の主務大臣等による特定事業の認定等に基づき、事業実施主体である第3セクターが策定する事業計画及び資金計画について、事業遂行能力、償還能力、担保能力、政策意義、融資効果等を審査した上、特定事業の根拠法等により社会資本整備促進融資の貸付額を算定して融資を行っている。

(第3セクターの特徴)

第3セクターは、地方公共団体と民間事業者によって設立される官民共同体であることから、地方公共団体が担う公共目的の達成に当たり、同一同質の公共サービスを公共部門が直接提供するよりも低いコストで供給することが可能である。また、民間の効率的な経営手法を導入することにより新規分野の事業を実施したり、公共部門からの出資に加えて民間部門の資金を導入できるため多額の初期投資を要する大規模事業を実施したりすることが可能である。一方、第3セクターの行う事業は、地域の活性化や発展を目的とした公共的な事業であるため、民間部門が行う事業に比べて収益性が低いこと、地域の活性化を先導する新規分野の事業や大規模事業では採算性を確保するまでに長期間を要することなどの特徴を有している。

政策銀行による審査においては、特に、第3セクターの行う事業は、上記のとおり事業の公共性から低採算とならざるを得ないこと、新規分野の事業であることや大規模事業を実施することにより事業実施に要した借入金等の償還期間が長期化することが多いため、償還確実性の観点から、地方公共団体等の事業の中核となる出資者による経営支援を含めた事業運営の枠組みの適否を重視している。

2 検査の背景、着眼点及び対象

(検査の背景)

第3セクターを取り巻く社会経済情勢は、国及び地方公共団体の財政状況の一段の悪化、金融機関の不良債権問題などにより大きく変化している。このような変化に的確に対応するため、地方公共団体に対しては、「第三セクターに関する指針の改定について」(平成15年12月総務省)により、経営悪化が深刻化し存続が危ぶまれる第3セクターについては、問題解決を先送りすることなく、法的整理を含め抜本的な対応を行うことが求められている。また、民間金融機関に対しては、「金融再生プログラム」(平成14年10月金融庁)の実施により、16年度末までに不良債権を集中的に処理することが求められている。そして、第3セクターの抜本的処理に向けて法的手続に踏み切る事態も生じている。

そして、社会資本整備促進融資を行った第3セクターに対する16年度末の政策銀行の貸付金残高(企業会計基準準拠決算)は6588億円で、政策銀行全体の貸付金残高13兆8607億円(企業会計基準準拠決算)の4.8%を占めている。これに対して、社会資本整備促進融資を行った第3セクターに対する銀行法(昭和56年法律第59号)に基づくリスク管理債権は1747億円で、政策銀行全体のリスク管理債権3986億円の43.8%を占めている。

一方、社会資本整備促進融資を行った第3セクター以外の第3セクターに対する従来型の有利子融資の貸付金残高(企業会計基準準拠決算)は16年度末で8397億円、このうちリスク管理債権は406億円となっていて、リスク管理債権比率は4.8%となっている。これに対し社会資本整備促進融資を行った第3セクターに対するリスク管理債権比率は26.5%となっている。

(検査の着眼点)

本院では、社会資本整備促進融資について、平成11年度決算検査報告に「社会資本整備促

進融資等により整備された事業について」を特定検査対象に関する検査状況として掲記したところであるが、その当時、返済に延滞が生じていたり、貸付条件の緩和を行っていたりしたものの中には、その後貸付金を償却したのも見受けられる。

さらに、社会資本整備促進融資については、16年11月の財政制度等審議会報告「特別会計の見直しについて」において、NTT株式売却収入を活用した無利子融資制度は、現在計画されている案件が終了した時点で廃止し、既往貸付の償還終了時に社会資本整備勘定を廃止すべきであるとされており、政策銀行は、原則として、16年度末現在計画されている案件に限り対応するものとしている。

そこで、社会資本整備促進融資を行った第3セクターについて、融資効果の発現及び政策銀行の財務に与える影響について着眼して、根拠法ごとに、融資対象事業の実施状況及び経営状況を調査するとともに、債権の管理・回収状況等について、平成11年度決算検査報告の掲記後の状況を含めて検査した。

(検査の対象)

本院は、政策銀行が昭和62年度から平成16年度末までに社会資本整備促進融資を行った第3セクター480社(平成11年度決算検査報告の検査の対象とした第3セクターを含む。)に対する貸付金及び出資について検査した。

この480社に対する貸付金の実績は、16年度末までの累計で、無利子融資7301億円、低利子融資49億円、社会資本整備促進融資計7351億円、有利子融資7114億円、合計1兆4465億円となっており、16年度末現在の貸付金残高は、393社に対して、無利子融資3029億円、低利子融資27億円、社会資本整備促進融資計3057億円、有利子融資4111億円、合計7169億円となっている。また、480社の中には政策銀行が出資を行ったものもあり、その額は16年度末までに累計で53社に対して269億円、16年度末現在の出資残高は、50社に対して264億円となっている。

3 検査の状況

(1) 社会資本整備促進融資等の償還状況

480社の16年度末までの貸付金の償還状況は、経営破綻により貸付金の回収が見込めなくなったため、政策銀行が貸付金の償却を行ったものが10社、政策銀行に対する返済に延滞を生じているものが7社、政策銀行から貸付条件の緩和を受けているものが17社(うち3社は貸付金の償却先と重複)となっている。一方、貸付金の返済を終えているものは80社あるが、このうち、負債軽減等のため約定の貸付期限到来前に残額について繰り上げて完済しているものは61社、当初の約定どおりに完済したものは19社となっている。これらの111社を除く369社については、当初の約定どおり返済を継続している。

ア 貸付金の償却を行ったもの

政策銀行は、会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生計画の認可決定、民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生計画の認可決定等により、10社に対する貸付金残高の全部又は一部計377億円(うち社会資本整備促進融資計31億円)について償却を行っている。

これらの10社は、バブル経済崩壊により需要が計画を大幅に下回ったこと、バブル経済の建設需要増大により建設コストが計画を大幅に上回ったこと等の理由により、経営破綻に至ったものである。

また、融資対象事業を根拠法別にみると、民活法・民都法の適用を受けているものが5社、リゾート法の適用を受けているものが4社(うち1社は民活法及び民都法の適用

を受けている。)、テレトピア構想の適用を受けているものが1社、構造転換法の適用を受けているものが1社となっている。

〈事例〉 需要が計画を大幅に下回ったこと及び総事業費が計画を大幅に上回ったことによる破綻例

政策銀行は、県がリゾート法に基づき承認したリゾート構想の中核施設である大型テーマパークの建設及び運営を目的として設立された第3セクターに対し、同社のリゾート施設及び港湾文化交流施設の整備等のための資金として、無利子融資及び有利子融資を行っていた。

しかし、総事業費が計画の1.5倍に膨らんだことから、民間金融機関から追加融資を受けることとなり、同社の借入負担は重くなった。また、入場者数は、開業後10年を経ても計画の半分にとどまった。

これらのことから、同社は経営難に陥ったため、金融機関等は様々な支援を行ったものの、経営の改善には至らず、同社は、会社更生手続の開始を申し立て、更生計画が認可決定された。更生計画に従い、減資すると同時に新たな増資を行った結果、現在、他の資本傘下で営業を継続している。

そして、政策銀行は、更生計画の認可決定に伴い、貸付金残高について回収が見込めなくなったため、無利子融資及び有利子融資の一部について償却を行った。

イ 貸付金の返済に延滞を生じているもの

政策銀行に対する返済に延滞を生じている第3セクターは、16年度末現在7社、貸付金残高計810億円(うち社会資本整備促進融資計209億円)となっている。

これらの7社は経済環境の急激な変化等により経営の悪化を余儀なくされたため返済に延滞を生じているものである。

また、融資対象事業を根拠法別にみると、民活法・民都法の適用を受けているものが5社、テレトピア構想の適用を受けているものが1社、構造転換法の適用を受けているものが1社となっている。

なお、平成11年度決算検査報告当時に貸付金の返済に延滞が生じていた5社の16年度末の状況は、貸付金の償却に至ったものが3社、依然として返済に延滞を生じているものが1社、繰上完済したものが1社となっている。

ウ 貸付条件を緩和しているもの

政策銀行は、資金繰りが厳しくなっている第3セクターで経営改善に努めているもののうち、実現の可能性が高い経営改善計画を策定できたものと認めた場合には、民間金融機関と協調して、償還方法の変更又は利息の減免等の貸付条件の緩和を行っている。16年度末現在貸付金残高があって、政策銀行が貸付条件の緩和を行っている第3セクターは17社、貸付金残高計1460億円(うち社会資本整備促進融資計400億円)となっている。このうちの3社に対しては、貸付金の一部について償却も行っている。

また、融資対象事業を根拠法別にみると、民活法・民都法の適用を受けているものが13社(うち2社は償却先)、テレトピア構想の適用を受けているものが1社(償却先)、繊維工業構造改革法の適用を受けているものが1社、リゾート法の適用を受けているものが1社、その他が1社となっている。

なお、平成11年度決算検査報告当時に貸付条件を緩和していた18社の16年度末の状況は、貸付金の償却に至ったものが5社、返済に延滞を生じているものが3社、依然として貸付条件の緩和を行っているものが8社(うち1社については平成11年度決算検

査報告当時、既に貸付金の一部を償却していたもの)、繰上完済したものが1社、財務状況が改善したため貸付条件の緩和を行っていないものが1社となっている。

エ 貸付金を繰上償還していたもの

第3セクターの解散や対象施設の売却等に伴い期限の利益を喪失したり、自ら申し出たりすることにより、政策銀行に対し約定期限前に貸付金の償還を行うことで、政策銀行からのすべての貸付金の償還を終了しているものは61社ある(このうち26社は、平成11年度決算検査報告当時、既に償還を終了していたものである。)。これらについて期限の利益を喪失したり、約定期限前の償還を申し出たりした原因をみると、表2のとおりとなっていた。

表2 貸付金の繰上償還に至った原因

原因	根拠法						計
	民活法・民都法	テレトピア構想	電気通信基盤充実法	構造転換法	リゾート法	その他	
業績不振によるもの	18	2		4	10	4	38
	90.0%	13.3%		100.0%	100.0%	40.0%	62.3%
対象事業の終了		13	1			3	17
		86.7%	50.0%			30.0%	27.9%
財務体質強化(健全先)	1		1				2
	5.0%		50.0%				3.3%
重複組織統合による解散等	1					2	3
	5.0%					20.0%	4.9%
事業計画変更						1	1
						10.0%	1.6%
計	20	15	2	4	10	10	61
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

61社のうち、業績不振を原因とするものが38社(62.3%)となっており、これらは第三者の提供資金により貸付金全額を繰上償還している。このほか、技術の進歩により事業内容が陳腐化するなどして、事業を終了したことが原因となっているものが17社(27.9%)などとなっている。

また、融資対象事業の根拠法のうち件数の多い民活法・民都法、テレトピア構想、構造転換法、リゾート法の別にみたところ、次のような状況となっていた。

<民活法・民都法>

20社のうち90%に当たる18社は業績不振を原因としている。このうち3社の貸付けの対象となった施設は16年度末においては閉鎖又は他目的の施設に転用されている。

<テレトピア構想>

15社のうち86.7%に当たる13社は事業内容の陳腐化による事業終了を原因としている。このうち6社はキャブテンシステムを運用していたが、インターネットの普及により事業として成り立たなくなり、この6社の貸付けの対象となった施設は16年度末においては残存していない。また、残りの7社は自動車電話・船舶電話のサービスを提供していたが、これらも携帯電話等の普及等により事業として成り立たなくなったため、この7社の貸付けの対象となった施設も16年度末においては残存していない。

<構造転換法>

4社はいずれも集客型施設の運営を行っていたものであるが、そのすべてが業績不振を原因に解散に至っている。また、4社の貸付けの対象となった施設も他社に営業譲渡されることなく、すべて閉鎖されている。

<リゾート法>

10社は、すべて業績不振を原因としている。このうち8社はスキー場を運営するものであり、スキー人口の減少による業績不振により民間会社等に施設を譲渡し、8社の貸付けの対象となった施設は他社の経営の下ですべてが存続している。

オ 約定償還しているもの

(ア) 経営状況分析

当初の約定どおり返済を継続している369社のうち、開業5年未満の21社及び17年4月以降5月末までに社会資本整備促進融資等を完済した4社を除く344社を対象として経営状況を分析した。

a 損益計算ベース

16年度の経営状況(損益計算ベース)は、表3のとおりとなっていた。

表3 344社の経営状況(損益計算ベース)

	営業損益		経常損益		当期損益		累積損益	
利益計上	267社	77.6%	267社	77.6%	266社	77.3%	154社	44.8%
損失計上	77社	22.4%	77社	22.4%	78社	22.7%	190社	55.2%
計	344社	100%	344社	100%	344社	100%	344社	100%

344社の当期損益は、77.3%に当たる266社で単年度黒字を計上して経営は順調であるが、22.7%に当たる78社で減価償却費の負担が大きいことや売上げが不振であることなどから単年度赤字を計上していた。

また、344社の累積損益は、44.8%に当たる154社で剰余金を計上して開業初期段階の赤字を解消しているが、55.2%に当たる190社で繰越欠損となっていて、開業初期段階の赤字を解消できていなかったり、赤字を増加させたりしていた。さらに、7.3%に当たる25社は債務超過となっていた。

なお、平成11年度決算検査報告当時は、単年度黒字を計上しているものの割合は55.8%、単年度赤字を計上しているものの割合は44.2%となっていた。また、剰余金を計上しているものの割合は22.1%、繰越欠損となっているものの割合は77.9%となっていた。

b 資金ベース

第3セクターは、地域の活性化や発展を目的とした公共的な事業を実施するため収益性は低いが、施設の整備を行うため減価償却費の負担が大きくなる傾向がある。そのため、損益計算上は損失が生じていても、営業活動に必要な資金は確保できている場合があることから、344社の16年度の経営状況(減価償却費を控除する前の資金ベース)をみたところ、表4のとおりとなっていた。

表4 344社の経営状況(資金ベース)

	償却前営業損益		償却前経常損益		償却前当期損益	
利益計上	329社	95.6%	335社	97.4%	334社	97.1%
損失計上	15社	4.4%	9社	2.6%	10社	2.9%
計	344社	100%	344社	100%	344社	100%

344社のうち、97.1%に当たる334社は償却前黒字を計上していたが、2.9%に当たる10社は売上げが不振であることなどから償却前赤字を計上していた。償却前赤字を計上しているものは、借入金の返済原資がないばかりでなく、営業を継続すればするほど資金が流出する状態にある。

なお、平成11年度決算検査報告当時は、償却前黒字を計上しているものは85.1%、償却前赤字を計上しているものは14.9%となっていた。

c 根拠法別の経営状況

344社の16年度の経営状況を、損益計算ベース及び資金ベースの別に、融資対象事業の根拠法のうち件数の多い民活法・民都法(120社)、テレトピア構想・電気通信基盤充実法(以下「テレトピア構想等」という。)(166社)、リゾート法(7社)の別にみたところ、表5及び表6のとおりとなっていた。なお、民活法と民都法、テレトピア構想と電気通信基盤充実法は、それぞれ対象となる事業が類似していることから、同一のグループとして分析の対象とした。

表5 根拠法別の経営状況(損益計算ベース)

根拠法	区分	営業損益		経常損益		当期損益		累積損益	
民活法・民都法	利益計上	90社	75.0%	87社	72.5%	88社	73.3%	68社	56.7%
	損失計上	30社	25.0%	33社	27.5%	32社	26.7%	52社	43.3%
	計	120社	100%	120社	100%	120社	100%	120社	100%
テレトピア構想等	利益計上	149社	89.8%	149社	89.8%	146社	88.0%	70社	42.2%
	損失計上	17社	10.2%	17社	10.2%	20社	12.0%	96社	57.8%
	計	166社	100%	166社	100%	166社	100%	166社	100%
リゾート法	利益計上	3社	42.9%	4社	57.1%	4社	57.1%	1社	14.3%
	損失計上	4社	57.1%	3社	42.9%	3社	42.9%	6社	85.7%
	計	7社	100%	7社	100%	7社	100%	7社	100%

(注) 民活法・民都法について7社(5.8%)、テレトピア構想等について8社(4.8%)、リゾート法について6社(85.7%)が債務超過となっている。

表6 根拠法別の経営状況(資金ベース)

根拠法	区分	償却前営業損益		償却前経常損益		償却前当期損益	
民活法・民都法	利益計上	113社	94.2%	115社	95.8%	113社	94.2%
	損失計上	7社	5.8%	5社	4.2%	7社	5.8%
	計	120社	100%	120社	100%	120社	100%
テレトピア構想等	利益計上	165社	99.4%	166社	100%	166社	100%
	損失計上	1社	0.6%	0社	0%	0社	0%
	計	166社	100%	166社	100%	166社	100%
リゾート法	利益計上	4社	57.1%	4社	57.1%	4社	57.1%
	損失計上	3社	42.9%	3社	42.9%	3社	42.9%
	計	7社	100%	7社	100%	7社	100%

(イ) 債務償還分析

債務の償還は、通常、当期利益と非資金支出項目の減価償却費等を原資として行われる。

$$\text{償還原資} = \text{償却前当期利益} = \text{当期利益} + \text{減価償却費等}$$

そこで、第3セクターが上記の償還原資で政策銀行及び民間金融機関に対する借入金を残高に応じて償還すると仮定して計算上の債務償還年数を算出し、これと政策銀行に対する残存償還年数を比較することとした。分析に当たっては、経営状況を分析した344社のうち政策銀行に対する残存償還年数が1年未満の9社を除く335社を対象とし、借入金残高については16年度末の残高を、償却前当期利益については年度による変動の影響を取り除くため17年3月末までの3年度の平均値を用いた。

$$\text{債務償還年数} = \text{借入金残高} \div \text{償却前当期利益}$$

$$\text{残存償還年数} = \text{政策銀行からの借入金の現在から最終返済期日までの残存期間}$$

(複数の借入金がある場合には残高で加重平均して算出)

この結果は、表7のとおりである。

表7 335社の債務償還分析結果

政策銀行に対する残存償還年数が債務償還年数を上回っている	238社	71.0%
政策銀行に対する残存償還年数が債務償還年数を下回っている	97社	29.0%
計	335社	100.0%

このうち、残存償還年数が計算上の債務償還年数を上回るものは、政策銀行に対して約定どおり債務を償還する途中ですべての借入金が償還される計算となる。

また、残存償還年数が計算上の債務償還年数を下回るものは、すべての借入金の償還の途中で政策銀行に対する約定最終期限が到来することとなり、約定最終期限までには政策銀行に対する債務の償還が終わらない計算となる。

なお、現実には返済条件は借入金ごとに区々である上、事業主体による自助努力、関連当事者による支援、債権の保全状況等を一切考慮していないため、実際の償還見通しを表したものではない。

また、債務償還分析の結果を、融資対象事業の根拠法のうち件数の多い民活法・民都法(117社)、テレポートピア構想等(165社)、リゾート法(7社)の別に示すと、表8のとおりである。

表8 根拠法別の債務償還分析

区 分	根拠法		テレポートピア構想等		リゾート法	
	民活法・民都法					
政策銀行に対する残存償還年数が債務償還年数を上回っている	68社	58.1%	142社	86.1%	0社	0.0%
政策銀行に対する残存償還年数が債務償還年数を下回っている	49社	41.9%	23社	13.9%	7社	100.0%
計	117社	100.0%	165社	100.0%	7社	100.0%

(2) 社会資本整備促進融資の総括的状況

社会資本整備促進融資の償還状況は(1)のとおりであるが、これを融資対象事業の根拠法別にまとめると、表9のとおりである。

表9 社会資本整備促進融資の償還状況

(単位：社、億円)

根 拠 法	社 数	左 の 内 訳					
		償却	延滞	条件緩和	繰上完済	約定完済	約定償還中
民活法	120	4 [242]	3 [587]	10 [1,342]	10	7	86
民都法	65	2 [8]	2 [213]	1 [20]	11	3	46
テレトピア構想	188	1 [12]	1 [6]	[25]	15	4	167
多極法	6						6
WAC法	2						2
電気通信基盤充実法	14				2		12
産廃法	9						9
ベイエリア法	2						2
高テレ法	5						5
構造転換法	10	1 [1]	1 [3]		4	1	3
地域ソフトウェア供給法	15				1		14
繊維工業構造改革法	5			1 [0]			4
ニューコメ構想	5				2	2	1
頭脳立地法	13				3		10
研究開発体制整備法	5				4		1
リゾート法	23	4 [112]		1 [15]	10	1	7
その他	6			1 [55]		1	4
社数合計 (社数純計) [金額計]	493 (480)	12 (10) [377]	7 (7) [810]	14 (14) [1,460]	62 (61)	19 (19)	379 (369)

注(1) 複数の根拠法に基づいて事業を行っているものについては、根拠法ごとに社数を重複して計上している。

注(2) 貸付金の一部について償却を行った条件緩和先(3社)については、償却の欄にのみ計上し、条件緩和の欄には計上していない。実際の条件緩和先は全体で17社である。

注(3) 償却欄の[]については償却金額、延滞の欄及び条件緩和の欄の[]については16年度末の貸付金残高である。

そして、政策銀行が償却を行った貸付金 377 億円(うち社会資本整備促進融資 31 億円)は、政策銀行の財務に影響を与えている。また、返済に延滞を生じているものに対する貸付金が 810 億円、貸付条件を緩和しているものに対する貸付金が 1460 億円となっており、これらの中には民事再生法等の法的破綻処理手続中のものも含まれているなど、今後、償却に至った場合には政策銀行の財務に影響を与えることとなる。

また、社会資本整備促進融資を行った第3セクターの状況を融資対象事業の根拠法別にまとめると、次のとおりである。

ア 民活法(120社)・民都法(65社)

代表的な事業である賃貸オフィスの場合、金利の高かったバブル期に建設に着手したため、借入負担が大きくなったこと、一方、開業し賃料を収受する頃にはバブルが崩壊しており、その影響で入居率の低迷や、事業計画時に想定していた賃料水準を近隣の市場賃料に合わせて低減せざるをえなくなり、計画どおりの収益を上げることができなくなったことにより経営破綻に至るなど、経営状況が厳しくなっているものが見受けられる。

また、当期利益を計上しているものの割合が表5のとおり73%であるにもかかわらず、残存償還年数が債務償還年数を上回っているものの割合が表8のとおり58%にすぎない。一般的に、債務の償還原資となるものは税引後の当期利益と減価償却費であるため、償還期間が融資対象設備の耐用年数より短くても債務の約定どおりの償還は可能である。しかしながら、第3セクターの場合は収益性が低い場合が多いことから、債務の償還原資は主に減価償却費に依存すると考えられる。民活法・民都法については、融資対象設備が主として耐用年数の長い建物であり、融資対象設備の耐用年数は社会資本整備促進融資の償還期間を大幅に上回っているため、経営活動で収益を上げても、融資対象設備の減価償却費では債務を償還するための原資を賸さないものがあることが一因と考えられる。

イ テレトピア構想(188社)・電気通信基盤充実法(14社)

代表的な事業である都市型ケーブルテレビ事業の場合、指定地域におけるケーブル敷設などの設備投資を先行して行い、開業後に加入者を増やして視聴料を収受するというビジネスモデルのため、事業の初期段階では赤字となりやすいが、指定地域内で事業を事実上独占できていることなどから、加入者が純増する傾向にあり、将来的には黒字に転換できるため、他の根拠法対象事業と異なり、経営状況の良好なものが見受けられる。

また、当期利益を計上しているものの割合が表5のとおり88%であり、残存償還年数が債務償還年数を上回っているものの割合も同様に表8のとおり86%となっている。テレトピア構想等については、融資対象設備が主として耐用年数の短い伝送路等の構築物・機械装置であり、融資対象設備の耐用年数は社会資本整備促進融資の償還期間と見合っているため、経営活動で収益を上げることによって、融資対象設備の減価償却費で債務を償還するための原資を賸えることが一因と考えられる。

ウ リゾート法(23社)

リゾート法の適用を受けているものは大規模テーマパークやスキー場を運営しているため、近年の個人消費の落ち込みの影響を受けやすいこと、また、旅行費用が安価になったことで国内外の観光施設とも競争を迫られていることにより、計画どおりの利用者数を達成することができず、経営状況が厳しくなったものが見受けられた。中には経営破綻となり、その結果、貸付金償却の対象となったり、繰上償還したりしているものも見受けられる。

また、当期利益を計上しているものの割合が表5のとおり57%であるにもかかわらず、残存償還年数が債務償還年数を上回っているものは表8のとおりない。リゾート法については、融資対象設備が主として耐用年数の長い建物等であり、融資対象設備の耐

用年数は社会資本整備促進融資の償還期間を大幅に上回っているため、経営活動で収益を上げて、融資対象設備の減価償却費では債務を償還するための原資を賄えないものがあることが一因と考えられる。

エ その他

その他の事業の主なものに、構造転換法の適用を受けているものがある。構造転換法は、地元の基幹産業が不況となっている地域の活性化を図るため、新たな産業に転換させるものであるが、社会資本整備促進融資の対象となったもののほとんどはテーマパーク等の運営を目的としている。このため、近年の個人消費の落ち込みの影響を受けやすいこと、また、旅行費用が安価になったことで国内外の観光施設とも競合を迫られていることにより、計画どおりの利用者数を達成することができず、経営状況が厳しくなったものが見受けられた。その多くは経営破綻となり、その結果、延滞となったり、繰上償還したりしている。

(3) 出資の状況

政策銀行は、社会資本整備促進融資を行った第3セクターの一部に対して出資を行っており、その実績は、前記のとおり16年度末までに累計で53社に対して269億円となっている。このうち4社について出資金償却(うち1社は一部償却)5億円を行った結果、16年度末現在の出資残高は、50社に対して264億円となっている。

上記の出資が政策銀行の財務に与える影響を分析するため、開業5年未満の3社(15億円)を除く47社(248億円)について、出資金の16年度末における投資価値(実質価額)及び含み損益を次のようにして算出した。

すなわち、投資価値については、出資先の第3セクターの貸借対照表上の純資産額に政策銀行の持分比率を乗じて算出した。なお、債務超過のものの投資価値はないものとした。

$$\text{投資価値} = \text{純資産額} \times \text{持分比率}$$

また、含み損益については、投資価値から出資額を控除して算出した。

$$\text{含み損益} = \text{投資価値} - \text{出資額}$$

この結果、表10のとおり、投資価値が出資額を上回るものは15社で、出資残高は42億円、含み益は58億円となっていた。また、投資価値が出資額を下回るものは32社で、出資残高は205億円、含み損は109億円となっていた。

表10 出資金の投資価値

(単位：億円)

	社数	16年度末出資残高	含み損益
投資価値が出資額を上回るもの	15社	42	58
投資価値が出資額を下回るもの	32社	205	△ 109
合計	47社	248	△ 51

そして、投資価値が出資額を下回る32社のうち、投資価値が出資額に比べて50%以上低下したものは17社で、含み損は99億円となっていた。これらは、「金融商品会計に関する実務指針」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号)によれば投資価値が「著しく低下したとき」に当たるもので、一般には投資価値が出資額まで回復するとは認められ

ず、これらの中には民事再生法等の法的破綻処理手続中のものも含まれているなど、今後、償却に至った場合には政策銀行の財務に影響を与えることとなる。

4 本院の所見

政策銀行は、昭和62年度から社会資本整備促進融資を行い、第3セクターの行う社会資本の充実を支援してきた。これにより、地方公共団体が担う公共目的の達成に当たり、公共サービスを低コストで供給したり、地域の活性化を先導する新規分野の事業を実施したり、大規模事業を実施したりすることが可能となった。そして、政策銀行が社会資本整備促進融資を行った第3セクターにおいては、単年度黒字に転換して経営が軌道に乗り、政策銀行に対して当初の約定どおりの返済を行っており、さらには、開業初期段階の赤字を解消するに至っているものもある。

一方、これらの第3セクターの中には、公共的な事業のため収益力が低いことや採算性を確保するまでに長期間を要することから、社会経済情勢の変化への対応が困難となっているものがある。そして、政策銀行が社会資本整備促進融資を行った第3セクターについては、平成11年度決算検査報告当時と比較して、単年度赤字のもの割合及び繰越欠損のもの割合は改善しているが、経営破綻に至ったり、事業規模を縮小したりなど、融資の効果の発現が限定的となっているものも見受けられる。このうち、経営破綻に至り貸付金等を償却した第3セクターに対する社会資本整備促進融資等及び出資については、政策銀行の財務に影響を与えている。また、貸付金等を償却してはいないものの、貸付金の延滞や貸付条件の緩和を行っている第3セクターの中には、法的破綻処理手続中の第3セクターも見られる。これらの第3セクターに対する社会資本整備促進融資等及び出資についても、貸付金等の償却に至った場合には政策銀行の財務に影響を与えることとなる。

については、政策銀行は、前記の分析結果を参考として、所期の政策効果を維持するため、第3セクターの自助努力に加え、政策銀行としても地方公共団体をはじめとする関係機関との調整を行いつつ当該第3セクターの経営の安定を図り、新たな破綻の回避に向けた一層の努力を払うことが望まれる。そのため、政策銀行は、現在不良債権となっているものについては、豊富な事業再生のノウハウをいかした適切な経営改善計画の策定・実行支援を行ったり、また、今後不良債権となる可能性のあるものについては、債務の償還原資となる資金に留意しながら適切な経営改善計画の策定支援を行ったりなど、更に一層適切な債権管理を行う必要がある。

社会資本整備促進融資については、財政制度等審議会報告「特別会計の見直しについて」において、NTT株式売却収入を活用した無利子融資制度は、現在計画されている案件が終了した時点で廃止し、既往貸付の償還終了時に社会資本整備勘定を廃止すべきであるとされ、これを受けて、政策銀行は、原則として、平成16年度末現在計画されている案件に限り対応するものとしている。

このように、社会資本整備促進融資は廃止されることとなり、また、第3セクターに対する融資は年々減少しているものの、政策銀行は、今後も社会資本整備促進融資と対象が同様な同融資以外の第3セクターに対する融資制度、地域街づくり・地域社会資本整備事業、広域ネットワーク整備事業等に対する有利子の融資は引き続き行うこととなることから、社会資本整備促進融資の経験を踏まえ、将来起こり得るリスクの把握、起こった場合の対処方法等に十分留意しながら、適切な対応を図っていくことが肝要である。

(注3) 根拠となる法律等

- 民活法 民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法(昭和61年法律第77号)
- 民都法 民間都市開発の推進に関する特別措置法(昭和62年法律第62号)
- 関西文化学研都市法 関西文化学術研究都市建設促進法(昭和62年法律第72号)
- テレトピア構想 ケーブルテレビ、インターネット、コミュニティ放送等の情報通信メディアを活用して地域の情報化を促進し、地域社会の活性化を図る構想(昭和58年に旧郵政省提唱)
- 多極法 多極分散型国土形成促進法(昭和63年法律第83号)
- WAC法 民間事業者による老後の保健及び福祉のための総合的施設の整備の促進に関する法律(平成元年法律第64号)
- 電気通信基盤充実法 電気通信基盤充実臨時措置法(平成3年法律第27号)
- 産廃法 産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備の促進に関する法律(平成4年法律第62号)
- ベイエリア法 大阪湾臨海地域開発整備法(平成4年法律第110号)
- ハートビル法 高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律(平成6年法律第44号)
- 高テレ法 高度テレビジョン放送施設整備促進臨時措置法(平成11年法律第63号)
- 構造転換法 産業構造転換円滑化臨時措置法(昭和62年法律第24号。平成8年廃止)
- 地域ソフトウェア供給法 地域ソフトウェア供給力開発事業推進臨時措置法(平成元年法律第60号。平成10年廃止)
- 繊維工業構造改革法 繊維産業構造改善臨時措置法(昭和42年法律第82号。平成11年廃止)
- ニューコメ構想 ニューメディア・コミュニティ構想
地域間の情報格差是正とともに、地域の情報化を通じて活力ある地域社会を創造することを目的とした構想(昭和58年に旧通商産業省提唱)
- テクノポリス法 高度技術工業集積地域開発促進法(昭和58年法律第35号。平成10年廃止)
- 頭脳立地法 地域産業の高度化に寄与する特定事業の集積の促進に関する法律(昭和63年法律第32号。平成10年廃止)
- 研究開発体制整備法 産業技術に関する研究開発体制の整備等に関する法律(昭和63年法律第33号。平成14年廃止)
- 通放機構法 通信・放送機構法(昭和54年法律第46号。平成14年廃止)
- 有線テレビ放送番組充実法 有線テレビジョン放送の発達及び普及のための有線テレビジョン放送番組充実事業の推進に関する臨時措置法(平成4年法律第36号。平成14年廃止)
- リゾート法 総合保養地域整備法(昭和62年法律第71号)
- 地方拠点都市法 地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律(平成4年法律第76号)

第18 郵便局における資金の保有及び受払いの状況について

検査対象	日本郵政公社
資金の概要	郵便局において、窓口での郵便貯金の払戻し、簡易生命保険の支払等に充てるために保有している現金
郵便局における現金保有高	平成16年度末 2兆2237億円
検査対象とした郵便局	東京中央郵便局ほか175郵便局

1 制度の概要

(郵便局における保有資金)

日本郵政公社(以下「公社」という。)では、窓口での郵便貯金の払戻し、簡易生命保険の支払等に充てるための支払準備資金として、全国の郵便局において現金を保有している。

公社の平成16年度決算によれば、公社の保有する現金及び預金は平成16年度末で8兆6421億8805万余円となっており、このうち郵便局の保有している現金は2兆2237億5329万余円となっている。

(資金管理の方法)

各郵便局における資金の管理は、公社の定めた郵便局資金管理手続に基づき、郵便局長等が資金管理者となり、自局における資金の受払い、取引をしている銀行口座の残高及び現金の保管状況を常に把握し、支払準備資金を適正に確保することとなっている。

そして、支払準備資金の保有高については、その算定の基となる「基準高」が前年同月の1日平均払出高に一定の割合を乗じるなどして算出され、各郵便局では、この基準高を基に現金受払いの状況、季節的又は時間的な変動等の事情を勘案して、日々の支払準備資金の保有高を定めることとなっている。そして、この保有高を維持し支払不能が生じないように必要な資金の供給を受け、また必要のない資金は留め置くことのないように随時返納することとなっている。

また、各郵便局では営業日ごとの日締処理において、当日のすべての取扱いを科目ごとに集計した現金出納日計表と、資金残高を金種別、保管状況別に記入した資金日報を作成し、これらの残高が一致することを確認することとなっている。

(日本銀行との受払い)

郵便局と日本銀行との間における現金の受払いについては、15年4月の日本郵政公社設立の前後で大きく異なっている。すなわち、公社化前は、郵便局の現金は国庫金であったため、国庫金を管理する日本銀行との間で預託金口座を通じて受払いを行っていたが、公社化後は、一般の金融機関と同様に中央銀行である日本銀行と当座預金口座を通じて受払いを行うこととなった。

また、公社化前は、日本銀行本店、支店及び代理店に対応する242郵便局において、預託金口座による取引を行っており、これらの郵便局で口座を管理している分任繰替払等出納官吏の判断で預託金小切手を振り出すことにより現金の引出しを行っていた。これに対し、公社化後は、日本銀行本店及び支店においてのみの取引となっており、日本銀行と現金の受払

いを行い資金供給の拠点となる郵便局(以下「資金拠点局」という。)が31局と大幅に減少したため、公社化前と比べて資金の供給に時間と費用を要することとなっている。

さらに、近年の貯金残高の減少に伴う資金流出を踏まえた適切な資金運転がより一層求められるようになっており、公社化後は、上記の資金拠点局と日本銀行との現金の受払高は日本銀行との間で調整の上、本社において決定することとなった。

2 検査の背景、着眼点及び対象

公社としては、金融機関として、郵便局において資金を厳正かつ適切に管理し、資金運転の効率化を図るとともに、現金事故及び犯罪の防止を図る必要がある。

そして、本院では、平成2年度決算検査報告において、各都道府県の中央郵便局のうち35局を調査した結果、多額な資金が滞留しているため資金運用が非効率となっている事態を指摘し、郵政省(当時)において改善の処置が執られたところである。

しかし、その後、社会経済情勢の変化とともに、ATM利用の増大、送金機能を持った新総合通帳の普及、民間金融機関との相互送金サービスが開始されるなど郵便局をとりまく資金需給の動向も大きく変化している。さらに、前述したように、公社化に伴い、郵便局と日本銀行との関係も変化している。

このような状況の中で、郵便局の現金の保有高は前記のとおり16年度末で2兆2237億余円に上っていることから、金融機関としての公社の運営にとって重要な事項である資金管理が適切に行われているかという点に着眼して、資金の保有状況、現金の受払状況等について検査を実施することとした。

検査に当たっては、北海道支社ほか12支社管内の89普通郵便局及び87特定郵便局計176郵便局における資金の保有状況を年度末を含む17年2月28日から4月1日までの5週間について調査した。また、同年6月以降、公社が適正な資金配置及び効率的な資金供給を行うことを目的として、新たに運用を開始した資金管理システムの運用状況に着目するとともに、このシステムと公社において進めている郵便局窓口の事務処理体制の効率化等との関連についても着目した。

3 検査の状況

(資金の保有状況)

(1) 各郵便局における資金の保有状況

上記の176郵便局を資金の流れに着目して次のように分類し、それぞれについて現金出納日計表及び資金日報により資金の保有状況を調査した。

① 資金拠点局 18局

これらの郵便局においては、本社の指示により日本銀行と現金の受払いを行っており、その額が多額に上るため、保有高は基準高に基づくこととはなっていない。

② 資金拠点局以外の普通郵便局(以下「一般普通局」という。) 71局

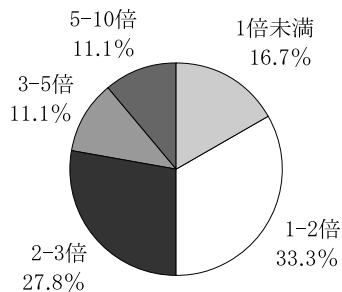
③ 普通郵便局から資金の供給を受けている特定郵便局(以下「特定局」という。) 87局

その結果、各郵便局において、支払いに充てることができる現金(以下「支払準備現金」という。)は、176郵便局の合計で、1営業日当たり4666億0890万余円となっていた。そして、各郵便局ごとに、支払準備現金の保有高を各郵便局ごとに定められている基準高と比較してみると、図1のとおり、多くの郵便局において支払準備現金が基準高を著しく上回っている状況となっていた。特に、一般普通局においては、その半数以上の郵便局で基

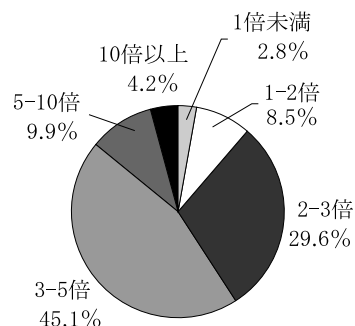
準高の3倍以上保有しているなど、各郵便局からの請求に備えるためとして多額の現金を保有する傾向が顕著に見受けられた。

図1 基準高に対する支払準備現金の保有状況

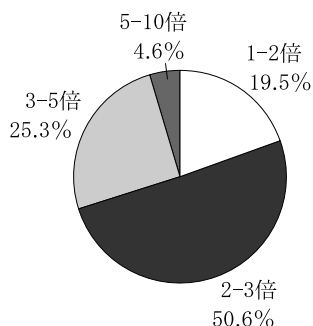
<資金拠点局>



<一般普通局>



<特定局>



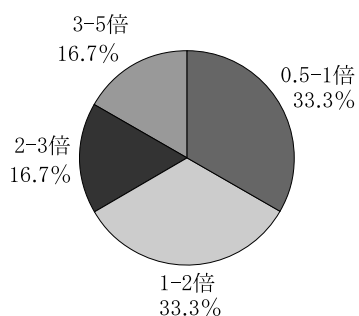
(注) 資金拠点局については、基準高に基づいて保有高が決定されることとはなっていないが、他との比較のために算出している。

(2) 払出高と比較した現金の保有状況

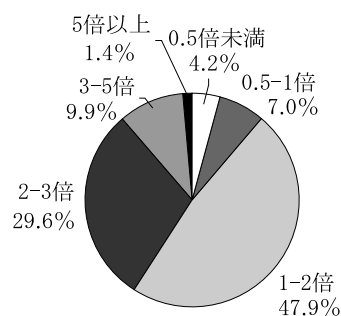
上記のように、定められた基準高と比べて多額の現金を保有している郵便局が多数に上っていたことから、基準高の基となる現金出納日計表に記載された払出高に着目すると、その合計額は176郵便局で1営業日当たり2158億5861万余円となっており、各郵便局ごとに、払出高と支払準備現金の保有高を比較したところ、図2のとおりとなっていた。そして、これらの支払準備現金と払出高との開差額は2507億5029万余円となっており、85%の郵便局において払出高以上の支払準備現金を、23%の郵便局において払出高の2倍以上の支払準備現金を保有していた。

図2 払出高と支払準備現金との比較

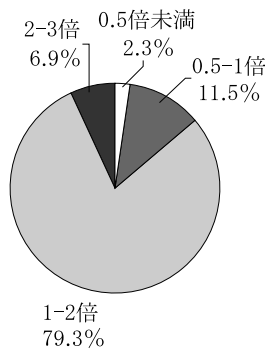
<資金拠点局>



<一般普通局>



<特定局>



(保有高が払出高等を上回る理由)

このように、基準高及び払出高を大きく上回る現金を保有している郵便局が多数見受けられたことから、各郵便局における保有高の決定について資金管理者等から事情を聴取したところ、主に次のようなことが、その理由となっていた。

- ① 資金の請求をする郵便局においては、支払不能となる事態を恐れて、請求に当たり、基準高や請求時の保有高などのデータに基づくことなく、翌日以降の現金支払等の予測額をそのまま請求額としていること
- ② 資金を供給する郵便局においては、資金の請求をする郵便局の現金の受払状況及び資金保有状況を把握していないため、請求された額をそのまま交付していたり、緊急の資金請求に備えることとして予備の資金を保有したりしていること

(現金の受払高の把握)

上記のような理由により、多数の郵便局において、払出高を大きく上回る現金を保有している状況が見受けられたが、一方で、保有現金が払出高を相当下回っているにもかかわらず、支障なく業務を行っている郵便局も見受けられた。

そこで、このような郵便局について調査したところ、事業所等との取引においては、小切手等による取引や、給与預入用の資金をあらかじめ事業所から受け入れて給与預入日に利用者口座へ振り替えるなどの取引があり、その場合、現金の受払いを伴わないこれらの金額が、現金出納日計表に受入れや払出しとして含まれることとなっていた。

また、この現金出納日計表に記載された各項目について更に調査したところ、各郵便局において、例えば、通常貯金 100 万円が払い出された場合、利用者に 100 万円の現金が渡されたのか、払出処理は行ったものの、そのまま定額貯金へ預け入れられるなどして現金の受払いがないものなのか、現金出納日計表の上では直ちに判別できない状況となっていた。

上記のように、各郵便局における現金出納日計表の受入及び払出高は、現金以外の受払いを含んだものとなっていて、窓口等で行われる利用者等との実際の現金の受払いを反映したものとはなっていなかった。

このことを事例で示すと次のとおりである。

<事例>

A郵便局(一般普通局)では、現金出納日計表及び資金日報によれば、3月25日において支払準備現金は払出高の58%しか保有していなかった。そこで、現金出納日計表の内容を調査したところ、払出高の42%は給与預入用の資金として受け入れている給与前受

金について給料日当日に払出処理を行い、同額を利用者の通常貯金口座に振り替えているものであり、現金の払出しを伴わないものであった。そして、同局では給与前受金の払出しが全体の払出しの30%以上を占める日が、調査対象期間(24営業日)中に同日を含め4日あった。

(資金管理システムの導入と現金の把握)

公社では、15年度に定めた経営計画において資金管理体制の構築を掲げ、これを実現するために、新たに資金管理システムの運用を始めている。この資金管理システムは東海支社管内の郵便局において17年6月に運用が開始され、その後順次、対象郵便局を拡大し、9月からすべての支社管内の郵便局で稼働されることとなった。

このシステムにおいては、郵便局の通信ネットワークを利用して各郵便局の保有する資金を一元的に管理することとし、支払準備資金の保有高は、従来と異なり、地域の郵便局の資金を管理する郵便局(以下「資金管理局」という。)が、各郵便局の前年度の受払実績等から算出した基準高を基に決定し、各郵便局に示すこととなっている。そして、資金の授受については、資金管理局が上記のとおり各郵便局に示した保有高と資金日報により把握した実際の保有高から各郵便局の資金不足・余剰を判断し、資金余剰局に対し、資金不足局へ直接現金を送付するよう指示することとなっている。

公社では、これにより、資金管理局において管内の各郵便局が保有する資金をコントロールすることが可能となり、各郵便局への資金の送付・回収を計画的、効率的に行うこととするとともに、今後、順次各郵便局が保有する現金の削減を行った後、資金拠点局における余剰資金を順次削減するなどして、各郵便局における保有現金の適正化を図ることとしている。

しかし、この資金管理システムにおいても、支払準備資金の基準高の算定に当たっては、従来どおり現金出納日計表に計上された受入及び払出高を用いることとしており、これらは前記のとおり利用者等との現金の受払いを直接反映したものとはなっていない。このため、公社では、資金管理局が各郵便局の保有高を決定する際に、小切手等の現金の受払いを伴わない取引のうち基準高の算定に大きな影響を与える取引については、それぞれの郵便局ごとに個別に判断し、実際の現金の受払高に近づけるための補正を行うこととしている。しかし、窓口での利用者との現金の受払いについては、現行の窓口の事務処理体制では正確な把握が困難であることなどを理由として補正の対象とはしていない。

一方、公社では、平成17年度経営計画において、17年度から3年をかけて郵便局の窓口端末機に接続する紙幣硬貨入出金機(オートキャッシャー)の導入を予定している。このオートキャッシャーは、現金過不足事故の防止を目的に配備されるものであるが、これにより、利用者との間の現金の受払いを把握できるものであることから、資金管理への活用を図ることも可能なものとなっている。

4 本院の所見

金融機関においては、必要な資金は確保するが、不要な資金はできるだけ留め置かず効率的な資金運転を行うことが必要とされている。しかし、公社では、従来、各郵便局の現金の保有高が、基準高を基にしつつも当該郵便局の資金担当者の裁量により決められているため、本社及び支社において各郵便局の保有する資金のコントロールが十分行われなかった状況となっていた。

このような状況にかんがみ、今回、本院が調査したところ、基準高及び払出高を大きく上回って現金を保有している郵便局が多数見受けられた。そして、公社においても、このような状況を認識し、17年6月に新たな資金管理システムを導入し、各郵便局における保有現金の一層の適正化を図ることとしている。

しかし、上記のシステムが運用されても、現金の基準高は、依然として現金の受払いを伴わない取引を含めた額を基として算出されることとなっている。そして、資金管理局においては、各郵便局の保有高を決定する際に小切手等の取扱いを考慮して必要な補正を行うこととしているが、窓口における現金の受払いを伴わない取引については、現行の窓口の事務処理体制では正確な把握が困難であることなどから、今後の課題となっている。

上記のように、公社においては、新たな資金管理システムを導入しているところであるが、民営化・分社化を控え、各郵便局における現金による受払高を正確に把握することは、早晚必要になるものと思料される。

したがって、公社においては、資金管理システムの運用に当たり、当面、各郵便局の状況に応じて必要となる補正を確実に実施するとともに、今後、オートキャッシャーの配備等の郵便局の窓口における事務処理システムの進展をみながら、具体的な活用方法及びその有用性を検証するなどして、より実態に合った効率的な資金管理を実現することが望まれる。

第19 日本放送協会における放送受信料の契約・収納状況について

検査対象	日本放送協会
放送受信契約の概要	日本放送協会の放送を受信することのできる受信設備を設置した者が、放送法に基づき日本放送協会とその放送の受信について締結する契約
受信契約件数	37,921千件(平成16年度末現在)
受信料収入	6410億円(平成16年度)

1 検査の背景

(協会の概要)

日本放送協会(以下「協会」という。)は、放送法(昭和25年法律第132号)により、公共の福祉のために、あまねく日本全国において受信できるように豊かで、かつ、良い放送番組による国内放送を行い又は当該放送番組を委託して放送させるとともに、放送及びその受信の進歩発達に必要な業務を行い、併せて国際放送及び委託協会国際放送業務を行うことを目的として設立された法人である。

(協会の財政)

協会の財政は、主としてテレビジョン受信機(以下「受信機」という。)を設置し、協会と放送受信契約(以下「受信契約」という。)を締結した者(以下「受信契約者」という。)が納める受信料で支えられており、平成16年度決算では事業収入6667億円のうち受信料収入が6410億円と約96%を占めている。

この受信料収入は、平成15年度までは毎年増加していたが、16年7月の協会職員による番組制作費の着服(以下「不祥事」という。)の発覚以来、受信料の支払拒否・保留が増加し、16年度の受信料収入が、前年度に比べて大幅に減少する事態が生じている。

(受信料の意義)

協会では、公正で質の高い放送を提供するとともに、難視聴対策として放送施設の改善を行ったり、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)に基づく災害報道などを行ったりしている。そして、協会がこうした公共放送としての使命を果たすためには、その自主自律を財政面から保障する必要があるとして、受信料は、放送法第32条によって協会に徴収権が認められているものである。また、同法第46条によって、協会は広告放送を禁止されている。

この受信料の法的性格については、公共放送を維持運営するための特殊な負担金であり、放送を視聴する対価としてではなく、協会の業務運営を支えるための受信契約者による費用分担である。したがって、受信料は、受信機を設置した者からあまねく公平に負担されなくてはならないものとなっている。

(協会との受信契約)

放送法第32条第1項では、「協会の放送を受信することのできる受信設備を設置した者は、協会とその放送の受信についての契約をしなければならない」と規定している。

そして、放送法の規定により締結される受信契約については、同法に基づき総務大臣の認可を受けて協会が制定する日本放送協会放送受信規約(以下「受信規約」という。)において、

受信機を設置した者は、遅滞なく放送受信契約書を協会に提出しなければならないとされており、受信契約の成立は、受信機を設置の日となっている。そして、受信契約者は、受信契約に基づき、協会に受信料を支払わなければならないことを規定している。

(受信契約の種類と受信料の額)

受信規約では、受信契約を表1のように5種類に区分している。

協会では受信料額を2年4月の改定以降、9年4月の消費税率の改定に伴う場合を除いて15年間改定していない。

表1 受信契約の種類

種 類	態 様	受信料額(注)
カ ラ ー 契 約	地上放送のみを受信できるカラー受信機を設置した場合	1,395 円
普 通 契 約	地上放送のみを受信できる白黒受信機を設置した場合	905 円
衛星カラー契約	衛星放送及び地上放送を受信できるカラー受信機を設置した場合	2,340 円
衛星普通契約	衛星放送及び地上放送を受信できる白黒受信機を設置した場合	1,850 円
特 別 契 約	地上放送の自然の地形による難視聴地域または列車、電車その他営業用の移動体において、衛星放送のみを受信できる受信機を設置した場合	1,055 円

(注) 訪問集金の場合で、沖縄県の区域を除いた月額料金を記載

(受信契約の単位)

受信規約では、受信契約は、住居および生計をともにする者の集まり又は独立して住居もしくは生計を維持する単身者(以下、これらを「世帯」という。)ごとに行うこととしている。ただし、同一の世帯に属する2以上の住居に設置する受信機については、その受信機を設置する住居ごととし、事業所等住居以外の場所に設置する受信機についての受信契約は、受信機の設置場所ごとに行うこととしている。

(受信契約の解約)

受信契約の解約については、受信規約上は、受信機を廃止した場合にのみ認められるものであるが、単身赴任者や学生が自宅に戻るなどの世帯合併によるものも認められており、廃止届を協会に提出し受理されることにより解約の手続が完了するとされている。

(受信料の支払方法)

受信規約では、受信契約者は、受信機の設置の月から廃止の届出のあった月の前月までの受信料として、^(注1)訪問集金、^(注2)口座振替及び^(注3)継続振込のいずれかの支払方法により、受信契約の種類ごとに定められた額を協会に支払わなければならないこととなっている。

そして、受信契約者は、受信料を通常は1期(2箇月分)ごとに支払うこととなっているが、6箇月分又は12箇月分を一括前払で支払う場合、口座振替又は継続振込により行う場合には、所定の受信料額から一定の額を割り引くこととなっている。

(注1) 訪問集金 協会の集金取扱者への支払など口座振替及び継続振込以外の方法による支払

(注2) 口座振替 協会の指定する金融機関に設定する預金口座、通常郵便貯金等から、協会の指定日に自動振替によって行う支払

(注3) 継続振込 協会の指定する金融機関、郵便局等において、協会の指定する支払期日までに継続して払い込む支払

(受信契約未締結者等への罰則)

放送法では、受信契約未締結者(以下「未契約者」という。)及び受信料未払者(以下「未払者」という。)に対する罰則は定められていないが、受信規約においては、受信料の支払を3期以上延滞した場合、1期当たり2%の割合で計算した延滞利息を支払わなくてはならないと定めている。

2 検査の着眼点

16年7月に、不祥事が発覚して以来、これまで受信料を支払っていた受信契約者の受信料の支払拒否・保留が発生し、その数が17年3月末には約74万件にまで達し、さらに、同年9月末には約126万件になっている。一方、こうした支払拒否・保留者のほかに、受信機を設置した者が法律で義務付けられている受信契約の締結を怠っていたり、受信契約を締結していても受信料を支払っていなかったりしている者が多数に上っていることが明らかとなり、国民の受信料に対する不公平感が拡大してきている。

また、受信料の支払拒否・保留者が多数発生しているため、17年度の受信料収入が大幅に減少することが見込まれ、今後、協会が公共放送の使命を果たしていく上で支障を来す事態も予想される。

このようなことから、受信料の徴収は効率的かつ公平に行われているかなどに着眼して検査を実施した。

3 検査の状況

(受信契約の状況)

(1) 受信契約件数の推移

受信契約件数の推移は、表2のとおり、地上契約(カラー契約、普通契約)件数の減少を上回る衛星契約(衛星カラー契約、衛星普通契約、特別契約)件数の増加により全体としては増加してきていた。しかし、16年度は地上契約件数が大幅に落ち込んだことから、総契約件数が前年度に比べ約23万件(前年比0.6%)減と、協会設立以来初めて前年度を下回った。

表2 受信契約件数の推移

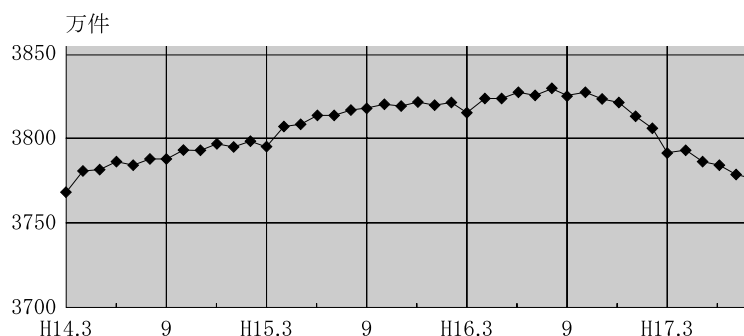
(単位：千件)

年 度	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16
地上契約件数	28,002	27,644	27,486	27,132	26,809	26,653	26,514	26,375	26,147	25,561
カラー契約	27,136	26,844	26,753	26,465	26,198	26,111	26,033	25,931	25,737	25,175
普通契約	865	799	733	667	610	541	480	443	410	386
衛星契約件数	7,374	8,171	8,796	9,464	10,069	10,620	11,164	11,577	12,009	12,359
衛星カラー契約	7,316	8,109	8,734	9,405	10,012	10,570	11,119	11,535	11,971	12,324
衛星普通契約	42	46	46	45	42	39	34	30	27	25
特別契約	16	15	15	13	13	10	10	10	9	9
総契約件数(A)	35,377	35,816	36,282	36,597	36,878	37,273	37,678	37,952	38,156	37,921
前年比増減(B)		439	466	315	281	395	405	274	204	△ 235
前年度増減率 B/A		1.2	1.2	0.8	0.7	1.0	1.0	0.7	0.5	△ 0.6

(注) 件数は各年度末現在数

また、契約件数の推移を月別にみると図1のとおり、転居等が集中する年度末に減少し、年度初めに増加する傾向であったが、16年11月以降は年度初めの17年4月を除いて減少となった。

図1 受信契約件数の推移



(2) 新規加入件数及び解約件数の推移

新規加入件数及び解約件数の推移は、表3のとおりとなっていて、このうち、新規加入件数には住所変更によるものが含まれており、これを除いた新規契約件数は16年度で約134万件となっている。

一方、解約件数についても住所変更によるものが含まれており、これを除いた件数は16年度で約165万件となっている。解約の内訳についてみると、前記の廃止届によるもの約90万件的のほか、受信契約者の転居先が不明となり、受信料を徴収できなくなったため、解約処理を行ったものが約70万件ある。

そして、15年度までは、新規加入件数が解約件数を上回っていたが、16年度については新規加入件数が急減し、解約件数を下回ったため、総契約件数は減少となっている。

協会では、16年度の新規加入件数が前年度比約60万件減少したのは、16年度は地震、台風等の自然災害が多発したことや不祥事対策に営業活動の重点をおいたことなどにより、新規契約者獲得のための営業活動を十分に行うことができなかったことが要因であるとしている。

表3 新規加入件数及び解約件数の推移 (単位: 千件)

年 度		12	13	14	15	16
新規加入件数	新規契約	1,970	1,990	1,885	1,777	1,343
	住所変更	1,400	1,364	1,309	1,303	1,129
合 計		3,370	3,354	3,194	3,080	2,472
解約件数	解約処理	1,650	1,666	1,698	1,666	1,652
	住所変更	1,365	1,325	1,266	1,262	1,101
合 計		3,015	2,991	2,964	2,928	2,753
差引増減数		355	363	230	152	△ 281

(3) 契約対象者数の把握

協会では、受信契約の契約率を毎年発表しているが、契約の対象となる世帯数、事業所

数等は、民間の調査会社に委託して調査した結果を基に算定しており、その算定方法は、表4、表5のとおり、世帯数については、国勢調査による世帯数を基準として、委託調査の結果を加味して算定されている。一方、事業所については、委託調査の結果に基づき推計した設置数となっている。

表4 平成16年度の契約対象世帯数算定方法 (単位：万世帯)

区 分	世帯数	備 考
国勢調査世帯総数	4,913	12年国勢調査結果等を基に推計
契約免除世帯	△ 185	非課税世帯、生活保護世帯等
契約対象外世帯	△ 14	学校等の寄宿舍、病院等入居者等
追加世帯	27	寮等の学生、有料老人ホームの入居者等
同居による控除	△ 285	複数世帯が同居し、生計を一にする場合
小 計	4,456	
受信機所有世帯	4,364	受信機の所有率を乗じて推計
控除世帯比率	△ 1.5%	受信機が故障中等のため契約対象外となる割合
契約対象世帯	4,300	

表5 平成16年度の契約対象事業所数算定方法 (単位：万箇所)

区 分	事業所数	備 考
総事業所数	635	「事業所・企業統計調査」から推計
純粋事業所数	282	店舗兼住宅等の事業所を除いた数字
受信機設置事業所数	125	実態調査による受信機設置事業所比率を乗じて推計
契約対象数	284	1事業所当たり平均受信機設置台数を2.2台として算定

(4) 未契約件数等の推移

協会では、表4及び表5の契約対象者数に基づき未契約件数、未契約率を算出しており、その推移は、表6のとおりとなっている。

前記のとおり、15年度までの総契約件数は増加傾向となっているものの、未契約件数、未契約率についても同様に増加しており、16年度末の未契約件数は約922万件となっている。

表6 未契約件数、未契約率の推移 (単位：万件、%)

年 度		8	9	10	11	12	13	14	15	16
世帯契約	件数	705	717	737	759	765	768	779	796	853
	率	17.7	17.7	18.0	18.4	18.3	18.2	18.4	18.7	19.8
事業所契約	件数	79	74	70	70	67	65	66	66	69
	率	29	27	26	26	24	24	24	23	24
計	件数	784	791	807	829	832	833	845	862	922
	率	18.4	18.3	18.5	18.9	18.7	18.5	18.7	19.0	20.1

協会では、未契約者数の減少を図るため、受信契約の総数について増加目標件数を設定し、契約数の増加に取り組んでいる。

しかし、表7のとおり、目標件数に対する達成率をみると、毎年度、未達成の状態が続いており、特に16年度は、不祥事等の影響により28万件以上の減少となっている。

表7 受信契約増加目標達成率 (単位：件)

契 約 総 数	区分	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度
	目 標		470,000	370,000	370,000	370,000
実 績	実 績	355,292	362,689	229,885	151,990	△ 281,181
	達 成 率	75.5%	98.0%	62.1%	41.0%	△ 93.7%

(5) 未契約者の把握

前記の未契約者数(16年度約922万件)は推定値であり、実際の未契約者数については、協会と受信料徴収等の業務に係る委託契約を締結した者(以下「地域スタッフ」という。)が、契約対象者を個別に訪問し、その際、受信契約者情報を管理する営業システムに登録するなどして把握することとしている。

しかし、実際には、地域スタッフが契約対象者の住居を訪問しても、不在であったり、表札がない場合も多く、居住しているかどうかさえ識別がつかなかったり、居住していても面接を拒否されたりするなどにより、受信機が設置されているかどうかの把握が困難な状況となっている。

また、事業所についても、受信機設置状況についてのアンケートを郵送するなどして把握に努めているが回収が困難であったり、回収できたものでも明らかに不自然な記入内容であったりなど、事業所の適正な報告が得られない場合も多く、また、協会は事業所に立ち入って調査する権限がないため、それ以上の対応がとれない状況となっている。

(6) 未契約の理由

協会では、未契約となっている理由について、地域スタッフ等から聞き取りなどを行っている。これによると、住居を訪問しても契約対象者に会えないといった理由がその大半を占めているが、協会の放送番組を視聴していないことを理由にするなど制度に対する無理解や経済的な理由もあげている。

(7) 未契約者への対応

単身世帯やオートロックマンションの増加による面接の困難化、視聴者意識の変化等、営業活動を取り巻く環境が厳しさを増しているなか、協会では、16年1月に策定した3箇年計画「NHKビジョン」において、受信料公平負担の徹底に向けて、契約促進のための営業活動の一層の強化を図ることとしており、次のような対策を講じてきている。

- ① 未契約者の把握の推進
- ② 面接困難世帯対策として、訪問可能時間の調査、不動産業者等への受信契約取次業務の委託
- ③ 協会の受信料制度への理解の促進として、確信的な未契約者、大規模事業所などへの協会職員自らによる説得交渉、業界の組合等への協力要請

しかし、前記のとおり、受信契約の総契約件数は15年度までは増加してきていたが、

その一方で未契約件数も増加しており、こうした対策の効果は現状では必ずしも十分なものとなっていない。

(受信料の支払の状況)

(1) 受信料の支払方法別受信契約件数の推移

受信料の支払方法別受信契約件数の推移は、表8のとおり、訪問集金の比率は15年度まではほぼ横ばいであったが、16年度に約132万件も増加しており、逆に口座振替件数は約164万件も減少している。

表8 受信料の支払方法別受信契約件数の推移 (単位：千件)

支払方法		12年度末	13年度末	14年度末	15年度末	16年度末
契約数	訪問集金 (構成比) [前年比増減]	4,752 (13.1%) —	4,808 (13.2%) [56]	4,867 (13.2%) [59]	4,792 (13.0%) [△ 75]	6,121 (16.7%) [1,329]
	口座振替 (構成比) [前年比増減]	29,736 (82.2%) —	29,736 (81.4%) [0]	29,591 (80.5%) [△ 146]	29,515 (80.0%) [△ 76]	27,868 (76.1%) [△ 1,647]
	継続振込 (構成比) [前年比増減]	1,666 (4.7%) —	1,973 (5.4%) [307]	2,289 (6.3%) [316]	2,592 (7.0%) [303]	2,629 (7.2%) [37]

このうち、16年度の月別の口座振替件数の増減状況についてみると、表9のとおりとなっており、不祥事発覚前の16年7月までは増加していたが、8月以降は激減している。これは、支払拒否・保留の意思を持つ口座振替利用者が口座振替を中止していることによるものと思料される。

表9 平成16年度の毎期別の口座振替件数増減状況 (単位：千件)

	16年 4月～5月	6月～7月	8月～9月	10月 ～11月	12月～ 17年1月	2月～3月	合計
増減数	49	17	△ 88	△ 154	△ 662	△ 809	△ 1,647

(2) 不祥事発覚以降生じた支払拒否・保留の推移

16年7月以降生じた不祥事を理由にした支払拒否・保留件数の推移は、表10のとおり、特に16年末頃から急増してきており、16年度末では約74万件に上っている。17年度に入ってから、増加のペースは鈍化してきているものの増加傾向は続いている。

表10 平成16年7月以降不祥事を理由とする支払拒否・保留件数(累計)の推移(単位：千件)

	16年9月末	11月末	17年1月末	3月末	5月末	7月末	9月末
支払拒否・保留件数	31	113	397	747	970	1,171	1,266

(3) 受信料未収納額の推移

協会では、受信契約者から徴収すべき受信料を受信料債権額、実際に当年度に収納した受信料を収納額とし、受信料債権額と収納額の差を当該年度末の未収金額としている。そして、この未収金額から翌年度中に回収できた額を控除し、確定未収納額としている。

支払拒否等により未収納となっている受信料は、表11のとおり、増加傾向となっているが、16年度末では、前年度に比べて未収金額が約105億円増加し約373億円となり、

未収納率も1.5ポイント増加し、5.5%となっている。

そして、16年度の確定未収納額について過去の平均回収率を用いて試算すると、前年度に比べて約94億円増加し約340億円となり、未収納率も1.3ポイント増加の5.0%となる。

表11 受信料未収納額の推移 (単位：百万円)

区 分	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度
受信料債権額 (a)	645,967	657,395	665,629	671,112	673,665
当年度収納額 (b)	623,182	632,762	639,004	644,307	636,282
当年度未収金額 (a)-(b)	22,784	24,632	26,625	26,804	37,383
(前年比増減)	1,503	1,848	1,992	179	10,578
当年度未収納率 (a-b)/(a)	3.5%	3.7%	4.0%	4.0%	5.5%
翌年度回収額 (c)	2,328	2,569	2,661	2,163	*3,312
確定未収納額 (a-b-c)	20,455	22,063	23,963	24,641	*34,071
(前年比増減)	1,318	1,607	1,900	678	*9,429
未収納率 (a-b-c)/(a)	3.2%	3.4%	3.6%	3.7%	*5.0%

(注) *：過去の実績を考慮して算出した本院推計値

さらに、15年度に比べて増加した16年度の確定未収納額94億円の内訳についてみると、本院の試算では、表12のとおり、このうち約43億円が表10に示した不祥事を理由とした支払拒否・保留件数約74万件に相当する確定未収納額であり、これ以外の51億円の中にも不祥事発覚を原因とする口座振替中止等による支払拒否・保留が相当含まれていると思料される。

表12 不祥事による受信料収入の影響額

期 間	拒否・保留累計 件数 千件	拒否・保留件数 千件 (a)	平均月額単価 円 (b)	支払・保留期間 箇月 (c)	影響額 千円 (a × b × c)
7—9月末	31	31	1,706	8	423,088
11月末	113	82	1,706	6	839,352
1月末	397	284	1,706	4	1,938,016
3月末	747	350	1,706	2	1,194,200
合 計					4,394,656

(注) 平均月額単価は、契約種別の月額単価(訪問集金)を契約件数の加重平均により算出

(4) 未契約者分を含む受信料未収納額の推定額

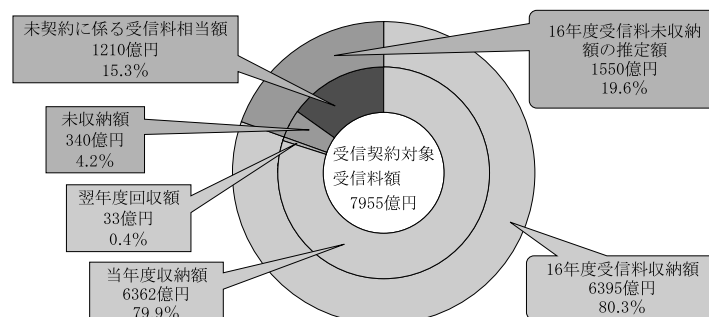
前記のとおり、本院の試算によると、16年度において受信契約があるにもかかわらず未収納となっている受信料額は約340億円(約166万件相当)となる。

このほか、協会では、16年度末現在で未契約者が推計で約922万件存在するとしているが、これに係る受信料相当額について算定は行われていない。そこで、本院において、次のような試算を行った。すなわち、15年度末の推定の未契約件数約862万件から16年度中の新規契約件数約134万件を除いた約728万件が通年の未契約であったと推定し、この全件数にカラー契約の月額単価1395円(訪問集金)を乗じて計算したところ、推定の未

契約者に係る受信料相当額は約 1210 億円となる。

したがって、前記未収納額 340 億円と合わせた約 1550 億円相当(全受信契約対象額の 19.6%)の受信料が徴収できていない事態となっていることが推定された。

図 2 平成 16 年度の受信料未収納額の推定額



(注) 比率は受信契約対象受信料額に対する率

(5) 未払の理由

受信料の未払の理由については、従前より未収納対策として未収対策票を作成し、地域スタッフが同票に記述しているものの、実務上の対策は、地域スタッフが受信契約者個々の事情に対応してきたこともあり、協会として集計・整理されておらず、分析も行われていない状況であった。

なお、協会による地域スタッフからの聞き取りでは、未払の理由として、①経済的理由、②協会の放送番組は視聴しない、③他に支払わない人がたくさんいる(不公平感)などがあるとしている。

また、未払者における不祥事発覚以降生じた支払拒否・保留の理由に関しては、17年度に入ってから「不祥事に対する憤り」から、「受信料負担の不公平感」に移ってきているとしている。

そして、本院が、未収対策票の一部について、未払理由を分析したところ、訪問したが面接ができなかったため未払の理由については不明であるとしたもののほか、経済的理由(支払意思のないものも含む)や制度に対する不満(不公平感を含む)によるものが多数見られた。

(6) 未払者への対応

協会では、増加傾向にある未払者への対応として、具体的に次のような対策を講じてきたとしている。

- ① 協会の受信料制度への理解が得られず、特に収納が困難と認められる者に対しては、文書請求、訪問請求、電話請求を効果的に組み合わせて解決を図ること
- ② 15年度以降は、地域スタッフの中から特別収納スタッフ(約 480 名)を選別し、専ら未収対策業務に当たらせているほか、特に収納が困難な者について、必要に応じて協会職員自らが説得に当たること
- ③ 16年度からは、インターネットによる口座振替、クレジットカードによる支払を可能としたり、郵便局転居届と協会住所変更届の複写式ワンセット化を進めたりすること
しかし、未契約者への対応と同様、これらの対策の効果は現状では必ずしも十分なもの

となっていない。

なお、協会では未払者に対する受信規約に基づく延滞利息の請求、あるいは民事訴訟による支払請求はこれまで行っていない。

(7) 不祥事発覚以降生じた支払拒否・保留者への対応

不祥事発覚以降生じた支払拒否・保留者に対しては、協会職員が直接訪問する信頼回復活動を全国的に展開しており、16年度10月以降4万9000人と面接し、不祥事のおおび、再生・改革への取組の説明、受信料支払再開の要請を行ったとしている。そして、協会では、この信頼回復活動を今後も継続して行うこととしている。しかし、こうした信頼回復活動により支払に応じた者は、面接者の5%程度にとどまっている。

さらに、不祥事発覚以降の口座振替中止者に対しては、17年3月下旬から4月末日までの間に約23万人に対し延べ47万回の電話による呼応対策を実施し、このうち17万件について通話することができたとしている。

上記のほか、協会では放送や郵送物を通じた理解促進活動も併せて行っている。

以上のような対応の結果、支払拒否・保留が17年2月及び3月は前2箇月より約35万件増加したのに対して、その後は増加が抑制されてきており、直近の8月及び9月は前2箇月より約9万件の増加に止まっている。

(8) 受信料の徴収に要する経費

受信料徴収に要する経費は、表13のとおり、総額800億円強となっており、これらの経費は、主として地域スタッフ等による訪問集金や、未契約者・未払者対策のために費やされている。

表13 受信料徴収に要する経費の推移 (単位：百万円)

区 分	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度
契約収納業務費 注(1)	40,355	41,014	40,555	40,871	38,074
契約収納推進費 注(2)	21,057	21,383	22,089	21,682	23,274
小 計	61,412	62,398	62,645	62,554	61,348
営業担当協会職員人件費	19,686	19,212	19,167	19,129	19,040
営業関係減価償却費	3	131	90	65	41
合 計	81,101	81,741	81,902	81,748	80,429

注(1) 契約収納業務費は、地域スタッフ等への報酬、金融機関への口座振替手数料等の受信契約及び受信料収納に要する経費

注(2) 契約収納推進費は、受信契約・受信料収納の推進対策及び情報処理等に要する経費

また、支払方法別の受信料の収納率は、表14のとおり、不祥事発覚後は、収納率が低下しており、経費に対する効果が現状では十分上がっていない状況となっている。

表 14 支払方法別収納率(平成 16 年度)

(単位：千件)

支払方法別	区 分	1 期 (4, 5月)	2 期 (6, 7月)	3 期 (8, 9月)	4 期 (10,11月)	5 期 (12, 1月)	6 期 (2, 3月)	
口座振替	請求数	15,524	15,664	14,673	15,219	15,548	14,043	
	振替数	14,826	14,988	14,003	14,467	14,707	13,154	
	収納率(%)	95.5	95.7	95.4	95.1	94.6	93.7	
継続振込	請求数	660	576	546	557	556	501	
	振込数	539	460	433	417	340	297	
	収納率(%)	81.7	79.9	79.3	74.9	61.2	59.3	
訪問集金	地域 スタッ フ	収納数	2,247	2,122	1,947	1,903	1,503	1,276
		未収数	3,082	3,206	3,304	3,500	3,926	4,157
		対象数	5,329	5,328	5,251	5,403	5,429	5,433
		収納率(%)	42.2	39.8	37.1	35.2	27.7	23.5
	郵政 委託 等(注)	収納数	223	223	202	200	176	153
		未収数	189	200	218	239	277	286
		対象数	412	423	420	439	453	439
		収納率(%)	54.1	52.7	48.1	45.6	38.9	34.9

(注) 郵政委託等 地域スタッフが対応できない小規模地域、立入困難地域等における受信料徴収等の業務を日本郵政公社社員等に委託するもの

(協会の事業執行への影響)

(1) 16 年度決算への影響

16 年度決算では受信料収入は、表 15 のとおり、予算を約 140 億円(15 年度は 49 億円)下回ったものの、経費を節減するなどして事業支出を約 123 億円減少させたことにより、利益に相当する事業収支差金を約 75 億円確保している。

表 15 平成 16 年度収支決算及び予算 (単位：千円)

項	16年度収支決算 (a)	16年度収支予算 (b)	(a - b)
(事業収入)	(666,745,231)	(678,706,821)	(△ 11,961,589)
受信料収入	641,012,115	655,064,392	(△ 14,052,276)
副次収入	9,434,133	7,761,817	(1,672,316)
その他の収入	16,298,982	15,880,612	(418,370)
(事業支出)	(659,228,702)	(671,588,821)	(△ 12,360,118)
(事業収支差金)	(7,516,528)	(7,118,000)	(398,528)

(注) 16 年度収支予算は予算総則に基づく予算の流用等を適用後の予算

協会では、近年、表 16 のとおり、これらの事業収支差金を地上デジタル放送設備の整備などの資本支出に充当しており、これにより固定資産の充実が図られてきている。しかし、16 年度末の資本支出充当後の事業収支剰余金の額は 3 億 9800 万円と前年度(15 年度 37 億 6000 万円)に比べて少額となっている。

表 16 資本等の推移 (単位：百万円)

区 分	12年度末	13年度末	14年度末	15年度末	16年度末
資本	339,377	359,230	373,486	402,351	413,872
積立金	53,393	55,923	54,795	36,211	36,211
当期事業収支差金	22,383	13,128	10,280	11,521	7,516
(資本支出充当)	9,597	8,985	8,392	7,761	7,118
(事業収支剰余金)	2,529	398	1,888	3,760	398
(建設積立金繰入)	10,256	3,744	0	0	0

(2) 17年度予算執行への影響

17年度の事業計画では、表 17 のとおり受信契約件数については、期中に 20 万件増加するとしているが、実際は未だ減少し続けている上、年度当初において既に実績が計画より 10 万件下回っている状況となっており、事業計画どおりの契約件数を確保するのは困難な状況となっている。

表 17 受信契約件数に関する事業計画等 (単位：千件)

契約種別	16年度決算で確定した16年度末の受信契約件数	17年度事業計画で想定した受信契約件数		
		16年度末	年度内増減	17年度末
カラー契約	23,980	24,029	△ 273	23,756
普通契約	349	345	△ 27	318
衛星カラー契約	12,254	12,311	503	12,814
衛星普通契約	26	25	△ 3	22
特別契約	9	9	0	9
契約件数計	36,618	36,719	200	36,919

(注) 上記の件数は、受信料全額免除世帯を除く有料契約の件数

また、17年度予算で想定している受信料収入は、表 18 のとおり 16年度予算より約 72 億円低く見積もっているものの、前記のとおり、16年度の決算額は同予算額を約 140 億円下回ったため、17年度に予算どおりの受信料収入を確保するには、16年度実績より 68 億円の増収が必要となる。しかし、受信料の支払拒否・保留件数が 17年 9 月末で約 126 万件となり、同月末現在までの半年間で予算に比べ約 237 億円の減収となっており、このままでは更なる減収が予測される状況となっている。

一方、17年度の事業支出予算については、16年度予算に比べ、役員報酬・職員給与の削減(28 億円)、効率的な業務運営による経費の削減(185 億円)など、合わせて 213 億円の経費を削減する前提で算定している。しかし、上記のように、現状のままでは受信料収入が予算額を大幅に下回ることが予測されることから、更なる経費の削減が必要となっている。

表 18 平成 16、17 両年度収支予算 (単位：千円)

項	17年度収支予算 (a)	16年度収支予算 (b)	(a)-(b)
(事業収入)	(672,444,692)	(678,514,354)	(△ 6,069,662)
受信料収入	647,835,329	655,064,392	(△ 7,229,063)
副次収入	8,900,000	7,720,000	(1,180,000)
その他の収入	15,709,363	15,729,962	(△ 20,599)
(事業支出)	(668,725,692)	(671,396,354)	(△ 2,670,662)
(事業収支差金)	(3,719,000)	(7,118,000)	(△ 3,399,000)

(注) 16、17 両年度とも当初予算

(3) 改革・新生に向けた取組

協会は、国民の信頼を取り戻して受信料収入の回復を図るため、17年9月に「NHK新生プラン」を発表した。その内容は次のようになっている。

- ① 視聴者第一主義に立って”NHKだからできる”放送の追求
- ② 組織や業務の大幅な改革、スリム化の推進
- ③ 受信料の公平負担への全力での取組

4 本院の所見

協会が、公共放送として、公正で質の高い放送を提供するなどの使命を果たすためには、その自主自律を財政面から保障する必要がある。受信料は、こうしたことから、放送法によって協会にその徴収権が認められているのであって、受信機の設置者からあまねく公平に徴収されるべきものである。

16年7月に不祥事が発覚して以来、受信契約者の受信料の支払拒否・保留が続出し、その数が17年3月末には約74万件にまで達し、16年度の受信料収入は大幅な減収となっている。不祥事発覚が年度途中であり、支払拒否・保留の急増が第4四半期以降であったことなどからその影響は限定的なものとなっていたが、17年度に入っても、支払拒否・保留の増加は続いており、17年9月末には約126万件となっている。

一方、こうした不祥事発覚以降生じた支払拒否・保留者以外にも従前から支払を拒否している者、更には法律で義務付けられている契約すら締結していない者が多数存在しており、本来収納すべき受信料の未徴収率は19.6%に及んでいる。

また、こうした状況が明らかとなるに従い、国民の受信料に対する不公平感が拡大してきており、これが更なる支払拒否・保留を生む状況となっている。

協会では、不祥事発覚以降、徹底した不祥事の再発防止を図るとともに、協会職員が受信契約者を直接訪問するなどの信頼回復活動を全国的に展開してきているが、その効果は現状では必ずしも十分なものとなっていない。協会は経費の節減に努めているものの、受信料収入の減少状況がこのまま推移すると、協会が公共放送の使命を果たしていく上で支障を来す事態も予測される。

上記にかんがみ、協会においては、更に一層の不祥事の再発防止の徹底や経費の削減を図るとともに、受信料の負担に対する国民の不公平感を払拭していくことが肝要であり、このためには、受信料制度の趣旨について国民に更なる周知を図っていくとともに、次のような取組を進めていく必要がある。

ア 未契約者については、受信契約の締結が法律により義務付けられていることの周知を図る。また、これと併せて、早急にその実態を効率的に把握する方策を検討するなどして、特に長年にわたって未契約となっている者をリストアップし、これらの者に対し重点的に訪問活動を実施していくこと

イ 未払者については、更に効果的に受信料を収納する方策を検討するとともに、特に不祥事以降の支払拒否・保留者に対しては、受信料制度の意義や協会の改革について、引き続き十分理解を求めていくこと

ウ 事業所については、受信機の設置状況の的確な把握に引き続き努めるとともに、明らかに事実と異なる設置状況を報告した者に対しては、協会職員等による訪問活動等により、受信料制度の意義について十分理解を求めていくこと

エ 上記ア、イ、ウのほか、真にやむを得ない場合は、最後の手段として法的措置の検討も視野に入れること

また、協会では、17年9月に国民の信頼を一日も早く取り戻すべく、新生プランを発表し、様々な改革を行っていくとしていることから、本院においては、協会における経費節減による支出抑制の状況、新生プランを含む協会の受信料の公平負担を図るための取組や受信料の徴収状況等について、今後の推移を含め注意深く見守っていくこととしたい。

第20 国の広報業務の実施状況について

検査対象	内閣、内閣府、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、国会、裁判所、会計検査院
国の広報業務の概要	国がその施策等の背景、内容、必要性等に関する情報を各種媒体により広く国民に提供する業務のうち、外部に発注して実施しているもの
検査の対象とした広報業務の契約件数	4,471件(平成14年度～16年度)
上記に係る支払相当額	920億円

1 検査の背景、視点及び対象

(検査の背景)

我が国の社会経済は、少子・高齢化の進展、グローバル化、情報通信技術の革新とその普及等により大きく変化し、国民の意識やニーズも多様化しており、厳しい財政状況の中で国がその施策を推進するに当たって、国民の理解と協力を得ることはますます重要となってきた。また、行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成11年法律第42号)が施行され、行政文書の開示を請求する権利が法定化されるなど、行政の説明責任、行政の透明化も一層重視されてきている。

このような状況の下、国民に対する適時適切な情報提供の重要性は増しており、国が行う広報業務の役割も一層高まっているが、毎年度、多額の予算が投入されている国の広報業務の実施状況の全体像は、必ずしも明らかにはなっていない。

また、広報関連の契約の経済性、透明性に対する社会的関心が高くなっている中で、広報業務については、その効果の判断が容易でないこともあり、効果的な実施についての検討や社会経済情勢の変化に対応した見直しが十分になされないまま業務が実施され、契約が継続されているおそれもある。

(検査の視点)

このような背景を踏まえ、国がその施策等の背景、内容、必要性等に関する情報を広く国民に提供する広報業務について、その全体的な状況を把握するとともに、契約の競争性、透明性が十分確保され、経済的なものになっているか、また、広報業務を効果的に実施するための取組や、実施された業務の検証がどのようになされているかという視点から、各府省等を横断的に検査した。

(検査の対象)

内閣ほか14府省等の本省及び外局等(以下「省庁」という。)の内部部局が実施した広報業務のうち、平成14年度から16年度までの間に外部に発注して実施した以下の媒体による契約で、契約金額(単価契約の場合は年間支払額。以下同じ。)が100万円以上のもの(以下「調査対象契約」という。)について検査を実施した。

媒体区分	広 報 媒 体 の 内 容
印刷広報	定期刊行物・広報誌、白書・年報、冊子・ハンドブック、ポスター、パンフレット・リーフレット・チラシなど
紙面広報	新聞紙面への広告掲載、雑誌紙面への広告掲載、交通広告、電光板、屋外広告板など
放送広報	テレビ番組、テレビスポット、ラジオ番組、ラジオスポット、ムービースポットなど
映像広報	ビデオ、DVD、CD-ROM など
ホームページ	インターネットを利用して各種の情報を提供するホームページ
イベント広報	シンポジウム、フェア・キャンペーン、コンクール、タウンミーティングなど

2 検査の状況

(1) 各省庁が実施している広報業務の概況

ア 国における広報業務

国の広報業務には、各省庁がその所管する施策、事務事業等について、それぞれ実施するもの(以下「省庁所管広報」という。)のほかに、政府の重要施策について、内閣官房の総合調整の下に、内閣府大臣官房政府広報室(以下「政府広報室」という。)が各省庁との協議・調整を行い実施するもの(以下「政府広報」という。)がある。

イ 調査対象契約の概要

各省庁から提出された資料によると、調査対象契約は、表1のとおり、14年度から16年度までの3箇年度合計で、契約件数4,471件、これら契約の広報業務に係る支払相^(注1)当額920億余円となっている。

(注1) 支払相当額 調査対象契約の中には、1契約で広報業務とそれ以外の業務(調査業務等)を併せて実施しているものが含まれており、このような契約については、契約金額を基にあん分計算を行って広報業務に係る金額を算出し、支払相当額とした。

表1 調査対象契約の概況

(単位：上段：件、中段：%、下段：千円)

区 分	媒体区分	印刷広報	紙面広報	放送広報	映像広報	ホームページ	イベント 広報	複数媒体	合計
省庁所管広報		(1,860)	(241)	(112)	(139)	(473)	(379)	(410)	(3,614)
		<20.2> 12,885,474	<5.6> 3,570,297	<5.8> 3,730,429	<2.1> 1,355,842	<11.7> 7,441,773	<12.1> 7,729,001	<42.2> 26,808,786	<100> 63,521,603
政府広報		(90)	(381)	(320)	(46)	(15)	(4)	(1)	(857)
		<9.5> 2,718,254	<42.6> 12,176,984	<41.4> 11,819,921	<2.1> 612,835	<1.0> 302,010	<0.6> 192,937	<2.4> 700,000	<100> 28,522,944
合 計		(1,950)	(622)	(432)	(185)	(488)	(383)	(411)	(4,471)
		<16.9> 15,603,728	<17.1> 15,747,282	<16.8> 15,550,350	<2.1> 1,968,677	<8.4> 7,743,783	<8.6> 7,921,938	<29.8> 27,508,786	<100> 92,044,548

注(1) 各欄の上段は契約件数、中段は支払相当額の割合、下段は支払相当額である。

注(2) 金額は千円未満を切り捨てているため、各項目の数値を合計しても合計欄の数値と一致しない場合がある。また、割合は、小数点第2位以下を切り捨てているため、各項目を合計しても100にならない場合がある。以下同じ。

注(3) 1件の契約で複数の広報媒体を使用している場合、「複数媒体」として区分している。

そして、その媒体区分別の割合は、複数媒体 29.8%、紙面広報 17.1%、印刷広報 16.9%、放送広報 16.8%、イベント広報 8.6%、ホームページ 8.4%などとなっている。

(2) 契約の競争性、透明性の状況

国の役務等の調達の仕事は、会計法(昭和 22 年法律第 35 号)、予算決算及び会計令(昭和 22 年勅令第 165 号)等に従って執行することとされており、契約を締結する場合には、原則として一般競争に付さなければならないとされている。ただし、契約の性質又は目的により競争に加わるべき者が少数で一般競争に付する必要がない場合、一般競争に付することが不利と認められる場合等においては、指名競争に付することとされている。また、契約の性質又は目的が競争を許さない場合、緊急の必要により競争に付することができない場合等は随意契約によることとされている。

そこで、以下、調査対象契約の中で、広報業務以外の業務を併せて実施しているものを除いた契約件数 4,199 件、契約金額 865 億余円について、契約の競争性及び透明性の状況を調査した。

ア 契約方式の状況

(ア) 概況

上記 4,199 件の契約を契約方式別にみると、表 2 のとおり、競争契約(一般競争契約及び指名競争契約をいう。以下同じ。)の割合は、件数で 16.0%、金額で 15.0%であるのに対し、随意契約の割合は、件数で 83.9%、金額で 84.9%となっており、広報業務の大半は随意契約で執行されている。

表 2 契約方式の分類
件数

(単位：件、%)

契約方式 年度	競争契約		随 意 契 約				合 計	
	件数	割合	件数	割合	うち少額随契を除いたもの		件数	割合
14年度	212	15.1	1,187	84.8	1,002	71.6	1,399	100
15年度	245	16.7	1,222	83.2	1,051	71.6	1,467	100
16年度	216	16.2	1,117	83.7	950	71.2	1,333	100
合 計	673	16.0	3,526	83.9	3,003	71.5	4,199	100

金額

(単位：千円、%)

契約方式 年度	競争契約		随 意 契 約				合 計	
	金額	割合	金額	割合	うち少額随契を除いたもの		金額	割合
14年度	3,703,744	13.3	23,946,845	86.6	23,622,210	85.4	27,650,589	100
15年度	4,559,087	13.9	28,132,010	86.0	27,830,112	85.1	32,691,098	100
16年度	4,717,791	18.0	21,470,485	81.9	21,181,929	80.8	26,188,276	100
合 計	12,980,623	15.0	73,549,341	84.9	72,634,252	83.9	86,529,964	100

(注) 少額随契 法令により、予定価格が250万円を超えない工事又は製造をさせる場合、予定価格が160万円を超えない財産を買い入れる場合、工事又は製造の請負、財産の売買及び物件の貸借以外の契約でその予定価格が100万円を超えない場合等は、随意契約によることができるものとされている。

(イ) 省庁別の契約方式

上記4,199件の契約について、^(注2)省庁別に契約方式をみると、表3のとおりである。

省庁所管広報については、省庁によって契約件数及び契約金額に隔たりがあり、また、契約内容及び広報媒体も同様でないことから、一概に表3の数値によって各省庁の競争性を比較することはできないが、38省庁のうち、随意契約の割合が90%以上となっているのは、件数ベースでは19省庁、金額ベースでは23省庁となっている。これに対して、政府広報における随意契約の割合は、件数ベースでは88.7%、金額ベースでは69.2%となっている。

(注2) 省庁別 政府広報室について、省庁所管広報を実施している内閣本府とは別に計上している。

表3 省庁別の契約方式

(単位：件、千円、%)

省庁名	契約方式		随 意 契 約				合 計
	競争契約				うち少額随契を除いたもの		
	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数
	金額	割合	金額	割合	金額	割合	金額
1 内閣官房	2	5.5	34	94.4	34	94.4	36
	6,258	0.9	636,986	99.0	636,986	99.0	643,244
2 人事院	3	25.0	9	75.0	6	50.0	12
	11,981	38.1	19,425	61.8	15,390	49.0	31,406
3 内閣本府(政府広報室を除く。)	16	7.7	191	92.2	179	86.4	207
	777,835	42.0	1,073,770	57.9	1,056,246	57.0	1,851,606
4 宮内庁	1	10.0	9	90.0	8	80.0	10
	12,560	6.5	178,377	93.4	177,285	92.8	190,937
5 公正取引委員会	3	7.8	35	92.1	17	44.7	38
	7,196	4.7	144,661	95.2	109,598	72.1	151,857
6 警察庁	8	9.3	78	90.6	60	69.7	86
	69,693	10.9	565,274	89.0	528,678	83.2	634,967
7 防衛本庁	7	9.7	65	90.2	65	90.2	72
	28,492	5.7	467,130	94.2	467,130	94.2	495,623
8 防衛施設庁	2	25.0	6	75.0	4	50.0	8
	4,024	8.5	42,767	91.4	39,869	85.2	46,792
9 金融庁	1	5.5	17	94.4	13	72.2	18
	3,651	7.2	46,494	92.7	37,423	74.6	50,145
10 総務本省	54	22.0	191	77.9	173	70.6	245
	400,409	8.7	4,195,750	91.2	4,169,045	90.7	4,596,160
11 公害等調整委員会	0	0.0	3	100	0	0.0	3
	0	0.0	4,266	100	0	0.0	4,266
12 消防庁	0	0.0	24	100	24	100	24
	0	0.0	266,542	100	266,542	100	266,542
13 法務本省	6	7.5	74	92.5	50	62.5	80
	33,922	11.4	261,297	88.5	220,631	74.7	295,220
14 公安調査庁	0	0.0	11	100	0	0.0	11
	0	0.0	18,646	100	0	0.0	18,646
15 外務省	38	17.4	180	82.5	170	77.9	218
	302,631	9.4	2,903,641	90.5	2,889,625	90.1	3,206,273
16 財務本省	12	11.1	96	88.8	53	49.0	108
	52,855	1.7	2,932,563	98.2	2,850,567	95.4	2,985,419

契約方式 省庁名	競争契約		随 意 契 約				合 計
	件 数	割合	件 数	割合	うち少額随契を除いたもの		
					金 額	割合	件 数
17 国税庁	83	48.2	89	51.7	51	29.6	172
	588,315	19.1	2,488,384	80.8	2,423,031	78.7	3,076,700
18 文部科学本省	23	20.9	87	79.0	84	76.3	110
	284,180	5.7	4,696,148	94.2	4,691,180	94.1	4,980,328
19 文化庁	2	25.0	6	75.0	4	50.0	8
	11,777	11.1	93,553	88.8	88,576	84.0	105,330
20 厚生労働本省	113	30.9	252	69.0	116	31.7	365
	676,468	22.7	2,298,953	77.2	2,043,569	68.6	2,975,422
21 社会保険庁	5	2.9	167	97.0	161	93.6	172
	13,760	0.2	5,218,249	99.7	5,207,476	99.5	5,232,009
22 農林水産本省	22	19.8	89	80.1	78	70.2	111
	87,326	7.7	1,039,440	92.2	1,024,977	90.9	1,126,766
23 林野庁	3	9.0	30	90.9	20	60.6	33
	7,665	7.6	92,218	92.3	71,498	71.5	99,883
24 水産庁	0	0.0	15	100	15	100	15
	0	0.0	1,185,645	100	1,185,645	100	1,185,645
25 経済産業本省	12	13.9	74	86.0	68	79.0	86
	31,460	4.1	724,339	95.8	715,734	94.6	755,800
26 資源エネルギー庁	1	0.7	127	99.2	125	97.6	128
	3,984	0.0	12,570,478	99.9	12,567,548	99.9	12,574,462
27 特許庁	40	44.9	49	55.0	38	42.6	89
	199,555	23.2	659,627	76.7	645,361	75.1	859,183
28 中小企業庁	50	46.2	58	53.7	38	35.1	108
	204,651	5.8	3,321,334	94.1	3,294,026	93.4	3,525,985
29 国土交通本省	22	6.6	311	93.3	288	86.4	333
	128,480	5.7	2,109,823	94.2	2,071,698	92.5	2,238,303
30 気象庁	3	23.0	10	76.9	6	46.1	13
	9,712	21.0	36,458	78.9	28,346	61.3	46,171
31 海上保安庁	9	17.3	43	82.6	24	46.1	52
	25,471	16.7	126,776	83.2	89,138	58.5	152,248
32 海難審判庁	0	0.0	9	100	0	0.0	9
	0	0.0	15,619	100	0	0.0	15,619
33 環境省	3	1.3	215	98.6	197	90.3	218
	22,806	0.8	2,719,700	99.1	2,686,598	97.9	2,742,506

省 庁 名	契約方式		随 意 契 約				合 計
	競争契約		うち少額随契を除いたもの				
	件 数	割合	件 数	割合	件 数	割合	件 数
	金 額	割合	金 額	割合	金 額	割合	金 額
34 衆議院	12	21.4	44	78.5	25	44.6	56
	70,755	26.0	201,064	73.9	171,117	62.9	271,820
35 参議院	2	6.0	31	93.9	26	78.7	33
	62,760	17.2	301,131	82.7	293,050	80.5	363,892
36 国立国会図書館	2	18.1	9	81.8	6	54.5	11
	17,462	17.9	80,047	82.0	76,455	78.4	97,509
37 裁判所	14	45.1	17	54.8	16	51.6	31
	24,786	31.7	53,206	68.2	51,484	66.0	77,993
38 会計検査院	3	23.0	10	76.9	2	15.3	13
	13,812	40.2	20,513	59.7	6,212	18.0	34,325
計	577	17.2	2,765	82.7	2,244	67.1	3,342
	4,196,707	7.2	53,810,313	92.7	52,897,751	91.1	58,007,020
39 政府広報室	96	11.2	761	88.7	759	88.5	857
	8,783,916	30.7	19,739,028	69.2	19,736,500	69.1	28,522,944
合 計	673	16.0	3,526	83.9	3,003	71.5	4,199
	12,980,623	15.0	73,549,341	84.9	72,634,252	83.9	86,529,964

(ウ) 契約方式と落札比率

上記 4,199 件の契約のうち、契約締結時に契約金額が確定していない概算契約等を除いた 3,657 件について、契約方式別に契約金額の予定価格に対する割合(以下「落札比率」という。)をみると、表 4 のとおりとなっている。

広報業務における予定価格については、積算体系が確立している工事請負契約等と異なり、広報媒体によってはその妥当性を十分に検証できない面がある。したがって、一概に落札比率の高低をもって競争性を評価することはできないが、契約方式別の平均落札比率は競争契約で 76.9%、随意契約で 94.4%となっている。

表 4 契約方式別の平均落札比率

(単位：件、%)

契約方式	件数	平均落札比率
競争契約	597	76.9
随意契約	3,060	94.4
合 計	3,657	91.5

(エ) 随意契約の理由

随意契約を締結している 3,526 件について、随意契約の適用理由別に分類すると、表 5 のとおり、件数で 77.8%(金額で 94.2%)は「契約の性質又は目的が競争を許さない」ことを理由としている。

表5 随意契約の適用理由

(単位：件、千円、%)

随意契約の適用理由	件数	割合	金額	割合
国の行為を秘密にする必要がある	1	0.0	1,422	0.0
競争に付したが落札者がいない	16	0.4	153,324	0.2
契約の性質又は目的が競争を許さない	2,745	77.8	69,340,101	94.2
緊急の必要により競争に付することができない	33	0.9	285,713	0.3
競争に付することを不利と認める	48	1.3	385,431	0.5
少額のため	523	14.8	915,089	1.2
その他	160	4.5	2,468,257	3.3
合計	3,526	100	73,549,341	100

そこで、「契約の性質又は目的が競争を許さない」ことを理由としている2,745件のうち、次項イに記述する企画競争を経たものを除いたもののうち、直近の16年度契約分711件、150億余円について、具体的な随意契約の理由をみると、表6のとおりとなっている。

表6 「契約の性質又は目的が競争を許さない」ことを理由としている随意契約の具体的な理由 (平成16年度分)

(単位：件、千円、%)

随意契約の具体的な理由	件数	割合	金額	割合
事業内容について専門的知見及び高度な技術が必要である	256	36.0	6,030,680	39.9
中立性が必要である	1	0.1	49,017	0.3
契約相手方が著作権を有している	114	16.0	2,272,648	15.0
契約相手方が著作権以外の事業実施の権利を有している	168	23.6	1,910,704	12.6
自府省等において同様の契約実績を有する	46	6.4	367,199	2.4
他府省等において同様の契約実績を有する	2	0.2	4,554	0.0
業務上のセキュリティ確保のため	19	2.6	242,965	1.6
その他	105	14.7	4,200,753	27.8
合計	711	100	15,078,522	100

しかし、「専門的知見」や「高度な技術」、契約相手方との「契約実績」を理由としているものについては、履行可能な者がその契約相手方だけに限られるのか、また、「著作権」や「事業実施の権利」を理由としているものについては、他の業者への発注が全くできないのか、検討する必要があると思料される。

そして、このような検討が十分なされないまま「契約の性質又は目的が競争を許さない」ことを理由として随意契約を締結しているような場合については、随意契約が例外的なものとしてされている会計法等の趣旨にかんがみ、今後とも競争性の拡大につい

て検討することが必要と考えられる。なお、内容の質の評価が重要となる場合がある広報業務の契約についても、公共工事等の分野で導入が図られている総合評価落札方式の活用が可能かどうかの検討も視野に入れることが有用と史料される。

イ 企画競争の状況

国が発注する広報業務についても、他の業務と同様に、契約の経済性、効率性及び公正性の確保の観点から競争契約の割合を高めることは重要であるが、広報業務の内容によっては、競争契約を実施することが困難なものがあると考えられる。

こうした中で、近年、随意契約によらざるを得ない場合においても、業者選定の公平性、透明性の向上等の取組の一環として、契約手続の前段階において、複数の業者から仕様書案や企画書等を提出させるなどして、これらの内容や業務遂行能力が最も優れた者を選定する手続(以下「企画競争」という。)を経て、その者を契約相手方とする随意契約(以下「企画競争随契」という。)が行われるようになってきている。

(ア) 企画競争の実施状況

随意契約 3,526 件、735 億余円のうち、企画競争随契は、表7のとおり、570 件、166 億余円であり、件数で 16.1%、金額で 22.6%を占めている。

表7 企画競争の実施状況

(単位：件、千円、%)

区 分	件数	割合	金 額	割合
企画競争随契	570	16.1	16,681,433	22.6
企画競争を経ない随意契約	2,956	83.8	56,867,907	77.3
合 計	3,526	100	73,549,341	100

(イ) 企画競争の実施方法

企画競争は、契約事務を行う契約担当部局ではなく、広報業務を実施する部局(以下「広報実施部局」という。)が実施するのが通例である。このため、その実施方法によっては、公平性、透明性が十分に確保されなかったり、恣意的な業者選定が行われたりするおそれもあることから、企画競争における実施方法の在り方は、極めて重要である。

そこで、企画競争の実施方法について、16 年度における企画競争随契 196 件を対象に検査したところ、次のような状況となっている。

a 参加者の公募

企画競争の実施に当たり、既往に広報業務を発注した業者だけに限定するのではなく、広く公募することは、企画競争の公平性、透明性を高めるだけでなく、競争性を向上させることにもつながると考えられる。

そこで、企画競争における参加者の公募の状況についてみると、図1のとおり、参加者を公募しているものは 78.5%となっている。

b 契約担当部局の関与

国の役務等の調達に当たっては競争契約が原則であることから、広報実施部局が企画競争を実施する場合においても、競争契約にできるかどうかの契約担当部局の判断は重要と考えられる。また、企画競争における業者選定は広報実施部局の判断

によらざるを得ないとしても、契約担当部局も関与して、業者選定における透明性を担保することが必要である。

そこで、企画競争における契約担当部局の関与の状況についてみると、図2のとおり、契約担当部局が仕様書案や企画書等の審査に参加しているものは7.6%、参加はしていないが審査内容の報告を受けているものは67.8%となっている。

図1 企画競争における参加者の公募の状況(平成16年度分)

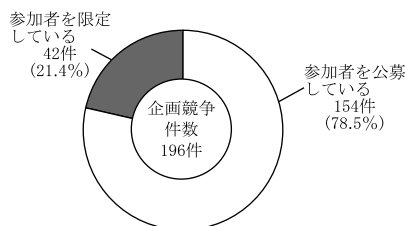
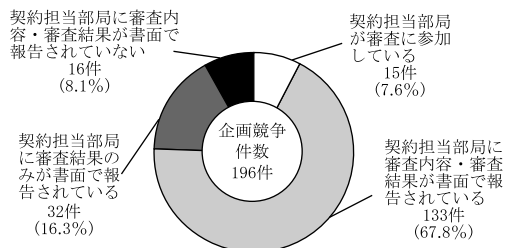


図2 企画競争における契約担当部局の関与の状況(平成16年度分)



c 審査を実施する者の構成

仕様書案や企画書等の審査には、専門性及び客観性が求められることから、広報の専門的な知見や多様な視点からの評価が必要となる場合がある。

そこで、企画競争において審査を実施している者の構成についてみると、表8のとおり、広報実施部局職員のみで審査を行っているものが69.8%となっている。

表8 企画競争における審査を実施している者(平成16年度分)

(単位：件、%)

広報実施部局職員		左のうち広報実施部局職員のみ		契約担当部局職員		広報実施部局及び契約担当部局以外の職員		外部専門家・外部有識者		その他		合計(企画競争を実施したもの)
件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数
190	96.9	137	69.8	15	7.6	46	23.4	4	2.0	4	2.0	196

(注) 審査を実施している者の区分が複数ある場合があるので、内訳の計と合計は一致しない。

d 採点項目の設定及び採点項目数

企画競争の審査に当たって、あらかじめ具体的に定めた複数の採点項目により採点を行うことは、審査の公正性を高めるだけでなく、審査結果の妥当性の検証にも寄与し、透明性を向上させると考えられる。

そこで、審査における採点項目の設定の有無及び採点項目数についてみると、表9のとおり、採点項目を設定しているものが82.1%を占めるが、採点項目数が3項目以下のものが23.4%あり、また、採点項目を設定していないものも17.8%見受けられる。

表9 企画競争における採点項目の設定及び採点項目数(平成16年度分)

(単位：件、%)

採点項目を設定しているもの														採点項目を設定していないもの		合計	
1項目		2項目		3項目		4項目		5項目		6項目以上		計					
件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合
5	2.5	5	2.5	36	18.3	26	13.2	42	21.4	47	23.9	161	82.1	35	17.8	196	100

e 採点項目及び採点配分の開示

公正な競争を確保する観点からは、仕様書案や企画書等の審査における採点項目及び採点配分を事前に業者に開示することが重要である。

そこで、審査実施前に、採点項目、採点配分を業者に開示しているかどうかをみると、表10のとおり、これらを開示したものは10.2%、採点項目のみを開示したものは7.6%となっている。

表10 企画競争における採点項目及び採点配分の開示(平成16年度分)

(単位：件、%)

採点項目を設定しているもの						計		採点項目を設定していないもの		合計
採点項目及び採点配分を開示した		採点項目のみ開示した		開示していない						
件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数
20	10.2	15	7.6	126	64.2	161	82.1	35	17.8	196

このように、企画競争については、その実施方法が区々となっており、実施方法によっては、公平性、透明性が十分に確保されなかったり、恣意的な業者選定が行われたりするおそれがあり、競争性を向上させ、業者選定の公平性、透明性を確保する企画競争の意義が実質的に損なわれかねない。

したがって、今後、企画競争を実施するに当たっては、競争性、透明性を確保した実施方法の検討が重要と考えられる。

ウ 競争性、透明性の向上の可能性

前項の記述のとおり、広報業務の発注の8割程度は、契約件数、金額ともに随意契約が占めているが、表4のとおり、競争契約の経済的効果は、落札比率の状況からもうかがえる。このため、できる限り競争契約の拡大を図るとともに、随意契約によらざるを得ない場合においても、複数の業者による企画競争を行うなどして実質的な競争性の拡大を図り、契約の透明性の向上を図ることが必要である。

そして、特に、同種の広報媒体や同種の契約について、競争契約や企画競争随契を実施しているものもある一方、「契約の性質又は目的が競争を許さない」ことを理由として企画競争を経ない随意契約を実施しているものもあることから、他省庁の契約実例等の把握にも努めるなどして、競争の可能性を検討することが重要と考えられる。

広報業務の契約における競争性、透明性の向上を図る余地があるものとして、次のような事例が見受けられた。

(ア) 白書についての競争性の拡大の検討

多くの省庁において、政治社会経済の情勢及び政府の施策の現状について、法律に

基づいて国会に提出し又は閣議に報告若しくは配布する白書類(以下「白書」という。)を作成し、国民への周知に努めている。

各省庁における白書の印刷・製本等に係る16年度の契約について、その契約方式をみると、表11のとおり、競争契約や企画競争随契を行っているものがある一方、企画競争を経ない随意契約としているものも多数見受けられる。

表11 白書の契約相手方別の契約方式(平成16年度分)

(単位：件)

契約相手方	契約方式	競争契約	企画競争随契	企画競争を経ない随意契約	合計
独立行政法人国立印刷局		2	12	11	25
その他		1	6	15	22
合計		3	18	26	47

企画競争を経ない随意契約を行っているものについて、随意契約の具体的な理由を検査したところ、①契約相手方が白書等の印刷・製本等について実績を有している、②秘密を保持できる、③修正等に迅速に対応できる、④販売経路を有しているなどとなっている。また、独立行政法人国立印刷局(14年度は財務省印刷局)を契約相手方としているものについては、上記のほか、⑤「政府刊行物(白書類)の取扱いについて」(昭和38年10月事務次官等会議申合せ。以下「次官申合せ」という。)において、「白書類の印刷発行については、(中略)特に財務省印刷局を活用するものとする」とされていることを理由に挙げている省庁もある。

しかし、白書の印刷・製本等について、現に競争契約を実施している省庁もあることを踏まえると、上記のような理由だけでは随意契約とする理由として十分ではなく、契約の公正性に欠けることになるおそれがある。

したがって、白書の印刷・製本等についても、他部局や他省庁における契約実例を調査するなどして、履行可能な他の業者の把握に努め、競争契約や企画競争随契への移行を検討することが必要であると思料される。

<参考事例>

(a) 白書について競争契約を実施しているもの

- ① 法務本省では、「犯罪白書」の印刷・製本等について、15年度までは、契約実績があることなどから、財務省印刷局と企画競争を経ない随意契約を行ってきたが、16年度から、仕様書において具体的な作業内容、校正等の作業日程、秘密を保持する義務、一般販売を行う際の条件等を定めることにより、一般競争契約に移行した。その結果、落札比率が低下するなど経済性の確保が図られている。
- ② 公正取引委員会では、「公正取引委員会年次報告(独占禁止白書)」の印刷・製本等について、従来は次官申合せに基づき財務省印刷局と契約していたが、15年度から財務省印刷局が独立行政法人国立印刷局となり、調達において一般の民間企業と区分する必要がなくなったと判断したことから、一般の印刷会社も競争に参加できる一般競争契約に移行した。その結果、落札比率が低下するなど経済性の確保が図られている。

(イ) 仕様書等の内容を具体的に定めることによる競争性の拡大の検討

ホームページの更新、広報誌等の作成等、毎年同様の業務を実施する契約を企画競争を経ない随意契約で行っているものの中には、随意契約の理由に「専門的知見」、「高度な技術」又は「同様の契約実績」を有していることを挙げているものがある。すなわち、これらは、それぞれ、契約相手方が業務の内容や作業の手順等を熟知していること、全体として整合性、統一性を確保する必要がある業務の一部を他の業者に請け負わせることができないこと、他の業者に替わると事業の継続性が確保されないことなどを理由とするものである。

しかし、省庁によっては、このような専門性や技術の習熟、継続性を必要とする業務の場合でも、仕様書等で業務内容、実施手順等を具体的に提示することにより、履行可能な業者を複数に拡大することができると判断して競争契約を実施しているものがある。

したがって、このような業務内容の契約においては、上記のように複数の業者が入札に参加できるようにすることにより、競争契約への移行を検討することが必要であると思料される。

<参考事例>

(b) ガイドラインを整備することなどにより、事業の継続性、統一性を確保しつつ、競争入札に付しているもの

文部科学本省では、ホームページに係るコンテンツの作成、更新等の業務発注に当たり、業者が替わっても整合性や統一性が保たれるよう「ホームページの作成・運用に関するガイドライン」を作成し、入札説明書及び契約仕様書として添付することにより、一般競争入札による契約を締結し、実施させている。

(ウ) 企画競争における透明性の向上

国の行う広報業務において企画競争随契は拡大しているが、前記のとおり、その実施方法は区々となっている。

すなわち、具体的な採点項目を設定せず、広報実施部局の限られた職員のみ審査では、公平性、透明性を向上させる取組である企画競争の意義が損なわれるおそれがある。一方、企画競争に際して、参加者を広く公募したり、審査に外部の第三者を加えたり、複数の具体的な採点項目を設定したりするなど、実施方法の公平性及び透明性を高める工夫をしているものも見受けられる。

したがって、企画競争の参加者を限定し、採点項目も設定せず、広報実施部局の限られた職員だけで審査している契約については、実施方法を見直し、公平性、透明性の向上を図る必要があると思料される。

<参考事例>

(c) 参加者を公募したり、複数の具体的な採点項目を設定したりなどして、企画競争の公平性、透明性を高めているもの

特許庁では、複数の広報媒体による「模倣品・海賊版撲滅キャンペーン」を請け負わせる相手方を企画競争により選定している。そして、その実施に当たっては、参加者を広くホームページで公募したり、審査に広報実施部局の職員のほか

契約担当部局及び広報担当課の職員を参加させたり、複数の具体的な採点項目及び審査基準を設定したりしている。

(3) 予定価格の算定の状況

国は、競争契約又は随意契約を行おうとする場合、契約金額を決定するための基準となる予定価格を、当該契約に係る仕様書等に基づいて算定することとされている。しかし、広報業務の契約における予定価格については、工事請負契約等のように積算体系が確立されておらず、使用する媒体によって積算項目もそれぞれ異なるため、統一的に比較しにくい面がある。

そこで、共通的な積算項目と考えられる①新聞広告の広告掲載料、②テレビ番組・テレビスポット(以下「テレビ広告」という。)及びラジオ番組・ラジオスポット(以下「ラジオ広告」という。)の放送料について、予定価格の算定方法を検査した。

ア 新聞広告

(ア) 新聞広告の予定価格の概要

新聞広告の予定価格は、広告の制作費(企画、デザイン、出演料、写真撮影費等の項目からなる。)、広告を新聞に掲載する際の広告掲載料等からなっており、既に制作した原稿やデザインがある場合は、制作費は必要なく、広告掲載料のみとなる。

このうち、広告掲載料は、広告の種類、量、範囲及び契約期間によって適用料金は異なるが、その料金については、広告関係団体が資料を発行、公表している。そして、各省庁では、広告掲載料の予定価格については、この公表資料のほか、契約相手方等から徴した参考見積書、業界各社の料金資料に基づくなどして算定している。

(イ) 広告掲載料の算定方法

16年度の新聞広告に係る契約のうち80契約、87件(1契約で複数の広告掲載料を算定する場合があるため、契約件数とは合致しない。)について、広告掲載料の予定価格の算定時における根拠資料の利用状況を検査したところ、表12のとおり、単一の資料のみを利用しているものが55件、複数の資料を併せて検討しているものが32件となっている。

表12 広告掲載料の予定価格の算定における根拠資料の利用状況(平成16年度分)

(単位:件、%)

単一の資料のみで検討								複数の資料を併せて検討							
参考見積書		公表資料		業界各社の料金資料		計		公表資料							
参考見積書		公表資料		業界各社の料金資料		計		参考見積書		過去の実績額		業界各社の料金資料+参考見積書		小計	
件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合
13	14.9	7	8.0	35	40.2	55	63.2	9	10.3	9	10.3	4	4.5	22	25.2

複数の資料を併せて検討													
業界各社の料金資料								その他		計		合計	
参考見積書		過去の実績額		参考見積書+過去の実績額		小計		その他		計		合計	
件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合
4	4.5	3	3.4	1	1.1	8	9.1	2	2.2	32	36.7	87	100

上記のうち、予定価格の算定の際に公表資料を利用している 29 件の広告掲載料について、公表資料の額に対する予定価格の額の比率をみると、表 13 のとおり、公表資料とそれ以外の根拠資料を併せて検討した場合の方が、公表資料のみを利用する場合よりこの比率が低くなっており、予定価格が低減している傾向がうかがえる。

表13 広告掲載料に係る公表資料の額に対する予定価格の額の比率(平成 16 年度分)

(単位：件、%)

根拠資料の利用状況	100%		90%以上 100%未満		80%以上 90%未満		70%以上 80%未満		60%以上 70%未満		50%以上 60%未満		50%未満		計	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合
公表資料のみ	5	71.4	2	28.5	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	7	100
公表資料とそれ以外の根拠資料を併せて検討	1	4.5	5	22.7	11	50.0	2	9.0	—	—	1	4.5	2	9.0	22	100

イ テレビ広告及びラジオ広告

(ア) テレビ広告及びラジオ広告の予定価格の概要

テレビ広告及びラジオ広告の予定価格は、放送料(テレビ局及びラジオ局の放送実施料と放送管理料からなる。)、制作費(企画・構成費、出演料、ロケーション費用等の項目からなる。)等からなっている。

このうち、放送料は、広告主がテレビ又はラジオの放送を利用する際に負担するもので、放送局及び放送時間のランクによって異なるが、その料金については、広告関係団体が資料を発行、公表している。そして、各省庁では、放送料の予定価格については、この公表資料のほか、契約相手方等から徴した参考見積書、業界各社の料金資料に基づくなどして算定している。

(イ) 放送料の算定方法

14 年度から 16 年度までのテレビ広告及びラジオ広告に係る契約のうち、113 契約、144 件(1 契約で複数の放送料を算定する場合があるため、契約件数とは合致しない。)について、放送料の予定価格の算定時における根拠資料の利用状況を検査したところ、表 14 のとおり、単一の資料のみを利用しているものが 78 件、複数の資料を併せて検討しているものが 66 件となっている。

表14 テレビ広告及びラジオ広告の放送料の予定価格の算定における根拠資料の利用状況
(単位：件、%)

単一の資料のみで検討											複数の資料を併せて検討						
参考見積書	公表資料		業界各社の料金資料		過去の実績額		その他		計		公表資料						
	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	参考見積書	過去の実績額		小計			
件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合
41	28.4	3	2.0	27	18.7	1	0.6	6	4.1	78	54.1	7	4.8	19	13.1	26	18.0

複数の資料を併せて検討											合計	
参考見積書	業界各社の料金資料				その他		計		合計			
	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合		
27	18.7	3	2.0	30	20.8	10	6.9	66	45.8	144	100	

そして、上記のうち、予定価格の算定の際に公表資料を利用している29件の放送料について、公表資料の額に対する予定価格の額の比率をみると、表15のとおり、公表資料とそれ以外の根拠資料を併せて検討した場合の方が、公表資料のみを利用する場合よりこの比率が低くなっており、予定価格が低減している傾向がうかがえる。

表15 放送料に係る公表資料の額に対する予定価格の額の比率

(単位：件、%)

比率	100%		90%以上 100%未満		80%以上 90%未満		70%以上 80%未満		60%以上 70%未満		50%以上 60%未満		50%未満		計	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合
根拠資料の利用状況																
公表資料のみ	3	100	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	3	100
公表資料とそれ以外の根拠資料を併せて検討	1	3.8	2	7.6	4	15.3	2	7.6	7	26.9	2	7.6	8	30.7	26	100

ウ 積算の合理性の向上の可能性

上記のように、同一の広報媒体を使用しているも、契約によって経費の算定方法や算定根拠資料の額に対する予定価格の額の比率は区々となっているが、なかには、契約相手方等から徴した参考見積書と公表資料等とを比較検討するなど、広報業務に係る予定価格の積算方法の合理性の向上に努めているものも見受けられる。

したがって、今後、新聞広告の広告掲載料、テレビ広告及びラジオ広告の放送料の算定に当たっては、できるだけ複数の者から参考見積書を徴するとともに、公表資料等との比較検討を行ったり、同種の契約実例を調査したりなどして、積算の合理性の向上を図ることが重要であると思料される。

(4) 効果的な広報への取組と広報業務の検証の状況

ア 広報媒体の利用状況

各省庁が効果的な広報を実施するに当たっては、特性の異なる広報媒体のいずれを使用するかを選択も重要な要素と考えられる。

各省庁が、14年度から16年度までの間に調査対象契約によって実施した広報業務における個別、具体的な広報媒体の利用件数^(注3)をみると、表16のとおりとなっている。

(注3) 広報媒体の利用件数 1件の契約で複数の広報媒体を使用して広報業務を実施しているもの(複数媒体)などがあるため、契約件数とは一致しない。また、前記(1)において「複数媒体」として区分していたものについては、ここではそれぞれ別々にカウントしている。

そして、16年度の調査対象契約における広報媒体の利用件数1,515件のうち、政府広報167件では、紙面広報(59.2%)及び放送広報(25.7%)で8割を占めているのに対し、省庁所管広報1,348件では、印刷広報(58.4%)、イベント広報(13.7%)及びホームページ(11.5%)で8割を占めている。

表16 広報媒体の利用状況(平成14年度～16年度)

(単位：件、%)

区 分	媒体区分	印刷	紙面	放送	映像	ホーム	イベン	合計
		広報	広報	広報	広報	ページ	ト広報	
省庁所管広報	14年度	(59.3) 773	(7.6) 100	(4.5) 59	(5.1) 67	(9.5) 124	(13.7) 179	(100) 1,302
	15年度	(58.6) 796	(7.3) 100	(4.1) 56	(5.5) 75	(10.9) 148	(13.4) 182	(100) 1,357
	16年度	(58.4) 788	(7.4) 101	(4.5) 61	(4.2) 57	(11.5) 156	(13.7) 185	(100) 1,348
政府広報	14年度	(9.5) 18	(48.9) 92	(29.7) 56	(10.1) 19	(1.0) 2	(0.5) 1	(100) 188
	15年度	(8.2) 16	(60.1) 116	(25.9) 50	(3.1) 6	(1.5) 3	(1.0) 2	(100) 193
	16年度	(8.9) 15	(59.2) 99	(25.7) 43	(3.5) 6	(1.7) 3	(0.5) 1	(100) 167
合 計	14年度	(53.0) 791	(12.8) 192	(7.7) 115	(5.7) 86	(8.4) 126	(12.0) 180	(100) 1,490
	15年度	(52.3) 812	(13.9) 216	(6.8) 106	(5.2) 81	(9.7) 151	(11.8) 184	(100) 1,550
	16年度	(53.0) 803	(13.2) 200	(6.8) 104	(4.1) 63	(10.4) 159	(12.2) 186	(100) 1,515

イ 効果的な広報への取組状況

広報媒体としての利用件数が最も多い印刷広報、比較的制作コストが高く利用件数の多い紙面広報、インターネットの普及に伴い一層重要な媒体となっているホームページについて、効果的な広報に向けた各省庁の取組状況を調査した。

(ア) 印刷広報

a 白書

白書は、国会に提出又は閣議に報告若しくは配布されるほか、各省庁の施策、事務事業等を広く国民に情報提供することができる重要な媒体である。

白書は、国民が直接閲読できるよう、印刷物を図書館等の公共機関に積極的に配布することも重要と考えられることから、各省庁が16年度に作成した41白書のうち配布先ごとの配布部数を把握している38白書について、図書館等の公共機関への配布割合をみると、表17のとおり、10%以上が3白書(ものづくり白書・製造基盤白書、防衛白書、政府開発援助白書)、5%以上10%未満が3白書(国民生活白書、交通安全白書、経済財政白書)、0%が23白書となっている。

表17 各省庁における白書の配布状況

省庁名	白書名	作成部数 (部)	配布部数 (部)	うち「公共機関 (図書館等)」への 配布割合(%)
人事院	公務員白書	3,000	2,950	0.0
内閣本府	経済財政白書	2,800	2,670	5.6
	原子力白書	2,000	725	0.0
	少子化社会白書	2,650	2,353	0.0
	高齢社会白書	7,050	5,309	0.0
	障害者白書	4,500	4,500	0.0
	交通安全白書	400	279	6.4
	青少年白書	2,600	2,450	4.0
	男女共同参画白書	5,150	4,376	0.0
	国民生活白書	1,700	1,400	7.1
	防災白書	2,000	1,900	0.0
公正取引委員会	独占禁止白書	2,700	2,528	0.1
警察庁	警察白書	2,400	2,097	0.0
防衛本庁	防衛白書	11,900	11,899	11.3
総務本省	公益法人白書	1,300	1,130	0.0
	地方財政白書	1,500	1,473	0.3
	情報通信白書	3,400	3,280	1.6
公害等調整委員会	公害紛争処理白書	2,000	1,913	3.3
消防庁	消防白書	5,700	5,280	0.5
法務本省	犯罪白書	2,650	2,516	0.0
	人権教育・啓発白書	2,000	1,958	0.0
外務省	政府開発援助白書	5,700	5,047	10.9
	外交青書	4,000	3,682	1.6
文部科学本省	文部科学白書	2,000	1,500	0.0
	ものづくり白書・製造 基盤白書	1,098	988	23.0
厚生労働本省	厚生労働白書	1,050	805	0.0
	労働経済白書	892	883	0.0
	ものづくり白書・製造 基盤白書	878	801	0.0
農林水産本省	食料・農業・農村白書	3,100	2,178	0.0
林野庁	森林・林業白書	3,440	3,229	0.0
水産庁	水産白書	3,000	2,600	0.0
経済産業本省	通商白書	1,000	993	0.0
	ものづくり白書・製造 基盤白書	1,048	948	0.0

省 庁 名	白 書 名	作成部数 (部)	配布部数 (部)	うち「公共機関 (図書館等)」への 配布割合(%)
資源エネルギー庁	エネルギー白書	2,360	—	—
中小企業庁	中小企業白書	2,200	—	—
国土交通本省	観光白書	3,300	3,103	0.0
	国土交通白書	3,000	2,850	0.0
	土地白書	2,750	2,480	2.0
	首都圏白書	2,550	2,345	1.2
環境省	循環型社会白書	4,200	—	—
	環境白書	2,070	2,020	0.0

(注) 「—」は、配布先ごとの配布部数を把握していないものである。

b 広報誌等及びパンフレット類

各省庁の代表的な広報誌等 24 件及びパンフレット・リーフレット・チラシ(以下「パンフレット類」という。)^(注4)のうち、各省庁ごとに原則として 6 件、計 143 件を対象として、それぞれの作成部数と配布部数の把握状況をみると、表 18 のとおりである。

(注4) 6 件 作成部数の多寡による特徴の有無もみるために、各省庁ごとに、作成部数の多いものから順に 3 件、少ないものから順に 3 件、計 6 件を選定した。

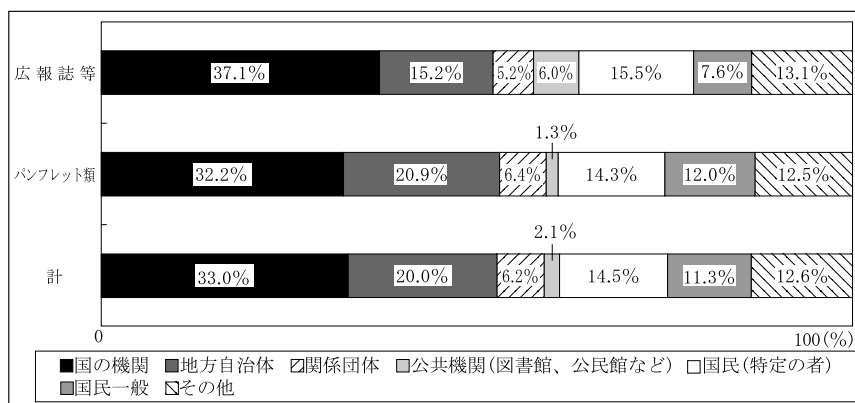
表18 印刷広報の作成状況等

項 目	対象件数 (件)	作 成 部 数			配布部数の把握状況	
		最 大 (部)	最 小 (部)	計 (部)	把握して いる (件)	把握して いない (件)
印刷広報の区分						
広報誌等	24	12,152,000	7,128	16,223,300	23	1
パンフレット類	143	23,000,000	500	160,102,801	119	24

このうち、配布先ごとの配布部数を把握していないものは、広報誌等 1 件、パンフレット類 24 件となっており、これらは作成した広報誌等やパンフレット類の利用実態が把握されていないものである。

一方、配布部数を把握しているものは、広報誌等 23 件及びパンフレット類 119 件となっており、これらについて、各省庁の直接の配布先をみると、全体としては、図 3 のとおり、国の機関(33.0%)が最も多く、次いで地方自治体(20.0%)となっている。

図3 印刷広報の配布先別割合



このように、国の機関への配布部数の割合が高いのは、国の機関そのものを広報の対象とすることがあるほか、多くの省庁において、地方支分部局等を経由して配布するものがあるためと考えられる。しかし、本来国民に対する広報を目的とした広報誌等やパンフレット類が、国の機関の内部にとどまったままでは十分な効果は発揮されないこととなる。

そこで、各省庁において、直接の配布先である地方支分部局等における配布物の利用状況(再配布や掲示、備置きなど)をどの程度把握しているかをみると、表19のとおり、把握しているのは全体の20.3%にとどまり、大半については利用状況を把握していない状況となっている。

表19 配布先での利用状況の把握状況

(単位：件、%)

印刷広報の区分	項目 対象件数	利用状況の把握状況	
		把握している	把握していない
広報誌等	(100) 24	(29.1) 7	(70.8) 17
パンフレット類	(100) 143	(18.8) 27	(81.1) 116
計	(100) 167	(20.3) 34	(79.6) 133

以上のように、印刷広報については、実際には多くの国民を対象に配布することになっていないことから、効果的な広報を実施するためには、配布部数や配布先について十分検討した上で、より効果的に配布を行うよう努めることが必要と考えられる。

<参考事例>

(d) 広報誌の配布先、配布部数等を決定するため、閲読率等の調査をしているもの
政府広報室では、不特定多数の閲読者を対象とする広報誌「Cabi ネット」を、人が多く集まる公共の場所に配布するため、14年度以降毎年、利用実態を把握し、読者による内容評価を調査するため、アンケート調査を実施しており、配布先、配布部数及び編集内容の見直しなどの参考にしている。

その結果、16年度は、高い閲読率が見込まれる金融機関を新たに配布先に加える一方、閲読率の低い箇所の配布部数を削減している。

(イ) 紙面広報

一般に、新聞の紙面広告を見る国民の数は、その新聞の販売部数、掲載面等の影響を受けると考えられ、その広告効果の測定には、販売部数と面別接触率等が利用されている。そこで、省庁所管広報の16年度における新聞広告の利用件数56件のうち支払相当額1000万円以上の新聞広告20件を抽出し、本院において、販売部数に平均面別接触率を乗じた数値に、さらに独自に算定した面積係数を乗じた想定周知人数を算出し、これを支払相当額で除した比率を算定した。

その結果、この比率が高いほど単価当たりの想定周知人数が多いと考えられるが、図4のとおり、契約方式別にみると、競争契約の方が随意契約よりこの比率が高い傾向が見受けられる。また、企画競争随契の中には、業者の選定に際し、新聞広告による効果について周知人数等を用いて定量的に表した資料を提出させ、それらと比較しているものがあるが、その他の随意契約に比べて上記の比率が高くなっており、より多くの人に周知するという効果も上がっていると思料される。

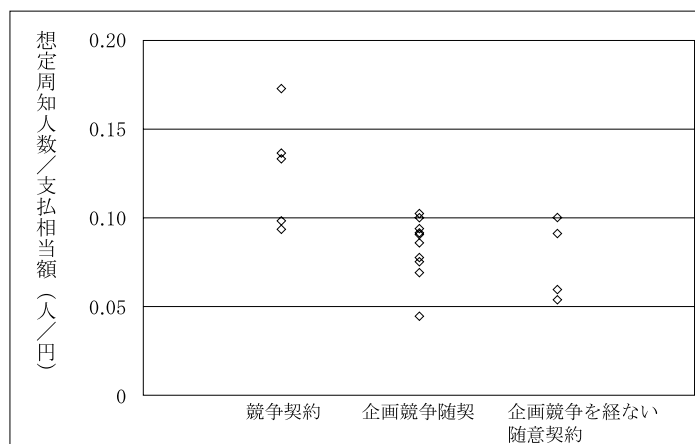
(注5) 面別接触率 新聞購読者の中で、ある面の記事、広告に接触した人の割合で、新聞社が定期的にデータを公表している。

(注6) 販売部数 「全国新聞ガイド2005年度版」(日本新聞協会)による。

(注7) 平均面別接触率 読売新聞社、毎日新聞社及び産経新聞社の面別接触率の調査結果の平均値

(注8) 面積係数 新聞紙面1ページの面積に対する当該広告記事の面積の割合

図4 契約方式別の比率



<参考事例>

(e) 企画競争説明書の仕様において、想定される効果を定量的に提出させているもの

社会保険庁では、17年4月からの年金制度改正内容等の周知を図ることにより、制度の円滑な施行と事務の実施を図ることを目的として、新聞広告による「年度末の年金広報」を企画競争随契により実施している。

この契約では、費用対効果を考慮するため、企画競争説明書において、公募に参加する業者に、共通の様式で掲載する新聞紙の種類、その購読部数、段数、掲載面等により、新聞広告が周知される予測人数を算出し提出させている。そして、同庁では、その人数を基に一人当たりの周知に要する費用を算出して、契約相手方を選定する際の判断材料としている。

(ウ) ホームページ

a ホームページの利便性等

高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部令(平成12年政令第555号)により設置された各府省情報化統括責任者連絡会議が、行政機関の透明性を高めるとともに、国民、企業等に有益な情報を提供するための指針として16年11月に決定した「行政情報の電子的提供に関する基本的考え方」(以下「指針」という。)によれば、各省庁のホームページは、その利便性の向上等を図るため、日本工業規格(JIS X8341-3)を踏まえて作成することとされている。

そこで、各省庁のホームページのアクセシビリティ(利用者の年齢や障害の有無に関係なく利用できることや、利用者が使いやすいこと)への対応状況をみると、表20のとおりとなっている。

また、指針では、各省庁のホームページのトップページにおいて掲載すべき共通項目として、「白書・年次報告書等」、「予算及び決算の概要」等の16項目を規定しているが、36省庁におけるこれらの項目に関する掲載状況をみると、表20のとおり、すべての項目を掲載しているのは8省庁にとどまっている。

表20 アクセシビリティなどへの対応状況

区分 省庁名	アクセシビリティ							共通項目		
	①音声読上げソフト	②市販ソフトの対応	③基本操作部分の一貫性				④階層構造の提示	⑤掲載の必要な共通項目数	掲載している共通項目数	掲載率(%)
			トップページ	検索	問合せ先	サイトマップ				
内閣官房	×	○	○	×	○	○	○	12	9	75.0
首相官邸	×	○	○	×	×	×	○	—	—	—
内閣法制局	×	○	○	×	○	×	×	15	5	33.3
人事院	×	×	×	×	×	×	×	11	11	100
内閣本府	×	○	×	×	×	×	×	16	13	81.2
政府広報室	×	○	○	○	×	○	○	—	—	—
宮内庁	×	○	×	○	○	○	×	12	7	58.3
公正取引委員会	×	×	×	×	×	×	×	16	10	62.5
警察庁	○	—	×	×	×	×	×	16	12	75.0
防衛本庁	×	×	○	○	○	○	×	16	11	68.7
防衛施設庁	×	○	○	○	○	○	○	16	11	68.7
金融庁	×	○	○	×	×	○	×	15	15	100
総務本省	×	○	×	×	×	×	×	16	16	100
消防庁	×	○	○	○	○	○	○	16	5	31.2
法務本省	×	○	○	○	○	○	×	16	12	75.0
外務省	×	○	○	○	○	○	○	16	8	50.0
財務本省	×	○	×	×	×	×	×	15	14	93.3
国税庁	×	×	○	×	×	○	○	12	10	83.3
文部科学本省	×	○	○	○	×	○	○	16	16	100
文化庁	×	×	×	○	×	×	×	16	4	25.0
厚生労働本省	○	—	○	○	○	○	×	16	16	100
社会保険庁	○	—	○	×	×	×	○	15	12	80.0

区分 省庁名	アクセシビリティ						共通項目			
	①音声読上げソフト	②市販ソフトの対応	③基本操作部分の一貫性				④階層構造の提示	⑤掲載の必要な共通項目数	掲載している共通項目数	掲載率(%)
			トップページ	検索	問合せ先	サイトマップ				
農林水産本省	×	○	○	○	○	○	○	16	12	75.0
林野庁	×	×	○	○	×	○	○	16	8	50.0
水産庁	×	○	×	×	×	×	×	16	6	37.5
経済産業本省	×	○	○	○	○	○	○	16	14	87.5
資源エネルギー庁	×	○	○	×	○	○	×	16	6	37.5
特許庁	×	○	×	○	○	○	○	15	9	60.0
中小企業庁	×	×	○	○	×	○	○	10	8	80.0
国土交通本省	○	—	○	○	×	○	×	16	16	100
気象庁	×	○	○	○	○	○	○	13	13	100
海上保安庁	×	○	×	○	○	×	×	16	8	50.0
環境省	○	—	○	○	○	○	○	16	16	100
衆議院	○	—	○	○	○	○	×	9	5	55.5
参議院	×	×	○	○	×	○	×	14	2	14.2
国立国会図書館	×	○	×	×	×	×	×	12	2	16.6
裁判所	×	×	○	×	×	×	×	14	6	42.8
会計検査院	×	○	×	×	×	○	○	10	6	60.0
合計	6	23	25	21	17	24	17	524	354	67.5

注(1) ホームページに係る契約金額が100万円未満となっている省庁のホームページ及び「首相官邸ホームページ」も含めた38件のホームページについて比較している。

注(2) 17年6月17日から7月1日の任意の時点において本院が調査したものである。

注(3) 「区分」欄の①から⑤は、次のとおりである。

- ① 音声読上げソフトは、当該サイトから入手できるか。
- ② ①で「×」の場合、市販の音声読上げソフトをインストールした際にトップページの主要な項目について読み上げられるようになっているか。(一部でも、主要な項目について読み上げないものがある場合には×を記載している。)
- ③ 基本操作部分は、ウェブサイト内で一貫性のある位置、表示スタイル及び表記になっているか。(トップページの新着情報・トピックス等の項目から直接リンクしているページについて、基本操作部分を常に一定の分かりやすい位置に表示している場合に○を記載している。なお、1件でも表示していない場合には×を記載している。)
- ④ 閲覧しているページがウェブサイトの構造のどこに位置しているか把握できるように、階層構造等を示した情報を表示しているか。(トップページの新着情報・トピックス等の項目から直接リンクしているページについて、閲覧しているページの位置がウェブサイト内のどこであるか把握できる階層構造等を示した情報(○>○>○など)を表示している場合に○を記載している。なお、1件でも表示していない場合には×を記載している。)
- ⑤ 共通項目は、所管の法令・告示・通達等、白書・年次報告書等、予算及び決算の概要等16項目あるが、各省庁に該当しない項目もあるため必要な項目数は必ずしも16とはならない。

さらに、ほとんどの白書はその内容が所管省庁のホームページにも掲載されているが、ホームページに掲載されている40白書について、データベース化や用語に係る検索機能の有無の利便性の状況を見ると、既往10年分の白書をデータベース化していないものが14白書(35.0%)、全く検索機能のないものが22白書(55.0%)となっている。

各省庁のホームページの利便性等については、以上のように改善すべき点が見受け

られることから、指針に沿って利便性の向上を図るとともに、利用者の意見等も参考にするなどして、一層の改善を図ることが望まれる。

<参考事例>

(f) ホームページ上でアンケート調査を実施し、ホームページのリニューアルの参考としているもの

総務本省では、利用者の立場に立ったより親しみやすく利用しやすいホームページに改善していくことを目的とし、16年9月からホームページ上で利用者がホームページの評価をできるように、アンケート形式の入力フォームを用意している。

これにより、担当職員は、ホームページの見やすさ、使いやすさ、利用満足度等のアンケート結果を利用して、ホームページの改善に役立てている。

一例として、17年度にホームページをリニューアルした際に、以前は、省内の組織である各局ごとのコンテンツ表示としていたが、利用者にとって局の区分はむしろ分かりにくいというアンケート結果が得られたため、組織別ではなく情報の内容・種類ごとに示すこととするなど、利用者の立場に立ったコンテンツ表示とした。

b 他の媒体による広報内容のホームページへの掲載状況

他の広報媒体で実施した広報内容についてホームページに掲載することは、それにより、広報の相乗効果が期待できると考えられる。そこで、ホームページ以外の広報媒体の利用件数1,356件について、それらの広報内容がホームページにも掲載されているかどうかをみると、すべて掲載しているものが34.9%、一部又は件名のみ表示しているものが16.5%、全く掲載していないものも48.4%となっている。

印刷広報、放送広報及び映像広報の中には、ホームページへの掲載に関して著作権等の問題を伴うものがあるが、できるだけ多くの国民に伝えるべき広報内容については、コンテンツの二次利用を考慮し、ホームページにも併せて掲載することが、より効果的な広報に資することになると考えられる。

ウ 広報業務の検証状況

(ア) 各省庁における検証の実施状況

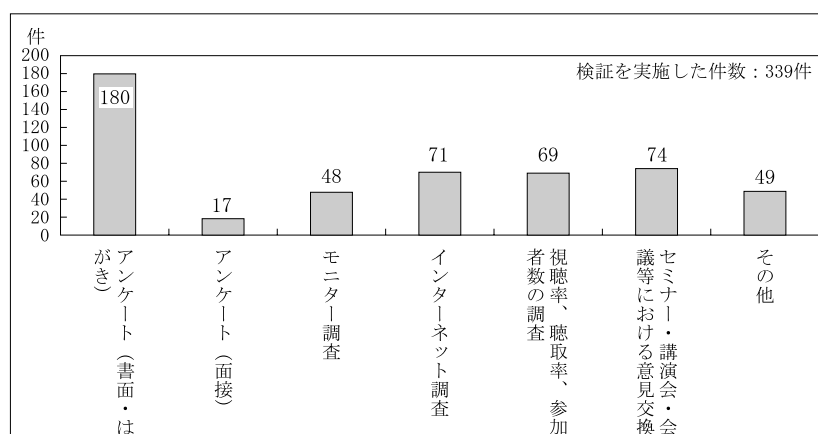
広報の効果を測定することは容易ではないが、厳しい財政状況の下で、より効率的、効果的な広報を実施するためには、実施した広報業務を検証し、必要な改善を重ねて業務の透明性を高めていくことが重要である。

そこで、各省庁が実施した広報業務における広報媒体の利用件数1,515件について、広報の目標に対する効果の測定及び検証(以下、単に「検証」という。)の実施状況を見ると、検証を実施したとしているものは339件(22.3%)にすぎない状況となっている。

(イ) 検証の実施方法

広報業務の検証を実施したとしている339件について、どのような方法で検証を実施したかについてみると、図5のとおりとなっている。

図5 検証の実施方法



(注) 1件で複数の方法による検証を実施する場合があるため、実施方法別の件数の合計は検証を実施した件数とは一致しない。

このうち、最も件数の多い「アンケート(書面・はがき)」について、実施件数が多い印刷広報及びイベント広報におけるアンケートの回収率をみると、表21のとおり、参加者に直接アンケートの書面を配布して回収できるイベント広報の平均回収率65.3%に対して、不特定多数への広報という特性を有する印刷広報の平均回収率は10.5%と低くなっている。さらに、印刷広報のうちでも、アンケート(はがき)をとじ込むなどして作成部数すべてを対象にアンケートを実施しているものの回収率は、ほとんどが1%未満で、平均回収率も0.8%にとどまっている。

このように、印刷広報では、検証を実施したとしても、広報媒体の特性を反映して、実際にはアンケートの回答がほとんど返送されていない場合もあり、検証の精度を上げるための工夫が必要と考えられる。

表21 アンケート(書面・はがき)の回収状況

(単位：件、%)

媒体区分 回収率	印刷広報				イベント広報	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合
0%以上1%未満	15	33.3	10	90.9	—	—
1%以上5%未満	11	24.4	—	—	—	—
5%以上10%未満	7	15.5	1	9.0	1	1.1
10%以上20%未満	3	6.6	—	—	3	3.4
20%以上30%未満	2	4.4	—	—	4	4.6
30%以上40%未満	1	2.2	—	—	11	12.7
40%以上50%未満	4	8.8	—	—	12	13.9
50%以上	2	4.4	—	—	55	63.9
合計	45	100	11	100	86	100
平均回収率	10.5		0.8		65.3	

<参考事例>

(g) アンケートの調査方法を変更することにより回答率を上げたもの
 外務省では、広報誌「世界の動き」を毎月 20,100 冊買い上げ、全国の中学校・高校、公共図書館等に配布している。
 この広報誌は、学校の副教材としても用いることができることから、その構成や内容を検討するため、広報誌の中の半ページでアンケートを実施して、内容についての意見募集等を行っていた。しかし、アンケートが広報誌の途中のページにあり見落とされるなどの理由から、18,125 校に配布して得られた回答は、16 年度の 1 年間で約 100 通(回答率 0.5%)であった。
 そこで、17 年 5 月号の広報誌では、1,596 校に依頼文書を付したアンケートを一緒に送付し、FAX で返信できるようにしたことにより、1 箇月間で 133 通(回答率 8.3%)の回答が得られ、その意見を基にその後の広報誌の検討を行っている。

また、ホームページについては、主なコンテンツ別のアクセス状況を把握することで国民の関心動向を測定し、今後の各種施策の広報に反映させることが重要であると考えられる。

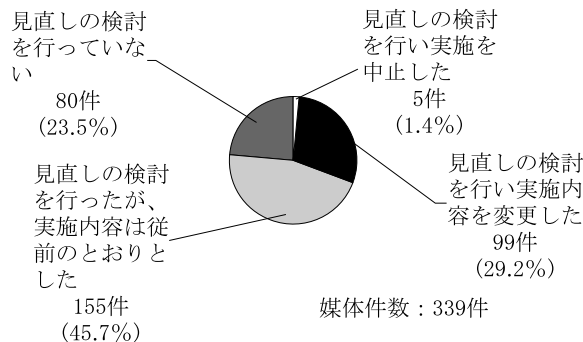
<参考事例>

(h) ホームページのコンテンツ別アクセス件数を毎週調査し、施策に対する国民の関心度を継続して測っているもの
 財務本省では、ホームページのコンテンツ別アクセス件数を 1 週間ごとに調査し、上位 10 位までの結果を省内各課に配布して執務の参考としている。
 各コンテンツを作成している担当課は、この資料を基にして、現在、国民の関心度が高い財務省の施策は何かを把握するとともに、各種の施策の広報の時期、方法等の参考にしている。

(ウ) 検証の結果を踏まえた見直しの検討状況

広報業務の検証を実施したとしている 339 件について、17 年度の広報を実施するに当たり、検証結果を踏まえて見直しの検討を行ったかどうかをみると、図 6 のとおりとなっている。

図 6 検証結果を踏まえた実施の見直し状況



そして、「見直しの検討を行い実施内容を変更した」としているものには、インターネット利用者が増加していることから、ホームページの利便性を活用して情報を分かりやすく掲示したり、内容の充実化を図ったりしたものがある。

＜参考事例＞

(i) 広報媒体の見直しを実施したもの

国税庁が実施している税に関する情報提供として、テレビ番組(CS放送、15分番組、7年から実施)及びラジオ番組(10分番組、昭和55年から実施)がある。しかし、放送広報では、限られた時間帯だけに放送するため、納税者への情報提供が時間的に制約され、情報量も限られることから、モニターアンケートの結果等を参考にして、媒体の見直しを行った。

そして、平成17年度からは、これらの番組提供に替え、ホームページ上で動画により税情報を提供するインターネット番組を開始した。この番組では、24時間映像配信を行うとともに配信した番組を蓄積できるほか、番組内で使用した資料のダウンロードを可能にし、関連するページへのリンク集を設けるなど、通常の動画配信と異なり、インターネットの特性をいかしたものとした。

3 本院の所見

現下の厳しい財政状況の下、社会経済情勢の変化に対応して、国が、各種の施策、事務事業等を推進していくためには、行政の透明性を高め、国民の理解と協力を得ることが極めて重要であり、その意味において広報業務の役割の重要性も高まっているが、国の広報業務の実施状況の全体像は必ずしも明らかにはなっていない。

そこで、本院において、国の広報業務の実施状況について、各省庁を横断的に検査したところ、以下のような状況となっていた。

ア 広報業務の契約方式については、競争契約の割合が随意契約の割合よりも低くなっており、また、随意契約の中で企画競争を実施している契約の割合も低い。そして、企画競争の実施方法については、公平性、透明性が十分に確保されていないものがある。

イ 予定価格の算定については、単一の資料のみに基づいて積算を行っているものも少なくなく、積算方法の合理性の向上を図る余地のあるものが相当数見受けられる。

ウ 効果的な広報に対する取組を行っている事例がある一方、印刷広報において配布先の利用状況の把握をしていないものや、ホームページにおいて指針に沿った利便性の向上について十分な取組がなされていないものなどがある。また、広報業務の検証については、効果の測定が困難であることもあり、半数以上において実施していないが、検証方法を工夫してその実効性の向上に努めているものもある。

したがって、各省庁においては、次のような点に留意するとともに、広報の実施体制を整備して、今後とも、適時適切な広報業務を積極的に進め、もって国民に対する説明責任を十分果たしていくことが望まれる。

ア 契約に当たっては、次のような方策を講じて、競争性、透明性を高めること

(ア) 「契約の性質又は目的が競争を許さない」ことを理由として随意契約を締結してきた契約については、同種の契約実例の把握に努めるなどして随意契約によらざるを得ない理由の妥当性を再検討するとともに、仕様書等の内容を具体的に提示するなどして競争契約の拡大を図ること

(イ) 広報業務の内容から随意契約によらざるを得ない場合には、企画競争の可能性を検討すること。そして、企画競争を実施する場合には、参加者を公募したり、複数の具体的

な採点項目を設定したりするなど恣意的な業者選定を行うおそれがないような実施方法を採用すること

イ 予定価格の算定に当たっては、できるだけ複数の者から参考見積書を徴するとともに、公表資料との比較検討を行ったり、同種の契約実例を調査したりして、積算の合理性の向上に努めること

ウ 印刷広報について、配布先の利用状況の把握に努めて配布先ごとの配布部数を見直したり、近年重要な広報媒体となってきたホームページについて、指針に沿って利便性の一層の向上を図ったりするなど、他省庁の事例等も参考にしながら、限られた予算の中でより効果的な広報を実施するための取組を進めるとともに、実効性のある検証を行うことにより、効果的な広報業務を実施するよう、その見直しに努めること

第5章 会計事務職員に対する検定

第1節 国の現金出納職員に対する検定

(概況)

平成16年10月から17年9月までの間に、所管庁から現金出納職員の保管する現金の亡失についての通知を受領したものは75件321,299,070円である。これに繰越し分111件1,702,665,094円を加え、処理を要するものは186件2,023,964,164円であり、そのうち上記の期間内に処理したものは79件1,106,398,565円である。

処理を要するもの及び処理したものの所管別内訳は、次表のとおりである。

所 管	処理を要するもの		処理したもの	
	件	千円	件	千円
内閣府	1	405	1	405
総務省	154	1,950,950	59	1,086,167
法務省	2	3,062	—	—
外務省	3	7,899	2	1,181
財務省	13	6,699	12	1,491
文部科学省	2	26,276	1	11,275
厚生労働省	9	27,891	2	5,099
国土交通省	2	779	2	779
計	186	2,023,964	79	1,106,398

(処理したものの内訳)

処理したものの内訳は次のとおりである。

- | | | |
|------------------------------------------------------------------|-----|--------------|
| ① 現金出納職員に弁償責任があると検定したもの | 8件 | 551,016,268円 |
| ② 現金出納職員に弁償責任がないと検定したもの | 2件 | 8,801,600円 |
| ③ 現金出納職員が現金を亡失したことによって生じた損害の全額が既に補てんされているもの | 43件 | 76,051,315円 |
| ④ 現金出納職員が現金を亡失したことによって生じた損害の全額について、国と現金出納職員との間に裁判上の和解が成立しているものなど | 26件 | 470,529,382円 |

(検定したものの説明)

現金出納職員に弁償責任があると検定したものの概要は次のとおりである。

- ① 東北郵政局管内会津若松郵便局出納員大山某が、14年7月18日から10月10日までの間に、預金者から受領した定期郵便貯金預入金等128,256,000円を領得したもの
- ② 関東郵政局管内田崎郵便局分任繰替払等出納官吏吉田某が、9年10月20日から14年4月15日までの間に、預金者から定額郵便貯金の預け替え等の依頼を受けて定額郵便貯金証書等を預かり払戻処理をした定額郵便貯金払戻金等計369,704,897円を領得したもの
- ③ 東京郵政局管内蒲田郵便局出納員松井某が、13年8月31日から14年7月2日までの間に、利用者から受領した料金別納郵便料金1,824,779円を領得したもの
- ④ 東海郵政局管内椋本郵便局出納員坂井某が、12年4月12日から14年8月5日までの間に、国債の購入者から受領した国債購入代金等計14,426,090円を領得したもの

- ⑤ 近畿郵政局管内寝屋川郵便局出納員堀内某が、12年3月15日から12月21日までの間に、預金者から払戻しを依頼されて預かった定額郵便貯金証書を内務の責任者に提出して正規の手続により交付を受けるなどした定額郵便貯金払戻金計 4,137,547 円を領得したもの
- ⑥ 中国郵政局管内安芸五日市郵便局出納員古川某が、14年5月20日、預金者から払戻しを依頼されて預かった定額郵便貯金証書を内務の責任者に提出して正規の手続により交付を受けた定額郵便貯金払戻金 15,991,328 円を領得したもの
- ⑦ 九州郵政局管内西諫早郵便局出納員石原某が、13年10月10日から14年10月10日までの間に、簡易生命保険の新規契約の申込者から受領した簡易生命保険保険料等計 5,725,627 円を領得したもの
- ⑧ 九州郵政局管内小川郵便局分任繰替払等出納官吏永田某が、12年11月2日から13年12月5日までの間に、保管中の現金の中から 10,950,000 円を領得したもの
また、現金出納職員に弁償責任がないと検定したものは、次のような事態について、いずれも現金出納職員が善良な管理者の注意を怠ったことによりその保管現金を亡失したものではないと認めたものである。
- ① 夜間、局舎外のキャッシュサービスコーナーを破壊した賊が、郵便貯金自動預払機の中に格納されていた現金出納職員の保管する現金を窃取したもの
- ② 夜間、病院に侵入した賊が金庫を破壊して現金出納職員の保管する現金を窃取したもの

第2節 国の物品管理職員に対する検定

(概況)

平成16年10月から17年9月までの間に、所管庁から物品管理職員の管理する物品の亡失又は損傷についての通知を受理したものは、7,688件 1,236,801,871円である。これに繰越し分44件 13,041,675,289円を加え、処理を要するものは、7,732件 14,278,477,160円であり、そのうち上記の期間内に処理したものは、7,702件 14,135,958,839円である。

処理を要するもの及び処理したものの所管別内訳は、次表のとおりである。

所 管		処理を要するもの		処理したもの	
		件	千円	件	千円
国	会	3	586	3	586
裁	判 所	1	212	1	212
会 計	検 査 院	1	107	1	107
内	閣	3	12,706,680	3	12,706,680
内	閣 府	740	1,029,267	729	992,415
総	務 省	38	99,505	30	1,125
法	務 省	649	46,992	649	46,992
外	務 省	1	310	1	310
財	務 省	5,808	98,501	5,808	98,501
厚 生	労 働 省	88	4,423	88	4,423
農 林	水 産 省	62	227,007	61	225,513
経 済	産 業 省	213	234	213	234
国 土	交 通 省	125	64,648	115	58,855
	計	7,732	14,278,477	7,702	14,135,958

処理したもののうち内閣及び内閣府の金額が多いのは、主として、次のことによる。

- ① 内閣ではH-II Aロケット6号機の打上げ失敗により搭載されていた情報収集衛星の亡失があったこと
- ② 内閣府では防衛庁において保管中の船舶用ガスタービン等の高額な物品の亡失又は損傷があったこと

(処理したものの内訳)

処理したものの内訳は次のとおりである。

- ① 物品管理職員が物品の管理行為について善良な管理者の注意を怠ったことによるものではないと認められたもの 7,240件 13,577,438,149円
- ② 物品管理職員の管理する物品が亡失し又は損傷したことによって生じた損害の全額が既に補てんされているものなど 462件 558,520,690円

第3節 国の予算執行職員に対する検定

平成16年10月から17年9月までの間に、予算執行職員が法令に準拠せず又は予算で定めるところに従わないで支出等の行為をしたものについて検定したものはない。

第4節 特定の事案に関する検討状況

(予算執行職員に対する弁償責任の検定及び懲戒処分の要求)

会計検査院は、予算執行職員等の責任に関する法律(昭和25年法律第172号。以下「予責法」という。)第4条第1項の規定により、予算執行職員が故意又は重大な過失により法令又は予算に違反して支出等の行為をしたことにより国に損害を与えたと認めるときは、その事実があるかどうかを審理し、弁償責任の有無及び弁償額を検定することとなっている。

なお、予責法は、予算執行職員ではない者が国に損害を与えた場合には適用されない。

また、会計検査院は、予責法第6条第1項の規定により、検査又は検定の結果、予算執行職員が故意又は過失により法令又は予算に違反して支出等の行為をしたことにより国に損害を与えたと認めるとき、又は国に損害を与えないが故意又は重大な過失により法令又は予算に違反して支出等の行為をしたと認めるときは、当該職員の任命権者に対し、当該職員の懲戒処分を要求することができることとなっている。

(注) 予算執行職員 契約担当官、支出負担行為担当官などの予責法第2条第1項に掲げる職員

(特定の事案に関する検討状況)

平成15年度決算検査報告に掲記された事案のうち、「国民年金事業に使用する金銭登録機の購入契約が会計法令の趣旨に反し適切でなかったもの(厚生労働省(339 社会保険事務局等)・平成15年度決算検査報告183ページ)」及び「届出用紙等印刷システムの提供を受ける役務契約について、その導入の必要性がなく不当と認められるもの(厚生労働省(社会保険庁)・平成15年度決算検査報告188ページ)」について、予責法に定める予算執行職員の弁償責任の検定の要否等について検討した結果を特に示すと次のとおりである。

- (1) 「国民年金事業に使用する金銭登録機の購入契約が会計法令の趣旨に反し適切でなかったもの」について

本件は、国民年金事業に使用する金銭登録機の購入に当たり、社会保険庁(本庁)で一括して調達することなく各社会保険事務局等で小口に分割して随意契約により調達するなどして、契約の公正性、透明性、競争性、経済性等が確保されておらず、一般競争契約を原則としている会計法令の趣旨に反して適切でないとして指摘したものである。

その後判明したところによると、本件は、社会保険庁(本庁)の元年金保険課長が特定の業者の機器を購入すべく、元経理課課長補佐に指示し、社会保険事務局や社会保険事務所で金銭登録機を購入するよう画策したものであり(両者はいずれも予算執行職員ではない)、元年金保険課長の意を受けた元経理課課長補佐は、同課の職員を使って、各都道府県社会保険事務局に対し、金銭登録機を購入するに当たって、契約方法については手続が比較的簡易な少額の契約をするように指示をし、また、納入業者は1社しかない旨の情報を流していた。そして、この指示を受けた社会保険事務局では、少額の契約となるよう契約の分割を業者に依頼した。社会保険事務所(一部は社会保険事務局)には業者から分割された請求書等が送付されるとともに、社会保険事務局からはこれに合わせた資金の交付があった。これに基づいて、社会保険事務所の予算執行職員である契約担当官(社会保険事務所長)及び契約担当官の補助者(係長等)並びに社会保険事務局の予算執行職員である契約担当官(社会保険事務局長)及び契約担当官の補助者(係長等)は、複数回に分割するなどして金銭登録機の購入手続を行ったものである。

上記について検討すると、予算執行職員は上級庁の指示により業務を遂行しており、この指示が違法であるとの認識はなかったものと思料され、また、上級庁に指示の内容を確認したとしても、それと異なる見解を得られる可能性は極めて少なかったと思料される。これらを勘案すると、予算執行職員に故意又は重大な過失があったとは認められないことから、予責法第4条第1項の要件に該当しない。

また、同様に予算執行職員に故意又は重大な過失があったとは認められないことから、予責法第6条第1項の要件に該当しない。

なお、上記社会保険庁(本庁)の元年金保険課長及びその意を受けて職員を使って社会保険事務局に指示をさせた元経理課課長補佐は、既に懲戒免職となっている。

- (2) 「届出用紙等印刷システムの提供を受ける役務契約について、その導入の必要性がなく不当と認められるもの」について

本件は、社会保険業務に関する多種類の届出書等を印刷供給するための印刷システムの提供を受ける役務契約の締結に当たり、その必要性及び代替手段を十分検討しなかったため、印刷システムがほとんど使用されていない状況となっていて、印刷システム導入の必要性がなく不当と認められるとして指摘したものである。

その後判明したところによると、本件は、社会保険業務を所掌する部門が印刷システム導入の検討・決定を行っており、その決定に基づく調達要求を受けて、予算執行職員である支出負担行為担当官(社会保険庁総務部経理課長)及びその補助者(契約担当の課長補佐等)が役務契約を締結する事務を行ったものである。

上記について検討すると、予算執行職員が指摘の事態に直接関与しているとは認められない。さらに、契約締結に当たっても法令又は予算に違反した支出等の行為があったとは認められないことから、予責法第4条第1項の要件に該当しない。

また、同様に予算執行職員が指摘の事態に直接関与していないことから、予責法第6条第1項の要件に該当しない。

第6章 歳入歳出決算その他検査対象の概要

第1節 国の財政等の概況

会計検査院の検査対象のうち、国の会計及び政府関係機関その他国が資本金の2分の1以上を出資している法人について、歳入歳出、債務等の状況、また、これら検査対象相互間の資金の受払等である、国の会計間の繰入れ、財務の状況、財政投融资等の状況、さらに検査対象のうち特定の決算等の状況を示すと、次のとおりである。

第1 国の会計

1 概況

平成16年度における国の一般会計及び31特別会計の歳入及び歳出は、次のとおりである。

(歳入)

一般会計	88兆8975億1502万余円
特別会計	419兆3004億1534万余円
合計	508兆1979億3037万余円

上記の合計額から、会計間の繰入れによる歳入歳出の重複額等229兆0277億8198万余円を控除した歳入の純計額は、279兆1701億4838万余円となっている。この純計額から、更に前年度剰余金の受入れ等14兆8995億8323万余円を控除した純歳入額は264兆2705億6515万余円となる。

(歳出)

一般会計	84兆8967億7630万余円
特別会計	376兆0329億2917万余円
合計	460兆9297億0548万余円

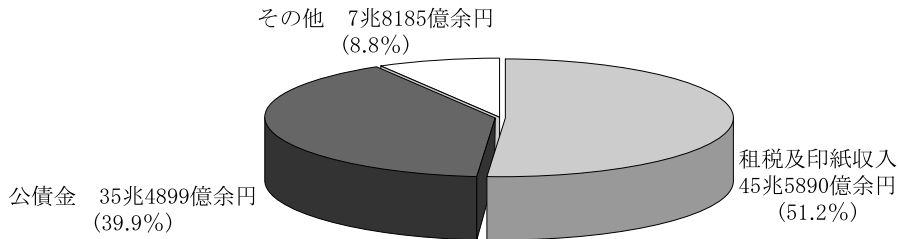
上記の合計額から、会計間の繰入れによる歳入歳出の重複額等227兆6087億7457万余円を控除した歳出の純計額は、233兆3209億3090万余円となっている。

2 一般会計の歳入及び歳出

(1) 歳入

16年度における一般会計の収納済歳入額及びその主な内訳(構成比率)は、次のとおりである。

収納済歳入額	千円 88,897,515,027
租税及印紙収入	45,589,012,551 (51.2%)
公債金	35,489,999,571 (39.9%)
財政法(昭和22年法律第34号)第4条第1項ただし書の規定により発行された公債(建設公債)の収入金	8,703,999,795
平成16年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律(平成16年法律第22号)第2条第1項の規定により発行された公債(特例公債)の収入金	26,785,999,776
その他	7,818,502,904 (8.8%)

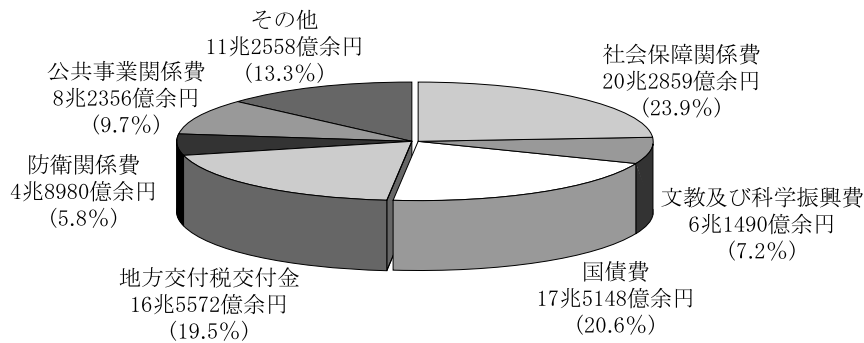


(2) 歳出

16年度における一般会計の支出済歳出額及びその主な内訳(構成比率)は、次のとおりである。

支出済歳出額	千円
社会保障関係費	20,285,954,056 (23.9%)
文教及び科学振興費	6,149,043,957 (7.2%)
国債費	17,514,898,571 (20.6%)
地方交付税交付金	16,557,292,706 (19.5%)
防衛関係費	4,898,055,628 (5.8%)
公共事業関係費	8,235,698,852 (9.7%)
その他	11,255,832,531 (13.3%)

なお、支出済歳出額に対する前記の公債金 35 兆 4899 億 9957 万余円の割合は 41.8% (15 年度 42.9%) である。



3 特別会計の損益等

(1) 一般会計からの繰入額

16年度において一般会計から繰入れを受けているものが 31 特別会計のうち 24 特別会計あり、その合計額は 48 兆 6260 億 5384 万余円である。このうち、一般会計からの繰入額が 1 兆円以上のものは、次のとおりである。なお、括弧書きの数値は、当該特別会計(勘定)の収納済歳入額に占める一般会計からの繰入額の割合である。

特別会計(勘定)	千円
交付税及び譲与税配付金特別会計(交付税及び譲与税配付金勘定)	17,662,126,706 (25.3%)
国債整理基金特別会計	17,514,898,571 (9.0%)
厚生保険特別会計(年金勘定)	4,279,206,064 (13.0%)
国民年金特別会計(国民年金勘定)	1,521,881,737 (27.3%)
道路整備特別会計	2,698,982,645 (49.4%)
治水特別会計(治水勘定)	1,069,963,941 (68.2%)

(2) 特別会計の損益

31 特別会計の中で法令上損益計算書を作成しているものが 17 特別会計ある。この 17 特別会計のうち、16 年度末において翌年度繰越利益金が 1 兆円以上となっているものは、次のとおりである。

	16年度の利益金 (△損失金) 千円	16年度末における 翌年度繰越利益金 千円
財政融資資金特別会計	3,346,744,236	23,688,901,598
厚生保険特別会計(年金勘定)	339,745,226	139,590,743,516
国民年金特別会計(基礎年金勘定)	20,570,838	2,274,929,771
(国民年金勘定)	△ 177,263,860	10,570,085,098
労働保険特別会計(労災勘定)	△ 529,397,366	8,048,249,001
(雇用勘定)	989,087,153	2,581,549,059

また、16年度末において翌年度繰越損失金が生じている特別会計は、次のとおりである。

	16年度の利益金 (△損失金) 千円	16年度末における 翌年度繰越△損失金 千円
厚生保険特別会計(健康勘定)	150,806,551	△ 737,282,055
農業共済再保険特別会計(果樹勘定)	△ 3,503,207	△ 36,905,906
漁船再保険及漁業共済保険特別会計 (漁業共済保険勘定)	△ 2,174,085	△ 32,682,901
国有林野事業特別会計(国有林野事業勘定)	△ 29,412,763	△ 277,385,546
都市開発資金融通特別会計	△ 71,351	△ 2,763,846

4 一般会計及び特別会計の債務

平成16年度一般会計国の債務に関する計算書及び各特別会計債務に関する計算書における債務の年度末現在額の合計額は850兆4199億2286万余円である。このうち主なものは次のとおりである。

(1) 公債

公債の16年度末現在額は626兆4746億7212万余円で、前年度末に比べて69兆9497億8592万余円増加している。このうち主なものは次のとおりである。

財政法第4条第1項ただし書の規定により発行したもの及びこの公債を借り換えるために発行したもの(建設公債)	千円 241,460,053,426
公債の発行の特例に関する特別の法律により発行したもの及びこの公債を借り換えるために発行したもの(特例公債)	236,892,902,337
日本国有鉄道清算事業団承継債務を借り換えるために発行したもの	17,297,795,400
国有林野事業承継債務を借り換えるために発行したもの	2,762,999,050
交付税及び譲与税配付金承継債務を借り換えるために発行したもの	675,426,350
財政融資資金特別会計法第11条第1項の規定により発行したもの(財投債)	121,553,179,695

(2) 借入金

一般会計及び各特別会計における借入金の16年度末現在額の合計は59兆1121億8544万余円で、前年度末に比べて2583億9566万余円増加している。

① 一般会計の借入金

一般会計の借入金の16年度末現在額は2兆9159億7520万余円で、その主なものは次のとおりである。

交付税及び譲与税配付金借入金	千円 119,240,000
旧日本国有鉄道借入金	2,532,678,734
旧日本国有鉄道清算事業団借入金	67,734,504
本州四国連絡橋公団借入金	154,900,000

(注) 上記のうち、本州四国連絡橋公団借入金には46,000,000千円の簡易生命保険資金からの借入金が含まれているが、その他はすべて財政融資資金からの借入金である。

このうち、16年度までに法律の規定に基づき償還を延期する措置が執られたものの16年度末における現在額は次のとおりである。

第6章 第1節 第2	交付税及び譲与税配付金借入金の償還の延期	千円 119,240,000
	旧日本国有鉄道借入金の償還の延期	22,409,637
	旧日本国有鉄道清算事業団借入金の償還の延期	9,098,407

② 特別会計の借入金

16年度末において借入金を計上しているものが31特別会計のうち9特別会計あり、この9特別会計の借入金の16年度末現在額の合計は56兆1962億1024万余円で、その主なものは次のとおりである。

	千円
交付税及び譲与税配付金特別会計(交付税及び譲与税配付金勘定)	50,223,332,987
厚生保険特別会計(健康勘定)	1,479,228,212
国有林野事業特別会計(国有林野事業勘定)	1,279,558,061

(注) 上記のうち、交付税及び譲与税配付金特別会計(交付税及び譲与税配付金勘定)における借入金には20,265,027,000千円、国有林野事業特別会計(国有林野事業勘定)における借入金には490,558,018千円の民間金融機関からの借入金がそれぞれ含まれているが、その他は財政融資資金からの借入金である。

5 今後一般会計からの繰入れを要する措置

上記のほか、16年度までに国の財政運営に資するなどのため、法律の規定に基づき、一般会計から特別会計に繰り入れるべき国庫負担金の一部を繰り延べたり、特別会計から一般会計に特別に繰り入れたりするなどの措置が執られたものがある。これらのうち、法律の規定に基づき、今後一般会計から当該各特別会計に繰り入れることとされているものの16年度末における現在額は、次のとおりである。

	千円
交付税及び譲与税配付金特別会計(交付税及び譲与税配付金勘定)	22,989,630,949
厚生保険特別会計(年金勘定)	2,635,000,000
国民年金特別会計(国民年金勘定)	445,400,000
自動車損害賠償保障事業特別会計(保障勘定)	49,000,000
(自動車事故対策勘定)	435,768,984

(注) 繰延べ等を行った期間に係る運用収入相当額は含まない。

第2 国が資本金の2分の1以上を出資している法人

平成16年度末において国が資本金の2分の1以上を出資している法人(清算中の法人を除く。以下同じ。)は、政府関係機関8法人、独立行政法人101法人、国立大学法人及び大学共同利用機関法人(以下「国立大学法人等」という。)93法人、政府関係機関、独立行政法人及び国立大学法人等以外の法人(以下「その他の法人」という。)20法人、合計222法人である。これらの法人の財務の状況を示すと以下のとおりである。

1 資産、負債及び資本の状況

(1) 資産、負債及び資本

16年度末において国が資本金の2分の1以上を出資している法人の貸借対照表の資産の部の合計は955兆9048億余円、負債の部の合計は908兆5990億余円及び資本の部の合計は47兆3058億余円

(うち政府出資金の額 40 兆 0877 億余円)である。このうち、政府出資金の額が 1 兆円以上の法人について、その状況を示すと次のとおりである。

	資産の部 百万円	負債の部 百万円	資本の部 百万円	(政府出資金) 百万円	第6章 第1節 第2 国が資本金の2分の1以上を出資している法人
中小企業金融公庫	8,688,993	7,302,803	1,386,190	1,568,772	
日本政策投資銀行	14,671,241	12,376,225	2,295,015	1,215,461	
国際協力銀行	21,024,580	12,294,473	8,730,107	7,876,744	
日本道路公団	45,086,578	42,761,753	2,324,824	2,284,865	
石油公団	808,543	220,605	587,938	1,112,293	
日本原子力研究所	284,367	64,826	219,541	1,943,978	
核燃料サイクル開発機構	553,654	89,240	464,414	2,922,587	
年金資金運用基金	93,680,108	95,075,072	△ 1,394,964	1,031,433	
日本郵政公社	387,872,267	381,732,973	6,139,294	1,268,807	
独立行政法人中小企業基盤整備機構	10,475,148	10,281,267	193,880	1,092,288	
国立大学法人東京大学	1,298,897	261,525	1,037,372	1,003,620	

なお、独立行政法人の資産の部の合計は 68 兆 3387 億余円、負債の部の合計は 58 兆 8316 億余円、資本の部の合計は 9 兆 5071 億余円(うち政府出資金の額は 9 兆 2724 億余円)であり、また、国立大学法人等の資産の部の合計は 9 兆 0793 億余円、負債の部の合計は 2 兆 8019 億余円、資本の部の合計は 6 兆 2773 億余円(うち政府出資金の額は 6 兆 0664 億余円)である。

(2) 延滞債権等

16 年度において国が資本金の 2 分の 1 以上を出資している法人のうち貸付け等を行っているもので、^(注)民間金融機関のリスク管理債権の開示基準を参考にするなどして、延滞債権等の状況を各法人において開示しているものが 14 法人ある。このうち、16 年度末の延滞債権等の額の合計が 1000 億円以上のものについて、その状況を示すと次のとおりである。

	破綻先債権 百万円	延滞債権 百万円	3 カ月以上 延滞債権 百万円	貸出条件 緩和債権 百万円	合計 百万円	貸付金等残高 百万円
国民生活金融公庫	205,360	293,045	186	355,103	853,695	9,577,520
住宅金融公庫	188,753	794,215	144,488	2,358,004	3,485,461	55,303,955
農林漁業金融公庫	4,352	121,449	5,588	57,954	189,346	3,269,925
中小企業金融公庫	139,750	489,781	382	421,311	1,051,225	7,500,024
沖縄振興開発金融公庫	5,516	70,176	33	74,053	149,778	1,415,447
日本政策投資銀行	25,762	233,765	466	138,629	398,624	13,965,566
国際協力銀行	—	388,561	2,714	1,049,703	1,440,979	19,840,269
商工組合中央金庫	193,803	335,808	1,700	176,584	707,897	9,588,803
独立行政法人日本学生支援機構	—	126,892	51,853	—	178,745	3,799,674

(注) 民間金融機関が、銀行法(昭和 56 年法律第 59 号)及び銀行法施行規則(昭和 57 年大蔵省令第 10 号)により開示を義務付けられているもので、以下に掲げる 4 区分に該当する貸出金について、その額及び合計額を開示することとなっている。

- (1) 破綻先債権 未収利息を計上しなかった貸出金のうち、更生手続開始の申立等の事由が発生した債権者に対する貸出金
- (2) 延滞債権 未収利息を計上しなかった貸出金であって、(1)及び債権者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予したものを除く貸出金

- (3) 3カ月以上延滞債権 元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3箇月以上遅延している貸出金((1)及び(2)を除く。)
- (4) 貸出条件緩和債権 債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他債務者に有利となる取決めを行った貸出金((1)、(2)及び(3)を除く。)

なお、商工組合中央金庫については、商工組合中央金庫法(昭和11年法律第14号)及び商工組合中央金庫法施行規則(昭和11年商工・大蔵省令)により、上記債権額の開示が義務付けられている。

2 損益の状況

16年度末において国が資本金の2分の1以上を出資している法人で、当期利益金を計上しているものは185法人、当期損失金を計上しているものは32法人、損益を計上していないものは5法人である。当期利益金又は当期損失金を計上している法人のうち、翌年度繰越損失金を計上しているものが34法人であり、翌年度繰越損失金の額の合計は13兆5756億余円である。このうち、翌年度繰越損失金が1兆円以上の法人について、その状況を示すと次のとおりである。

	16年度の利益金 (△損失金) 百万円	16年度末における 翌年度繰越△損失金 百万円
日本原子力研究所	△ 29,348	△ 1,733,338
核燃料サイクル開発機構	△ 46,611	△ 2,661,903
年金資金運用基金	725,203	△ 2,426,696
預金保険機構	577,406	△ 3,898,211

なお、独立行政法人のうち、16年度において当期利益金を計上しているものは74法人、当期損失金を計上しているものは27法人であり、また、国立大学法人等のうち、16年度において当期利益金を計上しているものは92法人、当期損失金を計上しているものは1法人である。

3 国からの補助金等、受託収入及び政府出資額の状況

16年度において国が資本金の2分の1以上を出資している法人に対して、事務及び事業を実施するために交付された国からの補助金等、受託収入及び政府出資の額は16兆2852億余円である。

このうち、政府関係機関及びその他の法人に対する国からの補助金等、受託収入及び政府出資額の状況は、次のとおりである。

区 分	政府関係機関 百万円	その他の法人 百万円
補給金	458,249	19,985
補助金	249	529,804
交付金	75,175	77,480
受託収入	23	95,088
政府出資額	1,347,032	386,988
合 計	1,880,729	1,109,348

また、独立行政法人及び国立大学法人等に対する国からの補助金等、受託収入及び政府出資額の状況は、次のとおりである。

区 分	独立行政法人 百万円	国立大学法人等 百万円
施設整備費補助金	75,680	63,306
運営費交付金	1,491,895	1,242,172
その他の補助金等	1,065,090	9,389
受託収入	289,672	32,984
政府出資額	2,958,505	6,066,460
合 計	5,880,843	7,414,313

第3 財政投融资等

1 財政投融资の概要

国の財政投融资の主なもの、財政投融资計画に基づき、社会資本の整備や中小企業に対する融資など国の施策を行うため、国の特別会計、政府関係機関その他国が資本金の2分の1以上を出資している法人、地方公共団体等(以下、これらのうち財政投融资の対象機関を総称して「財投機関」という。)に対して、資金の貸付け、債券の引受け、出資あるいは保証を行うものである。これら貸付け等を行う原資は、財政融資資金、日本郵政公社が運用する郵便貯金資金(以下「郵貯資金」という。)及び簡易生命保険資金(以下「簡保資金」という。)、産業投資特別会計並びに政府保証債及び政府保証借入金である。

2 財政投融资の原資

財政投融资の原資は、次のとおりである。

- ① 財政融資資金は、財政融資資金特別会計が発行する公債(財投債)並びに国の特別会計の積立金及び余裕金の財政融資資金に預託された資金等を財源としている。
- ② 郵貯資金及び簡保資金は、郵便貯金事業等を通じて集められた資金を財源としている(この原資は、地方公共団体の貸付け等にも運用されている。)
- ③ 産業投資特別会計は、投資先からの配当金や国庫納付金等を財源としている。
- ④ 政府保証債及び政府保証借入金は、財投機関が発行する債券等に政府が保証を付したもので、これにより財投機関は事業資金の円滑で有利な調達を行うことができる。

3 財政投融资計画の実績

財政投融资計画に係る財政融資資金等の貸付け等の平成16年度における実績は19兆8776億余円であり、同年度末における残高は332兆5036億余円で、前年度末に比べて21兆4890億余円減少している。そして、その原資別及び貸付け等先別の内訳は次のとおりである。

財政投融资計画の原資	16年度の貸付け等 百万円	16年度末の残高 百万円
(注1) 財政融資資金	13,497,185	262,552,580
郵貯資金	932,418	2,947,257
簡保資金	1,421,057	32,774,279
産業投資特別会計	45,181	3,229,372
(注2) 政府保証債及び政府保証借入金	3,981,831	31,000,203
計	19,877,673	332,503,692

(注1) 財政融資資金の16年度末の財源の状況は次のとおりである。

	百万円
財投債	121,553,179
預託金	226,772,441
その他	24,096,296
財政融資資金計	372,421,917

(注2) 財政融資資金及び簡保資金により引き受けた債券は収入金ベースで計上し、政府保証債は額面ベースで計上している。政府保証外国債は、外国貨幣換算率により換算された金額を計上している(以下、各表も同様)。

貸付け等先	16年度の貸付け等 百万円	16年度末の残高 百万円
(注1) 一般会計	—	4,278,167
(注2) 特別会計	147,147	3,328,862
(注3) 政府関係機関	6,236,100	112,627,834
公団・事業団等	3,086,562	90,307,670
独立行政法人	2,036,659	26,704,024
地方公共団体	8,370,403	94,018,825
その他	800	1,238,307
計	19,877,673	332,503,692

(注1) 旧日本国有鉄道及び旧日本国有鉄道清算事業団の財政融資資金からの借入金並びに財政融資資金が引き受けていた旧日本国有鉄道清算事業団債券に係る同事業団の債務を、また、本州四国連絡橋公団の財政融資資金及び簡保資金からの借入金の一部並びに財政融資資金及び簡保資金が引き受けていた本州四国連絡橋債券に係る同公団の債務の一部を一般会計が承継したものである(下表も同様)。

(注2) 石油公団の財政融資資金からの借入金の一部並びに財政融資資金及び簡保資金が引き受けていた石油債券に係る同公団の債務の一部を石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計が承継したものを含む。

(注3) 特殊法人等整理合理化計画により平成16年度中に公団・事業団等が解散し、その業務が独立行政法人等に承継された法人については、旧法人への貸付け等実績は、新法人への貸付け等実績と合わせて新法人の欄で整理している(下表も同様)。

上記貸付け等先のうち、16年度末において財政投融資計画に係る貸付け等の残高が1兆円以上なのは、次のとおりである。

	16年度の貸付け等 百万円	16年度末の残高 百万円
一般会計	—	4,278,167
政府関係機関		
国民生活金融公庫	2,195,000	8,244,090
住宅金融公庫	—	52,882,216
農林漁業金融公庫	185,000	2,817,109
中小企業金融公庫	972,065	6,483,635
公営企業金融公庫	1,251,660	16,990,260
沖縄振興開発金融公庫	72,200	1,256,899
日本政策投資銀行	636,175	12,276,545
国際協力銀行	924,000	11,677,077
公団・事業団等		
日本道路公団	2,215,688	21,545,276
首都高速道路公団	449,495	4,117,210
阪神高速道路公団	263,529	3,389,697
年金資金運用基金	—	20,796,686
日本郵政公社	—	38,200,000
独立行政法人		
(注1) 独立行政法人都市再生機構	1,105,500	14,561,683
独立行政法人福祉医療機構	378,900	3,287,081
独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構	80,800	3,321,931

	16年度の貸付け等 百万円	16年度末の残高 百万円
独立行政法人水資源機構	41,100	1,136,970
(注2) 独立行政法人日本学生支援機構	306,700	1,507,962
地方公共団体	8,370,403	94,018,825

(注1) 都市基盤整備公団及び地域振興整備公団は解散し、平成16年7月1日に都市基盤整備公団及び地域振興整備公団(地方都市開発整備等事業勘定)への貸付金等は、独立行政法人都市再生機構に承継された。

(注2) 日本育英会は解散し、平成16年4月1日に同会への貸付金は、独立行政法人日本学生支援機構に承継された。

4 財投機関債の発行状況

(注)
16年度における財投機関債の発行実績は23機関3兆3019億円であり、このうち発行額が1000億円以上のものは次のとおりである。

(注) 財投機関債 政府関係機関等が民間金融市場において個別に発行する政府保証のない公募債券

	(注1) 16年度の発行額 百万円	(15年度の発行額) 百万円
政府関係機関		
国民生活金融公庫	240,000	240,000
住宅金融公庫	360,000	350,000
中小企業金融公庫	240,000	200,000
公営企業金融公庫	400,000	300,000
日本政策投資銀行	240,000	240,000
国際協力銀行	240,000	240,000
公団・事業団等		
日本道路公団	530,000	510,000
商工組合中央金庫	380,400	331,900
独立行政法人		
(注2) 独立行政法人都市再生機構	160,000	132,700

(注1) 発行額は、額面ベースで計上している。

(注2) 独立行政法人都市再生機構の平成16年度の発行額には都市基盤整備公団分を含み、15年度の発行額は、都市基盤整備公団及び地域振興整備公団(地方都市開発整備等事業勘定)分を計上している。

5 財政融資資金の財政投融资計画以外の運用

財政融資資金のうち財政投融资計画以外に運用されているものは、16年度末現在105兆4270億余円であり、その内訳は次のとおりである。

	百万円
債券	
長期国債	56,119,866
短期国債	17,499,862
外国債	250,000
貸付金	
(注) 一般会計	119,240
特別会計	31,437,534
交付税及び譲与税配付金特別会計(交付税及び譲与税配付金勘定)	29,958,305
厚生保険特別会計(健康勘定)	1,479,228
地方公共団体	518
計	105,427,021

(注) 交付税及び譲与税配付金特別会計における財政融資資金からの借入金が一般会計に帰属したものである。

第4 個別の決算等

歳入歳出決算等の検査対象別の概要は第2節に記述するとおりであるが、国の会計等のよりの確な理解に資するために、国の社会保障に関する経費の状況及び国債管理の状況について個別に取り上げることにし、その現状を述べると次のとおりである。

1 国の社会保障に関する経費の状況

[1] 国の社会保障に関する経費の概要

国の会計の支出として計上される社会保障に関する経費には、一般会計からの支出分と特別会計からの支出分とがある。

一般会計の経費は、各経費の政府の諸施策への配分状況を示すため、社会保障関係費、文教及び科学振興費、公共事業関係費、その他の事項経費等の主要経費別に分類されており、このうち、社会保障関係費は、国民が病気、加齢、失業等によって生活に困難が生じたときに社会全体で支える社会保障に関する経費である。

また、一般会計の社会保障関係費からの繰入れを受けている特別会計には、厚生保険、船員保険、国立高度専門医療センター、国民年金、労働保険(雇用勘定)の5特別会計(以下「社会保障5特会」という。)がある。

上記の一般会計の社会保障関係費及び社会保障5特会の経費のほか、国家公務員共済制度又は私立学校教職員共済制度に係る年金、医療及び介護の費用として一般会計及び特別会計から支出される負担金等がある。これらを合わせて「国の社会保障に関する経費」とし、その概要を示すと以下のとおりである。

(1) 一般会計の社会保障関係費

平成16年度における一般会計の社会保障関係費の支出済歳出額20兆2859億余円は一般会計支出済歳出額合計84兆8967億余円の23.8%を占め、主要経費別の中で最も高い割合となっている。

一般会計の社会保障関係費は、経費別に生活保護費、社会福祉費、社会保険費、保健衛生対策費及び失業対策費の5つに分類されており、16年度においては、このうち社会保険費が全体の約4分の3を占めている。

そして、一般会計の社会保障関係費には、生活保護、年金、医療、介護、雇用等の給付等に充てるため、地方公共団体等への負担金等として支出されるもの(以下「直接支出分」という。)及び社会保障5特会へ繰り入れられるもの(以下「特別会計繰入分」という。)があり、16年度における直接支出分は12兆6682億余円、特別会計繰入分は7兆6177億余円(表1参照)である。

表1 一般会計の社会保障関係費の繰入先(平成16年度)

(単位:億円)

繰入先の特別会計(勘定)	繰入額
厚生保険特別会計(健康、年金、児童手当、業務各勘定)	55,234
船員保険特別会計	48
国立高度専門医療センター特別会計 (15年度までは、国立病院特別会計(病院、療養所両勘定))	470
国民年金特別会計(国民年金、福祉年金、業務各勘定)	16,148
労働保険特別会計(雇用勘定のみ。労災、徴収両勘定には繰入なし。)	4,275
計	76,177

(注) 国民年金特別会計基礎年金勘定に対しては、一般会計の社会保障関係費から直接の繰入れはないが、同特別会計国民年金勘定等から基礎年金給付のための財源としての繰入れがある。

12年度以降の一般会計の社会保障関係費の推移をみると、表2のとおり、一貫して増加しており、また、主要経費別に占める割合も増加傾向にある。

表2 一般会計の社会保障関係費等の推移

(単位:億円、%)

	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度
直接支出分	107,326 (60.6)	117,663 (60.8)	120,462 (61.3)	122,908 (62.3)	126,682 (62.4)
特別会計繰入分	69,585 (39.3)	75,779 (39.1)	75,837 (38.6)	74,292 (37.6)	76,177 (37.5)
計	176,912 (100) [100.0] 19.8	193,442 (100) [109.3] 22.8	196,299 (100) [110.9] 23.4	197,200 (100) [111.4] 23.9	202,859 (100) [114.6] 23.8
一般会計 支出済歳出額合計	893,210 [100.0]	848,111 [94.9]	836,742 [93.6]	824,159 [92.2]	848,967 [95.0]

注(1) ()書きは、計に対する比率である。

注(2) []書きは、12年度の金額を100とした場合の指数である。

注(3) 斜字は、主要経費別に占める割合(一般会計支出済歳出額合計に対する比率)である。

(2) 社会保障5特会

社会保障5特会は、国による年金、医療、雇用等の社会保障に関する事業に係る経理の明確化等のため設置され、厚生保険、国民年金、労働保険の各特別会計には更に勘定が設置されている。16年度における社会保障5特会の収納済歳入額の合計は、保険料・拠入金収入38兆1764億余円、一般会計から繰入れを受けた額7兆6177億余円、各特別会計法等の規定に基づき設置された積立金等や余裕金に係る運用収入1兆7282億余円などの69兆2431億余円であり、支出済歳出額の合計は、年金、医療及び雇用の各保険制度に係る給付費40兆8992億余円、拠入金・交付金4兆1064億余円などの66兆3946億余円である。また、各特別会計又は各勘定で歳入が歳出を上回った場合に生ずる剰余金は、積立金として積み立てられたり、翌年度の歳入に繰り入れられたりなどしている。

(3) 国家公務員共済制度等に係る負担金等

国家公務員共済制度又は私立学校教職員共済制度は、国家公務員等又は私立学校教職員等の相互救済を目的とした制度で、それぞれの制度の下で設置された国家公務員共済組合(以下「共済組合」という。)又は日本私立学校振興・共済事業団(以下「共済事業団」という。)に対して国の一般会計及び特別会計から直接支出される経費(以下、それぞれ「国共済負担金」、「私学共済補助金」、また両者を合わせて「共済負担金等」という。)がある。16年度における共済負担金等の支出済歳出額は、年金保険者たる国家公務員共済組合連合会及び共済事業団が基礎年金に係る拠入金として支出する額の一部など

を負担する公経済負担分 1600 億余円と、国が国家公務員の雇用主として、国家公務員等の年金、医療及び介護に係る保険料相当額の半分などを負担する事業主負担分 7476 億余円の合計 9077 億余円である。

[2] 検査の着眼点及び国の社会保障に関する経費の状況

(検査の着眼点)

国の社会保障に関する経費には、一般会計の社会保障関係費、社会保障5特会の経費及び共済負担金等があるが、これらの経費については、今後、急速な少子・高齢化の進展に伴い、年金、医療及び介護の各保険制度に係る給付と負担が急速に増加することが見込まれており、将来にわたり持続可能で安定的、効率的な制度を構築するために、世代間・世代内の給付と負担の公平化や給付費の伸びの抑制を図るなどの制度改革を進めていくことが必要であるなどといわれている。

そこで、まず、国の社会保障に関する経費について概観した。また、併せて、近年の社会保障制度の根幹をなす年金、医療及び介護の各保険制度に対して、国庫負担がどのようになされているか、主な保険事業の収支差がどのように発生し、整理されているかなどについて分析した。

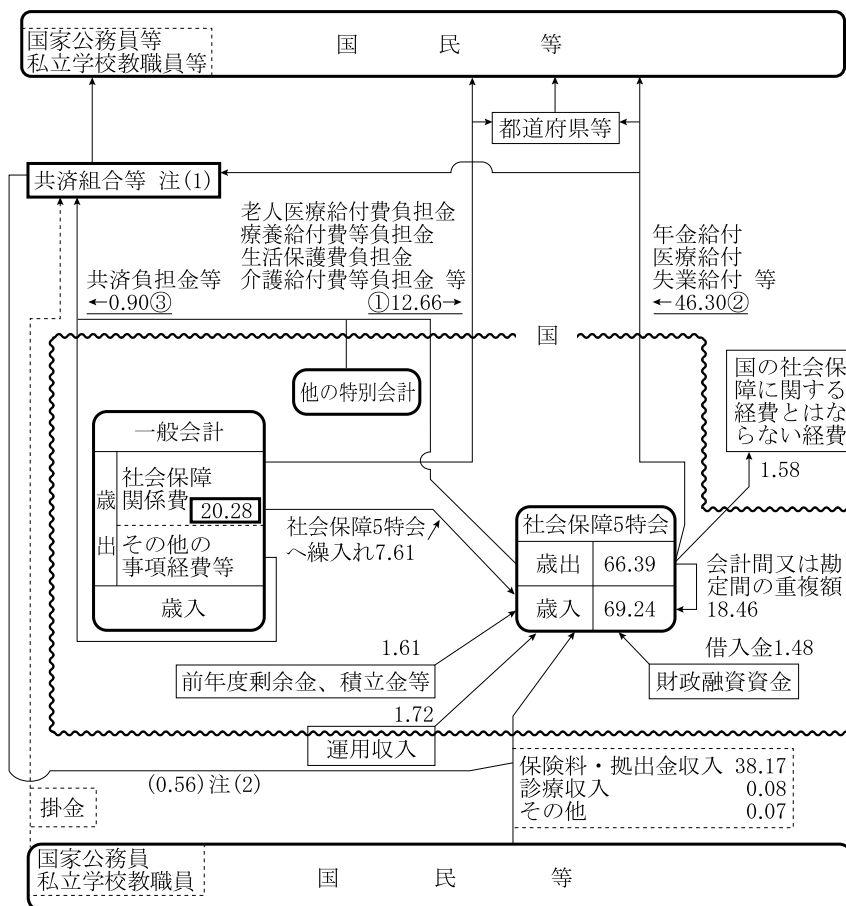
(国の社会保障に関する経費の状況)

(1) 国の社会保障に関する経費の流れ

国の社会保障に関する経費の流れは、図1のとおりである。

図1 国の社会保障に関する経費の流れ(平成16年度決算額)

(単位：兆円)



注(1) 共済組合、共済事業団及び国家公務員共済組合連合会

注(2) 国家公務員共済組合連合会及び共済事業団からは、社会保障5特会のうち厚生保険特別会計年金勘定及び国民年金特別会計基礎年金勘定に対して、年金の給付に係る拠入金計0.56兆円が支出されている(当該金額は図中「保険料・拠入金収入」に含まれる。)

(2) 純支出額

ア 純支出額の算定

国の社会保障に関する経費を概観するに当たり、一般会計の社会保障関係費から社会保障5特会に対しては多額の繰入れが行われていること、また、社会保障5特会の会計間又は勘定間の繰入れにより歳入歳出で重複する部分があることなどから、以下の方法で国の社会保障に関する経費の実質的な支出額(以下「純支出額」という。)を算定した。

16年度における国の社会保障に関する経費の純支出額は、以下の①から③(図1の①から③に対応)の額を合算した59兆8836億余円となる。

- ① 一般会計の社会保障関係費の支出済歳出額20兆2859億余円から社会保障5特会への繰入額合計7兆6177億余円を控除した12兆6682億余円
- ② 社会保障5特会の支出済歳出額66兆3946億余円から、国の社会保障に関する経費とはならない借入金償還金など1兆5857億余円、社会保障5特会の会計間又は勘定間の繰入れによる歳入歳出の重複額18兆4688億余円及び社会保障5特会が負担する国共済負担金324億余円(③の一部)を控除した46兆3076億余円
- ③ 共済負担金等の支出済歳出額9077億余円

イ 経費別にみた純支出額

経費別にみた12年度から16年度までの純支出額の推移は、表3のとおりである。

なお、主要経費別には分類されていない社会保障5特会の経費については、各特別会計の財源の一部として一般会計から繰り入れられた社会保障関係費の主要経費別分類に従い分類した。また、共済負担金等については、給付の内容を勘案して社会保険に分類した。

表3 経費別にみた純支出額

(単位：億円、%)

経費別分類	参 考			12年度	13年度	14年度	15年度	16年度
	昭和60年度	平成2年度	7年度					
生活保護	10,876 (4.8) — —	10,163 (2.8) — —	11,645 (2.1) — —	14,836 (2.6) [100.0] —	15,819 (2.7) [106.6] 6.6	16,769 (2.8) [113.0] 6.0	18,102 (3.0) [122.0] 7.9	19,408 (3.2) [130.8] 7.2
社会福祉	20,599 (9.2) — —	24,279 (6.7) — —	36,922 (6.8) — —	17,812 (3.1) [100.0] —	19,063 (3.2) [107.0] 7.0	17,619 (2.9) [98.9] △ 7.5	18,830 (3.1) [105.7] 6.8	17,229 (2.8) [96.7] △ 8.5
社会保険	166,703 (75.0) — —	300,153 (83.0) — —	453,637 (83.5) — —	477,801 (85.7) [100.0] —	498,964 (85.2) [104.4] 4.4	513,257 (85.9) [107.4] 2.8	521,852 (87.4) [109.2] 1.6	536,196 (89.5) [112.2] 2.7
保健衛生対策	9,463 (4.2) — —	11,318 (3.1) — —	13,326 (2.4) — —	13,826 (2.4) [100.0] —	13,570 (2.3) [98.1] △ 1.8	12,748 (2.1) [92.2] △ 6.0	12,902 (2.1) [93.3] 1.2	5,911 (0.9) [42.7] △ 54.1
失業対策	14,568 (6.5) — —	15,500 (4.2) — —	27,251 (5.0) — —	33,202 (5.9) [100.0] —	37,546 (6.4) [113.0] 13.0	36,749 (6.1) [110.6] △ 2.1	25,242 (4.2) [76.0] △ 31.3	20,090 (3.3) [60.5] △ 20.4
計	222,209 (100) — —	361,415 (100) — —	542,783 (100) — —	557,479 (100) [100.0] —	584,965 (100) [104.9] 4.9	597,143 (100) [107.1] 2.0	596,930 (100) [107.0] △ 0.0	598,836 (100) [107.4] 0.3
[参考]国民所得 (単位：兆円)	261.0 —	348.3 —	374.2 —	379.0 [100.0]	368.3 [97.1]	362.1 [95.5]	368.6 [97.2]	373.0 [98.4]

注(1) 昭和60、平成2、7各年度の社会保険に係る純支出額は、共済負担金等を除く。

注(2) 12年度から14年度までの純支出額のうち、一般会計の計数については、16年度との比較対照のため組替えをしてある。

注(3) ()書きは、計に対する比率である。

注(4) []書きは、12年度の金額を100とした場合の指数である。

注(5) 斜字は、対前年度比率である。

注(6) 国民所得の計数は、昭和60年度から平成15年度までは実績額、16年度は実績見込額である。

(ア) 生活保護

生活保護に分類した経費は、一般会計の社会保障関係費(生活保護費)のみで、医療扶助及び生活扶助に係る地方公共団体への負担金が大半を占めている。生活保護に係る純支出額は、昭和60年度から平成3年度まで減少傾向が続いたものの、4年度以降再び増加しており、12年度から16年度までの伸び率は5分類の中で最も高くなっている。この主な要因としては、高齢化の進展、バブル経済の崩壊、その後の不況の長期化等による生活保護の被保護実世帯数、被保護実人員数の増加が挙げられる。

(イ) 社会福祉

社会福祉に分類した経費は、一般会計の社会保障関係費(社会福祉費)のみで、介護保険制度の創設に伴って高齢者福祉の経費の大部分が一般会計の社会保障関係費(社会保険費)として再編成された12年度以降は、児童保護、児童扶養手当給付、社会福祉施設等整備などに係る地方公共団体への負担金等が、その大半を占めている。社会福祉に係る純支出額はほぼ横ばいで推移しているが、16年度は対前年度比8.5%の減少となっている。この主な要因としては、16年度に、公立保育所の運営費に係る国庫負担が廃止され、当該負担金に代わる財源として国が用途を限定しない地方交付税を充てるなどの一般財源化の措置が講じられたことが挙げられる。

(ウ) 社会保険

社会保険に分類した経費は、一般会計の社会保障関係費(社会保険費)、共済負担金等及び厚生保険、船員保険、国民年金各特別会計の経費で、この大部分は、年金、医療及び介護の各保険制度に係るものとなっている。社会保険に係る純支出額(16年度は53兆6196億余円)は、過去5箇年間、いずれの年度も純支出額総額の85%以上を占めており、また、増加傾向にある。

このうち、国庫負担(16年度は16兆5517億余円)について、年金保険、医療保険、介護保険及び児童手当その他の制度別に分類し、過去5箇年の推移を示すと表4のとおりである。

表4 制度別の国庫負担の推移

(単位：億円)

区 分	制 度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度
一般会計の社会保障関係費(社会保険費)	年 金 保 険	54,100	55,545	57,408	58,596	60,521
	医 療 保 険	65,930	71,323	69,618	71,208	73,541
	介 護 保 険	12,058	14,263	15,024	17,193	18,610
	そ の 他	2,146	2,768	2,770	2,766	3,767
	小計①	134,235	143,901	144,821	149,765	156,440
共 済 負 担 金 等	年 金 保 険	12,530	12,298	12,193	9,025	7,804
	医 療 保 険	2,167	2,162	2,151	1,544	1,187
	介 護 保 険	117	127	123	98	85
	小計②	14,816	14,588	14,468	10,669	9,077
計	年 金 保 険	66,631	67,844	69,602	67,622	68,325
	医 療 保 険	68,097	73,485	71,769	72,753	74,728
	介 護 保 険	12,176	14,390	15,148	17,292	18,696
	そ の 他	2,146	2,768	2,770	2,766	3,767
	計①+②	149,051	158,489	159,290	160,434	165,517

社会保険に分類した経費のうち、年金、医療及び介護の各保険制度に係る経費の詳細については、制度別に後述する。

(エ) 保健衛生対策

保健衛生対策に分類した経費は、一般会計の社会保障関係費(保健衛生対策費)及び国立高度専門医療センター特別会計の経費で、主なものは、国立高度専門医療センターの経営費、原爆障害対策及び精神保健事業に係る地方公共団体への交付金等である。保健衛生対策に係る純支出額は、16年度には対前年度比54.1%の減少となっている。この主な要因としては、16年4月に国立病院及び国立療養所が独立行政法人化し、同特別会計の歳出が大きく減少したことが挙げられる。

(オ) 失業対策

失業対策に分類した経費は、一般会計の社会保障関係費(失業対策費)及び労働保険特別会計雇用勘定の経費である。失業対策に係る純支出額は、12年度に比べて13、14両年度は増大したが、15、16両年度に大きく減少している。13、14両年度に対12年度比で増大した主な要因としては、14年度まで完全失業率が上昇を続けるなど雇用情勢が低迷する中、一般会計から雇用創出に係る緊急の特別交付金等が直接支出されたこと、同特別会計からの失業等給付金の給付が増加したことが挙げられる。また、15、16両年度に大きく減少した主な要因としては、完全失業率の低下などから失業等給付金の給付が減少したことが挙げられる。

(年金、医療及び介護の各保険制度に係る経費の状況)

(1) 年金保険

ア 公的年金制度の概要

公的年金制度には、国民年金、厚生年金保険(以下「厚生年金」という。)及び共済年金等があり、国民皆年金、社会保険方式、世代間扶養という特色を持っている(表5参照)。国民皆年金制度は、先行していた厚生年金、共済年金等に続き、昭和36年の国民年金制度(拠出制)の創設により確立した。61年には、全国民共通に給付される基礎年金制度を創設するとともにそれまでの厚生年金、共済年金等を再編成した。

以下、国民年金特別会計基礎年金勘定で経理される全国民に共通した基礎年金を「国民年金(基礎年金)」といい、同特別会計国民年金勘定で経理される自営業者等の被保険者に係る年金を「国民年金」という。

表5 公的年金制度の概要(平成16年度末現在)

区分	国民年金(基礎年金)		被用者年金			
	① 基礎年金	② 国民年金	③ 厚生年金	④ 共済年金		
				国家公務員共済組合連合会	私立学校教職員共済	地方公務員共済
保険者	国	国	国	国家公務員共済組合連合会	日本私立学校振興・共済事業団	各地方公務員共済組合(70組合)
被保険者等	20歳以上60歳未満の国民	自営業者等	一般被用者等	国家公務員等	私立学校教職員等	地方公務員等
被保険者数(万人)	6,974	2,240	3,212	109	43	315
老齢年金等受給権者数(万人)	2,284	—	1,069	62	8	151
保険料(率)	各年金保険者から拠出	(一般保険料) 月額13,300円 (付加保険料) 月額400円	標準報酬月額+標準賞与額に保険料率を乗ずる (事業主1/2、被保険者1/2ずつ負担)			
		(保険料率) 13.934%	(保険料率) 14.509%	(保険料率) 10.46%	(保険料率) 13.384%	
国庫負担・補助	(なし)	<ul style="list-style-type: none"> ・基礎年金給付費の1/3+272億円 ・事務費 				(なし…地方公共団体の負担)
		<ul style="list-style-type: none"> ・特別国庫負担(保険料免除期間に係る老齢基礎年金の給付に要する費用等) ・独自給付に対する負担分(付加年金給付の1/4等) 	<ul style="list-style-type: none"> ・経過措置(昭和36年4月1日以前期間に係る給付費の20/100)(旧国民年金の老齢年金のかさ上げに相当する分の1/4) 	<ul style="list-style-type: none"> ・経過措置(昭和36年4月1日以前期間に係る給付費の15.85/100)(旧国民年金の老齢年金のかさ上げに相当する分の1/4) 	<ul style="list-style-type: none"> ・経過措置(昭和36年4月1日以前期間に係る給付費の19.82/100)(旧国民年金の老齢年金のかさ上げに相当する分の1/4) 	
保険給付(老齢給付等の場合)	(基礎年金) 794,500円(480箇月保険料全期間納付の場合で、納付月数等により減額)	基礎年金(+付加年金)(付加年金)200円×付加保険料納付済月数	基礎年金+報酬比例分(報酬比例分)平均標準報酬月額×給付乗率×被保険者期間の月数×スライド率	厚生年金相当額+職域加算額		

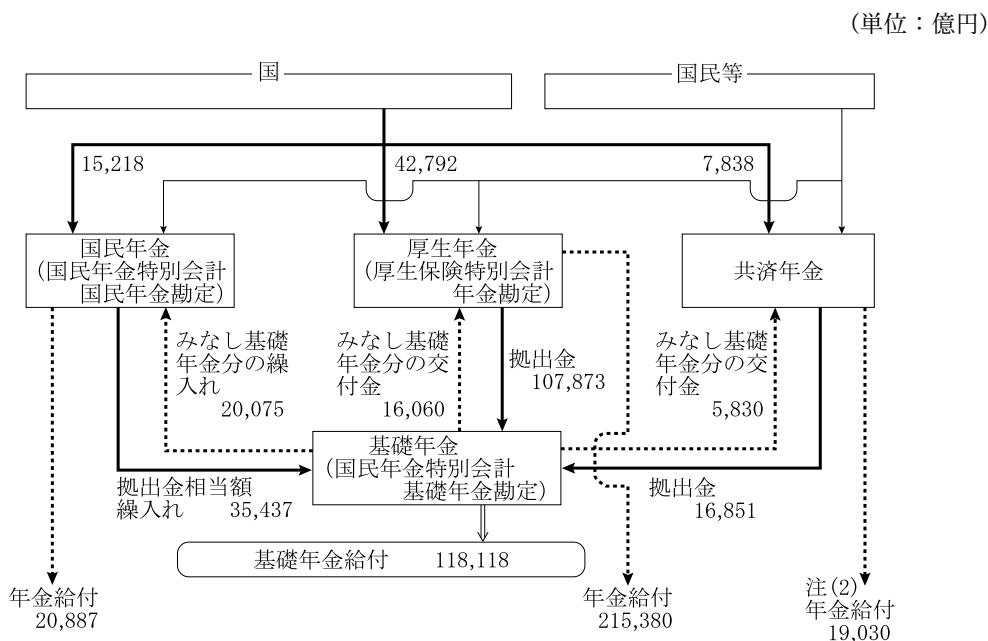
注(1) 上記以外に福祉年金給付のための費用の国庫負担として、国民年金特別会計福祉年金勘定への繰入れがある(福祉年金受給者6万人)。

注(2) 被保険者数、老齢年金等受給権者数は15年度末現在の数値である。

イ 公的年金制度の給付とその財源

公的年金制度の給付とその財源の概要は図2のとおりである。

図2 公的年金制度の給付とその財源の概要(平成16年度決算額)



注(1) みなし基礎年金 昭和60年改正前の旧国民年金法等に基づき裁定された年金給付のうち基礎年金に相当する給付分

注(2) 年金給付 決算の公表時期の関係で共済年金の年金給付には地方公務員共済の給付を含めていない。
(注1)

公的年金の財政は、年金の給付に要する費用(基礎年金拠出金を含む)を賄うため、被保険者等からの保険料収入、積立金の運用収入及び国庫負担金を財源として運営されている。このうち、国庫負担金は、公的年金制度の運営について国の責任の具体的な表明として、給付水準の改善、保険料負担の軽減などの観点から、国が老後の保障の基本的部分に当たる基礎年金等の費用の一部を負担しているものである。そして、年金給付等の費用と保険料等の収入は、将来の一定期間財政的に均衡を保つこととされている。

(注1) 基礎年金拠出金 基礎年金の給付に要する費用を各公的年金保険者で分担して負担する分として、国民年金特別会計基礎年金勘定に納付又は繰入れする額のことである。各公的年金保険者は、基礎年金の給付に要する費用の額から一般会計からの特別国庫負担額を控除した額を、基礎年金拠出金の算定対象者の人数によりあん分して算出される金額を分担して負担する。

ウ 公的年金制度に対する国庫負担

平成16年度に年金保険に係る一般会計の社会保障関係費(社会保険費)として支出された国庫負担額は6兆0521億余円である。このうち、国が保険者となっている国民年金及び厚生年金への支出である国民年金、厚生保険の両特別会計への繰入れが5兆8940億余円と大半を占めており、一般会計から直接支出される分は、農業者年金給付費等負担金等の1581億余円である。また、一般会計及び特別会計から国共済負担金7302億余円が、一般会計から私学共済補助金502億余円が、それぞれ支出されている。

16年度の国庫負担の概要についてみると、基礎年金給付に対する負担は5兆2806億余円(国民年金の保険料免除期間に係る老齢基礎年金の給付等に対する特別国庫負担4739億余円を含む)となっている。このほか、国民年金には、付加年金等の独自給付に対する負担179億余円、厚生年金には、昭和36年4月1日以前の期間に係る給付等に対する経過的国庫負担6599億余円がある。また、国家公務員等の共済年金には、国の事業主負担分として組合員の負担する掛金相当額等2877億余円及び追加費用3327億余円がある。
(注3)

公的年金制度に対する国庫負担の推移を示すと表6のとおりである。

表6 公的年金制度に対する国庫負担の推移

(単位：億円)

区 分		12年度	13年度	14年度	15年度	16年度
厚生年金保険国庫負担金		37,208	38,163	40,036	41,045	42,792
うち基礎年金分		29,880	30,930	32,986	34,328	36,192
うち経過措置分		7,328	7,233	7,049	6,716	6,599
国民年金国庫負担金		15,434	15,783	15,628	15,934	16,148
うち基礎年金分		13,507	14,175	14,402	14,787	15,039
特別会計へ繰入分の計	①	52,643	53,947	55,664	56,979	58,940
一般会計から直接支出される分	②	1,457	1,598	1,743	1,616	1,581
「年金保険」に係る一般会計の社会保障関係費(社会保険費)(①+②)	③	54,100	55,545	57,408	58,596	60,521
国共済負担金	④	12,123	11,879	11,760	8,569	7,302
うち基礎年金分		1,322	1,355	1,381	1,083	1,097
うち追加費用		5,704	5,497	5,414	3,708	3,327
私学共済補助金	⑤	407	418	433	456	502
うち基礎年金分		367	378	394	421	469
農林漁業団体職員共済組合補助金		(584)	(604)	(142)	(53)	(34)
うち基礎年金分		(426)	(451)	(103)	(31)	(7)
計(③+④+⑤)		66,631 [100.0]	67,844 [101.8]	69,602 [104.4]	67,622 [101.4]	68,325 [102.5]
うち基礎年金分		45,504 [100.0]	47,292 [103.9]	49,268 [108.2]	50,652 [111.3]	52,806 [116.0]
うち基礎年金以外の分		21,127 [100.0]	20,552 [97.2]	20,333 [96.2]	16,969 [80.3]	15,518 [73.4]
[参考]国民所得(単位：兆円)		379.0 [100.0]	368.3 [97.1]	362.1 [95.5]	368.6 [97.2]	373.0 [98.4]
[参考]年度末の老齢基礎年金等受給権者数(単位：万人)		2,057 [100.0]	2,131 [103.5]	2,212 [107.5]	2,284 [111.0]	

注(1) 国民年金国庫負担金には、福祉年金勘定及び業務勘定への繰入分を含む。

注(2) 農林漁業団体職員共済組合の共済年金は、14年4月に厚生年金に統合された。なお、経費の組替えのため、同共済組合に対する補助金は、②の「一般会計から直接支出される分」に含まれているため()書きしてある。

注(3) 国共済負担金のうち基礎年金分には、経過措置分(約1割)を含む。

注(4) []書きは、12年度の金額等を100とした場合の指数である。

注(5) 国民所得の計数は、12年度から15年度までは実績額、16年度は実績見込額である。

注(6) 16年度の年度末老齢基礎年金等受給権者数は未集計である。

公的年金制度に対する国庫負担は増加の傾向にあるが、これは、年金受給者の増加に伴い、基礎年金給付に対する国庫負担が増加したことによるものである。一方、基礎年金以外の分に係る国庫負担は、経過的国庫負担の減少などによりその総額は減少している。国共済負担金は、経過措置である追加費用の減少、郵政事業の公社化や国の機関の独立行政法人化に伴う国共済負担金の対象となる組合員数の減少などにより減少している。

(注2) 農業者年金給付費等負担金等 旧経営移譲年金や旧農業者老齢年金等の給付に要する費用に相当する額の一部を国が負担するもので独立行政法人農業者年金基金に交付されるもの1492億余円などである。

(注3) 追加費用 昭和34年の国家公務員共済年金制度の創設時に従来の恩給制度から社会保険方式による共済年金制度に切り替えられた際、切り替え以降に退職する者に支給する共済年金のうち34年以前の恩給期間に対応する部分で、国が事業主として全額負担している。

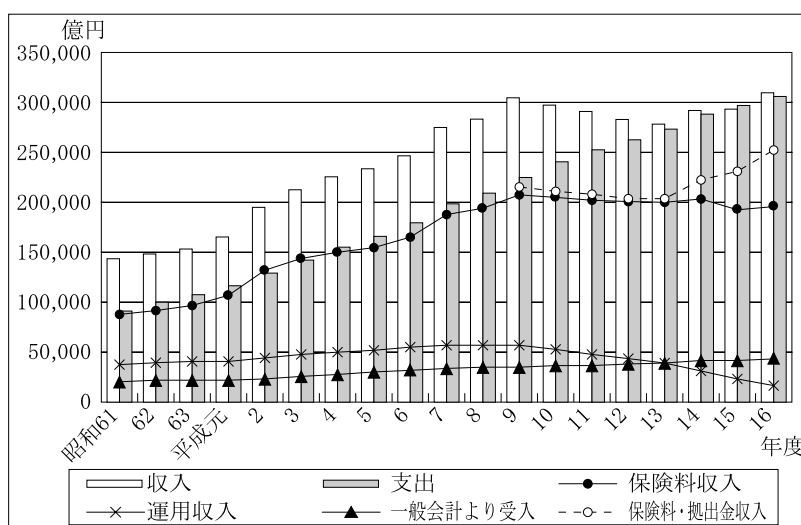
エ 各公的年金制度における保険収支等の推移

(ア) 厚生年金

厚生年金(厚生保険特別会計年金勘定)の平成16年度の収納済歳入額は32兆8477億余円、支出済歳出額は32兆6118億余円で、差引き2358億余円の過剰を生ずる。しかし、16年度の収納済歳入額から解散した厚生年金基金等からの徴収金分を除いた収納済歳入額は27兆4622億余円となり、差引き5兆1495億余円の不足になる。なお、この徴収金は、厚生年金を代行している部分(最低責任準備金相当額)を国に返上するために納付される解散厚生年金基金等からの徴収金であり、一時的に厚生年金の収支を改善させるが、国は、厚生年金基金から代行の返上を受けた後は、厚生年金基金に代わって、返上分につき年金給付を行うこととなる。

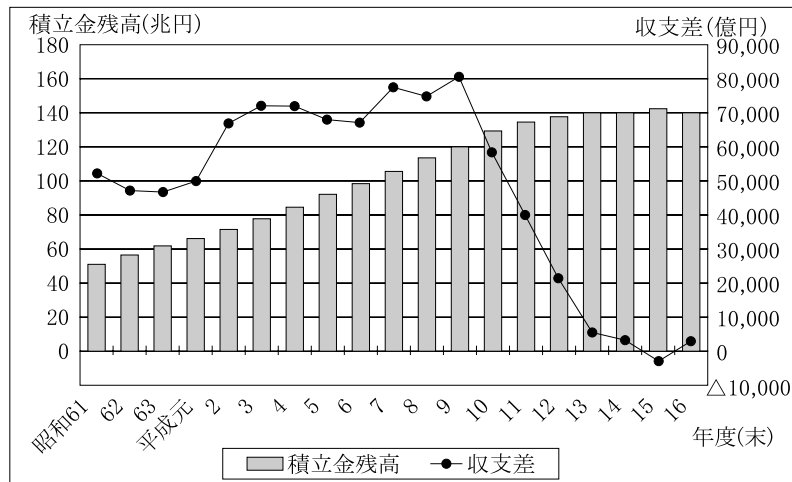
厚生年金の昭和61年度以降の実質的な収支を求めると歳入歳出に所要の補正を行い、その収入支出、収支差及び積立金残高の推移を示すと図3及び図4のとおりである。

図3 厚生年金の収入支出の推移



(注) 実質的な収支をみるため、歳入歳出から「国民年金特別会計より受入」、「船員保険特別会計より受入」、存続組合等納付金のうち職域等費用納付金、制度間調整交付金相当額をそれぞれ控除したり、「一般会計より受入」に、平成7年度から10年度までの間、繰入れが繰延べとなった額2兆6350億円を加算したりして、実質的な収入支出としている。また、支出には、業務勘定より積立金へ積み立てた額を除いている。なお、保険料・拠出金収入は、保険料収入、解散厚生年金基金等徴収金、拠出金収入及び存続組合等納付金のうち積立金相当額納付金である。

図4 厚生年金の収支差及び積立金残高の推移



実質的な収支でみると、基礎年金の給付に対する国庫負担が大宗を占める一般会計からの受入れ(国庫負担金)は、基礎年金給付の増加に伴い、毎年度増加しているが、保険料収入は、段階的に引き上げられていた保険料率が平成8年10月から16年9月まで凍結されたことや標準報酬が伸び悩んだことなどによって9年度以降横ばいであり、また、運用収入は近年の低金利等のため8年度の5兆6060億余円から16年度の1兆6125億余円へと3割弱に減少している。

一方、高齢化の進展によって受給者数が増加したことなどにより、年金の給付費は昭和61年度の7兆6208億余円から平成16年度の21兆5380億余円へ、基礎年金の給付財源とするための国民年金特別会計への繰入れは昭和61年度の2兆9570億余円から平成16年度の10兆7873億余円へと、それぞれ急激に増加している。

このため、10年度以降急速に収支が悪化し、その結果、15年度には制度創設後初めて収支差は赤字となり、積立金から補足することとなった。

(イ) 国民年金

国民年金においても、実質的な収支でみると、10年度から16年度までの間の保険料の引上げ凍結や納付率の低下等によって収入が伸び悩む一方、基礎年金給付の財源とするための基礎年金勘定への繰入れの増加によって支出は増加したため、9年度以降収支が悪化し、14年度以降は収支差は赤字となり、積立金から補足することとなった。

(ウ) 国民年金(基礎年金)

国民年金(基礎年金)の給付に要する費用は、各年金保険者からの基礎年金拠出金で賄われている。国民年金(基礎年金)の16年度の収納済歳入額は17兆5574億余円で、支出済歳出額は16兆0085億余円である。

国民年金(基礎年金)は、当該年度に拠出金等収入は給付見込額を基に算定する概算額で収納され、翌々年度に確定額をもって精算されるため、収支差を生じている(16年度は1兆5489億余円)。そして、その収支差は全額翌年度の歳入に繰り入れられる。

以上のように、厚生年金、国民年金とも、保険料収入が増加しない一方で、年金給付が増加した結果、年金の財政収支は悪化し、積立金から赤字を補足することとなった。

オ 公的年金積立金

公的年金の積立金は基本的に保険事業の収支差を積み立て、収支上の不足が生じた時はその不足

を積立金から補足するものである。

厚生労働省では、公的年金制度について、世代間扶養の考えに立ち、賦課方式を基本とした財政運営を行っていて、受給世代の年金給付費をその時の現役世代の保険料等で賄う仕組みをとっている。このため、同省では、「年金債務」や「積立不足」といった概念はなく、現役世代が拠出した保険料はそのまま自分の将来の年金給付の原資となるものではないとしている。また、同省の省庁別財務書類においては、積立金を資産に計上し、財政再計算上の年金財政の将来見通しの積立金を「公的年金預り金」の科目で負債に計上することにより、財政状況を表しているところである。

カ 16年の年金制度改正

14年1月に公表された将来推計人口によれば、少子・高齢化は前回の11年財政再計算時に前提としていた予想を超えて進行しており、同省で、この将来推計人口に基づき厚生年金等の年金財政の見通しを試算したところ、現行の制度での財政維持のためには、保険料水準の大幅な引上げ又は給付水準の3～4割の抑制が必要であるなどの結果であった。このため、年金制度を将来にわたり持続可能で安心できるものとするのが重要であるとの考えから、「国民年金法等の一部を改正する法律」(平成16年法律第104号)により、厚生年金等の公的年金制度は16年に大幅に改正された。

この制度改正により、厚生年金については、最終的な保険料水準を法律で固定し、その負担の範囲内で給付を行うことを基本に、年金を支える力(被保険者数)の減少や平均余命の伸びに応じて給付水準が自動的に調整される仕組み(マクロ経済スライド)を組み込むこととした。また、年金の財政運営方式としては、現在、給付費の約5年分ある積立金を取り崩して活用することとし、100年程度の財政均衡期間において給付と負担の均衡を図り、財政均衡期間の最終年度における積立金水準を給付費の約1年分程度とすることとした。そして、5年ごとに財政検証を行い、5年ずつ財政均衡期間を移動させることにより、常に100年程度の財政均衡を図ることとした。このような財政運営の中で、21年度までに基礎年金に対する国庫負担の割合は3分の1から2分の1へ引き上げられることとなった。

厚生年金等に係る国庫負担割合の引上げのための財源については、65歳以上の者の公的年金等控除の縮小などによる年金課税の見直し分(約1600億円)を財源として国庫負担割合3分の1に1000分の11が加えられ、また、17年度予算では、恒久的減税(定率減税)の見直しによる分1101億円が追加された。しかし、2分の1への引上げは、今後の税制の抜本的な改革により所要の安定した財源を確保した上で行われることとされており、引上げ財源の大半は手当てされていない。

(2) 医療保険

ア 医療保険制度の概要

医療保険制度には、表7のとおり、被用者を対象とした政府管掌健康保険(以下「政管健保」という。)、組合管掌健康保険、船員保険及び共済組合(短期給付)と、これらの被用者保険に加入していない者が加入する国民健康保険があり、国民健康保険の保険者は市町村(特別区を含む。以下同じ。)又は組合となっている。そして、被用者保険又は国民健康保険組合(以下「国保組合」という。)に加入していない者は、市町村国民健康保険(以下「市町村国保」という。)に強制加入する国民皆保険の制度となっている。各保険者の間では、被用者保険の加入者が退職後に市町村国保に移行することから、各被用者保険から市町村国保に財源の拠出が行われている。

このほか、表8のとおり、各医療保険に加入する75歳以上の者等を対象として、市町村長が国からの法定受託事務として実施している老人保健制度がある。同制度に対しても、各保険者から財源の拠出が行われている。

イ 医療保険制度の仕組み

表7 医療保険制度の概要

区分	被 用 者 保 険						被用者以外の保険	
	①政管健保	②組合管掌健康保険	③船員保険	共済組合(短期給付)			国民健康保険	
				④国家公務員共済	⑤地方公務員共済	⑥私立学校教職員共済	⑦市町村国保	⑧国保組合
保険者	国	1674組合	国	23共済組合	54共済組合	1事業団	3224市町村	166組合
被保険者等(千人)	35,851	30,568	198	2,596	6,367	828	46,191	4,106
[本人]	[18,812]	[14,790]	[73]	[1,127]	[2,853]	[455]		
[家族]	[17,039]	[15,778]	[124]	[1,469]	[3,514]	[373]		
保険料率	8.2%	約7.5%	9.1%	約7.9%	約8.9%	約8.0%	世帯ごとに応益割と応能割を賦課	
医療給付一部負担	3割 ただし、3歳未満は2割							
医療給付費に対する国庫負担・補助	給付費の13.0%	財政窮迫組合に対する補助あり	定額	事業主としての負担あり	なし	なし	給付費等の50%、保険料軽減分の1/2等	給付費等の32~52%等
老人保健制度への拠出金に対する国庫負担・補助	拠出金の16.4%	なし	なし	事業主としての負担あり	なし	なし	拠出金等の50%	拠出金の32~52%等

注(1) 保険料率(共済組合を除く。)、国庫負担・補助、医療給付一部負担は16年度現在、それ以外は14年度の計数である。

注(2) 表中の①~⑧は、図5、表9に対応する。

医療保険の財源は、被保険者等が負担する一部負担金を除いて、保険料と国庫負担等で賄うこととなっている。各保険者は、保険給付、老人保健制度への拠出金(以下「老健拠出金」という。)及び退職者給付拠出金に要する費用の予想額等と国庫負担、資金の運用収入の額等に照らして、財政の均衡を保つことができるように保険料率を設定することとされている。

ウ 老人保健制度の仕組み

表8 老人保健制度の概要

実施主体	対象者	老人医療受給対象者数(千人)	費用負担(16年10月から17年9月末まで)	医療給付一部負担	総人口に占める老人医療受給対象者の割合
市町村	75歳以上の者等	15,480 うち 被用者保険 3,010 国民健康保険 12,469	・各制度の保険者 58% ・公費 42% (公費負担の内訳) 国：都道府県：市町村 4：1：1	1割 (一定以上の所得者は2割)	12.1%

(注) 老人医療受給対象者数及び総人口に占める老人医療受給対象者の割合は、老人医療事業年報(平成15年度)による。

老人保健制度における給付費の財源は、本人が負担する一部負担金を除いて、各医療保険者からの老健拠出金と国等の公費負担で賄うこととなっている。

老人保健の対象者及び公費負担割合については、対象者の年齢を19年10月までに70歳以上から75歳以上に、公費負担割合を18年10月までに3割から5割に段階的に引き上げることとなっている。

前記の一部負担金については、老人の負担を軽減するため、昭和48年1月以降、徴求していな

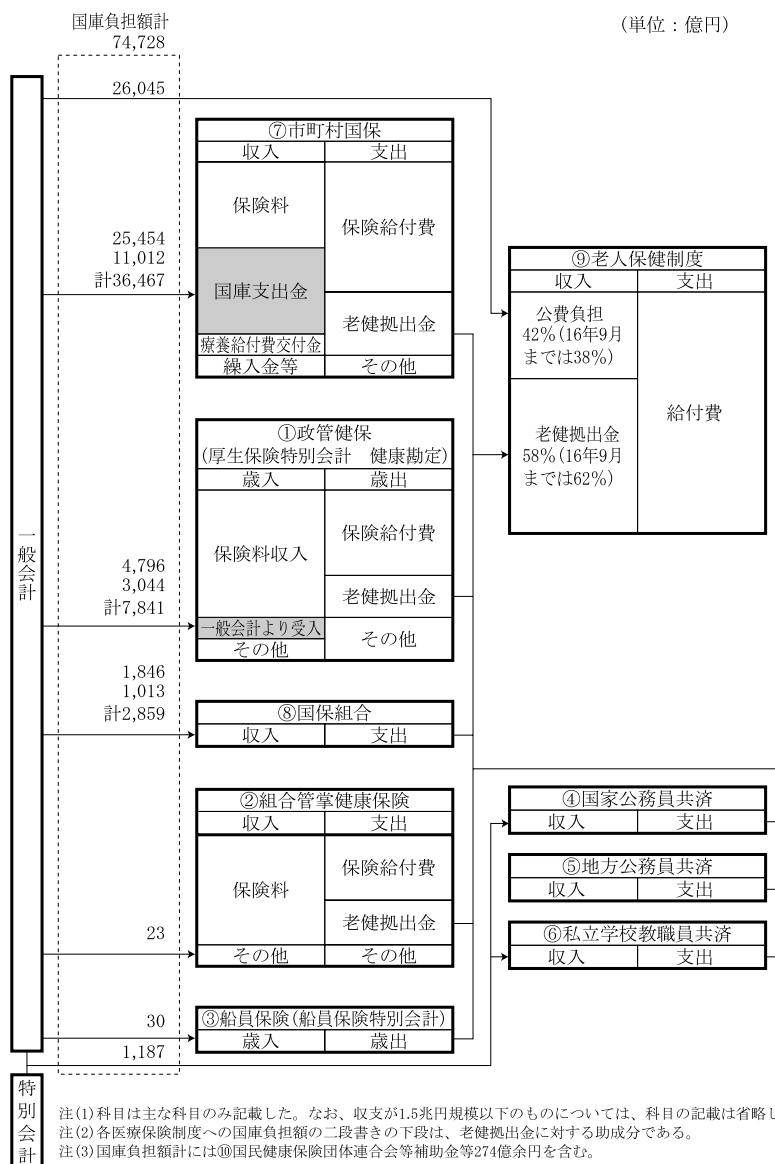
かったが、高齢者人口の増加とあいまって、老人医療費の急増を招いたため、58年2月から定額の負担を課すこととなり、その後も一部負担金の見直しが行われてきた。平成14年10月以降は、高齢者にも経済的能力に応じた負担を求めることとして定率1割負担(一定以上の所得のある者については2割負担)となっている。

エ 医療保険制度に対する国庫負担

(ア) 医療保険制度に対する国庫負担等の状況

医療保険制度に対する国庫負担等の状況は、図5のとおりである。

図5 医療保険制度に対する国庫負担等の状況(平成16年度)



16年度に医療保険に係る一般会計の社会保障関係費(社会保険費)として支出された国庫負担額は7兆3541億余円である。また、国家公務員等の医療給付費等に対する事業主負担分などとして、一般会計及び特別会計から支出された共済負担金等は1187億余円である。

16年度の国庫負担の概要は、前記表7及び表8のとおりであり、国は、保険者の事業運営の安定化等を図るため、財政事情等に応じて医療給付費及び老健拠出金等の一部を負担している。主な医療保険制度別に挙げると、次のとおりである。

市町村国保においては、高齢者、低所得者の加入割合が高く、一般に保険料の負担能力が乏しいこと、保険料の事業主負担がないことなどから、国は、高率かつ高額の国庫助成を行っており、その額は3兆6467億余円となっている。政管健保は、国が保険者となって運営しているが、政管健保の適用事業所には小規模な事業所が多いことなどから国庫助成を行っており、その額は7841億余円となっている。また、国保組合においては、保険料の事業主負担がないことなどから、高率の国庫助成を行っており、その額は2859億余円となっている。

老人保健制度については、公費負担分として国は2兆6045億余円を負担しており、公費負担分と老健拠出金の助成分を合わせた国庫負担額は4兆1116億余円となる。

(イ) 各医療保険制度に対する国庫負担

各医療保険制度に対する国庫負担の推移を示すと表9のとおりである。

表9 各医療保険制度に対する国庫負担の推移

(単位：億円)

区 分	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度
⑦市町村国保	31,652	30,959	33,855	34,967	36,027	36,467
(うち老健拠出金分以外)	(19,977)	(20,141)	(21,490)	(21,183)	(23,567)	(25,454)
(うち老健拠出金分)	(11,674)	(10,817)	(12,364)	(13,783)	(12,460)	(11,012)
		[100.0]	[106.6]	[105.1]	[117.0]	[126.3]
		[100.0]	[114.3]	[127.4]	[115.1]	[101.8]
①政管健保	13,787	9,158	12,171	9,087	8,086	7,841
(うち老健拠出金分以外)	(10,031)	(5,585)	(8,502)	(5,387)	(4,721)	(4,796)
(うち老健拠出金分)	(3,755)	(3,572)	(3,668)	(3,699)	(3,364)	(3,044)
		[100.0]	[152.2]	[96.4]	[84.5]	[85.8]
		[100.0]	[102.6]	[103.5]	[94.1]	[85.2]
⑧国保組合	3,201	2,927	2,943	2,986	2,951	2,859
(うち老健拠出金分以外)	(1,960)	(1,883)	(1,854)	(1,806)	(1,867)	(1,846)
(うち老健拠出金分)	(1,241)	(1,043)	(1,088)	(1,180)	(1,083)	(1,013)
		[100.0]	[98.4]	[95.9]	[99.1]	[98.0]
		[100.0]	[104.3]	[113.1]	[103.8]	[97.1]
②組合管掌健康保険	375	243	261	279	57	23
		[100.0]	[107.4]	[114.8]	[23.4]	[9.4]
③船員保険	32	30	30	30	30	30
		[100.0]	[100.0]	[100.0]	[100.0]	[100.0]
⑨老人保健制度	25,045	22,258	21,837	22,014	23,763	26,045
		[100.0]	[98.1]	[98.9]	[106.7]	[117.0]

⑩国民健康保険団体連合会等補助金等	1,225	352 [100.0]	224 [63.6]	252 [71.5]	291 [82.6]	274 [77.8]
小計 (うち老健拠出金と老人保健制度の計)	75,322 (41,718)	65,930 (37,692) [100.0]	71,323 (38,959) [103.3]	69,618 (40,679) [107.9]	71,208 (40,672) [107.9]	73,541 (41,116) [109.0]
④、⑥共済負担金等		2,167 [100.0]	2,162 [99.7]	2,151 [99.2]	1,544 [71.2]	1,187 [54.7]
計	75,322	68,097 [100.0]	73,485 [107.9]	71,769 [105.3]	72,753 [106.8]	74,728 [109.7]
[参考]国民所得(単位：兆円)	373.3	379.0 [100.0]	368.3 [97.1]	362.1 [95.5]	368.6 [97.2]	373.0 [98.4]

注(1) []書きは、12年度の金額を100とした場合の指数である。

注(2) 政管健保に対する11、13両年度の国庫負担の金額には、過去の繰延べ分に係る繰入額を含む。

注(3) 国民所得の計数は、11年度から15年度までは実績額、16年度は実績見込額である。

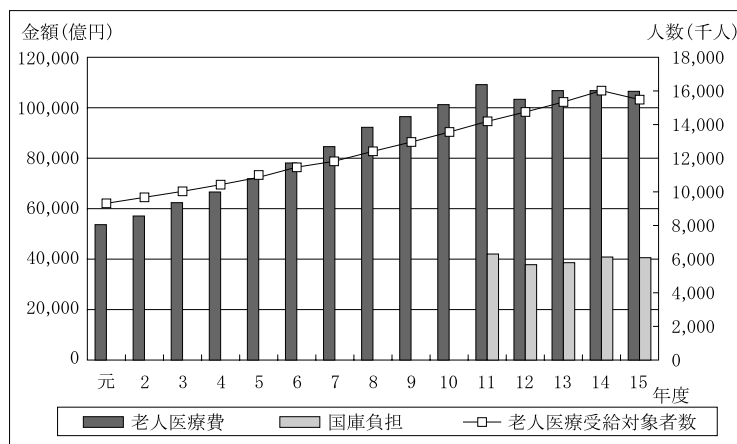
注(4) 11年度の共済負担金等(④及び⑥)は未集計である。

注(5) 上記国庫負担の中には、交付の翌年度に医療給付費等の実績確定の結果、実績を上回る交付額の国庫への返納が生じているものがある。その主なものは療養給付費負担金で、16年度では42億余円を一般会計の歳入に返納金として受入れている。

医療保険制度全体に対する国庫負担の12年度に対する16年度の伸び率は9.7%となっているが、制度別にみると、政管健保への国庫負担は、本人3割負担の導入、被保険者数の減少等の影響で減少している。これに対して国庫負担の大きい老人保健制度と市町村国保については国庫負担の伸び率が高くなっている。そこで両制度についてみると、次のとおりである。

老人保健制度の老人医療費及び国庫負担(老健拠出金に対する国庫負担を含む。)等の推移は図6のとおりである。

図6 老人医療費等の推移



注(1) 出典：老人医療事業年報。ただし国庫負担は、一般会計歳出決算の支出済歳出額である。

注(2) 平成10年度以前の国庫負担については、各医療保険者の老健拠出金に対する国庫負担の額が療養給付費負担金等で一括交付されているなどのため、その額を確定できない。

老人医療費は、老人保健法(昭和57年法律第80号)の施行以来、11年度まで増加が続いてきた。これは高齢化による老人医療受給対象者数の増加などによるものである。その後12年度に初めて減少したが、これは同年4月に老人医療費の一部が介護保険制度に移行したことによるものであり、これに伴い市町村国保等の老健拠出金及び老人保健制度に対する公費負担も減少することになり、国庫負担も減少した。また、14年10月の制度改正では、老人医療受給対象者年齢の引上げ、費用の1割(一定以上所得者は2割)負担の徹底により、老人医療費の増加を抑制してい

る。しかし、公費負担の段階的な引上げは、市町村国保等の老健拠出金の負担を減少させる一方で、老人保健制度に対する国庫負担を増加させている。

市町村国保に対する国庫負担は、12年度以降増加している。その内訳をみると老健拠出金分は15、16両年度に減少しており、老健拠出金分以外は特に15、16両年度に増加している。これは、上記の14年10月の制度改正によるものである。

以上のように、老人保健制度、市町村国保ともに12年度以降の保険給付費等の増減要因は、主として制度改正によるものであるが、今後の急速な高齢化等に伴い老人医療費の伸びが予測され、国庫負担の総額は増加していくものと見込まれる。

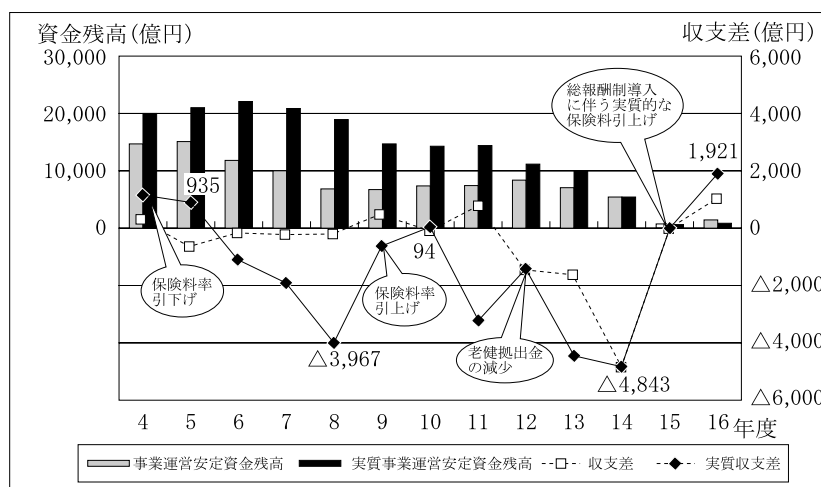
オ 政管健保における収支差等の推移

国が保険者となって運営している政管健保では5年程度を見通した財政運営が行われていることから、単年度における収支を調整する機能を果たす資金として事業運営安定資金が設置されている。

政管健保(厚生保険特別会計健康勘定)の16年度の収納済歳入額は8兆8315億余円、支出済歳出額は8兆7316億余円で、差引き998億余円の剰余を生ずるが、この剰余金は、事業運営安定資金に組み入れられることとなる。この結果、業務勘定の剰余金のうち事業運営安定資金に組み入れる額91億余円を加えて事業運営安定資金は1089億余円増加し、決算終了後事業運営安定資金残高は2447億余円になる。

4年度以降の実質的な収支を求めるため、歳入歳出に所要の補正を行い、その収支差等の推移を示すと図7のとおりである。

図7 政管健保の収支差及び事業運営安定資金残高の推移



注(1) 実質的な収支をみるため、以下の経常収支以外の収支を計上しないものとして補正している。

- ① 昭和60年度から平成元年度(4639億円)、5年度(1300億円)及び6年度(1200億円)において一般会計から厚生保険特別会計健康勘定に繰り入れるべき国庫負担金の一部が繰り延べられ、8年度(1543億円)、9年度(1413億円)及び11年度(4183億円)に繰り入れられた。なお、この繰延べ措置が執られなかったとした場合に同特別会計同勘定において生じたと見込まれる運用収入に相当する額として、2885億円が13年度に繰り入れられた。
- ② 6年度(2500億円)、7年度(2000億円)及び8年度(2600億円)において、事業運営安定資金を取り崩し、当該年度への繰入れを行った。
- ③ 4年度(600億円)及び16年度(832億円)に、事業運営安定資金へ歳出繰入れを行った。

注(2) 業務勘定から事業運営安定資金への組入額を実質収支に反映させている。

実質的な収支でみると、平均標準報酬月額の減少、被保険者数の減少等による保険料収入の伸び悩み、高齢化を背景とした老健拠出金及び退職者給付拠出金の増加などにより、6年度以降10年度を除き14年度まで収支差は赤字になっている。この収支状況を中期的にみると、保険料率を引き下げた4年度以降赤字幅が拡大したが、保険料率を引き上げた9年度は赤字幅が縮小し、翌年度

の10年度は黒字に転換した。その後再び赤字幅が拡大し、この間に事業運営安定資金残高も急激に減少したが、15年度には、総報酬制^(注4)導入に伴う実質的な保険料引上げによる保険料収入の増加、自己負担割合の引上げ等による保険給付費の減少、老人保健制度の見直しによる老健拠出金の減少などにより黒字に転換した。しかし、16年末に公表された17年度からの5年間の収支見通しによると、19年度までは財政が均衡するが、現在の保険料率のままでは、今後、制度改正等による医療費適正化の措置が講じられなければ、20年度には事業運営安定資金が枯渇する状況であるとされている。

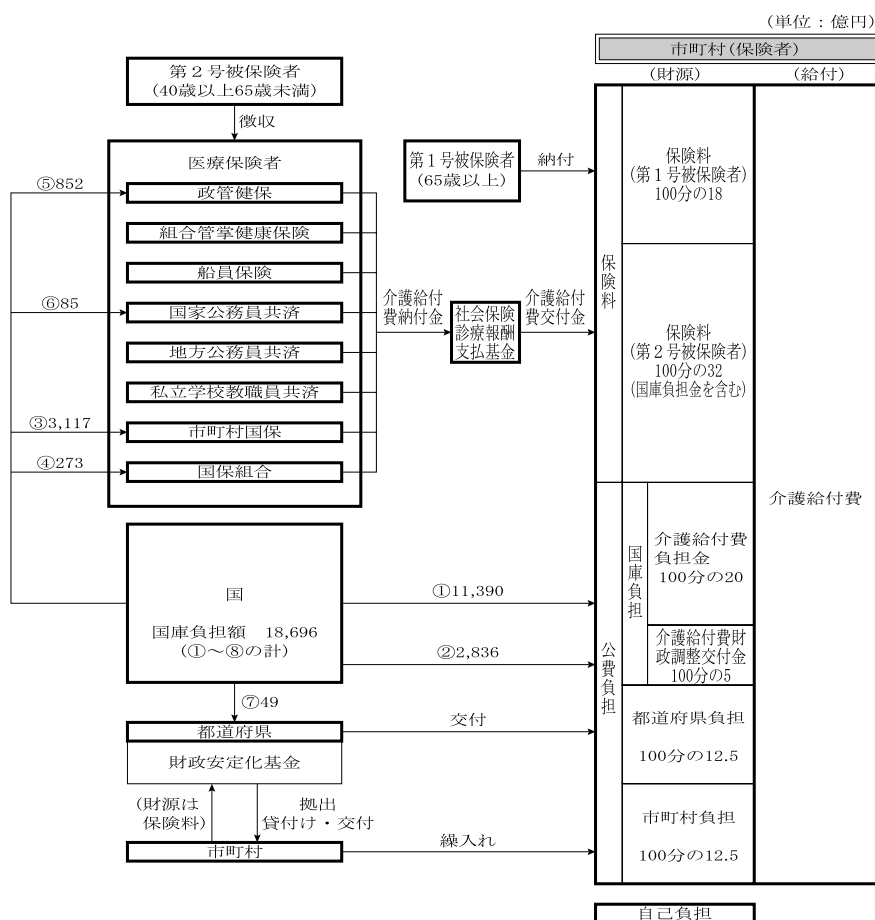
(注4) 総報酬制 毎月の給与(標準報酬月額)と賞与(標準賞与額)から同率の保険料を徴収する制度

(3) 介護保険

ア 介護保険制度の概要

介護保険は、被保険者の要介護状態又は要介護状態となるおそれがある状態に関し、必要な給付を行う保険制度である(図8参照)。同制度は、従来、一般会計を財源として老人福祉と老人医療に分かれていた高齢者の介護に関する制度を再編成し、給付と負担の関係が明確となる社会保険方式により、高齢者の介護を社会全体で支える新たな仕組みとして介護保険法(平成9年法律第123号)に基づき12年4月から実施された。保険者は市町村であり、被保険者には、65歳以上の者を対象とする第1号被保険者と40歳以上65歳未満の医療保険加入者を対象とする第2号被保険者とがある。

図8 介護保険制度に対する費用負担等の状況(平成16年度)



注(1) ①~⑦以外に⑧介護保険事業費補助金等 91 億余円がある。

注(2) 図中の①~⑧は、表 10 に対応する。

イ 介護保険制度に対する国庫負担

16年度に介護保険に係る一般会計の社会保障関係費(社会保険費)として支出された国庫負担額は1兆8610億余円である。また、国家公務員等に係る介護給付費納付金の納付に対する事業主負担分として、一般会計及び特別会計から国共済負担金85億余円が支出されている。

国は、介護給付に対する公費負担として1兆4226億余円を負担している。また、国は、第2号被保険者の保険料負担能力が低い医療保険者の介護給付費納付金の納付に対して助成しており、市町村国保に対しては3117億余円、国保組合に対しては273億余円、政管健保に対しては852億余円を助成している。

介護保険制度が導入された12年度以降の国庫負担等の推移を示すと表10のとおりである。

表10 介護保険制度に対する国庫負担等の推移

(単位：億円)

区 分	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度
市町村					
①介護給付費負担金	7,019	8,411	9,039	10,504	11,390
②介護給付費財政調整交付金	1,599	2,024	2,259	2,616	2,836
小 計	8,619	10,435	11,299	13,120	14,226
市町村国保					
③介護納付金負担金	1,559	1,774	1,764	2,063	2,493
③介護納付金財政調整交付金	389	443	441	515	623
小 計	1,949	2,217	2,205	2,579	3,117
国保組合					
④介護納付金補助金	209	222	200	232	273
政管健保					
⑤介護納付金厚生保険特別会計へ繰入	646	714	653	719	852
都道府県等					
⑦財政安定化基金負担金	221	230	226	49	49
⑧介護保険事業費補助金等	411	442	439	492	91
小 計	12,058 [100.0]	14,263 [118.2]	15,024 [124.5]	17,193 [142.5]	18,610 [154.3]
⑥国共済負担金	117 [100.0]	127 [108.5]	123 [105.1]	98 [83.7]	85 [72.6]
計	12,176 [100.0]	14,390 [118.1]	15,148 [124.4]	17,292 [142.0]	18,696 [153.5]
[参考]国民所得(単位：兆円)	379.0 [100.0]	368.3 [97.1]	362.1 [95.5]	368.6 [97.2]	373.0 [98.4]

注(1) []書きは、12年度の金額を100とした場合の指数である。

注(2) 国民所得の計数は、12年度から15年度までは実績額、16年度は実績見込額である。

注(3) 介護給付費負担金については、交付の翌年度に介護給付費の実績確定の結果、実績を上回る交付額の国庫への返納が生じている。その額は16年度では48億余円であり、一般会計の歳入に返納金として受け入れている。

国庫負担の推移をみると、12年度の1兆2176億余円から16年度の1兆8696億余円へと6519億余円増加しており、その伸び率は53.5%となっている。これは、要介護認定等を受けた者の数が増加し、制度利用者が増加していることなどによる介護給付費の増加によるものである。また、12年度以降の介護給付費の推移は、表11のとおりで、高い伸び率になっている。

表11 介護給付費の推移

(単位：億円)

区 分	12年度	13年度	14年度	15年度	
					対12年度比
介護給付費	32,291	40,884	46,260	50,653	156.8%

出典：介護保険事業状況報告(12年度については11箇月分の累計である。)

[3] まとめ

国の社会保障に関する経費の純支出額並びに年金、医療及び介護の各保険制度に係る国庫負担等については、次のような状況になっていた。

- (1) 16年度の純支出額は59兆8836億余円(うち国庫負担額21兆1936億余円)であり、この9割近くを年金、医療及び介護の各保険制度に係る経費を中心とする社会保険に係る経費が占めている。過去5箇年間の推移をみると、高齢化等を反映し、社会保険及び生活保護に係る経費の増加が続いている。
- (2) 年金保険制度において、国は、16年度に、6兆8325億余円の国庫負担をしており、そのうち5兆2806億余円が基礎年金の給付に要する費用の国庫負担となっている。

そして、各公的年金制度において、基礎年金の給付の増加によって国庫負担は増加しているが、保険料収入は横ばいとなっており、運用収入は低金利等の影響で減少している。一方、年金受給者の増加に伴い基礎年金の給付が増加するなど、保険給付費は増加し、その収支は悪化している。

このような中で、16年に、制度の持続性を図るため、基礎年金に対する国庫負担割合の引上げ、最終的な保険料水準の固定化、社会全体の年金保険料負担能力を加味した給付水準の設定、年金積立金の積極的な活用等の制度改正が行われた。しかし、国庫負担割合の引上げ財源の大半が手当てされていない。

今後も、高齢化の進展に伴う基礎年金給付費の増加や基礎年金に対する国庫負担割合の引上げ等により、当分の間、国庫負担が引き続き増加すると見込まれる。

- (3) 医療保険制度において、国は、16年度に、医療給付費等の一定割合など7兆4728億余円を負担している。医療保険制度に対する国庫負担は、老人保健制度の見直し、自己負担割合の引上げなどの制度改正が行われてきている中でも、急速な高齢化等による医療費の伸びにより増加の傾向を示している。特に、老人保健制度、市町村国保に対する国庫負担が大きく、その額は、16年度において、老人保健制度に対して4兆1116億余円(老健拠出金分を含む。)、市町村国保に対して2兆5454億余円(老健拠出金分を除く。)となっている。医療保険については、これまでも種々の改革が行われているが、急速な高齢化に伴い、今後も保険給付費等は増加し、それに伴う国庫負担も増加するものと見込まれる。
- (4) 介護保険制度において、国は、16年度に、1兆8696億余円の国庫負担をしている。そして、その額は要介護認定等を受けた者の増加により大きな伸びを示している。介護保険については、急速な高齢化に伴い、今後も介護給付費は増加し、それに伴う国庫負担も増加するものと見込まれる。

2 国債管理の状況

[1] 国債管理の概要

(国債管理の方針)

近年、景気の低迷による租税収入の落込み、累次の経済対策に伴う財政支出の拡大、国債の満期償還額の増加などにより、毎年度の国債の発行額は増加傾向にあり、発行残高も増加し続けている。そし

て、国債のうち、毎年度の予算における国の各般の歳出需要を賄うための歳入を調達する目的で発行する普通国債(建設国債、特例国債及び借換国債)及び財政融資資金特別会計国債(以下「財投債」という。)についてみると、平成16年度における発行額(額面ベース)は普通国債119兆8741億余円、財投債40兆0875億余円、計159兆9617億余円、16年度末(17年3月末現在)の発行残高は普通国債499兆0891億余円、財投債121兆5531億余円、計620兆6423億余円となっている。

このように、財政が過去に例を見ない厳しい状況にある中で、今後も大量の国債発行が見込まれることから、財務省では、国債の確実かつ円滑な発行及び中長期的な調達コストの抑制を基本的な考え方として従来から実施してきた国債管理のための諸施策を更に強化するため、15年12月に「国債管理政策の新たな展開」を発表するなどしている。そして、今後の国債管理の方針として、国債の大量発行下における国債の安定消化の確保、国債市場の流動性の維持・向上、多額の既発国債の適切な管理等の課題に適切に対応するための施策を総合的に講じていくことが重要であるとしている。

(注1) 建設国債 財政法(昭和22年法律第34号)第4条第1項ただし書の規定により、公共事業費等の財源を調達するために、国会の議決を経た金額の範囲内で一般会計において発行される国債

(注2) 特例国債 年度ごとに制定される特別法の規定により、租税収入等に加えて建設国債を発行してもなお不足する歳出の財源を調達するために、国会の議決を経た金額の範囲内で一般会計において発行される国債

(注3) 借換国債 国債整理基金特別会計法(明治39年法律第6号)第5条第1項及び第5条の2の規定により、各年度の国債の整理又は償還のための借換えに必要な財源を調達するために、その必要な額を限度として国債整理基金特別会計において発行される国債(一般会計が承継した債務の償還財源を調達するために発行する分を含む。)

(注4) 財政融資資金特別会計国債 財政融資資金特別会計法(昭和26年法律第101号)第11条の規定により、財政投融資に必要な財源を調達するために、国会の議決を経た金額の範囲内で財政融資資金特別会計において発行される国債

(国債管理に係る施策)

現在行われている国債管理に係る施策の主なものは次のとおりである。

(1) 国債発行計画の策定

建設国債、特例国債及び財投債の毎年度の発行は、国会の議決を経た金額の範囲内でなければならず、その発行限度額は一般会計予算及び特別会計予算の予算総則に示され、見合う額が一般会計及び財政融資資金特別会計の歳入予算に計上されている。

一方、借換国債の毎年度の発行は、その発行限度額について国会の議決を経る必要はなく、償還等のために必要となる額を限度として、国債整理基金特別会計の歳入予算に計上されることになっている。しかし、借換国債のうち、次年度に償還を迎える国債の償還財源等をあらかじめ調達するために発行するもの(以下「前倒債」という。)の発行については、国会の議決を経た金額の範囲内でなければならず、その発行限度額は特別会計予算の予算総則に示され、見合う額が発行する年度の国債整理基金特別会計の歳入予算に計上されている。

これら毎年度の国債の発行額を国債発行市場等に明らかにして市場の予見可能性を確保するなどのために、国債発行計画が策定されている。国債発行計画は、歳入予算等と関連付けながら、市場のニーズ・動向などを踏まえつつ、発行根拠法別、消化方式別の発行額を定めたもので、前年度の12月に公表されている。

(2) 国債の安定消化の促進等の施策

ア 国債の安定消化の促進、国債市場の流動性の維持・向上

現在、市中発行総額の約2割を占める利付10年債については、国から委託を受けた日本銀行

が、国債の募集の取扱い及び引受けを目的として銀行や証券会社などにより組織されるシンジケート団(以下「シ団」という。)と募集取扱及び引受契約を締結し、この契約により、シ団が発行予定額全額の引受けを保証する方式が採用されている。このいわゆるシ団制度は、昭和40年度の国債発行開始と同時に創設されて以来、国債の安定消化の仕組みとして重要な役割を担ってきている。しかし、近年、市場関係者等から競争性・透明性等の面において、その問題点も少なからず指摘される状況となり、また、利付10年債を対象を限定しないで国債の安定消化の仕組みを早急に構築することが国債管理政策上必要となっていた。そこで、財務省では、国債市場において一定の応札責任・落札責任等を果たす市場参加者を国債市場特別参加者に指定し、国債市場特別参加者会合への参加、特別参加者向けの入札への参加などの特別の資格を付与することにより、市場原理に即した一層の国債の安定消化の促進及び国債市場の流動性維持・向上を図るための国債市場特別参加者制度を平成16年10月から導入している。なお、この国債市場特別参加者制度における国債の安定消化機能が評価され、特段の問題がないと判断されれば、シ団制度は廃止される予定である。

イ 国債の商品性・保有者層の多様化

国債市場の安定性の向上を一層図るため、できるだけ多様なニーズを持った投資家による国債保有の促進が必要であるとして、財務省では、物価連動国債、個人向け国債等の新たな国債を発行したり、海外投資家や事業法人の国債保有を促進するための税制改正を行ったりするなどして、国債の商品性・保有者層の多様化を促進することとしている。

(3) 債務管理

ア 国債償還の考え方

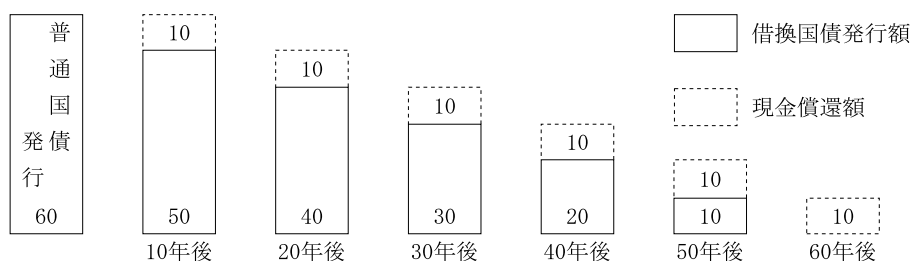
発行した国債の償還は、国債整理基金特別会計に置かれた国債整理基金(以下「基金」という。)を通じて一元的に行われている。

そして、普通国債の償還に当たっては、図1のとおり、満期が到来する国債の償還額のうち一部を現金償還し、残りは新たに借換国債を発行し、その収入金を充てることを繰り返しながら、最終的に60年間で全額を現金償還するという考え方に立っている。現金償還の財源は一般会計からの繰入れや、国債整理基金特別会計に帰属した日本電信電話株式会社及び日本たばこ産業株式会社の株式の売却収入などにより賄われる仕組みとなっている。

この償還財源のうち、一般会計からの繰入れは、毎年度、一定のルールに基づいて繰り入れることになっている。これは、建設国債が発行された直後の昭和42年度から行われているもので、前年度首普通国債残高の一定の率(100分の1.6)に相当する額を繰り入れる定率繰入れを基本とし、発行差減額繰入れ、減税特例国債に係る特例繰入れ及び剰余金繰入れでこれを補完し、さらに、必要に応じて行う予算繰入れによって対処することになっている。

そして、各年度における一般会計からの繰入額等と実際の償還額との差により発生した余剰金については、将来の償還に備えて基金に蓄積され、国債の発行・償還等の状況をみながら運用されている。

図1 国債償還の考え方(発行年限10年の普通国債について、発行年限10年の借換国債を発行し続けたとした場合の例)



一方、財投債の場合、普通国債とは異なり、償還期限到来時に償還額全額を財政融資資金特別会計から基金に繰り入れ、借換国債を発行することなく全額を現金償還することとされている。

イ 買入消却

発行した普通国債の満期償還の集中を緩和し、償還時の借換国債発行額の平準化を図るため、買入消却が実施されている。これは、市中金融機関、財政融資資金特別会計及び日本銀行から普通国債を償還期限前に時価で買い取って消却するもので、買い取る際の財源については、発行経過期間に係る現金償還分を除き新たに発行した借換国債の発行収入金によっている。

(4) 国債の発行・償還に伴う費用

国債の発行から償還に至るまでには、償還費に加えて、利払費や、起債・引受け・利払・償還等の各段階に応じて各種の事務取扱手数料(以下「手数料」という。)が支払われている。

利払費や手数料は、償還費と同様、一般会計及び財政融資資金特別会計から国債整理基金特別会計に繰り入れられた後、同特別会計から日本銀行を通じて各事務取扱機関に支払われることになっている。

[2] 検査の着眼点及び国債管理の状況

(検査の着眼点)

前記のとおり、毎年度の国債発行額及び発行残高は多額に上っており、今後も大量の国債の発行が見込まれている。また、普通国債の償還、利払等に要する国債費の一般会計歳出に占める割合も上昇する傾向にある。このような状況の中、大量の国債を確実かつ円滑に発行しつつ、財政負担の軽減を図る必要があるため、国においては、国債管理のための諸施策が不可欠となっている。

そこで、国債発行計画はどのように策定され市場等における発行消化が図られているか、国債の償還及び国債の発行・償還に伴う費用はどのような状況になっているかについて、平成16年度を中心として分析した。

(国債管理の状況)

(1) 国債発行計画の策定

16年度の国債発行計画における発行計画額とその発行実績額は表1のとおりである。

表1 平成16年度国債発行計画と発行実績額

(単位：億円)

16年度国債発行計画		左に対する実績額 (16年度予算執行 に充当した額)	16年度予算執行に 充当しなかった額 又は計画額以上に 充当した額	カレンダーベース (H16.4～H17.3) の発行実績額	対前年度前 倒債増加額
区 分	16年度発行計画額 (年度予算ベース)				
	(A)	(B)	(B)-(A)	(C)	(C)-(B)
〈発行根拠法別〉					
建設国債	《87,040》	《365,900》 86,881	△ 158	86,881	—
特例国債	《278,860》 300,900	267,542	△ 11,317	267,548	—
借換国債	844,507	844,317	△ 189	957,704	113,386
財投債	413,000	400,875	△ 12,124	400,875	—
合 計	1,623,407	1,599,617	△ 23,789	1,713,010	113,386
〈消化方式別〉					
公募入札	918,214	875,825 (137,994)	△ 42,388	949,499 (137,994)	73,667 (-)
利付30年債	20,000	19,983	△ 17	19,983	—
利付20年債	69,000	61,910	△ 7,089	71,904	—
変動利付15年債	《66,000》 60,000	58,190	△ 7,810	71,942	—
利付5年債	229,000	213,777	△ 15,222	239,876	—
利付2年債	192,505	180,013	△ 12,491	203,844	—
割引短期国債	《333,709》 341,709	333,958 (137,994)	249	333,958 (137,994)	—
利付10年物価連動債	《8,000》 6,000	7,992	△ 8	7,992	—
シ団引受け	228,000	217,421	△ 10,578	228,000	10,578
利付10年債	228,000	217,421	△ 10,578	228,000	—
第Ⅱ非価格競争入札 ^{注(5)}	—	—	—	11,487	11,487
市中発行分計	1,146,214	1,093,247 (137,994)	△ 52,966	1,188,986 (137,994)	95,733 (-)
郵便局窓口販売 ^{注(6)}	23,000 (5,000)	23,695 (5,717)	695 (717)	26,138 (8,154)	2,442 (2,436)
日銀乗換	132,193	132,281	88	132,281	—
財政融資資金乗換	10,000	9,940	△ 59	9,940	—
財投債経過措置分	296,000	295,607	△ 393	295,607	—
(郵便貯金資金)	197,000	196,788	△ 212	196,788	—
(年金資金)	75,000	74,883	△ 117	74,883	—
(簡易生命保険資金)	24,000	23,936	△ 64	23,936	—
公 的 部 門 計	461,193	461,524	331	463,967	2,442
個人向け国債 ^{注(6)}	16,000	44,845	28,845	60,056	15,210
合 計	1,623,407	1,599,617 (137,994)	△ 23,789	1,713,010 (137,994)	113,386 (-)

注(1) 実績額は額面ベースである。

注(2) (C)-(B)欄は対前年度前倒債増加額を示す。ただし、決算においては国債発行計画に想定していない特例国債の出納整理期間発行が公募入札において生じているので、この15年度分と16年度分の差額6億余円を特例国債及び公募入札から控除した。また年限別の内訳は省略している。

注(3) 《 》書きは、補正予算等により変更された後の額である。

注(4) 〈 〉書きは、割引短期国債のうち同一年度内に発行・償還が行われた6箇月ものの発行額で外書きである。

注(5) 第Ⅱ非価格競争入札は、公募入札の入札結果発表後(入札当日)に国債市場特別参加者を対象に追加的に実施される入札で、競争入札の平均落札価格で国債を取得できるものである。

注(6) 郵便局窓口販売について、()書きは、郵便局が募集する個人向け国債に係る額で内書きである。国債発行計画上の個人向け国債は、日本郵政公社以外の市中金融機関が募集する分である。

この国債発行計画には、当該計画年度における年度予算ベースでの発行計画額が計上されており、発行根拠法別では、建設国債及び特例国債の発行額については一般会計予算の予算総則に示された発

行限度額が、財投債の発行額については特別会計予算の予算総則に示された発行限度額が計上されている。そして、借換国債の発行額については、当該計画年度に償還を迎える国債の借換えに必要な額が計上されている。なお、特例国債は翌年度の6月末までの発行が認められており、借換国債は前記のとおり前年度において前倒発行が認められている。また、消化方式別では、市場のニーズ・動向を踏まえつつ、公的部門の引受予定額等を加味するなどして、発行計画額が計上されている。

16年度における発行計画額をみると、発行根拠法別では、16年度補正予算により、災害対策費等の新規の財源確保のため建設国債分を2兆2040億円増額するとともに、租税収入の増加見込み等を踏まえ、特例国債分を同額減額している。そして、発行計画額に対する実績額をみると、特例国債については、更に租税収入の増加が見込まれたため、補正予算後の発行計画額と比べても1兆1317億余円減少し、財投債については、財政投融资計画に対する実績が下回ったことにより1兆2124億余円減少するなどして、全体で発行計画額より2兆3789億余円減少する結果となっている。また、消化方式別では、市中発行分は5兆2966億余円減少し、個人向け国債は2兆8845億余円増加するなどの結果となっている。

このように毎年度の予算に基づく国債の要発行額は年々変動するとともに年度内においても変動するが、国債の発行自体はできる限り毎月平準的に行うこととしており、実際の発行額を当該年度の国債の要発行額に合わせることはしていない。このため、図2で示すように、年度予算ベースと、当該年度の4月から3月までの間(以下「カレンダーベース」という。)の発行額にかい離がある場合は、前倒債の発行額の増減で調整することとしている。すなわち、カレンダーベースの発行額が年度予算ベースの発行額を上回れば、対前年度前倒債発行額が増加することとなり、下回れば、減少することとなる。

そこで、国債発行計画とは別に、市中発行分については、発行する内容をより詳細に明らかにして市場の予見可能性の確保を更に図る目的で、国債の発行年限別に発行予定回数及び1回当たりの発行予定額を国債発行計画と同時期に公表している。この中では、年度予算ベースの国債発行計画とは異なり、カレンダーベースにおける市中発行予定額が計上されている。

市中発行分の16年度(16年4月から17年3月)におけるカレンダーベースの当初発行予定額と発行実績額は表2のとおりとなっている。

表2 市中発行分の平成16年度当初発行予定額と実績

(単位：兆円)

区 分	16年度当初発行予定額			16年度実績額		
	1回当たりの発行予定額	回数	発行総額 (A)	1回当たりの発行額	回数	発行総額 (B)
公募入札			95.0			94.94
利付30年債	0.5	4	2.0	0.49	4	1.99
利付20年債	0.6	12	7.2	0.59	12	7.19
変動利付15年債	1.1	6	6.6	1.09	3	3.29
				1.29	3	3.89
利付5年債	2.0	12	24.0	1.99	12	23.98
利付2年債	1.7	12	20.4	1.69	12	20.38
割引短期国債(1年)	1.7	12	20.4	1.69	8	13.59
				1.59	4	6.39
割引短期国債(6箇月)			(13.8)			(13.79)
	2.3	12	13.8	2.29	8	4.59
				2.19	4	8.79
利付10年物価連動債	0.3	2	0.6	0.29	1	0.29
				0.49	1	0.49
シ団引受け			22.8			22.8
利付10年債	1.9	12	22.8	1.9	12	22.8
合 計			(13.8)			(13.79)
			117.8			117.74

注(1) 「発行総額(B)」欄の数値は、表1の「カレンダーベース(H16.4~H17.3)の発行実績額(C)」欄の公募入札、シ団引受けの数値と一致する。

注(2) 〈 〉書きは、年度内発行・償還分で外書きである。

カレンダーベースの16年度当初発行予定額は117.8兆円となっていて、表1の国債発行計画の市中発行分114.6兆円を3.2兆円上回っている。これは、16年度分に比べて17年度分の前倒債をその程度増加させたとしても市場において受入れが可能であると見込めたことを背景としている。

表2のとおり、カレンダーベースでの市中発行実績は当初発行予定額とほぼ同額であった。その結果、表1のとおり、計画外の第Ⅱ非価格競争入札の実績額1.1兆余円を加えた市中発行分のカレンダーベースの実績額118.8兆余円と、年度予算ベースの実績額109.3兆余円との差額9.5兆余円(特例国債の15年度分と16年度分の出納整理期間分の差額6億余円を除く。)が、対前年度前倒債増加額となる。

この結果、個人向け国債の増加分等を加えた17年度分の対前年度前倒債増加額の合計は11.3兆余円となり、16年度分の前倒債8.9兆余円相当額を加えた17年度分の前倒債は20.2兆余円と多額になった。これは、17年度において借換国債の発行額が16年度に比べて大幅に増加すると見込まれることなどから、国債の市中発行額をできる限り平準化し、国債の安定消化の確保に寄与するものであるとしている。なお、17年度分の前倒債の発行限度額は、16年度の補正予算により14兆円から24兆円に増額変更している。

年度予算ベースの国債発行計画に対する実績額とカレンダーベースの国債発行予定に対する実績額との関係を示すと図2のとおりである。

図2 年度予算ベースの国債発行計画に対する実績額とカレンダーベースの国債発行予定に対する実績額との関係



前倒債の発行限度額と発行実績額の推移は表3のとおりであり、借換国債の発行額の増加に伴い、前倒債の発行額も増加している。

表3 前倒債の発行限度額と発行実績額の推移

(単位：兆円、額面ベース)

年度	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16
発行限度額	4.5	4.5	4.5	5.0	5.0	5.0	7.0	9.0	9.0	24.0
発行実績額	4.2	4.4	3.6	2.6	2.2	4.9	6.2	6.2	8.9	20.2

以下、本文中の年度ごとの発行額は、各年度の4月から3月に発行した額(同一年度内に発行・償還が行われた割引短期国債(6箇月)を含む。)で、また、年度末の発行残高は、各年度3月末の額で記述していくこととする。

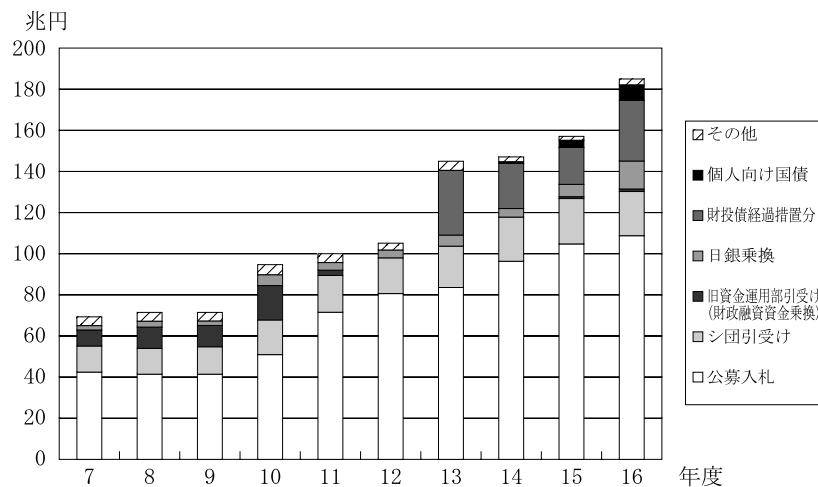
(2) 国債の発行消化等の状況

ア 消化方式別の国債発行状況

毎年度多額の国債を確実かつ円滑に発行する必要があることから、国債市場の動向等を踏まえて消化方式別に発行額が決定されている。

消化方式別の発行額の推移は図3のとおりである。

図3 消化方式別発行額の年度別推移



(注) 個人向け国債には、郵便局で募集した分も含めている。

消化方式別の発行額の推移をみると、公募入札とシ団引受けを合わせた市中発行分の発行額は年々増加する傾向にあり、13年度に初めて100兆円を超え、それ以降も増え続けて16年度では131.5兆余円となっている。

市中発行方式、公的部門による引受け、個人向け国債別に、その発行状況をみると次のとおりである。

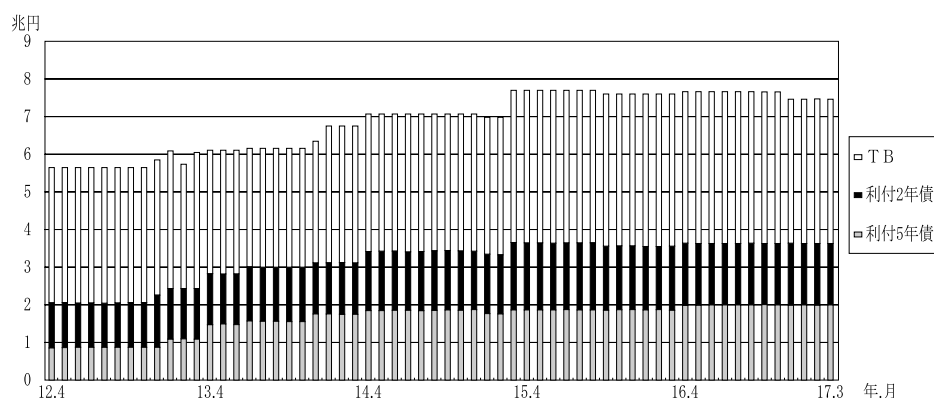
(ア) 市中発行方式

a 公募入札

公募入札の1回当たりの発行予定額は、確実かつ円滑に消化できるように、国債発行市場の動向等を踏まえ、大幅な変動が生じないように決定することとしている。そこで、16年度に毎月発行されている利付5年債、利付2年債及び割引短期国債(以下「TB」という。)について、12年度以降の毎月の発行額の推移をみると図4のとおりとなっていて、年度内で見ると、月々の発行額はほぼ平準化されたものとなっている。また、17年3月の発行額は計7.4兆余円で、12年4月の発行額計5.7兆余円と比べて1.7兆余円の増加となっている。

なお、公募入札において、応募額が発行予定額に達しないといういわゆる「未達」については、6年2月における利付4年債の入札で生じ、それ以降は生じていない。

図4 公募入札による発行額(利付5年債、利付2年債及びTB)の月別推移



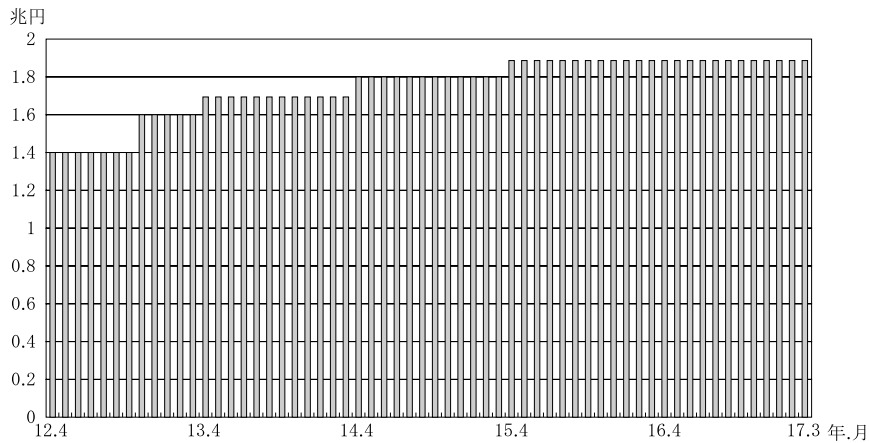
b シ団引受け

シ団引受けには、シ団構成員による競争入札部分と固定シェア引受部分があり、競争入札部分について応募額が割当予定額に達しなかった際には、残額を固定シェアで引き受けさせることになっているため、未達が生ずることはない。昭和62年に初めて競争入札が導入されて以降、より流動性の高い国債市場を構築するために、競争入札部分の占める割合は引き上げられてきている(平成16年度末現在85%)。

シ団引受けにより発行された利付10年債の毎月の発行額の推移について、公募入札の場合と同じ期間で見ると図5のとおりとなっていて、公募入札と同様、年度内で見ると、月々の発行額はほぼ平準化されたものとなっている。また、17年3月の発行額は1.9兆円で、12年4月の発行額1.4兆円と比べて0.5兆円の増加となっている。

なお、シ団引受けにおける競争入札部分で応募額が割当予定額に達しなかったのは、14年9月における入札の1回のみである。

図5 シ国引受けによる発行額の月別推移



(イ) 公的部門による引受け

a 普通国債の引受け

公的部門による普通国債の引受けは、いわゆる財政投融资改革前の12年度までは旧資金運用部による引受け、旧郵便貯金特別会計の金融自由化対策資金による引受け、日銀乗換、郵便局窓口販売となっていたが、改革後は原則として日銀乗換、郵便局窓口販売のみとなり、日銀乗換が大宗を占めている。

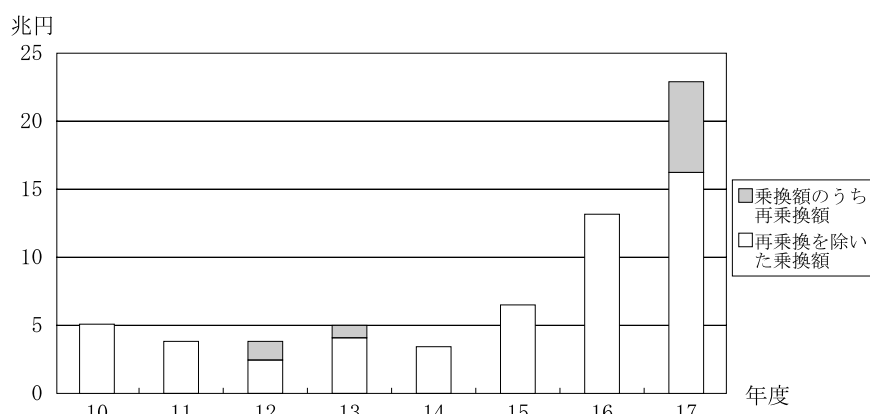
日銀乗換は、日本銀行が金融調節を通じて市中から買い入れて保有する国債が満期を迎えた際に、特別会計予算の予算総則に定める限度額の範囲内で、財務省の要請を受けて同行が借換国債を直接引き受けるものである。財政法では、日本銀行による国債の引受けを原則禁止しているが、日銀乗換の場合、同行が保有する国債の借換えであり、通貨膨張の要因にはならないなどのため、同法第5条ただし書の規定により、国会の議決を経た金額の範囲内で乗換えを実施することができることとなっている。

10年度までは財務省の要請に応じて利付10年債で乗り換えていたが、11年度からは同行の政策委員会が乗換えに応ずるか否かを決定し、資産の固定化への影響の小さいTB(1年)による乗換えを1回に限って行っている(12、13両年度は乗り換えたTBの一部再乗換えを実施)。

日銀乗換額を年度別にみると図6のとおりであり、10年度以降、乗換額が毎年度3兆円を超える多額なものとなっており、16年度は13.2兆余円と急増している。これは、国債発行額が10年度以降大幅に増加し、他方、日本銀行の国債買入れが増加する状況の中で、同行の保有している国債(図11参照)の満期償還額が多額に上っていることなどから、財務省において、市中消化額の大幅な増加を抑え、市中発行の平準化を図る必要があるとして、同行に乗換えを要請した結果である。

なお、17年度の国債発行計画では、17年度に見込まれる国債償還の集中の平準化を図るため、6.8兆余円の再乗換えを見込んでいる。

図6 日銀乗換額の年度別推移

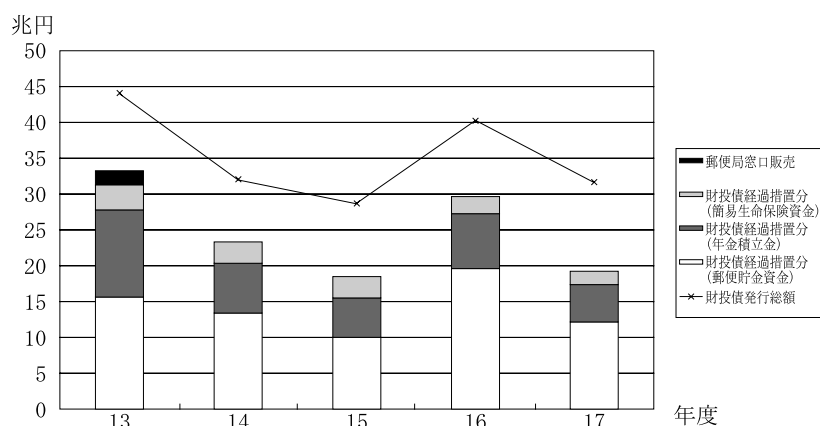


(注) 平成16年度までは実績で、17年度は計画額である。

b 財投債の引受け

公的部門による財投債の引受けは、図7のとおりとなっていて、13年度には郵便局窓口販売分が若干あったものの、14年度以降は全額が財投債経過措置分となっている。

図7 公的部門別財投債引受額の推移



注(1) 平成16年度までは実績で、17年度は計画額である。

注(2) 折れ線グラフと棒グラフの差額は市中発行分である。

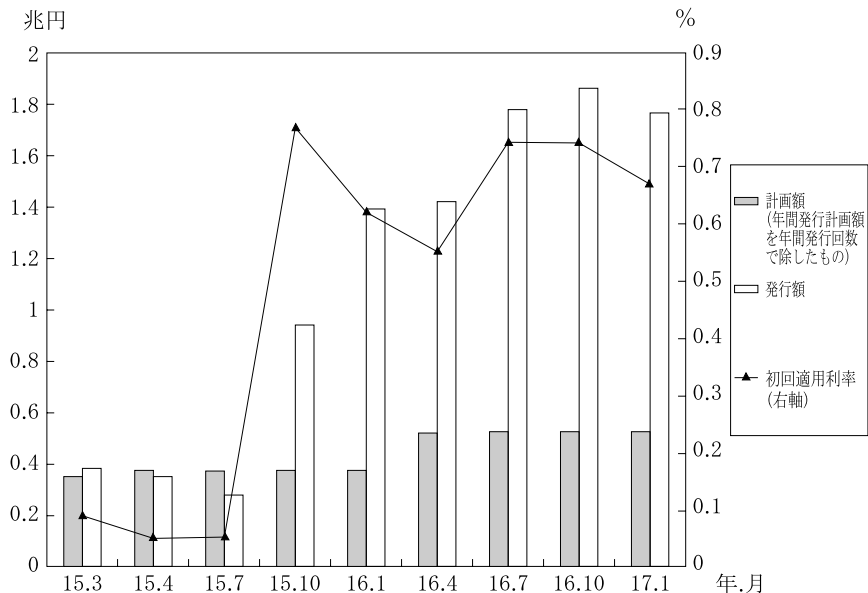
財投債経過措置分は、13年度から始まったいわゆる財政投融资改革により、郵便貯金及び年金積立金の資金運用部への預託義務が廃止され、原則として自主運用されることになったことに伴い、市場への影響や既往貸付けの継続の財源確保などを考慮して、13年度以降19年度末までの7年間の経過措置として、財投債の一部を郵便貯金資金、年金積立金及び簡易生命保険資金で引き受けることとしたものである。財投債の発行額の増減に伴い、財投債経過措置分も増減しており、16年度においては、郵便貯金資金及び年金積立金への払戻額が増加したことなどにより、経過措置分が29.5兆余円となり、前年度に比べて11.0兆余円増加している。

(ウ) 個人向け国債

個人向け国債は、他の国債と異なり、個人のみ保有することが可能な満期10年・変動金利型の国債である。個人が保有しやすいよう、利付10年債の実勢金利を基に半年ごとに金利が変動したり、個人の換金ニーズに応えるために、額面金額に経過利子相当額を加えたものから一定の手数料相当額を差し引いた上で中途換金したりすることができるなどの条件を設定し、個人による国債保有の促進を目的として発行されている。15年度以降は3箇月ごとに年4回発行してお

り、最初に発行した15年3月以降の発行額及び初回適用利率の推移は図8のとおりとなっており、同年10月以降の発行額は、計画額(年間発行計画額を年間発行回数で除したもの)を大幅に上回っている状況であり、16年度においては、計画額2.1兆円に対して6.8兆余円の発行となっている。

図8 個人向け国債発行年月別発行額及び初回適用利率の推移



イ 国債の商品性・保有者層の多様化の状況

(ア) 発行年限別の国債発行の状況

国債の発行年限についても、金利変動リスク、借換りリスク等を考慮した上で、国債発行市場の動向等を踏まえ、円滑に消化できるよう、短期、中期、長期、超長期の各ゾーンにバランスのとれた決定をすることとしている。

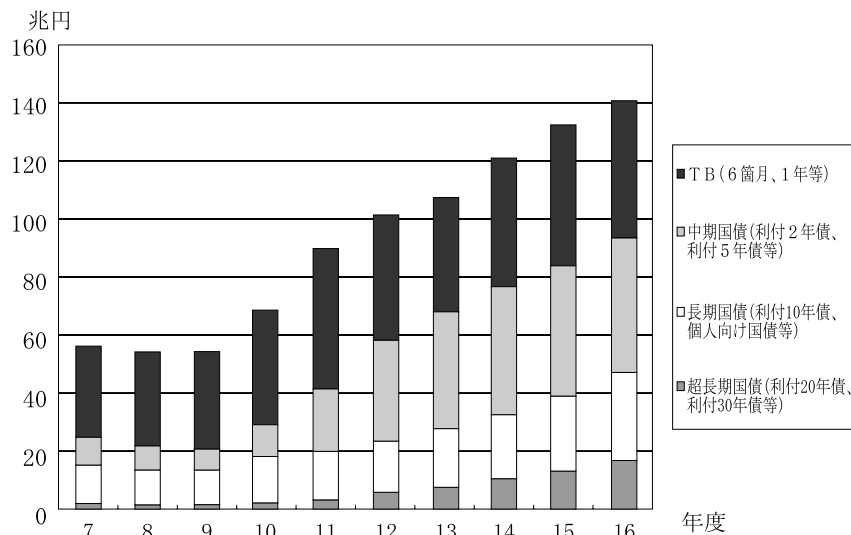
7年度以降における発行年限別の発行実績は表5のとおりとなっており、10年度までは発行する種類が固定化されていたものの、11年度以降は発行年限を整理したり、多様化したりする傾向にあり、最近では前記の個人向け国債や利付10年物価連動債が新たに発行されている。なお、17年度にも新たな個人向け国債(固定利率・5年満期)が発行される予定である。

表5 国債の発行年限別発行実績

発行年限別種類		発行実績 (年.月)		
超長期	利付30年債 利付20年債 変動利付15年債	7.4	11.4	17.4
			11.9	
			12.6	
長期	利付10年債 個人向け国債 利付10年物価連動債		15.3	
			16.3	
中期	利付6年債 利付5年債 割引5年債 利付4年債 割引3年債 利付2年債		13.3	
			12.2	
			12.9	
			13.2	
			12.11	14.11
短期	TB(1年) TB(6箇月) TB(3箇月)		11.4	
			12.3	

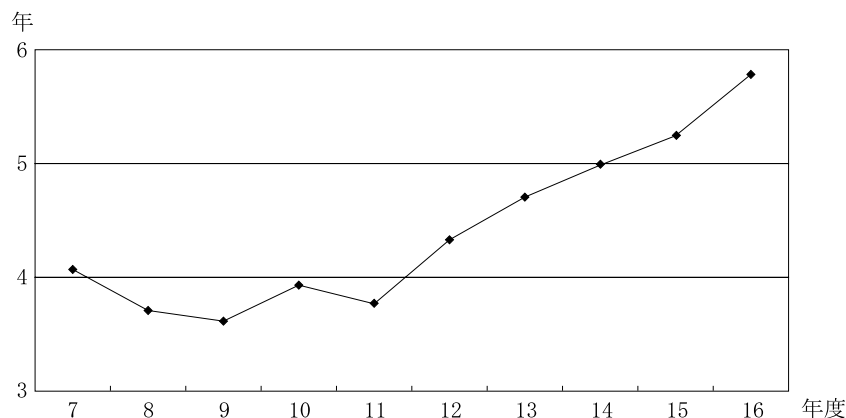
公的部門による引受分を除いた、市中発行、郵便局窓口販売等により発行された国債の発行年限別の発行額の推移は、図9のとおりであり、11年度以降、利付2年債、利付5年債等の中期国債や利付20年債、利付30年債等の超長期国債の発行額が増加する傾向にある。

図9 発行年限別国債発行額の推移



なお、上記の国債に係る平均発行年限の推移は、図10のとおりであり、12年度以降、超長期国債の発行額の増加などにより急激に伸長してきて、11年度においては約3.7年だったものが、16年度では約5.8年となっている。

図10 市中発行、郵便局窓口販売等により発行された国債に係る平均発行年限の推移



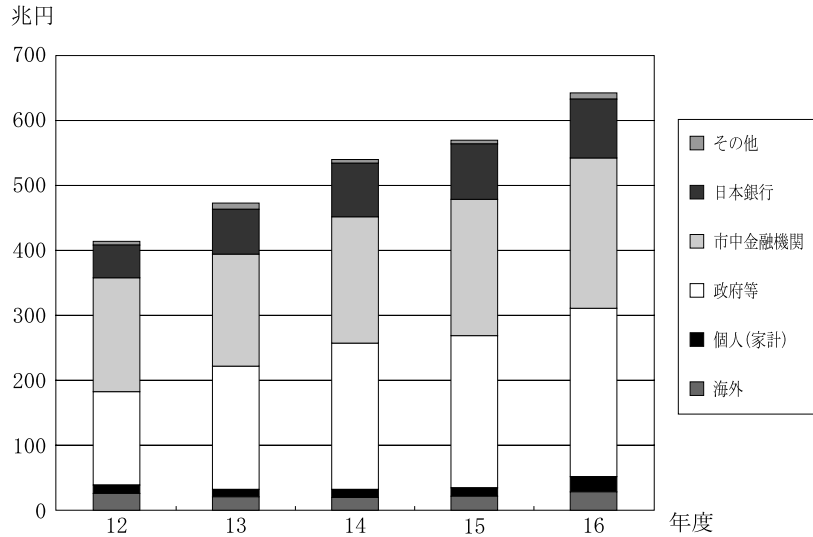
(イ) 国債の保有者の状況

我が国の国債の保有構造は、公的部門や金融機関による保有割合が高い一方で、個人、海外部門の保有割合が諸外国に比べて相対的に低く、市場の状況が変化した場合において市場参加者の取引が一方に流れがちな傾向にあるとの指摘がある。そこで、財務省では、国債の保有者層の多様化が国債市場の安定に資するという考えに立って、個人向け国債を15年3月に新たに発行したり、海外投資家による国債の保有を促進するために税制を整備するとともに、海外説明会の開催を17年1月から行ったりなどしている。

最近5年間の保有者の状況は、図11のとおりであり、全体に占める個人(家計)及び海外部門の保有割合は、16年度末でそれぞれ3.3%、4.2%といまだ低いものの、12年度末に比べて保有

額は、個人(家計)については10.1兆余円から21.3兆余円、海外部門については24.4兆余円から27.4兆余円と増加している。

図11 国債保有者別内訳の推移



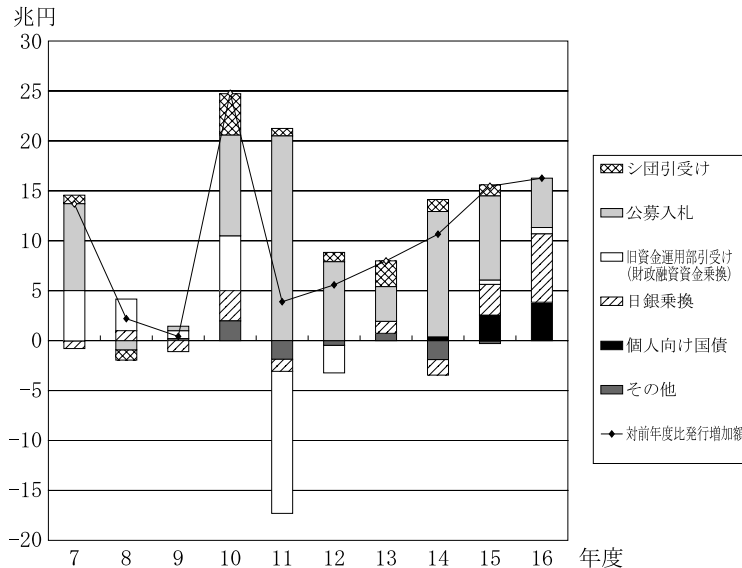
注(1) 日本銀行作成の「資金循環統計」を基に作成

注(2) 政府等は、財政融資資金(旧資金運用部)、郵便貯金資金、簡易生命保険資金、年金資金等であり、平成17年3月末現在では264.3兆余円で、その内訳は、財政融資資金48.7兆余円、郵便貯金資金104.6兆余円、簡易生命保険資金54.1兆余円、年金資金20.9兆余円等となっている。

ウ 国債発行額の増加分と消化方式ごとの増減額

19年度末までに財投債の経過措置が終了するので、財投債経過措置分を除いた分について、国債発行額の対前年度比増加額と消化方式ごとの増減額との関係を見ると図12のとおりである。

図12 発行増加額と消化方式ごとの増減額



発行額が大幅に増加した10年度には、その受け皿として、シ団引受けや公募入札の発行額を増加させることに加えて、旧資金運用部による引受けを増加させるなどしている。旧資金運用部引受けは、財政投融资改革の動きの中で、11年度は大幅に減少し、その分、公募入札(TB(1年)、利付2年債等)の発行額が増加しており、旧資金運用部引受けが全くなかった12年度では、TB(1

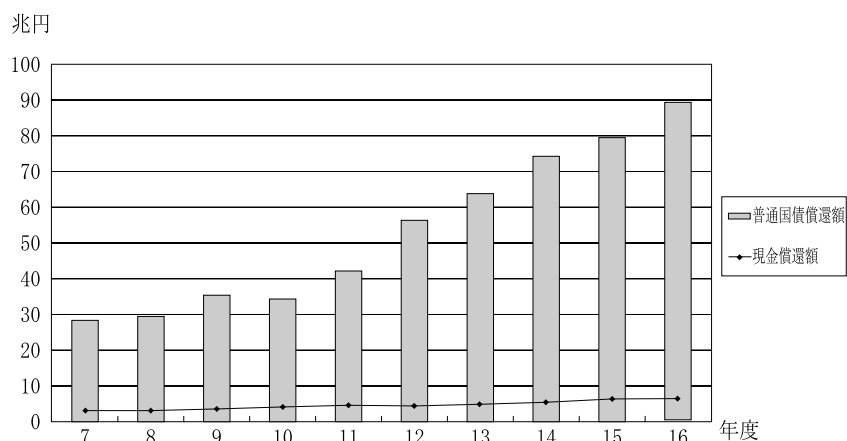
年)、利付2年債に加えて、利付5年債の公募入札による発行額が増加している。また、15、16両年度では、公募入札の増加額が鈍化し、日銀乗換や個人向け国債などが増加しており、その中でも特に日銀乗換の増加が著しいものとなっている。

(3) 債務管理の状況

ア 国債の償還

普通国債の年度別の償還額は図13のとおり、発行残高の増加とともに年々増加する傾向にあり、16年度では89.1兆余円となっていて、7年度の28.4兆余円と比べて3.1倍にも上っている。また、16年度の償還額89.1兆余円の内訳は、現金償還額6.5兆余円、借換国債発行額82.6兆余円となっている。なお、17年度においては、償還額が100兆円を超える予定である。

図13 普通国債の年度別償還額の推移



(注) 同一年度内で発行・償還が行われるTBは含めていない。

また、財投債の年度別償還額の推移は、表6のとおりとなっている。

表6 財投債の年度別償還額の推移

(単位：億円)

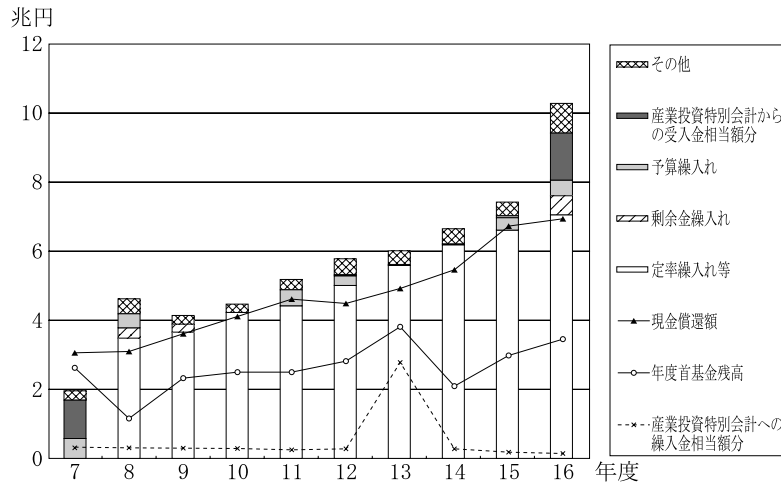
年 度	13	14	15	16
償 還 額	—	—	122,037	103,816

イ 普通国債に係る償還財源の繰入れ等の状況

前記のとおり、普通国債の償還財源の一部は、毎年度一般会計から基金に繰り入れることとしており、近年では国債残高の累増に従って繰入額も増加している状況である。

繰入額、現金償還額及び年度首基金残高の推移を示すと図14のとおりとなっている。

図14 普通国債に係る繰入額等の推移



(注) 本図には、一般会計負担の日本国有鉄道清算事業団債券承継国庫債券等に係るものを含む。

一般会計において厳しい財政状況が続いている中で、当面の国債の償還に支障を生ずることはないという状況などから、昭和57年度から平成元年度までの間及び5年度から7年度までの間については、各年度の特例法により、定率繰入れ及び発行差減額繰入れを停止した。しかし、最近では毎年度の現金償還額が増こうしていること、また、現金償還額が年度首基金残高を大幅に上回る状況となってきていることから、現状では、定率繰入れ等を停止することは難しい状況になっている。

ウ 買入消却の実施状況

20年度に満期償還を迎える普通国債のうち、昭和63年度に発行した利付20年債と平成10年度に発行した利付10年債を対象として、14年度から買入消却が実施されている。

上記普通国債の買入消却の実施状況は表7のとおりであり、14年度から16年度までの間における実績額は計3兆2163億余円となっている。

表7 買入消却の実施状況

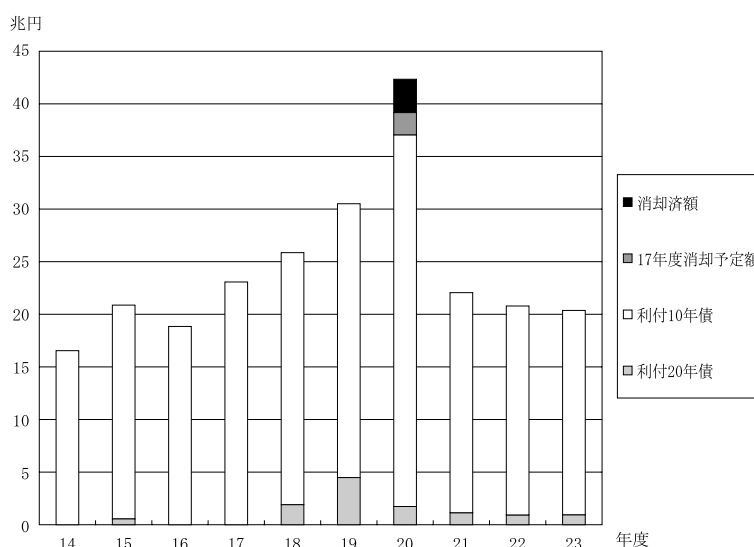
(単位：億円)

種類	買入先	14年度	15年度	16年度	累計
利付10年債	市中金融機関	1,464	5,389	5,919	12,773
	財政融資資金	—	4,000	10,000	14,000
	日本銀行	—	—	4,000	4,000
	計	1,464	9,389	19,919	30,773
利付20年債	市中金融機関	726	582	82	1,390
	財政融資資金	—	—	—	—
	日本銀行	—	—	—	—
	計	726	582	82	1,390
合計	市中金融機関	2,190	5,971	6,001	14,163
	財政融資資金	—	4,000	10,000	14,000
	日本銀行	—	—	4,000	4,000
	計	2,190	9,971	20,001	32,163

これは、10年度において、旧日本国有鉄道清算事業団及び国有林野事業特別会計の債務の一部を一般会計が承継したり、総合経済対策や緊急経済対策が補正予算により実施されたりしたため、普通国債の発行額が9年度より26.4兆余円増加して76.2兆余円となり、シ団や旧資金運用部が引き受ける利付10年債を大量に発行した結果、図15のとおり、19年度までと比較して20年度に満期償還を迎える額が増加することとなったことによるものである。

そして、20年度に大量の満期償還を迎えることになる分について、14年度から買入消却を実施し、これにより償還時の借換国債発行額の平準化を図ることとしている。なお、17年度には2.2兆円の買入消却を予定(18、19両年度は未定)している。

図15 普通国債(利付20年債及び利付10年債)の償還及び買入消却の状況



(注) 買入消却前の各年度の償還額は14年3月末現在である。

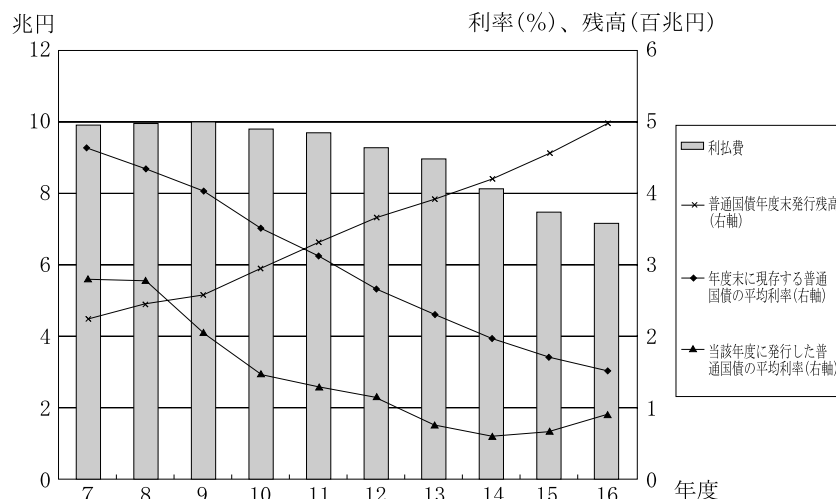
(4) 国債の発行・償還に伴う費用の状況

国債の発行・償還に伴う費用のうち、利払費及び手数料については次のような状況となっている。

ア 利払費

国債の利子は、通常の場合、満期償還まで毎年2回、発行時に国が決定した表面利率に従って一定額が支払われる。普通国債に係る利払費の年度別推移は、図16のとおりである。

図16 普通国債に係る年度別利払費の推移



各年度における年度末に現存する普通国債の平均利率をみると、7年度4.6%であったものが年々低下し、16年度では1.5%となっており、利払費も同様に年々減少し、7年度9.9兆余円であったものが16年度では7.1兆余円となっている。これは、この間においても、普通国債の年度末発行残高は年々増加しているが、発行残高の増加による利払費の増加分を、利率の低下による利払費の減少分が上回る結果となっていることによるものである。

しかし、毎年度の普通国債の発行額が増大したり、普通国債の発行残高が累増したりしている状況では、金利の変動によって利払費が大きく増減するなどの影響を受けることになる。

また、財投債に係る利払費の推移は表8のとおりである。

表8 財投債に係る利払費の年度別推移

(単位：億円)

年 度	13	14	15	16
利 払 費	1,338	4,283	5,982	8,405

イ 手数料

16年度において、国債整理基金特別会計から支払われた普通国債及び財投債に係る手数料の内訳は、表9のとおりである。

表9 平成16年度の手数料支払実績

(単位：億円)

区 分	算 定 基 準	支 払 先	16年度支払実績	
引受手数料	利付10年債	額面金額100円につき23銭 (16年4月は100円につき39銭)	シ団、日本郵政公社、年金資金運用基金、財政融資資金	936
	中期利付国債(郵便局販売分)	額面金額100円につき12銭	日本郵政公社	
起債等事務取扱手数料	利付国債	償還期間5年以上	日本銀行	133
		償還期間5年未満		
	割引短期国債	額面金額×1/100,000		
国債募集発行事務取扱手数料	個人向け利付国債	額面金額100円につき50銭	取扱機関(日本郵政公社を含む。)	357
利子支払手数料	財政融資資金・国債整理基金・日本郵政公社・年金資金運用基金・日本銀行所有分	利子支払額×0.9/1,000	日本銀行、日本銀行代理店、国債代理店、国債元利金支払取扱店、日本郵政公社	90
	上記以外分	利子支払額×1.8/1,000		
償還手数料	割引短期国債	償還金支払額×0.9/1,000,000 銘柄毎の手数料額の上限 自己口 1万円 顧客口 1.5万円	日本銀行、日本銀行代理店、国債代理店、国債元利金支払取扱店、日本郵政公社	185
	上記以外分	償還金支払額×0.9/1,000 銘柄毎の手数料額の上限 500万円		
その他の手数料				1
合 計				1,705

注(1) 算定基準で算出された額に消費税を加えた額が手数料支払額である。

注(2) 一般会計負担の日本国有鉄道清算事業団債券承継国庫債券等に係る手数料を含む。

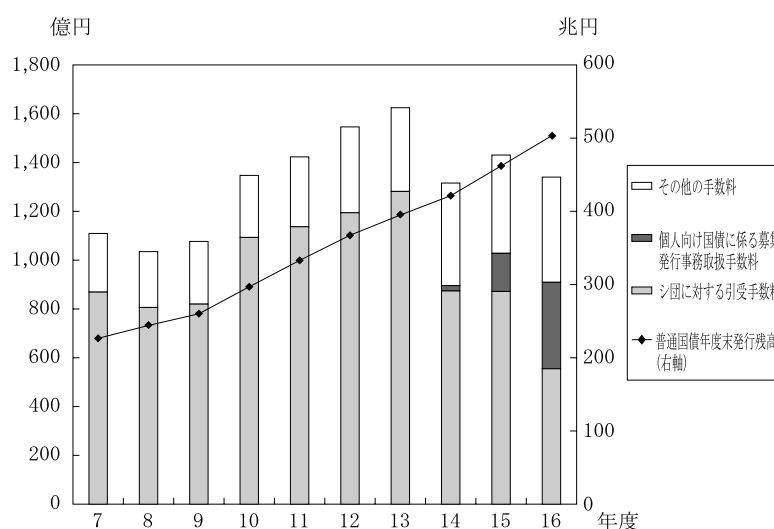
これら手数料のうち、支払金額の大半を占める利付10年債に係る引受手数料については、シ団に対し支払われるものが大部分であり、このシ団に対する引受手数料は、国債の募集取扱い及び引受けに対する対価として支払われるものである。この手数料率は、シ団の固定シェア引受けの割合の低下、政府保証債等の引受手数料率の低下等に伴い、14年5月には100円当たり63銭から39

銭に、16年5月には23銭にそれぞれ引き下げられ、現在に至っている。

普通国債に係る手数料について、年度別の推移をみると、図17のとおりとなっていて、近年の国債発行残高の累増にもかかわらず、その伸びと必ずしも連動せず、手数料は微増傾向にとどまっている。これは、引受手数料率の大幅な引下げや、シ団引受けの国債発行全体に占める割合自体の低下などにより、手数料の大宗を占めるシ団引受手数料が減少していることなどによるものである。

個人向け国債に係る募集発行事務取扱手数料については、額面金額100円につき50銭と、他の手数料と比べて高い基準で設定されており、15年度以降、個人向け国債の発行額の急増に伴って、その手数料額も急増している。

図17 普通国債に係る手数料の推移



(注) 一般会計負担の日本国有鉄道清算事業団債券承継国庫債券等に係る手数料を含む。

また、財投債に係る手数料の推移は表10のとおりとなっている。

表10 財投債に係る手数料の推移

(単位：億円)

年 度	13	14	15	16
手 数 料	774	455	392	372
うち引受手数料	758	443	360	340

[3] まとめ

(1) 国債発行計画の策定について

国債は、市場のニーズ・動向等を踏まえて策定された年度予算ベースでの国債発行計画に基づき発行されるが、国債の発行自体はできる限り毎月平準的に行うこととしており、年度予算ベースとカレンダーベースの発行予定額にかい離がある場合には、前倒債の発行額の増減で調整することとしている。そして、当該計画年度の予算上、必要な額以上の発行額相当分は、翌年度分の前倒債に充当される。近年、前倒債の発行額が増加してきている。

(2) 国債の発行消化等の状況について

消化方式別・発行年限別の国債発行の状況をみると、対前年度の発行増加額の受け皿として、11

年度以降、国債の商品性の多様化を進めるなどして、公募入札(TB(1年)、利付2年債、利付5年債等)の発行額が増加してきている。15、16両年度では、公募入札の増加額が鈍化し、日銀乗換や個人向け国債などが増加している。また、国債市場の安定に資するという考え方に立ち、国債の保有者層の多様化を図ることとしており、全体に占める個人(家計)及び海外部門の保有割合はいまだ低いものの、保有額は増加している。

(3) 債務管理の状況について

償還の状況についてみると、普通国債発行残高の増加に伴い現金償還額が増加し、年度首基金残高を大幅に上回る状況となっており、過年度において定率繰入れ等を停止した時期もあったが、現状では、定率繰入れ等を停止することは難しい状況となっている。

(4) 国債の発行・償還に伴う費用の状況について

普通国債に係る利払費は、発行残高の増加による増加分を、利率の低下による減少分が上回る結果となっていることにより、年々減少してきているが、毎年度の発行額が増大したり、発行残高が累増したりしている状況では、金利の変動によって利払費が大きく増減するなどの影響を受けることになる。

以上のとおり、国債管理については、国債市場のニーズ・動向等を踏まえた国債発行計画を策定すること、消化方式・発行年限を多様化することなどにより多額の国債発行額を消化している。一方、近年の金利低下傾向により利払費は減少傾向にあるものの、今後の金利上昇局面では予断を許さない状況にある。最近の財政状況を踏まえれば、今後も国債発行額の増加が予想されるので、国債の安定消化の確保、国債市場の流動性の維持・向上、多額の既発国債の適切な管理等のため、国債管理のための諸施策の一層の推進が望まれる。

第2節 歳入歳出決算等検査対象別の概要

第1 歳入歳出決算

平成16年度の一般会計決算額及び各特別会計決算額の合計額は、次表のとおりである。

	一般会計 千円	特別会計 千円	総計 千円
歳入	88,897,515,027	419,300,415,344	508,197,930,371
歳出	84,896,776,304	376,032,929,176	460,929,705,481
歳入超過	4,000,738,723	43,267,486,167	47,268,224,890

一般会計の歳入超過は4兆0007億3872万余円で、前年度の歳入超過3兆2068億3663万余円に比べて7939億0209万余円増加している。

上記の歳入超過4兆0007億3872万余円から既往年度に発生した剰余金の使用残額を差し引いた16年度新規発生剰余金は3兆9484億1095万余円である。これから翌年度への繰越歳出予算財源2兆2566億1220万余円、地方交付税交付金財源4322億0242万余円及び道路整備費財源623億6764万余円を差し引いた1兆1972億2868万余円が、16年度における財政法(昭和22年法律第34号)第6条の純剰余金となっている。

1 一般会計

(歳入)

一般会計の歳入決算は次表のとおりである。

区分	16年度 千円	(15年度) 千円
徴収決定済額	88,909,691,556	85,628,634,857
収納済歳入額	88,897,515,027	85,622,807,292
不納欠損額	810,508	1,400,870
収納未済歳入額	11,366,020	4,426,694

収納済歳入額の主なものは、租税及印紙収入の45兆5890億1255万余円、公債金の35兆4899億9957万余円である。このうち、公債金の収納済歳入額は、財政法第4条第1項ただし書の規定により発行された公債の収入金8兆7039億9979万余円、及び「平成16年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律」(平成16年法律第22号)第2条第1項の規定により発行された公債の収入金26兆7859億9977万余円の合計額である。

収納未済歳入額の主なものは弁償及返納金(徴収決定済額1386億2566万余円)の105億9530万余円である。

この収納未済歳入額のほか、既往年度に生じた収納未済歳入額で本年度にもなお収納されなかったものが148億5143万余円ある。

(歳出)

一般会計の歳出決算は次表のとおりである。

区分	16年度 千円	(15年度) 千円
支出済歳出額	84,896,776,304	82,415,970,662
翌年度繰越額	2,256,612,201	1,663,512,767
不用品	1,388,827,645	1,087,414,146

<支出済歳出額>

支出済歳出額は、これを所管別にみると、次表のとおりである。

第6章
第2節
第1
1
一般会計

所 管	16 年 度 千円	(15 年 度) 千円
皇 室 費	6,967,747	6,722,895
国 会	128,577,737	128,228,018
裁 判 所	307,893,844	314,944,459
会 計 検 査 院	19,134,664	18,855,131
内 閣 府	89,094,374	89,603,599
内 閣 省	5,480,529,658	5,487,535,874
総 務 省	19,196,526,566	18,992,928,528
法 務 省	635,960,185	627,314,298
外 務 省	904,026,820	839,253,422
財 務 省	18,955,509,170	16,975,441,984
文 部 科 学 省	6,115,821,859	6,292,586,453
厚 生 労 働 省	20,761,904,359	20,152,283,746
農 林 水 産 省	3,157,496,028	3,246,425,261
経 済 産 業 省	964,741,963	930,076,865
国 土 交 通 省	7,840,859,590	8,079,569,103
環 境 省	331,731,732	234,201,018

また、支出済歳出額を主要経費別にみると次表のとおりである。

主 要 経 費	16 年 度 千円	(15 年 度) 千円
社 会 保 障 関 係 費	20,285,954,056	19,720,061,365
生 活 保 護 費	1,940,892,202	1,810,222,567
社 会 福 祉 費	1,722,924,781	1,883,085,834
社 会 保 険 費	15,644,071,472	14,976,520,005
保 健 衛 生 対 策 費	514,376,724	562,532,148
失 業 対 策 費	463,688,873	487,700,810
文 教 及 び 科 学 振 興 費	6,149,043,957	6,472,017,644
義 務 教 育 費 国 庫 負 担 金 (国立学校特別会計へ繰入)	2,549,376,193 —	2,742,028,752 1,472,356,827
科 学 技 術 振 興 費	1,262,647,248	1,300,403,305
文 教 施 設 費	161,969,706	201,784,759
教 育 振 興 助 成 費	2,039,972,681	639,591,349
育 英 事 業 費	135,078,128	115,852,651
国 債 費	17,514,898,571	15,544,023,946
恩 給 関 係 費	1,135,968,562	1,206,999,291
文 官 等 恩 給 費	43,399,127	47,423,756
旧 軍 人 遺 族 等 恩 給 費	1,028,766,590	1,089,989,785
恩 給 支 給 事 務 費	3,585,278	3,712,515
遺 族 及 び 留 守 家 族 等 援 護 費	60,217,566	65,873,233
地 方 交 付 税 交 付 金	16,557,292,706	16,392,632,109
地 方 特 例 交 付 金	1,104,834,000	1,006,168,000
防 衛 関 係 費	4,898,055,628	4,927,471,236
公 共 事 業 関 係 費	8,235,698,852	9,358,806,119
治 山 治 水 対 策 事 業 費	1,273,353,989	1,452,577,951
道 路 整 備 事 業 費	1,795,868,427	2,432,020,438
港 湾 空 港 鉄 道 等 整 備 事 業 費	567,071,314	633,383,862
住 宅 都 市 環 境 整 備 事 業 費	1,651,284,194	1,675,295,738
下 水 道 水 道 廃 棄 物 処 理 等 施 設 整 備 費	1,289,921,096	1,500,951,507
農 業 農 村 整 備 事 業 費	862,984,120	965,174,970
森 林 水 産 基 盤 整 備 事 業 費	353,346,092	393,591,806
調 整 費 等	54,518,995	27,036,161

主要経費	16年度 千円	(15年度) 千円
災害復旧等事業費	387,350,620	278,773,681
経済協力費	880,017,793	899,766,401
中小企業対策費	288,325,617	241,152,352
エネルギー対策費	504,106,023	556,940,469
食料安定供給関係費	652,015,692	743,980,118
産業投資特別会計へ繰入	97,782,000	102,475,841
改革推進公共投資事業償還 時補助等	1,280,991,910	—
その他の事項経費	5,311,790,931	5,243,475,766

(注) ()内は15年度における分類である。

<翌年度繰越額>

翌年度繰越額は2兆2566億1220万余円(15年度1兆6635億1276万余円)で、その内訳は次のとおりであって、財政法第43条の2第1項の規定による継続費の逡次繰越のものはない。

- ① 財政法第14条の3第1項の規定による明許繰越のもの 2,227,287,682千円
- ② 財政法第42条ただし書の規定による事故繰越のもの 29,324,518千円

これらの翌年度繰越額のうち主なものは次表のとおりである。

所管組織	項	翌年度繰越額 千円	(歳出予算現額) 千円
内閣府 防衛施設庁	施設運営等関連諸費	41,744,681	(423,324,779)
法務省 法務本省	法務省施設費	74,016,830	(129,459,621)
外務省 外務本省	経済協力費	77,359,121	(348,830,516)
文部科学省 文部科学本省	国立大学法人施設整備費	37,332,698	(100,674,316)
農林水産省 農林水産本省	農業生産基盤整備事業費	83,380,838	(386,628,500)
	農村整備事業費	97,972,610	(321,650,750)
	農業施設災害復旧事業費	69,198,557	(110,417,029)
国土交通省 国土交通本省	治水事業費	41,095,869	(873,435,534)
	揮発油税等財源道路整備事業費	59,453,081	(1,304,071,161)
	道路整備事業費	116,395,500	(285,513,546)
	港湾事業費	33,868,550	(227,513,518)
	住宅建設等事業費	52,879,078	(315,141,661)
	揮発油税等財源道路環境整備事業費	46,147,350	(461,473,509)
	都市環境整備事業費	91,874,987	(373,542,758)
	都市計画事業費	158,347,557	(1,078,576,808)
	河川等災害復旧事業費	425,917,860	(681,407,939)
	河川等災害関連事業費	75,191,785	(107,218,218)
環境省 環境省	廃棄物処理施設整備費	46,309,526	(189,950,631)

なお、上記のうち事故繰越の主なものは法務省所管の法務省施設費のうちの111億3363万余円である。

<不 用 額>

不用額は1兆3888億2764万余円(15年度1兆0874億1414万余円)で、その主なものは次表のとおりである。

所 管 組 織	項	不 用 額 千円	(歳出予算現額) 千円
内 閣 府	内 閣 本 府 遺棄化学兵器廃棄処理事業費	13,032,871	(24,065,577)
	警 察 庁	9,349,538	(174,604,076)
	防 衛 本 庁	9,265,914	(2,452,478,359)
外 務 省	外 務 本 省 経 済 協 力 費	6,671,282	(348,830,516)
財 務 省	財 務 本 省 国 債 費	763,543,735	(18,278,442,307)
	国 税 庁 税 務 官 署	5,482,688	(697,807,674)
文 部 科 学 省	文 部 科 学 本 省 公 立 文 教 施 設 災 害 復 旧 費	9,874,579	(21,195,584)
厚 生 労 働 省	厚 生 労 働 本 省 雇 用 保 険 国 庫 負 担 金	62,500,000	(490,059,000)
	児 童 保 護 費	13,634,477	(734,614,322)
	生 活 保 護 費	11,857,364	(1,952,749,567)
	災 害 救 助 等 諸 費	9,024,227	(31,850,578)
	健 康 保 険 組 合 助 成 費	8,227,348	(15,502,978)
農 林 水 産 省	農 林 水 産 本 省 農 林 漁 業 金 融 費	5,068,036	(59,171,040)
	農 村 振 興 費	7,116,959	(100,018,343)
	水 産 庁 水 産 基 盤 整 備 費	12,140,708	(104,106,793)
経 済 産 業 省	中 小 企 業 庁 中 小 企 業 対 策 費	5,538,298	(116,530,666)
国 土 交 通 省	国 土 交 通 本 省 国 土 交 通 本 省 河 川 等 災 害 復 旧 事 業 費	12,124,491 18,698,981	(202,531,573) (681,407,939)
環 境 省	環 境 省 廃 棄 物 処 理 事 業 災 害 対 策 費	9,708,555	(24,189,695)
	廃 棄 物 処 理 施 設 整 備 費	24,729,968	(189,950,631)

<予備費使用額>

予備費使用額は1107億2741万余円(15年度1319億9911万余円)で、その主なものは次表のとおりである。

所 管 組 織	項	予 備 費 使 用 額 千円	(歳出予算額) 千円
内 閣 府	防 衛 本 庁 防 衛 本 庁 装 備 品 等 整 備 諸 費	13,247,242 5,666,797	(2,439,231,117) (689,010,132)
外 務 省	外 務 本 省 経 済 協 力 費 国 際 分 担 金 其 他 諸 費	22,000,000 27,500,000	(192,090,345) (220,665,288)
厚 生 労 働 省	厚 生 労 働 本 省 災 害 救 助 等 諸 費	9,054,700	(22,795,878)
農 林 水 産 省	林 野 庁 山 林 施 設 災 害 関 連 事 業 費	2,480,425	(36,433,000)
国 土 交 通 省	国 土 交 通 本 省 河 川 等 災 害 復 旧 事 業 費 河 川 等 災 害 関 連 事 業 費	4,657,138 16,851,689	(591,867,700) (75,183,765)

2 特 別 会 計

特別会計は、国が特定の事業を行う場合、特定の資金を保有してその運用を行う場合、その他特定の歳入をもって特定の歳出に充て一般会計の歳入歳出と区分して経理する必要がある場合に法律をもって設置されるものである。平成16年度における特別会計は31会計であって、その歳入歳出決算についてみると、次のとおりである。

(1) 内閣府、総務省及び財務省所管 交付税及び譲与税配付金特別会計

この特別会計は、地方交付税及び地方譲与税の配付並びに交通安全対策特別交付金の交付に関する経理を一般会計と区分して行うため設置されているものである。

同特別会計は、交付税及び譲与税配付金と交通安全対策特別交付金の2勘定に区分して経理されており、その勘定別の16年度の歳入歳出決算、借入金及び交付・譲与実績は次のとおりである。

(交付税及び譲与税配付金勘定)

1 歳入歳出決算

区 分	16 年 度 千 円	(15 年 度) 千 円
(歳 入)		
徴 収 決 定 済 額	69,784,190,562	67,338,432,692
収 納 済 歳 入 額	69,784,190,562	67,338,432,692
(歳 出)		
歳 出 予 算 現 額	69,496,960,047	67,043,537,534
支 出 済 歳 出 額	68,028,816,816	66,590,920,379
翌 年 度 繰 越 額	1,034,668,288	—
不 用 額	433,474,942	452,617,154

翌年度繰越額の主なものは地方交付税交付金(歳出予算現額18兆0547億7547万余円)の1兆0346億6689万円である。また、不用額の主なものは国債整理基金特別会計へ繰入(同49兆1659億1098万余円)の4308億7077万余円である。

2 借 入 金

区 分	16 年 度 末 千 円	(15 年 度 末) 千 円
借 入 金 現 在 額 (財 政 融 資 資 金 等)	50,223,332,987	48,527,710,987

3 交付・譲与実績

区 分	16 年 度 千 円	(15 年 度) 千 円
地 方 交 付 税		
道 府 県 分	9,308,167,591	9,978,501,735
市 町 村 分	7,711,940,995	8,090,793,346
計	17,020,108,586	18,069,295,081
地 方 特 例 交 付 金		
都 道 府 県 分	464,113,104	351,288,523
市 町 村 分	640,720,896	654,879,477
計	1,104,834,000	1,006,168,000
地 方 譲 与 税		
(注)		
〔所得譲与税〕		
〔地方道路譲与税〕		
〔石油燃料譲与税〕		
〔航空機重量譲与税〕		
〔自動車と特別とん〕		
都 道 府 県 分	417,408,840	187,388,990
市 町 村 分	751,067,487	506,635,194
計	1,168,476,327	694,024,184

(注) 所得譲与税法(平成16年法律第26号)に基づき、個人の所得課税に係る国から地方公共団体への本格的な税源の移譲を行うまでの間の措置として地方公共団体に対して譲与される。

(交通安全対策特別交付金勘定)

1 歳入歳出決算

区 分	16 年 度 千 円	(15 年 度) 千 円
(歳 入)		
徴 収 決 定 済 額	90,960,220	89,036,003
収 納 済 歳 入 額	90,960,220	89,036,003
(歳 出)		
歳 出 予 算 現 額	79,782,088	83,006,640
支 出 済 歳 出 額	79,553,189	82,205,061
不 用 額	228,898	801,578

2 交付実績

区 分	16 年 度 千円	(15 年 度) 千円
交通安全対策特別交付金		
都 道 府 県 分	47,434,908	49,055,121
市 町 村 分	31,525,261	32,556,462
計	78,960,169	81,611,583

(2) 法務省所管 登記特別会計

この特別会計は、国が行う登記に関する事務その他の登記所に係る事務の遂行に資するとともに、その経理を一般会計と区分して行うため設置されているものである。

同特別会計の16年度の歳入歳出決算及び主な業務実績は次のとおりである。

1 歳入歳出決算

区 分	16 年 度 千円	(15 年 度) 千円
(歳 入)		
徴 収 決 定 済 額	190,544,480	187,760,557
収 納 済 歳 入 額	190,544,377	187,754,170
不 納 欠 損 額	19	—
収 納 未 済 歳 入 額	84	6,387
(歳 出)		
歳 出 予 算 現 額	174,709,580	175,049,326
支 出 済 歳 出 額	168,618,549	169,394,036
翌 年 度 繰 越 額	2,164,284	2,505,994
不 用 額	3,926,746	3,149,295

2 主な業務実績

区 分	16 年 度	(15 年 度)
登記申請等取扱件数	19,650千件	20,421千件
登記簿謄本交付等件数	333,914千件	357,087千件

(3) 財務省所管 財政融資資金特別会計

この特別会計は、財政融資資金の運用に伴う歳入歳出に関する経理を一般会計と区分して行うため設置されているものである。

同特別会計の16年度の歳入歳出決算、損益、積立金、財政融資資金預託金、財政融資資金特別会計公債金及び財政融資資金の運用資産は次のとおりである。

1 歳入歳出決算

区 分	16 年 度 千円	(15 年 度) 千円
(歳 入)		
徴 収 決 定 済 額	60,461,346,338	52,103,711,409
収 納 済 歳 入 額	60,461,346,338	52,103,711,409
(歳 出)		
歳 出 予 算 現 額	59,283,884,752	51,296,551,753
支 出 済 歳 出 額	56,783,268,646	48,417,671,863
不 用 額	2,500,616,105	2,878,879,889

不用額の主なものは、財政融資資金へ繰入(歳出予算現額41兆3000億円)の1兆1703億0502万余円、国債整理基金特別会計へ繰入(同12兆0332億3700万余円)の7737億0811万余円及び諸支出金(同5兆9441億2811万余円)の5558億8715万余円である。

2 損 益			
区 分		16 年 度	(15 年 度)
		千 円	千 円
利 益		9,641,191,029	10,982,392,596
(うち貸付金利息)		(7,942,405,207)	(8,899,622,668)
損 失		6,294,446,792	7,705,054,655
(うち預託金利息)		(4,940,996,649)	(6,578,333,755)
利 益 金		3,346,744,236	3,277,337,941
(前年度繰越利益)		20,342,157,361	17,064,819,420
(翌年度繰越利益)		23,688,901,598	20,342,157,361
3 積 立 金			
区 分		16 年 度 末	(15 年 度 末)
		千 円	千 円
積立金現在額		18,771,260,777	15,085,221,232
4 財政融資資金預託金			
区 分		16 年 度 末	(15 年 度 末)
		千 円	千 円
財政融資資金預託金現在額		226,772,441,040	276,438,644,342
5 財政融資資金特別会計公債金			
区 分		16 年 度 末	(15 年 度 末)
		千 円	千 円
財政融資資金特別会計公債金現在額		121,553,179,695	91,848,965,750
6 財政融資資金の運用資産			
区 分		16 年 度 末	(15 年 度 末)
		千 円	千 円
貸付金現在額		284,411,407,018	302,949,099,401
有価証券現在額		83,568,194,775	81,261,900,091

(4) 財務省所管 国債整理基金特別会計

この特別会計は、一般会計及び特別会計からの繰入資金等による国債、借入金等の償還及び利子等の支払に関する経理を一般会計と区分して行うため設置されているものである。

同特別会計の16年度の歳入歳出決算、国債等の償還並びに国債等の利子及び割引料の支払は次のとおりである。

1 歳入歳出決算

区 分		16 年 度	(15 年 度)
		千 円	千 円
(歳 入)			
徴収決定済額		193,631,883,296	169,140,776,289
収納済歳入額		193,631,883,296	169,140,776,289
(歳 出)			
歳出予算現額		175,739,941,082	162,890,566,981
支出済歳出額		164,200,157,954	154,202,068,395
翌年度繰越額		9,027,237,115	5,787,315,598
不 用 額		2,512,546,012	2,901,182,986

翌年度繰越額はすべて国債整理基金支出(歳出予算現額175兆6411億6308万余円)の分である。また、不用額の主なものは国債整理基金支出の2兆5115億5001万余円である。

2 国債等の償還

区 分		16 年 度	(15 年 度)
		千 円	千 円
(注) 国債		115,427,821,333	107,481,865,693
借 入 金		52,101,833,468	50,076,265,118
政 府 短 期 証 券		1,086,200,000	961,000,000

(注) 国債には、年度内に発行、償還される歳入歳出外の借換国債の償還分を含む。

3 国債等の利子及び割引料の支払

区 分	16 年 度 千 円	(15 年 度) 千 円
国 債 利 子 等	8,158,295,458	8,305,758,719
借 入 金 利 子	579,999,914	647,738,909
政府短期証券割引料	5,431,862	7,456,686

(5) 財務省所管 外国為替資金特別会計

この特別会計は、国が行う外国為替等の売買及びこれに伴う取引を円滑にするため置かれた外国為替資金の運営に関する経理を一般会計と区分して行うため設置されているものである。

同特別会計の16年度の歳入歳出決算、損益、積立金、基準外国為替相場等の変更などによる外国為替等評価損益等並びに主な資産運用及び政府短期証券(外国為替資金証券)の発行は次のとおりである。

1 歳入歳出決算

区 分	16 年 度 千 円	(15 年 度) 千 円
(歳 入)		
徴 収 決 定 済 額	2,252,745,936	3,668,414,418
収 納 済 歳 入 額	2,252,745,936	3,668,414,418
(歳 出)		
歳 出 予 算 現 額	932,455,188	788,233,362
支 出 済 歳 出 額	27,238,665	22,788,446
不 用 額	905,216,522	765,444,915

不用額の主なものは、国債整理基金特別会計へ繰入(歳出予算現額4603億2537万余円)の4521億6560万余円及び諸支出金(同209億6828万余円)の27億5597万余円である。

2 損 益

区 分	16 年 度 千 円	(15 年 度) 千 円
利 益	2,252,745,936	3,668,414,418
(うち運用収入)	(2,251,821,847)	(1,745,024,759)
損 失	27,238,665	22,788,446
(うち借入金利子)	(5,435,822)	(7,445,136)
利 益 金	2,225,507,271	3,645,625,971
(利益金の処理)		
翌年度に一般会計に繰入れ	1,419,000,000	1,419,000,000
翌年度に積立金として積立て	806,507,271	2,226,625,971

3 積 立 金

区 分	16 年 度 末 千 円	(15 年 度 末) 千 円
積 立 金 現 在 額	13,402,595,117	11,175,969,145

4 基準外国為替相場等の変更などによる外国為替等評価損益等

区 分	16 年 度 千 円	(15 年 度) 千 円
外国為替等繰越評価損	7,656,157,082	5,667,668,030
外国為替等評価損	3,763,131,481	1,988,489,052

5 主な資産運用及び政府短期証券(外国為替資金証券)の発行

区 分	16 年 度 末 千 円	(15 年 度 末) 千 円
(1) 主な資産運用		
円 貨 預 け 金 現 在 額	15,571,063,866	13,319,203,207
外 貨 証 券 現 在 額	70,324,367,453	58,437,273,362
(2) 政府短期証券(外国為替資金証券)の発行		
政府短期証券(外国為替資金証券)現在額	94,720,660,000	85,039,670,000

(注) 基準外国為替相場 16年1月1日から6月30日までは米貨1ドルにつき115円、16年7月1日から12月31日までは108円、17年1月1日から6月30日までは109円である。

(6) 財務省所管 産業投資特別会計

この特別会計は、産業の開発及び貿易の振興のために国の財政資金をもって出資及び貸付けを行うことにより国民経済の発展と国民生活の向上に資することを目的として、その経理を一般会計と区分して行うため設置されているものである。

同特別会計は、産業投資及び社会資本整備の2勘定に区分して経理されており、その勘定別の16年度の歳入歳出決算、損益、積立金及び主な業務実績は次のとおりである。

(産業投資勘定)

1 歳入歳出決算

区 分	16 年 度 千円	(15 年 度) 千円
(歳 入)		
徴収決定済額	369,790,551	118,075,451
収納済歳入額	369,790,551	118,075,451
(歳 出)		
歳出予算現額	82,017,380	46,426,035
支出済歳出額	45,287,939	41,475,034
翌年度繰越額	28,364,000	889,000
不 用 額	8,365,440	4,062,000

翌年度繰越額は産業投資支出(歳出予算現額 813 億 8900 万円)の 283 億 6400 万円である。

2 損 益

区 分	16 年 度 千円	(15 年 度) 千円
利 益	95,689,353	135,972,590
(うち納付金)	(43,526,281)	(37,675,788)
損 失	10,240,437	286,252,693
(うち出資金償却損)	(10,133,498)	(286,161,658)
利益金(△損失金)	85,448,916	△ 150,280,103
(利益金又は損失金の処理)		
翌年度に積立金に組入れ	85,448,916	—
翌年度に積立金を減額して整理	—	150,280,103

3 積 立 金

区 分	16 年 度 末 千円	(15 年 度 末) 千円
積立金現在額	1,533,814,204	1,684,094,307

4 主な業務実績

区 分	16 年 度	(15 年 度)
(出 資)		
出 資 法 人 数	10法人	15法人
金 額	45,181,000千円	98,800,200千円
出 資 金 減 少 金 額	203,890,462 千円	288,299,828 千円
年 度 末 出 資 金 残 高 法 人 数	23法人	26法人
金 額	3,528,168,999千円	3,686,878,461千円
(貸 付 け)		
貸 付 け 法 人 数	—法人	1法人
金 額	—千円	100,000千円
貸 付 金 回 収 金 額	3,730,400千円	4,628,400千円
年 度 末 貸 付 金 残 高 法 人 数	4法人	4法人
金 額	11,203,650千円	14,934,050千円

(注) 出資、貸付けの法人数、金額には、公団等の独立行政法人化に伴う法人数、金額の増減は含まない。

(社会資本整備勘定)

1 歳入歳出決算

第6章 第2節 第1 2 特別会計 (6) 産業投資特別会計	区 分	16 年 度 千円	(15 年 度) 千円
	(歳 入)		
	徴収決定済額	1,574,853,462	384,082,958
	収納済歳入額	1,574,853,462	384,082,958
	(歳 出)		
	歳出予算現額	1,574,911,165	422,216,387
	支出済歳出額	1,530,849,142	324,128,789
	翌年度繰越額	43,061,230	36,955,203
	不 用 額	1,000,792	61,132,394

翌年度繰越額の主なものは、民間能力活用施設整備事業資金貸付金(歳出予算現額 430 億円)の 228 億 8925 万円及び道路整備事業資金貸付金(同 895 億 0500 万円)の 191 億 8585 万円である。

2 損 益

区 分	16 年 度 千円	(15 年 度) 千円
利 益 (うち預託金利子)	7,810 (7,809)	5,680 (5,680)
損 失 (事務費)	23,408	24,371
損 失 金 (損失金の処理)	15,598	18,690
翌年度に積立金を減額して整理	15,598	18,690

3 積 立 金

区 分	16 年 度 末 千円	(15 年 度 末) 千円
積立金現在額	160,268	178,958

4 主な業務実績

区 分	16 年 度 千円	(15 年 度) 千円
(収益回収型公共事業に対する無利子貸付)		
貸付金額	72,528,223	84,264,581
貸付金回収額	78,273,624	67,849,375
年度末貸付金残高	1,185,544,027	1,191,289,428
(補助金等型公共事業に対する無利子貸付)		
貸付金額	—	86,058,939
貸付金回収額	1,282,371,527	3,418,754
年度末貸付金残高	1,129,940,999	2,412,312,527
(民間能力活用施設整備事業に対する無利子貸付)		
貸付金額	19,147,750	23,905,500
貸付金回収額	56,464,332	73,909,140
年度末貸付金残高	373,155,238	410,471,820

なお、この特別会計について検査した結果、「第3章 個別の検査結果」に「電気通信格差是正事業費補助金等の経理が不当と認められるもの」(73 ページ参照)、「新世代地域ケーブルテレビ施設整備事業における光ケーブルの敷設に係る補助対象経費を適切に算定するよう改善させたもの」(77 ページ参照)、「社会福祉施設等施設整備費補助金等が過大に交付されているもの」(214 ページ参照)、「医療施設等施設整備費補助金等に係る消費税の取扱いを適切に行うよう改善させたもの」(251 ページ参照)及び「施設の整備事業を系統施行により実施するに当たり、透明性及び公正性を確保するなどのため、製造請負管理料を契約書等に明示するなどの改善をさせたもの」(294 ページ参照)を、「第4章 国会からの

検査要請事項及び特定検査対象に関する検査状況に「第3セクターに対する社会資本整備促進融資の状況について」(850ページ参照)を掲記した。

(7) 財務省所管 地震再保険特別会計

この特別会計は、地震再保険事業に関する国の経理を一般会計と区分して行うため設置されているものである。

同特別会計の16年度の歳入歳出決算、損益、責任準備金、再保険の対象となる保険及び主な業務実績は次のとおりである。

1 歳入歳出決算

区 分	16 年 度 千円	(15 年 度) 千円
(歳 入)		
徴収決定済額	53,872,400	50,770,174
収納済歳入額	53,872,400	50,770,174
(歳 出)		
歳出予算現額	49,854,131	50,008,698
支出済歳出額	109,588	107,098
不 用 額	49,744,542	49,901,599

不用額の主なものは再保険費(歳出予算現額497億2502万余円)の497億2502万余円である。

2 損 益

区 分	16 年 度 千円	(15 年 度) 千円
利 益	55,038,663	51,643,224
(うち再保険料)	(42,916,103)	(38,089,027)
損 失	109,588	107,098
(事務取扱費)		
責任準備金繰入	54,929,075	51,536,125

3 責任準備金

区 分	16 年 度 末 千円	(15 年 度 末) 千円
責任準備金現在額	952,861,551	897,932,475

4 再保険の対象となる保険

区 分	16 年 度 末	(15 年 度 末)
地震保険加入件数	9,322千件	8,558千件
保 險 金 額	71,005,754,752千円	63,267,082,979千円

5 主な業務実績

区 分	16 年 度	(15 年 度)
再 保 險 料 件 数	7,000千件	6,366千件
金 額	42,916,103千円	38,089,027千円

(8) 財務省、文部科学省及び経済産業省所管 電源開発促進対策特別会計

この特別会計は、国が電源開発促進税の収入を財源として行う電源立地対策及び電源利用対策に関する経理を一般会計と区分して行うため設置されているものである。

同特別会計は、電源立地及び電源利用の2勘定に区分して経理されており、その勘定別の16年度の歳入歳出決算、資金及び主な業務実績は次のとおりである。

(電源立地勘定)

1 歳入歳出決算

区 分	16 年 度 千円	(15 年 度) 千円
(歳 入)		
徴収決定済額	317,912,129	350,923,694
収納済歳入額	317,912,129	350,923,694
(歳 出)		
歳出予算現額	263,971,872	254,074,854
支出済歳出額	214,911,198	190,965,587
翌年度繰越額	5,024,512	6,276,180
不 用 額	44,036,161	56,833,086

不用額の主なものは電源立地対策費(歳出予算現額 1927 億 8323 万余円)の 427 億 4809 万余円である。

2 資 金

区 分	16 年 度 末 千円	(15 年 度 末) 千円
周辺地域整備資金現在額	88,100,834	26,000,000

3 主な業務実績

区 分	16 年 度	(15 年 度)
電源立地地域対策交付金の交付	93地方公共団体 91,922,007千円	83地方公共団体 31,337,420千円
独立行政法人原子力安全基盤機構に対する電源立地勘定運営費交付金の交付	15,068,792千円	7,662,442千円
電源立地等推進対策補助金の交付	112法人等 14,646,468千円	161法人等 11,955,934千円

(電源利用勘定)

1 歳入歳出決算

区 分	16 年 度 千円	(15 年 度) 千円
(歳 入)		
徴収決定済額	330,054,923	331,063,369
収納済歳入額	330,054,923	331,063,369
(歳 出)		
歳出予算現額	273,013,742	281,125,034
支出済歳出額	210,293,909	211,752,294
翌年度繰越額	30,426,573	27,365,120
不 用 額	32,293,258	42,007,619

翌年度繰越額の主なものは電源利用対策費(歳出予算現額 2202 億 9446 万余円)の 304 億 0562 万余円である。また、不用額の主なものは電源利用対策費の 294 億 8075 万余円である。

2 主な業務実績

区 分	16 年 度	(15 年 度)
核燃料サイクル開発機構に対する研究費補助金の交付	52,173,688千円	49,672,714千円
独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構に対する電源利用勘定運営費交付金の交付	36,838,040千円	17,584,598千円
核燃料サイクル開発機構に対する補助金の交付	35,001,741千円	36,149,234千円

なお、この特別会計について検査した結果、「第3章 個別の検査結果」に「電源立地促進対策事業の実施に当たり、施工が設計と著しく相違していたため、無停電電源装置の地震時の機能の維持が確保されていない状態になっているもの」(343 ページ参照)を、「第4章 国会からの検査要請事項及び特定検査対象に関する検査状況」に「電源開発促進対策特別会計における剰余金の状況について」(770 ページ参照)を掲記した。

(9) 財務省、経済産業省及び環境省所管 石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計

この特別会計は、国が行う石油及びエネルギー需給構造高度化対策等に関する経理を一般会計と区分して行うため設置されているものである。

同特別会計は、石油及びエネルギー需給構造高度化と石炭の2勘定に区分して経理されており、その勘定別の16年度の歳入歳出決算、借入金及び主な業務実績は次のとおりである。

(石油及びエネルギー需給構造高度化勘定)

1 歳入歳出決算

区 分	16 年 度 千円	(15 年 度) 千円
(歳 入)		
徴収決定済額	2,182,342,263	1,592,590,325
収納済歳入額	2,182,342,263	1,592,590,325
(歳 出)		
歳出予算現額	2,031,769,712	1,671,315,375
支出済歳出額	1,751,079,438	1,132,273,904
翌年度繰越額	68,406,870	99,192,863
不 用 額	212,283,404	439,848,607

翌年度繰越額の主なものは、エネルギー需給構造高度化対策費(歳出予算現額 2211 億 6263 万余円)の 497 億 1597 万余円、石油安定供給対策費(同 3039 億 8828 万余円)の 147 億 2583 万余円及び石油生産流通合理化対策費(同 528 億 6444 万余円)の 39 億 6505 万余円である。また、不用額の主なものは、石油安定供給対策費の 1123 億 4973 万余円、国債整理基金特別会計へ繰入(同 1 兆 3126 億 8846 万余円)の 523 億 3421 万余円及びエネルギー需給構造高度化対策費の 268 億 1635 万余円である。

2 借 入 金

区 分	16 年 度 末 千円	(15 年 度 末) 千円
借入金現在額 (市中金融機関等)	861,190,404	1,220,492,039

3 主な業務実績

区 分	16 年 度	(15 年 度)
国家備蓄石油の年度末現在高	5099万 <i>kl</i>	5097万 <i>kl</i>
独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構に対する石油及びエネルギー需給構造高度化勘定運営費交付金の交付	94,282,827千円	47,271,650千円
エネルギー使用合理化設備等導入促進対策費補助金の交付	70,519,010千円	50,591,060千円
国家備蓄石油の管理等の委託	57,434,719千円	55,258,078千円

(石 炭 勘 定)

〔 この勘定は、従来の石炭勘定が14年3月31日に廃止されたことを受け、同年4月1日から19年3月31日までの間、借入金の償還等を経理するため暫定的に設置されたものである。 〕

1 歳入歳出決算

区 分	16 年 度 千円	(15 年 度) 千円
(歳 入)		
徴収決定済額	128,701,781	92,041,570
収納済歳入額	128,701,781	92,041,570
(歳 出)		
歳出予算現額	54,078,161	23,865,518
支出済歳出額	54,077,417	23,811,167
不 用 額	743	54,350

2 借 入 金

区 分	16 年 度 末 千円	(15 年 度 末) 千円
借入金現在額 (市中金融機関)	61,061,851	114,489,509

なお、この特別会計について検査した結果、「第3章 個別の検査結果」に「エネルギー使用合理化技術開発事業の実施に当たり、仕入税額控除した消費税額に係る補助金を返還していないもの」(344 ページ参照)及び「省エネルギー設備等導入促進情報公開対策等事業における総合エネルギー展の開催経費の取扱いを適切なものとするよう改善させたもの」(350 ページ参照)を掲記した。

(10) 財務省及び国土交通省所管 特定国有財産整備特別会計

この特別会計は、国有財産の適正かつ効率的な活用を図るため庁舎等その他の施設の用に供する特定の国有財産の整備を計画的に実施し、その経理を一般会計と区分して行うため設置されているものである。

同特別会計の16年度の歳入歳出決算、借入金及び主な業務実績は次のとおりである。

1 歳入歳出決算

区 分	16 年 度 千円	(15 年 度) 千円
(歳 入)		
徴収決定済額	244,082,020	141,027,903
収納済歳入額	244,082,020	141,027,903
(歳 出)		
歳出予算現額	196,836,332	111,046,182
支出済歳出額	195,162,648	107,731,060
翌年度繰越額	178,992	1,864,847
不 用 額	1,494,692	1,450,274

2 借 入 金

区 分	16 年 度 末 千円	(15 年 度 末) 千円
借入金現在額 (財政融資資金)	171,485,417	347,734,847

3 主な業務実績

区 分	16 年 度	(15 年 度)
施設跡地等の処分	464千㎡	659千㎡
土地建物	延べ 125千㎡	延べ 104千㎡
施設の取得	8千㎡	135千㎡
土地建物	延べ 14千㎡	延べ 80千㎡

(11) 厚生労働省所管 厚生保険特別会計

この特別会計は、国が経営する健康保険事業及び厚生年金保険事業並びに児童手当に関する経理を一般会計と区分して行うため設置されているものである。

同特別会計は、健康、年金、児童手当及び業務の4勘定に区分して経理されており、その勘定別の16年度の歳入歳出決算、損益、借入金等及び主な業務実績は次のとおりである。

(健康勘定)

1 歳入歳出決算

区 分	16 年 度 千円	(15 年 度) 千円
(歳 入)		
徴収決定済額	8,894,167,389	8,828,542,443
収納済歳入額	8,831,534,452	8,759,291,448
不納欠損額	21,127,585	22,837,388
収納未済歳入額	41,505,350	46,413,606
(歳 出)		
歳出予算現額	8,820,389,652	8,921,317,192
支出済歳出額	8,731,692,444	8,759,139,199
不 用 額	88,697,207	162,177,992

不納欠損額の主なものは保険料収入(徴収決定済額 6 兆 5267 億 3724 万余円)の 203 億 6444 万余円である。収納未済歳入額は、保険料収入の 397 億 9720 万余円及び雑収入(同 186 億 3596 万余円)の 17 億 0815 万余円である。また、不用額の主なものは、保険給付費(歳出予算現額 3 兆 9769 億 6345 万余円)の 386 億 8209 万余円、保健事業費等業務勘定へ繰入(同 1092 億 9645 万余円)の 49 億 2567 万余円及び諸支出金(同 181 億 8456 万余円)の 43 億 2145 万余円である。(なお、不用額のうちには予備費に係るものが 400 億円ある。)

2 損 益

区 分	16 年 度 千円	(15 年 度) 千円
利 益	7,423,842,473	7,396,549,155
(うち保険料)	(6,471,190,153)	(6,382,083,331)
損 失	7,273,035,922	7,336,248,319
(うち保険給付費)	(3,938,184,242)	(3,886,803,132)
利 益 金	150,806,551	60,300,835
(前年度繰越損失金	888,088,606	948,237,194)
翌年度繰越損失金	837,124,064	888,088,606)

3 借 入 金 等

区 分	16 年 度 末 千円	(15 年 度 末) 千円
借入金現在額 (財政融資資金)	1,479,228,212	1,479,228,212
事業運営安定資金	135,841,972	47,819,856

4 主な業務実績

区 分	16 年 度	(15 年 度)
健康保険の一般被保険者数(年度末)	18,930千人	18,815千人
(保険給付)		
医 療 給 付	3,415,136,930千円	3,392,784,054千円
現金給付(傷病手当金等)	519,523,405千円	490,150,174千円
老人保健拠出金	1,898,331,980千円	2,156,380,887千円
退職者給付拠出金	688,797,298千円	669,313,474千円
介護納付金	523,905,407千円	439,430,585千円
健康保険の日雇特例被保険者数(年度末)	17千人	19千人
(保険給付)		
医 療 給 付	2,893,112千円	3,218,707千円
現金給付(傷病手当金等)	727,915千円	731,164千円
老人保健拠出金	962,987千円	1,477,311千円
介護納付金	679,065千円	418,928千円

(年金勘定)

1 歳入歳出決算

区 分	16 年 度 千円	(15 年 度) 千円
(歳 入)		
徴収決定済額	32,971,756,375	31,242,541,229
収納済歳入額	32,847,701,975	31,102,189,489
不納欠損額	48,356,845	53,559,822
収納未済歳入額	75,697,554	86,791,918
(歳 出)		
歳出予算現額	33,163,930,476	32,378,369,293
支出済歳出額	32,611,812,555	31,440,137,075
不 用 額	552,117,920	938,232,217

不納欠損額は、保険料収入(徴収決定済額 19 兆 5747 億 1603 万余円)の 471 億 8102 万余円及び雑収入(同 105 億 1169 万余円)の 11 億 7581 万余円である。収納未済歳入額は、保険料収入の 738 億 3539 万余円及び雑収入の 18 億 6216 万余円である。また、不用額の主なものは、保険給付費(歳出予算現額 21 兆 7443 億 4208 万余円)の 2062 億 9996 万余円、福祉施設費等業務勘定へ繰入(同 2003 億 0182 万円)の 96 億 5490 万余円及び国民年金特別会計へ繰入(同 10 兆 7959 億 4319 万余円)の 85 億 5661 万余円である。(なお、不用額のうちには予備費に係るものが 3260 億円ある。)

なお、厚生年金保険法(昭和 29 年法律第 115 号)の一部改正により、保険料率は 1000 分の 135.8 から、16 年 10 月以降毎年 1000 分の 3.54 ずつ引き上げ、29 年 9 月以後、1000 分の 183.00 とすることとされた。

2 損 益

区 分	16 年 度 千円	(15 年 度) 千円
利 益		
(うち 保 険 料)	32,972,292,582 (19,451,569,594)	31,256,268,307 (19,226,624,208)
損 失		
(うち 保 険 給 付 費)	32,632,547,356 (21,538,041,406)	31,451,011,237 (20,814,004,027)
利益金(△ 損失金)	339,745,226	△ 194,742,929
(前年度繰越利益金)	139,250,998,289	139,445,741,219
(翌年度繰越利益金)	139,590,743,516	139,250,998,289

3 積 立 金

区 分	16 年 度 末 千円	(15 年 度 末) 千円
積立金現在額 (うち運用寄託金現在額)	137,411,034,529 (66,573,702,034)	137,742,241,178 (50,194,484,755)

4 主な業務実績

区 分	16 年 度	(15 年 度)
厚生年金保険の被保険者数(年度末)	32,491千人	32,120千人
老齢厚生年金等の支給 受給権者数	24,232千人	23,147千人
支 給 額	21,538,042,125千円	20,814,004,845千円

(児童手当勘定)

1 歳入歳出決算

区 分	16 年 度 千円	(15 年 度) 千円
(歳 入)		
徴収決定済額	432,197,219	342,551,738
収納済歳入額	432,197,197	342,551,737
収納未済歳入額	22	0
(歳 出)		
歳出予算現額	446,795,057	360,732,521
支出済歳出額	425,280,617	338,532,232
翌年度繰越額	5,821	46,599
不 用 額	21,508,618	22,153,689

不用額の主なものは、被用者児童手当交付金(歳出予算現額 3028 億 2514 万余円)の 116 億 8894 万余円及び児童育成事業費(同 336 億 8182 万余円)の 56 億 9787 万余円である。

なお、児童手当法(昭和 46 年法律第 73 号)の一部改正により、児童手当の支給対象年齢が義務教育就学前までから小学校第 3 学年修了前までに延長され、16 年 4 月から施行された。

2 積立金			
区 分		16 年度末 千円	(15 年度末) 千円
積立金現在額		73,424,733	69,468,641

3 主な業務実績			
区 分		16 年度	(15 年度)
児童手当の交付	交付対象児童数	8,837千人	6,340千人
	交付額	543,117,801千円	396,392,163千円

(業務勘定)

1 歳入歳出決算			
区 分		16 年度 千円	(15 年度) 千円
(歳入)			
徴収決定済額		575,279,233	606,939,218
収納済歳入額		539,802,386	569,240,245
不納欠損額		13,285,685	13,367,344
収納未済歳入額		22,191,162	24,331,629
(歳出)			
歳出予算現額		552,075,512	587,433,546
支出済歳出額		508,538,601	553,237,799
不用額		43,536,910	34,195,746

不納欠損額の主なものは雑収入(徴収決定済額 505 億 1607 万余円)の 129 億 6970 万余円である。収納未済歳入額の主なものは雑収入の 216 億 8674 万余円である。また、不用額の主なものは、福祉施設事業費(歳出予算現額 1643 億 3507 万余円)の 196 億 6390 万余円、業務取扱費(同 1522 億 7097 万余円)の 90 億 3600 万余円及び保健事業費(同 809 億 8745 万余円)の 72 億 3906 万余円である。

2 損益			
区 分		16 年度 千円	(15 年度) 千円
利益		539,656,865	550,505,553
(うち一般会計より受入)		(81,672,726)	(83,103,555)
損失		524,272,219	547,639,958
(うち業務費)		(143,387,402)	(143,436,082)
利益金		15,384,646	2,865,595
(利益金又は損失金の処理)			
繰越利益金として整理		14,662,566	2,762,367
翌年度に特別保健福祉事業資金に組入れ		722,080	103,227
(前年度繰越利益金		152,513,486	149,751,118)
翌年度繰越利益金		167,176,052	152,513,486)

3 資金			
区 分		16 年度末 千円	(15 年度末) 千円
特別保健福祉事業資金現在額		1,501,219,572	1,501,116,222

なお、この特別会計について検査した結果、「第 3 章 個別の検査結果」に「健康保険及び厚生年金保険の保険料の徴収に当たり、徴収額が不足していたもの」(164 ページ参照)、「厚生年金保険の老齢厚生年金及び国民年金の老齢基礎年金の支給が適正でなかったもの」(170 ページ参照)、「医療費に係る国の負担が不当と認められるもの」(179 ページ参照)、「データ通信サービス契約に係るソフトウェア使用料のうちの利子相当額の算出が適正なものとなるよう是正改善の処置を要求したもの」(243 ページ参照)

及び「国庫負担金等の交付の趣旨に沿った保育士の配置によって、保育が適切に行われるよう改善させたもの」(255 ページ参照)を、「第4章 国会からの検査要請事項及び特定検査対象に関する検査状況」に「健康保険、厚生年金保険の適用促進の実施状況について」(711 ページ参照)及び「社会保険オンラインシステムに係る契約金額の算定方法等の状況について」(723 ページ参照)を掲記した。

(12) 厚生労働省所管 船員保険特別会計

この特別会計は、国が経営する船員保険事業に関する経理を一般会計と区分して行うため設置されているものである。

同特別会計の16年度の歳入歳出決算、損益、積立金及び主な業務実績は次のとおりである。

1 歳入歳出決算

区 分	16 年 度 千円	(15 年 度) 千円
(歳 入)		
徴 収 決 定 済 額	74,724,249	79,295,962
収 納 済 歳 入 額	72,478,894	76,226,359
不 納 欠 損 額	822,370	1,208,322
収 納 未 済 歳 入 額	1,422,984	1,861,280
(歳 出)		
歳 出 予 算 現 額	72,306,937	77,895,735
支 出 済 歳 出 額	66,850,491	73,117,772
不 用 額	5,456,445	4,777,962

2 損 益

区 分	16 年 度 千円	(15 年 度) 千円
利 益	73,001,095	77,470,144
(う ち 保 険 料)	(65,039,124)	(68,847,619)
損 失	68,254,243	75,759,802
(う ち 保 険 給 付 費)	(32,668,614)	(35,490,279)
利 益 金	4,746,852	1,710,342
(前 年 度 繰 越 利 益 金	154,327,644	152,617,302)
(翌 年 度 繰 越 利 益 金	159,074,497	154,327,644)

3 積 立 金

区 分	16 年 度 末 千円	(15 年 度 末) 千円
積 立 金 現 在 額	106,857,521	104,077,679

4 主 な 業 務 実 績

区 分	16 年 度	(15 年 度)
被 保 険 者 数 (年 度 末)	61千人	63千人
年 金 等 の 支 給	受給権者数 2,206人	2,161人
	支 給 額	
	4,005,683千円	3,928,149千円
医 療 給 付	20,119,395千円	21,279,810千円
現 金 給 付 (傷 病 手 当 金 等)	5,414,769千円	5,547,552千円
老 人 保 健 拠 出 金	8,951,245千円	11,783,976千円
退 職 者 給 付 拠 出 金	3,249,046千円	3,210,952千円
介 護 納 付 金	3,293,485千円	2,963,892千円
失 業 保 険 給 付 (失 業 保 険 金 等)	3,133,534千円	4,740,080千円

なお、この特別会計について検査した結果、「第3章 個別の検査結果」に「医療費に係る国の負担が不当と認められるもの」(179 ページ参照)を、「第4章 国会からの検査要請事項及び特定検査対象に関する検査状況」に「社会保険オンラインシステムに係る契約金額の算定方法等の状況について」(723 ページ参照)を掲記した。

(13) 厚生労働省所管 国立高度専門医療センター特別会計

この特別会計は、国立高度専門医療センター(国立がんセンター、国立循環器病センター、国立精神・神経センター、国立国際医療センター、国立成育医療センター及び国立長寿医療センター)の円滑な運営と経理の適正を図ることを目的として、その経理を一般会計と区分して行うため設置されているものである。

なお、同特別会計は、16年4月1日、独立行政法人国立病院機構法(平成14年法律第191号)附則第10条等の規定により、国立病院特別会計から名称が改められたものであり、その際国立病院特別会計に所属していた権利及び義務は、独立行政法人国立病院機構に承継されるもの等を除き、この特別会計に帰属するものとされた。これに伴い、病院勘定及び療養所勘定の勘定区分は廃止された。

同特別会計の16年度の歳入歳出決算、損益、借入金等及び主な業務実績は次のとおりである。

1 歳入歳出決算

区 分	16 年 度 千円
(歳 入)	
徴収決定済額	150,489,243
収納済歳入額	149,633,773
不納欠損額	11,218
収納未済歳入額	844,251
(歳 出)	
歳出予算現額	151,416,268
支出済歳出額	147,797,214
翌年度繰越額	937,498
不 用 額	2,681,555

2 損 益

区 分	16 年 度 千円
利 益	143,515,219
(うち診療収入)	(84,849,685)
損 失	121,365,654
(うち経営費)	(106,481,192)
利 益 金	22,149,564
(利益金の処理)	
翌年度に基金に組入れ	22,149,564

3 借 入 金 等

区 分	16 年 度 末 千円
借入金現在額	235,064,242
(財政融資資金)	
基金現在額	218,366,091
積立金現在額	2,063,380

4 主な業務実績

区 分	16 年 度
入院患者延べ数	1,470千人
外来患者延べ数	1,694千人

(14) 厚生労働省所管 国民年金特別会計

この特別会計は、国が経営する国民年金事業に関する経理を一般会計と区分して行うため設置されているものである。

同特別会計は、基礎年金、国民年金、福祉年金及び業務の4勘定に区分して経理されており、その勘定別の16年度の歳入歳出決算、損益、積立金及び主な業務実績は次のとおりである。

(基礎年金勘定)

1 歳入歳出決算

区 分	16 年 度 千円	(15 年 度) 千円
(歳 入)		
徴収決定済額	17,558,374,968	16,746,399,574
収納済歳入額	17,557,477,711	16,745,977,288
不納欠損額	314,554	282,606
収納未済歳入額	582,703	139,679
(歳 出)		
歳出予算現額	16,822,911,070	15,968,196,285
支出済歳出額	16,008,558,685	15,217,449,564
不 用 額	814,352,384	750,746,720

不用額の主なものは、基礎年金給付費(歳出予算現額 12 兆 0943 億 8467 万余円)の 2825 億 7004 万余円及び基礎年金相当給付費繰入及交付金(同 4 兆 1992 億 2363 万余円)の 25 億 5806 万余円である。(なお、不用額のうちには予備費に係るものが 5291 億円ある。)

2 損 益

区 分	16 年 度 千円	(15 年 度) 千円
利 益	16,029,347,640	15,378,749,932
(うち拠出金等収入)	(16,016,290,624)	(15,365,189,868)
損 失	16,008,776,802	15,217,575,049
(うち基礎年金給付費)	(11,811,814,631)	(11,073,549,444)
利 益 金	20,570,838	161,174,883
(前年度繰越利益金)	2,254,358,933	2,093,184,050
(翌年度繰越利益金)	2,274,929,771	2,254,358,933

3 積 立 金

区 分	16 年 度 末 千円	(15 年 度 末) 千円
積立金現在額	724,607,812	724,607,812

4 主な業務実績

区 分	16 年 度	(15 年 度)
老齢基礎年金等の支給	18,424千人	17,202千人
受給権者数		
支給額	11,811,814,631千円	11,073,549,444千円

(国民年金勘定)

1 歳入歳出決算

区 分	16 年 度 千円	(15 年 度) 千円
(歳 入)		
徴収決定済額	5,572,371,483	5,768,086,800
収納済歳入額	5,570,879,859	5,767,669,985
不納欠損額	247,718	235,525
収納未済歳入額	1,243,906	181,289
(歳 出)		
歳出予算現額	5,869,247,871	5,983,279,238
支出済歳出額	5,741,559,772	5,817,680,877
不 用 額	127,688,098	165,598,360

不用額の主なものは、国民年金給付費(歳出予算現額 2 兆 1737 億 8921 万余円)の 850 億 0737 万余円、福祉施設費等業務勘定へ繰入(同 864 億 1118 万余円)の 45 億 5267 万余円及び基礎年金勘定へ繰入(同 3 兆 5465 億 0296 万余円)の 27 億 8343 万余円である。

2 損 益		16 年 度	(15 年 度)
区 分		千 円	千 円
利 益		6,527,353,111	6,791,457,544
(うち保険料)		(2,890,567,154)	(2,975,512,727)
(うち基礎年金勘定より受入)		(2,007,558,385)	(2,153,429,365)
損 失		6,704,616,971	6,780,856,899
(うち基礎年金勘定へ繰入)		(3,543,719,527)	(3,485,304,300)
(うち国民年金給付費)		(2,088,781,746)	(2,229,305,042)
利 益 金 (△ 損 失 金)		△ 177,263,860	10,600,645
(前年度繰越利益金)		10,747,348,958	10,736,770,174)
(翌年度繰越利益金)		10,570,085,098	10,747,370,820)

3 積 立 金		16 年 度 末	(15 年 度 末)
区 分		千 円	千 円
積立金現在額		9,861,171,654	9,910,835,491
(うち運用寄託金現在額)		(5,119,912,513)	(4,009,171,895)

4 主な業務実績		16 年 度	(15 年 度)
区 分			
被保険者数(年度末)		33,162千人	33,494千人
老齢年金等の支給	受給権者数	5,006千人	5,340千人
	支給額	2,088,781,846千円	2,229,305,316千円

(福祉年金勘定)

1 歳入歳出決算		16 年 度	(15 年 度)
区 分		千 円	千 円
(歳 入)			
徴収決定済額		28,548,359	34,609,171
収納済歳入額		28,460,838	34,525,069
不納欠損額		59,622	69,788
収納未済歳入額		27,898	14,313
(歳 出)			
歳出予算現額		28,507,790	34,547,189
支出済歳出額		22,442,776	29,620,153
翌年度繰越額		3,605,079	4,782,673
不 用 額		2,459,933	144,362

2 主な業務実績		16 年 度	(15 年 度)
区 分			
老齢福祉年金の支給	受給権者数	64千人	84千人
	支給額	22,442,776千円	29,620,015千円

(業務勘定)

1 歳入歳出決算		16 年 度	(15 年 度)
区 分		千 円	千 円
(歳 入)			
徴収決定済額		155,890,131	150,207,334
収納済歳入額		155,886,422	150,207,272
収納未済歳入額		3,709	61
(歳 出)			
歳出予算現額		159,194,355	156,956,644
支出済歳出額		144,618,990	145,598,534
翌年度繰越額		—	137,119
不 用 額		14,575,364	11,220,990

不用額の主なものは、業務取扱費(歳出予算現額 1397 億 9722 万余円)の 77 億 1857 万余円及び福祉施設費(同 181 億 3981 万余円)の 59 億 2967 万余円である。

2 損 益

区 分	16 年 度 千円	(15 年 度) 千円
利 益 (うち国民年金勘定より受入) (うち一般会計より受入)	151,137,344 (81,102,123) (69,417,080)	143,321,126 (73,303,585) (69,513,651)
損 失 (う ち 業 務 費)	144,765,342 (132,023,261)	153,574,043 (130,611,458)
利 益 金 (△ 損 失 金)	6,372,002	△ 10,252,917
(前年度繰越利益金	13,601,916	23,854,836)
翌年度繰越利益金	19,973,918	13,601,919)

なお、この特別会計について検査した結果、「第3章 個別の検査結果」に「厚生年金保険の老齢厚生年金及び国民年金の老齢基礎年金の支給が適正でなかったもの」(170 ページ参照)及び「データ通信サービス契約に係るソフトウェア使用料のうちの利子相当額の算出が適正なものとなるよう是正改善の処置を要求したもの」(243 ページ参照)を、「第4章 国会からの検査要請事項及び特定検査対象に関する検査状況」に「社会保険オンラインシステムに係る契約金額の算定方法等の状況について」(723 ページ参照)を掲記した。

(15) 厚生労働省所管 労働保険特別会計

この特別会計は、労働者災害補償保険事業及び雇用保険事業に関する経理を一般会計と区分して行うため設置されているものである。

同特別会計は、労災、雇用及び徴収の3勘定に区分して経理されており、その勘定別の16年度の歳入歳出決算、損益、積立金等及び主な業務実績は次のとおりである。

(労 災 勘 定)

1 歳入歳出決算

区 分	16 年 度 千円	(15 年 度) 千円
(歳 入)		
徴 収 決 定 済 額	1,425,416,954	1,425,668,619
収 納 済 歳 入 額	1,407,910,992	1,409,505,154
不 納 欠 損 額	731,250	695,890
収 納 未 済 歳 入 額	16,774,712	15,467,573
(歳 出)		
歳 出 予 算 現 額	1,188,651,812	1,211,993,216
支 出 済 歳 出 額	1,126,437,273	1,153,015,311
翌 年 度 繰 越 額	875,403	1,412,468
不 用 額	61,339,135	57,565,436

収納未済歳入額はすべて雑収入(徴収決定済額 1648 億 3322 万余円)の分である。また、不用額の主なものは、保険給付費(歳出予算現額 8036 億 5775 万余円)の 263 億 9652 万余円、労働福祉事業費(同 2271 億 1562 万余円)の 211 億 3727 万余円及び業務取扱費(同 507 億 6236 万余円)の 29 億 9575 万余円である。

2 損 益

区 分	16 年 度 千円	(15 年 度) 千円
利 益 (うち徴収勘定より受入)	1,416,346,413 (1,047,042,739)	1,412,892,263 (1,042,931,639)
損 失 (う ち 保 険 給 付 費)	1,945,743,780 (777,202,818)	1,381,803,488 (786,985,019)
利 益 金 (△ 損 失 金)	△ 529,397,366	31,088,774
(前年度繰越利益金	8,577,646,368	8,546,557,594)
翌年度繰越利益金	8,048,249,001	8,577,646,368)

3 積立金			
区分		16年度末	(15年度末)
積立金現在額		千円 7,628,272,655	千円 7,586,333,602
4 主な業務実績			
区分		16年度	(15年度)
適用事業場数(年度末)		2,627,510事業場	2,632,411事業場
療養補償給付		207,241,609千円	207,560,279千円
休業補償給付		116,730,606千円	120,440,463千円
遺族補償年金		191,595,188千円	192,954,165千円
障害補償年金		152,446,323千円	153,291,595千円
(雇用勘定)			
1 歳入歳出決算			
区分		16年度	(15年度)
(歳入)		千円	千円
徴収決定済額		3,063,160,578	3,050,254,260
収納済歳入額		3,057,093,507	3,044,433,142
不納欠損額		535,479	423,589
収納未済歳入額		5,531,591	5,397,527
(歳出)			
歳出予算現額		3,066,421,591	3,223,889,348
支出済歳出額		1,985,513,984	2,493,501,647
翌年度繰越額		499,307	1,844,533
不用額		1,080,408,299	728,543,166
<p>不用額の主なものは、失業等給付費(歳出予算現額2兆2675億9352万余円)の8004億0626万余円、雇用安定等事業費(同3765億3227万余円)の1059億1899万余円及び業務取扱費(同885億2207万余円)の57億4049万余円である。</p>			
2 損益			
区分		16年度	(15年度)
利益		千円	千円
(うち徴収勘定より受入)		3,169,046,950 (2,566,204,322)	3,363,560,880 (2,517,516,753)
損失		2,179,959,797 (1,467,185,560)	4,115,415,439 (1,961,768,660)
利益金(△損失金)		989,087,153	△751,854,559
(前年度繰越利益金)		1,592,461,906	2,444,252,883
(翌年度繰越利益金)		2,581,549,059	1,692,398,324
3 積立金等			
区分		16年度末	(15年度末)
積立金現在額		千円 806,392,382	千円 406,427,211
雇用安定資金現在額		406,986,449	301,080,515
4 主な業務実績			
区分		16年度	(15年度)
被保険者数(年度末)		34,602,550人	33,939,485人
一般求職者給付		1,103,706,126千円	1,502,049,520千円
就職促進給付		10,938,130千円	17,954,388千円
特定求職者雇用開発助成金		23,517,221千円	24,658,621千円

(徴収勘定)

1 歳入歳出決算

区 分	16 年 度 千円	(15 年 度) 千円
(歳 入)		
徴収決定済額	3,795,752,360	3,762,463,509
収納済歳入額	3,704,579,099	3,668,182,453
不納欠損額	8,213,598	6,671,775
収納未済歳入額	82,959,662	87,609,281
(歳 出)		
歳出予算現額	3,699,312,790	3,691,900,893
支出済歳出額	3,696,740,070	3,666,081,416
不 用 額	2,572,719	25,819,476

収納未済歳入額の主なものは保険料収入(徴収決定済額 3 兆 6960 億 6433 万余円)の 826 億 4846 万余円である。

2 損 益

区 分	16 年 度 千円	(15 年 度) 千円
利 益	3,707,820,407	3,656,954,597
(うち保険料)	(3,611,996,295)	(3,559,498,737)
損 失	3,707,925,160	3,656,779,378
(うち労災勘定へ繰入)	(1,047,042,739)	(1,042,931,639)
(うち雇用勘定へ繰入)	(2,566,204,322)	(2,517,516,753)
利益金(△損失金)	△ 104,752	175,219
(前年度繰越利益金)	4,889,902	4,714,683
(翌年度繰越利益金)	4,785,150	4,889,902

なお、この特別会計について検査した結果、「第3章 個別の検査結果」に「航空機を利用した出張に係る旅費の支給が過大となっているもの」(147 ページ参照)、「物品の購入等に係る庁費や謝金、旅費等を不正に支出し、これを別途に経理して職員等が業務の目的外に使用するなどしていたもの」(149 ページ参照)、「関係書類を偽造するなどして庁費、謝金、旅費等を不正に支出し、これを業務の目的外の用途に使用したり、職員が国庫金を領得したりなどしていたもの」(158 ページ参照)、「労働保険の保険料の徴収に当たり、徴収額に過不足があったもの」(168 ページ参照)、「雇用保険の失業等給付金の支給が適正でなかったもの」(173 ページ参照)、「雇用保険の特定求職者雇用開発助成金の支給が適正でなかったもの」(177 ページ参照)、「労働者災害補償保険の療養の給付に要する診療費の支払が適正でなかったもの」(192 ページ参照)、「職員の不正行為による損害が生じたもの」(239 ページ参照)及び「適切な職業相談を十分行うなどして求職者に対する公共職業訓練等の受講指示を行うことにより、訓練延長給付の支給を適切なものとするよう改善させたもの」(268 ページ参照)を、「第4章 国会からの検査要請事項及び特定検査対象に関する検査状況」に「都道府県労働局の会計経理の状況について」(693 ページ参照)を掲記した。

(16) 農林水産省所管 食糧管理特別会計

この特別会計は、国が行う食糧等の買入れ、売渡し等の管理に関する経理を一般会計と区分して行うため設置されているものである。

同特別会計は、国内米管理、国内麦管理、輸入食糧管理、農産物等安定、輸入飼料、業務及び調整の7勘定に区分して経理されており、その勘定別の16年度の歳入歳出決算、損益、積立金、主な業務実績、調整資金の増減額及び政府短期証券(食糧証券)の発行は次のとおりである。

(国内米管理勘定)

1 歳入歳出決算

区 分	16 年 度 千円	(15 年 度) 千円
(歳 入)		
徴収決定済額	490,776,224	929,724,747
収納済歳入額	488,296,284	927,092,925
収納未済歳入額	2,479,939	2,631,821
(歳 出)		
歳出予算現額	772,448,424	958,669,731
支出済歳出額	488,194,913	902,760,073
翌年度繰越額	13,623,572	3,526,184
不 用 額	270,629,938	52,383,473

翌年度繰越額の主なものは、国内米買入費(歳出予算現額 737 億 5346 万余円)の 107 億 5308 万余円及び国内米管理費(同 1092 億 4199 万余円)の 26 億 8480 万余円である。また、不用額の主なものは、返還金等他勘定へ繰入(同 5519 億 5296 万余円)の 1499 億 0456 万余円、国内米管理費の 813 億 9895 万余円及び国内米買入費の 93 億 2641 万余円である。

2 損 益

区 分	16 年 度 千円	(15 年 度) 千円
利 益	25,272,957	254,795,430
(うち売上高)	(22,649,116)	(249,068,218)
損 失	120,465,225	546,084,401
(うち売上原価)	(83,635,970)	(340,533,451)
損 失 金	95,192,267	291,288,971
(損失金の処理)		
調整勘定へ移し整理	95,192,267	291,288,971

3 主な業務実績

区 分	16 年 度	(15 年 度)
国内米買入れ	26万t	5万t
売渡し	38万t	106万t
年度末在庫	82万t	94万t

(国内麦管理勘定)

1 歳入歳出決算

区 分	16 年 度 千円	(15 年 度) 千円
(歳 入)		
徴収決定済額	105,701,423	116,932,000
収納済歳入額	105,701,423	116,932,000
(歳 出)		
歳出予算現額	107,040,318	118,290,128
支出済歳出額	105,701,418	116,926,029
翌年度繰越額	2,595	7,723
不 用 額	1,336,303	1,356,376

2 損 益

区 分	16 年 度 千円	(15 年 度) 千円
利 益	54,237	45,874
(うち雑益)	(32,115)	(—)
(うち売上高)	(21,997)	(45,798)
損 失	105,573,645	116,781,852
(うち事業管理費)	(105,368,939)	(116,305,840)
損 失 金	105,519,408	116,735,978
(損失金の処理)		
調整勘定へ移し整理	105,519,408	116,735,978

3 主な業務実績

区 分	16 年 度 千円	(15 年 度) 千円
麦作経営安定資金助成金	105,367,391	116,288,496

(輸入食糧管理勘定)

1 歳入歳出決算

区 分	16 年 度 千円	(15 年 度) 千円
(歳 入)		
徴収決定済額	375,382,069	387,677,802
収納済歳入額	375,270,308	387,564,752
収納未済歳入額	111,760	113,049
(歳 出)		
歳出予算現額	558,993,423	428,352,660
支出済歳出額	362,925,676	357,472,743
翌年度繰越額	6,227,834	5,458,034
不 用 額	189,839,912	65,421,883

不用額の主なものは、返還金等他勘定へ繰入(歳出予算現額 2084 億 8705 万余円)の 580 億 8870 万余円、輸入食糧買入費(同 2434 億 5821 万余円)の 500 億 9058 万余円及び輸入食糧管理費(同 370 億 4814 万余円)の 116 億 6062 万余円である。(なお、不用額のうちには予備費に係るものが 700 億円ある。)

2 損 益

区 分	16 年 度 千円	(15 年 度) 千円
利 益	292,202,728	301,172,107
(うち売上高)	(291,212,336)	(300,215,216)
損 失	255,339,149	241,525,497
(うち売上原価)	(214,628,842)	(198,038,480)
利 益 金	36,863,578	59,646,609
(利益金の処理)		
調整勘定へ移し整理	36,863,578	59,646,609

3 主な業務実績

区 分	16 年 度	(15 年 度)
外国米買入れ	54万t	72万t
売渡し	45万t	49万t
年度末在庫	152万t	144万t
外国麦買入れ	528万t	530万t
売渡し	526万t	527万t
年度末在庫	103万t	101万t

(農産物等安定勘定)

〔 この勘定は、甘しょ及び馬れいしょの価格安定のために国が行う甘しょでん粉及び馬れいしょでん粉の買入れ売渡しに関する経理を行うものである。 〕

1 歳入歳出決算

区 分	16 年 度 千円	(15 年 度) 千円
(歳 入)		
徴収決定済額	—	—
収納済歳入額	—	—
(歳 出)		
歳出予算現額	468,744	470,274
支出済歳出額	—	—
不 用 額	468,744	470,274

2 積立金		
区分	16年度末	(15年度末)
積立金現在額	千円 1,726,702	千円 1,726,702
(輸入飼料勘定)		
1 歳入歳出決算		
区分	16年度	(15年度)
(歳入)	千円	千円
徴収決定済額	30,801,575	34,955,345
収納済歳入額	30,801,575	34,955,345
(歳出)		
歳出予算現額	53,238,969	56,058,413
支出済歳出額	30,383,544	34,306,428
翌年度繰越額	234,403	197,479
不用額	22,621,021	21,554,505

不用額の主なものは輸入飼料買入費(歳出予算現額 373 億 2766 万余円)の 114 億 9124 万余円である。

2 損益		
区分	16年度	(15年度)
(うち売上高)	千円	千円
利益	30,510,042	31,657,948
(うち売上原価)	(29,777,540)	(31,656,759)
損失	30,193,895	32,516,191
(うち売上原価)	(27,220,545)	(28,429,751)
利益金(△損失金)	316,147	△ 858,242
(利益金又は損失金の処理)		
翌年度に積立金として積立て	316,147	—
一般会計よりの受入金による補てん	—	858,242
3 主な業務実績		
区分	16年度	(15年度)
外国麦買入れ	120万t	121万t
売渡し	125万t	125万t
年度末在庫	13万t	18万t

(業務勘定)		
1 歳入歳出決算		
区分	16年度	(15年度)
(歳入)	千円	千円
徴収決定済額	135,265,970	134,330,344
収納済歳入額	135,265,970	134,330,344
(歳出)		
歳出予算現額	153,437,397	141,724,828
支出済歳出額	134,912,441	134,098,266
翌年度繰越額	353,529	232,078
不用額	18,171,427	7,394,483

不用額の主なものは、返還金調整勘定へ繰入(歳出予算現額 1007 億 2979 万余円)の 119 億 8420 万余円及び事務費(同 498 億 7044 万余円)の 40 億 4925 万余円である。

2 損益		
区分	16年度	(15年度)
(うち輸入食糧管理勘定)	千円	千円
(より業務経費受入)	35,758,974	61,179,020
利益	(17,019,622)	(21,581,467)
損失	35,758,974	61,179,020
(うち一般管理費)	(29,392,243)	(58,011,795)

(調整勘定)

この勘定は、本特別会計の運営に必要な資金の調達、返済及び調整資金(本特別会計の資金操作)を行うため一般会計からの受入金で設置されている資金)の管理並びに食糧管理勘定(国内米管理、国内麦管理及び輸入食糧管理の3勘定をいう。)から移された損益の整理に関する経理を行うものである。

1 歳入歳出決算

区 分	16 年 度 千円	(15 年 度) 千円
(歳 入)		
徴収決定済額	1,355,084,500	1,908,166,296
収納済歳入額	1,355,084,500	1,908,166,296
(歳 出)		
歳出予算現額	1,528,242,568	2,119,941,849
支出済歳出額	1,355,084,500	1,908,166,296
不 用 額	173,158,067	211,775,552

不用額の主なものは食糧買入費等財源他勘定へ繰入(歳出予算現額 8525 億 4634 万余円)の 1725 億 0545 万余円である。

2 損 益

区 分	16 年 度 千円	(15 年 度) 千円
利 益	47,916	93,715
(うち国内米管理勘定よ り食糧証券割引差額等 受入)	(34,283)	(76,555)
損 失	47,916	93,715
(うち食糧証券割引差額)	(29,314)	(64,274)

3 調整資金の増減額

区 分	16 年 度 千円	(15 年 度) 千円
前年度末現在額	△ 73,860,452	△ 55,521,236
本年度受入額	228,900,000	330,039,123
本年度末現在額	155,039,547	274,517,886
本年度減額整理	163,848,097	348,378,339
減額整理後の現在額	△ 8,808,550	△ 73,860,452

4 政府短期証券(食糧証券)の発行

区 分	16 年 度 千円	(15 年 度) 千円
年度末現在額	525,000,000	675,000,000

なお、この特別会計について検査した結果、「第3章 個別の検査結果」に「配合飼料用米穀の販売に当たり、政府売渡価格から控除する飼料用米販売経費を実態に合わせて算定することなどにより、経費の節減を図るよう改善させたもの」(316 ページ参照)を掲記した。

(17) 農林水産省所管 農業共済再保険特別会計

この特別会計は、国が経営する農業共済再保険事業に関する経理を一般会計と区分して行うため設置されているものである。

同特別会計は、再保険金支払基金、農業、家畜、果樹、園芸施設及び業務の6勘定に区分して経理されており、その勘定別の16年度の歳入歳出決算、損益、積立金及び主な業務実績は次のとおりである。

(再保険金支払基金勘定)

〔 この勘定は、異常災害の発生に伴う農業勘定等における再保険金支払財源の不足に充てるための一般会計からの受入金に関する経理を行うものである。 〕

歳入歳出決算

区 分	16 年 度 千円	(15 年 度) 千円
(歳 入)		
徴収決定済額	19,832,605	18,568,633
収納済歳入額	19,832,605	18,568,633
(歳 出)		
歳出予算現額	15,147,315	17,837,986
支出済歳出額	8,169,705	10,993,301
不 用 額	6,977,609	6,844,685

(農 業 勘 定)

〔 この勘定は、農業者が、風水害等による水稻、陸稲、麦、畑作物及び蚕繭の減収等によって受ける損害につき、農業共済組合等が支払う共済金について農業共済組合連合会が負う保険責任のうち、次のものを再保険する事業に関する経理を行うものである。 〕

(ア) 水稻、陸稲及び麦については通常の災害を超える損害のうち農業共済組合連合会の負担分を超える部分の全額

(イ) 畑作物及び蚕繭については通常の災害を超える損害の一定の割合

1 歳入歳出決算

区 分	16 年 度 千円	(15 年 度) 千円
(歳 入)		
徴収決定済額	35,291,077	92,358,738
収納済歳入額	35,291,077	92,358,738
(歳 出)		
歳出予算現額	39,652,312	95,365,074
支出済歳出額	34,847,486	92,243,247
不 用 額	4,804,825	3,121,826

2 損 益

区 分	16 年 度 千円	(15 年 度) 千円
利 益	32,247,763	34,081,290
(うち再保険料)	(24,967,090)	(26,809,508)
損 失	34,957,067	92,358,738
(うち再保険金)	(27,684,118)	(85,096,561)
損 失 金	2,709,304	58,277,447
(前年度繰越利益金)	11,589,196	69,866,643
(翌年度繰越利益金)	8,879,891	11,589,196

3 積 立 金

区 分	16 年 度 末 千円	(15 年 度 末) 千円
積立金現在額	11,589,196	22,582,496

4 主な業務実績

区 分	16 年 度	(15 年 度)
(共済引受)		
水 稲	153万ha	149万ha
麦	23万ha	23万ha
畑 作 物	21万ha	21万ha
(再保険金支払)		
水 稲	23,694,036千円	81,796,761千円
畑 作 物	3,331,444千円	2,261,454千円
麦	654,714千円	1,038,346千円

2 (家畜勘定)

この勘定は、農業者が、家畜の死亡、疾病等によって受ける損害につき、農業共済組合等が支払う共済金について農業共済組合連合会が負う保険責任のうち、伝染病等による異常事故については損害の全額を、また、それ以外の事故については損害の一定の割合を再保険する事業に関する経理を行うものである。

1 歳入歳出決算

区 分	16 年 度 千円	(15 年 度) 千円
(歳入)		
徴収決定済額	44,106,579	43,793,491
収納済歳入額	44,106,579	43,793,491
(歳出)		
歳出予算現額	37,932,417	36,901,194
支出済歳出額	32,077,397	31,961,858
不用額	5,855,019	4,939,335

2 損 益

区 分	16 年 度 千円	(15 年 度) 千円
利 益		
(うち再保険料)	44,111,392	43,789,072
	(22,791,664)	(22,744,299)
損 失		
(うち再保険金)	43,599,318	43,531,635
	(22,331,648)	(22,645,230)
利 益 金	512,074	257,436
(前年度繰越利益金)	30,082,384	29,824,947
(翌年度繰越利益金)	30,594,458	30,082,384

3 積 立 金

区 分	16 年 度 末 千円	(15 年 度 末) 千円
積立金現在額	30,067,191	29,805,335

4 主な業務実績

区 分	16 年 度	(15 年 度)
(共済引受)		
牛	463万頭	462万頭
肉 豚	169万頭	170万頭
種 豚	18万頭	18万頭
馬	3万頭	3万頭
(再保険金支払)		
牛	20,542,428千円	20,654,320千円
肉 豚	952,560千円	1,039,920千円
馬	497,770千円	593,519千円
種 豚	338,889千円	357,470千円

(果樹勘定)

この勘定は、農業者が、風水害等による果実の減収、樹体の損傷等によって受ける損害につき、農業共済組合等が支払う共済金について農業共済組合連合会が負う保険責任のうち、通常の災害を超える損害の一定の割合を再保険する事業に関する経理を行うものである。

1 歳入歳出決算

区 分	16 年 度 千円	(15 年 度) 千円
(歳 入)		
徴収決定済額	10,559,220	7,302,725
収納済歳入額	10,559,220	7,302,725
(歳 出)		
歳出予算現額	10,105,340	10,349,249
支出済歳出額	7,534,132	3,138,774
不 用 額	2,571,207	7,210,474

2 損 益

区 分	16 年 度 千円	(15 年 度) 千円
利 益	6,461,465	7,302,725
(うち再保険料)	(3,011,906)	(3,572,122)
損 失	9,964,672	6,039,706
(うち再保険金)	(6,987,485)	(2,679,981)
利益金(△損失金)	△ 3,503,207	1,263,019
(前年度繰越損失金)	33,402,698	34,665,718
(翌年度繰越損失金)	36,905,906	33,402,698

3 主な業務実績

区 分	16 年 度	(15 年 度)
(共済引受)		
うんしゅうみかん	1092万本	1121万本
いよかん	359万本	389万本
りんご	331万本	341万本
なし	178万本	184万本
指定かんきつ	145万本	139万本
(再保険金支払)		
りんご	2,907,168千円	446,411千円
なし	1,505,094千円	331,063千円
うんしゅうみかん	1,459,542千円	294,226千円
もも	320,485千円	104,530千円
かき	199,102千円	16,622千円

(園芸施設勘定)

この勘定は、農業者が、風水害等による園芸施設の損傷等によって受ける損害につき、農業共済組合等が支払う共済金について農業共済組合連合会が負う保険責任のうち、損害の一定の割合を、また、同連合会の事業年度ごとに通常の災害を超える損害の一定の割合を再保険する事業に関する経理を行うものである。

1 歳入歳出決算			
	区 分	16 年 度 千円	(15 年 度) 千円
	(歳 入)		
	徴収決定済額	4,610,424	3,945,025
	収納済歳入額	4,610,424	3,945,025
	(歳 出)		
	歳出予算現額	4,640,729	4,629,917
	支出済歳出額	4,150,240	2,549,859
	不 用 額	490,488	2,080,057
2 損 益			
	区 分	16 年 度 千円	(15 年 度) 千円
	利 益	3,581,788	3,945,025
	(うち再保険料)	(1,054,766)	(984,251)
	損 失	6,764,249	3,070,928
	(うち再保険金)	(2,145,900)	(522,543)
	利益金(△損失金)	△ 3,182,460	874,096
	(前年度繰越利益金)	16,213,092	15,338,995
	(翌年度繰越利益金)	13,030,631	16,213,092
3 積 立 金			
	区 分	16 年 度 末 千円	(15 年 度 末) 千円
	積立金現在額	16,213,092	15,338,995
4 主な業務実績			
	区 分	16 年 度	(15 年 度)
	(共済引受)		
	園芸施設	72万棟	71万棟
	(再保険金支払)		
	園芸施設	2,145,900千円	522,543千円
(業 務 勘 定)			
歳入歳出決算			
	区 分	16 年 度 千円	(15 年 度) 千円
	(歳 入)		
	徴収決定済額	1,169,502	1,159,686
	収納済歳入額	1,169,502	1,159,686
	(歳 出)		
	歳出予算現額	1,225,713	1,225,623
	支出済歳出額	1,159,274	1,159,686
	不 用 額	66,438	65,936

なお、この特別会計について検査した結果、「第3章 個別の検査結果」に「牛に係る家畜共済事業の運営において、牛個体識別台帳に記録されている情報を利用するなどして、牛の異動情報を適切に把握することにより、共済金の算定を適正に行うよう改善させたもの」(319 ページ参照)を掲記した。

(18) 農林水産省所管 森林保険特別会計

この特別会計は、国が経営する森林保険事業に関する経理を一般会計と区分して行うため設置されているものである。

同特別会計の16年度の歳入歳出決算、損益、積立金及び主な業務実績は次のとおりである。

1 歳入歳出決算				
	区 分		16 年 度 千円	(15 年 度) 千円
(歳 入)				
徴収決定済額			15,279,590	16,243,859
収納済歳入額			15,279,590	16,243,859
(歳 出)				
歳出予算現額			5,857,140	6,231,149
支出済歳出額			2,349,721	2,228,821
翌年度繰越額			178,269	—
不 用 額			3,329,149	4,002,327
2 損 益				
	区 分		16 年 度 千円	(15 年 度) 千円
利 (う ち 保 険 料) 益			15,279,590	16,243,859
損 (う ち 保 険 金) 失			(3,325,880)	(3,673,700)
利 益 金			13,328,905	14,051,915
(前年度繰越利益金)			(888,034)	(683,890)
利 益 金			1,950,685	2,191,944
(前年度繰越利益金)			16,449,457	14,257,513
翌年度繰越利益金			18,400,143	16,449,457
3 積 立 金				
	区 分		16 年 度 末 千円	(15 年 度 末) 千円
積立金現在額			16,449,457	14,257,513
4 主な業務実績				
	区 分		16 年 度	(15 年 度)
(保険引受)				
件 数			202千件	217千件
面 積			1,367千ha	1,393千ha
金 額			1,719,757,382千円	1,780,324,405千円
(保険金支払)				
件 数			3千件	3千件
面 積			1千ha	1千ha
金 額			888,034千円	683,890千円

(19) 農林水産省所管 漁船再保険及漁業共済保険特別会計

この特別会計は、国が経営する漁船再保険事業、漁船乗組員給与再保険事業及び漁業共済保険事業に関する経理を一般会計と区分して行うため設置されているものである。

同特別会計は、漁船普通保険、漁船特殊保険、漁船乗組員給与保険、漁業共済保険及び業務の5勘定に区分して経理されており、その勘定別の16年度の歳入歳出決算、損益、積立金及び主な業務実績は次のとおりである。

(漁船普通保険勘定)

この勘定は、戦乱等以外の事故により、1,000トン未満の漁船やこれに積載した漁獲物等が受けた損害及び1,000トン未満の漁船の運航に伴って生じた損害の賠償等について、漁船保険中央会が漁船保険組合に負う再保険責任のうち同中央会の負担分を超える額を再保険する事業に関する経理を行うものである。

1 歳入歳出決算			
	区 分	16 年 度 千円	(15 年 度) 千円
(歳 入)			
徴収決定済額		7,878,169	8,166,812
収納済歳入額		7,878,169	8,166,812
(歳 出)			
歳出予算現額		9,674,045	10,175,358
支出済歳出額		8,554,267	8,760,030
不 用 額		1,119,777	1,415,327
2 損 益			
	区 分	16 年 度 千円	(15 年 度) 千円
利 益			
（うち再保険料）		11,816,169	13,435,091
		(791,594)	(1,124,059)
損 失			
（うち再保険金）		11,713,925	13,337,428
		(1,946,280)	(2,043,779)
利 益 金		102,244	97,662
（前年度繰越利益金）		9,164,209	9,066,547
（翌年度繰越利益金）		9,266,454	9,164,209
3 積 立 金			
	区 分	16 年 度 末 千円	(15 年 度 末) 千円
積立金現在額		13,004,893	14,098,323
4 主な業務実績			
	区 分	16 年 度	(15 年 度)
(保険引受)			
件 数		422,755件	430,348件
再 保 險 金 額		15,731,270,319千円	15,675,152,479千円
(保険金支払)			
損 害 再 保 險 金 金 額		300,129千円	196,136千円
満 期 再 保 險 金 件 数		913件	1,021件
		金 額	金 額
		1,646,152千円	1,847,643千円

(漁船特殊保険勘定)

〔 この勘定は、1,000トン未満の漁船が戦乱等による事故により損害を受けた場合に、漁船保険組合が負う保険責任を再保険する事業に関する経理を行うものである。 〕

1 歳入歳出決算			
	区 分	16 年 度 千円	(15 年 度) 千円
(歳 入)			
徴収決定済額		12,304	12,595
収納済歳入額		12,304	12,595
(歳 出)			
歳出予算現額		181,035	198,846
支出済歳出額		1,520	2,000
翌年度繰越額		80,990	—
不 用 額		98,525	196,846

2 損 益			
区 分	16 年 度	(15 年 度)	
利 益	千 円	千 円	
(うち再保険料)	12,942	12,097	
損 失	(9,481)	(8,153)	
(うち再保険金)	83,288	2,435	
利益金(△損失金)	(—)	(—)	
△ 70,345	△ 70,345	9,662	
(前年度繰越利益金)	4,462,844	4,453,181	
(翌年度繰越利益金)	4,392,498	4,462,844	
3 積 立 金			
区 分	16 年 度 末	(15 年 度 末)	
積立金現在額	千 円	千 円	
	4,462,418	4,452,258	
4 主な業務実績			
区 分	16 年 度	(15 年 度)	
(保険引受)			
件 数	131件	122件	
再 保 險 金 額	17,559,468千円	15,785,146千円	
(漁船乗組員給与保険勘定)			
<div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 0 10px;"> <p>この勘定は、漁船の乗組員が抑留された場合における給与の支払について、漁船保険組合が負う 保険責任を再保険する事業に関する経理を行うものである。</p> </div>			
1 歳入歳出決算			
区 分	16 年 度	(15 年 度)	
(歳 入)	千 円	千 円	
徴収決定済額	1,682	2,144	
収納済歳入額	1,682	2,144	
(歳 出)			
歳出予算現額	29,520	29,520	
支出済歳出額	—	—	
翌年度繰越額	1,698	—	
不 用 額	27,822	29,520	
2 損 益			
区 分	16 年 度	(15 年 度)	
利 益	千 円	千 円	
(うち再保険料)	1,903	2,164	
損 失	(1,517)	(1,397)	
(うち再保険金)	1,932	109	
利益金(△損失金)	(—)	(—)	
△ 28	△ 28	2,055	
(前年度繰越利益金)	1,258,202	1,256,147	
(翌年度繰越利益金)	1,258,174	1,258,202	
3 積 立 金			
区 分	16 年 度 末	(15 年 度 末)	
積立金現在額	千 円	千 円	
	1,258,058	1,256,023	
4 主な業務実績			
区 分	16 年 度	(15 年 度)	
(保険引受)			
件 数	84件	72件	
再 保 險 金 額	287,834千円	256,815千円	

(漁業共済保険勘定)

この勘定は、中小漁業者がその営む漁業につき異常の事象又は不慮の事故によって受けることのある損失について漁業共済組合連合会が漁業共済組合に対して負う再共済責任等のうち、同連合会の負担分を超える額を保険する事業に関する経理を行うものである。

1 歳入歳出決算

区 分	16 年 度 千円	(15 年 度) 千円
(歳 入)		
徴 収 決 定 済 額	8,394,913	8,492,631
収 納 済 歳 入 額	8,394,913	8,492,631
(歳 出)		
歳 出 予 算 現 額	7,717,164	7,778,272
支 出 済 歳 出 額	7,405,553	7,160,211
不 用 額	311,610	618,060

2 損 益

区 分	16 年 度 千円	(15 年 度) 千円
利 益	16,836,259	15,316,910
(うち 保 険 料)	(2,467,677)	(2,419,115)
損 失	19,010,344	16,933,976
(うち 保 険 金)	(2,810,736)	(2,441,325)
(うち漁業共済組合連合会交付金)	(4,594,816)	(4,718,886)
損 失 金	2,174,085	1,617,066
(前年度繰越損失金)	30,508,816	28,891,749
(翌年度繰越損失金)	32,682,901	30,508,816

3 主な業務実績

区 分	16 年 度	(15 年 度)
(保険引受)		
件 数	60,656件	56,651件
再 共 済 金 額	370,679,997千円	364,148,494千円
(保険金支払)		
漁 獲 共 済 保 険 金	1,060,260千円	2,390,820千円
養 殖 共 済 保 険 金	—	50,506千円
特 定 養 殖 共 済 保 険 金	1,750,477千円	—
計	2,810,737千円	2,441,326千円

(業 務 勘 定)

歳入歳出決算

区 分	16 年 度 千円	(15 年 度) 千円
(歳 入)		
徴 収 決 定 済 額	1,116,774	1,145,485
収 納 済 歳 入 額	1,116,774	1,145,485
(歳 出)		
歳 出 予 算 現 額	1,135,970	1,168,997
支 出 済 歳 出 額	1,116,773	1,145,485
不 用 額	19,196	23,511

(20) 農林水産省所管 農業経営基盤強化措置特別会計

この特別会計は、農業経営基盤の強化に資するための農地等の買収、売渡し等及び農地保有合理化事業等に係る補助金の交付等、農業経営の改善等に資するための農業改良資金の貸付け並びに青年等の就農促進を図るための就農支援資金の貸付けに関する経理を一般会計と区分して行うため設置されているものである。

同特別会計の16年度の歳入歳出決算、積立金及び主な業務実績は次のとおりである。

1 歳入歳出決算

区 分	16 年 度 千円	(15 年 度) 千円
(歳 入)		
徴収決定済額	124,553,994	138,832,148
収納済歳入額	124,034,215	138,319,826
不納欠損額	4,003	—
収納未済歳入額	515,775	512,321
(歳 出)		
歳出予算現額	80,845,748	63,559,037
支出済歳出額	43,277,732	37,971,129
不 用 額	37,568,015	25,587,907

不用額の主なものは、農地保有合理化促進対策費(歳出予算現額 542 億 0639 万余円)の 151 億 6601 万余円、農業改良資金貸付金(同 139 億 5270 万余円)の 137 億 6052 万余円及び就農支援資金貸付金(同 96 億 2593 万円)の 74 億 7903 万余円である。

2 積 立 金

区 分	16 年 度 末 千円	(15 年 度 末) 千円
積立金現在額	16,342,965	18,392,965

3 主な業務実績

区 分	16 年 度	(15 年 度)
(農地等の売渡し等)		
農地等の売渡し	1,262千㎡	526千㎡
農地等の買収	1千㎡	4千㎡
(注) 年度末所有農地等 (うち貸付け農地等)	50,260千㎡ (2,520千㎡)	51,787千㎡ (2,633千㎡)
(農地保有合理化事業等に係る補助金の交付等)		
農地保有合理化法人に対する補助金の交付	2,578,986千円	3,416,874千円
全国農地保有合理化協会に対する補助金の交付	23,827,640千円	16,570,805千円
農林漁業金融公庫等に対する貸付金の貸付け	12,128,086千円	12,949,588千円
(農業改良資金)		
都道府県に対する農業改良資金貸付金の貸付け	192,180千円	298,986千円
(就農支援資金)		
都道府県に対する就農支援資金貸付金の貸付け	2,146,891千円	1,850,219千円

(注) 「年度末所有農地等」の面積は国有財産台帳に登録されている面積

なお、この特別会計について検査した結果、「第4章 国会からの検査要請事項及び特定検査対象に関する検査状況」に「農業経営基盤強化措置特別会計における決算剰余金等の状況について」(734 ページ参照)を掲記した。

(21) 農林水産省所管 国有林野事業特別会計

この特別会計は、国有林野事業を国有林野の有する公益的機能の維持増進を基本としつつ企業的に運営し、その健全な発達に資することを目的として、その経理を一般会計と区分して行うため設置されているものである。

同特別会計は、国有林野事業及び治山の2勘定に区分して経理されており、その勘定別の16年度の歳入歳出決算、損益、借入金及び主な業務実績は次のとおりである。

(国有林野事業勘定)

1 歳入歳出決算

区 分	16 年 度 千円	(15 年 度) 千円
(歳 入)		
徴収決定済額	347,426,212	326,753,269
収納済歳入額	346,330,133	325,530,268
不納欠損額	75,981	68,207
収納未済歳入額	1,020,097	1,154,794
(歳 出)		
歳出予算現額	397,372,197	377,329,485
支出済歳出額	344,817,146	321,957,085
翌年度繰越額	27,459,606	31,690,240
不 用 額	25,095,443	23,682,159

翌年度繰越額はすべて国有林野事業費(歳出予算現額 3968 億 2383 万余円)の分である。また、不用額の主なものは国有林野事業費の 245 億 4707 万余円である。

2 損 益

区 分	16 年 度 千円	(15 年 度) 千円
利(うち売上高)	119,206,161	116,125,353
損(うち経営費)	(21,492,131)	(21,962,679)
損失金	148,618,925	166,765,962
	(57,893,976)	(56,921,675)
損 失 金	29,412,763	50,640,609
(前年度繰越損失金)	247,972,782	197,332,173
翌年度繰越損失金	277,385,546	247,972,782

3 借 入 金

区 分	16 年 度 末 千円	(15 年 度 末) 千円
借入金現在額 (財政融資資金等)	1,279,558,061	1,279,558,807

4 主な業務実績

区 分	16 年 度	(15 年 度)
立木売払い	2,290千m ³	2,080千m ³
製品売払い	739千m ³	669千m ³
立木の保育	67千ha	43千ha
林道改良	635km	1,599km

(治山勘定)

1 歳入歳出決算

区 分	16 年 度 千円	(15 年 度) 千円
(歳 入)		
徴収決定済額	189,028,823	204,354,248
収納済歳入額	189,028,823	204,354,248
(歳 出)		
歳出予算現額	206,940,008	215,341,483
支出済歳出額	185,626,980	201,502,938
翌年度繰越額	21,095,281	13,728,640
不 用 額	217,746	109,904

翌年度繰越額の主なものは治山事業費(歳出予算現額 1327 億 5154 万余円)の 200 億 8848 万余円である。

2 主な業務実績

区 分	16 年 度	(15 年 度)
直 轄 治 山 事 業	1,255箇所	2,708箇所
治山事業に対する補助	7,589箇所	8,531箇所

なお、この特別会計について検査した結果、「第3章 個別の検査結果」に「地域防災対策総合治山事業の実施に当たり、治山事業において補助の対象とならない既存歩道の改修に係る工事費を補助の対象としていたもの」(277 ページ参照)及び「沖縄の復帰に伴う国有林野に係る国有財産台帳の整備を早急に行うよう是正改善の処置を要求したもの」(289 ページ参照)を掲記した。

(22) 農林水産省所管 国営土地改良事業特別会計

この特別会計は、国が行う土地改良事業の工事に関する経理を一般会計と区分して行うため設置されているものである。

同特別会計の16年度の歳入歳出決算、借入金及び主な業務実績は次のとおりである。

1 歳入歳出決算

区 分	16 年 度 千円	(15 年 度) 千円
(歳 入)		
徴 収 決 定 済 額	529,857,221	597,213,910
収 納 済 歳 入 額	529,852,555	597,213,910
不 納 欠 損 額	4,661	—
(歳 出)		
歳 出 予 算 現 額	583,000,658	637,846,725
支 出 済 歳 出 額	511,547,195	559,095,096
翌 年 度 繰 越 額	64,199,076	69,260,889
不 用 額	7,254,386	9,490,739

翌年度繰越額の主なものは、土地改良事業費(歳出予算現額 2406 億 7293 万余円)の 588 億 0750 万余円、沖縄土地改良事業費(同 118 億 8804 万余円)の 19 億 0197 万余円及び離島土地改良事業費(同 85 億 2664 万余円)の 16 億 7266 万余円である。

2 借 入 金

区 分	16 年 度 末 千円	(15 年 度 末) 千円
借 入 金 現 在 額 (財 政 融 資 資 金)	838,199,960	909,201,112

3 主な業務実績

区 分	16 年 度	(15 年 度)
か ん が い 排 水 事 業	139地区	138地区
総 合 農 地 防 災 事 業	28地区	27地区
(注) 農 用 地 再 編 整 備 事 業	13地区	14地区

(注) 農用地再編整備事業は、15年度の農用地再編開発事業から名称変更されたものである。

(23) 経済産業省所管 貿易再保険特別会計

この特別会計は、外国貿易その他の対外取引において生ずる為替取引の制限その他通常の保険によつて救済することができない危険を保険する制度を確立することによつて、外国貿易その他の対外取引の健全な発達を図ることを目的とする貿易保険に対して、政府の再保険事業に関する経理を一般会計と区分して行うため設置されているものである。

同特別会計の16年度の歳入歳出決算、損益、異常危険準備金及び主な業務実績は次のとおりである。

1 歳入歳出決算

区 分	16 年 度 千円	(15 年 度) 千円
(歳 入)		
徴 収 決 定 済 額	378,824,366	294,984,200
収 納 済 歳 入 額	364,793,363	268,589,777
収 納 未 済 歳 入 額	14,031,003	26,394,422
(歳 出)		
歳 出 予 算 現 額	157,640,232	147,185,633
支 出 済 歳 出 額	24,427,349	20,180,247
不 用 額	133,212,882	127,005,385

収納未済歳入額はすべて雑収入(徴収決定済額 856 億 8242 万余円)の分である。また、不用額の主なものは再保険費(歳出予算現額 1458 億 8334 万円)の 1219 億 6339 万余円である。

2 損 益

区 分	16 年 度 千円	(15 年 度) 千円
利 益	127,599,349	123,026,055
(うち再保険料)	(31,743,893)	(35,454,324)
損 失	127,599,349	123,026,055
(うち再保険金)	(22,015,533)	(17,937,587)
利 益 金	—	—
(前年度繰越利益金)	69,751,099	69,751,099)
(翌年度繰越利益金)	69,751,099	69,751,099)

なお、16年度は、損益計算した結果生じた益金 388 億 9168 万余円を、予期せぬ保険事故が発生した場合の支払に備えるための異常危険準備金に繰り入れたため、利益金は発生していない。

3 異常危険準備金

区 分	16 年 度 末 千円	(15 年 度 末) 千円
異常危険準備金現在額	451,556,908	412,665,221

4 主な業務実績

区 分	16 年 度	(15 年 度)
再 保 險 引 受 件 数	406,946件	399,852件
金 額	17,554,795,318千円	16,504,461,645千円
再 保 險 金 支 払 件 数	250件	278件
金 額	22,015,533千円	17,937,587千円

(24) 経済産業省所管 特許特別会計

この特別会計は、国が行う特許等工業所有権に関する事務の遂行に資するとともに、その経理を一般会計と区分して行うため設置されているものである。

同特別会計の16年度の歳入歳出決算及び主な業務実績は次のとおりである。

1 歳入歳出決算

区 分	16 年 度 千円	(15 年 度) 千円
(歳 入)		
徴収決定済額	213,317,168	197,466,538
収納済歳入額	213,317,168	197,466,298
収納未済歳入額	—	240
(歳 出)		
歳出予算現額	141,641,460	115,619,074
支出済歳出額	130,634,329	104,006,997
翌年度繰越額	25,709	—
不 用 額	10,981,421	11,612,076

不用額の主なものは事務取扱費(歳出予算現額 1306 億 0020 万余円)の 104 億 3508 万余円である。

2 主な業務実績

区 分	16 年 度	(15 年 度)
(特 許 権)		
出 願 の 受 理	420,559件	424,604件
審 査 請 求 の 受 理	383,195件	229,138件
審 査 (注)	236,287件	230,168件
(実用新案権)		
出 願 の 受 理	7,847件	8,128件
(意 匠 権)		
出 願 の 受 理	40,486件	40,200件
審 査	41,349件	39,471件
(商 標 権)		
出 願 の 受 理	127,142件	128,683件
審 査	208,605件	209,411件

(注) 特許権の審査は、出願を受理したもののうち、その後審査請求を受理したものについて行うこととなっている。

(25) 国土交通省所管 自動車損害賠償保障事業特別会計

この特別会計は、国が行う自動車損害賠償保障事業、自動車事故対策事業、経過措置としての再保険事業等及び保険料等充当交付金の交付事業に関する経理を一般会計と区分して行うため設置されているものである。

同特別会計は、保障、自動車事故対策及び保険料等充当交付金の3勘定に区分して経理されており、その勘定別の16年度の歳入歳出決算、損益、繰越金、基金及び主な業務実績は次のとおりである。

(保 障 勘 定)

この勘定は、自動車損害賠償保障事業(保有者が明らかでない自動車によって生命、身体を害されて損害賠償の請求をすることのできない被害者の受けた損害を国がてん補するなどの事業)等の経理を行うものである。

1 歳入歳出決算

区 分	16 年 度 千円	(15 年 度) 千円
(歳 入)		
徴収決定済額	81,313,659	82,854,431
収納済歳入額	76,846,094	78,989,102
不納欠損額	332,342	203,734
収納未済歳入額	4,135,222	3,661,594
(歳 出)		
歳出予算現額	8,566,297	8,065,817
支出済歳出額	7,868,566	7,257,838
不 用 額	697,730	807,978

2 損 益

区 分	16 年 度 千円	(15 年 度) 千円
利 益		
（うち前年度繰越支払備）	19,290,288	26,833,353
（うち一般会計より受入）	(—)	(6,111,915)
（うち 賦 課 金）	(2,999,767)	(3,031,247)
損 失		
（うち次年度繰越支払備）	20,589,766	21,240,496
（うち 保 障 金）	(5,612,126)	(5,089,981)
利 益 金 (△ 損 失 金)	△ 1,299,477	5,592,856
(利益金又は損失金の処理)		
翌年度に繰越利益を減額して整理	1,299,477	—
翌年度に繰越利益として整理	—	5,592,856

3 繰 越 金

区 分	16 年 度 末 千円	(15 年 度 末) 千円
繰越利益の額	118,169,507	112,576,650

4 主な業務実績

区 分	16 年 度	(15 年 度)
保障金等の支払件数	4,764件	4,277件
金 額	5,612,126千円	5,089,981千円

(自動車事故対策勘定)

〔 この勘定は、自動車事故対策事業(被害者保護の増進又は自動車事故防止対策に関する事業)の経理を行うものである。 〕

1 歳入歳出決算

区 分	16 年 度 千円	(15 年 度) 千円
(歳 入)		
徴収決定済額	17,204,847	70,342,087
収納済歳入額	17,204,847	70,342,087
(歳 出)		
歳出予算現額	17,956,204	17,746,166
支出済歳出額	16,426,604	14,863,757
翌年度繰越額	—	644,098
不 用 額	1,529,599	2,238,310

2 損 益	16 年 度	(15 年 度)
区 分	千 円	千 円
利 益	4,726,517	54,719,902
(うち一般会計より受入)	(—)	(50,813,989)
(う ち 利 子 収 入)	(4,726,390)	(3,798,254)
損 失	16,426,604	31,318,022
(うち独立行政法人自動車事故対策機構運営費)	(9,170,308)	(4,981,279)
(交付金)		
利 益 金 (△ 損 失 金)	△ 11,700,086	23,401,880
(利益金又は損失金の処理)		
翌年度に基金を減額して整理	11,700,086	—
翌年度に基金に組み入れて整理	—	23,401,880

3 基 金	16 年 度 末	(15 年 度 末)
区 分	千 円	千 円
基 金 残 額	763,225,641	739,823,760

4 主な業務実績	16 年 度	(15 年 度)
区 分	件 数	件 数
自動車事故対策計画に基づく助成	240件	236件
金 額	16,109,182千円	14,545,436千円

(保険料等充当交付金勘定)

この勘定は、経過措置としての再保険事業等(自動車損害賠償責任再保険事業及び自動車損害賠償責任共済保険事業)に関する経理、保険料等充当交付金(保険契約者が保険会社に支払うべき自動車損害賠償責任保険の保険料の一部等に充てさせるため、政府が保険会社等に交付する交付金)の交付事業に関する経理を行うものである。

1 歳入歳出決算	16 年 度	(15 年 度)
区 分	千 円	千 円
(歳 入)		
徴 収 決 定 済 額	449,726,250	669,189,435
収 納 済 歳 入 額	449,726,250	669,189,435
(歳 出)		
歳 出 予 算 現 額	503,466,429	747,291,679
支 出 済 歳 出 額	449,629,911	652,628,873
不 用 額	53,836,517	94,662,805

不用額の主なものは、保険料等充当交付金(歳出予算現額 2401 億円)の 203 億 1371 万余円及び再保険及保険費(同 2431 億 8159 万余円)の 135 億 0569 万余円である。

2 損 益	16 年 度	(15 年 度)
区 分	千 円	千 円
利 益	278,334,882	804,455,099
(うち前年度繰越支払備)	(263,858,780)	(689,651,681)
損 失	489,425,192	929,520,443
(うち次年度繰越支払備)	(39,809,556)	(263,858,780)
損 失 金	211,090,309	125,065,344
(損失金の処理)		
翌年度に基金を減額して整理	211,090,309	125,065,344

3 基 金			
区 分		16 年 度 末	(15 年 度 末)
基 金 残 額		千 円	千 円
		543,554,020	668,619,364
4 主な業務実績			
区 分		16 年 度	(15 年 度)
(経過措置としての保険契約及び保険金支払)			
再保険及び保険関係の成 件 数		207件	1,523件
立 金 額		3,859千円	25,949千円
再保険金及び保険金の支 件 数		361千件	918千件
払 金 額		217,496,892千円	429,268,151千円
(保険料等充当交付金の交付)			
交 付 実 績 法 人 数		23法人	26法人
金 額		219,786,288千円	220,676,842千円

(26) 国土交通省所管 道路整備特別会計

この特別会計は、国が揮発油税の収入額に相当する金額等を財源に充てて行う道路整備事業に関する経理を一般会計と区分して行うため設置されているものである。

同特別会計の16年度の歳入歳出決算及び主な業務実績は次のとおりである。

1 歳入歳出決算

区 分		16 年 度	(15 年 度)
(歳 入)		千 円	千 円
徴 収 決 定 済 額		5,459,680,387	5,302,283,577
収 納 済 歳 入 額		5,459,136,613	5,301,827,418
不 納 欠 損 額		115,804	115,809
収 納 未 済 歳 入 額		427,969	340,349
(歳 出)			
歳 出 予 算 現 額		5,794,812,827	5,479,976,373
支 出 済 歳 出 額		4,701,980,681	4,349,227,502
翌 年 度 繰 越 額		1,035,738,878	1,084,978,395
不 用 額		57,093,268	45,770,474

翌年度繰越額の主なものは、道路事業費(歳出予算現額2兆4084億2115万余円)の5490億1804万余円、道路環境整備事業費(同8372億4526万余円)の2010億3253万余円及び地方道路整備臨時交付金(同8940億1504万余円)の1810億0331万余円である。また、不用額の主なものは、受託工事費(同547億1105万余円)の251億1186万余円、附帯工事費(同561億2409万余円)の108億3434万余円及び有料道路整備等資金貸付金(同400億9970万円)の101億9260万円である。

2 主な業務実績

区 分	16 年 度	(15 年 度)
(直轄事業)		
一般国道の改築 (うち大規模バイパスの 新設)	165路線 (56箇所)	168路線 (60箇所)
共同溝の整備	20路線	21路線
(補助事業)		
一般国道の改築	292路線	301路線
(注) 地方道の改築	531箇所	998箇所
(注) 街路事業	823箇所	872箇所
(注) 土地区画整理事業	655箇所	694箇所

(注) 16年度に予算科目の組替えを行い道路種別予算から業績予算へ転換したことにより、事業区分が変わったため、箇所数について15年度との比較はできない。

なお、この特別会計について検査した結果、「第3章 個別の検査結果」に「道路整備事業の実施に当たり、近傍の取引事例との比較考量を十分に行わないまま土地を取得したため、用地費が過大となっているもの」(365 ページ参照)、「道路改築事業の実施に当たり、損失の補償の対象とならない消費税額を補償費に計上していたため、補償費が過大となっているもの」(368 ページ参照)、「街路事業の実施に当たり、設計が適切でなかったため、橋台等の所要の安全度が確保されていない状態になっているもの」(369 ページ参照)、「緊急地方道路整備事業の実施に当たり、吹付法枠工費等の積算を誤ったため、工事費が割高となっているもの」(376 ページ参照)、「道路改築事業の実施に当たり、私道を宅地として評価して土地を取得したため、用地費が過大となっているもの」(377 ページ参照)、「磁気探査のため、水上において設置・撤去する仮設足場に係る費用の積算を施工の実態に適合するよう改善させたもの」(61 ページ参照)、「国庫補助事業で実施する鋼橋製作・架設工事における工事費の積算に当たり、ゴム製支承の材料費を架設工事原価の間接工事費の算定対象額に含めない取扱いとするよう改善させたもの」(387 ページ参照)、「国庫補助事業で実施する橋りょう上部工工事において使用するゴム製支承の材料費の積算を市場価格調査を行うなどして適切なものとするよう改善させたもの」(390 ページ参照)及び「電線共同溝整備事業の実施における占用予定者の入溝が計画的になっていなかったり、管理が十分行われていなかったりなどしている事態について」(525 ページ参照)を、「第4章 国会からの検査要請事項及び特定検査対象に関する検査状況」に「国の事業許可を受け貸付金等により整備した地方道路公社の有料道路事業の状況について」(812 ページ参照)を掲記した。

(27) 国土交通省所管 治水特別会計

この特別会計は、国が施行する直轄治水事業及び多目的ダム建設工事に関する経理並びに都道府県知事が施行する治水事業に係る負担金又は補助金の交付等に関する経理を一般会計と区分して行うため設置されているものである。

同特別会計は、治水及び特定多目的ダム建設工事の2勘定に区分して経理されており、その勘定別の16年度の歳入歳出決算及び主な業務実績は次のとおりである。

(治水勘定)

1 歳入歳出決算

区 分	16 年 度 千円	(15 年 度) 千円
(歳 入)		
徴収決定済額	1,567,887,572	1,515,123,057
収納済歳入額	1,567,868,758	1,515,119,986
不納欠損額	11,258	1,161
収納未済歳入額	7,555	1,909
(歳 出)		
歳出予算現額	1,615,411,052	1,599,561,692
支出済歳出額	1,331,065,418	1,377,241,627
翌年度繰越額	276,599,340	211,144,590
不 用 額	7,746,293	11,175,475

翌年度繰越額の主なものは、河川事業費(歳出予算現額 6417 億 4641 万余円)の 1674 億 5585 万余円、砂防事業費(同 2122 億 7871 万余円)の 438 億 8772 万余円及び河川総合開発事業費(同 1320 億 6608 万余円)の 150 億 6848 万余円である。

2 主な業務実績

区 分	16 年 度		(15 年 度)	
	直轄事業	補助事業	直轄事業	補助事業
河 川 改 修	119河川	853河川	119河川	867河川
河 川 総 合 開 発	10ダム	141ダム	9ダム	159ダム
砂 防 施 設 の 整 備	34水系	1,497流域	34水系	1,584流域

(特定多目的ダム建設工事勘定)

この勘定は、特定多目的ダム法(昭和 32 年法律第 35 号)に基づき、流水を発電・水道・工業用水道)の特定用途等に供することを目的として、国土交通大臣が自ら新築する多目的ダムの建設工事に関する事業の経理を行うものである。

1 歳入歳出決算

区 分	16 年 度 千円	(15 年 度) 千円
(歳 入)		
徴収決定済額	248,116,588	276,232,734
収納済歳入額	248,115,848	276,230,853
収納未済歳入額	740	1,881
(歳 出)		
歳出予算現額	243,217,613	281,216,945
支出済歳出額	209,989,275	245,332,662
翌年度繰越額	30,607,829	32,433,578
不 用 額	2,620,508	3,450,704

翌年度繰越額の主なものは、多目的ダム建設事業費(歳出予算現額 1657 億 8304 万余円)の 243 億 7872 万余円、沖縄多目的ダム建設事業費(同 155 億 6494 万余円)の 45 億 0537 万余円及び受託工事費(同 115 億 2266 万余円)の 17 億 2373 万余円である。

2 主な業務実績

区 分	16 年 度	(15 年 度)
ダ ム 建 設	40ダム	41ダム

なお、この特別会計について検査した結果、「第 3 章 個別の検査結果」に「通常砂防事業の実施に当たり、鉄線籠型多段積護岸の基礎部の保護工の設計及び施工が適切でなかったため、工事の目的を達していないもの」(355 ページ参照)及び「独立行政法人水資源機構が建設したダム等を利用して流水をかん

がいの用に供する者の受益者負担金について、かんがい工事の実施状況を適切に把握することにより完了時期等に合わせ徴収を開始するよう改善させたもの」(405 ページ参照)を掲記した。

(28) 国土交通省所管 港湾整備特別会計

この特別会計は、国が施行する港湾整備事業に関する経理及び港湾管理者が施行する港湾整備事業に対する負担金又は補助金の交付等に関する経理を一般会計と区分して行うため設置されているものである。

同特別会計は、港湾整備及び特定港湾施設工事の2勘定に区分して経理されており、その勘定別の16年度の歳入歳出決算及び主な業務実績は次のとおりである。

(港湾整備勘定)

1 歳入歳出決算

区 分	16 年 度 千円	(15 年 度) 千円
(歳 入)		
徴収決定済額	416,423,386	435,946,781
収納済歳入額	416,421,865	435,945,386
収納未済歳入額	1,521	1,395
(歳 出)		
歳出予算現額	462,921,907	482,352,153
支出済歳出額	399,808,973	418,179,179
翌年度繰越額	57,639,589	60,479,732
不 用 額	5,473,344	3,693,241

翌年度繰越額の主なものは、港湾事業費(歳出予算現額 2784 億 1701 万余円)の 415 億 8786 万余円、沖縄港湾事業費(同 355 億 9432 万余円)の 71 億 6156 万余円及び離島港湾事業費(同 314 億 2635 万余円)の 55 億 2771 万余円である。

2 主な業務実績

区 分	16 年 度	(15 年 度)
(直轄事業)		
港湾の整備	119港	122港
航路の整備	16航路	16航路
(補助事業)		
港湾の整備	333港	356港

(特定港湾施設工事勘定)

〔 この勘定は、企業の合理化に資するために必要な港湾施設の工事に要する費用の一部を受益を受ける事業者負担させ、国が施行する工事等に関する経理を行うものである。 〕

1 歳入歳出決算

区 分	16 年 度 千円	(15 年 度) 千円
(歳 入)		
徴収決定済額	9,084,814	14,630,736
収納済歳入額	9,084,814	14,630,736
(歳 出)		
歳出予算現額	8,998,015	14,524,384
支出済歳出額	8,791,764	13,653,810
翌年度繰越額	149,500	758,670
不 用 額	56,751	111,904

2 主な業務実績

区 分	16 年 度	(15 年 度)
(直轄事業)		
エネルギー港湾施設の整備	4港	4港

なお、この特別会計について検査した結果、「第3章 個別の検査結果」に「港湾環境整備事業の実施に当たり、転落防止柵等の防錆・防食処理の設計及び施工が適切でなかったため、工事の目的を達していないもの」(363 ページ参照)、「浚渫等工事の積算に当たり、高精度の測位システムを利用することなどにより施工精度等が向上した工事について、検測待ちの拘束費を計上しないよう改善させたもの」(394 ページ参照)及び「港湾 EDI システム等について、利活用の促進を図るよう改善させたもの」(397 ページ参照)を掲記した。

(29) 国土交通省所管 自動車検査登録特別会計

この特別会計は、国が行う自動車の検査及び登録等に関する経理を一般会計と区分して行うため設置されているものである。

同特別会計の16年度の歳入歳出決算及び主な業務実績は次のとおりである。

1 歳入歳出決算

区 分	16 年 度 千円	(15 年 度) 千円
(歳 入)		
徴 収 決 定 済 額	60,993,384	61,401,309
収 納 済 歳 入 額	60,993,384	61,401,309
(歳 出)		
歳 出 予 算 現 額	49,568,622	51,305,286
支 出 済 歳 出 額	46,255,370	47,698,309
翌 年 度 繰 越 額	989,376	958,223
不 用 額	2,323,874	2,648,753

2 主な業務実績

区 分	16 年 度	(15 年 度)
自 動 車 の 検 査 (う ち 有 料 分)	27,439千件 (27,381千件)	28,330千件 (28,272千件)
自 動 車 の 登 録 (う ち 有 料 分)	17,931千件 (17,630千件)	18,401千件 (17,951千件)

なお、この特別会計について検査した結果、「第3章 個別の検査結果」に「委託契約によって購入された研究用機器について、研究終了後に国の物品として適正に管理し、有効活用を図るよう改善させたもの」(402 ページ参照)を掲記した。

(30) 国土交通省所管 都市開発資金融通特別会計

この特別会計は、次の資金の貸付けに関する経理を一般会計と区分して行うため設置されているものである。

- (ア) 地方公共団体が行う都市公共施設用地の買取り等に必要な資金
- (イ) 地方公共団体が行う、市街地再開発組合等による市街地再開発事業の施行等に要する資金の貸付けに必要な資金
- (ウ) 地方公共団体が行う、土地区画整理組合等による土地区画整理事業の施行等に要する資金の貸付けに必要な資金
- (注1)
- (エ) 独立行政法人都市再生機構が行う宅地の造成等に必要な資金
- (オ) 土地開発公社が行う公共事業予定地等の買取りに必要な資金
- (カ) 「民間都市開発の推進に関する特別措置法」(昭和62年法律第62号)に基づき指定された民間都市開発推進機構等が行う業務に必要な資金

(注1) 独立行政法人都市再生機構は、16年7月1日、独立行政法人都市再生機構法(平成15年法律第100号)附則第3条及び第4条の規定により、国が承継する資産を除き地域振興整備公団が有する地方都市開発整備等業務に係る権利及び義務並びに解散した都市基盤整備公団の一切の権利及び義務を承継して設立されたものである。

同特別会計の16年度の歳入歳出決算、損益、借入金及び主な業務実績は次のとおりである。

1 歳入歳出決算

区 分	16 年 度 千円	(15 年 度) 千円
(歳 入)		
徴収決定済額	92,259,001	113,384,407
収納済歳入額	92,259,001	113,384,407
(歳 出)		
歳出予算現額	89,820,066	102,003,884
支出済歳出額	68,355,831	93,291,302
翌年度繰越額	8,378,000	4,729,203
不 用 額	13,086,234	3,983,378

不用額の主なものは都市開発資金貸付金(歳出予算現額321億0900万円)の129億8420万円である。

2 損 益

区 分	16 年 度 千円	(15 年 度) 千円
利 益	3,322,788	4,825,387
(うち利子収入)	(3,322,786)	(4,825,365)
損 失	3,394,140	5,087,784
(うち支払利子)	(3,387,032)	(5,080,321)
損 失 金	71,351	262,396
(前年度繰越損失金)	2,692,495	2,430,098
(翌年度繰越損失金)	2,763,846	2,692,495

3 借 入 金

区 分	16 年 度 末 千円	(15 年 度 末) 千円
借入金現在額 (財政融資資金)	119,389,110	165,020,244

4 主な業務実績

(1) 貸付実績

区 分		16 年 度	(15 年 度)
(地方公共団体貸付)			
都市公共施設用地買取資金貸付	件 数	26件	30件
	面 積	53,213m ²	106,807m ²
	金 額	5,850,000千円	10,977,000千円
市街地再開発事業等資金貸付	件 数	5件	6件
	金 額	1,046,100千円	1,292,000千円
組合等土地区画整理資金貸付	件 数	24件	33件
	金 額	1,639,700千円	2,461,500千円
(注2) (都市再生機構貸付)			
都市開発資金貸付	件 数	1件	—
	金 額	200,000千円	—
(注3) (都市基盤整備公団等貸付)			
都市開発資金貸付	件 数	2件	3件
	金 額	345,000千円	650,000千円
(土地開発公社貸付)			
特定公共用地等買取資金貸付	件 数	2件	3件
	面 積	19,881m ²	17,755m ²
	金 額	492,000千円	2,313,000千円
(民間都市開発推進機構等貸付)			
都市開発資金貸付	件 数	1件	4件
	金 額	1,174,000千円	6,925,000千円
都市開発資金収益回収特別貸付	件 数	1件	2件
	金 額	82,203千円	539,797千円

(注2) 都市再生機構貸付の16年度は、16年7月1日から17年3月31日までの実績である。

(注3) 都市基盤整備公団等貸付の16年度は、16年4月1日から同年6月30日までの実績である。

(2) 貸付金回収

	16 年 度	(15 年 度)
金 額	千円 60,713,804	千円 64,272,355

(3) 貸付金現在額

	16 年 度 末	(15 年 度 末)
金 額	千円 340,759,017	千円 390,643,818

(31) 国土交通省所管 空港整備特別会計

この特別会計は、国が施行する空港整備事業等に関する経理を一般会計と区分して行うため設置されているものである。

同特別会計の16年度の歳入歳出決算、借入金及び主な業務実績は次のとおりである。

1 歳入歳出決算

区 分	16 年 度 千円	(15 年 度) 千円
(歳 入)		
徴収決定済額	528,093,520	505,535,408
収納済歳入額	527,811,321	505,502,184
不納欠損額	171	—
収納未済歳入額	282,027	33,224
(歳 出)		
歳出予算現額	506,642,927	516,512,091
支出済歳出額	460,588,896	475,897,684
翌年度繰越額	29,840,534	22,268,416
不 用 額	16,213,496	18,345,990

翌年度繰越額の主なものは、空港整備事業費(歳出予算現額 1127 億 4169 万余円)の 239 億 8970 万余円、航空路整備事業費(同 259 億 1413 万余円)の 43 億 8165 万余円及び北海道空港整備事業費(同 102 億 3232 万余円)の 10 億 0389 万余円である。また、不用額の主なものは、空港等維持運営費(同 1581 億 5630 万余円)の 125 億 9848 万余円及び空港整備事業費の 15 億 5023 万余円である。

2 借 入 金

区 分	16 年 度 末 千円	(15 年 度 末) 千円
借入金現在額 (財政融資資金等)	927,700,000	945,342,000

3 主な業務実績

区 分	16 年 度	(15 年 度)
(直轄事業)		
滑走路の新設及び延長	5空港	5空港
航空路監視レーダー施設の整備	7箇所	5箇所
(補助事業)		
滑走路の新設及び延長	9空港	11空港

なお、この特別会計について検査した結果、「第3章 個別の検査結果」に「延長工事等を行った滑走路に係る国有財産台帳の価格改定を延長部分等の耐用年数満了時までで行うことにより、台帳価格を適正なものとし、国有資産等所在市町村交付金の交付額を適切なものとするよう改善させたもの」(409 ページ参照)を掲記した。

第2 国税収納金整理資金の受払

国税収納金整理資金は、国税収入に関する経理の合理化と過誤納金の還付金等の支払事務の円滑化を図ることを目的として、国税収納金整理資金に関する法律(昭和29年法律第36号)に基づいて、昭和29年度に設置されたものである。この資金に国税収納金等を受け入れ、過誤納金の還付金等はこの資金から支払い、その差引額を国税収入その他の収入として国の歳入に組み入れることとしており、その受払の計算書を一般会計歳入歳出決算とともに内閣が国会に提出しなければならないこととなっている。

平成16年度国税収納金整理資金受払計算書についてみると、受入れ、支払は次表のとおりである。

区 分	16 年 度 千円	(15 年 度) 千円
(受 入)		
徴 収 決 定 済 額	56,953,142,744	54,266,429,635
収 納 済 額	55,773,166,618	52,917,941,593
不 納 欠 損 額	175,404,093	277,192,364
収 納 未 済 額	1,004,572,031	1,071,295,677
(支 払)		
支 払 決 定 済 額	7,859,032,430	7,738,821,556
うち		
支 払 命 令 済 額	7,859,032,430	7,738,817,507
支 払 命 令 未 済 額	—	4,048
歳 入 組 入 額	47,254,937,786	44,496,115,024

上記の歳入組入額の主なものは次のとおりである。

一 般 会 計 各 税 組 入 金	44,740,685,750
電源開発促進対策特別会計(電源立地勘定)組入金	166,572,481
同 特 別 会 計 (電 源 利 用 勘 定) 組 入 金	206,023,858
交付税及び譲与税配付金特別会計(交付税及び譲与税配付金勘定)各税組入金	1,151,050,625
国 債 整 理 基 金 特 別 会 計 組 入 金	238,893,705
石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計(石炭勘定)組入金	44,176,773
道 路 整 備 特 別 会 計 組 入 金	707,200,000

なお、不納欠損額及び収納未済額の主なものは次のとおりである。

(不納欠損額)

	千円	千円
申告所得税受入金	45,808,057 (徴収決定済額)	2,831,770,357
消費税及地方消費税受入金	36,753,569 (同)	15,602,234,805
源泉所得税受入金	35,792,846 (同)	14,000,174,795
法人税受入金	27,029,337 (同)	12,488,443,327
相続税受入金	20,399,953 (同)	1,592,623,663
消費税受入金	8,324,509 (同)	13,842,720

(収納未済額)

	千円	千円
消費税及地方消費税受入金	385,761,586 (徴収決定済額)	15,602,234,805
揮発油税及地方道路税受入金	273,824,603 (同)	3,482,231,283

前記の収納未済額のほか、既往年度分の収納未済額が2兆3984億4506万余円ある。

第3 法律により設置されているその他の資金の受払

国税収納金整理資金のほか、法律により特に設置されている資金で、その増減及び現在額についての計算書を、内閣が歳入歳出決算を国会に提出する場合に添付しなければならないことになっているものは、決算調整資金、貨幣回収準備資金及び農業近代化助成資金の3資金である。

1 決算調整資金

この資金は、予見し難い租税収入の減少等により一般会計の歳入歳出の決算上不足が生ずることとなる場合において、この資金からその不足を補てんすることにより、一般会計における収支の均衡を図ることを目的として、決算調整資金に関する法律(昭和53年法律第4号)に基づいて昭和52年度に設置されたものである。

平成16年度決算調整資金の増減及び現在額計算書についてみると、資金の増減及び現在額は次表のとおりである。

区 分	金 額 千円
16年7月末資金現在額	—
16年8月1日から17年7月31日までの資金増	—
16年8月1日から17年7月31日までの資金減	—
17年7月末資金現在額	—

2 貨幣回収準備資金

この資金は、政府による貨幣の発行、引換え及び回収の円滑な実施を図り、もって貨幣に対する信頼の維持に資することを目的として、貨幣回収準備資金に関する法律(平成14年法律第42号)に基づいて平成15年度に設置されたものである。

平成16年度貨幣回収準備資金の増減及び現在額計算書についてみると、資金は国庫金と回収貨幣及地金に区分されており、その増減及び現在額は次表のとおりである。

区 分	事 項	金 額 千円
国庫金	年度首在高	803,917,634
	(受入れ)	
	貨幣発行高	188,415,500
	運用益	2,493,967
	地金売払代	83,799
	計	190,993,267
	(払出し)	
	貨幣回収高	291,136,000
	一般会計へ繰入れ(貨幣製造費分)	21,023,726
	一般会計へ繰入れ(年度末繰入分)	35,571,011
	計	347,730,737
回収貨幣及地金	差引現在額	647,180,163
	年度首在高	82,500,195
	(受入れ)	
	回収貨幣	58,635,150
	計	58,635,150
	(払出し)	
	貨幣材料	2,621,013

区 分 事 項	金 額 千円
地金売払	76,097
その他	53,441
計	2,750,552
差引現在額	138,384,792
資金合計	785,564,956

なお、上記の一般会計へ繰入れ(年度末繰入分)は、貨幣回収準備資金に関する法律第12条の規定に基づいて、15年度の一般会計の歳入に繰り入れられたものである。

3 農業近代化助成資金

この資金は、農業近代化資金の融通につき都道府県が利子補給を行うのに要する経費を補助するために必要な財源を確保することを目的として、農業近代化助成資金の設置に関する法律(昭和36年法律第203号)に基づいて昭和36年度に設置されていたもので、「国の補助金等の整理及び合理化等に伴う農業近代化資金助成法等の一部を改正する等の法律」(平成17年法律第16号)第5条及び附則第1条の規定により、平成17年4月1日に廃止された。この資金の廃止に伴い、16年度末資金現在額83億2728万余円のうち、財政融資資金預託金を約定期間満了前に払い戻すことによる利子受入れの超過額2億7749万余円は17年度の財政融資資金特別会計の歳入に繰り入れられ、また、資金現在額から当該超過額を控除した額80億4979万余円は17年度の一般会計の歳入に組み入れられた。

16年度農業近代化助成資金の増減及び現在額計算書についてみると、資金の増減及び現在額は次表のとおりである。

区 分	金 額 千円
15年度末資金現在額	8,202,418
16年度資金増	
財政融資資金預託利子受入れ	124,871
16年度資金減	—
16年度末資金現在額	8,327,289

第4 債権及び債務

1 債 権

平成16年度債権現在額総計算書における債権の年度末現在額は、次表のとおりである。

区 分	16年度末現在額 千円	15年度末現在額 千円	差引き増△減 千円
歳 入	11,537,861,616	12,189,753,594	△ 651,891,977
歳 入 外	228,962	279,519	△ 50,556
積 立 金	71,693,614,548	54,203,656,651	17,489,957,897
資 金	257,788,666,356	274,122,928,634	△ 16,334,262,277
計	341,020,371,485	340,516,618,400	503,753,085

16年度末現在額を前年度末現在額に比べると、5037億5308万余円増加している。増加した主なものは次表のとおりである。

区 分 会 計 項	増 加 額 千円
歳 入 産 業 投 資 特 別 会 計 社 会 資 本 整 備 勘 定 改 革 推 進 公 共 投 資 事 業 資 金 貸 付 金 償 還 金 収 入	610,994,234
空 港 整 備 特 別 会 計 償 還 金 収 入	151,914,921

区 分	会 計	項	増 加 額 千円
積立金	厚生保険特別会計		
	年金勘定運用寄託金債権		16,379,217,278
	国民年金特別会計		
	国民年金勘定運用寄託金債権		1,110,740,618

2 債 務

平成16年度一般会計国の債務に関する計算書及び各特別会計債務に関する計算書における債務の年度末現在額の合計は、次表のとおりである。

種 別	16年度末現在額 千円	15年度末現在額 千円	差引き増△減 千円
予算総則で債務負担の限度額が定められているものに係る債務負担額	118,115,596	78,695,518	39,420,078
歳出予算の繰越債務負担額	2,390,438,943	1,913,193,038	477,245,905
財政法第14条の2第1項の規定に基づく継続費による債務負担額	429,731,634	442,239,996	△ 12,508,362
財政法第15条第1項の規定に基づく国庫債務負担行為	5,709,653,642	5,230,804,913	478,848,728
法律、条約等で債務の権能額が定められているものに係る債務負担額(公債及び借入金に係るものを除く。)	280,425,000	408,214,800	△ 127,789,800
公 債	626,474,672,124	556,524,886,195	69,949,785,929
内 国 債	626,474,627,559	556,524,841,389	69,949,786,170
外 国 債	44,564	44,805	△ 241
借 入 金	59,112,185,446	58,853,789,778	258,395,668
政府短期証券	96,076,160,000	86,125,870,000	9,950,290,000
他会計への繰入未済金	56,056,220	70,762,120	△ 14,705,900
予算総則で保証及び損失補償の限度額が定められているものに係る保証及び損失補償の債務負担額	59,772,484,257	60,115,036,238	△ 342,551,981
計	850,419,922,865	769,763,492,599	80,656,430,266

(備考1) 外国債は明治32年から昭和38年の間に発行された英貨債及び仏貨債で、既償還未払額があり、起債地の法令等に時効の規定がないなどのため、国の債務として残っている。

(備考2) 15年度末現在額769兆7634億9259万余円には、16年4月1日に独立行政法人国立大学財務・経営センターが承継した債務など1兆9177億7446万余円が含まれていないため、平成15年度決算検査報告に掲記した15年度末現在額(771兆6812億6705万余円)と比べて同額が減少している。

債務の16年度末現在額を前年度末現在額に比べると、増加したものは、公債、政府短期証券、財政法第15条第1項の規定に基づく国庫債務負担行為等である。また、減少したものは、予算総則で保証及び損失補償の限度額が定められているものに係る保証及び損失補償の債務負担額、法律、条約等で債務の権能額が定められているものに係る債務負担額(公債及び借入金に係るものを除く。)等である。

公債について16年度末現在額を前年度末現在額に比べると、年度中に増加した額は185兆6441億2087万余円、減少した額は115兆6943億3494万余円で、差引き69兆9497億8592万余円(うち、公債の発行の特例に関する特別の法律により発行したもの及びこの借換えに係るもの25兆5189億8008万余円)増加している。

年度中に増加したものと及び減少したもののうち主なものは、次表のとおりである。

第6章 第2節 第5 国庫金、 国有財産及び 物品	増加したものの		減少したものの	
		千円		千円
	借換発行したもの	109,569,962,820	借換発行したものを償還したもの	76,883,178,530
	財政融資資金特別会計 法第11条第1項の規定 により発行したもの	40,087,564,300	財政法第4条第1項た だし書の規定により発 行したものを償還した もの	15,778,928,050
	公債の発行の特例に関 する特別の法律により 発行したもの	26,754,899,600	財政融資資金特別会計 法第11条第1項の規定 により発行したものを 償還したもの	10,381,602,150
	財政法第4条第1項た だし書の規定により発 行したもの	8,688,121,300	公債の発行の特例に関 する特別の法律により 発行したものを償還し たもの	10,302,475,100
			日本国有鉄道清算事業 団債券承継国庫債券を 償還したもの	1,522,298,000

また、借入金について16年度末現在額を前年度末現在額に比べると、年度中に増加した額は52兆3602億2913万余円、減少した額は52兆1018億3346万余円で、差引き2583億9566万余円増加している。年度中に増加した主なものは、財政融資資金からの借入れ31兆5846億8213万余円であり、減少した主なものは、財政融資資金への償還32兆7044億3248万余円である。

なお、16年4月の外国貨幣換算率の変更に伴い債務が増加したのは653億5734万余円、減少したのは2110億8049万余円である。

(注) 主な外国貨幣の換算率の変更

米貨	1ドル	122円→110円
英貨	1ポンド	185円→184円
スイス貨	1スイス・フラン	81円→83円
欧州連合貨	1ユーロ	117円→128円

第5 国庫金、国有財産及び物品

1 国庫金

平成17年3月末における日本銀行政府預金勘定残高は、次表のとおりである。

種別	17年3月末現在 千円	16年3月末現在 千円	差引き増△減 千円
当座預金	150,000,097	150,000,979	△881
別口預金	370,627,411	557,565,250	△186,937,839
指定預金	7,069,222,463	12,375,594,513	△5,306,372,050
小額紙幣引換準備預金	493	493	—
計	7,589,850,465	13,083,161,237	△5,493,310,771

一時的な資金不足を補うため、政府短期証券を発行した額は368兆7088億4000万円であり、また、一時借入金をした額は1400兆0132億7100万円(財政融資資金等からの借入金)、国庫余裕金を繰り替え使用した額は19兆6313億円である。

2 国有財産

平成16年度国有財産増減及び現在額総計算書における国有財産の年度末現在額は、次表のとおりである。

区 分	16年度末現在額 千円	15年度末現在額 千円	差引き増△減 千円	
土地	23,856,192,603	31,311,387,740	△ 7,455,195,136	
立木	6,630,897,351	6,673,847,156	△ 42,949,805	
建物	5,607,786,432	7,907,735,415	△ 2,299,948,983	
工作物	7,466,905,005	8,875,641,723	△ 1,408,736,718	
機械器具	65,669	86,790	△ 21,120	
船舶	2,111,241,571	1,946,030,592	165,210,979	
航空機	2,621,544,220	2,375,153,644	246,390,576	
地上権等	1,208,990	2,021,717	△ 812,727	
特許権等	5,305,349	6,857,858	△ 1,552,508	
政府出資等	46,894,238,461	43,094,107,026	3,800,131,434	
不動産の信託の受益権	24,449,239	28,654,185	△ 4,204,946	
計	95,219,834,895	102,221,523,853	△ 7,001,688,957	
内 訳	行政財産	40,117,553,895	50,502,204,434	△ 10,384,650,538
	公用財産	30,258,651,440	40,714,541,816	△ 10,455,890,376
	公共用財産	784,260,886	757,737,984	26,522,902
	皇室用財産	478,890,102	477,779,702	1,110,400
	企業用財産	8,595,751,466	8,552,144,931	43,606,534
普通財産	55,102,281,000	51,719,319,418	3,382,961,581	

16年度末現在額を前年度末現在額に比べると、年度中に増加した額は37兆5523億5417万余円、減少した額は44兆5540億4313万余円で、差引き7兆0016億8895万余円減少している。なお、本年度に増加した額及び減少した額の中には、国が国立大学法人等及び独立行政法人へ土地、建物等を現物出資するなどしたり、公団等の独立行政法人への移行に伴って、公団等に対する出資が減少し、独立行政法人に対して新たに出資が行われたりしたことにより、政府出資等が増加したものが9兆0249億6535万余円あり、土地、建物、政府出資等などが減少したものが15兆1333億2978万余円ある。

年度中に増加したものと減少したもののうち主なものは、次表のとおりである。

増加したもの			減少したもの		
区分	事由	金額 千円	区分	事由	金額 千円
政府出資等	出資	10,886,210,470	土地	出資	6,956,818,602
工作物	新設	285,668,695	政府出資等	出資	6,048,658,627
航空機	新造	216,277,168	建物	出資	2,519,120,610
土地	租税物納	201,678,332	工作物	出資	1,762,579,299
建物	新築	184,877,634	土地	売却	655,702,668

また、平成16年度国有財産無償貸付状況総計算書における無償貸付財産の年度末現在額は、次表のとおりである。

区 分	16年度末現在額 千円	15年度末現在額 千円	差引き増△減 千円
土地	1,085,846,095	1,036,160,324	49,685,771
立木	744,582	738,496	6,085
建物	1,362,914	1,324,052	38,861
工作物	4,274,886	3,997,912	276,974
機械器具	1,708	1,708	—
計	1,092,230,187	1,042,222,494	50,007,693

3 物 品

平成16年度物品増減及び現在額総計算書における物品の年度末現在額は、次表のとおりである。

品 目 別	16年度末現在額 千円	15年度末現在額 千円	差引き増△減 千円
電気機器	69,557,663	283,375,931	△ 213,818,268
通信機器	572,025,184	618,520,957	△ 46,495,773

品 目 別	16年度末現在額 千円	15年度末現在額 千円	差引き増△減 千円
工 作 機 器	1,808,540	27,246,020	△ 25,437,479
木 工 機 器	3,461,119	3,752,856	△ 291,737
土 木 機 器	117,334,713	119,470,822	△ 2,136,108
試 験 及 び 測 定 機 器	281,956,601	1,449,464,416	△ 1,167,507,814
荷 役 運 搬 機 器	3,893,475	7,834,575	△ 3,941,099
産 業 機 器	32,192,006	118,752,334	△ 86,560,327
船 舶 用 機 器	4,115,583	6,962,004	△ 2,846,420
車 両 及 び 軌 条	616,128,003	613,248,934	2,879,069
医 療 機 器	174,181,391	929,260,451	△ 755,079,059
特 殊 用 途 機 器	75,016,092	74,881,379	134,713
雑 機 器	301,703,976	776,153,058	△ 474,449,082
防 衛 用 武 器	3,248,483,246	3,164,973,314	83,509,931
防 衛 用 施 設 機 器	154,258,799	148,058,468	6,200,331
防 衛 用 電 気 通 信 機 器	2,462,077,672	2,388,874,111	73,203,561
防 衛 用 航 空 機 用 機 器	997,310,468	1,056,085,810	△ 58,775,341
防 衛 用 船 舶 用 機 器	138,566,383	172,029,175	△ 33,462,791
防 衛 用 衛 生 器 材	31,412,537	30,228,018	1,184,518
防 衛 用 一 般 機 器	1,207,876,844	1,156,491,693	51,385,151
計	10,493,360,306	13,145,664,336	△ 2,652,304,029

16年度末現在額を前年度末現在額に比べると、年度中に増加した額は4兆4743億2040万余円、減少した額は7兆1266億2443万余円で、差引き2兆6523億0402万余円減少している。なお、本年度の減少した額には、国立大学法人等が承継した分2兆4978億1029万余円が含まれている。

第6 財政融資資金等の長期運用

平成16年度の財政融資資金等の長期運用予定額に係る運用実績報告書における長期運用予定現額及び本年度運用済額は、次表のとおりである。

	長期運用予定現額 千円	本年度運用済額 千円
財 政 融 資 資 金	18,915,263,993	14,497,185,725
国 債	1,000,000,000	999,999,987
国（特別会計）	185,354,869	147,147,937
政府関係機関	5,430,500,000	4,288,500,000
公団、事業団等	3,188,700,000	3,044,610,040
地方公共団体	9,110,709,124	6,016,927,760
郵便貯金資金		
地方公共団体	1,445,976,100	932,418,400
簡易生命保険資金		
地方公共団体	2,370,847,300	1,421,057,000

長期運用予定現額と本年度運用済額との差額の内訳は、財政融資資金では翌年度繰越額2兆7918億7742万余円及び運用残額1兆6262億0084万余円であり、郵便貯金資金では翌年度繰越額4569億7020万円及び運用残額565億8750万円、簡易生命保険資金では翌年度繰越額8615億2220万円及び運用残額882億6810万円である。

第7 政府関係機関及びその他の団体

1 概 況

会計検査院は、国の会計のほか、会計検査院法その他の法律の規定によって政府関係機関等の会計を検査している。

平成17年次(16年10月～17年9月)の検査において検査の対象としたのは次の会計である。

- ① 国が資本金の2分の1以上を出資している法人の会計 232
- ② 法律により特に会計検査院の検査に付するものと定められた会計 1
- ③ 国が資本金の一部を出資しているものの会計のうち 2
- ④ 国が資本金を出資したものが更に出資しているものの会計のうち 15
- ⑤ 国が補助金その他の財政援助を与えた都道府県、市町村、各種組合、学校法人等の会計のうち 5,403

このうち、①から④までの明細は次表のとおりである。

区 分	団 体 名			
①国が資本金の2分の1以上を出資しているもの 232	(政府関係機関 9)			
	国民生活金融公庫	住宅金融公庫	農林漁業金融公庫	中小企業金融公庫 ^(注1)
	公営企業金融公庫	沖縄振興開発金融公庫	中小企業総合事業団信用保険部門 ^(注1)	日本政策投資銀行
	国際協力銀行			
	(公団、事業団等 30)			
	日本道路公団	首都高速道路公団	阪神高速道路公団	地域振興整備公団 ^(注2)
	石油公団 ^(注3)	本州四国連絡橋公団	都市基盤整備公団 ^(注4)	日本私立学校振興・共済事業団
	中小企業総合事業団 ^(注5)	日本銀行	日本中央競馬会	奄美群島振興開発基金 ^(注6)
	日本原子力研究所	商工組合中央金庫	核燃料サイクル開発機構	総合研究開発機構
	関西国際空港株式会社	日本たばこ産業株式会社	産業基盤整備基金 ^(注7)	預金保険機構
	年金資金運用基金	日本郵政公社	J-POWER 民営化ファンド株式会社 ^(注8)	日本環境安全事業株式会社 ^(注9)
	成田国際空港株式会社 ^(注10)	東京地下鉄株式会社 ^(注11)		
	以上のほか、清算中のものが4団体ある。			
	(独立行政法人 101) ^(注12)			
国立公文書館	消防研究所	酒類総合研究所	国立特殊教育総合研究所	
大学入試センター	国立オリンピック記念青少年総合センター	国立女性教育会館	国立青年の家	
国立少年自然の家	国立科学博物館	物質・材料研究機構	防災科学技術研究所	
放射線医学総合研究所	国立美術館	国立博物館	文化財研究所	

区 分	団 体			名
	産業安全研究所	産業医学総合研究所	農林水産消費技術センター	種苗管理センター
	家畜改良センター	肥 飼 料 検 査 所	農 薬 検 査 所	農 業 者 大 学 校
	林木育種センター	さけ・ます資源管理センター	水 産 大 学 校	農業・生物系特定産業技術研究機構
	農業生物資源研究所	農業環境技術研究所	農業工学研究所	食品総合研究所
	国際農林水産業研究センター	森林総合研究所	水産総合研究センター	日本貿易保険
	産業技術総合研究所	製品評価技術基盤機構	土 木 研 究 所	建 築 研 究 所
	交通安全環境研究所	海上技術安全研究所	港湾空港技術研究所	電子航法研究所
	北海道開発土木研究所	海 技 大 学 校	航 海 訓 練 所	海 員 学 校
	航 空 大 学 校	国立環境研究所	教員研修センター	駐留軍等労働者労務管理機構
	自 動 車 検 査	造 幣 局	国 立 印 刷 局	国民生活センター
	通関情報処理センター	日本万国博覧会記念機構	農畜産業振興機構	農林漁業信用基金
	緑 資 源 機 構	北方領土問題対策協会	平和祈念事業特別基金	国 際 協 力 機 構
	国 際 交 流 基 金	新エネルギー・産業技術総合開発機構	科学技術振興機構	日本学術振興会
	理 化 学 研 究 所	宇宙航空研究開発機構	日本スポーツ振興センター	日本芸術文化振興会
	高齢・障害者雇用支援機構	福 祉 医 療 機 構	国立重度知的障害者総合施設のぞみの園	労働政策研究・研修機構
	日本貿易振興機構	鉄道建設・運輸施設整備支援機構	国際観光振興機構	水 資 源 機 構
	自動車事故対策機構	空港周辺整備機構	海上災害防止センター	情報処理推進機構
	石油天然ガス・金属鉱物資源機構	雇用・能力開発機構	(注13) 情報通信研究機構	(注14) 労働者健康福祉機構
	(注15) 国立病院機構	(注16) 医薬品医療機器総合機構	(注17) 環境再生保全機構	(注18) 日本学生支援機構
	(注19) 海洋研究開発機構	(注20) 国立高等専門学校機構	(注21) 大学評価・学位授与機構	(注22) 国立大学財務・経営センター
	(注23) メディア教育開発センター	(注2、5、7) 中小企業基盤整備機構	(注2、4) 都市再生機構	(注6) 奄美群島振興開発基金
	(注24) 国立国語研究所			

区 分	団 体 名			
	<p>(注25) (国立大学法人 89)</p> <p>北海道大学 北海道教育大学 室蘭工業大学 小樽商科大学 帯広畜産大学 旭川医科大学 北見工業大学 弘前大学 岩手大学 東北大学 宮城教育大学 秋田大学 山形大学 福島大学 茨城大学 筑波大学 宇都宮大学 群馬大学 埼玉大学 千葉大学 東京大学 東京医科歯科大学 東京外国語大学 東京学芸大学 東京農工大学 東京芸術大学 東京工業大学 東京海洋大学 お茶の水女子大学 電気通信大学 一橋大学 横浜国立大学 新潟大学 長岡技術科学大学 上越教育大学 富山大学 富山医科薬科大学 金沢大学 福井大学 山梨大学 信州大学 岐阜大学 静岡大学 浜松医科大学 名古屋大学 愛知教育大学 名古屋工業大学 豊橋技術科学大学 三重大学 滋賀大学 滋賀医科大学 京都大学 京都教育大学 京都工芸繊維大学 大阪大学 大阪外国語大学 大阪教育大学 兵庫教育大学 神戸大学 奈良教育大学 奈良女子大学 和歌山大学 鳥取大学 島根大学 岡山大学 広島大学 山口大学 徳島大学 鳴門教育大学 香川大学 愛媛大学 高知大学 福岡教育大学 九州大学 九州工業大学 佐賀大学 長崎大学 熊本大学 大分大学 宮崎大学 鹿児島大学 鹿屋体育大学 琉球大学 総合研究大学院大学</p> <p>政策研究大学院大学 北陸先端科学技術大学院大学 奈良先端科学技術大学院大学 筑波技術短期大学 高岡短期大学</p> <p>(注25) (大学共同利用機関法人 4)</p> <p>人間文化研究機構 自然科学研究機構 高エネルギー加速器研究機構 情報・システム研究機構</p>			
<p>②法律により特に会計検査院の検査に付するものと定められたもの 1</p>	<p>日本放送協会</p>			
<p>③国が資本金の一部を出資しているもの のうち 2</p>	<p>中部国際空港株式会社 日本電信電話株式会社</p>			

区 分	団 体 名			
④国が資本金を出資したものが更に出資しているもの のうち 15	石油資源開発株式会社 ^(注26)	北海道旅客鉄道株式会社	東海旅客鉄道株式会社	四国旅客鉄道株式会社
	九州旅客鉄道株式会社	日本貨物鉄道株式会社	株式会社エヌ・ティ・ティ・データ	東京湾横断道路株式会社
	株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ	関西国際空港用地造成株式会社	エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社	東日本電信電話株式会社
	西日本電信電話株式会社	電源開発株式会社 ^(注27)	株式会社産業再生機構	

- (注1) 「中小企業金融公庫」は、平成16年7月1日に解散した「中小企業総合事業団」のうち「中小企業総合事業団信用保険部門」の権利及び義務を承継した。なお、「国が資本金の2分の1以上を出資しているもの」の総数においては、同部門を中小企業総合事業団に含めている。
- (注2) 「地域振興整備公団」は、平成16年7月1日に解散し、同公団の権利及び義務は、同日に設立された「独立行政法人中小企業基盤整備機構」及び「独立行政法人都市再生機構」に承継された。
- (注3) 「石油公団」は、平成17年4月1日に解散し、同公団の権利及び義務は、国に承継された。
- (注4) 「都市基盤整備公団」は、平成16年7月1日に解散し、同公団の権利及び義務は、同日に設立された「独立行政法人都市再生機構」に承継された。
- (注5) 「中小企業総合事業団」は、平成16年7月1日に解散し、同事業団の権利及び義務は、中小企業金融公庫に承継された中小企業総合事業団信用保険部門に係るものを除き、同日に設立された「独立行政法人中小企業基盤整備機構」に承継された。
- (注6) 「奄美群島振興開発基金」は、平成16年10月1日に解散し、同団体の権利及び義務は、同日に設立された「独立行政法人奄美群島振興開発基金」に承継された。
- (注7) 「産業基盤整備基金」は、平成16年7月1日に解散し、同団体の権利及び義務は、同日に設立された「独立行政法人中小企業基盤整備機構」に承継された。
- (注8) 「J-POWER 民営化ファンド株式会社」は、平成16年11月1日に解散し、平成17年1月27日に清算を結了した。
- (注9) 「日本環境安全事業株式会社」は、平成16年4月1日に設立され、同日に解散した「環境事業団」の権利及び義務のうち、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理等に関する業務の権利及び義務を承継した。
- (注10) 「成田国際空港株式会社」は、平成16年4月1日に設立され、同日に解散した「新東京国際空港公団」の権利及び義務を承継した。
- (注11) 「東京地下鉄株式会社」は、平成16年4月1日に設立され、同日に解散した「帝都高速度交通営団」の権利及び義務を承継した。
- (注12) 各法人の名称中「独立行政法人」は記載を省略した。
- (注13) 「独立行政法人情報通信研究機構」は、平成16年4月1日に「独立行政法人通信総合研究所」から移行した。また、同日に解散した「通信・放送機構」の資産及び債務を承継した。
- (注14) 「独立行政法人労働者健康福祉機構」は、平成16年4月1日に設立され、同日に解散した「労働福祉事業団」の権利及び義務のうち、「独立行政法人福祉医療機構」に承継された資金貸付けに関する業務を除く権利及び義務を承継した。
- (注15) 「独立行政法人国立病院機構」は、平成16年4月1日に設立された。
- (注16) 「独立行政法人医薬品医療機器総合機構」は、平成16年4月1日に設立され、同日に解散した「医薬品副作用被害救済・研究振興調査機構」の権利及び義務を承継した。また、同団体の業務のうち、医薬品技術及び医療用具等技術に関する業務は、17年4月1日に設立された「独立行政法人医薬基盤研究所」に承継された。
- (注17) 「独立行政法人環境再生保全機構」は、平成16年4月1日に設立され、同日に解散した「公害健康被害補償予防協会」の権利及び義務並びに「環境事業団」の権利及び義務のうち「日本環境安全事業株式会社」に承継されたポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理等に関する業務を除く権利及び義務を承継した。
- (注18) 「独立行政法人日本学生支援機構」は、平成16年4月1日に設立され、同日に解散した「日本育英会」の権利及び義務を承継した。
- (注19) 「独立行政法人海洋研究開発機構」は、平成16年4月1日に設立され、同日に解散した「海洋科学技術センター」の権利及び義務を承継した。

- (注20) 「独立行政法人国立高等専門学校機構」は、平成16年4月1日に設立された。
- (注21) 「独立行政法人大学評価・学位授与機構」は、平成16年4月1日に設立された。
- (注22) 「独立行政法人国立大学財務・経営センター」は、平成16年4月1日に設立された。
- (注23) 「独立行政法人メディア教育開発センター」は、平成16年4月1日に設立された。
- (注24) 「独立行政法人国立国語研究所」は、平成17年1月5日に国から出資を受け、国が資本金の2分の1以上を出資している団体となった。
- (注25) 「国立大学法人89」及び「大学共同利用機関法人4」は、平成16年4月1日に設立された。なお、各法人の名称中「国立大学法人」及び「大学共同利用機関法人」は記載を省略した。
- (注26) 「石油資源開発株式会社」は、従来国が出資したものが更に出資している団体であったが、国が出資した石油公団が平成17年4月1日に解散し、その権利及び義務が国に承継されたことにより、国が資本金の一部を出資している団体となった。
- (注27) 「電源開発株式会社」は、従来国が出資したものが更に出資している団体であったが、国が出資したJ-POWER 民営化ファンド株式会社が平成16年10月6日に保有する株式をすべて売却したことにより、上記の団体に該当しないものとなった。

2 国が資本金の2分の1以上を出資している法人の決算

[1] 政府関係機関の収入支出決算

政府関係機関は、国が資本金の全額を出資している公法上の法人のうち、その予算の国会の議決に関して国の予算の議決の例によることとされ、また、決算を国の歳入歳出の決算とともに内閣が国会に提出しなければならないこととされている法人である。平成16年度末における政府関係機関は8機関であって、その収入支出決算等についてみると、次のとおりである。

(1) 国民生活金融公庫

この公庫は、独立して継続が可能な事業について当該事業の経営の安定を図るための資金、生活衛生関係の営業について衛生水準を高めるための資金その他の資金であって、一般の金融機関からその融通を受けることを困難とする国民大衆が必要とするものを供給し、もって国民経済の健全な発展及び公衆衛生その他の国民生活の向上に寄与することを目的として設置されているものである。その資本金は16年度末現在で3681億7100万円となっている。

同公庫の16年度の収入支出決算、損益、借入金等及び主な業務実績は次のとおりである。

1 収入支出決算

区 分	16 年 度 千円	(15 年 度) 千円
(収 入)		
収 入 済 額	191,166,799	209,840,854
(支 出)		
支 出 予 算 現 額	157,851,097	192,908,563
支 出 済 額	142,084,240	169,345,166
不 用 額	15,766,856	23,563,396

不用額の主なものは、支払利息(支出予算現額768億3402万円)の90億6843万余円、業務諸費(同179億3742万余円)の18億7301万余円及び業務委託費(同53億0764万余円)の14億0706万余円である。

2 損 益

区 分	16 年 度 千円	(15 年 度) 千円
経 常 収 益	221,714,607	244,587,089
(うち貸付金利息)	(184,139,557)	(202,579,433)
経 常 費 用	221,655,631	244,298,715
(うち借入金利息)	(56,304,632)	(80,706,389)
特 別 利 益	122,382	—
特 別 損 失	181,357	288,374

3 借 入 金 等

区 分	16 年 度 末 千円	(15 年 度 末) 千円
借 入 金 残 高 (財政融資資金等)	7,917,390,000	8,787,800,000
国民生活債券発行残高	1,335,000,000	980,000,000

4 主な業務実績

区 分	16 年 度	(15 年 度)
貸 付 け 件 数	595,050件	670,075件
金 額	2,738,195,058千円	3,116,002,751千円
貸 付 金 回 収 等 (うち貸付金償却)	3,230,106,285千円 (53,018,125千円)	3,386,255,400千円 (48,822,540千円)
年度末貸付金残高	3,070,833件	3,136,493件
金 額	9,577,520,190千円	10,069,431,417千円

区 分	16 年 度	(15 年 度)
上記のうち民間金融機関のリスク管理 債権の開示基準を参考に公庫において 開示している債権(注)		
破綻先債権	205,360,630千円	183,285,926千円
延滞債権	293,045,062千円	189,506,473千円
3カ月以上延滞債権	186,391千円	18,475,189千円
貸出条件緩和債権	355,103,206千円	653,544,688千円
計	853,695,291千円	1,044,812,277千円
(注) 15年度と16年度では異なる基準によっているため、両年度間の比較はできない。		
貸倒引当金	27,144,005千円	31,449,427千円
(貸倒引当金計上率) ^(注)	(2.8/1000)	(3.1/1000)
(注) 貸倒引当金に計上できる金額は、当該事業年度末における貸付金残高(貸付受入金残高を控除)に6/1000を乗じて得た金額の範囲内とされている。		

なお、この公庫について検査した結果、「第3章 個別の検査結果」に「小企業等経営改善資金の貸付けに当たり、初回借入申込者に対する企業実在の確認に関する審査が適切に行われるよう改善させたもの」(414 ページ参照)を掲記した。

(2) 住宅金融公庫

この公庫は、国民大衆が健康で文化的な生活を営むに足る住宅の建設等に必要な資金について、銀行その他一般の金融機関が融通することを困難とするものを自ら融通し、又は銀行その他一般の金融機関による融通を支援するための貸付債権の譲受け若しくは貸付債権を担保とする債券等に係る債務の保証を行うこと、及び金融機関の住宅建設等に必要な資金の貸付けにつき保険を行うことなどを目的として設置されているものである。その資本金は16年度末現在で1687億円となっている。

同公庫の16年度の収入支出決算、損益、借入金等及び主な業務実績は次のとおりである。

1 収入支出決算

区 分	16 年 度 千円	(15 年 度) 千円
(収 入)		
収 入 済 額	2,254,681,902	2,447,880,643
(支 出)		
支 出 予 算 現 額	2,306,277,622	2,587,466,171
支 出 済 額	2,241,919,349	2,509,674,006
不 用 額	64,358,272	77,792,164

不用額の主なものは、支払利息(支出予算現額2兆2091億2166万余円)の312億8997万余円、業務委託費(同367億7124万余円)の121億5993万余円及び債券発行諸費(同154億1076万余円)の116億2738万余円である。

2 損 益

区 分	16 年 度 千円	(15 年 度) 千円
経 常 収 益	2,264,280,900	2,498,879,940
(うち貸付金利息)	(1,816,073,599)	(2,045,172,353)
経 常 費 用	2,212,816,855	2,481,389,414
(うち借入金利息)	(2,073,394,264)	(2,345,037,912)
当 期 利 益 金	51,625,127	17,490,526
(利益金又は損失金の処理)		
翌年度に住宅資金融通事業に係る繰越特別損失金の補てんに充当	45,175,000	15,800,000
翌年度に財形住宅資金貸付特別勘定の積立金として整理	7,733,714	5,498,075

区 分	16 年 度 千円	(15 年 度) 千円
翌年度に住宅融資保険特別勘定に係る繰越損失金の補てんに充当	861,080	—
翌年度に証券化支援特別勘定の損失の繰越として整理	2,144,667	1,481,176
翌年度に住宅融資保険特別勘定の損失の繰越として整理	—	2,326,372
(繰越損失金)	6,484,849	2,677,300)

3 借入金等

区 分	16 年 度 末 千円	(15 年 度 末) 千円
借入金残高 (財政融資資金等)	52,357,360,000	58,336,351,000
住宅金融公庫債券等発行 残高	3,880,242,700	3,428,936,350
積立金残高	5,794,376	296,301

4 主な業務実績

(1) 住宅資金通事業

区 分	16 年 度	(15 年 度)
貸付件数	91千件	151千件
貸付金額	1,899,218,894千円	2,888,676,386千円
貸付金回収等 (うち任意繰上償還)	7,394,553,501千円 (4,880,269,632千円)	9,493,919,889千円 (6,781,248,497千円)
(うち貸付金償却)	(2,599,512千円)	(2,591,120千円)
年度末貸付金残高	4,115千件	4,485千件
金額	55,099,385,739千円	60,594,720,346千円
上記のうち民間金融機関のリスク管理 債権の開示基準を参考に公庫において 開示している債権(注)		
破綻先債権	188,753,682千円	146,308,219千円
延滞債権	794,215,126千円	664,700,073千円
3カ月以上延滞債権	144,488,374千円	308,605,977千円
貸出条件緩和債権	2,358,004,552千円	2,057,563,080千円
計	3,485,461,735千円	3,177,177,350千円

(注) 15年度と16年度では異なる基準によっているため、両年度間の比較はできない。

貸倒引当金 ^(注)	12,317,701千円	6,114,687千円
(注) 証券化支援事業分を含む。		
(貸倒引当金計上率) ^(注)	(0.2/1000)	(0.1/1000)
(注) 貸倒引当金に計上できる金額は、当該事業年度末における貸付金残高及び買取債権残高に 6/1000を乗じて得た金額の範囲内とされている。		

(2) 証券化支援事業

区 分	16 年 度	(15 年 度)
買取り件数	8,659件	208件
金額	201,670,730千円	5,017,470千円
買取債権回収	2,107,442千円	10,786千円
年度末買取債権残高	8,857件	208件
金額	204,569,971千円	5,006,683千円

(3) 住宅融資保険事業

区 分	16 年 度	(15 年 度)
保険関係成立件数	10千件	12千件
保険価額	137,228,457千円	166,269,027千円
保険金支払件数	540件	564件
金額	6,637,611千円	7,217,869千円

なお、この公庫について検査した結果、「第4章 国会からの検査要請事項及び特定検査対象に関する検査状況」に「住宅金融公庫における延滞債権の実態及びその管理状況について」(831 ページ参照)を掲記した。

(3) 農林漁業金融公庫

この公庫は、農林漁業者等に対し、農林漁業の生産力の維持増進又は食料の安定供給の確保に必要な長期かつ低利の資金で、農林中央金庫その他一般の金融機関が融通することを困難とするものを融通することを目的として設置されているものである。その資本金は16年度末現在で3116億3700万円となっている。

同公庫の16年度の収入支出決算、損益、借入金等及び主な業務実績は次のとおりである。

1 収入支出決算

区 分	16 年 度 千円	(15 年 度) 千円
(収 入)		
収 入 済 額	142,243,728	149,165,878
(支 出)		
支 出 予 算 現 額	125,119,797	144,354,634
支 出 済 額	122,441,508	137,091,838
不 用 額	2,678,288	7,262,795

2 損 益

区 分	16 年 度 千円	(15 年 度) 千円
経 常 収 益	152,711,302	165,467,611
(うち貸付金利息)	(85,466,445)	(96,537,800)
経 常 費 用	152,683,805	165,431,492
(うち借入金利息)	(92,123,103)	(106,583,854)
特 別 利 益	7	41
特 別 損 失	27,504	36,160

3 借 入 金 等

区 分	16 年 度 末 千円	(15 年 度 末) 千円
借 入 金 残 高 (財政融資資金等)	2,767,002,327	2,969,019,790
農林漁業金融公庫債券発行残高	122,500,000	99,500,000

4 主 な 業 務 実 績

区 分	16 年 度	(15 年 度)
貸 付 け 件 数	13,350件	14,338件
金 額	327,183,872千円	341,145,286千円
貸 付 金 回 収 等 金 額	500,232,710千円	538,939,290千円
(うち繰上償還)	(226,525,367千円)	(256,515,416千円)
(うち貸付金償却)	(15,349,496千円)	(17,808,580千円)
年 度 末 貸 付 金 残 高 件 数	281,021件	309,944件
金 額	3,269,925,959千円	3,442,974,797千円

上記のうち民間金融機関のリスク管理債権の開示基準を参考に公庫において開示している債権

破 綻 先 債 権	4,352,981千円	3,583,201千円
延 滞 債 権	121,449,697千円	135,575,585千円
3 カ 月 以 上 延 滞 債 権	5,588,806千円	6,559,110千円
貸 出 条 件 緩 和 債 権	57,954,623千円	60,547,135千円
計	189,346,109千円	206,265,033千円

貸 倒 引 当 金	19,029,825千円	14,634,371千円
(貸倒引当金計上率) ^(注)	(5.9/1000)	(4.4/1000)

(注) 貸倒引当金に計上できる金額は、当該事業年度末における貸付金残高(貸付受入金残高を控除)に6/1000を乗じて得た金額の範囲内とされている。

(4) 中小企業金融公庫

この公庫は、中小企業者の行う事業の振興に必要な長期資金であって、一般の金融機関が供給することを困難とするものを供給すること、又は一般の金融機関による供給を支援するための貸付債権の譲受け、債務の保証等を行うこと並びに中小企業者に対する貸付けに係る債務の保証等についての保険及び信用保証協会に対する資金の貸付けを行うことを目的として設置されているものである。その資本金は16年度末現在で1兆5687億7225万余円となっている。

同公庫の会計は、融資、証券化支援買取業務、証券化支援保証業務、信用保険等業務、機械保険経過業務及び破綻金融機関等関連特別保険等特別の6勘定に区分して経理されている。このうち、証券化支援買取業務勘定及び証券化支援保証業務勘定は、「中小企業金融公庫法及び独立行政法人中小企業基盤整備機構法の一部を改正する法律」(平成16年法律第35号)に基づき、16年7月1日、新たに証券化支援保証等の業務を行うこととなり、これに関する経理を行うために設置されたものである。また、信用保険等業務勘定、機械保険経過業務勘定及び破綻金融機関等関連特別保険等特別勘定は同法律に基づき、同公庫が16年7月1日、信用保険等及び破綻金融機関等関連特別保険等の業務を中小企業総合事業団^(注)信用保険部門から承継することとなり、これに関する経理を行うために設置されたものである。

(注) この承継に係る中小企業総合事業団信用保険部門の貸借対照表上の資産は1兆1642億4799万余円、負債は1334億4698万余円及び資本は1兆0308億0100万余円である。

同公庫の16年度の収入支出決算、損益、借入金等及び主な業務実績は次のとおりである。

1 収入支出決算

区 分	16 年 度 千円	(15 年 度) 千円
(収 入)		
収 入 済 額	453,944,850	194,218,890
(支 出)		
支 出 予 算 現 額	983,455,985	140,520,358
支 出 済 額	587,608,883	136,807,243
不 用 額	395,847,102	3,713,114

不用額の主なものは、中小企業信用保険保険金(支出予算現額8357億4300万余円)の3793億9611万余円、機械保険経過業務保険金(同111億0989万余円)の47億6743万余円及び破綻金融機関等関連特別保険等保険金(同28億7106万余円)の28億3501万余円である。

2 損 益

区 分	16 年 度 千円	(15 年 度) 千円
(融資勘定)		
経 常 収 益 (うち貸付金利息)	203,999,701 (134,278,374)	221,922,985 (146,248,976)
経 常 費 用 (うち借入金利息)	203,957,255 (14,722,742)	221,962,769 (21,393,854)
特 別 利 益	24,308	105,449
特 別 損 失	66,754	65,664
(証券化支援買取業務勘定)		
経 常 収 益 (うち雑収入)	104,471 (100,469)	
経 常 費 用 (うち事務費)	122,124 (72,080)	
当 期 損 失 金	17,653	
(損失金の処理)		
翌年度に繰越欠損金として整理	17,653	

区 分	16 年 度 千円	
(証券化支援保証業務勘定)		
経常収益 (うち保証料)	122,648	
経常費用 (うち事務費)	(121,865)	
(信用保険等業務勘定)		
経常収益 (うち保険料)	387,098,891	
経常費用 (うち保険金)	(112,474,539)	
当期損失金	573,612,008	
(損失金の処理)	(456,346,893)	
翌年度に準備基金及び融 資基金を減額して整理	186,516,107	
(機械保険経過業務勘定)		
経常収益 (うち保険料)	24,328,710	
経常費用 (うち保険金)	(28,484)	
当期利益金	22,875,437	
(利益金の処理)	(6,342,460)	
翌年度に積立金として整 理	1,452,771	
(破綻金融機関等関連特別保険等特別勘定)		
経常収益 (うち保険料)	197,116	
経常費用 (うち保険金)	(9,839)	
特別損失	197,073	
	(36,049)	
	42	
3 借入金等		
区 分	16 年 度 末 千円	(15 年 度 末) 千円
(融資勘定)		
借入金残高 (財政融資資金等)	2,434,825,000	2,438,957,000
中小企業債券発行残高	4,604,549,000	4,702,359,000
4 主な業務実績		
区 分	16 年 度	(15 年 度)
(融資勘定)		
貸付け等	31,286件	31,561件
	金 額	金 額
	1,635,284,520千円	1,693,674,607千円
貸付金回収等 (うち貸付金償却)	1,729,302,848千円	1,659,118,499千円
	(67,564,103千円)	(57,987,962千円)
年度末貸付金等残高	196,176件	192,446件
	金 額	金 額
	7,500,024,493千円	7,594,042,821千円
上記のうち民間金融機関のリスク管理 債権の開示基準を参考に公庫において 開示している債権		
破綻先債権	139,750,367千円	167,126,589千円
延滞債権	489,781,708千円	359,058,318千円
3カ月以上延滞債権	382,270千円	13,871千円
貸出条件緩和債権 ^(注)	421,311,550千円	101,803,358千円
計	1,051,225,896千円	628,002,137千円
(注) 貸出条件緩和債権については、15年度と16年度では異なる基準によっているため、両年度は比較 できない。		
貸倒引当金	18,184,582千円	30,191,570千円
(注) (貸倒引当金計上率)	(2.4/1000)	(3.9/1000)
(注) 貸倒引当金に計上できる金額は、当該事業年度末における貸付金残高(貸付受入金残高を控 除)に6/1000を乗じて得た金額の範囲内とされている。		
(証券化支援買取業務勘定)		
債権買取り及び債権譲渡	件 数	567件
	金 額	12,963,000千円

区 分		16 年 度	
(証券化支援保証業務勘定)			
債 務 保 証	件 数		1,389件
	金 額		44,922,500千円
(信用保険等業務勘定)			
(1) 中小企業信用保険事業			
保 険 関 係 成 立	件 数		886,798件
	保 険 価 額		9,598,822,722千円
保 険 金 支 払	件 数		71,642件
	金 額		456,346,893千円
支 払 保 険 金 等 回 収	金 額		162,927,293千円
(2) 融資事業			
貸 付	件 数		299件
	金 額		472,291,000千円
貸 付 金 回 収	金 額		534,921,000千円
年 度 末 貸 付 金 残 高	件 数		299件
	金 額		472,291,000千円
(機械保険経過業務勘定)			
保 険 関 係 成 立	件 数		251件
	保 険 価 額		1,532,439千円
保 険 金 支 払	件 数		4,659件
	金 額		6,342,460千円
支 払 保 険 金 等 回 収	金 額		2,318,770千円
(破綻金融機関等関連特別保険等特別勘定)			
保 険 関 係 成 立	件 数		2件
	保 険 価 額		136,000千円
保 険 金 支 払	件 数		3件
	金 額		36,049千円
支 払 保 険 金 回 収	金 額		948千円

なお、この公庫について検査した結果、「第3章 個別の検査結果」に「中堅事業者に係る破綻金融機関等関連特別保険等の利用が低調となっているため、制度の在り方について検討することが必要な事態について」(497 ページ参照)を掲記した。

(5) 公営企業金融公庫

この公庫は、地方公共団体に対して、公営企業の健全な運営に資するため、特に低利かつ安定した資金を融通するほか、地方道路公社及び土地開発公社に対して、一般の金融機関が行う融資を補完し、長期の資金を融通することを目的として設置されているものである。その資本金は16年度末現在で166億円となっている。

同公庫の16年度の収入支出決算、損益、公営企業債券発行残高及び主な業務実績は次のとおりである。

1 収入支出決算

区 分	16 年 度 千円	(15 年 度) 千円
(収 入)		
収 入 済 額	824,716,348	864,475,673
(支 出)		
支 出 予 算 現 額	507,900,213	588,246,789
支 出 済 額	491,574,095	559,352,925
不 用 額	16,326,117	28,893,863

不用額の主なものは、支払利息(支出予算現額493億4828万余円)の131億4570万余円及び債券発行諸費(同125億6780万余円)の29億9105万余円である。

区 分	16 年 度 千円	(15 年 度) 千円
経 常 収 益 (うち貸付金利息)	826,884,473 (822,312,194)	869,140,291 (861,938,010)
経 常 費 用 (うち債券利息)	496,636,786 (477,872,821)	562,085,139 (542,451,954)
特 別 利 益 (うち利差補てん引当金) (戻入)	23,767,610 (23,465,147)	24,177,672 (24,177,672)
特 別 損 失 (うち債券借換損失引当) (繰入)	354,015,297 (285,086,526)	331,232,824 (272,680,773)
(うち利差補てん引当金) (繰入)	(54,030,155)	(58,491,658)
(注) (うち債券償還損)	(14,862,500)	(一)

(注) 既発行債券の償還の平準化を図るために行った買入消却に伴う損失である。

区 分	16 年 度 末 千円	(15 年 度 末) 千円
公営企業債券発行残高	22,377,651,948	22,614,090,636

区 分	16 年 度	(15 年 度)
貸 付 金 額	12,796件 1,643,862,500千円	13,934件 1,711,134,650千円
貸 付 金 回 収 金 額	1,508,246,652千円	1,346,781,405千円
年 度 末 貸 付 金 残 高 件 数	219,766件	213,626件
金 額	25,024,051,185千円	24,888,435,338千円

(6) 沖縄振興開発金融公庫

この公庫は、次の業務等を行うことにより、一般の金融機関が行う金融及び民間の投資を補完するなどして、沖縄における経済の振興及び社会の開発に資することを目的として設置されているものである。

- (ア) 沖縄における産業の開発を促進するために必要な長期資金の貸付けを行うなどの業務
 - (イ) 沖縄の国民大衆、住宅を必要とする者、農林漁業者、中小企業者、病院その他の医療施設を開設する者、生活衛生関係の営業者等に対する資金の貸付けを行うなどの業務
- その資本金は16年度末現在で701億8199万余円となっている。

同公庫の16年度の収入支出決算、損益、借入金等及び主な業務実績は次のとおりである。

区 分	16 年 度 千円	(15 年 度) 千円
1 収入支出決算		
(収 入)		
収 入 済 額	44,574,095	49,030,111
(支 出)		
支 出 予 算 現 額	42,728,596	48,880,490
支 出 済 額	40,014,303	45,561,256
不 用 額	2,714,292	3,319,233
2 損 益		
区 分	16 年 度 千円	(15 年 度) 千円
経 常 収 益 (うち貸付金利息)	49,034,125 (38,451,172)	54,228,080 (43,030,133)
経 常 費 用 (うち借入金利息)	49,010,609 (33,133,209)	54,182,336 (39,063,981)
(注) 当 期 利 益 金	23,516	45,743

区 分	16 年 度 千円	(15 年 度) 千円
(利益金の処理)		
翌年度に積立金として整理	23,516	45,743

(注) この利益金は、米穀資金・新事業創出促進特別勘定(琉球政府が食糧管理特別会計から長期年賦支払で買入れた本土産米穀の売渡代金を原資とする貸付け及び沖縄における新たな事業の創出を促進するために必要な資金の出資に関する経理を整理する勘定)において生じたものである。

3 借入金等

区 分	16 年 度 末 千円	(15 年 度 末) 千円
借入金残高 (財政融資資金等)	1,274,419,244	1,386,094,986
沖縄振興開発金融公庫債券等発行残高	50,104,500	30,062,500
積立金残高	1,647,587	1,601,843

4 主な業務実績

(1) 貸付業務

区 分	16 年 度	(15 年 度)
貸 付 け 件 数	6,980件	6,874件
金 額	124,759,153千円	131,014,620千円
貸付金回収等 (うち繰上償還)	214,259,417千円 (77,074,203千円)	226,241,442千円 (85,515,332千円)
(うち貸付金償却)	(5,107,905千円)	(4,313,525千円)
年度末貸付金残高	89,844件 1,415,447,128千円	94,061件 1,504,947,392千円

上記のうち民間金融機関のリスク管理債権の開示基準を参考に公庫において開示している債権

破綻先債権	5,516,012千円	9,100,315千円
延滞債権	70,176,417千円	68,488,080千円
3カ月以上延滞債権	33,276千円	34,499千円
貸出条件緩和債権	74,053,101千円	75,428,394千円
計	149,778,807千円	153,051,290千円

貸倒引当金	4,803,982千円	5,137,230千円
(注) (貸倒引当金計上率)	(3.4/1000)	(3.5/1000)

(注) 貸倒引当金に計上できる金額は、当該事業年度末における貸付金残高(貸付受入金残高を控除)に6/1000を乗じて得た金額の範囲内とされている。

(2) 出資業務

区 分	16 年 度	(15 年 度)
出 資 会 社 数	9社	9社
件 数	9件	9件
金 額	160,300千円	195,000千円
年度末出資金残高	32社 39件	23社 30件
金 額	2,565,300千円	2,405,000千円

(7) 日本政策投資銀行

この銀行は、経済社会の活力の向上及び持続的発展、豊かな国民生活の実現並びに地域経済の自立的発展に資するため、一般の金融機関が行う金融等を補完し、又は奨励することを旨とし、長期資金の供給等を行い、もって我が国の経済社会政策に金融上の寄与をすることを目的として設置されているものである。その資本金は16年度末現在で1兆2154億6100万円となっている。

同銀行の16年度の収入支出決算、損益、借入金等及び主な業務実績は次のとおりである。

1 収入支出決算

区 分	16 年 度 千円	(15 年 度) 千円
(収 入)		
収 入 済 額	442,455,468	503,762,245
(支 出)		
支 出 予 算 現 額	414,500,208	468,757,271
支 出 済 額	368,677,282	420,288,413
不 用 額	45,822,925	48,468,857

不用額の主なものは、支払利息(支出予算現額 3851 億 6156 万余円)の 428 億 4223 万余円及び業務諸費(同 89 億 6119 万余円)の 10 億 4102 万余円である。

2 損 益

区 分	16 年 度 千円	(15 年 度) 千円
経 常 収 益 (うち貸付金利息)	480,990,214 (427,027,243)	539,282,185 (482,935,260)
経 常 費 用 (うち借入金利息)	428,457,155 (278,281,598)	513,168,574 (335,382,638)
当 年 度 利 益 金 (利益金の処理)	52,533,058	26,113,611
翌年度に準備金として整理	41,896,698	26,113,611
産業投資特別会計に納付	10,636,360	—

3 借 入 金 等

区 分	16 年 度 末 千円	(15 年 度 末) 千円
借 入 金 残 高 (財政融資資金等)	10,193,136,079	11,378,599,231
債 券 発 行 残 高	1,994,801,175	1,780,606,275
準 備 金 残 高	1,027,021,786	1,000,908,174

4 主な業務実績

(1) 貸付等業務

区 分	16 年 度	(15 年 度)
貸 付 け 等 件 数	963件	811件
金 額	1,089,359,196千円	1,121,559,314千円
貸 付 金 回 収 等 金 額 (うち貸付金償却)	1,983,170,495千円 (29,068,253千円)	2,070,471,700千円 (57,224,188千円)
年 度 末 貸 付 金 等 残 高 件 数	14,787件	15,597件
金 額	14,016,380,783千円	14,910,192,082千円

上記のうち民間金融機関のリスク管理債権の開示基準を参考に銀行において開示している債権

破 綻 先 債 権	25,762,951千円	23,705,131千円
延 滞 債 権	233,765,859千円	271,472,425千円
3 カ 月 以 上 延 滞 債 権	466,217千円	270,500千円
貸 出 条 件 緩 和 債 権	138,629,376千円	193,210,063千円
計	398,624,403千円	488,658,120千円

貸 倒 引 当 金	41,896,698千円	44,522,644千円
(貸倒引当金計上率) ^(注)	(3.0/1000)	(3.0/1000)

(注) 貸倒引当金に計上できる金額は、当該事業年度末における貸付金残高(貸付受入金残高を控除)に3/1000を乗じて得た金額の範囲内とされている。

(2) 保証業務

区 分	16 年 度	(15 年 度)
保 証 件 数	10件	10件
金 額	23,370,000千円	15,400,000千円

区 分		16 年 度	(15 年 度)
減少した保証債務	金 額	1,433,942千円	26,294,384千円
年度末保証債務残高	件 数	52件	44件
	金 額	98,757,072千円	76,821,015千円
(3) 出 資 業 務			
区 分		16 年 度	(15 年 度)
出 資	会 社 等 数	21	12
	件 数	117件	73件
	金 額	34,948,335千円	49,385,740千円
年度末出資金残高	会 社 等 数	170	155
	件 数	466件	370件
	金 額	164,080,318千円	207,906,497千円

なお、この銀行について検査した結果、「第4章 国会からの検査要請事項及び特定検査対象に関する検査状況」に「第3セクターに対する社会資本整備促進融資の状況について」(850 ページ参照)を掲記した。

(8) 国際協力銀行

この銀行は、一般の金融機関と競争しないことを旨としつつ、我が国の輸出入若しくは海外における経済活動の促進又は国際金融秩序の安定に寄与するための貸付け等並びに開発途上にある海外の地域の経済及び社会の開発又は経済の安定に寄与するための貸付け等を行い、もって我が国及び国際経済社会の健全な発展に資することを目的として設置されているものである。その資本金は16年度末現在で7兆8767億4447万余円となっている。

同銀行の16年度の収入支出決算、損益、借入金等及び主な業務実績は次のとおりである。

1 収入支出決算

区 分	16 年 度	(15 年 度)
	千円	千円
(収 入)		
収 入 済 額	620,450,791	613,516,474
(支 出)		
支 出 予 算 現 額	615,080,370	715,351,250
支 出 済 額	396,942,586	409,444,703
不 用 額	218,137,783	305,906,546

不用額の主なものは支払利息(支出予算現額5824億6810万余円)の2165億0336万余円である。

2 損 益

区 分	16 年 度	(15 年 度)
	千円	千円
(国際金融等勘定)		
経 常 収 益	331,945,401	344,282,517
(うち貸付金利息)	(213,011,173)	(218,855,940)
経 常 費 用	266,165,558	268,930,940
(うち借入金利息)	(117,361,819)	(123,266,409)
当 年 度 利 益 金	65,779,843	75,351,577
(利益金の処理)		
翌年度に準備金として整理	32,889,921	37,675,788
産業投資特別会計に納付	32,889,921	37,675,788
(海外経済協力勘定)		
経 常 収 益	695,948,966	704,513,372
(うち貸付金利息)	(259,671,719)	(269,047,468)
経 常 費 用	670,115,011	639,690,187
(うち借入金利息)	(103,209,648)	(121,089,593)
当 年 度 利 益 金	25,833,954	64,823,184

区 分	16 年 度 千円	(15 年 度) 千円
(利益金の処理)		
翌年度に積立金として整理	25,833,954	64,823,184
3 借 入 金 等		
区 分	16 年 度 末 千円	(15 年 度 末) 千円
(国際金融等勘定)		
借 入 金 残 高 (財 政 融 資 資 金 等)	5,359,276,000	6,027,018,000
債 券 発 行 残 高	1,734,488,288	1,616,317,908
準 備 金 残 高	676,258,252	638,582,464
(海外経済協力勘定)		
借 入 金 残 高 (財 政 融 資 資 金 等)	4,200,459,066	4,365,907,236
債 券 発 行 残 高	25,000,000	25,000,000
積 立 金 残 高	85,490,646	20,667,462
4 主 な 業 務 実 績		
区 分	16 年 度	(15 年 度)
(国際金融等勘定)		
(1) 貸 付 業 務		
貸 付 件 数	299件	285件
金 額	1,028,633,422千円	1,129,404,631千円
貸 付 金 回 収 金 額	1,393,398,020千円	1,597,256,248千円
年 度 末 貸 付 金 残 高 件 数	2,264件	2,413件
金 額	8,499,785,140千円	9,086,993,091千円
上記のうち民間金融機関のリスク管理 債権の開示基準を参考に銀行において 開示している債権		
破 綻 先 債 権	—	83,167千円
延 滞 債 権	265,797,119千円	216,429,326千円
3 カ 月 以 上 延 滞 債 権	2,714,769千円	16,032,347千円
貸 出 条 件 緩 和 債 権	325,428,130千円	385,225,547千円
計	593,940,018千円	617,770,389千円
貸 倒 等 引 当 金	25,499,355千円	27,260,979千円
(注) (貸倒等引当金計上率)	(3.0/1000)	(3.0/1000)
(注) 貸倒等引当金に計上できる金額は、当該事業年度末における貸付金残高に3/1000を乗じて得た金額の範囲内とされている。		
これに加えて、貸付金残高のうち、重債務貧困国に対する公的債務救済措置(ナポリターム)の適格国に対して有する特定貸付金については、この貸倒れによる損失に備えるために、下記のように別途貸倒等引当金を計上している。		
貸 倒 等 引 当 金	4,221,492千円	4,221,492千円
(注) (貸倒等引当金計上率)	(300.0/1000)	(300.0/1000)
(注) 貸倒等引当金に計上できる金額は、当該事業年度末における対象債権残高にそれぞれの国について適用される債務削減率を乗じて計算した額の合計額に2分の1を乗じて計算した額以内の額とされている。		
また、貸付金残高のうち、債務救済方式の見直しに伴う債権放棄に備えるため、対象となる特定貸付金については、下記のように別途貸倒等引当金を計上している。		
貸 倒 等 引 当 金	16,355,519千円	17,087,265千円
(注) (貸倒等引当金計上率)	(1000.0/1000)	(1000.0/1000)
(注) 貸倒等引当金に計上できる金額は、国際通貨基金及び国際開発協会の重債務貧困国措置の対象となる債権、又は対象となる可能性がある債権、及び国際連合貿易開発会議の貿易開発理事會措置の対象となる債権ごとの当該事業年度末における残高の合計額以内の額とされている。		

区 分				16 年 度	(15 年 度)
(2)	保 証 業 務				
	保 証	件 数		107件	84件
		金 額		287,176,464千円	241,800,925千円
	減少した保証債務	金 額		115,030,890千円	113,701,760千円
	年度末保証債務残高	件 数		745件	690件
		金 額		903,482,700千円	745,733,566千円
(3)	出 資 業 務				
	出 資	会 社 等 数		3	—
		金 額		111,753千円	—
	年度末出資金残高	会 社 等 数		3	—
		金 額		112,272千円	—
(海外経済協力勘定)					
(1)	貸 付 業 務				
	貸 付	件 数		452件	470件
		金 額		659,696,405千円	629,598,303千円
	貸付金回収	金 額		514,646,363千円	515,146,064千円
	年度末貸付金残高	件 数		1,983件	1,994件
		金 額		11,340,484,600千円	11,325,655,347千円
上記のうち民間金融機関のリスク管理債権の開示基準を参考に銀行において開示している債権					
	破 綻 先 債 権			—	—
	延 滞 債 権			122,764,465千円	51,584,608千円
	3 カ月以上延滞債権			—	54,245,993千円
	貸出条件緩和債権			724,275,096千円	730,673,556千円
	計			847,039,561千円	836,504,158千円
(開発途上国政府等に対する円借款)					
	貸 倒 等 引 当 金			1,133,590千円	1,131,982千円
	(注) 貸倒等引当金計上率			(0.1/1000)	(0.1/1000)
(注) 貸倒等引当金に計上できる金額は、当該事業年度末の円借款の貸付残高に 15/1000 を乗じて得た金額の範囲内とされている。					
これに加えて、貸付金残高のうち、債務救済方式の見直しに伴う債権放棄に備えるため、対象となる特定貸付金については、下記のように別途貸倒等引当金を計上している。					
	貸 倒 等 引 当 金			365,378,089千円	365,778,085千円
	(注) 貸倒等引当金計上率			(1000.0/1000)	(1000.0/1000)
(注) 貸倒等引当金に計上できる金額は、国際通貨基金及び国際開発協会の重債務貧困国措置の対象となる可能性がある債権ごとの当該事業年度末における残高の合計額以内の額とされている。					
(民間企業等に対する海外投融資)					
	貸 倒 等 引 当 金			137,418千円	174,968千円
	(注) 貸倒等引当金計上率			(30.0/1000)	(30.0/1000)
(注) 貸倒等引当金に計上できる金額は、当該事業年度末の海外投融資の貸付残高に 30/1000 を乗じて得た金額の範囲内とされている。					
区 分					
(2)	出 資 業 務				
	出 資	会 社 等 数		4	4
		金 額		2,416,411千円	262,848千円
	年度末出資金残高	会 社 等 数		20	20
		金 額		155,059,835千円	153,336,423千円
	(注) 貸倒等引当金			36,297,228千円	34,734,019千円
(注) 貸倒等引当金に計上できる金額は、各会社等ごとに当該事業年度末における各会社等に対する銀行の出資金残高を限度として、各会社等の欠損金の額に各会社等の資本金に対する銀行の出資金残高の割合を乗じて得た金額の合計額の範囲内とされている。					

[2] 公団、事業団等の決算

国が資本金の2分の1以上を出資している公団、事業団等(政府関係機関、独立行政法人及び国立大学法人を除く。)のうち、公団5、事業団1及びその他の団体10の平成16年度決算についてみると、次のとおりである。

(公 団)

(1) 日本道路公団

この公団は、通行又は利用について料金を徴収することができる道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理を総合的かつ効率的に行うことなどによって、道路の整備を促進し、円滑な交通に寄与することを目的として設置されているものである。その資本金は16事業年度末現在で2兆2848億6504万余円(全額国の出資)となっている。

同公団の16事業年度の収入支出決算、損益、借入金等及び主な業務実績は次のとおりである。

1 収入支出決算

区 分	16事業年度 千円	(15事業年度) 千円
(収 入)		
収入決定済額	5,280,706,819	4,975,512,737
(支 出)		
支出予算現額	5,446,320,143	5,258,224,631
支出決定済額	4,932,254,288	4,903,142,791
翌事業年度繰越額	444,138,657	244,659,627
不 用 額	69,927,197	110,422,212

翌事業年度繰越額の主なものは、高速道路建設費(支出予算現額1兆0716億8363万余円)の3871億9781万余円、一般有料道路建設費(同930億1896万余円)の273億1457万余円及び災害復旧事業費(同285億0404万余円)の192億1666万余円である。また、不用額の主なものは、業務外支出(道路債券の償還金及び支払利息等。同3兆3971億1100万円)の337億6815万余円、受託等業務費(同1200億9851万余円)の182億5240万余円及び高速道路管理費(同2357億2600万円)の98億4888万余円である。

2 損 益

区 分	16事業年度 千円	(15事業年度) 千円
経 常 収 益	2,125,466,319	2,108,914,693
(うち道路料金収入)	(2,050,584,132)	(2,069,938,504)
経 常 費 用	2,124,033,788	2,107,569,946
当 期 利 益 金	1,432,531	1,344,746
(利益金の処理)		
積立金として整理	1,432,531	1,344,746

3 借 入 金 等

区 分	16事業年度末 千円	(15事業年度末) 千円
借 入 金 残 高 (財政融資資金等)	9,344,891,352	9,666,236,267
道路債券発行残高	17,762,508,000	17,287,580,000
積 立 金 残 高	39,959,729	38,527,198

4 主な業務実績

区 分	16事業年度	(15事業年度)
供 用(事業年度末現在)		
高 速 道 路	44路線 7,353km	44路線 7,301km
一 般 有 料 道 路	61路線 991km	64路線 921km

区 分	16事業年度		(15事業年度)	
	路線数	延長(km)	路線数	延長(km)
建設 高 速 道 路 (うち新直轄方式による受託工事分) (注)	26路線 (14路線)	1,767km (589km)	29路線	1,891km (—)
一 般 有 料 道 路	20路線	546km	22路線	557km

(注) 高速道路の建設を国と地方の費用負担により行う方式で、建設は公団が国から受託して行う。

なお、この公団について検査した結果、「第3章 個別の検査結果」に「未納通行料金等の金額を適切に把握するとともに、不正通行に関する記録を有効活用することなどにより、未納通行料金等及び不正通行に係る通行料金等の適切な管理及び徴収の確保を図るよう改善させたもの」(418 ページ参照)及び「雪氷対策作業に係る巡回車に乗務する者の職種の組合せ及び労務費の積算を作業の実態に適合するよう改善させたもの」(424 ページ参照)を掲記した。

(2) 首都高速道路公団

この公団は、東京都の区に存する区域及びその周辺の地域において、自動車専用道路の整備を促進して交通の円滑化を図り、もって首都の機能の維持及び増進に資することを目的として設置されているものである。このため、その通行について料金を徴収することができる自動車専用道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理を総合的かつ効率的に行うことなどを業務としている。その資本金は16事業年度末現在で7590億9400万円(うち国の出資3795億4700万円)となっている。

同公団の16事業年度の収入支出決算、損益、借入金等及び主な業務実績は次のとおりである。

1 収入支出決算

区 分	16事業年度 千円	(15事業年度) 千円
(収 入)		
収入決定済額	951,400,578	953,445,616
(支 出)		
支出予算現額	1,018,085,448	1,064,831,916
支出決定済額	930,254,851	949,655,011
翌事業年度繰越額	71,648,603	93,597,118
不 用 額	16,181,993	21,579,786

翌事業年度繰越額の主なものは、高速道路建設事業費(支出予算現額1140億7573万余円)の328億3698万余円、社会資本整備事業費(同906億3900万円)の286億3500万円及び高速道路改築事業費(同444億6222万余円)の68億8202万余円である。また、不用額の主なものは、業務外支出(首都高速道路債券の償還金及び支払利息等。同6318億9624万余円)の71億8932万余円、負担金等受入建設費(同113億3122万余円)の43億1081万余円及び維持修繕費(同336億0500万円)の21億0892万余円である。

2 損 益

区 分	16事業年度 千円	(15事業年度) 千円
経 常 収 益 (うち道路料金収入)	265,281,383 (261,497,583)	267,750,194 (264,627,091)
経 常 費 用	264,927,040	267,569,342
当 期 利 益 金	354,343	180,851
(利益金の処理)		
積立金として整理	354,343	180,851

3 借入金等

区 分	16事業年度末 千円	(15事業年度末) 千円
借入金残高 (財政融資資金等)	2,251,240,284	2,217,184,193
首都高速道路債券発行残高	2,801,928,000	2,761,928,000
積立金残高	1,580,532	1,226,188

4 主な業務実績

区 分	16事業年度		(15事業年度)	
供用(事業年度末現在)	31路線	283km	31路線	281km
建 設	5路線	29km	5路線	32km

(3) 阪神高速道路公団

この公団は、大阪市及び神戸市の区域並びに京都市の区域のうち一部の地域並びにそれらの地域の間及び周辺の地域において、自動車専用道路の整備を促進して交通の円滑化を図り、もってこれらの地域における都市の機能の維持及び増進に資することを目的として設置されているものである。このため、その通行について料金を徴収することができる自動車専用道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理を総合的かつ効率的に行うことなどを業務としている。その資本金は16事業年度末現在で5758億円(うち国の出資2879億円)となっている。

同公団の16事業年度の収入支出決算、損益、借入金等及び主な業務実績は次のとおりである。

1 収入支出決算

区 分	16事業年度 千円	(15事業年度) 千円
(収 入)		
収入決定済額	552,387,491	691,202,653
(支 出)		
支出予算現額	607,090,382	740,178,177
支出決定済額	553,730,817	685,217,113
翌事業年度繰越額	42,163,153	39,232,501
不 用 額	11,196,411	15,728,561

翌事業年度繰越額の主なものは、高速道路建設事業費(支出予算現額843億6074万余円)の304億3673万余円及び高速道路改築事業費(同329億0399万余円)の103億1803万余円である。また、不用額の主なものは、受託業務費(同82億0520万余円)の60億4036万余円及び業務外支出(阪神高速道路債券の償還金及び支払利息等。同4110億3562万余円)の43億2561万余円である。

2 損 益

区 分	16事業年度 千円	(15事業年度) 千円
経常収益	190,313,087	185,384,996
(うち道路料金収入)	(189,484,505)	(184,637,591)
経常費用	190,313,087	189,285,046
特別利益	—	3,900,050

3 借入金等

区 分	16事業年度末 千円	(15事業年度末) 千円
借入金残高 (財政融資資金等)	1,576,853,158	1,626,577,898
阪神高速道路債券発行残高	2,237,070,000	2,197,460,000

4 主な業務実績

区 分	16事業年度		(15事業年度)	
供用(事業年度末現在)	18路線	233km	18路線	233km
建 設	6路線	23km	7路線	32km

なお、この公団について検査した結果、「第3章 個別の検査結果」に「貸与した建物施設等に係る光熱水費を利用等の実態に応じて適切に負担させることにより、光熱水費支払額の節減を図るよう改善させたもの」(428 ページ参照)を掲記した。

(4) 石油公団

この公団は、特殊法人等改革基本法(平成13年法律第58号)第5条第1項に規定する特殊法人等整理合理化計画(同公団に係る部分に限る。)に基づいて講ずべき措置の円滑な実施に資するため、同公団の所有する株式又は保有する貸付債権の管理及び処分を行うこと等を目的として設置されているものである。その資本金は16事業年度末現在で1兆1122億9315万余円(全額国の出資)となっている。

なお、同公団は、「石油公団法及び金属鉱業事業団法の廃止等に関する法律」(平成14年法律第93号)附則第2条の規定により17年4月1日に解散し、同公団の一切の権利及び義務は国に承継された。

同公団の16事業年度の収入支出決算、損益及び主な業務実績は次のとおりである。

1 収入支出決算

区 分	16事業年度 千円	(15事業年度) 千円
(収 入)		
収入決定済額	205,464,281	196,255,017
(支 出)		
支出予算現額	11,802,788	228,028,106
支出決定済額	9,754,284	145,484,358
独立行政法人承継額	—	35,792,697
不 用 額	2,048,503	46,751,050

(注) 15事業年度の収入支出決算額には、同公団が16年2月28日まで行っていた石油備蓄業務等に係るものが含まれている。

2 損 益

区 分	16事業年度 千円	(15事業年度) 千円
経 常 収 益	16,211,620	65,040,058
(うち石油開発事業収入)	(14,657,983)	(18,688,496)
(うち交付金等事業収入)	(—)	(28,622,081)
経 常 費 用	7,852,666	49,566,667
(うち公団石油備蓄事業費)	(—)	(15,056,126)
(うち交付金等事業費)	(—)	(10,571,591)
特 別 利 益	187,333,627	38,184,923
特 別 損 失	114,726	3,474,768
当 期 利 益 金	195,577,854	50,183,545
(利益金の処理)		
翌事業年度に繰越欠損金の補てんに充当	—	50,183,545
(繰越欠損金)	720,065,089	770,248,635)

なお、特別利益の主なものは、石油開発事業出資株式処分益1755億5169万余円及び投融資損失引当金戻入108億1603万余円である。

3 主な業務実績

区 分	16事業年度	(15事業年度)
(石油開発のための出資)		
出 資 会 社 数	20社	22社
(うち新規会社数)	(—)	(1社)
件 数	74件	103件
金 額	82,862,434千円	154,392,255千円
出 資 金 減 少 会 社 数	51社	18社
金 額	262,169,462千円	48,399,299千円

区 分	16事業年度	(15事業年度)
事業年度末出資金残高	会社数 23社 件数 245件 金額 144,784,504千円	71社 1,268件 324,091,532千円
(石油開発のための貸付け)		
貸 付 け	会社数 11社 件数 24件 金額 1,554,120千円	15社 44件 5,099,505千円
貸付金回収等 (うち減免等の額)	金額 46,345,729千円 (26,489,374千円)	55,975,183千円 (9,683,722千円)
事業年度末貸付金残高	会社数 16社 件数 443件 金額 81,894,583千円	25社 1,035件 126,686,192千円
(注1) 事業年度末長期未収金	会社数 2社 件数 2件 金額 2,543,850千円	3社 72件 6,423,330千円
事業年度末求償権	会社数 1社 件数 1件 金額 11,454,374千円	1社 1件 11,454,374千円
上記出資金、貸付金、長期未収金及び 求償権のうち民間金融機関のリスク管 理債権の開示基準を参考に公団におい て開示している債権等(注2)		
破綻先債権等(注3)	—	0千円
延滞債権等(注3)	2,726,924千円	19,276,288千円
3カ月以上延滞債権等	—	—
貸出条件緩和債権等	28,367,659千円	28,617,576千円
計	31,094,584千円	47,893,865千円
(注) 投融資損失引当金 (投融資損失引当金計上率)	4,552,924千円 (1.8/100)	80,863,549千円 (17.2/100)
(注) 探鉱投融資等の回収不能による損失に備えるため計上しているもので、投融資会社等の財政状 態等を勘案して個別に算定した損失見込額を計上している。		
(注1) 長期未収金 支払を猶予している貸付金利息のうち収益計上しているもの		
(注2) 探鉱等投融資事業に係る投資有価証券及び関係会社株式についても同様の分類により開示し ている。		
(注3) 探鉱等投融資事業対象会社のうち、事業最終承認済及び事業最終承認見込みの会社に対する 債権等を、延滞の有無にかかわらず、すべて延滞債権等(特別清算を予定している場合は破綻 先債権等)として開示している。		
(石油開発のための債務の保証)		
保 証	会社数 8社 金額 52,696,171千円	10社 151,555,069千円
減少した保証債務	会社数 9社 金額 22,247,738千円	9社 63,296,686千円
事業年度末為替調整額	金額 2,521,489千円	△ 10,528,616千円
事業年度末保証債務残高	会社数 13社 金額 212,546,750千円	14社 179,576,828千円

(5) 本州四国連絡橋公団

この公団は、本州と四国の連絡橋に係る有料の道路及び鉄道の建設並びに管理を総合的かつ効率的に行うことなどにより、本州と四国の間の交通の円滑化を図り、もって国土の均衡ある発展と国民経済の発達に資することを目的として設置されているものである。その資本金は16事業年度末現在で1兆0855億1550万円(うち国の出資7302億4150万円)となっている。

同公団の16事業年度の収入支出決算、損益、借入金等及び主な業務実績は次のとおりである。

第6章
第2節
第7
2
公団
(5)
本州四国連絡橋公団

1 収入支出決算

区 分	16事業年度 千円	(15事業年度) 千円
(収 入)		
収入決定済額	289,842,313	361,086,374
(支 出)		
支出予算現額	296,187,803	369,553,556
支出決定済額	289,104,327	360,267,645
翌事業年度繰越額	2,410,983	2,772,651
不 用 額	4,672,492	6,513,260

2 損 益

区 分	16事業年度 千円	(15事業年度) 千円
経 常 収 益 (うち道路料金収入)	89,296,100 (77,068,217)	91,576,715 (78,975,710)
経 常 費 用	89,296,100	334,040,999
特 別 利 益	—	(注) 1,353,544,994
当 期 利 益 金	—	1,111,080,711
(利益金の処理)		
翌事業年度に繰越欠損金の補てんに充当	—	1,111,080,711
(繰越欠損金)	—	1,111,080,711)

(注) 特別利益はすべて、「本州四国連絡橋公団の債務の負担の軽減を図るために平成15年度において緊急に講ずべき特別措置に関する法律」(平成15年法律第35号)に基づき、この法律の施行の時にあって、その時における同公団の債務で政令に定めるものを、国の一般会計に承継したことに伴う債務免除益である。

3 借 入 金 等

区 分	16事業年度末 千円	(15事業年度末) 千円
借入金残高 (財政融資資金等)	656,620,569	676,213,611
本州四国連絡橋債券発行残高	1,636,857,200	1,704,140,200

4 主な業務実績

区 分	16事業年度	(15事業年度)
(道 路)		
供 用(事業年度末現在)	神戸・鳴門ルート89km (明石海峡大橋ほか1 橋を含む有料道路)	神戸・鳴門ルート89km (明石海峡大橋ほか1 橋を含む有料道路)
	児島・坂出ルート37km (下津井瀬戸大橋ほか 5橋を含む有料道路)	児島・坂出ルート37km (下津井瀬戸大橋ほか 5橋を含む有料道路)
	尾道・今治ルート46km (大三島橋ほか6橋を 含む有料道路)	尾道・今治ルート46km (大三島橋ほか6橋を 含む有料道路)
(鉄 道)		
供 用(事業年度末現在)	本四備讃線32km (岡山県倉敷市茶屋 町～香川県綾歌郡宇 多津町)	本四備讃線32km (岡山県倉敷市茶屋 町～香川県綾歌郡宇 多津町)

(事業団)

日本私立学校振興・共済事業団

この事業団は、私立学校の教育の充実及び向上並びにその経営の安定並びに私立学校教職員の福利厚生を図るため、次の業務を行うことにより、もって私立学校教育の振興に資することを目的として設置されているものである。

(ア) 補助金の交付、資金の貸付けその他私立学校教育に対する援助に必要な業務

(イ) 私立学校教職員共済法(昭和28年法律第245号)の規定による共済制度の運営

その資本金は16事業年度末現在で489億6911万余円(全額国の出資)となっている。

同事業団の会計は、助成、短期、長期、福祉及び共済業務の5勘定に区分されており、その勘定別の16事業年度の貸借対照表、損益計算書及び主な業務実績は次のとおりである。

(助成勘定)

〔この勘定は、学校法人に対する補助金の交付、学校法人等に対する資金の貸付けなど私立学校教育に対する援助に必要な業務に関するものである。〕

1 貸借対照表

区 分	16事業年度末 千円	(15事業年度末) 千円
資 産	677,148,030	687,260,701
(うち長期貸付金)	(666,117,080)	(676,043,737)
(うち貸倒引当金)	(△ 5,490,924)	(△ 5,248,122)
負 債	619,571,280	629,670,192
(うち長期借入金)	(525,524,784)	(539,738,698)
資 本	57,576,750	57,590,509
(うち資本金)	(48,969,115)	(48,969,115)
(うち資本剰余金)	(5,309,250)	(5,298,172)
(うち利益剰余金)	(3,298,385)	(3,323,221)

(注) 貸倒引当金に計上する金額は、金融庁作成の「預金等受入金融機関に係る検査マニュアル」に基づいた「日本私立学校振興・共済事業団貸付債権自己査定基準」の定めるところに従って算出した金額とされている。

2 損益計算書

区 分	16事業年度 千円	(15事業年度) 千円
経 常 費 用	283,690,823	283,603,710
(うち交付補助金)	(252,364,425)	(252,375,775)
経 常 収 益	283,798,982	283,513,449
(うち国庫補助金収入)	(252,364,425)	(252,375,775)
経常利益(△経常損失)	108,158	△ 90,261
臨 時 損 失	5,067	7,187
臨 時 利 益	39,108	2,157,214
当 期 純 利 益	142,199	2,059,765
当 期 総 利 益	142,199	2,059,765
(利益の処分)		
(当期末処分利益)		
当 期 総 利 益	142,199	2,059,765
(利益処分量)		
助 成 金	100,132	111,747
長 期 勘 定 へ 繰 入	42,067	55,289
積 立 金	—	1,892,729

3 主な業務実績

区 分	16事業年度	(15事業年度)
(補助事業)		
補助金交付法人数	615法人	604法人
補助金交付額	252,364,425千円	252,375,775千円
(貸付事業)		
貸 付 け 法 人 数	131法人	140法人
件 数	162件	170件
金 額	57,246,700千円	50,957,500千円
貸付金回収等	67,173,357千円	68,735,055千円
事業年度末貸付金残高	1,581法人	1,602法人
件 数	3,852件	3,958件
金 額	666,117,080千円	676,043,737千円
上記のうち民間金融機関のリスク管理 債権の開示基準に準じて事業団におい て開示している債権		
破 綻 先 債 権	32,130千円	—
延 滞 債 権	7,787,940千円	8,346,489千円
3 カ月以上延滞債権	—	—
貸出条件緩和債権	7,230,770千円	7,307,350千円
計	15,050,840千円	15,653,839千円

(短期勘定)

この勘定は、加入者及びその被扶養者の病気等に関する短期給付を行う業務等に関する経理を行うものである。

1 貸借対照表

区 分	16事業年度末	(15事業年度末)
	千円	千円
資 産	68,692,143	59,734,811
(うち現金及び預金)	(44,156,295)	(37,823,087)
(うち未収入金)	(9,522,098)	(9,417,325)
負 債	25,559,089	24,457,786
(うち未払費用)	(7,395,743)	(6,880,541)
(うち支払準備金)	(8,295,104)	(8,222,345)
資 本	43,133,053	35,277,024
(利益剰余金)		

2 損益計算書

区 分	16事業年度	(15事業年度)
	千円	千円
経 常 費 用	190,340,892	183,293,316
(うち業務費)	(190,340,885)	(183,293,312)
経 常 収 益	198,275,816	193,865,439
(うち掛金収入)	(185,387,942)	(182,888,869)
経 常 利 益	7,934,924	10,572,123
臨 時 損 失	8,312,581	8,244,922
臨 時 利 益	8,233,686	8,523,860
当 期 純 利 益	7,856,028	10,851,061
当 期 総 利 益	7,856,028	10,851,061
(利益の処分)		
(当期末処分利益)		
当 期 総 利 益	7,856,028	10,851,061
(利益処分量)		
欠損金補てん積立金	△ 128,774	△ 127,943
積 立 金	7,984,803	10,979,004

(長期勘定)

[この勘定は、加入者の退職等に関する長期給付を行う業務等に関する経理を行うものである。]

1 貸借対照表

区 分	16事業年度末 千円	(15事業年度末) 千円
資 産	3,211,033,165	3,184,329,988
(うち長期性預金)	(723,379,735)	(734,386,187)
(うち投資有価証券)	(1,602,745,389)	(1,563,159,225)
(うち長期貸付金)	(525,450,183)	(536,992,297)
負 債	796,549	5,274,675,007
(うち責任準備金)	(—)	(5,270,506,997)
資 本	3,210,236,616	△ 2,090,345,018
(利益剰余金)	(3,210,236,616)	(—)
(繰越欠損金)	(—)	(△ 2,090,345,018)

2 損益計算書

区 分	16事業年度 千円	(15事業年度) 千円
経 常 費 用	389,317,732	363,648,273
(うち業務費)	(372,304,489)	(359,267,852)
経 常 収 益	419,215,077	406,869,974
(うち掛金収入)	(268,009,073)	(265,836,192)
経 常 利 益	29,897,344	43,221,701
臨 時 損 失	1	5,270,509,537
(うち責任準備金繰入)	(—)	(5,270,506,997)
臨 時 利 益	5,270,684,291	5,084,551,666
(うち責任準備金戻入)	(5,270,506,997)	(5,084,362,997)
当期純利益(△当期純損失)	5,300,581,634	△ 142,736,169
当期総利益(△当期総損失)	5,300,581,634	△ 142,736,169
(利益の処分又は損失の処理)		
(当期未処分利益又は当期未処理損失)		
当期総利益(△当期総損失)	5,300,581,634	△ 142,736,169
前期繰越欠損金	2,090,345,018	1,947,608,849
(利益処分額又は損失処理額)		
長期給付積立金	3,210,236,616	—
次期繰越欠損金	—	2,090,345,018

(福祉勘定)

この勘定は、加入者及びその被扶養者の健康の保持・増進及び日常生活の援助を目的として、福利及び厚生に関する業務を行うものであり、保健、医療、宿泊、貯金及び貸付の5経理に区分されている。

1 貸借対照表

区 分	16事業年度末 千円	(15事業年度末) 千円
資 産	875,181,505	887,344,884
(うち長期性預金)	(567,682,714)	(494,238,772)
負 債	865,751,150	834,447,234
(うち加入者貯金)	(658,151,960)	(616,084,996)
資 本	9,430,355	52,897,650
(うち基本金)	(—)	(43,808,059)
(うち資本剰余金)	(3,868,276)	(3,868,276)
(うち利益剰余金)	(5,562,078)	(5,221,313)

2 損益計算書

第6章 第2節 第7 2 事業団 日本私立学校振興・共済事業団

区 分	16事業年度 千円	(15事業年度) 千円
経常費用 (うち業務費)	35,473,474 (33,781,278)	35,579,316 (33,839,735)
経常収益	35,412,306	33,993,926
(うち掛金収入)	(6,631,266)	(6,559,040)
(うち保険患者収入)	(6,298,381)	(5,648,746)
(うち施設収入)	(10,067,725)	(10,339,158)
(うち貸付金利息)	(3,201,481)	(3,432,187)
(うち財務収益)	(5,725,018)	(4,574,051)
経常損失	61,167	1,585,390
臨時損失	19,640	190,024
臨時利益	421,572	1,110,340
当期純利益(△当期純損失)	340,764	△ 665,074
当期総利益(△当期総損失)	340,764	△ 665,074
(保健経理 総利益)	1,932,729	1,890,854
(医療経理 総損失)	△ 2,308,867	△ 3,039,332
(宿泊経理 総損失)	△ 307,917	△ 206,980
(貯金経理 総利益)	992,854	168,079
(貸付経理 総利益)	31,966	522,304
(保健経理) (利益の処分) (当期末処分利益) 当期総利益	1,932,729	1,890,854
(利益処分量) 積立金	1,932,729	1,890,854
(医療経理) (損失の処理) (当期末処理損失) 当期総損失	2,308,867	3,039,332
前期繰越欠損金	7,858,458	4,819,126
(損失処理額) 次期繰越欠損金	10,167,325	7,858,458
(宿泊経理) (損失の処理) (当期末処理損失) 当期総損失	307,917	206,980
前期繰越欠損金	11,875,635	11,668,655
(損失処理額) 次期繰越欠損金	12,183,553	11,875,635
(貯金経理) (利益の処分) (当期末処分利益) 当期総利益	992,854	168,079
(利益処分量) 欠損金補てん積立金	1,019,916	151,955
積立金	△ 27,062	16,123
(貸付経理) (利益の処分) (当期末処分利益) 当期総利益	31,966	522,304
(利益処分量) 貸付資金積立金	31,966	522,304

(共済業務勘定)

[この勘定は、短期勘定及び長期勘定における業務に係る事務に関する経理を行うものである。]

1 貸借対照表

区 分	16事業年度末 千円	(15事業年度末) 千円
資 産	13,202,153	12,019,094
(うち現金及び預金)	(3,461,209)	(2,244,075)
(うち投資有価証券)	(3,997,870)	(4,000,000)
負 債	3,851,731	3,459,743
(うち退職給付引当金)	(3,236,125)	(3,252,287)
資 本	9,350,421	8,559,351
(うち資本剰余金)	(3,235,710)	(3,235,936)
(うち利益剰余金)	(6,114,711)	(5,323,415)

2 損益計算書

区 分	16事業年度 千円	(15事業年度) 千円
経 常 費 用	4,123,851	4,350,320
(うち一般管理費)	(4,113,771)	(4,350,320)
経 常 収 益	4,871,482	4,945,738
(うち掛金収入)	(4,384,335)	(4,334,748)
経 常 利 益	747,630	595,418
臨 時 損 失	47,576	1,370
臨 時 利 益	91,017	239,917
当 期 純 利 益	791,070	833,965
当 期 総 利 益	791,070	833,965
(利益の処分)		
(当期末処分利益)		
当 期 総 利 益	791,070	833,965
(利益処分量)		
資 本 剰 余 金	△ 272,335	△ 225
積 立 金	1,063,405	834,191

(そ の 他)

(1) 日 本 銀 行

この銀行は、我が国の中央銀行として、銀行券を発行するとともに、通貨及び金融の調節を行うこと並びに銀行その他の金融機関の間で行われる資金決済の円滑の確保を図り、もって信用秩序の維持に資することを目的として設置されているものである。その資本金は16事業年度末現在で1億円(うち国の出資5500万円)となっている。

また、同銀行は、法令で定めるところにより、国庫金並びに通貨及び金融に関する国の事務を取り扱っている。

同銀行の16事業年度の貸借対照表、損益計算書及び主な業務実績は次のとおりである。

1 貸 借 対 照 表

区 分	16事業年度末 千円	(15事業年度末) 千円
資 産	150,517,363,797	149,381,976,989
(うち国債)	(99,123,927,195)	(100,022,002,265)
(うち買入手形)	(37,609,900,000)	(27,219,200,000)
負 債	147,820,969,851	146,832,423,398
(うち発行銀行券)	(74,671,935,692)	(71,403,288,071)
(うち預金)	(36,128,603,741)	(37,073,223,285)
資 本	2,696,393,945	2,549,553,590
(うち資本金)	(100,000)	(100,000)
(うち法定準備金)	(2,502,232,439)	(2,493,901,623)

2 損 益 計 算 書

区 分	16事業年度 千円	(15事業年度) 千円
経 常 収 益	784,674,830	1,768,738,441
(注) (うち国債利息)	(341,053,422)	(1,427,729,235)
(注) (うち外国為替収益)	(322,315,694)	(—)
経 常 費 用	277,228,296	1,790,993,073
(注) (うち国債売却償還損)	(—)	(1,130,203,948)
(注) (うち外国為替売買償還損)	(—)	(377,890,597)
(うち経費)	(232,158,570)	(236,270,156)
経常利益(△経常損失)	507,446,534	△ 22,254,631
特 別 利 益	3,971,317	71,233,559
特 別 損 失	96,945,369	368,450
(うち外国為替等取引損)	(96,386,000)	(—)
(失引当金繰入額)		
税引前当期剰余金	414,472,482	48,610,478
法人税、住民税及び事業税	220,424,172	17,874,000
過年度法人税等	—	△ 24,802,291
当期剰余金	194,048,310	55,538,770
(剰余金の処分)		
法定準備金積立額	24,961,240	8,330,815
配 当 金	5,000	5,000
国 庫 納 付 金	169,082,069	47,202,954

(注) 国債及び外貨建債券については、16事業年度から評価法を変更したことに伴い、損益計算書の科目の一部が変更されている。

3 主 な 業 務 実 績

区 分	16事業年度	(15事業年度)
銀行券発行高	128億枚	123億枚
(注1)		
主 な 金 融 調 節		
長期国債買入れ	14兆5778億円	14兆7770億円
短期国債買入れ	43兆1677億円	38兆4344億円

区 分	16事業年度	(15事業年度)
短期国債売却	△ 9013億円	—
(注2) 国債買現先	4616億円	△ 6兆0146億円
(注2) 国債売現先	△ 5315億円	—
手形買入れ	10兆3907億円	△ 1兆9069億円
手形売出し	7776億円	△ 2兆5708億円

(注1) 正の金額は当座預金の増加(市中への資金供給)、負の金額は当座預金の減少(市中からの資金吸収)を表している。

(注2) 国債買現先とは、あらかじめ定めた期日に売り戻す条件を付して、国債を買い入れ、これを上記の期日に買入先に売り戻す公開市場操作(オペレーション)のことである。国債売現先とは、上記と逆の公開市場操作のことである。

(2) 日本中央競馬会

日本中央競馬会は、競馬の健全な発展を図って馬の改良増殖その他畜産の振興に寄与するため、競馬を行うことを目的として設置されているものである。その資本金は16事業年度末現在で49億2412万余円(全額国の出資)となっている。

同会の会計は、一般、特別振興資金及び特別給付資金の3勘定に区分して経理され、一般勘定は、さらに、投票券、業務及び新営の3勘定に区分されており、同会の勘定別の16事業年度の収入支出決算、損益、資本剰余金等及び主な業務実績は次のとおりである。

(一 般 勘 定)

[この勘定は、競馬の開催及び競走馬の育成等の業務に関する経理を行うものである。]

1 収入支出決算

区 分	16事業年度 千円	(15事業年度) 千円
[投票券勘定]		
(収 入)		
収入確定額	2,942,151,811	3,022,449,098
(支 出)		
支出確定額	2,942,151,811	3,022,449,098
[業務勘定]		
(収 入)		
収入確定額	487,444,134	503,618,767
(支 出)		
支出予算現額	461,896,834	486,126,023
支出確定額	419,514,808	430,744,253
予算残額	42,382,025	55,381,769
[新営勘定]		
(収 入)		
収入確定額	57,912,335	57,845,791
(支 出)		
支出予算現額	57,912,335	57,845,791
支出確定額	35,245,032	32,682,247
翌事業年度繰越額	14,151,406	10,772,497
予算残額	8,515,896	14,391,046

翌事業年度繰越額はすべて新営勘定の新営費(支出予算現額579億1233万余円)の分である。また、予算残額の主なものは、業務勘定の競馬事業費(同2394億9083万余円)の330億7766万余円、業務管理費(同691億7707万余円)の77億1315万余円及び競走事業費(同1344億2100万円)の10億6527万余円である。

第6章 第2節 第7 2 その他 (2) 日本中央競馬会

2 損 益

区 分	16事業年度 千円	(15事業年度) 千円
事 業 収 益 (うち勝馬投票券収入)	2,947,023,223 (2,942,151,811)	3,027,595,773 (3,022,449,098)
事 業 費 用 (うち勝馬投票券諸支払 金)	2,922,508,239 (2,178,529,945)	3,002,161,956 (2,238,281,350)
(うち 国庫納付金) (勝馬投票券売得金の 100分の10)	(293,143,354)	(301,034,347)
事 業 外 収 益	9,501,539	8,467,381
事 業 外 費 用	370,106	653,493
経 常 利 益	33,646,417	33,247,706
特 別 利 益	813,469	1,455,348
特 別 損 失	1,706,253	754,921
当 期 利 益	32,753,633	33,948,133
(利 益 の 処 分)		
国庫納付金(利益の2分の1・翌事業年度に納付)	16,376,816	16,974,066
翌事業年度に特別振興資金勘定への繰入金として整理	16,376,816	14,258,215
翌事業年度に特別給付資金勘定への繰入金として整理	—	2,715,850
翌事業年度に特別積立金として整理	—	0

3 資本剰余金等

区 分	16事業年度末 千円	(15事業年度末) 千円
資 本 剰 余 金 残 高	6,075,658	6,075,658
損 失 て ん 補 準 備 金 残 高	200,000	200,000
特 別 積 立 金 残 高	1,048,475,767	1,048,475,767

4 主な業務実績

区 分	16事業年度	(15事業年度)
開 催 回 数 及 び 日 数	36回 288日	36回 288日
施 設 の 建 設	栗東トレーニング・センターきゅう舎 改築工事	栗東トレーニング・センターコンポストプラント新設工事

(特別振興資金勘定)

この勘定は、競馬の健全な発展を図るため必要な業務及び畜産の振興に資するための事業等に助成を行う法人に対して交付金を交付する業務に関する経理を行うものである。

1 収入支出決算

区 分	16事業年度 千円	(15事業年度) 千円
(収 入)		
収 入 確 定 額	6,531,395	7,763,331
(支 出)		
支 出 予 算 現 額	8,000,000	8,080,931
支 出 確 定 額	6,531,395	7,763,331
予 算 残 額	1,468,604	317,599

2 損 益			
区 分	16事業年度	(15事業年度)	
	千円	千円	
事業収益	7,398,156	10,837,776	
事業費用	7,398,156	10,837,776	
(うち競馬振興事業費)	(3,126,492)	(4,270,216)	
(うち畜産振興事業費)	(3,685,395)	(3,721,619)	
3 特別振興資金			
区 分	16事業年度末	(15事業年度末)	
	千円	千円	
特別振興資金残高	51,630,672	43,598,076	
4 主な業務実績			
区 分	16事業年度	(15事業年度)	
競馬の健全な発展を図るための事業	3事業 2,846,000千円	8事業 4,041,711千円	
畜産振興事業等に助成を行う法人に対する交付金の交付	14事業 3,685,395千円	11事業 3,721,619千円	
(特別給付資金勘定)			
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>この勘定は、単勝式及び複勝式の勝馬投票の的中者に対して、払戻金に加算して特別給付金を交付する業務に関する経理を行うものである。</p> </div>			
1 収入支出決算			
区 分	16事業年度	(15事業年度)	
	千円	千円	
(収 入)			
収入確定額	5,375,536	5,266,539	
(支 出)			
支出確定額	5,375,536	5,266,539	
2 損 益			
区 分	16事業年度	(15事業年度)	
	千円	千円	
事業収益	5,388,212	5,280,495	
事業費用	5,388,212	5,280,495	
(うち特別給付金)	(5,375,536)	(5,266,539)	
3 特別給付資金			
区 分	16事業年度末	(15事業年度末)	
	千円	千円	
特別給付資金残高	4,429,895	7,076,905	
4 主な業務実績			
区 分	16事業年度	(15事業年度)	
単勝式の勝馬投票の的中者に対する特別給付金の交付	3,263,441千円	3,185,290千円	
複勝式の勝馬投票の的中者に対する特別給付金の交付	2,112,094千円	2,081,248千円	

(3) 日本原子力研究所

この研究所は、原子力の開発に関する研究等を総合的かつ効率的に行うとともに、併せて原子力船の開発のために必要な研究を行い、原子力の研究、開発及び利用の促進に寄与することを目的として設置されているものである。その資本金は16事業年度末現在で1兆9475億0633万余円(うち国の出資1兆9439億7817万余円)となっている。

同研究所の16事業年度の収入支出決算、損益及び主な業務実績は次のとおりである。

1 収入支出決算		16事業年度	(15事業年度)
区 分		千円	千円
(収 入)			
収入決定済額		96,864,453	98,079,283
(支 出)			
支出予算現額		98,318,135	102,917,672
支出決定済額		96,633,189	97,875,609
翌事業年度繰越額		—	1,141,210
不 用 額		1,684,945	3,900,852
2 損 益			
区 分		16事業年度	(15事業年度)
		千円	千円
経常収益		78,492,532	80,455,408
(うち国庫補助金収入)		(63,727,167)	(68,190,067)
経常費用		105,499,167	114,052,644
(うち試験研究費)		(61,498,213)	(69,502,892)
特別利益		2,885,928	65,739
特別損失		5,227,800	820,762
当期損失金		29,348,506	34,352,259
(損失金の処理)			
翌事業年度に繰越欠損金として整理		29,348,506	34,352,259
(繰越欠損金)		1,703,989,824	1,669,637,565)
3 主な業務実績			
区 分		16事業年度末	(15事業年度末)
		(研究者数)	(研究者数)
安全性研究		149人	150人
核融合研究		236人	236人
放射線利用研究		82人	82人
中性子科学研究		83人	77人
光量子・放射光科学研究		94人	94人
高温工学試験研究		65人	65人

なお、この研究所について検査した結果、「第3章 個別の検査結果」に「燃料試験施設を外部利用させるに当たり、作業の実態を適切に反映した料金単価とするよう改善させたもの」(431 ページ参照)を掲記した。

(4) 核燃料サイクル開発機構

この機構は、高速増殖炉及びこれに必要な核燃料物質の開発並びに核燃料物質の再処理並びに高レベル放射性廃棄物の処理及び処分に関する技術の開発を計画的かつ効率的に行うとともに、これらの成果の普及等を行い、もって原子力の開発及び利用の促進に寄与することを目的として設置されているものである。その資本金は16事業年度末現在で3兆0161億5066万余円(うち国の出資2兆9225億8727万余円)となっている。

同機構の16事業年度の収入支出決算、損益、借入金及び主な業務実績は次のとおりである。

1 収入支出決算		16事業年度	(15事業年度)
区 分		千円	千円
(収 入)			
収入決定済額		126,903,432	128,411,771
(支 出)			
支出予算現額		129,321,916	140,649,283
支出決定済額		126,367,287	126,593,892
翌事業年度繰越額		1,136,264	4,083,957
不 用 額		1,818,365	9,971,434

2 損 益		
区 分	16事業年度 千円	(15事業年度) 千円
経 常 収 益 (うち国庫補助金収入)	106,400,394 (89,400,910)	98,173,188 (87,180,435)
経 常 費 用 (うち高速増殖炉研究開発 (発費))	151,597,007 (56,425,030)	151,906,316 (57,437,053)
特 別 損 失	1,419,607	10,970,349
当 期 損 失 金 (損失金の処理)	46,611,070	64,703,477
翌事業年度に繰越欠損金 として整理	46,611,070	64,703,477
(繰 越 欠 損 金	2,615,292,147	2,550,588,669)
3 借 入 金		
区 分	16事業年度末 千円	(15事業年度末) 千円
借 入 金 残 高 (市中金融機関)	10,982,000	19,554,000

4 主な業務実績

高速増殖炉原型炉「もんじゅ」の維持管理

高速増殖炉原型炉「もんじゅ」は6年4月に初臨界を達成後、初送電を行った。その後、7年12月に2次主冷却系ナトリウム漏えい事故が発生したため、現在は原子炉を停止し、プラントの安全確保のため維持管理中である。

再処理施設の運転

高レベル放射性廃棄物の処理処分技術の研究開発

(5) 関西国際空港株式会社

この会社は、航空輸送の円滑化を図り、もって航空の総合的な発達に資するため、関西国際空港の設置及び管理を効率的に行うことなどを目的として設立されているものである。その資本金は16営業年度末現在で7404億円(うち国の出資4936億円)となっている。

同会社の16営業年度の貸借対照表、損益計算書及び業務実績の概要は次のとおりである。

1 貸借対照表

区 分	16営業年度末 千円	(15営業年度末) 千円
資 産	1,816,745,037	1,750,433,636
(うち空港事業固定資産)	(1,105,914,057)	(1,127,507,417)
(うち建設仮勘定)	(521,260,241)	(427,187,341)
負 債	1,287,004,513	1,276,001,155
(うち社債)	(765,994,165)	(776,004,165)
(うち長期借入金)	(488,354,014)	(463,020,772)
(日本政策投資銀行等)		
資 本	529,740,523	474,432,480
(うち資本金)	(740,400,000)	(689,400,000)
(うち利益剰余金)	(△ 210,659,476)	(△ 214,967,519)

2 損益計算書

区 分	16営業年度 千円	(15営業年度) 千円
経 常 収 益	111,776,985	104,027,175
(うち施設使用料収入)	(64,011,832)	(59,595,036)
経 常 費 用	107,107,282	110,272,241
(うち支払利息)	(24,415,097)	(29,133,061)
経常利益(△経常損失)	4,669,702	△ 6,245,066
特 別 利 益	65,007	15,227
特 別 損 失	466,540	1,896,724
法 人 税 等	△ 39,873	△ 27,823

区 分	16営業年度 千円	(15営業年度) 千円
当期純利益(△当期純損失)	4,308,042	△ 8,098,740
前期繰越損失	214,967,519	206,868,779
当期末処理損失 (損失の処理)	210,659,476	214,967,519
次期繰越損失として処理	210,659,476	214,967,519

3 業務実績

区 分	16営業年度	(15営業年度)
空港の供用 航空機発着回数	102,862回	100,069回
航空旅客数	15,370,975人	13,721,734人
航空貨物取扱数量	855,530 t	786,413 t
航空燃料供給量	1,737,467 kl	1,554,200 kl

(6) 日本たばこ産業株式会社

この会社は、我が国たばこ産業の健全な発展を図り、もって財政収入の安定的確保及び国民経済の健全な発展に資するため、製造たばこの製造、販売及び輸入に関する事業を經營することを目的として設置されているものである。その資本金は16営業年度末現在で1000億円(うち国の出資500億円)となっている。

同会社の16営業年度の貸借対照表、損益計算書及び業務実績の概要は次のとおりである。

1 貸借対照表

区 分	16営業年度末 千円	(15営業年度末) 千円
資 産	2,548,924,157	2,609,212,851
(うち半製品)	(140,309,035)	(160,900,829)
(うち原材料)	(80,769,345)	(99,285,735)
負 債	1,021,136,590	1,051,736,371
資 本	1,527,787,567	1,557,476,480
(うち資本金)	(100,000,000)	(100,000,000)
(うち資本準備金)	(736,400,000)	(736,400,000)

2 損益計算書

区 分	16営業年度 千円	(15営業年度) 千円
経 常 収 益	2,703,088,620	2,709,515,613
(うち売上高)	(2,685,948,068)	(2,694,310,210)
経 常 費 用	2,508,968,360	2,555,195,166
(うち売上原価)	(2,114,049,158)	(2,126,538,826)
経 常 利 益	194,120,259	154,320,446
特 別 利 益	77,426,423	30,458,225
特 別 損 失	236,575,537	237,517,012
法人税、住民税及び事業税	47,995,087	47,495,628
法人税等調整額	△ 40,054,130	△ 70,700,891
当 期 純 利 益 (△当期純損失)	27,030,187	△ 29,533,076
前 期 繰 越 利 益	20,035,779	20,003,031
共済年金給付負担積立金 取崩額	—	102,000,000
中 間 配 当 額	9,771,000	10,000,000
当 期 未 処 分 利 益 (利益の処分)	37,294,967	82,469,954
当 期 未 処 分 利 益	37,294,967	82,469,954
任意積立金を取崩 (計)	10,115,457	7,276,435
	(47,410,424)	(89,746,390)
利 益 配 当 金	15,328,128	9,771,000
役 員 賞 与 金	148,000	114,000
任 意 積 立 金	9,072,327	59,825,611
翌営業年度へ繰越	22,861,969	20,035,779

なお、特別利益の主なものは土地の売却等に伴う固定資産売却益 730 億 0977 万余円である。また、特別損失の主なものは、早期退職に伴う割増退職金等の事業構造強化費用 2186 億 4738 万余円及び工場廃止等に伴う固定資産除却損 113 億 8845 万余円である。

3 業 務 実 績

区 分	16営業年度	(15営業年度)
国内産業たばこ買入れ	52千 t	50千 t
紙巻たばこ製造	2470億本	2433億本
紙巻たばこ販売	2343億本	2398億本

(7) 預金保険機構

この機構は、預金者等の保護及び破綻金融機関に係る資金決済の確保を図るため、次のような業務を行うことなどにより、もって信用秩序の維持に資することを目的として設置されているものである。

- (ア) 金融機関が預金等の払戻しを停止した場合に必要な保険金等の支払等を行うとともに、破綻金融機関に係る合併等に対する適切な資金援助等を行う業務、金融整理管財人の業務、及び金融整理管財人の管理に係る金融機関の業務を承継する銀行の設立、当該設立された銀行の経営管理等を行う業務
 - (イ) 金融危機に対応するため必要と認められた場合において、金融機関の株式等の引受け等を行う業務
 - (ウ) 住宅金融専門会社から財産を譲り受けてその処理等を行う会社を設立し、当該設立された会社に対して資金援助等を行う業務
 - (エ) 金融機関等の資産の買取り等を行う業務
 - (オ) 金融機関等が発行する株式等の引受け等を協定銀行に委託し、これに伴い必要となる財務上の支援を行う業務
 - (カ) 株式会社産業再生機構の設立の発起人となり、及び同会社に出資を行う業務
 - (キ) 金融機関等又は組織再編成金融機関等が発行する株式等の引受け等又は協同組織中央金融機関からの信託受益権等の買取りを協定銀行に委託し、これに伴い必要となる財務上の支援を行う業務
- その資本金は 16 事業年度末現在で 54 億 5500 万円(うち国の出資 51 億 5000 万円)となっている。

同機構の会計は、一般、危機対応、特定住宅金融専門会社債権債務処理、金融再生、金融機能早期健全化、金融機関等経営基盤強化、産業再生及び金融機能強化の 8 勘定に区分して経理されている。このうち、金融機能強化勘定は、金融機能の強化のための特別措置に関する法律(平成 16 年法律第 128 号)第 35 条の規定により、16 年 8 月 1 日に同機構が上記の(キ)に含まれる新たな業務を行うこととなり、これに関する経理を行うために設置されたものである。なお、同勘定については、16 事業年度において経理される業務の実績はない。

同機構の勘定別の 16 事業年度の収入支出決算、損益、借入金等及び主な業務実績は次のとおりである。

(一 般 勘 定)

この勘定は、ペイオフコスト(金融機関が破綻した場合、預金者一人当たりの保険金の支払限度額は 1000 万円とされ、これを基に計算した保険金の支払を行うときに要すると見込まれる費用)以内の資金援助等の実施に関する経理を行うものである。

1 収入支出決算

区 分	16事業年度 千円	(15事業年度) 千円
(収 入)		
収入決定済額	5,813,403,642	9,015,257,934
(支 出)		
支出予算現額	8,936,424,389	13,963,526,031
支出決定済額	6,014,841,857	9,403,861,448
不 用 額	2,921,582,531	4,559,664,582

不用額の主なものは、協定銀行貸付金(支出予算現額 2 兆 7102 億円)の 1 兆 4595 億円、借入返済金(同 6 兆 1002 億円)の 1 兆 4269 億円及び事業外費用(借入金の利息等。同 408 億 2785 万円)の 329 億 5754 万余円である。

第 6 章
第 2 節
第 7 2
その他
(7)

預金保険機構

2 損 益

区 分	16事業年度 千円	(15事業年度) 千円
経 常 収 益 (うち保険料収入)	656,581,956 (529,386,943)	742,728,120 (522,106,574)
経 常 費 用 (うち国庫納付金)	139,773,869 (75,416,357)	230,070,457 (168,363,199)
特 別 損 失	9,974	284
当 期 利 益 金 (利益金の処理)	516,798,112	512,657,378
翌事業年度に繰越欠損金の補てんに充当 (繰越欠損金)	516,798,112 3,493,847,035	512,657,378 4,006,504,413

3 借 入 金 等

区 分	16事業年度末 千円	(15事業年度末) 千円
借 入 金 残 高 (市中金融機関)	2,127,500,000	4,174,600,000
預金保険機構債券発行残高	2,140,000,000	1,140,000,000

4 主な業務実績

区 分	16事業年度 千円	(15事業年度)
協定銀行への特別危機管理銀行からの資産の買取りの委託(注1)	61,517,565千円	—
破綻した金融機関からの買取資産(貸付金)の回収(注2)	23,361,716千円	9,818,457千円
事業年度末買取資産残高	50,831,482千円	74,193,198千円
上記のうち民間金融機関のリスク管理債権の開示基準を参考に機構において開示している債権		
破 綻 先 債 権	13,564,983千円	14,952,909千円
延 滞 債 権	30,354,433千円	38,185,882千円
3 ヲ月以上延滞債権	919,431千円	1,574,041千円
貸出条件緩和債権	717,220千円	1,142,531千円
計	45,556,068千円	55,855,365千円

(注) 貸倒引当金 42,123,136千円 48,648,795千円
 (注) 貸倒引当金に計上する金額は、破綻先、実質破綻先の債務者に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額等を控除した額とされている。また、破綻懸念先の債務者に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額等を控除し、その残額のうち債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認める額とされている。上記以外の債務者に係る債権については、過去の一定期間における貸倒実績に基づき算出した貸倒実績率を債権額に乗じた額とされている。

(注1) 預金保険法(昭和46年法律第34号)第129条第1項の規定による特別危機管理銀行からの資産の買取り

(注2) 10年2月の預金保険法の改正が行われる前までは、預金保険機構が株式会社整理回収銀行に対して破綻した金融機関の資産の買取りを委託できるのは、信用組合に限られていたため、同機構は10年1月に破綻した株式会社阪和銀行の貸付金等資産 2082 億余円を直接買い取っている。

(危機対応勘定)

この勘定は、金融危機対応会議の議を経て、内閣総理大臣の認定を受けて行う金融危機への対応業務の実施に関する経理を行うものである。

1 収入支出決算

区 分	16事業年度 千円	(15事業年度) 千円
(収 入)		
収入決定済額	3,021,318,151	3,460,400,511
(支 出)		
支出予算現額	3,044,919,749	3,932,119,225
支出決定済額	3,021,248,398	3,460,360,023
不 用 額	23,671,350	471,759,201

不用額の主なものは事業外費用(債券の利息等。支出予算現額 286 億 9551 万余円)の 235 億 6947 万余円である。

2 損 益

区 分	16事業年度 千円	(15事業年度) 千円
経 常 収 益 (うち取得株式等事業収入)	8,526,510 (8,347,500)	511 (—)
経 常 費 用 (うち事業外費用)	1,949,775 (1,927,421)	748,544 (696,250)
当期利益金(△当期損失金)	6,576,734	△ 748,032
(利益金又は損失金の処理)		
翌事業年度に繰越欠損金として整理	—	748,032
翌事業年度に繰越欠損金の補てんに充当	748,032	—
翌事業年度に積立金として整理	5,828,701	—
(繰越欠損金)	748,032	—)

3 借入金等

区 分	16事業年度末 千円	(15事業年度末) 千円
借入金残高 (市中金融機関)	353,400,000	1,960,400,000
預金保険機構債券発行残高	1,600,000,000	—

(特定住宅金融専門会社債権債務処理勘定)

この勘定は、旧住宅金融専門会社から譲り受けた貸付債権等の財産の管理、回収及び処分等を行う債権処理会社への助成金の交付、借入れに係る債務の保証、納付金の収納等に関する経理を行うものである。

1 収入支出決算

区 分	16事業年度 千円	(15事業年度) 千円
(収 入)		
収入決定済額	18,096,298	14,043,108
(支 出)		
支出予算現額	18,251,754	14,225,881
支出決定済額	18,124,504	14,069,082
不 用 額	127,250	156,799

2 損 益

区 分	16事業年度 千円	(15事業年度) 千円
経 常 収 益 (うち金融安定化拠出基金戻入) (うち資産運用収入)	33,857,916 (15,746,421) (15,712,111)	27,865,293 (13,510,545) (13,779,912)
経 常 費 用 (うち債権処理会社助成事業費)	93,779,655 (75,671,163)	70,110,285 (55,760,986)
特 別 損 失	2,712	204

区 分	16事業年度 千円	(15事業年度) 千円
当期損失金 (損失金の処理)	59,924,450	42,245,196
翌事業年度に繰越欠損金として整理 (繰越欠損金)	59,924,450 164,614,976	42,245,196 122,369,780

3 金融安定化拠出基金

区 分	16事業年度末 千円	(15事業年度末) 千円
金融安定化拠出基金残高	909,027,589	909,061,899

4 主な業務実績

区 分	16事業年度	(15事業年度)
債権処理会社への業務推進助成金の交付	15,746,421千円	13,510,545千円

(金融再生勘定)

〔 この勘定は、特別公的管理銀行に係る処理や一般金融機関からの資産の買取り等を行う特定協定銀行に対する貸付け等に関する経理を行うものである。 〕

1 収入支出決算

区 分	16事業年度 千円	(15事業年度) 千円
(収 入)		
収入決定済額	4,468,555,307	6,671,512,126
(支 出)		
支出予算現額	15,271,536,757	18,461,910,525
支出決定済額	4,357,387,636	7,156,807,625
不 用 額	10,914,149,120	11,305,102,899

不用額の主なものは、借入返済金(支出予算現額9兆3028億円)の5兆4956億円、特定協定銀行貸付金(同4兆7408億円)の4兆6534億円及び資産買取事業費(同4278億3310万円)の3778億4305万余円である。

2 損 益

区 分	16事業年度 千円	(15事業年度) 千円
経 常 収 益 (うち資産買取事業収入)	474,322,446 (96,270,701)	484,522,337 (42,618,759)
経 常 費 用 (うち資産買取事業費)	337,742,844 (44,678,574)	462,445,962 (129,645,346)
特 別 損 失	466	—
当 期 利 益 金 (利 益 金 の 処 理)	136,579,135	22,076,375
翌事業年度に繰越欠損金の補てんに充当 (繰越欠損金)	136,579,135 986,266,746	22,076,375 1,008,343,121

3 借 入 金 等

区 分	16事業年度末 千円	(15事業年度末) 千円
借入金残高 (市中金融機関)	1,219,600,000	3,464,900,000
預金保険機構債券発行残高	2,900,000,000	1,200,000,000

4 主な業務実績

区 分	16事業年度	(15事業年度)
特定協定銀行への一般金融機関からの資産の買取りの委託	60金融機関 23,326,577千円	89金融機関 64,147,435千円

(金融機能早期健全化勘定)

この勘定は、金融機関等の株式等の引受け等(資本増強)を行う協定銀行に対する資金の貸付け等に関する経理を行うものである。

1 収入支出決算

区 分	16事業年度 千円	(15事業年度) 千円
(収 入)		
収入決定済額	5,134,233,029	8,894,119,548
(支 出)		
支出予算現額	8,674,884,811	9,097,022,000
支出決定済額	5,318,750,511	8,481,439,467
不 用 額	3,356,134,299	615,582,532

不用額の主なものは、協定銀行貸付金(支出予算現額4兆7063億円)の2兆7054億3948万余円及び借入返済金(同1兆9793億円)の6328億円である。

2 損 益

区 分	16事業年度 千円	(15事業年度) 千円
経 常 収 益	29,305,786	93,756,165
(うち協定銀行貸付金利息収入)	(29,302,332)	(33,771,845)
(うち協定銀行納付金収入)	(—)	(59,983,046)
経 常 費 用	52,021,725	32,043,360
(うち事業外費用)	(29,530,250)	(31,912,416)
(うち協定銀行損失補填金)	(22,412,129)	(—)
特 別 損 失	102	—
当期利益金(△当期損失金)	△ 22,716,041	61,712,805
(利益金又は損失金の処理)		
翌事業年度に積立金として整理	—	61,712,805
翌事業年度に積立金を減額整理	22,716,041	—
(積 立 金)	169,905,208	108,192,403)

3 借 入 金 等

区 分	16事業年度末 千円	(15事業年度末) 千円
借 入 金 残 高	983,900,000	1,273,100,000
(市 中 金 融 機 関)		
預金保険機構債券発行残高	5,540,000,000	6,660,000,000

(金融機関等経営基盤強化勘定)

この勘定は、組織再編成金融機関等の優先株式等の引受け等(資本増強)を行う協定銀行に対する資金の貸付け等に関する経理を行うものである。

1 収入支出決算

区 分	16事業年度 千円	(15事業年度) 千円
(収 入)		
収入決定済額	12,121,988	6,100,000
(支 出)		
支出予算現額	12,186,318	1,334,068,288
支出決定済額	12,124,311	6,042,403
不 用 額	62,006	1,328,025,884

2 損 益		
区 分	16事業年度 千円	(15事業年度) 千円
経 常 収 益 (うち協定銀行納付金収入)	121,174 (118,704)	1,777 (—)
経 常 費 用 (うち一般管理費)	23,116 (20,895)	44,151 (42,344)
当期利益金(△当期損失金)	98,058	△ 42,374
(利益金又は損失金の処理)		
翌事業年度に繰越欠損金として整理	—	42,374
翌事業年度に繰越欠損金の補てんに充当	42,374	—
翌事業年度に積立金として整理	55,683	—
(繰越欠損金)	42,374	—)
3 借 入 金		
区 分	16事業年度末 千円	(15事業年度末) 千円
借 入 金 残 高 (市中金融機関)	6,000,000	6,100,000

なお、金融機関等経営基盤強化勘定については、金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法(平成14年法律第190号)附則第5条の規定により、16年度末をもって廃止され、廃止の際に同勘定に属する資産及び負債を金融機能強化勘定に帰属させた。

(産業再生勘定)

[この勘定は、株式会社産業再生機構に対する出資等に関する経理を行うものである。]

1 収入支出決算

区 分	16事業年度 千円	(15事業年度) 千円
(収 入)		
収入決定済額	0	50,135,968
(支 出)		
支出予算現額	5,981	101,147,110
支出決定済額	4,604	50,110,715
不 用 額	1,376	51,036,394

2 損 益

区 分	16事業年度 千円	(15事業年度) 千円
経 常 収 益 (事業外収益)	0	348,968
経 常 費 用 (一般管理費)	4,604	353,715
当期損失金	4,604	4,746
(損失金の処理)		
翌事業年度に繰越欠損金として整理	4,604	4,746
(繰越欠損金)	4,746	—)

(金融機能強化勘定)

[この勘定は、金融機関等又は組織再編成金融機関等の株式等の引受け等(資本増強)を行う協定銀行に対する資金の貸付け等に関する経理を行うものである。]

1 収入支出決算

区 分	16事業年度 千円
(収 入)	
収入決定済額	—
(支 出)	
支出予算現額	2,668,090,637
支出決定済額	—
不 用 額	2,668,090,637

不用額の主なものは、協定銀行貸付金(支出予算現額 1兆 9983 億円)の 1兆 9983 億円及び借入返済金(同 6667 億円)の 6667 億円である。

損益、借入金等及び主な業務実績については、該当はない。

なお、この機構について検査した結果、「第4章 国会からの検査要請事項及び特定検査対象に関する検査状況」に「株式会社日本長期信用銀行及び株式会社日本債券信用銀行に係る特別公的管理の終了に伴い実施された措置及び預金保険機構の財務の状況について」(628 ページ参照)を掲記した。

(8) 年金資金運用基金

この基金は、厚生労働大臣から寄託された資金の管理及び運用を行うとともに、その収益を国庫に納付することにより、厚生年金保険事業及び国民年金事業の運営の安定に資することを目的として設置されているものである。その資本金は 16 事業年度末現在で 1兆 0314 億 3374 万余円(全額国の出資)となっている。

同基金の会計は、厚生年金、国民年金、総合、承継資金運用及び承継一般の 5 勘定に区分して経理されており、その勘定別の 16 事業年度の収入支出決算、損益、寄託金等及び主な業務実績は次のとおりである。

(厚生年金勘定)

〔 この勘定は、厚生保険特別会計の年金勘定に係る積立金から寄託された資金の管理業務に関する経理を行うものである。 〕

1 収入支出決算

区 分	16事業年度 千円	(15事業年度) 千円
(収 入)		
収入決定済額	17,296,629,309	17,952,711,646
(支 出)		
支出予算現額	16,963,592,991	18,541,919,888
支出決定済額	16,829,724,248	17,529,290,843
不 用 額	133,868,743	1,012,629,044

不用額はすべて厚生保険特別会計納付金(支出予算現額 1338 億 6874 万余円)の分である。

2 損 益

区 分	16事業年度 千円	(15事業年度) 千円
総合勘定分配金収入	917,412,030	450,506,969
当期利益金	917,412,030	450,506,969
(利益金の処理)		
翌事業年度に準備金として整理	165,188,438	450,506,969
翌事業年度に国庫へ納付	752,223,591	—

3 寄 託 金 等

区 分	16事業年度末 千円	(15事業年度末) 千円
運用寄託金残高 (厚生年金保険の積立金)	66,573,702,034	50,194,484,755
準備金残高	500,548,581	50,041,611

(国民年金勘定)

〔 この勘定は、国民年金特別会計の国民年金勘定に係る積立金から寄託された資金の管理業務に関する経理を行うものである。 〕

1 収入支出決算

区 分	16事業年度 千円	(15事業年度) 千円
(収 入)		
収入決定済額	1,182,832,841	1,455,916,088
(支 出)		
支出予算現額	1,271,038,421	1,434,452,686
支出決定済額	1,143,400,206	1,425,694,394
不 用 額	127,638,214	8,758,292

不用額は、総合勘定へ繰入(支出予算現額 1 兆 2611 億 7117 万円)の 1177 億 7096 万余円及び国民年金特別会計納付金(同 98 億 6725 万余円)の 98 億 6725 万余円である。

2 損 益

区 分	16事業年度 千円	(15事業年度) 千円
総合勘定分配金収入	72,092,223	32,659,588
当期利益金	72,092,223	32,659,588
(利益金の処理)		
翌事業年度に準備金として整理	12,097,280	32,659,588
翌事業年度に国庫へ納付	59,994,942	—

3 寄託金等

区 分	16事業年度末 千円	(15事業年度末) 千円
運用寄託金残高 (国民年金の積立金)	5,119,912,513	4,009,171,895
準備金残高	39,101,844	6,442,255

(総合勘定)

この勘定は、厚生年金勘定、国民年金勘定及び承継資金運用勘定から受け入れた資金の管理及び運用業務に関する経理を行うものである。

1 収入支出決算

区 分	16事業年度 千円	(15事業年度) 千円
(収 入)		
収入決定済額	22,515,529,321	23,290,695,175
(支 出)		
支出予算現額	22,739,577,019	24,728,561,790
支出決定済額	22,582,477,403	23,332,876,094
不 用 額	157,099,615	1,395,685,695

不用額の主なものは、厚生年金勘定へ繰入(支出予算現額 1338 億 6874 万余円)の 1338 億 6874 万余円、運用諸費(同 366 億 7252 万余円)の 131 億 8427 万余円及び国民年金勘定へ繰入(同 98 億 6725 万余円)の 98 億 6725 万余円である。

2 損 益

区 分	16事業年度 千円	(15事業年度) 千円
経常収益	1,236,135,705	683,104,285
(うち運用収入)	(1,234,587,463)	(681,651,127)
経常費用	25,008,737	21,203,291
(うち運用諸費)	(23,488,250)	(19,598,713)
特別損失	59	5,776
繰入前利益	1,211,126,908	662,074,942
(うち厚生年金勘定分配金繰入)	(917,412,030)	(450,506,969)
(うち国民年金勘定分配金繰入)	(72,092,223)	(32,659,588)
(うち承継資金運用勘定分配金繰入)	(221,622,655)	(178,908,383)

(承継資金運用勘定)

この勘定は、旧年金福祉事業団が、厚生年金保険事業及び国民年金事業の財政基盤の強化に資するなどのため政府から調達した資金の管理及び運用業務に関する経理を行うものである。

1 収入支出決算

区 分	16事業年度 千円	(15事業年度) 千円
(収 入)		
収入決定済額	3,415,963,968	3,850,876,823
(支 出)		
支出予算現額	3,426,180,829	3,956,832,255
支出決定済額	3,373,249,696	3,694,619,498
不 用 額	52,931,132	262,212,756

不用額の主なものは総合勘定へ繰入(支出予算現額 2318 億 4280 万余円)の 529 億 3113 万余円である。

2 損 益

区 分	16事業年度 千円	(15事業年度) 千円
経 常 収 益	3,292	3,007
(事業外収益)	(3,292)	(3,007)
総合勘定分配金収入	221,622,655	178,908,383
経 常 費 用	347,621,799	441,713,917
(うち借入金利息)	(347,621,799)	(441,713,917)
当 期 損 失 金	125,995,851	262,802,526
(損失金の処理)		
翌事業年度に繰越欠損金として整理	125,995,851	262,802,526
(繰越欠損金)	3,382,060,764	3,119,258,238)

3 借 入 金

区 分	16事業年度末 千円	(15事業年度末) 千円
借入金残高	14,844,750,000	17,675,800,000
(財政融資資金)		

(承継一般勘定)

この勘定は、保養基地施設の運営又は保養基地資産の管理、旧年金福祉事業団が行った融資に係る債権の管理及び回収、厚生年金保険及び国民年金の被保険者のための住宅資金の融資等の業務に関する経理を行うものである。

1 収入支出決算

区 分	16事業年度 千円	(15事業年度) 千円
(収 入)		
収入決定済額	930,169,775	1,394,907,033
(支 出)		
支出予算現額	947,340,493	1,070,641,145
支出決定済額	935,427,858	1,009,623,609
不 用 額	11,912,634	61,017,535

不用額の主なものは貸付金(支出予算現額 215 億円)の 100 億 9370 万円である。

2 損 益

区 分	16事業年度 千円	(15事業年度) 千円
経 常 収 益	226,553,386	261,284,559
(うち貸付金利息)	(170,865,224)	(202,205,652)
経 常 費 用	318,564,914	353,073,284
(うち借入金利息)	(302,373,896)	(335,914,651)
特 別 利 益	8,482	—

区 分	16事業年度 千円	(15事業年度) 千円
特 別 損 失	46,301,584	8,912,479
当 期 損 失 金	138,304,630	100,701,204
(損失金の処理)		
翌事業年度に繰越欠損金として整理	138,304,630	100,701,204
(繰越欠損金)	309,490,365	208,789,160)

なお、特別損失の主なものとは基地売却損の460億4022万余円である。

3 借入金

区 分	16事業年度末 千円	(15事業年度末) 千円
借入金残高 (財政融資資金)	5,951,936,554	6,564,042,296

4 主な業務実績

区 分	16事業年度	(15事業年度)
(貸付事業)		
貸付件数	1,344件	2,224件
貸付金額	11,406,300千円	20,839,500千円
貸付回収等 (うち繰上償還)	704,196,477千円 (519,816,174千円)	1,130,738,319千円 (933,399,808千円)
(うち貸付金償却)	(1,859,098千円)	(142,132千円)
事業年度末貸付金残高	806,100件 4,361,567,888千円	908,944件 5,054,358,066千円

上記のうち民間金融機関のリスク管理債権の開示基準を参考に基金において開示している債権

破綻先債権	17,810,090千円	22,309,746千円
延滞債権	31,568,198千円	40,474,451千円
3カ月以上延滞債権	11,585,893千円	12,680,477千円
貸出条件緩和債権	12,625,770千円	14,761,332千円
計	73,589,953千円	90,226,008千円
貸倒引当金	4,187,105千円	4,650,009千円
(注) (貸倒引当金計上率)	(0.9/1000)	(0.9/1000)
(注) 貸倒引当金に計上できる金額は、当該事業年度末における貸付金残高に1/1000を乗じて得た金額の範囲内とされている。		

(施設事業)

運 営	6基地	7基地
-----	-----	-----

(9) 日本郵政公社

この公社は、独立採算制の下、信書及び小包の送達の役務、簡易で確実な貯蓄、送金及び債権債務の決済の手段並びに簡易に利用できる生命保険を提供する業務、当該業務を行うための施設その他の経営資源を活用して行う国民生活の安定向上及び国民経済の健全な発展に資する業務等を総合的かつ効率的に行うことを目的として設置されているものである。その資本金は平成16事業年度末現在で1兆2688億0787万余円(全額国の出資)となっている。

同公社の16事業年度の貸借対照表及び損益計算書並びに郵便業務、郵便貯金業務及び簡易生命保険業務別の貸借対照表、損益計算書、郵便貯金資金の運用資産、簡易生命保険資金の運用資産及び主な業務実績は次のとおりである。

1 貸借対照表

区 分	16事業年度末 千円	(15事業年度末) 千円
資 産	387,872,267,517	404,191,698,545
(うち有価証券)	(217,277,532,194)	(190,831,254,941)
(うち預託金)	(117,611,900,000)	(156,095,400,000)

区 分	16事業年度末 千円	(15事業年度末) 千円
負債 (うち郵便貯金) (うち保険契約準備金)	381,732,973,512 (210,908,618,973) (118,689,934,610)	399,584,152,406 (220,049,821,562) (119,735,410,994)
資本 (うち資本金) (うち利益剰余金)	6,139,294,005 (1,268,807,877) (3,539,735,503)	4,607,546,138 (1,268,807,877) (2,301,841,996)

2 損益計算書

区 分	16事業年度 千円	(15事業年度) 千円
経常収益 (うち簡易生命保険業務収益)	20,633,322,881 (14,647,687,510)	24,602,332,537 (16,811,565,621)
経常費用 (うち業務費)	18,750,257,204 (16,000,666,832)	22,053,497,266 (19,302,934,697)
経常利益	1,883,065,676	2,548,835,270
特別利益	30,991,390	24,882,879
特別損失	548,810,580	106,090,913
契約者配当準備金繰入額	127,352,979	165,785,239
当期純利益	1,237,893,506	2,301,841,996
当期末処分利益 (利益の処分)	1,237,893,506	2,301,841,996
積立金	1,237,893,506	2,301,841,996

なお、特別利益の主なものは前期損益修正益の246億4531万余円であり、特別損失の主なものは、価格変動準備金繰入額の5213億3740万余円及び動産不動産処分損の233億9779万余円である。

(郵便業務)

1 貸借対照表

区 分	16事業年度末 千円	(15事業年度末) 千円
資産 (うち建物)	2,230,393,511 (981,748,340)	2,284,284,050 (970,384,246)
負債 (うち退職給付引当金)	2,753,949,654 (1,531,935,535)	2,836,177,462 (1,552,718,681)
資本 (うち利益剰余金)	△ 523,556,142 (54,663,888)	△ 551,893,411 (26,326,620)

2 損益計算書

区 分	16事業年度 千円	(15事業年度) 千円
営業収益	1,924,851,820	1,966,693,240
営業原価	1,794,185,999	1,813,662,858
営業総利益	130,665,821	153,030,381
販売費及び一般管理費	99,893,118	92,524,273
営業利益	30,772,702	60,506,107
営業外収益	8,133,021	5,560,898
営業外費用	12,703,303	20,557,388
経常利益	26,202,420	45,509,617
特別利益	6,867,855	4,366,509
特別損失	4,733,008	23,549,507
当期純利益	28,337,268	26,326,620

3 主な業務実績

区 分	16事業年度	(15事業年度)
普通通常郵便物取扱数	22,955,853千通	24,261,045千通
特殊通常郵便物取扱数	537,644千通	543,407千通
小包郵便物取扱数	1,429,748千個	698,009千個

(郵便貯金業務)

1 貸借対照表

区分	16事業年度末 千円	(15事業年度末) 千円
資産 (うち預託金)	264,864,987,774	280,553,007,201
(うち国債)	(117,611,900,000)	(156,095,400,000)
負債 (うち定額郵便貯金)	259,592,792,775	276,886,695,652
(うち利益剰余金)	(143,207,250,096)	(152,859,863,195)
資産 (うち利益剰余金)	5,272,194,998	3,666,311,548
(うち利益剰余金)	(3,485,071,614)	(2,275,515,376)

2 損益計算書

区分	16事業年度 千円	(15事業年度) 千円
経常収益 (うち預託金利息)	4,098,979,490	5,871,450,772
(うち預託金利息)	(2,821,886,479)	(3,712,512,327)
経常費用 (うち借入金利息)	2,875,423,760	3,600,665,786
(うち借入金利息)	(989,024,765)	(1,197,546,113)
経常利益	1,223,555,730	2,270,784,985
特別利益	1,232,026	14,027,845
特別損失	15,231,518	9,297,455
当期純利益	1,209,556,238	2,275,515,376

3 郵便貯金資金の運用資産

区分	16事業年度末 千円	(15事業年度末) 千円
郵便貯金資金現在額	210,656,359,422	224,035,070,876

4 主な業務実績

区分	16事業年度末 千円	(15事業年度末) 千円
郵便貯金現在高	214,148,998,773	227,382,026,162

(簡易生命保険業務)

1 貸借対照表

区分	16事業年度末 千円	(15事業年度末) 千円
資産 (うち国債)	121,268,853,693	121,911,996,406
(うち国債)	(57,529,245,039)	(51,402,553,947)
負債 (うち責任準備金)	119,878,198,544	120,418,868,405
(うち責任準備金)	(114,281,325,905)	(114,877,945,185)
資産	1,390,655,149	1,493,128,001

2 損益計算書

区分	16事業年度 千円	(15事業年度) 千円
経常収益 (うち保険料収入)	14,665,085,914	16,857,789,956
(うち保険料収入)	(11,666,599,403)	(12,291,569,907)
経常費用 (うち保険金等支払金)	14,031,778,388	16,625,249,289
(うち保険金等支払金)	(13,358,136,631)	(15,867,720,651)
経常利益	633,307,525	232,540,667
特別利益	29,894,962	8,864,272
特別損失	535,849,508	75,619,699
契約者配当準備金繰入額	127,352,979	165,785,239

なお、特別利益の主なものは前期損益修正益の252億8847万余円であり、特別損失の主なものは、価格変動準備金繰入額の5213億3740万余円及び不動産動産等処分損108億5947万余円である。

3 簡易生命保険資金の運用資産

区分	16事業年度末 千円	(15事業年度末) 千円
簡易生命保険資金現在額	117,963,933,947	118,074,214,207

4 主な業務実績

区 分		16事業年度	(15事業年度)
(保 険)			
簡易生命保険契約の年度未保有契約	件 数	65,401千件	68,502千件
	保 険 金 額	178,463,824,174千円	185,278,354,415千円
同 新 規 契 約	件 数	3,499千件	3,874千件
	保 険 金 額	9,914,556,652千円	11,008,164,431千円
(年 金 保 険)			
簡易生命保険契約の年度未保有契約	件 数	7,241千件	7,313千件
	年 金 額	2,583,041,087千円	2,563,742,071千円
同 新 規 契 約	件 数	386千件	404千件
	年 金 額	154,792,123千円	160,693,152千円

なお、この会社について検査した結果、「第3章 個別の検査結果」に「販売終了が予定されていたゆうパック包装用品の調達に当たり、郵便局等に販売期間分に相当する在庫があるのに、これを考慮しなかったため購入数量が過大となっているもの」(434 ページ参照)、「職員の不正行為による損害が生じたもの」(436 ページ参照)、「郵便局で使用するオートバイ等の郵便用車両について、集配業務の作業の実態に応じて適切に配備するとともに効率的に運用するよう改善させたもの」(441 ページ参照)及び「第4章 国会からの検査要請事項及び特定検査対象に関する検査状況」に「郵便局における資金の保有及び受払いの状況について」(865 ページ参照)を掲記した。

(10) 成田国際空港株式会社

この会社は、成田国際空港の設置及び管理を効率的に行うことなどにより、航空輸送の利用者の利便の向上を図り、もって航空の総合的な発達に資するとともに、我が国の産業、観光等の国際競争力の強化に寄与することを目的として設立されているものである。その資本金は16 営業年度末現在で1000 億円(全額国の出資)となっている。

なお、同会社は、16年4月1日、成田国際空港株式会社法(平成15年法律第124号)附則第12条の規定により解散した新東京国際空港公団^(注)の一切の権利及び義務を承継して設立されたものである。

同会社の16 営業年度の貸借対照表、損益計算書及び業務実績の概要は次のとおりである。

(注) 新東京国際空港公団の16年3月31日現在における貸借対照表上の資産は9580億4838万余円、負債は6581億8057万余円及び資本は2998億6780万余円である。

1 貸借対照表

区 分	16営業年度末 千円
資 産	960,306,898
(うち建物)	(322,136,797)
(うち土地)	(261,762,721)
負 債	781,945,357
(うち社債)	(436,162,000)
(うち長期借入金)	(246,211,800)
(空港整備特別会計等)	
資 本	178,361,540
(うち資本金)	(100,000,000)
(うち資本準備金)	(52,000,000)

2 損益計算書

区 分	16営業年度 千円
経 常 収 益	163,229,853
(うち空港使用料収入)	(62,093,650)
経 常 費 用	134,185,013
(うち営業原価)	(102,408,409)
経 常 利 益	29,044,840

	区 分	16営業年度 千円
	特 別 利 益	1,155,508
	特 別 損 失	15,674,643
	法人税、住民税及び事業 税	11,707,137
	法 人 税 等 調 整 額	△ 4,416,267
	当 期 純 利 益	7,234,836
	民営化に伴う税効果調整 額	19,126,704
	当 期 未 処 分 利 益 (利 益 の 処 分)	26,361,540
	別 途 積 立 金	26,361,540
3	業 務 実 績	
	区 分	16営業年度
	空港の供用 航空機発着回数	186,633回
	航空旅客数	31,773,736人
	航空貨物取扱数量	2,297,555 t
	航空燃料供給量	5,890,205 <i>kl</i>

[3] 独立行政法人及び国立大学法人の決算

国が資本金の2分の1以上を出資している独立行政法人及び国立大学法人のうち、独立行政法人26及び国立大学法人4の平成16年度決算についてみると、次のとおりである。

(独立行政法人)

(1) 独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構

この独立行政法人は、農業に関する技術上の試験及び研究等を行うことにより、農業に関する技術の向上に寄与するとともに、民間において行われる生物系特定産業技術に関する試験及び研究に必要な資金の出資及び貸付け等を行うことにより、生物系特定産業技術の高度化に資するほか、農業機械化の促進に資するための農機具の改良に関する試験及び研究等の業務を行うことを目的として設置されているものである。その資本金は16事業年度末現在で2915億5317万余円(うち国の出資2873億5199万余円)となっている。

同法人の会計は、農業技術研究業務、民間研究促進業務、基礎的研究業務及び農業機械化促進業務の4勘定に区分して経理されており、その勘定別の16事業年度の貸借対照表、損益計算書及び主な業務実績は次のとおりである。

(注1) 同法人の民間研究促進業務勘定、基礎的研究業務勘定及び農業機械化促進業務勘定の15事業年度は、15年10月1日から16年3月31日までである。

(農業技術研究業務勘定)

この勘定は、農業に関する多様な専門的知識を活用して行う技術上の総合的な試験研究等の業務に関する経理を行うものである。

1 貸借対照表

区 分	16事業年度末 千円	(15事業年度末) 千円
資 産	260,320,256	266,694,059
(うち建物)	(62,067,861)	(63,949,374)
(うち土地)	(168,523,587)	(168,522,160)
負 債	14,099,821	25,669,192
(うち運営費交付金債務)	(615,588)	(1,687,296)
(うち未払金)	(3,439,465)	(9,581,457)
(うち資産見返負債)	(8,980,273)	(9,338,016)
資 本	246,220,434	241,024,866
(うち資本金)	(238,502,758)	(238,502,758)
(うち資本剰余金)	(2,911,962)	(△ 2,201,738)
(うち利益剰余金)	(4,805,712)	(4,723,846)

(注2) 損益外減価償却累計額△12,068,767千円及び損益外固定資産除売却差額△1,015,027千円が含まれている。

2 損益計算書

区 分	16事業年度 千円	(15事業年度) 千円
経 常 費 用	42,940,242	41,803,526
(うち研究業務費)	(36,958,220)	(35,277,040)
経 常 収 益	43,124,956	42,349,863
(うち運営費交付金収益)	(34,924,829)	(34,844,360)
(うち受託収入)	(5,415,783)	(5,092,979)
経 常 利 益	184,713	546,337
臨 時 損 失	182,609	100,863
臨 時 利 益	174,127	32,104
当 期 純 利 益	96,679	441,874
当 期 総 利 益	96,679	441,874

区 分	16事業年度 千円	(15事業年度) 千円
(利益の処分)		
(当期末処分利益)		
当期総利益	96,679	441,874
(利益処分額)		
積立金	96,679	437,992
独立行政法人通則法第44 条第3項により主務大臣 の承認を受けた額		
研究用機器整備積立金	—	3,881
3 主な業務実績		
農業技術開発の予測と評価手法の開発研究		
多様な専門分野を融合した総合的な研究		
(民間研究促進業務勘定)		
この勘定は、民間において行われる生物系特定産業技術に関する試験研究の促進等の業務に関する経理を行うものである。		
1 貸借対照表		
区 分	16事業年度末 千円	(15事業年度末) 千円
資 産	12,550,566	13,740,376
(うち投資有価証券)	(8,491,123)	(8,494,188)
(うち長期貸付金)	(1,027,202)	(1,492,725)
負 債	2,289,214	3,008,752
(うち一年以内返済予定)	(583,600)	(721,600)
(長期借入金)		
(うち長期借入金)	(1,681,900)	(2,265,500)
資 本	10,261,352	10,731,623
(うち資本金)	(36,244,930)	(36,244,930)
(うち資本剰余金)	(817,080)	(817,080)
(うち繰越欠損金)	(26,800,658)	(26,330,386)
2 損益計算書		
区 分	16事業年度 千円	(15事業年度) 千円
経常費用	316,067	192,684
(うち一般管理費)	(122,987)	(61,051)
経常収益	365,371	202,186
(うち出融資事業収入)	(91,892)	(67,018)
(うち財務収益)	(252,102)	(125,954)
経常利益	49,304	9,501
臨時損失	529,119	466,772
臨時利益	9,741	16,383
当期純損失	470,271	441,016
当期総損失	470,271	441,016
(損失の処理)		
(当期末処理損失)		
当期総損失	470,271	441,016
前期繰越欠損金	26,330,386	—
(損失処理額)		
次期繰越欠損金	26,800,658	441,016
3 主な業務実績		
区 分	16事業年度	(15事業年度)
(出資事業)		
件数	4件	5件
出資実績額	380百万円	192百万円

(基礎的研究業務勘定)

この勘定は、生物系特定産業技術に関する基礎的な試験研究の他への委託等の業務に関する経理を行うものである。

1 貸借対照表

区 分	16事業年度末 千円	(15事業年度末) 千円
資 産	2,260,688	1,838,050
(うち現金及び預金)	(238,405)	(245,131)
(うち工具器具備品)	(1,732,591)	(1,341,365)
負 債	1,591,535	611,666
(うち運営費交付金債務)	(64,561)	(24,710)
(うち資産見返負債)	(1,203,378)	(236,433)
(うちUR対策事業運用 利益金等負債)	(289,505)	(301,569)
資 本	669,153	1,226,384
(うち資本金)	(1,506,791)	(1,506,791)
(うち資本剰余金)	(注3)	
(うち利益剰余金)	(△ 838,071)	(△ 280,412)
	(432)	(4)

(注3) 損益外減価償却累計額△824,901千円及び損益外固定資産除売却差額△13,169千円が含まれている。

2 損益計算書

区 分	16事業年度 千円	(15事業年度) 千円
経 常 費 用	5,544,203	2,860,493
(うち業務費)	(5,429,543)	(2,803,859)
経 常 収 益	5,533,180	2,853,118
(うち運営費交付金収益)	(5,390,416)	(2,842,030)
(うち資産見返負債戻入)	(139,764)	(10,557)
経 常 損 失	11,023	7,375
臨 時 利 益	12,063	7,655
当 期 純 利 益	428	4
当 期 総 利 益	428	4
(利益の処分)		
(当期末処分利益)		
当 期 総 利 益	428	4
(利益処分額)		
積 立 金	428	4

3 主な業務実績

新技術・新分野創出のための基礎研究推進事業

生物系産業創出のための異分野融合研究支援事業

(農業機械化促進業務勘定)

この勘定は、農業機械化の促進に資するための農機具の改良に関する試験研究等の業務に関する経理を行うものである。

1 貸借対照表

区 分	16事業年度末 千円	(15事業年度末) 千円
資 産	15,283,853	15,446,875
(うち建物)	(2,174,152)	(2,226,637)
(うち土地)	(10,161,500)	(10,161,500)
負 債	370,191	269,231
(うち運営費交付金債務)	(87,999)	(63,036)
(うち未払金)	(117,476)	(150,274)
(うち資産見返負債)	(139,676)	(32,970)
資 本	14,913,661	15,177,644
(うち資本金)	(15,298,698)	(15,298,698)
(うち資本剰余金)	(注4)	
(うち利益剰余金)	(△ 402,455)	(△ 102,548)
(うち繰越欠損金)	(17,418)	(—)
	(—)	(18,506)

(注4) 損益外減価償却累計額△639,722千円及び損益外固定資産除売却差額△16,405千円が含まれている。

2 損益計算書

区 分	16事業年度 千円	(15事業年度) 千円
経常費用 (うち研究業務費)	1,996,034 (1,507,932)	1,016,902 (819,611)
経常収益 (うち運営費交付金収益) (うち事業収益)	2,036,168 (1,853,650) (128,581)	1,004,375 (941,021) (38,645)
経常利益(△経常損失)	40,134	△ 12,526
臨時損失	28,465	4,743
臨時利益	28,465	903
当期純利益(△当期純損失)	35,924	△ 18,506
当期総利益(△当期総損失)	35,924	△ 18,506
(利益の処分又は損失の処理)		
(当期末処分利益又は当期末処理損失)		
当期総利益(△当期総損失)	35,924	△ 18,506
前期繰越欠損金	18,506	—
(利益処分額又は損失処理額)		
積立金	17,418	—
次期繰越欠損金	—	18,506

3 主な業務実績

農業機械・装置等の開発及び高度化

農業機械の検査、鑑定等

なお、この法人について検査した結果、「第3章 個別の検査結果」に「研究用機器の購入契約に当たり、公正性及び競争性の確保を図るため、競争に付するなど契約事務を適切に実施するよう改善させたもの」(444 ページ参照)を掲記した。

(2) 独立行政法人農業生物資源研究所

この独立行政法人は、生物資源の農業上の開発及び利用に関する技術上の基礎的な調査及び研究、昆虫その他の無脊椎動物の農業上の利用に関する技術上の試験及び研究等を行うことにより、生物の農業上の利用に関する技術の向上に寄与することを目的として設置されているものである。その資本金は16事業年度末現在で403億1906万余円(全額国の出資)となっている。

同法人の16事業年度の貸借対照表、損益計算書及び主な業務実績は次のとおりである。

1 貸借対照表

区 分	16事業年度末 千円	(15事業年度末) 千円
資 産	44,721,561	45,189,129
(うち建物)	(14,052,221)	(14,233,035)
(うち土地)	(23,780,216)	(23,780,216)
負 債	3,583,061	7,415,359
(うち運営費交付金債務)	(191,497)	(120,020)
(うち未払金)	(514,776)	(371,293)
(うち資産見返負債)	(2,162,471)	(2,225,574)
資 本	41,138,499	37,773,770
(うち資本金)	(40,319,066)	(40,319,066)
(うち資本剰余金)	(△ 669,513)	(△ 4,128,876)
(うち利益剰余金)	(1,488,947)	(1,583,580)

(注) 損益外減価償却累計額△5,233,145千円が含まれている。

2 損益計算書

区 分	16事業年度 千円	(15事業年度) 千円
経常費用 (うち研究業務費)	12,375,711 (11,143,464)	12,777,542 (11,479,881)

区 分	16事業年度 千円	(15事業年度) 千円
経常収益 (うち運営費交付金収益)	12,385,683	12,680,333
(うち受託収入)	(7,222,165)	(7,203,028)
	(4,357,981)	(4,711,190)
経常利益(△経常損失)	9,972	△ 97,208
臨時損失	110,879	3,358
臨時利益	6,273	4,586
当期純損失	94,633	95,980
当期総損失	94,633	95,980
(損失の処理)		
(当期末処理損失)		
当期総損失	94,633	95,980
(損失処理額)		
積立金取崩額	94,633	95,980

3 主な業務実績

区 分	16事業年度 千円	(15事業年度) 千円
基盤研究部門のうちの植物関係研究及び植物生命科学研究部門	6,201,479	6,975,313
基盤研究部門のうちの昆虫関係研究及び昆虫・動物生命科学研究部門のうちの昆虫関係研究	2,661,916	2,551,790
基盤研究部門のうちの動物関係研究及び昆虫・動物生命科学研究部門のうちの動物関係研究	1,000,993	1,028,683

なお、この法人について検査した結果、「第3章 個別の検査結果」に「埋設温水管改修工事の実施に当たり、監督が十分でなかったなどのため山留工が施工されていないもの」(448 ページ参照)及び「研究用機器の購入契約に当たり、公正性及び競争性の確保を図るため、競争に付するなど契約事務を適切に実施するよう改善させたもの」(444 ページ参照)を掲記した。

(3) 独立行政法人日本貿易保険

この独立行政法人は、対外取引において生ずる通常の保険によって救済することができない危険を保険する事業を効率的かつ効果的に行うことを目的として設置されているものである。その資本金は16事業年度末現在で1043億5232万余円(全額国の出資)となっている。

同法人の16事業年度の貸借対照表、損益計算書及び主な業務実績は次のとおりである。

1 貸借対照表

区 分	16事業年度末 千円	(15事業年度末) 千円
資 産	241,291,835	217,308,678
(うち保険代位債権等)	(331,573,431)	(345,997,124)
(うち未収収益)	(135,859,267)	(125,479,329)
(うち貸倒引当金)	(△ 363,947,395)	(△ 361,146,958)
負 債	42,383,571	33,596,431
(うち責任準備金)	(10,040,867)	(8,061,092)
(うち再保険借)	(11,680,510)	(9,800,293)
資 本	198,908,264	183,712,246
(うち資本金)	(104,352,324)	(104,352,324)
(うち資本剰余金)	(45,386,459)	(35,682,653)
(うち利益剰余金)	(49,169,480)	(43,677,269)

(注) 貸倒引当金は、保険代位債権等のうち債務繰延に関する非常事故債権及び未収収益から保険金の支払を受けた輸出者等に支払う利息を控除した残額に引当率を乗じた額の合計額である。

2 損益計算書

区 分	16事業年度 千円	(15事業年度) 千円
経常収益 (うち正味収入保険料)	9,346,243 (8,571,354)	9,436,119 (9,253,038)
経常費用 (うち事業費及び一般管 理費)	7,027,185 (4,897,298)	8,505,486 (4,704,712)
経常利益	2,319,057	930,633
特別利益	16,375,360	31,690,714
特別損失	13,202,206	14,578,663
当期総利益	5,492,211	18,042,684
(利益の処分)		
(当期末処分利益)		
当期総利益	5,492,211	18,042,684
(利益処分額)		
積立金	5,492,211	18,042,684

なお、特別利益の主なものとは国から出資を受けた債権に係る利息収入 158 億 8914 万余円である。また、特別損失の主なものとは国から出資を受けた債権等に関する貸倒引当金繰入額 112 億 1430 万余円である。

3 主な業務実績

区 分	16事業年度	(15事業年度)
保 険 引 受 件 数	241,210件	240,286件
金 額	11,558,831,284千円	11,119,324,616千円
保 険 金 支 払 件 数	206件	300件
金 額	12,903,323千円	23,019,263千円

(4) 独立行政法人産業技術総合研究所

この独立行政法人は、鉱工業の科学技術に関する研究及び開発等の業務を総合的に行うことにより、産業技術の向上及びその成果の普及を図り、もって経済及び産業の発展並びに鉱物資源及びエネルギーの安定的かつ効率的な供給の確保に資することを目的として設置されているものである。その資本金は 16 事業年度末現在で 2860 億 8612 万余円(全額国の出資)となっている。

同法人の 16 事業年度の貸借対照表、損益計算書及び主な業務実績は次のとおりである。

1 貸借対照表

区 分	16事業年度末 千円	(15事業年度末) 千円
資 産	416,065,138	447,326,006
(うち建物)	(165,789,013)	(158,071,669)
(うち土地)	(114,545,614)	(114,545,614)
負 債	42,091,480	153,660,014
(うち運営費交付金債務)	(—)	(2,102,610)
(うち資産見返負債)	(26,970,556)	(34,084,696)
(うち長期無利子借入金)	(—)	(52,662,887)
資 本	373,973,657	293,665,992
(うち資本金)	(286,086,122)	(286,086,122)
(うち資本剰余金)	(71,906,392)	(△ 5,616,762)
(うち利益剰余金)	(15,981,142)	(13,196,632)

(注1) 損益外減価償却累計額△56,542,831 千円が含まれている。

2 損益計算書

区 分	16事業年度 千円	(15事業年度) 千円
経常費用 (うち研究業務費)	98,814,197 (85,007,942)	92,185,574 (79,567,764)
経常収益 (うち運営費交付金収益)	101,449,643 (67,811,551)	94,728,203 (63,859,832)
(うち受託収益)	(22,475,527)	(18,604,936)

区 分	16事業年度 千円	(15事業年度) 千円
経常利益	2,635,445	2,542,628
臨時損失	307,219	378,944
臨時利益	456,284	388,645
当期純利益	2,784,510	2,552,330
当期総利益	2,784,510	2,552,330
(利益の処分)		
(当期未処分利益)		
当期総利益	2,784,510	2,552,330
(利益処分数)		
積立金	(注2) 3,020,548	2,461,146
独立行政法人通則法第44条第3項により主務大臣の承認を受けた額		
研究施設等整備積立金	—	91,183

(注2) 16事業年度の積立金には、「独立行政法人会計基準」(平成15年3月改訂。独立行政法人会計基準研究会。)第92に基づく振替額236,037千円が含まれる。

3 主な業務実績

区 分	16事業年度 千円	(15事業年度) 千円
鉱工業の科学技術に関する研究及び開発	66,526,417	61,333,411
計量の標準の設定、計量器の検定、検査、研究及び開発	7,567,472	7,435,790
地質の調査	5,007,334	5,317,683

(5) 独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構

この独立行政法人は、駐留軍等及び諸機関のために労務に服する者の雇入れ、提供、労務管理、給与及び福利厚生に関する業務を行うことにより、駐留軍等及び諸機関に必要な労働力の確保を図ることを目的として設置されているものである。その資本金は16事業年度末現在で9億7721万余円(全額国の出資)となっている。

同法人の16事業年度の貸借対照表、損益計算書及び主な業務実績は次のとおりである。

1 貸借対照表

区 分	16事業年度末 千円	(15事業年度末) 千円
資 産	2,352,342	1,933,082
(うち建物)	(146,543)	(146,621)
(うち土地)	(842,270)	(842,270)
負 債	833,863	654,568
(うち運営費交付金債務)	(34,235)	(20,038)
(うち未払金)	(196,310)	(236,027)
(うち資産見返負債)	(346,820)	(279,533)
資 本	1,518,479	1,278,514
(うち資本金)	(977,212)	(977,212)
(うち資本剰余金)	(注)	
(うち利益剰余金)	(△41,653)	(△36,379)
	(582,921)	(337,681)

(注) 損益外減価却累計額△38,142千円が含まれている。

2 損益計算書

区 分	16事業年度 千円	(15事業年度) 千円
経常費用	4,648,349	4,765,960
(うち業務費)	(3,826,649)	(3,989,461)
経常収益	4,893,588	4,984,743
(うち運営費交付金収益)	(4,451,036)	(4,581,942)
(うち政府関係受託収入)	(382,815)	(368,448)

区 分	16事業年度 千円	(15事業年度) 千円
経 常 利 益	245,239	218,783
当 期 純 利 益	245,239	218,783
目的積立金取崩額	12,258	—
当 期 総 利 益	257,497	218,783
(利益の処分)		
(当期未処分利益)		
当 期 総 利 益	257,497	218,783
(利益処分額)		
積 立 金	257,497	218,783

3 主な業務実績

区 分	16事業年度	(15事業年度)
駐留軍等労働者数(年度末)	25,041人	25,114人
同 採 用 者 数	2,377人	2,733人

なお、この法人について検査した結果、「第3章 個別の検査結果」に「駐留軍等労働者に対する定期健康診断を委託により実施するに当たり、契約単価の設定を診療報酬点数表によることなく市場価格等を考慮することにより、委託費の節減を図るよう改善させたもの」(450 ページ参照)を掲記した。

(6) 独立行政法人造幣局

この独立行政法人は、貨幣の製造等を行うとともに、貨幣に対する国民の信頼を維持するために必要な情報の提供を行うことなどにより、通貨制度の安定に寄与すること、勲章、褒章、記章及び金属工芸品の製造等並びに貴金属の品位の証明等であって、公共上の見地から必要とされるものを行うことを目的として設置されているものである。その資本金は16事業年度末現在で668億5726万余円(全額国の出資)となっている。

同法人の16事業年度の貸借対照表、損益計算書及び主な業務実績は次のとおりである。

1 貸借対照表

区 分	16事業年度末 千円	(15事業年度末) 千円
資 産	109,513,567	105,270,431
(うち建物)	(17,443,446)	(18,902,188)
(うち土地)	(45,949,694)	(45,949,694)
負 債	34,881,982	34,834,853
(うち退職給付引当金)	(26,234,332)	(27,335,889)
資 本	74,631,585	70,435,578
(うち資本金)	(66,857,260)	(66,857,260)
(うち利益剰余金)	(7,774,325)	(3,578,318)

2 損益計算書

区 分	16事業年度 千円	(15事業年度) 千円
経 常 収 益	35,249,159	30,958,361
(うち売上高)	(35,021,277)	(30,679,354)
経 常 費 用	30,975,138	27,170,153
(うち売上原価)	(23,988,789)	(20,266,933)
経 常 利 益	4,274,021	3,788,208
特 別 利 益	2,401	1,981
特 別 損 失	80,415	211,871
当 期 純 利 益	4,196,006	3,578,318
目的積立金取崩額	17,775	—
当 期 総 利 益	4,213,782	3,578,318
(利益の処分)		
(当期未処分利益)		
当 期 総 利 益	4,213,782	3,578,318

区 分	16事業年度 千円	(15事業年度) 千円
(利益処分額)		
積立金	3,430,819	2,919,942
独立行政法人通則法第44条第3項により主務大臣の承認を受けた額		
研修・研究・施設改善等積立金	782,963	658,376

3 主な業務実績

区 分	16事業年度	(15事業年度)
貨幣の製造	1,218,431千枚	1,390,050千枚
勲章、褒章の製造	31千個	30千個
金属工芸品の製造	69千個	102千個
記念貨幣等の販売	1,461千セット	1,265千セット

(7) 独立行政法人国立印刷局

この独立行政法人は、日本銀行券の製造を行うことなどにより、通貨制度の安定に寄与すること、官報及び法令全書等の刊行物の編集、印刷等を行うことなどにより公共上の見地から行われることが適当な情報の提供を図るとともに、印紙、郵便切手等の公共上の見地から必要な証券及び印刷物の製造を行うことなどによりその確実な提供を図ることを目的として設置されているものである。その資本金は16事業年度末現在で3008億0025万余円(全額国の出資)となっている。

同法人の16事業年度の貸借対照表、損益計算書及び主な業務実績は次のとおりである。

1 貸借対照表

区 分	16事業年度末 千円	(15事業年度末) 千円
資産	432,747,351	430,298,188
(うち建物)	(43,120,078)	(45,437,604)
(うち土地)	(193,446,104)	(193,446,104)
負債	119,437,321	121,452,166
(うち退職給付引当金)	(105,933,878)	(107,340,447)
資本	313,310,029	308,846,022
(うち資本金)	(300,800,250)	(300,800,250)
(うち利益剰余金)	(12,509,778)	(8,045,771)

2 損益計算書

区 分	16事業年度 千円	(15事業年度) 千円
経常収益	92,757,629	93,698,683
(うち売上高)	(86,708,375)	(87,522,513)
経常費用	86,265,618	85,144,363
(うち売上原価)	(70,368,529)	(66,798,355)
経常利益	6,492,010	8,554,319
特別利益	2,903,121	—
特別損失	4,931,125	508,547
当期純利益	4,464,006	8,045,771
当期総利益	4,464,006	8,045,771
(利益の処分)		
(当期未処分利益)		
当期総利益	4,464,006	8,045,771
(利益処分額)		
積立金	4,464,006	8,045,771

3 主な業務実績

区 分	16事業年度	(15事業年度)
日本銀行券の売上	4,080,000千枚	3,400,000千枚
郵便切手の売上	3,339,014千枚	3,233,026千枚
旅券冊子の売上	2,641千部	1,042千部

(8) 独立行政法人農畜産業振興機構

この独立行政法人は、主要な畜産物の価格の安定、主要な野菜の生産及び出荷の安定並びに砂糖の価格調整に必要な業務を行うとともに、畜産業及び野菜農業の振興に資するための事業についてその経費を補助する業務を行うほか、あわせて生糸の輸入に係る調整等に必要な業務を行い、もって農畜産業及びその関連産業の健全な発展並びに国民消費生活の安定に寄与することを目的として設置されているものである。その資本金は16事業年度末現在で359億8991万余円(全額国の出資)となっている。

同法人の会計は、畜産、野菜、砂糖、生糸、補給金等、肉用子牛及び債務保証の7勘定に区分して経理されており、その勘定別の16事業年度の貸借対照表、損益計算書及び主な業務実績は次のとおりである。^(注1)

(注1) 同法人の15事業年度は、15年10月1日から16年3月31日までである。

(畜産勘定)

この勘定は、国内産の指定乳製品及び指定食肉の売買保管業務等並びに国内産牛乳の学校給食用供給事業に対する補助業務及び畜産業振興事業に対する補助業務等に関する経理を行うものである。

1 貸借対照表

区 分	16事業年度末 千円	(15事業年度末) 千円
資 産		
(うち現金及び預金)	158,691,157	152,686,660
(うち投資有価証券)	(121,497,143)	(114,838,489)
	(15,453,273)	(26,980,628)
負 債		
(うち調整資金)	124,420,776	118,422,091
(うち畜産業振興資金)	(58,397,862)	(49,392,273)
	(54,194,817)	(53,982,421)
資 本		
(うち資本金)	34,270,381	34,264,569
(うち利益剰余金)	(29,966,262)	(29,966,262)
	(4,304,118)	(4,298,306)

2 損益計算書

区 分	16事業年度 千円	(15事業年度) 千円
経 常 費 用		
(うち業務経費)	119,665,794	63,550,080
	(98,575,504)	(51,198,738)
経 常 収 益		
(うち運営費交付金収益)	93,128,617	58,409,946
(うち補助金等収益)	(400,943)	(360,643)
	(91,701,888)	(57,628,133)
経 常 損 失	26,537,176	5,140,134
臨 時 損 失	153	557
臨 時 利 益	26,543,142	5,182,377
当 期 純 利 益	5,812	41,685
当 期 総 利 益	5,812	41,685
(利益の処分)		
(当期末処分利益)		
当 期 総 利 益	5,812	41,685
(利益処分額)		
積 立 金	5,812	41,685

3 主な業務実績

区 分	16事業年度	(15事業年度)
畜産業振興事業に対する補助	47事業項目 95,395,355千円	32事業項目 48,591,751千円
学校給食用牛乳供給事業に対する補助に係る供給実績	385,543 <i>kl</i>	396,049 <i>kl</i>

(注2) 15事業年度における学校給食用牛乳供給事業に対する補助に係る供給実績は、15年4月から16年3月までの実績である。

(野菜勘定)

この勘定は、指定野菜生産者補給交付金及び契約指定野菜生産者補給交付金の交付業務等並びに野菜農業振興事業に対する補助業務等に関する経理を行うものである。

1 貸借対照表

区 分	16事業年度末 千円	(15事業年度末) 千円
資 産		
(うち現金及び預金)	99,266,600	100,660,226
(うち投資有価証券)	(9,632,169)	(8,114,235)
(うち投資有価証券)	(82,203,780)	(74,652,890)
負 債		
(うち野菜生産出荷安定資金)	98,854,797	100,248,423
(うち野菜農業振興資金)	(86,385,069)	(86,601,911)
(うち野菜農業振興資金)	(11,504,211)	(12,445,603)
資 本		
(うち資本金)	411,802	411,802
(うち利益剰余金)	(293,139)	(293,139)
(うち利益剰余金)	(118,663)	(118,663)

2 損益計算書

区 分	16事業年度 千円	(15事業年度) 千円
経 常 費 用		
(うち業務経費)	19,624,652	14,064,422
(うち業務経費)	(19,182,672)	(13,835,638)
経 常 収 益		
(うち補助金等収益)	19,617,201	14,061,851
(うち財務収益)	(17,980,247)	(13,286,343)
(うち財務収益)	(1,631,251)	(772,480)
経 常 損 失	7,451	2,571
臨 時 損 失	—	1,060
臨 時 利 益	7,451	3,631
当 期 純 利 益	—	—
当 期 総 利 益	—	—

3 主な業務実績

区 分	16事業年度 千円	(15事業年度) 千円
指定野菜生産者補給交付金の交付	15,899,186千円	10,660,792千円
野菜農業振興事業に対する補助	2事業項目 1,648,738千円	2事業項目 2,041,787千円

(砂糖勘定)

この勘定は、輸入に係る指定糖及び異性化糖等の売買業務、国内産糖交付金の交付業務及び砂糖生産振興事業に対する補助業務等に関する経理を行うものである。

1 貸借対照表

区 分	16事業年度末 千円	(15事業年度末) 千円
資 産		
(うち現金及び預金)	63,377,967	78,080,609
(うち投資有価証券)	(24,429,222)	(33,953,842)
(うち投資有価証券)	(24,599,298)	(37,274,647)
負 債		
(うち短期借入金)	137,012,985	119,260,556
(うち砂糖生産振興資金)	(54,091,103)	(31,453,336)
(うち砂糖生産振興資金)	(59,845,515)	(71,370,434)
資 本		
(うち繰越欠損金)	△ 73,635,018	△ 41,179,946
(うち繰越欠損金)	(73,635,018)	(41,179,946)

2 損益計算書

区 分	16事業年度 千円	(15事業年度) 千円
経 常 費 用		
(うち業務経費)	111,019,434	79,717,904
(うち業務経費)	(109,992,998)	(79,333,961)
経 常 収 益		
(うち運営費交付金収益)	66,384,641	36,871,326
(うち糖価調整事業収入)	(1,410,205)	(674,886)
(うち糖価調整事業収入)	(56,024,001)	(28,380,011)
経 常 損 失	44,634,792	42,846,577
臨 時 利 益	12,179,721	9,438,789

区 分	16事業年度 千円	(15事業年度) 千円
当期純損失	32,455,071	33,407,788
当期総損失	32,455,071	33,407,788
(損失の処理)		
(当期末処理損失)		
当期総損失	32,455,071	33,407,788
前期繰越欠損金	41,179,946	—
承継欠損金	—	7,772,158
(損失処理額)		
次期繰越欠損金	73,635,018	41,179,946

3 主な業務実績

区 分	16事業年度	(15事業年度)
輸入に係る指定糖の売買	1,317,797 t	631,262 t
異性化糖等の売買	562,613 t	329,881 t
国内産糖の交付金の交付 決定数量	979,320 t	625,831 t

(生糸勘定)

この勘定は、輸入生糸の売買保管業務及び蚕糸業振興事業に対する補助業務等に関する経理を行うものである。

1 貸借対照表

区 分	16事業年度末 千円	(15事業年度末) 千円
資 産	6,159,812	7,325,303
(うち現金及び預金)	(1,105,972)	(1,640,521)
(うち投資有価証券)	(4,249,665)	(4,599,704)
負 債	12,786,610	15,195,618
(うち短期借入金)	(11,758,000)	(13,984,000)
(うち蚕糸業振興資金)	(937,586)	(1,165,073)
資 本	△ 6,626,797	△ 7,870,314
(うち資本金)	(5,030,300)	(5,030,300)
(うち繰越欠損金)	(11,654,666)	(12,899,695)

2 損益計算書

区 分	16事業年度 千円	(15事業年度) 千円
経常費用	2,625,794	968,908
(うち業務経費)	(2,349,835)	(835,957)
経常収益	3,643,287	1,149,067
(うち運営費交付金収益)	(82,587)	(34,627)
(うち在庫生糸売渡収入)	(1,411,306)	(460,346)
経常利益	1,017,492	180,158
臨時損失	—	139,679
臨時利益	227,536	—
当期純利益	1,245,029	40,479
当期総利益	1,245,029	40,479
(損失の処理)		
(当期末処理損失)		
当期総利益	1,245,029	40,479
前期繰越欠損金	12,899,695	—
承継欠損金	—	12,940,175
(損失処理額)		
次期繰越欠損金	11,654,666	12,899,695

3 主な業務実績

区 分	16事業年度	(15事業年度)
輸 入 生 糸	事業年度末 在 庫	13,946俵
輸入申告に係る生糸	買 入 れ	16,133俵
	売 戻 し	16,133俵

(補給金等勘定)

この勘定は、加工原料乳についての生産者補給交付金の交付業務及び輸入乳製品の売買取保業務に関する経理を行うものである。

1 貸借対照表

区 分	16事業年度末 千円	(15事業年度末) 千円
資 産	30,457,814	30,139,970
(うち現金及び預金)	(30,418,446)	(29,637,951)
(うち未収金)	(35,572)	(—)
負 債	3,746,281	3,875,693
(うち未払金)	(3,270,500)	(3,429,660)
(うち退職給付引当金)	(397,724)	(336,531)
資 本	26,711,532	26,264,276
(うち利益剰余金)	(26,711,532)	(26,264,276)

2 損益計算書

区 分	16事業年度 千円	(15事業年度) 千円
経 常 費 用	27,247,298	16,093,057
(うち業務経費)	(26,944,488)	(15,939,815)
経 常 収 益	27,694,554	15,165,513
(うち補助金等収益)	(20,054,641)	(10,285,214)
(うち輸入乳製品売渡収入)	(7,613,207)	(4,871,423)
経常利益(△経常損失)	447,255	△ 927,543
当期純利益(△当期純損失)	447,255	△ 927,543
当期総利益(△当期総損失)	447,255	△ 927,543
(利益の処分又は損失の処理)		
(当期末処分利益又は処理損失)		
当期総利益(△当期総損失)	447,255	△ 927,543
(利益処分額又は損失処理額)		
積 立 金	89,451	—
畜産勘定への繰入額	357,804	—
承継積立金取崩額	—	927,543

3 主な業務実績

区 分	16事業年度	(15事業年度)
生産者補給交付金の交付	対象数量 2,095,650 t 交付金額 22,046,239千円	1,244,588 t 13,366,882千円
輸 入 バ タ ー	買 入 れ 7,764 t 売 渡 し 7,763 t	5,210 t 5,210 t

(肉用子牛勘定)

この勘定は、肉用子牛についての生産者補給交付金及び生産者積立助成金の交付業務に関する経理を行うものである。

1 貸借対照表

区 分	16事業年度末 千円	(15事業年度末) 千円
資 産	650,982	680,004
(うち現金及び預金)	(83,654)	(125,166)
(うち投資有価証券)	(248,609)	(—)
負 債	318,647	353,422
(うち未払金)	(308,034)	(340,228)
(うち運営費交付金債務)	(6,902)	(—)
資 本	332,334	326,581
(うち資本金)	(328,562)	(328,562)
(うち利益剰余金)	(3,771)	(—)
(うち繰越欠損金)	(—)	(1,980)

2 損益計算書

区 分	16事業年度 千円	(15事業年度) 千円
経常費用 (うち業務経費)	20,819,858 (20,714,543)	12,174,353 (12,112,532)
経常収益 (うち運営費交付金収益) (うち業務財源受入)	20,820,689 (174,323) (20,644,538)	12,171,899 (94,955) (12,076,868)
経常利益(△経常損失)	831	△ 2,453
臨時利益	4,920	472
当期純利益(△当期純損失)	5,752	△ 1,980
当期総利益(△当期総損失)	5,752	△ 1,980
(利益の処分又は損失の処理) (当期未処分利益又は処理損失)		
当期総利益(△当期総損失)	5,752	△ 1,980
前期繰越欠損金	1,980	—
(利益処分額又は損失処理額)		
積立金	3,771	—
次期繰越欠損金	—	1,980

3 主な業務実績

区 分	16事業年度 千円	(15事業年度) 千円
生産者補給交付金の交付	14,147,195	8,052,018
生産者積立助成金の交付	4,825,636	2,514,278

(債務保証勘定)

〔 この勘定は、農畜産業振興事業団が乳業者等の借入金に対して行った債務保証契約に係る業務に関する経理を行うものである。 〕

1 貸借対照表

区 分	16事業年度末 千円	(15事業年度末) 千円
資産		
(うち現金及び預金)	379,973	375,858
(うち投資有価証券)	(39,991)	(35,923)
	(339,929)	(339,882)
負債		
(うち賞与引当金)	2,226	2,207
(うち退職給付引当金)	(79)	(79)
	(2,116)	(2,093)
資本		
(うち資本金)	377,747	373,650
(うち利益剰余金)	(371,650)	(371,650)
	(6,096)	(1,999)

2 損益計算書

区 分	16事業年度 千円	(15事業年度) 千円
経常費用 (うち一般管理費)	1,514 (773)	828 (437)
経常収益 (うち財務収益)	1,752 (1,751)	878 (878)
経常利益	237	50
臨時利益	3,859	1,948
当期純利益	4,096	1,999
当期総利益	4,096	1,999
(利益の処分) (当期未処分利益)		
当期総利益	4,096	1,999
(利益処分額)		
積立金	4,096	1,999

(9) 独立行政法人緑資源機構

この独立行政法人は、農林業の生産条件、森林資源及び農業資源の状況等からみてこれらの資源の保全及び利用を図ることが必要と認められる地域において、豊富な森林資源を開発するために必要な林道の開設、改良等の事業を行うとともに、水源をかん養するために必要な森林の造成に係る事業及びこれと一体として農用地、土地改良施設等を整備する事業等を行い、もって農林業の振興と森林及び農用地の有する公益的機能の維持増進に資することを目的として設置されているものである。その資本金は16事業年度末現在で6392億8571万余円(全額国の出資)となっている。

同法人の会計は、造林及び林道等の2勘定に区分して経理されており、その勘定別の16事業年度の貸借対照表、損益計算書及び主な業務実績は次のとおりである。^(注1)

(注1) 同法人の15事業年度は、15年10月1日から16年3月31日までである。

(造林勘定)

1 貸借対照表

区 分	16事業年度末 千円	(15事業年度末) 千円
資 産	886,611,945	864,352,201
(うち現金及び預金)	(1,584,557)	(3,529,020)
(うち水源林)	(882,285,567)	(858,365,654)
負 債	230,788,253	236,522,195
(うち短期借入金)	(14,690,000)	(14,307,500)
(うち長期借入金)	(202,415,000)	(211,705,000)
資 本	655,823,692	627,830,005
(うち資本金)	(636,822,947)	(618,526,947)
(うち資本剰余金)	(18,982,948)	(9,287,494)
(うち利益剰余金)	(17,796)	(15,563)

2 損益計算書

区 分	16事業年度 千円	(15事業年度) 千円
経 常 費 用	1,344,717	720,076
(うち一般管理費)	(623,825)	(337,591)
経 常 収 益	1,346,950	735,639
(うち国庫補助金等収益)	(664,934)	(337,389)
(うち財務収益)	(547,893)	(318,101)
経 常 利 益	2,233	15,563
当 期 純 利 益	2,233	15,563
当 期 総 利 益	2,233	15,563
(利益の処分)		
(当期末処分利益)		
当 期 総 利 益	2,233	15,563
(利益処分額)		
積 立 金	2,233	15,563

3 主な業務実績

区 分	16事業年度	(15事業年度)
水源林造成事業 植栽	4,435ha	1,835ha

(林道等勘定)

1 貸借対照表

区 分	16事業年度末 千円	(15事業年度末) 千円
資 産	545,619,558	554,385,118
(うち農用地整備割賦売掛金)	(110,270,554)	(116,438,869)
(うち林道建設仮勘定)	(282,793,101)	(270,628,067)
負 債	538,412,631	547,102,309
(うち資産見返補助金等)	(293,551,198)	(291,399,272)
(うち長期借入金)	(165,612,256)	(182,127,509)

区 分	16事業年度末 千円	(15事業年度末) 千円		
資 本 金 (うち 資 本 金) (うち 利 益 剰 余 金)	7,206,927 (2,462,769) (4,744,157)	7,282,808 (2,462,769) (4,820,038)		
2 損 益 計 算 書				
区 分	16事業年度 千円	(15事業年度) 千円		
経 常 費 用 (うち農用地整備譲渡原 価)	46,184,175 (34,345,941)	68,277,822 (47,051,623)		
経 常 収 益 (うち農用地整備割賦譲 渡収入 (うち資産見返補助金等) 戻入)	46,055,266 (9,918,844) (27,253,735)	68,321,055 (18,300,746) (42,346,025)		
経常利益(△経常損失)	△ 128,908	43,233		
当期純利益(△当期純損失)	△ 75,881	43,233		
目的積立金取崩額	499,355	245,830		
当期総利益	423,473	289,063		
(利益の処分)				
(当期末処分利益)				
当期総利益	423,473	289,063		
(利益処分額)				
積立金	423,473	289,063		
3 主な業務実績				
区 分	16事業年度		(15事業年度)	
(注2)				
緑資源幹線林道事業	29路線	27.4km	31路線	28.1km
特定中山間保全整備事業	1区域	1,181,371千円	1区域	482,857千円
農用地総合整備事業	10区域	22,413,463千円	13区域	16,902,381千円

(注2) 緑資源幹線林道事業は、16年4月1日に大規模林業圏開発林道事業が名称変更されたものである。

(10) 独立行政法人国際協力機構

この独立行政法人は、開発途上にある海外の地域(以下「開発途上地域」という。)に対する技術協力の実施並びに無償の資金供与による開発途上地域の政府に対する国の協力の実施の促進及び開発途上地域の住民を対象とする国民等の協力活動の促進に必要な業務を行い、中南米地域等への移住者の定着に必要な業務を行い、並びに開発途上地域等における大規模な災害に対する緊急援助の実施に必要な業務を行うことにより、これらの地域の経済及び社会の発展又は復興に寄与し、国際協力の促進に資することを目的として設置されているものである。その資本金は16事業年度末現在で885億0804万余円(全額国の出資)となっている。

(注1)

同法人の16事業年度の貸借対照表、損益計算書及び主な業務実績は次のとおりである。

(注1) 同法人の15事業年度は、15年10月1日から16年3月31日までである。

1 貸借対照表

区 分	16事業年度末 千円	(15事業年度末) 千円
資 産 (うち現金及び預金) (うち 建 物)	110,388,790 (32,604,417) (38,515,386)	113,276,525 (32,225,694) (39,605,125)
負 債 (うち運営費交付金債務) (うち 未 払 金)	24,954,965 (6,562,644) (16,342,372)	25,813,587 (10,377,087) (13,069,635)
資 本 金 (うち 資 本 金)	85,433,825 (88,508,041)	87,462,937 (88,508,041)
(うち資本剰余金) (うち利益剰余金)	(△ 4,038,494) (964,278)	(△ 1,371,938) (326,834)

(注2) 損益外減価償却累計額△4,035,849千円が含まれている。

2 損益計算書

区 分	16事業年度 千円	(15事業年度) 千円
経常費用 (うち業務費)	171,482,401 (160,372,976)	89,159,270 (82,814,502)
経常収益 (うち運営費交付金収益) (うち受託収入)	172,202,049 (164,724,651) (3,623,804)	89,485,670 (83,782,556) (2,540,754)
経常利益	719,648	326,399
臨時損失	82,847	369
臨時利益	643	804
当期純利益	637,444	326,834
当期総利益	637,444	326,834
(利益の処分)		
(当期末処分利益)		
当期総利益 (利益処分量)	637,444	326,834
積立金	637,444	326,834

3 主な業務実績

区 分	16事業年度	(15事業年度)
技術協力の実施に関する業務		
技術研修員受入	9,306人	5,984人
技術協力プロジェクト調査団派遣	433件	258件
専門家派遣	3,373人	2,663人
機材供与	4,916,720千円	2,388,496千円
開発調査プロジェクト調査	228件	134件
無償資金協力の実施に必要な業務		
事前調査	226件	121件
国民等の協力活動の促進及び助長に関する業務		
ボランティア派遣	5,410人	4,517人
移住者に対する支援に関する業務		
日本語学校生徒研修等受入	40人	132人
災害援助協力に関する業務		
緊急援助物資供与	31件	7件
国際緊急援助隊の派遣	9件	2件
人員の養成及び確保に関する業務		
国際協力専門員の委嘱	91人	89人
専門家派遣前集合研修	493人	247人

なお、この法人について検査した結果、「第4章 国会からの検査要請事項及び特定検査対象に関する検査状況」に「政府開発援助の状況について」(647 ページ参照)及び「技術協力プロジェクトにおける事業実施前の調査の状況について」(655 ページ参照)を掲記した。

(11) 独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構

この独立行政法人は、石油代替エネルギーに関する技術等及び鉱工業の技術に関し、次の業務を国際的に協調しつつ総合的に行うことにより、産業技術の向上及びその企業化の促進を図り、もって内外の経済的社会的環境に応じたエネルギーの安定的かつ効率的な供給の確保等に資することを目的として設置されているものである。

- (ア) 民間の能力を活用して行う研究開発
- (イ) 民間において行われる研究開発の促進
- (ウ) これらの技術の利用の促進等

その資本金は 16 事業年度末現在で 1629 億 7811 万余円(うち国の出資 1627 億 6264 万余円)となっている。

同法人の会計は、一般、電源利用、石油及びエネルギー需給構造高度化、基盤技術研究促進、研究基盤出資経過、鉱工業承継、石炭経過、特定事業活動等促進経過、特定アルコール販売、アルコール製造及び一般アルコール販売の 11 勘定に区分して経理されている。

このうち、特定事業活動等促進経過勘定は、「中小企業総合事業団法及び機械類信用保険法の廃止等に関する法律」(平成 14 年法律第 146 号)に基づき、解散した産業基盤整備基金が行ったりサイクル設備等の設置又は改善を行う事業者の借り入れに係る債務保証業務を同法人が承継したことから、16 年 7 月 1 日に新たに設置されたものである。

(注 1)

同法人の勘定別の 16 事業年度の貸借対照表、損益計算書及び主な業務実績は次のとおりである。

(注 1) 同法人の 15 事業年度は、15 年 10 月 1 日から 16 年 3 月 31 日までである。

(一 般 勘 定)

1 貸借対照表

区 分	16事業年度末 千円	(15事業年度末) 千円
資 産	29,638,792	28,201,100
(うち現金及び預金)	(25,651,754)	(13,154,668)
(うち未収金)	(1,945,492)	(13,449,778)
負 債	26,540,832	26,392,901
(うち運営費交付金債務)	(11,520,272)	(5,722,745)
(うち未払金)	(14,833,832)	(20,594,941)
資 本	3,097,960	1,808,198
(うち資本金)	(2,603,327)	(1,552,253)
(うち資本剰余金)	(注 2)	
(うち利益剰余金)	(△ 21,257)	(△ 10,220)
	(515,889)	(266,166)

(注 2) 損益外減価償却累計額△15,233 千円が含まれている。

2 損益計算書

区 分	16事業年度 千円	(15事業年度) 千円
経 常 費 用	42,851,086	45,121,450
(うち業務費)	(40,753,082)	(43,979,163)
経 常 収 益	43,094,238	45,248,877
(うち運営費交付金収益)	(35,771,406)	(11,379,050)
(うち受託収入)	(4,349,159)	(9,286,735)
経 常 利 益	243,151	127,426
臨 時 利 益	6,571	138,739
当 期 純 利 益	249,723	266,166
当 期 総 利 益	249,723	266,166
(利益の処分)		
(当期未処分利益)		
当 期 総 利 益	249,723	266,166
(利益処分額)		
積 立 金	249,723	266,166

3 主な業務実績

区 分	16事業年度 千円	(15事業年度) 千円
バイオテクノロジー・医療技術開発事業	13,467,651	5,115,827
機械システム技術開発事業	5,443,855	732,126

(電源利用勘定)

〔 この勘定は、発電に利用する技術の開発及び導入等の電源利用対策業務に関する経理を行うものである。 〕

1 貸借対照表

区 分	16事業年度末 千円	(15事業年度末) 千円
資 産	36,639,154	24,192,709
(うち現金及び預金)	(33,745,432)	(15,173,969)
(うち未収金)	(1,134,127)	(7,818,727)
負 債	35,279,135	23,083,959
(うち運営費交付金債務)	(12,272,980)	(7,023,950)
(うち未払金)	(22,679,480)	(15,860,014)
資 本	1,360,019	1,108,750
(うち資本金)	(936,457)	(936,457)
(うち資本剰余金)	(注3)	
(うち利益剰余金)	(△ 22,665)	(△ 10,604)
	(446,227)	(182,897)

(注3) 損益外減価償却累計額△16,648千円が含まれている。

2 損益計算書

区 分	16事業年度 千円	(15事業年度) 千円
経 常 費 用	35,987,411	26,304,259
(うち業務費)	(33,500,603)	(25,069,893)
経 常 収 益	36,243,559	26,345,386
(うち運営費交付金収益)	(31,539,286)	(10,515,345)
(うち補助金等収益)	(4,173,863)	(15,748,488)
経 常 利 益	256,147	41,127
臨 時 利 益	7,182	141,770
当 期 純 利 益	263,329	182,897
当 期 総 利 益	263,329	182,897
(利益の処分)		
(当期末処分利益)		
当 期 総 利 益	263,329	182,897
(利益処分額)		
積 立 金	263,329	182,897

3 主な業務実績

区 分	16事業年度 千円	(15事業年度) 千円
新エネルギー技術開発事業	25,032,326	6,400,677
地熱開発促進調査	1,795,045	1,301,892
国際事業	1,527,384	718,828

(石油及びエネルギー需給構造高度化勘定)

〔 この勘定は、石油代替エネルギーに関する技術の開発及び導入を行う業務、エネルギーの使用の合理化を促進するための技術の開発及び普及を行う業務等に関する経理を行うものである。 〕

1 貸借対照表

区 分	16事業年度末 千円	(15事業年度末) 千円
資 産	76,341,822	64,306,289
(うち現金及び預金)	(67,509,978)	(38,925,820)
(うち未収金)	(4,384,857)	(21,495,459)
負 債	70,699,018	60,876,057
(うち運営費交付金債務)	(23,047,122)	(16,618,840)
(うち未払金)	(46,715,584)	(42,925,442)
資 本	5,642,804	3,430,232
(うち資本金)	(5,524,325)	(3,422,172)
(うち資本剰余金)	(注4)	
(うち利益剰余金)	(△ 47,875)	(△ 19,853)
	(166,355)	(27,913)

(注4) 損益外減価償却累計額△32,593千円が含まれている。

2 損益計算書

区 分	16事業年度 千円	(15事業年度) 千円
経常費用 (うち業務費)	128,909,069 (124,779,810)	77,746,673 (75,961,399)
経常収益 (うち運営費交付金収益) (うち補助金等収益)	129,043,728 (87,712,301) (40,150,915)	77,751,430 (30,584,855) (44,332,495)
経常利益	134,658	4,757
臨時損失	9,970	109,221
臨時利益	13,753	132,378
当期純利益	138,441	27,913
当期総利益	138,441	27,913
(利益の処分)		
(当期未処分利益)		
当期総利益 (利益処分量)	138,441	27,913
積立金	138,441	27,913

3 主な業務実績

区 分	16事業年度 千円	(15事業年度) 千円
電子・情報技術開発事業	16,155,748	3,932,425
燃料電池・水素技術開発事業	15,724,554	4,559,813
エネルギー使用合理化事業者支援事業	14,992,875	6,515,975

(基盤技術研究促進勘定)

{ この勘定は、民間において行われる鉱工業基盤技術に関する試験研究を促進するための業務に関する経理を行うものである。 }

1 貸借対照表

区 分	16事業年度末 千円	(15事業年度末) 千円
資産 (うち現金及び預金) (うち投資有価証券)	12,530,946 (2,166,560) (10,012,236)	13,019,680 (2,847,227) (10,008,112)
負債 (うち未払金)	2,240,023 (2,034,750)	2,857,771 (2,716,572)
資本 (うち資本金) (うち繰越欠損金)	10,290,923 (42,573,000) (32,282,076)	10,161,908 (33,151,000) (22,989,091)

2 損益計算書

区 分	16事業年度 千円	(15事業年度) 千円
経常費用 (うち業務費)	9,740,826 (9,555,507)	6,672,418 (6,571,883)
経常収益 (うち財務収益)	505,451 (201,228)	234,891 (101,127)
経常損失	9,235,375	6,437,526
臨時損失	57,609	—
当期純損失	9,292,985	6,437,526
当期総損失	9,292,985	6,437,526
(損失の処理)		
(当期未処理損失)		
当期総損失 承継欠損金	9,292,985	6,437,526
前期繰越欠損金	—	16,551,564
前期繰越欠損金 (損失処分量)	22,989,091	—
次期繰越欠損金	32,282,076	22,989,091

3 主な業務実績

区 分	16事業年度 千円	(15事業年度) 千円
基盤技術研究促進事業	9,552,278	6,568,227

(研究基盤出資経過勘定)

この勘定は、同法人が、国が承継した資産を除き一切の権利及び義務を承継した新エネルギー・産業技術総合開発機構(以下「旧機構」という。)が行った産業技術に関する研究基盤施設を整備する者への出資により取得した株式を承継し処分する業務に関する経理を行うものである。

1 貸借対照表

区 分	16事業年度末 千円	(15事業年度末) 千円
資 産	3,889,325	4,441,103
(うち投資有価証券)	(1,500,000)	(1,400,000)
(うち関係会社株式)	(1,440,986)	(2,001,194)
負 債	153	1,413
(うち未払金)	(122)	(1,345)
資 本	3,889,171	4,439,690
(うち資本金)	(9,533,000)	(9,533,000)
(うち資本剰余金)	(872,639)	(872,639)
(うち繰越欠損金)	(6,516,468)	(5,965,949)

2 損益計算書

区 分	16事業年度 千円	(15事業年度) 千円
経 常 費 用	2,634	6,533
(うち一般管理費)	(2,634)	(6,532)
経 常 収 益	12,323	6,673
(うち財務収益)	(12,203)	(6,530)
経 常 利 益	9,688	140
臨 時 損 失	560,207	—
当期純利益(△当期純損失)	△ 550,519	140
当期総利益(△当期総損失)	△ 550,519	140
(損失の処理)		
(当期未処理損失)		
当期総利益(△当期総損失)	△ 550,519	140
承 継 欠 損 金	—	5,966,090
前 期 繰 越 欠 損 金	5,965,949	—
(損失処理額)		
次 期 繰 越 欠 損 金	6,516,468	5,965,949

3 主な業務実績

区 分	16事業年度	(15事業年度)
事業年度末出資金残高	会 社 数 3社	3社
	金 額 1,440,986千円	2,001,194千円

(鉱工業承継勘定)

この勘定は、旧機構が基盤技術研究促進センターから承継した株式及び貸付金債権を承継し株式の処分等を行う業務に関する経理を行うものである。

1 貸借対照表

区 分	16事業年度末 千円	(15事業年度末) 千円
資 産	23,029,443	24,826,571
(うち貸付金)	(5,118,382)	(7,503,348)
(うち投資有価証券)	(12,999,838)	(12,998,310)
負 債	5,326,489	7,154,432
(うち一年内返済予定長期借入金)	(1,485,676)	(1,849,764)
(うち長期借入金)	(3,701,004)	(5,186,680)
資 本	17,702,953	17,672,138
(うち資本金)	(18,392,932)	(18,392,932)
(うち資本剰余金)	(42,185)	(42,185)
(うち繰越欠損金)	(732,164)	(762,979)

2 損益計算書

区 分	16事業年度 千円	(15事業年度) 千円
経常費用 (うち財務費用)	453,516 (285,389)	271,658 (180,750)
経常収益 (うち財務収益)	369,796 (207,547)	198,285 (103,800)
経常損失	83,719	73,372
臨時損失	28,804	—
臨時利益	143,339	36,578
当期純利益(△当期純損失)	30,814	△ 36,793
当期総利益(△当期総損失)	30,814	△ 36,793
(損失の処理)		
(当期末処理損失)		
当期総利益(△当期総損失)	30,814	△ 36,793
承継欠損金	—	726,186
前期繰越欠損金	762,979	—
(損失処理額)		
次期繰越欠損金	732,164	762,979

3 主な業務実績

区 分	16事業年度	(15事業年度)
事業年度末出資金残高	2社	4社
会社数	220,182千円	338,975千円
金額	2,254,787千円	1,181,840千円
貸付金回収金額	49件	58件
事業年度末貸付金残高	5,319,837千円	7,639,825千円
件数		
金額		
上記貸付金残高の独立行政法人会計基準による分類		
一般債権	4,924,426千円	7,147,363千円
貸倒懸念債権	193,955千円	355,984千円
破産更生債権等	201,455千円	136,477千円
貸倒引当金	384,303千円	507,874千円

〔 貸倒引当金は、一般債権については貸倒実績率により算定した額を、貸倒懸念債権及び破産更生債権等については個別に回収可能性を勘案し算定した回収不能見込額を計上している。 〕

(石炭経過勘定)

〔 この勘定は、買収炭鉱に係る管理業務、債権管理・回収等業務、鉱害賠償のための担保管理等業務、鉱害復旧工事の施行等の業務等に関する経理を行うものである。 〕

1 貸借対照表

区 分	16事業年度末 千円	(15事業年度末) 千円
資産	75,899,883	93,153,585
(うち現金及び預金)	(20,238,151)	(28,488,388)
(うち破産更生債権等)	(22,176,975)	(22,473,568)
負債	14,153,917	29,364,702
(うち長期預り補助金等)	(8,369,873)	(12,222,900)
(うち退職給付引当金)	(2,389,071)	(1,988,279)
資本	61,745,965	63,788,882
(うち資本金)	(64,117,327)	(64,117,327)
(うち資本剰余金)	(△ 42,508)	(△ 34,706)
(うち繰越欠損金)	(2,328,853)	(293,738)

(注5) 損益外減価償却累計額△10,053千円が含まれている。

2 損益計算書

区 分	16事業年度 千円	(15事業年度) 千円
経常費用 (うち業務費)	6,329,208 (3,996,094)	6,580,664 (5,268,000)

区 分	16事業年度 千円	(15事業年度) 千円
経常収益 (うち業務収益)	5,100,664	6,286,925
(うち補助金等収益)	(4,618,697)	(5,745,269)
経常損失	1,228,544	293,738
臨時損失	931,972	58,639
臨時利益	125,401	58,639
当期純損失	2,035,115	293,738
当期総損失	2,035,115	293,738
(損失の処理)		
(当期末処理損失)		
当期総損失	2,035,115	293,738
前期繰越欠損金	293,738	—
(損失処理額)		
次期繰越欠損金	2,328,853	293,738

3 主な業務実績

区 分	16事業年度	(15事業年度)
貸付金回収等 (うち貸付金回収)	6,601,619千円 (6,601,619千円)	70,070,273千円 (12,706,516千円)
事業年度末貸付金残高	69件	104件
金額	24,126,797千円	30,728,416千円
上記貸付金残高の独立行政法人会計基準による分類		
一般債権	1,949,822千円	8,099,860千円
貸倒懸念債権	—	154,988千円
破産更生債権等	22,176,975千円	22,473,568千円
貸倒引当金	1,487,185千円	1,376,021千円
〔 貸倒引当金は、一般債権については貸倒実績率により算定した額を、貸倒懸念債権及び破産更生債権等については個別に回収可能性を勘案し算定した回収不能見込額を計上している。 〕		
復旧工事支払額		
農地等	1,525,238千円	757,981千円
家屋等	2,915,604千円	3,968,693千円
その他	199,891千円	1,143,563千円

(特定事業活動等促進経過勘定)

〔 この勘定は、同法人が産業基盤整備基金より承継した、リサイクル設備等の設置又は改善を行う事業者の借り入れに係る債務保証業務に関する経理を行うものである。 〕

(注6) この勘定の16事業年度は、16年7月1日から17年3月31日までである。

1 貸借対照表

区 分	16事業年度末 千円	(15事業年度末) 千円
資産	761,283	—
(うち現金及び預金)	(611,080)	—
(うち破産更生債権等)	(164,331)	—
負債	139,213	—
(うち保証債務損失引当金)	(139,027)	—
資本	622,069	—
(うち資本金)	(500,000)	—
(うち利益剰余金)	(122,069)	—

2 損益計算書

区 分	16事業年度 千円	(15事業年度) 千円
経常費用	270	—
(うち一般管理費)	(270)	—
経常収益	2,410	—
(うち業務収益)	(1,644)	—
経常利益	2,140	—
臨時利益	251,685	—
当期純利益	253,825	—
当期総利益	253,825	—

区 分	16事業年度 千円	(15事業年度) 千円
(利益の処分)		
(当期末処分利益)		
当期総利益	253,825	—
承継欠損金	131,755	—
(利益処分量)		
積立金	122,069	—

3 主な業務実績

区 分	16事業年度	(15事業年度)
事業年度末債務保証残高	2者	—
保証額	1,016,136千円	—
保証料収入金額	1,644千円	—

(特定アルコール販売勘定)

[この勘定は、特定アルコール販売業務に関する経理を行うものである。]

1 貸借対照表

区 分	16事業年度末 千円	(15事業年度末) 千円
資産	13,045,060	14,027,559
(うち現金及び預金)	(10,164,678)	(10,774,109)
(うち売掛金)	(2,878,605)	(3,251,439)
負債	12,978,520	13,984,417
(うち未払金)	(512,216)	(354,475)
(うち国庫納付金未払金)	(12,206,882)	(13,131,462)
資本	66,539	43,142
(うち資本金)	(32,378)	(32,378)
(うち利益剰余金)	(34,160)	(10,763)

2 損益計算書

区 分	16事業年度 千円	(15事業年度) 千円
経常費用	14,225,664	7,418,406
(うち業務費)	(13,489,040)	(7,035,544)
経常収益	14,249,062	7,429,170
(うち業務収益)	(14,245,577)	(7,427,205)
経常利益	23,397	10,763
当期純利益	23,397	10,763
当期総利益	23,397	10,763
(利益の処分)		
(当期末処分利益)		
当期総利益	23,397	10,763
(利益処分量)		
積立金	23,397	10,763

3 主な業務実績

区 分	16事業年度	(15事業年度)
発酵アルコールの販売	14,502 <i>kl</i>	7,558 <i>kl</i>
合成アルコールの販売	100 <i>kl</i>	32 <i>kl</i>

(アルコール製造勘定)

[この勘定は、アルコール製造業務に関する経理を行うものである。]

1 貸借対照表

区 分	16事業年度末 千円	(15事業年度末) 千円
資産	25,991,125	23,484,832
(うち現金及び預金)	(7,643,512)	(4,495,349)
(うち土地)	(8,426,894)	(8,426,894)
負債	8,683,908	8,135,380
(うち買掛金)	(2,110,621)	(2,038,352)
(うち退職給付引当金)	(5,752,059)	(5,635,795)
資本	17,307,217	15,349,451
(うち資本金)	(14,458,701)	(14,458,701)
(うち利益剰余金)	(2,848,515)	(890,750)

2 損益計算書

区 分	16事業年度 千円	(15事業年度) 千円
経常費用 (うち業務費)	12,689,074 (11,807,669)	6,394,167 (5,921,007)
経常収益 (うち業務収益)	15,437,658 (14,797,123)	7,321,199 (7,026,120)
経常利益	2,748,583	927,032
臨時損失	790,818	36,282
当期純利益	1,957,765	890,750
当期総利益	1,957,765	890,750
(利益の処分) (当期未処分利益)		
当期総利益 (利益処分量)	1,957,765	890,750
積立金	1,957,765	890,750

3 主な業務実績

区 分	16事業年度	(15事業年度)
発酵アルコールの製造	192,284 <i>kl</i>	86,374 <i>kl</i>

(一般アルコール販売勘定)

[この勘定は、一般アルコール販売業務に関する経理を行うものである。]

1 貸借対照表

区 分	16事業年度末 千円	(15事業年度末) 千円
資産 (うち現金及び預金)	10,196,387 (2,569,341)	10,941,101 (3,334,375)
(うち売掛金)	(5,478,702)	(5,649,903)
負債 (うち買掛金)	5,628,278 (4,481,532)	6,545,347 (5,573,109)
(うち未払金)	(678,978)	(507,415)
資本 (うち資本金)	4,568,108 (4,306,665)	4,395,753 (4,306,665)
(うち利益剰余金)	(261,443)	(89,087)

2 損益計算書

区 分	16事業年度 千円	(15事業年度) 千円
経常費用 (うち業務費)	28,047,476 (27,112,133)	13,880,997 (13,408,989)
経常収益 (うち業務収益)	28,219,831 (28,212,773)	13,970,085 (13,968,847)
経常利益	172,355	89,087
当期純利益	172,355	89,087
当期総利益	172,355	89,087
(利益の処分) (当期未処分利益)		
当期総利益 (利益処分量)	172,355	89,087
積立金	172,355	89,087

3 主な業務実績

区 分	16事業年度	(15事業年度)
発酵アルコールの販売	208,014 <i>kl</i>	100,489 <i>kl</i>
合成アルコールの販売	117,860 <i>kl</i>	54,800 <i>kl</i>

なお、この法人について検査した結果、「第3章 個別の検査結果」に「地域新エネルギー導入事業等の実施に当たり、仕入税額控除した消費税額に係る補助金を返還していないもの」(453 ページ参照)を掲記した。

(12) 独立行政法人科学技術振興機構

この独立行政法人は、新技術の創出に資することとなる科学技術(人文科学のみに係るものを除く。)に関する基礎研究、基盤的研究開発、新技術の企業化開発等の業務及び我が国における科学技術情報に関する中枢の機関としての科学技術情報の流通に関する業務その他の科学技術の振興のための基盤の整備に関する業務を総合的に行うことにより、科学技術の振興を図ることを目的として設置されているものである。その資本金は16事業年度末現在で1918億8165万余円(うち国の出資1918億2455万余円)となっている。

同法人の会計は、一般及び文献情報提供の2勘定に区分して経理されており、その勘定別の16事業年度の貸借対照表、損益計算書及び主な業務実績は次のとおりである。

(注1)同法人の15事業年度は、15年10月1日から16年3月31日までである。

(一 般 勘 定)

1 貸借対照表

区 分	16事業年度末 千円	(15事業年度末) 千円
資 産	139,420,079	140,656,265
(うち建物)	(31,624,676)	(32,765,951)
(うち器具備品)	(31,274,600)	(31,241,988)
負 債	55,574,778	45,282,262
(うち運営費交付金債務)	(7,140,538)	(4,232,575)
(うち資産見返運営費交付金)	(29,600,283)	(14,845,344)
資 本	83,845,300	95,374,003
(うち資本金)	(99,747,560)	(99,747,560)
(うち資本剰余金)	(注2)	
(うち利益剰余金)	(△ 17,868,910)	(△ 4,807,064)
	(1,966,651)	(433,507)

(注2)損益外減価償却累計額△16,156,794千円が含まれている。

2 損益計算書

区 分	16事業年度 千円	(15事業年度) 千円
経 常 費 用	85,764,634	41,276,545
(うち業務費)	(81,920,752)	(39,714,071)
経 常 収 益	87,627,946	41,965,630
(うち運営費交付金収益)	(72,687,345)	(36,028,504)
(うち受託収入)	(2,603,844)	(1,295,162)
経 常 利 益	1,863,311	689,084
臨 時 損 失	303,681	221,447
臨 時 利 益	12,917	4,568
当 期 純 利 益	1,533,143	433,507
当 期 総 利 益	1,533,143	433,507
(利益の処分)		
(当期末処分利益)		
当 期 総 利 益	1,533,143	433,507
(利益処分額)		
積 立 金	875,852	426,038
独立行政法人通則法第44条第3項により主務大臣の承認を受けようとする額(注3)		
業務充実改善・施設改修等積立金	657,290	7,469

(注3)15事業年度については、主務大臣の承認を受けた額である。

3 主な業務実績

区 分	16事業年度 千円	(15事業年度) 千円
新技術の創出に資する研究事業	49,624,481	23,148,101

区 分	16事業年度 千円	(15事業年度) 千円
新技術の企業化開発の推進事業	9,230,796	5,030,284
科学技術情報の流通促進事業	5,151,377	3,112,294
科学技術に関する研究開発に係る交流・支援事業	7,725,408	4,514,627
科学技術に関する知識の普及、国民の関心・理解の増進事業	6,607,631	3,647,701

(文献情報提供勘定)

この勘定は、科学技術に関する論文その他の文献(磁気テープ、磁気ディスクその他これらに準ずる物に記録されたものを含む。)に係る情報(専ら科学技術に関する研究開発に係る交流を促進するための情報を除く。)を抄録その他の容易に検索することができる形式で提供すること(国際協力を目的として我が国の科学技術に関する情報を外国に提供することを除く。)を目的として行う業務及びこれに附帯する業務に関する経理を行うものである。

1 貸借対照表

区 分	16事業年度末 千円	(15事業年度末) 千円
資 産	22,563,730	23,775,494
(うち建物)	(3,155,141)	(3,312,576)
(うち土地)	(4,589,700)	(4,589,700)
負 債	2,548,614	2,582,025
(うち未払費用)	(1,153,607)	(833,284)
(うち退職給付引当金)	(696,193)	(1,190,382)
資 本	20,015,115	21,193,469
(うち資本金)	(92,134,090)	(90,634,090)
(うち資本剰余金)	(28,948)	(28,948)
(うち繰越欠損金)	(△ 72,147,923)	(△ 69,469,569)

2 損益計算書

区 分	16事業年度 千円	(15事業年度) 千円
経 常 費 用	10,758,551	6,282,096
(うち業務費)	(10,358,932)	(6,042,344)
経 常 収 益	7,713,573	3,374,136
(うち科学技術情報売上)	(7,164,930)	(3,049,737)
(高) (うち受託収入)	(336,746)	(197,160)
経 常 損 失	3,044,977	2,907,959
臨 時 損 失	148	1,406
臨 時 利 益	371,802	—
当 期 純 損 失	2,678,353	2,914,395
当 期 総 損 失	2,678,353	2,914,395
(損失の処理)		
(当期末処理損失)		
当 期 総 損 失	2,678,353	2,914,395
前 期 繰 越 欠 損 金	69,469,569	66,555,173
(次期繰越欠損金)		
次 期 繰 越 欠 損 金	72,147,923	69,469,569

3 主な業務実績

区 分	16事業年度 千円	(15事業年度) 千円
科学技術に関する文献情報の提供事業	10,758,551	6,282,096

(備考)16事業年度の財務諸表は、平成17年10月26日現在のものである。

(13) 独立行政法人日本学術振興会

この独立行政法人は、学術研究の助成、研究者の養成のための資金の支給、学術に関する国際交流の促進、学術の応用に関する研究等を行うことにより、学術の振興を図ることを目的として設置されているものである。その資本金は16事業年度末現在で10億6358万余円(全額国の出資)となっている。

同法人の16事業年度の貸借対照表、損益計算書及び主な業務実績は次のとおりである。^(注1)

(注1) 同法人の15事業年度は、15年10月1日から16年3月31日までである。

1 貸借対照表

区 分	16事業年度末 千円	(15事業年度末) 千円
資 産	3,694,389	3,087,758
(うち建物及び附属設備)	(330,564)	(314,614)
(うち器具器具及び備品)	(72,134)	(63,372)
負 債	2,705,543	2,047,610
(うち運営費交付金債務)	(521,474)	(419,088)
(うち未払金)	(692,254)	(484,760)
(うち長期預り寄付金)	(920,117)	(950,002)
資 本	988,845	1,040,148
(うち資本金)	(1,063,587)	(1,063,587)
(うち資本剰余金)	(△ 71,852)	(△ 25,976)
(うち利益剰余金)	(△ 4,409)	(1,017)

(注2) 損益外減価償却累計額△75,804千円が含まれている。

2 損益計算書

区 分	16事業年度 千円	(15事業年度) 千円
経 常 費 用	117,616,128	18,965,672
(うち業務費)	(116,987,309)	(18,654,898)
経 常 収 益	117,615,189	18,966,690
(うち運営費交付金収益)	(29,694,127)	(14,708,919)
(うち寄付金収益)	(332,201)	(145,758)
経常利益(△経常損失)	△ 939	1,017
臨 時 損 失	4,664	—
臨 時 利 益	247	—
当期純利益(△当期純損失)	△ 5,427	1,017
当期総利益(△当期総損失)	△ 5,427	1,017
(利益の処分又は損失の処理)		
(当期末処分利益又は当期末処理損失)		
当期総利益(△当期総損失)	△ 5,427	1,017
(利益処分額又は損失処理額)		
積 立 金	—	1,017
積立金取崩額	1,017	—
次期繰越欠損金	4,409	—

3 主な業務実績

区 分	16事業年度	(15事業年度)
科学研究費補助事業 交付件数	26,653件	1,080件
交付金額	86,558,850千円	2,982,953千円
特別研究員の採用	4,151人	3,769人

なお、この法人について検査した結果、「第3章 個別の検査結果」に「科学研究費補助金の経理において、架空の取引により大学に購入代金を支払わせていたため、補助金が過大に交付されているもの」(457 ページ参照)を掲記した。

(14) 独立行政法人理化学研究所

この独立行政法人は、科学技術(人文科学のみに係るものを除く。以下同じ。)に関する試験及び研究等の業務を総合的に行うことにより、科学技術の水準の向上を図ることを目的として設置されているものである。その資本金は16事業年度末現在で2472億2740万余円(うち国の出資2343億0599万余円)となっている。

(注1) 同法人の16事業年度の貸借対照表、損益計算書及び主な業務実績は次のとおりである。

(注1)同法人の15事業年度は、15年10月1日から16年3月31日までである。

1 貸借対照表

区 分	16事業年度末 千円	(15事業年度末) 千円
資 産	274,104,011	282,112,837
(うち建物)	(118,765,481)	(119,862,483)
(うち土地)	(54,183,019)	(53,465,000)
負 債	50,904,052	43,238,409
(うち運営費交付金債務)	(4,960,624)	(4,360,156)
(うち未払金)	(10,003,629)	(11,492,460)
(うち資産見返負債)	(23,342,654)	(12,050,338)
資 本	223,199,958	238,874,427
(うち資本金)	(247,227,401)	(247,227,401)
(うち資本剰余金)	(注2)	
(うち利益剰余金)	(△ 24,985,679)	(△ 9,214,022)
	(958,235)	(861,048)

(注2)損益外減価償却累計額△28,313,003千円が含まれている。

2 損益計算書

区 分	16事業年度 千円	(15事業年度) 千円
経 常 費 用	70,866,390	51,445,242
(うち研究費)	(64,781,086)	(49,429,782)
経 常 収 益	70,965,218	51,663,985
(うち運営費交付金収益)	(57,567,126)	(26,119,672)
(うち政府受託研究収入)	(8,777,575)	(24,372,686)
経 常 利 益	98,827	218,743
臨 時 損 失	164,325	—
臨 時 利 益	196,624	664,867
当 期 純 利 益	97,187	861,048
当 期 総 利 益	97,187	861,048
(利益の処分)		
(当期末処分利益)		
当 期 総 利 益	97,187	861,048
(利益処分額)		
積 立 金	82,333	861,048
独立行政法人通則法第44条第3項により主務大臣の承認を受けようとする額		
知的財産管理・技術移転等積立金	14,853	—

3 主な業務実績

区 分	16事業年度 千円	(15事業年度) 千円
科学技術に関する試験及び研究等の事業	60,174,825	46,476,097
バイオリソース及びその特性情報の収集・検査・保存及び提供、並びに維持・保存及び利用のために必須な技術開発事業	2,872,446	1,940,009
研究成果の普及及び活用促進事業	1,781,379	903,458

(備考)16事業年度の財務諸表は、平成17年10月26日現在のものである。

(15) 独立行政法人宇宙航空研究開発機構

この独立行政法人は、大学との共同等による宇宙科学に関する学術研究、宇宙科学技術(宇宙に関する科学技術をいう。以下同じ。)に関する基礎研究及び宇宙に関する基盤的研究開発並びに人工衛星等の開発、打上げ、追跡及び運用並びにこれらに関連する業務を、平和の目的に限り、総合的かつ計画的に行うとともに、航空科学技術に関する基礎研究及び航空に関する基盤的研究開発並びにこれらに関連する業務を総合的に行うことにより、大学等における学術研究の発展、宇宙科学技術及び航空科学技術の水準の向上並びに宇宙の開発及び利用の促進を図ることを目的として設置されているものである。その

資本金は16事業年度末現在で5444億0806万余円(うち国の出資5444億0194万余円)となっている。^(注1)
 同法人の16事業年度の貸借対照表、損益計算書及び主な業務実績は次のとおりである。

(注1) 同法人の15事業年度は、15年10月1日から16年3月31日までである。

1 貸借対照表

区 分	16事業年度末 千円	(15事業年度末) 千円
資 産	793,737,923	754,534,235
(うち土地)	(67,170,108)	(66,055,042)
(うち建設仮勘定)	(431,688,555)	(404,726,930)
負 債	320,958,129	253,987,581
(うち運営費交付金債務)	(25,240,256)	(14,011,651)
(うち前受金)	(48,782,271)	(19,483,850)
(うち資産見返負債)	(211,449,966)	(173,462,613)
資 本	472,779,793	500,546,653
(うち資本金)	(544,408,060)	(544,408,060)
(うち資本剰余金)	(注2)	
(うち利益剰余金)	(△ 71,112,505)	(△ 45,657,964)
(うち繰越欠損金)	(—)	(1,796,557)
	(515,761)	(—)

(注2) 損益外減価償却累計額△34,492,655千円が含まれている。

2 損益計算書

区 分	16事業年度 千円	(15事業年度) 千円
経 常 費 用	134,954,996	173,379,469
(うち業務費)	(118,744,528)	(65,942,609)
経 常 収 益	133,356,509	175,899,636
(うち運営費交付金収益)	(86,638,705)	(38,493,161)
(うち受託収入)	(10,207,895)	(109,650,720)
経常利益(△経常損失)	△ 1,598,486	2,520,166
臨 時 損 失	886,167	712,727
臨 時 利 益	194,315	—
当期純利益(△当期純損失)	△ 2,312,318	1,796,557
当期総利益(△当期総損失)	△ 2,312,318	1,796,557
(利益の処分又は損失の処理)		
(当期未処分利益(△当期未処理損失))		
当期総利益(△当期総損失)	△ 2,312,318	1,796,557
(利益処分額又は損失処理額)		
積 立 金	—	1,796,557
積立金取崩額	1,796,557	—
次期繰越欠損金	515,761	—

3 主な業務実績

区 分	16事業年度 千円	(15事業年度) 千円
自律的宇宙開発利用活動 のための技術基盤維持・ 強化に係る業務	49,331,080	24,961,676
宇宙開発利用による社会 経済への貢献に係る業務	22,042,716	115,311,695

区 分	16事業年度 千円	(15事業年度) 千円
国際宇宙ステーション事業の推進による国際的地位の確保と持続的発展に係る業務	13,880,529	8,968,000
宇宙科学研究に係る業務	12,920,639	6,763,421
社会的要請に応える航空科学技術の研究開発に係る業務	6,778,298	1,278,284
基礎的・先端的技術の強化に係る業務	12,162,254	4,850,050

(16) 独立行政法人日本スポーツ振興センター

この独立行政法人は、スポーツの振興及び児童、生徒、学生又は幼児(以下「児童生徒等」という。)の健康の保持増進を図るため、その設置するスポーツ施設の適切かつ効率的な運営、スポーツの振興のために必要な援助、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、高等専門学校、特殊教育諸学校(盲学校、聾学校又は養護学校をいう。)又は幼稚園の管理下における児童生徒等の災害に関する必要な給付その他スポーツ及び児童生徒等の健康の保持増進に関する調査研究並びに資料の収集及び提供等を行い、もって国民の心身の健全な発達に寄与することを目的として設置されているものである。その資本金は16事業年度末現在で1953億5640万余円(全額国の出資)となっている。

同法人の会計は、投票、災害共済給付、免責特約、一般及び特例業務の5勘定に区分して経理されており、その勘定別の16事業年度の貸借対照表、損益計算書及び主な業務実績は次のとおりである。^(注1)

(注1) 日本スポーツ振興センターの15事業年度は、15年10月1日から16年3月31日までである。

(投票勘定)

この勘定は、スポーツ振興投票の実施等に関する法律(平成10年法律第63号)に基づくスポーツ振興投票の実施等の業務に関する経理を行うものである。

1 貸借対照表

区 分	16事業年度末 千円	(15事業年度末) 千円
資 産	3,637,594	4,697,217
(うち現金及び預金)	(1,979,965)	(3,124,118)
(うち未収金)	(1,631,955)	(1,543,537)
負 債	19,141,881	4,825,789
(うち未払金)	(18,612,304)	(3,914,317)
(うち退職給付引当金)	(139,974)	(169,340)
資 本	△ 15,504,286	△ 128,571
(うち当期未処分利益)	(△ 15,375,714)	(6,496)
(△当期未処理損失)		

2 損益計算書

区 分	16事業年度 千円	(15事業年度) 千円
経 常 費 用	22,390,187	9,782,215
(うちスポーツ振興投票)	(13,798,871)	(5,991,573)
(業務委託費)		
経 常 収 益	15,842,641	9,785,729
(うちスポーツ振興投票)	(15,841,676)	(6,088,941)
(事業収入)		
経常利益(△経常損失)	△ 6,547,546	3,514
臨 時 利 益	578,043	2,982
臨 時 損 失	9,406,212	—
当期純利益(△当期純損失)	△ 15,375,714	6,496
当期総利益(△当期総損失)	△ 15,375,714	6,496
(利益の処分又は損失の処理)		
(当期未処分利益又は当期未処理損失)		
当期総利益(△当期総損失)	△ 15,375,714	6,496

区 分	16事業年度 千円	(15事業年度) 千円
承継欠損金	—	135,068
前期繰越欠損金	128,571	—
(損失処理額)		
次期繰越欠損金	15,504,286	128,571

3 主な業務実績

区 分	16事業年度 千円	(15事業年度) 千円
スポーツ振興くじ発売総額	15,694,984	19,877,284
スポーツ振興くじ助成額	552,722	2,434,791

(災害共済給付勘定)

この勘定は、義務教育諸学校等の管理下における児童、生徒等の災害に対する災害共済給付等の業務に関する経理を行うものである。

1 貸借対照表

区 分	16事業年度末 千円	(15事業年度末) 千円
資 産	1,076,920	2,923,097
(うち現金及び預金)	(1,034,110)	(2,878,814)
(うち未収金)	(42,809)	(44,282)
負 債	3,351,262	3,616,073
(うち支払備金)	(3,351,261)	(3,615,617)
資 本	△ 2,274,341	△ 692,976
(うち積立金)	—	(1,119,762)
(うち当期末処理損失)	(1,581,365)	(1,812,738)

2 損益計算書

区 分	16事業年度 千円	(15事業年度) 千円
経常費用	20,304,607	11,460,863
(うち給付金)	(20,107,570)	(10,846,853)
経常収益	18,723,241	9,648,124
(うち災害共済給付補助)	(2,383,087)	(1,337,941)
(うち共済掛金収入)	(15,716,453)	(44,382)
経常損失	1,581,365	1,812,738
当期純損失	1,581,365	1,812,738
当期総損失	1,581,365	1,812,738
(損失の処理)		
(当期末処理損失)		
当期総損失	1,581,365	1,812,738
前期繰越欠損金	692,976	—
(損失処理額)		
積立金取崩額	—	1,119,762
次期繰越欠損金	2,274,341	692,976

3 主な業務実績

区 分	16事業年度	(15事業年度)
医療費の給付	2,052千件	1,057千件
障害見舞金の給付	528件	284件
死亡見舞金の給付	92件	59件

(免責特約勘定)

この勘定は、学校の管理下における児童、生徒等の災害について、センターが災害共済給付を行うことにより、その価額の限度において学校設置者の損害賠償の責任を免れさせる内容の特約を付する事業に関する経理を行うものである。

1 貸借対照表

区 分	16事業年度末 千円	(15事業年度末) 千円
資 産	1,565,866	1,183,796
(うち現金及び預金)	(1,562,001)	(1,179,865)
(うち未収金)	(3,864)	(3,930)
負 債	381,577	354,753
資 本	1,184,289	829,043
(利益剰余金)		

2 損益計算書

区 分	16事業年度 千円	(15事業年度) 千円
経 常 費 用	280,017	278,498
(うち災害共済給付勘定 へ繰入)	(253,193)	(278,498)
経 常 収 入	635,263	322,306
(うち共済掛金収入)	(634,933)	(3,940)
経 常 利 益	355,246	43,807
当 期 純 利 益	355,246	43,807
当 期 総 利 益	355,246	43,807
(利益の処分)		
(当期未処分利益)		
当 期 総 利 益	355,246	43,807
(利益処分額)		
積 立 金	355,246	43,807

3 主な業務実績

区 分	16事業年度	(15事業年度)
免 責 処 理	20件	28件

(一 般 勘 定)

〔 この勘定は競技場等の運営等の業務、各種スポーツ活動に対する助成及び他の勘定に属さない一切の業務に関する経理を行うものである。 〕

1 貸借対照表

区 分	16事業年度末 千円	(15事業年度末) 千円
資 産	203,910,248	207,151,591
(うち建物)	(33,479,475)	(35,245,368)
(うち土地)	(130,010,300)	(130,010,300)
負 債	2,684,519	2,777,663
(うち未払金)	(1,734,151)	(1,522,514)
(うち資産見返負債)	(196,114)	(94,179)
(うち運営費交付金債務)	(100,792)	(289,738)
資 本	201,225,728	204,373,928
(うち資本金)	(195,356,400)	(195,356,400)
(うち資本剰余金)	(804,217)	(3,361,493)
(うち利益剰余金)	(5,065,109)	(5,656,033)

(注2) 損益外減価償却累計額△5,104,011千円が含まれている。

(注3) 損益外減価償却累計額△1,701,458千円が含まれている。

2 損益計算書

区 分	16事業年度 千円	(15事業年度) 千円
経 常 費 用	9,195,572	4,586,209
(うち業務経費)	(8,045,226)	(4,043,100)
経 常 収 入	8,887,286	5,285,321
(うち運営費交付金収益)	(5,157,100)	(2,711,197)
(うち国立競技場運営収 入)	(2,203,452)	(1,063,351)
経常利益(△経常損失)	△ 308,285	699,111
当期純利益(△当期純損失)	△ 308,285	699,111
当 期 総 利 益	85,745	705,852

区 分	16事業年度 千円	(15事業年度) 千円
(利益の処分)		
(当期末処分利益)		
当期総利益	85,745	705,852
(利益処分量)		
積立金	85,745	705,852

3 主な業務実績

区 分	16事業年度	(15事業年度)
競技大会等有料入場者数	2,084千人	1,173千人
スポーツ振興基金助成額	1,055,113千円	591,407千円

(特例業務勘定)

[この勘定は、学校給食用脱脂粉乳の買入れ、売渡しに係る業務に関する経理を行うものである。]

1 貸借対照表

区 分	16事業年度末 千円	(15事業年度末) 千円
資 産	699,079	767,076
(うち現金及び預金)	(459,790)	(515,549)
(うちたな卸資産)	(203,042)	(214,275)
負 債	62,348	162,978
(うち買掛金)	(60,338)	(160,448)
(うち未払金)	(1,856)	(2,389)
資 本	636,730	604,098
(利益剰余金)		

2 損益計算書

区 分	16事業年度 千円	(15事業年度) 千円
経常費用	402,183	217,073
(うち物資買入費)	(346,611)	(194,974)
経常収益	434,815	248,631
(うち物資売渡収入)	(434,804)	(237,799)
経常利益	32,632	31,558
当期純利益	32,632	31,558
当期総利益	32,632	31,558
(利益の処理)		
(当期末処分利益)		
当期総利益	32,632	31,558
(利益処分量)		
積立金	32,632	31,558

3 主な業務実績

区 分	16事業年度	(15事業年度)
脱脂粉乳の取扱	1,349トン	745トン

(備考) 16事業年度の財務諸表は、平成17年10月26日現在のものである。

なお、この法人について検査した結果、「第3章 個別の検査結果」に「スポーツ振興投票に係る財政状態及び運営状況を適切に開示するために財務諸表を正確かつ明瞭な表示に改めるよう改善させたもの」(459ページ参照)を掲記した。

(17) 独立行政法人福祉医療機構

この独立行政法人は、次の業務を行うことにより、福祉の増進並びに医療の普及及び向上を図ることを目的として設置されているものである。

- (ア) 社会福祉事業施設及び病院、診療所等の設置等に必要な資金の融通
- (イ) 社会福祉事業施設及び病院、診療所等に関する経営指導

- (ウ) 社会福祉事業に関する必要な助成
- (エ) 社会福祉施設職員等退職手当共済制度の運営
- (オ) 心身障害者扶養保険事業の実施
- (カ) 厚生年金保険、船員保険、国民年金又は労働者災害補償保険の年金受給権を担保とした小口資金の貸付け

その資本金は16事業年度末現在で2900億7606万余円(全額国の出資)となっている。

同法人の会計は、一般、長寿・子育て・障害者基金、共済、保険、年金担保貸付及び労災年金担保貸付の6勘定に区分して経理されている。

このうち、労災年金担保貸付勘定は、独立行政法人労働者健康福祉機構法(平成14年法律第171号)附則第2条第1項の規定により、同法人の成立による労働福祉事業団の解散に伴い、同事業団が実施していた労働福祉事業団法(昭和32年法律第126号)第19条第1項第1号に規定する資金貸付け業務を同法人が承継したことから、16年4月1日に新たに設けられたものである。

同法人の勘定別の16事業年度の貸借対照表、損益計算書及び主な業務実績は次のとおりである。

(注1) 同法人の15事業年度は、15年10月1日から16年3月31日までである。

(一 般 勘 定)

この勘定は、社会福祉事業施設を設置し又は経営する社会福祉法人等に対する社会福祉事業施設の設置、整備又は経営に必要な資金の貸付け、病院、診療所、介護老人保健施設等を開設する個人、医療法人等に対する病院等の設置、整備又は経営に必要な資金の貸付け等の事業に関する経理を行うものである。

1 貸 借 対 照 表

区 分	16事業年度末 千円	(15事業年度末) 千円
資 産	3,195,863,611	3,049,233,268
(うち長期貸付金)	(3,181,377,165)	(3,035,011,479)
(うち貸倒引当金)	(△ 8,771,866)	(△ 8,738,189)
負 債	3,191,263,403	3,044,305,838
(うち長期借入金)	(3,084,868,609)	(2,969,919,429)
(うち資産見返負債)	(311,453)	(92,833)
(うち運営費交付金債務)	(186,331)	(116,722)
資 本	4,600,207	4,927,430
(うち資本金)	(5,534,827)	(5,534,827)
(うち資本剰余金)	(△ 490,984)	(△ 163,761)

(注2) 損益外減価償却累計額分である。

2 損 益 計 算 書

区 分	16事業年度 千円	(15事業年度) 千円
経 常 費 用	81,057,434	42,212,070
(うち借入金利息)	(73,791,197)	(37,620,749)
経 常 収 益	81,057,434	41,768,435
(うち運営費交付金収益)	(3,693,835)	(2,092,750)
(うち福祉医療貸付事業収入)	(62,940,859)	(32,233,388)
当 期 純 損 失	—	443,635
当 期 総 損 失	—	443,635
(損 失 の 処 理)		
(当期未処理損失)		
当 期 総 損 失	—	443,635
前 期 繰 越 欠 損 金	443,635	—
(次期繰越欠損金)		
次 期 繰 越 欠 損 金	443,635	443,635

3 主な業務実績

区 分	16事業年度	(15事業年度)
貸 付 け 件 数	1,572件	1,312件
金 額	436,800,000千円	226,500,000千円
貸 付 金 回 収 等 (うち貸付金償却)	290,434,314千円 (109,306千円)	159,206,853千円 (1,192,167千円)
事業年度末貸付金残高 件 数	23,893件	23,698件
金 額	3,181,377,165千円	3,035,011,479千円
上記貸付金残高の独立行政法人会計基準による分類		
一 般 債 権	3,160,217,693千円	3,011,443,420千円
貸 倒 懸 念 債 権	12,192,109千円	11,276,296千円
破 産 更 生 債 権 等	8,967,362千円	12,291,763千円
貸 倒 引 当 金	8,771,866千円	8,738,189千円
〔貸倒引当金は、一般債権については予想損失率等を、貸倒懸念債権及び破産更生債権等については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上している。〕		

(長寿・子育て・障害者基金勘定)

〔この勘定は、社会福祉事業を行う事業者に対する助成等の事業に関する経理を行うものである。〕

1 貸借対照表

区 分	16事業年度末	(15事業年度末)
	千円	千円
資 産 (うち投資有価証券等)	282,357,091 (278,902,627)	282,374,665 (280,164,905)
負 債 (うち退職給付引当金)	1,139,977 (593,525)	407,136 (387,772)
資 本 (うち資本金) (うち利益剰余金)	281,217,113 (278,710,000) (2,507,113)	281,967,528 (280,000,000) (1,967,528)

2 損益計算書

区 分	16事業年度	(15事業年度)
	千円	千円
経 常 費 用 (うち社会福祉事業振興事業費)	4,549,511 (3,888,657)	2,081,115 (1,877,187)
経 常 収 益 (うち基金事業運用収入)	4,309,097 (4,214,346)	2,161,700 (2,129,101)
臨 時 利 益	780,000	11,580
当 期 純 利 益	539,585	92,165
当 期 総 利 益	539,585	92,165
(利益の処分)		
(当期末処分利益)		
当 期 総 利 益	539,585	92,165
(利益処分額)		
積 立 金	539,585	92,165

3 主な業務実績

区 分	16事業年度	(15事業年度)
社会福祉振興事業の助成 件 数	744事業	242事業
金 額	3,545,049千円	1,602,203千円
調査研究等事業の委託 件 数	1事業	2事業
金 額	30,222千円	85,789千円

(共 済 勘 定)

〔この勘定は、社会福祉施設職員等退職手当共済法(昭和36年法律第155号)に基づく退職手当金の支給等の事業に関する経理を行うものである。〕

1 貸借対照表

区 分	16事業年度末 千円	(15事業年度末) 千円
資 産	984,017	621,856
負 債	6,298,189	5,566,149
(うち短期借入金)	(5,314,172)	(4,944,293)
(うち資産見返負債)	(30,226)	(1,034)
(うち運営費交付金債務)	(13,023)	(5,021)
資 本	△ 5,314,172	△ 4,944,293

2 損益計算書

区 分	16事業年度 千円	(15事業年度) 千円
経 常 費 用	79,543,649	23,594,355
(うち退職手当給付金)	(78,932,465)	(23,338,072)
経 常 収 益	79,410,398	9,427,496
(うち運営費交付金収益)	(606,970)	(254,060)
(うち補助金等収益)	(50,227,846)	(9,076,772)
臨 時 損 失	783,995	96,365
臨 時 利 益	547,367	9,318,931
当 期 純 損 失	369,879	4,944,293
当 期 総 損 失	369,879	4,944,293
(損失の処理)		
(当期未処理損失)		
当 期 総 損 失	369,879	4,944,293
前 期 繰 越 欠 損 金	4,944,293	—
(次期繰越欠損金)		
次 期 繰 越 欠 損 金	5,314,172	4,944,293

3 主な業務実績

区 分	16事業年度	(15事業年度)
退職手当金支給者数	65,392人	23,756人
退職手当金支給額	78,932,465千円	23,338,072千円

(保 険 勘 定)

〔 この勘定は、地方公共団体が心身障害者扶養共済制度の加入者に対して負う共済責任を保険する等の事業に関する経理を行うものである。 〕

1 貸借対照表

区 分	16事業年度末 千円	(15事業年度末) 千円
資 産	47,349,343	42,885,986
(うち金銭の信託)	(47,337,572)	(42,883,728)
負 債	86,628,518	79,818,971
(うち心身障害者扶養保険責任準備金)	(86,616,748)	(79,816,713)
(うち運営費交付金債務)	(7,810)	(1,159)
(うち資産見返負債)	(417)	(224)
資 本	△ 39,279,174	△ 36,932,985

2 損益計算書

区 分	16事業年度 千円	(15事業年度) 千円
経 常 費 用	19,119,444	11,720,437
(うち心身障害者扶養保険業務費)	(19,079,185)	(11,720,186)
経 常 収 益	23,573,289	16,344,248
(うち運営費交付金収益)	(108,420)	(38,590)
(うち心身障害者扶養保険事業収入)	(23,464,813)	(16,305,649)
臨 時 損 失	6,800,034	6,038,681
当 期 純 損 失	2,346,189	1,414,870
当 期 総 損 失	2,346,189	1,414,870
(損失の処理)		
(当期未処理損失)		
当 期 総 損 失	2,346,189	1,414,870
前 期 繰 越 欠 損 金	36,932,985	35,518,114

区 分	16事業年度 千円	(15事業年度) 千円
(次期繰越欠損金)		
次期繰越欠損金	39,279,174	36,932,985

3 主な業務実績

区 分	16事業年度	(15事業年度)
新規加入者数	1,874人	836人
新規年金受給者数	2,302人	908人
保険対象加入者数	96,809人	98,576人
年金給付保険金支払対象障害者数	39,659人	37,854人
死亡・障害保険金額	8,339,700千円	3,305,000千円
年金給付保険金額	9,584,760千円	4,577,370千円

(年金担保貸付勘定)

〔 この勘定は、厚生年金保険、船員保険又は国民年金の年金給付の受給権者に対する、その受給権を担保とした小口の資金の貸付け等の事業に関する経理を行うものである。 〕

1 貸借対照表

区 分	16事業年度末 千円	(15事業年度末) 千円
資 産	228,263,669	223,757,752
(うち長期貸付金)	(219,062,302)	(215,862,640)
(うち貸倒引当金)	(△ 264,239)	(△ 222,764)
負 債	228,081,572	223,900,174
(うち長期借入金)	(162,193,005)	(178,184,689)
(うち運営費交付金債務)	(32,074)	(1,706)
(うち資産見返負債)	(12,532)	(15,141)
資 本	182,096	△ 142,421
(注3)		
(うち資本剰余金)	(△ 2,682)	(△ 901)
(うち利益剰余金)	(184,779)	(△ 141,520)

(注3) 損益外減価償却累計額分である。

2 損益計算書

区 分	16事業年度 千円	(15事業年度) 千円
経常費用	2,567,697	1,172,304
(うち借入金利息)	(540,276)	(284,697)
経常収益	2,893,997	1,130,981
(うち運営費交付金収益)	(235,698)	(99,759)
(うち年金担保貸付事業収入)	(2,652,383)	(1,029,595)
当期純利益(△当期純損失)	326,300	△ 41,322
当期総利益(△当期総損失)	326,300	△ 41,322
(利益の処分又は損失の処理)		
(当期末処分利益又は当期末処理損失)		
当期総利益(△当期総損失)	326,300	△ 41,322
前期繰越欠損金	141,520	100,197
(利益処分額)		
積立金	184,779	—
(次期繰越欠損金)		
次期繰越欠損金	—	141,520

3 主な業務実績

区 分	16事業年度	(15事業年度)
貸 付 け 件 数	210,824件	102,862件
金 額	239,778,720千円	118,206,550千円
貸付金回収等 (うち貸付金償却)	236,579,057千円 (25,810千円)	116,048,937千円 (21,879千円)
事業年度末貸付金残高 件 数	309,484件	299,105件
金 額	219,062,302千円	215,862,640千円

区 分	16事業年度	(15事業年度)
上記貸付金残高の独立行政法人会計基準による分類		
一 般 債 権	218,827,563千円	215,674,312千円
貸 倒 懸 念 債 権	58,536千円	45,549千円
破 産 更 生 債 権 等	176,203千円	142,777千円
貸 倒 引 当 金	264,239千円	222,764千円
〔 貸倒引当金は、一般債権については予想損失率等を、貸倒懸念債権及び破産更生債権等について〕 〔は個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上している。〕		

(労災年金担保貸付勘定)

〔 この勘定は、労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)に基づく年金給付の受給権者に対する、その受給権を担保とした小口の資金の貸付け等の事業に関する経理を行うものである。〕

1 貸借対照表

区 分	16事業年度末 千円
資 産	5,874,878
(うち長期貸付金)	(5,336,730)
(うち貸倒引当金)	(△ 76,108)
負 債	39,819
(うち運営費交付金債務)	(24,324)
(うち資産見返負債)	(66)
資 本	5,835,059
(うち資本金)	(5,831,238)
(うち利益剰余金)	(3,820)

2 損益計算書

区 分	16事業年度 千円
経 常 費 用	48,225
(うち業務委託費)	(24,315)
経 常 収 益	46,489
(うち運営費交付金収益)	(23,257)
(うち労災年金担保貸付事業収入)	(22,614)
臨 時 利 益	5,556
当 期 純 利 益	3,820
当 期 総 利 益	3,820
(利益の処分)	
(当期末処分利益)	
当 期 総 利 益	3,820
(利益処分額)	
積 立 金	3,820

3 主な業務実績

区 分	16事業年度
貸 付 け 件 数	3,665件
金 額	6,041,710千円
貸 付 金 回 収 等 金 額	5,224,381千円
(うち貸付金償却)	(4,181千円)
事業年度末貸付金残高 件 数	5,144件
金 額	5,336,730千円

上記貸付金残高の独立行政法人会計基準による分類

一 般 債 権	5,274,419千円
貸 倒 懸 念 債 権	61,469千円
破 産 更 生 債 権 等	841千円
貸 倒 引 当 金	76,108千円

〔 貸倒引当金は、一般債権については予想損失率等を、貸倒懸念債権及び破産更生債権等について〕
〔は個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上している。〕

(18) 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構

この独立行政法人は、鉄道の建設等に関する業務及び鉄道事業者、海上運送事業者等による運輸施設の整備を促進するための助成その他の支援に関する業務を総合的かつ効率的に行うこと及び運輸技術に関する基礎的研究に関する業務を行うことを目的として設置されているものである。その資本金は16事業年度末現在で745億0118万余円(うち国の出資735億0118万余円)となっている。

同法人の会計は、建設、船舶、造船、基礎的研究等、助成及び特例業務の6勘定に区分して経理されており、その勘定別の16事業年度の貸借対照表、損益計算書及び主な業務実績は次のとおりである。^(注1)

(注1) 同法人の15事業年度は、15年10月1日から16年3月31日までである。

(建設勘定)

〔この勘定は、新幹線、都市鉄道線、民鉄線等の建設及び大規模な改良並びに当該鉄道施設の貸付又は譲渡等の業務に関する経理を行うものである。〕

1 貸借対照表

区 分	16事業年度末 千円	(15事業年度末) 千円
資 産	6,437,553,840	6,328,878,418
(うち割賦債権)	(1,468,150,843)	(1,504,561,253)
(うち構築物)	(2,186,130,981)	(2,244,888,371)
負 債	6,139,193,319	6,029,816,683
(うち資産見返負債)	(2,153,350,180)	(1,966,457,111)
(うち長期借入金)	(1,415,774,758)	(1,311,622,246)
資 本	298,360,521	299,061,734
(うち資本金)	(56,169,929)	(56,169,929)
(うち資本剰余金)	(241,970,838)	(242,969,911)
(うち利益剰余金)	(219,753)	(—)
(うち繰越欠損金)	(—)	(78,106)

2 損益計算書

区 分	16事業年度 千円	(15事業年度) 千円
経 常 費 用	279,079,614	216,658,349
(うち鉄道施設譲渡原価)	(64,963,640)	(129,006,915)
(うち減価償却費)	(81,468,629)	(33,249,646)
経 常 収 入	279,436,665	216,582,183
(うち鉄道施設譲渡収入)	(95,698,663)	(145,114,691)
(うち鉄道施設賃貸収入)	(80,718,435)	(38,124,542)
経 常 利 益	357,050	—
経 常 損 失	—	76,165
臨 時 損 失	59,190	1,970
臨 時 利 益	—	30
当期純利益(△当期純損失)	297,860	△ 78,106
当期総利益(△当期総損失)	297,860	△ 78,106
(利益の処分又は損失の処理)		
(当期未処分利益)		
当 期 総 利 益	297,860	—
前 期 繰 越 欠 損 金	78,106	—
(利益処分額)	—	—
積 立 金	219,753	—
(当期未処理損失)		
当 期 総 損 失	—	78,106
(損失処理額)	—	—
次 期 繰 越 欠 損 金	—	78,106

3 主な業務実績

区 分	16事業年度	(15事業年度)
新 幹 線 建 設 (九州新幹線ほか)	3線 611km	3線 611km
貸 付 線 貸 付 (北陸新幹線ほか)	12線 719km	12線 719km
都 市 鉄 道 建 設 (常磐新線)	1線 58km	1線 58km
民 鉄 線 新 線 建 設 (臨海副都心線ほか)	3線 17km	3線 17km
	4線 23km	4線 23km
		大 改 良

(船舶勘定)

この勘定は、国内海運事業者と費用を分担して国内旅客船及び内航貨物船を共同建造し、当該船舶を同法人と事業者との共有とし、事業者に使用管理させる業務等に関する経理を行うものである。

1 貸借対照表

区 分	16事業年度末 千円	(15事業年度末) 千円
資 産	353,325,010	410,142,392
(うち船舶未収金)	(60,528,684)	(64,217,610)
(うち共有船舶)	(270,584,652)	(311,227,619)
負 債	399,078,449	438,431,776
(うち鉄道建設・運輸施設整備支援機構債券)	(115,910,000)	(125,560,000)
(うち長期借入金)	(174,944,354)	(211,123,176)
資 本	△ 45,753,439	△ 28,289,384
(うち資本金)	(16,165,000)	(16,165,000)
(うち繰越欠損金)	(61,918,439)	(44,454,384)

2 損益計算書

区 分	16事業年度 千円	(15事業年度) 千円
経 常 費 用	67,475,413	28,067,831
(うち減価償却費)	(39,401,532)	(21,285,482)
(うち支払利息)	(8,918,056)	(5,382,224)
経 常 収 益	50,177,231	27,665,819
(うち船舶使用料収入)	(49,032,885)	(27,068,221)
(うち雑益)	(1,069,349)	(408,287)
経 常 損 失	17,298,182	402,011
臨 時 損 失	580,431	55,971
臨 時 利 益	414,558	419,357
当 期 純 損 失	17,464,054	38,626
当 期 総 損 失	17,464,054	38,626
(損失の処理)		
(当期末処理損失)		
当 期 総 損 失	17,464,054	38,626
前 期 繰 越 欠 損 金	44,454,384	44,415,757
(損失処理額)		
次 期 繰 越 欠 損 金	61,918,439	44,454,384

3 主な業務実績

区 分	16事業年度	(15事業年度)
旅 客 船 建 造	3隻 3,356総トン	12隻 15,684総トン
貨 物 船 建 造	18隻 28,466総トン	7隻 16,003総トン

(造船勘定)

この勘定は、高度船舶技術の試験研究及び実用化を促進するための技術支援業務等に関する経理を行うものである。

1 貸借対照表

区 分	16事業年度末 千円	(15事業年度末) 千円
資 産	5,661,180	5,670,491
(うち現金及び預金)	(1,568,685)	(91,615)
(うち投資有価証券)	(3,309,416)	(4,799,276)
負 債	1,622,791	1,636,861
(うち運営費交付金債務)	(1,719)	(2,251)
(うち1年以内返済予定)	(526,934)	(173,973)
(長期借入金)		
(うち長期借入金)	(1,076,447)	(1,443,381)
資 本	4,038,388	4,033,629
(うち資本金)	(2,000,000)	(2,000,000)
(うち資本剰余金)	(2,810,621)	(2,810,621)
(うち繰越欠損金)	(772,232)	(776,991)

2 損益計算書

区 分	16事業年度 千円	(15事業年度) 千円
経 常 費 用	265,064	244,620
(うち研究開発助成金)	(67,000)	(90,600)
(役員職員給与)	(78,555)	(33,364)
経 常 収 益	258,375	234,468
(うち補助金等収益)	(67,000)	(91,411)
(うち納付金収入)	(92,375)	(23,577)
経 常 損 失	6,688	10,152
臨 時 損 失	819	—
臨 時 利 益	12,267	9,347
当期純利益(△当期純損失)	4,759	△ 804
当期総利益(△当期総損失)	4,759	△ 804
(損失の処理)		
(当期未処理損失)		
当 期 総 損 失	—	804
当 期 総 利 益	4,759	—
前 期 繰 越 欠 損 金	776,991	776,186
(損失処理額)		
次 期 繰 越 欠 損 金	772,232	776,991

3 主な業務実績

区 分	16事業年度	(15事業年度)
技 術 支 援 業 務 件 数	1件	2件
金 額	68,050千円	92,925千円

(基礎的研究等勘定)

〔 この勘定は、運輸技術に関し新たな発想に立った新技術を創出するための独創性、革新性のある基礎研究を提案公募方式により行う業務等に関する経理を行うものである。 〕

1 貸借対照表

区 分	16事業年度末 千円	(15事業年度末) 千円
資 産	53,396,121	37,289,720
(うち現金及び預金)	(443,445)	(221,340)
(うち貸付金)	(52,905,000)	(37,000,000)
負 債	53,130,024	37,156,111
(うち運営費交付金債務)	(17,079)	(—)
(うち1年以内返済予定)	(52,905,000)	(37,000,000)
(長期借入金)		
(うち未払金)	(185,491)	(130,584)
資 本	266,096	133,608
(うち資本金)	(66,251)	(66,251)
(うち資本剰余金)	(注2)	
(うち利益剰余金)	(△ 33,338)	(△ 11,112)
	(233,184)	(78,470)

(注2) 損益外減価償却累計額△33,338千円が含まれている。

2 損益計算書

区 分	16事業年度 千円	(15事業年度) 千円
経常費用 (うち研究委託費) (うち支払利息)	715,630 (334,549) (217,707)	397,602 (231,824) (92,297)
経常収益 (うち運営費交付金収益) (うち貸付金利息収入)	870,344 (427,786) (310,576)	476,073 (30,263) (129,364)
経常利益	154,713	78,470
当期純利益	154,713	78,470
当期総利益	154,713	78,470
(利益の処分)		
(当期末処分利益)		
当期総利益	154,713	78,470
(利益処分額)		
積立金	154,713	78,470

3 主な業務実績

区 分	16事業年度	(15事業年度)
基礎的研究業務	課題数 15件	15件
	金額 351,689千円	241,569千円
内航海運活性化融資業務	件数 6件	4件
	金額 52,905,000千円	33,000,000千円

(助成勘定)

この勘定は、新幹線、都市鉄道の建設等に対する助成及び日本国有鉄道に係る債務の償還等の業務に関する経理を行うものである。

1 貸借対照表

区 分	16事業年度末 千円	(15事業年度末) 千円
資産	5,899,560,303	6,304,064,057
(うち割賦債権)	(5,486,997,995)	(5,902,730,257)
(うち他勘定長期貸付金)	(335,221,329)	(315,824,298)
負債	5,072,606,687	5,440,889,589
(うち運営費交付金債務)	(3,310)	(7,900)
(うち長期借入金)	(2,516,362,772)	(2,747,781,294)
(うち他勘定長期借入金)	(1,855,772,009)	(1,878,743,950)
資本	826,953,616	863,174,468
(うち資本金)	(100,000)	(100,000)
(うち利益剰余金)	(826,853,616)	(863,074,468)

2 損益計算書

区 分	16事業年度 千円	(15事業年度) 千円
経常費用 (うち割賦譲渡原価) (うち支払利息)	873,229,177 (415,732,261) (273,975,665)	527,468,587 (260,428,562) (143,653,877)
経常収益 (うち補助金等収益) (うち割賦譲渡収入)	837,008,325 (109,635,516) (725,946,009)	510,367,794 (86,484,458) (423,228,566)
経常損失	36,220,851	17,100,792
当期純損失	36,220,851	17,100,792
当期総損失	36,220,851	17,100,792
(損失の処理)		
(当期末処理損失)		
当期総損失	36,220,851	17,100,792
(損失処理額)		
積立金取崩額	36,220,851	17,100,792
次期繰越欠損金	—	—

3 主な業務実績

区 分	16事業年度	(15事業年度)
補助金交付業務	34,113,098千円	34,124,888千円

(特例業務勘定)

この勘定は、日本国有鉄道の役員又は職員であった者等に係る年金の給付に要する費用等の支払、日本鉄道建設公団から承継した土地その他の資産の処分等の業務に関する経理を行うものである。

1 貸借対照表

区 分	16事業年度末	(15事業年度末)
	千円	千円
資 産	3,608,116,810	3,679,388,935
(うち処分用資産)	(1,105,488,687)	(1,148,464,522)
(うち他勘定長期貸付金)	(1,855,772,009)	(1,878,743,950)
負 債	3,187,116,124	3,892,973,885
(うち引当金)	(2,982,511,452)	(3,670,546,534)
(うち厚生年金移換金長)	(145,408,458)	(171,846,359)
(期末払金)		
資 本	421,000,685	△ 213,584,949
(うち利益剰余金)	(399,734,981)	(—)
(うちその他有価証券評)	(21,265,704)	(28,354,272)
(価差額金)		

2 損益計算書

区 分	16事業年度	(15事業年度)
	千円	千円
経 常 費 用	106,483,029	326,421,965
(うち処分用資産売却原)	(35,834,186)	(287,955,094)
(備)		
(うち共済年金追加費用)	(53,622,060)	(27,575,603)
経 常 収 益	416,428,226	404,833,447
(うち共済年金追加費用)	(151,495,000)	(—)
(引当金戻入益)		
(うち財務収益)	(124,068,390)	(63,706,785)
経 常 利 益	309,945,197	78,411,482
臨 時 損 失	68,994	2,766
臨 時 利 益	331,798,000	1,171,449
当 期 純 利 益	641,674,202	79,580,164
当 期 総 利 益	641,674,202	79,580,164

(利益の処分又は損失の処理)

(当期末処理損失)

(当期総利益) — (79,580,164)

期首繰越欠損金 — 321,519,386

(損失処理額)

次期繰越欠損金 — 241,939,221

(当期末処分利益)

当期総利益 641,674,202 —

前期繰越欠損金 241,939,221 —

(利益処分額)

積立金 399,734,981 —

3 主な業務実績

区 分	16事業年度	(15事業年度)
土地の売却実績	225件	125件
面積	49ha	30ha
金額	66,813,262千円	14,696,022千円

(19) 独立行政法人水資源機構

この独立行政法人は、水資源の開発又は利用のための施設の改築等及び水資源開発施設等の管理等を行うことにより、産業の発展及び人口の集中に伴い用水を必要とする地域に対する水の安定的な供給の確保を図ることを目的として設置されているものである。その資本金は16事業年度末現在で90億6036万余円(全額国の出資)となっている。

同法人の16事業年度の貸借対照表、損益計算書及び主な業務実績は次のとおりである。^(注1)

(注1) 同法人の15事業年度は、15年10月1日から16年3月31日までである。

1 貸借対照表

区 分	16事業年度末 千円	(15事業年度末) 千円
資 産	4,759,356,229	4,705,717,389
(うち構築物)	(2,512,693,807)	(2,180,418,981)
(うち事業用建設仮勘定)	(890,092,370)	(1,241,579,657)
負 債	4,676,603,635	4,635,677,054
(うち資産見返負債)	(3,367,096,644)	(3,265,064,070)
(うち長期借入金)	(892,685,689)	(917,718,883)
資 本	82,752,593	70,040,335
(うち資本金)	(9,060,366)	(9,060,366)
(うち資本剰余金)	(注2)	
(うち利益剰余金)	(△ 502,309)	(△ 293,148)
	(74,194,536)	(61,273,117)

(注2) 損益外減価償却累計額△502,012千円が含まれている。

2 損益計算書

区 分	16事業年度 千円	(15事業年度) 千円
経 常 費 用	143,821,915	84,404,327
(うち管理業務費)	(31,579,709)	(19,720,550)
経 常 収 益	156,872,824	89,590,788
(うち補助金等収益)	(30,993,750)	(19,411,427)
経 常 利 益	13,050,909	5,186,460
臨 時 損 失	—	5,629,229
臨 時 利 益	—	5,740,479
当 期 純 利 益	13,050,909	5,297,710
目的積立金取崩額	185,484	957,159
当 期 総 利 益	13,236,394	6,254,870
(利益の処分)		
(当期末処分利益)		
当 期 総 利 益	13,236,394	6,254,870
(利益処分額)		
積 立 金	13,236,394	6,254,870

3 主な業務実績

区 分	16事業年度	(15事業年度)
ダ ム 等 事 業	11箇所	11箇所
用 水 路 等 事 業	6箇所	6箇所
ダム、用水路等施設の管理	48箇所	48箇所

(20) 独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構

この独立行政法人は、次の業務を行うことにより、石油及び可燃性天然ガス(以下「石油等」という。)並びに金属鉱産物の安定的かつ低廉な供給に資するとともに、国民の健康の保護及び生活環境の保全並びに金属鉱業等の健全な発展に寄与することを目的として設置されているものである。

(ア) 石油等の探鉱等及び金属鉱物の探鉱に必要な資金の供給その他石油及び可燃性天然ガス資源並びに金属鉱物資源の開発を促進するために必要な業務

(イ) 石油及び金属鉱産物の備蓄に必要な業務

(ウ) 金属鉱業等による鉱害の防止に必要な資金の貸付けその他の業務

その資本金は16事業年度末現在で962億3928万余円(全額国の出資)となっている。

同法人の会計は、石油天然ガス、金属鉱業備蓄・探鉱融資等、金属鉱業一般、金属鉱業鉱害防止積立金、金属鉱業鉱害防止事業基金及び金属鉱業精密調査の6勘定に区分して経理されており、その勘定別(注1)の16事業年度の貸借対照表、損益計算書及び主な業務実績は次のとおりである。

(注1) 同法人の15事業年度は、16年2月29日から3月31日までである。

(石油天然ガス勘定)

この勘定は、石油等の探鉱等に必要な資金の供給その他石油及び可燃性天然ガス資源の開発を促進するために必要な業務並びに石油の備蓄に必要な業務に関する経理を行うものである。

1 貸借対照表

区 分	16事業年度末 千円	(15事業年度末) 千円
資 産	534,161,026	447,124,015
(うち未成工事支出金)	(97,440,020)	(54,587,011)
(うち民間備蓄融資事業貸付金)	(314,602,900)	(285,657,400)
負 債	457,521,960	373,975,502
(うち運営費交付金債務)	(29,158,623)	(522,759)
(うち民間備蓄融資事業借入金)	(314,602,900)	(285,657,400)
(うち未成工事受入金)	(97,440,020)	(54,587,011)
資 本	76,639,065	73,148,513
(うち資本金)	(77,138,661)	(73,138,661)
(うち資本剰余金)	(注2)	
(うち利益剰余金)	(△ 1,097,791)	(△ 83,220)
	(598,195)	(93,072)

(注2) 損益外減価償却累計額△1,071,221千円が含まれている。

2 損益計算書

区 分	16事業年度 千円	(15事業年度) 千円
経 常 費 用	87,291,709	68,684,580
(うち受託経費)	(67,372,901)	(67,633,503)
経 常 収 益	87,796,470	68,777,653
(うち運営費交付金収益)	(7,810,641)	(239,403)
(うち受託収入)	(67,207,345)	(59,882,819)
経 常 利 益	504,760	93,072
当 期 純 利 益	505,123	93,072
当 期 総 利 益	505,123	93,072
(利益の処分)		
(当期末処分利益)		
当 期 総 利 益	505,123	93,072
(利益処分量)		
積 立 金	505,123	93,072

3 主な業務実績

区 分	16事業年度	(15事業年度)
(石油備蓄基地建設のための貸付け)		
貸 付 金 回 収 金 額	17,280,011千円	2,763,109千円
事業年度末貸付金残高	1社	2社
金 額	841,864千円	18,121,875千円

(金属鉱業備蓄・探鉱融資等勘定)

この勘定は、金属鉱物の探鉱に必要な資金の供給、金属鉱産物の備蓄に必要な業務等に関する経理を行うものである。

1 貸借対照表

区 分	16事業年度末 千円	(15事業年度末) 千円
資 産	47,656,105	49,070,818
(うち現金及び預金)	(5,241,358)	(5,483,686)
(うち希少金属鉱産物)	(28,177,047)	(30,435,500)

区 分	16事業年度末 千円	(15事業年度末) 千円
負 債	29,001,539	30,858,483
(うち運営費交付金債務)	(1,271)	(1,344)
(うち1年内返済長期借入金)	(7,658,738)	(70,000)
(うち長期借入金)	(17,627,337)	(20,739,500)
資 本	18,654,565	18,212,335
(うち資本金)	(18,201,866)	(18,201,866)
(注3)		
(うち資本剰余金)	(△ 19,500)	(△ 1,500)
(うち利益剰余金)	(472,199)	(11,968)

(注3) 全額が損益外減価償却累計額である。

2 損益計算書

区 分	16事業年度 千円	(15事業年度) 千円
経 常 費 用	1,276,421	235,813
(うち債券利息)	(476,337)	(124,353)
経 常 収 益	1,736,652	247,781
(うち運営費交付金収益)	(87,062)	(5,637)
(うち国庫補助金)	(830,557)	(201,978)
経 常 利 益	460,230	11,968
当 期 純 利 益	460,230	11,968
当 期 総 利 益	460,230	11,968
(利益の処分)		
(当期末処分利益)		
当 期 総 利 益	460,230	11,968
(利益処分額)		
積 立 金	13,000	7,997
独立行政法人通則法第 44条第3項により主務 大臣の承認を受けた額		
希少金属鉱産物備蓄積 立金	447,230	3,971

3 主な業務実績

区 分	16事業年度	(15事業年度)
(探鉱等のための資金の貸付け)		
貸 付 け 件 数	1件	—
金 額	630,000千円	—
貸 付 金 回 収 金 額	730,054千円	178,101千円
事業年度末貸付金残高 件 数	14件	15件
金 額	3,006,873千円	3,106,927千円

(金属鉱業一般勘定)

この勘定は、金属鉱物資源の開発を促進するために必要な業務及び金属鉱業等による鉱害の防止に必要な資金の貸付け等の業務に関する経理を行うものである。

1 貸借対照表

区 分	16事業年度末 千円	(15事業年度末) 千円
資 産	9,937,974	9,099,158
(うち短期貸付金)	(1,032,817)	(1,093,452)
(うち長期貸付金)	(5,469,495)	(6,030,373)
負 債	9,055,911	8,200,397
(うち運営費交付金債務)	(347,195)	(39,725)
(うち1年内返済長期借入金)	(932,022)	(949,142)
(うち長期借入金)	(5,669,375)	(6,187,397)
資 本 額	882,062	898,761
(うち資本金)	(898,755)	(898,755)
(注4)		
(うち資本剰余金)	(△ 14,516)	(△ 1,116)
(うち△繰越欠損金又は利益剰余金)	(△ 2,176)	(1,122)

(注4) 全額が損益外減価償却累計額である。

2 損益計算書

区 分	16事業年度 千円	(15事業年度) 千円
経常費用 (うち受託経費)	6,101,622 (1,689,401)	2,782,772 (2,127,414)
経常収益 (うち運営費交付金収益) (うち受託収入)	6,098,323 (3,676,626) (1,689,401)	2,783,895 (170,103) (2,127,414)
経常利益(△経常損失)	△ 3,299	1,122
当期純利益(△当期純損失)	△ 3,299	1,122
当期総利益(△当期総損失)	△ 3,299	1,122
(利益の処分又は損失の処理) (当期未処分利益又は当期未処理損失)		
当期総利益(△当期総損失)	△ 3,299	1,122
(利益処分額)		
積立金	—	1,122
(損失処理額)		
積立金取崩額	1,122	—
次期繰越欠損金	2,176	—

3 主な業務実績

区 分	16事業年度	(15事業年度)
(鉱害防止のための資金の貸付け)		
貸付件数	15件	7件
貸付金額	561,590千円	406,250千円
貸付金回収金額	1,085,349千円	560,709千円
事業年度末貸付金残高件数	248件	262件
貸付金残高金額	6,600,066千円	7,123,825千円
上記貸付金残高の独立行政法人会計基準による分類		
一般債権	6,502,312千円	7,123,825千円
貸倒懸念債権	—	—
破産更生債権等	97,754千円	—
貸倒引当金	21,000千円	—

貸倒引当金は、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上している。

(金属鉱業鉱害防止積立金勘定)

この勘定は、採掘権者等が鉱業の用に供する特定施設について、その使用の終了後に必要となる鉱害防止事業に備えて積み立てている鉱害防止積立金の管理の業務に関する経理を行うものである。

1 貸借対照表

区 分	16事業年度末 千円	(15事業年度末) 千円
資産	2,459,465	2,432,980
(うち有価証券)	(214,807)	(599,892)
(うち投資有価証券)	(2,002,462)	(1,615,497)
負債	2,423,450	2,381,599
(うち未払費用)	(18,064)	(18,363)
(うち預り鉱害防止積立金)	(2,405,386)	(2,363,236)
資本金	36,014	51,380
(利益剰余金)		

2 損益計算書

区 分	16事業年度 千円	(15事業年度) 千円
経常費用 (鉱害防止積立金支払利息)	35,786	3,189
経常収益 (うち有価証券利息)	20,420 (20,297)	2,067 (2,055)

区 分	16事業年度 千円	(15事業年度) 千円
経常損失	15,366	1,121
当期純損失	15,366	1,121
当期総損失	15,366	1,121
(損失の処理)		
(当期末処理損失)		
当期総損失	15,366	1,121
(損失処理額)		
積立金取崩額	15,366	1,121

3 主な業務実績

区 分	16事業年度	(15事業年度)
(鉱害防止積立金の積立て)		
特定施設数 件 数	20件	—
積立金額 金 額	46,946千円	—
(鉱害防止積立金の取戻し)		
特定施設数 件 数	2件	—
払渡金額 金 額	4,796千円	—
事業年度末特定施設数 件 数	83件	84件

(金属鉱業鉱害防止事業基金勘定)

この勘定は、休廃止鉱山に係る鉱害防止事業を、確実かつ永続的に実施できるよう、指定鉱害防止事業機関に行わせるために、その原資として採掘権者等から拠出金を徴収し、鉱害防止事業基金として運用する等の業務に関する経理を行うものである。

1 貸借対照表

区 分	16事業年度末 千円	(15事業年度末) 千円
資 産		
(うち有価証券)	4,794,794	4,662,604
(うち投資有価証券)	(273,894)	(399,982)
	(4,247,426)	(3,868,261)
負 債		
(未払金)	32,098	33,031
資 本		
(うち資本剰余金)	4,762,696	4,629,572
(うち利益剰余金)	(4,667,491)	(4,547,754)
	(95,205)	(81,818)

2 損益計算書

区 分	16事業年度 千円	(15事業年度) 千円
経常費用 (鉱害防止業務費)	44,160	4,010
経常収益 (うち有価証券利息)	58,136 (58,065)	5,087 (5,080)
経常利益	13,975	1,077
当期純利益	13,975	1,077
当期総利益	13,975	1,077
(利益の処分)		
(当期末処分利益)		
当期総利益	13,975	1,077
(利益処分額)		
積立金	5,961	488
独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構法第13条第6項に基づき経済産業大臣の認可を受けて鉱害防止事業基金に組み入れた額		
鉱害防止事業基金	8,014	588

3 主な業務実績

区 分	16事業年度	(15事業年度)
(拠 出)		
事業年度末の休廃止鉱山数	22箇所	22箇所
拠出金を徴収している休廃止鉱山数	2箇所	2箇所
拠 出 金 徴 収 額	119,148千円	260,789千円

(金属鉱業精密調査勘定)

この勘定は、金属鉱物の優秀な鉱床が存在する可能性のある地域について行う地質構造の精密調査の業務に関する経理を行うものである。

1 貸借対照表

区 分	16事業年度末	(15事業年度末)
資 産	千円	千円
(うち現金及び預金)	5,866	5,140
(うち未収入金)	(1,044)	(1,601)
	(4,822)	(3,538)
負 債	5,866	5,140
(うち未払金)	(4,337)	(1,445)
(うち預り金)	(2)	(3,695)
資 本	—	—

2 損益計算書

区 分	16事業年度	(15事業年度)
経 常 費 用	千円	千円
(うち業務費)	101,968	81,599
	(74,443)	(79,567)
経 常 収 益	101,968	81,599
(うち国庫補助金)	(67,978)	(54,399)
(うち負担金)	(33,989)	(27,199)
経 常 利 益	—	—
当 期 純 利 益	—	—
当 期 総 利 益	—	—

3 主な業務実績

区 分	16事業年度	(15事業年度)
探鉱のための精密調査事業	98,475千円	2,755千円

(21) 独立行政法人雇用・能力開発機構

この独立行政法人は、労働者の有する能力の有効な発揮及び職業生活の充実を図るため、雇用管理の改善に対する援助、公共職業能力開発施設の設置及び運営等の業務を行うとともに、勤労者の計画的な財産形成の促進の業務を行うことにより、良好な雇用の機会の創出その他の雇用開発、職業能力の開発及び向上並びに勤労者の生活の安定を図り、もって労働者の雇用の安定その他福祉の増進と経済の発展に寄与することを目的として設置されているものである。その資本金は16事業年度末現在で7924億3672万余円(うち国の出資7920億9469万余円)となっている。

同法人の会計は、一般、財形、宿舍等及び炭鉱援護の4勘定に区分して経理されており、その勘定別の16事業年度の貸借対照表、損益計算書及び主な業務実績は次のとおりである。^(注1)

(注1) 同法人の15事業年度は、16年3月1日から3月31日までである。

(一 般 勘 定)

この勘定は、雇用管理の改善に対する援助、公共職業能力開発施設の運営等、介護労働者の福祉の増進に係る事業、雇用促進融資に係る債権の管理及び回収などに関する経理を行うものである。

1 貸借対照表

区 分	16事業年度末 千円	(15事業年度末) 千円
資 産	380,132,929	390,188,350
(うち建物)	(192,222,968)	(200,508,537)
(うち土地)	(58,488,436)	(58,488,436)
負 債	86,517,980	83,023,699
(うち運営費交付金債務)	(10,483,628)	(1,681,105)
(うち未払金)	(14,065,743)	(10,015,456)
(うち長期借入金)	(28,470,728)	(32,112,384)
資 本	293,614,948	307,164,650
(うち資本金)	(302,543,547)	(302,543,547)
(うち資本剰余金)	(注2)	
(うち利益剰余金)	(△ 14,434,544)	(△ 1,302,734)
	(5,505,946)	(5,923,838)

(注2) 損益外減価償却累計額△14,486,850千円が含まれている。

2 損益計算書

区 分	16事業年度 千円	(15事業年度) 千円
経 常 費 用	130,713,554	15,371,099
(うち業務費)	(117,690,692)	(9,312,573)
(うち一般管理費)	(10,348,040)	(5,805,611)
経 常 収 益	130,306,230	15,438,537
(うち運営費交付金収益)	(84,303,726)	(11,088,602)
(うち補助金等収益)	(36,052,033)	(3,553,397)
経常利益(△経常損失)	△ 407,323	67,437
臨 時 損 失	11,263	—
臨 時 利 益	695	—
当期純利益(△当期純損失)	△ 417,892	67,437
目的積立金取崩額	114,442	105,166
当期総利益(△当期総損失)	△ 303,449	172,604
(利益の処分又は損失の処理)		
(当期末処分利益又は当期末処理損失)		
当期総利益(△当期総損失)	△ 303,449	172,604
(利益処分額又は損失処理額)		
積 立 金	—	172,604
雇用促進融資業務積立 金取崩額	130,845	—
積立金取崩額	172,604	—

3 主な業務実績

区 分	16事業年度	(15事業年度)
公共職業能力開発施設等の運営	211箇所	209箇所
助成金の交付	69,006件	5,099件
金額	18,311,082千円	2,392,616千円
福祉施設等設置資金貸付金の回収	5,617,596千円	1,717,916千円
福祉施設等設置資金事業年度未貸付金残高	580件 21,224,549千円	666件 26,842,145千円
上記貸付金残高の独立行政法人会計基準による分類		
一 般 債 権	11,010,643千円	14,632,399千円
貸 倒 懸 念 債 権	6,155,878千円	5,980,995千円
破 産 更 生 債 権 等	4,058,028千円	6,228,749千円
貸 倒 引 当 金	3,838,103千円	5,435,074千円
〔貸倒引当金は、一般債権については貸倒引当率を、貸倒懸念債権及び破産更生債権等については個別に回収可能額を勘案し、回収不能見込額を計上している。〕		

(財形勘定)

〔この勘定は、勤労者の計画的な財産形成を促進するため、財産形成持家資金等の貸付け等の事業〕
〔に関する経理を行うものである。〕

1 貸借対照表

区 分	16事業年度末 千円	(15事業年度末) 千円
資 産	877,970,673	829,445,982
(うち財形融資貸付金)	(832,538,073)	(785,713,533)
(うち財形融資資金貸付金)	(22,912,724)	(18,392,704)
負 債	915,320,383	870,070,846
(うち運営費交付金債務)	(37,254)	(—)
(うち1年内償還債券)	(160,100,000)	(114,300,000)
(うち雇用・能力開発債券)	(612,300,000)	(609,100,000)
資 本	△ 37,349,710	△ 40,624,864
(うち資本金)	(1,000,000)	(1,000,000)
(うち繰越欠損金)	(△ 38,349,710)	(△ 41,624,864)

2 損益計算書

区 分	16事業年度 千円	(15事業年度) 千円
経 常 費 用	12,027,059	1,077,752
(うち財務費用)	(10,186,979)	(925,695)
経 常 収 益	15,302,213	1,217,510
(うち業務収益)	(13,443,271)	(1,122,836)
(うち補助金等収益)	(1,182,869)	(74,194)
経 常 利 益	3,275,154	139,758
当 期 純 利 益	3,275,154	139,758
当 期 総 利 益	3,275,154	139,758
(損失の処理)		
(当期末処理損失)		
当 期 総 利 益	3,275,154	139,758
前 期 繰 越 欠 損 金	41,624,864	41,764,622
(損失処理額)		
次 期 繰 越 欠 損 金	38,349,710	41,624,864

3 主な業務実績

区 分	16事業年度	(15事業年度)
財形融資貸付け件数	6,055件	375件
金額	129,764,300千円	7,743,800千円
同貸付金回収金額	82,992,823千円	5,443,982千円
事業年度末貸付金残高件数	64,211件	61,996件
金額	833,723,681千円	786,952,205千円
上記貸付金残高の独立行政法人会計基準による分類		
一 般 債 権	832,590,532千円	786,253,301千円
貸倒懸念債権	6,083千円	84,247千円
破産更生債権等	1,127,065千円	614,656千円
貸倒引当金	1,185,608千円	1,238,671千円
〔貸倒引当金は、一般債権については貸倒引当率を、貸倒懸念債権及び破産更生債権等については個別に回収可能額を勘案し、回収不能見込額を計上している。〕		

(宿舎等勘定)

〔この勘定は、移転就職者のための宿舎の譲渡又は廃止及びそれまでの間の運営等に関する経理を行うものである。〕

1 貸借対照表

区 分	16事業年度末 千円	(15事業年度末) 千円
資 産	498,641,390	524,246,148
(うち建物)	(219,115,923)	(231,456,963)
(うち土地)	(240,587,098)	(250,366,844)
負 債	8,999,748	10,067,313
(うち前受金)	(3,058,144)	(3,056,105)
(うち長期預り金)	(5,083,131)	(5,182,186)
資 本	489,641,642	514,178,835
(うち資本金)	(488,893,182)	(502,327,045)
(うち資本剰余金)	(△ 11,592,358)	(△ 958,248)
(うち利益剰余金)	(12,340,818)	(12,810,038)

(注3) 損益外減価償却累計額分である。

2 損益計算書

区 分	16事業年度 千円	(15事業年度) 千円
経常費用 (うち業務費)	43,493,466 (43,217,289)	797,957 (772,913)
経常収益 (うち業務収益) (うち補助金等収益)	43,047,313 (41,323,596) (1,225,248)	3,359,079 (3,244,891) (89,725)
経常利益(△経常損失)	△ 446,152	2,561,121
臨時損失	24,516	1,135
臨時利益	1,450	—
当期純利益(△当期純損失)	△ 469,219	2,559,985
当期総利益(△当期総損失)	△ 469,219	2,559,985
(利益の処分又は損失の処理)		
(当期末処分利益又は当期末処理損失)		
当期総利益(△当期総損失)	△ 469,219	2,559,985
(利益処分額又は損失処理額)		
積立金	—	2,559,985
積立金取崩額	469,219	—

3 主な業務実績

区 分	16事業年度	(15事業年度)
雇用促進住宅	142,444戸	142,082戸
福祉施設の運営	21箇所	101箇所

(炭鉱援護勘定)

〔 この勘定は、炭鉱離職者の再就職を促進するため職業訓練等を実施する事業などに関する経理を行うものである。 〕

1 貸借対照表

区 分	16事業年度末 千円	(15事業年度末) 千円
資産	42,223	23,587
負債	44,196	25,561
資本金 (うち繰越欠損金)	△ 1,973 (△ 1,973)	△ 1,973 (△ 1,973)

2 損益計算書

区 分	16事業年度 千円	(15事業年度) 千円
経常費用	92,031	6,904
経常収益 (うち補助金等収益)	92,031 (91,815)	4,931 (4,921)
経常損失	—	1,973
当期純損失	—	1,973
当期総損失	—	1,973
(損失の処理)		
(当期末処理損失)		
当期総損失	—	1,973
前期繰越欠損金	1,973	—
(損失処理額)		
次期繰越欠損金	1,973	1,973

3 主な業務実績

区 分	16事業年度	(15事業年度)
炭鉱離職者に対する職業訓練	9人	3人

なお、この法人について検査した結果、「第3章 個別の検査結果」に「滞納の防止やその早期解消に向けた対応策を執ることなどにより、技能者育成資金の回収業務を適切に行うよう改善させたもの」(465 ページ参照)を掲記した。

(22) 独立行政法人労働者健康福祉機構

この独立行政法人は、療養施設、健康診断施設及び労働者の健康に関する業務を行う者に対して研修、情報の提供、相談その他の援助を行うための施設の設置及び運営等を行うことにより労働者の業務上の負傷又は疾病に関する療養の向上及び労働者の健康の保持増進に関する措置の適切かつ有効な実施を図るとともに、未払賃金の立替払事業等を行い、もって労働者の福祉の増進に寄与することを目的として設置されているものである。その資本金は16事業年度末現在で1562億9537万余円(全額国の出資)となっている。

なお、同法人は、16年4月1日、独立行政法人労働者健康福祉機構法(平成14年法律第171号)附則第2条第1項の規定により、国が承継する資産並びに独立行政法人福祉医療機構が承継する労災年金担保資金貸付業務に係る権利及び義務を除き解散した労働福祉事業団の一切の権利及び義務を承継して設立されたものである。

同法人の16事業年度の貸借対照表、損益計算書及び主な業務実績は次のとおりである。

(注1) この承継に係る労働福祉事業団の16年3月31日現在における貸借対照表上の資産は5295億1001万余円、負債は826億1591万余円及び資本は4468億9410万余円である。

1 貸借対照表

区 分	16事業年度末 千円
資 産	447,277,838
(うち建物)	(155,836,017)
(うち土地)	(77,332,159)
負 債	303,412,538
(うち資産見返補助金等)	(24,232,377)
(うち退職給付引当金)	(201,953,895)
資 本	143,865,299
(うち資本金)	(156,295,370)
(うち資本剰余金)	(注2) (264,418)
(うち繰越欠損金)	(12,694,489)

(注2) 損益外減価償却累計額△1,242,789千円が含まれている。

2 損益計算書

区 分	16事業年度 千円
経 常 費 用	298,053,540
(うち医療事業費)	(273,220,757)
(うち未払賃金立替払業 務費用)	(19,948,968)
経 常 収 益	287,041,681
(うち医療事業収入)	(251,521,221)
(うち補助金等収益)	(20,600,930)
経 常 損 失	11,011,859
臨 時 損 失	1,682,630
当 期 純 損 失	12,694,489
当 期 総 損 失	12,694,489
(損失の処理)	
(当期末処理損失)	
当 期 総 損 失	12,694,489
(損失処理額)	
次 期 繰 越 欠 損 金	12,694,489

3 主な業務実績

区 分	16事業年度
労 災 病 院	38箇所
入 院 患 者 延 べ 数	4,540千人
外 来 患 者 延 べ 数	8,858千人
未 払 賃 金 立 替 払 件 数	3,527件
金 額	26,503,941千円
立 替 払 金 回 収 金 額	9,286,664千円

(23) 独立行政法人国立病院機構

この独立行政法人は、医療の提供、医療に関する調査及び研究並びに技術者の研修等の業務を行うことにより、国民の健康に重大な影響のある疾病に関する医療その他の医療であって、国の医療政策として担うべきものの向上を図り、もって公衆衛生の向上及び増進に寄与することを目的として設置されているものである。その資本金は16事業年度末現在で1442億4059万余円(全額国の出資)となっている。

なお、同法人は、16年4月1日、独立行政法人国立病院機構法(平成14年法律第191号)附則第5条の規定により、国が国立病院及び国立療養所の所掌事務に関して有する権利及び義務のうち、国立ハンセン病療養所等に係るものを除き、一切を承継して設立されたものである。

同法人の16事業年度の貸借対照表、損益計算書及び主な業務実績は次のとおりである。

1 貸借対照表

区 分	16事業年度末 千円
資 産	1,150,569,787
(うち 建物)	(362,372,333)
(うち 土地)	(478,406,608)
負 債	912,547,810
(うち 未払金)	(57,784,700)
(うち 長期借入金)	(706,948,367)
資 本	238,021,976
(うち 資本金)	(144,240,591)
(うち 資本剰余金)	(注)
(うち 繰越欠損金)	(95,342,248)
	(1,560,864)

(注) 損益外減価償却累計額△2,297,700千円が含まれている。

2 損益計算書

区 分	16事業年度 千円
経 常 収 益	746,059,332
(うち 医業収益)	(682,648,047)
(うち 運営費交付金収益)	(51,543,433)
経 常 費 用	745,863,065
(うち 給与費)	(423,809,342)
臨 時 利 益	23,277,134
臨 時 損 失	25,034,266
当 期 純 損 失	1,560,864
当 期 総 損 失	1,560,864
(損失の処理)	
(当期末処理損失)	
当 期 総 損 失	1,560,864
(損失処理額)	
次 期 繰 越 欠 損 金	1,560,864

3 主な業務実績

区 分	16事業年度
病 院 数	149箇所
入 院 患 者 延 べ 数	17,983千人
外 来 患 者 延 べ 数	12,924千人

なお、この法人について検査した結果、「第3章 個別の検査結果」に「職員の不正行為による損害が生じたもの」(470 ページ参照)を掲記した。

(24) 独立行政法人環境再生保全機構

この独立行政法人は、次の業務を行うことにより、良好な環境の創出その他の環境の保全を図り、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与するとともに人類の福祉に貢献することを目的として設置されているものである。

- (ア) 大気汚染や水質汚濁の影響による健康被害の補償
- (イ) 大気汚染による健康被害を予防するために必要な事業
- (ウ) 日本国内及び開発途上地域の環境保全に取り組む民間団体への助成並びに民間環境保全活動の振興に必要な調査研究等
- (エ) ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理費用の助成等
- (オ) 廃棄物の最終処分場の維持管理に係る費用の管理
- (カ) 良好な環境の創出その他の環境の保全に関する調査研究、情報の収集、整理及び提供並びに研修
- (キ) 既に着手している建設譲渡事業
- (ク) 設置又は譲渡された施設等の割賦金債権又は貸付債権の管理及び回収

なお、同法人は、16年4月1日、独立行政法人環境再生保全機構法(平成15年法律第43号)附則第3条及び第4条の規定により国が承継する資産並びに日本環境安全事業株式会社が承継する権利及び義務を除き、解散した公害健康被害補償予防協会及び環境事業団の一切の権利及び義務を承継して設立されたものである。

その資本金は16事業年度末現在で160億4456万余円(全額国の出資)となっている。

同法人の会計は、公害健康被害補償予防業務、基金及び承継の3勘定に区分して経理されており、勘定別の16事業年度の貸借対照表、損益計算書及び主な業務実績は次のとおりである。

(公害健康被害補償予防業務勘定)

〔 この勘定は、大気汚染や水質汚濁の影響による健康被害の補償業務及び大気汚染による健康被害を予防するために必要な事業に係る業務に関する経理を行うものである。 〕

1 貸借対照表

区 分	16事業年度末 千円
資 産	68,341,431
(うち現金及び預金)	(16,582,999)
(うち投資有価証券)	(48,170,596)
負 債	16,822,948
(うち納付財源引当金)	(14,892,316)
(うち運営費交付金債務)	(72,207)
資 本	51,518,483
(うち資本金)	(6,071,570)
(うち資本剰余金)	(44,932,566)
(うち利益剰余金)	(514,346)

2 損益計算書

区 分	16事業年度 千円
経常費用 (うち補償給付費納付金)	65,128,652 (62,104,889)
経常収益 (うち賦課金収益)	64,676,769 (49,638,312)
臨時利益	467,173
当期純利益	15,290
当期総利益	15,290
(利益の処分)	
(当期末処分利益)	
予防経理当期総利益	122,191
(利益処分量)	
独立行政法人通則法第 44条第3項により主 務大臣の承認を受けよ うとする額	
予防経理積立金	122,191
(損失の処理)	
(当期末処理損失)	
補償経理当期総損失	106,901
期首繰越欠損金	132,460
(次期繰越欠損金)	
補償経理繰越欠損金	239,361

3 主な業務実績

区 分	16事業年度
(公害健康被害補償業務)	
賦課金の徴収に関する業 務	件 数 8,516件 金 額 49,638,312千円
補償法第13条第2項の規 定による支払に関する業 務	件 数 4件 金 額 38,350千円
納付金の納付に関する業 務	金 額 62,206,689千円
(公害健康被害予防業務)	
大気汚染の影響による 健康被害の予防に関する 業務	金 額 521,989千円
地方公共団体等が行う公 害健康被害予防事業に対 する助成金の交付に関す る業務	金 額 682,049千円

(基金勘定)

この勘定は、日本国内及び開発途上地域の環境保全に取り組む民間団体への助成業務及び民間環
境保全活動の振興に必要な調査研究等に関する業務等に関する経理を行うものである。

1 貸借対照表

区 分	16事業年度末 千円
資 産	35,331,884
(うち預託金)	(11,585,000)
(うち投資有価証券)	(13,096,693)
負 債	21,681,934
(うちポリ塩化ビフェニ ル廃棄物処理基金預り 金)	(16,275,932)
(うち預り維持管理積立 金)	(4,902,901)
(うち運営費交付金債務)	(205,752)
資 本	13,649,950
(うち資本金)	(9,401,266)
(うち資本剰余金)	(4,248,693)
(うち繰越欠損金)	(8)

2 損益計算書

区 分	16事業年度 千円
経常費用 (うち国内活動助成金) (うち海外活動助成金)	1,060,514 (445,946) (247,445)
経常収益 (うち運営費交付金収益)	1,060,505 (855,915)
当期純損失	8
当期総損失	8
(損失の処理) (当期末処理損失)	
当期総損失	8
(損失処理額)	
次期繰越欠損金	8
3 地球環境基金	
区 分	16事業年度末 千円
地球環境基金残高 (うち政府出資金) (うち民間等出えん金)	13,649,959 (9,401,266) (4,248,693)
4 ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金	
区 分	16事業年度末 千円
ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金残高 (うち国庫補助金) (うち都道府県補助金) (うち民間出えん金)	16,275,932 (8,016,184) (7,789,657) (470,089)
5 主な業務実績	
区 分	16事業年度
(地球環境基金事業)	
民間活動助成事業 件 数	203件
金 額	715,190千円
(ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金事業)	
ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理振興促進事業 件 数	1件
金 額	247,445千円

(承 継 勘 定)

〔 この勘定は、既に着手している建設譲渡事業並びに設置又は譲渡された施設等の割賦金債権又は貸付債権の管理及び回収に関する業務等に関する経理を行うものである。 〕

1 貸借対照表

区 分	16事業年度末 千円
資 産	235,757,519
(うち割賦譲渡元金)	(139,611,748)
(うち貸付金)	(54,299,498)
(うち貸倒引当金)	(△ 26,653,172)
負 債	234,506,019
(うち1年内返済予定長期借入金)	(45,993,100)
(うち長期借入金)	(168,527,790)
(うち運営費交付金債務)	(645,165)
資 本	1,251,500
(うち資本金)	(571,727)
(うち資本剰余金)	(△ 4,636)
(うち利益剰余金)	(684,409)

2 損益計算書

区 分	16事業年度 千円
経常費用 (うち事業資産譲渡原価)	38,154,002 (28,116,308)
経常収益 (うち事業資産譲渡高)	38,838,411 (24,418,907)
臨時損失	4,261
臨時利益	4,261
当期純利益	684,409
当期総利益	684,409
(利益の処分)	
(当期末処分利益)	
当期総利益	684,409
(利益処分額)	
積立金	684,409

3 主な業務実績

区 分	16事業年度
(建設譲渡事業)	
譲渡件数	4件
割賦金総額	14,990,448千円
割賦譲渡元金収入等 (うち繰上償還) (うち割賦譲渡元金償却)	27,939,340千円 (7,154,447千円) (4,135,548千円)
事業年度末割賦譲渡元金 残高	165,318,599千円
(貸付事業)	
貸付金回収等 (うち繰上償還) (うち貸付金償却)	15,833,443千円 (1,644,210千円) (598,514千円)
事業年度末貸付金残高	265件 金額 61,389,264千円
上記貸付金等残高の独立行政法人会計 基準による分類	
一般債権	143,885,964千円
貸倒懸念債権	76,678,456千円
破産更生債権等	6,143,444千円
計	226,707,864千円
貸倒引当金	29,440,138千円

貸倒引当金は、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上している。

(25) 独立行政法人中小企業基盤整備機構

この独立行政法人は、中小企業者その他の事業者の事業活動に必要な助言、研修、資金の貸付け、出資、助成及び債務の保証、地域における施設の整備、共済制度の運営等の事業を行い、もって中小企業者その他の事業者の事業活動の活性化のための基盤を整備することを目的として設置されているものである。その資本金は16事業年度末現在で1兆0932億8868万余円(うち国の出資1兆0922億8868万余円)となっている。

なお、同法人は、16年7月1日、「中小企業総合事業団法及び機械類信用保険法の廃止等に関する法律」(平成14年法律第146号)附則第2条及び第4条並びに「中小企業金融公庫法及び独立行政法人中小企業基盤整備機構法の一部を改正する法律」(平成16年法律第35号)附則第3条の規定により、国等が承継する資産を除き、解散した中小企業総合事業団、地域振興整備公団及び産業基盤整備基金の一切の権利及び義務を承継して設立されたものである。

(注1)

同法人の会計は、一般、産業基盤整備、施設整備等、小規模企業共済、中小企業倒産防止共済、工業再配置等業務特別、産炭地域経過業務特別及び出資承継の8勘定に区分して経理されており、その勘定別の16事業年度の貸借対照表、損益計算書及び主な業務実績は次のとおりである。^(注2)

(注1) 中小企業総合事業団(信用保険事業等を除く。)、地域振興整備公団(地方都市開発整備等事業を除く。)及び産業基盤整備基金(エネルギー使用合理化事業等を除く。)の16年6月30日現在における貸借対照表上の資産、負債及び資本は次のとおりである。

- (1) 中小企業総合事業団の資産は9兆9596億1029万余円、負債は9兆2221億5184万余円及び資本は7374億5844万余円
- (2) 地域振興整備公団の資産は4061億7347万余円、負債は2659億1657万余円及び資本は1402億5689万余円
- (3) 産業基盤整備基金の資産は1256億8993万余円、負債は285億7758万余円及び資本は971億1235万余円

(注2) 同法人の16事業年度は、16年7月1日から17年3月31日までである。

(一 般 勘 定)

この勘定は、中小企業者の事業活動に係る助言、中小企業大学校における人材育成、中小企業者の行う連携や事業の共同化等に必要な資金の貸付け及び創業・経営革新等の支援のための出資、助成等の各種業務に関する経理を行うものである。

1 貸借対照表

区 分	16事業年度末 千円
資 産	997,533,327
(うち現金及び預金)	(189,423,159)
(うち事業貸付金)	(616,747,376)
負 債	37,254,082
(うち運営費交付金債務)	(1,414,453)
(うち一年以内償還予定 債券)	(16,310,000)
(うち長期借入金)	(7,573,261)
資 本	960,279,244
(うち資本金)	(935,276,187)
	(注3)
(うち資本剰余金)	(△ 901,279)
(うち利益剰余金)	(25,904,336)

(注3) 損益外減価償却累計額△994,181千円が含まれている。

2 損益計算書

区 分	16事業年度 千円
経 常 費 用	18,921,609
(うち業務費)	(16,937,589)
経 常 収 益	19,168,172
(うち運営費交付金収益)	(8,553,085)
(うち貸付金利息収入)	(4,719,025)
経 常 利 益	246,563
臨 時 損 失	826
臨 時 利 益	11,868,555
当 期 純 利 益	12,114,292
当 期 総 利 益	13,281,887
(利益の処分)	
(当期末処分利益)	
当 期 総 利 益	13,281,887
(利益処分額)	
積 立 金	13,281,887

3 主な業務実績

(1) 貸付業務

区 分	16事業年度
貸 付 件 数	35件
貸 付 金 額	4,780,987千円
貸付金回収等 (うち繰上償還)	77,600,541千円
(うち貸付金償却)	(23,577,077千円)
	(727,248千円)
事業年度末貸付金残高 件 数	4,528件
金 額	686,235,044千円
上記貸付金残高の独立行政法人会計基準による分類	
一 般 債 権	460,827,853千円
貸 倒 懸 念 債 権	155,919,523千円
破 産 更 正 債 権 等	69,487,667千円
貸 倒 引 当 金	145,638,165千円
〔 貸倒引当金は、一般債権については貸倒実績率を、貸倒懸念債権及び破産更正債権等については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上している。 〕	

(2) 出資業務

区 分	16事業年度
出 資 会 社 数	23社
金 額	6,696,686千円
事業年度末出資金残高 会 社 数	117社
金 額	61,473,096千円

(産業基盤整備勘定)

〔 この勘定は、事業者が事業資金を調達するための金融機関からの借入れ及び発行する社債についての債務の保証等に関する経理を行うものである。 〕

1 貸借対照表

区 分	16事業年度末
資 産	千円
(うち現金及び預金)	35,832,716
(うち長期性預金)	(14,108,673)
	(14,340,000)
負 債	921,811
(うち退職給付引当金)	(189,326)
(うち保証債務損失引当金)	(691,979)
資 本	34,910,905
(うち資本金)	(33,573,968)
	(注4)
(うち資本剰余金)	(900,142)
(うち利益剰余金)	(436,794)

(注4) 損益外減価償却累計額△397千円が含まれている。

2 損益計算書

区 分	16事業年度
	千円
経 常 費 用	121,775
(うち業務費)	(93,211)
経 常 収 益	306,557
(うち債務保証料収入)	(64,582)
(うち財務収益)	(232,623)
経 常 利 益	184,782
臨 時 利 益	252,011
当 期 純 利 益	436,794
当 期 総 利 益	436,794

区 分	16事業年度 千円
(利益の処分)	
(当期末処分利益)	
当期総利益	436,794
(利益処分量)	
積立金	436,794

3 主な業務実績

区 分	16事業年度
減少した保証債務金 額	3,436,714千円
年度末保証債務残高 件 数	162件
金 額	24,957,977千円

(施設整備等勘定)

〔 この勘定は、地域における新事業創出等のための事業用地の造成、管理、賃貸及び譲渡等の業務
に関する経理を行うものである。 〕

1 貸借対照表

区 分	16事業年度末 千円
資 産	46,983,970
(うち事業貸付金)	(12,783,300)
(うち関係会社株式)	(11,824,188)
負 債	20,198,365
(うち地域振興整備債券)	(7,794,300)
(うち長期借入金)	(8,214,291)
資 本	26,785,605
(うち資本金)	(48,275,000)
(うち資本剰余金)	(注5)
(うち繰越欠損金)	(△ 373)
(うち繰越欠損金)	(21,489,021)

(注5) 損益外減価償却累計額分である。

2 損益計算書

区 分	16事業年度 千円
経常費用	2,400,886
(うち業務費)	(2,066,666)
経常収益	2,994,050
(うち不動産関係事業収 入)	(2,364,241)
経常利益	593,163
臨時利益	44,698
当期純利益	637,862
当期総利益	637,862

(損失の処理)

(当期末処理損失)	
当期総利益	637,862
前期繰越欠損金	22,126,884
(損失処分量)	
次期繰越欠損金	21,489,021

3 主な業務実績

区 分	16事業年度
土地の売却実績 件 数	6件
面 積	5ha
金 額	1,552,692千円

(小規模企業共済勘定)

〔 この勘定は、小規模企業共済事業及び小規模企業共済契約者に対する資金の貸付事業に関する経
理を行うものである。 〕

1 貸借対照表

区 分	16事業年度末 千円
資 産	8,684,188,026
(うち信託資産)	(1,535,466,406)
(うち投資有価証券)	(4,457,849,863)
負 債	9,550,453,088
(うち運営費交付金債務)	(345,383)
(うち貸付有価証券担保 預り金)	(974,065,059)
(うち責任準備金)	(8,527,577,346)
資 本	△ 866,265,061
(うち資本金)	(15,518,000)
	(注6)
(うち資本剰余金)	(△ 3,051)
(うち繰越欠損金)	(881,780,009)

(注6) 損益外減価償却累計額分である。

2 損益計算書

区 分	16事業年度 千円
経 常 費 用	445,345,945
(うち業務費)	(445,110,061)
経 常 収 益	499,818,814
(うち運営費交付金収益)	(3,239,049)
(うち共済事業掛金等収 入)	(372,368,862)
(うち資産運用収入)	(118,200,992)
経 常 利 益	54,472,868
臨 時 損 失	258
当 期 純 利 益	54,472,609
当 期 総 利 益	54,472,609
(損失の処理)	
(当期末処理損失)	
当 期 総 利 益	54,472,609
前 期 繰 越 欠 損 金	936,252,618
(損失処理額)	
次 期 繰 越 欠 損 金	881,780,009

3 主な業務実績

区 分	16事業年度
共 済 契 約	61,579件
事 業 年 度 末 契 約	1,741,854件
共 済 金 の 支 払	32,044件
	金額 285,803,624千円
貸 付	89,796件
	金額 258,011,440千円
貸 付 金 回 収	220,256,552千円
事 業 年 度 末 貸 付 金 残 高	113,982件
	金額 328,559,872千円

(中小企業倒産防止共済勘定)

[この勘定は、中小企業倒産防止共済事業に関する経理を行うものである。]

1 貸借対照表

区 分	16事業年度末 千円
資 産	594,975,341
(うち事業貸付金)	(201,640,426)
(うち投資有価証券)	(241,570,648)
負 債	547,557,052
(うち運営費交付金債務)	(49,630)
(うち倒産防止共済基金)	(498,287,285)
(うち異常危険準備基金)	(23,888,568)

区 分	16事業年度末 千円
資 本	47,418,288
(うち資本金)	(47,421,855)
(うち資本剰余金)	(注7)
(うち利益剰余金)	(△ 8,744)
	(5,178)

(注7) 損益外減価償却累計額分である。

2 損益計算書

区 分	16事業年度 千円
経常費用	35,824,974
(うち業務費)	(35,584,391)
経常収益	37,253,012
(うち運営費交付金収益)	(607,356)
(うち共済事業掛金等収 入)	(33,811,126)
(うち資産運用収入)	(998,252)
経常利益	1,428,037
臨時損失	1,426,929
臨時利益	4,070
当期純利益	5,178
当期総利益	5,178
(利益の処分)	
(当期未処分利益)	
当期総利益	5,178
(利益処分額)	
積立金	5,178

3 主な業務実績

区 分	16事業年度
共済契約	契約件数
事業年度末契約	10,832件
貸付	件数
	321,753件
	件数
	10,974件
	金額
	37,752,950千円
貸付金回収等	金額
(うち貸付金償却)	93,056,781千円
	(26,416,455千円)
事業年度末貸付金残高	件数
	72,183件
	金額
	265,730,791千円

上記貸付金残高の独立行政法人会計基準による分類

一 般 債 権	160,002,799千円
貸倒懸念債権	41,637,626千円
破産更正債権等	64,090,365千円
貸倒引当金	103,277,777千円

〔 貸倒引当金は、一般債権については貸倒実績率を、貸倒懸念債権及び破産更正債権等については回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上している。 〕

(工業再配置等業務特別勘定)

〔 この勘定は、旧地域振興整備公団から承継した工業再配置の促進等に必要な工場用地等の管理、譲渡に関する経理を行うものである。 〕

1 貸借対照表

区 分	16事業年度末 千円
資 産	79,199,275
(うち現金及び預金)	(45,856,890)
(うち販売用不動産)	(21,837,329)
負 債	77,737,774
(うち一年以内償還予定 債券)	(19,757,000)
(うち地域振興整備債券)	(48,000,000)

区 分	16事業年度末 千円
資 産	1,461,500
(うち資本金)	(4,360,000)
(うち資本剰余金)	(注8)
(うち繰越欠損金)	(△ 3,195)
	(2,895,303)

(注8) 損益外減価償却累計額△3,057千円が含まれている。

2 損益計算書

区 分	16事業年度 千円
経常費用	6,436,367
(うち業務費)	(5,940,161)
経常収益	7,891,920
(うち不動産関係事業収入)	(7,233,950)
経常利益	1,455,553
臨時利益	9,143
当期純利益	1,464,696
当期総利益	1,464,696
(損失の処理)	
(当期末処理損失)	
当期総利益	1,464,696
前期繰越欠損金	4,360,000
(損失処理額)	
次期繰越欠損金	2,895,303

3 主な業務実績

区 分	16事業年度
土地の売却実績	43件
	面積
	148ha
	金額
	7,073,419千円

(産炭地域経過業務特別勘定)

この勘定は、旧地域振興整備公団から承継した旧産炭地域の振興に必要な土地の管理、譲渡等に
関する経理を行うものである。

1 貸借対照表

区 分	16事業年度末 千円
資 産	29,729,808
(うち現金及び預金)	(9,590,415)
(うち販売用不動産)	(8,229,277)
負 債	48,220,919
(うち地域振興整備債券)	(26,200,000)
(うち長期借入金)	(11,656,714)
資 本	△ 18,491,111
(うち資本剰余金)	(注9)
(うち繰越欠損金)	(△ 2,721)
	(18,488,389)

(注9) 損益外減価償却累計額分である。

2 損益計算書

区 分	16事業年度 千円
経常費用	2,316,390
(うち業務費)	(2,088,305)
経常収益	3,294,969
(うち補助金等収益)	(205,595)
(うち不動産関係事業収入)	(2,947,611)
経常利益	978,578
臨時利益	250,518
当期純利益	1,229,097
当期総利益	1,229,097

区 分	16事業年度 千円
(損失の処理)	
(当期末処理損失)	
当期総利益	1,229,097
前期繰越欠損金	19,717,486
(損失処理額)	
次期繰越欠損金	18,488,389

3 主な業務実績

区 分	16事業年度
土地の売却実績	11件
	21ha
	2,838,924千円

(出資承継勘定)

この勘定は、旧産業基盤整備基金が行っていた出資事業により取得した株式を承継し、その管理、処分に関する経理を行うものである。

1 貸借対照表

区 分	16事業年度末 千円
資産	7,860,884
(うち現金及び預金)	(2,020,928)
(うち投資有価証券)	(4,668,066)
負債	79,366
(うち退職給付引当金)	(63,108)
資本	7,781,518
(うち資本金)	(8,863,671)
(うち繰越欠損金)	(1,082,153)

2 損益計算書

区 分	16事業年度 千円
経常費用	71,933
(うち業務費)	(62,559)
経常収益	453,193
(うち投資有価証券売却益)	(374,352)
経常利益	381,260
当期純利益	381,260
当期総利益	381,260
(損失の処理)	
(当期末処理損失)	
当期総利益	381,260
前期繰越欠損金	1,463,413
(損失処理額)	
次期繰越欠損金	1,082,153

3 主な業務実績

区 分	16事業年度末
出資残高	32社
会社数	5,839,915千円
金額	

なお、この法人について検査した結果、「第3章 個別の検査結果」に「中小企業高度化事業に係る資金の貸付けが不当と認められるもの」(471 ページ参照)及び「中小企業高度化事業における不良債権が多額に上っていて、その解消を図るため、より一層の債権管理態勢を整備することが必要な事態について」(534 ページ参照)を掲記した。

(26) 独立行政法人都市再生機構

この独立行政法人は、次の業務を行うことなどにより都市の健全な発展と国民生活の安定向上に寄与することを目的として設置されているものである。

(ア) 機能的な都市活動及び豊かな都市生活を営む基盤の整備が社会経済情勢の変化に対応して十分に行われていない大都市及び地域社会の中心となる都市において、市街地の整備改善及び賃貸住宅の供給の支援に関する業務

(イ) 都市基盤整備公団から承継した賃貸住宅等の管理等に関する業務

その資本金は16事業年度末現在で8552億0095万余円(うち国の出資8532億0062万余円)となっている。

なお、同法人は、16年7月1日、独立行政法人都市再生機構法(平成15年法律第100号)附則第3条及び第4条の規定により、国が承継する資産を除き地域振興整備公団が有する地方都市開発整備等業務に係る権利及び義務並びに解散した都市基盤整備公団の一切の権利及び義務を承継して設立されたものである。

同法人の会計は、都市再生及び鉄道の2勘定に区分して経理されており、その勘定別の16事業年度の貸借対照表、損益計算書及び主な業務実績は次のとおりである。

(注1) この承継に係る地域振興整備公団及び都市基盤整備公団の16年6月30日現在における貸借対照表上の資産、負債及び資本は次のとおりである。

- (1) 地域振興整備公団の資産は3708億3484万余円、負債は3606億0778万余円及び資本は102億2705万余円
- (2) 都市基盤整備公団の資産は17兆9142億5797万余円、負債は17兆0143億5149万余円及び資本は8999億0648万余円

(注2) 同法人の16事業年度は、16年7月1日から17年3月31日までである。

(都市再生勘定)

この勘定は、機能的な都市活動及び豊かな都市生活を営む基盤の整備が社会経済情勢の変化に対応して十分に行われていない大都市及び地域社会の中心となる都市において、市街地の整備改善及び賃貸住宅の供給の支援に関する業務及び都市基盤整備公団から承継した賃貸住宅等の管理等に関する業務に関する経理を行うものである。

1 貸借対照表

区 分	16事業年度末 千円
資 産	17,508,737,401
(うち土地)	(8,697,583,690)
(うち建物)	(3,193,213,804)
負 債	17,313,046,141
(うち長期借入金)	(12,867,146,768)
(うち都市再生債券)	(1,765,020,000)
資 本	195,691,259
(うち資本金)	(855,200,950)
(うち資本剰余金)	(9,755,039)

2 損益計算書

区 分	16事業年度 千円
経 常 費 用	901,959,087
(うち財務費用)	(318,987,077)
(うち賃貸住宅業務費)	(247,807,417)
経 常 収 益	960,953,322
(うち賃貸住宅業務収入)	(465,583,444)
(うち既成市街地整備改 善業務収入)	(211,820,024)

区 分	16事業年度 千円
経 常 利 益	58,994,234
臨 時 損 失	2,295,277
臨 時 利 益	103,627
当 期 純 利 益	56,802,585
当 期 総 利 益	56,802,585
(損 失 の 処 理)	
(当期未処理損失)	
当 期 総 利 益	56,802,585
前 期 繰 越 欠 損 金	701,170,221
鉄道業務の終了に伴う繰越欠損金等の帰属額	24,897,094
(損 失 処 理 額)	
次 期 繰 越 欠 損 金	669,264,730
3 主な業務実績	
区 分	16事業年度
都 市 機 能 更 新	23地区
土 地 有 効 利 用	2地区
居 住 環 境 整 備	
市 街 地 再 開 発	30地区
民 間 供 給 支 援	12地区
再 開 発 分 譲 住 宅	198戸
賃 貸 住 宅 の 建 設	
住 宅 の 建 設	6,001戸
建 替 の 着 手	5,283戸
増 改 築	5,729戸
高 齢 者 向 け 優 良 賃 貸 住 宅	1,660戸
賃 貸 住 宅 の 供 給	
住 宅 の 供 給	6,741戸
賃 貸 住 宅 の 事 業 年 度 末 現 在 管 理 戸 数	766,952戸
ニ ュ ー タ ウ ン 整 備	
大 都 市 圏	64地区
地 方 都 市	10地区
既 成 市 街 地 整 備 改 善	
整 備 敷 地 譲 渡	92.4ha
施 設 譲 渡	8.6ha
敷 地 賃 貸	9.2ha

(鉄 道 勘 定)

この勘定は、人口及び産業が過度に集中している大都市の周辺の地域において造成された大規模な住宅の用に供する宅地で国土交通大臣が指定するものの利用者のための鉄道による輸送力を確保するため必要なもの並びにこれに附帯する業務に関する経理を行うものである。なお、鉄道勘定は、独立行政法人都市再生機構法附則第13条第6項の規定により、16年9月30日をもって廃止され、同勘定に所属する権利及び義務は、都市再生勘定に帰属した。

1 貸借対照表

都市再生勘定に統合

2 損益計算書

区 分	16事業年度 千円
経 常 費 用	360,395
(うち財務費用)	(271,706)
(うち鉄道業務費)	(87,871)

区 分	16事業年度 千円
経常収益 (うち鉄道業務収入)	162,671 (162,597)
経常損失	197,724
臨時利益	73
当期純損失	197,651
当期総損失	197,651

3 主な業務実績

区 分	16事業年度
(営業キロ程)	
鉄 道	12.5km

なお、この法人について検査した結果、「第3章 個別の検査結果」に「総合スポーツ公園の整備工事の施行に当たり、波付硬質樹脂管の布設工費の積算を誤ったため、契約額が割高になっているもの」(473 ページ参照)及び「賃貸住宅建替事業において、事業着手後長期化していたり、事業着手までに長期間を要したりしている事態について」(548 ページ参照)を掲記した。

(国立大学法人)

(1) 国立大学法人東京大学

この国立大学法人は、大学の教育研究に対する国民の要請にこたえとともに、我が国の高等教育及び学術研究の水準の向上と均衡ある発展を図るため、国立大学を設置して教育研究を行うことを目的として設置されているものである。その資本金は16事業年度末現在で1兆0036億2015万余円(全額国の出資)となっている。

なお、同法人は、16年4月1日、国立大学法人法(平成15年法律第112号)附則第9条の規定により、国が有する権利及び義務のうち同法人が行う業務に関する権利及び義務を承継して設立されたものである。

同法人の16事業年度の貸借対照表、損益計算書及び主な業務実績は次のとおりである。

1 貸借対照表

区 分	16事業年度末 千円
資 産	1,298,897,694
(うち土地)	(894,390,157)
(うち建物)	(205,110,102)
負 債	261,525,580
(うち資産見返負債)	(74,465,657)
(うち国立大学財務・経 営センター債務負担金)	(66,461,953)
(うち長期借入金)	(29,225,557)
資 本	1,037,372,113
(うち資本金)	(1,003,620,159)
(うち資本剰余金)	(注)
(うち利益剰余金)	(26,785,148)
	(6,966,806)

(注) 損益外減価償却累計額△11,973,467千円が含まれている。

2 損益計算書

区 分	16事業年度 千円
経 常 費 用	171,842,000
(うち業務費)	(164,219,568)
経 常 収 益	177,119,747
(うち運営費交付金収益)	(86,180,669)
(うち附属病院収益)	(29,956,901)
経 常 利 益	5,277,747
臨 時 損 失	12,807,461
臨 時 利 益	14,496,520
当 期 純 利 益	6,966,806
当 期 総 利 益	6,966,806
(利益の処分)	
(当期末処分利益)	
当 期 総 利 益	6,966,806
(利益処分量)	
国立大学法人法第35条 において準用する独立行 政法人通則法第44条第 3項により主務大臣の承 認を受けようとする額	
教育研究・組織運営改 善積立金	6,966,806

3 主な業務実績

区 分	16事業年度
(教 育)	
学 生 数	27,412人
学 部 等 の 構 成	10学部15研究科
(研 究)	
受 託 研 究 受 入 件 数	853件
金 額	17,759,037千円
共 同 研 究 受 入 件 数	742件
金 額	3,391,797千円
寄 附 金 受 入 件 数	5,325件
金 額	9,522,316千円
(そ の 他)	
附 属 病 院	2箇所
入 院 患 者 延 べ 数	416,142人
外 来 患 者 延 べ 数	763,468人
(備考) 前記の財務諸表は、平成17年10月26日現在のものである。	

(2) 国立大学法人京都大学

この国立大学法人は、大学の教育研究に対する国民の要請にこたえとともに、我が国の高等教育及び学術研究の水準の向上と均衡ある発展を図るため、国立大学を設置して教育研究を行うことを目的として設置されているものである。その資本金は16事業年度末現在で2445億2993万余円(全額国の出資)となっている。

なお、同法人は、16年4月1日、国立大学法人法(平成15年法律第112号)附則第9条の規定により、国が有する権利及び義務のうち同法人が行う業務に関する権利及び義務を承継して設立されたものである。

同法人の16事業年度の貸借対照表、損益計算書及び主な業務実績は次のとおりである。

1 貸借対照表

区 分	16事業年度末 千円
資 産	383,799,546
(う ち 土 地)	(165,894,282)
(う ち 建 物)	(120,340,535)
負 債	133,605,726
(う ち 資 産 見 返 負 債)	(46,663,758)
(う ち 国 立 大 学 財 務 ・ 経 営 セ ン タ ー 債 務 負 担 金)	(35,043,730)
(う ち 長 期 借 入 金)	(12,417,898)
資 本	250,193,819
(う ち 資 本 金)	(244,529,935)
	(注)
(う ち 資 本 剰 余 金)	(△ 454,173)
(う ち 利 益 剰 余 金)	(6,118,058)

(注) 損益外減価償却累計額△10,749,771千円が含まれている。

2 損益計算書

区 分	16事業年度 千円
経常費用 (うち業務費)	115,242,446 (108,304,968)
経常収益 (うち運営費交付金収益) (うち附属病院収益)	119,345,083 (61,062,675) (23,460,129)
経常利益	4,102,637
臨時損失	9,811,265
臨時利益	11,826,686
当期純利益	6,118,058
当期総利益	6,118,058
(利益の処分)	
(当期末処分利益)	
当期総利益	6,118,058
(利益処分量)	
国立大学法人法第35条 において準用する独立行 政法人通則法第44条第 3項により主務大臣の承 認を受けようとする額	
教育研究等積立金	6,118,058

3 主な業務実績

区 分	16事業年度
(教 育)	
学 生 数	22,229人
学 部 等 の 構 成	10学部15研究科
(研 究)	
受託研究受入 件 数	607件
金 額	8,140,973千円
共同研究受入 件 数	378件
金 額	1,726,934千円
寄附金受入 件 数	3,033件
金 額	3,762,696千円
(そ の 他)	
附属病院	1箇所
入院患者延べ数	364,929人
外来患者延べ数	571,895人

(備考) 前記の財務諸表は、平成17年10月26日現在のものである。

(3) 国立大学法人広島大学

この国立大学法人は、大学の教育研究に対する国民の要請にこたえとともに、我が国の高等教育及び学術研究の水準の向上と均衡ある発展を図るため、国立大学を設置して教育研究を行うことを目的として設置されているものである。その資本金は16事業年度末現在で1472億5122万余円(全額国の出資)となっている。

なお、同法人は、16年4月1日、国立大学法人法(平成15年法律第112号)附則第9条の規定により、国が有する権利及び義務のうち同法人が行う業務に関する権利及び義務を承継して設立されたものである。

同法人の16事業年度の貸借対照表、損益計算書及び主な業務実績は次のとおりである。

1 貸借対照表

区 分	16事業年度末 千円
資 産	201,244,715
(うち土地)	(96,393,600)
(うち建物)	(64,953,772)
負 債	54,054,520
(うち資産見返負債)	(18,133,961)
(うち国立大学財務・経 営センター債務負担金)	(21,842,566)
(うち長期借入金)	(238,875)
(うち長期無利子借入金)	(1,575,293)
資 本	147,190,194
(うち資本金)	(147,251,222)
(うち資本剰余金)	(注)
(うち利益剰余金)	(△1,843,027)
	(1,782,000)

(注) 損益外減価償却累計額△4,272,690千円が含まれている。

2 損益計算書

区 分	16事業年度 千円
経 常 費 用	57,262,592
(うち業務費)	(54,825,074)
経 常 収 益	58,488,012
(うち運営費交付金収益)	(27,922,914)
(うち附属病院収益)	(16,266,277)
経 常 利 益	1,225,419
臨 時 損 失	4,892,505
臨 時 利 益	5,449,085
当 期 純 利 益	1,782,000
当 期 総 利 益	1,782,000
(利益の処分)	
(当期末処分利益)	
当 期 総 利 益	1,782,000
(利益処分額)	
国立大学法人法第35条 において準用する独立行 政法人通則法第44条第 3項により主務大臣の承 認を受けようとする額	
教育研究環境整備積立 金	1,033,481
診療環境整備積立金	748,519

3 主な業務実績

区 分	16事業年度
(教 育)	
学 生 数	15,383人
学 部 等 の 構 成	10学部11研究科
(研 究)	
受 託 研 究 受 入 件 数	151件
	金額 1,151,611千円
共 同 研 究 受 入 件 数	216件
	金額 545,672千円
寄 附 金 受 入 件 数	1,729件
	金額 1,665,166千円
(そ の 他)	
附 属 病 院	1箇所
入 院 患 者 延 べ 数	239,290人
外 来 患 者 延 べ 数	471,196人

(備考) 前記の財務諸表は、平成17年10月26日現在のものである。

なお、この法人について検査した結果「第3章 個別の検査結果」に「医薬品、診療材料等の購入などに当たり、当該年度の予算の額を超えて購入等を行い、翌年度等において事実と異なる不適正な会計経

理を行って代金を支払っているもの」(481 ページ参照)及び「診療報酬に係る会計経理について、資産及び収益の認識・計上処理を適切に行い、正確な財務諸表等の作成を行うよう改善させたもの」(475 ページ参照)を掲記した。

(4) 国立大学法人佐賀大学

この国立大学法人は、大学の教育研究に対する国民の要請にこたえとともに、我が国の高等教育及び学術研究の水準の向上と均衡ある発展を図るため、国立大学を設置して教育研究を行うことを目的として設置されているものである。その資本金は16事業年度末現在で473億6079万余円(全額国の出資)となっている。

なお、同法人は、16年4月1日、国立大学法人法(平成15年法律第112号)附則第9条の規定により、国が有する権利及び義務のうち同法人が行う業務に関する権利及び義務を承継して設立されたものである。

同法人の16事業年度の貸借対照表、損益計算書及び主な業務実績は次のとおりである。

1 貸借対照表

区 分	16事業年度末 千円
資 産	75,701,089
(うち土地)	(39,587,194)
(うち建物)	(15,646,149)
負 債	26,744,309
(うち資産見返負債)	(5,775,466)
(うち国立大学財務・経 営センター債務負担金)	(7,127,671)
(うち長期借入金)	(3,996,680)
資 本	48,956,779
(うち資本金)	(47,360,798)
(うち資本剰余金)	(注)
(うち利益剰余金)	(△469,096)
	(2,065,078)

(注) 損益外減価償却累計額△2,115,165千円が含まれている。

2 損益計算書

区 分	16事業年度 千円
経 常 費 用	26,941,645
(うち業務費)	(25,853,538)
経 常 収 益	28,729,023
(うち運営費交付金収益)	(10,668,107)
(うち附属病院収益)	(11,792,130)
経 常 利 益	1,787,377
臨 時 損 失	1,354,692
臨 時 収 益	1,632,393
当 期 純 利 益	2,065,078
当 期 総 利 益	2,065,078

(利益の処分)

(当期末処分利益)

当 期 総 利 益

2,065,078

(利益処分額)

国立大学法人法第35条
において準用する独立行
政法人通則法第44条第
3項により主務大臣の承
認を受けようとする額

学生キャンパスライフ
向上積立金

203,563

教育・研究充実積立金

503,364

キャンパス環境充実積
立金

267,008

附属病院充実積立金

1,091,141

3 主な業務実績

区 分	16事業年度
(教 育)	
学 生 数	7,314人
学 部 等 の 構 成	5学部5研究科
(研 究)	
受 託 研 究 受 入 件 数	57件
	金額
	213,177千円
共 同 研 究 受 入 件 数	54件
	金額
	98,863千円
寄 附 金 受 入 件 数	606件
	金額
	513,212千円
(そ の 他)	
附 属 病 院	1箇所
入 院 患 者 延 べ 数	197,669人
外 来 患 者 延 べ 数	171,809人

(備考) 前記の財務諸表は、平成17年10月26日現在のものである。

なお、この法人について検査した結果、「第3章 個別の検査結果」に「医薬品、診療材料等の購入などに当たり、当該年度の予算の額を超えて購入等を行い、翌年度等において事実と異なる不適正な会計経理を行って代金を支払っているもの」(481ページ参照)及び「診療報酬に係る会計経理について、資産及び収益の認識・計上処理を適切に行い、正確な財務諸表等の作成を行うよう改善させたもの」(475ページ参照)を掲記した。

3 日本放送協会の決算

日本放送協会は、公共の福祉のために、あまねく日本全国において受信できるように豊かで、かつ、良い放送番組による国内放送を行い又は当該放送番組を委託して放送させるとともに、放送及びその受信の進歩発達に必要な業務を行い、併せて国際放送及び委託協会国際放送業務を行うことを目的として設置されているものである。その資本は平成16事業年度末現在で4138億7295万余円となっている。

同協会の会計は、一般及び受託業務等の2勘定に区分して経理されており、その勘定別の16事業年度の収入支出決算、損益、借入金等及び主な業務実績は次のとおりである。

(一般勘定)

1 収入支出決算

区 分	16事業年度 千円	(15事業年度) 千円
(事業収支)		
(収 入)		
収入決算額	666,745,231	669,369,208
(支 出)		
支出予算現額	671,588,821	667,236,229
支出決算額	659,228,702	657,847,572
予算残額	12,360,118	9,388,656
(資本収支)		
(収 入)		
収入決算額	97,179,593	97,647,842
(支 出)		
支出予算現額	100,795,000	102,936,400
支出決算額	97,179,162	97,647,584
繰越額	2,198,000	4,117,000
予算残額	1,417,837	1,171,815

2 損 益

区 分	16事業年度 千円	(15事業年度) 千円
(経常事業収支)		
経常事業収入 (うち受信料)	685,493,556 (673,665,115)	680,257,049 (671,112,144)
経常事業支出 (うち国内放送費)	667,623,781 (265,123,101)	659,280,631 (271,888,720)
経常事業収支差金	17,869,774	20,976,417
(経常事業外収支)		
経常事業外収入 (うち財務収入)	3,464,689 (2,997,125)	3,447,501 (3,057,106)
経常事業外支出 (財務費)	16,847,170	16,400,761
経常事業外収支差金	△ 13,382,481	△ 12,953,259
(特別収支)		
特別収入 (うち固定資産売却益)	10,439,985 (6,279,650)	8,959,658 (3,050,230)
特別支出 (うちその他の特別支出)	7,410,750 (3,950,649)	5,461,179 (1,466,587)
(事業収支差金)		
当期事業収支差金	7,516,528	11,521,636
(事業収支差金の処分)		
資本支出に充当 翌事業年度に積立金として整理	7,118,000 398,528	7,761,000 3,760,636

3 借入金等

区 分	16事業年度末 千円	(15事業年度末) 千円
借入金残高 (市中金融機関)	20,805,000	21,305,000
放送債券未償還残高	26,000,000	32,000,000
積立金残高	36,211,671	36,211,035

4 主な業務実績

区 分	16事業年度	(15事業年度)
(1日平均放送時間)		
国内放送		
テレビジョン		
地上放送(総合放送及び教育放送)	47時間44分	47時間38分
地上デジタル放送(総合放送及び教育放送)	47時間34分	47時間26分
衛星放送(衛星第1放送、衛星第2放送及びハイビジョン放送)	72時間00分	72時間00分
衛星デジタル放送(デジタル第1放送、デジタル第2放送及びデジタルハイビジョン放送)	71時間57分	71時間54分
ラジオ(第1放送、第2放送及びFM放送)	67時間32分	67時間28分
国際放送		
テレビジョン(世界のほぼ全地域向け放送、北米向け放送及び欧州向け放送)	38時間49分	38時間40分
ラジオ(一般向け放送及び地域向け放送)	65時間15分	65時間31分
(放送受信契約)		
事業年度末放送受信契約件数	37,921千件	38,156千件
受信料調定額	673,665,115千円	671,112,144千円
未収金	37,383,059千円	26,804,926千円
収納率(調定額に対する調定年度内の収納額の比)	94.45%	96.01%

(受託業務等勘定)

1 収入支出決算

区 分	16事業年度 千円	(15事業年度) 千円
(事業収支)		
(収入)		
収入決算額	920,844	855,775
(支出)		
支出予算現額	778,000	769,000
支出決算額	776,362	724,233
予算残額	1,637	44,766

2 損 益

区 分	16事業年度 千円	(15事業年度) 千円
(経常事業収支)		
経常事業収入 (受託業務等収入)	920,844	855,775
経常事業支出 (受託業務等費)	738,208	685,315
経常事業収支差金	182,636	170,460

区 分	16事業年度 千円	(15事業年度) 千円
(経常事業外収支)		
経常事業外支出 (財務費用)	38,154	38,918
経常事業外収支差金 (事業収支差金)	△ 38,154	△ 38,918
当期事業収支差金 (事業収支差金の処分)	144,482	131,541
一般勘定へ繰入れ	144,482	131,541

3 主な業務実績

区 分	16事業年度	(15事業年度)
保有する施設等を一般の 利用に供し又は賃貸する 業務	件数 570件 金額 887,431千円	528件 855,775千円

なお、この協会について検査した結果、「第3章 個別の検査結果」に「職員の不正行為による損害が生じたもの」(487 ページ参照)を、「第4章 国会からの検査要請事項及び特定検査対象に関する検査状況」に「日本放送協会における放送受信料の契約・収納状況について」(871 ページ参照)を掲記した。

4 その他の団体の決算

国が資本金の一部を出資しているもの及び国が資本金を出資したものが更に出資しているもので、平成17年次の検査において検査の対象としたもののうち、8団体の平成16年度決算についてみると、次のとおりである。

(1) 日本電信電話株式会社

この会社は、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社がそれぞれ発行する株式の総数を保有し、これらの株式会社による適切かつ安定的な電気通信役務の提供の確保を図ること並びに電気通信の基盤となる電気通信技術に関する研究を行うことを目的として設置されているものである。その資本金は16営業年度末現在で9379億5000万円(うち国の出資3213億5000万円)となっている。

同会社の16営業年度の貸借対照表、損益計算書及び業務実績の概要は次のとおりである。

1 貸借対照表

区 分	16営業年度末 千円	(15営業年度末) 千円
資 産	8,401,448,820	8,616,756,154
(うち関係会社株式)	(4,785,083,122)	(4,772,634,717)
(うち関係会社長期貸付金)	(2,617,890,064)	(2,827,125,011)
負 債	3,231,181,490	3,448,879,328
(うち社債)	(1,614,827,700)	(1,639,563,661)
(うち長期借入金)	(1,001,578,485)	(1,158,215,570)
(市中金融機関等)		
資 本	5,170,267,329	5,167,876,825
(うち資本金)	(937,950,000)	(937,950,000)
(うち資本準備金)	(2,672,826,000)	(2,672,826,000)

2 損益計算書

区 分	16営業年度 千円	(15営業年度) 千円
経 常 収 益	392,744,655	332,363,668
(うち基盤的研究開発収入)	(139,234,998)	(146,867,997)
(うち受取配当金)	(144,067,035)	(71,577,326)
経 常 費 用	241,044,019	253,699,571
(うち試験研究費)	(124,969,469)	(120,040,365)
経 常 利 益	151,700,636	78,664,096
特 別 利 益	350,659,652	189,572,096
特 別 損 失	—	12,143,000

区 分	16営業年度 千円	(15営業年度) 千円
法人税、住民税及び事業税	53,900,000	△ 913,000
法人税等調整額	△ 7,200,000	16,700,000
当期純利益	455,660,288	240,306,193
前期繰越利益	243,048,576	179,238,531
自己株式消却額	—	100,391,227
中間配当額	47,222,124	39,830,269
当期末処分利益 (利益の処分)	651,486,740	279,323,228
当期末処分利益	651,486,740	279,323,228
特別償却準備金取崩額 (計)	1,863,962 (653,350,702)	3,157,149 (282,480,378)
配当金	44,819,274	39,353,001
役員賞与金	70,000	78,800
翌営業年度へ繰越	608,461,427	243,048,576

なお、特別利益はすべて同会社の子会社である株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ及びエヌ・ティ・ティ都市開発株式会社の株式の一部を売却したことによる関係会社株式売却益である。

3 業務実績

区 分	16営業年度 千円	(15営業年度) 千円
東日本電信電話株式会社への貸付け	17,950,000千円	10,000,000千円
同会社への年度末長期貸付金残高	883,881,875千円	1,010,103,385千円
西日本電信電話株式会社への貸付け	190,000,000千円	200,000,000千円
同会社への年度末長期貸付金残高	1,055,194,701千円	1,065,285,407千円
エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社への貸付け	8,783,710千円	19,541,200千円
同会社への年度末長期貸付金残高	678,813,487千円	751,736,217千円
研究開発費	146,979,808千円	154,043,034千円
特許等出願件数	2,408件	2,904件
研究成果移転収入	2,506,392千円	2,123,911千円

- (2) 北海道旅客鉄道株式会社、(3) 東海旅客鉄道株式会社、(4) 四国旅客鉄道株式会社、
(5) 九州旅客鉄道株式会社、(6) 日本貨物鉄道株式会社

これらの会社は、旅客鉄道事業又は貨物鉄道事業及びこれらに附帯する事業を営営することを目的として設置されているものである。各会社の資本金は16営業年度末現在で北海道旅客鉄道株式会社90億円、東海旅客鉄道株式会社1120億円、四国旅客鉄道株式会社35億円、九州旅客鉄道株式会社160億円、日本貨物鉄道株式会社190億円(これらのうち、東海旅客鉄道株式会社については443億0355万円、その他の会社については全額が独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の出資)となっている。

各会社の16営業年度の貸借対照表、損益計算書及び業務実績の概要は次のとおりである。

(北海道旅客鉄道株式会社)

1 貸借対照表

区 分	16営業年度末 千円	(15営業年度末) 千円
資 産	1,030,027,235	1,022,683,416
(うち鉄道事業固定資産)	(201,335,130)	(202,634,489)
負 債	170,292,142	165,129,453
資 本	859,735,093	857,553,962
(うち資本金)	(9,000,000)	(9,000,000)
(うち資本準備金)	(153,451,356)	(153,451,356)
(うち経営安定基金)	(682,200,000)	(682,200,000)

2 損益計算書

区 分		16営業年度 千円	(15営業年度) 千円
第6章 第2節 第7 4 その他の団体の決算 (6)2 北海道旅客鉄道株式会社、 (3) 東海旅客鉄道株式会社、 (4) 四国旅客鉄道株式会社、 (5) 九州旅客鉄道株式会社、	経常収益 (うち鉄道事業営業収益)	119,208,818	119,458,160
	(うち経営安定基金運用収入)	(83,622,073)	(83,950,984)
	(うち経営安定基金運用収入)	(29,182,836)	(29,466,442)
	経常費用 (うち鉄道事業営業費)	116,530,653	117,915,015
	(うち鉄道事業営業費)	(111,864,246)	(113,011,871)
	経常利益	2,678,165	1,543,144
	特別利益	1,463,553	880,145
	特別損失	2,656,069	1,960,064
	法人税、住民税及び事業税	96,122	96,690
	法人税等調整額	1,229,761	320,123
	当期純利益	159,765	46,411
	前期繰越利益	2,855,363	2,902,609
	当期末処分利益 (利益の処分)	3,015,128	2,949,021
	当期末処分利益	3,015,128	2,949,021
	特別償却準備金取崩額	7,195	7,039
	固定資産圧縮積立金取崩額 (計)	45,711	17,997
	(計)	(3,068,036)	(2,974,057)
	固定資産圧縮積立金 翌営業年度へ繰越	342,103	118,693
		2,725,932	2,855,363

3 業務実績

区 分		16営業年度	(15営業年度)
(年度末営業キロ程)			
鉄 道		2,499km	2,499km
(年間旅客鉄道事業輸送実績)			
輸 送 人 員		123百万人	123百万人
輸 送 人 キ ロ		4,442百万人キロ	4,400百万人キロ
(年度末車両保有数)			
気 動 車		511両	518両
電 車		354両	357両
そ の 他		303両	309両
計		1,168両	1,184両

(東海旅客鉄道株式会社)

1 貸借対照表

区 分		16営業年度末 千円	(15営業年度末) 千円
資 産			
(うち鉄道事業固定資産)		5,146,467,467	5,302,278,048
(うち鉄道事業固定資産)		(4,469,430,287)	(4,606,687,869)
負 債			
(うち鉄道施設購入長期未払金)		4,309,924,772	4,544,895,355
(うち鉄道施設購入長期未払金)		(2,546,763,934)	(2,828,391,100)
(うち社債)		(335,000,000)	(285,000,000)
(うち長期借入金)		(494,735,346)	(534,510,078)
(市中金融機関等)			
資 本			
(うち資本金)		836,542,695	757,382,693
(うち資本金)		(112,000,000)	(112,000,000)
(うち資本準備金)		(53,500,160)	(53,500,160)

2 損益計算書

区 分		16営業年度 千円	(15営業年度) 千円
経常収益 (うち鉄道事業営業収益)		1,155,740,200	1,133,545,790
(うち鉄道事業営業収益)		(1,140,834,545)	(1,118,660,185)
経常費用 (うち鉄道事業営業費)		1,027,749,015	1,016,037,207
(うち鉄道事業営業費)		(813,743,120)	(795,111,153)
経常利益		127,991,185	117,508,582
特別利益		34,042,946	11,942,633

区 分	16営業年度 千円	(15営業年度) 千円
特 別 損 失	14,362,905	15,420,456
法人税、住民税及び事業税	66,568,323	60,036,387
法人税等調整額	△ 9,519,235	△ 12,982,849
当期純利益	90,622,138	66,977,221
前期繰越利益	49,991,716	49,488,981
中間配当額	5,600,000	5,600,000
当期末処分利益 (利益の処分)	135,013,854	110,866,203
配 当 金	6,720,000	5,600,000
役 員 賞 与 金	284,332	274,487
別 途 積 立 金	68,000,000	55,000,000
翌営業年度へ繰越	60,009,522	49,991,716

なお、特別利益の主なものはボーダフォン株式会社株式の売却に伴う投資有価証券売却益 206 億 0908 万余円である。

3 業 務 実 績

区 分	16営業年度	(15営業年度)
(年度末営業キロ程)		
鉄 道	1,970km	1,977km
(年間旅客鉄道事業輸送実績)		
輸 送 人 員	499百万人	495百万人
輸 送 人 キ ロ	50,478百万人キロ	49,272百万人キロ
(年度末車両保有数)		
電 車	3,042両	2,931両
気 動 車	227両	227両
そ の 他	90両	98両
計	3,359両	3,256両

(四国旅客鉄道株式会社)

1 貸 借 対 照 表

区 分	16営業年度末 千円	(15営業年度末) 千円
資 産	353,135,627	348,837,489
(うち鉄道事業固定資産)	(72,645,115)	(75,367,948)
負 債	84,425,956	80,643,357
資 本	268,709,670	268,194,132
(うち資本金)	(3,500,000)	(3,500,000)
(うち資本準備金)	(54,340,206)	(54,340,206)
(うち経営安定基金)	(208,200,000)	(208,200,000)

2 損 益 計 算 書

区 分	16営業年度 千円	(15営業年度) 千円
経 常 収 益	41,178,405	44,828,134
(うち鉄道事業営業収益)	(30,684,444)	(32,364,704)
(うち経営安定基金運用収入)	(8,735,303)	(7,627,668)
経 常 費 用	39,933,166	44,540,150
(うち鉄道事業営業費)	(38,496,700)	(39,408,120)
経 常 利 益	1,245,239	287,984
特 別 利 益	3,162,861	4,674,025
特 別 損 失	4,228,476	4,858,001
法人税、住民税及び事業税	10,058	5,539
当期純利益	169,564	98,467
前期繰越利益	2,207,723	2,109,255
当期末処分利益 (利益の処分)	2,377,288	2,207,723
翌営業年度へ繰越	2,377,288	2,207,723

第 6 章
第 2 節
第 7
4
その他の団体の決算

(6)(2)

日本北海道旅客鉄道株式会社

(3)

東海旅客鉄道株式会社

(4)

四国旅客鉄道株式会社

(5)

九州旅客鉄道株式会社

3 業 務 実 績

区 分	16営業年度	(15営業年度)
(年度末営業キロ程)		
鉄 道	855km	855km
(年間旅客鉄道事業輸送実績)		
輸 送 人 員	49百万人	50百万人
輸 送 人 キ 口	1,527百万人キ口	1,563百万人キ口
(年度末車両保有数)		
気 動 車	278両	280両
電 車	158両	158両
そ の 他	17両	17両
計	453両	455両

(九州旅客鉄道株式会社)

1 貸 借 対 照 表

区 分	16営業年度末	(15営業年度末)
	千円	千円
資 産	892,104,612	898,843,850
(うち鉄道事業固定資産)	(271,937,813)	(279,405,771)
負 債	241,131,064	250,741,575
資 本	650,973,548	648,102,274
(うち資本金)	(16,000,000)	(16,000,000)
(うち資本準備金)	(171,908,538)	(171,908,538)
(うち経営安定基金)	(387,700,000)	(387,700,000)

2 損 益 計 算 書

区 分	16営業年度	(15営業年度)
	千円	千円
経 常 収 益	175,790,426	165,898,687
(うち鉄道事業営業収益)	(139,179,360)	(131,152,909)
(うち経営安定基金運用収入)	(15,024,569)	(14,315,489)
経 常 費 用	166,420,811	159,663,642
(うち鉄道事業営業費)	(143,253,865)	(139,391,626)
経 常 利 益	9,369,614	6,235,044
特 別 利 益	21,387,252	17,776,389
特 別 損 失	26,122,327	18,160,014
法人税、住民税及び事業税	1,883,245	863,506
法 人 税 等 調 整 額	△ 189,742	2,316,891
当 期 純 利 益	2,941,036	2,671,021
前 期 繰 越 利 益	11,463,746	6,475,833
税効果積立金取崩額	—	2,316,891
当 期 未 処 分 利 益	14,404,783	11,463,746
(利益の処分)		
税 効 果 積 立 金	189,742	—
翌 営 業 年 度 へ 繰 越	14,215,040	11,463,746

3 業 務 実 績

区 分	16営業年度	(15営業年度)
(年度末営業キロ程)		
鉄 道	2,121km	2,121km
船 舶	213km	213km
(年間旅客鉄道事業輸送実績)		
輸 送 人 員	293百万人	297百万人
輸 送 人 キ 口	8,136百万人キ口	8,029百万人キ口
(年度末車両保有数)		
電 車	1,233両	1,253両
気 動 車	328両	346両
そ の 他	169両	169両
計	1,730両	1,768両

第6章 第2節 第7 4

(6)(2)

北海道旅客鉄道株式会社、
日本貨物鉄道株式会社

(3)

東海旅客鉄道株式会社、

(4)

四国旅客鉄道株式会社、

(5)

九州旅客鉄道株式会社、

(日本貨物鉄道株式会社)

1 貸借対照表

区 分	16営業年度末 千円	(15営業年度末) 千円
資 産 (うち鉄道事業固定資産)	343,380,695 (257,857,262)	347,994,491 (256,308,519)
負 債 (うち長期借入金) (市中金融機関等)	301,817,211 (95,803,300)	306,060,038 (99,915,260)
資 本 (うち資本金) (うち資本準備金)	41,563,484 (19,000,000) (15,300,700)	41,934,452 (19,000,000) (15,300,700)

2 損益計算書

区 分	16営業年度 千円	(15営業年度) 千円
経 常 収 益 (うち鉄道事業営業収益)	162,351,306 (161,663,125)	166,703,985 (165,748,987)
経 常 費 用 (うち鉄道事業営業費)	160,965,052 (158,257,653)	164,759,753 (161,864,936)
経 常 利 益	1,386,254	1,944,232
特 別 利 益	10,307,824	12,982,723
特 別 損 失	10,513,800	12,493,925
法人税、住民税及び事業税	2,634,917	3,219,540
法人税等調整額	△ 2,134,233	△ 2,427,590
当期純利益	679,593	1,641,079
前期繰越損失	20,204,553	19,477,855
当期末処理損失 (損失の処理)	19,524,959	17,836,775
当期末処理損失	19,524,959	17,836,775
圧縮積立金取崩額	1,523,805	1,057,188
特別償却準備金取崩額	40,031	39,150
(計)	(17,961,122)	(16,740,436)
圧縮積立金	2,665,861	3,464,116
圧縮特別勘定積立金	426,209	—
次期繰越損失として処理	21,053,194	20,204,553

3 業務実績

区 分	16営業年度	(15営業年度)
(年度末営業キロ程)		
鉄 道	8,911km	9,081km
(年間貨物鉄道事業輸送実績)		
輸 送 ト ン 数	36百万トン	37百万トン
輸 送 ト ン キ ロ	22,263百万トンキロ	22,564百万トンキロ
(年度末車両保有数)		
貨 車	9,122両	9,074両
機 関 車	806両	811両
電 車	42両	42両
計	9,970両	9,927両

(7) 東日本電信電話株式会社、(8) 西日本電信電話株式会社

両会社は、地域電気通信事業を経営することを目的として設置されているものである。両会社の資本金は16営業年度末現在で東日本電信電話株式会社3350億円、西日本電信電話株式会社3120億円(両会社とも全額日本電信電話株式会社の出資)となっている。

両会社の16営業年度の貸借対照表、損益計算書及び業務実績の概要は次のとおりである。

(東日本電信電話株式会社)

1 貸借対照表

区 分	16営業年度末 千円	(15営業年度末) 千円
資 産	4,088,300,058	4,306,718,102
(うち機械設備)	(580,807,995)	(613,540,021)
(うち市内線路設備)	(655,890,303)	(638,150,149)
(うち土木設備)	(766,392,329)	(795,964,456)
負 債	2,169,249,506	2,413,069,249
(うち関係会社長期借入金)	(883,881,875)	(1,010,103,385)
(日本電信電話株式会社)		
資 本	1,919,050,551	1,893,648,853
(うち資本金)	(335,000,000)	(335,000,000)
(うち資本準備金)	(1,499,726,749)	(1,499,726,749)

2 損益計算書

区 分	16営業年度 千円	(15営業年度) 千円
経 常 収 益	2,241,934,433	2,328,462,140
(うち電気通信事業営業収益)	(2,024,629,751)	(2,102,812,733)
(うち附帯事業営業収益)	(156,298,606)	(164,371,860)
経 常 費 用	2,144,318,573	2,230,608,731
(うち電気通信事業営業費用)	(1,937,555,836)	(2,015,087,418)
(うち附帯事業営業費用)	(155,638,583)	(165,690,877)
経 常 利 益	97,615,859	97,853,409
特 別 利 益	8,397,616	9,305,764
特 別 損 失	6,736,830	6,736,830
法人税、住民税及び事業税	△ 21,153,000	16,237,000
法 人 税 等 調 整 額	62,300,000	26,200,000
当 期 純 利 益	58,129,645	57,985,342
前 期 繰 越 利 益	25,433,390	145
当 期 未 処 分 利 益	83,563,035	57,985,487
(利益の処分)		
配 当 金	33,500,000	32,495,000
役 員 賞 与 金	54,894	57,097
翌 営 業 年 度 へ 繰 越	50,008,141	25,433,390

3 業務実績

区 分	16営業年度	(15営業年度)
年度末一般加入電話数	24,885千加入	25,221千加入
年度末公衆電話機数	213千個	244千個
年間電報発信通数	10,461千通	12,574千通
年度末一般専用サービス回線数	240千回線	266千回線
年度末総合デジタル通信サービス回線数	4,425千回線	4,756千回線

なお、この会社について検査した結果、「第3章 個別の検査結果」に「加入者収容モジュールに搭載されている基板収容ユニットの転用を促進し、購入費の節減を図るよう改善させたもの」(489ページ参照)及び「ビルの清掃作業について、作業員の移動の実態等に基づいて移動費を適切に算定することなどにより、委託費の節減を図るよう改善させたもの」(493ページ参照)を掲記した。

(西日本電信電話株式会社)

1 貸借対照表

区 分	16営業年度末 千円	(15営業年度末) 千円
資 産	4,080,829,442	4,225,819,371
(うち機械設備)	(550,458,206)	(574,571,691)
(うち市内線路設備)	(826,738,197)	(831,060,518)
(うち土木設備)	(647,060,606)	(650,803,906)
負 債	2,530,087,569	2,680,893,247
(うち関係会社長期借入金)	(1,055,194,701)	(1,065,285,407)
(日本電信電話株式会社)		
資 本	1,550,741,873	1,544,926,123
(うち資本金)	(312,000,000)	(312,000,000)
(うち資本準備金)	(1,170,054,015)	(1,170,054,015)

2 損益計算書

区 分	16営業年度 千円	(15営業年度) 千円
経常収益	2,154,122,840	2,221,762,903
(うち電気通信事業営業収益)	(1,921,025,578)	(1,997,852,185)
(うち附帯事業営業収益)	(177,022,549)	(169,000,149)
経常費用	2,074,035,276	2,131,202,001
(うち電気通信事業営業費用)	(1,846,367,957)	(1,908,560,432)
(うち附帯事業営業費用)	(181,531,475)	(171,603,522)
経常利益	80,087,564	90,560,901
特別利益	10,170,993	15,001,726
特別損失	7,181,065	7,181,065
法人税、住民税及び事業税	△ 57,120,000	△ 52,421,000
法人税等調整額	99,100,000	89,300,000
当期純利益	41,097,492	61,502,563
前期繰越利益	27,572,734	606,890
当期末処分利益 (利益の処分)	68,670,226	62,109,454
配当金	31,200,000	34,494,720
役員賞与金	55,000	42,000
翌営業年度へ繰越	37,415,226	27,572,734

なお、特別利益はすべて土地等の売却に伴う固定資産売却益である。

3 業務実績

区 分	16営業年度	(15営業年度)
年度末一般加入電話数	25,365千加入	25,641千加入
年度末公衆電話機数	228千個	258千個
年間電報発信通数	11,340千通	12,750千通
年度末一般専用サービス回線数	223千回線	247千回線
年度末総合デジタル通信サービス回線数	4,041千回線	4,378千回線

なお、この会社について検査した結果、「第3章 個別の検査結果」に「加入者収容モジュールに搭載されている基板収容ユニットの転用を促進し、購入費の節減を図るよう改善させたもの」(489ページ参照)及び「ビルの清掃作業について、作業員の移動の実態等に基づいて移動費を適切に算定することなどにより、委託費の節減を図るよう改善させたもの」(493ページ参照)を掲記した。